

令和2年5月版

原子力損害賠償事例集

第2部・前

(個票：公表番号146～999)

原子力損害賠償紛争解決センター
(文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室)

1 事案の概要

公表番号	146		
事案の概要	本件事故当時、白河市において製造業を営んでいた申立人が、風評被害による営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の4(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.3.2	全部和解成立日	H24.9.3
事故時住所	白河市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		68,758,126	H23.3~H24.3	※1
小計			68,758,126		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	68,758,126
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、白河市において、一般研磨材料（工業用消耗品）、研磨布、一般家庭用向けつや出し製品等を製造販売する会社であるところ、原発事故による風評被害により減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、基準年を原発事故を含まない直近年度（平成21年4月から平成22年3月まで）とすべきであり、そうすると売上高の減収がないと主張した。パネルは、基準期間を平成22年4月から平成23年3月までの一年間とし、平均利益率32%、影響割合10割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、福島県に所在する拠点で製造業を営んでいた者において、原発事故による風評被害があった場合には、原則として相当因果関係が認められるとしており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られなかったであろう収入額の算定方法の選択は、仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	147		
事案の概要	本件事故当時、山梨県において宿泊業を営んでいた申立人が、本件事故により修学旅行者の宿泊予約がキャンセルされたとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H24.9.4
事故時住所	山梨県南都留郡富士河口湖町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		11,766,321	H23.3~H23.7	※1
小計			11,766,321		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,766,321
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、山梨県南都留郡富士河口湖町で宿泊業を営んでいたところ、原発事故により修学旅行者等の予約に相次いでキャンセルが発生した〔教育旅行手配依頼／回答書、教育旅行取消依頼書〕として、キャンセル分の売上相当額の賠償を求めた。東京電力は、申立人の営む宿泊施設の所在地が福島県とは地理的近接性がないこと等を指摘した上で、修学旅行のキャンセルは原発事故によるものではないことから、原発事故との因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故と修学旅行のキャンセルとの間に相当因果関係があると判断し、請求金額の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、観光業者における個別具体的な事実に鑑み、現実には生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	148		
事案の概要	本件事故当時、南相馬市小高区の病院に入院していた被相続人(申立人の母親)が、本件事故により避難を強いられ、平成23年4月に死亡したとして、避難費用(宿泊費を含む)、葬儀費用、逸失利益及び精神的損害(避難に伴う慰謝料、入院慰謝料及び死亡慰謝料)等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(イ)
	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	第1の8(2)ア

2 基本情報

申立日	H24.2.3	全部和解成立日	H24.9.5
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	671,580	H23.3~H23.4	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	97,125	H23.3~H23.4	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	12,000,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	500,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	554,080		※2
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	39,331		※2
全部和解	精神的損害	その他	360,000	H23.3~H23.4	※3
小計			14,222,116		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,222,116
	弁護士費用	426,663
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、病院に入院していた被相続人(申立人の母親)が原発事故により避難を余儀なくされたとして、申立人が被相続人に面会するための移動宿泊費用及び被相続人の避難に伴う宿泊費用等を請求した。パネルは、申立人に係る避難費用として、移動宿泊費用についての領収書の提出はないものの、東京電力が自認した限りにおいて67万1580円を認める和解案を提示した。また、パネルは、被相続人に係る宿泊費用等として、領収書を基に9万7125円を認める和解案を提示した(東京電力も全額認めている。)

中間指針第3の2は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した交通費・宿泊費等を賠

償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人は、病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が原発事故により避難を余儀なくされ、平成23年4月に死亡したとして、被相続人に係る死亡慰謝料、葬儀費用、逸失利益及び入院雑費等を請求した。パネルは、提出された医療照会書や診断書等を基に、死亡慰謝料として1200万円、葬儀費用として50万円、逸失利益として55万4080円、入院雑費等として3万9331円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、避難指示区域（南相馬市小高区）内に所在する病院に入院していた被相続人（申立人の母親）が原発事故により避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料を請求した。パネルは、東京電力が自認した基本部分22万円に加え通院慰謝料も含めた合計36万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、原発事故において、避難等対象者が受けた精神的損害のうち自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	149		
事案の概要	本件事故当時、さいたま市において日本語学校を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.5.7	全部和解成立日	H24.9.12
事故時住所	埼玉県さいたま市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		22,920,446	H23.3~H24.3	※1
小計			22,920,446		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	22,920,446
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	7,068,275

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の4、総括基準（訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について）

申立人は、原発事故時、埼玉県さいたま市で外国人学生に対する日本語や日本文化等の教育を行う学校を営んでいたところ、原発事故の影響により在学生在が帰国するために退学したり入学を辞退したりしたため〔退学者名簿・入学辞退者名簿〕、学生数が原発事故前と比較して35.8%減少した〔原発事故前後の在籍状況及び入学者状況〕結果、売上高が大幅に減少した〔原発事故前後の決算書〕として、貢献利益率方式を用いて風評被害による営業損害の賠償を請求した。東京電力は、主に損害額の算定方法及び原発事故の影響割合を争った。パネルは、基本的には申立人の主張する損害額の算定方法を採用し、申立人の請求期間である平成23年3月から平成24年3月まで、大地震自体の影響を考慮し、原発事故の影響割合を8割5分として営業損害を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4IIは、海外に在住する外国人が来訪して提供を受けるサービス等の被害のうち、原発事故前に既に契約が締結された場合であって、少なくとも平成23年5月末までに解約が行われたことにより発生した減収分及び追加的費用については賠償すべき損害としている

が、本件ではそれを超えて中間指針第7の1Ⅲ②の一般基準（風評被害について、第7の2以降で業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降現実に生じた買い控え等による額を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしている。）に従って平成23年5月末以降においても風評被害の発生を認めた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	150		
事案の概要	本件事故当時、南相馬市原町区に居住しており、既に平成24年5月分までの月額10万円又は12万円の日常生活阻害慰謝料を受領済みの申立人父娘が、平成24年5月分までの日常生活阻害慰謝料の増額(娘は要介護者。父親は、同娘と、避難所で倒れ要介護となった母親の2名を介護しながら避難生活を送った)を求めた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.3.14	全部和解成立日	H24.9.14
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,264,000	H23.3~H24.5	※1
小計			1,264,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	790,000	H23.3~H24.5	※2
小計			790,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,054,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、身体障害者〔身体障害者手帳〕である申立人B(申立人Aの子であり、原発事故時未就学児である。)及び避難先での重病〔医療機関の診断書〕により身体障害者〔身体障害者手帳〕になった申立外C(申立人Aの母であり、原発事故時60歳台である。)の介護を強いられたことから、平成23年3月から平成24年5月まで、月当たり8割の増額が認められた(平成23年3月から同年7月までは避難所に滞在しており、平成23年3月から平成24年5月までの基準額は158万円。)

総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護者の介護を「恒常的に行」い、通常の避難者と比べて、その精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができると定め

ており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、身体障害者〔身体障害者手帳〕で、要介護状態であったことから、平成23年3月から平成24年5月まで、月当たり5割の増額が認められた（申立人A同様、平成23年3月から平成24年5月までの基準額は158万円）。総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、「要介護状態に」あり、通常の避難者と比べて、その精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと定めており、これに従った和解案が提案されたものである。

1 事案の概要

公表番号	151		
事案の概要	本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら(大人2名。うち1名は要介護者)が、避難費用、生活費増加費用、親戚宅での滞在・介護に対する謝礼、精神的損害及び帰宅費用の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	H24.4.6	全部和解成立日	H24.9.16
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	169,276	H23.3~H23.9	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	22,196	H23.3~H23.9	※2
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	120,000	H23.3~H23.9	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	80,000	H23.3~H23.9	※4
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.9	※4

小計 491,472

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	491,472
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、自主的避難の実行により負担した移動交通費、生活用品等の送付費用〔領収書〕の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補の基準に従って支払う方針である旨を主張した。パネルは、申立人らの請求金額の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Aは要介護3〔介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書〕、身体障害等級2級〔身体障害者手帳〕であり、日常生活に当たり介助等が必要であったところ、自主的避難の実行により追加で必要となった介護用品の購入費用について、Aの妻である申立人Bとともに賠償を求めた。東京電力は、申立人が求める費用は、いずれも避難を行わなくても通常発生する費用であるから、原発事故と因果関係がある損害はないと主張して争ったが、パネルは全額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Aは要介護3〔介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書〕、身体障害等級2級〔身体障害者手帳〕であり、日常生活に当たり介助等が必要であったが、娘宅に避難したことから、①避難先である娘宅の食費や水道光熱費について負担した費用、②滞在、介護に伴う謝礼として支払った15万円についてAの妻である申立人Bとともに賠償を求めた。東京電力は、①について避難を行わなくても通常発生する費用であるとして損害はないなどと主張して争うとともに、②については原発事故との因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、①について和解案を提示しなかったが、②について滞在及び介護の謝礼金は対価として妥当であるが、当該額を支出した直接の証拠がないことから12万円の限度で認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Aは要介護3〔介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書〕、身体障害等級2級〔身体障害者手帳〕であり、日常生活に当たり介助等が必要であったところ、自主避難の実行それ自体に伴う苦痛、避難先における生活環境の変化に伴う苦痛、避難先での介護の困難さによる生活の不自由等を理由に精神的損害の賠償をAの妻である申立人Bとともに求めた。東京電力は、中間指針第一次追補の基準に従って支払う方針である旨を主張した。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、申立人Aの避難時の苦痛及び障害者仕様となっていない避難先での不自由な生活を42日間強いられたことによる苦痛について10万円を増額する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	152		
事案の概要	本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら(妊婦、胎児及び身体障害者各1名を含む)が、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(2)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ウ	第10の2(3)キ	

2 基本情報

申立日	H24.3.6	全部和解成立日	H24.9.20
事故時住所	いわき市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		80,000	H23.3~H23.10	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	3,066,163	H23.3~H23.12	※2
小計			3,146,163		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		80,000	H23.3~H23.10	※1
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		600,000	H23.3~H23.10	※1
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		80,000	H23.3~H23.10	※1
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.10	※3
小計			180,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		600,000	H23.3~H23.10	※1

小計 600,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,606,163
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,440,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、自主的避難の実行により生じた交通費〔領収書、ETC利用明細〕、宿泊費〔領収書〕、家財道具購入費用〔領収書〕、精神的損害等の賠償を求めた。東京電力は、申立人らが原発事故発生時に自主的避難等対象区域に居住していたこと及び申立人Cが平成23年3月から同年12月までの期間に妊婦であったことが確認できれば、中間指針第一次追補における損害額として、申立人A、B及びDについて各8万円、同C及びE(Eは原発事故当時、胎児)について各60万円を支払う旨を表明し、本手続係属中に申立人らに対して合計144万円を支払った。パネルは、避難及び帰宅に要した移動費用、生活費増加費用並びに精神的損害として、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースによる基準も踏まえ、上記東京電力による支払額と同額を認める和解案を提示した(既払金として手続内で処理)。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Aは、避難のため勤務先を退職したとして、就労不能損害として給与等の減収分〔給与明細〕の賠償を求めた。東京電力は、中間指針上、自主的避難等対象者の就労不能損害は賠償の対象になっていない、必ずしも申立人が避難を余儀なくされたものではないと主張して争った。パネルは、申立人Aの就労不能損害について、原発事故との相当因果関係を認め、上記減収分の賠償を求める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Dは、半身不随の身体障害を抱えての自主的避難は大変であったとして精神的損害の増額を求めた。東京電力は、申立人Dの病状に関する診断書等の客観的資料の提出を求めた。パネルは、口頭審理期日における陳述等に基づき、10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	153		
事案の概要	本件事故当時、高崎市において牛肉の卸売業を営んでいた申立人が、放射性物質に汚染された稲わらの流通により風評被害を被ったとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.6.21	全部和解成立日	H24.9.21
事故時住所	群馬県高崎市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		5,340,085	H23.3~H24.9	※1
小計			5,340,085		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,340,085
	弁護士費用	160,202
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、群馬県高崎市内において牛肉の卸売業を営んでいたところ、放射性物質に汚染された稲わらが牛の飼料として流通したことにより、牛肉販売が風評被害を受け、減収が生じたとして営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、申立人が取り扱う牛の産地を判別できる資料〔生体牛出荷履歴表〕等が提出されると、賠償すること自体は争わず、原発事故とは異なる理由で増えた経費を請求金額から控除するよう意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認めた上で、原発事故前後における営業利益の差額から、原発事故とは異なる理由に基づく経費増額分を控除した額を損害として認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ②は、群馬県、埼玉県等において産出された牛に係る平成23年7月8日以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	154		
事案の概要	本件事故当時、郡山市に居住していた申立人(高齢かつ身体に障害がある)が、避難費用(移動費用及び生活費増加費用)及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ	

2 基本情報

申立日	H24.3.7	全部和解成立日	H24.9.24
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	その他	135,238	H23.3~H23.7	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.7	※2
全部和解	精神的損害	増額分	50,000	H23.3~H23.7	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	176,190	H23.3~H23.7	※3

小計 401,428

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	401,428
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人は、自主的避難の実行により、①避難先で要した衣類や日用品等の購入費用〔領収書〕及び②事故当時75歳で身体障害等級4級〔身体障害者手帳〕であり避難先での移動を申立人の長男が補助していたところ、その移動に要したガソリン代〔領収書〕の賠償を求めた。東京電力は、①については、原発事故との因果関係は認められないと主張して争い、②については認めた。パネルは、①について、その支出を示す証拠が提出され、かつ、口頭審理の結果、本件が事故直後の避難であり、必要最低限度のものを購入したと認められることから全額認める和解案を、②についても全額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人は、自主的避難の実行により被った精神的損害として50万円の賠償を求めた。東京電力は、4万円の限度で精神的損害の賠償を認めた。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、申立人が身体障害等級4級の状態であり、避難の際に使い慣れない杖をつき何度も転びそうになるなどしながら長距離避難を余儀なくされたこと、避難先でも手押し車を借りる出費を余儀なくされたことを勘案し、5万円を増額する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人は、避難及び帰宅に要した交通費及び宿泊費〔領収書〕について賠償を求めた。東京電力は、これについて認めた。パネルは、全額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	155		
事案の概要	本件事故当時、福島市に居住していた申立人が、農地の除染費用等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.4.9	全部和解成立日	H24.9.25
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	488,655	H23.3~H23.9	※1
小計			488,655		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	488,655
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、①福島市に所在する自己所有農地及び資材搬入路の除染費用（表土の鋤取り、表土の移設、埋立て及び客土）〔請求書、領収証、通帳出入金履歴〕、②振込手数料〔通帳出入金履歴〕及び③客土品質確認に係るガソリン代〔納品書〕の賠償を求めた。東京電力は、当初除染前後の汚染濃度等が不明であることから賠償すべき除染費用と認めることは困難であるとして、また、仮に除染費用に該当するとしても、除染については「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国及び地方公共団体等の調整の下に実施されることとなっているため、個人が支出した除染費用を賠償することはできないと主張して争った。その後、仮に自主除染の必要性及び効果が認められるとしても、費用算出方法について、同特別措置法を参考にすべきと主張した。パネルは、①除染費用を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	156		
事案の概要	本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら(大人2名、子供2名)が、避難費用(帰宅費用を含む)、生命身体損害(入通院費用等)、避難による精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)エ	第10の2(3)キ

2 基本情報

申立日	H23.12.27	全部和解成立日	H24.9.26
事故時住所	相馬市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	100,000	H23.3~H24.3	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	211,800	H23.3~H24.3	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H24.3	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	90,000	H23.3~H24.3	※5

小計 441,800

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,000,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H24.3	※4
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	271,860	H23.3~H24.3	※5
全部和解	生命・身体的損害	その他	6,380	H23.3~H24.3	※5
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	700,000	H23.3~H24.3	※5

小計 2,018,240

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※4

小計 200,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※4

小計 200,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,860,040
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人ら(父(A)、母(B)、子2人(C及びD))は原発事故時相馬市に居住していたが、平成23年3月に申立人C及びDが県外に自主避難し、同年7月に申立人B、同年9月に申立人Aが順次同所に自主避難したため、①家族分離が生じた平成23年3月から同年8月までの間に、A及びBが自家用車でC及びDを訪問した16往復分の燃料費の賠償及び②平成23年9月から平成24年3月までの間、申立人らが持ち家の様子を確認するために月2回の頻度で事故時住所へ一時帰宅した際の燃料費の賠償を求めた〔ガソリン領収証〕。東京電力は、①及び②のいずれについても中間指針第一次追補の基準に従い賠償を行う方針であると主張した。パネルは、①について移動に要した燃料費全額を認め、②については平成23年9月から同年12月末まで月1回の頻度で帰宅に要した燃料費を認める和解案を示した。

中間指針第二次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Bは、自主的避難を実行するため、平成23年6月に勤務していた病院を退職し、平成23年7月から同年12月までの月額給与25万円及び賞与50万円の賠償を求めた〔給与支給明細書〕。東京電力は、中間指針第一次追補で就労不能等に伴う損害が損害項目として掲げられていないと主張して争った。パネルは立証の程度に鑑み、請求額の2分の1の限度で就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Aは、①放射能被曝に基づくストレス等により解離性障害を発症して入院した申立人Bを介護するために平成23年9月及び同年10月に介護休暇を取得した際の減収分〔介護休業給付金支給決定通知書〕及び②申立人A自身が自主避難したことにより役職が変更された結果生じた同年11月から平成24年3月までの間の減収分〔通帳の写し〕の賠償を求めた。東京電力は、①については、申立人Bが入院に至った経緯、原因等具体的事情が明らかでないとして認否を留保し、②については認否をしていなかった。パネルは、①申立人Bの発病と原発事故との間に相当因果関係を認めつつ、立証の程度に鑑み、請求額の2分の1を損害と認め、②については、申立人Aの自主避難の相当性を認め、対象期間平成23年3月から平成24年3月までの

うち、平成23年11月から同年12月末日までに生じた減収分について就労不能損害を認める和解案を示した。

中間指針第二次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認める和解案を示した。

※5 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

①申立人Bは、自主避難のために辞職したこと及び放射能被曝によるストレスが原因となり解離性障害を発症し〔診断書〕、平成23年9月から平成24年2月まで入退院を繰り返したとして、入院費〔領収証明書〕、診療費〔領収証〕、薬代〔領収証〕、文書料〔領収証〕、入通院慰謝料の賠償を求め、②申立人Aは、申立人Bの入院期間中に週3回の頻度で面会を行ったとして、面会に係る交通費（燃料費）の賠償を求めた。東京電力は、①②ともに中間指針第一次追補の基準に従い賠償を行う方針であると主張した。パネルは、①について、申立人Bの解離性障害のり患と原発事故との間に相当因果関係を認めつつ立証の程度に鑑み入院費の2分の1、診療費、薬代、文書料の全額及び入通院慰謝料として民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（いわゆる赤い本）の入通院慰謝料別表Ⅱを参考にし、立証の程度の応じた70万円を損害と認め、②については、立証の程度に鑑み、請求額の2分の1の限度で賠償を認める和解案を示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人A及びBは、相馬市の自己所有不動産の財産価値の喪失又は減少について賠償を求めた。東京電力は財産価値の下落及び損失発生的事实が明らかでないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	157		
事案の概要	本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人らが、一時立入費用、避難先への謝礼、滞在者慰謝料及び除染費用(植木剪定費)等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の5(2)	第1の4(2)ア(イ)	第1の8(2)オ
	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H24.2.20	全部和解成立日	H24.9.27
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	200,000	H23.8~H23.9	※1
小計			200,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	200,000	H23.8~H23.9	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	300,000	H23.3~H23.9	※2
全部和解	除染費用		128,000	H23.3~H23.9	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	72,000	H23.3~H23.9	※4
全部和解	検査費用(人)	交通費	24,000	H23.3~H23.9	※5
小計			524,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	924,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人ら夫婦は、避難先から平成23年7月に事故時住所に帰還したが、避難指示が解除されるまでの精神的苦痛に対する慰謝料は賠償すべきであるなどとして、同月から同年9月までの慰謝料として、一人月額10万円の支払を求めた。東京電力は中間指針に基づき対応するなどとしてこれを認めなかったが、パネルは、申立人ら夫婦が、帰還後も外出を控えるなど行動の自由の制限を余儀なくされていたこと等の事情を考慮し、滞在者慰謝料として、請求どおりの損害を認める和解案を提示した。

避難等対象者が対象区域内に滞在した場合の滞在者慰謝料については、中間指針上明確な定めがされていない。中間指針第1は、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとしているところ、本件では、これに従った和解案が提示されたものである。なお、本和解案提示後、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）が策定されている。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故後、平成23年3月から同年5月までの約3か月間、避難した親戚宅へ支払った謝礼30万円（月10万円×3か月。領収書提出あり。）の賠償を求めた。東京電力は同社基準に基づき世帯当たり月6万円を限度に支払うなどとして一部を争ったが、パネルは、申立人らの避難は実質的には2世帯による避難であり、同社基準に照らしても妥当であると判断し、請求どおりの損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認め、かつ避難等対象者が現実に負担した実費を損害額とするのが合理的な算定方法であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人らは、帰還後、自宅の放射線量が高かったため、造園業者に依頼し、植木の伐採及び屋根の洗浄等を行ったなどとして、同業者に支払った代金12万8000円〔領収証〕の支払を求めた。東京電力は、除染費用の負担のスキーム等が未決定であるとして認否を留保したが、パネルは、植木の線量が高いことは公知の事実であること等を理由に、除染の必要性及び合理性を認め、請求どおりの損害を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の3

申立人らは、娘夫婦がそれぞれ別々の機会に一時立入りをしていたとして、直接請求で支払を拒否された娘分の一時立入費用の支払を求めた。東京電力は認否を留保したが、パネルは、申立人らから、娘夫婦それぞれが異なる曜日に一時帰宅していた事情の説明がされたため、請求どおりの損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立入りに要する費用を賠償の対象としているところ、本件における避難等対象者が自主的に実施する一時立入費用について、これに準じた和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の1

被曝の有無等を確認するために必要な費用として、検査のための交通費の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	158		
事案の概要	本件事故当時、いわき市に居住していた申立人(大人)が、避難所における2か月間の避難生活による精神的損害(ただし、受領済みの8万円のうち4万円と精算処理)及び避難に起因する身体的損害による精神的損害(通院慰謝料)の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.3.13	全部和解成立日	H24.9.27
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.4~H23.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	140,000	H23.4~H23.5	※2
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	H23.3~H24.6	※2
小計			380,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	380,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	40,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
中間指針第一次追補記載の損害項目のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人は、原発事故が原因で申立人の勤務先(南相馬市原町区)が閉鎖し〔雇用保険受給資格者証〕、社宅の居住継続も困難となり、体育館への避難〔避難証明書〕、仮設住居〔入居決定通知書〕への避難を余儀なくされた上、原発事故後、ストレスにより、帯状疱疹及び顔面神経麻痺、不眠症を発症し〔診断書〕、診療実日数29日間(通院期間平成23年3月から平成24年6月まで)通院することとなったこと〔通院証明書〕等を事情とする慰謝料の増額を請求した。東京電力は、原発事故と避難との因果関係を争い(なお、上記発症による損害について否認する理由を具体的には明示していない。)、また、中間指針第一次追補第2に基づき既に8万円を支払済み

であると主張した。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、申立事情を踏まえ、精神的損害を、体育館への避難期間に相当する期間中（平成23年4月から同年5月まで）の「避難生活に伴う精神的損害」と、通院期間に相当する期間中（平成23年3月から平成24年6月まで）の「身体的損害に伴う精神的損害」とに区分し、34万円を増額し、計38万円の慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	159			
事案の概要	本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人らが、避難費用(引越費用及び宿泊先への謝礼等)、自動車買換費用(二輪駆動車→四輪駆動車)、生命・身体的損害(精神神経科関係の健康状態の悪化による精神的損害)、通院交通費及び避難生活に伴う精神的損害等の損害賠償を求めた事例。			
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)
	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.2.10	全部和解成立日	H24.9.28
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	50,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	避難費用	家財移動費用	221,665	H23.3~H24.8	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	180,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	70,691	H23.3~H24.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	454,695	H23.3~H24.8	※4
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	42,000	H23.3~H23.11	※5
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	50,000	H23.3~H23.11	※5
全部和解	生命・身体的損害	その他	4,200	H23.3~H23.11	※5
全部和解	精神的損害	基本部分	1,820,000	H23.3~H24.8	※6
全部和解	精神的損害	増額分	364,000	H23.3~H24.8	※7

小計 3,257,251

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,000,000	原発事故発生当初の時期	※5
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	45,000	H23.3~H23.11	※5
全部和解	生命・身体的損害	その他	4,200	H23.3~H23.11	※5
全部和解	精神的損害	基本部分	1,820,000	H23.3~H24.8	※6
全部和解	精神的損害	増額分	364,000	H23.3~H24.8	※7

小計 3,233,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,490,451
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,600,000

※1 中間指針第3の2

申立人Aは、新しい避難先へ移動する際に支出した交通費5万円及び家財道具を移動させるために支出した費用24万5665円の賠償を請求した。東京電力は、交通費については全額認め、家財道具移動費用については一部を認めた。パネルは交通費5万円及び家財道具移動費用22万1665円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が、必要かつ合理的な範囲で、対象区域から避難するために負担した交通費及び家財道具の移動費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人Aは、避難宿泊先への謝礼分として30万円の賠償を請求した。東京電力は、一定の範囲で認めた。パネルは、宿泊謝礼18万円〔領収証〕を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が、必要かつ合理的な範囲で、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

生活費増加費用として、避難先で購入した物品についての賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人Aは、避難先(県内)が豪雪地帯かつアップダウンの激しい地域であり、従前より所有していた二輪駆動車の使用ができないことから、二輪駆動車を売却し四輪駆動車を購入したとして、買換費用144万3917円〔クレジット契約申込書〕の賠償を求めた。東京電力は、原発事故との間の因果関係が認められないと主張した。パネルは、避難先が冬季四輪駆動車必須の土地であること〔村役場の電話録取報告書〕を考慮し、従前所有車と同年式の車両相当額である本体価格41万円〔自動車価格月報〕、付属品(スタッドレスタイヤ、ホイール)10万6481円、消費税2万5824円及び諸費用7万3420円の合計金額から、二輪駆動車の下取価格16万1030円を控除した45万4695円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用の賠償を認めているところ、日常生活を送る上で必要不可欠な増加費用として、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の5

申立人Aは、原発事故により、神経症・抑うつ状態〔医療機関の診断書〕の症状を発症したことから、精神的損害300万円の賠償を求めた。また、申立人Bは、うつ病により障害等級3級であったが、原発事故による避難生活の心労で悪化〔医療機関の診断書〕し、障害等級2級〔障害者手帳〕となったことから、精神的損害400万円の賠償を求めた。東京電力は、健康状態の悪化と原発事故との因果関係が明らかであると認められないと主張して争った。パネルは、申立人Aに通院慰謝料4万2000円、通院交通費5万円〔通院証明書〕及び通院証明書取得費用4200円、申立人Bに慰謝料一時金100万円、通院交通費4万5000円〔通院証明書〕及び通院証明書取得費用4200円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康

状態が悪化（精神的障害を含む。）し、あるいは疾病にかかったことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

精神的損害として1人月額10万円の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故により、神経症・抑うつ状態〔医療機関の診断書〕の症状を発症し、申立人Bの介護も行っていた。申立人Bは、うつ病により障害等級3級であったが、原発事故による避難生活の心労で悪化〔医療機関の診断書〕し、障害等級2級〔障害者手帳〕となった。東京電力は、一定の範囲での精神的損害の増額について検討の余地があるとした。パネルは、両者に対して、平成23年3月から平成24年8月まで月額2割の増額とする和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円（避難所等において避難生活をした期間は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、①身体又は精神の障害があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合、②身体又は精神の障害のある者の介護を恒常的に行い、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた額よりも増額することができると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	160		
事案の概要	本件事故当時、富岡町に居住していた申立人らが、避難費用(移動費用、生活費増加費用及び家具等購入費用)、避難による精神的損害、就労不能損害、検査費用及び除染費用等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の3(2)	第1の4(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)
	第1の10(2)ア	第1の11(2)	

2 基本情報

申立日	H23.12.27	全部和解成立日	H24.9.28
事故時住所	富岡町小浜		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	検査費用(人)		22,000	H23.3~H23.11	※1
全部和解	避難費用	交通費	76,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	家財移動費用	28,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	48,052	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	52,773	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	459,621	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	300,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	通信費増加費用	38,336	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	交通費	176,271	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	210,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	60,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	17,955	H23.3~H23.11	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	172,000	H23.3~H23.11	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	920,000	H23.3~H23.11	※4
全部和解	就労不能損害	減収分	1,543,932	H23.3~H23.11	※5
全部和解	検査費用(物)		32,600	H23.3~H23.11	※1
全部和解	除染費用		34,829	H23.3~H23.11	※1
小計			4,192,369		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	36,250	H23.3～H23.11	※6
全部和解	精神的損害	基本部分	920,000	H23.3～H23.11	※4
全部和解	就労不能損害	減収分	529,998	H23.3～H23.11	※5

小計 1,486,248

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	920,000	H23.3～H23.11	※4

小計 920,000

※1 中間指針第3の1、中間指針第3の9、中間指針第二次追補第4

申立人Aは、放射線汚染検査費、車の除染費用（除染のため要した交通費、部品交換費用含む）、子供の内部被曝検査のための交通費、洋服の除染費の賠償を求めた。東京電力は、車の除染のための交通費及び部品交換費用を除き認める。パネルは、車の除染のための交通費を除いて、和解案を提示した。

中間指針第3の1は、避難等対象者が放射線の曝露の有無等を確認する目的で検査を受けた場合には、検査のための交通費等の付随費用を含む検査費用を賠償すべき損害であると認めており、他方で、中間指針第3の9は、対象区域内にあった財物について、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、当該財物に対する検査費用は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害であると定めている。また、中間指針第二次追補第4 Iは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って生じた追加的費用等を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人Aは、原発事故避難により生じた、交通費、家財道具費用並びに生活費増加費用としての避難先の駐車場代、スマートフォン代、家財道具購入費用、被服費、通信費増加、家族に会うための交通費、原発事故賠償説明会に行くための交通費、住居探しのための交通費及びペットに関する費用等の賠償を求めた。東京電力は、実費相当額等の一部を認めた。パネルは、領収証等を根拠に相当額の和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が対象区域外に避難することを余儀なくされたことにより負担した交通費、家財道具の移動費用等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

申立人Aは、原発事故避難後、自宅に戻るための立入費用の賠償を求めた。東京電力は、これを認めた。パネルは、請求どおりの損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立入りに要する費用を賠償の対象としているところ、本件における避難等対象者が自主的に実施する一時立入費用について、これに準じた和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故避難により、避難生活の長期化、避難生活中の体調不良、被曝不安等による精神的苦痛を被ったとして、月額35万円（平成23年3月から同年11月まで）の慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、平成23年3月は避難所での生活のため一人当たり12万円、同年4月から同年11月末までは一人当たり月額10万円を認めた。パネルはかかる限度で和解案を提示した。

中間指針第3の6では、月額慰謝料の目安は10万円としており、避難所等において避難生活をした期間は一人月額12万円を目安としているところ、例外的に通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、かかる金額を増額することができるかと定めているところ、パネルは増額事由を認めず、目安額での和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の8

申立人A及び申立人Bは、原発事故により、休職及び退職を余儀なくされ、給与が減少したことから、就労不能逸失利益の賠償を求めた。東京電力もこれを認めた。パネルは、請求額と同額の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8では、避難指示等により就労が不能等となった場合には、給料等の減収分が賠償すべき損害と認められると定められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の5

申立人Bは、原発事故避難の精神的・身体的ストレスにより気管支炎を発症したとして通院慰謝料、診断書料等の賠償を求めた。東京電力もこれを認めた。パネルは診断書に記載のある3日間の通院慰謝料等の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5では、避難等を余儀なくされ、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったこと等による治療費、精神的損害等を賠償すべき損害と定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	161		
事案の概要	本件事故当時、里帰り出産のため、福島市の実家に帰省していた申立人ら(妊婦及び本件事故後出生した子)が、精神的損害の損害賠償を求めた事例		
紹介箇所	第10の2(2)	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	H24.3.13	全部和解成立日	H24.9.11
事故時住所	千葉県柏市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			400,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人A(申立人Bの母)は千葉県柏市に居住していたが、平成23年1月末以降、Aの実家がある福島市に里帰り出産のため帰省していたところ、原発事故に遭い、その後Bを出産した。申立人らは、原発事故時福島市に住民票があった居住者と同等の賠償を請求した〔母子手帳の写し、産科クリニック領収書写し、陳述書〕。東京電力は、申立人らの住民票写し及び生活の本拠が自主的避難等対象区域内にあったことが分かる資料の提出、自主的避難等対象区域内での生活状況に関する具体的な事情等の説明を受けた上で、認否を行う旨を主張した。パネルは、提出された母子手帳の写しから、申立人らを自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うのが相当であると判断し、申立人らに対し合計金80万円の和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、原発事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	162		
事案の概要	本件事故当時、東京都において温泉附属設備等の製造・販売業を営んでいた申立人が、栃木県の温泉旅館業者との売買契約が、本件事故により解約されたとして、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.3.7	全部和解成立日	H24.10.1
事故時住所	東京都大田区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		4,011,484	H23.3~H23.10	※1

小計 4,011,484

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,011,484
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、原発事故当時、東京都大田区内で風呂濾過機の製造販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により宿泊客が減少した取引先から物品売買契約を解約されたとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人が解約されたと主張する物品売買契約は基本契約にすぎず、その後に個別契約の締結が予定されているところ、個別契約の合意又は履行の着手がされる前に行われた合意解約により生じたとする逸失利益は取得確実な法的利益ということができないこと、また、申立人自らの意思で合意解約していることも斟酌すれば、解約と原発事故との間に因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、解約と原発事故との間に相当因果関係があると判断した上で、上記解約により別の仕事に作業員を派遣することで一定の売上げを得ていた可能性があることと認定し、物品売買契約代金から部品等購入代の減少額及び作業員の手間賃の一部を控除した額を損害として認める和解案を提示した。

中間指針第8は、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分及び追加的費用等について、一定の範囲で賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	163			
事案の概要	本件事故当時、いわき市(旧屋内退避区域)に居住していた申立人(大人)が、避難費用(生活費増加費用を含む)、精神的損害(自主的避難等対象区域に居住していた要介護の母親との避難による増額分を含む)、宿泊に対する謝礼及び生命・身体損害(通院慰謝料等)の損害賠償を求めた事例。			
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)オ
	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(イ)	第1の7(2)ア(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.5.28	全部和解成立日	H24.10.1
事故時住所	いわき市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	26,000	H23.3~H23.9	※1
全部和解	避難費用	家財移動費用	83,834	H23.3~H23.9	※1
全部和解	生活費増加費用	家具等購入費	350,000	H23.3~H23.9	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	720,000	H23.3~H23.9	※2
全部和解	精神的損害	増額分	350,000	H23.3~H23.9	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	420,000	H23.3~H23.9	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院慰謝料等	94,850	H23.3~H23.9	※3

小計 2,044,684

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,044,684
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,050,000

※1 中間指針第3の2

申立人Aは、原発事故当時いわき市(旧屋内退避区域)に居住していたところ県外への避難に伴う費用を請求した。東京電力は、一定の範囲ではこれを認めたが、家財購入費は避難に伴う精神的損害に包含されるなどと主張して認否を留保した。パネルは家財購入費について、35万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅱ②は、避難費用のうち生活費の増加費用について、原則として、中間指針第3の6Ⅰ①又は②(日常生活阻害慰謝料)の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認めているが、特に高額の生活費の増加費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められており(中間指針第3の2備考3ただし書)、本件においては、

東京電力が自ら物品購入費用について必要かつ合理的な範囲で認めたこと等をも踏まえ、これに従った和解案が提示したものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故当時自主的避難等対象区域に住む介護を要する母（平成23年9月時点要介護3）を連れて避難したところ、避難先での介護等により過酷な生活を余儀なくされたとして慰謝料増額を請求した。東京電力は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行った事実があり、かつ、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きい場合か確認が必要であるとのことで留保したが、パネルは35万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は屋内退避をしていた者について指定が解除されるまでの間の慰謝料の目安を10万円としているところ、東京電力は直接請求の基準で平成23年3月から同年9月まで月額10万円（避難所等における避難については12万円）としていることに応じて72万円の賠償を認めたため、パネルもこれと同額の和解案を提示し、また、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行っており、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合は、この金額を増額することができることと定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人Aは、避難生活により不眠等になったとして生命・身体的損害を請求した。東京電力は、因果関係が不明であると主張して認否を留保した。パネルは、通院慰謝料（ただし、通院交通費及び証明書取得費用分も含む。）9万4850円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的損害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	164		
事案の概要	本件事故当時、桐生市において製造業を営んでいた申立人が、間接被害による営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.4.19	全部和解成立日	H24.10.1
事故時住所	群馬県桐生市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		3,894,644	H23.3~H23.8	※1

小計 3,894,644

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,894,644
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、群馬県桐生市においてきのこ栽培のための種菌、菌床の製造販売を行っていたところ、原発事故により避難等対象区域の取引先の事業が継続困難となったため、当該取引先からの注文キャンセルによって生じた逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては代替性がないとはいえないと主張したものの、審理の過程で申立人が業界の状況等とともに新規開拓の困難性を説明したことにより、最終的には間接被害として賠償対象となることを認めた。パネルは、注文キャンセルにより免れた費用等を控除した上で、原発事故の影響割合は10割として算定した損害額を和解案として提示した。

中間指針第8Ⅱは、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	165		
事案の概要	本件事故当時、鏡石町に居住していた申立人(大人・非妊婦)が、避難費用(生活費増加費用及び移動費用)、精神的損害及び就労不能損害等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)ウ	第10の2(3)キ

2 基本情報

申立日	H24.3.12	全部和解成立日	H24.10.2
事故時住所	鏡石町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.6	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用・生活費増加費用	移動交通費	63,128	H23.3~H23.6	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	448,704	H23.3~H23.6	※2
小計			551,832		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	551,832
	弁護士費用	16,555
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
申立人は、避難費用及び一時帰宅費用を請求した。東京電力は中間指針第一次追補第2に基づく損害額以外は認めないと主張して争った。パネルは、一定の時期に限って一時帰宅費用を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
申立人は、避難のために勤務先を退職してから避難先で再就職するまでの4か月間の就労不能損害として、4か月分の給与等の減収分〔所得証明書、預金通帳〕を請求した。東京電力は、申立人が3か月間にわたってハローワークに通っていないことを指摘し、より早期に通っていればより早く就職することができたはずであって、ハローワークに通うことができないことがやむを得ないといえるであろう2か月分に損害額を限るべきと主張した。パネルは、3か月分の限度で給与等の減収分を損害と認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	166		
事案の概要	本件事故当時、郡山市に居住していた申立人ら(大人2名)が、避難費用(帰宅費用を含む)、精神的損害及び自宅の除染費用の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)ウ	第10の2(3)オ
	第11の1(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.3.5	全部和解成立日	H24.10.3
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H24.4	※2
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H24.4	※2
小計			40,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	128,300	H23.3~H24.4	※1
全部和解	除染費用等	除染費用	230,580	H23.3~H24.12	※3
小計			358,880		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	438,880
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人らは、平成23年3月から平成24年1月までの海外への避難を含む自主的避難の実行により申立人らが負担した交通費及び宿泊費等〔領収書、請求書等〕について賠償を求めた。東京電力は、複数回にわたる海外、国内の旅代等の避難生活とはかけ離れた支出に関するものが含まれているなどと主張して争った。パネルは、平成23年3月から同年4月までに限り避難費用(交通費及び宿泊費)の相当額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、家族がばらばらになった、避難所を転々とした、放射線量が高く毎日が不安である、放射線量が高く子供が外で遊べない、郡山にいた長男の家族が平成24年1月東京へ引っ越したことにより特に苦痛が増えたこと等を理由とする精神的な損害の賠償として妥当な額の支払を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補及び総括基準に従って相当性が認められる金額については支払う予定である旨を主張した。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人らは、除染費用について賠償を求めた。東京電力は、相当額を支払う必要があると思うが、作業内容が不明であり、また、賠償方針を検討中であると主張して、認否を留保した。その後、申立人らから、除染の作業場所は申立人らの原発事故発生時における住居所であること、作業機器は高圧洗浄機等であること、作業箇所は屋根、壁、玄関前及び犬走り等であること並びに除染の前後の各時点における線量を示す除染費用に関する資料〔除染証明書、放射線量測定結果等〕の提出があった。パネルは、除染の必要性、方法の相当性ありとして、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人らは、所有不動産の財産価値の減少について賠償を求めた。東京電力は損害発生的事实が明らかでないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

申立人らは、長男に対する生前贈与が無駄になった損害について賠償を求めた。東京電力は損害発生的事实が明らかでないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

申立人らは、避難中に自宅の窓ガラスが割られたとして修理費用について賠償を求めた。東京電力は窓ガラスを割った者に請求すべきと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	167		
事案の概要	本件事故当時、千葉県山武郡においてコンビニエンスストアを営んでいた申立人が、風評被害による営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.6.8	全部和解成立日	H24.10.4
事故時住所	千葉県山武郡九十九里町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,400,000	H23.3~H23.9	※1
小計			4,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,400,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（観光業の風評被害について）

申立人は、千葉県山武郡において、コンビニエンスストアを営んでいた。申立人はその顧客には周辺の海水浴客、サーファー等の客が多かったところ、原発事故による風評により主に海水浴客らが減少したこと等から売上げが減少したとして〔総勘定元帳等〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、最終的に売上減少と原発事故との相当因果関係自体は否定しなかったが、津波被害による心理的な海水浴敬遠傾向や消費マインド低下等の原発以外要因を主張して争った。パネルは、原発以外要因の影響割合も一部考慮し損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、個別具体的な事情によって放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる審理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしている。そしてここにいる「観光業」については、中間指針第7の3備考1①で、観光地での小売業も含み得るとされる。総括基準（観光業の風評被害について）は、千葉県に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生した減収等の損害については上記の合理性を有しているものと認められると定めるところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	168		
事案の概要	本件事故当時、南相馬市小高区に居住していた申立人が、財物損害(一時帰宅の際に持ち出し、直後に廃車手続を行った自家用車)の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)イ(ア)	第1の12(2)イ(イ)	第1の12(2)オ(イ)

2 基本情報

申立日	H24.6.5	全部和解成立日	H24.10.4
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	327,350		※1
小計			327,350		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	327,350
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故後、南相馬市小高区の自宅に自家用車を駐車したまま避難した。その後、当該車両が平成23年7月25日に車検満了日を迎えたため、申立人は、一時立入りの際に持ち出し、業者に引取りを依頼し、廃車手続をした。この車両について、車両の推定評価額30万7000円、消費税1万5350円、登録事項等証明書取得費用5000円の合計32万7350円が財物損害として認められた。

中間指針第3の10Ⅱは、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失させる程度の量の放射性物質に曝露した場合に、現実には価値を喪失し、又は減少した部分を賠償すべき損害として認めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	169		
事案の概要	本件事故当時、浪江町の実家に平成23年3月末に転居する予定であった申立人(大人)が、精神的損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ア	第1の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H23.12.14	全部和解成立日	H24.10.5
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3~H24.5	※1

小計 1,500,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故発生当時、福島市に居住していたものの、平成23年3月末には浪江町にある実家に戻って三春町にある専門学校に通学することが決まっていたのに、原発事故により帰宅不能になったとして精神的損害を請求した。東京電力は、原発事故時における申立人の生活の本拠が避難等対象区域内にあったとはいえないと主張して争った。パネルは、申立人が原発事故前に専門学校の入学試験に合格し [合格通知書]、入学金及び授業料を支払済みであったことや、原発事故時に在籍していた職場において3月末に退職して実家に戻ると報告を受けていた旨の文書 [証明書] があり、荷物も実家に移転していたこと [陳述書] から、申立人が避難等対象者に該当すると判断し、月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 I ①は、原発事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長時間余儀なくされた者が、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害としており、この趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	170		
事案の概要	本件事故当時、福島県西白河郡西郷村に居住しており、平成23年10月に他県へ避難を開始した申立人ら(大人2名、子供1名)が、避難費用(生活費増加分を含む)、就労不能損害及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ウ	第10の2(3)キ	

2 基本情報

申立日	H23.12.12	全部和解成立日	H24.10.10
事故時住所	西郷村		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	443,993	H23.3~H23.12	※1 ※2
全部和解	精神的損害	その他	32,000	H23.3~H23.12	※1 ※3
小計			475,993		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	354,000	H23.3~H23.12	※1 ※2
全部和解	精神的損害	その他	32,000	H23.3~H23.12	※1 ※3
小計			386,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	160,000	H23.3~H23.12	※1 ※3
小計			160,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	37,000	H23.3~H23.12	※1 ※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	168,160	H23.3~H23.12	※1 ※4
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	64,577	H23.3~H23.12	※1 ※4
小計			269,737		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,291,730
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	380,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、原発事故当時、西郷村に居住していたが、原発事故によって避難したとして、避難費用、就労不能損害及び精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの事故時住所が避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さないことから、申立人らの避難が合理的かつ相当であるとは解されないと主張して争った。パネルは、申立人ら住居の福島第一原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、申立人らに対し自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人A及びBは、自主的避難の実行により発生した就労不能損害の賠償を求め〔銀行預金通帳、回答書〕、パネルは相当額の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らの事故時住所は避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さないが、パネルは、申立人ら住居の福島第一発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、申立人らに対し自主的避難等対象区域に住居があった者に準じた賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは自主的避難の実行により発生した移動費用の損害、引越費用、家財道具購入費用等の賠償を求めた。パネルは、これらの損害と原発事故との因果関係を認め、相当額の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	171		
事案の概要	本件事故当時、千葉県において椎茸栽培業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第3の2(1)イ	第5の2(2)イ	第6の2

2 基本情報

申立日	H24.4.25	全部和解成立日	H24.10.10
事故時住所	千葉県香取市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・追加的費用		1,438,500	H23.3~H23.12	※1
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	2,600,424	H24.2	※2
全部和解	風評被害・逸失利益		1,410,192	H23.3~H23.12	※3
小計			5,449,116		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,449,116
	弁護士費用	156,132
	手続内で処理された既払金合計額	244,745

※1 中間指針第7の2、中間指針第8

申立人は、原発事故時、千葉県内において、福島県内の業者から原木を仕入れてしいたけを栽培、販売していたところ、原発事故後、福島県内のしいたけ原木から出荷制限指示の基準値を超える放射線量が検出されたことによって、出荷可能な原木量が激減したため、申立人が仕入れる原木の購入単価が上昇した〔納品書、請求書、領収書〕として、仕入費用のうち増加分の賠償を求めた。東京電力は、これを認めた。パネルは、申立人の請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、農林漁業において、千葉県において産出された農林産物について原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害としており、また中間指針第8は、原発事故の第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害については、当該間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の1

申立人は、原発事故時、福島県内の業者から原木を仕入れてしいたけを栽培、販売していたと

ころ、原発事故後、福島県内のしいたけ原木から出荷制限指示の基準値を超える放射線量が検出されるようになり、申立人が仕入れた原木からも基準値に近い放射線量が検出されたことから、その原木を用いて栽培するしいたけから基準値を超える放射線量が検出されることを避けるため、原木洗浄機を購入し〔請求書、払込票〕、また洗浄作業を余儀なくされたとして、原木洗浄機購入費用及び平成23年11月頃から平成24年3月頃までの間に仕入れたしいたけ原木1万6000本分の洗浄作業対価の賠償を求めた。東京電力は、原木洗浄機購入費用の賠償は認めしたが、洗浄作業対価については、申立人自身又は従業員が作業を行っていて実際の支出を伴っていないため損害が発生していないと主張して争う一方、原発事故がなければ不要な作業であって日常的な作業量の変動の範囲内であるとはいいい難い面があることを踏まえて、1時間当たりの洗浄本数について仕様書の記載を前提とした限度でこれを認めた。パネルは、原木洗浄機購入費用全額及び洗浄作業対価については東京電力が認めた金額と同額の和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において事業に支障が生じたために負担した追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の2

申立人は、原発事故時、福島県内の業者から原木を仕入れてしいたけを栽培、販売していたところ、原発事故後、販売先の取引停止措置や買い控えにより収益が減少したとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、これを認めた。パネルは、申立人の請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第7の2Ⅰ①iは、農林漁業において、千葉県において産出された農林産物について原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第8）

申立人は、原発事故時、福島県内の業者から原木を仕入れてしいたけを栽培・販売していたところ、原発事故後に事業を拡大する予定であったが、原木の仕入先業者の従業員等が避難し、原木の伐採作業ができなかったために、予定本数の仕入れができなかったとして、拡大事業分に係る逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、不確定要因が多く、現実に損害が発生したとはいえないと主張して争った。パネルは、当該逸失利益については和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	172		
事案の概要	本件事故当時、南相馬市小高区において不動産賃貸業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(オ)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.1.4	全部和解成立日	H24.10.11
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		3,867,675	H23.3~H23.8	※1
小計			3,867,675		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,867,675
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	711,869

※1 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、原発事故時、南相馬市小高区内で不動産賃貸業を営んでいたところ、原発事故により賃借人が避難したため家賃収入が得られなくなったとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故前に得ていた家賃収入〔確定申告書〕については申立人主張の算定方法による賠償を認めたものの、新築物件に係る不動産収入については、平成23年4月には賃借人が入居したであろう蓋然性が高いとはいえないと主張して、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、賃借予定者が作成した賃借予約をした旨の証明書から、新築物件についても平成23年4月から申立人主張の家賃収入が得られたであろうとの心証を得て損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としており、かつ総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとし、仲介委員が、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には適宜の金額を事故前の収入額に足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額と判断することについて、特段の事情がない限り合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示され

たものである。

1 事案の概要

公表番号	173		
事案の概要	本件事故当時、川内村(旧緊急時避難準備区域)に居住していた申立人が、財物損害(ササキツツジ、ペットその他一切の動産を含む家財)の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.4.10	全部和解成立日	H24.10.12
事故時住所	川内村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	2,450,000		※1
小計			2,450,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,450,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故後川内村の自宅から千葉県に避難したが、その際ササキツツジの盆栽14本を持ち出すことができず、平成23年5月の一時帰宅の際には既に枯れてしまっていたため、その推定評価額65万円の賠償を求めた。パネルは65万円を損害額と認め、同金額での和解案を提示したところ、東京電力からササキツツジ14本に限らず申立人に生じた一切の動産損害について245万円を支払うとの提案があり、申立人が承諾したため、同内容での和解が成立した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値が全部又は一部失われたと認められる場合に現実に価値を喪失し、又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	174		
事案の概要	本件事故当時、計画的避難区域所在の事業所において製造業を営んでいた申立人が、営業損害(除染費用等の追加的費用)の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(ウ)	第1の9(2)イ(エ)	第4の2
	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H24.3.5	全部和解成立日	H24.10.16
事故時住所	東京都八王子市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	除染費用	1,470,000	H23.3~H23.8	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	21,735,000	H23.3~H23.8	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	874,000	H23.3~H23.8	※3
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用	従業員に係る追加的経費	272,160	H23.3~H23.8	※4
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	1,500,000	H23.3~H23.8	※5

小計 25,851,160

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	25,851,160
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	0

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、計画的避難区域内に複数の工場を有して製造業を営んでいたところ、原発事故を原因とする放射性物質の放出により、当該工場について、除染費用〔稟議書、見積書、請求書、預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)]を支出せざるを得なかったとして、その賠償を求めた。東京電力は、認否を留保しつつ、除染による放射線量低減の確認と除染費用支出時の領収書の原本の提出を求めた。パネルは、原発事故と当該除染費用の支出との相当因果関係を認め、支出額を損害額として和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、事業に支障が生じたために負担した追加的費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、計画的避難区域内に複数の工場を有して製造業を営んでいたところ、原発事故を原因とする放射性物質の放出により、当該工場の全部又は一部について、当該工場の出入口エアシャワー室を設置するための費用〔稟議書、請求書、金融機関への照会結果、預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書（兼手数料受取書）〕及び当該工場の改修、屋根修理の費用〔稟議書、請求書、総合振込精査表、入出金明細照会結果〕を支出せざるを得なかったとして、これらの賠償を求めた。東京電力は、当該工場の出入口エアシャワー室を設置するための費用については認否を留保しつつ、除染の方法及び範囲について他の方策との比較検証の経緯の確認を求め、また、当該工場の改修及び屋根修理の費用については認否を留保しつつ、具体的な改修や修理の内容や除染の方法及び範囲について他の方策との比較検証の経緯の確認を求めた。パネルは、いずれの費用も原発事故と支出との相当因果関係を認め、これを損害額として和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、事業に支障が生じたために負担した追加的費用や、事業への支障を避けるために生じた追加的費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、計画的避難区域内に複数の工場を有して製造業を営んでいたところ、原発事故を原因とする放射性物質による汚染を懸念した取引先の要請により、福島県内の別の場所に新たに工場を設置せざるを得なかったとして、工場設備の一部を福島県内の別の場所に移設するために要した人件費の賠償を求めた。東京電力は、認否を留保しつつ、当該費用が災害損失として区分経理をされているのかの確認を求め、仮に給与の一部として支払っているのであれば、原発事故がなくとも支払を要するものであると主張した。パネルは、上記人件費を事業拠点の移転費用等として原発事故との相当因果関係を認め、これを損害額として和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、事業に支障が生じたために負担した追加的費用や、事業への支障を避けるために生じた追加的費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第6の1

申立人は、原発事故時、計画的避難区域内に複数の工場を有して製造業を営んでいたところ、原発事故を原因とする放射性物質の放出により汚染された当該工場で稼働する従業員の飲料水としてウォーターサーバーに要した費用の賠償を求めた。東京電力は、同計画的避難区域内における水道水の摂取制限が平成23年5月に解除された以後に支出しており、因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故と上記支出との相当因果関係を認め、これを損害額として和解案を提示した。

※5 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、計画的避難区域内に複数の工場を有して製造業を営んでいたところ、原発事故を原因とする放射性物質による汚染を懸念した取引先の要請により、福島県内の別の場所に新たに工場を設置せざるを得なかったとして、工場として使用する建物に係る定期建物賃貸借契約に要した敷金の賠償を求めた。東京電力は、敷金は契約終了時に未払賃料等を差し引いて返還される性質のものであり、損害がないと主張して争った。パネルは、支出した敷金のうち1割相当額については、逸失運用益として損害を認めて和解案を提示したが、その後、東京電力の意見を踏まえて、損害額を敷金の5分に相当する額に変更して和解案を再提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用）について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、原発事故時、計画的避難区域内に複数の工場を有して製造業を営んでいたところ、原発事故を原因とする放射性物質による汚染を懸念した取引先の要請により、工場の移転を余儀なくされ、そのために要した新工場新築工事費用及びフォークリフト購入費用の賠償を求めた。東京電力は、損害がないと主張して争った。パネルは、当該費用について和解案を提示していない。

※7 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、原発事故時、計画的避難区域内に複数の工場を有して製造業を営んでいたところ、原発事故を原因とする放射性物質による汚染を懸念した取引先の要請により、工場の移転を余儀なくされ、それに伴い役員の転居が必要になったとして、その賃料の賠償を求めた。東京電力は、原発事故との相当因果関係を認め、直接請求手続で支払うとして和解対象外とすることを求めた。パネルは、これを和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	175		
事案の概要	本件事故当時、茨城県牛久市に居住していた申立人ら(大人4名)が、除染費用の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H24.4.20	全部和解成立日	H24.10.16
事故時住所	茨城県牛久市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	85,205	H23.3~H24.3	※1

小計 85,205

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	85,205
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人らは、茨城県牛久市に居住しており、除染のための費用を請求した。東京電力は申立人らの住所が茨城県牛久市であることから、除染費用については国や自治体の除染基準等が明らかでなく、また、申立人らの支出した除染費用が必要かつ合理的な範囲であることが立証されていないと主張して認否を留保した。パネルは、庭木の剪定及び枝葉の処理費用〔領収書〕並びにゴミ処理に要した費用〔領収書〕等を主とする除染費用について和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染の拡散の防止の措置、汚染された廃棄物の処理)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人らは、浄水器の購入〔領収書〕や食品の購入に係る生活費増加分、精神的損害、所有している土地の価値が下がったことの損害についても賠償を求めたところ、東京電力は、因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	176		
事案の概要	本件事故当時、双葉郡内(旧緊急時避難準備区域)において建設業を営んでいた申立人が、営業損害等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)		

2 基本情報

申立日	H24.5.25	全部和解成立日	H24.10.18
事故時住所	川内村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		60,000,000	H23.3~H24.2	※1

小計 60,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	60,000,000
	弁護士費用	1,800,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、川内村や相双地区を中心に土木建設業を営んでいたところ、原発事故により相双地区が警戒区域、計画的避難区域等に指定されたため、同地区での仕事が大幅に減って売上げが減少したとして〔原発事故前後の確定申告書、月次損益計算書等〕、平成23年3月から平成24年2月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人が避難等対象区域内の法人であることから、合理的範囲の逸失利益については賠償するとしつつ、損害額の計算方法について争った。パネルは、計算方法について、申立人及び東京電力の各主張等を踏まえて検討の上、和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の10)

申立人は、原発事故により川内村内に存した土地及び建物の価値が減少したとして、当該土地建物の価値減少分の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、賠償方針の設定が未了であると主張して、認否を留保した。パネルは、当該土地建物の価値減少分の財物損害について、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	177		
事案の概要	本件事故当時、郡山市に住んでいた申立人ら(大人2名。うち1名は、甲状腺の疾患歴有り)が、避難費用(生活費増加費用を含む)及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	H24.3.8	全部和解成立日	H24.10.22
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	増額分	20,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			60,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	増額分	20,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			60,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	715,161	H23.3~H23.8	※2
全部和解	生活費増加費用	ホテル滞在に伴う増加分	293,690	H23.3~H23.8	※2
小計			1,008,851		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,068,851
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人B(申立人Aの妻)は事故前甲状腺疾患を患っていた経緯があり、事故後再発するのではないかと、あるいは薬が不足するのではないかと不安を抱きながら事故直後東京への自主的避難を実行し、かかる精神的苦痛を理由に慰謝料請求をした。東京電力は、原則として中間指

針第一次追補に従った金額の限度で認めるとしつつ、医師が避難の開始や避難の継続を推奨したことがないこと等を理由に申立人Bにおいて慰謝料増額の特別の事情はないこと、その他賠償を増額する事情はないと主張して争った。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、申立人Bの過去の病気が精神的苦痛の増加理由になると判断し、申立人A及びBそれぞれに2万円を増額する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは事故直後東京への自主的避難を実行し、避難費用、生活費増加費用、営業損害、財物価値の喪失等の損害を請求した。東京電力は、原則として中間指針第一次追補に従った金額の限度で認めるとしつつ、原発事故との因果関係が認められないか、又は事項発生当初以降の支出には合理性がないと主張して争った。パネルは、請求項目のうち、避難費用及び生活費増加費用について証拠及び口頭審理の結果等から相当額を認める和解案を提示した。営業損害及び財物価値の喪失については、相当因果関係ないし損害を認めることは困難として和解の対象外とした。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	178		
事案の概要	本件事故当時、京都府に居住していた通訳案内士である申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.2.21	全部和解成立日	H24.10.25
事故時住所	京都府乙訓郡		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,047,600	H23.3~H23.12	※1

小計 3,047,600

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,047,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について）

申立人は、原発事故時、旅行会社等から委託を受けて通訳ガイド業務に従事していたところ、原発事故の影響で既に受注済みであった業務がキャンセルされたこと及び新たな注文が減少したことで売上げが減少したとして〔確定申告書、支払調書等〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、原発事故の影響割合について意見を述べた。パネルは、原発事故の影響割合等を考慮し、和解案を提示した。

中間指針第7の3 IIは、外国人観光客に関しては、我が国に営業の拠点がある観光業について、原発事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等については、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めている。また、総括基準（訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について）は、我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、原発事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合は、平成23年5月末までに生じた外国人観光客に関する被害のうち解約以外の原因により発生したもの及び通常の解約率の範囲内の解約により発生したもの並びに平成23年6月以降に生じた外国人観光客に関する被害と原発事故との間の相当因果関係が認められるとしており、これらに基づいて和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	179		
事案の概要	本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人ら(大人3名)が、自宅敷地の除染費用、精神的損害(2名については平成23年7月分を既受領)及び一時立入費用の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の5(2)	第1の8(2)ア	第1の8(2)オ
	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H24.5.24	全部和解成立日	H24.10.26
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H23.7~H24.8	※2
小計			1,400,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.7~H24.8	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	92,000	H23.9~H23.11	※3
小計			1,392,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.7~H24.8	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	102,000	H23.9~H23.11	※3
小計			1,402,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		367,000	H23.7~H24.8	※1
小計			367,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,561,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立人らは、平成23年6月自宅に戻り生活を始めていたが、自宅の線量を測定すると、庭及

び室内で比較的高い線量が検出されたことから、業者に依頼して自主的に除染したとして除染費用を請求した。東京電力は工事の内容に疑問があるなどと主張して争った。パネルは、除染工事の内容が合理的であるとして、除染費用全額である36万7000円を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことによって生じた追加的費用等は賠償すべき損害と認められると定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）、中間指針第二次追補第2の1（2）

申立人らは、平成23年6月、南相馬市原町区内の自宅に戻ったものの、線量が高いことから申立人B及びCは仙台に再度避難し、平成23年7月から平成24年8月までの慰謝料を求めた。東京電力は、一般的には、一度（自宅に）帰ったら避難は終了しているなどと主張して争った。パネルは、申立人B及びCの避難はなお継続していると判断して、平成23年7月以降の日常生活阻害慰謝料合計400万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6、総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）及び中間指針第二次追補第2の1（2）は、第2期及び第3期の慰謝料について月額10万円を目安とすると定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

申立人B及びCは、平成23年8月以降仙台に避難し、平成23年9月から同年11月までの間、仙台から自宅までの一時立入費用合計19万4000円を求めた。東京電力は、一時立入費用は月1回を目安とするなどと主張して争った。パネルは、申立人B及びCの主張について、月1回を超える一時立入りであっても必要かつ合理的な範囲であると判断して、月1回を超える一時立入費用について認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、一時立入費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められると定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	180		
事案の概要	本件事故当時、海外に居住していたが、平成23年3月中旬に、本件事故前からの予定どおり郡山市に転入した申立人ら(大人2名、子供1名)が、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(2)	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	H24.4.11	全部和解成立日	H24.10.26
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	560,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、原発事故発生時、海外に居住していたが、原発事故前から、申立人Aが平成23年3月下旬には福島県内の勤務先に異動の上、配置される予定であり、実際にも、同月中に福島県内に転入したとして〔電子メール〕、同月17日から同月末まで福島県外へ避難したことに伴う生活費増加費用及び慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、申立人らが「本件事故発生時に自主

的避難等対象区域内に生活の本拠としての住所があった者」には当たらないと主張して争った。パネルは、申立人らを、自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うのが相当であると判断し、中間指針第一次追補に基づく生活費増加費用及び精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち原発事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については一人40万円を、原発事故当初の時期の損害として、その他の自主的避難等対象者については一人8万円を目安としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	181		
事案の概要	本件事故当時、福島市において、中古機械の輸出業を営んでいた申立人が、輸出先国における風評被害(営業損害)の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の5(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.4.25	全部和解成立日	H24.10.29
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,025,160	H23.3~H23.9	※1
小計			4,025,160		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,025,160
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の5

申立人は、基礎工事中の中古建設機械類をベトナムに輸出していたが、原発事故後、同国の取引先から風評被害による買い控えを受けたとして逸失利益の賠償を求めた。輸出に係る風評被害について規定している中間指針第7の5が、既に輸出されたもの等の限定的な場合にのみ原発事故と減収との間の相当因果関係を認めていることから、東京電力は、当初、申立人が既に建設機械類をベトナムに向けて輸出していたか不明であるなどとして、因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、建設機械類をベトナムに輸出するという申立人の事業形態からは損害回避措置を期待することができないこと、機械の産地証明書が福島商工会議所発行のものであること等の事情を考慮し、申立人には原発事故と相当因果関係のある損害が発生しているとの心証を口頭審理において示した。これを受けて、東京電力は、予備的に、相当因果関係が認められた場合に原発事故の影響割合は5割とすべきと主張したが、パネルは、平成22年10月から平成23年3月までを基準期間とし、平成23年4月から同年9月までの売上げについて、売上減少分に貢献利益率を乗じた上で、原発事故の影響割合を10割として和解案を提示した。

中間指針第7の5 IIは、「本件事故以降に輸出先国の輸入拒否（同国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含む。）がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの（生産・製造途中のものを含む。）」に限り減収分について相当因果関係を認めているところ、同指針も踏まえつつ、風評被害の一般的基準を定めた中間指針第7の1に基づ

く和解案が提示されたものと考えられる。

1 事案の概要

公表番号	182		
事案の概要	本件事当当時、福島県外から郡山市への転勤が予定されており、平成23年4月に本宮市に転入した申立人ら(大人2名、子供2名)が、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(2)	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	H24.4.3	全部和解成立日	H24.10.29
事故時住所	埼玉県狭山市大字東三ツ木		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			400,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	960,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、原発事故時は埼玉県狭山市に居住していたが、原発事故前から申立人Aは郡山市内の営業所に転勤することが決まっており、平成23年4月16日から申立人らが本宮市での生活を始めたことを理由に、中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象者と同等の賠償を求めた。東京電力は、申立人らが原発事故時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居がなかったことから、損害の発生及び因果関係の有無が判断できないと主張して争った。パネルは、申立人Aが同月1日から郡山市内の営業所へ転勤となることが原発事故前から決まっていたこと（同年2月27日内示、同年3月19日発令）〔通知書〕及び原発事故の影響で予定よりも引っ越しが遅れたが同年4月16日から本宮市での生活を始めたこと〔住民票〕から、申立人らを自主的避難等対象者（滞在者）と同等に扱うのが相当であると判断して、精神的損害及び生活費増加費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち原発事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については一人40万円を、原発事故当初の時期の損害として、子供及び妊婦以外については一人8万円を目安としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	183		
事案の概要	本件事故当時、警戒区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人が、避難費用(生活費増加費用を含む)及び避難生活に伴う慰謝料(バリアフリー環境が失われたことなどを考慮して増額したもの)等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)
	第1の5(2)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.3.30	全部和解成立日	H24.10.30
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	29,000	H23.3~H24.7	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	100,000	H23.3~H24.7	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,656,025	H23.3~H24.7	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	26,000	H23.3~H24.7	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	1,700,000	H23.3~H24.7	※3
全部和解	精神的損害	増額分	1,700,000	H23.3~H24.7	※3
全部和解	精神的損害	増額分	850,000	H23.3~H24.7	※3

小計 6,061,025

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,061,025
	弁護士費用	181,831
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は原発事故発生当時、両下肢機能障害1級〔身体障害者手帳〕のためバリアフリーの自宅において単身で車椅子生活をしていましたが、バリアフリーではない避難所から生活の支援を受けられる親族宅に避難した際の交通費及び宿泊費〔親族作成に係る上申書〕や、避難先に適した車椅子の購入費用〔領収書〕等の生活費の増加費用を含む避難費用を請求した。東京電力も一定の範囲でこれを認めた。パネルは、申立人の障害等に鑑み、負担の裏付けがある支出に関しては概ね請求どおりの内容で和解案を提示した。

中間指針第3の2 Iは、必要かつ合理的な範囲で負担した交通費、宿泊費や生活費増加費用を損害と認めており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

申立人は原発事故発生当時の住居に一時帰宅し、その費用を一時立入費用として請求した。東

京電力は争わずに全額認めた。パネルは、請求どおりの内容で和解案を提示した。

中間指針第3の3は、生活必需品の持ち出し等を目的として市町村が実施する「一時立入り」に参加するために要する費用を必要かつ合理的な範囲で損害と認めるところ、当事者間に争いがなかったため一時立入費用として請求どおりの内容で和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は原発事故発生当時、両下肢機能障害1級〔身体障害者手帳〕のためバリアフリーの自宅において単身で車椅子生活をしてきたが、バリアフリー環境が失われるなどの過酷な避難生活を余儀なくされた〔上申書〕として慰謝料の基本部分及び増額を請求した。東京電力は一定の範囲でこれを認めたが、増額割合が高い等と主張して争った。パネルは、バリアフリー環境が失われたこと等を考慮し、増額割合10割の他に損害期間を明示して一時金を加算する内容で和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）においては、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができ、また、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算すること等の合理的裁量がパネルに委ねられており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	184		
事案の概要	本件事故当時、相馬市に居住していた申立人ら(妊婦・子供2名、その他2名)が、精神的損害、避難費用(生活費増加分を含む)、就労不能損害及び生命・身体損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ウ	第10の2(3)エ	

2 基本情報

申立日	H24.3.5	全部和解成立日	H24.10.22
事故時住所	相馬市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	10,280	H23.3~H24.7	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	H23.3~H23.12	※3
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	6,144,760	H23.3~H24.5	※4

小計 6,395,040

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2

小計 40,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2

小計 200,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2

小計 200,000

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	590,000	H23.3～H23.12	※5
全部和解	生活費増加費用	その他	114,850	H23.3～H23.12	※5
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	730,692	H23.3～H23.12	※5

小計 1,435,542

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,270,582
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人Aは、避難開始後約3か月が経った平成23年6月、ひどいめまいと吐き気を生じ受診したところ、精神的ストレス等、心因性の末梢性めまいとの診断を受けた〔診断書〕ため、避難生活による精神的負担に起因するものとして治療費及び薬代を請求した。東京電力は、中間指針第一次追補が定める賠償金の限度で支払う旨を主張した。パネルは、末梢性めまいの発症と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難の実行による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは自主的避難の実行により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために精神的苦痛が生じたとして慰謝料を請求した。東京電力は、中間指針第一次追補が定める賠償金の限度で支払う旨を主張した。パネルは、中間指針第一次追補第2に基づき、慰謝料として、大人である申立人A及びBに対し各4万円、子供である申立人C及びDに対し各20万円を認める和解案を提示した。

※3 中間指針第一次追補第2

パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、精神的ストレス等、心因性の末梢性めまい等を患ったなどの事情を勘案し、20万円を増額する和解案を提示した。

※4 中間指針第3の8

申立人Aは、南相馬市原町区にある会社に獣医師として勤務していたが、原発事故により減収が生じたとして就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、平成23年3月から平成24年2月までの12か月分として488万1829円を支払うことを認めた。パネルは、平成23年3月から平成24年5月までの就労不能損害として614万4760円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が、事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合、給与等の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは自主的避難の実行に伴い生じた住居費、宅配便代、教育費増加分、再就職活動のためのスーツ代、避難交通費及び面会交通費の賠償を請求した。東京電力は、中間指針第一次追補が定める賠償金(96万円)及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリース基準に基づく子供1名当たり20万円の賠償金の限度で支払う旨を主張した。パネルは、申立人らに対して請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	185		
事案の概要	本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人(大人)が、東京電力から直接賠償を受けた際に就労不能損害から控除された中間収入相当額(避難先において就労して得た賃金)の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H24.5.10	全部和解成立日	H24.11.1
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	850,893	H23.3~H24.2	※1
小計			850,893		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	850,893
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)

申立人は、東京電力から直接請求を受けた際に就労不能損害から控除された中間収入相当額(避難先において就労して得た賃金)の賠償を請求した。東京電力は、「特別の努力」に該当する具体的な事情が不明であると主張して争った。パネルは、原発事故以降平成24年2月末日までの間の申立人の就労は、その稼働期間、稼働状況及び収入金額からしてアルバイト的なものであり、従来の就労と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとは認められないと判断し、上記期間に勤務先から申立人が受領した給与額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)は、避難先等における就労によって得た給与は、避難先等における就労が従来と同等の内容及び安定性、継続性を有するものであること等の特段の事情のない限り、就労不能損害の損害額から控除しないと定めており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	186		
事案の概要	本件事故当時、茨城県において、食品製造業を営んでいた申立人が、輸出先国における風評被害(営業損害)の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.5.16	全部和解成立日	H24.11.1
事故時住所	東京都北区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,000,000	H23.3~H24.3	※1

小計 4,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の5

申立人は、茨城県の工場において菓子製造を行い中国へ輸出していたところ、輸出先国の中国が、原発事故を受けて、茨城県で製造された食品の輸入禁止措置を講じたため、予定していた輸出販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、輸入禁止措置が、原料の産地等を検討したのではなく、茨城県で製造された食品について一律に対象としたものであれば、かかる措置は合理性を欠き、また、申立人において、中国に輸出することができなかった商品を他国や日本国内で販売することは十分可能であったと主張して因果関係を当初否定したが、その後、申立人において輸入停止後の善後策を取り得たであろう時期(平成23年7月)までの相当因果関係は認め、それ以降は影響割合を考慮して5割の限度で相当因果関係を認めるとの意見を述べた。パネルは、申立人の主張する金額をベースとしつつ、申立人の輸出販売実績を考慮して端数を処理した400万円を和解案として提示した。

中間指針第7の5 IIは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否(同国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含む。)がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの(生産・製造途中のものを含む。ただし、当該輸出品の種類等を特に当該輸出国向けとしているために当該国以外への販売が困難であるか又は転売すれば減収や追加的費用が生じるものが対象である。中間指針第7の5 II備考5参照。)に限り相当因果関係を認めているが、同指針に限定されることなく和解案が提示されたものである(中間指針第1の4は、中間指

針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得ることを指摘している。)

1 事案の概要

公表番号	187		
事案の概要	本件事故当時、北関東地方において、貸し農園業を営んでいた申立人が、営業損害及び追加的費用の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.3.19	全部和解成立日	H24.11.1
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		135,000	H23.4~H24.3	※1
全部和解	その他		258,500	H23.5~H23.6	※1
小計			393,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	393,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、原発事故時、茨城県内で貸し農園業を営んでいたところ、原発事故後に予約キャンセル等が生じたことによって休業に追い込まれるとともに、原発事故前からの造園計画を断念せざるを得なくなったとして、逸失利益〔特定農地貸付規程、申立人チラシ、原発事故前後の確定申告書〕及び造園計画に係る費用（土地の測量費、図面作成費用等〔領収証、平成23年度収益事業会計収支計算書〕）の賠償を求めた。東京電力は、逸失利益の請求について、申立人が特定非営利活動法人であるから、営利業務を前提とした中間指針上の「風評被害」の対象にならないとか、「収入が減少した分の損害」があるか不明であると主張して争い、また、造園計画に係る費用の請求についても、原発事故後の支出であることから、当該支出は申立人の自主判断によるものであって因果関係はないと主張して争った。パネルは、特定非営利活動法人である申立人にも損害を観念することができることを前提に、原発事故がなければ一定の売上げがあったであろうと仮定して逸失利益を算出し、また、造園計画に係る費用も、原発事故後の支出ではあるものの、原発事故前からの計画に基づく支出で、その計画を原発事故によって断念せざるを得なくなった以上、原発事故によって無駄になった費用として相当因果関係があると判断し、支出額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3 I は、茨城県に営業の拠点がある観光業について、原発事故後に観光業に関

する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	188		
事案の概要	本件事故当時、福島県外に単身赴任しており、本件事故前からの予定どおり、平成23年3月末に勤務先を退職し、須賀川市の自宅に戻った申立人(大人)が、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(2)		

2 基本情報

申立日	H24.4.5	全部和解成立日	H24.11.1
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	その他		40,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			80,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	80,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人は、原発事故当時、福島県外で単身赴任していたが、平成23年3月末に勤務先を退職し、同年4月に須賀川市の住居に戻ったので、自主的避難等対象者と同様の精神的損害及び生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、原発事故時に自主的避難等対象区域内に申立人の生活の本拠があったことを確認することができないと主張して争った。パネルは、申立人が、原発事故以前から須賀川市に住居を所有し、福島県外に単身赴任していたこと〔単身赴任届〕、原発事故前から平成23年3月末までに福島県外での仕事を辞め須賀川市に戻ることが決まっていたこと〔任期更新に関する意向確認書及び人事異動通知書〕及び平成23年4月以降須賀川市で生活していたことを認定し、申立人を「本件事故発生当時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居」があった者と同等に扱うのが相当であるとして、中間指針第一次追補に基づく精神的損害及び生活費増加費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等対象者のうち原発事故発生当初の時期の損害として、子供及び妊婦以外の者(大人)について一人8万円を目安としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	189		
事案の概要	本件事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、自宅敷地の除染費用の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H24.4.3	全部和解成立日	H24.11.1
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用	軒下の表土除去	154,000	H23.3~H23.11	※1

小計 154,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	154,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

原発事故当時、南相馬市原町区に居住していた申立人が、自宅敷地の除染費用の損害賠償を求めた。東京電力は、南相馬市による除染への取組の進捗状況も踏まえて検討したい旨認否を留保していたところ、パネルは、申立人から提出された除染費用に係る領収証の提出を受け、同領収証原本を東京電力に送付した上、除染費用全額を損害とする旨の和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 I は、除染に伴い必然的に生じた追加的費用等の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	190		
事案の概要	本件事故当時、福島市に居住していた申立人らが、避難費用(交通費及び生活費増加分)及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例(本和解による現実の支払額は、114万2500円)。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ

2 基本情報

申立日	H24.2.15	全部和解成立日	H24.11.2
事故時住所	福島市		
申立人人数	8	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,093,500	H23.3~H23.12	※1

小計 1,093,500

申立人A、B、C、D、E、F、G、H共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	69,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	460,000	H23.3~H23.12	※3

小計 529,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,622,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	480,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Aは、自主的避難を実行したことにより就労先を退職せざるを得ず減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故との因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、就労不能損害と原発事故の間には相当因果関係があると判断し、月額24万3000円〔給与明細書〕を申立人Aが自主的避難を実行した平成23年3月15日から予定退職時期である同年7月31日までを認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは自主的避難の実行により、避難及び帰宅に要した交通費の賠償を請求した。東京電力は、中間指針第一追補に示された賠償額に包含されると主張して争った。パネルは、申立人Aらに対して、中間指針第一追補に示された賠償額を超えた部分〔領収書〕について損害として認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは自主的避難の実行により生じた、避難先での宿泊費等の生活費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、中間指針第一次追補に示された賠償額に包含されると主張して争った。パネルは、申立人らに対して、中間指針第一次追補に示された賠償額を超えた部分〔領収書〕について損害として認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	191		
事案の概要	本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら(妊婦・子供1名、その他2名)が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ	第10の2(3)キ

2 基本情報

申立日	H23.12.15	全部和解成立日	H24.11.5
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	540,000	H23.3~H23.8	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	事故発生当初の時期	※2
小計			580,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
小計			200,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	603,470	H23.3~H23.12	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	事故発生当初の時期	※3
小計			643,470		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,423,470
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人Aは、自主的避難の実行に伴う休職により減収が生じたとして〔給与振込通帳〕、就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、自主的避難に伴う就労不能損害については事故発生当初の2か月分を超えては認められないと主張して争った。パネルは、事故発生当初の2か月を超えて相当因果関係が認められるとして、6か月分を限度に就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとされているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

東京電力は、本件手続中、中間指針第一次追補及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリース基準に基づき、申立人Aに対して8万円、同Bに対して60万円、同C(追加申立て)に対して8万円の賠償を行った。パネルは、自主的避難による精神的苦痛に対する慰謝料として、申立人Aについて4万円、同Bについて20万円、同Cについて4万円を認めて、和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとされているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人C(追加申立て)は、自主的避難の実行に伴い避難先での住居費を負担したとして[契約時の賃貸精算書、領収証類、家賃振込明細書]、生活費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、礼金、仲介手数料及び平成23年12月までの家賃については認めたものの、敷金については将来の明渡し時に返還されるものであると主張して争った。パネルは、敷金の2割について相当因果関係が認められるとして、和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとされているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	192		
事案の概要	本件事故当時、会津地方に住民票を置いていたが、福島市への転勤が予定されており、平成23年3月末に福島市に転入した申立人ら(妊婦・子供2名、その他2名)が、精神的損害、生活費増加費用及び移動費用の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(2)		

2 基本情報

申立日	H24.4.2	全部和解成立日	H24.11.5
事故時住所	会津若松市住吉町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,360,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは自主的避難の実行により中間指針第一次追補第2に規定する精神的損害、生活費増加費用及び移動費用について賠償を求めた。東京電力は、申立人らの原発事故時の住所地は自主的避難等対象区域外である会津若松市であることから、自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があったことを確認することができず、対象者に該当しないと主張して争った。パネルは、申立人Aが平成23年3月5日頃、勤務先から同年4月1日より福島市での勤務を命じられ、これによって、申立人らは同年3月31日に福島市に転居したこと〔住民票〕から、申立人らを、原発事故当時、自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うことが相当であるとして、中間指針第一次追補第2及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリース基準に規定する精神的損害、生活費増加費用及び移動費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち原発事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については一人40万円を、原発事故発生当初の時期の損害として、子供及び妊婦以外については一人8万円を目安としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	193		
事案の概要	本件事故当時、福島県外に住民票を置き居住していたが、福島市に建築中の新居への引越を予定しており、平成23年3月下旬に福島市に転入した申立人ら(妊婦・子供1名、その他2名)が、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(2)		

2 基本情報

申立日	H24.4.9	全部和解成立日	H24.11.5
事故時住所	山形県山形市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	560,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難等対象区域に居住していたことを理由に、中間指針第一次追補第2に規定する精神的損害及び生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの原発事故時の住所地は山形県山形市であることから、自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があったことが確認できず、対象者に該当しないと主張して争った。パネルは、申立人らが、原発事

故以前から福島市にて新居の建築を開始し〔建築請負契約書〕、同住宅での生活を予定していたこと、平成23年3月20日に新築登記がされた同住宅〔全部事項証明書〕にて、同月24日に住民登録をして〔住民票〕生活していること、申立人Cが平成23年4月から福島市内の小学校に通っていること〔在学証明書〕等から、申立人らは、「本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者」と同等に扱うのが相当であるとして、中間指針第一次追補第2に規定する精神的損害及び生活費増加費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については原発事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を、その他の自主的避難等対象者については原発事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安としており、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	194		
事案の概要	本件事故当時、福島市に居住していた申立人ら(妊婦・子供1名、その他2名)が、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)キ		

2 基本情報

申立日	H24.1.16	全部和解成立日	H24.11.6
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.4	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.4	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	375,000	H23.3~H23.12	※2
小計			415,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	333,895	H23.3~H24.5	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	88,000	H23.3~H23.12	※3
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	199,800	H23.3~H23.12	※4
全部和解	生活費増加費用	その他	25,000	H23.3~H23.12	※4
小計			646,695		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,301,695
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは自主的避難の実行により、正常な日常生活の維持、継続が相当程度阻害されたとして慰謝料を請求した。東京電力は、中間指針第一次追補に基づいた額を支払うと主張した。パネルは、中間指針第一次追補第2に基づき大人である申立人A及びBに各4万円、子供であるCに20万円を慰謝料として認めた。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Bは、自主的避難を実行したことにより就労先を退職せざるを得ず減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故との因果関係がないと主張して争った。パネルは、就労不能損害と原発事故の間には相当因果関係があると判断し、月額7万5000円として、5か月分(平成23年8月から同年12月まで)の損害を認定した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは自主的避難の実行により、避難交通費、避難に要した引越費用並びに申立人Aと申立人B及びCとの面会に要した交通費の賠償を請求した。東京電力は、既払いの中間指針第一次追補に示された賠償額(76万円)に含まれていると主張して争った。パネルは、申立人らに対して、中間指針第一次追補第2に示された賠償額を超えた部分について損害として認定した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは自主的避難の実行により、避難先で新たに家財道具を購入せざるを得なくなったとして家財道具購入費用の賠償並びに参加できなくなった発表会の衣装代及びチケット代の賠償を請求した。東京電力は、既払いの中間指針第一次追補に示された賠償額(76万円)に含まれていると主張して争った。パネルは、申立人A、B及びCに対して、中間指針第一次追補第2に示された賠償額を超えた部分について損害として認定した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	195		
事案の概要	本件事故当時、大熊町に居住していた申立人らが、避難費用(一時立入費用を含む)及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の5(2)	

2 基本情報

申立日	H24.1.19	全部和解成立日	H24.11.7
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	128,000	H23.3~H23.8	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	803,050	H23.3~H23.8	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	433,055	H23.3~H23.8	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	56,000	H23.3~H23.8	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3~H24.5	※4
小計			2,940,105		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3~H24.5	※4
小計			1,520,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,460,105
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により避難を余儀なくされ、自家用車での移動を繰り返すとともに自宅から持ち出すことができなかった生活用品を避難先において購入せざるを得なかった〔領収書〕として、移動交通費及び物品購入等の生活費増加費用を請求した。東京電力は、移動交通費については直接請求において用いる標準交通費により、生活費増加費用については裏付け資料があり、事故との相当因果関係が認められるものについて賠償を認めた。パネルも同様の判断をして和解案を提示した。

中間指針第3の2 I は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した交通費、宿泊費、生

活費増加費用を賠償すべき損害としており、この趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により、同人らの長男の居住先(申立人Aの所有建物、神奈川県内所在)に避難したが、申立人らの帰還の目途が立たなかったため、長男は、婚姻を機に別のアパートを賃借せざるを得なかったとして、長男の賃貸借関係増加費用を請求した。東京電力は、申立人らの居住に係る費用ではないこと、長男の婚姻という新たな事情により発生した費用であるなどと主張して争った。パネルは、費用負担者が申立人らであること〔通帳、賃貸借契約書〕、原発事故がなければ、長男は婚姻後も転居する必要がなかったといえることから、原発事故と長男の転居との間に相当因果関係を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した交通費、宿泊費、生活費増加費用を賠償すべき損害としており、この趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

申立人らは、原発事故により避難を余儀なくされた後、大熊町の自宅に一時立入りをしたことから、避難先(神奈川県内)と大熊町の自宅とを自家用車で移動した際の交通費を一時立入り費用として請求した。東京電力も、申立人らによる一時立入りの事実を争わず、パネルも申立人の請求を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難指示区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としているところ、一時立入り(帰宅)の事実を争いがないことを踏まえて和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6

申立人らは、原発事故発生当時、大熊町に居住しており、原発事故により避難を余儀なくされたとして精神的損害を請求した。東京電力もこれを争わず、パネルは、一人当たり月額10万円(避難所での避難があった月については、12万円)の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、避難等対象区域から避難し引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛について、月額10万円を目安として精神的損害を賠償すべきとしており、この趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	196		
事案の概要	本件事故当時、会津地方において、遊漁船業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.5.25	全部和解成立日	H24.11.8
事故時住所	北塩原村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,500,000	H23.11～H24.3	※1

小計 2,500,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、原発事故時、北塩原村内でアウトドアアトラクション事業を営んでおり、平成22年11月からは遊漁船業(わかさぎ釣り事業)を開始したが、原発事故の風評被害により、遊漁船業により本来得られるはずであった売上高〔漁業協同組合の通常総会資料に掲載された「遊漁券販売管理表」等〕が得られなかったとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、遊漁船業は申立人が営んでいる他事業と同種であるから会社全体の売上高を基準に損害額を算定すべきであり、また申立人が主張する「遊漁船業により本来得られるはずであった売上高」には根拠がないと主張して争った。パネルは、会社全体ではなく、遊漁船業に係る減収を損害額算定の基礎とし、また、申立人が主張する「遊漁船業により本来得られるはずであった売上高」に一定の係数を乗じるなどして対象期間の売上高を算出した上で、減収と原発事故との間の相当因果関係を認めて、影響割合10割とする和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、福島県に営業の拠点がある観光業について、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	197		
事案の概要	本件事故当時、南相馬市原町区に居住し、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら(子供1名を含む)が、精神的損害、避難費用(移動交通費、避難先謝礼、一時立入費用及び生活費増加費用を含む)及び生命・身体的損害等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)
	第1の5(2)	第1の7(2)ア(イ)	第1の7(2)ア(ウ)
	第1の7(2)ア(エ)	第10の2(2)	

2 基本情報

申立日	H24.7.25	全部和解成立日	H24.11.9
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	452,000	H23.3~H23.11	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	305,000	H23.3~H23.11	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	13,350	H23.3~H23.11	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3~H24.5	※2

小計 2,270,350

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	16,800	H23.3~H24.5	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	10,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,100	H23.3~H24.5	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3~H24.5	※2

小計 1,531,900

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	16,800	H23.3~H24.5	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	10,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,100	H23.3~H24.5	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3~H24.5	※2

小計 1,531,900

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3~H24.5	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3~H24.5	※2
小計			1,900,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	40,000	H23.3~H23.11	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	192,000	H23.3~H23.11	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	46,000	H23.3~H23.11	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	107,300	H23.3~H23.11	※3
小計			385,300		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,619,450
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,400,000

※1 中間指針第3の5

申立人A、B及びCは、避難生活に伴う生活環境の変化により体調が悪化したなどと主張し、生命・身体的損害として、慰謝料、通院交通費及び診断書取得費用を請求した。東京電力は、申立人Aについては複数医療機関への通院日に重複があるなどと主張して一部争い、申立人B及びCについては認めた。パネルは、申立人Aの通院日の重複等について調整し、慰謝料、通院交通費、診断書取得費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化したことによる精神的損害等を賠償すべき損害としており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）、中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）

申立人らは、緊急時避難準備区域から避難していたものであり、申立人1人について月額10万円の避難慰謝料を請求した。東京電力はこれを認め、申立人Dに対してはこれに加えて平成24年3月5日付け東京電力プレスリリース基準（避難等対象区域から自主的避難等対象区域に避難した18歳以下の者について平成23年4月12日から同年12月31日までを対象期間として40万円を賠償するもの）に基づき40万円の支払を認めた。パネルもこれに沿った和解案を提示した。

中間指針第3の6、総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）、中間指針第二次追補第2の1（2）、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）は、月額慰謝料の目安を10万円としており、また中間指針第一次追補第2 IV②は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者のうち、子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難した期間の

損害の算定方法を定めているところ、これらに沿った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らは、避難に伴って生じた費用として、交通費、宿泊謝礼（1人について1泊5000円、世帯で1泊2万円）、物品（防寒衣料服、エアコン、乾燥機）購入費用を請求した。東京電力は、交通費については認め、宿泊謝礼は1世帯について1泊2000円（月額6万円）の限度で認め、物品購入費用については防寒衣料服購入費用のみを認め、エアコン等については、避難終了後のものであると主張して争った。パネルは、宿泊謝礼について1人について1泊3000円、世帯で1泊1万2000円、物品購入費用について防寒衣料服購入費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が合理的な範囲で負担した交通費、宿泊費等、生活費増加費用を賠償すべき損害としているところ、これに沿った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の3

申立人らは、一時立入費用として8万円（片道5000円×2×4人×2回）を請求した。東京電力は、月に1回が限度であるとし4万円（片道5000円×2×4人×1回）の限度で認めた。パネルは、4万6000円（1回目について東京電力が認めた4万円に、2回目について世帯で片道3000円×2＝6000円を加えた額）が相当として、和解案を提示した。

中間指針第3の3は、一時立入費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としているところ、これに沿った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	198		
事案の概要	本件事故当時、福島県において、釣船業を営んでいた申立人らが、営業損害及び追加的費用等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第2の2	第5の3(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.2.1	全部和解成立日	H24.11.9
事故時住所	相馬市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	観光業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	508,851	H23.3~H24.4	※1
小計			508,851		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		14,764,577	H23.3~H23.11	※2
小計			14,764,577		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,273,428
	弁護士費用	458,202
	手続内で処理された既払金合計額	5,000,000

※1 中間指針第4の1、中間指針第7の3

申立人Aは、原発事故時、相馬市内で釣船業等を営んでいたところ、原発事故により航行危険区域に設定された海域でのポイント情報の多くを失い、同区域外であっても多数の魚種から制限値以上の放射線が検出されたり、放射線が検出されていなくても風評被害が著しく、休業を余儀なくされ、金融機関からの借入金〔借用証書〕の返済猶予を受けていたが〔返済方法変更確認書〕、利息が発生し続けていたため、当該利息〔金利計算書、支払額明細書〕について追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において証拠不十分を理由に認否を留保したものの、申立人Aから追加提出された書証を踏まえ、最終的には全額を賠償すると述べた。パネルは、請求金額全額について和解案を提示した。

中間指針第4の1 Iは、航行危険区域等の設定に伴い、①漁業者が、対象区域内での操業又は航行を断念せざるを得なくなったため、又は内航海運業若しくは旅客船事業を営んでいる者等が同区域を迂回して航行せざるを得なくなったため、現実に減収があった場合又は迂回のため

費用が増加した場合は、その減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害として、これに従って和解案が提示されたものである。また中間指針第7の3は、観光業について、現実に生じた被害のうち、福島県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第4の1、中間指針第7の3

申立人Aは、原発事故時、相馬市内で釣船業等を営んでいたところ、原発事故により航行危険区域に設定された海域でのポイント情報の多くを失い、同区域外であっても多数の魚種から制限値以上の放射線が検出されたり、放射線が検出されていなくても風評被害が著しく、休業を余儀なくされたことから〔漁業協同組合の証明書〕、福島県漁業組合連合会と同様の基準による逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、漁業と釣船業とでは事業の性質が異なるとして逸失利益の算定方式について貢献利益率方式によることを提案した上で、基準売上高及び対象期間の売上高（申立人が同時に営んでいた建物賃貸業の未回収賃料も含めるべきとの主張。）の算定方法並びにその前提となる固定費・変動費の振分けについて意見を述べた。パネルは、算定方法については貢献利益率方式を、基準売上高及び固定費・変動費の振分けについては申立人の意見を、対象期間の売上高の算定方法については東京電力の意見を採用して損害額を算定し、和解案を提示した。

これも、上記中間指針第4の1 I 及び中間指針第7の3に従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第4の2）

申立人B及びCは、いずれも相馬市内において釣船業等を営んでいた申立人Aの役員であったところ、申立人Aが原発事故により航行危険区域に設定された海域でのポイント情報の多くを失い、同区域外であっても多数の魚種から制限値以上の放射線が検出されたり、放射線が検出されたりしていないとしても、風評被害が著しく、休業を余儀なくされ〔漁業協同組合の証明書〕、そのため役員報酬を受け取ることができなくなった〔源泉徴収票・勘定科目残高一覧表〕として、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において追加資料の提出を求めて認否を留保した。パネルは、和解案を提示しなかった。

1 事案の概要

公表番号	199		
事案の概要	本件事故当時、栃木県那須郡那須町で飲食店の開業を準備しており、本件事故前には同所における営業実績はないが、実際に平成23年夏に同所に飲食店を開業した申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の3(2)イ	

2 基本情報

申立日	H24.6.21	全部和解成立日	H24.11.12
事故時住所	東京都		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,450,000	H23.3~H23.12	※1
小計			1,450,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,450,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、原発事故時、栃木県那須郡那須町内で飲食店開業の準備をしており〔期間入札公告、覚書、登記識別情報通知〕、原発事故後の平成23年夏には同町内に飲食店を開業したところ〔飲食店営業許可証〕、原発事故の影響により観光客が減少し、開業後の売上げが事業計画上の予想売上げを下回ったとして〔事業計画実績比較表、決算書〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては、栃木県那須郡那須町での飲食店営業は中間指針で損害が認められる類型に該当せず、また、原発事故後に営業を開始していることから営業利益の減少もないとして否認したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、原発事故時に開業準備段階であったことを示す資料及び営業が軌道に乗ったと評価できる時点を把握できる資料の提出を求めるにとどめた。パネルは、原発事故後の同町の観光客入込数の推移や近傍の同種店舗の状況及び申立人店舗と周辺観光スポットとの位置関係等から、減収と原発事故との間の相当因果関係があると判断し、事業計画上の予想売上や同種店舗の売上減少率等を参考に請求を一部認める和解案を提示した。

中間指針第7の3 I は、福島県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当

因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	200		
事案の概要	本件事故当時、南相馬市原町区に本店を置き、警戒区域内に工事現場を抱えて建設業を営んでいた申立人が、逸失利益及び警戒区域内に残置した式材(ドリル、足場等)の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.4.23	全部和解成立日	H24.11.13
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		13,473,134	H23.3~H23.12	※1
全部和解	財物損害	動産	1,100,000		※2
小計			14,573,134		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,573,134
	弁護士費用	437,194
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、南相馬市原町区で建設業を営んでいたところ、原発事故により申立人が主として営業を行っていた区域の住民の多くが避難したこと等から売上げが減少したとして〔原発事故前後の確定申告書等〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、固定費と変動費の振り分けについて意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との間の相当因果関係を認め、逸失利益計算の基礎額(基準年とした平成22年12月期の売上総利益に売上原価中の固定費を加算し、販管費中の変動費を減算した上、販管費中の給与を減算した額)から、対象期間に支払った給与を加算し、減収率を乗じて損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、原発事故時に請け負っていた工事現場に残置した道具類等について、避難指示等により立入りが制限されたため回収できず使用不能になったとして、再調達価格による財物賠償を求めた〔カタログの写し、建築現場に置いてある道具類等に関するメモ等〕。東京電力は、申

立人が主張する未回収道具類等について残存しているかを確認できないと主張し、また賠償額については再調達価格ではなく時価によるべきと主張して争った。パネルは、原発事故と相当因果関係が認められる財物価値の喪失があったと判断し、賠償額については原発事故時の時価によるとした上で、道具類等の残存が未確認であること、カタログの物品との一致が確認できないこと及び将来的に一部避難指示が解除される可能性があること等を加味し、カタログ価格の約2割を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めており、また中間指針第3の10備考1は、立入りができないため、価値の喪失又は減少について現実に確認できないものは、蓋然性の高い状況を想定して喪失又は減少した価値を算定することが考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、原発事故時に請け負っていた工事に関して、既に負担した外注費及び材料費等について追加的費用として賠償を求めた。東京電力は、逸失利益において評価すべきで別個独立した損害と評価すべきでないと主張して争った。パネルは、当該追加的費用について、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	201		
事案の概要	平成22年末に、関東地方から実家のある郡山市に里帰りして出産し、本件事故当時も郡山市の実家に滞在していた申立人ら(大人1名、子供2名)が、精神的損害及び生活費増加費用の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(2)		

2 基本情報

申立日	H24.4.18	全部和解成立日	H24.11.13
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			400,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	880,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 原発事故時、里帰り出産のため、郡山市の実家に滞在していた申立人らが、精神的損害及び生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの生活の本拠が関東地方にあること、原発事故後、申立人らが実家への滞在を継続した理由について「震災の為」などと説明していたことから、原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人らを原発事故時に

郡山市に居住していた者と同等に扱うことが相当であると認め、申立人Aについて8万円、申立人B及びCについて各40万円の精神的損害及び生活費増加費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等対象者のうち原発事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については一人40万円を、原発事故発生当初の時期の損害として、子供及び妊婦以外については一人8万円を目安としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	202		
事案の概要	本件事故当時、浪江町に居住していた申立人(美容師)が、精神的損害、避難費用(交通費、宿泊費、生活用品等購入費、駐車場代及び一時立入費用)、就労不能損害及び美容師道具購入費等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の10(2)ア(ア)	第1の10(2)イ

2 基本情報

申立日	H24.6.1	全部和解成立日	H24.11.16
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3~H24.5	※3
全部和解	避難費用	交通費	50,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	60,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	36,750	H23.3~H24.5	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	507,376	H23.3~H23.12	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	44,000	H23.3~H23.12	※4
全部和解	就労不能損害	減収分	1,108,819	H23.3~H23.12	※2
全部和解	就労不能損害	追加的費用	213,240	H23.3~H23.12	※2
小計			3,520,185		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,520,185
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,050,000

※1 中間指針第3の2

原発事故当時、浪江町に居住していた申立人が、原発事故により避難を余儀なくされ、避難の移動に要した交通費、避難先の親族宅に支払った宿泊謝礼、避難先で賃借した駐車場の賃料、避難先での生活用品等購入費のほか、食費、水道光熱費、通信費及び面会交通費が増加したとして、増加費用の賠償を求めた。東京電力は、生活用品等購入費のうち食品、嗜好品及び消耗品の購入費並びに食費、水道光熱費、通信費及び面会交通費の増加費用については、いずれも日常生活障害慰謝料に含まれると主張して争った。パネルは、申立人の請求のうち、食費、水道光熱費、通信費及び面会交通費の増加費用については疎明がなく、食品、嗜好品及び消耗品の購入費用については、事故による損害であると認められないとして、避難交通費、宿泊謝礼及び駐車場賃料の

ほか食品、嗜好品及び消耗品を除く生活用品等購入費について、事故と相当因果関係がある損害と認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難費用を賠償すべき損害として認めると定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人は、大熊町の美容室で美容師として勤務していたが、原発事故による避難のため、事故発生から平成23年9月までの間、就労することができず、また、美容師として用いる道具一式を勤務先から持ち出すことができなかつたことから、新規に購入することとなった。パネルは、事故前収入から減少した差額及び勤務先から持ち出すことのできなかつた美容師道具一式の新規購入費用を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が就労不能となった就労者が避難指示等によりその就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められると定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6

申立人は、原発事故発生当時、浪江町に居住しており、原発事故により避難を余儀なくされたとして月額35万円の精神的損害を請求した。東京電力は、月額10万円が相当であると主張して争った。パネルは、申立人には増額事由が認められないとして月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、避難等対象区域から避難し引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛について、月額10万円を目安として精神的損害を賠償すべきとしており、この趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の3

申立人は、原発事故により避難を余儀なくされた後、浪江町の自宅に一時立入りをしたことから、避難先（福島県外）と自宅とを自家用車で移動した際の交通費を一時立入り費用として請求した。東京電力も、申立人らによる一時立入りの事実を争わず、パネルも申立人の請求を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難指示区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としており、一時立入り（帰宅）の事実を争いがないことを踏まえて和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	203		
事案の概要	本件事故当時、千葉県において、県内産の野菜の通販事業等を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H23.12.21	全部和解成立日	H24.11.19
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		16,000,000	H23.3~H23.8	※1

小計 16,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,000,000
	弁護士費用	480,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、千葉県内で千葉県産無農薬野菜を主力商品とする食品の通信販売業を営み、健康問題に敏感な顧客を獲得して売上げを伸ばしてきたが〔申立人ホームページ、月別・取引先別・仕入・売上一覧表〕、原発事故の風評被害により減収が生じたとして〔決算報告書〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法と原発事故の影響割合について意見を述べた(申立人が扱う商品に他県産調味料等が混在していることから、風評被害の影響を受けない品目があるとして、影響割合を8割から9割と主張した。)。パネルは、減収と原発事故との間の相当因果関係を認め、基準年とした平成22年8月期と対象年の売上高の差額(売上高減少額。補助金・交付金を含む。)に貢献利益率29.14%を乗じ、さらに原発事故の影響割合を9割(風評被害の対象外となる品目が全体の1割と判断。)として損害額を算定の上、数字を丸めて和解案を提示した。

中間指針第7の2 I④は、農林水産物・食品の流通業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、千葉県産の農林産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品に係るものを賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	204		
事案の概要	本件事故当時、警戒区域内の営業所において、介護用品のレンタル・販売業等を営んでいた申立人が、以下の損害賠償を求めた事例。 ①営業損害 ②営業用動産の財物損害		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の9(2)ア(ク)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H24.3.12	全部和解成立日	H24.11.19
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	販売業・サービス業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		15,906,311	H23.3~H24.4	※1
全部和解	財物損害	その他動産	8,687,035		※2

小計 24,593,346

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	24,593,346
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、相双地区において、介護用品のレンタル・販売業を営んでいたところ、原発事故により、介護用品の使用者が避難したため、警戒区域内の営業所における売上げが減少したとして、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、当初認否を留保していたが、基準期間と対象期間の営業利益の差額を申立人の逸失利益として認めた。パネルは、東京電力の認容額を相当として、同額の和解案を提示した。

中間指針第3の7は、避難等の対象区域において、事業の全部又は一部を営んでいた者が、避難指示等に伴い、その事業に支障が生じた場合、それによる減収分を賠償すべき損害としており、その算定方法は複数あるが、本件は基準期間と対象期間の営業利益の差額を損害とした。

※2 中間指針第3の10

申立人は、原発事故時、相双地区において、介護用品のレンタル・販売業を営んでいたところ、申立人が所有し、レンタルとして貸し出していた介護用品について、原発事故の避難指示に伴う財物価値の減少があったとして、財物損害の賠償を請求した。東京電力は、当初認否を留保していたが、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準の公表後、直接請求の基準により損害額を算定した。パネルは、東京電力の認容額を相当として、同額の和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等により、対象区域内の財物の管理が不能となり、現実に価値の全部又は一部が失われたと認められる場合、その価値の減少分を賠償すべき損害としているところ、東京電力は平成24年7月24日付けプレスリリースの基準において、対象区域内の法人の償却資産の財物損害の算定方法を定め、具体的には、原発事故発生当時の財物価値に価値減少率を乗じた金額を損害額としており、本件でも、これにより算定した損害額を相当として和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	205		
事案の概要	本件事故当時、埼玉県北部において、農業(深谷ねぎ、ブロッコリー及びキャベツ)を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.5.21	全部和解成立日	H24.11.20
事故時住所	埼玉県児玉郡		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		10,050,000	H23.3~H24.1	※1

小計 10,050,000

集計	和解金額合計(弁護士費用除く)	10,050,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故当時、埼玉県北部において、農業(深谷ねぎ、ブロッコリー及びキャベツ)を営んでいたが、出荷制限及び風評被害により損害が生じたとして、営業損害(逸失利益)の賠償を求めたが、賠償されるべき金額として、平成23年以降、耕作面積が増加していたとして、損害額を算定するに当たっては、基準年度売上高について耕作面積の増加に応じた補正をした上で、対象年度の売上げとの差額を算定すべきと主張した。東京電力は、申立人が平成23年以降、耕作面積を増加させた事実は認めつつも、耕作面積の増加に応じた補正ではなく、平成23年の実際の出荷数量増加に応じて基準年度売上高を補正し、その上で対象年度との売上差額を算定すべきであると主張して争った。パネルは、基準年度売上高を作付面積増減率により補正した上で、対象年度との売上差額を算出し、利益率を乗じて1005万円の和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、本件事故以降に現実生じた買い控え等による被害のうち、埼玉県において算出された農林産物に係るものの損害については、原則として賠償すべき損害としているところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	206		
事案の概要	本件事故当時、双葉町に居住していた申立人らが、精神的損害及び財物損害等(土地、建物、家財、事業用動産及び借地権)の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)カ	第1の12(2)エ(イ)
	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ア)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H23.12.28	全部和解成立日	H24.11.21
事故時住所	双葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	不動産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		2,715,200	H23.4~H24.5	※1
一部和解	就労不能損害	減収分	2,695,000	H23.3~H24.5	※2
一部和解	避難費用	その他	641,520	H23.3~H24.2	※3
一部和解	一時立入費用	その他	334,419	H23.3~H24.2	※4
一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	25,000	H23.3~H24.2	※5
一部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3~H24.5	※6
一部和解	精神的損害	増額分	152,000	H23.3~H24.5	※6
一部和解	精神的損害	その他	100,000	H23.3	※6
一部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	1,500,000	H23.3~H24.5	※7
全部和解	財物損害	その他	56,693,137		※8
全部和解	財物損害	家財	7,000,000		※9

小計 73,376,276

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	29,000	H23.3～H24.2	※10
一部和解	就労不能損害	減収分	552,240	H23.3～H24.5	※11
一部和解	営業損害・逸失利益		6,451,312	H23.3～H27.2	※12
一部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3～H24.5	※13
一部和解	精神的損害	増額分	152,000	H23.3～H24.5	※13
一部和解	精神的損害	その他	100,000	H23.3	※15
全部和解	財物損害	その他	13,253,649		※14
全部和解	財物損害	その他動産	4,046,580		※14

小計 26,104,781

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	29,000	H23.3～H24.2	※15
一部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3～H24.5	※16
一部和解	精神的損害	増額分	152,000	H23.3～H24.5	※16
一部和解	精神的損害	その他	110,000	H23.3	※16
一部和解	精神的損害	その他	20,000	H23.4～H23.5	※16

小計 1,831,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	生命・身体的損害	その他	302,880	H23.3～H24.5	※17
一部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	45,000	H23.3～H24.5	※18
一部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3～H24.5	※19
全部和解	精神的損害	その他	1,500,000	H23.3～H24.5	※19

小計 3,347,880

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	104,659,937
	弁護士費用	3,139,797
	手続内で処理された既払金合計額	2,950,000

※1 中間指針第3の7

申立人Aは、自宅の建物を第三者に月額19万円で賃借していたところ、原発事故により賃貸借契約の存続が不可能となったと主張し、月額賃料19万円及び建物火災保険料5万5200円を請求した。東京電力が、申立人の請求額全額を支払うことを認めたため、パネルは、申立人A主張金額の全額を認める和解案を提示した。

※2 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故により就労先が閉鎖されたとして、平成22年度の源泉徴収票の支払金額を12で除した金額を基に1か月分の給与所得金額を算定し、就労不能損害を請求した。東京電力は、事故直近3か月分の給与明細による給与額を基に、1か月分の給与所得金額を算定することを主張した。パネルは、事故直近3か月分の給与所得金額を基に損害額を算定し、和解案を提示した。

※3 中間指針第3の2

申立人Aは、避難費用として、交通費、宿泊費及び賃料を請求したところ、東京電力は請求の一部について相当因果関係が認められないとして認否を留保した。パネルは、東京電力が認否留保したものの一部についても相当因果関係を認めた上で東京電力が認めた金額にこれを上乗せした和解案を提示した。

※4 中間指針第3の3

申立人Aは、一時立入費用として、交通費及び宿泊費を請求したところ、東京電力は請求の一部について相当因果関係が認められないとして認否を留保した。パネルは、東京電力が認否留保したものの一部についても相当因果関係を認めた上で東京電力が認めた金額にこれを上乗せした和解案を提示した。

※5 中間指針第3の5

申立人Aは、生命・身体的損害として、交通費を請求したところ、東京電力は請求の一部について金額の相当性が認められないとして認否を留保した。パネルは、東京電力が認めた範囲で和解案を提示した。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、家族が離散した状態での避難移動が多かったこと、原発事故が原因で失業してしまったこと、故郷を喪失したこと、申立人Aの母親である申立人Dが原発事故当時に入院していた病院に置き去りにされたこと〔陳述書及びウェブサイト報道記事〕等を理由として、慰謝料の基本部分及び増額分の賠償を求めた。東京電力は、金額の相当性がないとして基本部分のみを認め、増額分は争った。パネルは、平成23年3月については、避難所等における避難であるとして月額2万円を増額した上で、さらに、一時金10万円及び月額1万2000円（1割）の増額、平成23年4月から平成24年5月まで月額1万円（1割）の増額を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円又は12万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、避難所の移動回数が多かったり、避難生活に適応が困難な客観的事情であって、総括基準（精神的損害の増額事由等について）記載の事情と同程度以上の困難さがあるなどして、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、月額慰謝料を増額することができ、増額の方法として、月額を増額と一時金として適切な金額を賠償額に加算することの双方を認めているところ、これに従って、月額を増額と一時金の支払の双方を認める和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の2

申立人Aは、生活費増加費用として、家電等の購入費用を請求したところ、東京電力は請求の一部について相当因果関係がない又は精神的損害に含まれていると主張して争った。パネルは、東京電力が争った部分についても、その一部については相当因果関係を認めた上で、東京電力が認めた部分にこれに上乗せした和解案を提示した。

※8 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人A及びBは、自己が単独所有又は共有している土地並びに建物及び借地権に関する財物損害について、全損を前提として〔放射線量等分布マップ、放射線モニタリング情報、自宅と福島第一原発との距離を示す資料〕、取得価格又は建築価格が存在するものは当該取得価格又は

建築価格を基礎として一定程度減額して損害額を算定し、また、防音設備等の特殊な工事が行われていることを前提として損害額を算定し〔土地譲渡契約書、国土交通省地価公示、工事請負契約書〕、損害の賠償を求めた。東京電力は、避難指示区域の見直しが未定であることを理由に取下げを要求していた。パネルは、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準を参考に、全損として損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分について賠償すべき損害と認められるとしているところ、避難指示区域の見直しが未定であるものの、中間指針第二次追補第2の4備考1Iにおいて、5年以上の長期間にわたり立入りが制限され使用ができないこと等の特別の事情がある場合には、市場価値が失われたものと観念することができる点とされている点を参考に、福島第一原発との距離、放射線線量等から、価値の全部が失われたとして、和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の10

申立人Aは、家財に関する財物損害について火災共済契約に基づく火災共済金額を基準として賠償額を算定し〔共済証書〕、損害の賠償を求めた。東京電力は、避難指示区域の見直しが未定であることを理由に取下げを要求していた。パネルは、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準を参考に損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分について賠償すべき損害と認められるとされているところ、避難指示区域の見直しが未定であるものの、福島第一原発との距離、放射線線量等から、帰還困難区域と同等の損害が発生したものととして、和解案が提示されたものである。

※10 中間指針第3の2

申立人Bは、避難費用として、交通費を請求したところ、東京電力は請求の一部については認め、また、一部については相当因果関係が認められないとして認否を留保した。パネルは、東京電力が認めた範囲で和解案を提示した。

※11 中間指針第3の8

申立人Bは、原発事故により就労先が閉鎖されたため、転職したことにより収入が減ったとして、平成22年度の源泉徴収票の支払金額と平成23年度の源泉徴収票の支払金額の差額を就労不能損害として請求した。東京電力は、1か月分の給与所得金額について平成22年度及び平成23年度のそれぞれの源泉徴収票の支払金額を12で除して1か月の給与所得金額を算定し、その差額を基に損害額を算定することを主張した。パネルは、東京電力の算定方法を基に損害額を算定し、和解案を提示した。

※12 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人Bは、自宅で音楽教室を開いていたが、原発事故によりこれが不能となったとして、営業損害及び事業を断念せざるを得なくなったことを理由とする精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、営業損害に関し請求の一部について金額が不相当であると主張して認否を留保し、精神的損害については否認した。パネルは、精神的損害については和解の対象外とし、営業損害について平成23年3月から平成24年5月までは、申立人Bの請求額全額を認め、平成24年6月から平成27年2月までは、申立人の請求額の一部を認めて和解案を提示した。

※13 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、家族が離散した状態で避難移動が多かったこと、原発事故が原因で自己が運営し

ていた音楽教室を閉鎖しなければならなかったこと、故郷を喪失したこと、申立人Bの義理の母親である申立人Dが原発事故当時に入院していた病院に置き去りにされたこと等を理由として〔陳述書及びウェブサイト報道記事〕、慰謝料の基本部分及び増額分双方の賠償を求めた。東京電力は、基本部分は認めたが、増額分は金額の相当性がないと主張して争った。パネルは、平成23年3月について、避難所等における避難であるとして月額2万円を増額した上で、一時金10万円及び月額1万2000円（1割）の増額、平成23年4月から平成24年5月まで月額1万円（1割）の増額を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円又は12万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、避難所の移動回数が多かったり、避難生活に適応が困難な客観的事情であって、総括基準（精神的損害の増額事由等について）第1記載の事情と同程度以上の困難さがあるなどして、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、月額慰謝料を増額することができ、増額の方法として月額の増額と一時金として適切な金額を賠償額に加算することの双方を認めているところ、これに従って、月額の増額と一時金の支払の双方を認める和解案が提示されたものである。

※14 中間指針第3の10

申立人Bは、自己の営業用資産に関する財物損害について会計帳簿上の価格に基づいて〔平成22年度確定申告書〕損害の賠償を求めた。東京電力は、避難指示区域の見直しが未定であることを理由に取下げを要求していた。パネルは、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準を参考に損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、「対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分」について賠償すべき損害と認められるとされているところ、避難指示区域の見直しが未定であるものの、福島第一原発との距離、放射線線量等から、帰還困難区域と同等の損害が発生したものととして、和解案が提示されたものである。

※15 中間指針第3の2

申立人Cは、避難費用として、交通費を請求したところ、東京電力は請求の一部について相当因果関係が認められないとして認否を留保した。パネルは、東京電力が認否で認めている範囲で和解案を提示した。

※16 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、家族が離散した状態で避難移動が多かったこと、原発事故が原因で適切な治療が受けられず、病状が悪化したこと、故郷を喪失したこと等を理由として〔陳述書、診断書〕、慰謝料の基本部分並びに増額分及び通院慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、基本部分は認めたが、増額分は金額の相当性がないと主張して争った。パネルは、通院慰謝料は和解の対象外とし、日常生活阻害慰謝料として、平成23年3月について、一時金11万円及び月額1万2000円（1割）の増額、平成23年4月から同年5月まで一時金2万円及び月額1万円の増額（1割）、平成23年6月から平成24年5月まで月額1万円（1割）の増額を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円又は12万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、避難所の移動回数が多かったり、避難生活に適応が困難な客観的事情であって、総括基準（精神的損害の増額事由等について）1記載の事情と同程度以上の困難さがあつたりして、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、月額慰謝料を増額することができ、増額の方法として、月額の増額と一時金として適切な金額を賠償額に加算することの双方を認めているところ、これに従って、月額の増額と一時金の支払の双方を認める和解案が提示されたものである。

※17 中間指針第3の5

申立人D（追加申立て）は、生命・身体的損害として、付添人交通費を請求したところ、東京電力は請求の一部について金額の相当性が認められないと主張して認否を留保した。パネルは、東京電力が一部否認している部分について損害と認め、東京電力が認めた部分にこれを上乗せした和解案を提示した。

※18 中間指針第3の2

申立人D（追加申立て）は、生活費増加費用として、衣服等の購入費用を請求したところ、東京電力は請求の一部について相当因果関係がない又は精神的損害に含まれていることを理由として否認した。パネルは、東京電力が否認した一部について相当因果関係を認めた上で、東京電力が認めた部分にこれを上乗せした和解案を提示した。

※19 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人D（追加申立て）は、原発事故当時入院していた病院に置き去りにされたこと等を理由として〔陳述書及びウェブサイト報道記事、診断書〕精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、金額の相当性がないとしてこれを否認していた。パネルは、原発事故との因果関係を認めて、平成23年3月から平成24年5月までの期間を対象として精神的損害の賠償を認め、和解案を提示した。

総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、中間指針第3の6の備考11を基にして、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係を有する精神的苦痛が発生した場合に、その損害の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	207		
事案の概要	本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、自宅回りの除染費用(立木伐採)の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.4.2	全部和解成立日	H24.11.21
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	490,000	H23.3~H23.9	※1

小計 490,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	490,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故時いわき市内に居住しており、平成23年9月に除染目的で自宅周りの立木を伐採する工事を行い、同費用の賠償を求めた。東京電力は、立木の伐採に係る費用は除染費用として認められないと主張して争った。パネルは、立木の伐採には周囲の放射線量を低下させる効果があり除染工事に該当すると認定し、請求額の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	208		
事案の概要	本件事故当時、警戒区域に居住していた申立人ら(視覚障害者及びその介護者の2名)が、避難による精神的損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.5.8	全部和解成立日	H24.11.26
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,540,000	H23.3~H24.5	
全部和解	精神的損害	増額分	1,220,000	H23.3~H24.5	※1
小計			2,760,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,540,000	H23.3~H24.5	
全部和解	精神的損害	増額分	1,540,000	H23.3~H24.5	※2
小計			3,080,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,840,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	206,200

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、視覚障害者である申立人B(平成23年2月に視覚障害の診断を受けており〔医療機関の診断書〕、同年7月に身体障害等級1級の身体障害者手帳の交付を受けている〔身体障害者手帳。〕)に常に付き添わなければならなかったことを理由に、慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力も一定の範囲で増額を認めていたが、パネルは、東京電力が認めた額を上回る額、すなわち、平成23年3月及び同年4月について月額12万円、同年5月から同年9月までについて月額10万円、同年10月から平成24年5月までについて月額6万円を増額分とする和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体障害者の介護を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が

提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、視覚障害があること（平成23年2月に視覚障害の診断を受けており〔医療機関の診断書〕、同年7月に身体障害等級1級の身体障害者手帳の交付を受けている〔身体障害者手帳〕。）を理由に、慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力も一定の範囲で増額を認めていたが、パネルは、東京電力が認めた額を上回る額、すなわち、平成23年3月及び同年4月について月額12万円、同年5月から平成24年5月までについて月額10万円を増額分とする和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	209		
事案の概要	本件事故当時、茨城県において、山菜及び茸類の販売業等を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ	第6の2	

2 基本情報

申立日	H24.5.29	全部和解成立日	H24.11.26
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,122,612	H23.3~H23.12	※1
全部和解	間接被害・逸失利益		90,499	H23.3~H23.12	※2
小計			1,213,111		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,213,111
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、茨城県において、山菜及びきのこの販売業並びに茶の集荷業を営む事業者であるところ、原発事故後、山菜及びきのこの仕入れができなくなったことから減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、証拠書類が不足しているとして認否を留保した。パネルは、その後申立人が提出した証拠書類〔売上・仕入一覧表等〕から、山菜及びきのこのこについて売上減少額（平成22年の利益額）から経費の差額（平成22年と平成23年の差額）を差し引いて損害額を認定し、和解案を提示した。

中間指針第7の2の指針I①iは、原発事故以降に福島・茨城県産の農林産物に買い控え等が生じたことによる営業損害等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第8

申立人は、茨城県において、山菜及びきのこの販売業のほか、農家から依頼等を受けて集荷し製茶工場へ搬入等する集荷業を営む事業者であるところ、原発事故による出荷制限のために第一次被害を受けた農家から茶の集荷の依頼等がなくなり、手数料収入の売上げが減少したとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、証拠書類が不足しているとして認否を留保した。パネルは、その後申立人が提出した証拠書類〔売上・仕入一覧表等〕から、茶について売上減少額

(平成20年から平成22年までの3年間の売上額の平均額)から支払を免れた経費(平成20年から平成22年までの3年間の平均稼働日数分のガソリン代)を差し引いて損害額を認定し、和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故により中間指針第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害(第一次被害)が生じたことにより、第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた営業損害等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	210		
事案の概要	本件事故当時、富岡町に居住しており、既に平成25年5月分までの月額10万円の日常生活阻害慰謝料を受領済の申立人が、事故前からの精神疾患の悪化を理由として平成24年10月分までの日常生活阻害慰謝料の増額を求めた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H24.5.21	全部和解成立日	H24.11.27
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,200,000	H23.3~H24.10	※1

小計 1,200,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、原発事故前から患していたうつ病が避難生活により悪化した〔医療機関の診断書〕ことを理由に、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人に生じた精神的苦痛は他の多くの避難等対象者にも広く生じていると考えられるものにすぎず、既に支払済みの月額10万円の精神的損害の賠償額は、そのような精神的苦痛も考慮した上で定められていると主張して争った。パネルは、原発事故前から患していたうつ病が避難生活により悪化し、過酷な避難生活を強いられたことを理由に、平成23年3月から平成24年10月までの期間について月額6万円の増額分を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額10万円を目安として精神的損害を賠償すべきとしており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	211		
事案の概要	本件事故当時、警戒区域内において、食品の製造・販売業を営んでいた申立人が、逸失利益、棚卸資産の財物損害及びリース解約金等の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の9(2)イ(イ)	第1の9(2)イ(カ)
	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.3.26	全部和解成立日	H24.11.27
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		6,220,408	H23.3~H23.12	※1
全部和解	財物損害	動産	885,172		※2
全部和解	営業損害・追加的費用	一時立入費用	9,251	H23.3~H23.12	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産等廃棄・返品費用	450,000	H23.3~H23.12	※3
小計			7,564,831		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,564,831
	弁護士費用	226,945
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、浪江町において食品製造販売業を営んでいたところ、原発事故の避難指示等により営業停止及び休業を余儀なくされ減収(減収率10割)が生じたとして〔確定申告書、決算報告書〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故との相当因果関係を認めたものの、固定費及び変動費について申立人の主張とは異なる分類を主張するなどして争った。パネルは、相当因果関係を認め、パネルにおいて判断した固定費及び変動費の分類に基づき損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、原発事故時、浪江町において食品製造・販売業を営んでいたところ、原発事故の避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の棚卸資産の管理が不能等と

なったため、当該資産の価値〔棚卸表、請求書、請求内訳書〕が失われたとして、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、これを自認した。パネルは、請求額の全部を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、浪江町において食品製造・販売業を営んでいたところ、原発事故の避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い事業に支障が生じたために負担した①一時立入費用及び②リース解約金〔請求書〕の賠償を求めた。東京電力は、前記①については原発事故との相当因果関係を認めたものの損害額を争い、前記②については自認した。パネルは、相当因果関係を認め、前記①については東京電力の認める額の範囲で認め、前記②については請求額の全部を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、事業に支障が生じたために負担した追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	212		
事案の概要	本件事故当時、福島県安達郡大玉村において、農業(野菜等)を営んでいた申立人らが、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.2.22	全部和解成立日	H24.11.28
事故時住所	大玉村		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益 風評被害・逸失利益		1,800,000	H23.3~H24.10	※1

小計 1,800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第7の2

申立人A及びB(追加申立てされたAの妻)は、福島県安達郡大玉村においてJA経由と直売所で野菜等を販売していたが、平成23年の野菜等の農産物の出荷制限や風評被害による営業損害を請求するとともに、原発事故による将来の事業の不安による精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故と申立人の売上減少との間に相当因果関係があることは争わないものの、JA経由分の営業損害については既賠償分があり、直売所分の営業損害については損害の算定を行うための資料が不十分であると主張し、また精神的損害については自主的避難等に係る精神的損害の賠償をもって充足されると主張して否認した。パネルは、出荷制限の品目、数量、単価実績の資料及び直売所毎の基準年の売上金額と事故後の平成23年の売上実績の資料から売上減少額を算定して、平成24年10月までの1年8月分としてJAを通さない取引分について出荷制限と風評被害の合計で180万円を認める和解案を提示したが、精神的損害については和解案を提示しなかった。

中間指針第5の1Iは、出荷制限指示等に伴い当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされ、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべきと定めており、また中間指針第7の2I①iは、福島県において算出された農林産物について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を賠償すべきと定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	213		
事案の概要	本件事故当時、須賀川市において、農業(胡瓜等)を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H24.1.18	全部和解成立日	H24.11.28
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		765,059	H23.3~H23.7	※1

小計 765,059

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	765,059
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、生産していたカブが出荷制限指示により収穫することができなかったところ、その後と同じハウスで作付けをするはずであったキュウリの作付けを断念したことによる営業損害の賠償を求めた。東京電力は、キュウリについては出荷制限指示はなく「出荷制限指示等による作付け断念」という関係にならないこと、カブとキュウリを同じハウスで作付けをする予定は申立人の特殊事情であって、相当因果関係がないと主張して争った。パネルは原発事故とキュウリの作付け断念による損害との間の相当因果関係を認めて、キュウリの原発事故前3年間の平均の出荷額と経費額から平均の利益額と利益率を算出し、対象期間の出荷額から逸失利益を算出して76万5059円を賠償する和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、出荷制限指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべきと定めるところ、出荷制限指示の対象品目(カブ)とは異なる品目(キュウリ)について作付けを断念することを余儀なくされた事例において、出荷制限指示等に伴い事業に支障が生じたものとして和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	214		
事案の概要	本件事故による風評被害を受けた農業関係事業者から委託を受けて、農産物の運送業を営んでいた申立人が、輸送量の減少による間接被害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.2.3	全部和解成立日	H24.11.28
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		14,925,754	H23.3~H23.11	※1

小計 14,925,754

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,925,754
	弁護士費用	447,773
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、会津若松市内で農産物の運送業を営んでいたところ、委託者である農業関係事業者が原発事故による風評被害を受けたため輸送量が減少したとして、間接被害の損害賠償を求めた。東京電力は、申立人が他の貨物の輸送により上記売上減少分が代替されむしろ売上げ全体が増加している事実が認められるため、請求に係る契約に限っての減収分が、原発事故と相当因果関係を有する損害であるとみることはできないと主張して争った。パネルは、申立人の事業規模からすれば、原発事故がなければ実際に得られた売上げに加え、請求に係る契約の減収分も確保できたと考えられるとし、減収と原発事故との間の相当因果関係を認め、基準年とした平成22年から対象年の売上減少額に利益率を乗じ、さらに原発事故の影響割合を7割として損害を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱ②は、事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止に伴って必然的に生じたものを賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	215		
事案の概要	本件事故当時、浪江町に居住していた申立人らが、本件事故前に相続した浪江町所在の土地・建物及び家財等の財物損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H23.11.30	全部和解成立日	H24.11.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	114,000	H23.3~H23.11	※1
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	783,699	H23.3~H23.11	※1
一部和解	避難費用	家財移動費用	6,650	H23.3~H23.11	※1
一部和解	一時立入費用	交通費	160,450	H23.3~H23.11	※2
一部和解	一時立入費用	家財移動費用	2,380	H23.3~H23.11	※2
一部和解	検査費用(人)		24,960	H23.3~H23.11	※3
一部和解	就労不能損害	減収分	374,028	H23.3~H23.11	※4
一部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3~H24.2	※5
一部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3~H24.2	※5
一部和解	精神的損害	その他	24,000	H23.3~H24.2	※8
一部和解	財物損害	その他	4,000,000		※9
全部和解	財物損害	土地	1,328,590		※9
全部和解	財物損害	建物	12,688,264		※9
全部和解	財物損害	建物	4,303,233		※9

小計 25,050,254

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3~H24.2	※6
一部和解	精神的損害	増額分	280,000	H23.3~H24.2	※6
一部和解	精神的損害	その他	24,000	H23.3~H24.2	※8
全部和解	財物損害	土地	170,210		※9
全部和解	財物損害	土地	6,660,894		※9
全部和解	財物損害	建物	4,660,544		※9
全部和解	財物損害	家財	2,450,000		※9

小計 15,445,648

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3~H24.2	※5
一部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3~H24.2	※5
一部和解	精神的損害	その他	24,000	H23.3~H24.2	※8

小計 1,264,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3~H24.2	※5
一部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3~H24.2	※5
一部和解	精神的損害	その他	24,000	H23.3~H24.2	※8

小計 1,264,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H24.2	※5
一部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3~H24.2	※5
一部和解	精神的損害	その他	424,000	H23.3~H24.2	※7、8

小計 664,000

申立人A、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	建物	12,688,265		※9
全部和解	財物損害	家財	5,550,000		※9

小計 18,238,265

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	61,926,167
	弁護士費用	1,737,785
	手続内で処理された既払金合計額	4,450,000

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域内から避難するための交通費、家財道具の移動費用、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことによる宿泊費、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の1

中間指針第3の1は、本件事故の発生以降、避難等対象者のうち避難若しくは避難屋内退避をした者、又は対象区域内滞在者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合、これらの者が負担した検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の8

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合、かかる勤労者について、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（ただし、原発事故発生から6か月間については、避難所等において避難生活をした期間は12万円）としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（ただし、原発事故発生から6か月間については、避難所等において避難生活をした期間は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の10

申立人らは、警戒区域に土地、建物及び家財を所有しているところ、これら財物の価値が避難指示による管理不能や放射性物質への曝露等により全て失われたとして、財物価値喪失分の賠償を求めた。東京電力は、避難区域の見直しや原子力損害賠償紛争審査会における議論を踏まえつつ財物賠償に関する方針を策定中であるなどとして、認否を留保した。パネルは、請求に係る財物の価値は原発事故によって全て失われたと判断し、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準を参考に原発事故当時の時価額を算出し、一部建物については事故直前に実施されたリフォーム費用相当額を上乗せした上で、その全額について和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分は賠償すべき損害であると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	216		
事案の概要	本件事故当時、茨城県において、農業(野菜等)を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.2.6	全部和解成立日	H24.11.30
事故時住所	茨城県		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		24,034,097	H23.3~H23.8	※1

小計 24,034,097

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	24,034,097
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	12,310,166

※1 中間指針第7の2

申立人は、茨城県において野菜の生産及び出荷を業とする法人であったところ、原発事故により外国人実習生が辞めてしまい急に人手が足りなくなったことや風評被害により出荷をすることができなくなったことが原因で、野菜の生産や出荷をすることができなくなった結果、減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、一定の範囲で風評被害や申立人に逸失利益が発生したこと自体は争わなかったものの、事故前年度である平成22年度の金額を基準にすべきであるなどと主張して争った。パネルは、過去5年の粗利及び経費の平均を基準として損害額を算定し和解案を提示した。なお、本件は、法人とその代表者の2名からの申立てであったが、請求内容が法人の営業損害のみであったことから、代表者個人には和解案が提示されなかった。

中間指針第7の2は、茨城県において算出された農林産物について原発事故後に現実に生じた買い控え等による被害は原則として原発事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	217		
事案の概要	本件事故当時、猪苗代町において宿泊業を営んでいた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.2.29	全部和解成立日	H24.11.30
事故時住所	猪苗代町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,776,280	H23.10~H23.12	※1

小計 1,776,280

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,776,280
	弁護士費用	53,288
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3 I

申立人は猪苗代町においてペンションを営む法人の代表者であったところ、原発事故による風評被害により客足が激減したことから、平成23年9月に同法人を清算して同年10月から個人経営に移行したとして〔閉鎖事項全部証明書、同族会社等の判定に関する明細書、ペンション建物の売買契約書、ペンションのホームページ写し等〕、同法人の営業期間を含む平成23年3月から同年12月までの営業損害の賠償を求め、損害算定においては、同法人がペンションを避難所として提供していた平成23年4月から同年7月までの期間については通常の営業とは異なるとして、同期間の収入は算定から除外するよう主張した。東京電力は、避難所としての使用はペンション本来の営業活動とほぼ同一であることから、同期間の収入は除外せずに損益相殺されるべきであり、かかる算定によれば基準年度と比較して増収増益となっているため、損害が発生していないと主張して争った。パネルは、東京電力の損益相殺の主張を認める一方、申立人が個人経営に移行した後の損害については利益の帰属主体が異なることから損益相殺の議論が当てはまらないものと判断し、対象期間を平成23年10月から同年12月までとして、平成22年10月から同年12月までの法人経営期間の売上〔決算書〕を基準に、原発事故の影響割合を10割として損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、福島県に営業の拠点がある観光業については、原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に解約・予約控え等による減収

等があった場合には、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	218		
事案の概要	本件事故当時、茨城県において、製造業を営み、製品製造過程において海水を使用していた申立人が、営業損害の損害賠償を求めた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.4.9	全部和解成立日	H24.11.30
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		26,706,744	H23.9~H24.8	※1

小計 26,706,744

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,706,744
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、茨城県内の工場で、当該工場近辺の海水を原料とする製品を製造し販売していたところ、原発事故で放出された放射性物質により海水が汚染され、顧客が製品を買い控えた結果、売上げが大幅に減少したとして営業損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故後に販売している申立人の製品は原発事故前に製造したもので、放射性物質の危険がないものであるから、既存の取引先の買い控えには合理性は認められず、原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、顧客の製品買い控えによる売上減少と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、平成22年4月から平成23年3月までの売上高月額平均額に12か月を乗じた金額から、対象期間の売上高合計額を控除して売上高減少額を算出し、貢献利益率を乗じて損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の2IVは、食品産業において、当該製品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、原発事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合に賠償対象となるとしているところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

なお、申立人は、大口取引案件が解消されたことによる損害、財物損害、弁護士費用の賠償も請求したが、いずれも申立てを取り下げた。

1 事案の概要

公表番号	219		
事案の概要	自主的避難等対象区域(東北地域)から子らを中国に避難させた際の航空運賃及び請求のあった期間である平成24年3月までの子らの避難実費相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)キ	

2 基本情報

申立日	H24.3.26	全部和解成立日	H24.12.1
事故時住所	伊達市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	578,559	H23.3~H23.12	※1
一部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			618,559		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難雑費		60,000	H24.1~H24.3	※1
小計			260,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難雑費		60,000	H24.1~H24.3	※1
小計			260,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	167,770	H23.3～H23.12	※1
一部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	300,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	150,000	H24.1～H24.3	※1
一部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	319,710	H23.3～H24.1	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	47,900	H24.1～H24.3	※1

小計 985,380

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,163,939
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、自主的避難の実行のため申立人Bの実家がある中国へ避難したために負担した避難費用及び帰宅に要した移動費用(移動交通費)、生活費増加費用、申立人Aの退職に伴う減収分について賠償を求めた。東京電力は、個別に詳細な事情を確認し、特段の事情が存在する場合に支払うと主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料〔パスポートの出入国記録、領収証等〕及び説明に基づいて相当な金額の範囲内で損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難の実行により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めた。

1 事案の概要

公表番号	220		
事案の概要	南相馬市原町区市街地にある自宅敷地の庭木伐採や下草刈取りによる除染費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.9.3	全部和解成立日	H24.12.3
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		100,000	H24.8	※1
小計			100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	100,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故当時、南相馬市原町区に居住していたところ、行政区長から、南相馬市原町区の線量が高いことから自宅敷地の庭木を伐採するよう求められ、これに基づいて業者に依頼して自宅敷地の庭木伐採や下草刈取りを余儀なくされたとして〔領収書〕、業者に支払った10万円の賠償を求めた。東京電力は、除染については「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づいて国又は地方公共団体を中心として実施され、申立人が居住する南相馬市も特別除染区域に指定されており、環境大臣によって実施されること、除染作業等に要する経費については最終的に東京電力に求償されることから、除染費用の支払は上記手続に基づいて受けるべきであること、申立人の除染作業が必要かつ合理的な範囲であるか否かの具体的事情が不明であることを主張して争った。パネルは、原発事故と除染作業との相当因果関係を認め、申立人の請求金額の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ及び中間指針第二次追補の第4は、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	221		
事案の概要	入院中の南相馬市鹿島区所在の病院が原発事故により閉鎖されたことに伴い会津地域の病院への転院を余儀なくされた高齢者について、過酷な避難と環境の変化による心身の状況の悪化などを考慮して転院期間中の日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.9.3	全部和解成立日	H24.12.3
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	350,000	H23.3~H23.8	※1

小計 350,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	350,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、原発事故発生当時、認知症等で南相馬市鹿島区内の病院に入院していたが、原発事故発生により入院先病院が閉鎖されたため、やむなく、平成23年3月から同年8月までの間、入院先病院から紹介された会津地域の病院へ転院したことにより、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料の増額を請求した〔診断書（医療証明書）〕。東京電力も慰謝料の増額自体は認めたが、増額割合については、本件との類似事案では、増額割合が慰謝料基本金額の2割から3割までの範囲にとどまっていることを理由として、本件でも、慰謝料基本金額の2割から3割までが適当であると主張した。パネルは、申立人は高齢かつ寝たきりの状態であったにもかかわらず、避難のための転院を余儀なくされた上、転院先病院で過酷な避難生活を余儀なくされたとして、転院期間中合計35万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由について）において、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人は、長時間にわたる避難先への移動が原因で病状が悪化したとして、生命・身体的損害に基づく慰謝料を請求した。東京電力は、原発事故との因果関係がないと主張して争った。パネルは、生命・身体的損害に関しては、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	222		
事案の概要	大熊町からの避難者につき、日常生活阻害避難慰謝料の増額(平成29年5月まで)、大熊町所在の不動産の価格の一部賠償、墓地移転費用などが賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	第1の12(2)エ(エ)
	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H23.12.19	全部和解成立日	H24.12.3
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	14,000	H23.3~H23.11	※4
一部和解	避難費用	宿泊費等	1,350,000	H23.3~H23.11	※4
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	237,720	H23.3~H23.11	※4
一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	12,050	H23.3~H23.11	※4
一部和解	生命・身体的損害	その他	3,000	H23.3~H23.11	※4
一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.3~H23.11	※4
一部和解	精神的損害	増額分	290,000	H23.3~H23.11	※1
一部和解	避難費用	宿泊費等	860,775	H23.3~H24.5	※4
一部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H23.12~H24.5	※4
一部和解	精神的損害	増額分	180,000	H23.12~H24.5	※1
全部和解	財物損害	建物	8,340,357		※2
全部和解	財物損害	土地	4,658,654		※2
全部和解	財物損害	家財	3,250,000		※4
全部和解	財物損害	墓	1,360,000		※3
全部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H24.6~H29.5	※4
全部和解	精神的損害	増額分	1,800,000	H24.6~H29.5	※1

小計 29,856,556

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	29,856,556
	弁護士費用	895,696
	手続内で処理された既払金合計額	1,050,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、日常生活阻害慰謝料として月額35万円の賠償を請求し、仮にこれが認められないとしても、申立人が高齢（原発事故時90歳）で要介護3の認定も受けていること〔平成23年10月13日付け認定通知書〕等から、少なくとも月額3万円の増額が認められるべきであると主張した。東京電力は、増額については総括基準及びこれに基づくパネルの意見があれば別途検討するとしつつも、申立人が避難所等で生活していた平成23年3月については12万円、同年4月から平成24年5月までは月額10万円、同年6月以降については、平成24年当時、申立人の住所地（大熊町）について政府による避難区域の見直しがされておらず、帰還困難区域又は居住制限区域のいずれに該当するのかが明らかになっていないとして、帰還困難区域であることを前提とした包括請求方式での支払（600万円。対象期間は平成24年6月から平成29年5月まで。）に応じることはできず、居住制限区域であることを前提とした包括請求方式での支払（240万円。対象期間は平成24年6月から平成26年5月まで。）を行うと回答した。パネルは、増額について、申立人が高齢であるだけでなく、平成23年4月29日に避難先で転倒して骨折（右上腕骨顆上骨折）したこと等に伴い同年10月に要介護3の認定を受けていること等を踏まえ、申立人が避難所等で生活していた同年3月については5万円、同年4月以降については月額3万円の増額が認められるとした上で、賠償期間については、申立人の住所地が帰還困難区域に指定されることが見込まれるとの判断を前提として、高齢かつ要介護状態にある申立人に早期の賠償を実現する必要があるとの観点から、平成29年5月まで上記増額分を含む精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第2の1は帰還困難区域に設定された地域の精神的損害の額を一人600万円（平成24年6月から平成29年5月まで月額10万円で算定した額に相当する。）と定めるところ、本件和解案が提示された平成24年10月当時は申立人の住所地である大熊町について避難区域の見直しがされていなかったが、当時既に大熊町の大半が帰還困難区域に指定されることが見込まれていたことから、上記の定めに基づいて平成29年5月までの賠償を認め、また、中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円（避難所等において生活していた期間は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）において要介護状態や避難生活に適応が困難な客観的事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、原発事故発生当時、大熊町に土地（いずれも、地目は山林であり、現況は宅地である。）及び建物（居宅）を所有しそこに居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされこれらの不動産を使用できなくなったとして、土地については住宅金融支援機構「平成23年度フラット35利用者調査報告」における土地付き注文住宅利用者の土地取得費の全国平均額、建物については上記フラット35の統計データに基づく住宅建設費の全国平均値の賠償を請求した。東京電力は、平成24年当時、上記不動産の所在地について政府による避難区域の見直しがされておらず、帰還困難区域又は居住制限区域のいずれに該当するのかが明らかになっていないとして、上記不動産が居住制限区域にあることを前提とした上で、土地については平成22年度の固定資産税評価額に宅地係数（1.43）及び避難指示期間割合（72分の36）を乗じた額、建物については平成22年度の固定資産税評価額に建築物係数及び避難指示期間割合（72分の36）を乗じた額を賠償すると回答した。パネルは、不動産の賠償額（時価相当額）の算定方法については東京電力が主張する方法を採用する一方、全損か否かについては、申立人の住

居が帰還困難区域にあるのか居住制限区域にあるのかによってのみ判断するのではなく、申立人が属するコミュニティーの機能が失われているかどうかなどによって判断すべきであるとした上で、大熊町に関しては、その地域の大半が帰還困難区域に指定されることが見込まれるため、仮に政府により一部地域が居住制限区域に指定されたとしても、町の機能自体は喪失していることを理由として、大熊町全域の不動産を全損扱いとするのが相当であると判断し、土地については平成22年度の固定資産税評価額に宅地係数を乗じた額、建物については平成22年度の固定資産税評価額に建築物係数を乗じた額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と定め、中間指針第二次追補第2の4Iは、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により100パーセント減少（全損）したものと推認することができることと定めるところ、本件和解案が提示された平成24年10月当時は申立人の住居の所在地である大熊町について避難区域の見直しがされていなかったが、当時既に大熊町の大半が帰還困難区域に指定されることが見込まれており、避難区域の指定如何にかかわらず町の機能自体は喪失していることに着目して、上記第二次追補第2の4Iに準じて申立人所有不動産を全損扱いとした和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、原発事故発生当時、大熊町に墓を所有していたところ、原発事故により横浜市への避難を余儀なくされ、墓石の運搬、改葬等が必要になったとして、墓石の解体・除染・運搬費用〔石材店の見積書等〕、改葬費用、永代使用料、塔婆建立代〔以上について墓苑の料金一覧表等〕の賠償を請求した。東京電力は、申立人がこれらの費用を実際に支出したことを裏付ける資料が提出されていないと主張して争った。パネルは、申立人の請求が墓石の運搬、改葬等を行うに当たって必要かつ合理的な額と認められるとして、申立人の請求どおりの賠償を認める和解案を提示した。

※4 中間指針第3の2、中間指針第3の5、中間指針第3の10

申立人は、原発事故発生当時、大熊町に居住していたところ、原発事故により県外の二女宅への避難を余儀なくされ、交通費、宿泊費、被服費、生活用品購入費を支出し、また、避難先で転倒して骨折し通院を余儀なくされたとして、①交通費、②宿泊費（二女による介護費用相当額を含む。）、③生活費増加費用（被服費、生活用品購入費、荷物運び出し費用等）、④通院慰謝料、通院交通費及び文書料、⑤大熊町の自宅にある家財の財物損害の賠償を請求した。東京電力は、①は認め、②及び③は一定額の限度で認め、④のうち通院慰謝料については原発事故との相当因果関係がないと主張して争い、通院交通費及び文書料は認め、⑤は居住制限区域の賠償額の限度で認めた。パネルは、①②③は請求どおりの賠償を認め、④は通院交通費及び文書料のみ認め、⑤は直接請求基準における帰還困難区域の賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	223		
事案の概要	いわき市から3週間程度の自主的避難をした家族4名(子3名とその親権者)につき、子3名の定額賠償金とは別に、親権者の生命身体的損害等の実費相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)エ		

2 基本情報

申立日	H24.3.30	全部和解成立日	H24.12.4
事故時住所	いわき市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	8,400	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	853,599	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	74,078	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			976,077		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※2
小計			600,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※2
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※2
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,776,077
	弁護士費用	26,882
	手続内で処理された既払金合計額	1,880,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

いわき市に居住していた申立人Aは、子らを連れて自主的避難を行ったが、その避難生活のストレスにより既往症が悪化したなどとして、治療費、通院交通費、診断書料、休業損害、傷害慰謝料等の賠償を求めた。東京電力は、原発事故と既往症の悪化等との因果関係を否認し争った。パネルは、自主的避難の実行により既往症の症状が増悪等した〔診断書、弁護士法23条照会回答書〕として、原発事故との相当因果関係があると判断し、損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難の実行により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めた。また、パネルは、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえて、18歳以下であった申立人B、C及びDに対し、1人当たり20万円を追加賠償する和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	224		
事案の概要	小野町から自主的避難をした家族3名(うち妊婦子供1名、その他2名)の平成23年分の避難実費及び二重生活による生活費増加分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ

2 基本情報

申立日	H24.3.30	全部和解成立日	H24.12.4
事故時住所	小野町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	140,800	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			180,800		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	614,625	H23.4~H23.9	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			654,625		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	65,400	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	7,600	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			273,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	300,000	H23.3~H23.12	※1

小計 300,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,608,425
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について) 申立人らは、自主的避難の実行により申立人B及びCの移動交通費〔搭乗証明書、領収証〕(①)、申立人Aと申立人B及びCとが別離し二重生活状況が発生したことから増加した生活費(月額3万円)等(②)並びに申立人Bの有期雇用契約が更新されなかったために生じた就労不能損害〔源泉徴収票、給与支給明細書、臨時・パート労働条件通知書、退職証明書〕(③)について賠償を求めた。東京電力は、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準に従い定額賠償を行うが、それを超えた実費等(①、②)の賠償については、支出の必要性、合理性について具体的な説明を求めた上で留保し、申立人Bの就労不能損害(③)については定額賠償額に含まれると主張して争った。パネルは、①について実費を認める和解案、②について月額3万円の限度の生活費増加費用及び相当額の面会交通費を認める和解案、③について減収が生じた時期から6か月間の就労不能損害として平成22年分の支払金額に12分の6を乗じた額の限度で認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	225		
事案の概要	警戒区域内に工場を有する取引先から当該工場設備のメンテナンス工事を請け負っていたいわき市居住の申立人につき、工事請負中止による損害(間接被害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.3.15	全部和解成立日	H24.12.5
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		831,810	H23.3~H24.9	※1
全部和解	間接被害・逸失利益		870,400		※2
小計			1,702,210		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,702,210
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、原発事故時、福島県において塩素設備設計製作・メンテナンス工事関連機器類の販売等の事業を営んでいたところ、原発事故により警戒区域内にある取引先が避難したことにより、孫請けしていたメンテナンスに関する取引を失ったことで売上げが減少したが、東京電力から賠償を認められなかったため、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人は第二次被害者ではなく、第二次被害者と取引をするはずであったという立場の者であり（いわば第三次被害者）、申立人が中間指針上の一定の経済的関係にあった第三者には当たらないので間接損害の対象にならないと主張して争った。パネルは、本件は間接被害の対象となるとした上で、過去3年の売上実績の平均値に貢献利益率を乗じた金額の和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係がある損害と認めることができると定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第8

申立人は、原発事故時、福島県において塩素設備設計製作・メンテナンス工事関連機器類の販売等の事業を営んでいたところ、原発事故により警戒区域内にある取引先が避難したことにより、新規取引が成立せずに売上げが減少したが、東京電力から賠償を認められなかったため、逸

失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の取引が成立する見込みであったといういわば期待に基づくものであり、間接被害に当たらないなどと主張して争った。パネルは、間接被害の対象となると判断した上で、原発事故がなければ売上げが減少しなかったとしたとし、売上見込額に貢献利益率を乗じた金額の和解案を提示した。

中間指針第 8 I は、間接被害を第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を意味するものとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	226		
事案の概要	二本松市の兼業農家の稲作見合せ等による損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	H24.5.17	全部和解成立日	H24.12.7
事故時住所	二本松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		150,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他	除染費用	70,000	H24.5	※2
小計			220,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	220,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、二本松市の兼業農家であったところ、米から放射能が検出されることを懸念して、平成23年の米の作付けを見合わせたことにより減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の農地が存在する地区は平成23年の米の出荷制限等対象区域ではなく、同地区の振興協議会は農家に対し例年と同様の作付けをするよう奨励していたことを理由に、申立人が作付けの断念を余儀なくされたとはいえないと主張して争った。パネルは、上記地区は出荷制限等対象区域ではないものの、申立人が平成23年の米の作付けを見合わせることはやむを得ないものであったと判断し、同年に稲作を見合わせたことに伴う営業損害を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2は、農業従事者が風評被害を懸念して自ら作付けの全部又は一部を断念したことによって生じた損害について、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人は、自家消費分の野菜の作付けを再開するために、平成24年5月に表土剥ぎ取りの方法で自主除染を行ったとして、作業代、ガソリン代及びその他諸道具代を内容とする除染費用の

賠償を求めた。東京電力は、除染の必要性及び合理性が明らかとはいえないと主張して争った。パネルは、必要性及び合理性が認められる範囲の除染費用を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	227		
事案の概要	宮城県の飼料販売業者について、福島県浜通りの畜産業者に対する売上減少に伴う損害(間接被害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.3.13	全部和解成立日	H24.12.7
事故時住所	宮城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		24,571,546	H23.3~H23.12	※1

小計 24,571,546

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	24,571,546
	弁護士費用	740,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、宮城県、福島県の取引先に、製麺、米雑穀、飼料の売買等を行っている事業者であるところ、原発事故の影響により主に福島県浜通りに所在する販売先が廃業し又は事業を行うことができない状態になり、売上げが大幅に減少したとして営業損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故により影響を受けている避難区域等の取引先の売上げが総売上高の2、3割にとどまることから、中間指針第8Ⅱ①の「事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者」に該当せず、間接被害には該当しないと主張した。パネルは、中間指針第8の間接被害を認め、貢献利益率を11%、原発事故の影響割合を8割5分(地震津波の影響を1割5分)として、平成23年3月分から同年12月分までの営業損害を認める和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故により第一次被害が生じたことにより、第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を間接被害とし、間接被害については、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認められるところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	228		
事案の概要	包装資材の販売や椎茸等のパック詰め請負業を自主的避難等対象区域で営んでいた申立人につき、その販売先や注文主が風評被害を受け、又は警戒区域からの避難を強いられたことによる売上減少に伴う損害(間接被害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.3.8	全部和解成立日	H24.12.10
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		18,421,088	H23.3~H23.12	※1
全部和解	間接被害・逸失利益		3,485,053	H23.3~H23.12	※2
小計			21,906,141		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	21,906,141
	弁護士費用	657,185
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、福島県、栃木県、茨城県所在の取引先に包装資材の販売等を行っていたところ、当該取引先が原発事故の影響のため事業を行うことができなくなったり、風評被害により販売量が減少したりする第一次被害が生じ、申立人との取引量が減少したという間接被害が生じたとして、売上減少による逸失利益〔原発事故前後の決算報告書、得意先別売上実績比較表等〕を請求した。東京電力は、申立人の取引先のうち、東京電力に直接請求を行った取引先のみを第一次被害者とみなして和解額を算定することを提案した。パネルは、東京電力に直接請求を行った取引先に限定せず、申立人が主張する全ての取引先を第一次被害者と認定した上で、中間指針第8の間接被害を認め、貢献利益率を19%、原発事故の影響割合を8割として、平成23年3月から同年12月までの営業損害を認める和解案を提示した。

中間指針第8は、第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害(いわゆる間接被害)についての賠償を認めているところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第8

申立人は、福島県所在の取引先にしいたけ等のパック詰め請負業を行っていたところ、当該取引先が原発事故の風評被害により販売量が減少する第一次被害が生じ、申立人との取引量が減

少しという間接被害が生じたとして、売上減少による逸失利益〔原発事故前後の決算報告書、作業実績表等〕の営業損害を請求した。東京電力は、貢献利益率に若干の争いがあったものの、減収と原発事故との相当因果関係は否定しなかった。パネルは、中間指針第8の間接被害を認め、貢献利益率を42%、原発事故の影響割合を10割として、平成23年3月から同年12月までの営業損害を認める和解案を提示した。

中間指針第8は、第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害（いわゆる間接被害）についての賠償を認めているところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	229		
事案の概要	郡山市から平成23年3月及び4月に新潟市と東京都に自主的避難をしていた家族3名(妊婦・子供を含まない)の避難実費相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ	

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H24.12.10
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.4	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.4	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.4	※1
小計			40,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	376,950	H23.3~H23.12	※2
小計			376,950		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	496,950
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難の実行により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、申立人らに対して、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めた。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、自主的避難の実行により避難先で宿泊施設や親族宅に宿泊する必要が生じ、その際負担した宿泊費用や謝礼について賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補定額8万円を上回る賠償については、個別に事情を確認の上別途検討するとして認否を留保した。パネルは、申立人らに対して、宿泊施設における宿泊費用〔領収書、利用代金明細書〕について全額、親族に対する謝礼〔陳述書〕について一部を認定する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	230		
事案の概要	福島市から東京都に自主的避難をしている家族5名(大人2名、子供3名)について、平成23年分及び平成24年9月末までの避難実費相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H24.3.29	全部和解成立日	H24.12.10
事故時住所	福島市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難雑費		180,000	H24.1~H24.9	※2
小計			380,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難雑費		180,000	H24.1~H24.9	※2
小計			380,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難雑費		180,000	H24.1~H24.9	※2
小計			380,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	1,393,309	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	1,437,480	H24.1～H24.9	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	313,200	H23.3～H23.12	※2
一部和解	生活費増加費用	面会交通費	139,520	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	34,440	H24.1～H24.9	※2
一部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	148,320	H23.3～H23.12	※2
一部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	193,150	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	74,500	H24.1～H24.9	※2
一部和解	除染費用等	線量計購入費	46,800	H23.3～H23.5	※2

小計 3,780,719

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,000,719
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難の実行により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めた。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、申立人B、C、D及びEが自主的避難を実行することに伴い負担した生活費増加費用、避難費用、線量計購入費用及び精神的損害について請求した。東京電力は、中間指針第一次追補の基準に従って支払う旨を主張した。パネルは、生活費増加費用、避難費用、線量計購入費用について請求額を全額認め、申立人C、D及びEそれぞれに対し、平成24年1月から同年9月までの期間について、月額2万円の限度で避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	231		
事案の概要	茨城県所在の食品加工卸売業者の放射能検査機器購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.5.11	全部和解成立日	H24.12.11
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)	放射能検査機器購入費用	5,565,000		※1
小計			5,565,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,565,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は主として茨城県産サツマイモの卸売り及び加工を行っているところ、大口の取引先から茨城県産サツマイモ全量について放射線量検査を求められたこと等から、1台目に手持ちタイプの放射線量測定器を購入(この費用は直接請求で賠償された)した後、全量検査が可能となる本件放射能検査機器を購入し、その費用を請求した。東京電力は2台目であることや本件機器が高額であるなどの点を理由として当初は否認していたが、申立人から、取引先からの要請内容や風評被害の実態、1台目と本件機器の性能の違い、本件機器購入に至った経緯(原発事故後は放射能検査機器自体が品薄となり、まずは確保できた手持ちタイプを購入し、その後本件機器が発売されたため購入した。)等の説明及び資料提出を受け、請求額全額を認めるに至った。そのためパネルは、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2の指針I④及び中間指針第7の1の指針IVは、農林水産物の流通業において、茨城県産出の農産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係る、取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	232		
事案の概要	南相馬市原町区から中部地方に9か月にわたり避難した視覚障害者の日常生活阻害慰謝料が標準額よりも増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.8.6	全部和解成立日	H24.12.11
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※1

小計 1,800,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.3~H23.11	※1

小計 2,700,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	47,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	避難費用	家財移動費用	98,650	H23.3~H24.8	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	216,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	139,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	73,000	H23.3~H24.8	※3

小計 573,650

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,073,650
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,600,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、中間指針第3の6に基づく日常生活阻害慰謝料の基本部分月額10万円を請求するとともに、申立人Bは、視覚障害により身体障害等級1級であり、慣れない環境により過酷な避難生活を余儀なくされたとして慰謝料の増額を請求した。東京電力は、総括基準（精神的損害の増額事由等について）では通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には増額できるとされていることから、具体的な説明次第によって検討すると主張した。パネルは、申立人Bの具体的な精神的苦痛は月額10万円では評価し尽くされていないと判断し、慰謝料額については、避難中について月額10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らが避難中に負担した交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等及び物品購入費用であり、東京電力もこれを争わなかったことから、パネルが賠償を認める和解案を提示したものである。

※3 中間指針第3の3

申立人らが避難先から一時帰宅した際の交通費であり、中間指針第3の3に規定する旧警戒区域からの避難等対象者による一時立入費用ではないが、合理性のある部分について、パネルが賠償を認める和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	233		
事案の概要	警戒区域内に自宅を所有していたが、原発事故時には外国勤務中であったため自宅所在地に住民票がなかった申立人について、外国勤務を終えて帰国した後の期間につき避難慰謝料が認められた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.8.10	全部和解成立日	H24.12.11
事故時住所	中国広東省深圳市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H24.3~H25.5	※1
小計			1,500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人はももとは浪江町に居住していたが、平成22年7月から単身赴任で国外に居住しており、原発事故発生時にも国外に居住していた。平成24年3月に退職し、家族の避難先であるいわき市に帰国したところ、ももとの住所地である浪江町に帰還できなかったことから、平成24年3月以降の日常生活阻害慰謝料を請求した。東京電力は、申立人の事故当時の住民登録が浪江町になかったことから、避難等対象者に該当しないとして申立人の慰謝料請求を争った。パネルは、避難等対象者に該当するか否かは事故時の住民登録の有無で一律に決すべきではなく、個別具体的に判断すべきとし、申立人においては浪江町に生活の本拠となる申立人名義の不動産を有しており実際に家族が居住していたこと、定年退職となる平成27年6月には浪江町に帰還して家族と居住することが確実であったこと等の事情から、申立人が避難等対象者に該当すると判断し、平成24年3月から月額10万円の日常生活阻害慰謝料を認めた。

中間指針第3において、避難等対象者については住民登録の有無について特に記載がなく、住民登録がない場合の避難等対象者該当性は個別具体的な状況を考慮し認定されるべきものと解されるところ、パネルは申立人の諸事情を考慮した上で避難者該当性を認め、日常生活阻害慰謝料を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	234		
事案の概要	茨城県で大規模な畑作を営む専業農家のキャベツ栽培についての風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.8.6	全部和解成立日	H24.12.13
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		8,605,285	H23.3~H23.12	※1

小計 8,605,285

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,605,285
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故発生当時、茨城県で大規模な畑作を営んでいたが、平成23年の作付面積を前提とする風評被害の営業損害（取引価格の低下による減収分）の賠償を請求した。東京電力も営業損害の発生自体は認めたが、平成22年に比べて平成23年の作付面積が大幅に増加していた点について、秋キャベツの作付けは申立人が事故後の影響を考慮した上で作付けをしたとして原発事故との因果関係がないと主張し、営業損害の範囲及び額を争った。パネルは、秋キャベツの作付面積増加は出荷量維持により市場等への信用継続をはかり、また市場からも出荷増の要請があったためとする申立人の主張を踏まえ、申立人の請求内容が相当であると判断し、平成23年の作付面積を前提とする申立人主張額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I は、農林産物の風評被害について、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、茨城県において産出された農林産物に係るものの損害については、原則として賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	235		
事案の概要	警戒区域所在の工場で製造される製品の部品を納入していた茨城県所在の製造業者の売上減少に伴う損害(間接被害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.3.9	全部和解成立日	H24.12.13
事故時住所	茨城県日立市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		1,090,223	H23.3~H24.5	※1

小計 1,090,223

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,090,223
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

茨城県所在の製造業者である申立人は、警戒区域である浪江町所在の自動車部品の製造工場(以下「第一次被害者」という。)で製造される製品の部品(以下「本件部品」という。)を納入していたところ、第一次被害者が原発事故のために事業を行うことができなくなり、そのために第一次被害者から受注予定であった本件部品を加工・販売することができなくなったという間接被害が生じたとして、売上減少による逸失利益の営業損害を請求した〔原発事故前後の確定申告書、月次の売上管理表等〕。東京電力は、申立人が第一次被害者に納入していた本件部品は代替性がないとはいえない、申立人の売上高全体に占める第一次被害者との取引の割合が小さいことから、原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人の第一次被害者への売上げが間接被害により減少しており、その売上減少による逸失利益の営業損害と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、平成23年3月から平成24年5月までの15か月について、平成22年の第一次被害者との取引の営業利益を基礎として15か月分の逸失利益(ただし、平成23年3月から同年5月までの3か月については地震の影響その他の要因があったとして原発事故の影響割合を6割とし、その外の期間は原発事故の影響割合を10割とした。)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8は、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分の営業損害の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

申立人は、第一次被害者への売上げが減り、今後の生活に対する不安が大きくなったと主張して、精神的な損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故と相当因果関係がある損害に該当しないと主張して争った。パネルは、申立人に対して、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	236		
事案の概要	南会津地域でそば等の製造販売業を営んでいた申立人の風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H24.12.14
事故時住所	南会津町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,300,862	H23.3~H23.12	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		2,191,841	H23.3~H23.12	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		1,014,300	H23.3~H23.12	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)	その他	64,050	H23.3~H23.12	※2

小計 7,571,053

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,571,053
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故時、福島県内の観光施設に地元産そば粉を使ったそば等の商品を卸していたところ、原発事故の影響により観光客数が減少したこと、また、百貨店やスーパーにバイヤー経由で商品を納めていたところ原発事故の影響により取扱いが中止になるなどしたこと等により商品の売上げが減少したとして、逸失利益の賠償を求めた〔決算報告書、売上管理表等〕。東京電力は、原発事故後の決算期(平成23年9月期)の売上高が原発事故前の決算期(平成22年9月期)の売上高を上回っているとして、原発事故による損害が認められないと主張して争った。パネルは、風評被害が存在すること、申立人の主張する減収分の損害は相当因果関係の範囲内であると認定し、貢献利益率方式(45%)により、影響割合を10割で計算し、福島県内の観光関連の取引先に関する損害約430万円、福島県外の観光関連の取引先に関する損害約220万円並びにスーパー及び百貨店を取引先に関する損害約100万円を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i 及び ii は、農林水産物の加工業及び食品製造業では、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの及び主たる原材料が福島県産の農林水産物であるものについては、原則として賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1

申立人は、原発事故時、福島県内の観光施設に地元産そば粉を使ったそば等の商品を卸していたところ、営業損害に関する追加的費用として商品の放射能検査にかかった費用の賠償を求めた〔請求書〕。東京電力は、全額を認め、パネルも全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV ③は、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を原発事故との相当因果関係のある損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	237		
事案の概要	神奈川県所在の日本語学校につき、原発事故による訪日外国人減少等に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.4.5	全部和解成立日	H24.12.14
事故時住所	神奈川県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		65,651,896	H23.3~H24.2	※1

小計 65,651,896

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	65,651,896
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	7,995,000

※1 中間指針第7の4、総括基準（訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について）

申立人は、神奈川県において日本語学校を営んでいるところ、原発事故の風評被害により訪日外国人留学生が減少したことに伴い売上が減少した〔決算書、学生数一覧表等〕ために生じた逸失利益等の営業損害の賠償を求めた。東京電力は、平成23年5月までに入学を取り消したこと等により生じた損害については中間指針第7の4Ⅱに基づき賠償済みであり、同年6月以降の損害については原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、平成24年2月までに生じた売上減少と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、原発事故前直近2年の売上高の平均と比較した対象期間の売上減少額に貢献利益率を乗じて逸失利益を算定し、これに原発事故の影響割合を8割とした賠償額を算定し、既払金を控除した和解案を提示した。

中間指針第7の4Ⅱは、海外に在住する外国人が来訪して提供を受けるサービス等を提供する事業者の風評被害について、同1Ⅲ①において、原則として原発事故との相当因果関係が認められる類型を示しているが、同1Ⅱ、Ⅲ②は、それ以外の類型についても、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係が認められるものであれば賠償の対象とするとしている。また、総括基準（訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について）は、訪日外国人を相手にする事業の風評被害について、原発事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有しているかを基準として原発事故との相当因果関係を判断するものとし、放射性物

質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意するものとしている。本件は、これらに基づいた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	238		
事案の概要	浄水場汚泥を原料とする製造業者の汚泥からの放射性物質検出に伴う営業損害につき、東京電力への直接請求で打ち切られた平成24年3月分以降の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第4の2		

2 基本情報

申立日	H24.7.6	全部和解成立日	H24.12.14
事故時住所	埼玉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他の政府指示等・逸失利益		1,672,803	H24.3~H24.5	※1

小計 1,672,803

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,672,803
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第6の1、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は原発事故当時、東京都水道局管理に係る浄水場発生土を主原料とする人工土壌製造業の開業準備段階にあり〔注文書〕、平成23年3月下旬に人工土壌製造請負契約を締結した〔製造作業委託に関する基本契約書〕が、平成23年4月に東京都から当該浄水場発生土を利用しないよう通達が出されたため事業を行うことが困難になったとして営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人に販売実績がなく請負契約書に予定製造数量の記載がないことから損害の発生を争った。パネルは、平成19年3月まで同事業を行っていた他社の売上げ及び経費を基に損害額を算定し、直接請求後の平成24年3月から平成24年5月までについて清算条項を付した和解案を提示した。

中間指針第6の1は、政府が本件事故に関し行う指示等に伴い事業に支障が生じたため、現実に減収が生じた場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めるところ、申立人は同指示等によって事業に支障が生じたものの、営業開始直後で前年同期の実績等がなく現実に生じた減収分の算定が困難であったことから、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に従い、同種事業者の例等を基に推定した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額として減収分の額を算定したものである。

1 事案の概要

公表番号	239		
事案の概要	東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での中間収入相当額につき、その賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H24.6.12	全部和解成立日	H24.12.14
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	892,702	H23.3~H24.2	※1
小計			892,702		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,713,384	H23.3~H24.2	※1
小計			1,713,384		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,606,086
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人は、原発事故直後の時期に、特別な努力によって就職し、収入を得ていたものであり、就労不能損害について、直接請求手続において、原発事故後の収入分を控除して賠償がされたのは相当ではないとして、直接請求で控除された分の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後の就職先は、いったんは失職したものの、原発事故前の勤務先と同じであり、雇用に継続性が認められ、全く新しい会社に就職、あるいは臨時の就労を行った場合に比べて、再就職先探しの難しさ及び新しい仕事や就労環境の変化に対する適応努力の程度は低いため、全額を非控除とするのは相当ではなく、実際に原発事故後に得た収入の3割を控除するのが相当と主張して争った。パネルは、たまたま同一の就業先に就職しただけであり、給与・勤務形態等は原発事故前とは異なることから、控除することは相当ではなく、特別の努力を認めて、原発事故後の収入分についても賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3Ⅱ、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要とされているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	240		
事案の概要	県北地域から中部地方に家族全員で避難した3名(妊婦子供1人、その他2名)について、平成24年3月までの避難実費相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)キ	第10の2(4)	

2 基本情報

申立日	H24.3.30	全部和解成立日	H24.12.14
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	268,168	H23.11~H24.2	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			308,168		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	避難雑費		60,000	H24.1~H24.3	※4
小計			260,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	25,272	H23.3～H23.12	※5
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	309,450	H23.3～H23.12	※5
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	52,000	H23.3～H24.3	※5
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	78,680	H23.3～H23.12	※5
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H23.12	※5
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	30,000	H23.3～H23.12	※5

小計 645,402

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,253,570
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2(指針)Ⅲに基づく賠償分8万円(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2(指針)Ⅲに基づく賠償分40万円(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Bは、避難のため勤務先を平成23年10月頃に退職した後、同年11月頃に避難先で再就職をしたものの、収入が減少したとして減収分〔給与明細〕の賠償を求めた。東京電力は、原発事故直後の避難ではないこと、中間指針第一次追補は平成23年12月までを賠償の対象期間としていることから、賠償の対象外であると主張して争った。パネルは、同損害について、原発事故との相当因果関係を認め、上記金額の賠償を求める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、個別具体的な事情に応じて、自主的避難により生じた生活費増加費用等以外の損害項目も賠償の対象となり得ることを定め、平成24年1月以降についても、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討すると定めていること、また、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、賠償の対象となるべき実費等の損害として、就労不能損害(自主避難の実行による減収)を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

18歳以下の子供である申立人Cについて、避難中に要した雑費に係る損害として月額2万円の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人ら(父(A)、母(B)、子(C))は原発事故当時福島市に居住していたが、平成23年8月頃に申立人B及びCが避難した後、同年9月頃に申立人Aも申立人B及びCの避難先に合流して避難生活を行った際に生じた、①避難に要した移動費用(交通費・車移動費用)〔ガソ

リン代領収書等)、②同(引越代金)[引越業者領収書]、③同(共益費、駐車場使用料)、④同(面会交通費)、⑤生活費増加費用(家財道具購入費用)[レシート等]、⑥同(公共料金等)の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補に基づいて支払われた既払金(申立人ら3名分・合計76万円)を損害額から控除するとともに、損害の範囲についても個別事情に応じた相当因果関係の認められる合理的な範囲に限られるべきであると主張して、その一部について争った。パネルは、上記①から④までについては請求額全額が、上記⑤についてはカーナビゲーションの購入代金21万8000円を含む30万6839円の請求のうち15万円が、上記⑥については請求額のうち二重生活による増加部分のみが、それぞれ賠償されるべき範囲とした上で、東京電力の主張に係る上記既払金を控除した残額の賠償を認める和解案を示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難により生じた避難及び帰宅に要した移動費用、生活費増加費用を一定の範囲で賠償すべき損害と認め、また、賠償期間については大人については原発事故当初の時期を、妊婦及び18歳以下の子供については原発事故発生時から平成23年12月までを原則としつつ、平成24年1月以降については、今後、必要に応じて賠償の範囲等について検討すると定めているところ、これに従って申立人らの平成24年1月以降の避難についても合理性を認め、申立時期である平成24年3月分までの賠償を内容とする和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	241		
事案の概要	富岡町所在の土地の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(カ)		

2 基本情報

申立日	H24.1.24	全部和解成立日	H24.12.14
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	10,889,555		※1
小計			10,889,555		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,889,555
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第2の4 総括基準（避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について）

申立人は、原発事故前、富岡町に販売目的で土地を購入しており、原発事故により当該土地が販売できなくなったとして、財産価値の喪失の賠償を求めた。東京電力は、平成24年当時、上記不動産の所在地について政府による避難区域の見直しがされておらず、帰還困難区域に該当しない可能性があること、財物損害についての東京電力の賠償基準が決定していないことを理由に、賠償時期の先送りを求めた。パネルは、当該土地の近隣地点の年間積算線量等から、当該土地が帰還困難区域に再編されることは明らかであるとして、当該土地の平成22年度の固定資産評価額〔固定資産評価証明書〕の1.43倍の金額である1088万9555円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第2の4は、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により100%減少（全損）したものと推認することができるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	242		
事案の概要	南相馬市原町区から避難した高齢で認知能力の衰えた申立人の避難に伴う日常生活阻害慰謝料が月額20万円とされた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.2.7	全部和解成立日	H24.12.14
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	22,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,800,000	H23.3~H24.8	※2

小計 3,622,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,622,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	750,000

※1 中間指針第3の2

申立人Aは、原発事故発生当時、認知能力が衰えた要介護状態の高齢者であり、一人で避難することは困難な状況であったところ、申立人Aが避難するに当たり、茨城県在住の申立人B（申立人Aの子）、申立人C（申立人Bの妻）が自動車福島県に赴き、申立人Aを茨城県に避難させたことから、福島県と茨城県の往復の交通費の賠償を求めた。東京電力は申立人Aについて福島県から茨城県への片道分の県外移動費用の標準金額に基づく賠償の提案にとどまった。パネルは、申立人Aについて、茨城県・福島県間の往復分の交通費の支払を求める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域から避難するために負担した交通費が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故発生当時、認知能力が衰えた要介護状態の高齢者であったことから、避難による精神的損害の賠償を求め（基本部分及び増額分）、申立人B及びCは、申立人Aの介護を行っており、原発事故により介護の負担が増えたことを理由として避難による精神的損害の

賠償を求めた（基本部分及び増額部分）。東京電力は、申立人Aについては一定の範囲で増額を認め、申立人B及びCについては、避難等対象者でないと主張して争った。パネルは、申立人Aの病状等本件に現れた諸事情に鑑み、平成23年3月から平成24年8月までの精神的損害の基本部分に加え、10割の増額分の和解案を提示し、申立人B及びCに対しては、和解案を提示していない。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額費用等について）は、要介護状態にあること、身体又は精神の障害があること等の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	243		
事案の概要	郡山市市街地の自宅周りの除染費用(庭木伐採、芝張り撤去、表土撤去等)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)オ	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	H24.5.11	全部和解成立日	H24.12.14
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	945,000	H23.3~H24.4	※1
小計			945,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	945,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、自宅及び事務所の各建物が所在する郡山市内の敷地について実施した伐採、芝・表土撤去、除染発生物の敷地内埋設、植え込み一部復旧といった方法による除染に係る費用〔見積書・内訳明細書・領収証・放射線測定結果報告書、除染作業前後敷地状態図〕の賠償を求めた。東京電力は、除染については「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国及び地方公共団体等の調整の下に実施されることとなっているため、自主的な判断の下にされた除染について個別の賠償に直ちに応ずることは困難と主張して争った。パネルは、除染費用を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	244		
事案の概要	警戒区域から中通りに避難した家族につき、転校先の高等学校になじめなかった子及び要介護の祖母について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.4.6	全部和解成立日	H24.12.17
事故時住所	双葉町		
申立人人数	6	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	就労不能損害	減収分	2,316,123	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,020,000	H23.3~H23.12	※2
小計			3,336,123		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	就労不能損害	減収分	2,660,880	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	150,000	H23.3~H23.12	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,020,000	H23.3~H23.12	※2
小計			3,830,880		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,020,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3~H23.12	※2
小計			1,320,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,020,000	H23.3~H23.12	※2
小計			1,020,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,020,000	H23.3~H23.12	※2
小計			1,020,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,020,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	380,000	H23.3~H23.12	※2
小計			1,400,000		

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	100,000	H23.3~H23.12	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	287,700	H23.3~H23.12	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,060,960	H23.3~H23.12	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	80,000	H23.3~H23.12	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	360,000	H23.3~H23.12	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	286,780	H23.3~H23.12	※4
全部和解	一時立入費用	交通費	14,625	H23.3~H23.12	※5
全部和解	生命・身体的損害	その他	17,190	H23.3~H23.12	※3
小計			2,207,255		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,134,258
	弁護士費用	278,000
	手続内で処理された既払金合計額	2,800,000

※1 中間指針第3の8

申立人A及びBはそれぞれ、避難を余儀なくされたことにより失職し新しい仕事も見つからないとして就労不能損害を請求し、東京電力もこれを認めたことから、早期一部和解により就労不能損害のみ先行して和解が成立した。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、避難後に肺気腫を発症し喘息様の症状を帯びるように、申立人Bは、避難生活中にPTSDを発症し通院加療を要するのように、申立人Cは、原発事故前の中学1年時に発達障害の診断を受けたものの普通科の高校に一般入試で入学し通学していたが、避難によりそもそも基礎素養のなかった情報ビジネス科の高校へ編入されることとなり、学校になじめず自主退学をすることに、申立人Fは、平成22年に要介護4の認定を受けていたものの、杖を使用するなどして歩行することができ、食事も自分でとれ、会話もある程度できていたが、原発事故後は、寝たきりとなり、食事も自分でとれず、認知症も進行していて、実質的には要介護5に該当するようになったとそれぞれ主張し、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人Aについて、診

断書で原発事故との因果関係が不明とされていると主張して争った(なお、申立人Bについては、診断書で避難生活により悪化とされていることから生命・身体的損害の慰謝料として認めるとし、申立人C及びFについては、主張が明らかでない)。パネルは、申立人C及びFについてのみ、申立人らの主張を認め、申立人Cには月額3万円の増額、申立人Fには月額3万8000円の増額を認める和解案を提示した(なお、申立人Bについては、生命・身体的損害として認めた。)

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)において、要介護状態にあるとか、身体又は精神の障害があること等から、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる定めるところ、これに従い、各人の状況にきめ細かく対応した和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

上記※2のとおり、申立人Bは、PTSDの発症を理由として精神的損害の増額を請求し、東京電力はこれを生命・身体的損害の慰謝料として認めたことから、その内容での和解が成立した。また、診断書取得費用については、申立人A及びBのものが認められている。

※4 中間指針第3の2

生活費増加費用の内訳は、スタッドレスタイヤ、家具等購入、教育費、被服費、その他の費用である。

※5 中間指針第3の3

一時立入費用は、ガソリン1リットル150円、1リットル当たりの走行距離8キロメートル、往復距離260キロメートルで計算した金額が認められた。

1 事案の概要

公表番号	245		
事案の概要	警戒区域から中通りに避難した家族につき、子の発達障害及び子に対する両親の介護負担を考慮して、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H24.12.17
事故時住所	富岡町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	372,000	H23.3~H24.2	※1
小計			372,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	372,000	H23.3~H24.2	※1
小計			372,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	620,000	H23.3~H24.2	※1
小計			620,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,364,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人C（申立人Bの子）は原発事故発生当時、発達障害、中度の精神遅滞を有しており〔特別児童扶養手当認定診断書〕、避難生活により新たな症状が認められるようになり、また、申立人A及びBはその介護の負担が増えたとして慰謝料の増額を請求した。東京電力は、審理開始の当初、具体的な事情が明らかにされた上で検討するとして、認否を留保していた。審理の結果、パネルは、申立人Cの症状の程度、申立人A及びBの介護の負担を考慮し、慰謝料額については、申立人A及びBについて、東京電力が直接請求において各々賠償した金額の3割、申立人Cについて、東京電力が直接請求において賠償した金額（ただし、平成24年2月28日付け東京電力

プレスリリースの基準に基づく賠償金40万円を除く。)の5割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)において、重度若しくは中程度の持病があり又はその介護を恒常的に行い、それらの事由が通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	246		
事案の概要	相馬市所在の果物生産農家の風評被害による逸失利益等(農協経由出荷分を除く)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.2.15	全部和解成立日	H24.12.18
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		6,726,321	H23.3~H23.11	※1

小計 6,726,321

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,726,321
	弁護士費用	201,789
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は相馬市において梨の生産をしている農家であるところ、原発事故に起因する風評被害により梨の価格が下落した〔買付品計算書〕として、平成23年3月から同年11月までの営業損害の賠償を求め、損害の算定方法として、平成22年における梨のケース単価に全国平均価格変動係数表による各月の変動率を乗じた金額を各月の1ケース当たりの基準価格とし、これと請求期間の各月に販売した梨のケース単価との差額を1ケース当たりの損害とし、これに請求期間の各月に販売されたケース数を乗じる方法を主張した。東京電力は、請求期間における販売数量増加の要因として、福島県産の梨の出荷制限・出荷自粛等の広がりにより供給が減少し需要増に転じた可能性等が考えられるため、販売数量についてのみ請求期間のものを採用する申立人の主張には合理性がなく、平成22年の売上高に全国平均価格変動係数表上の変動率を乗じて得た金額と請求期間の売上高の差額をもって損害額とすべきと主張して争った。パネルは、申立人が主張する損害算定方法は損害を過大に見積もることになる点で妥当でなく、また、東京電力が主張する損害算定方法は原発事故後における申立人の営業努力による販売数量増加を考慮しない点で実情に合わない判断した上で、平成22年と請求期間のケース単価の差額に請求期間における出荷ケース数を乗じて損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物の買い控え等による被害について、原則として賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、原発事故により警戒区域に指定された地域内の通行が不可能となり、迂回を余儀なくされたことから、運送業者の運送距離が増加したと主張して、運送料の増加分を請求した。東京電力は、1回当たりの運送料が値上げされていない以上、申立人に損害が生じたとは認められないと主張して争った。パネルは、当該請求については、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	247		
事案の概要	宮城県所在の牛タン料理店の風評被害による逸失利益、家族の一部(外国人)の母国政府の国外退避勧告による母国への避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ	第5の3(2)ウ	第10の2(1)

2 基本情報

申立日	H23.12.6	全部和解成立日	H24.12.18
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		12,534,211	H23.3~H24.12	※1

小計 12,534,211

申立人B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	宿泊費等	579,101	H23.3~H24.3	※2
一部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	886,994	H23.3~H24.3	※2
一部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	118,460	H23.3~H24.3	※2

小計 1,584,555

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,118,766
	弁護士費用	423,563
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人Aは原発事故当時、仙台市内において牛タン飲食店2店を経営していたところ、原発事故により仙台方面を訪れる観光客が激減し、牛タン飲食店も減収を余儀なくされたとして営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては否認したものの、最終的には賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法と原発事故の影響割合について意見を述べた(影響割合については3割と主張した)。パネルは減収と事故との相当因果関係を認め、申立人主張の減収分に原発事故の影響割合は5割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の2IVは、同7の2IないしIIIに掲げる風評被害のほか、食品産業の風評被害について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、消費者が原発事故

による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人B、C、D及びE（父母及び子供2名）は、原発事故当時、宮城県仙台市に居住していた一家であるが、エストニア政府が平成23年3月に日本在住の自国民に国外退避を勧告したこともあり、父である申立人Bは仙台市の自宅に残る一方、妻である申立人Cと子二人は平成24年3月までエストニアへの避難を余儀なくされ、二重生活による生活費増加が生じた。東京電力は宮城県仙台市が自主的避難等対象区域にも該当しないことを理由として相当因果関係を争った。パネルは原発事故と避難により生じた費用増加分の一部に相当因果関係があると判断し、避難費用、生活費増加分及び家族間面会交通費の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	248		
事案の概要	岩手県で同県や近県の樹皮、牛糞等を原料とする肥料製造業者の風評被害による逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.4.18	全部和解成立日	H24.12.18
事故時住所	岩手県一関市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,980,156	H23.3~H24.11	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		771,900	H23.3~H24.11	※1

小計 5,752,056

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,752,056
	弁護士費用	172,500
	手続内で処理された既払金合計額	5,924,556

※1 中間指針第7の1

申立人は、岩手県一関市において、同県及び近県産の樹皮及び牛フンを用いた肥料を製造、販売していたが、平成23年7月に行政機関からセシウム等が含まれるおそれのある堆肥等の生産、流通の自粛を求める通知が出されたことを受け、取引先から放射能検査を実施していない在庫肥料全てを回収するよう求められ、同年3月31日以前に出荷した肥料を回収・廃棄せざるを得なかったことから、当該回収した肥料の原価相当額(納品価格の裏付けとして販売企画書の提出あり)及び回収・廃棄に要した費用(回収時運賃について請求書の提出あり)の賠償を求めた。東京電力は、肥料の製造の工程等を考慮すれば回収の必要のあった肥料は実際に回収されたものの一部にとどまると主張して、請求額の約3割5分のみを認めた。パネルは、申立人が改修した肥料の大部分について回収の必要があったとして、請求額の約8割5分について賠償を認めた。また、申立人が平成23年4月から同年12月までに出荷した肥料について、取引先の求めにより実施した放射線検査(外部委託)費用(請求書)及び検査のための線量計購入費用(請求書)についても、全額の賠償を認めた。

中間指針第7の1の定める風評被害による損害項目には、取引数量の減少による減収分、商品の返品・廃棄費用を含む必要かつ合理的な範囲の追加的費用、取引先の要求等により実施を余儀

なくされた検査に関する検査費用が含まれるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	249		
事案の概要	いわき市山間部のなめこ生産業者の財物損害(原木)及び逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア	

2 基本情報

申立日	H24.7.25	全部和解成立日	H24.12.19
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	180,000		※2
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		778,986		※1
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	200		※3
小計			959,186		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	959,186
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、いわき市所在のなめこ生産業者であるが、原発事故に伴いなめこ原木から暫定規制値を超える線量が検出されたことを受けて出荷制限指示が出されたことから、所有するなめこ原木から得られるはずであった逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、なめこ原木が植菌伏せ込みに1年、その後、収穫期間が3年となる事情や、申立人が毎年200本ずつなめこ原木を入れ替えている事情等を捉えて、申立人が所有するなめこ原木をそのまま4年間使用した場合、3年目及び4年目になめこ原木から得ることができる利益は当初よりも減算されると主張して争った。パネルは、原発事故がなければ申立人が毎年一定の収穫による利益を得ることができたと認定して東京電力の主張を認めず、減収分を基準に逸失利益を認定し、和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、いわき市所在のなめこ生産業者であるが、原発事故に伴いなめこ原木から暫定規制値を超える線量が検出されたことから、所有するなめこ原木の財物損害の賠償を請求した。東京

電力は特に争わず、パネルは、申立人の個別具体的な事情を検討し、なめこ原木800本について、原発事故による価値減少を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴う財物価値の喪失等の賠償を認めているところ、本件のなめこ原木の所在地域は中間指針が定める財物賠償の対象地域ではないが、上記指針に準じて和解案が提示されたものである。

※3 証明書取得費用について、本件賠償請求に伴う必要かつ合理的な費用として賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	250		
事案の概要	父が仕事のため郡山市に残り、母と子が新潟県に自主的避難をしていた家族について、平成24年1月から8月までの避難実費相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H24.3.28	全部和解成立日	H24.12.19
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	52,800	H24.1～H24.8	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	358,400	H24.1～H24.8	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	240,000	H24.1～H24.8	※1
全部和解	避難雑費		160,000	H24.1～H24.8	※1

小計 811,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	811,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故当時妊娠中であつた申立人A及び事故後に出生した申立人Cの被曝不安から、申立人A及びCは平成23年8月頃、申立人Bは平成24年8月、それぞれ新潟県新潟市への避難を実行し、交通費、引越費用〔領収書〕、面会交通費及び生活費増加費用等〔電話聴取事項報告書〕の賠償を求めた。東京電力は、これらの損害について中間指針第一次追補第2に基づく賠償を行っており、これにより賠償済みであると主張して争った。パネルは、東京電力の既払金の範囲を超える平成24年1月から同年8月までの損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために

自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人らは、所有する自動車の財産価値の喪失について賠償を求めた。東京電力は自主的避難等対象区域における財産の価値減少に関しては中間指針等において方針が未定である、また、申立人の所有自動車が放射能によって汚染された事実、汚染によって価値が減少した事実は認め難いと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	251		
事案の概要	郡山市から中部地方に家族全員で避難している家族5名について、平成24年10月分までの避難実費相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H24.4.3	全部和解成立日	H24.12.28
事故時住所	郡山市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	2,445,948	H24.1~H24.6	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1

小計 2,525,948

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1

小計 600,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1

小計 600,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1

小計 600,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
小計			600,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	18,400	H24.1～H24.10	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	237,280	H24.1～H24.10	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	85,460	H24.1～H24.10	※1
全部和解	避難雑費		600,000	H24.1～H24.10	※1
小計			941,140		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,867,088
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難の実行により負担した移動交通費、引越費用〔領収証〕及び家財道具購入費用〔領収書、写真〕等について賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補の基準に従って支払う方針である旨を主張した。パネルは、原発事故と申立人らの負担した費用との間に相当因果関係があると判断し、これらの費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	252		
事案の概要	警戒区域からいわき市に避難した申立人らが、東京電力に対する直接請求では賠償を拒否された各種の費用について、そのほぼ全額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)イ(ア)	第1の4(2)イ(イ)	

2 基本情報

申立日	H24.7.18	全部和解成立日	H24.12.21
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	家財移動費用	30,000	H23.5	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	112,936	H23.3~H23.11	※2
小計			142,936		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	142,936
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、避難先であるいわき市の実家から次の避難先であるアパートまで家財を運ぶ目的で、平成23年5月中に夫婦の車2台で合計5回ずつ移動したと主張し、直接請求では2台×2回分しか認められなかったため、残りの3回×2台分を東京電力の直接請求手続における基準(1回1台5000円)に基づいて合計3万円を請求した。東京電力は、直接請求手続において提示したのと同じ範囲(2万円)でしか認めないと主張して争った。パネルは、移転先のアパートが狭いため、生活しながら様子を見て徐々に家財を移動させたという申立人らの陳述(電話聴取書)及び移動の日が記載された申立人ら提出の手帳を根拠に、申立人らの主張を認め、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅱ①は、家財道具の移動費用について避難者ごとに金額の相違があることを前提に一定額の賠償ではなく、領収書等で金額を立証できなくとも必要かつ合理的な範囲で損害の認定がされるべきことを定めており、これに従った和解案が示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、一時帰宅時のガソリン代のほか、避難時に着ていた服のクリーニング代、申立てのためのコピー代、避難前にはなかった子供会の会費、富岡町の水泳教室から避難先の水泳教室に変更したことにより増加した会費の増加分等を請求した。東京電力は、それらの生活費増加費

用は精神的損害の賠償に含まれると主張して争った。パネルは通帳の写しや家計簿、水泳教室のチラシ等からその支出及び差額の費用の発生を認め、申立人らの請求を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅱ②は、同第3の6Ⅰ①又は②の加算要素として一括して算定する生活費の増加費用は、あくまで通常範囲での費用を想定したものであるから、避難等対象者の中で特に高額な生活費の増加費用の負担をした者がいた場合には、別途必要かつ相当範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められると定めており、これに従った和解案が示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	253		
事案の概要	警戒区域内の整体業者の営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)		

2 基本情報

申立日	H24.3.22	全部和解成立日	H24.12.21
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		7,576,716	H23.3~H27.2	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	99,000	H23.3~H23.12	※2
小計			7,675,716		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,675,716
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、双葉町において整体業を営んでいたところ、避難指示に伴い営業ができなくなり損害が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、損害を賠償すること自体は争わなかったが、損害額の算定方法（償却資産に係る減価償却費の取扱い）について意見を述べた。パネルは、減収と事故との相当因果関係を認め、平成24年6月29日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ、平成23年3月分から平成24年5月分までは減収額から減価償却費を控除せずに損害額を算定し、平成24年6月分から平成27年2月分までは減収額から減価償却費を控除して損害額を算定した上で、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

一時立入費用（交通費・宿泊費）としては、9万9000円を賠償した。

1 事案の概要

公表番号	254		
事案の概要	福島市所在の申立人所有の自宅建物(原発事故前に新築工事に着工し、原発事故後に完成)の基礎部分の除染費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)オ	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	H24.5.15	全部和解成立日	H24.12.22
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	468,300	H23.3~H24.3	※1

小計 468,300

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	468,300
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人らは、原発事故発生当時建築中であった自宅建物が完成し引渡しを受けた後、放射線量を測定したところ、高い線量が計測され、中でも基礎部分が最も高かったため、同箇所について自主除染を行い、業者に支払った業務委託料〔見積書、請求書及び領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づいて、国及び地方公共団体を中心に実施される予定であり、同法では、除染費用に関して、最終的に国が集約した上で、原子力事業者が費用を負担するとされており、個別に賠償に応じることは困難とした上で、例外的に自主除染であっても一定の場合には、国等による将来の求償と重複しない限度において、個別に賠償の可否を検討する場合もあるとして、不明点の釈明を求めた。パネルは、申立人らが業者に依頼し除染作業を行い、費用を支払ったことを認定し、除染費用を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	255		
事案の概要	郡山市所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	H24.3.16	全部和解成立日	H24.12.24
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	線量計購入費	62,000	H23.3.~H24.10	※1
全部和解	除染費用等	その他	31,774	H23.3.~H24.10	※1
全部和解	除染費用等	除染費用	533,137	H23.3.~H24.10	※2

小計 626,911

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	626,911
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人らは、除染及び被曝回避等の判断のために必要な費用として放射線測定器の購入費用〔領収書〕の、除染のために必要な費用として高圧洗浄機の購入費用〔領収書、写真〕の賠償をそれぞれ求めた。東京電力は、除染は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づいて、国及び地方公共団体を中心に実施される予定であり、除染を実施する合理的範囲、費用負担、金額等の内容は、環境省の「除染関係ガイドライン」に基づき、国、地方自治体において検討中として、また、物品購入費用は、中間指針第一次追補第2に基づき既に賠償済みであると主張して争った。パネルは、放射線測定器の購入費用及び高圧洗浄機の購入費用について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人らは、自宅の除染のために、庭の土の除去工事及びコンクリート舗装工事（以下「本件除染工事」という。）を業者に委託したことから、その除染委託費用〔請求書〕の賠償を請求した。東京電力は、除染は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づいて、国及び地方公共団体を中心に実施される予定であり、除染を実施する合理的範囲、費用負担、金額等の内容は、環境省の「除染関係ガイドライン」に基づき、国、地方自治体において検討中として、また、コンクリート舗装工事部分については、除染の必要性及び除染効果に疑問があると主張して争った。パネルは、本件除染工事が平成23年10月13日頃に実施されたと認められるところ、実施当時、福島県民が除染方法に関する詳細な情報を知り得る状況になかった中で、一刻も早く放射線リスクを低減させたいと願う福島県民の心情を考慮すれば、個々の県民が効果があると判断し実施した除染は、素人目にも効果がないと認められるものを除き、相当因果関係を認めることができると判断し、本件除染工事について、未だ福島県民が除染方法に関する詳細な情報を知り得る状況にない中で、申立人が放射線リスクを低減させるために効果があると判断し実施したものであるとして、コンクリート舗装部分を含む除染委託費用全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	256		
事案の概要	警戒区域内に最終処分場を有する産業廃棄物処理業者の逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.9.18	全部和解成立日	H24.12.25
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		247,543,226	H23.6~H24.12	※1

小計 247,543,226

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	247,543,226
	弁護士費用	4,950,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は富岡町に産業廃棄物の最終処分場を有する産業廃棄物処分業者であるが、原発事故によって処分場に立ち入ることができなくなったため営業不能になったとして、平成23年6月から平成25年5月までの営業損害の賠償を求め、損害の算定方法として、平成22年6月に産業廃棄物処理業の処理能力の変更許可を受けて処分場の埋め立て容量を4倍以上に拡大した事情、東日本大震災での大量の廃棄物の発生による処分量の増大が見込まれたこと等の事情から、平成23年1月以降の売上げ等の計画値〔収支計画書〕に基づく利益を損害とする方法を主張した。これに対し、東京電力は、原発事故前の実績値に基づく逸失利益しか賠償を認めず、計画値に基づく算定を採用する場合には具体的かつ合理的な根拠を示すべきと主張して争った。パネルは、申立人が主張する計画値に基づく算定方法を採用し、本件の請求期間を平成23年6月1日から平成24年12月31日までとして、計画値に基づく逸失利益から既払分である実績値に基づく逸失利益を控除した残額に9割を乗じた金額を損害と認め和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象地域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としており、かつ、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとし、平成23

年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には適宜の金額を足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額とした場合、特段の事情がない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	257		
事案の概要	ロシア向け冷凍サンマの輸出業を営んでいた東京都に本店を有する申立人の風評被害による損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.3.19	全部和解成立日	H24.12.25
事故時住所	東京都千代田区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		25,544,964	H23.3~H23.12	※1

小計 25,544,964

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	25,544,964
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の5

申立人は、ロシア向け冷凍サンマの輸出業を営んでいたところ、輸出先国のロシアが、原発事故を受けて、福島県、茨城県等の1都6県から輸出された水産物等の輸入禁止措置を講じたため、予定していた輸出販売ができなくなったとして逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、最終保管庫が北海道等であればロシアへの輸出が可能であること、また、当該輸用のサンマのサイズが日本国内における食用のそれとは異なり飼料用として販売するほかないこと、飼料用に販売するとしても、ロシア国内での食用として梱包された状態では飼料としての評価も下がること等の事情をもってしても、梱包方法等がロシア向けに生産されたものとは認められないと主張して相当因果関係を否定するとともに、仮に相当因果関係が認められるとしても、原発事故の影響割合を7割とすべきであるとの意見を述べた。パネルは、原発事故当時に既に締結していた契約に基づく出荷予定数量から実際に出荷できた数量を控除した数量に見込利益を乗じた金額を和解案として提示した。

中間指針第7の5 IIは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否(同国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含む。)がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの(生産・製造途中のものを含む。ただし、当該輸出品の種類等を特に当該輸出国向けとしているために当該国以外への販売が困難であるか又は転売すれば減収や追加的費用が生じるものが対象である。中間指針第7の5 II備考5参照。)に限り相当因果関係を認めている

が、同指針に限定されることなく和解案が提示されたものである（中間指針第1の4は、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得ることを指摘している。）。

1 事案の概要

公表番号	258		
事案の概要	横浜市所在の外国人留学生向け寮の風評被害による営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H24.12.26
事故時住所	神奈川県横浜市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		8,405,643	H23.3~H23.9	※1

小計 8,405,643

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,405,643
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は神奈川県横浜市において外国人留学生を対象に寮を提供するサービス業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により、平成23年3月期の入寮生が激減し、また、在寮生の一部が退寮し帰国したとして、平成23年3月から同年11月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては認否を留保ないし否認としたものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、入寮生減少による損害については、入寮見込み者数に最低契約期間5か月分の寮費、貢献利益率及び原発事故によるキャンセル率6割5分(原発事故から平成23年5月末までの退寮者14名のうち、原発事故が原因であることが確認できた9名が占める割合)を乗じる方法により損害額を算定し、在寮生退寮による損害については、原発事故を理由とする退寮者各人の退寮手続日から平成23年9月までの寮費に貢献利益率を乗じる方法により損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 IIは、海外に在住する外国人が来訪して提供を受けるサービス等に関しては、我が国に存在する拠点において発生した被害のうち、原発事故の前に既に契約がされた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに解約が行われたことにより発生した減収分については、原則として原発事故と相当因果関係のある損害として認められるとしているところ、これにとどまらず、原発事故時には未だ契約には至っていなかった入寮見込み分の逸失利益についても、原発事故と相当因果関係を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	259		
事案の概要	自主的避難等対象区域に居住し、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区で就労していた申立人について、就労先の閉鎖等に伴う就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H23.12.15	全部和解成立日	H24.12.26
事故時住所	新地町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,733,841	H23.3~H24.5	※1
全部和解	就労不能損害	追加的費用	30,000	H23.3~H24.5	※2
全部和解	その他		500	H23.3~H24.5	※3
小計			1,764,341		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,764,341
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3

申立人は、原発事故により就労先が移転したため退職せざるを得ず、その後再就職したものの減収が生じたとして、就労不能損害の請求をするに当たり、原発事故後の収入は、「特別の努力」によるものであるから控除すべきでないとして、原発事故前の平均月収と同額の月額賠償を求めた。東京電力は、「特別の努力」については特に争わないものの、申立人は原発事故時住所に居住しており避難者でなく、かつ、「臨時のアルバイト的収入」に当たるかどうか不明であるとして、中間収入を控除すべき事案に該当するかどうかについてパネルに判断を委ねた。パネルは、中間収入の非控除を認め、原発事故前の平均月収と同額の就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第2の3及び総括基準(営業損害・就労不能損害の際の中間収入の非控除について)は、避難者が避難先等において「特別の努力」により得た給与等については損害額から控除しないと定めているところ、たとえ避難していなくても、臨時のアルバイト的な収入と評価できる場合には同基準の趣旨が妥当するとして、中間収入の非控除を認めた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人は、離職及び再就職に伴う費用として、説明会や面接のための交通費、通信費、証明写真・履歴書等の実費を請求した。東京電力は、領収証のないものについては認められないと主張して争った。パネルは、領収証のないものも申立人の陳述等を基に一定程度認め和解案を提示した。

※3

申立人は、本件申立てに伴う費用として、コピー代、住民票取得費用及び町役場や郵便局までの交通費を請求した。東京電力は、コピー代と住民票取得費用については、損害と認めるものの精神的損害賠償の月額10万円に含まれていると主張し、交通費については、原発事故との因果関係がないと主張して争った。パネルは、コピー代と住民票取得費用について、精神的損害賠償とは別に認める和解案を提示した。

※4 中間指針第3の2、中間指針第3の8

その他、申立人は、厚生年金、有給休暇及び雇用保険受給権喪失に関する損害賠償、並びに離職により精神的苦痛を感じたとして慰謝料、E T C車載機購入・取付費用、エアコン購入・取付費用を請求した。東京電力は、損害の発生が認められないと主張して争った。パネルは、これらの項目については和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	260		
事案の概要	宮城県の釣具店の営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.6.14	全部和解成立日	H24.12.26
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1		
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		6,470,380	H23.3～H24.6	※1
小計			6,470,380		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,470,380
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は宮城県仙台市所在の釣り具販売業者であるところ、申立人の商圏内の各河川及び近海の魚から基準値を超える放射性セシウムが検出されたことを受け、河川を管理する漁業協同組合から魚の採捕の自粛要請があったことを原因として釣り客が減少し、釣り具の売上げが減少したとして売上げの減少に係る逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、申立人が福島県内の業者ではないこと、釣り客の減少は地震及び津波が要因であると主張して争った。パネルは、原発事故による魚の採捕の自粛要請と申立人の売上減少との間に相当因果関係を認めて売上減少分を基準に逸失利益を認定し和解案を提示した。

中間指針第8 II ②は、第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた損害の賠償を定めているところ、本件では、申立人の売上げが自粛要請があった河川等を利用する釣り客の動向と関連することを捉え間接損害を認定し、原発事故による釣り客の減少及び釣り客の減少に基づく申立人の売上減少を認め賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	261		
事案の概要	広野町から避難した家族について、避難が原因で同居できなくなったことによる日常生活阻害慰謝料の増額があった事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.3.1	全部和解成立日	H24.12.26
事故時住所	広野町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,100,000	H23.3~H24.1	※1
全部和解	精神的損害	増額分	340,000	H23.3~H24.1	※1
全部和解	避難費用	交通費	570,000	H23.3~H24.1	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	40,462	H23.3~H24.1	※3
全部和解	就労不能損害	追加的費用	20,000	H23.3~H24.1	※4
全部和解	一時立入費用	交通費	240,000	H23.3~H24.1	※6
小計			2,310,462		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,100,000	H23.3~H24.1	※1
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.3~H24.1	※1
全部和解	避難費用	交通費	152,000	H23.3~H24.1	※6
全部和解	避難費用	宿泊費等	1,000	H23.3~H24.1	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,232,952	H23.3~H24.1	※3
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	40,000	H23.3~H24.1	※5
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	200,000	H23.3~H24.1	※5
小計			3,085,952		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,100,000	H23.3~H24.1	※1
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.3~H24.1	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	85,000	H23.3~H24.1	※5
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	400,000	H23.3~H24.1	※5

小計 1,945,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,341,414
	弁護士費用	220,243
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは原発事故当時生後10か月であったCを連れて埼玉県に避難したが、申立人Aは広野町役場職員であり原発事故後も広野町にとどまらなければならなかったために家族別離が生じたことから、申立人らは家族別離を理由とする慰謝料の増額分の賠償を求めた。東京電力は不相当な増額でなければパネルの判断を尊重するとの認否であった。パネルは家族が別離して避難したことについて合理性があるとし、月額約3万円の慰謝料の増額分を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）において、家族の別離、二重生活等が生じ、通常避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人A（福島）が避難中のB及びCの元（埼玉）への移動費用〔ETCの記録等〕として片道1万1000円で算出した費用（55万円）及び避難に伴う費用（2万円）を求めた。東京電力は当初、費用の一部のみを認めていたが最終的には請求額全額を認めた。パネルは移動の事実について資料で確認できたため、請求額全額を認める和解案を提示した。

※3 中間指針第3の2

申立人A及びBが、原発事故による避難によって家族別離が生じ二重生活を余儀なくされたとして水道光熱費（申立人A）〔クレジットカード利用明細書〕及び衣料品・日用品購入費（申立人B）〔領収書等〕を求めた。東京電力は、費用の一部を認めるとの認否であった。パネルは生活に必要であり、購入の事実が資料で確認できたものについて東京電力が認めた金額を上回る金額の和解案を提示した。

※4 中間指針第3の8

申立人Aが、原発事故により避難を余儀なくされたため職場までの通勤距離が増えたとして通勤費の増額分を求めた。東京電力は、申立人Aの請求を全額認め、パネルは、請求額と同額の和解案を提示した。

※5 中間指針第3の5

申立人B及びCが避難所で感染した胃腸炎、風邪等の治療のために通院した際の通院交通費及び慰謝料〔通院証明書、診断書〕を求めた。東京電力は、避難所生活で風邪等にり患しやすい

ことを考慮して一部認めた。パネルは、診断書に避難生活との因果関係があるとの記載があることや、避難生活で流行性胃腸炎等にかかりやすいことから東京電力が認めた金額を上回る金額の和解案を提示した。

※6 中間指針第3の2、中間指針第3の3

その他、一時立入費用及び避難費用については、原発事故と相当因果関係が認められる範囲の金額の和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	262		
事案の概要	いわき市所在の製造業者について、東京電力に対する直接請求では賠償を拒否された廃棄商品の原価及び廃棄に要する費用等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.9.13	全部和解成立日	H24.12.27
事故時住所	東京都千代田区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	6,184,960	H23.3～H24.6	※1

小計 6,184,960

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,184,960
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の4

申立人は、原発事故時、いわき市所在の自社工場において、外国産岩塩（食塩）の加工販売を行っていたところ、在庫として保有していた岩塩から放射線物質が検出されたため、当該岩塩を廃棄し、廃棄商品の原価及び廃棄に要する費用の賠償を求めた。東京電力は、廃棄商品の原価については特段意見を述べず、廃棄に要する費用については、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、廃棄商品の原価及び廃棄に要する費用のいずれについても、原発事故との相当因果関係を認め、申立人の請求のとおり和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認め、中間指針第3の7備考4を準用する中間指針第7の1備考6は、原発事故時において、将来の売上げのために既に費用を負担していた場合には、当該費用を控除せずに損害額を算定すべきとしていること、また、中間指針第7の1 IV ①は、廃棄等に伴う追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	263		
事案の概要	原発事故当時会津地域に居住していたが、平成23年4月に福島市内の親戚宅に転居して福島市内の高等学校に入学することが原発事故前から決まっていた高校生について、40万円の定額賠償金が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(2)		

2 基本情報

申立日	H24.8.24	全部和解成立日	H24.12.27
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1

小計 400,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	400,000
	弁護士費用	
	手続き内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人は、原発事故発生時、会津地域に居住していたものの、平成23年4月に福島市内の親戚宅に転居し福島市内の高等学校に入学することが原発事故前から予定されており〔合格通知書、入学金等受領証、振込金受領書、制服申込書、代金振込金受取書〕、実際に福島市内に転入したとして〔在学証明書〕、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者と同等の賠償を求めた。東京電力は、申立人は「原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者」ではないと主張して争いつつ、個別具体的な事情の説明を求めた上で、パネルの意見も踏まえて検討する余地はあると主張した。パネルは、上記疎明資料に基づき、申立人を、自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うのが相当であると判断し、中間指針第一次追補に基づく生活費増加費用及び精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については原発事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を、その他の自主的避難等対象者については原発事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安としており、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者以外の者についても、個別具

体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	264		
事案の概要	県南地域から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、避難実費相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.4.2	全部和解成立日	H24.12.28
事故時住所	矢吹町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.8	※1 ※3
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.8	※1 ※3
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.8	※1 ※3
小計			200,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	20,000	H23.3~H23.8	※1 ※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	85,000	H23.3~H23.8	※1 ※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	401,102	H23.3~H23.8	※1 ※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	44,144	H23.3~H23.8	※1 ※2
小計			550,246		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	830,246
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らの事故時住所は自主的避難等対象区域に属さないため、東京電力は申立人らの賠償請求について、避難の合理性がなく損害が発生していないとして、平成24年6月11日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、18歳以下の子供である申立人Cについて定額賠償として20万円の賠償を行う方針であると主張して争った。パネルは、申立人ら住居の発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、申立人らに対し自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは自主的避難の実行により発生した交通費、引越費用〔領収証〕、居住費〔定期建物賃貸借契約書、領収証、敷金預り証、払込受領証、駐車場申込書〕、家財道具購入費用(領収書)等の賠償を求めた。パネルは、これらの損害と原発事故との間に相当因果関係を認め、相当額の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らの事故時住所は避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さないが、パネルは、申立人ら住居の発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、申立人らに対し自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	265		
事案の概要	警戒区域から、複数の要介護者(病気・身体の不自由などが原因)を介護しながら避難した家族について、要介護者についても介護者についても、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.5.25	全部和解成立日	H24.12.28
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,540,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	740,000	H23.3~H24.5	※1
小計			2,280,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,540,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	740,000	H23.3~H24.5	※1
小計			2,280,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,540,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	740,000	H23.3~H24.5	※1
小計			2,280,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,840,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	4,620,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A、B(Aの妻)、C(Aの母)、申立外D(Aの父)は、原発事故発生当時、同居していたが、A及びBとC及びDに別れて避難することとなった。Cは股関節症、Dはがん(人工肛門)を患っており、A及びBは離れた避難先を来してC及びDを介護した。申立人らは、か

かる過酷な避難生活を余儀なくされたとして、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、精神的損害の基本部分のみを認め、増額は相当性がないと主張して争った。パネルは、避難回数が多く、特に状況が過酷であった平成23年3月は1人当たり12万円の増額、同年4月は1人当たり8万円の増額、家族別離と要介護者2人を伴う期間（平成23年5月から同年9月まで）は1人当たり月額6万円の増額、家族別離と要介護者1人を伴う期間（平成23年10月から平成24年5月まで）は1人当たり月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円（避難所等における避難生活期間は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）において重度又は中程度の持病がある、介護を恒常的に行った、家族の別離等が生じた、避難所の移動回数が多かったなどの事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	266		
事案の概要	警戒区域から避難を余儀なくされたために仕事や学校などの関係で家族別離を余儀なくされた家族について、東京電力から直接賠償を受けた金額のほかに、日常生活阻害慰謝料の増額分などが認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H24.7.11	全部和解成立日	H24.12.28
事故時住所	大熊町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	630,000	H23.3~H24.11	※1
小計			630,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	630,000	H23.3~H24.11	※1
小計			630,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	630,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	検査費用(人)		20,000	H24.1~H24.4	※2
小計			650,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	630,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	検査費用(人)		20,000	H24.1~H24.4	※2
小計			650,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,560,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A、B、C及びDは、共通する事情として家族の別離及び二重生活を主張し、加えて、申立人Aについて単身赴任生活による精神的苦痛の増大、申立人B、C及びDについて歯痛や精神的不安定、体調不良等による精神的苦痛の増大を主張して慰謝料の増額を請求した。東京電力は、直接請求における既払慰謝料で申立人らの精神的苦痛については賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人らの具体的な精神的苦痛は直接請求における既払慰謝料では評価し尽くされていないと判断し、慰謝料額については、申立人ら全員について月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）において家族の別離、二重生活等が生じたこと等の事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の1

申立人C及びDが、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた際に要した付随費用（検査交通費）。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6）

申立人らは、申立人Aの単身赴任に伴う生活費増加費用（光熱費）や、申立人Cの高校受験に関連する交通費の賠償を請求した。東京電力は、光熱費については原発事故との相当因果関係が不明であると主張して争い、交通費に関しては直接請求における精神的損害に含まれるものと主張して争った。パネルは、当該各請求については、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	267		
事案の概要	警戒区域から避難した家族について、精神疾患の悪化による損害などが賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)

2 基本情報

申立日	H24.3.29	全部和解成立日	H24.12.28
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	62,000	H23.3.~H23.11	※3
一部和解	避難費用	家財移動費用	10,000	H23.3.~H23.11	※3
一部和解	一時立入費用	交通費	120,000	H23.3.~H23.11	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.3.~H23.11	※3
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,080,490	H23.3.~H23.11	※3
小計			2,172,490		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.3.~H23.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	1,000,000	H23.3.~H23.12	※1
小計			1,900,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.3.~H23.11	※3
小計			900,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	34,000	H23.3.~H23.11	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	920,000	H23.3.~H23.11	※3
一部和解	就労不能損害	減収分	1,083,155	H23.3.~H23.11	※3
小計			2,037,155		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.3~H23.11	※3

小計 900,000

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.3~H23.11	※3

小計 900,000

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	月額5万円	H23.8~	※2

小計

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,809,645
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,800,000

※1 中間指針第3の5

申立人B（申立人Aの妻）は、避難により精神疾患を発症し〔診断書〕、約1か月間の入院の後、定期的な通院を余儀なくされたとして慰謝料等の支払を求めた。東京電力は、一定の範囲で支払うとしつつも、金額については、慰謝料を29万4000円（1日当たり8400円）、通院交通費を5万円（1日当たり5000円）とすべきと主張した。パネルは、通院慰謝料、通院交通費、診断書取得費を含めた生命・身体的損害について、既往症も考慮して、100万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかった場合は、それにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、平成23年7月に避難先で新たな住居を購入したとして、その購入費用の賠償を求めた。東京電力は、新居の購入費用は、新たに増加した財産の対価であるとして賠償義務を争ったものの、避難前に居住していた不動産の財物損害については賠償の対象となることを認め、金額について検討中であるとした。パネルは、東京電力による財物損害の賠償基準が確定し、実際に賠償がされるまで、家賃相当額の賠償が認められると判断し、期間について「平成23年8月1日から申立人E所有に係る申立人らが居住していた自宅建物について東京電力から賠償金を受領する月まで」とした上で、月額5万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I②は、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3

申立人A及びBのほか、申立人C及びD（追加申立て、申立人A及びBの子）、申立人E及びF（追加申立て、申立人Bの両親）に対して、東京電力が答弁書において認めた金額についての賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	268		
事案の概要	広野町から避難した腎臓透析患者が原発事故による医療水準の低下等が原因で平成23年3月27日に死亡したことについて死亡慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)

2 基本情報

申立日	H24.7.12	全部和解成立日	H24.12.28
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	12,000,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	2,732,533		※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	300,000		※1

小計 15,032,533

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,032,533
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人亡A(申立人の妻)は、慢性腎不全(身体障害等級1級)により週3回通院による透析治療が必要であったところ、原発事故後の避難により通院が不可能になったため、病院の空きスペースの床等に寝泊まりして透析を受けていたが、原発事故から約2週間後に体調が急激に悪化して死亡した〔医療照会状、死亡診断書〕として、申立人が、死亡慰謝料、逸失利益及び葬儀費用の賠償を求めた(なお、亡Aの相続人は申立人以外にもいるが、本手続前に行われた遺産分割調停によって、申立人のみが亡Aの東京電力に対する請求権を相続した)。これに対し、東京電力は、一部賠償することは認めたが、損害額について自賠償保険の基準に基づいた金額で、かつ、亡Aの死亡に対する原発事故の影響割合は4割5分であると主張して争った。パネルは、影響割合を5割〔顧問医相談票〕とした上で、死亡慰謝料については民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準(いわゆる赤い本)を参考に、逸失利益及び葬儀費用については東京電力の主張も踏まえ、それぞれの損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	269		
事案の概要	広野町から関東地方に長期間避難したため管理不能となった財物(盆栽)の賠償がなされた事案		
紹介箇所	第1の12(2)オ(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.1.17	全部和解成立日	H24.12.28
事故時住所	広野町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	100,800	H23.3~H23.11	※2
一部和解	その他		180,000	H23.3~H23.11	※3
全部和解	財物損害	その他動産	2,500,000		※1

小計 2,780,800

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	宿泊費等	100,000	H23.3~H23.11	※4

小計 100,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,880,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人Aは、原発事故による避難の結果、所有する多数のさつき盆栽が枯死するなどして損害を被ったとして、盆栽の売値〔他の業者の作成した盆栽の価格表〕での財物賠償を請求した。東京電力は、枯死して廃棄処分した盆栽と知人に委託した盆栽とを区別し、前者についてのみ、客観的な価値を証明する資料に基づく金額に限定して賠償を認めるべきであるとし、また、盆栽の鉢は価値を喪失したといえないと主張して争った。パネルは、盆栽の特殊性から、枯死した盆栽に限らず、また、鉢についても財物価値の喪失ないし減少はあり得るとして、申立人所有の盆栽全部について損害を認め、その損害額について、申立人主張の財物価格は、業者の設定した売値であること、申立人は業として盆栽を栽培していたものでないこと等から、そのまま採用することは妥当ではないとして、請求額の5割に相当する250万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難等を余儀なくされたことに伴い、財物の管理が不能となったため、財物の価値が失われたと認められる場合に、価値を喪失し又は減少した部分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Aは、原発事故により通院を余儀なくされたとして、通院慰謝料を請求した。東京電力は、診断書を踏まえて請求の一部を認めるとし、パネルも、東京電力が認めた10万0800円の賠償を認める和解案を提示した。

※3 中間指針第3の7

申立人Aは、盆栽に関する同好会で講師として謝金を得ていたところ、原発事故によりその機会が奪われたとして逸失利益を請求した。東京電力は、資料が提出された金額を限度にこれを認めるとし、パネルも同額の営業損害を認める和解案を提示した。

※4 中間指針第3の2

申立人らは、避難先の親族に宿泊謝礼を支払った〔親族作成の領収証〕として、これを避難費用として請求した。東京電力は、申立人の請求を全額認めるとし、パネルも請求金額を全額認める和解案を提示した。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、避難生活に伴い、飲料水を購入するようになったと主張し、購入費用を請求した。東京電力は、原発事故との因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	270		
事案の概要	警戒区域からの避難者について、身体が不自由であることなどを理由に日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.7.10	全部和解成立日	H24.12.28
事故時住所	富岡町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	その他	250,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	1,620,000	H23.3~H24.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	800,000	H23.3~H24.6	※1
小計			2,670,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	その他	300,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	1,620,000	H23.3~H24.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,280,000	H23.3~H24.6	※1
小計			3,200,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,620,000	H23.3~H24.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,280,000	H23.3~H24.6	※1
小計			2,900,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	48,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	50,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	826,865	H23.3～H23.12	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	168,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	46,600	H23.3～H23.12	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	400,000	H23.3～H23.12	※3

小計 1,539,465

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,309,465
	弁護士費用	238,784
	手続内で処理された既払金合計額	2,350,000

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A、B及びCは、原発事故によって自宅が放射能に汚染され全財産をなくしたことについての慰謝料増額を求め、また、申立人Aは原発事故以前から患っている持病（高血圧、左肩痛）〔通院証明書〕を抱えながら避難したことについて慰謝料の増額を請求し、申立人Bは、原発事故以前から両股関節機能全廃の身体障害等級3級であるとともに〔身体障害者手帳〕、糖尿病、高血圧、不眠症を患っており〔通院証明書〕、事故後は胆嚢がんを発症し〔通院証明書〕、平成23年9月には要支援1〔介護保険被保険者証〕の認定を受けており、このような状況の中で避難生活を送ったことについて慰謝料の増額を請求し、申立人Cは、精神障害等級2級〔身体障害者手帳〕であり、原発事故時入院中であつたが、原発事故により避難を開始し、平成23年6月には要介護3〔介護保険被保険者証〕の認定を受けており、このような状況の中で避難生活を送ったことについて慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人らが主張する事情は、増額事由に該当しないと主張して争った。パネルは、原発事故によって自宅が放射能に汚染され全財産をなくしたことについての慰謝料の増額は認めなかったが、申立人Bについて、身体の障害を抱えて要介護状態にありながら避難生活を送っていることから、月額8万円の増額を認める和解案を提示し、申立人Cについては、精神の障害を抱えて要介護状態にありながら避難生活を送っていることから、月額8万円の増額を認める和解案を提示し、申立人Aについては、申立人A及びCを介護しながら避難生活を送っていることから、月額5万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある場合や身体の障害がある場合及びそれらの者の介護を恒常的に行つた場合について、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと定めるところ、これに従つた和解案が提示されたものである。なお、申立人Cは本件申立後に死亡し、申立人Bが単独で相続財産の全部を取得する旨の遺産分割協議が成立した後、本和解案が提示された。

※2 中間指針第3の5

申立人Aは、避難生活により持病である高血圧、左肩痛が悪化したとして身体的損害(治療費、入通院慰謝料、診断書取得費用)の請求をした。申立人Bは、避難生活により持病である高血圧と不眠症が悪化したこと及び避難生活によって胆嚢がんを発症したことについて身体的損害(治療費、入通院慰謝料、診断書取得費用)の請求をした。東京電力は一部否認した。パネルは東京電力が認めた金額の千円単位を切り上げた金額での和解案を提示した。

※3 中間指針第3の2、中間指針第3の3

申立人Aが請求した一時立入費用について、東京電力が全額支払うことを認めたため、パネルは請求金額どおりの和解案を提示した。

申立人A、B及びCは、避難に伴う生活費一般の増加分等を避難費用として請求するほかに、避難中の入浴の費用、親族の法要の際の交通費、宿泊費等を避難せざるを得ないことに伴う費用として請求した。東京電力は一部否認した。パネルは、東京電力の主張も踏まえ、相当な額の和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	271		
事案の概要	警戒区域内の病院に入院中に原発事故が発生し、これに伴う医療水準の低下により平成23年3月13日ごろに死亡したとみられる被相続人の死亡慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	

2 基本情報

申立日	H24.4.25	全部和解成立日	H24.12.28
事故時住所	大熊町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	就労不能損害	減収分	2,520,000	H24.1~H24.6	※2
小計			2,520,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	9,000,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	450,000		※1
小計			9,450,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,970,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立外亡D(申立人Bの母)は、うっ血性心不全の加療のために大熊町内の病院に入院中であつたところ、原発事故が発生し、避難及び救出が遅れるなどしたため、平成23年3月13日頃に同病院内で死亡した〔診断書〕。申立人Bは、亡Dの死亡に係る慰謝料1000万円及び逸失利益(老齢年金分)の賠償を求めた。東京電力は、亡Dの死亡と原発事故との間に相当因果関係があることを前提に、亡Dの既往症を踏まえた原発事故の影響割合は5割であり、逸失利益(老齢年金分)は45万円、亡D及び遺族固有分も合わせた慰謝料額は550万円であると主張して争った。パネルは、原発事故当時の状況を踏まえ、死亡慰謝料(遺族固有分を含む)を900万円、逸失利益を45万円と算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた逸失利益、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Aは、福島第二原子力発電所の警備業務を行う会社に勤務していたが、原発事故により平成23年12月末に退職を余儀なくされて減収が生じたとして、平成24年1月以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、退職は自己判断によるものであると主張して原発事故との間の因果関係を争った。パネルは、申立人Aの減収と原発事故との間の相当因果関係を認め、平成24年1月から同年6月分までの就労不能損害として減収分全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8）

申立人B及びCは、原発事故により転職を余儀なくされて減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、請求対象期間については減収分を賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人B及びCの就労不能損害に関する請求に対しては、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	272		
事案の概要	茨城県の自宅の眼前の水路で高い放射線量が測定され、被曝の不安を感じた子供1名を含む家族3名に対して慰謝料の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ウ	

2 基本情報

申立日	H24.1.23	全部和解成立日	H24.12.28
事故時住所	茨城県守谷市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	280,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第1の4、中間指針第一次追補第1の2

申立人らは、原発事故時、茨城県内に居住しており、所有する自宅前には道路を挟んで緑化整備された水路が流れていた。平成23年11月上旬頃、市が当該水路の線量を測定したところ、自宅付近の下流から最大4マイクロシーベルト毎時を超える線量が測定され、自宅前でも2マイクロシーベルト毎時を超える線量が測定された。申立人らは、被曝を回避するために自宅を売却して転居せざるを得なくなったことによる精神的損害の賠償等を求めた。東京電力は、申立人らの居住地が福島第一原子力発電所から相当程度離れており、避難指示等対象区域に近接しておらず、自主的避難等対象区域にも含まれていないこと等から否認した。パネルは、上記水路の利用形態や放射線量等を踏まえて、被曝についての申立人らの恐怖や不安は、損害賠償の対象と

なるべき精神的苦痛であるとし、大人については4万円、子供については20万円の賠償額が相当とする和解案を提示した。

中間指針第1の4及び中間指針第一次追補第1の2は、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）

申立人らは、平成23年7月から同年8月までに東京都へ避難した費用の賠償を求めたが、東京電力は否認した。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	273		
事案の概要	警戒区域から、高齢者の介護負担を負いながらの避難生活をしている家族について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額され、領収書のない宿泊費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)イ(ア)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.4.27	全部和解成立日	H24.12.29
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,120,000	H23.3~H24.11	※2
全部和解	精神的損害	増額分	636,000	H23.3~H24.11	※1
小計			2,756,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,120,000	H23.3~H24.11	※2
全部和解	精神的損害	増額分	636,000	H23.3~H24.11	※1
小計			2,756,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	530,000	H23.3~H24.7	※3
全部和解	避難費用	交通費	40,000	H23.3~H24.7	※4
全部和解	一時立入費用	交通費	60,000	H23.3~H24.6	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	209,978	H23.3~H24.2	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	240,000	H23.3~H24.2	※6
全部和解	避難費用	食費増加費用	80,000	H23.3~H24.2	※7
小計			1,159,978		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,671,978
	弁護士費用	200,160
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及びBは一緒に避難をしていた申立人Aの父（申立人Bの夫、事故時90歳）が避難中に混合型認知症を発症したこと〔診断書〕等を理由として慰謝料の増額を請求した。東京電力は中間指針の基準に基づいて検討すると主張して争った。パネルは、高齢で認知症を発症した父（夫）の介護をしながら避難場所を4回変更したことを理由に月額3割の慰謝料の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病がある者の介護を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合及び避難所の移動回数が多かったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6Ⅲ①は、月額慰謝料について避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とすると定めているところ、申立人A及びBは平成23年3月、避難所で生活をしてきたため、月額12万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人A及びBは事故後親類宅に避難した際に支出した宿泊費及び謝礼金の賠償を請求した。東京電力は認否を留保した。パネルは領収書等の提出はないものの、宿泊費として月額6万円（8か月分計48万円）及び謝礼金5万円の合計53万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅰ②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第3の2Ⅱ①ただし書は、避難費用のうち宿泊費等について、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人A及びBは事故後避難のために支出した交通費の賠償を請求した。東京電力は認否を明らかにしなかった。パネルは領収書等の提出はないものの、移動1回について1万円合計4万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅰ①は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域から避難するために負担した交通費を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第3の2Ⅱ①ただし書は、避難費用のうち交通費について、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の3

申立人A及びBは、事故後、避難先から自宅に一時立入りをした際の交通費の賠償を請求した。東京電力は認否を明らかにしなかった。パネルは領収書等の提出はないものの、1人が1回の一時立入りをするに際して1万円合計6万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の3備考3は、領収証等でその金額を立証することができない場合には、客観的な統計データ等により損害額を推計する方法を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2

申立人A及びBは避難先で購入した家財道具〔領収書〕及び衣類〔領収書〕購入費用の賠償を請求した。東京電力は、領収書が提出されたものについては賠償を認めたが、領収書の提出がないものについては争った。パネルは領収書の提出のないものについても賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅱ②は、避難費用のうち生活費増加費用について、原則として、中間指針第3の6Ⅰ①又は②（日常生活阻害慰謝料）の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認めているが、特に高額の生活費の増加費用を負担せざるを得なかった特段の事情のあるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められており（中間指針第3の2備考3ただし書）、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の2、中間指針第2の5

中間指針第3の2Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第3の2備考1は避難等対象者が自家用農作物の利用が不能又は著しく困難となったため食費が増加したりしたような場合には、その増加分は賠償すべき損害の対象となり得ることを認め、中間指針第2の5は避難により証拠の収集が困難である場合等、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することができること、また損害の算定に当たっては、合理的に算定した一定額の賠償ができること認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人A及びBは自宅にあった保冷庫の財物価値の賠償を請求した。東京電力は平成24年4月25日付け東京電力プレスリリースの基準のとおり検討中であるとして認否を留保した。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	274		
事案の概要	父が仕事のために福島市に残り、母と子2名が山形県に自主的避難をしていた家族について、平成24年1月から3月までの避難実費相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H24.4.19	全部和解成立日	H24.12.29
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	135,200	H24.1～H24.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	90,000	H24.1～H24.3	※1
全部和解	避難雑費		120,000	H24.1～H24.3	※1
小計			345,200		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	345,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、平成23年3月から平成24年3月までの自主的避難（母子避難）に伴い負担した避難費用〔カード利用代金明細書〕及び生活費増加費用〔カード利用代金明細書、光熱費〕を請求した。東京電力は、中間指針指針第一次追補第2に基づく既払金による賠償で必要十分である旨を主張した。パネルは、平成23年中の損害については上記既払金で賠償済みであることを前提として、平成24年中の自主的避難終了時までの避難費用（面会交通費を含む）及び生活費増加費用の相当額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると

認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	275		
事案の概要	広野町から乳幼児2名(うち1名は原発事故直前1か月の期間内に出生)の世話をしながら避難した家族について、東京電力から直接賠償を受けた金額のほかに、慰謝料の増額分、生活費増加分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.8.27	全部和解成立日	H24.12.30
事故時住所	広野町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3~H24.8	※1
小計			540,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3~H24.8	※1
小計			540,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	5,000	H23.3	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	40,000	H23.4~H23.6	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	540,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	検査費用(人)		20,000	H24.8	※3
小計			605,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,685,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Bは、原発事故発生の数日前に申立人Dを出産し、退院したところで原発事故に遭い、申立人A、C及びD(C及びDは申立人A及びBの子)とともに過酷な避難生活を余儀なくされた〔申立書別紙〕として慰謝料の増額を請求した。東京電力は、中間指針が定める増額事由を指

摘し、申立人らの具体的事情によって検討すると主張した。パネルは、慰謝料増額事由があると判断し、申立人A及びBのそれぞれについて、月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、避難によって生じた交通費、宿泊費等や生活費増加費用（その他費用含む）〔レシート類等〕の賠償を求めた。東京電力は、交通費については、直接請求で支払済みであると主張し、直接請求で請求のない部分については事情の説明を求め、宿泊費等については、申立人らがホテル等には宿泊していないと主張して争い、生活費増加費用は、精神的損害の賠償の中に含まれていること、家具家電は広野町が平成23年9月に緊急時避難準備区域の設定が解除されたことから自宅から持ち出すことが可能であったことを主張して争い、通院費用分〔医療明細書〕については、診断書の提出を求めた。パネルは、避難費用のうち合理的な範囲の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ①②③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した対象区域から避難するために負担した交通費、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の1

申立人らは、放射線検査〔検査結果〕を行う際に生じた交通費2万円の賠償を求めた。東京電力も、この賠償を認めた。パネルは同費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の1は、避難等対象者が放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合の検査費用（検査のための交通費等の付随費用を含む）を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	276		
事案の概要	いわき市の運送業者が長年運送してきた農産物の運送需要がなくなったことによる営業損害(間接損害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.6.11	全部和解成立日	H24.12.30
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		15,106,322	H23.3~H24.9	※1

小計 15,106,322

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,106,322
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、いわき市において、運送業等を行う会社であるところ、警戒区域内にある取引先が事業を停止したことにより、当該取引先から農産物を運搬する業務を受注できなくなったことで減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、当該業務については代替性が認められ、また、会社全体の売上高は減少していないと主張した。パネルは、当該取引先から農産物を運搬する業務ができなくなったことと原発事故との間に相当因果関係があると判断し、代替性を否定した上で、当該業務に限定して減収額を計算し、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱ③は、間接被害について、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係が認められるとしており、サービスの性質上、その調達先が限られる事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の事業休止に伴って必然的に生じたものの賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	277		
事案の概要	宮城県で食品販売業を営んでいた申立人の風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.6.15	全部和解成立日	H25.1.4
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		33,500,000	H23.3~H23.8	※1
小計			33,500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	33,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、宮城県仙台市で食品等を消費者向けに提供する販売業を営んでいたところ、原発事故により福島県産商品を中心に買い控えが生じたとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、サービス業等の風評被害について規定する中間指針第7の4が、福島県を対象としていることを指摘し、宮城県に所在している申立人には上記規定が当てはまらないとして、申立人について、買い控えによる逸失利益については原発事故との相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、福島県産商品、宮城県南産商品及び宮城県鳴子産牛乳については原発事故を理由とする買い控えが認められると判断し、請求金額の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 IVは、食品流通業に生じた風評被害について、第7の2 I ないし IIIで掲げるで各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、上記のとおり認定をした上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	278		
事案の概要	千葉県産農産物の加工・販売業の風評被害について、収穫時期を原発事故の前後で区別することなく、同事故前に収穫された農産物の加工・販売についても、逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.7.26	全部和解成立日	H25.1.7
事故時住所	千葉県千葉市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		16,222,391	H23.3~H24.2	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		75,600	H23.3~H24.2	※2
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	13,125	H23.3~H24.4	※2

小計 16,311,116

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,311,116
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、千葉県千葉市において、千葉県産の落花生を主たる原材料とする食品を製造・販売していたところ、原発事故による風評被害で売上高が減少したとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、平成23年3月から同年9月までに製造された商品は、平成22年10月から同年12月までに産出された落花生を主たる原材料としているから、放射性物質による汚染のリスクがなく、風評被害の発生を認めるのは困難であると主張した。パネルは、一般消費者は落花生が秋に収穫されるという認識を有していないと考えられること、中間指針が収穫時期について言及していないこと等を踏まえて、収穫時期を風評被害認定の考慮要素にはせず、風評被害の発生を認めて和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ ii は、主たる原材料が千葉県産の農産物である食品に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2、中間指針第7の1

取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用及び検査に用いた検体の簿価相当額の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	279		
事案の概要	栃木県北部で不動産販売業を営む申立人について、風評被害で不動産売買取引が大幅に減少したことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H23.12.27	全部和解成立日	H25.1.8
事故時住所	栃木県那須郡那須町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		6,129,206	H23.3~H24.3	※1

小計 6,129,206

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,129,206
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の4

申立人は、栃木県那須郡那須町で不動産販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により不動産売買取引が大幅に減少したとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては不動産販売業に風評被害は認められないと主張して争ったが、申立人が観光地である那須町で別荘等を販売していることから、最終的には風評被害の影響が一定程度あることを認めた上で、賠償金額の算定において原発事故以外の要因（震災、津波等による消費マインドの落ち込みや別荘販売の特性）による売上減少への影響を少なくとも3割は考慮すべきであると意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故以外の要因による売上減少への影響は考慮せず、原発事故前後における売上高の差額から支払を免れた経費を控除した額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、福島県に所在する拠点で販売を行う物品に関し、当該拠点において、原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害は、原則として原発事故との相当因果関係が認められるとしており、中間指針第7の1 III ②は、風評被害について、第7の2以降で業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、上記のとおり認定をした上で、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	280		
事案の概要	大熊町で建設中の倉庫が9割方完成したところで原発事故が発生し、工事続行と倉庫の使用が不可能となったため、支払済みの設計費と工事代金が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.5.14	全部和解成立日	H25.1.8
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	4,257,260	H23.4~H23.8	※1

小計 4,257,260

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,257,260
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、大熊町で建設中の農業用倉庫が9割方完成したところで原発事故が発生し、工事続行と倉庫の使用が不可能となったところ、原発事故後、申立人が工事の進捗割合に応じて請負業者に支払った旧倉庫の解体費用全額、新倉庫の設計費用全額及び工事代金の50パーセント(見積書記載の支払条件による)合計475万7060円の賠償を請求した。東京電力は、いずれも価値の算定が困難であると主張して認否を留保した。パネルは、申立人が支払わざるを得なくなった、原発事故当時建設中であった新倉庫の設計費用及び増築工事費用と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、合計425万7260円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めており、本件においては建築中の建物であるところ、交換価値として、支払済みの設計費用及び増築工事費用が損害額として、和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	281		
事案の概要	原発事故前から福島県産農産物の販売事業を立ち上げようとしていた申立人について、原発事故の風評被害で当該プロジェクトを中断したことによる損害(事業立上げの準備費用相当額)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.7.26	全部和解成立日	H25.1.8
事故時住所	三春町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	5,505,818	H23.3~H24.11	※1

小計 5,505,818

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,505,818
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故前から他企業と連携して福島県産米の販売を主とする新規プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を推進していたところ、原発事故により米の調達に見通しがつかず、顧客の5割がキャンセルを申し出る〔購入者リスト〕などの風評被害により本プロジェクトを中断せざるを得なくなったとして、本プロジェクトに要した実費相当分、具体的には本プロジェクト担当者1名の平成22年4月分から平成23年3月分までの労務費相当額〔給与明細〕の賠償を求めた。東京電力は、本プロジェクトの中断は申立人の経営判断であり原発事故との相当因果関係が認められない、新規雇用でない担当者の労務費は本プロジェクトの有無や成否にかかわらず発生していた費用である、本プロジェクト再開の可能性も残されており労務の成果が全くなかったとはいえないと主張して争った。パネルは、本プロジェクト中断と原発事故との間に相当因果関係があると判断した上で、労務費について全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 IIは、農林水産物の流通業において、福島県で産出された農作物の買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	282		
事案の概要	避難指示のため津波にさらわれた親族を速やかに捜索できなかったことによる慰謝料及び富岡町所在の土地建物・家財の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ	第1の12(2)エ(イ)	第1の12(2)オ(ア)

2 基本情報

申立日	H23.12.26	全部和解成立日	H25.1.9
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	3,375,000		※1
全部和解	財物損害	建物	18,911,376		※1
全部和解	財物損害	家財	5,950,000		※2
小計			28,236,376		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	1,000,000		※3
小計			1,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	29,236,376
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人A及びB(追加申立て)の子である申立外Cは平成18年7月に富岡町所在の土地を購入し、その後、申立人A及び申立外Cは翌19年1月に同土地上に建物を新築し居住していたところ、原発事故により申立人Aは避難を余儀なくされ、申立外Cは津波により平成23年3月に死亡し、当該土地建物を管理することができなくなったことから、申立人A(申立外Cの土地の所有権、建物の共有持分については申立人Aが相続している。)が当該土地建物の財物価値が喪失したとして賠償を求めた。東京電力は、財物価値の喪失の有無についての法的評価、判断をすることは困難であるとして認否を留保し、具体的な金額を提示しなかった。パネルは、当該土地建物が帰還困難区域内の不動産であったことからこれらについて全損と評価し、当該土地建物の取得から4年程度しか経っていないことから、土地については購入価格、建物については減価償却することなく建築価格相当額を損害額と認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分は、賠償すべき損害と認められるとし、中間指針第二次追補第2の4は、帰還困難区域内の不動産に係る財物については、原発事故発生直前の価値を基準として本件事故により10割減少（全損）したものと推認することができるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人Aは、原発事故により避難を余儀なくされ、上記富岡町所在の建物内の家財道具について、その財物価値が喪失したとして賠償を求めた。東京電力は、当初、財物価値の喪失の有無についての法的評価、判断をすることは困難であるとして認否を留保したが、その後、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準による帰還困難区域における大人2名分の家財道具賠償額の基準を提示し、パネルはこれを参考に和解案を提示した。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由について）

申立人らは、平成23年3月に津波にさらわれた申立外Cを速やかに捜索しなかったところ、原発事故により避難指示が出され、捜索対象地域に立ち入ることができなかったことから、申立外Cの捜索を断念せざるを得ず、また、同年4月に発見された申立外Cの遺体について放射能汚染の可能性が高いとして遺体安置所において他の遺体と別扱いにされていたことについて精神的苦痛を受けたとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、遺族の気持ちに関して無視できる事案ではなく、前向きに検討するとは述べたが、具体的な金額を提示することはなかった。パネルは、原発事故によって、申立人らが申立外Cを助けに行きたかったが行くことができなかったこと、すぐに安否確認をしたかったが何もすることができない状態にされたこと及び申立外Cの遺体が放射能汚染のおそれのため別扱いとされたことによって生じた精神的損害として100万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には別途賠償の対象とすることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	283		
事案の概要	伊達市から家族の一部が自主避難したことにより二重生活を強いられた申立人らについて、平成24年分の避難費用、二重生活に伴う生活費増加及び避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H24.4.2	全部和解成立日	H25.1.9
事故時住所	伊達市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	通勤費増加分	187,264	H23.3~H23.12	※2
小計			227,264		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	9,600	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	864,705	H23.3～H24.9	※2
全部和解	生活費増加費用	駐車場代	99,515	H23.3～H24.9	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	614,400	H23.3～H24.9	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	287,253	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	480,000	H23.3～H24.9	※2
全部和解	避難雑費		540,000	H24.1～H24.9	※2

小計 2,895,473

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,762,737
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,960,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
申立人らは、自主的避難の実行により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認める和解案を提示した。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人B、C、D及びEが自主的避難を実行することに伴い負担した避難費用、二重生活に伴う生活費増加分等の生活費増加費用〔電化製品の保証書、領収書〕及び申立人B(母)の通勤費増加費用〔出勤簿、給料支払明細書〕について賠償を求めた。東京電力は、具体的な事情を確認し、請求の各項目について支出の必要性、合理性の説明を受けた上で検討する旨を主張した。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて申立人らに対し、平成23年3月から平成24年9月までの期間について、避難費用、生活費増加費用のうち相当な金額の範囲内の賠償を認めた上、18歳以下の子である申立人C、D及びEそれぞれに対し、平成24年1月から平成24年9月までの期間について、月額2万円の限度で避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	284		
事案の概要	浪江町から避難した高齢の要介護者が避難生活による生活環境の悪化により平成23年5月15日に死亡したことについて、全相続人の代表者である申立人に対して、死亡慰謝料・葬儀費用の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	

2 基本情報

申立日	H24.5.29	全部和解成立日	H25.1.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	9,250,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	500,000		※1
全部和解	財物損害	その他動産	859,950		※2
全部和解	財物損害	追加的費用	90,000		※2
全部和解	財物損害	追加的費用	6,885		※2

小計 10,706,835

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,706,835
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、母である申立外A（事故時78歳、身体障害等級1級、介護認定等級5級）〔日常生活確認書〕が、体育館に避難中インフルエンザに感染後、肺炎を引き起こし、その後入院したが平成23年5月に死亡〔診断書等〕したため、全相続人の代表者〔同意書等〕として死亡慰謝料、葬儀費用〔領収書等〕の賠償を求めた。東京電力は、原発事故と死亡の因果関係が不明として答弁書において認否を留保したものの、申立人が日常生活確認書等の書証を提出したことから、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額について意見を述べた。パネルは、申立人提出書証を踏まえ、死亡慰謝料925万円、葬儀費用50万円の和解案を提示した。

中間指針第3の5は、避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた精神的損害を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10、総括基準（避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について）

申立人は、避難の際に自宅駐車場に車両を置いてきたが避難生活中に車両が必要であるとして、原発事故後に購入した車両の購入費〔領収書等〕を請求した。東京電力は、事故時所有車両

について、中間指針第3の10に記載の条件を満たし、資料を提出すれば、賠償すると述べた。パネルは、新規車両購入代金の賠償は認めず、申立人から登録事項等通知書、推定価格証明書、領収書等の提出を受け、事故時所有車両について85万9950円、新規取得車両の登録費用について9万円、事故時所有車両の抹消費用について6885円の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10、総括基準（避難等対象区域内の財物損害の賠償時期について）は、対象区域内の財物賠償及び廃棄費用等の追加的費用を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	285		
事案の概要	避難生活によって発症した疾病と体調不良のために要した治療費、薬代、通院慰謝料等が賠償された事例。①申立人X1 ②申立人X2 ③申立人X3		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	

2 基本情報

申立日	H24.3.16	全部和解成立日	H25.1.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	不動産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	92,000	H23.3~H24.5	※4
全部和解	避難費用	宿泊費等	69,600	H23.3~H24.5	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	984,277	H23.3~H24.5	※4
全部和解	一時立入費用	交通費	296,000	H23.3~H24.5	※5
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	30,260	H23.3~H24.5	※5
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	27,316	H23.3~H24.5	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	255,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,160,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	48,840	H23.3~H24.10	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3~H24.5	※6
全部和解	就労不能損害	減収分	913,500	H23.3~H24.5	※7
全部和解	検査費用(人)		77,570	H23.3~H24.5	※8

小計 5,474,363

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	149,000	H23.3～H24.5	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	326,094	H23.3～H24.5	※4
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	29,073	H23.3～H24.5	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	25,000	H23.3～H24.5	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	17,850	H23.3～H24.10	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	940,999	H23.3～H24.5	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3～H24.5	※6
全部和解	就労不能損害	減収分	1,055,880	H23.3～H24.5	※9

小計 4,063,896

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	9,960	H23.3～H24.5	※10
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,480	H23.3～H24.5	※10
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	160	H23.3～H24.5	※3
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	367,000	H23.3～H24.5	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	50,950	H23.3～H24.10	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,148,000	H23.3～H24.5	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3～H24.5	※6
全部和解	就労不能損害	減収分	1,500,000	H23.3～H24.5	※11
全部和解	営業損害・追加的費用	除染費用	135,000	H23.3～H24.5	※12
全部和解	営業損害・逸失利益		425,000	H23.3～H24.5	※13

小計 5,157,550

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,695,809
	弁護士費用	440,875
	手続内で処理された既払金合計額	2,093,185

※1 中間指針第3の5

申立人Aは、避難生活により、災害神経症ほか多数の疾病〔診断書〕を発症し、医療費、通院交通費、診断書作成費用及び通院慰謝料を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係の判断について証拠として指定診断書の提出を求め、通院したことを確認することができる範囲のみ認めた。パネルは、医療費、通院交通費及び診断書作成費用並びに民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（いわゆる赤い本）を参考に金額を算定した通院慰謝料を認めた。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされ、疾病にかかったことにより生じた治療費、薬代、精神的損害を賠償すべき損害と定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Bは、避難生活により、疾病〔診断書〕を発症し、医療費、通院交通費、診断書作成費用及び入院慰謝料を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係は認めたものの、入院慰謝料について金額を争った。パネルは、医療費、通院交通費、診断書作成費用のほか、入院慰謝料は平成23年9月から同年10月まで（13日）、通院慰謝料は平成23年10月から平成24年3月まで（5か月14日）について相当因果関係を認め、赤い本を参考に算定した金額を入院慰謝料として認めた。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされ、疾病にかかったことにより生じた治療費、薬代、精神的損害を賠償すべき損害と定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人Cは、避難生活により、多数の疾病〔診断書〕を発症し、医療費、通院交通費、診断書作成費用及び通院慰謝料を請求した。東京電力は、申立人が原発事故前から持病があり、原発事故の影響割合は6割であると主張して争った。パネルは、医療費、通院交通費、診断書作成費用のほか、通院について原発事故の影響割合を7割と認め、赤い本を参考に算定した金額の7割を通院慰謝料として認めた。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされ、疾病にかかったことにより生じた治療費、薬代、精神的損害を賠償すべき損害と定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人Aは避難費用として宿泊費等を、申立人Bは避難費用として宿泊費を請求した。東京電力は、申立人Aの請求については相当因果関係が認められない宿泊費が含まれていると主張して争い、申立人Bの請求については金額を争った。パネルは、申立人Aの請求について、原発事故との相当因果関係が認められる範囲で宿泊費等を認め、申立人Bの請求については請求額の一部を認めた。

※5 中間指針第3の3

一時立入りとして相当性が認められる範囲について賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の6

中間指針に基づく精神的損害の基礎部分の賠償として認めたものである。

※7 中間指針第3の8

申立人の請求に対し、東京電力から争いはなく、賠償として認めたものである。

※8 中間指針第3の1

内部被曝検査に要した費用、その交通費及び宿泊費を認めたものである。

※9 中間指針第3の8

申立人Bは、平成23年3月をもって退職予定であったが、同年2月に再雇用の申出を受けていたところ、原発事故により再雇用を受けられなくなったとして、就労不能損害を請求した。東京電力は、再雇用の蓋然性が明らかでないとして争った。パネルは、手続の全趣旨から原発事故の影響割合を3割として就労不能損害を認める和解案を提示した。

※10 中間指針第3の2

申立人の請求に対し、東京電力から争いはなく、賠償として認めたものである。

※1 1 中間指針第3の8

申立人の請求に対し、東京電力から平成23年3月から平成24年5月までの期間を認めたところ、賠償として認めたものである。

※1 2 中間指針第3の7

申立人Cは事故前から貸アパートを所有していたが、このアパートを新たに不動産会社に貸し出す準備として行った除染の費用〔領収書〕を請求した。東京電力は、アパートの原状回復に要した追加的費用に該当するとして全額認めた。

※1 3 中間指針第3の7

※1 2記載のアパートには、原発事故時入居者がいたが、全員避難し、無人となってしまったため、賃料損害金〔不動産賃貸借契約書、アパート領収書等〕を請求した。東京電力は、入居者からの既払額以外を損害として認めた。パネルは、請求額から既払額を控除した金額を認めた。

※1 4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人Bは、家財道具一式の財物損害を請求した。東京電力は、家財道具一式の所在が緊急時避難準備区域であることから、管理が可能であり、価値の減少は生じていないと主張して争った。パネルは、この費目については、申立人Bに対して、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	286		
事案の概要	県南地域から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)		

2 基本情報

申立日	H24.4.18	全部和解成立日	H25.1.10
事故時住所	白河市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,880,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	600,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、自主的避難の実行により、①精神的損害、②避難交通費〔領収書〕や謝礼、寝具等の生活費増加費用〔購入明細〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの事故時住所は自主的避難等対象区域に属さないため、平成24年6月11日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき定額(事故時、18歳以下の者及び妊娠していた者)の賠償のみ支払うと主張して争った。パネルは、原発事故時の住所は自主的避難等対象区域外であるが、同区域に準じる高線量であることや、同区域に隣接する地域であることから、①及び②について、自主的避難等対象区域居住者と同等に扱い、中間指針第一次追補に基づく精神的損害並びに生活費増加費用及び移動費用の相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	287		
事案の概要	福島市所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用(申立人による除染作業に対する労賃相当額を含む。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.4.23	全部和解成立日	H25.1.10
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	線量計購入費	114,999	H23.3~H23.12	※1
全部和解	除染費用等	除染費用	433,765	H23.3~H23.12	※1

小計 548,764

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	548,764
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、放射線に対する健康不安から除染(申立人自ら行う除染作業を含む。)したとして、除染費用(除去土壌運搬費用〔領収書〕、隣地から汚染土等が流れ込むのを防ぐためのブロック塀設置代〔領収書〕、雑巾等の作業用器具類〔領収書〕、作業労賃)、線量計購入費用〔領収書〕を請求した。東京電力は除染に関しては「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国及び地方公共団体を中心として実施されることになっていること、申立人が除染を行った対象箇所(自宅)は早急に除染が必要と思われるほど線量が高くないことを理由として否認した。パネルは、一刻も早く放射線リスクを低減させたいと願う心情等を考慮すれば本件除染行為も合理的といえるとして、除去土壌運搬費用、ブロック塀設置代、器具類(犬猫粒剤代398円を除く。)、自ら行った除染作業の労賃の一部(主張された作業時間を時給1000円で換算した金額に対し、立証の程度等を加味して5割の限度)、また、除染の判断に必要な線量計購入費用の賠償を認めた。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	288		
事案の概要	観光客を対象とする農産物販売店のパート従業員に対して、店の風評被害を原因とする売上減少により解雇されたことに伴う就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.8.8	全部和解成立日	H25.1.10
事故時住所	栃木県		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	725,000	H23.5~H23.12	※1

小計 725,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	725,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人Aは、栃木県所在の観光客を対象とする農産物販売店でパートとして勤務していたが、勤務先の風評被害を原因とする売上減少により解雇されたことに伴う就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、勤務先の営業態様や解雇された事情等を確認し、最終的には賠償すること自体は争わなかった。パネルは、原発事故により勤務先には風評被害による売上減少があり、それにより申立人Aが解雇されたことが認められるとして、原発事故前の収入から、勤務しなければ支払われなかった交通費分を控除し、和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能を余儀なくされた場合の給与の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人A及びBは、生活費増加分として妥当額を請求したところ、東京電力は、申立人らは原発事故に伴う避難者ではないと主張して争った。パネルは、申立人Aについては和解案の対象外とし、申立人Bは申立てを取り下げた。

1 事案の概要

公表番号	289		
事案の概要	富岡町所在の土地の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.3.7	全部和解成立日	H25.1.11
事故時住所	茨城県那珂郡那珂町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	37,715,552		※1
小計			37,715,552		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	37,715,552
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立外破産者の破産管財人である申立人は、申立外破産者が原発事故前に相続していた富岡町所在の土地（ただし底地のみ）について、隣接土地の原発事故直前の不動産競売事件における更地価格を基礎として、同価格の7割が底地の価格であり、その交換価値を原発事故により全部喪失したと主張して賠償請求をした。東京電力は、底地の評価額の合理性については認めるものの、6年間避難指示が解除されないと見込むことは合理的ではなく、価値減少率は72分の36にとどまると主張して争った。パネルは、底地の評価額及び価値減少率のいずれについても申立人の主張に合理性があると判断し、請求額全額である3771万5552円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認められると定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	290		
事案の概要	得意先から工具を借り受けていた製造業者が、当該製造業者の所在地が原発事故により避難対象区域になると勘違いした当該得意先から当該工具を引き上げられたことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ	第5の6(2)イ	

2 基本情報

申立日	H24.3.28	全部和解成立日	H25.1.11
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,208,880	H23.3~H23.8	※1

小計 4,208,880

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,208,880
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の4

申立人は、茨城県内において、得意先からの委託に基づき工具を借り受けて商品の製造を行っていたところ、原発事故により申立人の所在地域も避難等の指示がされるものと予想した得意先が工具を引き上げて申立人との取引を停止したため、これによって生じた逸失利益の賠償を求めたものである。東京電力は、茨城県内には避難等の指示がされたことがなく、このような得意先の行為は抽象的な危惧感に基づく過剰反応であって原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故を受けての当該得意先の行為は企業としての合理的なリスク回避判断に基づくものとして、相当因果関係を認め、当該得意先の売上見込額に貢献利益率を乗じた額を損害額として和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認め、また、中間指針第7の1 III ②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、上記のとおり認定をした上で、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	291		
事案の概要	避難生活のために精神疾患が悪化したことによる通院慰謝料について、東京電力から直接賠償を受けた金額を上回る金額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.7.19	全部和解成立日	H25.1.12
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	350,000	H23.3~H23.11	※1
小計			350,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	350,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、避難生活に伴う生活環境の変化や先の見えない不安・ストレスから、緊張性頭痛、不眠、食欲不振及び抑うつ不安状態となり、適応障害を発症したとして〔診断書〕、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、必ずしも通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合に該当するとまではいえず、総括基準（精神的損害の増額事由等について）の増額事由には該当しないと主張して争った。パネルは、申立人の発症は、原発事故に起因して負った生命・身体的損害であると評価し、原発事故の影響割合を8割と認め、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（いわゆる赤い本）を参考に通院慰謝料を算定し、そこから直接請求における生命・身体的損害についての既払額を控除した額の8割相当の額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む）し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	292		
事案の概要	喜多方市所在の工場機械設備製造業者の風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.3.29	全部和解成立日	H25.1.15
事故時住所	喜多方市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		18,000,000	H23.3~H23.11	※1

小計 18,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	18,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、喜多方市で工場機械設備製造業を営んでいたところ、風評被害により減収が生じたとして〔決算報告書〕、営業損害の賠償を求めたが、その損害額の算定方法について、受注から売上げに計上するまでに約3か月のタイムラグがあるので、原発事故直後3か月分の売上げは賠償対象期間の売上げとして計上すべきでない主張した。東京電力は、風評被害の発生は認め、減収と原発事故との相当因果関係自体は認めたが、申立人が主張するタイムラグについては確認できないと主張して、賠償金額の算定方法について争った。パネルは、一定程度のタイムラグは認められると判断した上で損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	293		
事案の概要	重機賃貸業を営む申立人について、津波により水没した重機の所在場所が警戒区域に指定されたため、当該重機を賃貸も回収もできなくなったことによる財物損害とその稼働不能による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H24.4.9	全部和解成立日	H25.1.15
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		4,505,275	H23.3~H23.8	※1
全部和解	財物損害	動産	15,889,216		※2

小計 20,394,491

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	20,394,491
	弁護士費用	611,835
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、宮城県仙台市でクレーンの賃貸業を営んでいたところ、原発事故時、浪江町に所在する申立外会社に賃貸していたクレーンについて、浪江町が警戒区域に設定されたことにより当該クレーンを賃貸できなくなったとして、営業損害の賠償を求めた〔り災証明書、決算書〕。東京電力は、賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、東京電力主張の算定方法に基づいた和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、宮城県仙台市でクレーンの賃貸業を営んでいたところ、原発事故時、浪江町に所在する申立外会社に賃貸していたクレーンについて、浪江町が警戒区域に設定されたことにより当該クレーンを回収できなくなったとして、財物損害の賠償を求めた〔り災証明書、決算書〕。東京電力は、賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べ約1350万

円の提案を行った。パネルは、財物価値の喪失と原発事故との相当因果関係を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	294		
事案の概要	警戒区域内で薬局を経営する申立人について、店舗内に残置された棚卸資産の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H24.4.19	全部和解成立日	H25.1.15
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		1,094,663	H23.3~H23.12	※1
全部和解	財物損害	動産	5,030,100		※2
小計			6,124,763		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,124,763
	弁護士費用	183,743
	手続内で処理された既払金合計額	1,445,526

※1 中間指針第3の7

申立人は、浪江町で薬局を営んでいたところ、原発事故により店舗所在地が警戒区域に指定され、営業停止を余儀なくされ減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、基準期間を平成21年2月から平成22年1月までとして貢献利益率を算出するなどして、和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、浪江町で薬局を営んでいたところ、原発事故により店舗所在地が警戒区域に指定され、棚卸資産〔平成23年1月度棚卸報告書〕について、管理ができなくなり価値が喪失したとして〔店舗写真〕、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の店舗の所在地が、帰還困難区域とされるのか、あるいは居住制限区域・避難指示解除準備区域とされるのかが確定するまで認否ができないと述べた。パネルは、棚卸資産の価値喪失と原発事故との相当因果関係を認め、

平成23年1月度棚卸報告書記載の棚卸資産額から、原発事故時の棚卸資産額を推計し、影響割合等を考慮し、原発事故時の棚卸資産額の9割を損害額として、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	295		
事案の概要	原発事故による避難中に夫が死亡したため、避難先での葬儀を行わなければならなかったことによる葬儀費用増額分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.6.12	全部和解成立日	H25.1.16
事故時住所	飯舘村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H23.8~H23.9	※1
小計			200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人（追加申立て。当初の申立人の母親。当初の申立人については※2参照。）は、平成23年8月に避難先で死亡した夫の葬儀費用〔請求明細書、振込受付書、香典帳〕について、飯舘村の自宅で葬儀をすることができなかったことにより支出が増加したと主張し、当該増加分の賠償を求めた。東京電力は、相当因果関係がある範囲で賠償に応じる意向を示したものの、一部の費用について原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、葬儀費用の請求明細書等から原発事故との間に相当因果関係がある増加部分を具体的に検討の上、和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立て当初は、上記申立人の娘が単独の申立人として※1と同内容の賠償を求めたが、東京電力は同申立人が葬儀費用の出捐者ではないと主張して争った。パネルは、当該申立人に対しては、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	296		
事案の概要	警戒区域から避難を余儀なくされたことにより重いつ病になった者と、その看護者について、避難による日常生活障害慰謝料が共に増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.6.5	全部和解成立日	H25.1.17
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,840,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H23.6~H24.8	※2
小計			2,230,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,840,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H23.6~H24.8	※2
小計			2,230,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,540,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	660,000	H23.6~H24.8	※3
小計			2,200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,660,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	4,620,000

※1 中間指針第3の6

中間指針第3の6備考4ただし書は、避難所等において避難生活をしてきた期間の日常生活障害慰謝料について、月額12万円を目安としているところ、本件でも平成23年3月分及び同年4月分について、これに従った和解案が提示された。

※2 中間指針第3の6 総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aとその妻である申立人B（追加申立て）は、申立人Bの弟である申立人C（追加申立て）が原発事故に起因してうつ病を発症した〔診断書、診療費請求書兼領収書〕ことにより、同人の看護をしながらの避難生活を余儀なくされたとして、それぞれ精神的損害の増額を求めた。東京電力は、申立人A及びBについて避難に伴う精神的損害を賠償済みであると主張した。パネルは、申立人Cのうつ病が重篤であり、目を離せる状態ではなかったこと等から、申立人A及びBのそれぞれについて、平成23年6月分から平成24年3月分までは月3万円（ただし、特に重篤であった平成23年10月分及び同年11月分は月5万円）、平成24年4月分から同年8月分までは月1万円の慰謝料増額を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、精神の障害がある者等の介護を恒常的に行い通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

なお、申立人Aは、看護に要した交通費の賠償も求めたが、これについてはパネルは和解案を提示しなかった。

※3 中間指針第3の6 総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、原発事故に伴う避難生活においてうつ病を発症し〔診断書、診療費請求書兼領収書〕、精神疾患を抱えた状態で避難生活を送ったとして、精神的損害の増額を求めた。東京電力は、申立人Cの請求について生命・身体的損害に基づく慰謝料を賠償済みであると主張した。パネルは、入通院に伴う精神的損害と精神疾患を抱えながら避難生活を送ることに伴う精神的損害とは別のものであること、また、事故後の申立人Cの行動や入院状況等から、うつ状態が重篤なものであり総括基準（精神的損害の増額事由等について）に該当する例に比しても精神的苦痛が大きいとして、平成23年6月分から平成24年3月分までは月5万円（ただし、特に重篤であった平成23年10月分及び同年11月分は月8万円）、平成24年4月分から同年8月分までは月2万円の慰謝料増額を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、精神の障害があり通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

なお、基本部分と増額分とで和解の対象期間の終期が異なるのは、申立人Cが、基本部分については直接請求手続において包括請求方式を利用する意向を示したため、包括請求の期間に合わせたことによる。

1 事案の概要

公表番号	297		
事案の概要	原発事故時に福島県外に単身赴任し(住民登録も行われていた。)、平成23年4月に旧緊急時避難準備区域内の自宅に戻る予定であったが、原発事故により直ちに自宅に戻れなかった申立人について、平成24年8月までの間、避難に伴う日常生活阻害慰謝料及び滞在者慰謝料が認められた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.9.6	全部和解成立日	H25.1.17
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,700,000	H23.4~H24.8	※1
小計			1,700,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,700,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3

申立人は、原発事故時は単身赴任中で住民票は岩手県にあったが、平成23年3月末で定年退職予定であり同年4月には南相馬市原町区(緊急時避難準備区域)へ帰還する予定であったことから避難等対象者に当たると主張し、また、現実には事故により同年6月まで帰還が遅れたものの同年4月以降は避難慰謝料として月額10万円を受ける権利があると主張した。

東京電力は当初、申立人はそもそも避難等対象者ではないと反論したが、申立人が平成23年4月に岩手県から南相馬市原町区(緊急時避難準備区域)に転入した旨の記載のある住民票を提出したことにより、同月以降について申立人を避難等対象者と認めた。パネルも申立人の主張を認め、平成23年4月から平成24年8月まで申立人を避難等対象者に当たるとして月額10万円の慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3[避難等対象者]は、本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者、又は、本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者のいずれかが「避難等対象者」に当たるとされているところ、原発事故以前には生活の本拠は対象区域外であったが、原発事故さえなければ近い将来対象区域内に生活の本拠を移すことが確実であった者も、「避難等対象者」に当たるとして、中間指針上形式的には避難等対象者には当たらないが避難等対象者と同様に保護すべきと判断され、中間指針第3の6は、原発事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞

在を長時間余儀なくされた者が、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害としていることから、この趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	298		
事案の概要	緊急時避難準備区域から北陸地方に避難した申立人につき、人工透析を受けなければならない状況などを考慮して日常生活阻害慰謝料が増額され、また、避難先から福島県内への親族の弔問に係る交通費・宿泊費が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.2.29	全部和解成立日	H25.1.18
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	9,000	H23.3~H24.1	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	51,200	H23.3~H24.1	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	155,000	H23.3~H24.1	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	110,000	H23.3~H24.1	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	3,150	H23.3~H24.1	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	1,100,000	H23.3~H24.1	※3
全部和解	精神的損害	増額分	440,000	H23.3~H24.1	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	158,377	H23.3~H24.1	※5
小計			2,026,727		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,026,727
	弁護士費用	60,802
	手続内で処理された既払金合計額	1,650,000

※1 中間指針第3の2

申立人は、交通費、宿泊費、避難先での家電、衣類及び日用品購入費、食料品購入費、携帯電話使用料等について賠償を求め、東京電力は、申立人から書証の提出を受けて、これらについて一定の賠償を認めた。

これに対し、パネルは、東京電力が賠償を認めたものに加え、必要かつ合理的範囲内のものを認めて和解案を提示したものである。なお、携帯電話使用料については、多額ではないことから精神的損害の賠償に含まれるとしてこれを認めなかった。

※2 中間指針第3の5

申立人が診断費(診断書作成料)について賠償を求めところ、東京電力は賠償を認め、パネル

これと同額の和解案を提示したものである。

※3 中間指針第3の6

申立人が避難による日常生活阻害慰謝料の賠償を求めたところ、東京電力は請求期間について月10万円の賠償を認め、パネルもこれと同額の和解案を提示したものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、腎機能障害により人工透析を受けており、身体障害等級1級〔身体障害者手帳〕の認定を受けていたこと及び避難生活中にうつ病になったこと〔医療機関の診断書〕等から、慰謝料の増額分の賠償を求め、東京電力は、平成23年3月から平成24年1月まで（11か月分）月額3万円の増額（合計33万円）を認めた。

これに対し、パネルは、上記期間について月額4万円の増額（合計44万円）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害、重度又は中程度の持病その他避難生活に適応困難な客観的な事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

申立人は、原発事故時福島県内に住んでおり、原発事故後に北関東の県に避難し、平成23年4月に避難先で亡くなった親族の葬儀出席等のため、申立人の避難先から同県までの電車賃、宿泊費、レンタカー代及びガソリン代等について賠償を求めた。

東京電力は申立人から書証の提出を受けて賠償を認め、パネルもこれと同額の和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	299		
事案の概要	ごみ焼却灰を関東地方から近畿地方に運搬する廃棄物運搬業を営む申立人について、焼却灰の放射能汚染を危惧した住民の反対運動に起因する運搬委託の減少による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.4.11	全部和解成立日	H25.1.18
事故時住所	神奈川県藤沢市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,017,887	H23.12～H24.6	※1

小計 4,017,887

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,017,887
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、神奈川県藤沢市で産業廃棄物・一般廃棄物収集運搬業を営み、千葉県及び神奈川県内の各自治体から排出される焼却灰を指定場所まで運搬していたところ、原発事故により千葉県及び神奈川県の一般廃棄物が放射性物質に汚染されたとの風評が発生して受入地の住民による受入拒否の運動が生じたり、環境省が発表した「廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状況の調査方法のガイドライン」により千葉県からの搬入物が法規制の対象となったりしたことによる影響で、予定数量の運搬業務ができず減収が生じたとして〔委託契約書、請求書、ニュース記事〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、減収と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、減収額に利益率と一定の影響割合を乗じた金額を損害と認める内容の和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、また、中間指針第7の1備考2は、風評被害には、農林水産物や食品に限らず、動産・不動産といった商品一般に係るものも含まれるとし、中間指針第7の1 III ②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型 について、原発事故以降に現実生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、上記のとおり認定をした

上で、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	300		
事案の概要	原発事故時には自主的避難等対象区域内に住民票がなかったが、自主的避難等対象区域内への引越しが決まっており、現に原発事故時以降自主的避難等対象区域内での滞在と生活を継続し、その後の平成23年中に懐妊した女性について、生活費増加費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)		

2 基本情報

申立日	H24.4.23	全部和解成立日	H25.1.18
事故時住所	宮城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用		200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	8,800	H23.3～H23.12	※2
小計			408,800		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	408,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人は、原発事故当時宮城県に居住しており、結婚のため平成23年3月中旬に自主的避難等対象区域であるA市に引越しを予定〔引越運送業者見積書〕していたところ、原発事故当時住民票がA市になかったという理由で賠償が受けられないのは納得がいかない、また、平成23年12月に妊娠した〔母子手帳、産婦人科医師作成証明書〕として、自主的避難等に係る生活費増加費用や精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、具体的な諸事情及び申立人の主張を裏付ける客観的資料等の提出等を求めた。申立人は、①原発事故前の時点で、平成23年3月中旬からA市に引っ越すことを予定していたこと、②原発事故後は、同年3月から同年4月中旬までは自主的避難等対象区域であるB市に住み、同月中旬からA市に住むようになったこと、また、原発事故前に居住していた建物の賃貸借契約は終了したこと〔不動産会社から振込送金を受けた記載ある預金通帳〕を説明するとともに、住民票及び戸籍謄本を提出した。パネルは、申立人は、原発事故発生前の時点において平成23年3月からA市にて居住を開始する予定であったことが認められ、実際に同年4月にA市内に転入していることから、申立人を原発事故当時自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うのが相当であるとして、中間指針第一次追補に基づく自主的避難等対象区域内に滞在を続けたことに伴う精神的損害及び生活費増加費用として、各20万円を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については原発事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を、その他の自主的避難等対象者については原発事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安としており、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人は、放射線測定器の購入費用〔領収書、保証書〕について賠償を求め、パネルは、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、これを認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	301		
事案の概要	中国向け冷凍魚輸出業を営んでいた宮城県に本店を有する申立人の風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.9.18	全部和解成立日	H25.1.18
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		65,020,491	H23.11	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	8,258,211	H23.3~H23.11	※2

小計 73,278,702

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	73,278,702
	弁護士費用	2,198,361
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の5

申立人は、宮城県仙台市に本店を置く中国向けの冷凍魚を扱う輸出業者であるところ、原発事故により輸出先の中国が輸入規制をしたため輸出ができなくなり廉価で処分せざるを得なかったとして、営業損害の賠償を求めた〔在庫証明書、直近1年間のFOB通関実績・月別平均単価算出表〕。東京電力は、賠償金額算定の基礎となる在庫量を争った。パネルは、申立人から追加提出された資料〔凍結加工委託契約書〕等を踏まえて全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の5 IIは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた減収分について原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の5

申立人は、宮城県仙台市に本店を置く中国向けの冷凍魚を扱う輸出業者であるところ、原発事故により輸出先の中国が輸入規制をしたため、輸出ができなかった冷凍魚を寄託先の倉庫に保管せざるを得なくなり、その保管料を負担したとして、追加的費用の賠償を求めた〔在庫証明書〕。東京電力は、賠償金額算定の基礎となる在庫量を争った。パネルは、影響割合等を考慮の上、和解案を提示した。

中間指針第7の5Ⅱは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の追加的費用について原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	302		
事案の概要	リース会社からコイン精米機を借り受けてショッピングセンターなどに設置していた申立人について、設置場所が警戒区域に指定されて、リース契約の解約に伴い支払わざるを得なかった規定損害金相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H24.10.29	全部和解成立日	H25.1.18
事故時住所	宮城県岩沼市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	11,769,954	H24.7	※1

小計 11,769,954

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,769,954
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、リース会社から借り受けたコイン精米機をショッピングセンター等に設置して精米サービスを提供する事業を営んでいたところ、原発事故後、大熊町及び浪江町等が避難区域に指定されたことにより、同区域内に設置していたコイン精米機4台によるサービスの提供ができなくなり、その結果、この4台に係るリース契約を中途解約し、リース会社に対して規定損害金を支払わざるを得なくなったとして〔領収証〕、同損害金相当額の賠償を求めた。東京電力は、中途解約が原発事故の影響によるものである場合は規定損害金相当額を支払うとしつつ、4台のうち2台については、リース契約の契約日が原発事故後であることから〔リース契約書〕、原発事故後に契約した事情について合理的説明が必要であると主張して、規定損害金相当額の一部について争った。パネルは、申立人からの聴取内容や追加提出資料から、東京電力の指摘する2台が原発事故前から設置されていたものであり、また、精米機を設置してから一定期間経過後にリース契約を締結することが原発事故前からの慣行になっていたことが認められるとした上で、申立人が原発事故後にリース契約を締結したことは不合理とはいえないと判断し、原発事故後にリース契約を締結した2台の中途解約に係る規定損害金を含む規定損害金相当額全額の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに

従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	303		
事案の概要	東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での平成23年12月から平成24年2月までの収入相当額につき、その賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H24.7.24	全部和解成立日	H25.1.19
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	その他	571,200	H23.12~H24.2	※1

小計 571,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	571,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人は、平成23年12月から平成24年2月までの就労不能損害について、直接請求により、避難先での就労による収入額を控除した損害額の賠償を受けたが、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）が、その後の平成24年4月に定められたことから、申立人は、直接請求で控除された分の金額の賠償を求め、申立てた。

東京電力は、平成24年6月21日付け東京電力プレスリリースの基準において、平成24年3月から平成24年5月までの就労不能損害について、50万円までの中間収入の非控除、すなわち、いわゆる「特別の努力」に相当する部分を控除せずに賠償額を算定する方法を採ることを発表していたところ、自主的に、これを平成23年12月から平成24年2月までの分についても遡って適用し、申立人の請求額を認容した。パネルは、申立人の請求額であり、東京電力の認容額でもある金額を和解案として提示した。

中間指針第二次追補第2の3は、就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しないことを認めており、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、避難先で得た中間収入を、1か月30万円（総括委員会平成24年6月26日付け決定で50万円に引き上げている）までは控除せず、損害を賠償することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	304		
事案の概要	郡山市から新潟県に自主的避難した母と子について、平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H24.4.9	全部和解成立日	H25.1.20
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		200,000	H24.1~H24.10	※1
小計			200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	880,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	680,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、平成23年7月に新潟県新潟市への避難を実行し、交通費、車のメンテナンス費、生活費増加費用、精神的損害等の賠償を求めた。東京電力は、これらの損害について中間指針第一次追補第2に基づく賠償を行っており、これにより賠償済みであると主張して争った。パネルは、原発事故と申立人らの負担した費用との間に相当因果関係があると判断し、これら費用の相

当額の損害を認めた上、18歳以下の子である申立人Bに対し、平成24年1月から平成24年10月までの期間について、月額2万円の限度で避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	305		
事案の概要	自宅付近が警戒区域に指定されたために津波にさらわれた親族の捜索を継続できなかったことによる精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)カ	

2 基本情報

申立日	H24.3.14	全部和解成立日	H25.1.21
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	133,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	126,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	生活費増加費用	物品購入費	965,598	H23.3~H24.2	※1
全部和解	生活費増加費用	衣類、寝具、電化製品等	279,208	H23.3~H24.2	※1
全部和解	生活費増加費用	同一世帯内での移動	316,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	4,935,732	H23.3~H24.2	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	80,000	H23.3~H24.2	※3
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	16,000	H23.3~H24.2	※3
全部和解	生命・身体的損害	放射線検査	18,000	H23.3~H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	5,130	H23.3~H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	20,000	H23.3~H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	33,600	H23.3~H24.2	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	2,120,000	H23.3~H24.11	※5
全部和解	精神的損害	増額分	450,000	H23.3~H24.11	※6
全部和解	精神的損害	その他	450,000		※7

小計 9,948,268

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,306,356	H23.3～H24.2	※2
全部和解	生命・身体的損害	放射線検査	18,000	H23.3～H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	75,000	H23.3～H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	126,000	H23.3～H24.2	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	2,120,000	H23.3～H24.11	※5
全部和解	精神的損害	増額分	450,000	H23.3～H24.11	※6
全部和解	精神的損害	その他	1,450,000		※7

小計 5,545,356

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	放射線検査	18,000	H23.3～H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	4,300	H23.3～H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	5,000	H23.3～H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,400	H23.3～H24.2	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	2,120,000	H23.3～H24.11	※5
全部和解	精神的損害	増額分	450,000	H23.3～H24.11	※6
全部和解	精神的損害	その他	600,000		※7

小計 3,205,700

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	5,200,000		※8

小計 5,200,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	23,899,324
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,900,000

※1 中間指針第3の2

申立人Aは、申立人ら（申立人A及びBが夫婦であり、申立人Cは申立人AとBとの間dの子である。）の避難先での家具、家電、衣類、生活雑貨等の購入費、宿泊費、宿泊謝礼、別々に避難したことに伴う家族間の面会交通費、光熱費増加分、公共料金増加分等について賠償を求め、東京電力は、申立人らから書証の提出を受けて、これらについて一定の賠償を認めた。

これに対し、パネルは、東京電力が賠償を認めたものに加え、必要かつ合理的な範囲内のものを認めて和解案を提示したものである。

※2 中間指針第3の8

申立人A、Bは原発事故時の収入を基準に減収分の賠償を求めたのに対し、東京電力は申立人Aについては原発事故後の収入を控除した金額の賠償を認め、申立人Bについては請求額の賠償を認めた。

これに対し、パネルは申立人Aについて特別の努力を適用して原発事故後の収入を控除せずに原発事故時の収入を基準にした金額、申立人Bについては東京電力が認めた金額と同額の和解案を提示したものである。

※3 中間指針第3の3

申立人Aは、申立人らの一時立入りのための交通費、家財道具の移動費、宿泊費の賠償を求めたのに対し、東京電力は交通費及び宿泊費については請求額と同額の賠償を認め、家財道具の移動費については賠償を認めなかった。パネルも、家財道具の移動は一時立入りの際に行われたものであったため交通費と別に賠償する必要はないと判断し、結果的に東京電力が認めた賠償と同額の和解案を提示したものである。

※4 中間指針第3の5

申立人A、Cはそれぞれ治療費、薬代、慰謝料、通院交通費放射線検査費用の賠償を、申立人Bは慰謝料、通院交通費、放射線検査費用の賠償を求めたのに対し、東京電力も賠償を認めたため、パネルもこれと同額の和解案を提示したものである。

※5 中間指針第3の6

申立人らはそれぞれ避難による日常生活阻害慰謝料の賠償を求めたところ、東京電力は月10万円の賠償を認め、パネルもこれと同額の和解案を提示したものである。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故後に避難先を転々としたこと、家族と別離が生じたこと、飼っていたペットが死んだこと、避難生活中に病気になったこと等から、慰謝料の増額分の賠償を求めた。

パネルは、申立人らそれぞれに、平成23年3月から平成24年11月まで（21か月）について、45万円ずつを増額する和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害、重度又は中程度の持病、乳幼児の恒常的な世話、その他避難生活に適応困難な客観的な事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは原発事故による避難のために、震災後に行方不明となった申立外D、同E、同F（DとEはBの両親でCの祖父母、FはAとBの子でCの兄。3名とも津波により死亡〔Fの死体検案書〕）の捜索を行うことができなかつたとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人AとBに対してはそれぞれ25万円の賠償を認めたが、民法711条を引用し、故人らを十分に捜索できなかつたことにより故人らに対する哀惜・追慕の念が侵害されたことに対する賠償を請求できる者の範囲は、同条の定める近親者（父母、配偶者及び子）に限られるとして、申立人Cに対する賠償は認めなかつた。パネルは、申立人Aに対しては子である申立外Fの捜索を継続できなかつたことによる慰謝料として45万円、申立人Bに対しては親である申立外D、同Eの捜索を継続できなかつたことによる慰謝料として1人当たり50万円と子である申立外Fの捜索を継続できなかつたことによる慰謝料として45万円の合計145万円、申立人Cに対しては祖父母である申立外D、同Eの捜索を継続できなかつたことによる慰謝料として1人当たり20万円と兄である申立外Fの捜索を継続できなかつたことによる慰謝料として20万円の合計60万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合にはパネルの合理的な裁量の賠償額の慰謝料の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故の時点で購入直後であった米、水洗トイレ、洗面台、飼っていた金魚等の価値が下がったことによる賠償を求めたところ、東京電力は平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースの基準に基づいて520万円の賠償を認め（避難指示解除準備区域、大人3名、子供1名）、パネルもこれと同額の和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	306		
事案の概要	里帰り出産のため原発事故時に滞在中であった南相馬市原町区の実家から福島県外に避難した申立人ら母子について、東京電力に対する直接賠償では南相馬市に住民票がないとして拒否された日常生活障害慰謝料の賠償が認められ、さらに乳児の世話をしながら避難したことによる増額が母について認められた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H24.10.9	全部和解成立日	H25.1.21
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難費用	交通費	57,000	H23.3~H23.4	※1
小計			1,357,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H23.3~H23.12	※1
小計			1,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,357,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人A(申立人BはAの子)は原発事故当時、里帰り出産のため、宮城県から南相馬市原町区の実家に移動し、原町市内の産婦人科医院に通院していたところ、申立人Bを出産後に原発事故が発生し、避難を余儀なくされたとして、申立人Bとともに避難慰謝料を請求した。

他方、東京電力は、申立人Aが避難した理由は宮城県の家が津波で被害に遭ったためであり、原発事故との間に相当因果関係がないと主張して争った。

パネルは、申立人Aの事故当時の生活の本拠は南相馬市原町区にあり、申立人A及びBは「避難等対象者」に該当するとして申立人A及びBに月額慰謝料10万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者]は「本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難の

ための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者」を避難等対象者としているところ、申立人A及びBには避難指示区域に生活の本拠が認められたことから、避難等対象者と認め、精神的損害の基本部分と避難費用を認めた。

中間指針第3の6は、原発事故において、避難等対象者が受けた精神的損害のうち自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

慰謝料額については、申立人Aについては避難中に乳幼児の世話が必要であり、統括基準に定める通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合に該当すると認められたことから、同総括基準に従った和解案（月額3万円の増額）が提示された。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2及び5）

なお、その他、申立人Aは転居費用を、申立人Bは生命・身体的損害を請求したが、東京電力は原発事故と相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、これらの点については相当因果関係について直ちに判断することができないと判断し、和解案の対象外として和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	307		
事案の概要	福島市から関東圏に自主的避難をした家族3名について、平成24年の避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H24.5.18	全部和解成立日	H25.1.22
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	100,000	H23.3~H23.5	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			140,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難雑費		60,000	H24.1~H24.3	※1
小計			260,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	56,800	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	24,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	322,340	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	305,875	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	31,300	H23.3~H23.12	※1
小計			740,315		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,180,315
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第一次追補第3

申立人ら（父（A）、母（B）及び子（C））は、平成23年3月中旬に関東圏に世帯全員で自主避難し、その後3回の避難移動を経たことにより、①移動交通費、②引越費用〔建物賃貸借契約書〕、③住居費〔預金通帳、家賃入金確認書面〕、④家財道具購入費用〔領収書、カード利用明細〕及び⑤一時立入費用について賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補第2に基づく賠償を行っており、これにより賠償済みであると主張して争った。パネルは、原発事故と申立人らの負担した費用との間に相当因果関係があると判断し、これら費用の相当額の損害を認めた上、18歳以下の子である申立人Cに対し、平成24年1月から同年3月までの期間について、月額2万円の限度で避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような審理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは避難生活への不安等を理由とする精神的な損害の賠償として妥当な額の支払を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補に従い申立人A及びBに8万円ずつ、申立人Cには40万円に東京電力の基準に基づき20万円を加算した60万円を既に支払い、申立人らのような自主的避難者に対する賠償は当該定額の賠償により基本的には完了していること、申立人らの請求は自主的避難者を避難指示等対象者と同様に取り扱うことを求めるものであると主張して争った。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Aは、原発事故前、コンビニエンスストアでのアルバイトにより月約5万円の収入を得ていたところ〔預金通帳〕、平成23年3月中旬に自主避難したことにより就労不能となったため、再就職するまでの2か月間の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補に従い申立人A及びBに8万円ずつ、申立人Cには40万円に東京電力の平成24年2月28日付けプレスリリースの基準に基づく20万円を加算した60万円を既に支払い、申立人らのような自主的避難者に対する賠償は当該定額賠償により基本的には完了していること、申立

人らの請求は自主的避難者を避難指示等対象者と同様に取り扱うことを求めるものであると主張して争った。パネルは、原発事故により自主避難した場合は従前の勤務が失われること、また求職のために相当期間を要することは通常であるとして、申立人の請求を全額認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、所有する土地建物の価値下落、自動車の財産価値の喪失について賠償を求めたが、パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	308		
事案の概要	原発事故時関東地方に居住していたが、平成23年4月に福島市内で就労することが原発事故前から決まっていた申立人について、原発事故により就労予定先から就労を断られたことによる就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.4.4	全部和解成立日	H25.1.23
事故時住所	群馬県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	1,333,800	H23.5～H24.4	※1

小計 1,333,800

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,333,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、原発事故当時関東地方に居住していたが、平成23年4月から福島市内の事業所で就労を開始する予定であり、原発事故前から同就労の内定を得ていたものの原発事故により同就労予定先から就労を断られた〔電話聴取事項報告書〕として、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故以前に内定を受けていたことはなく、仮に内定を取り消されたことがあったとしても、同取消しは原発事故の影響によるものではないと主張して争った。パネルは、原発事故と上記内定取消しとの間に相当因果関係があると判断し、平成23年5月から平成24年4月までの就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害に基づく営業損害により、事業者の経営状態が悪化し、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	309		
事案の概要	警戒区域から避難を余儀なくされた要介護者(避難先において自力外出ができなくなった)及び腰痛の持病を抱えている介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例(要介護者×2は、別途直接請求で慰謝料122万円を受領済み)。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.7.3	全部和解成立日	H25.1.23
事故時住所	双葉町ほか		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	4,541,775	H23.3~H24.5	※1
全部和解	財物損害	家財	3,250,000	H23.3~H24.6	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	55,000	H23.3~H24.6	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	150,000	H23.3~H24.6	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	8,000	H24.8	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,620,000	H23.3~H24.6	※4
全部和解	精神的損害	増額分	972,000	H23.3~H24.6	※5

小計 10,596,775

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	1,372,000	H23.3~H24.6	※4 ※5

小計 1,372,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	38,000	H23.3~H24.6	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	310,000	H23.3~H24.6	※6
全部和解	避難費用	交通費	70,000	H23.5~H24.5	※6
全部和解	一時立入費用	その他	23,500	H23.3~H24.6	※7
全部和解	避難費用	宿泊費等	289,700	H23.3~H24.6	※8

小計 731,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,699,975
	弁護士費用	380,999
	手続内で処理された既払金合計額	1,050,000

※1 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故後、原発事故当時の勤務先の収入分が減少したとして、就労不能損害の賠償を求めた。これについて、パネルは、申立人の請求のとおり、中間指針第3の8に基づき和解案を提示した。

※2 中間指針第3の10

申立人A及びBは、それぞれの自宅の家財一式に関する財物損害について賠償を求めた。パネルは、申立人Bについては申立ての取下げがされたことから、和解案の提示はせず、申立人Aについては、帰還困難区域の単身者家財賠償金額相当として325万円を妥当額と判断し中間指針第3の10に基づき和解案を提示した。

※3 中間指針第3の5

申立人Aは、原発事故の影響により腰椎椎間板ヘルニア等の持病が悪化したとして、通院慰謝料、通院交通費、文書料の賠償を求めた。これについて、パネルは、提出された診断書等を基に東京電力が自認した限りの金額で中間指針第3の5に基づき和解案を提示した。

※4 中間指針第3の6

申立人A及びBは、日常生活阻害慰謝料の基本部分(16か月分)について賠償を求めた。これについて、パネルは、中間指針第3の6に基づき、平成23年3月を月額12万円、同年4月以降を月額10万円として計算をし、申立人Bについては既払額を控除した上で、和解案を提示した。

※5 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Bは要介護2の状態であり、避難所でも病状と戦いながら日々を過ごしたこと等を理由に、申立人Aは高齢(原発事故当時60歳)で腰椎椎間板ヘルニア等の持病を抱えながら申立人Bの介護の実施したこと等を理由に、それぞれ精神的損害の増額分を請求した。東京電力は総括基準及び仲介委員の判断を踏まえて判断するとして認否を留保した(パネルからの和解案に対しては3割増額が妥当であると主張した)。パネルは、申立人A、Bそれぞれについて6割増額を認め、申立人Bについては既払額を控除の上、和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準において、要介護状態にあることや、要介護者の介護を恒常的に行ったことで、通常の避難と比べてその精神的損害が大きい場合には、その金額を増額することができる旨と定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2

申立人A及びBは、避難中の移動費用、滞在費、家族間交通費、その他生活費増加費用に関する避難費用の賠償を求めた。これについて、パネルは、東京電力が賠償を認めたものに加え、必要かつ合理的な範囲で中間指針第3の2に基づき和解案を提示した。

※7 中間指針第3の3

申立人A及びBは、避難前自宅への一時立入りのために支出した交通費及び滞在費の賠償を求めた。これについて、パネルは、申立人の請求額と同額を妥当な賠償すべき金額と判断し、中間指針第3の3に基づき和解案を提示した。

※8 中間指針第3の2

申立人A及びBは、親族らの葬儀に出席のため南相馬市に帰還するために支出をした交通費及び滞在費の賠償を求めた。これについて、パネルは、必要かつ合理的な範囲で中間指針第3の2に基づき和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	310		
事案の概要	警戒区域から、身体障害者と要介護者の介護をしながら避難した家族3名について、その過酷な避難態様及び避難生活を考慮し、避難による日常生活障害慰謝料の大幅な増額(一部の申立人については、平成23年3月及び4月は月額35万円を上回る金額を算定)が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.1.11	全部和解成立日	H25.1.24
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	26,000	H23.3~H23.10	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	411,159	H23.10~H23.11	※5
全部和解	一時立入費用	交通費	44,000	H23.8及びH23.11	※5
全部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3~H24.5	※4
全部和解	精神的損害	増額分	2,760,000	H23.3~H24.5	※1

小計 4,761,159

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	113,121	H23.4~H23.8	※6
全部和解	生命・身体的損害	その他	7,350	H23.9	※6
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	516,600	H23.4~H23.8	※6
全部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3~H24.5	※4
全部和解	精神的損害	増額分	1,760,000	H23.3~H24.5	※2

小計 3,917,071

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	87,000	H23.3~H23.8	※5
全部和解	精神的損害	基本部分	1,540,000	H23.3~H24.5	※4

小計 1,627,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3~H24.5	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,440,000	H23.3~H24.5	※3

小計 2,960,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,265,230
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,200,000

※1 中間指針第3の6 総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、身体障害者（要介護4）である申立人B（追加申立て、申立人Aの妻）及び知的障害者（障害等級2級）でありてんかんの持病をもつ申立人D（追加申立て、申立人Aの二男）の介護、世話をしながらの避難を強いられたことから、慰謝料の増額を求めた。東京電力は、パネルの意見を踏まえて別途検討するという意見にとどめていた。パネルは、申立人Aの日常生活阻害慰謝料について、避難に伴う申立人B及びDの体調悪化による極めて過酷な避難状況を踏まえ、平成23年3月分は申立人B及びDの分も含め3名で100万円の増額、平成23年4月分から平成23年6月までは月額20割の増額、平成23年7月から平成24年5月までは月額10割の増額とする和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由について）は、身体の障害又は精神の障害がある者の介護を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6 総括基準（精神的損害の増額事由について）

申立人Bは、身体障害者（要介護4）で車椅子を使用しており原発事故当時の申立人らの自宅はバリアフリー設備があった。避難後も一時的にバリアフリー設備がある避難所に滞在していたが、同避難所が閉鎖後、バリアフリー設備のないホテル等にて避難生活を強いられ、平成23年6月に入院、平成23年9月以降は特養老人ホームに入所し家族との別離を強いられたため、慰謝料の増額を求めた。東京電力は、パネルの意見を踏まえて別途検討するという意見にとどめていた。パネルは、申立人Bに対して、身体障害者であるがために避難所への入所を断られるなどして場所を転々とし、極めて高いストレス状態のままの避難生活を強いられたことを踏まえ、平成23年4月分から平成23年6月分までは月額20割の増額、平成23年7月から平成24年5月までは月額10割の増額とする和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由について）は、身体の障害がありながら家族の別離を強いられたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6 総括基準（精神的損害の増額事由について）

申立人Dは、知的障害者（障害等級2級）で申立人A（申立人Dの父）の供述によると知能は幼稚園児程度であり、てんかんの持病をもつ状態にて避難を強いられ、避難中抗てんかん薬の入手が困難となり意識を失うことが何回もあったことから、慰謝料の増額を求めた。東京電力は、

パネルの意見を踏まえて別途検討するという意見にとどめていた。パネルは、申立人Dに対して、薬の入手が困難な状態で何度も意識を失って避難生活を送ったことを踏まえ、平成23年4月から平成24年5月までは月額10割の増額とする和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由について）は、知的障害があるという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛にはこの金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6

申立人A、B、C（追加申立て、申立人Aの長男）及びDは、避難生活を強いられたとして慰謝料の請求を求めた。東京電力は、避難所等、過酷な場所への避難となった月について12万円、そのほかへの避難となった月について10万円を認めた。パネルは、東京電力の認否のとおり和解案を提示した。

中間指針第3の6は避難所等において避難生活をした場合、月額慰謝料の目安を月額12万円としており、申立人A、B及びDは平成23年3月、申立人Cは平成23年3月及び平成23年4月、避難所等において避難生活をしてきたため、月額12万円の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2、中間指針第3の3

避難費用について、申立人A及びCから避難移動費の請求があった。東京電力は移動費の金額の相当性を争った。パネルは、東京電力が主張する金額の相当性について合理的であると認め、東京電力の認否のとおり和解案を提示した。

避難費用について、申立人Aからその他生活費増加費用（家財道具購入費用）の請求があった。東京電力は申立人Aの請求を一部認めるにとどまったが、パネルは、申立人Aの請求を全額認める和解案を提示した。

一時立入費用について、申立人Aから請求があった。東京電力は一時立入費用の金額の相当性を争った。パネルは、東京電力が主張する金額の相当性について合理的であると認め、東京電力の認否のとおり和解案を提示した。

中間指針第3の2及び第3の3では、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域から避難するために負担した移動費及び避難等による生活費の増加費用並びに一時立入費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の5

申立人Bは、避難生活により持病が悪化したとして身体的損害（治療費、診断書取得費用、入通院慰謝料）の請求をし、東京電力は診断書取得費用及び入通院慰謝料については認め、治療費については既往症であったことを考慮し、10万円までは認め、10万円を超える金額については半額のみ認めるにとどまった。パネルは東京電力の考えも合理的であると考え、東京電力の認否のとおり和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の10

申立人Aは、所有の自動車について原発事故により永久抹消しなければならなくなると主張し、自動車の財物価値の賠償を求めた。東京電力は、当該自動車が原発事故時に県外にあったこと等から原発事故が原因で持ち出しができなかった場合と異なると主張して争った。パネルは、申立人A所有の自動車について、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	311		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域から家族4名で避難したが、仕事などの関係で家族との別離を余儀なくされた申立人らについて、家族別離に加え通勤・面会交通のための移動苦などを考慮し、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア	第1の10(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H24.4.11	全部和解成立日	H25.1.24
事故時住所	広野町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	49,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,534,892	H23.3~H24.3	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	325,170	H23.3~H24.3	※4
全部和解	避難費用	通信費増加費用	62,829	H23.3~H24.3	※5
全部和解	一時立入費用	交通費	388,000	H23.3~H24.3	※6
全部和解	就労不能損害	減収分	1,890,849	H23.3~H24.3	※7
全部和解	精神的損害	基本部分	1,320,000	H23.3~H24.3	※8
全部和解	精神的損害	増額分	702,000	H23.3~H24.3	※1

小計 6,272,740

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,384,003	H23.3~H24.3	※9
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	1,610	H23.3~H24.3	※11
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	30,000	H23.3~H24.3	※11
全部和解	精神的損害	基本部分	1,320,000	H23.3~H24.3	※8
全部和解	精神的損害	増額分	792,000	H23.3~H24.3	※1

小計 4,527,613

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,843,333	H23.3~H24.3	※9
全部和解	精神的損害	基本部分	1,320,000	H23.3~H24.3	※8
全部和解	精神的損害	増額分	396,000	H23.3~H24.3	※1
小計			3,559,333		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	18,373	H23.3~H24.3	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	1,410,000	H23.3~H24.3	※10
全部和解	精神的損害	基本部分	1,320,000	H23.3~H24.3	※8
全部和解	精神的損害	増額分	396,000	H23.3~H24.3	※1
小計			3,144,373		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	17,504,059
	弁護士費用	459,122
	手続内で処理された既払金合計額	2,200,000

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故発生直後に住所地からいわき市の避難所への避難を強いられたのを皮切りに、平成23年3月のうちに3か所の避難先を転々とし、その後、4人家族が3つに分かれて避難をすることを余儀なくされたとして、家族の別離や居住環境を根拠として日常生活阻害慰謝料の増額を主張した。東京電力は、総括基準に示された各項目に該当する特段の事情についてのパネルの意見を踏まえて検討すると述べた。パネルは、申立人Aについて、家族の別離のほか長時間通勤や週末移動の負担を認定し当初から10か月間について6割の増額、申立人Bについて、家族の別離のほか持病を有した避難であることを認定し請求全期間について6割の増額とし、申立人Aのその余の期間並びに申立人C及びDの全期間については3割の増額とした。

中間指針第3の6備考10は、中間指針第3の6本文に記載された慰謝料額について、「具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない。」とし、これを受けて「柔軟な対応」の具体例として総括基準（精神的損害の増額事由等について）が定められた。本件はこの総括基準に従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難に際し要した交通費について、東京電力の直接請求で用いられた標準交通費で計算し、賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

原発事故による避難に起因した生活費増加分として、食費、生活用品代等の諸費用の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の2

避難先に滞在したことにより生じた賃料、敷金等について、賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2

避難に起因して生じた通信費の増加分について、東京電力は日常生活阻害慰謝料に含まれると主張したが、生活費増加費用として賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の3

一時立入費用として、高速バス代金、自家用車のガソリン代等について、賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の8

申立人は避難による二重生活に耐えかねて平成23年12月に退職し、退職前のボーナスの減収及び有給休暇を使用せざるを得なくなったこと、並びに退職後の就労不能損害を請求した。東京電力はいずれも相当因果関係を争い、パネルは退職後の減収分のみ認容した。

※8 中間指針第3の6、総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）

日常生活阻害慰謝料として、月額10万円（ただし、平成23年3月分については、避難所増額分を考慮して月額12万円とする。）の賠償を認めたものである。

※9 中間指針第3の8

就労不能損害として、減収分の賠償を認めたものである。

※10 中間指針第3の8

原発事故に起因して就職の内定が取り消されたことによる就労不能損害について、内定先により内定取消しが撤回されるまでの収入予定額の賠償を認めたものである。

※11 中間指針第3の5

コンタクトレンズを持たずに避難したことにより発症した目の疾病の治療費及び通院交通費について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	312		
事案の概要	会津地域で住宅建築施工業等を営む申立人について、自主的避難等対象区域での建物新築工事が中止されたことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.7.25	全部和解成立日	H25.1.24
事故時住所	南会津町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,400,000	H23.3~H24.3	※1
小計			1,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,400,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、南会津町で住宅建築の受注・販売をしていた建設業者であるところ、原発事故の風評被害により新築工事のキャンセルが発生して減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、口頭審理を経るなどした上で、賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、新築工事の予定売上高〔注文書、注文請書、見積書〕に申立人の事業の利益率〔確定申告書類〕を乗じて損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業、サービス業等において、原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による被害のうち、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において発生した損害は、原則として原発事故と相当因果関係が認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	313		
事案の概要	県南地域で農業(蕎麦栽培)を営んでいた申立人の風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.9.20	全部和解成立日	H25.1.24
事故時住所	県南地域		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		401,952	H23.3~H23.12	※1

小計 401,952

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	401,952
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、県南地域で蕎麦を栽培・収穫して、取引先に売渡しを委託していたところ、原発事故の風評被害により委託先に取り扱を拒絶されて減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、口頭審理を経るなどした上で、賠償すること自体は争わず、損害額の算定方法について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、近隣での賠償実績における単価を基準とし、これに申立人の平成23年における作付面積と1アール当たりの収穫量〔陳述書、写真〕を乗じた上で、平成23年の出荷経費率相当分〔損益計算書〕を控除して損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	314		
事案の概要	茨城県の運送業者について、同県産の農産物が原発事故の風評被害により販売不振となったため、取扱輸送量が減少したことにより被った間接損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.7.10	全部和解成立日	H25.1.25
事故時住所	東京都千代田区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		8,000,000	H23.3~H23.11	※1
小計			8,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第8

申立人は、原発事故当時、生産者と取引関係にあった親会社から農畜産物の物流業務を受託していたところ〔商業登記簿・決算書・申立人ホームページ等〕、原発事故の風評被害により茨城県産の農畜産物が販売不振となったため、同県産の農畜産物の輸送量が減少したとして〔決算書・荷主別実績表・品目別実績表・風評被害実績等〕、申立人の被った損害が間接被害に当たることを前提に、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては、申立人の請求が農畜産物の風評被害を理由とするものであることから、第一次被害者は生産者であり、生産者と取引関係にある申立人の親会社が間接被害者となるため申立人は間接被害者に当たらない、また、仮に申立人が間接被害者に当たるとしても、申立人の事業範囲が全国に及んでおり取引先の代替性がないとはいえないなどと主張して認否を留保したが、最終的には賠償すること自体は争わず、申立人提出の決算書記載の費用の算定方法についての意見や品目別の月次売上げ等の資料の提出を求めるにとどめた。パネルは、中間指針第8で規定される間接被害における「第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者」は、第一次被害者と直接の契約関係にある者に限定されるものではなく、また、申立人の事業範囲が全国に及んでいることが直ちに取引先の代替性を補うものではないとして、申立人の減収と原発事故との相当因果関係を認めつつ、原発事故の影響割合等も考慮した賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び中間指針第7の2 I ① iiiは、農林漁業において、茨城県において産出された農林産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）及び畜産物（食用に限る。）に係る原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第8は、第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害については、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	315		
事案の概要	栃木県北部で幼稚園を運営する申立人について、放射性物質回避を原因とする園児の退園に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ	第6の2	

2 基本情報

申立日	H24.7.31	全部和解成立日	H25.1.25
事故時住所	栃木県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,044,000	H23.9~H24.3	※1
小計			1,044,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,044,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、栃木県北部で幼稚園を運営していたところ、原発事故後、園児の保護者が被曝を恐れて園児が退園したこと〔退園届、放射線量測定記録簿等〕によって減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、近隣の各保育園で測定された放射線量の数値〔空間線量の測定結果、放射線量率調査結果等〕及び平成24年4月時点において従前避難していた児童生徒の多くが戻ってきていること〔震災に伴う県外への避難児童生徒の有無及びその後の動向〕から、園児の避難が平均的一般的に放射性物質による汚染を懸念したことによるものとはいい難く、原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、退園理由が「放射能からの避難」であった園児の退園と原発事故との相当因果関係を認め、退園により失った保育料等を賠償金額とする和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、中間指針第7の2から同5までにおいて各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検討し、原発事故との相当因果関係を判断すべきとしているところ、これに促った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	316		
事案の概要	父が仕事のために福島市に残り、母と2人の子が山形県に自主的避難をしている家族4名について、平成24年1月から10月までの二重生活に伴う生活費増加費用、子供2名分の避難雑費及び面会交通費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H24.4.20	全部和解成立日	H25.1.26
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	416,000	H24.1～H24.10	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	300,000	H24.1～H24.10	※1
全部和解	避難雑費		400,000	H24.1～H24.10	※1
小計			1,116,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,116,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第3、中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは原発事故発生当時、福島市内に夫婦と子供2人で居住していたが、妻と子供2人のみが自主的避難を行い、平成24年10月の時点で避難継続中であった。申立人らが、これに伴い二重生活が生じたとして生活費増加費用及び避難雑費の賠償を請求したところ、東京電力はそれらの損害の発生を認めつつ金額を争った。パネルは、申立人らのうち子供が実際に避難をしていることから、平成24年1月以降であっても自主的避難を行う心理が平均的・一般的な人を基準として合理性を有すると認め、当該時期以降の生活費増加費用、子供2人分の避難雑費について原発事故との相当因果関係を肯定し、費用負担の実態に則り家族単位で損害額を算定して、和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認め

られる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）

申立人らは平成23年3月分から同年12月分までの自主的避難に基づく損害も請求したが、先行した直接請求で認められた以上の損害の発生が認められず、和解の対象外となった。

1 事案の概要

公表番号	317		
事案の概要	身体に障害がある高齢者が避難を余儀なくされたことによる避難生活での負担を考慮して避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例(別途一部和解で慰謝料目安額188万円を受領済み)。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H25.1.22
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	26,000	H23.3.~H24.3	※1
一部和解	一時立入費用	交通費	110,000	H23.3.~H24.3	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,880,000	H23.3.~H24.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	544,090	H23.3.~H24.4	※4
全部和解	財物損害	家財	3,250,000		※5
全部和解	生命・身体的損害	その他	2,100		※6
全部和解	精神的損害	増額分	708,000	H23.3.~H24.4	※7

小計 6,520,190

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,520,190
	弁護士費用	195,606
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ①は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、交通費を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

避難場所から自宅への一時立入りのための交通費の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。平成23年3月から同年6月までは月額12万円とされた。

※4 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生

活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の10

中間指針第3の10Iは、対象区域内の財物の価値喪失部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の5

中間指針第3の5Iは、避難等対象者が避難等を余儀なくされたため健康状態が悪化したことにより生じた治療費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、両足大腿骨壊死という障害を抱えながら〔診断書〕エレベーターがない住居における過酷な避難生活を余儀なくされたとして慰謝料の増額を請求した。東京電力も一定の範囲ではこれを認めたが、それぞれの個別事情により被った精神的苦痛の程度には個人差があるとして、認否をしなかった。パネルは、申立人の両足大腿骨壊死という障害があることで、避難生活に適応が困難な事情が認められることから避難所にいた平成23年6月までの月額慰謝料を6割、個別住居に移った同年7月以降の月額慰謝料について3割増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があることという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	318		
事案の概要	原発事故当時福島県外に居住していたが、転勤により平成23年3月13日に郡山市に転居することが原発事故前から決まっていた家族4名について、定額賠償金が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(2)		

2 基本情報

申立日	H24.6.25	全部和解成立日	H25.1.26
事故時住所	秋田県秋田市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			400,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	960,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、原発事故時は秋田県秋田市に居住していたが、原発事故前から申立人Aが郡山市の支店に赴任することが決まっておき、申立人らが平成23年3月13日から同年5月1日までの間に郡山市での生活を始めたことを理由に、中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象者と同等の賠償を求めた。東京電力は、申立人らが原発事故時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居がなく自主的避難等対象者に該当しないこと、申立人Aは原発事故の発生を認識して転居していること等から相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人Aが平成23年3月14日までに郡山市の支店へ赴任することが原発事故前から決まっていたこと(同年3月1日発令)〔転勤証明書〕、申立人Aは同月13日から郡山市での生活を始めたこと〔電気使用開始通知〕及び事故直後の混乱を避けるため秋田市にとどまっていた申立人B、C及びDも同年5月1日から郡山市での生活を始めたこと〔住民票〕から、申立人らを自主的避難等対象者(滞在者)と同等に扱うのが相当であるとして、精神的損害及び生活費増加費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については原発事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を、その他の自主的避難等対象者については原発事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安としており、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	319		
事案の概要	郡山市から平成23年4月に夫婦で中国の妻の実家に避難した際の国際航空運賃などの避難実費相当額等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ケ

2 基本情報

申立日	H24.8.17	全部和解成立日	H25.1.26
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.8	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.8	※1
小計			40,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	122,820	H23.3~H23.8	※2
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	30,160	H23.3~H23.8	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	156,540	H23.3~H23.8	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	90,000	H23.3~H23.8	※2
全部和解	生活費増加費用	その他	53,700	H23.3~H23.8	※2
小計			453,220		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	533,220
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難の実行により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、申立人らに対して、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認める和解案を提示した。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、申立人Bの実家がある中国への自主的避難を実行したために負担した国際航空運賃〔予約確認書兼支払証明書〕等の避難費用及びペットの検疫費用〔犬の輸入検疫証明書〕等の生活費増加費用について賠償を求めた。東京電力は、具体的事情を確認し、必要性・合理性が認められる範囲で支払うと主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料〔パスポート〕及び説明に基づいて相当な金額の範囲内で損害を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	320		
事案の概要	警戒区域内で機械器具販売・リース等を営んでいた申立人の逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)		

2 基本情報

申立日	H24.5.17	全部和解成立日	H25.1.28
事故時住所	双葉郡		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		23,505,576	H23.3~H24.2	※1

小計 23,505,576

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	23,505,576
	弁護士費用	705,167
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、警戒区域内で建設機械・器具部品の販売業・リース業等を営んでいたところ、原発事故により相双地区における取引が激減して減収が生じたとして〔決算報告書〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、基準年とした平成22年の売上総利益に売上原価中の固定費を加算し、販管費中の変動費の一部、給与・賞与及び地代賃料を控除した額を逸失利益算定の基礎額とした上で、これに対象年の給与・賞与及び地代賃料を足し戻した金額に減収率を乗じて損害額を算定し〔決算報告書、給与台帳、総勘定元帳〕、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	321		
事案の概要	千葉県で釣エサの卸売業等を営む申立人について、原発事故により販売先が風評被害を受けたことに伴い被った間接損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.6.22	全部和解成立日	H25.1.28
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		3,700,000	H23.3～H23.8	※1
小計			3,700,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,700,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、千葉県において、釣り餌の卸売業を営んでいたところ、原発事故により、販売先(釣船店、釣具店、漁業組合等)に風評被害が発生し、これにより申立人の売上げが下がったとして〔原発事故前後の確定申告書及び得意先元帳〕、営業損害(逸失利益)の賠償を請求した。東京電力は、申立人の販売先に地震又は津波の被害があった可能性もあり、申立人の販売先が間接被害の第一次被害者に該当するか、また、販売先との取引に代替性がないといえるかが不明であると主張して争った。パネルは、売上げの減少と原発事故との相当因果関係を認め、申立人の販売先のうち、茨城県又は千葉県に所在する販売先との原発事故前後の売上げの差額(合計約1600万円)に、貢献利益率25%を乗じ、さらに9割(地震及び津波の影響割合を1割としてこれを控除したもの)を乗じた金額を損害として認める和解案を提示した。

中間指針第8は、いわゆる間接被害の具体的類型として、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたものを挙げ、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分を損害項目として認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	322		
事案の概要	申立当初は支給された失業給付金を控除して請求された就労不能損害について、その後請求が拡張されて、失業給付金を控除せずに就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	第8の2

2 基本情報

申立日	H24.2.14	全部和解成立日	H25.1.29
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	430,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	350,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	68,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	206,073	H23.3～H23.12	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	193,560	H23.3～H23.12	※3
全部和解	避難費用	交通費	36,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	113,444	H23.3～H23.12	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	2,409,480	H23.3～H23.12	※5
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	73,630	H23.3～H23.12	※6
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	42,000	H23.3～H23.12	※6
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	44,000	H23.3～H23.12	※6
全部和解	精神的損害	基本部分	1,020,000	H23.3～H23.12	※7

小計 4,986,187

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,986,187
	弁護士費用	149,586
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 II ①ただし書は、避難費用のうち交通費について、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認めてい

るところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2Ⅱ①本文は、避難費用のうち宿泊費等について、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

中間指針第3の2Ⅱ②は、避難費用のうち生活費の増加費用について、原則として、中間指針第3の6Ⅰ①又は②（日常生活阻害慰謝料）の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認めているが、特に高額の生活費の増加費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められており（中間指針第3の2備考3ただし書）、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の3

避難場所から自宅までの一時立入りのための交通費の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の8、中間指針第10の1

申立人は、原発事故発生当時、福島第一原子力発電所において除染作業を行う職務に従事していたところ、福島県外に避難したこと等により勤務先を退職し、これによって減収が生じたとして就労不能損害の賠償を請求した。申立人は、申立当初は支給された失業給付金を控除して賠償を請求していたが、その後請求を拡張して、失業給付金を控除せずに賠償を請求した。東京電力は申立人からの請求の拡張を受けてその賠償を認め、パネルもこれと同額の和解案を提示した。

中間指針第3の8は勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めており、中間指針第10の1は雇用保険法に基づく失業等給付を就労不能損害の損害額から控除されるべきではないとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の5

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため疾病にかかり生じた治療費及び精神的損害等の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	323		
事案の概要	父が仕事のために福島市に残り、母と2人の子が新潟県に自主的避難をしている家族4名について、二重生活に伴う生活費増加費用、面会交通費や平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H24.3.26	全部和解成立日	H25.1.29
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	360,000	H23.3~H23.8	※1
小計			360,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	11,200	H23.3~H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3~H23.12	※3
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	540,000	H23.3~H24.8	※3
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,177,600	H23.3~H24.8	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	480,000	H23.3~H23.12	※4
小計			2,358,800		

申立人C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		320,000	H24.1~H24.8	※3
小計			320,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,038,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人Bは、自主的避難の実行により、就労先での就労が不能となったとして、減収分の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの自主的避難についての具体的な事情の説明、

減収の事実を証する資料の提出等を受けた上で検討したいと主張して認否を留保した。パネルは、減収が生じた時点から6か月間については、減収と原発事故との間に相当因果関係が認められると判断し〔給与明細書〕、平成23年3月から同年8月までの減収分を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、申立人B、C及びDの自主的避難の実行により、避難に要した交通費の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの自主的避難についての具体的な事情の説明及び支出の事実を証する資料の提出等を受けた上で検討したいと主張して認否を留保した。パネルは、申立人B、C及びDが新潟県に避難したことを認定して〔区域外就学承諾書、在学証明書〕、相当額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、申立人B、C及びDの自主的避難の実行により、生活費増加費用等の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの自主的避難についての具体的な事情の説明及び支出の事実を証する資料の提出等を受けた上で検討したいと主張して認否を留保した。パネルは、二重生活に伴う生活費増加費用、家財道具等購入費用〔写真撮影報告書〕、面会交通費及び避難雑費について、相当額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、自主的避難の実行により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、申立人らに対して、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額として48万円を認める和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	324		
事案の概要	警戒区域内に所有自動車を残置したまま避難を余儀なくされた申立人について、通勤に使用するため平成23年9月に購入した中古自動車の購入費用の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H25.1.29
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	370,000	H23.9	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,500	H23.9~H23.11	※2

小計 371,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	371,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、原発事故の際に、所有していた車を持ち出して避難することができず、避難先で中古の軽自動車を37万円で購入したとして、購入費用の賠償を求めた。東京電力は、自宅の自動車を持ち出し可能であること、中古自動車の税務上の法定耐用年数が2年であること、最終的に原発事故時所有していた車を修理して使用していること等を理由に、6万1782円の範囲で請求額を認容した。パネルは、申立人の請求額37万円全額を和解案として提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した生活費の増加費用を賠償することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	325		
事案の概要	東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での平成23年9月から平成24年3月までの収入相当額につき、その賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H24.7.10	全部和解成立日	H25.1.29
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,707,860	H23.9~H24.3	※1

小計 1,707,860

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,707,860
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	409,521

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人は、原発事故時、いわき市内の病院に勤務していたところ、避難により退職せざるを得なくなり減収が生じたとして、平成23年9月から平成24年3月までの期間の就労不能損害170万7860円の賠償を求めた。東京電力は、答弁書では、申立人が平成23年9月からいわき市の別の病院の正社員として勤務し、事故時と同程度の収入を得ていることから、請求期間の新たな病院での収入を控除した金額の範囲で賠償を認めた（なお、口頭審理実施後に提出した準備書面では、平成24年2月までの収入を控除せずに賠償することを認めた）。パネルは、請求期間の全てについて、特別の努力を適用して新たな病院での収入を控除せず、申立人の請求額170万7860円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	326		
事案の概要	大玉村から自主的避難をした家族5名(うち子供3名)について、平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H24.5.8	全部和解成立日	H25.1.30
事故時住所	大玉村		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難雑費		40,000	H24.1~H24.2	※2
小計			640,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難雑費		40,000	H24.1~H24.2	※2
小計			640,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難雑費		40,000	H24.1～H24.2	※2
小計			640,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,080,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは自主的避難の実行によって生じた生活費の増加費用、自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的損害、避難及び帰宅に要した移動費用の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補に示された賠償額に包含されると主張して争った。パネルは、申立人らに生じた損害は中間指針第一次追補に示された賠償額を超えるものではないとして、中間指針第一次追補で示された賠償額を損害として認める和解案を提示した。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人C、D及びEは、自主的避難の実行によって生じた生活費の増加費用、自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的損害、避難及び帰宅に要した移動費用の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補に示された賠償額に包含されると主張して争った。パネルは、18歳以下の子供である申立人C、D及びEについて、避難生活の継続によって生活費の増加等も生じているとして、平成24年1月以降の避難雑費について、相当因果関係のある損害として認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	327		
事案の概要	いわき市に本店と製品保管倉庫を有する食品製造業者が、風評被害を懸念する販売先企業からの要請により、製品等の保管を首都圏にある貸倉庫に切り替えたことによる保管費用や運搬費用などの追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.4.10	全部和解成立日	H25.1.31
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	409,290	H23.4	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	保管費用・運搬費用等	14,455,326	H23.3~H24.9	※1
全部和解	財物損害	動産	2,829,425	H23.4	※2
小計			17,694,041		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	17,694,041
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、いわき市において食品製造を業としており、いわき市内の自社倉庫を使用していたところ、原発事故による販売先業者の要請から製品等の保管場所を首都圏にある貸倉庫に切り替えざるを得なくなり、旧倉庫内の原材料等の廃棄費用、新倉庫への切り替えのための運搬費用、新倉庫での保管費用、放射線測定機のレンタル費用及びコピー代等の追加的費用を請求した。東京電力は、廃棄費用、放射線測定機のレンタル費用、コピー代等については賠償を認めつつも、平成24年1月以降の運送費用、保管費用の増加について、因果関係がないと主張して争った。パネルは、運送費用、保管費用の双方について、平成23年3月から同年12月までは影響割合を10割、平成24年1月から同年9月までは影響割合を8割として、それぞれを乗じた金額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i 及び中間指針第7の1 IV ①は、食品製造業において、福島県に所在する工場で製造された産品等に係る風評被害について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、原発事故により原材料及び仕掛品の廃棄を余儀なくされたとして、それらの財物価値の喪失分の賠償を求めた。東京電力は、損害が生じていること自体は争わないものの、原材料等の数量や損害の算定方法について確認を求めた。パネルは、風評被害により廃棄を余儀なくされた原材料等の価値喪失と原発事故との相当因果関係を認め、実際の数量に単価を乗じた金額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i 及び中間指針第7の1 IV①は、食品製造業において、福島県に所在する工場で製造された産品等に係る風評被害について、取引数量の減少分を賠償すべき損害と認めているところ、これに取引ができなくなった商品等の価値減少分も含まれるとして、和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	328		
事案の概要	浪江町で農業を営む申立人が所有する農業用機械(トラクター・コンバイン・籾乾燥機)の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)イ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H25.1.31
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	1,268,029		※1
全部和解	財物損害	その他動産	553,000		※1
全部和解	財物損害	その他動産	1,629,440		※1
小計			3,450,469		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,450,469
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時農業を営んでいたところ、原発事故に基づく避難指示により営農不可となり、所有していた農業用機械も使用不能になったとして、当該農業用機械の財物価値の賠償を求めた。東京電力は、損害の発生については認めたものの、区域再編が定まらない時点での財物について、全損とは認定すべきでないとして主張して争った。パネルは、当面の間は営農が不可能ということができ、それらの事情等を考慮すれば、全損であると認定することができると判断し、購入金額〔契約書等〕を購入時期に応じて適宜減価した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 II ②は、対象区域内の財物について、財物の種類、性質及び取引態様等から、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	329		
事案の概要	警戒区域から避難を余儀なくされ、避難先において介護者と同居することができず原発事故後寝たきりとなってしまった要介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が目安とされる額の約2倍に増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.7.18	全部和解成立日	H25.1.31
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	54,000	H23.3~H23.11	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	360,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	87,180	H23.3~H23.11	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	940,000	H23.3~H23.11	※4
全部和解	一時立入費用	交通費	30,000	H23.3~H23.11	※5
全部和解	財物損害	その他動産	110,000	H23.3~H23.11	※6
小計			1,581,180		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	23,000	H23.3~H23.11	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	540,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	24,780	H23.3~H23.11	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	920,000	H23.3~H23.11	※4
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.3~H23.11	※7
小計			2,407,780		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,988,960
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,600,000

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ①は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域から避難するために負担した交通費を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。申立人Aについては平成23年3月分及び同年6月分を、申立人Bについては同年3月分のみについて、月額12万円とされた。

※5 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち警戒区域内に住居を有する者が、必要かつ合理的な範囲で負担した、一時立ち入りに参加するために負担した交通費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の10

中間指針第3の10 I は、避難指示による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となり当該財物の価値が失われたため、現実に価値を喪失又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故以前から脳腫瘍・水頭症手術後も頭に水がたまる症状があり、要介護認定4の状態にあって、申立人Aの介護も受けられず、寝たきりで避難生活を余儀なくされたとして慰謝料の増額を請求した。東京電力は認否を留保し、申立人の説明及びパネルの意見を踏まえ検討するとした。パネルは、申立人Bが重度の要介護状態にあること、介護者である申立人Aと別居を余儀なくされていること、原発事故以前からの脳腫瘍・頭に水がたまるなどの症状が原発事故後も継続していること、原発事故後は申立人Aとの別居により頭の水を抜く介護を受けられず身体への悪影響が懸念されること、原発事故後は全くの寝たきりの状態になったことを考慮し、月額10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護、重度持病及び家族別離という事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	330		
事案の概要	県北地域所在の医療法人について、自主的避難等により患者数が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H24.8.9	全部和解成立日	H25.1.31
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,592,931	H23.3~H23.8	※1

小計 4,592,931

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,592,931
	弁護士費用	137,788
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、福島市において、整形外科を営む医療法人であるところ、原発事故により患者が自主的避難をしたこと等により患者数が減少し減収が生じたとして、平成19年から平成21年までの売上額平均を基準とし、対象期間の売上高から平成22年以降に開始した新規業務の売上高を控除した上で、逸失利益を算定し賠償を求めた〔決算報告書〕。東京電力は、賠償すること自体は争わないものの、基準年を直近の平成22年とすべきであること、新規業務の売上高は従前の業務を一部縮小した部分を充てているから控除すべきでないこと等を主張して、算定方法を争った。パネルは、基準額については平成19年から平成21年までの売上額平均とし、新規業務の売上高については特に業態が変化した事実が認定できないことから控除しないとして、損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え・取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	331		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市)に居住している申立人らについて、滞在者慰謝料、避難・一時立入・帰宅移動費用、生活費増加費用(自家生産野菜の消費不能による食費増加分、ミネラルウォーター購入分、交通費増加分、家財道具等購入分)、自宅の除染費用が賠償された事例(上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書(掲載番号15))において、各損害項目ごとの標準賠償額を提示。		
紹介箇所	第1の4(2)イ(ア)	第1の4(2)イ(イ)	第1の5(2)
	第1の8(2)ア	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H23.12.28	全部和解成立日	H25.12.26
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	130	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 申立て、審理方針と代表世帯の選定

本件は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた住民のなかから、34世帯合計130人の集団申立てがされた事案である。同集団には、同区域から避難中の者だけでなく、避難後帰還した者、滞在者(一度も避難しなかった者)も含まれていた。パネルは、①申立てをした世帯の中から6世帯の代表世帯(通称チャンピオン世帯)の審理を先行させ、②各チャンピオン世帯における損害項目の検討を通じて解決基準を定め、③非チャンピオン世帯の検討に同解決基準を用いるという審理計画を示し、申立人ら及び東京電力に対して協力を求めた。申立人ら及び東京電力は、迅速な解決を目指し、パネルが示した審理計画に同意した。

平成24年3月に南相馬市原町区内で25世帯について現地口頭審理を開催するなどしてその審理結果を踏まえ、パネルは、平成24年4月に、申立人ら及び東京電力に対して解決基準となる和解案提示理由書(掲載番号15)を提示した。その後、非チャンピオン世帯は同解決基準に従って審理がされた。

4 解決基準の概要

平成24年4月16付け「和解案提示理由書」に示された解決基準は、①滞在者慰謝料、②避難交通費関係、③避難宿泊費関係、④生活費増加分(自家消費野菜・米を生産していた世帯における野菜及び米の購入費用、滞在者のミネラルウォーター購入費用、電話料金増加分、交通費増加分、避難による転校に伴う教育関係費用の追加支出、家財道具購入費用、衣類・日用品購入費用)の4項目について方針を示したものである。詳細は、和解契約書(公表番号331)及び和解案提示理由書(掲載番号15)に記載のとおりであるが、概要は以下のとおりである。

① 滞在者慰謝料について

南相馬市原町区の事故後の状況(物流の悪化、商品不足・値段高騰、学校、商店、事業所、医療・介護施設の縮小閉鎖、避難による人口減少等)を考慮すれば、滞在者の日常生活は避難生活に匹敵する程度に不自由なものである一方、緊急時避難準備区域の指定が解除された後は、それまでよりも日常生活の不便さがやや解消したものであるとして、平成23年3月から同年9月までの慰謝料額は月額10万円、同年10月から平成24年2月までの慰謝料額は月額8万円をそれぞれ認める。

② 避難交通費関係について

ア 避難及び帰宅に要する交通費は、東京電力の基準による。

イ 一時立入りに要する交通費は、月1回の場合は、全て東京電力基準により、月2回以上の場合は、1回目は東京電力基準により、2回目以降について福島県内車1台について片道1回3000円、福島県外車1台について片道1回5000円とする（ただし、上記を超える領収書がある場合は、実費全額を賠償する。）。

③ 避難宿泊費関係について

ア 支出した実費を賠償する。親族知人宅宿泊謝礼も同様とする。日数制限は設けず、申立てのあった全ての日について、宿泊費・宿泊謝礼の賠償を認める。実費の認定については、領収証があれば、原則として、その記載金額とする。ただし、親族知人宅宿泊謝礼は、1人1日6000円を上限とする。領収書がなく、申立人の陳述のみによる場合は、1人1日3000円を上限とする。

イ 知人宅宿泊について謝礼品を交付した場合の謝礼品購入費用も、金額、日数について上記と同じ基準の範囲内で認める。

ウ 避難先で借家を借りた場合には、賃料、礼金及び仲介手数料の全額並びに敷金の2割を賠償する。

④ 生活費増加費用について

ア 食費増加費用について、専業農家、兼業農家、自家用のみの生産農家について、原発事故前に米及び野菜を小売店で購入していなかった世帯について、同居家族が4人以下の場合、米及び野菜を生産していた家族は年12万円、米のみを生産していた家族は年4万円、野菜のみを生産していた家族は年8万円を、同居家族が5人以上の場合は、上記と同じく順に年18万円、年6万円、年12万円を賠償する。

イ ミネラルウォーター購入費用について、滞在者が井戸水又は水道水の利用に代えてミネラルウォーターを購入した場合、同居家族が4人以下の家族は月額5000円を、同居家族が5人以上の家族は月額8000円を認める。

ウ 電話料金増加分について、領収証等により増加分が証明できる場合は、増加分の実額全額を賠償する。

エ 交通費増加分について、避難、家族の分離、近隣店舗の閉鎖等により、役所、病院、家族の相互訪問、買物等のための交通費の出費を余儀なくされた場合は、領収証等により実額が証明できる場合は、実額全額を賠償する。それ以外の場合の標準賠償額を一家族当たり月額1万円とする。

オ 教育関係費用について、避難による転校に伴い、学納金、制服類、高額の学用品の追加的支出があった場合には、その全額を賠償する。領収証等により追加的支出が証明できる場合には、その全額を賠償する。それ以外の場合は、本人の陳述等により、合理的な金額を賠償する。一人当たりの標準額は、高校の転校の場合10万、小・中学校の天候の場合5万円とする。

カ 家財道具等購入費用について、領収証等により実額が証明できる場合は、実額全額を賠償する。それ以外の場合は、平成23年9月30日までに避難を開始した者に限り、一家族当たりの標準賠償額を30万円とする。

キ 衣類・日用品購入費用について、避難により、衣類、日用品を新たに購入せざるを得なかった場合領収証等により実額が証明できる場合は、実額全額を賠償する。それ以外の場合の標準賠償額を一家族当たり月額2万円とする。

5 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	378,000	H23.3～H24.2	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H23.3～H23.5	※2
全部和解	精神的損害	その他	800,000	H23.6～H24.2	※2
全部和解	避難費用	交通費	24,000	H23.3～H24.2	※1
全部和解	避難費用	家財移動費用	48,000	H23.3～H24.2	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	84,000	H23.3～H24.2	※3
全部和解	一時立入費用	家財移動費用	24,000	H23.3～H24.2	※3
全部和解	帰宅費用	交通費	12,000	H23.3～H24.2	※4
全部和解	帰宅費用	家財移動費用	24,000	H23.3～H24.2	※4
全部和解	その他	食費増加費用	80,000	H23.3～H24.2	※5
全部和解	その他	食費増加費用	50,000	H23.3～H24.2	※5
全部和解	その他	その他生活費増加費用	100,000	H23.3～H24.2	※6
全部和解	その他	その他生活費増加費用	25,000	H23.3～H24.2	※7
全部和解	検査費用(物)		45,000	H23.3～H24.2	※8
全部和解	就労不能損害	減収分	2,131,008	H23.3～H24.2	※9

小計 4,125,008

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H23.3~H23.5	※2
全部和解	精神的損害	その他	800,000	H23.6~H24.2	※2
小計			1,100,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		926,480	H23.3~H24.2	※10
小計			926,480		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,225,008
	弁護士費用	184,544
	手続内で処理された既払金合計額	1,900,000

※1 中間指針第3の2

解決基準②に基づき避難に要する費用として2万4000円、家財移動費用として4万8000円、解決基準③に基づき宿泊費として37万8000円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第1の4、(中間指針第二次追補第2の1(2))、総括基準(旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について)

平成23年3月から同年5月まで避難し、その後同年6月以降滞在をしている申立人らの慰謝料について、解決基準①に基づき、平成23年3月から同年9月までの慰謝料額を月額10万円(合計70万円)、同年10月から平成24年2月までの慰謝料額を月額8万(合計40万円)と判断し、申立人らについて平成23年3月から同年5月までの避難に伴う日常生活阻害慰謝料としての30万円に加え、帰還後の滞在者慰謝料として80万円をそれぞれ認める和解案を提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

原発事故による避難に伴い申立人Aが負担した一時立入りに要する交通費及び家財移動費用について、解決基準②に基づき一時立入りに要する交通費として8万4000円、家財移動費用として2万4000円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の4

原発事故による避難に伴い申立人Aが負担した帰宅に要する交通費及び家財移動費用について、解決基準②に基づき帰宅に要する費用として1万2000円、帰宅に要する家財移動費用として2万4000円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第1の4、(中間指針第二次追補第2の1(2))

原発事故により、野菜の自家消費及び水道水の使用ができなくなり、野菜及びペットボトル入りのミネラルウォーター等を購入せざるを得なくなったとして、申立人A(同居家族4人以下)が負担した生活費増加費用について、解決基準④ア及びイに基づきミネラルウォーターを購入

費用として標準賠償額を月額5000円で算定した5万円、野菜購入費用として8万円の賠償を認める和解案を提示したものである。

※6 中間指針第1の4、(中間指針第二次追補第2の1(2))

原発事故後、避難や家族の分離・近隣店舗閉鎖等により、役所、病院、家族の相互訪問、買物等のための交通費の出費を余儀なくされたため申立人Aが負担した生活費増加費用について、領収証等により実額が証明できないものの、解決基準④エに基づき10万円(一家族当たり月額1万円)の賠償を認める和解案を提示した。

※7 中間指針第1の4、(中間指針第二次追補第2の1(2))

申立人Aは、原発事故後、デジタルカメラの購入を余儀なくされたとして、申立人Aが負担した生活費増加費用を請求した。東京電力は、デジタルカメラの購入は帰宅後にされたものであり、避難により購入したとはいえないなどと主張して争った。パネルは、地域の除染やモニタリング等を行うために必要であると認め、デジタルカメラ購入費用について、2万5000円の賠償を認める和解案を提示した。

※8 中間指針第3の9

中間指針第3の9は、対象区域にあった商品を含む財物について、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故後、南相馬市小高区にある勤務先の退職を余儀なくされたとして〔就労状況証明書〕、給与の減収分〔総合口座通帳〕の賠償を請求した。東京電力も一定の範囲ではこれを認めたが、東京電力は、申立人Aは勤務先を自主的に退職した以上退職後の給与減収は原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、原発事故と減収との間に相当因果関係があると判断し、平成23年3月から平成24年2月までの就労不能損害として減収分全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※10 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立人らは、原発事故により、屋根瓦等から高い放射線が測定されたため、屋根瓦等の工事費用を請求した。

中間指針第3の10は、財物が対象区域内にあり、①財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合、又は、②①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合、には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められるとしており、中間指針第二次追補第4 Iは、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※11 申立てはあったが和解の対象とならなかった損害項目(中間指針第3の10)

申立人Aは、原発事故により、所有不動産の財物価値が減少したとして、不動産の財物価値減少分を請求した。東京電力は、放射性物質の除染の方法等が明らかになっていないこと等から、財物価値の喪失・減少の有無についての法的評価、判断をすることができないと主張して争った。パネルは、不動産の財物価値減少分については、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	332		
事案の概要	① 警戒区域からの避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、平成23年11月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との因果関係が認められた事例。 ② 平成23年3月から死亡した同年11月までの間、被相続人(要介護者)及びその介護者の日常生活障害慰謝料が増額された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(イ)	第1の7(2)ア(ウ)
	第1の7(2)ア(エ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.5.7	全部和解成立日	H25.2.1
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	94,700	H23.3~H24.3	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	110,000	H23.3~H24.3	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	35,480	H23.3~H24.3	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	442,575	H23.3~H24.3	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,320,000	H23.3~H24.3	※4
全部和解	精神的損害	増額分	552,000	H23.3~H23.11	※4
全部和解	財物損害	家財	4,450,000		※5
全部和解	営業損害・逸失利益		11,997	H23.3~H24.3	※6
全部和解	精神的損害	基本部分	920,000	H23.3~H23.11	※7
全部和解	精神的損害	増額分	552,000	H23.3~H23.11	※7
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	94,660	H23.3~H24.3	※8
全部和解	生命・身体的損害	その他	2,800,000		※8

小計 11,383,412

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,383,412
	弁護士費用	341,502
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2Ⅱ①本文は、避難費用のうち交通費及び宿泊費等について、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

避難場所から自宅への一時立入りに必要な交通費の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

中間指針第3の2Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、原発事故後、要介護1から要介護2に状態が悪化した夫の介護を行っており、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料及び慰謝料の増額を請求した。パネルは、基本部分132万円（当初1か月分について12万円、その後12か月分について10万円）のほか、平成23年3月から被介護者であった夫が死亡する平成23年11月まで6割の増額（合計55万2000円）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、介護を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の10

中間指針第3の10Ⅰは、財物について、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められており、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の7

中間指針第3の7Ⅰは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、被相続人（申立人の夫）が原発事故により要介護1から要介護2に状態が悪化し、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、増額部分も含め被相続人に係る慰謝料及び慰謝料の増額を請求した。パネルは、基本部分92万円（当初1か月分について12万円、その後8か月分について10万円）のほか、平成23年3月から要介護状態にあった被相続人が死亡する平成23年11月まで6割の増額（合計55万2000円）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の5

申立人は、被相続人（申立人の夫）が原発事故により避難を余儀なくされ、平成23年11月に死亡したとして、被相続人に係る死亡慰謝料、医療費、葬儀費用及び逸失利益を請求した。パネルは、入院診療録等を基に、死亡慰謝料、逸失利益及び葬儀費用として280万円、医療費として9万4660円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む）し、死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	333		
事案の概要	自主的避難等対象区域内(いわき市)に居住し、自己の勤務先は同市内であったが夫の勤務先が警戒区域内であった申立人について、夫が福島県外に転勤したことに伴い、夫と子供(幼児)とともに福島県外に引越したことに伴って被った就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)キ		

2 基本情報

申立日	H24.3.26	全部和解成立日	H25.2.1
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	437,000	本件事故発生～ H24.3	※1
小計			437,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	437,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人は、夫と乳児である子といわき市に居住していたが、警戒区域内に勤務していた夫が自主的避難の目的で福島県外への転勤を希望し〔雇用保険被保険者転勤届受理通知書〕、現に福島県外へ転勤することとなったため〔雇用保険被保険者転勤届受理通知書、質問事項回答書〕、それに伴い申立人はいわき市内の勤務先を退職せざるを得なかったとして就労不能損害の賠償を求めた〔給与明細〕。東京電力は、夫の転勤に伴う退職は申立人及び夫の判断が介在しており原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、原発事故と申立人の退職との相当因果関係を認め、請求された6か月分(育児休暇から復帰する予定であった平成23年10月分から平成24年3月分まで)の就労不能損害を認定し、うち3か月分については既払いであるとして残り3か月分の就労不能損害について和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	334		
事案の概要	県南地域で養豚業を営む申立人について、原発事故の風評被害によって、1年間の操業停止と、新しい事業形態を目指して策定した事業プラン実施の延期を余儀なくされたことによる営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.6.7	全部和解成立日	H25.2.4
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,594,065	H23.3~H24.12	※1

小計 4,594,065

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,594,065
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故時、県南地域で養豚業を営んでいたところ、原発事故の風評被害によって、1年間の操業停止及び新しい事業形態を目指して策定した事業プラン〔農業経営改善計画認定書、同申請書〕実施の延期を余儀なくされたことから減収が生じた〔原発事故前後の決算報告書、収支計画シミュレーション〕として、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、証拠が不足していること、損害額の相当性がないこと等を主張して争った。パネルは、原発事故と減収との間に相当因果関係があると判断した上で損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の2 IIは、福島県において産出された畜産物（食用に限る。）に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を懸念し、操業の全部又は一部を断念したことによって生じた被害について、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	335		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で生活している家族4名(一時他県に避難。うち1名は障害等級2級、1名は知的障害者)について、障害を抱えていることやその介護負担等を考慮し、日常生活阻害慰謝料が増額された上、原町区の介護水準の低下に伴い介護施設・障害者施設等におけるサービスが受けられないことに対する慰謝料も認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)オ	第1の8(2)カ

2 基本情報

申立日	H24.9.11	全部和解成立日	H25.2.4
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,700,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	850,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	その他	20,000	H23.3~H24.8	※3
小計			2,670,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,700,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	850,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	その他	20,000	H23.3~H24.8	※3
小計			2,670,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,700,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,020,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	その他	20,000	H23.3~H24.8	※3
小計			2,840,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,700,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	850,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	その他	20,000	H23.3~H24.8	※3
小計			2,670,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,850,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	7,200,000

※1 中間指針第3の6、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）

平成23年3月から平成24年8月までを、避難期間（17か月間）と自宅に滞在していた期間（1か月間）とに分け、滞在していた期間について、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料について）に基づき、各申立人について、10万円の慰謝料の賠償が認められたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

原発事故発生当時、申立人Cは身体障害者〔身体障害者手帳〕、申立人Dは、知的障害者〔福島県療育手帳〕であった。申立人らは、上記の障害により過酷な避難生活を強いられたとして、申立人A及びBについて介護による慰謝料の増額、申立人C及びDについて要介護による慰謝料の増額を請求した。東京電力は、清算条項についてはこだわったが慰謝料の増額については応諾した。パネルは、申立人らについて、過酷な避難生活による慰謝料の増額を認め、平成23年3月から平成24年8月まで、申立人A及びBについては、月額5万円の介護をしたことについての増額を、申立人Cについては、月額6万円の要介護についての増額を、申立人Dについては、月額5万円の要介護についての増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6

申立人らは、申立人Dが避難後、ストレス等により暴れるようになったが、警戒区域内からの避難者等により施設が一杯で、入所することができなかったことによる慰謝料を請求し、東京電力はこれについて特段争わず、パネルは、各申立人について2万円の慰謝料の賠償を認めた。

中間指針第3の6備考11は、その他の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	336		
事案の概要	警戒区域内で飲食店等を営んでいた申立人の逸失利益約1,657万円及び原発事故時の在庫食品等の財物賠償に加え、金融機関に対する遅延約定利息金及び遅延損害金が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)イ(カ)	第1の12(2)ア(ア)
	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.4.19	全部和解成立日	H25.2.4
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		16,577,295	H23.3~H23.12	※1
全部和解	財物損害	動産	647,746		※2
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	321,080	H23.3~H23.12	※3
小計			17,546,121		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	17,546,121
	弁護士費用	526,383
	手続内で処理された既払金合計額	1,858,750

※1 中間指針第3の7

申立人は、浪江町において複数の飲食店等を営んでいたところ、原発事故により避難等対象区域に指定されたため、営んでいた各飲食店の休業を余儀なくされたとして平成23年3月から同年12月までの営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、営業損害について一部は認めたものの、控除すべき経費に関して固定費と変動費の振り分けについて意見を述べ、損害額を争った。パネルは、原発事故発生後の申立人の経費支出の実情〔決算報告書、取引明細書、領収書等〕を踏まえて固定費と変動費の振り分けを行った上で営業損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い営業が不能となり現実に減収があった場合には、原発事故により負担を免れた費用を控除したその減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、原発事故により避難等対象区域に指定されたため、各飲食店に保管されていた食品在庫について管理することも持ち出すこともできず腐敗するなどして価値が滅失したことによる財物損害の賠償を求めた。東京電力は財物損害について一部は認めたものの、地震による在

庫の損壊や滞留在庫等の原発事故以外の要因による損害の可能性を主張して損害額を争った。パネルは、在庫の中心が生鮮食品等であることを考慮し、請求額の約97%に相当する財物損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため当該財物の価値が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人は、営んでいた各飲食店の休業を余儀なくされて収入が途絶え、飲食店の経営に関する金融機関からの借入金の約定利息や延滞損害金等が発生したとして、営業損害の追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、追加的費用として一部金融機関について発生した延滞約定利息及び延滞損害金〔返済内訳等〕を認めたものの、その余の約定利息は原発事故前の借入に係るものであり、原発事故に関わりなく発生するものであるなどと意見を述べ、追加的費用の範囲及び額を争った。パネルは、延滞約定利息及び延滞損害金の範囲で営業損害の追加的費用を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示に伴い事業に支障が生じたために負担した追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	337		
事案の概要	割賦払クレジット契約で購入した乗用車を警戒区域内に残して避難した警戒区域の住民について、原発事故後クレジット契約解約までの間に弁済した立替金及び解約に伴う損害金並びに原発事故直後の日に納車予定であった購入済みの別の乗用車の解約費用の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(イ)	第1の12(2)イ(イ)	

2 基本情報

申立日	H23.12.16	全部和解成立日	H25.2.4
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	就労不能損害	減収分	4,095,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,021,404	H23.3~H24.2	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	57,912	H23.3~H24.2	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3~H24.2	※4
全部和解	その他		1,984,684	H23.3~H24.3	※5
全部和解	財物損害	その他動産	679,063		※6、7
小計			9,038,063		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,038,063
	弁護士費用	271,142
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2は、避難等対象者が避難等により必要かつ合理的な範囲で負担した生活費の増加費用が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち警戒区域に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立入りに参加するために負担した交通費等は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、本件は市町村が実施する一時立入りではな

いものの、その必要性・合理性を認め、これに準じた賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、避難等対象者が受けた精神的苦痛のうち、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の7

中間指針第3の7は、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の10

申立人は、事故当時避難指示区域内で保管し使用していた車両が原発事故により放射能に汚染されたことから、事故後同車両を使用できず、オートクレジット契約を解除せざるを得なかったなどとして、事故後解約までの期間の割賦代金及び解約費用の支払を求めた。東京電力は、上記車両に特段の損傷や異常はなく自動車としての性能や価値を喪失したわけではないなどとして、これを認めなかったが、パネルは、同車両が原発から数キロの場所に放置され、放射能を浴びた可能性の高い車両に乗ることに躊躇を覚えた申立人の心情は理解できること等の事情を考慮し、提出された精算兼請求書等の各資料に基づき、請求のうち申立人が実際に支払った事故後解約日までの割賦代金及び解約費用相当額を原発事故と相当因果関係のある損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められるとしているところ、本件はクレジット契約であり財物損害そのものではないものの、これを参考とした和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の10

申立人は、事故当時納入予定であった車両について、原発事故に基づく避難のため同車両を引取りに行くことができず、契約を解約せざるを得なくなったなどとして、そのキャンセル費用の支払を求めた。東京電力は、上記車両が原発事故当時には納入可能な状況にあって、解約は申立人自身の判断であると主張して争った。パネルは、原発事故の影響で、納入元の営業所は稼働しておらず、担当者も避難して連絡が取れなかったこと等の事情を考慮し、申立人が同車両の契約を解除したことはやむを得なかったと判断し、提出された預り金精算書類等の各資料に基づき、請求どおり解約費用相当額を損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められるとしているところ、本件の個別事情を踏まえ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	338		
事案の概要	自主的避難等対象区域内所在の大学に原発事故前から進学することが決まっており、原発事故前から同大学の部活動に参加するため住民票を移さずに同区域内で生活し原発事故後に福島県外の実家に避難した高校生について、直接賠償では住民票がないため支払いを拒否された定額賠償金の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(2)		

2 基本情報

申立日	H24.6.6	全部和解成立日	H25.2.4
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人は、自主的避難等対象区域内所在の大学に進学することが原発事故前から決まっており、原発事故前から同大学の部活動に参加するため、申立人名義の契約ではないものの郡山市のアパートに居住していたところ〔賃貸借契約書、電話聴取報告書〕、原発事故に伴い自主的避難を実行したとして、中間指針第一次追補第2に規定する精神的損害、生活費増加費用及び移動費用について賠償を求めた。東京電力は、原発事故当時、住民票の住所地が、自主的避難等対象区域外であったことから、自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居が確認できず、対象者に該当しないと主張して争った。パネルは、申立人を、原発事故当時、自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居を有していた者と同等に扱うことが相当であるとして、中間指針第一次追補第2及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準に規定する精神的損害、生活費増加費用及び移動費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち本件事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については一人40万円を、原発事故発生当初の時期の損害として子供及び妊婦以外については一人8万円を目安としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	339		
事案の概要	福島市で介護サービス業を営んでいる申立人について、利用者が原発事故により自主的避難したことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H24.9.28	全部和解成立日	H25.2.5
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		404,790	H23.3~H23.6	※1

小計 404,790

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	404,790
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は福島市で介護サービス業を営んでいるところ、原発事故により利用者2名が自主的避難をしたため当該利用者に係る利用料収入が減少したとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の事業全体の年間売上げは原発事故以前より増加しているため減収が生じておらず、逸失利益は認められないと主張して争った。パネルは、売上げ全体の推移の如何にかかわらず、利用者2名の避難に伴う逸失利益分が原発事故と相当因果関係のある損害と認められるとして、利用者の避難により実施できなかった訪問入浴介護の利用料相当額から支出を免れた費用(消耗品、ガソリン代、リネン費用)を控除して損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において原発事故以降に現実に生じた買い控え・取引停止等による被害のうち、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において発生した損害については、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、利用者の自主的避難による取引停止が生じた事案において、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	340		
事案の概要	群馬県で農機具等の販売業を営む申立人について、顧客である農家が原発事故の風評被害を受け、その収入減少に伴い、農機具等の購入を断念したことにより被った減収分(間接被害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.6.20	全部和解成立日	H25.2.5
事故時住所	群馬県利根郡		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		3,775,520	H23.3~H23.7	※1
小計			3,775,520		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,775,520
	弁護士費用	113,265
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、群馬県内で農機具等の販売業を営んでいたところ、顧客である農家が原発事故の風評被害を受け、その収入減少に伴い、農機具等の購入を断念したことによる減収分の損害(間接損害)賠償を求めた。東京電力は、申立人の請求に係る減収分は顧客である農家が情報混乱期における事業見通しの先行き不安により農機具の一時買い控えをしたことによるものであり、第一次被害者となる農家の避難、事業停止により必然的に生じたものとはいえず、原発事故との間には相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人の事業規模や地域密着型の営業形態に鑑みれば、短期間で他地域での農機具の営業販売を行うことは困難であり、顧客である農家との取引には代替性が認められないとし、申立人の減収と原発事故との相当因果関係を認め、基準年とした平成22年の売上額から対象年の売上額を差し引いた額に利益率を乗じ、さらに、原発事故の影響割合を7割として損害を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱ①は、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止に伴って必然的に生じたものを賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	341		
事案の概要	県北地域でキノコを材料とする食品等の製造・販売業等を営む申立人について、原発事故の風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.11.29	全部和解成立日	H25.2.5
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		232,638	H24.4~H24.7	※1

小計 232,638

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	232,638
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、県北地方においてきのこやその加工商品の生産・販売を業とする法人であったところ、原発事故による風評被害により販売ができなくなったことが原因で減収が生じたとして、売上高減少額に過去の直接請求で東京電力が認めた貢献利益率を乗じて営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の主張する売上高減少額や貢献利益率について争った。パネルは、申立人に営業損害が発生したことを認定し、過去の直接請求の際に東京電力が認めた貢献利益率を採用して損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i 及び同 ii は、福島県において産出・加工された産品等に係る買い控え等による被害については原則として賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	342		
事案の概要	関東地方で車両輸送業を営んでいる申立人について、原発事故によりトレーラーの荷台部分を警戒区域内に残して避難したため、同トレーラーを休車とせざるを得なかったことに伴う逸失利益、同乗務員の休業期間中の支払給与相当額の損害及びトレーラー引取費用等(直接賠償では支払拒否された)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)イ(ア)	第1の9(2)イ(カ)

2 基本情報

申立日	H24.7.10	全部和解成立日	H25.2.5
事故時住所	埼玉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		197,502	H23.3~H23.6	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	2,146,603	H23.3~H23.6	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	36,000	H23.3~H23.6	※1
小計			2,380,105		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,380,105
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、車両輸送を業として行っていたところ、セミトレーラーに商品車両を積載して輸送中に原発事故が発生し、退避指示が出されたため、トレーラー部分を切り離した上で放置して避難したことにより、休業を余儀なくされたとして営業損害(休業中に支払った従業員給与・休業中の逸失利益・トレーラー引取費用)の賠償を請求した。東京電力は、トレーラーが放置された国道6号線は、地震の影響でその発生直後から原発事故の有無に関らず通行が不可能となったことから、国道6号線の応急復旧が完了し通行が可能となった平成23年5月9日以降の部分のみが原発事故と相当因果関係ある損害であると主張して争った。パネルは、従業員に支払った給与について、平成23年5月8日までの損害については影響割合を8割、同月9日以降の損害については10割として損害を算定し、トレーラーを休車とせざるを得なかったことに伴う逸失利益については申立人主張の純利益額を、トレーラー引取費用については最終的に費用額に争いがなかったためその額を採用して、和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に

減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認め、同第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために生じた追加的費用（従業員に係る追加的経費）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	343		
事案の概要	茨城県で運送業を営む申立人について、原発事故により国道6号線の警戒区域内の区間が利用できず迂回路を利用せざるを得なくなり走行距離が増加したことに伴ってタイヤの摩耗が早まったことに関し、東京電力に対する直接請求では拒否された、タイヤ購入費用相当額及びタイヤ交換工賃の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H24.8.27	全部和解成立日	H25.2.5
事故時住所	茨城県高萩市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	439,556	H23.3~H24.5	※1
小計			439,556		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	439,556
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、茨城県で運送業を営んでいたところ、原発事故によって、国道6号線が一部通行止めになったため、東北方面への荷物の輸送を迂回せざるを得なくなり、そのため走行距離が増え、タイヤ代及びタイヤ脱着料の費用が増加したとして、その増加費用を請求した。東京電力は、タイヤの摩耗要因としては、空気圧、荷重、走行速度、路面状況等の様々な要因があり、一概に走行距離が増えたからタイヤが摩耗したとはいえないことから、原発事故との間の相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、原発事故と費用の増加との間に相当因果関係があると判断し、申立人の請求どおりの金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	344		
事案の概要	県南地域で造園業を営む申立人について、原発事故の風評被害により造園工事の受注が減少したことに伴う逸失利益(東京電力に対する直接請求では支払いを拒否された)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.7.10	全部和解成立日	H25.2.6
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,337,793	H23.3~H24.2	※1

小計 2,337,793

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,337,793
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、原発事故時、造園業を営んでいたところ、申立人の事務所所在地が福島県内であることを理由に放射性物質による汚染の懸念を示され、関東北部に赴いて提供する造園工事の受注が減少したことにより減収が生じたとして、風評被害による営業損害の賠償を求めた。東京電力は、発注者は福島県に出向く必要はないことから発注を敬遠する心理には合理性がないこと、仮にそのような心理に合理性があるとしても、申立人の売上高は減少傾向にあったこと等の事情があり原発事故の影響割合は7割を超えないと主張して争った。パネルは、発注者が放射性物質による汚染を懸念し発注を敬遠する心理には合理性があると判断した上で、申立人の売上高が減少傾向にあったことや原発事故を原因とする除染工事による利益が存在したことを理由に原発事故の影響割合を7割として、風評被害による営業損害を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において、原発事故以降に現実に生じた取引停止等により発生した損害については、原則として原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、本件では、福島県内に拠点を有する申立人が福島県外で提供するサービスに関し損害が発生していることについて、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	345		
事案の概要	椎茸原木販売業者から福島県産の椎茸原木の運送委託を受けていた栃木県の運送業者について、出荷制限や自粛要請等による輸送量の減少に伴う逸失利益等(間接損害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.8.6	全部和解成立日	H25.2.7
事故時住所	栃木県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		1,400,000	H23.3~H25.1	※1
小計			1,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,400,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、運送業を営み、現地栽培のしいたけ原木の出荷・流通を行っていた流通商社からの運送受託により収入を得ていたところ、原発事故の影響による福島県内のしいたけ原木に対する出荷制限や自粛要請等の影響で、同流通商社が現地栽培のしいたけ原木を出荷・流通させることができなくなってしまったことにより、申立人が同流通商社からの運送受託ができなくなったことを原因として、売上げが大幅に減少したとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、同流通商社が第二次被害者であり、申立人が第三次被害者であることから、中間指針に定める間接被害の類型に直ちには該当しないこと、裁判実務においても、第三次被害者への賠償が認められないことがないこと、さらには、申立人が第二次被害者となる場合であっても、代替性の欠如がないと考えられることから、申立人の損害は間接被害には該当しないと主張した。パネルは、間接被害を認め、原発事故日から平成25年1月分までの営業損害を認める和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故により第一次被害が生じたことにより、第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を間接被害とし、間接被害については、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認められるところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	346		
事案の概要	中国向けのプラスチック半製品の製造工場を東北地域に取得し、平成23年3月から同工場を稼働する予定であった申立人について、原発事故により同工場で製造した製品の中国向け輸出が困難になり同工場の閉鎖売却を余儀なくされたことに伴う工場不動産の売却損の全額及び福島県外の工場で製造するために増加した原材料の運搬費用相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の5(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.9.4	全部和解成立日	H25.2.7
事故時住所	東京都墨田区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	2,780,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	15,346,789	H23.3~H23.12	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	135,000	H23.3~H23.12	※1
小計			18,261,789		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	18,261,789
	弁護士費用	547,853
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の5

申立人は、東北地域（警戒区域外）所在の土地建物をリサイクル処理工場用として購入したところ、中国への廃棄物の輸出規制のため同工場を稼働させることを断念せざるを得なくなったことから、同工場を第三者に売却した際の売却損、同工場が使用できなくなったために遠方の工場を使用せざるを得なくなったことに伴って増加した運搬費等を請求した〔入札関係書類、工場売買契約書、運搬費請求書等〕。東京電力は、同工場の買手が現に存在していることからしても、同工場が原発事故により物理的に使用できなくなったとの事実はなく、売却は経営判断に基づくものであるとして申立人の主張する売却損等の損害の発生を否認した。パネルは、中国への輸出規制が認められることから、同工場の売却は申立人の損害発生を最小化するためのリスクヘッジであると考えられることを考慮して、支出額と売却額の差額全額及び増加した運搬費全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の5 IIは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた

必要かつ合理的な範囲の追加的費用について原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	347		
事案の概要	須賀川市から群馬県に自主的避難した家族(夫婦とその子供)について、避難先での2軒目の民間賃貸住宅の家賃などのほか、平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H24.8.20	全部和解成立日	H25.2.7
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難雑費		140,000	H24.1~H24.7	※2
小計			340,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	32,800	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	229,500	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	10,400	H24.1~H24.7	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	665,316	H23.3~H24.7	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	90,000	H24.5~H24.7	※2
小計			1,028,016		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,448,016
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難の実行により被った精神的損害の賠償を求めた(申立人B及びCについては申立人の追加がされた)。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額として、申立人A及びBについてそれぞれ4万円、申立人Cについて20万円を認める和解案を提示した。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難の実行による避難費用〔領収書〕(①)、住居費等の生活費増加費用〔領収書、契約金明細書兼請求書〕(②)及び財物損害(③)の賠償を請求した。東京電力は、①及び②については、合理性が明らかになった限度で認める方向で検討するとし、③は、中間指針第二次追補等を踏まえて申立人の居住地が避難指示対象区域に該当しないことを理由にこれを争った。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて、①及び②について請求額のうち相当な金額を損害と認め、申立人Cに対し、平成24年1月から平成24年7月までの期間について、月額2万円の避難雑費を認める和解案を提示した。③については、和解案を提示していない。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	348		
事案の概要	津波にさらわれた親族の捜索が避難指示のためにできなかったことによる慰謝料について、家族3名に各40万円合計120万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ		

2 基本情報

申立日	H24.8.31	全部和解成立日	H25.2.9
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	1,200,000		※1
小計			1,200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故により、津波で流された家族の捜索をすることができなかったことから、その精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、家族の死亡と原発事故との間の相当因果関係がないため、捜索できなかった期間についての賠償も認められないとして否認した。パネルは、家族の捜索を阻害されたことにより被った精神的損害として計120万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第2の1は、原発事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれるとしている。また、中間指針第3の6の備考11は、その他の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとしており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外に、原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6の備考11を適用して、別途賠償の対象とすることができるとしているところ、家族の捜索を阻害されたことにより被った精神的苦痛を、原発事故と相当因果関係のある損害として認め、上記指針等に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	349		
事案の概要	米国在住の親族を頼っていわき市から平成23年3月末から同年4月までの間に米国へ自主的避難した避難交通費全額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	

2 基本情報

申立日	H24.5.7	全部和解成立日	H25.2.10
事故時住所	いわき市		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	112,500	H23.3	※2
小計			152,500		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	131,000	H23.3~H23.4	※2
小計			171,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※1
小計			40,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※1
小計			40,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	原発事故発生当初の時期	※1
小計			40,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	517,503	H23.3～H23.4	※3
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	392,000	H23.3～H23.4	※3
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	36,000	H23.3～H23.4	※3
小計			945,503		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,389,003
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	400,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難の実行により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額として申立人らに対してそれぞれ4万円を認める和解案を提示した。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人A及びBは、自主的避難を実行したことにより減収が生じたとして、就労不能損害〔支払明細書、給与所得の源泉徴収票〕の賠償を請求した。東京電力は、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分に含まれると主張して争った。パネルは、就労不能損害と原発事故の間には相当因果関係があると判断し、申立人A及びBに対して、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分を超えた部分について損害として認定した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人A、B、C、D及びEは、自主的避難に伴い生じた避難交通費(申立人C及びDの娘が居住する米国への避難交通費を含む)〔領収証、航空券、確認書〕、宿泊謝礼〔確認書〕及び宿泊費〔領収書〕の賠償を請求した。東京電力は、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分に含まれると主張して争った。パネルは、避難交通費等の損害と原発事故の間には相当因果関係があると判断し、申立人A、B、C、D及びEに対して、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分を超えた部分について損害として認定した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	350		
事案の概要	東京都内に居住し、警戒区域内に平成23年2月に移住するために自宅建物を建築した申立人らについて、その自宅建物建築費用相当額の金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.3.8	全部和解成立日	H25.2.10
事故時住所	東京都豊島区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	財物損害	建物	17,178,861		※1
全部和解	財物損害	建物	32,871,755		※1
全部和解	一時立入費用	交通費	16,440	H23.3~H24.3	※2
全部和解	財物損害	家財	6,350,000		※3

小計 56,417,056

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	56,417,056
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	19,175,121

※1 中間指針第3の10

申立人らは、事故当時避難指示区域内に新築した自宅が使用不可能となったとして、自宅建物建築費用等〔見積書、請求書等〕の支払を求めた。東京電力は、新築間もないとはいえ、申立人らの家族が実際に当該建物に居住していた事実を踏まえ、一部減価償却すべきであると主張したが、パネルは、原発事故と相当因果関係のある損害として全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現に価値を喪失し又は減少した部分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、警戒区域内に住居を有するものが、一時立入りに参加するための交通費等が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

中間指針第3の10 I は、避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能

等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現に価値を喪失し又は減少した部分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	351		
事案の概要	岩手県の椎茸栽培農家の出荷制限や自粛要請に基づく売上減少による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H24.9.28	全部和解成立日	H25.2.11
事故時住所	岩手県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		1,394,908	H24.4~H24.6	※1

小計 1,394,908

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,394,908
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	0

※1 中間指針第5の1

申立人は岩手県において、原木しいたけ（露地栽培）を生産して乾しいたけ等を出荷していたところ、平成24年5月、申立人所在市にて産出された乾しいたけ（原木露地栽培）について岩手県より出荷自粛要請がされたことから出荷ができなくなったとして、平成24年春の乾しいたけ収穫量に販売価格を乗じた形で逸失利益を請求した。東京電力も、申立人が平成24年春の収穫量を証する資料や、平成22年及び平成23年の販売価格に関する資料を提出して説明したところ、平成24年春の収穫量を出荷予定量として、平成23年の販売平均単価を乗じた金額から、出荷手数料相当額を控除した金額を逸失利益として認めるに至った。パネルは、口頭審理期日において平成24年春しいたけ分（同年4月頃から6月頃までの収穫分）として当事者の合意が得られた金額で和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林水産物の出荷に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等（地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む）の対象事業者において、同指示等に伴い、その事業に支障が生じたため現実に減収があった場合にその減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	352		
事案の概要	原発事故前に自主的避難等対象区域(福島市)の実家で里帰り出産をして平成23年3月下旬に関東の自宅に戻った母子2名について、定額賠償金が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(2)		

2 基本情報

申立日	H24.7.3	全部和解成立日	H25.2.11
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	その他		40,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	480,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

原発事故時、里帰り出産のため、福島市の実家に滞在していた申立人らが、中間指針第一次追補が定める自主的避難等対象者と同等の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの生活の本拠が福島市にないと主張して争った。パネルは、申立人らを原発事故時に福島市に居住していた者と同様に扱うことが相当であると認め、申立人Aについて8万円、申立人Bについて40万円の精神的損害、生活費増加費用及び移動費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等対象者のうち原発事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については一人40万円を、原発事故発生当初の時期の損害として、子供及び妊婦以外については一人8万円を目安としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	353		
事案の概要	自主的避難等対象区域のスーパーマーケットについて、近隣住民の避難による減少や顧客の収入減少、また観光客の減少により売上が減少したためその逸失利益の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H24.7.20	全部和解成立日	H25.2.12
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		6,000,000	H23.3~H23.11	※1
小計			6,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、原発事故時、福島市にてスーパーマーケットを営んでいたところ、原発事故により近隣住民の避難による減少や顧客の収入減少及び観光客の減少等により売上げが減少し、原発事故後、売上げが増加した月もあるが、それは通常の仕入れが途絶える中、食料品を求めてくる顧客の要望に応えるため、申立人従業員が、近隣や親戚の農家への直接交渉、卸業者への問合せを行なって食料品を集めるなどの特別の努力をしたからであるなどと主張して、売上減少月に係る逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、増収した月を含んだ請求期間通算での減収額をベースに逸失利益を賠償すべきであること、申立人店舗の顧客の減少率は僅少であり、売上減少の要因は競合店舗の新規開店や温泉旅館の宿泊者減少等により顧客が分散した可能性があること、福島県内においては平成23年6月以降は個人消費が増加傾向にあり減収について原発事故の影響はない、仮に原発事故の影響があるとしてもその影響割合は限定的であること等を主張して争った。パネルは、売上げが減少した期間について、売上減少と原発事故との間の相当相当因果関係を認め、当該期間の売上減少による逸失利益を600万円と認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において発生した損害については、典型的に原発事故と相当相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	354		
事案の概要	警戒区域(南相馬市小高区)からの避難生活により従来の家事・農作業ができなくなったために体力が低下して要支援2の状況に陥った高齢者と、介護負担の生じたその家族について、共に日常生活障害慰謝料が増額された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(イ)	第1の8(2)ウ(ア)
	第11の4(2)		

2 基本情報

申立日	H24.7.12	全部和解成立日	H25.2.12
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,220,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	精神的損害	増額分	366,000	H23.3~H24.2	※1
小計			1,586,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,220,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	精神的損害	増額分	366,000	H23.3~H24.2	※1
小計			1,586,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,220,000	H23.3~H24.2	※2
全部和解	精神的損害	増額分	732,000	H23.3~H24.2	※2
小計			1,952,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	209,000	H23.3~H24.2	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	311,000	H23.3~H24.2	※4
小計			520,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,644,000
	弁護士費用	169,320
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6 総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、平成24年6月、要支援2の認定を受けたが、同認定前から、子である申立人A及びその妻Bによる介護が必要な状態であり、過酷な避難生活を余儀なくされたとして慰謝料の増額を求めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、介護をした申立人A及びBに、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、申立人Cに、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

直接請求基準の、自家用車による県内移動1回1人5000円、県外移動は標準交通費一覧表に基づく金額で請求し、認められた事案である。

中間指針第3の2Ⅱ①に従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2、中間指針第2の5

宿泊費として、親族宅滞在期間については、陳述書に基づき、実際に支払った謝礼（食材費）が、賃貸住宅については賃料月額5万円が請求され、認められた事案である。中間指針第3の2Ⅰ②及び同第2の5に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	355		
事案の概要	父が仕事のため避難先から伊達市に戻り、母と子供3名が新潟県に自主的避難を続けている家族について、平成24年分の面会交通費、生活費増加費用、避難雑費の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)オ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H24.6.4	全部和解成立日	H25.2.12
事故時住所	伊達市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		100,000	H24.1～H24.5	※1
小計			100,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		100,000	H24.1～H24.5	※1
小計			100,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		100,000	H24.1～H24.5	※1
小計			100,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	224,000	H24.1～H24.5	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	150,000	H24.1～H24.5	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	5,400	H24.1～H24.5	※1
小計			379,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	679,400
	弁護士費用	20,382
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人Aが避難先から原発事故時住所に戻った後、申立人B、C、D及びEが自主的避難を継続することに伴い負担した生活費増加費用（①）及び線量計購入費用（②）について賠償を求めた。東京電力は、認否を保留又は原発事故と相当相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて、①について請求額のうち相当な金額、②について請求額全額を損害と認め、申立人C、D及びEそれぞれに対し平成24年1月から平成24年5月までの期間について、月額2万円の避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	356		
事案の概要	県北区域で食品製造販売業を営んでいた申立人について、風評被害による逸失利益、検査費用及び製造工場・敷地の除染費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.5.31	全部和解成立日	H25.2.13
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		5,803,671	H23.3~H24.2	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	1,426,321	H23.3~H24.2	※2
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	1,276,170	H23.3~H24.2	※2
全部和解	風評被害・検査費用(物)		440,000	H23.3~H24.2	※3

小計 8,946,162

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,946,162
	弁護士費用	268,385
	手続内で処理された既払金合計額	1,262,808

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故時、伊達市で漬物等の製造販売を営んでいたところ、風評被害により、小売店への直接販売が減少したこと及び催事の中止により催事での販売ができなかったことから、売上げが減少したとして、営業損害の賠償を求めた〔原発事故前後の確定申告書・決算報告書、売上表等〕。東京電力は、原発事故前後で申立人の業態が直販（NB）から卸販売（PB）へと転換されていること及び直販（NB）と卸販売（PB）を合わせた全体の売上げは原発事故前よりも増加していることから、直販（NB）の減少分のみを取り出して賠償することの合理性に疑問を呈し、争った。パネルは、東京電力の主張を排斥し、申立人の主張に沿って、売上減少額、貢献利益率（3割）を算定し、それに基づく逸失利益の金額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I③ i は、食品製造業において原発事故以降に現実生じた買い控え等による被害のうち、製造業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在する産品等に係るものは、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、風評被害により、自社工場の屋根や敷地の通路の除染に係る費用、顧客の要請により放射性物質による汚染を回避するための設備の設置費用（以下「放射能対策費用」という。）、風評被害による取引停止を避けるために顧客を訪問するための出張費用の支出を余儀なくされたとして、除染費用その他の追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、将来分の除染費用以外について賠償すること自体は争わず、既払金の控除等について意見を述べた。パネルは、除染費用その他の追加的費用と原発事故との相当相当因果関係を認め、将来分の除染費用の請求を除き、申立人の主張する除染費用その他の追加的費用の全額の支払を認める和解案を提示した。なお、申立人が和解案提示後に放射能対策費用について金額の訂正を求める上申書を提出したことから、パネルはこれに応じ、再度和解案を提示している。

中間指針第7の2 I ③ i 及び中間指針第7の1 IV①は、食品製造業において、福島県に所在する工場で製造された製品等に係る風評被害について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、風評被害により、自社工場で使用する水や製品を検査するための放射性物質の検査費用の支出を余儀なくされたとして、検査費用の賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体は争わず、既払金の控除や金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、検査費用と原発事故との相当相当因果関係を認め、申立人の主張する検査費用の全額の支払を認める和解案を提示した。なお、申立人が和解案提示後に金額の訂正を求める上申書を提出したことから、パネルはこれに応じ、再度和解案を提示している。

中間指針第7の2 I ③ i 及び中間指針第7の1 IV③は、食品製造業において、福島県に所在する工場で製造された製品等に係る風評被害について、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	357		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難し、平成24年2月に死亡した高齢者について、原発事故と死亡との相当因果関係を認めて死亡慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.8.9	全部和解成立日	H25.2.13
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,000,000		※1
小計			8,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人らは、申立人Aの母(申立人Bの妻)が避難生活に伴う生活環境の変化及びストレスにより体調を悪化させ、入院の後に死亡したとして、死亡慰謝料を請求した。東京電力は、医療照会の回答等に基づき、申立人Aの母の死亡について原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、原発事故と死亡との間に相当因果関係があると判断し、死亡慰謝料800万円を認める和解案を提示した。なお、申立人C及びDについては法定相続人ではないことが判明したため、和解案は提示されていない。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的傷害を含む)し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	358		
事案の概要	郡山市市街地の自宅建物及び庭の除染費用(高圧洗浄、芝張り撤去、コンクリート打設等)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.7.17	全部和解成立日	H25.2.13
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	279,000	H24.4~H24.6	※1
小計			279,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	279,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故により、郡山市市街地の自宅建物及び庭について、業者に依頼して除染作業を行い、その費用を負担したとして〔領収書〕、除染費用相当額の請求をした。東京電力は、回答を留保し、詳しい作業内容等の説明を求めた。パネルは、申立人から詳しい作業内容(自宅の外壁、屋根、雨樋、窓等の高圧洗浄、庭の芝張り撤去及びコンクリート打設等)や線量の変化等を確認するなどしてその合理性を認め、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4Ⅱは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	359		
事案の概要	県北地域で小売店を営む申立人について、原発事故後は、病気により事業収支が不調であった事故前の状況を脱する見通しであったとして、事故前の実績に拘束されずに賠償額を算定した事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.7.23	全部和解成立日	H25.2.13
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,000,000	H23.3~H24.6	※1
小計			1,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人らは、福島市において、食品販売業を営み、山形県産茶葉等を扱っていたところ、原発事故の風評被害により売上げが減少した〔平成20年から平成23年までの確定申告書、直接請求資料〕として、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、平成22年度と比較した結果損害が発生していないと主張した。パネルは、平成23年3月から平成24年6月までについて、平成21年度以前の実績も考慮して和解案を提示した。

中間指針第7の2IVは、食品の流通業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当相当因果関係が認められ、賠償の対象となるとしており、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額についてはパネルの合理的な裁量に委ねられるとし、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には適宜の金額を足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額とした場合、特段の事情がない限りパネルの判断は合理的なものとして推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示され

たものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人らは、線量が高いことによる不安等を理由に中間指針第一次追補第2による賠償分を超えて精神的な損害の賠償を求めたが、パネルはこれに対して和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	360		
事案の概要	警戒区域(浪江町)から避難を余儀なくされた3世代家族の避難による日常生活阻害慰謝料の増額(高齢かつ障害1級の申立人について平成23年3月・4月分が10割増、高齢かつ障害3級の申立人について平成23年3月分が6割増、その介護者である申立人について平成23年3月分が6割増など)がなされた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.5.14	全部和解成立日	H25.2.14
事故時住所	浪江町		
申立人人数	6	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	通信費増加費用	30,000	H23.3~H24.2	※3
全部和解	避難費用	食費増加費用	270,000	H23.3~H24.8	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,880,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H23.3~H24.8	※1
小計			2,780,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,880,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H23.3~H24.8	※1
小計			2,480,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,840,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	552,000	H23.3~H24.8	※1
小計			2,392,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,840,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	552,000	H23.3~H24.8	※1
小計			2,392,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,840,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	624,000	H23.3~H24.8	※1
小計			2,464,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,840,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,200,000	H23.3~H24.8	※1
小計			3,040,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,548,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	352,552

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故当時、申立人E（申立人Aの父）及び申立人F（申立人Aの母）が身体障害を有しており、申立人A及びB（申立人Aの妻）が申立人E及びFを介護しながらの避難生活を余儀なくされたことに加え、申立人らについて避難所の移動回数が多かったこと、原発事故による避難によって申立人ら家族に別離が生じたこと等を理由として、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人らの増額事由に応じて一定の割合（1割ないし2割の増額）により慰謝料を増額することを認めていた。パネルは、申立人らに総括基準（精神的損害の増額事由等について）記載の増額事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいものと認め、申立人A及びBについて、平成23年3月は避難所の移動回数が多かったことを加味して月額6割、それ以降の期間は申立人E及びFの介護を理由に月額3割の増額、申立人C及びD（申立人A及びBの子）について、家族別離を理由として月額3割の増額、申立人Eについて、身体障害（3級）〔障害者手帳、陳述〕を理由として、避難所生活の期間は月額6割、それ以降の期間は月額3割の増額、申立人Fについて、重度の身体障害（1級）〔障害者手帳〕を理由として、避難所生活の期間は月額10割、それ以降の期間は月額6割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があること、その者の介護を恒常的に行ったこと、家族の別離が生じたこと、避難所の移動回数が多かったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と規定しているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づき、一人月額10万円（避難所において避難生活をした期間について、一人月額12万円）の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

避難によって申立人に生じた生活費の増加費用（携帯電話利用料及び食費増加分）について、概算額の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	361		
事案の概要	自主的避難等対象区域で健康食品の製造・販売等を営む申立人について、東京電力に対する直接請求で拒否された、除染費用全額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.12.6	全部和解成立日	H25.2.14
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用		997,000		※1

小計 997,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	997,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第二次追補第4

申立人は、田村市（自主的避難等対象区域）において健康食品の製造販売業等を営んでいるところ、原発事故によって申立人の製品の原料生産地の土壌が放射性物質により汚染されたとして、平成24年4月から同年5月までにかけて業者に委託して実施した除染工事（表土の入れ替え）費用〔施工中の写真、放射線量測定結果報告書、領収証等〕の賠償を求めた。東京電力は、当時公表されていた福島県の除染対策事業実施要領を参考に、農地については反転耕・深耕を実施すべきであったとして、申立人が実施した除染工事の必要性・合理性について意見を述べた。パネルは、申立人が実施した除染工事費用全額の賠償請求に合理性があると判断し、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	362		
事案の概要	県北地域で就農後間もなく原発事故に遭い、経営規模拡大中であつたり、収穫実績のない作物があつたりする中、申立人の陳述等により、過去の収穫実績にとらわれることなく、逸失利益が認定されて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.2.8	全部和解成立日	H25.2.15
事故時住所	国見町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,674,046	H23.3~H24.1	※1、2、3
全部和解	風評被害・追加的費用		102,900	H23.3~H24.1	※4

小計 1,776,946

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,776,946
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人らは、国見町で農業を営み始めて間もなくであったところ、原発事故により桃、柿等について価格の下落による損害を被ったとして、損害額の計算方法としては実際に出荷した仙台市場の単価ではなく原発事故がなければ出荷予定であった東京市場での単価との比較で算定された損害額を請求した〔東京都中央市場3ヶ年販売実績(かき類)の統計表、売買仕切書、収支内訳書等〕。東京電力は、実際に出荷した仙台市場での単価を基準に計算すべきであることを理由に争った。パネルは、申立人の陳述等により過去の出荷実績にとらわれることなく東京市場での単価を基準に損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるとし、その合理的な算定方法の一つとして、営業開始直後で前年同期の実績等がない場合

には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上げ見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値等を基に推定した額による方法を挙げているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人らは、国見町で農業を営み始めて間もなくであったところ、原発事故によりワラビ、スナップエンドウ等の初出荷の自粛を余儀なくされ損害を被ったとして、出荷実績がなかったため仮に出荷した場合に想定される売上げを基に損害額を請求した〔種子購入の領収証、農地の集成図、JAへの提出用栽培履歴・防除日誌、農業経営計画策定指標の統計表等〕。東京電力は、出荷実績がなく損害額の根拠となる資料の提出がないこと等を理由に争った。パネルは、申立人の陳述等により過去の出荷実績にとられることなく相当相当因果関係を認め、申立人らの請求額の5割を損害として認める和解案を提示した。

中間指針第7の2Ⅱは、農林漁業において買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、作付け等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるとし、その合理的な算定方法の一つとして、営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上げ見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値等を基に推定した額による方法を挙げているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人らは、国見町で農業を営んでいたところ、原発事故による放射能で汚染された果樹の苗や鶏を廃棄・処分し、また、農地に除染効果のあるといわれるゼオライトの散布等を行ったことにより損害を被ったとして、廃棄・処分した財物価値の賠償と除染作業の費用を請求した〔カタログ、写真、領収証等〕。東京電力は、廃棄・処分の必要はなく、また、除染作業は通常の農法の域を出ないと主張して争った。パネルは、福島県農林水産部から耕耘作業を行わないようとの指示が出ていること、除染作業については作業時点では一定の合理的根拠があることから、原発事故との相当相当因果関係を認めて和解案を提示した。

中間指針第7の2Ⅰ①i及び中間指針第7の1Ⅳ①は、福島県において産出された農産物について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用（廃棄費用、除染費用等）を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第7の2、中間指針第二次追補第4

申立人らは、除染、被曝回避等の判断のために放射線測定器を購入して、その購入費用の賠償を求めた〔領収証〕。東京電力は、当初認否を留保していたものの、最終的にはこれを認めた。パネルは、線量計購入費用として申立人の請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2Ⅰ①iは、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、中間指針第二次追補第4は、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用について賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	363		
事案の概要	警戒区域から避難を余儀なくされた障害者(2級)、高齢者及びその介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.3.30	全部和解成立日	H25.2.15
事故時住所	双葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,560,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	1,124,853	H23.3~H24.3	※4
全部和解	精神的損害	増額分	936,000	H23.3~H24.3	※1

小計 3,620,853

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,560,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	468,000	H23.3~H24.3	※1

小計 2,028,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,560,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	936,000	H23.3~H24.3	※1

小計 2,496,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	51,000	H23.3~H24.3	※5
一部和解	一時立入費用	交通費	44,000	H23.3~H24.3	※5
全部和解	避難費用	宿泊費等	6,000	H23.3~H24.3	※5
全部和解	財物損害	家財	6,550,000		※6
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※3

小計 6,751,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,895,853
	弁護士費用	446,876
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A（申立人Bの子、申立人Cの弟）は、申立人B及びCの世話をを行ったこと、申立人Bは、自身も高齢であるにもかかわらず、申立人Cの介護を行ったこと、申立人Cは、障害等級2級〔障害者手帳〕の中度の障害を有しており、原発事故による避難によって、避難所において過酷な避難生活を余儀なくされた〔陳述書〕などとして慰謝料の増額を請求した。東京電力は、増額すべき事由があることは認めつつも、その割合はパネルの意見を聴いて検討するなど主張し、意見を明らかにしなかった。パネルは、申立人らに総括基準（精神的損害の増額事由等について）記載の増額事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認め、申立人Aについて、申立人Bの世話及びCの介護等により6割の増額、申立人Bについて、高齢である上、申立人Cの介護を行ったこと等から3割の増額、申立人Cについて、障害等級2級の障害を抱えて避難を続けていることから6割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があること、上記の者の介護を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6備考4に基づく、一人当たり月額12万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6

原発事故による避難によって申立人らが飼っていたペット（猫及び犬）を失ったことから、これによる精神的損害に対する慰謝料として10万円の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の8

避難指示によって、申立人Aの就労が不能となったとして、給与等の減収分の賠償が認められたものである。

※5 中間指針第3の2及び第3の3

避難指示によって、申立人らが支出を余儀なくされた移動費用（交通費）、宿泊費、一時立入費用（交通費）の賠償が認められたものである。

※6 中間指針第3の10

避難指示によって、自宅に残した家財（財物）の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	364		
事案の概要	福島県のきのこ栽培業者について、東京電力に対する直接賠償では拒否された、菌床椎茸栽培用おが屑の放射性物質付着を回避するために設置した、保管用ガレージ建築費用相当額全額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第3の2(1)イ		

2 基本情報

申立日	H24.11.15	全部和解成立日	H25.2.15
事故時住所	中島村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	2,618,316	H23.3~H25.1	※1
小計			2,618,316		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,618,316
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、中島村でしいたけの生産・販売業を営んでいたところ、原発事故後、野外で保管していたおが屑を使用して生産したしいたけから放射性物質が検出されたこと〔放射能汚染検査報告書〕、福島県等から放射性物質による汚染を避けるためしいたけの栽培に使用するおが屑を屋内にて保管するよう指導を受けたこと〔東北地方太平洋沖地震及び東京電力第一原子力発電所の原発事故に伴う栽培きのこに関する技術情報(1)と題する書面、菌床きのこ生産者の皆様へと題する資料〕から、おが屑を保管するための建屋(以下「本件建屋」という。)を設置し、設置にかかった費用〔工事御見積書〕の賠償を求めた。東京電力は、本件建屋には財産的価値があるため、本件建屋の設置に係る支出を原発事故による損害と評価することは困難である、本件建屋を設置する必要性及び相当性が認められないと主張して争った。パネルは、本件建屋はおが屑の保管用のためのものであって利益が生じるようなものではないとして財産的価値があるため損害と評価することはできないとの東京電力の主張を退け、設置の必要性及び相当性も認められると判断した上で、請求金額の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 IIは、農林水産物の生産に関する制限について、地方公共団体等が原発事故に関し合理的理由に基づき行う指示等を受けた農林漁業者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	365		
事案の概要	県南地域から平成23年4月22日以前に避難を開始した申立人らについて、避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)		

2 基本情報

申立日	H24.7.9	全部和解成立日	H25.2.17
事故時住所	白河市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	80,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	その他		80,000	本件事故発生当初の時期	※1

小計 160,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	160,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難等を実行した者がいる場合の細目について)

申立人ら夫婦は、原発事故発生当時、白河市(避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所)に住居があったところ、平成23年3月中に県外へ避難したことによる避難費用等〔公共交通機関の領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補の定める自主的避難等対象区域に白河市が含まれないことを理由に、原発事故と自主的避難との相当相当因果関係を争った。また、申立人らが、東京電力が独自に賠償を行うとした『白河市を含む県南地方9市町村に住居があった者のうち、18歳以下の子供及び妊婦』に該当しないとして、賠償を拒否した。パネルでは、①申立人らが自主的避難を実行した時期及び継続した時期が原発事故発生後間もない平成23年3月中であったこと、②当該各時期における放射線量に関する情報の有無・内容について、白河市に住居のある者その他の自主的避難等対象区域に住居のある者とで差異はないことから、申立人らの自主的避難の実行と原発事故との相当相当因果関係を認め、自主的避難等対象区域に住居のある者と同様に、中間指針第一次追補第2に基づき、一人当たり精神的損害について4万円及びその他の損害について4万円を賠償する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難等を実行した者がいる場合の細目について)

は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	366		
事案の概要	青森県内の大学に通っており、自主的避難等対象区域(郡山市)内の実家に住民票がなかったが、就職活動のため平成23年2月から実家に滞在していた大学生について、定額賠償金が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(2)		

2 基本情報

申立日	H24.5.31	全部和解成立日	H25.2.17
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	その他		40,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			80,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	80,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人は、原発事故発生当時、青森県内の大学に在籍しており〔成績証明書〕、住民票上は青森県内に住所を有していたものの、郡山市内所在の会社にアルバイトとして平成23年3月上旬から勤務するため〔雇用契約書〕、郡山市内の実家に滞在しており〔申立人宛の郵便物封筒、アルバイト勤務先会社発行の就業実績表〕、自主的避難等に係る賠償金と同様の賠償を請求した。東京電力は、申立人が原発事故当時郡山市内に生活の本拠としての住居があったことについての資料(申立人名義の郡山市内での公共料金の領収書や賃貸借契約書等)の提出を要求し、認否を留保した。パネルは、申立人から東京電力が提出を求めるような資料の提出はなかったものの、申立人が提出した雇用契約書等の資料や申立人実母〔戸籍謄本〕の住所が郡山市内にあることに照らし、申立人は実質的に原発事故発生時に郡山市に生活の本拠としての住居があったものと認め、自主的避難等対象者と同等の8万円を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については原発事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を、その他の自主的避難等対象者については原発事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安としており、また、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	367		
事案の概要	警戒区域内で同居していた高齢の親が避難生活により体調が悪化して入院し看護が必要になったこと、及び警戒区域内所在の勤務先が原発事故のため自主的避難等対象区域に移転したため通勤の負担が大きくなったことを原因として平成23年11月に退職を余儀なくされたことによる就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.5.14	全部和解成立日	H25.2.17
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,802,854	H23.12～H24.12	※1

小計 2,802,854

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,802,854
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故時、浪江町で高齢の親と生活し、浪江町の勤務先で就労していたところ、一緒に福島市に避難した高齢の親の体調が避難生活で悪化して入退院した後に付添看護を必要とするようになったこと及び原発事故により二本松市に移転した勤務先までの通勤の負担が大きくなったことを原因として退職を余儀なくされたとして就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、退職と原発事故との相当相当因果関係は認められない、また、付添看護の必要性が不明であり、移転後の勤務先への通勤は可能であるなどと主張して争った。パネルは、付添看護の状況や移転後の勤務先までの通勤時間等について申立人から聴き取り、さらに、付添看護の必要性については診断書の記載内容のほか親が高齢であることも考慮して、退職と原発事故との相当相当因果関係があると判断し、就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	368		
事案の概要	宮城県で食品の運送業を営む申立人について、警戒区域内の取引先の工場が原発事故で休止したためその生産品の運送が無くなったことによる営業損害(間接損害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.6.22	全部和解成立日	H25.2.18
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		4,000,000	H23.3~H23.11	※1

小計 4,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は宮城県に本社を置く運送業者であるが、原発事故により取引先である水産加工業者の警戒区域内の工場が営業を停止したことにより、売上げが減少したとして営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては否認したものの、最終的には賠償すること自体は争わず、賠償期間と原発事故の影響割合について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、賠償期間を東京電力主張の期間より延ばして損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅲ①は、間接被害者において生じた減収分を損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	369		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域を工事場所とする住宅新築請負契約が原発事故により解除されたことに伴い、請負人たる申立人(いわき市所在)に生じた部材の購入・製作費用相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(イ)	第1の9(2)イ(カ)	

2 基本情報

申立日	H24.4.19	全部和解成立日	H25.2.18
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産等廃棄・返品費用	5,018,643	H23.3~H24.12	※1

小計 5,018,643

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,018,643
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、広野町内において、工期を平成23年3月から同年7月までとして、住宅の新築工事を請け負ったところ〔建築施工請負契約書〕、原発事故後、当該工事現場が避難指示区域に指定されたため工事請負契約が解除されたことから、原発事故までに費やした外注工事費用、諸手続費用、部材の購入費用及び部材の撤去費用〔請求書及び領収書〕の賠償を求めた。東京電力は、工事費用のうち建物の解体費用については原発事故前に解体工事が完了しており申立人と注文主の間で解決すべき事柄であるとして、また、回転窓及びテラスドアの購入費用については購入元への返品が可能であると主張して争い、その他については損害を認めた。パネルは、申立人の主張する各費用について、原発事故との相当因果関係を認め、建物の解体費用については注文主から回収すべき可能性も否定できないとして影響割合を5割とし、その他の費用については全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業の一部を営んでいた者において、避難指示等に伴い、その事業に支障が生じたために負担した追加的費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	370		
事案の概要	会津地域の山菜キノコの生産業者について、確定申告等の資料が無かったが本人陳述と注文書等の資料に基づき、原発事故による出荷制限に伴う逸失利益を認定して賠償した事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H24.8.9	全部和解成立日	H25.2.18
事故時住所	喜多方市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		440,000	H23.3~H24.12	※1
小計			440,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	440,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第2の5

申立人は、原発事故時、喜多方市において、顧客の注文に応じて山菜、きのこ等を採取して産地直送販売する事業を営んでいたところ、喜多方市産の野生きのこや山菜(わらび、こしあぶら)の出荷制限指示に伴い営業できなくなり、損害が生じたとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償をすること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、確定申告書等の決算資料はないが、申立人の陳述と注文書等の資料に基づき、経費に要したであろう金額及び本来であれば納税すべき金額等を考慮し、年間収入額に8割を乗じて端数を切り下げた額(22万円)の2年分を損害額として算定し、和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、農林水産物の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等に伴い、農林漁業者等において、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められるとしていること、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	371		
事案の概要	警戒区域(双葉町)から避難した妊娠中の母について、妊娠中の避難及び出産後の乳児の世話の過酷さを考慮して、日常生活障害慰謝料が増額され、また、父について就労不能損害額の算定において避難先での中間収入の全部が控除されずに賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)

2 基本情報

申立日	H24.8.29	全部和解成立日	H25.2.18
事故時住所	双葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.12~H24.12	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	190,000	H23.12~H24.12	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	3,828,227	H23.12~H24.12	※3
小計			5,318,227		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.12~H24.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,040,000	H23.7~H24.12	※1
小計			2,340,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.12~H24.12	※1
小計			1,300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,958,227
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Bは、原発事故当時妊娠中であり、医師に切迫早産のおそれがあると言われていた中で避難生活を余儀なくされたとして慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人A、B及びCについて、平成23年12月から平成24年2月まで一人当たり月額10万円、申立人Bについて中間指針第一次追補の追加支払として40万円を認めた。パネルは、切迫早産の危険を伴う妊娠中の避難であることを考慮して一時金50万円の増額を認め、出産後は乳児の世話の過酷さを

考慮して月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等については）、「懐妊中であること」「乳幼児の世話を恒常的に行ったこと」という事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができ、また、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

生活費増加費用として、避難先で購入した衣服等の生活雑貨について概算額の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人Aは、東京電力から直接請求を受けた際に就労不能損害から中間収入相当額（避難先において就労して得た賃金）が控除されたため、就労不能損害全額の賠償を請求した。東京電力は、平成24年1月以降については申立人Aが避難先で得た収入を控除した金額が逸失利益であると主張した。パネルは、平成24年1月以降の申立人の就労は、従来就労と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるとは認められないと判断し、中間収入相当額の非控除を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認め、中間指針第二次追補第2の3は、就労不能損害を被った勤労者による転職や臨時の就労が特別の努力と認められる場合には、中間収入を控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要とし、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、避難先等における就労によって得た給与は、避難先等における就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情のない限り、就労不能損害の損害額から控除しないと定めており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	372		
事案の概要	会津地方で米の販売業を営む申立人について、東京電力に対する直接請求で必要性を証明する書面がないなどの理由で拒否された追加的費用(放射線量計等購入費用)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.9.4	全部和解成立日	H25.2.19
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)		3,150,210	H23.9~H24.4	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	9,346	H23.9~H24.4	※2
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	21,000	H23.9~H24.4	※3

小計 3,180,556

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,180,556
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は会津地方で米の販売業を営み、東京都や愛知県等の全国の販売先に福島県産の米を販売していたところ、原発事故により取引先からの要求による米の検査費用の支出を余儀なくされたとして、平成23年9月以降に外部の検査機関に委託した検査費用のほか、自主的に検査を行うため平成23年9月に購入した放射線量計購入費等の検査費用を請求した。東京電力は、外部の検査機関に委託した検査費用261万3520円については、取引先からの要請の事実が書面により確認することができることを理由に認めたが、その他の検査費用については、取引先からの要請のない自主検査に伴う費用であるなどと主張して争った。パネルは、放射線量計を用いた申立人自身による米の検査は、取引先からの十分な検査をしてほしいとの要請に基づき、検査費用を抑えつつ消費者の安全を確保するべく多くの検査をすることを目的とするものであり、外部へ検査を委託することとなった時期以降もその必要性が認められるとして、外部に委託した検査費用のみならず、申立人自身による検査のために要した費用も含め、申立人の請求を全部認める和解案を提示した。

中間指針第7の2Ⅲは、食品の流通業において、原発事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた農林水産物又は食品の検査に関する検査費用のうち、政府が原発事故に関し

行った検査の指示等の対象となった産品等と同種のものに係るものは、原則として賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2

申立人は、関東の販売先から福島県産の米の注文をキャンセルされたために負担した往復の送料（運賃）を請求した。東京電力は、当初、支出の理由及び金額の算出根拠が不明であるなどと主張して争ったが、その後、申立人からの説明により支出の理由を確認できたとして、支払義務を認めると認否を変更した。パネルは、申立人の請求を全額認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ④は、農林水産物・食品の流通業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、同①ないし③に掲げる産品等（福島県産の農林水産物が含まれる。）を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品に係るものを、中間指針第7の1 III ①の類型として原則として賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の2

申立人は、風評被害を防ぐため、米袋から福島県産の表示をなくすようデザインを変更したためにかかった米袋製版代を請求した。東京電力はこれを認めたため、パネルは、申立人の請求額どおりの和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	373		
事案の概要	茨城県で食品販売業を営む申立人について、販売先の旅館・ホテルが風評被害で来客数が減少したため申立人の当該販売先への売上が減少したことに伴う逸失利益(間接損害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.4.13	全部和解成立日	H25.2.19
事故時住所	茨城県水戸市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		4,263,170	H23.3~H23.11	※1
小計			4,263,170		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,263,170
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、茨城県内のホテル及び旅館等（以下「取引先ホテル等」という。）に対して水産加工物及び業務用食材を販売する仲卸業を営んでいたところ、原発事故後、風評被害により取引先ホテル等の来客数が大きく減少したため、取引先ホテル等との取引が減少し、これにより減収が生じたとして逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合（中間指針第8Ⅱ）に該当するかが明らかでないとして主張して争った。パネルは、取引先ホテル等が茨城県に営業の拠点がある観光業であることから、来客数減少による減収は原則として中間指針第7の3に定める風評被害と認められること、これを前提とする取引先ホテル等に商品を販売する申立人の減収についても原則として原発事故との相当相当因果関係が認められること、申立人の業態（仲卸業）からすると商圈は限られ、少なくとも原発事故後比較的短期間については、事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合と認められること、他方、申立人の減収については取引先ホテル等との取引減少以外の原因や震災自体による影響も否定しきれないことから、減収分のうち原発事故の影響割合を9割として損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第8は、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分は原発事故と相当相当因果関係のある損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	374		
事案の概要	東京に生活の本拠があるが、富岡町にも自宅と家財を所有している申立人らについて、富岡町の自宅に住む他の親族と合わせた人数に基づいて算定された家財の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の4(2)ア(イ)	第1の12(2)オ(ア)

2 基本情報

申立日	H24.6.5	全部和解成立日	H25.2.19
事故時住所	東京都大田区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	529,375	H24.7～H24.12	※1
全部和解	財物損害	家財	5,950,000		※2
小計			6,479,375		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,479,375
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の2

申立人らは、原発事故当時、仕事の都合上東京都大田区に生活の本拠があったものの、富岡町に自宅(申立外親族が居住)があったところ、申立人Aがけがのため仕事の継続が困難となり、富岡町の自宅への帰還を希望したが、原発事故の影響により富岡町に帰ることができなくなり、東京都内での生活を継続せざるを得ず家賃等を負担したとして、家賃相当額を請求した。東京電力は、申立人Aの入通院を要する体調悪化(持病)並びに申立人らの就業見込み等の事情に照らせば申立人らに経済的負担(損害)が発生していないと主張して争った。パネルは、原発事故がなければ申立人らは遅くとも平成24年7月には富岡町の自宅に帰っていたと認め、当該帰還がかなわなかった期間について家賃相当額を損害とする和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより必要かつ合理的な範囲で負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第3の2 II ①本文は、避難費用のうち宿泊費等について、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認めており、さらに中間指針第3 [避難等対象者]は、原発事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者としているところ、本件においては申立人A及びBを避難等対象者に準じた者と認定した上で和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人A及びBは、原発事故当時、仕事の都合上東京都大田区に生活の本拠があったものの、富岡町に自宅（申立外親族が居住）があったところ、富岡町の自宅内の家財について、家財賠償を請求した。東京電力は「属人的家財」の有無によって構成員加算をすると主張し、申立人A及びBに係る加算は認められないと主張して争った。パネルは、申立人A及びBについて、衣類その他の家財を富岡町の自宅に残置していたものと認め、大人2名分の金額を加算する和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、対象区域内にある財物が、当該財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、現実には価値を喪失し又は減少した部分及び除染に必要なかつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、本件においてもこれに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	375		
事案の概要	若年時から障害があり、要介護2の高齢者について、原発事故による避難生活に著しい困難が生じたため、日常生活阻害慰謝料が大幅に増額(月額20万円)された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.9.3	全部和解成立日	H25.2.19
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	30,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3~H24.2	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,200,000	H23.3~H24.2	※2

小計 2,430,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,430,000
	弁護士費用	72,900
	手続内で処理された既払金合計額	1,050,000

※1 中間指針第3の2

避難費用として、避難場所を移動する際の交通費の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故発生当時、身体障害等級2級、保佐開始の審判を受けており〔身体障害者手帳、保佐人への代理権付与審判書〕、過酷な避難生活を余儀なくされたとして慰謝料の増額を請求した。東京電力も、申立人が、総括基準(精神的損害の増額事由等について)に定める増額事由に複数該当することを認めた。パネルは、申立人が保佐開始の審判を受けており十分な行為能力を有しておらず、親戚宅や仮設住宅という慣れない環境下での避難生活を余儀なくされ過度の精神的負担を強いられたと認め、増額分を含めた慰謝料として、月額20万円の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にあり、又は身体若しくは精神の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	376		
事案の概要	いわき市内で園芸業を営む申立人について、子供と共に避難したため出荷ができなかったことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ヶ		

2 基本情報

申立日	H24.11.27	全部和解成立日	H25.2.19
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		485,699	H23.3~H23.4	※1

小計 485,699

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	485,699
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人は、いわき市内で園芸業を営んでいたところ、幼い子とともに自主的避難を実行した平成23年3月から同年4月までの出荷量が一部にとどまったとして、逸失利益〔売買仕切書、売立通知書、精算書〕の賠償を求めた。東京電力は、東日本大震災に起因する物流システムの混乱等も影響するとして慎重な審理を求めた。パネルは、申立人の自主的避難に合理性があり、出荷できなかったことと原発事故との間に相当相当因果関係があると認め、前年の同期間の売上額との差額を賠償すべき損害額として和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難実行に伴って被った営業損害を賠償の対象となるべき損害として挙げ、その判断については、①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期等の要素を総合的に考慮するものとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	377		
事案の概要	平成23年4月以降の警戒区域内の就労不能損害の算定に当たり、東京電力の直接請求において控除されて賠償の対象となっていなかった避難先での平成23年5月分以降の中間収入相当額につき、その全額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(ア)	第1の10(2)ウ(エ)

2 基本情報

申立日	H24.7.23	全部和解成立日	H25.2.19
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,806,894	H23.5～H24.2	※1

小計 1,806,894

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,806,894
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人は、平成23年4月から正社員として勤務することが内定していたが〔内定・復職予定証明書〕、原発事故により就職先が変わり、補助員として勤務することになったとして、直接請求の際に控除された中間収入相当額を請求した。東京電力は、申立人の収入が臨時のアルバイト的な収入とはいえない、申立人の就労の安定性・継続性が確保されているとして、申立人の中間収入は控除されるべきと主張して争った。パネルは、申立人の就職先において、補助員と一般職とでは給与体系が異なっていること〔給与表等級別職務運用基準〕、給与の減少率が約14%から17.5%までの範囲内の程度であることから、申立人の中間収入を控除しないのが相当と判断し、申立人の請求を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労不能となった場合の減収分の賠償を認め、中間指針第二次追補第2の3は、就労不能損害を被った勤労者による転職や臨時的就労が特別の努力と認められる場合には、中間収入を控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要とし、総括基準（営業損害・就労不能損害の際の中間収入の非控除について）は、特段の事情がない限り中間収入は控除しないとするところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	378		
事案の概要	自主的避難等対象区域内に所在する医療法人について、原発事故により派遣医師が確保できず、また看護師などの職員不足のため、患者受け入れを制限したことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.7.3	全部和解成立日	H25.2.21
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		13,898,683		※1

小計 13,898,683

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,898,683
	弁護士費用	416,960
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、いわき市において総合病院を運営していたところ、原発事故により県外からの医師の派遣が途絶えたこと、看護師、介護福祉士等が退職しその補充も困難であったため外来・入院患者の受け入れを制限せざるを得なかったことにより、平成23年3月から同年5月までの間に減収が生じたとして同期間の逸失利益の賠償を求めた〔決算報告書〕。東京電力は、逸失利益を算定するに当たっては原発事故後6か月程度の期間を通じて評価すべきであり、申立人の売上げを原発事故後6か月間で通算すれば減収は生じていないと主張して争った。パネルは、申立人の請求期間を基に損害を算定し、貢献利益率については東京電力の主張する31%を採用し和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ②は、サービス業等において、サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生した、原発事故発生県である福島県に所在する拠点における当該サービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当相当因果関係を認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	379		
事案の概要	自主的避難等対象区域内に居住し地元の病院で原発事故の直前に出産し、原発事故直後に当該病院が警戒区域の患者を受け入れるために退院を余儀なくされ、退院とともに会津地方に自主的避難を実行した母親について、帝王切開の術後すぐの避難であったこと、原発事故のため予定より退院が早まったこと等を考慮し、精神的損害を20万円増額した事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.3.9	全部和解成立日	H25.2.21
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	本件事故発生当初の時期	※2
全部和解	その他		40,000	本件事故発生当初の時期	※3
小計			280,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	その他		40,000	本件事故発生当初の時期	※3
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	960,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち、4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難の実行により負担した移動費用、生活費増加費用のほか、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補定額等に定められた大人1人当たり8万円、子供1人当たり60万円を上回る賠償については、資料等の提出を待って検討するとして認否を留保した。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、地元（郡山市）の病院で原発事故の直前に出産し、原発事故直後に当該病院が警戒区域の患者を受け入れるために退院を余儀なくされ、予定より退院が早まったこと、帝王切開の術後すぐの避難であったこと等の事情から、退院とともに自主的避難を実行した母親について、慰謝料を20万円増額する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象とすることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち、4万円を移動費用、生活費増加費用等に対する賠償として扱ったものである。

※4 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供に対する賠償分40万円のうち、20万円を精神的損害に対する賠償として扱い、20万円を移動費用、生活費増加費用等に対する賠償分として扱った上、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ、移動費用、生活費増加費用等に対する賠償として20万円を追加賠償する和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	380		
事案の概要	千葉県で自動車用製品製造業を営む申立人について、原発事故の第一次被害者である警戒区域内所在の取引先から部品納入が停止され、代替先から部品を調達し製品販売を試みたが、販売先1社と取引停止になったことに伴う営業損害(間接損害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.4.2	全部和解成立日	H25.2.21
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		1,127,815	H23.6	※1
全部和解	間接被害・追加的費用		13,523,555	H23.3~H23.12	※1

小計 14,651,370

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,651,370
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、千葉県内の自動車用製品の製造業者であるところ、原発事故により、申立人の製品にとって重要な部品を警戒区域内の製造業者から仕入れることができなくなったとして、当該部品の代替部品の調達に関する追加的費用〔請求書、振込明細書等〕を、また、申立人の製品の販売先のうち1社から、代替部品を材料とする製品の取引を拒否されたとして逸失利益〔注文書、メール等〕を、それぞれ請求した。東京電力は、答弁書において相当因果関係を争ったが、後に、追加的費用については一部を認め、逸失利益については全額を認めた。パネルは、当事者間に争いのない逸失利益の請求額全額に加え、追加的費用のうち、金型の追加製作に伴う追加的費用及び代替部品の試作に伴う廃棄費用については請求額全額を認め、その他の追加的費用についても、東京電力の自認額を超える金額を認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅲ①は、いわゆる間接被害について、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を損害項目としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	381		
事案の概要	宮城県で釣舟業を営んでいる申立人について、原発事故により固定客である福島県在住の利用客が減少したことに伴う逸失利益(直接賠償では支払を拒否された)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ	第6の2	

2 基本情報

申立日	H24.12.3	全部和解成立日	H25.2.21
事故時住所	宮城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		349,964	H23.3~H23.11	※1
小計			349,964		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	349,964
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は原発事故時、宮城県で釣舟業を営んでいたが、原発事故による風評被害により、固定客である福島県在住の利用客が減少し減収が生じたとして、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、利用客の減少は、地震・津波により生じたものである可能性が否定できず、原発事故との間に相当相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故と利用客の減少との間の相当相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を約8割5分として損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、同第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型 について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当相当因果関係を判断するとしているところ、上記のと通りの認定をした上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	382		
事案の概要	警戒区域内に居住していた申立人2名について、重度の持病(糖尿病、心筋梗塞、パーキンソン病、脳梗塞)があり、避難先で寝たきりとなってしまった要介護者及びその主たる介護者の日常生活阻害慰謝料が増額(10割増)された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.6.26	全部和解成立日	H25.2.21
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,720,000	H23.3~H25.5	※3
全部和解	精神的損害	増額分	2,720,000	H23.3~H25.5	※1
小計			5,440,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,720,000	H23.3~H25.5	※3
全部和解	精神的損害	増額分	2,720,000	H23.3~H25.5	※2
小計			5,440,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,880,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	5,440,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、脳梗塞の後遺症及びパーキンソン症候群により要介護状態にあったこと〔認定調査票及び主治医意見書〕並びに糖尿病等の持病があったこと〔診断書〕を理由に、慰謝料の増額を請求した。東京電力は慰謝料の基本部分の賠償で十分であると主張して争ったが、パネルは平成23年3月について月額12万円、同年4月から平成25年5月までについて月額10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にあることや中程度以上の持病があること等の事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、申立人Aの介護を恒常的に行っていたことを理由に、慰謝料の増額を請求した。東京電力は慰謝料の基本部分の賠償で十分であると主張して争ったが、パネルは平成23年3月について月額12万円、同年4月から平成25年5月までについて月額10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者や中程度以上の持病がある者の介護を恒常的に行った事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づき、一人月額10万円（避難所において避難生活をした期間について、一人月額12万円）の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	383		
事案の概要	郡山市所在の申立人所有の自宅建物及びその敷地の除染費用全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.8.3	全部和解成立日	H25.2.21
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	296,544	H23.3~H23.12	※1
小計			296,544		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	296,544
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、郡山市にある自宅の除染作業を業者に依頼したことに伴い負担した除染費用について請求した。東京電力は、郡山市による除染への取組の進捗状況も踏まえて検討する旨を主張した。パネルは、除染費用〔御見積書、領収証、写真〕について請求額を全額認め、申立人に対し、平成23年3月から同年12月までの期間について、除染費用29万6544円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 I は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染の拡散の防止の措置）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	384		
事案の概要	伊達市であんぼ柿を生産している農家について、平成24年分のあんぼ柿の出荷停止に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H24.11.19	全部和解成立日	H25.2.22
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		437,160	H24.11	※1

小計 437,160

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	437,160
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、原発事故時、伊達市において、あんぼ柿の生産を行っていたが、平成24年分のあんぼ柿の出荷制限指示に伴い、損害が生じたとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償をすること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、平成23年分の同出荷制限に伴う損害として東京電力が申立人に賠償済みの金額と同額の和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林水産物の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等（地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）に伴い、農林漁業者等において、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	385		
事案の概要	警戒区域内で不動産賃貸業(いわゆるアパート経営)を営む申立人について、平成24年6月以降は財物賠償の対象となる資産(アパート建物等)に係る所得税法上の減価償却費を逸失利益の算定から控除するという東京電力の主張を排斥し、減価償却費を控除せずに逸失利益を賠償した事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(オ)		

2 基本情報

申立日	H24.10.9	全部和解成立日	H25.2.22
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		3,437,500	H23.3~H25.1	※1

小計 3,437,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,437,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、富岡町において不動産賃貸業を営んでいたところ、原発事故により賃料収入がなくなったとして逸失利益の賠償を求めた〔確定申告書〕。東京電力は、財物賠償との二重払いを避けるため減価償却費相当額を控除するべきと主張し、賠償額の算定方法を争った。パネルは、申立人への財物賠償は未了であることから減価償却費相当額を控除せずに損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	386		
事案の概要	警戒区域(相双地区)に所在する大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等を経営する申立人について、原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたことに伴う逸失利益約1億3千万円及び財物損害(在庫等棚卸資産)約3億9千万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H23.12.20	全部和解成立日	H25.2.22
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		102,389,496	H23.3~H23.8	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		29,004,598	H23.3~H23.8	※1
全部和解	財物損害	動産	394,858,993		※2

小計 526,253,087

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	526,253,087
	弁護士費用	12,740,000
	手続内で処理された既払金合計額	262,500,000

※1 中間指針第3の7

申立人は、警戒区域(相双地区)に所在する大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等を経営していたところ、原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたとして、休業期間中の逸失利益〔原発事故前後の確定申告書等〕を請求した。東京電力は、原発事故との相当相当因果関係を認めたものの、基準年度、変動費と固定費の区分等について争った。パネルは、損害額の算定について双方の主張を踏まえた上で、原発事故の日が含まれる事業年度の直近の事業年度を基準年度とし、変動費と固定費の再区分を行った和解案を提示した(逸失利益のうち、請求対象期間に支払った給与相当額の一部を除いて一部和解案を提示し、その後、一部和解において除いた給与相当額について全部和解案を提示した。)

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、警戒区域（相双地区）に所在する大型ショッピングセンターにおいて大規模スーパー等を経営していたところ、原発事故により営業停止及び休業を余儀なくされたとして、原発事故時の在庫等の棚卸資産の財物損害〔棚卸報告書等〕の賠償を請求した。東京電力は、当初認否を留保していたが、賠償すべき損害があることは争わず、後に、申立人の請求額に近い損害額を認めた。パネルは、申立人の主張する売価還元法による棚卸資産額を元に、東京電力の主張する棚卸資産評価損率等を考慮して、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等になったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	387		
事案の概要	直接賠償において、平成23年5月に避難先で避難前と同等の住居を確保し、生活の基盤を避難先に移していることから避難は終了しているとして同月以降の避難慰謝料の支払いを拒否された家族3名(警戒区域から避難)について、東京電力による避難終了認定は容認できないとして避難慰謝料の賠償を認めた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H24.10.19	全部和解成立日	H25.2.22
事故時住所	富岡町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	58,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	45,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	避難費用	家財移動費用	20,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	752,264	H23.3~H24.11	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	20,000	H23.3~H24.11	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	2,120,000	H23.3~H24.11	※3

小計 3,015,264

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	30,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	避難費用	家財移動費用	20,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	10,000	H23.3~H24.11	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	2,120,000	H23.3~H24.11	※4

小計 2,180,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H24.2~H24.11	※5

小計 1,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,195,264
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,050,000

※1 中間指針第3の2

避難費用として、交通費、宿泊費、家財道具の移動費用及び生活費増加費用について、交通費、宿泊費及び家財道具の移動費用については直接請求手続における算定基準を参考に賠償額を算定し、生活費増加費用については実費を認めたものである。

※2 中間指針第3の3

一時立入費用として、直接請求手続における算定基準を参考に賠償額を算定し賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人Aは、避難者であることを前提に月額10万円又は12万円（避難所等における避難による増額）の慰謝料を請求した。東京電力は、対象区域内にて居住していた住居と同等と思われる避難等対象区域外の住居に転居したことを理由に避難が終了したとして、転居日以後の平成23年5月以降の請求を争った。パネルは、正常な日常生活が長期間にわたり著しく阻害されており、避難が継続しているものと認定し、申立人の請求どおりの損害を認定した。

中間指針第3 [避難等対象者] は原発事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者としており、中間指針第3の6は、避難等対象者が自宅以外の生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害された場合、月額慰謝料の目安として10万円又は12万円（避難所等における避難による増額）の賠償を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人B（申立人Aの妻）は、避難者であることを前提に月額10万円又は12万円（避難所等における避難による増額）の慰謝料を請求した。東京電力は、夫が対象区域内にて居住していた住居と同等と思われる避難等対象区域外の住居に転居し、申立人Bもその住居に転居したことを理由に、遅くとも、申立人Bの転居日より後である夫と婚姻が成立した日をもって、避難が終了したとして、夫と婚姻が成立した以後の平成23年8月以降の請求を争った。パネルは、正常な日常生活が長期間にわたり著しく阻害されており、避難が継続しているものと認定し、申立人の請求どおりの損害を認定した。

これも中間指針第3 [避難等対象者] 及び中間指針第3の6に従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6

申立人C（申立人A及びBの子）は、平成24年2月27日に出生したが、避難者であることを前提に月額10万円又は12万円（避難所等における避難による増額）の慰謝料を請求した。東京電力は、出生時から両親の婚姻が成立した平成23年8月までの請求については認めたが、父親が対象区域内にて居住していた住居と同等と思われる避難等対象区域外の住居に転居したことを理由に、遅くとも、父親の転居日より後である両親の婚姻が成立した日をもって、避難が終了したとして、両親の婚姻が成立した以後の平成23年8月以降の請求を争った。パネルは、

正常な日常生活が長期間にわたり著しく阻害されており、避難が継続しているものと認定し、申立人の請求どおりの損害を認定した。

これも中間指針第3〔避難等対象者〕及び中間指針第3の6の趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	388		
事案の概要	原発事故時は自主的避難等対象区域内で勤務し、原発事故後に旧緊急時避難準備区域に勤務先が異動となった申立人について、異動前の自主的避難等対象区域の滞在者に対する慰謝料及び異動後の旧緊急時避難準備区域の滞在者に対する慰謝料等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)オ	第10の2(3)ウ	

2 基本情報

申立日	H24.7.24	全部和解成立日	H25.2.25
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	20,000	H23.3~H23.11	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	50,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	85,500	H23.6~H24.2	※3
全部和解	精神的損害	その他	640,000	H23.3~H23.11	※4

小計 795,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	795,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の3

申立人は、原発事故時に自主的避難等対象区域（福島市）内に居住し、平成23年6月に緊急時避難準備区域内に転居した者であるところ、転居後の自宅から、自らが警戒区域内に所有する土地及び建物を訪れるために要した交通費の賠償を請求した。東京電力はこれを争わず、パネルは請求額のとおり和解案を提示した。

※2 中間指針第3の2、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）

申立人は、警戒区域内の自己所有建物内にある自分のテレビが持ち出せなくなったため、新たに購入せざるを得なくなったとして〔領収書の写し〕、テレビの購入費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人の原発事故時の生活の本拠が福島市内にあったことを理由として請求を争った。パネルは、上記購入と原発事故との間の相当因果関係を認め、請求額のとおり和解案を提示した。

中間指針第3の2備考3は、避難等対象者が特段の事情により負担した特に高額の生活費増加費用のうち必要かつ合理的な範囲の実費を賠償すべき損害としている。申立人は避難等対象者ではないが、上記購入費用が警戒区域内の自己所有建物内にある家財を持ち出せないため負

担せざるを得なくなった費用である点に鑑み、これに準じた和解案が提示されたものである。また、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）は、原発事故時に緊急時避難準備区域内に居住していた者のうち滞在者慰謝料を受け得る者が、平成23年10月1日以降の慰謝料額として月額8万円の賠償を受けた場合、当該期間中の生活費増加費用（低額とはいえないものに限る。）は滞在者慰謝料に含まれず別途賠償を受け得る旨定めている。申立人は原発事故時に緊急時避難準備区域内に居住していた者ではないが、原発事故後に同区域内に転居し、後記※4のとおり、平成23年10月1日以降の滞在者慰謝料として月額8万円の賠償を受けているため、これに準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人が平成23年6月に緊急時避難準備区域内に転居した理由は、同月から勤務地が緊急時避難準備区域内へと変更になったからであるところ、原発事故がなければ警戒区域内の自己所有不動産に居住できたにもかかわらず、原発事故によりこれが不可能となり、別途住居を賃借しなくてはならなくなったとして〔公舎使用承認書〕、当該賃料の賠償を請求した。東京電力はこれを争わず、パネルは請求額のとおり和解案を提示した。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）

申立人は、警戒区域内の自己所有不動産を使用できないことに係る精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人の原発事故時の生活の本拠が福島市内にあったことを理由に請求を争った。パネルは、申立人が原発事故時に自主的避難等対象区域内に居住し原発事故後も一定期間滞在を続けざるを得なかったこと及び平成23年6月以降緊急時避難準備区域内に転居し滞在を続けざるを得なかったことに係る精神的損害として、合計64万円を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、原発事故時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があり原発事故後も同区域内に滞在を続けた者について、精神的損害及び生活費増加費用を賠償すべき旨定めており、その具体的損害額について子供及び妊婦以外の者は一人8万円を目安にするとされているところ、これに従った和解案が提示されたものである。また、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）は、原発事故時に緊急時避難準備区域内に居住していた者が同区域内に滞在していた期間について、平成23年9月30日まで月額10万円及び平成23年10月1日以降月額8万円の滞在者慰謝料を賠償し得る旨定めているところ、申立人は原発事故時に緊急時避難準備区域内に居住していた者ではないが、原発事故後に同区域内に転居しているため、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	389		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域から避難を余儀なくされ、現在は原発事故時住所で生活している家族4名(うち1名は脳性まひ等の持病あり)について、要介護者及びその主たる介護者の日常生活阻害慰謝料が増額(要介護者につき10割増、介護者につき6割増)され、また、原町地区の障害者福祉水準の低下に伴い帰還後障害者支援サービス等を受けることができないこと等を考慮し、要介護者の滞在者慰謝料も増額(6割増)された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)オ	

2 基本情報

申立日	H24.5.10	全部和解成立日	H25.2.26
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,400,000	H23.3~H24.8	※1

小計 1,400,000

申立人B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	480,000	H23.3~H23.10	※1

小計 480,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,880,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)、総括基準(旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について)

申立人Aは、身体障害等級1級に該当する障害[身体障害者手帳]による要介護状態で避難し、平成23年11月に南相馬市原町区の自宅に帰還してからも、南相馬市原町区の障害者福祉水準が低下したことにより適切な福祉サービスを受けることができなかったとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した。申立人B、C及びDは、申立人Aに対する介護を理由に、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は一定の範囲でこれを認めた。パネルは、申立人Aについては、避難していた期間である平成23年3月から同年10月までの期間に関して、要介護状態での過酷な避難を余儀なくされたことを理由に月額10万円の増額分(日常生活阻害慰謝料の増額)を認め、自宅に帰還した平成23年11月から平成24年8月までの期間に関して、適切な福祉サービスを受けることができなかったことを理由に月額6万円の増額分(滞在者慰謝

料の増額)を認める和解案を提示し、申立人B、C及びDについては、申立人Aに対する介護を行いながら避難したことを理由に、避難していた期間である平成23年3月から同年10月までの期間に関して、合わせて月額6万円の増額分(日常生活阻害慰謝料の増額)を認める和解案を提示した。

申立人Aについて、中間指針第3の6は、月額10万円を目安として日常生活阻害慰謝料を賠償すべきとしており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額できると認めており、また、総括基準(旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について)は、緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料の賠償を認め、中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。申立人B、C及びDについて、中間指針第3の6は、月額10万円を目安として日常生活阻害慰謝料を賠償すべきとしており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額できると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、避難費用として生活費増加費用(食費の増加費用、避難期間中の自宅の賃料及びその振込手数料)の賠償も請求した。東京電力は、食費の増加費用については避難に伴う通常的生活費の増加であり、精神的損害の賠償の中に含まれていると主張して争い、避難期間中の自宅の賃料及びその振込手数料については、避難していた期間の宿泊費用等を賠償済みであり、自宅の賃料及びその振込手数料を賠償の対象とすることは、二重の賠償となり、相当ではないと主張して争った。パネルは、この請求については和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	390		
事案の概要	警戒区域内で不動産賃貸業(いわゆるアパート経営)を営む申立人について、平成24年6月以降は財物賠償の対象となる資産(アパート建物等)に係る所得税法上の減価償却費を逸失利益の算定から控除するという東京電力の主張を排斥し、減価償却費を控除せずに逸失利益を賠償した事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(オ)		

2 基本情報

申立日	H24.11.20	全部和解成立日	H25.2.26
事故時住所	神奈川県川崎市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		5,633,106	H24.6~H25.1	※1

小計 5,633,106

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,633,106
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、浪江町等で不動産賃貸業(アパート経営)を営んでいたところ、賃貸するアパート(以下「本件アパート」という。)の所在地が警戒区域に指定されたために賃料収入がなくなったことから、東京電力に対し営業損害(逸失利益)の賠償を直接請求手続において求めたが、東京電力は、平成24年6月分の損害額の算定に当たって、本件アパートに係る減価償却費相当額を控除した。そこで、申立人は上記控除を不服として、平成24年6月分の減価償却費相当額のほか、同年7月分以降の営業損害(逸失利益)として、上記控除をしない方法により算定した額の賠償を求めた。東京電力は、減価償却費相当額については財物損害として賠償予定であるとし、逸失利益としての賠償については争った。パネルは、財物賠償が未だされていない本件については賃料収入減少分から減価償却費を控除するべきではないとして、平成24年6月分については直接請求手続において控除された減価償却費相当額を、同年7月から和解案提示月の前月である平成25年1月までの分については、減価償却費を控除しない方法により算定した逸失利益の全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	391		
事案の概要	警戒区域内に居住し、原発事故により避難を余儀なくされ、避難生活中に体調を悪化させ、平成23年10月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との間の因果関係を認め、死亡慰謝料600万円等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.1.4	全部和解成立日	H25.2.26
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H23.9~H23.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H23.3~H23.11	※1
小計			540,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H23.9~H23.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H23.3~H23.11	※1
小計			540,000		

申立人A、B共通(被相続人Cの損害を含む)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	72,634	H23.9~H23.11	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	52,000	H23.9~H23.11	※3
全部和解	一時立入費用	家財移動費用	26,000	H23.9~H23.11	※3
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	58,100	H23.9~H23.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	11,030		※4
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	142,800		※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	7,350		※4
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.9~H23.10	※1
全部和解	精神的損害	増額分	480,000	H23.3~H23.10	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	688,000	H23.9~H23.11	※5
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	6,000,000		※5

小計 7,737,914

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,817,914
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にあること、要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の5

中間指針第3の5 I は、原発事故により避難等を余儀なくされたため治療を要する程度に健康状態が悪化したことにより生じた治療費、薬代、精神的損害等について賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の5

申立人らは、申立人C(申立人Aの父)が避難生活による疲労等により全身が衰弱して死亡したとして、死亡により申立人Cが被った精神的損害等の賠償を求めた。東京電力は、原発事故に

よる避難だけでなく原発事故前から発症していた後遺症も申立人Cの死亡の要因となっているなどと主張して、申立人らの請求の一部を争った。パネルは、申立人Cの避難生活による疲労、後遺症、申立人A及びB（Aの妻）固有の精神的損害その他一切の事情を斟酌し、申立人Cの死亡慰謝料及びその家族（申立人A及びB）に対する慰謝料として600万円、葬儀費用等として68万8000円を相当額と認定し、和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため死亡したことにより生じた精神的損害等は賠償すべき損害であると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	392		
事案の概要	①警戒区域内から持ち出した自家用車(放射線量が持ち出し基準値を超えていたことが事後に判明し、廃棄も不能)について、同車両査定価格全額を損害と認めた事例。 ②就労不能損害について、原発事故により見送られた昇給分を損害と認めた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ア)	第1の10(2)ウ(オ)	第1の12(2)イ(ア)

2 基本情報

申立日	H24.4.11	全部和解成立日	H25.2.26
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.3~H24.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	26,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	655,256	H23.3~H24.3	※2
全部和解	避難費用	その他	63,765	H23.3~H24.3	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	112,000	H23.3~H24.3	※3
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	7,500	H23.3~H24.3	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	467,721	H23.3~H24.3	※4
全部和解	就労不能損害	その他	68,508	H23.3~H24.3	※4
全部和解	財物損害	家財	3,250,000		※5
全部和解	財物損害	その他動産	1,100,400		※6
全部和解	検査費用(物)		28,000	H24.10	※7
小計			7,079,150		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,079,150
	弁護士費用	212,375
	手続内で処理された既払金合計額	1,050,000

※1 中間指針第3の6

精神的損害の基本部分として、月額10万円の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の2

避難費用として、避難に伴う交通費2万6000円、家財購入費65万5256円、離散した家族に会うために増加した交通費6万3765円について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の3

一時立入費用として、交通費 1 1 万 2 0 0 0 円、宿泊費 7 5 0 0 円について賠償を認めたものである。

※ 4 中間指針第 3 の 8

申立人は、原発事故によって一定期間の休業を余儀なくされたことにより賞与等が大幅に減少したとして、平成 2 2 年分の年収と平成 2 3 年分の年収の差額〔源泉徴収票〕から、遡って支給された平成 2 3 年分の夏季賞与の金額〔賞与明細書〕を差し引いた減収分 4 6 万 7 7 2 1 円、また、平成 2 3 年 4 月から昇給されることが決定していたにもかかわらず、原発事故によって見送られた昇給分 6 万 8 5 0 8 円〔労使合意書〕について就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の請求金額の全額を認めたため、パネルは、申立人の請求金額の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第 3 の 8 は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認め、中間指針第 3 の 8 備考 6 は、減収分を原則として就労不能等となる以前の給与から就労不能等となった後の給与等を控除した額としているところ、申立人の昇給の蓋然性が認められることを理由に、例外的に見送られた昇給分を認める和解案が提示されたものである。

※ 5 中間指針第 3 の 1 0

単身世帯の家財について、東京電力が作成した賠償基準に準拠して賠償を認めたものである。

※ 6 中間指針第 3 の 1 0

申立人は、持ち出し基準が設定される以前に警戒区域内から自家用車を持ち出したところ、放射線量が事後に設定された持ち出し基準値を超えていることが判明し〔車両スクリーニングの結果表〕、民間業者による廃棄処理も拒否されている状況において、レッドブック（自動車価格月報）に基づく車両時価相当額 1 0 3 万 9 5 0 0 円（消費税 5 % 込）、車検費用 8 万 0 2 9 5 円〔見積書〕、東京電力が作成した基準に基づく買い替えのために必要となる登録諸費用の賠償を求めた。東京電力は、同社の査定額に消費税を加えた 1 1 0 万 0 4 0 0 円から一定程度減額するのが相当であると主張して争った。パネルは、東京電力の査定額に消費税を加えた金額の全額を損害と評価し、この金額を認める和解案を提示した。

中間指針第 3 の 1 0 II ①は、対象区域内にある財物はその価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合に、当該財物が現実に価値を喪失し又は減少した部分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※ 7 中間指針第 3 の 9

自家用車の車両検査に係る交通費について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	393		
事案の概要	郡山市所在の申立人の自宅敷地の除染費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.4.25	全部和解成立日	H25.2.26
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	9,282	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	100,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	65,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	除染費用等	除染費用	165,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※4
小計			379,282		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	379,282
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
申立人が、原発事故直後に東京都に居住する息子の自宅へ避難した際に支出した避難費用(①自動車での移動に伴うガソリン代、②息子に支払った宿泊謝礼〔領収書〕)の賠償が認められたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
申立人は、原発事故以前に、郡山市に所在する自宅の畑で自家消費用として野菜や果物を自家栽培していたが、原発事故により当該畑が放射性物質に汚染されてこれらの野菜や果物を食することができなくなったため、増加した食費の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故により、郡山市に所在する自宅の庭が放射性物質に汚染されたとして、①植木業者に対して、自宅の庭木及び苔の除去並びにこれらの除去物の運搬を依頼した際に支出した費用〔庭の写真、請求書及び領収書〕、②親戚に対して、自宅の庭の芝生の除去及び運搬を依頼した際に支出した作業代等の費用〔庭の写真〕について賠償を求めた。東京電力は、当該庭

の所在地である郡山市は、放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染状況重点調査地域に指定されており、国及び地方公共団体等の調整の下に除染が実施される地域とされているため、個人が実施した除染費用を賠償することはできないと主張して争った。パネルは、前記①について全額の賠償を認める和解案を提示した（なお、前記②については、親戚から領収書を発行してもらうことが困難であったため賠償の対象とはされなかった。）。

中間指針第二次追補第4 Iは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2 IIIに基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※5 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目

申立人は、郡山市所在の自宅の畑で栽培された野菜及び果物を知人や友人に対して販売して収入を得ていたが、原発事故により当該畑が汚染され、これらの野菜や果物を販売できなくなり収入が減少したとして損害賠償（逸失利益）を求めたが、立証の程度に鑑み、和解の対象とならなかった

1 事案の概要

公表番号	394		
事案の概要	県中地域内の山林に椎茸の原木を所有していた申立人について、直接請求では支払いを拒否された財物(椎茸原木代)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)才(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.11.14	全部和解成立日	H25.2.27
事故時住所	千葉県千葉市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	600,000		※1

小計 600,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故時、県中地域内の山林(ナラ)にしいたけ栽培用の原木を所有していたところ、原発事故により、山林が放射性物質によって汚染されたため、原木の価値を喪失したとして、原木の価値の賠償を求めた。東京電力は、申立人の山林の所在地が、原木しいたけの出荷制限の対象地域に含まれていないため、損害を確認できないと主張して争った。パネルは、原木の価値の喪失と原発事故との相当相当因果関係を認め、原木の価値相当分として、申立人の請求額に影響割合5割を乗じて端数を切り上げた額を損害額として算定した上で、和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又は、これには該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われた場合には、現実に価値を損失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	395		
事案の概要	身体に障害があり要介護5の状態です。自主的避難等対象区域(いわき市)内の介護施設に入所していたが、原発事故により平成23年3月中に施設から自主的避難し、避難生活中に体調を悪化させ、平成23年6月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の因果関係の存在を認め、死亡慰謝料700万円等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第10の2(3)ウ	第10の2(3)エ

2 基本情報

申立日	H24.4.16	全部和解成立日	H25.2.27
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	80,000	H23.3~H23.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	7,000,000	H23.3~H23.6	※2
全部和解	その他		200,000	H23.3~H23.6	※3
小計			7,280,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.6	※1
全部和解	その他		100,000	H23.3~H23.6	※3
小計			140,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	63,000	H23.3~H23.6	※4
小計			63,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,483,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	240,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである(なお、申立人Bは申立人Aの妻であり追加申立てにより申立人となった。また、申立人Aは、原発事故後に亡くなった母(以下

「亡母」という。)の相続分の全部を遺産分割により取得したため、申立人A自身の精神的損害に対する賠償分4万円に、亡母の精神的損害に対する賠償分4万円(本和解外で東京電力により支払済み。)を加えた合計8万円の精神的損害の賠償分を受領するものとした上で既払金を控除している。)

※2 中間指針第一次追補第2、中間指針第3の5

申立人Aは、亡母(パーキンソン病の持病を有し、要介護度5の認定を受けている。)が細菌感染症や急性循環不全により死亡したのは、原発事故を要因として、亡母が入居していた老人保健施設(以下「老健施設」という。)から亡母を自主的避難させるよう要請され、避難を実行したことにより衰弱したことが原因であるとして〔診断書〕、亡母の死亡について慰謝料を請求した。東京電力は、老健施設からの自主的避難の要請は地震により十分な介護を提供できなくなったことに基づくものであり、亡母の死亡と原発事故との間には相当相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、亡母の避難の原因は原発事故によるものと認めた上で、亡母の死亡と原発事故との間の相当相当因果関係も認め、死亡慰謝料として700万円の賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2は、個別具体的な事情に応じて相当相当因果関係のある損害が賠償対象となり得ることを認めているところ、原発事故による避難等により健康状態が悪化して死亡したことによる精神的損害等の賠償を認める中間指針第3の5 I に準じて和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人ら及び亡母が自動車により自主的避難を実行するに際して支出した避難費用のほか、要介護者である亡母が自主的避難をしたことによる労苦及び申立人らが亡母を介護しつつ自主的避難を行ったことに対する労苦について、それぞれ精神的損害の増額分を含めて、各合計10万円が賠償されたものである(なお、亡母の賠償分については、遺産分割により全部を取得した申立人Aに対して賠償を認めている。)

中間指針第一次追補第2〔損害項目〕備考6は、精神的損害等について、個別具体的な事情に応じて指針と異なる賠償額が算定される場合が認められ得るとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

原発事故当時、亡母は、老健施設(いわき市内に所在し、申立人らの自宅からは車で2、30分程度離れた場所にある。)に入居していたところ、原発事故の発生に伴い、申立人らは、老健施設から亡母を自主的避難させるよう要請され、亡母を県外の病院に転院させた。その後、申立人らは、自宅から亡母の転院先の病院まで自動車で見舞いに訪れ、その際に支出したガソリン代、高速道路料金の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	396		
事案の概要	父は仕事のため郡山市に残り、母親と子供が茨城県に自主的に避難した家族4名について、原発事故から5か月後に避難した母親の就労不能損害(6か月分)及び平成24年1月から12月までの避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)キ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H24.4.25	全部和解成立日	H25.2.27
事故時住所	郡山市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1 ※2
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	797,754	H23.3~H24.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1 ※2
小計			837,754		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1 ※2
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1 ※2
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	12,720	H23.3～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	364,878	H23.3～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	203,520	H23.3～H24.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	15,120	H23.3～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	480,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	教育費	6,760	H23.3～H24.12	※1
全部和解	避難雑費		480,000	H24.1～H24.12	※1
小計			1,712,998		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,990,752
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは原発事故発生当時、郡山市に居住する夫婦及び子2人の家族であったが、申立人Bが子である申立人C及びDを連れて自主的避難を実行したことにより生じた、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害及び精神的損害を請求した。東京電力は、避難費用、生活費増加費用、精神的損害については中間指針第一次追補が示した金額及び避難を実行した子供について一人当たり20万円を加算した金額に含まれている、就労不能損害について自主的避難であること等から相当相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、避難にかかった交通費、住居費〔賃貸借契約書〕、面会交通費、一時帰宅費用、家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加分〔光熱費利用明細〕、幼稚園通園用品購入費用〔注文書・領収書〕、就労不能損害〔給与明細〕、精神的損害、避難雑費（子供1人当たり月額2万円）を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人A及びBについては中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を、子供である申立人C及びDについては中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち20万円を、

精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	397		
事案の概要	自主的避難等対象区域から宮城県に避難した家族4名(大人2名、子供2名)について、平成24年に支出した転居交通費、住居費(敷金、礼金、仲介手数料、家賃、保険料等)、子供の転園費用及び避難雑費の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H24.8.20	全部和解成立日	H25.2.27
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人A、B、C及びD共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	9,600	H24.1～H24.6	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	357,575	H24.1～H24.6	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	69,170	H24.1～H24.6	※2
全部和解	避難雑費		240,000	H24.1～H24.6	※2
小計			676,345		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,036,345
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人B、C及びDは、原発事故直後に宮城県へ自主的避難を実行し、平成23年7月に帰還するまでの間に生じた生活費増加費用、精神的損害、移動費用等を請求した。東京電力は、中間指針第一次追補及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準に基づいて申立人Aも含めて合計136万円を支払済みであると主張して争った。パネルは、平成23年中については、既払額を超える損害は認められないと判断して、既払額と同額の和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち、原発事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については一人40万円を、原発事故発生当初の時期の損害として、子供及び妊婦以外については一人8万円を目安としており、また、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準は自主的避難を実行した子供については20万円を追加して支払うとしており、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人Aは、原発事故後、家族で福島県外に避難するために勤務先会社に転勤願いを出していたところ、平成24年になって宮城県への転勤が認められたことから、同年5月14日に申立人らは宮城県へ転居した。申立人らは、この転居に関連して支出した費用等を請求したが、東京電力は、相当相当因果関係及び金額の相当性がないなどと主張して争った。パネルは、転居交通費、住居費（敷金（2割相当額）〔預り証〕、礼金〔領収証〕、仲介手数料〔領収書〕、2か月分の家賃〔領収証〕、保険料〔保険証券〕等）、子供の転園費用〔入園許可書・領収書〕及び避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3）

申立人Bは、原発事故によるストレスで心療内科に通院した費用〔領収書、診断書〕及び精神

的損害の賠償を求めたが、東京電力は否認した。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	398		
事案の概要	自主的避難等対象区域で4校のスイミングスクールを経営している申立人について、スクール会員が原発事故により自主的避難をしたため会費収入が減少したことに伴う逸失利益(東京電力に対する直接請求で控除された、原発事故後に増収となったスクールの増収分が非控除とされた)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H24.11.2	全部和解成立日	H25.2.28
事故時住所	埼玉県さいたま市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		13,123,773	H23.12～H24.5	※1

小計 13,123,773

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,123,773
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、福島県内において複数のスイミングスクールを運営していたところ、一部の校舎(いずれも自主的避難等対象区域内に所在している。)について、原発事故によりスクール会員が自主的避難したため減収が生じたとして営業損害の賠償を求めた〔直接請求資料〕。東京電力は、原発事故前より増収となった校舎も含めて損害額を算定すべきとの意見を述べた。パネルは、減収が生じた校舎のみを対象として損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業、サービス業等において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害は、原則として原発事故との相当相当因果関係を認めているところ、これに準じて和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	399		
事案の概要	東京電力に対する直接請求において就労不能損害額の算定から控除されて賠償の対象となっていなかった避難先(警戒区域からの避難)での平成23年9月から平成24年2月までの収入相当額につき、その賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H24.5.8	全部和解成立日	H25.2.28
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,069,200	H23.9~H24.2	※1

小計 1,069,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,069,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)

申立人A(申立人Bの妻)は、原発事故により勤務先所在地が警戒区域に指定されたことから、同勤務先を自主退職の上、避難先での再就職を余儀なくされ、その結果、減収が生じたとして〔原発事故前勤務先に関する平成22年分給与所得の源泉徴収票、原発事故後勤務先に関する平成24年2月給与明細書〕、東京電力から、直接請求手続によって就労不能損害についての賠償を受けたが、その際、前勤務先と再就職先それぞれの給与額の差額分しか賠償を受けることができなかったことから、控除された再就職先給与相当額(以下「中間収入」という。)の賠償を求めた。東京電力は、前勤務先と再就職先それぞれの申立人Aの仕事は、どちらも国家資格を活用したものであるという共通点があるものの、勤務先及び主たる業務内容が変わっていることから、中間収入を控除すべきかについては、積極的には認めないものの、特には争わないとの意見を出した。パネルは、申立人Aの再就職先における就労に、従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情は認められないことから、就労不能損害から中間収入を控除するべきではないとして、直接請求手続の際に控除された中間収入相当額の就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労不能となった場合の減収分の賠償を認め、中間指針第二次追補第2の3は、就労不能損害を被った勤労者による転職や臨時的就労が特

別の努力と認められる場合には、中間収入を控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要とし、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、中間収入は、原発事故後の就労が、従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情がない限り、就労不能損害の損害額から控除しないとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について））

申立人B（申立人Aの夫）は、申立人Aと同様、就労不能損害の直接請求手続の際に控除された中間収入相当額の賠償を請求した。東京電力は、申立人Bの原発事故前勤務先が原発事故後勤務先のグループ会社であり、かつ平成23年4月には両社が合併して一つの会社になったという事実からすると、申立人Bは、原発事故前後を通じて同一の勤務先に勤務しているということになるから、申立人Bの原発事故後の就労には、従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するという特段の事情が認められるため、中間収入は控除されるべきであると主張して争った。パネルは、申立人Bに対しては、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	400		
事案の概要	警戒区域内で土木・建築請負業等を営んでいた申立人について、原発事故により相双地区等での仕事が大幅に減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)	第6の2	

2 基本情報

申立日	H24.6.5	全部和解成立日	H25.2.28
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		82,500,000	H23.3~H24.2	※1

小計 82,500,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	82,500,000
	弁護士費用	2,475,000
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第3の7

申立人は、警戒区域内で土木・建築請負業等を営んでいたところ、原発事故により相双地区等での仕事が大幅に減少したなどとして、逸失利益等〔原発事故前後の確定申告書等〕の賠償を請求した。東京電力は、当初認否を留保していたが、原発事故による逸失利益の発生自体は争わず、原発事故により負担を免れた費用の範囲（固定費・変動費の区分等）について意見を述べ、損害額を争った。パネルは、原発事故前後の申立人の経費支出の実情を考慮した上で損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としており、この減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故により負担を免れた費用を控除した額とされているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	401		
事案の概要	警戒区域内の病院に入院中に原発事故が発生し、転院を重ねて平成23年5月に死亡した被相続人の死亡慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.3.14	全部和解成立日	H25.3.1
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	16,000	H23.3~H24.8	※2
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	121,523	H23.3~H24.8	※2
一部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	22,649	H23.3~H24.8	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※2
一部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23.3~H23.5	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	353,810	H23.3~H24.12	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	400,000	H24.9~H24.12	※2

小計 2,863,982

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H23.3~H23.5	※2
一部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3~H23.5	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	9,000,000		※1

小計 9,600,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,463,982
	弁護士費用	373,919
	手続内で処理された既払金合計額	1,300,000

※1 中間指針第3の5

申立人Aの妻Xは、平成23年1月に乳がんと診断され余命約1年と宣告され、原発事故発生当時は大熊町の病院に入院し抗がん剤治療を受けていたところ、原発事故に伴い同年3月13日に郡山市の病院にヘリコプターで緊急搬送されたものの、同病院では抗がん剤が不足してお

り治療ができない状態であったことから、同月28日に県外の病院への転院を余儀なくされ、同年5月11日に死亡したが〔診療情報提供書、死亡診断書、顧問医相談票〕、Xの相続人である申立人A、B（追加申立て）及びC（追加申立て）は、原発事故に伴う転院によるストレスや適切な治療を受けられなくなったことによりXの死期が早まったとして、死亡慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、最終的に賠償すること自体は争わず、Xの死亡に対する原発事故の影響割合は最大でも2割5分であるとの意見を述べた。パネルは、Xの死亡に対する原発事故の影響割合を5割程度と判断し、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（いわゆる赤い本）における死亡慰謝料に関する「母親、配偶者」の基準額を参考に算定した額の5割を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため死亡したことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2、中間指針第3の5、中間指針第3の6

申立人Aは、原発事故発生当時、檜葉町に居住し、妻Xが末期の乳がんを患い大熊町の病院に入院していたところ、原発事故によりXが郡山市及び県外の病院に転院を余儀なくされ、申立人Aもそれに付き添う形で避難を余儀なくされ、交通費、生活用品購入費を支出し、また、申立人AがXの転院等に伴う心労から不安神経症等にり患したとして、①交通費、②生活費増加費用（生活用品購入費等）、③通院慰謝料、通院交通費及び文書料及び④日常生活阻害慰謝料（Xが入院加療中であったことによる増額分を含む。避難中にXが死亡し、Xの請求分については申立人A、B及びCが相続した。）の賠償を請求した。東京電力は、①、②及び③は一定額の限度で認め、④のうち月額10万円の基本部分については認め、増額分についてはパネルの意見を踏まえて検討すると回答した。パネルは、①、②及び③は一定額の限度で認め、④のうち月額10万円の基本部分は認め、増額分についてはXが死亡するまでの期間について、申立人Aについて月額5万円、Xについて月額10万円の限度で認める和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	402		
事案の概要	郡山市所在の自宅敷地の除染費用(芝撤去工事代)及び線量計購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.7.23	全部和解成立日	H25.3.3
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	線量計購入費	29,900	H23.3~H23.9	※1
全部和解	除染費用等	除染費用	200,235	H24.6~H24.7	※2
小計			230,135		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	230,135
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断に必要な費用として賠償が認められたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人A及びBは、原発事故により、郡山市に所在する自宅の庭の芝生が放射性物質に汚染されたとして、当該芝生の除去及び運搬を園芸業者に依頼した際に支出した費用〔①庭の写真(除染前及び除染後のもの)、②庭における放射線線量計の測定結果の写真(除染前及び除染後のもの)、③納品書及び④領収書〕について賠償を求めた。東京電力は、郡山市が放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染状況重点調査地域に指定されており、郡山市が除染等の措置を実施することとなっているため、個人で行う除染については、その必要性や、郡山市が実施する除染との関係性等を確認したいとして認否を留保した。パネルは、除染の必要性及び除染方法の相当性を認めた上で、申立人A及びBが前記④の領収書を東京電力に交付すること、また、申立人A及びBが東京電力に対して同一内容の除染費用の重複請求を行わない誓約をすること等により、東京電力が二重払いの危険を負わないように配慮しつつ、全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 Iは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等)を行うことに伴って必然

的に生じた追加的費用等は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解の対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人A及びBは、放射線量が高いことによる不安を理由として精神的損害の賠償を求めたが、和解の対象とはされなかった（なお、東京電力は中間指針第一次追補第2Ⅲに基づき、申立人A及びBに対して各8万円の賠償金を本和解外で支払済みであるところ、パネルは、当該賠償金の対象の一つとして放射線被曝への恐怖等により正常な日常生活の維持及び継続が相当程度阻害されたことによる精神的苦痛への賠償も含まれていることも考慮している。）。

1 事案の概要

公表番号	403		
事案の概要	警戒区域内の建物及び事業用動産が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H24.5.9	全部和解成立日	H25.3.6
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	不動産	19,592,087		※1
全部和解	財物損害	動産	6,686,730		※1
小計			26,278,817		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,278,817
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、富岡町においてスポーツ施設を開設し、原発事故時は休業中であった会社であるところ、原発事故によって当面の間富岡町に立入りを行うことができずスポーツ施設を使用できる見込みが立たないとして、所有する資産(確定申告書添付の帳簿に記載されたスポーツ施設の建物及び建物内の事業用動産)の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、財物損害の賠償については認めたものの、損害額について、富岡町の区域割の見直しが完了していないことを理由に解除見込期間を原発事故から24か月後として価値減少率を算定した金額を認めた。パネルは、スポーツ施設が福島第一原発から約7kmと近いこと、平成24年3月19日時点でのスポーツ施設及び近接する夜の森駅の放射線量がそれぞれ年間約49ミリシーベルト及び約67.3ミリシーベルトと極めて高くスポーツ施設を運営することは困難なこと、スポーツ施設の所在地が帰還困難区域となる可能性が高い地域と一体性があること等、一切の事情を勘案すると、スポーツ施設の建物については社会的効用がほぼ全面的に毀損され平成29年3月までに回復する見込みがないと認められるとして、建物内の事業用動産については建物と機能的に一体か持出が困難であるとして、これらの財物損害の価値減少率を全損として算定した和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる

場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	404		
事案の概要	警戒区域内で道路舗装工事等を営む建設会社について、原発事故により受注中の工事が完成しなかったことによる残工事代金等の営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)	第1の9(2)イ(カ)	

2 基本情報

申立日	H24.7.25	全部和解成立日	H25.3.8
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		3,079,180	H23.3~H23.9	※1
一部和解	営業損害・追加的費用	その他	1,933,183	H23.3~H23.9	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	6,352,500	H23.3~H23.12	※2

小計 11,364,863

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,364,863
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は原発事故時、警戒区域内で道路舗装工事等を営む建設会社であったが、原発事故により一時避難したことから、受注中の工事が中断し完成せず、加えて、震災の災害復旧工事の要請があったがその工事ができなくなったため、諸工事代金分等の逸失利益が発生したとして賠償を請求した。東京電力は、会社全体でみると、原発事故前の基準年度の売上げに比して、原発事故後の対象期間の売上げが増収しているなどと主張して争った。パネルは、原発事故前に受注していた既存の請負契約の残工事代金相当分等の逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は原発事故時、警戒区域内で道路舗装工事等を営む建設会社であったが、原発事故により受注中の工事の工期が遅れたため、バリケード、レンタルハウスや工事機材等の追加のレンタル料が高んだ他、放射能の影響を受けたレンタル用品をレンタル会社より買い取らされたこと等による損害が発生したとしてその賠償を請求した。東京電力は、賠償すること自体は争わず、

追加のレンタル料と買い取り費用を支払うことが二重賠償となる可能性等について若干の意見を述べた。パネルは、バリケードや工事機材等の追加のレンタル料及びレンタル用品の買い取りに要した費用等、申立人が請求した一連の追加的費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	405		
事案の概要	計画的避難区域で養豚業を営む申立人について、平成23年2月に子豚の導入頭数を増加したことにより見込まれた増収分の営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.8.7	全部和解成立日	H25.3.8
事故時住所	葛尾村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		2,728,320	H23.3~H24.12	※1
小計			2,728,320		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,728,320
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,272,095

※1 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、葛尾村で養豚業を営んでいたところ、原発事故により当該区域が計画的避難区域に指定された結果、避難を余儀なくされ事業が継続できなくなったため、逸失利益の賠償を求めた。その中で、申立人は、原発事故直前、預かって飼育する豚の頭数を増やしたことから、原発事故がなければ前年より増収したはずであるとし、基準となる売上金額の増額を求め争ったところ、東京電力は、豚の飼育頭数が変動する可能性があることから、継続的に増収が見込めるとまでは評価できないと主張して争った。パネルは、原発事故がなければ豚の飼育頭数が前年より増えたであろうこと、その結果申立人に増収が見込めたであろうことを判断し、請求金額の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担したであろう費用と実際に負担した費用との差額（原発事故により負担を免れた費用）を控除した額とし、かつ総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとし、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には適

宜の金額を足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額とした場合、特段の事情がない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしている。本件はこれらに従った和解案が提示されたものである。なお、本件では過払金の清算がされている（既払金欄記載）。

1 事案の概要

公表番号	406		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から福島市に平成24年11月まで避難した夫婦(夫は障害等級1級)について、妻の勤務先確保の困難さ、原町区の自宅の修繕完了時期、夫の障害等を考慮して、両名の日常生活阻害慰謝料を平成24年11月末まで認めた事例(賠償額についても、両名とも月額6~10割増)。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.8.29	全部和解成立日	H25.3.11
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,540,000	H23.3~H24.11	※2
小計			3,640,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,540,000	H23.3~H24.11	※2
小計			3,640,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,280,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	3,600,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A及びB(Aの妻、追加申立て)は緊急時避難準備区域に居住していたが、平成24年11月まで避難をしていたことから、同月までの日常生活阻害慰謝料を請求した。東京電力は、中間指針第二次追補で緊急時避難準備区域に居住していた避難者の慰謝料の賠償は原則として平成24年8月までとされていることから、同年9月以降の慰謝料の賠償は認められないと主張して争った。パネルは、申立人Aが身体障害等級1級であり自宅の改修工事が終了するまで帰還することが困難であったこと、申立人Bの就職先を見つけることが困難であったこと等の事情から、「特段の事情がある場合」に該当すると判断し、自宅の改修工事が終了した平成24年12月の前月である同年11月までの日常生活阻害慰謝料を認めた。

中間指針第二次追補第2の1(2)は、緊急時避難準備区域に居住していた避難者の慰謝料については原則として平成24年8月までとし、特段の事情がある場合には個別具体的な事情に応じて柔軟に判断するとされているところ、本件では申立人について特段の事情を認め、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは原発事故当時身体障害等級1級であり障害を抱えながらの避難生活を送っていた。一方、申立人B（Aの妻、追加申立て）は申立人A及び当時82歳と高齢で心臓を患った申立人Aの母の両名を介護しながら避難生活を送っていた。そのため、平成23年3月分から申立人のAの母が死亡する同年9月分までは両名とも月額10万円の増額を認め、申立人Aの母が死亡した後、平成24年11月分までについても両名とも月額6万円の増額を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること又は要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	407		
事案の概要	本宮市所在の自宅敷地の除染費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.9.10	全部和解成立日	H25.3.11
事故時住所	本宮市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	750,000	H24.7	※1
小計			750,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	750,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、本宮市にある自宅敷地内の汚染土除去等の作業を業者に依頼した費用〔請求書、振込受付書〕について損害賠償を求めた。東京電力は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき除染費用は国が集約し東京電力に求償するものであるところ、自己負担で除染実施した場合の費用負担については国及び地方公共団体の検討中であり、結果がどうなるか不透明であると主張して判断を留保した。パネルは、除染工事費用相当額の損害賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	408		
事案の概要	警戒区域(双葉町)の老人ホームから避難を余儀なくされた高齢者(認知症のため歩行・会話困難)について、避難先で床ずれを重症化させたことなどの避難生活の過酷さを考慮して、日常生活阻害慰謝料が月額20万円に増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.9.24	全部和解成立日	H25.3.12
事故時住所	双葉町ほか		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	17,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	230,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	30,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	交通費	335,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	交通費	221,895	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	交通費	132,074	H23.3~H23.11	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,800,000	H23.3~H23.11	※1

小計 2,765,969

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	5,000	H23.3～H23.11	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	44,000	H23.3～H23.11	※2
全部和解	避難費用	家財移動費用	56,000	H23.3～H23.11	※2
全部和解	一時立入費用	家財移動費用	48,825	H23.3～H23.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	5,680	H23.3～H23.11	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	251,640	H23.3～H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	258,679	H23.3～H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	31,877	H23.3～H23.11	※2
全部和解	避難費用	交通費	347,795	H23.3～H23.11	※2
全部和解	避難費用	交通費	42,262	H23.3～H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	450	H23.3～H23.11	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,170,000	H23.3～H23.11	※1

小計 2,262,208

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,028,177
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,110,000

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは原発事故当時、認知症のため歩行・会話が困難な状態にあり、また、避難先で床ずれを重症化させたことによって、過酷な避難生活を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。申立人Bは、原発事故当時、高血圧症、前立腺肥大、過活動膀胱の持病により、過酷な避難生活を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、避難所に避難していた期間については増額を認めたが、それ以外の期間については増額を認めないと主張して争った。パネルは、認知症を有している状態で過酷な避難生活を余儀なくされたことにより、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかったとして月額10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難費用として、交通費、衣類、老人ホームへの謝礼、宿泊費、家財道具移動費用、家財購入費用及び証明書取得費用の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の3

一時立入費用として、家財道具移動費用の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の5

生命・身体的損害として、診断書発行料、初診料、薬代の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	409		
事案の概要	警戒区域から避難を余儀なくされた要介護の小学生(身体障害1級)について月10割増、介護及び通学の付添いをした母親に月8割増(小学校に介助員が配置された後は、小学生は月8割増、母親は月6割増)の日常生活阻害慰謝料の増額がなされた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.7.17	全部和解成立日	H25.3.13
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	6	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,400	H23.3~H23.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	15,000	H23.3~H23.8	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	2,200,000	H23.3~H24.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,080,000	H23.3~H24.12	※1
小計			4,303,400		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	82,000	H23.3~H23.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	473,855	H23.3~H23.8	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	100,000	H23.3~H23.8	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	2,200,000	H23.3~H24.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H23.3~H24.12	※1
小計			3,275,855		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,200,000	H23.3~H24.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,400,000	H23.3~H24.12	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	325,000	H23.4~H23.6	※5
小計			3,925,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	23,000	H23.3～H23.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	99,853	H23.3～H23.8	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	60,000	H23.3～H23.8	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	2,200,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H23.3～H24.12	※1
小計			2,802,853		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,200,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H23.3～H24.12	※1
小計			2,620,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,200,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	420,000	H23.3～H24.12	※1
小計			2,620,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	19,547,108
	弁護士費用	519,162
	手続内で処理された既払金合計額	2,241,720

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A（申立人B及びCの子）は、原発事故発生当時、身体障害等級1級の障害を有し〔身体障害者手帳〕、車椅子での生活をしており、通学先の小学校では介助員が付されていたが、原発事故後は避難先の小学校で一定期間介助員が付されず、また学校外でも過酷な避難生活を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料の増額を請求するとともに、申立人Aの主たる介護者であるAの母Bについても、Aの介護及び通学の付添い等による精神的負担を理由として慰謝料の増額を請求し、さらに同居親族である申立人C、D、E及びFについても、Aとともに避難したことによる精神的負担を理由に、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人A及びBについては、一定程度の増額を認めたものの、増額の金額については、最大でも、申立人Aについては介助員が付される前は月額5万円、介助員が付された後は月額3万円、申立人Bについては、Aに介助員が付される前は月額3万円、介助員が付された後は月額2万円が妥当であると主張して争うとともに、申立人C、D、E及びFについては増額理由がないと主張して争った。パネルは、原発事故後の避難先での申立人Aの生活における精神的苦痛は極めて大きいものであると認め、慰謝料額については、避難先の小学校で介助員が配置されるまでの期間は月額10万円、介助員が配置された後は月額8万円の増額を認めるとともに、申立人Bについては、Aに対する介護及び通学の付添いによる苦労が大きいことから、Aに介助員が配置されるまでの期間

は月額8万円、介助員が付された後は月額6万円の増額を認め、さらに、同居親族である申立人C、D、E及びFについても、Aに対する一定程度の介護を行ったこと等を理由に、月額2万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合及びそのような者の介護を恒常的に行った場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

原発事故後に発症したチック症と原発事故による避難生活との間の相当因果関係を認め〔診断書〕、通院慰謝料及び通院交通費の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

避難に伴い必要かつ合理的な範囲で負担した費用として、避難交通費及び避難先での物品の購入費等の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の3

避難生活中に一時帰宅した際の交通費等について、賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2

申立人Aが避難先の小学校に通学する際にBが付き添わなければならなかったことを理由として、1日当たり6500円の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	410		
事案の概要	警戒区域(浪江町)から避難した高齢の夫婦の日常生活阻害慰謝料について、要介護の妻(障害等級2級)について月8割増額(持病の悪化後は9割増額)、妻の介護をした夫についても自身の持病の状態等に応じて月3割ないし6割増額がなされた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.9.5	全部和解成立日	H25.3.13
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	22,000	H23.3~H24.2	※1
一部和解	精神的損害	基本部分	1,820,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	324,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	120,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	420,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	166,000	H23.3~H24.2	※3
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	6,000	H23.3~H24.2	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	48,300	H23.3~H24.2	※4
全部和解	精神的損害	増額分	810,000	H23.3~H24.8	※5

小計 3,736,300

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	22,050	H23.3~H24.2	※4
全部和解	精神的損害	増額分	1,560,000	H23.3~H24.8	※6

小計 3,382,050

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,118,350
	弁護士費用	104,291
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

避難費用として、避難先への移動に要した交通費、避難中の宿泊費、自家消費米・野菜を購入しなければならなくなったことによる食費増加費用、自宅から持ち出すことのできなかった家財道具購入費及び被服費の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の6

精神的損害の基本部分として、申立人Aに対して、避難所等において避難生活をした避難当初の1か月について12万円の日常生活阻害慰謝料の賠償及び2か月目以降について月額10万円の賠償を認め、申立人Bに対して、避難当初より月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の3

自宅点検のための一時立入費用として、交通費及び宿泊費の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の5

診断書費用の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故前から身体障害等級2級であった妻である申立人Bの主たる介護者であり、避難中も継続して申立人Bの介護をしながらの避難生活を余儀なくされたこと、申立人A自身も原発事故後に新たに発病したり持病が悪化したりしたことを理由として、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、日常生活阻害慰謝料の基本部分の賠償は認めたが、増額部分については争った。パネルは、申立人Aが避難先で要介護者の介護を余儀なくされたこと及び申立人Aの発病や持病の悪化が増額事由に該当し、他方、発病や持病の悪化と原発事故による避難生活との間の因果関係は不要であるとして、原発事故直後から申立人Bへの介護器具導入までは6割、介護器具導入以降申立人Aの持病の悪化までは3割、申立人Aの持病の悪化以降は5割、更なる持病の悪化以降は6割として、日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料の月額を目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、重度又は中程度の持病があること、上記の者の介護を恒常的に行ったこと等の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故当時脳梗塞による右半身麻痺の障害（身体障害等級2級）を有して要介護状態であり、避難中に持病が悪化したとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、日常生活阻害慰謝料の基本部分の賠償は認めたが、増額部分についてはこれを争った。パネルは、申立人Bが要介護状態で避難を余儀なくされたこと、持病が悪化したことが増額事由に該当し、他方、持病の悪化と避難生活との因果関係は不要であるとして、申立人Bについては原発事故直後から持病の悪化までは8割、持病の悪化以降は9割として賠償額の増額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	411		
事案の概要	警戒区域(富岡町)の社員寮に住み込みで勤務し、会津地域に避難した申立人について、申立人が事故後1年以内に定年退職予定であったこと、避難場所が実家近くであることなどを理由に定年退職予定日で避難終了との東京電力の主張を排斥し、同日以降の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ア	第1の8(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H24.10.10	全部和解成立日	H25.3.14
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H24.3~H25.2	※1
小計			1,200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人は、警戒区域(富岡町)にある東京電力の関係会社の従業員であり、原発事故当時は東京電力の社員寮に管理人として住込みで勤務し、原発事故後には会津地域に避難したところ、日常生活阻害慰謝料の賠償を平成24年2月で打ち切られたことから、同年3月以降の賠償を請求した。東京電力は、申立人が平成23年9月30日に定年退職の予定であったこと(ただし、実際には平成23年6月30日に自主退職を強いられた。)や、申立人が原発事故後はいったん実家(避難指示等対象区域外)に避難し、その後も実家の近隣に居住していることから、平成23年9月30日の経過をもって避難終了とされるべきである(平成24年2月まで支払ったのは内部的な手続事情による。)と主張した。パネルは、申立人が退職後は独身寮の代務員として働く予定であったこと(代務員は管理人の管理業を代行する臨時の管理人で、定年退職後の元管理人が就くことが通例であった。)、雪を避けるため雪の少ない富岡町と大熊町の居住物件を原発事故前から探していたこと、とりあえず実家に避難したものの、申立人の家族は既に亡くなり、義姉とその子が住んでいたことから、義姉にはアパートを借りるように言われていたこと、申立人の住居はエレベーターのない町営住宅の5階で不便であり仮住まいと考えていること等を考慮し、平成24年3月から平成25年2月まで日常生活阻害慰謝料の基本部分月額10万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、原発事故により避難を余儀なくされた者に対して慰謝料として月額10万円を目安とする賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	412		
事案の概要	茨城県所在の株式会社の社員寮敷地の除染費用及び線量計購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H24.10.18	全部和解成立日	H25.3.14
事故時住所	東京都港区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	420,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	103,950	H23.3~H24.5	※2
小計			523,950		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	523,950
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、茨城県内に工場を有して製造業を営む法人であるところ、原発事故の放射性物質による汚染を懸念して、同工場の敷地内の放射線量を測定した結果、複数箇所毎時0.23マイクロシーベルト以上の放射線量が測定され〔放射線量測定結果資料〕、除染費用を支出せざるを得なくなったとして〔除染費用に係る領収書〕、その賠償を求めた。東京電力は、答弁書において、除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」の枠組みにおいて実施されるのが合理的であること、個別に実施されたいわゆる自主除染については、国・地方自治体が行う除染の対象地域や合理的範囲等の具体的な内容が明らかになっていないこと、申立人の茨城工場が福島第1原子力発電所から148km以上離れた位置にあることや放射線量が高い箇所が雨どいの下等に限られていること等の事情から、申立人が実施した除染に係る費用が必要かつ合理的な範囲にある相当因果関係の認められる損害とまではいえないこと等を主張して争った。パネルは、申立人の除染について必要かつ合理的な範囲にあるとして全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人は、茨城県内に工場を有して製造業を営む法人であるところ、原発事故の放射性物質による汚染を懸念して、放射線測定器購入費用を支出せざるを得なくなったとして〔放射線量測定器購入に係る納品書及び領収書〕、放射線測定器購入費用の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において、除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」の枠組みにおいて実施されるのが合理的であること、個別に実施されたいわゆる自主除染については、国・地方自治体が行う除染の対象地域や合理的範囲等の具体的な内容が明らかになっていないこと、申立人の茨城工場が福島第1原子力発電所から148km以上離れた位置にあることや放射線量が高い箇所が雨どいの下等に限定されていること等の事情から、申立人が実施した除染に係る費用が必要かつ合理的な範囲にある相当因果関係の認められる損害とまではいえぬこと等を主張して争った。パネルは、申立人の除染について必要かつ合理的な範囲にあるとして全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	413		
事案の概要	田村市内に居住し、同市内の勤務先の工場が原発事故により閉鎖されたため退職を余儀なくされた申立人について、就労不能損害の終期を平成24年5月末とする東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の給与相当額の損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.11.13	全部和解成立日	H25.3.14
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	2,206,544	H24.6~H25.1	※1
小計			2,206,544		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,206,544
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、田村市内の勤務先の工場が原発事故による風評被害により閉鎖され、退職を余儀なくされたことから減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、自主的避難等対象区域に居住する者の就労不能損害の賠償の終期は、屋内退避区域の指定解除等(平成23年4月22日)から既に1年を経過していること等から、平成24年5月31日とすることが相当であると主張して争った。パネルは、申立人が求職活動を行っていること、親族の面倒を見なければならないこと等、一切の事実を総合的に考慮して、和解案提示時期の前月である平成25年1月まで、原発事故の影響割合を10割として就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	414		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で美容院を営む申立人の逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)オ(イ)	

2 基本情報

申立日	H24.3.2	全部和解成立日	H25.3.18
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		13,761,425	H23.3~H23.8	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	除染費用	124,475	H23.3~H23.8	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	100,000	H23.3~H23.8	※2
小計			13,985,900		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,985,900
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第3の7、中間指針第二次追補第2の2

申立人は、南相馬市原町区内において美容院を営んでいたところ、原発事故により周辺住民の多くが避難したこと等から営業上特別の努力を強いられ、また、売上げが減少したとして、平成23年3月から同年8月までの営業損害の賠償を求め、損害額の計算方法としては対象期間の売上げを控除すべきではないと主張した。東京電力は答弁書において、特別の努力を考慮しない、事故前後の利益の比較によって損害を認める旨の意見を述べた。パネルは、申立人の特別の努力を考慮し、平成23年3月から同年8月までの期間について、対象期間の売上げを控除しない計算方法での営業損害の賠償を認めた。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第2の2 IIは、営業損害を被った事業者の臨時の営業等が特別な努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益を損害額から控除しないなどの合理的で柔軟な対応を求めており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、業務への支障を避けるために生じた追加的費用（除染費用、従業員に係る追加的な費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	415		
事案の概要	会津地域でしいたけ、なめこの栽培・販売を営む申立人について、原発事故によりこれらの栽培・販売ができなくなったことによる逸失利益及び廃棄したほだ木の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H24.8.6	全部和解成立日	H25.3.18
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益、財物損害		1,450,000	H23.3~H29.12	※1
小計			1,450,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,450,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	800,000

※1 中間指針第5の1

申立人は、原発事故時、会津地域でしいたけ、なめこ等を栽培、販売していたところ、原発事故後、栽培するしいたけから出荷制限指示の基準値を超える放射線量が検出されたことによってしいたけを出荷することができなくなり、また栽培に使用する原木(ほだ木)についても基準値を超える放射線量が検出されたことによって使用することができず、廃棄せざるを得なくなったことから、東京電力に対し、しいたけ栽培・販売の逸失利益及びほだ木の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体は争わず、逸失利益については東京卸売市場における生しいたけの平均単価や期待所得率等を考慮したとして算出した99万3650円を、財物損害については原木の償却率等を考慮したとして算出した33万6660円を賠償する(合計額133万0310円)と提案した。パネルは、申立人にはしいたけのほか、なめこ販売における損害も発生しているという事情も加味し、申立人が原発事故時に保有していたしいたけ及びなめこのほだ木5000本分に係る平成23年3月から平成29年12月までの逸失利益及びほだ木の財物損害の合計として、東京電力の提案した金額に約12万円を上乗せした145万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において、事業に支障が生じたために現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、廃棄予定のほだ木を自己の所有する山林に保管せざるを得なくなっていること等に対する精神的損害の賠償を求めたが、パネルは、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	416		
事案の概要	飯舘村でキノコ類を収穫・販売していた申立人について、原発事故で避難を余儀なくされたことに伴う休業による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(7)		

2 基本情報

申立日	H24.11.12	全部和解成立日	H25.3.18
事故時住所	飯舘村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		203,884	H23.3~H23.12	※1

小計 203,884

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	203,884
	弁護士費用	6,116
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、飯舘村で松茸等きのこ類を収穫し市場で販売していたところ、原発事故によって当該区域が計画的避難区域に指定された結果、避難を余儀なくされ、事業を継続することができなくなったとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、きのこ類を販売するにしても梱包費用等、販売に係る経費が発生しているとして、逸失利益額の算定方法が適切ではないと主張して争った。パネルは、原発事故により申立人がきのこ類を収穫できなくなったと認定し、かつ販売に係る経費を算出した上で、請求金額の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（原発事故により負担を免れた費用）を控除した額としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	417		
事案の概要	宮城県で稲わらを買付け販売している申立人について、稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.8.31	全部和解成立日	H25.3.19
事故時住所	宮城県白石市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		13,000,000		※1
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	1,100,000	H24.1	※2、3

小計 14,100,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,100,000
	弁護士費用	420,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人は、宮城県で稲わらを買付けて販売すること等を行っている個人事業主であるところ、平成23年秋及び平成24年春の収穫分の稲わらについて、取引先が放射性物質による汚染を懸念して買入れをしなくなったため、減収が生じたとして〔平成23年分収支内訳書、平成23年度稲わら買付け数量に係る一覧表、陳述書、預金に係る取引明細表、預金通帳、「事業の概要・被害の概況・逸失利益の計算」と題する書面〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、損害を賠償すること自体は争わず、申立人が主張する損害額が不相当であるとして、売上減少額に貢献利益率を乗ずる方法での損害額の算定方法を主張し、損害額について争った。パネルは、減収と原発事故との間の相当因果関係を認め、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額を控除した額を損害額として、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I④、中間指針第7の2 I②及び中間指針第7の1 IV①は、農林水産物の流通業において、平成23年7月8日以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、宮城県において産出された食用に供される牛に係るものを継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係る風評被害について、取引数量の減少による減収分を原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人は、宮城県で稲わらを買付けて販売すること等を行っている個人事業主であるところ、放射性物質で汚染された稲わらを保管していた牛舎について実施した除染費用〔除染費用等に係る請求書、除染費用等に係る領収書、陳述書〕の賠償を求めた。東京電力は、除染費用については、認否を留保しつつ、具体的な除染の日時や方法、除染に使用した機器、除染による放射線量の低減の程度等についての説明を求めた。パネルは、除染費用の支出と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、除染費用の賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第7の2 I ④、中間指針第7の2 I ②及び中間指針第7の1 IV①従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第5の1

申立人は宮城県で堆肥の製造販売等を行っている個人事業主であるところ、宮城県から放射性物質に汚染された堆肥の移動をしないよう指示されたため堆肥が発酵熱により発火し、これを消火するために費用を要したとして、消火のために要した費用について賠償を認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	418		
事案の概要	相馬市で農業を営む申立人について、水稻の作付けをしなかったことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)㍿		

2 基本情報

申立日	H24.10.16	全部和解成立日	H25.3.19
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・避難実行	逸失利益	235,643	H23.3~H23.12	※1

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	235,643
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人は、相馬市において農業を営んでいたところ、自主的避難の実行により米の作付けをすることができず減収が生じたとして、田んぼ1 a当たりの期待所得から算出した損害額の営業損害の賠償を求めた。東京電力は、対象期間において当該地域に出荷制限がなかったことから因果関係を否認し、因果関係が認められる場合であっても、申立人の事故前の農業収入を基準とした計算方法を採用すべきであると主張して争った。パネルは、原発事故と米の作付けをすることができなかったこととの間の相当因果関係を認め、期待所得を基準として和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難実行に伴って被った営業損害を賠償の対象となるべき損害として挙げ、その判断については、（1）自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、（2）自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期等の要素を総合的に考慮するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	419		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で自家栽培野菜の販売を行っていた申立人について、避難実行に伴い販売が不能となったことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(7)		

2 基本情報

申立日	H24.4.9	全部和解成立日	H25.3.21
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		863,137	H23.3~H24.8	※1
全部和解	生活費増加費用	食費増加分等	30,000	H23.3~H24.8	※2

小計 893,137

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	893,137
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人らは原発事故時、南相馬市原町区(緊急時避難準備区域)で自家栽培野菜の販売を行っていたが、避難実行に伴い販売不能となったとして、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、賠償義務自体は争わず、控除すべき経費等について意見を述べた。パネルは、領収書控えに記載された原発事故前の売上実績に基づき損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

生活費増加費用として、残置食品に係る食費増加分及びボイラー維持費用について賠償が認められたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の3、同第3の5、同第3の6、同第3の10)

申立人らは、上記の他、精神的損害、一時立入費用、通院交通費等の生命・身体的損害を請求したところ、東京電力は、直接請求手続において支払済みであると主張した。また、申立人らは

財物損害も主張したが、東京電力は、避難区域の見直しを踏まえ検討中であるため認否を留保するなど主張した。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	420		
事案の概要	警戒区域(富岡町)で衣料品製造業を営む申立人について、休業による逸失利益等が、事業拡大予定による増収見込分も含めて、賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.4.18	全部和解成立日	H25.3.21
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		7,753,630	H23.3~H24.11	※1
全部和解	営業損害・追加的費用		418,467		※2
小計			8,172,097		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,172,097
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	337,041

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、富岡町で縫製加工業を営んでいたところ、原発事故により当該区域が警戒区域に指定されたため避難を余儀なくされ、事業を継続することができなくなったとして、逸失利益の賠償を求めた。申立人は、原発事故前に取引先から発注を増やすことを前提とした基本契約を締結しており、原発事故がなければ前年より増収となることが確実に見込まれたとし、基準となる売上金額の増額を求め争ったところ、東京電力は、継続的に増収が見込めるとまでは評価できないと主張して争った。パネルは、取引先からの発注が増えることを前提とした基本契約書の存在を基に、原発事故がなければ増収となることを見込まれたと判断し、請求金額の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は原則として原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額(原発事故により負担を免れた費用)を控除した額とし、かつ総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については仲介委員の合

理的な裁量に委ねられるとし、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には適宜の金額を足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額とした場合、特段の事情がない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしている。本件はこれらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、富岡町で縫製加工業を営んでいたところ、原発事故により当該区域が警戒区域に指定された結果避難を余儀なくされたため、委託者から提供を受けた材料が使用不能となったところ、委託者に材料購入費用相当額を支払わざるを得なくなったと主張し、当該材料購入費用相当額を求めた。パネルは申立人の主張を認め、請求金額全部を認める和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	421		
事案の概要	警戒区域で家畜商を営む申立人について、休業による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.7.11	全部和解成立日	H25.3.22
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		514,027	H23.3~H24.2	※1
全部和解	精神的損害	増額分	450,000	H23.3~H24.5	※2
全部和解	避難費用	通信費増加費用	233,800	H23.3~H24.2	※3

小計 1,197,827

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,197,827
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	427,680

※1 中間指針第3の7

申立人は、大熊町で家畜商を営んでいたところ、原発事故による避難指示等に伴い、営業ができなくなり減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において、原発事故後の減収額等の具体的事情が明らかでないとして、認否を留保した。パネルは、減収と原発事故との間の相当因果関係を認め、原発事故前3年分の収支の平均額を基準として、原発事故がなければ得られたであろう収益及び原発事故がなければ負担していたであろう費用を算出した上で、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額を控除して、逸失利益を算出し〔原発事故前の確定申告書、家畜販売証明書〕、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人について、原発事故により避難を余儀なくされたことが原因となり、家族の別離が生じたとして、平成23年3月から平成24年5月までの期間において月額3万円の精神的損害の賠償額の増額を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人について、原発事故により避難を余儀なくされたことが原因となり、平成23年3月から平成24年2月までの期間において原発事故前と比較して携帯電話料金が増加したため、同期間における携帯電話料金の増加額について避難費用として賠償を認めたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、自家用車で避難したことにより発生した避難費用、原発事故に対する見舞金及び正月・盆・彼岸の行事ができなかったことへの損害の賠償を求めた。東京電力は、自家用車で避難したことにより発生した避難費用については、避難費用として賠償済みであり、原発事故に対する見舞金及び正月・盆・彼岸の行事ができなかったことへの損害については、精神的損害に含まれるものであって既に賠償済みであると主張して争った。パネルは、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	422		
事案の概要	南相馬市鹿島区で柿、ゆず、梅等を生産し、市場には出荷せず、知人らに販売していた農家について、営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9の(2)ア(7)		

2 基本情報

申立日	H24.7.3	全部和解成立日	H25.3.25
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	49,000	H23.3~H23.9	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	49,630	H23.3~H23.9	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	70,000	H23.3~H23.9	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	72,000	H23.3~H23.9	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	720,000	H23.3~H23.9	※3
全部和解	営業損害・逸失利益		330,000	H23.3~H23.12	※4
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	42,575	H24.5	※5

小計 1,333,205

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	720,000	H23.3~H23.9	※3
全部和解	精神的損害	増額分	66,000	H23.3~H23.4	※3

小計 786,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	720,000	H23.3~H23.9	※3
全部和解	精神的損害	増額分	66,000	H23.3~H23.4	※3

小計 786,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,905,205
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	1,600,000

※1 中間指針第3の2

避難にかかった交通費、避難中に購入した衣類及び家財、食費の増加分について賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の3

避難中の一時立入費用について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

避難中及び帰還後の精神的損害について、避難所における避難及び避難生活上の困難を踏まえて増額を認めたものである。

※4 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市鹿島区において、柿、ゆず、梅等を生産し、知人らに販売していたところ、原発事故による自己及び住民の避難により生産・販売ができなくなったとして、事故前の売上額の賠償を求めた。東京電力は、営業損害の計算方法について、事故前の売上額に期待所得率を乗じた金額とすべきと主張して争った。パネルは、申立人の販売形態が直売に近いことから、売上額を損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に従い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の7

田畑の整備費用として、トラクター部品、動力噴霧器の購入費用の賠償を割合的に認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	423		
事案の概要	自主的避難等対象区域所在の神社について、例祭の中止に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.10.17	全部和解成立日	H25.3.25
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		680,000	H23.3~H23.10	※1
小計			680,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	680,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、自主的避難等対象区域に所在し、漁師を対象とした安全祈願の例祭を行い、例祭におけるお札販売や祈祷等により収益を得ていた神社であるところ、原発事故により漁師による漁が不能となったため、例祭を行うことができなくなったとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、例祭が実施されなかったことによる逸失利益の一部は賠償対象となり得るが、津波により漁船が被害を受けた漁師に係る減収分については相当因果関係がないと主張して、申立人の請求の一部を争った。パネルは、請求期間において原発事故がなければ行われるはずであった例祭についての減収分〔お札注文書等〕の約7割の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故により第一次被害が生じたことにより、第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を間接被害とし、間接被害については、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第8）

申立人は、例祭の材料代について追加的費用としての賠償を求めたが、パネルは、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	424		
事案の概要	計画的避難区域等において化粧品を販売していたが、原発事故により福島市への店舗移転を余儀なくされ、従前の取引先への営業のために新たに従業員を雇用した申立人について、当該従業員の人件費相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.10.24	全部和解成立日	H25.3.25
事故時住所	飯館村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	565,401	H23.3~H24.2	※1
小計			565,401		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	565,401
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、飯館村及び南相馬市原町区の申立人店舗において、配偶者と2人で、申立人店舗周辺に所在する販売代理店を取引先として化粧品の販売業を営んでいたところ〔代理店マスター一覧表、お客様マスターリスト〕、原発事故後の避難指示等に伴い、申立人店舗を福島市に移転することを余儀なくされたこと、販売代理店が福島県内の各地に移転したところ、申立人と配偶者双方が営業のため、遠く離れた販売代理店に赴くことが多くなり留守中の申立人店舗への問合せ等に対応するため従業員を雇用する必要が生じたとして、従業員の雇用のために支出した費用〔賃金台帳〕の賠償を求めた。東京電力は、従業員を雇用することの必要性に疑問がある、雇用された従業員は、通常の業務に従事しているのであって原発事故のために特別に必要となった業務に従事しているものではない、原発事故のためやむを得ず従業員を雇用したとしても、それは避難前の損失を埋めるだけではなく、雇用したことによるメリットを多少なりとも享受していると考えられるため、賠償すべき金額は、人件費全額ではなく、そのうちの相当部分に限られると主張して争った。パネルは、東京電力のいずれの主張も退けた上で、請求金額の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者において、避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少するなどの事業への支障を避けるために生じた追

加的費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	425		
事案の概要	宮城県において県南産の米を販売している米穀店について、風評被害による逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.12.12	全部和解成立日	H25.3.25
事故時住所	宮城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		551,000	H23.9~H24.3	※1
全部和解	風評被害・追加的費用		357,150	H23.9~H24.3	※2
小計			908,150		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	908,150
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第三次追補第2、中間指針第7の1

申立人は、原発事故当時、宮城県で県南産の米を販売する米穀店を営んでいたところ、原発事故の風評被害により、売上げが減少したとして〔原発事故前後の確定申告書〕、平成23年9月から平成24年3月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の事業がサービス業であることを前提に、中間指針において風評被害の類型として認められていない損害であると主張して争った。パネルは、申立人の売上減少と原発事故との間の相当因果関係を認め、損害額については申立人の算定方法をおおむね採用した上で、和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ③、中間指針第三次追補第2 I ① i 及び中間指針第7の1 IV ①は、農産物の流通業において、中間指針策定以降に現実には生じた買い控え等による損害のうち、宮城県において産出された農産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るものについては、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第三次追補第2、中間指針第7の1

申立人は、原発事故当時、宮城県伊具郡において、県南産の米を販売する米穀店を営んでいたところ、原発事故の風評被害による売上減少等を回避するため、仕入地を変更したこと等に伴う費用が生じたとして〔納品書、請求書〕、平成23年9月から平成24年3月までに生じた追加

的費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人の事業がサービス業であることを前提に、中間指針において風評被害の類型として認められていない損害であるとして、相当因果関係を否定した。パネルは、申立人の追加的費用の発生と原発事故との相当因果関係を認め、申立人の請求額の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ③、中間指針第三次追補第2 I ① i 及び中間指針第7の1 IV ①は、農産物の流通業において、宮城県において産出された農産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係る風評被害について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用は原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	426		
事案の概要	県北地域で養豚業及び農産物生産販売業を営む申立人について、原発事故による堆肥の出荷停止による減収分及び米の風評被害による減収分の逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(3)	第5の2(2)ア

2 基本情報

申立日	H24.10.29	全部和解成立日	H25.3.26
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		3,001,031	H23.3~H24.3	※1
全部和解	出荷制限指示・検査費用(物)		67,200	H23.3~H24.3	※2
全部和解	風評被害・逸失利益		75,257	H23.3~H24.3	※3

小計 3,143,488

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,143,488
	弁護士費用	94,305
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、福島県北で養豚業並びに農産物の生産及び販売を業とする有限会社であったところ、原発事故による堆肥の出荷停止により減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、請求の根拠、趣旨の具体的な説明を求めるとともに証拠書類が不足していると主張して争った。パネルは、原発事故と減収との相当因果関係を認め、損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の3

申立人は、福島県で養豚業並びに農産物の生産及び販売を業とする有限会社であったところ、原発事故により農場内の堆肥の放射能測定をする必要が生じたとして、検査費用の賠償を求めた。東京電力は、当初からこれを認めた。パネルは申立人主張の金額で和解案を提示した。

中間指針第5の3は、農林水産物等の出荷制限指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされた検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の2

申立人が、福島県で養豚業並びに農産物の生産及び販売を業とする有限会社であったところ、原発事故で福島県内の農作物から放射性物質が検出されるとの報道が行われるようになり、米の価格が低下して減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、風評被害が生じた経緯について説明を求め、認否を留保した。パネルは、原発事故と減収との相当因果関係を認め、損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農林産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	427		
事案の概要	茨城県で有機農産物の生産販売を営む申立人について、人参、小かぶ等に係る風評被害による逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.10.31	全部和解成立日	H25.3.26
事故時住所	茨城県つくば市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		5,180,000	H23.6~H24.10	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		133,000	H23.6~H24.10	※2
小計			5,313,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,313,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は茨城県つくば市において有機農産物の生産販売を営んでいたところ、原発事故に起因する風評により販売不振に陥ったとして、平成23年6月から平成24年10月までの営業損害の賠償を求め、損害の算定方法として基準年の作付面積〔栽培記録簿〕を基にして算出した販売予定数量と対象年における販売実績数量〔売上集計表〕の差に販売単価〔納品書〕を乗じる算定方法を主張した。東京電力は、売れ残った農産物を廃棄した具体的な事情の説明及び基準年と対象年の売上げ等が分かる資料の提出を受けた上で改めて検討するとして、認否を留保した。パネルは、口頭審理期日において具体的な事情を聴取し、申立人提出の資料を精査した上で、農産物の種類ごとの生産・販売可能数量、対象年における販売実績数量、販売単価、売上げに占める経費の割合を認定し、各農産物の生産・販売可能数量と対象年における販売実績数量の差に販売単価を乗じて算出した売上減少額から、売上減少に伴い負担を免れた経費(売上減少額に売上げに占める経費の割合を乗じて算出。)を差し引いて損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I は、茨城県において産出された農産物について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は原則として原発事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2

放射線検査費用について、追加的費用として賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	428		
事案の概要	県中地域でボイラーの保守・点検等を営む申立人について、警戒区域内の取引先への売上に係る逸失利益(間接損害)につき、平成23年12月以降の損害についても、ボイラーの保守・点検につき代替取引先の開拓は容易でないとして、賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.12.19	全部和解成立日	H25.3.26
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		3,024,930	H23.12~H24.11	※1

小計 3,024,930

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,024,930
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、原発事故当時、郡山市においてボイラーの保守・点検業等を営んでいたところ、原発事故により避難区域に指定された区域内にある取引先との取引がなくなり、減収が生じたとして〔請求書、領収証等〕、平成23年12月から平成24年11月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人は原発事故により第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者(間接被害者)であることから、第一次被害者との取引の代替性を検討すべきところ、①申立人の避難区域内の取引先に係る売上高は、売上全体の7%程度と非常に低いこと、②申立人は郡山市内に所在し、取引先が地域的に限定されているとは考えられないこと、③取引先の一つは平成23年5月からいわき市内で事業を再開していること等も考慮すると、少なくとも同年12月以降の間接損害の発生を具体的に認めることは困難であると主張した。パネルは、同年12月以降の損害についても、ボイラーの保守・点検業について代替取引先の開拓は容易でないとして、申立人の請求金額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、間接損害については、間接被害を受けた者の事業の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	429		
事案の概要	警戒区域から関東地方に避難した家族4名の日常生活阻害慰謝料について、知的障害のある子供につき月10割、精神疾患のある母親につき月3割、両名の介護を行った父親及び子供につきその負担期間に応じて月3から10割増額するとともに、父親の仕事による家族の別離につき世帯月額3万円を増額した事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H25.3.27
事故時住所	双葉町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	検査費用(人)		154,000	H23.3~H24.3	※4
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	704,653	H23.3~H24.3	※5
一部和解	就労不能損害	減収分	5,248,570	H23.3~H24.3	※6
一部和解	精神的損害	基本部分	1,940,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	避難費用	交通費	71,000	H23.3~H24.3	※5
全部和解	避難費用	宿泊費等	83,820	H23.3~H24.3	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	82,559	H23.3~H24.3	※5
全部和解	避難費用	通信費増加費用	137,580	H23.3~H24.2	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	50,000	H23.3~H24.3	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,214,000	H23.3~H24.3	※5
全部和解	就労不能損害	減収分	9,055,951	H23.3~H26.2	※6
全部和解	財物損害	家財	6,750,000		※7
全部和解	精神的損害	増額分	1,164,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※3

小計 26,756,133

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,940,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	912,000	H23.3~H24.8	※2

小計 2,852,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,940,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,352,000	H23.3~H24.8	※1

小計 3,292,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,940,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,940,000	H23.3~H24.8	※2

小計 3,880,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	36,780,133
	弁護士費用	1,103,404
	手続内で処理された既払金合計額	2,200,000

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及びC（申立人A及びBの長男）は、原発事故当時うつ病の持病があった申立人B（申立人Aの妻）と、重度の知的障害がある〔療育手帳〕申立人D（申立人A及びBの二男）の介護を避難中恒常的に行い、また平成23年10月以降は家族別離による二重生活が生じたことから、過酷な避難生活を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、避難生活を余儀なくされることによって生じる精神的苦痛は避難者に共通していると主張して争った。パネルは、申立人Aについては、申立人B及びDの介護を恒常的に行ったこと、平成23年10月以降は二重生活により生活費が増加したことを考慮し月額6万円の増額を認め、申立人Cについては、申立人B及びDの介護を恒常的に行ったことを考慮し、申立人Aとの家族別離が生じる前の平成23年9月までは月額3万円の増額を認め、申立人Aとの家族別離後の平成23年10月以降は月額10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料の目安を月額10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害がある者の介護を恒常的に行ったこと、家族の別離、二重生活が生じたこと等、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立人Bは、原発事故当時うつ病の持病があり、また、申立人Dは、重度の知的障害がある〔療育手帳〕ことから、いずれも過酷な避難生活を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、避難生活を余儀なくされることによって生じる精神的苦痛は避難者に共通していると主張して争った。パネルは、申立人Bについてはうつ病があること及び申

立人Dの介護を恒常的に行ったことを考慮し月額3万円の増額を認め、申立人Dについては知的障害であることから住・教育環境の変化により生じる苦痛を考慮し、月額10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料の目安を月額10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体又は精神の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 総括基準(精神的損害の増額事由等について)

ペット喪失慰謝料について、一時金として賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の1

申立人C及びDの内部被曝検査のための交通費について、賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2

家財購入費、コインランドリー代、教育費増加、通信費増加及び家族別離によって生じた移動費用について、賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の8

東京電力の直接請求(包括請求)の基準と同様、平成26年2月まで就労不能損害の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の10

東京電力の直接請求の基準と同様、帰還困難区域における家財賠償額を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	430		
事案の概要	複数のガソリンスタンドを経営する申立人について、原油高による企業全体の増収のため平成23年12月以降は営業損害は発生していないとの東京電力の主張を排斥し、売上が減少した会津地域の観光地に所在する1店舗に係る逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の4(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.10.9	全部和解成立日	H25.3.27
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,000,000	H23.12～H24.4	※1
小計			3,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、会津若松市及び猪苗代町において複数のガソリンスタンドを経営する事業者であるところ、原発事故により福島県内外への放射性物質による汚染の拡大が連日報道され観光客の人数が大幅に減少し、猪苗代町の店舗で減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の売上げは全体としては請求期間において増収増益であること、請求期間においてガソリン代の高騰によりガソリンの消費傾向が全国的に低調であったこと、猪苗代町において平成20年以降急激に観光客が減少していること等を主張して争った。パネルは、猪苗代町の店舗の減収と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、平成21年度の同期の額を基準とし、原発事故以外の原因の影響割合を1割8分として、10万円以下を切り上げの上損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、販売業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとし、平成21年度の同期の額を原発事故がなければ得られたであろう収入額とした場合、特段の事情がない限り仲介委員の

判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	431		
事案の概要	県北地域で果樹園を営営し、原発事故直後の平成23年4月に風評被害の拡大を予測して、県外に畑を借りてさくらんぼ、もも、りんご等の作付けを行った申立人について、その移転に係る追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.10.12	全部和解成立日	H25.3.27
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	792,884	H23.3~H23.12	※1

小計 792,884

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	792,884
	弁護士費用	23,787
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、伊達市において果樹園を営んでいたところ、原発事故に起因する風評により大口の取引先から取引の停止を通告されたことを受けて、これ以上の風評被害の拡大を避けるため果樹園を県外に移転することを余儀なくされたとして、果樹園の移転のために支出した費用〔領収書、取扱明細票〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人の果樹園の移転は事業拡大に伴うものであり原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、申立人の主張の一部を認め、原発事故の影響割合を5割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ①、中間指針第7の1Ⅳ①及び中間指針第7の2Ⅰ①は、福島県において産出された農産物について取引停止等されたために生じた必要かつ合理的な範囲の追加的費用は原則として原発事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	432		
事案の概要	福島市所在の申立人所有の自宅建物の除染費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.11.14	全部和解成立日	H25.3.27
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	その他	16,770	H23.3~H23.12	※1
全部和解	除染費用等	除染費用	230,685	H23.3~H23.12	※1

小計 247,455

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	247,455
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、平成23年9月に除染作業に用いるために購入した高圧洗浄機の購入費用〔領収書〕及び平成23年11月に実施した外壁等除染洗浄作業の費用〔領収書、除染報告書等〕の賠償を請求した。東京電力は、高圧洗浄機の購入費用に関しては中間指針第一次追補に基づいて支払済みの生活費増加費用にその全部又は一部が含まれるとし、また、外壁等除染洗浄作業に関しては「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国及び地方公共団体が除染を行うので、自主的な除染措置は原則として賠償が困難であるなどと主張して認否を留保した。パネルは、いずれの請求も認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	433		
事案の概要	警戒区域(浪江町)で農作業の手伝いをし、手間賃をもらっていた申立人について、確定申告書、領収書等の客観的資料が無い限り損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び作業依頼者の陳述に基づき営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H25.1.10	全部和解成立日	H25.3.27
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		700,055	H24.1~H24.12	※1

小計 700,055

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	700,055
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、中間指針第2の5

申立人は、浪江町において、同町内の会社や農家等から依頼を受けて農作業の手伝いを行い手間賃を得ていたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、収入を失ったとして〔申立人に農作業を依頼していたこと及び支払った手間賃の額についての作業依頼者名義の「証明書」等〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が手間賃を得ていたことを裏付ける確定申告書、領収書等の客観的資料がない限り、損害を認めることは困難であり、仮に認めるとしても、損害の算定においては立証の程度及び想定される経費を考慮すべきと主張した。パネルは、申立人が手間賃を得ていたこと及びその額については、申立人及び作業依頼者の陳述等に基づき認定をし、想定される経費は5%程度が相当であると判断して、申立人請求額から5%を控除した金額で和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、中間指針第2の5は、避難により証拠の収集が困難である場合等、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	434		
事案の概要	茨城県でしいたけ栽培を営む申立人について、原発事故のため原木の伐採調達が不足したことによる逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H24.8.30	全部和解成立日	H25.3.28
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		9,335,785	H23.3~H31.12	※1
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	商品返品・廃棄費用	634,529		※2

小計 9,970,314

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,970,314
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、茨城県でしいたけ栽培を営む事業者であるところ、原発事故により、原木しいたけを生産するための原木について、国が定める放射線量の規制値を超えたため植菌やしいたけの収穫をすること等ができなくなったとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人主張の計画本数に実績がなく、また基準収量は1年当たりで計算すべきとして、認否を留保した。パネルは、申立人は一定数のホダ木を使用してしいたけを収穫することが予定されていたとして、申立人の計画本数を一部認め、しいたけ原木の耐用年数を考慮して和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の1

申立人は、茨城県でしいたけ栽培を営む事業者であるところ、原発事故により、原木しいたけを生産するための原木に関して、国が定める放射線量の規制値を超えたため、原木を廃棄したとして、廃棄費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人による新たな出捐があった部分について認め、残部を争った。パネルは、東京電力が認めた部分について和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、出荷制限指示等の対象事業者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用を、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	435		
事案の概要	県北地域で理美容機具の卸売業を営む申立人について、原発事故により警戒区域等に所在する発注元からの受注済みの契約が解約となったことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.2.20	全部和解成立日	H25.3.29
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		2,935,464	H23.3~H23.8	※1

小計 2,935,464

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,935,464
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、理美容機具の卸売業を営んでいたところ、警戒区域等に所在する発注元から受注済みの契約が原発事故により解約になったとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては、解約となった契約の成立を示す書証がないこと、解約となった契約の売上高が基準年度の1年間の売上げに匹敵する金額であること、契約の履行の確実性が低いこと等を理由に、直接請求で支払った逸失利益に加えて解約となった契約に基づく逸失利益を認めることはできないと主張していたが、申立人の証拠提出を経て自ら申立人の請求を全て認容するに至った。パネルは両当事者の意見に争いがなくなったことから、申立人の請求と同額の和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故により第一次被害が生じたことにより、第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害を間接被害とし、間接被害については、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認められるところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	436		
事案の概要	会津地域でガソリンスタンドを経営していたが、風評被害による売上減少等が原因で平成23年6月に廃業した申立人について、ガソリンタンク除去費用等の廃業に伴う追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第5の4(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.10.3	全部和解成立日	H25.4.1
事故時住所	福島県耶麻郡		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	追加的費用	1,454,478	H23.3~H24.2	※1
小計			1,454,478		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,454,478
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、福島県耶麻郡で同郡を訪れる観光客を主な客層としてガソリンスタンドを営んでいたところ、原発事故による観光客の減少に伴い減収が生じ、その結果廃業せざるを得なかったとして、廃業により支出を余儀なくされたガソリンタンク除去費用等の追加的費用の賠償を求めた〔納品書、領収書〕。東京電力は申立人が平成22年度の時点で債務超過の状態にあったなどと主張して原発事故と廃業との相当因果関係を争った。パネルは、観光客の減少について直接示す資料の提出はなかったものの、福島県内の事業所であること、現に申立人の売上げが減収していること等から観光客の減少に伴い申立人の売上げが減少したとして、原発事故と廃業との相当因果関係を認め、請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害は、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、中間指針第7の1備考6が準用する同第3の7備考8は、廃業した場合は、廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	437		
事案の概要	旧警戒区域(浪江町)で自営業を営む申立人について、 ①事業の増収見込みを考慮した年間売上高を基礎として、逸失利益等が賠償された事例。 ②避難慰謝料の増額事由として、家族の分離、極度の精神的不安定状態、避難所の移動回数が多かったこと及びペットの喪失が考慮された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)オ(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)

2 基本情報

申立日	H24.11.20	全部和解成立日	H25.4.2
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	572,947	H23.10~H24.8	※1
全部和解	精神的損害		600,000	H24.3~H24.8	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	111,425	H24.3~H24.8	※1
全部和解	検査費用(人)		5,000	H24.3~H24.8	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		4,553,955	H24.3~H25.2	※3

小計 5,843,327

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	15,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	2,858,164	H23.3~H25.3	※4
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,274,031	H25.4~H26.2	※4
全部和解	精神的損害		2,690,000	H23.3~H24.8	※2

小計 6,837,195

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	15,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害		2,570,000	H23.3~H24.8	※2

小計 2,585,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,265,522
	弁護士費用	457,966
	手続内で処理された既払金合計額	409,415

※1 中間指針第3の1、中間指針第3の2、中間指針第3の3

申立人らは、浪江町（旧警戒区域）に居住していたところ、原発事故により避難生活を余儀なくされ、検査費用（人。交通費）、避難費用（交通費及びその他生活費増加費用）及び一時立入費用（交通費）を支出したことから、中間指針第3の1、第3の2及び第3の3に従い、必要かつ合理的な範囲でその賠償が認められたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、浪江町（旧警戒区域）に居住していたところ、原発事故により避難生活を余儀なくされた上、家族の別離、極度の精神的不安定状態、避難所の移動回数が多くなったこと及びペットの喪失等が生じ、精神的損害が発生したとして〔陳述書〕、避難慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、損害額を争った。パネルは、申立人Aについては中間指針第3の6が定める月額慰謝料の目安額を認め、申立人B及びCについては申立人主張の上記事実を考慮して同目安額よりも増額して認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離及び避難所の移動回数が多かったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるというところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人Aは、浪江町（旧警戒区域）において樹木管理業及び造園業を営んでいたところ、原発事故に係る避難指示により顧客の大半を喪失した上、南相馬市小高区所在の山林から採取していた造園材料が前記避難指示及び原発事故の放射性物質の付着により使用不能となったため減収が生じたとして、増収見込みを考慮した年間売上額を基礎として営業損害の賠償を求めた〔収支内訳書〕。東京電力は、損害の一部を認めたが、増収見込みを争った。パネルは、申立人主張の増収見込みを一部考慮した年間売上額を基礎とした上で、減収額から経費相当分3割を控除して損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（原発事故により負担を免れた費用）を控除した額とし、総括基準（営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、基準年度の収入額に適宜の金額を足した額としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の8

申立人Bは、浪江町（旧警戒区域）に居住し原発事故前の約7年間パート従業員として勤務していたところ、避難指示により就労不能となった上、原発事故が原因で解雇されたため〔雇用契約終了通知書〕、減収が生じたとして、将来分を含めてその賠償を求めた〔源泉徴収票、給与支

給明細書]。東京電力が争ったことは、書面上認められない。パネルは、原発事故の影響割合を10割として損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	438		
事案の概要	建設業を営む申立会社について、下請企業として、旧警戒区域内(大熊町)において施工中の公共用道路建設工事が、原発事故により遂行不能となったことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)		

2 基本情報

申立日	H24.4.25	全部和解成立日	H25.4.3
事故時住所	大阪府高槻市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		20,020,639	H23.3~H24.2	※1

小計 20,020,639

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	20,020,639
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	16,956,183

※1 中間指針第3の7

申立人は、大阪府を本店所在地とする建設業者であるところ、警戒区域内の福島事務所において施工中の公共用道路建設工事が原発事故により遂行不能となったことによる逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、損害額の算出方法に関し事業全体に占める福島事務所の割合について申立人と見解の相違があるとして認否を留保した。パネルは、かかる工事の施工によって予定されていた売上高から実際に得られた売上高を控除した額を原発事故がなければ得られたであろう収益と認定し、貢献利益率を乗じた額を和解案として提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	439		
事案の概要	旧警戒区域内の墓地・墓石の財物損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H24.9.18	全部和解成立日	H25.4.3
事故時住所	群馬県		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	墓	1,500,000		※1

小計 1,500,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人A、B及びC(追加申立て)は、原発事故により大熊町に存在する墓所が価値を喪失したとして、墓石2基及び地蔵尊の改装等に係る費用の賠償を求めた。東京電力は、本件墓所の移動が可能である限り、移動費用相当額の賠償であれば検討可能であるものの、建替費用相当額は原発事故と相当因果関係のある損害とはいえないと主張して争った。パネルは大熊町に存在していた墓所の価値喪失について原発事故との相当因果関係を認め、祭祀承継者である申立人Cに対し、財物損害及び追加的費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ①は、対象区域内にある財物とその価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	440		
事案の概要	原発事故前から旧緊急時避難準備区域で飲食店の開業準備(平成23年9月開業予定)をしていた申立人について、開業できなかったことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.10.30	全部和解成立日	H25.4.5
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		4,046,308	H23.9~H25.12	※1

小計 4,046,308

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,046,308
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、原発事故前、平成23年9月頃に田村市(緊急時避難準備区域)内で飲食店を開業する予定であったところ、原発事故により避難を余儀なくされ、また周辺住民が避難したことで集客も見込めなくなったことから予定どおり開業ができなかったとして、営業損害の賠償を求めた〔営業計画書等〕。東京電力は、緊急時避難準備区域の区域指定が平成23年9月に解除されていることから、同月には開業が可能であったなどと主張して相当因果関係を争い、予備的に、逸失利益の算定に当たっては水道光熱費の経費等も勘案すべきであること及び原発事故の影響割合は5割とするのが相当であると主張した。パネルは、開業できなかったことと原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、申立人の営業計画に基づく収益見込み及び東京電力の主張する水道光熱費等の経費を勘案して逸失利益を算定し、事故の影響割合を8割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、かつ総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であると、その合理的な算定方法の一つとして、営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直

近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値等を基に推定した額を挙げ、このような例と遜色のない方法により計算された額である場合には、特段の事情がない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、開業準備中であった申立人について、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、原発事故前、平成23年9月頃に田村市内で飲食店の開業を予定し、そのための土地等を所有していたところ、原発事故により同市住民が避難したことで集客が見込めず予定どおり開業できなかつたとして、土地等の財物賠償を求めた。東京電力は、田村市が平成23年9月30日に避難指示が解除されていること等を理由に争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	441		
事案の概要	旧警戒区域で土木建築請負業を営む会社の逸失利益及び原発事故後に旧警戒区域外に設置した仮設事務所の備品代金等(追加的費用)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)	第1の9(2)イ(エ)	

2 基本情報

申立日	H24.10.30	全部和解成立日	H25.4.5
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		6,291,895	H23.3~H23.11	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	795,684	H23.3~H23.11	※2

小計 7,087,579

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,087,579
	弁護士費用	212,628
	手続内で処理された既払金合計額	2,152,049

※1 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市小高区(旧警戒区域)で土木建築請負業を営んでいたところ、施工場所が原発事故により警戒区域に指定されたため工事が続行不能となったこと等によって減収が生じたとして〔決算報告書、確定申告書、月次損益計算書〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故との相当因果関係を認めたものの、基準期間、売上額及び固定費・変動費の分類等について争った。パネルは、これらについて判断した上で損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額(原発事故により負担を免れた費用)を控除した額としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市小高区(旧警戒区域)で土木建築請負業を営んでいたところ、原発事故により仮設事務所の設置を余儀なくされたため備品購入費用等を支出したとして〔領収証〕、その賠償を求めた。東京電力は、請求の一部について、原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、東京電力が自認したよりも広く損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	442		
事案の概要	双葉町所在の不動産(自宅土地・建物)の財物損害及び墓地利用料相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)	第1の12(2)エ(エ)	

2 基本情報

申立日	H23.12.28	全部和解成立日	H25.4.8
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	交通費	174,000	H23.3~H23.11	※1
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	840,056	H23.3~H23.11	※1
早期一部和解	一時立入費用	宿泊費用	64,300	H23.3~H23.11	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	60,000	H23.3~H23.4	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,166,000	H23.12~H24.12	※1
全部和解	避難費用	交通費	178,016	H23.12~H24.12	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	141,256	H24.3~H24.12	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	42,640	H24.3~H24.12	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	7,350	H24.8~H24.12	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	288,000	H24.3~H24.12	※3
全部和解	財物損害	墓	255,000		※4
全部和解	財物損害	土地	5,927,833		※5
全部和解	財物損害	建物	26,361,929		※5
全部和解	財物損害	家財	5,950,000		※6
全部和解	精神的損害	基本部分	2,200,000	H23.3~H24.12	※7

小計 43,656,380

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	50,000	H23.3～H23.11	※3
早期一部和解	生命・身体的損害	その他	5,250	H23.3～H23.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	38,300	H23.12～H24.12	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	8,400	H24.10～H24.12	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	238,500	23.7～H24.12	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	2,200,000	H23.3～H24.12	※7

小計 2,540,450

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	46,196,830
	弁護士費用	1,385,904
	手続内で処理された既払金合計額	1,600,000

※1 中間指針第3の2

避難費用として、移動費用、避難先でのアパートの賃料等の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の3

一時立入費用として、交通費及び宿泊費の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の5

原発事故と相当因果関係のある身体的損害について、通院慰謝料、通院交通費及び診断書取得費用等の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人Aは、申立人らの死後に備え、双葉町所在の霊園の利用許可を得ていたところ〔霊園使用許可証〕、原発事故によって遠方に居住するため霊園を利用することがなくなったとして、利用許可料の賠償を求めた。東京電力は、霊園が将来的に全く使用できなくなったものではなく損害が確定したものと考えられないし、仮に原発事故により霊園の利用が永続的に不可能となったとしても、使用許可料が還付される可能性もあるため賠償は認められないと主張して争った。パネルは、帰還困難区域の霊園の利用は原発事故により不可能になったものとして利用許可料全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、財物賠償の対象として動産及び不動産を列挙しており、使用权について含まれるかは明示していないが、不動産を使用できなくなった場合には使用权の価値を喪失したと考えられることから財物価値の喪失と同視できるものとして、これに準じた和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人Aは、双葉町に土地（1筆）及び建物（2棟）を所有していたところ、原発事故により各不動産に居住することができなくなったとして、相当額〔全部事項証明書、土地譲渡契約書及び平成22年度固定資産評価証明書〕の賠償を求めた。東京電力は、認否を留保していた。パネルは固定資産評価証明書記載の評価額を元に算定した時価を賠償額と認める和解案を提示した。また、建物については、平成21年に大規模リフォーム〔工事請負契約書及び工事完成確認書〕をしていたことが認められたため、算定した時価に工事費用の5割を加算した額を賠償額と認

める和解案を提示した。

中間指針第3の10備考5は、損害の基準となる財物の価値は、原則として、原発事故発生時における財物の時価に相当する額とするべきであるとし、また中間指針第二次追補第2の4 I は、帰還困難区域内の不動産に係る財物賠償については原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により100%減少（全損）したものを推認することができるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の10

原発事故時に自宅にあった家財について総額の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の6

避難慰謝料として、月額10万円の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	443		
事案の概要	旧警戒区域で自営業を営んでいた申立人らの亡父(原発事故後死亡)の営業損害(父死亡後はAが事業承継)及び申立人らの避難慰謝料の増額分等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の9(2)ア(カ)	

2 基本情報

申立日	H24.5.22	全部和解成立日	H25.4.8
事故時住所	富岡町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	医療業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		23,831,569	H23.3~H24.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	770,000	H23.3~H24.5	※2
小計			24,601,569		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	770,000	H23.3~H24.5	※2
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H23.3~H23.4	※3
小計			1,010,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	710,000	H23.3~H24.3	※2
小計			710,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,321,569
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	6,922,432

※1 中間指針第3の7

申立人Aは、平成22年10月頃から、父の入院を機に、両親の営む事業を引き継いだところ、原発事故により減収が生じたとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aはもともと両親と3人で事業をしていたところ、父が平成23年4月に死亡し、それ以降は、原発事故がなくても1人分の年収程度の減収があったはずであるとして、従業員1人分の年収相当額の控

除を主張した。パネルは、父の死亡による事業の減収はないものとし、従業員1人分の年収を控除しない和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、申立人Aの父及び祖父がいずれもがんになり患っており、同人らの介護をしながらの避難生活を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、日常生活阻害慰謝料の基本部分のみを認め、増額については認否を留保した。パネルは、平成23年3月分は10万円増額、同年4月分から同年10月分までは月額6万円増額、同年11月分から平成24年5月分まで（ただし、同年4月から介護をしていない申立人Cについては同年3月分まで）は月額3万円とした増額分の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、介護を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、要介護状態でありながら避難生活を余儀なくされた夫の日常生活阻害慰謝料の増額分を相続し、この賠償を請求した。東京電力は、日常生活阻害慰謝料の基本部分のみを認め、増額については認否を留保した。パネルは、平成23年3月分は12万円増額、同年4月分は月額10万円とした増額分の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	444		
事案の概要	県中地域所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用の全部及び原発事故直後に実行した埼玉県への避難費用の一部等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.8.6	全部和解成立日	H25.4.8
事故時住所	天栄村		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	12,800	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	159,100	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	70,400	H23.3~H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	594,100	H23.3~H23.12	※2
全部和解	除染費用等	除染費用	370,000	H23.3~H24.7	※3
小計			1,206,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,286,400
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2Ⅲに基づく賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。なお、残額4万円については、避難及び帰宅に要した移動費用及び生活費増加費用に対する賠償分として考慮されている。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人A及びB（いずれも原発事故当時成人）は、平成23年3月に県外の親戚宅に一時的な自主的避難を行った後に、同年5月から本格的な自主避難を行ったところ、それらの一連の自主避難に際して支出した避難費用（避難交通費、引越費用、一時帰宅費用）及び生活費増加費用（住居費）のうち、平成23年8月までの期間について避難に合理性があるとして、同月までに支出した費用について賠償が認められたものである。なお、生活費増加費用（住居費）の内訳は、家賃、仲介手数料、火災保険料、敷金、礼金、工事代金であり、このうち、敷金については2割相当額の限度で賠償が認められている。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人A及びBは、原発事故により、天栄村に所在する自宅の敷地が放射性物質に汚染されたとして、平成23年10月に敷地内の樹木の伐採及び搬出を造園業者に依頼した際に支出した費用〔①作業中の写真、②領収証〕（以下「除染Ⅰ」という。）並びに平成24年7月に敷地内の表土の除去及び搬出を電気工事会社に依頼した際に支出した費用〔③敷地の写真（除染前及び除染後のもの）、④作業中の写真、⑤放射線量測定中の測定画面の写真（除染前及び除染後のもの）、⑥放射線量測定結果一覧表（除染前及び除染後のもの）、⑦作業中の写真、⑧領収証〕（以下「除染Ⅱ」という。）について賠償を求めた。東京電力は、天栄村が放射性物質汚染対処特措法に基づき汚染状況重点調査地域に指定されており、天栄村が除染等の措置を実施することとなっているため、個人で行う除染については、その必要性や、天栄村が実施する除染との関係性等を確認したいとして、除染Ⅰ及び除染Ⅱのいずれについても認否を留保した。パネルは、天栄村による除染の実施時期が未定であった事情を考慮し、除染Ⅰ及び除染Ⅱのいずれについても実施の必要性を認め、除染Ⅰ及び除染Ⅱのいずれについても実施方法の相当性を認めた。その上で、申立人A及びBが前記②及び⑧の各領収証を東京電力に交付すること、また、申立人A及びBが東京電力に対して同一内容の除染費用の重複請求を行わない誓約をすること等により、東京電力が二重払いの危険を負わないように配慮しつつ、全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4Ⅰは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用等は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	445		
事案の概要	宮城県の漁港を拠点にして福島県沖及び宮城県沖で漁業を営んでいた申立人について、操業を自粛したことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.10.1	全部和解成立日	H25.4.8
事故時住所	宮城県気仙沼市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,064,984	H23.3~H25.3	※1

小計 2,064,984

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,064,984
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第三次追補第2

申立人は、宮城県沖及び福島県沖において漁業を営んでいたところ、原発事故の影響による買い控え等を懸念して漁に出ることを断念したとして逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人が所有していた船が漁船原簿に登録されていないこと、申立人の取り扱う魚種が宮城県気仙沼市や福島県いわき市において原発事故後も相当量が水揚げされていること、事故前の売却先（個人）が津波により死亡しており、水揚げされた魚を販売できなかった可能性があること、売上げを確認することができる資料が乏しいこと等を理由に、一部の魚種についてのみ一定の割合で賠償金を支払うにとどまると主張した。パネルは、審理の結果、立証の程度が低い魚種については基準売上高を控えめに認定するなどしつつも、申立人の主張を酌んで影響割合を8割とする和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 IIは、宮城県等で産出された水産物等について、原発事故により生じる買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないと認められる場合には、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	446		
事案の概要	中通りの食品販売会社について、自主的避難による地域の園児の減少に伴い幼稚園・保育所に対する食品販売部門の売上が減少したことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.10.29	全部和解成立日	H25.4.8
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		6,500,000	H23.3~H24.3	※1
小計			6,500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、郡山市において、同市所在の幼稚園及び保育園向けの弁当給食を販売していたところ、原発事故により同市住民が自主的避難を実行したことで売上げが減少したとして、営業損害の賠償を求めた〔決算報告書、売掛金残高表〕。東京電力は、賠償すること自体は争わず、類似案件と同様の判断をすべきとして、賠償対象期間及び原発事故の影響割合について争った。具体的には、前者は平成23年3月から同年11月までとし、後者は7割と主張した。パネルは、東京電力が主張する類似案件とは事案が異なること等を理由に、賠償対象期間を申立人の主張どおり認めた上で、原発事故の影響割合を9割とする和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱ①は、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難に伴って必然的に生じたものは、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	447		
事案の概要	認知症を患い入所中の檜葉町の老人ホームから避難し、避難による体力の低下等に伴い肺炎を発症し、平成23年5月に死亡した高齢者について、その相続人に対して死亡慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.1.23	全部和解成立日	H25.4.9
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,000,000		※1

小計 8,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人A、B（追加申立て）及びC（追加申立て）は、認知症を患っていた被相続人が檜葉町の老人ホームから避難したことによる体力の低下等に伴って誤嚥性肺炎を発症し平成23年5月に死亡したところ、その損害賠償請求権を相続したとして、同人に係る死亡慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、担当医らに対する医療照会の回答等に基づき、被相続人の死亡慰謝料額の算定はいわゆる自賠償基準によるべきであり、かつ、原発事故の影響割合は3割程度にとどまるため、賠償額は330万円を超えないと主張して争った。パネルは、本件に顕れた一切の事情を総合的に考慮し、結論として、800万円の賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	448		
事案の概要	富岡町から避難している申立人ら夫婦について、原発事故後に、富岡町から同様に避難している兄夫婦から寝たきり状態の母親の介護を引き受けざるを得なくなった事情を考慮して、日常生活阻害慰謝料が月8割増額(申立人らの親族が介護を助けるようになってからは月6割増額)された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.9.21	全部和解成立日	H25.4.9
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,616,000	H23.3~H25.1	※1
小計			1,616,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,616,000	H23.3~H25.1	※1
小計			1,616,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,232,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aの母は原発事故発生当時、要介護4〔介護保険被保険者証〕であり、富岡町で申立人Aの兄家族と同居していたが、車での移動や車内泊を伴う避難を余儀なくされ体調が悪化するも、兄夫婦は共働き等の事情で母を介護することができなくなったことから、申立人A及びBが借上げ住宅で母と同居して介護を担うようになったが、そのために自分たちが整形外科等に通院することができなくなり自分たちの症状が悪化したとして、平成24年からの通院について慰謝料と交通費等の賠償を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、生命・身体的損害ではなく、日常生活阻害慰謝料の増額を認め、申立人らのみが介護を行っていた期間については月8割、申立人らの親族が申立人Aの母の介護を助けるようになってからは月6割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行っていたという事

情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	449		
事案の概要	旧警戒区域(浪江町)からいわき市に避難した申立人について、避難生活のため増加した携帯電話の利用料金が賠償された事例(東京電力から直接賠償を受けた月額10万円の精神的損害の賠償とは別)。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.1.17	全部和解成立日	H25.4.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	141,060	H23.3~H24.2	※1
小計			141,060		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	141,060
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、原発事故による避難の結果、借上げ住宅や親せきの避難先の間合せ等のために、携帯電話の利用料金〔携帯電話会社の支払証明書〕が増加したとして、増額分の請求をした。東京電力は、生活費の増加費用として、既に賠償済みの精神的損害に包含されていると主張して争った。パネルは、事故前の利用料金の平均値を上回る分についての賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等によって生活費が増加した部分があればその増加費用を賠償すべき損害と認められるとしているところ、通信費の増加部分についてこれに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

申立人は、避難生活に伴いストレスが増加したとして、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、精神的損害の増額事由の何れにも該当しないと主張して争った。パネルは、この点について和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	450		
事案の概要	福島市所在の申立人所有の自宅建物・敷地の除染費用等が賠償された事例		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.6.25	全部和解成立日	H25.4.10
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	1,131,250	H23.3~H23.12	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	71,480	H23.3~H23.12	※1
全部和解	除染費用等	その他	72,155	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
全部和解	生活費増加費用	その他	40,000	H23.3~H23.8	※2

小計 1,354,885

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,354,885
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、①娘夫婦が居住する福島市所在の自己所有土地及びその土地上に存する娘の夫所有の建物について支出した除染費用（外構工事代、除染作業代）〔見積書、領収証、請求書、内訳書、写真〕、②線量計購入費〔納品書、送り状兼代引金額領収書、キャッシュサービス利用明細書〕、③高圧洗浄機等の購入費用〔領収書、販売証明書、納品伝票〕、④除染関連書籍購入費用〔レシート〕の賠償を求めた。東京電力は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」によれば、除染が必要とされる場合の費用等の範囲は各自治体が決定及び実施し、最終的に国に集約した上で原子力事業者が費用を負担するとされているため同法に基づく対応に委ねるべきであること、市町村の交付金による補助が検討されていること、中間指針第一次追補に示された額の増額は個別事情を聴いた上で検討をすること等を主張して認否を留保し

た。パネルは、④について和解案を提示しなかったが、①、②及び③について除染費用等を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去及び除去土壌の収集、運搬、保管等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人は、生活費増加費用〔レシート〕の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補に示された額の増額は個別事情を聴いた上で検討をするなどと主張して認否を留保した。パネルは、4万円を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、原発事故発生当初の時期の損害として自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦以外については一人8万円を目安としているところ、本和解外で東京電力により支払済みの金額のうち、4万円を本件事故発生当初の時期の精神的損害に対する賠償とし、4万円を生活費増加費用分に対する賠償として扱ったものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8、同第3の10）

申立人は、①除染作業をしなかったことや精神的余裕がなくなったことから講師を務めることができず減収が生じたとして就労不能損害について、また、②福島市の自己所有不動産について、除染の際に一部を撤去したためその財産価値が減少したとして賠償を求めた。東京電力は、①については原発事故との因果関係がないと主張して争い、②については「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」によれば、除染が必要とされる場合の費用等の範囲は各自治体が決定及び実施し、最終的に国に集約した上で原子力事業者が費用を負担するとされているため同法に基づく対応に委ねるべきであること、市町村の交付金による補助が検討されていること、中間指針第一次追補に示された額の増額は個別事情を聴いた上で検討すること等を主張して認否を留保した。パネルは、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	451		
事案の概要	東京都多摩地域でキノコ狩りの観光農園の経営やキノコの卸売を行っている申立人について、原発事故の風評被害により来園客が減少したことや卸売の受注が減少したことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ	第5の3(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H24.12.17	全部和解成立日	H25.4.10
事故時住所	東京都		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,300,000	H23.3~H23.12	※1 ※2
小計			1,300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、原発事故時、東京都多摩地域できのこ狩りの観光農園の経営やきのこの卸売りを行っていたところ、原発事故の風評被害により来園客が減少したことや卸売りの受注が減少したことから減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた〔確定申告書〕。東京電力は、当初は原発事故前において前期比で売上減少がみられることから相当因果関係を否定して争ったが、後に売上減少額に貢献利益率70%を乗じた上で原発事故の影響割合を7割とする限度で損害を認めた。パネルは、原発事故と減収との間に相当因果関係があると判断した上で、売上減少額に貢献利益率85%を乗じた上で原発事故の影響割合を8割として損害額を算定して和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故の放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、きのこ狩りの観光農園の経営について、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2

申立人は、原発事故時、東京都多摩地域できのこ狩りの観光農園の経営やきのこの卸売りを行っていたところ、原発事故の風評被害により来園客が減少したことや卸売りの受注が減少したことから減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた〔確定申告書〕。東京電力は、当初は原発事故前において前期比で売上減少がみられることから相当因果関係を否定して争ったが、後に売上減少額に貢献利益率70%を乗じた上で原発事故の影響割合を7割とする限度で損害を認めた。パネルは、原発事故と減収との間に相当因果関係があると判断した上で、売上減少額に貢献利益率85%を乗じた上で原発事故の影響割合を8割として損害額を算定して和解案を提示した。

中間指針第7の2Ⅳは、同Ⅰないし同Ⅲに掲げる損害のほか、農林業において原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型ごとに、個別具体的な事情を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故の放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、きのこの卸売りについて、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	452		
事案の概要	旧警戒区域(浪江町)から避難した申立人ら2名の日常生活阻害慰謝料について、知的障害者と高齢者を介護しながら、多数回の避難移動を実行したこと等を考慮して、うち1名が6割増額され、また、これらの事由に加えて自身の持病悪化を伴った他1名が12割増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.9.3	全部和解成立日	H25.4.12
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	120,000	H23.3~H24.2	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	精神的損害	増額分	740,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	840,000	H23.3~H24.2	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	400,000	H23.3~H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	65,000	H23.3~H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	16,300	H23.3~H24.2	※4

小計 3,381,300

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	280,000	H23.3~H24.2	※2 ※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	135,800	H23.3~H24.2	※5
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,460,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	113,500	H23.3~H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,300,000	H23.3~H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	270,000	H23.3~H24.2	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	47,650	H23.3~H24.2	※4

小計 4,806,950

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,188,250
	弁護士費用	245,648
	手続内で処理された既払金合計額	2,100,000

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、避難所の移動回数が多かったこと、知人宅に避難し迷惑かけたことを辛く感じたこと、知的障害のある申立外C（申立人Bの叔父）を連れての避難であったこと〔身体障害者手帳〕、持病を抱えつつの避難であったこと〔通院証明書〕、事故後に体調不良となったこと〔通院証明書〕、避難先が狭かったこと、高齢の申立外D（申立人Bの母親）は晩年を穏やかに過ごすことを希望していたがそれが不可能となったことを理由として慰謝料の増額を請求した。東京電力は申立外Cとともに避難したことについては具体的事情とそれを裏付ける資料が提出されれば検討すると主張した。パネルは、申立人Aについて、申立外C及びDを介護しながら多数回の避難移動を実行したこと等を考慮して平成23年3月分は8割、同年4月分から平成24年2月分までは6割の増額を認め、申立人Bについては、申立外C及びDを介護しながら多数回の避難移動を実行したこと等に加え、自身の持病悪化を伴った避難であることを考慮して平成23年3月分は14割、同年4月分から平成24年2月分までは12割の増額を認めた。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者や身体の障害がある者の介護を恒常的に行った場合について、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができると定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

避難場所から自宅への一時立入りに必要な費用並びに申立外C及び申立外Dの自宅に赴くために必要な費用として交通費の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人Aは申立人Bが経営する飲食店で働いていたが、原発事故により当該飲食店が営業不能となったため、減収分の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の5

申立人Aは既往症である腰部頸椎症の悪化や原発事故後に発症した皮膚そう痒症等の治療のために通院したことから、通院慰謝料、交通費及び文書作成費用を、生命・身体的損害として賠償を認めたものである。

申立人Bは既往症である糖尿病や高血圧症等の悪化及び原発事故後に発症した不眠症や眩暈症等の治療のために入院したことから、治療費、入院院慰謝料、交通費及び文書作成費用を生命・身体的損害として賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2

申立人Bについて、避難の際の交通費、宿泊費及び家財道具移動費用の賠償を認めたものである。また、避難先で新たに購入したテーブルの代金及び避難により増加した食費及び水道光熱費を生活費増加費用として賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	453		
事案の概要	大熊町所在の自宅建物について、平成21年新築であることなどを考慮して、その新築費用相当額に近い財物賠償等がなされた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.3.27	全部和解成立日	H25.4.15
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	9,000	H23.3~H24.2	※2
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	533,035	H23.3~H24.2	※3
一部和解	一時立入費用	交通費	45,000	H23.3~H24.2	※4
一部和解	精神的損害	基本部分	1,240,000	H23.3~H24.2	※5
一部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H24.2	※5
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	121,691	H23.3~H24.2	※3
全部和解	財物損害	建物	30,000,000		※1
全部和解	財物損害	家財	3,250,000		※6
小計			35,298,726		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	35,298,726
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、原発事故により自宅（平成21年7月新築）の価値が全て失われたと主張して、自宅の新築費用3046万4805円等の賠償を請求した。東京電力は、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準に基づいて賠償金額を2059万3481円と算定すべきであると主張して争った。パネルは、自宅の写真や図面、建築会社の見積書・領収書等を確認の上、自宅が新築されてから1年半程度であり、新築時からの価値の減少が見受けられないこと等を考慮して、新築費用に相当する3000万円の損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の一部又は全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分を賠償すべき損害と認め、中間指針

第二次追補第2の4は、帰還困難区域内の不動産に係る財物損害については、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により10割減少(全損)したものと推認することができるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難所間を移動するために必要な費用として、移動交通費について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

生活費増加費用として、避難先で新たに購入した家財道具・生活必需品等の購入費用、避難先の電気料金等、母親との面会に要した交通費について賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の3

自宅への一時立入りのために必要な費用として、交通費について賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

中間指針第3の6において目安とされる月額慰謝料10万円ないし12万円に、申立人が母の介護を行ったこと等を考慮して、一時金10万円を加算した合計金134万円について賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の10

自宅の家財に係る賠償請求について、東京電力は、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準に基づいて定額賠償金325万円の賠償を認めたが、グランドピアノ(高額家財)に係る請求を争った。当事者双方が、グランドピアノに係る請求を和解対象外とすることを合意したため、パネルは、定額賠償金325万円についてのみ賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	454		
事案の概要	千葉県内の海水浴場付近で小売店を営む申立人について、原発事故による観光客の減少に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.10.25	全部和解成立日	H25.4.15
事故時住所	千葉県夷隅郡御宿町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,843,359	H23.3~H24.9	※1
小計			1,843,359		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,843,359
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、総括基準（観光業の風評被害について）

申立人は、海水浴場の近隣で食品等の小売業を営んでいたところ〔営業許可証等〕、原発事故に起因する風評によって海水浴客が減少したこと、ほぼ毎年9月に町内で開催されていた学生ライフセービング大会も平成23年度は開催されなかったこと〔日本ライフセービング協会ホームページ〕等により売上げが減少したとして〔損益計算書〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人に生じた損害が中間指針上の風評被害には該当せず、また申立人の売上減少には自粛ムードや従前からの売上減少傾向等の原発事故以外の要因が介在すると主張して争った。パネルは、申立人の主張をおおむね受け入れ、平成23年及び平成24年の7月から9月までの申立人の売上減少と原発事故の間の相当因果関係を認め、平成23年7月分及び同年8月分については影響割合を7割、平成23年9月分については影響割合を10割、平成24年7月分から同年9月分までについては影響割合を8割として申立人の損害を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、第7の2以降で業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしており、総括基準（観光業の風評被害について）は、千葉県に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生した減収等の損害については上記の合理性を有しているものと認められると定めるところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	455		
事案の概要	岩手県の観光地で旅館を経営する申立人について、原発事故の風評被害による宿泊客の減少等に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.12.14	全部和解成立日	H25.4.15
事故時住所	岩手県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,000,183	H23.7~H24.10	※1

小計 2,000,183

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,000,183
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（観光業の風評被害について）

申立人は、岩手県の観光地付近で旅館業を営み、地元のブランド牛を使用した食事を提供していたところ、原発事故の風評被害により減収が生じたとして〔決算書〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について、直接請求手続におけると同様、基準期間を直近決算年度とした基準売上額に売上減少率及び宿泊業・飲食業の平均利益率6割を乗じた上、「東北4県の観光業損害に対する原発事故影響割合」として5割を乗じるべきと主張した。パネルは、基準期間を原発事故直近1年とし、原発事故の影響割合を7割とする和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしている。そして、総括基準（観光業の風評被害について）は、岩手県に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその7割が上記の心理によるものであり、かつ、上記の合理性を有しているものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	456		
事案の概要	脳梗塞後のリハビリのため入所中の旧警戒区域内の施設から避難し、避難による体力の低下等に伴い肺炎を発症し、平成23年10月に死亡した高齢者について、死亡慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.6.20	全部和解成立日	H25.4.16
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	800,000	H23.3~H23.10	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	11,840,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	1,528,968		※1
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	59,150		※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	1,287,371		※1
全部和解	避難費用	交通費	36,000	H23.3~H24.4	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	18,810	H23.3~H24.4	※5
全部和解	精神的損害	基本部分	1,420,000	H23.3~H24.4	※3
全部和解	精神的損害	増額分	820,000	H23.3~H24.4	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	66,400	H23.3~H24.4	※5
全部和解	避難費用	家財移動費用	107,000	H23.3~H24.4	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,724,301	H23.3~H24.4	※5
全部和解	一時立入費用	交通費	60,000	H23.3~H24.4	※5

小計 19,768,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,420,000	H23.3~H24.4	※3
全部和解	精神的損害	増額分	820,000	H23.3~H24.4	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,268,000	H23.3~H24.4	※4
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	160,000	H23.3~H24.4	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	30,800	H23.3~H24.4	※4

小計 3,698,800

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	8,400	H23.3~H24.4	※5

小計 8,400

申立人A、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	75,000	H23.3~H24.4	※5

小計 75,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	23,550,200
	弁護士費用	706,506
	手続内で処理された既払金合計額	1,900,000

※1 中間指針第3の5

申立人Aは、父である被相続人（事故時87歳、要介護4）〔診断書等〕が、入居していた介護施設から避難のため転院した際、寒さ厳しい中での長距離移動により肺炎に罹患して長期入院となり、体力低下とともに腸閉塞及び呼吸障害を発症し、平成23年10月に死亡したことから、相続人〔遺産分割証明書〕として死亡慰謝料、入院慰謝料、逸失利益及び葬儀費用等〔領収書等〕の賠償を求めた。東京電力は、原発事故と死亡との相当因果関係は認めたものの、原発事故の影響割合について、2割から3割程度にとどまると主張して争った。パネルは、死亡慰謝料900万円、入院慰謝料284万円、逸失利益152万8968円及び葬儀費用87万2730円等を含む和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた精神的損害の賠償をすべきと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6 総括基準（精神的損害の増額事由等について）

精神的損害の増額分として、月額約6万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6

精神的損害として、月額10万円（又は12万円）の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の5

生命・身体的損害として、慰謝料、通院交通費及びその他の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2

避難費用として、交通費及びその他生活費増加費用の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の3

一時立入費用として、交通費の賠償を認めたものである。

※7 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人Aは、原発事故時、檜葉町にて飲食店を営んでいたところ、原発事故により避難せざるを得なくなったため、在庫品の価値の賠償を求めたところ、東京電力は、既に賠償済みであると主張した。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	457		
事案の概要	フランチャイズ形式による英会話教室フランチャイザーである申立会社について、フランチャイジーの営む避難指示等対象区域内の教室が閉鎖されたことに伴うロイヤリティ収入の減収による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.8.28	全部和解成立日	H25.4.16
事故時住所	大阪市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		9,592,185	H23.3~H24.2	※1
小計			9,592,185		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,592,185
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、フランチャイズ形式で英会話教室を全国に展開する会社であるところ、福島県所在の9教室において原発事故により教室の閉鎖を余儀なくされロイヤリティ収入が得られなくなったとしてその損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人がフランチャイザーであることから、間接損害として取引の代替性を主張するとともに、支払を免れた費用等の資料の提出を求めたところ、申立人が提出した証拠〔フランチャイズ契約書、事故前後の在籍生徒数の推移や各教室の収入の資料、決算報告書等〕を踏まえ、損害と原発事故との相当因果関係を認めた上で、免れた費用を控除した後の損害額の試算を提出した。パネルは、東京電力の試算による損害を相当なものとして認め、これに基づき和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故により第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた減収分等の被害(間接損害)は、事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	458		
事案の概要	群馬県でキノコ類を生産販売している申立会社について、風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.9.14	全部和解成立日	H25.4.16
事故時住所	群馬県伊勢崎市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		8,000,000	H24.6~H24.12	※1
小計			8,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、きのこの栽培及びこれを原材料とした健康食品等の製造を行っていたところ、原木の放射能汚染を危惧した取引先にきのこの販売ができなくなったとして〔取引先による経緯報告書、メール〕、同取引に係る逸失利益〔損益計算書、注文書、納品書〕の賠償を求めた。東京電力は、取引の停止が風評被害によるものか判断できないとして認否を留保した。パネルは、取引の停止と原発事故との間の相当因果関係を認め、取引が停止されなければ得られたと推定される売上金額に貢献利益率等を考慮し、800万円を申立人の損害として和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、群馬県産の農林産物について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害については、原則として、原発事故と相当因果関係のある賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	459		
事案の概要	田村市(避難指示区域外)でニンニクを栽培していた申立人について、風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.10.1	全部和解成立日	H25.4.16
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		6,450,948	H23.3~H25.3	※1

小計 6,450,948

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,450,948
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、原発事故当時、田村市でニンニクを栽培していたところ(ただし、原発事故以前の販売実績はない)、原発事故の風評被害により平成23年度及び平成24年度に収穫したニンニクに係る売買契約をキャンセルされたとして、営業損害の賠償を求めた〔農家基本台帳、収支内訳書等〕。東京電力は、売買契約のキャンセルと原発事故との相当因果関係自体は認めるものの、申立人が主張する賠償金額の算定方法について、統計の数値等に照らして不合理であるとの意見を述べた。パネルは、統計及び申立人の栽培実績等に基づき、収穫量・単価・出荷率・所得率・経費についての推定数値を導き出し、これらを基に損害額を算定して和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、その合理的な算定方法の一つとして、営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値等を基に推定した額等を挙げているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	460		
事案の概要	茨城県内の米生産農家について、風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)エ	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.1.31	全部和解成立日	H25.4.16
事故時住所	茨城県銚田市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益 風評被害・逸失利益		691,500	H24.9	※1

小計 691,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	691,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第5の1

申立人は、原発事故時、茨城県銚田市で米を生産する農業を営んでいたところ、平成24年に生産した米の出荷自粛要請の解除が遅れたために販売予定価格より安い価格での販売を余儀なくされたとしてその差額分の賠償を請求した。東京電力は、認否を留保し、価格変更の経緯、原発事故前の取引価格等の説明を求めた。パネルは、販売予定価格〔平成24年産茨城県産米の買取り中止証明書、米穀売買契約書〕と実際の販売金額〔仕切書〕から減収金額を算出してそれを損害額とする和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、茨城県で産出された農林産物について原発事故後に現実に生じた買い控え等による被害を原則として賠償すべき損害としており、また、中間指針第5の1 IVは、出荷制限指示等の解除後も、当該指示等に伴い減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	461		
事案の概要	二本松市のキュウリ栽培農家の自主的な作付け見合せによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.10.9	全部和解成立日	H25.4.17
事故時住所	二本松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,065,000	H23.3~H23.12	※1
小計			1,065,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,065,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、キュウリ及びハウレンソウの栽培業を営んでいたところ、原発事故後にハウレンソウについては政府から出荷自粛を求められたことを受け、キュウリについても同様の出荷自粛要請や風評被害のあることを恐れ、平成23年度のキュウリの作付けを取りやめたため、キュウリの売上げに相当する額の減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、二本松市はキュウリの作付けを断念する必要がない旨の告知をしていた〔チラシ〕ことから、作付けの断念は申立人の自主的な判断によるものであり、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、作付けの断念と原発事故の間の相当因果関係を認め、平成22年度のキュウリの売上高から必要経費を差し引き〔出荷代金明細書〕、さらに影響割合を7割5分として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の2 IIは、福島県産の農産物について買い控え等による被害を懸念し、事前に作付けを断念したことによって生じた被害について、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、その損害を賠償すべきとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	462		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域内(南相馬市原町区)に居住しており、避難のために同区域内の職場を退職せざるを得なかった申立人について、就労不能損害の賠償終期を平成24年12月末とする東京電力の主張を排斥し、定年退職の予定時期であった平成25年3月末までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(1)		

2 基本情報

申立日	H24.10.31	全部和解成立日	H25.4.17
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,842,984	H25.1~H25.3	※1
小計			1,842,984		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	214,150	H24.6~H24.12	※2
小計			214,150		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,057,134
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故時、南相馬市原町区に居住しており、同区内の職場で就労していたところ、避難のために退職した〔退職状況証明書〕ことにより減収が生じたとして、平成25年1月から定年退職予定日であった同年3月31日までの就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において、東京電力の基準により緊急時避難準備区域の就労不能損害の賠償期間は平成24年12月までであると主張して争ったが、最終的に賠償を認めた。パネルは、平成25年1月から申立人Aの定年退職予定日であった同年3月31日までの就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

平成24年8月に自宅に帰還した申立人B（申立人Aの妻）が、週末に申立人Aの避難先である新潟県村上市を訪問する交通費往復分の賠償を、生活費増加費用として認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	463		
事案の概要	千葉県において県内産野菜の会員制通販事業等を営む申立会社について、原発事故による会員減少に伴う逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.12.28	全部和解成立日	H25.4.17
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		48,000,000	H23.9~H24.8	※1

小計 48,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	48,000,000
	弁護士費用	960,000
	手続内で処理された既払金合計額	16,000,000

※1 中間指針第7の2

申立人は、千葉県において同県北総産の無農薬野菜等の会員制通販事業等を営んでいたところ、原発事故の風評被害により会員数が減少して減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、本件申立て前の直接交渉において、清算条項を付すことを条件に約4860万円の和解案を提示しており、答弁書においても賠償すること自体は争わなかったが、損害（営業利益の減少）が従前よりも拡大していること、売上げの減少と比較すると販管費の減少が少ないため仮に差額方式で損害額を算定するのであれば固定費の増加等について合理的説明が必要であること、風評被害の対象品目に該当しない他県産の農産物等も取り扱っていること等の問題点があると主張した。パネルは、東京電力の主張も踏まえ、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び中間指針第7の2 I ④は、農林水産物・食品の流通業において、千葉県において産出された農産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	464		
事案の概要	福島県の阿武隈山地において立木の伐採、販売等の林業を営む申立人について、山林の立木伐採権が全損と評価されて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)	第1の12(2)エ(エ)	

2 基本情報

申立日	H23.12.22	全部和解成立日	H25.4.16
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		23,300,000		※1
小計			23,300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	23,300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第3の7

申立人は、宮城県仙台市において国有林等の立木を買い取り伐採して木材加工業者に販売する素材生産業者であるところ、立木の売買契約をしていた山林（双葉郡、南相馬市、相馬郡）が原発事故により立ち入ることができなくなり立木の伐採・搬出が困難となったことから、その立木伐採権が価値を喪失し、またその立木伐採権を行使できないことにより営業損害が発生したとして、それらの損害の賠償を請求した。東京電力は、対象となる山林の避難区域の種類や放射線量に応じた影響割合に基づき賠償すべきことを主張し、また避難指示区域外の山林については管理不能といえないと主張して争った。パネルは、対象となる山林の所在地からみて、それが避難指示区域の内か外かにかかわらず 平均的・一般的な人の認識を基準とすれば、同山林から伐採された木材が販売できないものであることは経験則上明らかであることから、同山林に所在する木材は、いずれも商品としての価値を喪失したとして、同木材の残材積数に全国平均販売単価を乗じた金額を、立木伐採権の価値喪失とそれに伴って生じた営業損害の損害額とし、また原発事故による影響割合については一律10割として、和解の対象期間を平成23年3月1日から立木伐採権取得契約の終期までとする和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を損失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第

3の7 Iは、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害としているところ、これらに従って和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	465		
事案の概要	茨城県で筍、栗等の加工販売業を営む申立人について、風評被害による逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.3.9	全部和解成立日	H25.4.18
事故時住所	茨城県笠間市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		15,297,930	H23.3~H23.12	※1

小計 15,297,930

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,297,930
	弁護士費用	458,938
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、茨城県において同県産の筍、栗等の加工販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により販売量が減少したとして、平成23年3月から同年12月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては認否を留保ないし否認としたものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償額の算定方法について意見を述べた。パネルは、申立人が平成23年度に仕入れた筍、栗が全て販売できたと仮定した場合の予想売上額（仕入れ量〔請求書〕に歩留まり率5割と販売単価〔請求書〕を乗じる方法により算出）を基準とし、同年度における実際の売上額〔確定申告書〕との差額から、平成22年度と平成23年度の変動費の差額を控除する方法により損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ ii は、茨城県において産出された農林水産物を主たる原材料とする加工業について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等により発生した損害については、原則として賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	466		
事案の概要	山形県で旅館を経営する申立会社について、原発事故による宿泊客の減少等に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.12.21	全部和解成立日	H25.4.18
事故時住所	山形県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,686,007	H23.6~H23.11	※1
小計			1,686,007		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,686,007
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（観光業の風評被害について）

申立人は、山形県で温泉旅館を経営していたところ、原発事故により来客が減少し減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において、申立人と同一の温泉郷を構成する他の自治体の観光業に関する直接請求の定型的な基準と同様の方法（東北5県来訪率5割を考慮）により算出した逸失利益額から、前件和解に基づき支払われた金額を控除した金額の限度で認め、これを超える部分については争った。パネルは、申立人における東北以外の来客比率〔予約表、都道府県別宿泊予定者数集計表〕を踏まえた影響割合（約8割）を考慮した逸失利益額から、前件和解に基づき支払われた金額を控除した金額の限度で和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実には生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしている。そして、総括基準（観光業の風評被害について）は、山形県に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその7割が上記の心理によるものであり、かつ、上記の合理性を有しているものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	467		
事案の概要	自主的避難等対象区域に居住する家族6名のうち、妻及び子供2名が自主的避難を実行して二重生活となった申立人らについて、面会交通・一時帰宅費、家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加分及び平成24年1月以降の避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)オ	第10の2(3)キ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H24.5.28	全部和解成立日	H25.4.19
事故時住所	二本松市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,181,512	H23.3~H24.12	※2
小計			1,221,512		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
小計			40,000		

申立人A、B、C、D、E及びF共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	52,000	H23.3～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	5,250	H23.3～H24.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	80,000	H23.3～H24.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	559,334	H23.3～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	5,400	H23.3～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	900,000	H23.3～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	143,000	H23.3～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	教育費	13,142	H23.3～H24.12	※2
全部和解	除染費用等	検査費用	61,500	H23.3～H24.12	※2
全部和解	避難雑費		480,000	H24.1～H24.12	※2
小計			2,599,626		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,341,138
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,520,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人ら（追加申立てのあった申立人E及びFを含む。）は、自主的避難等により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めた。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人A、B及びCが自主的避難を実行したために負担した、移動交通費〔領収証〕、宿泊費、引越費用〔領収証〕、一時帰宅費用（面会交通費を含む）、家財道具購入費〔カード会社の請求明細書等〕、住居費、二重生活に伴う増加分、自家消費野菜、教育費〔制服等の写真〕、申立人Aの避難に基づく就労不能損害〔平成22年及び平成23年分源泉徴収票ならびに、平成23年9月及び同年10月分給料支払明細書〕及び検査費用〔診療費明細書〕を請求した。東京電力は、答弁書において、具体的な事情に関する申立人の主張及び立証を勘案して検討するなどの意見を提出した。パネルは、提出された証拠に基づき、合理的な範囲で損害を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第3の10）

申立人らは、①家財が放射性物質により汚染されたこととして財物損害を、②申立人A、B、C及びDの体調不良が被曝不安や避難生活のストレスに起因するものとして治療費をそれぞれ請求した。東京電力は、いずれも否認した。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	468		
事案の概要	富岡町の居住制限区域所在の不動産(自宅土地・建物)について、全損と評価して財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	第1の12(2)オ(ア)

2 基本情報

申立日	H24.11.6	全部和解成立日	H25.4.19
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	4,850,575		※1
全部和解	財物損害	建物	20,200,929		※1
全部和解	財物損害	家財	5,950,000		※1

小計 31,001,504

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	31,001,504
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	31,001,504

※1 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故時、富岡町に居住し、いずれも60歳代で、それぞれに持病がある中、車を利用して近所のスーパーやかかりつけの病院に通院していたところ、原発事故により自宅に戻る可能性はなくなったとして、全損を前提に自宅の土地建物と家財の財物賠償を求めた。東京電力は、政府による避難区域の再編が行われていない段階で、全損を前提とする賠償には応じられないとして留保した。パネルは、申立人らの自宅のある場所の状況、申立人らの年齢や生活状況等から、全損と評価し、自宅の土地建物については、固定資産税評価額〔平成22年度課税資産明細書〕に基づいて損害を算定して、土地について485万0575円、建物について2020万0929円、家財については595万円とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難を余儀なくされたことにより避難区域内の財物の管理が不能となり、財物の価値の全部又は一部が喪失したと認められる場合には現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	469		
事案の概要	大玉村から自主的避難の実行を継続中の家族5名(うち子供3名)について、平成24年3月以降の避難雑費等が賠償された事例(平成24年1月分及び2月分は別途賠償済み)。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)ウ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H25.2.1	全部和解成立日	H25.4.19
事故時住所	大玉村		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用		40,000	H23.3~H24.8	※1

小計 40,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用		40,000	H23.3~H24.8	※1

小計 40,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用		40,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害		80,000	H24.1~H24.8	※1

小計 120,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用		40,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害		80,000	H24.1~H24.8	※1

小計 120,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用		40,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害		80,000	H24.1~H24.8	※1
小計			120,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		600,000	H24.3~H24.12	※2
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,040,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人B、C、D及びE（BはAの妻。C、D及びEはいずれもA及びBの子）の自主的避難の実行により生じた申立人Aとの二重生活による精神的・経済的負担等を主張し、精神的損害として妥当な額の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補及び中間指針第二次追補を踏まえ、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、①平成24年1月以降の追加的費用等として一人当たり4万円、②平成24年1月から同年8月までの間に18歳以下であった期間がある者等についてはさらに8万円を追加で支払うこと、既払金は控除すべきであることを主張した。パネルは、申立人全員について避難及び帰宅に要した費用としてそれぞれ4万円、申立人C、D及びEについて精神的損害としてそれぞれ8万円を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人B、C、D及びE（BはAの妻。C、D及びEはいずれも子）の自主的避難の実行により生じた平成24年3月から同年12月までの避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補及び中間指針第二次追補を踏まえ、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、①平成24年1月以降の追加的費用として一人当たり4万円、②平成24年1月から同年8月までの間に18歳以下であった期間がある者等については8万円を追加で支払うこと、既払金は控除すべきであると主張した。パネルは、子供一人当たり

月額2万円が妥当として、申立人らについて避難雑費として請求のあった平成24年3月から同年12月まで総額60万円を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	470		
事案の概要	避難指示解除準備区域(大熊町)所在の土地(農地として利用)の財物損害が全損と評価されてその取得時価で賠償され、また、営農できなくなったことによる精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ	第1の9(2)ア(ア)	第1の12(2)エ(カ)

2 基本情報

申立日	H24.2.14	全部和解成立日	H25.4.22
事故時住所	東京都荒川区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	除染費用等	線量計購入費	54,800	H23.3~H24.1	※4
一部和解	営業損害・逸失利益		3,116,667	H23.3~H25.1	※1
一部和解	一時立入費用	交通費	50,000	H23.3~H24.1	※5
一部和解	精神的損害	その他	200,000	H23.3~H24.1	※2
全部和解	財物損害	不動産	880,000		※3

小計 4,301,467

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,301,467
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故が発生する2年前から大熊町で果樹園を経営する準備を進め、平成23年4月から販売を予定していたところ、原発事故により、出荷できず、果樹園を経営できなくなったとして営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人は営農実績がなく、営業計画もないため、具体的な営業損害は発生しておらず財物損害に集約される旨を述べて否認したものの、最終的に114万円の限度で認める旨の意見を述べた。パネルは、原発事故と営業損害との間に相当因果関係があると判断し、農林水産省の平成23年度の植栽面積規模別「0.5ha未満」の数値を基礎として、合計311万6667円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

申立人は、原発事故が発生する2年前から大熊町で果樹園を経営する準備を進め、平成23年4月から販売を予定するために勤務先を退職していたところ、原発事故により果樹園を営できず生活できなくなったとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、避難等に伴う精神的苦痛は認められず、財物損害に集約される旨を述べて否認した。パネルは、原発事故により営農できなくなったこと、営農のため勤務先を退職していたことを踏まえ、原発事故と相当因果関係があると判断し、20万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由）は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には別途賠償の対象とすることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、原発事故が発生する2年前から大熊町で果樹園を営する準備を進めていたところ、原発事故により農産物を販売することができなくなったとして、果樹園の敷地である土地（原野）の賠償を求めた。東京電力は、帰還困難区域に該当しない地域の宅地以外の土地及び財物の賠償について算定が困難であるとして認否を留保した。パネルは、原発事故と土地（原野）の価値が喪失したことに相当因果関係があると判断し、土地売買契約書記載の土地購入額と同額の88万円を財物損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難を余儀なくされたことにより避難区域内の財物の管理が不能となり、財物の価値の全部又は一部が喪失したと認められる場合には現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の3

一時立入費用として、町役場に賠償相談に行くなどの交通費5回分について、東京電力の基準により5万円の賠償を認めたものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の8及び第3の10）

申立人は、原発事故が発生する2年前から大熊町で果樹園を営する準備を進め、勤務先を退職し、平成23年4月から農産物の販売を予定していたところ、原発事故により出荷できなくなったとして、栽培していた果樹等の賠償及び退職により減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、果樹等については、帰還困難区域に該当しない地域の宅地以外の土地及び財物の賠償について算定が困難であるとして認否を留保し、就労不能損害については、申立人が退職を決めたのは原発事故前であり、自己の判断であるため、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	471		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域で野菜を栽培している申立人について、原発事故に伴う稲作の自粛より組合管理の揚水機場の稼働が停止されたため、畑に給水するために設けた井戸の設置費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)イ		

2 基本情報

申立日	H24.10.26	全部和解成立日	H25.4.23
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	事業再開のための費用	540,000	H24.4~H24.12	※1
小計			540,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	540,000
	弁護士費用	16,200
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、緊急時避難準備区域で稲作及び野菜栽培を行う農家であるところ、原発事故の影響により近隣一帯で平成24年の稲作の作付けが自粛されたことに伴い、申立人の加入する生産者団体が揚水機場の稼働を停止して給水を受けることができなくなったことから、畑及びビニールハウスに水を引くために井戸を設置したとして、井戸の設置費用、井戸に係る電気料金及び証明書取得費用〔領収証、御見積書、御請求書等〕について賠償を求めた。東京電力は、井戸を設置する必要性について疑義を述べるとともに、井戸は揚水機場からの給水が再開した後も申立人の資産として価値を有するため、原発事故との相当因果関係を有する損害の範囲は、揚水機場からの給水が再開されるまでの期間に相当する減価償却費の合計額にとどまるなどとして損害額を争った。パネルは、井戸の設置と原発事故との相当因果関係を認めた上で、井戸設置費用と追加的費用を含めて54万円（請求額の約7割5分に相当）を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 IIは、農林水産物の作付け等について政府が原発事故に関し行う指示等（生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）の対象事業者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、本件においては、生産者団体の作付け自粛に伴う揚水機場の稼働停止による事業への支障を避けるために生じた井戸設置費用等について、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	472		
事案の概要	旧警戒区域内(富岡町)の駐車場に駐車したまま避難したために管理不能となった申立人所有の自動車について、避難中に何者かにつけられた自動車ドアの傷の修理費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(イ)	第1の12(2)オ(イ)	

2 基本情報

申立日	H25.1.4	全部和解成立日	H25.4.24
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	追加的費用	233,897	H23.3~H24.7	※1
全部和解	財物損害	追加的費用	1,030	H23.3~H24.7	※1
小計			234,927		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	234,927
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故により自己所有の自動車を警戒区域内の公営駐車場に駐車したまま避難したところ、避難中に第三者によって自動車のドアを傷つけられたことから、修理代金相当額〔領収書〕の賠償を求めた。東京電力は、自動車のドアの傷は第三者の行為によるものであることから、原発事故と修理代金との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、原発事故によって避難を強いられた結果、管理が不能な状況下で傷つけられた以上、かかる傷と原発事故との間に相当因果関係があるとして、修理代金相当額及び登録事項等証明書取得費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を減少した部分に伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(修理費用)は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	473		
事案の概要	宮城県沖から茨城県沖までの海域で漁業を行っていた宮城県所在の申立人ら10名について、操業自粛、出荷制限及び風評被害による販売価格減少等に伴う逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H24.8.31	全部和解成立日	H25.4.26
事故時住所	宮城県塩釜市ほか		
申立人人数	10	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		68,674,812	H23.3~H24.6	※1
小計			68,674,812		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		56,116,226	H23.3~H24.6	※1
小計			56,116,226		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		180,201,196	H23.3~H24.6	※1
小計			180,201,196		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		86,098,114	H23.3~H24.6	※1
小計			86,098,114		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		55,080,714	H23.3~H24.6	※1
小計			55,080,714		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		62,736,749	H23.3～H24.6	※1

小計 62,736,749

申立人G

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		144,505,620	H23.3～H24.6	※1

小計 144,505,620

申立人H

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		143,658,880	H23.3～H24.6	※1

小計 143,658,880

申立人I

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		64,769,404	H23.3～H24.6	※1

小計 64,769,404

申立人J

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		64,396,374	H23.3～H24.6	※1

小計 64,396,374

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	926,238,089
	弁護士費用	15,393,571
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第7の2

申立人らは宮城県塩釜市ほかにおいて漁業を営んでいたところ、原発事故による操業自粛、出荷制限及び風評被害による魚価低迷等により売上げが減少したことから、平成23年3月から平成24年6月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は当初から賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、基準となる売上げについて、申立人らの所有する漁船ごとに、原発事故前5年間の水揚金額（漁獲高に魚価を乗じた額）〔水揚金額明細表〕のうち最高と最低の年を除いた残り3年間の平均によって算定することとし、請求期間における実際の水揚金額〔水揚金額明細表〕との差額から、経費相当額として申立人提案による1割8分を控除する方法により損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、農林水産物の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等（地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）に伴い、漁業者において、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべ

き損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

また、中間指針第7の2IVは、農林漁業において原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故による放射性物質による汚染に危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	474		
事案の概要	福島市で食品加工業を営む申立会社について、工場の除染費用(工場屋根交換費用)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.11.30	全部和解成立日	H25.4.26
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	2,247,910	H23.3~H24.3	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	1,080,295	H23.3~H24.3	※2
小計			3,328,205		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,328,205
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、郡山市において食品加工業を営む有限会社であるところ、原発事故により自社工場のスレート屋根の放射線量の測定結果が毎時5.6マイクロシーベルトとなり〔診断書〕、業者に除染を依頼したが効果が上がらなかったため、工場屋根を交換したとして〔見積書、請求書、領収証、写真、施工結果報告書〕、除染及び取替費用の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保した。パネルは、スレートについては瓦と異なり地震の影響が少ないと考え、原発事故の影響割合を7割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 I は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、郡山市において食品加工業を営む有限会社であるところ、取引先や一般消費者等から原材料の産地等の問合せが相次ぐようになったことから、風評被害払拭のため原材料を福島県外産のものに切り替えて売上高を維持したものの、原材料費が上昇したとして〔損益計算書、製造原価報告書、材料費比率明細、産地等明細〕、平成23年3月から平成24年2月までの材料費と、同期間の売上高に原発事故前の原価率を乗じた額との差額を追加的費用として賠償を

求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保した。パネルは、費用の増加と原発事故との相当因果関係を認め、その半額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ ii、中間指針第7の2 I ① i 及び中間指針第7の1 IV①は、農林水産物の加工業及び食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、主たる原材料が福島県において産出された農林産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）に係る風評被害について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	475		
事案の概要	薬品の製造販売業を営む申立会社について、 ①原発事故により旧警戒区域内の工場の設備が使用できなくなったため、他の工場に事業継続に必要な代替設備(建物・建物付属設備を含む)を設置した代替設備取得費用の相当額が賠償された事例。 ②早期に代替設備を整えて事業を再開した特別の努力により、旧工場の操業停止による逸失利益が減少したことを考慮して、逸失利益の賠償額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)	第1の9(2)オ(イ)	

2 基本情報

申立日	H24.12.12	全部和解成立日	H25.4.30
事故時住所	東京都		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	352,574,564		※1
全部和解	営業損害・逸失利益		148,452,262	H23.3~H24.8	※2
小計			501,026,826		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	501,026,826
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は薬品の製造販売業を営む会社であるところ、原発事故により旧警戒区域内に所在するA工場の設備を使用することができなくなったため、既存のB工場で生産を行うために必要な代替設備(建物・建物付属設備を含む)を設置した代替設備取得費用〔稟議書、見積書、請求書等〕の賠償を求めた。東京電力は、新たに固定資産を取得した費用のうち当該資産の価値分は、当該固定資産が取得者の財産となるため損害がないと主張して争った。パネルは、原発事故に基づき従前の設備を使用することができなくなったことにより、事業継続のため新たな設備を購入する必要があったものと認められれば、当該設備の取得費用のうち一定額を、原発事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象とすることが損害の公平分担にかなうとした上で、A工場における設備の経過年数、その実際上の効用持続年数等を勘案し、原発事故後にB工場に設置した同種設備の取得価格を基準として損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用(事業拠点の移転費用等)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と

認めているところ、生産拠点を別工場に移転するための代替設備取得費用について、これに従った和解案を提示したものである。

※2 中間指針第二次追補第2の2

申立人は、旧警戒区域内に所在するA工場の操業停止による逸失利益の賠償を求め、損害額の算定においては、B工場に代替生産の設備を設置して早期に生産を再開したことにより逸失利益額を減少させたとして、これを考慮するよう主張した。東京電力は、申立人ほどの規模の大企業では損害軽減について相応の努力が求められており、特別の努力についての考慮は限定されるべきと主張した。パネルは、申立人が早期にB工場における生産体制を整え事業を再開したことによりA工場の操業停止に基づく逸失利益額が減少し、これは企業に一般的に求められる努力を超えた特別の努力に基づき損害の拡大が回避されたものであると認めた上で、申立人が主張する予想逸失利益減少額を基準として、原発事故の影響割合をその3割として損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第二次追補第2の2Ⅱは、中間指針第3の7の営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であると定めるところ、本件においては、早期に別工場での代替生産体制を整えて生産を再開したことが特別の努力であると認め、かかる努力によって減少した逸失利益額の一部について賠償すべき逸失利益に当たるとして和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	476		
事案の概要	父は仕事のため県北地域の自宅に残り、母親と子供2名が関西地方に自主的避難をした申立人らについて、平成23年分のほか、平成24年1月から12月までの生活費増加分(月額3万円)及び避難雑費(子供1人当たり月額2万円)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)ク	第10の2(3)ケ	

2 基本情報

申立日	H24.8.2	全部和解成立日	H25.5.1
事故時住所	二本松市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	営業損害・避難実行	逸失利益	182,452	H23.3~H23.12	※2
小計			222,452		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	216,390	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	306,500	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	1,110,150	H23.3～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	308,000	H23.3～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	122,178	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	660,000	H23.3～H24.12	※2
全部和解	避難雑費		480,000	H24.1～H24.12	※2

小計 3,203,218

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,865,670
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,280,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人ら（追加申立てのあったDを含む）は、自主的避難等により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めた。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人A（母）、B（子）及びC（子）が自主的避難を実行したために負担した避難交通費〔領収証〕、引越費用〔領収証〕、住居費〔ご利用明細票〕、面会交通費、家財道具購入費〔領収証〕及び二重生活に伴う生活費増加分並びに申立人Aの営業損害〔確定申告書控〕等を請求した。東京電力は、平成24年1月以降の請求は認められるべきではないと主張して争った。パネルは、6か月間の営業損害を認めたほか、その余の請求に関して平成24年1月以降分についても損害を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第3の10）

①申立人A、B及びCは体調不良等が避難生活によるストレスに起因するものとして治療費を、②申立人Aは二本松市に所有する自宅土地建物について財産価値の減少があるとして財物損害についての賠償を、それぞれ請求した。東京電力は、①については原発事故との相当因果関係があるとする診断書の提出がないという理由により、②については自主的避難等対象区域内

の不動産については価値減少の程度や原発事故との相当因果関係が不明であるとして、いずれも否認した。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	477		
事案の概要	福島県の阿武隈山地において立木の伐採、販売等の林業を営む申立人について、山林の立木伐採権が全損と評価されて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H24.3.28	全部和解成立日	H25.5.2
事故時住所	飯館村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	2,150,000		※1
全部和解	その他	その他	15,150		※2
小計			2,165,150		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,165,150
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は福島県の阿武隈山地において立木の伐採、販売等の林業を営んでいたところ、原発事故による避難区域指定により、申立人が立木伐採権を有する山林について、立木の伐採及び運搬が不可能になったとして、立木伐採権の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、申立人による立木購入時の価格〔領収書〕をもって損害額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を損失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立人が、東京電力に対する直接請求等の際において支出したコピー代等の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	478		
事案の概要	郡山市で診療所を開設する申立人について、近隣の子供の自主的避難により保険診療が減少したことに伴う逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.7.23	全部和解成立日	H25.5.2
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		1,884,500	H23.3~H23.8	※1
全部和解	間接被害・追加的費用		115,500	H23.7	※2
小計			2,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,000,000
	弁護士費用	60,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、郡山市の小学校内において小児科専門診療所を開設する医療法人であるところ、平成23年2月から予防接種（自由診療）の公的助成が始まったために原発事故前後の売上げはほとんど変わらなかったものの、同校内では原発事故により平成23年4月時点で最大毎時2.5マイクロシーベルトが検出され〔環境放射線モニタリング結果〕、自主的避難により同市内の0歳から14歳までの少年人口が減少したため〔統計情報〕、保険診療による売上げが大幅に減少したとして〔決算報告書〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、診療所全体でみたときに売上げの減少がなく、また、保険診療と自由診療が会計上明確に区分されていないことを理由として、保険診療のみを取り出して逸失利益を考えることは適切ではないと主張して争った。パネルは、損害と原発事故との相当因果関係を認め、申立人及び東京電力の各主張を踏まえて検討の上、請求額約280万円のうち約188万円を逸失利益とする和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱ①は、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難に伴って必然的に生じたものは、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

事案の概要

公表番号	479		
事案の概要	旧警戒区域(葛尾村)で個人で建設工事下請業を営んでいたが、原発事故により休業を余儀なくされ、平成23年9月に避難先で事業を再開した申立人について、事業再開のために新たに購入した営業用車両及び工具類の購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)		

2 基本情報

申立日	H24.11.28	全部和解成立日	H25.5.2
事故時住所	葛尾村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	4,899,546		※1
小計			4,899,546		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,899,546
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は葛尾村で建設工事下請の個人事業を営んでおり、避難先で平成23年9月から事業を再開したところ、事業再開のために工具類や営業用車両を購入した費用〔領収証、請求明細書〕の賠償を求めた。東京電力は、工具類の請求額の中には既払分との重複、資材等の機械工具類に当たらないもの、津波被害で滅失した工具の買換え分等が含まれていること、新品購入による価値の増大が生じていること、自宅に置いてきた旧車両が使用不能かは不明であること等を主張して損害額を争った。パネルは、新たに購入した工具類や車両の購入費用は事業再開のために必要な費用であると認めた上で、工具類の購入費用について請求額の3割、車両購入費について請求額の7割を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者が、事業への支障を避けるために生じた追加的費用(事業拠点の移転費用等)は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、避難先で事業を再開するために工具類や車両を購入した費用について、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	480		
事案の概要	福島市所在の高層マンションの除染工事費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.11.28	全部和解成立日	H25.5.2
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	18,241,110	H23.3~H24.8	※1

小計 18,241,110

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	18,241,110
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人（マンションの共用部分等の管理業務を行う区分所有者全員で構成されたマンション管理組合）は、除染工事を委託したことにより生じた除染費用等〔内訳書、放射線量測定結果、写真、マンション管理規約、総会議事録、領収書、請求書、見積書〕の賠償を求めた。東京電力は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」によれば国又は地方公共団体が除染の主体となっていること、除染行為については除染計画を踏まえたものを基本とし、除染費用の必要かつ合理的な損害の認定を行うべきこと等を主張し、除染作業の内容、必要性、除染作業の効果、支払の実態等を確認する必要があるとして認否を留保した。パネルは、除染工事代金の領収書の金額の限度で和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	481		
事案の概要	福島市で保育所を経営する申立人について、自主的避難により入所児童数が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H25.2.7	全部和解成立日	H25.5.2
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,388,932	H24.4~H24.9	※1

小計 1,388,932

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,388,932
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、福島市で保育所を経営していたところ、自主的避難により入所児童数が減少したことに伴い保育料収入が減少したとして営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が保育所の運営を民間業者に委託して行っていることから、答弁書において認否を留保し、申立人の収益構造を明らかにするために委託契約に関する資料の提出を求めた。申立人から委託契約に関する資料〔「委託契約に基づく委託料月額について」と題する書面〕が提出されると、パネルは減収と原発事故との相当因果関係を認めた上で、請求金額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに準じて和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	482		
事案の概要	旧警戒区域から避難した申立人ら家族の避難慰謝料について、高齢者(X4)につき家族の別離、身体障害2級(半身不随)を考慮して月8割増額、息子夫婦(X1, X2)につき家族の別離を考慮して合わせて月3割増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.7.2	全部和解成立日	H25.5.7
事故時住所	双葉町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	11,000	H23.3~H24.3	※6
一部和解	精神的損害	基本部分	1,560,000	H23.3~H23.10 H23.12~H24.5	※3
全部和解	避難費用	交通費	5,000	H23.3~H24.3	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,000,000	H23.3~H24.3	※6
全部和解	避難費用	食費増加費用	86,667	H23.3~H24.3	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	130,000	H23.3~H24.3	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	23,140	H23.3~H24.3	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	160,940	H23.3~H24.3	※6
全部和解	一時立入費用	交通費	114,000	H23.3~H24.3	※7
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	34,000	H23.3~H24.3	※7
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	100,800	H23.3~H24.3	※8
全部和解	生命・身体的損害	その他	9,150	H23.3~H24.3	※8
全部和解	精神的損害	基本部分	120,000	H23.3~H24.5	※3
全部和解	精神的損害	増額分	252,000	H23.3~H24.5	※2
全部和解	財物損害	家財	7,150,000		※9
全部和解	財物損害	その他動産	548,050		※9

小計 11,304,747

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	宿泊費等	206,914	H23.3～H24.3	※5
一部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3～H24.5	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	38,667	H23.3～H24.3	※6
全部和解	一時立入費用	交通費	96,000	H23.3～H24.3	※7
全部和解	精神的損害	増額分	225,000	H23.3～H24.5	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	1,552,694	H23.3～H24.3	※10

小計 3,619,275

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	26,000	H23.3～H24.3	※5
全部和解	避難費用	宿泊費等	24,000	H23.3～H24.3	※5
全部和解	避難費用	家財移動費用	278,350	H23.3～H24.3	※5
全部和解	精神的損害	基本部分	1,040,000	H23.3～H24.3	※4

小計 1,368,350

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,520,000	H23.3～H24.5	※3
全部和解	避難費用	交通費	11,000	H23.3～H24.3	※5
全部和解	避難費用	宿泊費等	1,040,000	H23.3～H24.3	※5
全部和解	精神的損害	増額分	1,216,000	H23.3～H24.5	※1

小計 2,267,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	20,079,372
	弁護士費用	602,381
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人D（申立人Aの母。事故時74歳）は、半身不随により体が不自由で（身体障害等級2級）〔身体障害者手帳交付カード〕、申立人A及びBとともに体育館等で避難生活を送ることが困難なことから、娘夫婦の住む茨城県で避難生活を送ることになったため、身体障害と家族別離を理由として、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、東京電力の基準で増額分を支払い、その余の増額についてはパネルの見解を踏まえて検討するとした。パネルは、申立人Dについて、家族別離に加え、身体障害等級2級であり避難中の生活面における不自由さが強度であることを理由に月額8割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があり、家族の別離、二重生活等が生

じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額できると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A、B及びC（申立人A及びBの娘。東京へ避難。）は、原発事故により申立人らがそれぞれ別の場所（最大4か所）に避難せざるを得なかったため、家族別離を理由として慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人A及びBについては増額について争い、申立人Cについては生活の本拠が避難等対象区域内になく、避難等対象者に該当しないため慰謝料自体を否認した。パネルは、申立人A及びBについては、家族別離を理由に、申立人A及びB合わせて月額3割の慰謝料増額を認める和解案を提示した。申立人Cについては慰謝料増額の和解案を提示していない。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額できると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、避難所等において避難生活をした場合、月額慰謝料の目安を月額12万円としており、申立人Aは平成23年3月から同年11月まで避難所等で避難生活をしたため（ただし、同年11月分は、一部和解においては対象外とし、全部和解において対象とした。）、申立人Dは、同年3月は避難所等で避難生活をしたため、月額12万円の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を月額10万円としており、申立人Aは月額10万円とし、申立人Cは原発事故時、旧警戒区域内に居住していなかったが、双葉町での就職を希望し勤務予定の会社で研修まで受けていたこと等から避難等対象者に準じ、月額8万円の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2、中間指針第2の5

避難費用として、交通費、食費増加費用、滞在した費用（親戚宅への支払）、引越費用について実費又は概算額での賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の2、中間指針第2の5

避難費用として、避難先の鍵交換費用、保険料、家財購入費、被服費、交通費増加費用、申立人A及びBの避難先から申立人Dの避難先間の交通費増加費用、電気代増加費用（原発事故前は太陽光を利用していたため）、駐車場代等について実費又は概算額での賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の3、中間指針第2の5

一時立入費用として、概算額での賠償を認めたものである。

※8 中間指針第3の5、中間指針第2の5

通院慰謝料として月額8400円の賠償と、文書料として実費の賠償を認めたものである。

※9 中間指針第3の10、中間指針第2の5

申立人らの家財一式について概算額の賠償と、自家用車について時価相当額及び滅失届費用の賠償を認めたものである。

※10 中間指針第3の8

就労不能損害として源泉徴収票に基づき金額を算定し賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	483		
事案の概要	旧警戒区域(双葉町)で野菜の生産、販売業を営む申立人について、収穫予定の葉にんにくが収穫できなかったことによる逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.6.25	全部和解成立日	H25.5.8
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		4,500,000	H23.3~H24.6	※1

小計 4,500,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,500,000
	弁護士費用	135,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、双葉町で野菜の生産、販売業を営んでいたところ、原発事故により収穫予定の葉にんにくが収穫できなくなり〔請求書、売買仕切り書、写真等〕、損害を被ったとして逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において一部賠償することは認めつつも、賠償額の算定に当たっては発芽率や収穫率を加味する必要があること〔『ニンニク』と題する書籍〕、収穫した葉にんにくが全て販売されたとは考えられないこと〔同書籍〕、申立人の主張する経費率が不相当であること〔第57次福島農林水産統計年報(東北農政局統計部)〕を主張して算定方法について争った。パネルは、耕作面積に葉にんにくの単位当たりの期待所得を乗じた金額を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	484		
事案の概要	旧警戒区域内で接骨院を営んでいたが、原発事故により休業を余儀なくされ、平成23年12月に避難先で事業を再開した申立人について、休業に伴い売上が減少したことによる逸失利益（避難先での売上を控除すべきとの東京電力の主張を排斥）、事業再開等に伴う追加的費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(カ)	第1の9(2)イ(エ)	第1の9(2)オ(イ)

2 基本情報

申立日	H24.9.13	全部和解成立日	H25.5.8
事故時住所	福島県内		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		4,905,277	H23.9～H24.2	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	462,722	H23.9～H24.2	※2
小計			5,367,999		
集計	和解金合計額(弁護士費用除く)		5,367,999		
	弁護士費用		161,040		
	手続内で処理された既払金合計額				

※1 中間指針第3の7、中間指針第二追補第2の2

旧警戒区域内で接骨院を営んでいた申立人が、原発事故による避難指示に伴い営業が不能となったことによる逸失利益及び事業拠点の変更に伴う追加的費用について損害賠償を求めた。東京電力は、移転後の事業所における売上げを賠償から控除すべきと主張した。パネルは、移転後の事業所における売上げを「特別の努力」と認め、損害賠償から控除せず、逸失利益及び追加的費用を認めた。

中間指針第3の7Ⅰは、避難指示等に伴い、事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認め、中間指針第二追補第2の2Ⅱは、営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとされているところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

中間指針第3の7Ⅱは、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	485		
事案の概要	いわき市で木材の製材、加工、販売を営む申立会社について、従業員らの避難に伴う休業及び事業再開後の風評被害による逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.1.4	全部和解成立日	H25.5.9
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		55,720,000	H23.3~H23.8	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		120,000	H23.3~H23.8	※2
小計			55,840,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	55,840,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、総括基準(減収分(逸失利益)の算定と利益率について)

申立人は、いわき市において木材の製材、加工、販売業を営んでいるところ、原発事故により従業員が避難したため休業を余儀なくされ、かつ、事業再開後は風評被害により売上げが減少した〔原発事故前後の決算報告書等〕として逸失利益を請求した。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、震災特需を売上高から控除する割合や貢献利益率について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、対象期間の売上高から震災特需〔仮設住宅用部材に係る請求書等〕を全て控除し、貢献利益率は製造業の平均利益率32%を用いて算定した和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、そして、総括基準(減収分(逸失利益)の算定と利益率について)は、東京電力が直接請求において製造業の平均利益率32%を用いて損害額の算定をすることを許容しているときには、パネルにおいては平均利益率32%を用いて損害額の算定をするものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の4

申立人は、いわき市において木材の製材、加工、販売業を営んでいるところ、放射性物質による汚染を懸念した取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされたため放射線測定器を購入した〔放射線測定器購入に係る領収書〕として、放射線測定器購入費用の賠償を求めた。東京電力は、賠償することを争わず、パネルは、請求金額の大部分を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ④は、製造業において、水の放射性物質検査の指導を行っている都県における事業者が原発事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査に係る費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	486		
事案の概要	山形県で畜産業を営む申立人について、肉用牛の出荷自粛要請により生じた逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H24.9.21	全部和解成立日	H25.5.9
事故時住所	山形県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		2,132,078	H23.3~H24.9	※1
全部和解	出荷制限指示・検査費用(物)		30,600	H23.3~H24.9	※2

小計 2,162,678

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,167,678
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、山形県で畜産業を営んでいたところ、出荷自粛要請により福島県産の肉用牛の出荷ができなくなり〔行政指導に係る書面の交付について〕、その後に肉用牛を販売したところ販売価格が下落したため損害を被ったとして〔基本登録、移動管理台帳、小牛のかかり増し経費について等〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的には賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法と原発事故の影響割合について意見を述べた。パネルは、販売価格の下落と原発事故との相当因果関係を認め、肉用牛の導入価格と生産費の合計額から販売価格を差し引く方法で損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅲは、農林水産物及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等（地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）の対象事業者において、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたために現実に生じた減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の3

申立人は、山形県で畜産業を営んでいたところ、肉用牛及び米飼料の放射能検査を実施せざるを得なかったとして、当該検査費用の賠償を求めた〔領収書、放射能検査報告書等〕。東京電力は、答弁書において一部認否を留保したものの、最終的には賠償することを争わなかった。パネルは、放射能検査と原発事故との相当因果関係を認め、和解案を提示した。

中間指針第5の3は、農林水産物及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等（地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）に基づき行われた検査に関し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされた検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	487		
事案の概要	栃木県で観光果樹農園を経営する申立人について、風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の3(2)イ	

2 基本情報

申立日	H24.12.4	全部和解成立日	H25.5.9
事故時住所	栃木県芳賀郡		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,200,000	H23.3~H23.8	※1

小計 1,200,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

原発事故による風評被害を受けた観光果樹農園を経営する申立人が、原発事故の影響による減収についての賠償を求めた。東京電力は売上げの伸び率の疎明資料の提出を条件に認否を留保した。パネルは、基準年である平成22年度分に直近の売上げの伸び率を乗じて平成23年度に原発事故がなかった場合に想定される売上高（想定売上高）を算出し、申立人の事業内容の説明を考慮した上で算定した利益率に、想定売上高と実際の売上高を比較した売上減少率から原発事故以外の要因による売上減少率を控除した売上減少率を本件の売上減少率として、想定売上高に乗じて、原発事故と相当因果関係が認められる逸失利益を算出した。

中間指針第7の3Ⅲは、観光業における減収等については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要があるとしており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	488		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)から避難した家族4名の避難慰謝料について、両親が高齢で介護を要し、子2名が介護を行ったこと、多数回避難したこと、避難中に子らによる付添いを伴う両親の通院回数が増加したこと等を考慮し、家族全員につき月10割増額された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.7.18	全部和解成立日	H25.5.10
事故時住所	富岡町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,050,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,050,000	H23.3~H24.11	※1

小計 6,300,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	350,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	350,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,100,000	H23.3~H24.11	※1

小計 4,900,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	350,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	350,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,100,000	H23.3~H24.11	※1

小計 4,900,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	350,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	350,000	H23.3~H24.11	※1

小計 700,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	288,200

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、亡A（事故時93歳。申立後に死亡。）に特有の事情として、要介護2〔介護保険被保険者証〕であること、元々要介護2であった亡Aの症状が避難により悪化し、通院回数が圧倒的に増加したこと〔病院等への入通院実績、病院等への入通院実績（追加分）〕、申立人B（事故時85歳）に特有の事情として、要支援2〔申立人Bに係る要介護状態区分等の状況について（回答）〕であること、申立人らに共通の事情として、避難先の環境が事故前住居と大きく異なること、避難回数の多さ〔避難履歴〕、子（申立人C及びD）が両親（亡A及び申立人B）のいずれかを病院に連れて行く際、どちらかを家においていくことはできず、家族4人で通院しており、また、病院で待つ時間も長く1日ばかりとなってしまっていたこと等を理由として、月額10万円の増額を求めた。東京電力は、増額割合を当センターでの他の和解事例と同等程度にすべきであること、申立人らの一律の賠償は申立人らの事情がそれぞれ異なるため申立人らの間でも公平を欠くと主張して争った。パネルは、亡A及び申立人Bの状況、申立人らの具体的避難状況を踏まえ、避難による日常生活の障害の程度が著しく高いと判断し、申立人ら全員に月額10万円の増額を認めた。なお、亡Aは手続中に死亡したため、相続人として申立人B、C及びDのほか、当初申立外であった相続人Eが申立人として手続に参加した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、身体又は精神の障害があること、避難所の移動回数が多かったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	489		
事案の概要	福島第1原発から約25km(ただし、いわき市内のため緊急時避難準備区域には指定されていない。)で農業を営む申立人が、県外の避難先で農業を再開するに当たり、いわき市からの農機具持込をしないように避難先の自治体職員からクギを刺されたために賃借した農機具の賃借料相当額の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の6(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.1.8	全部和解成立日	H25.5.10
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	4,328,780	H24.3~H24.8	※1

小計 4,328,780

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,328,780
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、原発事故当時いわき市で農業を営んでおり、県外の避難先で事業を再開するに当たり、避難先の自治体職員から、いわき市から農機具を持ち込まないよう求められたため、避難先において新たに賃借した農機具の賃借料相当額の賠償を求めた。東京電力は、直接請求においてトラクターの移送費用を賠償していたことから、他の農機具についても移送すれば足りると主張し、賃借の必要性を争った。パネルは、避難先に移送されたトラクターから高い線量が検出されたためトラクターを廃棄せざるを得なかったことや避難先の自治体職員にいわき市から農機具を持ち込まないよう釘を刺されていたことから、避難先において農機具を賃借する必要性を認め、請求金額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型 について、原発事故以降に現実に生じた被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、上記のと通りの認定をした上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	490		
事案の概要	南相馬市鹿島区から避難をした申立人ら母子の避難慰謝料について、幼児につき視力障害(身体障害1級)、持病を抱えての避難所生活を考慮して月20万円の増額、避難中に救急搬送されたこと等を考慮して一時金10万円が認められ、また、母親につき幼児の介助を行いながら避難所生活を送ったことを考慮して月10万円の増額分が賠償された事例(別途直接請求で精神的損害の定額分を受領済み)。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.2.12	全部和解成立日	H25.5.10
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	500,000	H23.3~H23.9	※1
小計			500,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	H23.3~H23.9	※2
小計			200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	700,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故当時、身体障害等級1級(左右とも0.00の視力障害)の認定〔身体障害者手帳〕を受けていたほか、発作を伴う持病を有する小児(当時7歳)であり、過酷な避難生活を余儀なくされたとして精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人Aに障害があることを認めたものの、具体的な増額についてはパネルの意見を踏まえて検討する旨を主張した。パネルは、重度障害を抱えていた申立人Aの日常生活阻害の程度が極めて高いと判断し、避難所や旅館に避難していた2か月間について月額20万円増額及び避難中に体調不良となり救急搬送されたこと等について一時金10万円増額の合計50万円を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を一人当たり月額10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害があることにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合にはこの金額を増額することができ、また、重度又は中程度の持病があることにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には目安とされた月額とは

別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aの母親である申立人Bは、申立人Aの介助を担いながら過酷な避難生活を余儀なくされたとして精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人Bに介助による一定の苦労があったことを認めたものの、具体的な増額についてはパネルの意見を踏まえて検討する旨を主張した。パネルは、2名の子（うち1名が申立人A）の介助を中心的に担っていた申立人Bの日常生活阻害の程度は相当高いと判断し、避難所や旅館に避難していた2か月間について月額10万円増額を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を一人当たり月額10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害がある者の介護を恒常的に行ったことにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合にはこの金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人Aは、生命・身体的損害として、避難生活中等における治療のための通院にかかった費用を請求した。東京電力は、直接請求において東京電力が提示した金額を超える費用がかかったことを証明する書類の提出及び具体的な金額の提示がされた後に検討するとして、認否を留保した。パネルは、申立人Aの生命・身体的損害については、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	491		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)から避難した夫婦の避難慰謝料について、夫につき両目の手術直後の要安静状態での避難を余儀なくされたこと等を考慮して一時金7万円の増額、また、妻につき夫の介助等の避難生活の過酷さを考慮して一時金5万円の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.7.2	全部和解成立日	H25.5.14
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	21,000	H23.3~H24.5	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	201,600	H23.3~H24.5	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	600,000	H23.3~H24.5	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	227,615	H23.3~H24.5	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3~H24.5	
全部和解	精神的損害	増額分	70,000	H23.3~H24.5	※1

小計 2,620,215

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		518,000	H23.3~H24.5	※5
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3~H24.5	
全部和解	精神的損害	増額分	50,000	H23.3~H24.5	※2

小計 2,068,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,688,215
	弁護士費用	140,647
	手続内で処理された既払金合計額	1,300,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故時、双葉郡の病院に入院中で両目の手術直後の要安静状態であったが、原発事故により他の入院患者らとともに病院が用意したバスで避難を余儀なくされ、また、避難後も適切な治療や服薬ができず持病が悪化し、片目は再手術を受けざるを得ない状況にまで悪

化したなどの事情があるとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、中間指針基準による基礎部分のみ賠償することを認めた。パネルは、申立人Aについて、両目の手術直後の要安静状態で過酷な避難を余儀なくされたこと等を理由に、一時金7万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があるという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができ、また、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故時、入院中であった申立人Aの行方が分からず不安な日々を過ごし、5日ぶりによく避難先体育館で申立人Aと再会したが、その後は、親戚宅を転々と避難する間、適切な治療や服薬ができない状況の申立人Aの介助を行わざるを得なかったこと等の事情により、避難生活が過酷であったとして、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、中間指針基準による基礎部分のみの賠償を認めた。パネルは、上記のように避難生活が過酷であったことを考慮し、申立人Bに対し、一時金5万円の増額を認める和解案を提示した。

※3 中間指針第3の2

申立人Aが、入院中であった病院から、他の入院患者らとともに病院が用意したバスで避難を余儀なくされ、家族と合流後は親戚の車で避難したことについて、パネルは、実費負担がない移動費用も含め、交通費については請求額と同額の和解案を提示し、宿泊等で世話になった親戚に対する謝礼金（領収証なし）についても、相当性の認められる範囲内の金額で和解案を提示した。また、領収証等による裏付けのない家財道具及び衣類用品の賠償請求に対しても、必要かつ合理的と認めた金額で和解案を提示した。

※4 中間指針第3の5

申立人Aは、一時立入費用として、レンタカー代実費、標準交通費に基づき算定した交通費及び防護服の費用を請求し、請求額のとりの和解案が提示された。

※5 中間指針第3の7

申立人Bは、長年経営していた理髪店を辞めなければならなくなったとして、原発事故直前2年分の所得資料から算出される月平均所得に基づき営業損害を算定して賠償請求したところ、請求額のとりの和解案が提示された。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人Aは、避難生活で持病が悪化したことや、慣れない生活で疲れがひどくなり、これまで飲んでいなかった栄養剤を手放せなくなったことで、医療関係費の増加があったと主張し、生命・身体的損害として、月額1万円の賠償を請求したが、東京電力は、原発事故との因果関係が不明であり、また、算定根拠も不明であるとし、これを争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	492		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)から避難した家族4名の避難慰謝料について、高齢者につき要支援1から要介護4への状態の悪化、避難中の負傷や肺炎等のり患、病院や施設の多数回の移動等を考慮して月10割、他の高齢者につき要支援2から要介護1への状態の悪化等を考慮して月6割、両名を介護した息子夫婦につきそれぞれ月8割の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H24.9.3	全部和解成立日	H25.5.14
事故時住所	富岡町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,700,000	H23.3~H24.7	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,360,000	H23.3~H24.7	※1
小計			3,060,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,700,000	H23.3~H24.7	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,360,000	H23.3~H24.7	※1
小計			3,060,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,700,000	H23.3~H24.7	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,020,000	H23.3~H24.7	※1
小計			2,720,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,700,000	H23.3~H24.7	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,700,000	H23.3~H24.7	※1
小計			3,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,240,000
	弁護士費用	367,200
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、申立人C（申立人Aの父）の認知症が、原発事故による避難生活の中で要支援2から要介護1へと悪化したこと〔介護保険被保険者証〕、申立人D（申立人Aの母）が、避難生活中の転倒により腰椎圧迫骨折となり入院を余儀なくされた結果、車椅子生活となり、要介護状態が要支援1から要介護4へと悪化したこと〔介護保険被保険者証〕、申立人A及びB（申立人Aの妻）が、要介護状態にある申立人C及びDを連れて複数の避難先を転々とし、避難生活中に入院した申立人Dの転院手続や面会をしなければならなかったことや、避難先で申立人C及びDの介護をしながら避難生活を送っていること等を理由として、精神的損害の基本部分及びその増額を請求した。東京電力は、各申立人について、慰謝料の基本部分のみ支払うことを認め、その余についてはパネルの見解を踏まえて検討するとしていた。パネルは、申立人らに総括基準（精神的損害の増額事由等について）記載の増額事由があり、上記申立人らの事情から通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいものと認め、申立人A及びBについてそれぞれ月8割の増額、申立人Cについて月6割の増額、申立人Dについて月10割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、その者の介護を恒常的に行ったこと、避難所の移動回数が多かったなどの事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づき、一人月額10万円の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	493		
事案の概要	県北地域で農業生産者向けの農業用資材等を販売している申立会社について、福島県産であることから買い手が見つらず、財物としての価値を失った栽培用培土原料及び椎茸菌床の財物損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.12.3	全部和解成立日	H25.5.14
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	9,844,300		※1

小計 9,844,300

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,844,300
	弁護士費用	295,329
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、県北地域で農業生産者向けの農業用資材等の販売業を営んでいたところ、原発事故後、会社敷地内に管理保管していた栽培用培土原料及びしいたけ菌床について、福島県産であることから買い手が見つらず、財物としての価値を失ったとして〔核種放射性元素測定結果報告書「放射性菌床の風評被害でキャンセルによる廃棄した分」と題する書面、写真等〕、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、一部の在庫の放射線量が検査の有無も含めて不明であること及びしいたけ菌床について廃棄の必要性があるとはいえないなどの理由から、原発事故との相当因果関係はないと主張し、賠償額については販売価格ではなく仕入価格で算定すべきと主張して争った。パネルは、栽培用培土に関して一度検査結果が出ていることから商品価値の毀損は明らかとして原発事故との相当因果関係を認め、仕入価格〔請求書等〕を基準に賠償額を算定した和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に被曝した場合又は、これには該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われた場合には、現実に価値を損失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	494		
事案の概要	旧警戒区域(浪江町)から避難した夫婦の避難慰謝料について、視力障害(身体障害1級)を有する夫につき月8割、持病を抱えながら夫の介護を行った妻につき月6割の増額分が賠償された事例(別途直接請求で精神的損害の定額分を受領済み)。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.10.25	全部和解成立日	H25.5.20
事故時住所	浪江町ほか		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,010,000	H23.3~H25.3	※1
小計			2,010,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,410,000	H23.3~H25.3	※2
小計			1,410,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,420,000
	弁護士費用	102,600
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故当時、身体障害等級1級の視覚障害を有しており〔身体障害者手帳〕、原発事故による避難生活により健常者と比べてより大きな精神的苦痛を被ったことを理由に、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、一定程度の増額を認めたものの、もともと視覚障害による生活の不自由が一定程度存すること、生活場所が変わったとしても時間の経過により慣れていくこと等を理由に、増額の金額については月額3万円が上限で、かつ期間も妻で介護者である申立人Bが従前の介護を行えるようになるまでであると主張して争った。パネルは、視覚障害者が避難生活を送るにおいて、健常者にはない生活上の困難が多数存在し、より大きな精神的苦痛を被ったと認められることを理由に、知人宅に避難していた平成23年3月については月額9万円、長男宅に避難していた平成23年4月から和解案提示時である平成25年3月までは月額8万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛

が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、重度の持病を有し入院中であるとともに〔入院診療計画書〕、退院後も避難先において視覚障害者である申立人Aの介護を恒常的に行わなければならなかったため、原発事故による避難生活により他の避難者と比べてより大きな精神的苦痛を被ったことを理由に、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、総括基準に定められた増額事由は存在しないと主張して争った。パネルは、持病を抱えながらも視覚障害者である申立人Aの介護をしなければならなかった申立人Bの精神的苦痛は、通常の避難者と比べて相当程度大きかったと認められることを理由に、申立人B自身の持病により入院していた平成23年3月から同年5月までは月額3万円、退院後長男宅において申立人Aの介護をしていた同年6月から和解案提示月である平成25年3月までは月額6万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があること、身体に障害がある者の介護を恒常的に行ったことにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	495		
事案の概要	いわき市で食品の通信販売事業を営んでいたが、原発事故による風評被害の軽減のために県外へ事務所を移転した申立会社について、風評被害による逸失利益及び事務所移転に伴う追加的費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.12.18	全部和解成立日	H25.5.20
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		21,041,619	H23.3~H24.2	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	9,878,955	H23.3~H24.2	※2
全部和解	その他		4,492,592	H23.3~H24.2	※3

小計 35,413,166

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	35,413,166
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、食品等の通信販売を業とする会社であるところ、事務所（本店）所在地や商品の出荷地がいわき市であることにより、顧客が取扱商品に対する安全性を懸念し、注文がキャンセルされたこと等により発生した逸失利益〔確定申告書、決算報告書〕を請求した。東京電力は、貢献利益率算出の前提となる経費について外注費等を変動費と計上すべきと主張した。パネルは、外注費等はホームページ管理等に係るものであって固定費であると判断し、これを前提として和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の4

申立人は、風評被害によりいわき市から関東地方に事務所を移転せざるを得なくなったことにより生じた、ア 荷造包装発送費用増加分、イ 発送運賃増加分〔運賃明細書〕、ウ 機材の

持ち出し費用、エ 事務所移転費用及び事務所賃料〔賃貸借契約金明細書〕、オ 一時的（平成23年4月から同年11月まで）に新旧事務所を併置したり、一部の出荷を外部に委託するなどしたために増加した交通費等〔領収書〕、カ 事務所設置のための備品等の費用〔法人カード利用明細書〕、キ 通信費増加分〔月次損益計算書〕及びク 移転先での社員募集費用〔領収証〕等の追加的費用を請求した。東京電力は、ア及びイについては申立人の請求を認めたが、ウからキまでについては、①通販事業という事業特性上、事務所所在地がいわき市であることによって風評被害が生じるとはいい難く、事務所移転の決定は申立人の経営判断に基づいて行われたにすぎない、また、②特にウは、平成23年3月から平成24年2月までにわたって支出された交通費であり、原発事故との関連性が明らかでない、③エ及びオは、事務所併置期間の合理性に疑問があるなどと主張して否認した。パネルは、申立人の事業が通販事業であっても、その事務所所在地がいわき市であることによって取扱商品に関する風評被害が生じ得ることを認めた上で、ア、イ、エ、キ及びクについて申立人の請求を認めたが、ウ、オ及びカについては、個々の請求項目において全てが原発事故の影響によるものであるとまではいい難いとして、原発事故の影響割合を8割とした上で、賠償を認めた。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の4

申立人は、原発事故後、販売ができないまま賞味期限が過ぎたため廃棄した在庫のうち、金額について疎明可能であった、ア 顧客から注文をキャンセルされた商品及びイ 期末在庫品の各原価〔棚卸表〕について財物損害の賠償を求めた。東京電力は、震災の影響も考慮すべき等の意見を述べたが、パネルは、申立人の請求を認めた。

これも中間指針第7の4 I ①に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	496		
事案の概要	栃木県那須地方において、畜産研究のための牛の飼育、飼料となる牧草の栽培、肉牛や牛乳の出荷を行っている申立人について、牧草から国の定める許容値を超える放射性物質が検出されたことに伴う代替飼料購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)イ		

2 基本情報

申立日	H24.11.12	全部和解成立日	H25.5.21
事故時住所	栃木県那須地方		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	代替飼料の購入費用	11,561,290	H23.10～H24.8	※1
小計			11,561,290		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,561,290
	弁護士費用	346,838
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、栃木県那須地方を拠点として、畜産研究のための牛の飼育、飼料となる牧草の栽培、肉牛や牛乳の出荷を行っていたところ、原発事故により同拠点内で収穫した牧草から農林水産省が定めた暫定許容値である3000ベクレルを超えるセシウムが検出されたため、他所から代替飼料を購入せざるを得なくなったとして、営業損害の追加的費用として、当該代替飼料購入費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人の請求する損害項目が費用支出を伴わないことや牧草の給餌機会の喪失自体は中間指針が想定している損害項目に該当しないなどと主張して争った。パネルは申立人が平成23年10月28日から平成24年8月3日までの間に支払った飼料の費用のうち、給餌制限に伴う代替飼料と認められる分について営業損害の追加的費用に該当すると認定し、和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、政府が原発事故に関し行う指示等により負担した追加的費用(代替飼料の購入費用)も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	497		
事案の概要	県北地域でキノコを栽培し平成23年から販売を開始する予定であった申立人について、原発事故前の販売実績はなかったが、出荷制限に伴う逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア	

2 基本情報

申立日	H24.12.18	全部和解成立日	H25.5.21
事故時住所	川俣町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		184,000	H23.3~H25.3	※1
全部和解	その他		300		※2
小計			184,300		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	184,300
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、川俣町においてきのこを栽培し平成23年秋から販売を開始する予定であったが、原発事故を原因とする出荷制限により販売できなくなったため、これによって生じた逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の原発事故前の販売実績がなかったことから、統計値に基づくきのこの発生想定量及び期待所得率を用いて逸失利益を算定すべきと主張した。パネルは、統計値に加えて、申立人の個別事情、証拠資料、きのこ菌購入先からの聞き取り等も考慮して、きのこの総生産量、販売単価、経費を認定し、きのこの総生産量に販売単価を乗じた額から経費を差し引いた額を逸失利益として和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、農林漁業者において、農林水産物等の出荷制限指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じた場合の減収分は賠償すべき損害と認め、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるとし、その合理的な算定方法の一つとして、営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込

みに関する資料、同種事業者の例、統計値等を基に推定した額を挙げているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2

直接請求手続に要した住民票の取得に係る費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	498		
事案の概要	旧警戒区域(南相馬市小高区)の生産農家から農産物を仕入れて販売していた申立会社について、原発事故により生産農家が休業したために仕入れができなくなったことに伴う逸失利益(間接損害)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.4.18	全部和解成立日	H25.5.23
事故時住所	東京都		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		4,042,523	H23.3~H25.3	※1

小計 4,042,523

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,042,523
	弁護士費用	121,276
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、東京都で農産物の仕入販売業等を営んでいたところ、原発事故により、南相馬市小高区等に農地を有する仕入先が避難指示を受けて事業を休止したため、取引がなくなり減収が生じたとして〔決算報告書、農作物売買基本契約書、総勘定元帳〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の仕入先との取引に代替性がないとはいえないなどと主張して争った。パネルは、農作物は生産に一定の時間がかかること、契約関係の調整等が必要となること等に鑑み、原発事故後の一定期間は特定の取引先との取引について代替性がなかったものと認めた上で、当該取引先との出荷時期における原発事故前の営業利益と原発事故後の営業利益の差額を営業損害として認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、間接損害については、間接被害を受けた者の事業の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	499		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)において鉄鋼工事施工業を営む申立会社について、川内村の養鶏場から発注を受けて完成していた設備製作改修工事(完成検査中)の引渡が原発事故により不能となったことにより発生した営業損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.5.28	全部和解成立日	H25.5.23
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		12,800,000		※1

小計 12,800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,800,000
	弁護士費用	384,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、富岡町において、鉄鋼工事施工業を営んでおり、川内村の養鶏場から発注を受けた設備製作改修工事を完成し、同工事請負契約に基づく引渡し前の試運転期間中であったところ〔工事請負契約書等、写真等〕、原発事故により試運転が中止され、設備の引渡債務が履行不能になったとして、請負代金相当額の減収等について損害賠償を求めた。東京電力は、設備の引渡債務は履行不能状態ではないなどと主張して争った。パネルは、損害賠償の範囲を、申立人に生じた積極損害(同工事請負契約の経費分)〔領収書、請求書、確定申告書等〕と同工事請負期間の営業利益(統計資料に基づき営業利益2%で算定)等とする内容の和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で現に事業を営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に営業が不能になるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	500		
事案の概要	県南地域(白河市)から平成23年4月22日以前に避難を開始した母と子供について、避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ウ	

2 基本情報

申立日	H24.4.11	全部和解成立日	H25.5.27
事故時住所	白河市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	680,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人A、B及びC(申立人A及びBは追加申立て)は、原発事故発生当時、白河市に生活の本拠を有していたところ、平成23年3月から同年4月まで、また、同年7月から同年8月までにかけて、申立人A及びBが福島県外に避難したとして、交通費〔クレジットカード利用明細〕等の避難費用、生活費及び精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人A及びBが避難した事実を客観的に確認することができる証拠の提出を求めるとともに、既払金20万円の控除を求めた。パネルは、申立人A及びBが平成23年3月から同年4月までにかけて避難したことを認めるとともに、同年7月から同年8月までにかけての避難の主張については、仮にこれを避難と認定してこの際の実費を加えたとしても、認定できる実費の妥当額は上記「その他」記載の金額を超えないとして、避難及び帰宅に要した移動費用並びに生活費増加費用として、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準も踏まえ、上記金額を損害と認め、精神的損害に

についても上記金額を損害と認める和解案を提示した。なお、申立人Cについては、避難をしていなかったため、和解の対象外とされた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	501		
事案の概要	旧警戒区域(大熊町)から避難した申立人について、原発事故後一時持ち出して使用したが、高線量であることが判明したため自宅に戻し、その後抹消登録した自動車の財物損害及び避難先で新たに購入した自動車の再取得手続費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の12(2)オ(イ)	

2 基本情報

申立日	H25.1.10	全部和解成立日	H25.5.28
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	792,750		※1
全部和解	財物損害	追加的費用	1,440		※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	90,000		※1
小計			884,190		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	884,190
	弁護士費用	26,526
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第3の2

申立人は、原発事故により大熊町から避難し、所有していた自動車A〔自動車検査証〕を一時持ち出して使用していたが、高線量であることが判明したため〔自動車販売会社が自動車Aの線量測定結果を記載した書面〕、自宅に戻して抹消登録し〔登録事項等証明書〕、避難先で新たに自動車Bを購入せざるを得なかったとして、その再取得費用〔領収証〕等を請求した。東京電力は自動車Aの財物損害は検討するとしたが〔推定価格証明書〕、自動車Bの再取得費用については、原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、自動車Aの財物損害及び抹消登録費用、自動車Bの再取得費用のうち合理的範囲について、原発事故との間に相当因果関係があると判断して和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、対象区域内の財物が放射性物質に曝露した場合に、現実に価値を喪失した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害とし、中間指針第3の2は、避難による生活費増加費用を賠償すべき損害としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	502		
事案の概要	福島市で保育園を経営する申立人について、自主的避難により園児が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H24.6.22	全部和解成立日	H25.5.29
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		9,644,657	H23.3~H24.2	※1
小計			9,644,657		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,644,657
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の4

申立人は、福島市において保育園を経営していたところ、原発事故に起因する自主的避難により園児が減少した〔保育所退所届出書、児童数の推移と題する資料〕ため、これによって生じた逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の原発事故後の収入が原発事故前の収入を上回るため〔資金収支計算書〕逸失利益額を算出できないことから、月次収支、収支内訳書等の資料の提出、また、申立人が受領する各種補助金の内容の説明等を求めた。パネルは、申立人が受領する各種補助金について、損害算定に当たり申立人の収入に含めることを相当とするか否か、各種補助金の性質に応じて検討した上で、これに基づいて改めて算出された差額に貢献利益率を乗じた額を損害額として和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、また、中間指針第7の1備考6が引用する同第3の7 I は、賠償すべき損害として認める減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額を控除した額とし、上記収益について、中間指針第3の7備考2は、売上高のほか、事業の実施に伴って得られたであろう交付金等がある場合には、これらの交付金等相当分も含まれるとしているところ、これらに準じた和解案が提示され

たものである。

1 事案の概要

公表番号	503		
事案の概要	単身赴任中の勤務地(いわき市)から週末に自宅(南相馬市鹿島区)へ車で帰宅していた申立人について、原発事故後、警戒区域を迂回する交通路変更(従前より2倍強の距離)を余儀なくされたことにより生じた腰痛に関する身体的損害、帰宅費用の増加分(ガソリン代、高速道路料金、オイル交換費用、タイヤ交換費用等)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(イ)
	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	第1の10(2)ウ(オ)

2 基本情報

申立日	H24.12.21	全部和解成立日	H25.5.29
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	生命・身体的損害		424,592	H23.9~H24.11	※1
早期一部和解	避難費用	交通費	147,445	H23.9~H24.11	※2
早期一部和解	避難費用	交通費	6,800	H23.9~H24.11	※2
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	13,300	H23.9~H24.11	※2
全部和解	就労不能損害	その他	320,910	H23.3~H24.11	※3
全部和解	避難費用	交通費	167,935	H23.9~H24.11	※2
全部和解	避難費用	交通費	54,700	H23.9~H24.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	4,421	H23.3~H24.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	21,800	H23.3~H24.11	※2

小計 1,161,903

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,161,903
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、単身赴任先のいわき市から南相馬市鹿島区の自宅に帰る際に、原発事故による交通規制のため、大きく迂回する形での交通路の変更(従前の2倍強の距離)を余儀なくされたことにより発症した腰痛について、治療費や通院交通費、通院慰謝料等を請求した。東京電力は損害の発生及び金額について争わなかった。パネルは、請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治

療費、薬代、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、申立人は避難していないものの、原発事故により健康状態が悪化したものとして、上記中間指針に準じた和解案が提示されたものである。

なお、全額について早期一部和解が成立し、全部和解の際は既払金として処理されている。

※2 中間指針第3の2

申立人は、単身赴任先のいわき市から南相馬市鹿島区の自宅に帰る際に、原発事故による交通規制のため、大きく迂回する形での交通路の変更（従前の2倍強の距離）を余儀なくされたことにより、ガソリン代や高速道路利用料が増加し、オイル交換やタイヤ交換の時期も早まり、タイヤチェーンの購入も余儀なくされたとして、それらの費用の賠償を請求した。東京電力は、ガソリン代及び高速道路料金の一部並びにタイヤチェーン購入費用の全部については争わなかったものの、その他の損害は原発事故と因果関係がないと主張して争った。パネルは、迂回路の使用についての相当性を認め、オイルやタイヤの交換費用については原発事故がなくても発生したものであるとして半額の範囲で、その他の費用については請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、申立人は避難していないものの、原発事故により生活費が増加したものとして、上記中間指針に準じた和解案が提示されたものである。

なお、東京電力が争わなかったガソリン代増加費用14万7445円、高速道路料金6800円及びタイヤチェーン購入費1万3300円の合計16万7545円について早期一部和解が成立し、全部和解の際は既払金として処理されている。

※3 中間指針第3の8

申立人は、避難区域内に居住していた両親の避難及び生活の支援等のため、有給休暇を取得せざるを得なかったとして、その日数に応じた給与相当額の損害として48万8250円の賠償を請求した。東京電力は、有給休暇取得を休業と同等に評価することはできず、また申立人本人の避難による損害でないため原子力損害に該当しないと主張して争った。パネルは、両親の年齢等の支援の必要性等を考慮し、一定程度については相当因果関係があるものとして、請求額の一部の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、給与等の減収分等を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、同第3の6、同第3の10）

申立人は、単身赴任先のいわき市から南相馬市鹿島区の自宅に帰る際に、原発事故による交通規制のため、大きく迂回する形での交通路の変更（従前の2倍強の距離）を余儀なくされたことにより、①自動車保険の契約内容を変更したことによる保険料の増額分、②移動時間増加による精神的損害、③移動距離の増加による自動車の査定価格が下落したことによる財物損害について賠償を求めたところ、東京電力は、①については原発事故との因果関係、②及び③については損害の発生を争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	504		
事案の概要	自主的避難対象区域(田村市)に居住し、同市内の勤務先の工場が原発事故により閉鎖されたため退職を余儀なくされた申立人について、就労不能損害の終期を平成24年5月末とする東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の給与相当額の損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.3.1	全部和解成立日	H25.5.29
事故時住所	田村市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	1,967,144	H24.6~H25.1	※1
小計			1,967,144		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,967,144
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、自主的避難等対象区域に所在する勤務先工場が原発事故による風評被害のために操業を停止することになり、平成23年7月に退職せざるを得なくなったとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、勤務先が避難指示区域外かつ緊急時避難準備区域外の場合は、就労不能損害の賠償期間の終期を平成24年5月としており、同月までの就労不能損害は直接請求手続で既に支払済みであると主張して争った。パネルは、同じ勤務先を退職した別の者についても同年6月以降の就労不能損害の和解が成立していたことを参考に同月以降も原発事故と相当因果関係があるとして、平成24年6月から平成25年1月まで原発事故前の給与相当額である月額約24万円を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 I②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化し、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	505			
事案の概要	食品添加物等の製造販売業を営む申立会社について、原発事故により旧警戒区域内の工場の操業停止を余儀なくされたことに伴う逸失利益、追加的費用、在庫品、工場、土地等の財物損害、県外にある他の工場の設備拡充費用等が賠償された事例。			
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の9(2)イ(ア)	第1の9(2)イ(オ)	第1の9(2)イ(カ)
	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H23.12.2	全部和解成立日	H25.5.30
事故時住所	東京都		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		33,196,172	H23.3~H23.8	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	8,506,302	H23.3~H25.4	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	商品調達等費用増加分	7,965,095	H23.3~H23.8	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	348,612	H23.3~H23.8	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	検査費用	169,050	H23.3~H23.8	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	17,910,280	H23.3~H30.5	※2
全部和解	財物損害	土地	50,227,415		※3
全部和解	財物損害	建物	780,000,000		※3
全部和解	財物損害	その他動産	92,616,243		※3

小計 990,939,169

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	990,939,169
	弁護士費用	28,000,000
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第3の7

申立人は、旧警戒区域内に工場を有し、食品添加物等の製造業を営んでいたところ、原発事故により避難指示を受けて工場の稼働を停止せざるを得ず減収が生じたとして〔決算書等〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との間

の相当因果関係を認め、損害額については申立人及び東京電力の各主張を踏まえて検討の上、申立人の主張どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、旧警戒区域内に工場を有し、食品添加物等の製造業を営んでいたところ、原発事故により避難指示を受けて工場の稼働を停止し、従業員の避難に係る宿泊費用〔請求書、振込金受取書〕、他の勤務地への転勤を余儀なくされた従業員の社宅費用〔建物賃貸借契約書、宿泊証明書〕、稼働実体のない従業員の給与〔貸金台帳〕、代替品の調達に要した経費〔福島工場代替製造逸失利益〕、商品の保管費用〔請求書〕、線量計購入費用〔請求書、領収書〕、他の事業所の設備拡充費用〔本社工場設備拡充費用一覧表、請求書、領収書〕、新規運転資金の借入利息〔金銭消費貸借契約書〕、火災保険料〔火災保険証券〕、工場への一時立入費用〔出張規定、出張旅費精算書〕等の負担を余儀なくされたとして、その賠償を求めた。東京電力は、答弁書において一部認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は認め、損害額について意見を述べた。パネルは、これらの費用と原発事故との間の相当因果関係を認め、損害額については申立人及び東京電力の各主張を踏まえて検討の上、和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたため、又は事業への支障を避けるために生じた追加的費用（従業員に係る追加的な経費、営業資産の保管費用等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、旧警戒区域内に工場を有し、食品添加物等の製造業を営んでいたところ、原発事故により避難指示を受け工場の稼働を停止し、工場内に放置された在庫品〔月末棚卸表〕、営業資産である複合機及びフォークリフト〔支払明細、契約書〕、並びに工場、工場付属設備及び敷地（土地）〔減価償却明細一覧表、福島工場設備取得価格一覧表、設備明細表〕が放射性物質に曝露し財物価値の全部を喪失したとして、その賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は認め、損害額について意見を述べた。パネルは、これらの財物損害と原発事故との間の相当因果関係を認め、その価値が全損したと認定した上で、損害額について、建物は再取得価格を基準としつつ経年を考慮した価格を、土地は固定資産評価額に東京電力の基準を適用した価格を、その他動産は申立人の主張どおりの金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 IIは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物が、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合、又は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害と認めており、中間指針第二次追補第2の4 IIは、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮し、原発事故発生直前の価値を基準として、原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとして、これらを踏まえて、和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	506		
事案の概要	いわき市内に居住し、同市内の勤務先から風評被害による業績悪化が見込まれることを理由として解雇された申立人について、就労不能損害の終期を平成24年5月末とする東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の給与相当額の就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.9.19	全部和解成立日	H25.5.30
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,466,520	H24.6~H25.3	※1

小計 1,466,520

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,466,520
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、旧屋内退避区域内に居住していたところ、いわき市内の勤務先から風評被害による業績悪化が見込まれることを理由に解雇され、これに伴い平成24年6月から平成25年3月まで生じた減収分について、再就職先から得た収入〔給与支払明細書〕を明らかにした上で賠償を求めた（平成24年5月までは本和解外で東京電力により支払済み）。東京電力は、旧屋内退避区域内に生活の本拠のある者については、平成24年5月までを就労不能損害の賠償対象期間としており、原発事故発生時点における申立人の勤務先が避難等対象区域外であったことからしても、同月をもって賠償期間の終期とすることは相当であると主張して争った。パネルは、勤務先について、野菜・果物の栽培を行う業態であり、原発事故後の売上げが低下していることから〔電話聴取事項報告書〕、原発事故による風評被害はなお継続していると考えられるとして、再就職先から得た収入を控除した上で、平成25年3月まで就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	507		
事案の概要	旧警戒区域内(双葉町)で居住及び就労していたが、本宮市内に家族と共に避難し、避難先からの通勤が困難となったことから勤務先を退職した申立人について、退職時期が平成23年7月であることから退職と原発事故との因果関係を否定した東京電力の主張を排斥して、就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.1.4	全部和解成立日	H25.5.30
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	7,446,929	H23.3~H24.11	※1

小計 7,446,929

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,446,929
	手続内で処理された既払金合計額	3,587,357

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故後、双葉町から遠方に避難したため、平成23年4月に復職したものの通勤が困難となり、同年7月に勤務先を退職せざるを得なかったとして就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人の退職は自己判断によるものと主張して争った。パネルは、申立人の退職と原発事故との間には相当因果関係があると判断し、平成23年3月から平成24年11月までについて原発事故前の賃金相当額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8備考1は、避難先が勤務先から遠方となったために就労が不能等となった場合には、その給与等の減収分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	508		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)から避難した申立人について、処方されていた薬が原発事故直後になくなったため平成23年5月初旬まで服薬できなかったことによる持病の悪化と原発事故による避難との因果関係が認められ、これに係る精神的損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	

2 基本情報

申立日	H25.2.5	全部和解成立日	H25.5.30
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H24.6~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H24.6~H24.8	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	300,000	H23.3~H24.8	※2
小計			690,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	690,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故当時、慢性心不全等の持病があり定期的に服薬していたところ、原発事故によって薬を服用できなくなり、手足のむくみや息切れがするなどして心不全が悪化した〔診断書、陳述書〕として、慰謝料の増額を請求した。東京電力は月額2万円の範囲で認めたが、これを超える部分については争った。パネルは、慰謝料額について月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人は、原発事故当時、慢性心不全等の持病があり定期的に服薬していたところ、原発事故によって平成23年3月から同年5月まで薬を服用できなくなり、心不全が悪化した〔診断書、陳述書〕として、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人の請求に対する認否を明らかにしていない。パネルは、原発事故と心不全の悪化との間に相当因果関係があると判断し、立証の程度を考慮し、少なくとも30万円の精神的損害が認められるとして和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により治療を要する程度に健康状態が悪化したことにより生じた精神的損害は賠償すべき損害と認め、その額は、生命・身体的損害の程度等に従って個別に算定されるべきと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	509		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)から避難中の平成24年3月に心筋梗塞を発症した申立人について、東京電力に対する直接請求では否定された原発事故と心筋梗塞との因果関係が認められ、治療費用、入通院慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(イ)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)

2 基本情報

申立日	H24.11.7	全部和解成立日	H25.5.31
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	10,000	H24.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	20,000	H24.4~H24.5	※3
全部和解	避難費用	交通費	10,000	H24.4~H24.5	※3
全部和解	避難費用	家財移動費用	111,700	H24.5	※3
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	144,500	H24.3~H24.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	319,200	H24.3~H24.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	65,000	H24.3~H24.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	21,000	H24.3~H24.6	※1
全部和解	精神的損害	その他	420,000	H23.3	※4
小計			1,121,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,121,400
	弁護士費用	33,642
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、避難生活によるストレス、食生活の変化、運動不足により心筋梗塞が発症したとして〔診断書〕、治療費及び通院慰謝料等の賠償を求めた。東京電力は、直接請求においては、心筋梗塞の発症時期が東京電力の基準より後であったため否認していたものの、申立人が提出した診断書を前提に相当因果関係を認め、東京電力の基準で算定した金額の限度で認めた。その後、申立人は、東京電力が認めた金額に請求金額を変更した。パネルは同金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた治療費、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

一時帰宅に伴う交通費を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

通院する家族の送迎費用と引越しに伴う交通費及び家財道具移動費用を認めたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

ペット死亡による精神的苦痛について、日常生活阻害慰謝料とは別に、原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生したものとして精神的損害の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	510		
事案の概要	白河市所在の申立人の自宅敷地の除染費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.8.23	全部和解成立日	H25.6.1
事故時住所	白河市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	1,214,047	H23.3~H24.6	※1

小計 1,214,047

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,214,047
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、平成24年8月に娘が里帰り出産するのに備え、同年5月及び同年6月に白河市の自宅を除染したとして、除染費用（草木撤去を含む擁壁工事費用〔御見積書、領収証〕、表土除去を含む舗装工事の費用〔御見積書、領収証〕）を請求した。東京電力は、除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国及び地方公共団体を中心として実施されることになっていること、白河市の除染計画は、環境省の「除染等の措置に係るガイドライン」に示す方法により除染を行うこととし、除染の作業内容は、落ち葉の除去、除草、枝葉の剪定とし、それでも効果がない場合は、表土の削り取りや低木の高圧洗浄を行うこととしていることから、必要かつ合理的な除染は、表土除去や草木除去（金額としては25万円）にとどまり、それ以上の除染作業は、必要かつ合理的な範囲を超えると主張して争った。パネルは、舗装工事については全額、擁壁工事については5割の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分、汚染された廃棄物の処理）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	511		
事案の概要	夫は二本松市の自宅に残り、妻及び子供2名が平成24年3月に自主的避難を実行した申立人らについて、避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用(月額3万円)及び避難雑費(子供1人当たり月額2万円)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H24.11.20	全部和解成立日	H25.6.1
事故時住所	二本松市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	88,800	H24.2~H24.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	17,600	H24.2~H24.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	240,000	H24.3~H24.10	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	50,000	H24.3~H24.10	※1
全部和解	避難雑費		320,000	H24.3~H24.10	※1

小計 716,400

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	716,400
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、平成24年3月に福島県外に自主的避難をし、それに伴う移動交通費、引越費用、二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費及び精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、生活費増加費用、精神的損害、避難及び帰宅に要した移動費用については、中間指針第一次追補において「これらを合算した額を同額として算定するのが公平かつ合理的な算定方法と認められる」と規定されていることから、原則として、中間指針第一次追補の基準に基づいて支払った既払金(申立人Aについて8万円、子供である申立人B及びCについて各40万円の合計88万円)及び平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準に基づいて支払った既払金(申立人Aについて4万円、子供である申立人B及びCについて各12万円の合計28万円)に包含されるものと考え、申立人らが自主的避難の実行に伴い支出した実費の損害の積算額が、上

記既払金の合計額から精神的損害を差し引いた金額を上回る場合は、賠償について検討の余地があるとして、資料の提出を求めた。パネルは、平成24年3月の自主的避難実行に係る移動交通費、引越費用、二重生活に伴う生活費増加分（月額3万円）、家財道具購入費用及び避難雑費（子供1人当たり月額2万円）を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申し立てたが和解対象とならなかった損害項目について（中間指針第一次追補第2）

申立人らは、精神的損害について賠償を求めたところ、東京電力は、既に支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	512		
事案の概要	相馬市において船頭の仕事を請け負っていた申立人について、出荷制限により出漁不能状態にあることに伴う就労不能損害の賠償が平成24年12月まで継続された事例(平成24年1月までは、前回の当センターでの和解において賠償済み)。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H25.2.26	全部和解成立日	H25.6.2
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		2,200,000	H24.2~H24.12	※1
小計			2,200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、同第8

申立人は、漁船の船頭を請け負って報酬を得ていたところ、原発事故により、水産物の出荷制限が課せられ、出漁することができなくなったことによる減収分の賠償を請求した。東京電力は、請負元の会社の経営状況、同社が事業を営む相馬港周辺の同業他社の状況等について説明を受け、パネルの意見も踏まえた上で検討したいと主張して認否を留保した。パネルは、請負元には申立人に対して発注する仕事がないこと、出漁することができないことは同業他社も同様であることから、原発事故前の平均月額収入20万円を基礎収入とし、平成24年2月分から同年12月分までの減収分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1は、農林漁業者が政府による出荷制限指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害(第一次被害)としており、中間指針第8のI、同II①及び同III①は、当該第一次被害が生じたために間接被害者に生じた減収分は、当該第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	513		
事案の概要	自主的避難等対象区域に本店を置き、旧警戒区域を含む福島県浜通り全域の美容院を主要な取引先としてヘアケア用品の販売等を行っていたが、原発事故による受注減少により事業継続を断念した申立会社について、5年分の営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ		

2 基本情報

申立日	H24.11.2	全部和解成立日	H25.6.3
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	5,243,255	H23.3~H28.3	※1
小計			5,243,255		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,243,255
	弁護士費用	157,298
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、自主的避難等対象区域に本店を置き、旧警戒区域を含む福島県浜通り全域の美容院を主要な取引先としてヘアケア用品の販売等を行っていたが、原発事故による受注減少により事業継続を断念したとして、廃業損害として営業利益の5年分の賠償を求めた〔決算報告書等〕。東京電力は、申立人の売上高のうち、旧警戒区域内にある取引先の売上高がどれくらいの割合を占めていたのか、また、廃業に伴う補償の期間を慎重に検討すべきと主張した。パネルは、原発事故が原因で申立人が廃業に至った事実を認定し、5年分の営業損害を算定して和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、一定期間の逸失利益及び廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	514		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域の病院で看護師として勤務している申立人について、原発事故後の過酷な勤務状況で生じた負担についての慰謝料として一時金100万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.12.17	全部和解成立日	H25.6.3
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,000,000	H23.3~H24.3	※1
小計			1,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、いわき市に居住し、緊急時避難準備区域内の病院で看護師主任をしていたところ、原発事故直後から病院に泊まり込むなどの過重労働が必要となり、派遣の看護師が配置されるまでの原発事故後1年間は特に重度の過重労働であった〔本人の陳述〕として、同期間について慰謝料の増額を請求した。東京電力も一定の範囲ではこれを認めたが、激務の原因が原発事故以外の震災の影響もあるとして、金額について争った。パネルは、原発事故と激務の間に相当因果関係があると判断し、慰謝料額については、重度の過重労働が解消される時期までの一時金として100万円が妥当であるとして増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、慰謝料の目安を月額10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、避難生活に適応が困難な客観的事実であって、同総括基準1の列挙事由と同程度以上の困難さが認められ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Bは、精神的損害の増額の賠償を求めたところ、東京電力は、精神的損害の賠償は支払済みであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	515		
事案の概要	自主的避難等対象区域内に居住し、同区域内で魚の選別作業等のパートをしていた申立人らの就労不能損害について、前回の当センターでの和解では平成24年8月末までの賠償がなされ、再度の申立てによる今回の和解において、地元の漁業が再開していない状況等に鑑み、それ以降も賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.12.19	全部和解成立日	H25.6.3
事故時住所	相馬市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	272,800	H24.9.~H25.4	※1
小計			272,800		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	489,728	H24.9.~H25.4	※1
小計			489,728		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	762,528
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人らは、自主的避難等対象区域内に居住し、同区域内で魚の選別作業等のパートをしていたところ、原発事故により失職したとして、平成24年9月から平成25年4月までの期間の就労不能損害を求めた〔平成23年分給与職の源泉徴収票、給与支払報告書(個人別明細書)〕。東京電力は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」における離職者補償期間が1年間とされていること、雇用保険法に基づく失業給付の受給期間が原則1年間とされていること等から平成24年8月末までの就労不能損害に限り認め、申立人らに対し、申立人らが平成24年8月末時点及び現在も失職していることや求職活動を行っているが再就職できないことを証明する書類(雇用保険受給資格者証等)の提出及び説明を求めた。パネルは、地元の漁業が再開していない状況であること、申立人らが高齢で、ハローワークで就職先を探そうとしても新たな就職先が見つ

られないのはやむを得ないこと等の事情から、申立人らの請求する平成24年9月から平成25年4月までの期間の就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	516		
事案の概要	長野県内の畜産農家等の申立人らについて、原発事故の風評被害により長野県産牛肉の販売価格が下落したことに伴う逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H24.4.27	全部和解成立日	H25.6.5
事故時住所	長野県		
申立人人数	178	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		104,296,177	H23.7~H23.10	※1

小計 104,296,177

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	104,296,177
	弁護士費用	3,128,886
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人らは、長野県産牛肉の生産又は流通に業として携わる畜産農家、組合等であるところ、原発事故に起因して牛の飼養に用いられる稲わらから規制値を超える放射性物質が検出されたこと等が報道されて以降、長野県産牛肉の価格が下落した〔販売価格の推移と題する資料〕ため減収が生じたとして逸失利益の賠償を求め、損害の算定方法として肉牛を出荷するまでに発生した原価を全て加算した金額と実際価格の差額を損害額とする方法を主張した。東京電力は、大阪市場や京都市場における長野県産牛肉の価格が原発事故以前から下落傾向にあったこと、焼肉店において発生したユッケの食中毒事件が価格下落に大きな影響を与えたこと等を理由に原発事故と損害との相当因果関係を否定し、仮に相当因果関係が認められるとしても、損害の算定方法について、稲わら事件報道前後の各市場における長野県産肉牛全体の価格を比較して得られた下落率で対象期間の実際価格を割り戻すことにより、原発事故がなければ実現したであろう価格(本来価格)を算出し、これと実際価格との差額を損害額とする方法を採用すべきと主張して争った。パネルは、双方の主張及び証拠を斟酌した結果、相当因果関係を認め、下落率を基に算出された本来価格から実際価格を差し引いた上で、影響割合5割を乗じた額を損害額として和解案を提示した。

中間指針第7の2備考3は、放射性物質により汚染された稲わら等が牛の飼養に用いられたなどの事情がある都道府県で産出された牛肉については、消費者や取引先がその汚染の危険性を懸念し買い控え等を行うことも、平均的・一般的な人を基準として合理性があるとした上で、中間指針に定める道県以外の都道府県であっても、稲わら等の流通・使用状況、牛肉の取引価格の動向等により、当該道県と同様の状況であることが確認された場合には、当該道県と同様に扱われるべきであるとするところ、これに従った和解答が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	517		
事案の概要	福島県の阿武隈山地に山林を所有する申立人らについて、山林内の立木が全損と評価されて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.11.6	全部和解成立日	H25.6.5
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	立木(庭木を除く。)	4,705,074		※1

小計 4,705,074

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,705,074
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人A、B及びCは、同人らが共有する阿武隈山地の山林（以下「本件山林」という。）について、原発事故によりその価値が喪失したとして財物損害の賠償を求めた。東京電力は、当初、本件山林及び本件山林上の立木（以下「本件立木」という。）のいずれにも価値の減少は発生しておらず、損害の発生が認められないと主張して争ったが、のちに、本件立木について損害の発生自体は争わないものの、事故後価格が不明であるとして損害額を争った。パネルは、本件立木の事故後価格については、本件立木が原発事故によりその価値を全部喪失したと認定した上で、申立人の提出資料〔見積書、表日本スギ立木材積表、固定資産評価証明書〕を参考に算定した事故前価格をもって損害額と認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、当該財物が避難等対象区域内にあり、①財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又は②上記①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人A、B及びCは、原発事故により本件山林の価値が喪失したことについて精神的損害の賠償を求めたが、東京電力は、原発事故との因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	518		
事案の概要	原発事故当時、旧計画的避難区域で木製家具の製造・販売業を営んでおり、避難を余儀なくされて操業を停止した申立人について、逸失利益及び棚卸資産(家具製品及び原材料である木材)に係る財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.7.27	全部和解成立日	H25.6.6
事故時住所	双葉郡		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	250,000	H23.3~H23.7	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	321,942	H23.3~H24.2	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	339,600	H23.3~H24.2	※3
全部和解	営業損害・逸失利益		1,071,910	H23.3~H23.12	※4
全部和解	財物損害	その他動産	1,853,834		※5
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3~H24.2	※6
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3~H24.2	※7
小計			5,247,286		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	600,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	178,280	H23.3~H24.2	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	135,000	H23.3~H24.2	※3
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	2,990,787	H23.3~H24.2	※8
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3~H24.2	※6
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3~H24.2	※7
小計			5,314,067		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	28,000	H23.3～H24.2	※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	35,400	H23.3～H24.2	※2
全部和解	財物損害	財物損害	4,450,000		※9
小計			4,513,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,074,753
	弁護士費用	452,243
	手続内で処理された既払金合計額	3,000,000

※1 中間指針第3の2

避難費用として、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した交通費及び滞在費の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の2

生活費増加費用として、避難先における生活必需品の購入費用、避難先で負担した水道費及び駐車料金、自家用農作物の利用が不能となったため増加した食費、通院交通費の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の3

一時立入費用として、交通費の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の7

申立人Aは、旧計画的避難区域内において木製家具の製造・販売業を営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされ事業収入が得られなくなったとして〔確定申告書、決算書〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との間の相当因果関係を認め、申立人の主張する金額295万2995円のうち107万1910円を損害額と認定した上で、和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の10

申立人Aは、旧計画的避難区域内において木製家具の製造・販売業を営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、事業用の材木及び製品在庫の管理が不能となり財物価値の全部を喪失したとして、その賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、これらの財物損害と原発事故との間の相当因果関係を認め、損害額については原発事故直前の決算書の棚卸資産額に基づき算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、現実に価値を喪失した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6

避難を余儀なくされたことに対する日常生活阻害慰謝料として、一人月額10万円の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

避難を余儀なくされ家族の別離が生じたことに対する日常生活阻害慰謝料として、精神的損害の増額分の賠償を認めたものである。

※8 中間指針第3の8

避難指示により就労不能となった減収分の賠償を認めたものである。

※9 中間指針第3の10

避難に伴い管理が不能となり、価値を喪失した家財一式について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	519		
事案の概要	県北地域の餅米生産加工農家である申立人について、直接請求において出荷停止により廃棄した餅米の財物損害について賠償されたところ、これに加え、餅米を加工して販売することにより見込まれた収益分(逸失利益)についても賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.2.18	全部和解成立日	H25.6.6
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		272,872	H24.3~H24.10	※1

小計 272,872

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	272,872
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、県北地域において餅米を生産し、餅に加工して販売していたところ、原発事故の影響で米が出荷停止となり、消費者が福島県産の農産品等の購入を回避するようになったことから、福島県産の餅を販売することができなかつたと主張して逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、出荷停止となった餅米に関しJAから支払われた精算金で他県から餅米を購入して餅の加工・販売を行うことができたとして主張して争った。パネルは、他県から餅米を仕入れて餅を生産したとしても、申立人方で加工した餅は風評被害で販売できず損害が発生したであろうと認定し、重量897キログラムの餅について、餅1キログラム当たりの平均販売単価を500円とし、餅米の精算金17万5628円を差し引いて損害額を算定して、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ ii は、主たる原料が福島県の農林水産物である産品等に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	520		
事案の概要	自主的避難等対象区域に居住し、同区域内の勤務先の原発事故による事業縮小等の影響を受けて退職した申立人の就労不能損害について、賠償終期を退職から1年後である平成24年7月までとする東京電力の主張を排斥し、再就職した同年11月までの賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.3.4	全部和解成立日	H25.6.6
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	704,211	H24.3~H24.11	※1
小計			704,211		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	704,211
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、就労先から原発事故による業務縮小を理由とする退職勧奨を受けて退職せざるを得なくなり減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、退職から1年を超えて発生する減収分には原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人が退職から1年4か月後に再就職した日の前日までの就労不能損害と原発事故の間には相当因果関係があると判断し、月額16万6349円〔給与明細書〕を申立人が再就職した日の前日である平成24年11月14日まで（同年11月分は日割計算）、原発事故の影響割合を5割として認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合の給与等の減収分の賠償を認めているところ、これに従った、又は準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	521		
事案の概要	① 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から2か月間避難していた申立人ら家族の滞在者慰謝料について、要介護2の1名及びその介護者1名につき、2か月の避難の期間中それぞれ月6割の増額が認められた事例。 ② 上記家族所有の自宅建物の除染を目的とする屋根全部の葺替工事費用について、その半額が原発事故と因果関係があるものとして賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.9.28	全部和解成立日	H25.6.7
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,600,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	避難費用	交通費	20,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	36,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	5,000	H23.3~H24.8	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,000	H23.3~H24.8	※4
全部和解	除染費用		1,400,000	H23.3~H24.8	※5
全部和解	精神的損害	増額分	120,000	H23.3~H24.8	※6
小計			3,186,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,600,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	120,000	H23.3~H24.8	※6
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	90,000	H23.3~H24.8	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	3,000	H23.3~H24.8	※4
小計			1,813,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,700,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	1,875,778	H23.3~H24.9	※7

小計 3,575,778

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,574,778
	弁護士費用	257,243
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）

申立人らは、避難指示が出されたにもかかわらず、高齢の家族等がいたために避難指示区域内に滞在せざるを得なかったとして、月額35万円の慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、中間指針に基づき月10万円の賠償を認めたことから、パネルはかかる限度で和解案を提示した。

総括基準（旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について）では、滞在者慰謝料について、慰謝料の目安は月額10万円としており、かかる目安額での和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人Aは、原発事故避難による生活費増加費用として、交通費、避難中の宿泊費用等の賠償を求めた。東京電力は一部を認め、パネルは領収証等を根拠に相当額の和解案を提示した。

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が対象区域外に避難することを余儀なくされたことにより負担した交通費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

申立人Aは、原発事故避難後、自宅に戻るための立入費用の賠償を求めた。東京電力は、これを認めた。パネルは、請求どおりの損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者が自治体の支援を得て実施する一時立入りに参加するために負担した交通費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の5

申立人Aは、原発事故避難により気管支炎等を発症したとして通院慰謝料、診断書料等の賠償を求めた。また申立人Bは、原発事故避難により高血圧症等を発症したとして通院慰謝料、診断書等の賠償を求めた。

中間指針第3の5 Iでは、避難等を余儀なくされ、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったこと等による治療費、精神的損害等を賠償すべき損害と定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第二次追補第4

申立人Aは、除染のため自宅の屋根の葺き替え工事を行ったとして、工事費用の賠償を求めた。東京電力は、見積書、領収書に除染目的で工事を実施した旨の記載がなく、また工事前後の線量も不明として否認した。パネルは、除染の必要性を認めたものの、金額については5割で和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 Iは、原発事故に由来する放射線物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って生じた追加的費用等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故前から脳梗塞を患い要介護2の認定を受けていたところ、原発事故避難により症状が悪化したとして、月額10万円の精神的損害の増額の賠償を求めた。他方、申立人Bは、そのような申立人Aの介護をしながら避難生活を送らざるを得なかったとして、月額10万円の精神的損害の増額の賠償を求めた。東京電力は、介護の具体的な状況等についてさらなる説明を要するとして認否を留保した。パネルは、要介護2の状況で避難を余儀なくされている点を評価し、2か月の避難期間について6割の精神的損害の増額（要介護者及び介護者）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）では、月額慰謝料の目安は10万円としており、例外的に通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、かかる金額を増額することができるかと定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の8

申立人Cは、原発事故により、勤務していた病院の退職を余儀なくされ給与が減少したことから、就労不能逸失利益の賠償を求めた。東京電力もこれを認めた。

中間指針第3の8では、避難指示等により就労が不能等となった場合には、給料等の減収分が賠償すべき損害と認められると定められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	522		
事案の概要	会津地域に居住し、原発事故により営業損害を被った同地域内にある勤務先からの退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、賠償終期を退職から1年後である平成24年5月末までとする東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.4.2	全部和解成立日	H25.6.8
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	992,920	H24.6~H25.3	※1
小計			992,920		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	992,920
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、会津地域に居住し、原発事故により営業損害を被った同地域内にある観光業の勤務先からの退職を余儀なくされたとして、平成24年6月から平成25年3月までの期間の就労不能損害を求めた〔退職状況証明書(対象区域外勤務者用)、平成22年分給与所得の源泉徴収票〕。東京電力は、雇用主である会社の倒産等の会社都合により従業員が失業した場合、雇用保険の支給対象となるが、その受給期間は原則として失業から1年以内であること、公共用地として土地が収用されたため、営業や農業ができなくなった場合の損失補償基準も離職者補償期間として1年間と定められていることを考慮すると、本件における就労不能損害の賠償終期としては申立人が失業してから1年後である平成24年3月とするのが合理的であると主張して争った。パネルは、申立人は、原発事故時の勤務先に3年以上勤務していたこと、現在も求職活動をしており就業意思が認められることからすると、申立人は原発事故がなければ同社での雇用が継続していた蓋然性が高いと認められることから、申立人の請求する平成24年6月から平成25年3月までの期間の就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	523		
事案の概要	旧警戒区域(双葉町)の自宅で野菜を生産し、大熊町の飲食店に販売していた申立人について、確定申告書、取引資料等がなく損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人及び販売先の陳述等に基づき営業損害(野菜の生産販売事業の逸失利益)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(7)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H24.6.29	全部和解成立日	H25.6.12
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	43,000	H23.3~H24.6	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	687,914	H23.3~H24.6	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	400,000	H25.1~H25.4	※2
全部和解	営業損害・逸失利益		693,200	H23.3~H24.6	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	2,340,000	H23.3~H24.12	※2

小計 4,164,114

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	400,000	H25.1~H25.4	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	2,340,000	H23.3~H24.12	※2

小計 2,740,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,904,114
	弁護士費用	207,123
	手続内で処理された既払金合計額	300,000

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した交通費等を賠償すべき損害と認め、また、中間指針第3の2 II ①ただし書は、避難費用のうち交通費等について、領収証等による損害額の立証

が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7、中間指針第2の5

申立人Aは、自宅で野菜を栽培し、飲食店に販売していたところ、避難を余儀なくされたため、野菜を栽培及び販売できなくなったとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、確定申告等の公的資料の提出がなければ賠償に応じられないと主張して争った。パネルは、申立人及び販売先の陳述書等による立証に基づき、和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、中間指針第2の5は、避難により証拠の収集が困難である場合等、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	524		
事案の概要	県南地域で製麺業を営む申立会社について、原発事故により原材料の小麦を福島県産から他の産地のものに変更を余儀なくされたことに伴い、福島県産の表記のある商品袋を廃棄したことによる廃棄した袋代、袋処理費用、新たに商品袋を作成するための改版代等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.2.13	全部和解成立日	H25.6.12
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	62,160	H23.3~H25.5	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	1,984,300	H23.3~H25.5	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	310,000	H23.3~H25.5	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		60,000	H23.3~H25.5	※2
全部和解	風評被害・検査費用(物)		113,279	H23.3~H25.5	※2
全部和解	風評被害・検査費用(物)		21,000	H23.3~H25.5	※2
全部和解	風評被害・検査費用(物)		80,730	H23.3~H25.5	※2
小計			2,631,469		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,631,469
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、県南地域で、福島県産の小麦を原材料として製麺業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により福島県産以外の小麦の使用を余儀なくされ、それに伴い福島県産の表記のある袋を廃棄せざるを得なくなり〔処分品に係る一覧表・商品袋・収集書・廃棄物処分証明書等〕、また新たな商品袋を作成するための改版代の支出を余儀なくされたとして〔訂正用版代に係る一覧表・商品袋パンフレット等〕、①廃棄した袋代、②袋の廃棄費用及び③改版代の賠償を求めた。東京電力は、答弁書では認否を留保したものの、最終的には①廃棄した袋代(訂正シール代分を除く。)及び②袋の廃棄費用については請求額の5割、③改版代については請求額全額を認めるとした。パネルは、①廃棄した袋代については、他の産地を記載した訂正シール代分にも支

出の必要性を認め、また②袋の廃棄費用についても、廃棄した袋全てに廃棄の必要性を認め、③改版代も併せて、申立人の請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実には生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の4、中間指針第7の1

申立人は、県南地域で、福島県産の小麦を原材料として製麺業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により自社の取り扱う商品について放射能検査を余儀なくされたとして〔放射能測定結果報告書・微量放射能検査結果報告書・試験検査成績書・検体商品リスト・領収書等〕、①放射能検査費用、②検体として使用した商品代金相当額、③商品に添付する検査結果報告書の写し代及び④放射能検査器具購入費用の賠償を求めた。東京電力は、①放射能検査費用、②検体として使用した商品代金相当額及び③検査結果報告書の写し代については認めたものの、④放射能検査器具購入費用については、1台目の購入分についてのみ認め、2台目の購入分については原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、1台目の器具は検査に時間を要し、器具を新たに購入することで検査の効率性を高める必要性があったと認定し、2台目の検査器具購入に必要性と合理性を認め、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実には生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、また、中間指針第7の1 IV③は、損害項目として、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	525		
事案の概要	いわき市において有機米を生産する申立人について、風評被害により販売価格が下落したことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.3.11	全部和解成立日	H25.6.12
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・営業損害		198,000	H23.3～H25.2	※1

小計 198,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	198,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は有機米の生産をしていたところ、原発事故による風評被害で、有機米の販売価格が下落したと主張して、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、原発事故当時において申立人の有機米が正規の有機農産物認定がされていたわけではなく、その認定可能性及びその予定時期について判断が困難であることから、申立人の取引先会社における平成22年の正規認定有機米の販売価格を逸失利益算定の基礎とすることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人の水田は福島県内に存在しており、風評被害について相当因果関係は認められると判断して、申立人の請求額で和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	526		
事案の概要	建設用資材のリース業を営む申立会社について、旧警戒区域の建設工事現場において工事会社にリースしていた建設用仮設資材が工事中止により現場に残置されたまま利用不能となったことによる財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.8.22	全部和解成立日	H25.6.13
事故時住所	東京都中央区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害		50,279,523		※1

小計 50,279,523

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	50,279,523
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、東京都において、建設資材のリース業を行っていたところ、リースをしていた建設資材が避難指示区域内に残されてしまい、返却不能になったとして、当該建設資材の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、相当因果関係自体は認めたものの、当該建設資材の価値（損害額）について争った。パネルは、当該資材の中古価格を賠償すべき価格として、和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難等に伴い、財物の管理が不能等になったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、その現実に価値を喪失し又は減少した部分については賠償すべき損害としているところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	527		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域内の現場で土木工事を請け負っていた申立会社について、2か月間工事現場から搬出できず使用不能となったリースの掘削機につきリース会社に支払ったリース料相当額、及び同じく自社所有のクレーンを搬出・使用できず、新たに借りたクレーンの賃借料相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H25.1.22	全部和解成立日	H25.6.13
事故時住所	山梨県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	5,115,600	H23.4~H23.5	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	897,225	H23.4~H23.5	※1

小計 6,012,825

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,012,825
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、緊急時避難準備区域に所在の現場で土木工事に従事していたところ〔注文書、請書、月間工程表等〕、原発事故により工事に従事していた地域が屋内退避区域、緊急時避難準備区域に指定されて現場への立入りが制限されたことにより、リース期間が平成23年5月18日までの重機及び自社所有の重機の搬出ができなかったとして、①リース重機を搬出するまで追加で負担することとなったリース料〔レンタル約款、請求書等〕及び②別現場での作業のため新規に賃借した重機に係る賃借料〔物件借受証、請求明細書等〕の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては認否を留保したものの、最終的には①追加で負担したリース料の請求額算出の根拠の説明を求めるとどまり、②新規に賃借した重機の賃借料は請求額全額を認めた。パネルは、請求に係るリース料及び賃借料について必要かつ合理的な支出と認め、①リース料については申立人に追加負担となったリース期間及び請求額算定の根拠を明らかにさせた上で減縮された請求額全額、②賃借料については当初の請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	528		
事案の概要	自主的避難等対象区域に居住し、都会居住の田舎暮らし希望者を主要な顧客とする不動産会社で勤務していたが、原発事故により顧客を失って退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、賠償終期を平成24年5月末として直接請求による賠償を打ち切った東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.2.25	全部和解成立日	H25.6.15
事故時住所	新地町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	1,104,306	H24.6~H24.12	※1
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	追加的費用	410,130	H24.6~H24.12	※1
小計			1,514,436		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,514,436
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、田舎暮らし希望者を主要な顧客とする不動産会社で勤務していたが、原発事故により顧客を失い退職を余儀なくされて減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人の住居や勤務先が避難指示区域外であること、屋内退避区域の指定解除等（平成23年4月22日）から既に1年が経過していること等を考慮して、平成24年5月31日を賠償終期としたいと主張して争った。パネルは、少なくとも平成24年12月分までは賠償が認められると判断し、申立人が得られたであろう収入額から実際に得ている収入額を控除し、これに交通費増加分を加算した月額21万6348円〔給与支払明細書等〕を、同月分まで認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、営業損害を被った事業者には雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用の賠償を認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	529		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で野菜、果物、花等の直売所を経営し、生産者から売上げの一部を手数料として得ていた申立人について、風評被害による売上減少に伴う手数料収入減少により生じた損害(逸失利益)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H25.2.5	全部和解成立日	H25.6.17
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		4,166,667	H23.3~H25.4	※1
小計			4,166,667		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,166,667
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	850,000

※1 中間指針第8

申立人は、南相馬市原町区で野菜、果物、花等の直売所を経営し、生産者から売上げの一部を手数料として得ていたところ、原発事故による風評被害の影響で、直売所で販売する製品の売上げが減少した結果、手数料の収入が減少したと主張して、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、最低賠償額である月額5万円の賠償については認めたものの、それ以上の損害が生じていることについては疎明がないと主張して争った。パネルは、口頭審理での聴取内容及び申立人提出の資料を基に、申立人の請求額である年間200万円で損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第8のⅡ③は、サービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、休業休止等に伴って必然的に生じた損害については、典型的に原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	530		
事案の概要	旧警戒区域(檜葉町)から避難した申立人について、平成23年6月に結婚していわき市内に居住した時点で避難終了とする東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は檜葉町の実家で暮らす予定であったこと等を考慮し、結婚後も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例(平成23年8月分までは、別途直接請求で賠償済み)。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	第1の8(2)エ(イ)

2 基本情報

申立日	H24.5.31	全部和解成立日	H25.6.18
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H23.9~H25.5	※1
全部和解	避難費用	交通費	88,000	H23.9~H23.11	※2
全部和解	避難費用	家財移動費用	22,000	H23.9~H23.11	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	118,364	H23.11~H23.11	※2
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	9,450	H23.10~H23.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	37,800	H23.10~H23.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	5,000	H23.10~H23.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,250	H23.10~H23.11	※3

小計 2,385,864

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,385,864
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故前から結婚後も檜葉町の自宅(実家)で暮らす予定でいた〔電話聴取事項報告書〕が、原発事故により婚約者の実家等への避難を余儀なくされたとして、慰謝料の賠償を求めた。東京電力は当初、申立人が婚約者の実家へ避難後、遅くとも入籍した日以降は避難等対象者に該当しないなどと主張して争った。パネルは、申立人が原発事故前から結婚後も檜葉町の実家で暮らす予定であったこと等を考慮し、申立人が入籍した日以降においてもなお避難等対象者に該当すると判断し、結婚後の期間も慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 I ①は、避難等対象者のうち、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活

活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難費用を損害と認めたものである。

※3 中間指針第3の5

避難等対象者が避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化したことにより生じた治療費等を損害と認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	531		
事案の概要	会津地域の野菜生産農家である申立人について、風評被害により廃棄を余儀なくされたかぼちゃ、キャベツに係る営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.1.15	全部和解成立日	H25.6.18
事故時住所	西会津町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,600,000	H24.4～H24.10	※1
小計			1,600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、福島県において、野菜を栽培し販売していたところ、原発事故による風評被害によりかぼちゃとキャベツの出荷ができなかったとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、原発事故直近の平成22年度において販売実績がないことから、逸失利益としての損害の発生が認められないと主張して争った。パネルは、それぞれの単価に廃棄を余儀なくされた量を乗じた金額を基礎として、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	532		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から仙台市に避難中の家族について、風評被害を避けるため家業(造園業)の臨時の拠点を仙台市に移したこと及び家族中に幼児がいること等の事情を考慮し、避難費用の賠償終期を平成24年8月末とする東京電力の主張を排斥し、同年9月以降の避難先家賃相当額の賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H25.2.8	全部和解成立日	H25.6.18
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	1,013,845	H24.9~H25.5	※1
小計			1,013,845		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,013,845
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故当時南相馬市原町区に居住し、原発事故後宮城県仙台市内の雇用促進住宅に避難したが、居住環境が悪かったためそれを改善するために平成24年8月末に転居し、転居先の家賃及び駐車場料金の賠償を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域内の居住者に係る避難費用の賠償の終期は同月末であると主張して争った。パネルは、原発事故当時申立人らが南相馬市で造園業を営んでおり原発事故後仙台市に営業拠点を移し、福島県での営業再開に向けて検討、努力しているものの福島県での事業再開が難しいこと、幼児と同居しており放射能に対する不安、医療に対する不安があることから、同年9月以降においても賠償の対象とすべき特段の事情があるとして、家賃相当額及び駐車場料金の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	533		
事案の概要	秋田県で観光土産物店を営む申立会社の風評被害に伴う逸失利益について、福島県を除く東北5県の観光業の風評被害の賠償終期を平成24年2月末とする東京電力の主張を排斥し、同年3月以降の賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H25.2.28	全部和解成立日	H25.6.18
事故時住所	秋田県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		5,246,259	H24.3~H24.12	※1
小計			5,246,259		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,246,259
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（観光業の風評被害について）

申立人は、原発事故時、秋田県の商業施設において観光土産物店を営んでいたところ、原発事故の風評被害により観光客が減少し、それに伴い売上げが減少したとして〔決算書、年別売上比較表〕、平成24年3月から同年12月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、福島県を除く東北5県の観光業の風評被害については、賠償の対象期間を原則として平成24年2月までとしている、また、福島第一原発からの地理的な距離が離れていること、申立人の店舗が入る商業施設は原発事故前からテナント数が減少傾向にあったこと及び運営会社により商業施設を閉鎖するとの方針が発表された後もビル所有者である申立人が自主判断で営業を継続していたこと等を理由に、原発事故との間に相当因果関係はないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と売上減少との間の相当因果関係を認め、原発事故の影響割合も考慮し、請求額の7割を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実には生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしている。そして、総括基準（観光業の風評被害について）は、秋田県に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生した減収等の損害につい

ては、少なくともその7割が上記の心理によるものであり、かつ、上記の合理性を有しているものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	534		
事案の概要	脳梗塞の後遺症により寝たきりの状態(要介護5)で警戒区域内から避難し、長時間の避難移動等による体調悪化により平成23年3月下旬に死亡した高齢者について、その相続人に対して死亡慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.2.4	全部和解成立日	H25.6.19
事故時住所	浪江町ほか		
申立人人数	6	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	42,000	H23.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	334,574		※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	863,969		※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	9,000,000		※1

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,240,543
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人らは、申立人らによる自宅介護を受けていた寝たきりの被相続人(申立人らの母親で要介護5)が原発事故により避難を余儀なくされ、平成23年3月下旬に死亡した〔死亡診断書、診療情報提供書〕として、被相続人に係る死亡慰謝料、死亡時までの入院慰謝料、逸失利益及び葬儀費用を請求した。東京電力は、入院慰謝料については認めたものの、それ以外の損害項目については、地震並びに被相続人が高齢であったこと及び既往症の影響が相当程度あったことから、原発事故の影響割合は2割5分にすぎないと主張して争った。パネルは、原発事故と死亡との間に相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を5割と判断して、死亡慰謝料、入院慰謝料、死亡による逸失利益及び葬儀費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたために死亡したことにより生じた逸失利益、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の2)

申立人らは、被相続人（申立人らの母親）が原発事故により病院への救急搬送等を余儀なくされたとして、避難費用を請求したところ、東京電力は、既に支払済みであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	535		
事案の概要	単身赴任先である旧警戒区域(居住制限区域)の社宅から避難した申立人について、 ①平成23年7月にいわき市所在の勤務先の寮に移転した時点をもって避難終了との東京電力の主張を排斥し、平成26年5月末までの避難慰謝料が賠償された事例。 ②福島市所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用(表土入替え、コンクリート舗装等)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(イ)	第10の2(3)才	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H24.9.5	全部和解成立日	H25.6.20
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,000,000	H23.12~H26.5	※1
全部和解	除染費用等	除染費用	274,050	H23.9	※2
小計			3,274,050		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,274,050
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人は、原発事故発生当時、単身赴任先である富岡町所在の社宅(以下「本件社宅」という。)に居住していたが、事故後の平成23年7月、いわき市所在の勤務先の寮(以下「本件寮」という。)に転居(以下「本件転居」という。)した。申立人が直接請求手続において精神的損害の賠償を請求したところ、本件転居により避難は終了したとして、平成23年12月分以降(直接請求第3期分以降)については東京電力から賠償を拒否された。申立人は、本件転居は転勤によるものではなく、その前後を通じて所属営業所及び業務の担当地域に変更がないこと等から、本件転居により避難が終了したと判断するべきではないとして、平成23年12月分以降の精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が原発事故時も単身赴任中であり、勤務状況に応じ住居の移転が見込まれる立場であったことから、通勤等の条件が事故前住居と同程度の住居へ移転したのであれば、原発事故以前と大きく異なる生活状況に至っているといえ、その時点で避難は終了したと考えられるとした上で、本件寮は事故前住居である本件社宅相当の住居であるため、直接請求手続と同様、本件転居時をもって避難終了であると主張して争った。パネルは、申立人の上記主張を採用し、さらに、本件社宅内にいまだ申立人の家財等が全て残されていること、事故後の転居先の間取りがいずれも本件社宅と比較し相当程度狭くなっていること等の諸

事情も踏まえ、申立人について、本件転居により避難が終了したとは認められないとして、平成23年12月分から平成26年5月分まで月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 I ④は、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者（又は余儀なくされている者）が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人は、妻子が居住する福島市所在の自宅について、平成23年9月に除染目的で実施した外構工事費用（表土入替え、コンクリート舗装工事等）〔工事等注文承り書、工事内訳明細書、領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、自治体による除染の進捗状況も踏まえて検討する必要があるとした上で、損害が認められるとしても除染のために必要かつ相当な金額の範囲に限られるとし、特にコンクリート舗装工事費用についてその必要性・相当性を争った。パネルは、当該外構工事全体について必要性・相当性を認めた上で、申立人が当該外構工事費用の領収書原本を東京電力に交付すること、また、申立人が国や地方自治体等に対して同一内容の除染費用の重複請求を行わない誓約をすること等により東京電力が二重払いの危険を負わないように配慮しつつ、申立人請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）

申立人は、妻子が居住する福島市所在の自宅で実施した放射線被曝の危険を回避するための蓄暖工事費用の賠償を求めたが、東京電力は、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	536		
事案の概要	会津地域の稲作農家である申立人の風評被害による逸失利益について、基準年度と比較した単価の差額に対象期間の出荷量を乗じる算定方法(本件における東京電力の主張)を採用せず、基準年度の売上額に平均価格変動係数を乗じた額と対象年度の売上額との差額を算定する方法(農作物一般に適用される東京電力の書式による方法)により賠償がなされた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.11.28	全部和解成立日	H25.6.20
事故時住所	喜多方市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,048,792	H23.9~H24.8	※1
全部和解	その他		1,100		

小計 3,049,892

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,049,892
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、原発事故時、喜多方市において、農業(米作)を営んでいたところ、原発事故による風評被害によって売上げが減少したとして、基準年度の売上額に平均価格変動係数を乗じた額と対象年度の売上額との差額を算定する方法(農作物一般に適用される東京電力の書式による方法)によって、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、逸失利益の計算は、基準年度と比較した単価の差額に対象期間の出荷量を乗じる算定方法によるべきと主張して争った。パネルは、原発事故と風評被害による売上減少との間に相当因果関係があると判断し、申立人の主張する算定方式で逸失利益等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農林産物(茶及び畜産物を除き、食用に限る。)について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を賠償すべき損害として認めており、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、唯一の合理的な算定方法しか存在しない場合は稀であり、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常である

ところ、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りると認めており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	537		
事案の概要	県北地域で有機農産物を生産している申立人について、風評被害による逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.12.20	全部和解成立日	H25.6.20
事故時住所	二本松市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,300,764	H23.3~H23.12	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		6,000	H23.3~H23.12	※1

小計 1,306,764

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,306,764
	弁護士費用	39,203
	手続内で処理された既払金合計額	127,334

※1 中間指針第7の2

申立人は、二本松市において有機栽培の野菜を生産している農家であるところ、原発事故の風評被害により売上げが減少したとして営業損害及び検査費用の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において検査費用の請求は認め、営業損害の認否は留保していたが、最終的に営業損害も賠償自体は争わず、賠償金額の算定方法（貢献利益率等）について意見を述べた。パネルは、申立人の売上減少額にパネルが算定した貢献利益率を乗じて和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべきとし、中間指針第7の2 IIIは福島県において行われた農産物の検査費用を原則として賠償すべき損害としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	538		
事案の概要	茨城県において海水浴客向け民宿を営んでいた申立人について、原発事故により海水浴客が減少したため廃業したことによる損害(逸失利益の額、民宿建物の解体費用などを考慮した額)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第5の3(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.2.6	全部和解成立日	H25.6.20
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害		4,169,570		※1
小計			4,169,570		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,169,570
	弁護士費用	125,088
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、中間指針第7の1、中間指針第3の7

申立人は、茨城県で夏場の海水浴客向けの民宿を営んでいたところ、原発事故後、風評被害によって海水浴客が減少した結果、民宿を廃業せざるを得なくなったとして、廃業に伴う損害として、原発事故前の営業収入10年分に相当する額〔所得税申告書〕及び民宿の解体費用〔請求書、領収書〕の賠償を求めた。東京電力は、営業収入10年分の請求について、現時点では、既経過分の逸失利益のみが賠償の対象になると主張し、また、解体費用の請求については、申立人の廃業と原発事故の相当因果関係を認めることが困難であると主張して争った。パネルは、申立人の廃業と原発事故の相当因果関係を認めた上で、廃業損害として、平成23年分の逸失利益の5倍相当額と解体費用の一部を合計した額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、茨城県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認め、また、中間指針第7の1備考6は、中間指針第3の7備考8を準用し、廃業した場合は、一定期間の逸失利益及び廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	539		
事案の概要	フランチャイジーとしてコンビニエンスストアを経営する申立会社について、旧警戒区域及び旧緊急時避難準備区域内の各店舗の営業休止を余儀なくされたことに伴う逸失利益及び棚卸資産の財物損害(在庫商品廃棄)、旧緊急時避難準備区域内の店舗の営業再開に伴う追加的費用(店舗内の洗浄消毒費用、設備の除染費用)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)イ(カ)	第1の12(2)オ(ウ)
	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H24.8.13	全部和解成立日	H25.6.21
事故時住所	福島県外		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		28,196,555	H23.3~H23.8	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	1,785,000	H23.3~H23.9	※2
全部和解	財物損害	その他動産	12,293,739		※3

小計 42,275,294

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	42,275,294
	弁護士費用	1,268,259
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、福島県内のコンビニエンスストアを経営していたところ、原発事故によって、複数の店舗(広野町、大熊町及び双葉町内にある店舗)の営業を休止せざるを得なかったとして、その休止期間中の営業損害の賠償を求めた。東京電力は、最終的に賠償すること自体は争わず、限界利益率の算定方法について意見を述べた(給料手当を変動費とするように主張した)。パネルは、店舗の営業休止による減収と原発事故との相当因果関係を認め、限界利益率の計算において給与手当を固定費とした上で、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故時、福島県内のコンビニエンスストアを経営していたところ、原発事故によって、複数の店舗(広野町、大熊町及び双葉町内にある店舗)の営業を休止せざる得なくなり、営業再開に伴い追加的な費用がかかったとして、その賠償を求めた。東京電力は、最終的に賠償

すること自体は争わず、金額について争った。パネルは、営業再開に伴う追加的費用と原発事故との相当因果関係を認め、申立人の主張金額どおりの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅲは、避難指示等の解除後に、事業の再開のために生じた追加的費用（機械等設備の復旧費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるところ、解除後に事業を再開する準備のため解除前に支出した費用である点で、これに準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、原発事故時、福島県内のコンビニエンスストアを経営していたところ、原発事故によって、複数の店舗（広野町、大熊町及び双葉町内にある店舗）の営業を休止し、在庫商品を廃棄せざるを得なかったとして、在庫商品の賠償を求めた。東京電力は、最終的に賠償すること自体は争わず、損害の影響割合について意見を述べた（影響割合は8割であると主張した。）。パネルは、店舗の営業休止による在庫商品の廃棄と原発事故との相当因果関係を認め、影響割合を8割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（第3の7）

申立人は、盗難被害にあった金銭、被災した店舗に勤務していた社員に対して支払った給与・避難費用、負担した社会保険料、営業を休止している間に支払ったリース代について賠償を求めたところ、東京電力は、因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	540		
事案の概要	原発事故当時、自主的避難等対象区域内に住居登録し、旧緊急時避難準備区域内の病院に長期入院中であつたが、原発事故により県外の病院への転院を余儀なくされ、元の病院の人手不足等の事情で現在も転院先に入院中の申立人Bについて、元の病院を生活の本拠として認定の上、同区域からの避難者の賠償終期を平成24年8月末とする東京電力の主張を排斥し、同年9月以降の避難慰謝料の賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.2.27	全部和解成立日	H25.6.24
事故時住所	南相馬市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	324,000	H23.3~H23.11	※1
小計			324,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	64,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.3~H25.6	※3
全部和解	精神的損害	増額分	1,160,000	H23.3~H25.6	※2 ※3
小計			4,024,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,348,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人Bは原発事故発生当時、持病により緊急時避難準備区域内の病院に長期入院中であつたが、県外の病院へ避難(転院)を余儀なくされ、衣類や車椅子を新たに購入せざるを得ず、また、申立人A(申立人Bの親族)は、転院先の病院に見舞いに行く費用が発生したため、申立人らはこれらの費用を生活費増加費用として賠償の請求をした。東京電力は、入院は一時的なもので、生活の本拠ではないため申立人Bは避難等対象者ではないと主張して争った。パネルは、元の病院を生活の本拠と認定の上、避難により衣類・車椅子購入費及び交通費が発生したと認め、これらの費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは強制的な転院及びそれに伴う病状悪化により、通常の避難者より精神的苦痛が大きかったとして慰謝料の増額を請求した。東京電力は、入院は一時的なものであり、生活の本拠ではないため申立人Bは避難等対象者ではないと主張して争った。パネルは、元の病院を生活の本拠と認定の上、申立人Bの強制的な転院及び病状悪化による精神的苦痛が大きかったと認め、原発事故後6か月間について一時金50万円、6か月経過後について月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができ、また、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2

申立人Bは、避難指示解除後も引き続き転院先の病院に入院しており、平成25年6月までの精神的損害を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域の賠償期間は原則として平成24年8月までであると主張して争った。パネルは、申立人Bの元々入院していた病院が原発事故後人手不足で入院患者を受け入れることができない状況に鑑み、申立人Bの避難継続の必要性を認め、平成25年6月まで精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 IV②は、精神的損害の終期について、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしており、中間指針第二追補第2の1（2）Ⅲは、「相当期間」は緊急時避難区域については平成24年8月末までを目安とするとしており、中間指針第二追補第2の1（2）備考3が引用する中間指針第二追補第2の1（1）備考7は、「特段の事情がある場合」については、一定の医療・介護が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮するとしているところ、本件においては上記特段の事情が認められ、和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	541		
事案の概要	旧警戒区域において乾燥薪と柿の販売を開始する予定であった申立人について、原発事故により入手先や販売先が避難したために販売不能となったことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(7)	第1の9(2)ア(1)	第1の9(2)オ(ウ)
	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.8.27	全部和解成立日	H25.6.24
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		306,250	H23.3～H23.12	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		60,000	H23.3～H23.12	※2
小計			366,250		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	366,250
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、双葉町で製造販売業を営んでいたところ、原発事故前に乾燥薪や柿の製造販売業の開業準備を進め、平成23年3月以降製造販売を開始する予定であったものの、原発事故により、原発事故前に売買契約を締結した取引先と連絡がつかなくなり乾燥薪を販売できなくなったとして、売買代金相当額の賠償を求めた。これに対し、東京電力は、薪の原料の仕入量は仕入れ先の影響を受けるものであること等からして、必ずしも売買契約内容どおりの数量を販売できるものではないと相当因果関係を否認し争った。パネルは、原発事故と製品の販売不能との相当因果関係を認め、当該製品製造販売のための経費を控除するなどして、請求金額のうち一部を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（原発事故により負担を免れた費用）

を控除した額としており、かつ、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるとし、その合理的な算定方法の一つとして、営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値等を基に推定した額を挙げ、このような例と遜色のない方法により計算された額である場合には、特段の事情がない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、双葉町で製造販売業を営んでいたところ、原発事故前に乾燥薪や柿の製造販売業の開業準備を進め、平成23年3月以降製造販売を開始する予定であったものの、原発事故により、原発事故前に売買契約を締結した取引先と連絡がつかなくなり柿を販売できなくなったとして、売買代金相当額の賠償を求めた。これに対し、東京電力は、柿の生産量は天候等の影響を受けるものであること等からして、必ずしも売買契約内容どおりの数量を販売できるものではないなどと主張し、相当因果関係を否認し争った。パネルは、原発事故と製品の販売不能との相当因果関係を認め、当該製品製造販売のための経費を控除するなどして、請求金額のうち一部を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の7 I 及び総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	542		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、同区域内の農園で就労していた申立人らについて、農園の事業停止に伴う就労不能損害の賠償終期を平成24年12月末とする東京電力の主張を排斥し、平成25年分の就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.2.12	全部和解成立日	H25.6.24
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,400,000	H25.1~H25.12	※1
小計			2,400,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	960,000	H25.1~H25.12	※1
小計			960,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,360,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人ら(夫婦)は、新規就農者として京都市から南相馬市へ移住し、農業を始めたばかりで収入がほとんどないため南相馬市内の農園で就労し生計を立てていたところ、原発事故による農園の事業停止に伴い就労ができず減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、緊急時避難準備区域については、地域の復旧・復興の状況を総合的に考慮し、就労不能損害の賠償対象期間は平成24年12月31日までであるとして、平成25年1月以降の支払を争った。パネルは、申立人らの原発事故以前の営農状況及び営農再開状況等の事情を考慮して、同年12月31日までの就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の2)

申立人らは、平成24年9月以降の避難先住宅の家賃の賠償を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域に居住していた者に関する避難費用の賠償期間は同年8月31日までであると主張して争った。パネルは、これについては和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	543		
事案の概要	入院中の旧緊急時避難準備区域内の病院から避難し、避難に伴い肺炎を発症して平成23年4月に死亡した高齢者について、その相続人に対して死亡慰謝料、葬儀費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)

2 基本情報

申立日	H25.2.27	全部和解成立日	H25.6.24
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	5,500,000		※1
早期一部和解	生命・身体的損害	逸失利益	670,000		※1
早期一部和解	生命・身体的損害	その他	300,000		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.4	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,500,000	H23.3~H23.4	※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	255,151	H23.3~H23.4	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	200,000	H23.3~H23.4	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,250	H24.7	※1
小計			8,630,401		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,630,401
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、被相続人(亡母)の唯一の相続人であるところ、被相続人は原発事故時90歳で原発事故前から南相馬市の病院に入院し寝たきりの状態であったが、同病院が原発事故による混乱によって食糧不足となったことにより衰弱し、自衛隊のトラックで隣県の病院に搬送され、同病院において発症した肺炎によって平成23年4月の中旬に死亡したとして、死亡慰謝料、死亡逸失利益、葬儀費用及び文書取得費用を請求した。東京電力は、被相続人の死亡には既往症や高齢であったこと等、被相続人自身の素因が相当程度寄与しているものの、このような状態で転院せざるを得なかったことにより精神・身体的なストレスが加わり体調が悪化した可能性があるとして原発事故の影響割合を5割とし、自賠責基準に基づき死亡慰謝料550万円、死亡逸失利

益67万円（生活費控除率50%）、葬儀費用30万円を認めその余を争った（なお、認めた部分については、総括基準（早期一部支払の実施について）に基づく一部和解が成立している。）。

パネルは、被相続人が高齢であったことや持病があり入院していたこと等を勘案した上で原発事故の影響割合を5割とし、死亡慰謝料700万円、死亡逸失利益92万5151円（生活費控除率30%）、葬儀費用50万円及び文書取得費用実費を認める和解案を提示した（上記一部和解による支払額は既払金として充当されている。）。

中間指針第3の5 I は、避難等対象者が原発事故により避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた逸失利益、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

被相続人が死亡した平成23年4月まで、中間指針第3の6に基づく日常生活阻害慰謝料を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	544		
事案の概要	原発事故当時、関東地方の自宅を離れ旧警戒区域内の工場に単身赴任中であったが、原発事故直後に工場が閉鎖となり関東地方の自宅に戻ることを余儀なくされた申立人について、自宅に戻った時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、自宅に戻った以降も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(1)		

2 基本情報

申立日	H24.11.14	全部和解成立日	H25.6.25
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	26,000	H23.3～H25.4	※2
全部和解	避難費用	交通費	76,000	H23.8、H24.3～H24.4	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	129,662	H23.3～H25.4	※2
全部和解	避難費用	通信費増加費用	19,889	H23.3～H25.4	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	76,200	H23.6～H23.7、H24.3	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	2,620,000	H23.3～H25.4	※1 ※4
全部和解	精神的損害	増額分	786,000	H23.3～H25.4	※5
全部和解	就労不能損害	減収分	975,000	H23.3～H24.2	※6
全部和解	財物損害	家財	600,000	H23.3～H25.4	※7
全部和解	精神的損害	その他	50,000	H23.3～H25.4	※8
小計			5,358,751		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,358,751
	弁護士費用	160,763
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人は、大熊町所在の工場に勤務するため、妻子とともに暮らしていた関東地方の自宅を離れ平成21年5月から富岡町の実家に居住して単身赴任していたが、原発事故により平成23年3月11日に避難を開始した〔陳述書〕として慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、申立人が同月14日に関東地方の自宅に戻った時点で避難は終了していると主張して争った。パネルは、富岡町の実家を生活の本拠と認め、申立人の赴任期間が少なくとも5年間であったと認定できることから〔歴代大熊工場長赴任期間に関して〕、申立人が関東地方の自宅に戻った同日以降

も自宅以外での生活を長期間余儀なくされたと認定して平成23年3月から平成25年4月までの慰謝料を認めた。

中間指針第3の6 I ①は、対象区域から実際に避難した上、引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者については、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべきとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難の際の交通費、原発事故時に同居していた家族に会うための交通費、衣類と電化製品の購入費及び原発事故により増加した携帯電話の利用料金を避難費用として認めたものである。

※3 中間指針第3の3

避難場所である関東地方の自宅から富岡町の実家への一時立入りに必要な費用として交通費の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6

平成23年3月の精神的損害（基本部分）について、東京電力が避難所等における避難生活がされたとして12万円の賠償を認めたことから、東京電力の自認額どおりの賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、富岡町の実家で両親と同居していたが、原発事故による避難のために両親と離別したことから、精神的損害について3割の増額を認めた。

※6 中間指針第3の8

申立人の就労不能損害について、原発事故による減収分の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の10

富岡町の実家にある一般家財について、直接請求における大人1名当たりの加算額と同額の賠償を認めたものである。

※8 中間指針第3の6

申立人と両親の避難中に富岡町の実家で飼っていた犬がいなくなり、原発事故後に発見されたが引き取れなかったことについて、精神的損害の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	545		
事案の概要	旧警戒区域から都内にある婚約者の実家に避難し、その後の平成23年11月に結婚して引き続き都内に滞在している申立人について、結婚時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、原発事故前から結婚後は夫婦で旧警戒区域内にある申立人の実家旅館で働く予定であったこと等を考慮し、結婚後も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H24.7.13	全部和解成立日	H25.6.26
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.12~H25.5	※1
小計			1,800,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,800,000
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故発生当時、大熊町に居住していたが、事故時は東京都内に所在する夫（当時は交際中）の自宅に一時的に滞在しており、平成23年5月以降は東京都内に所在する夫の実家に避難し、同年11月に夫と婚姻した。申立人が、直接請求手続において、精神的損害の賠償を請求したところ、婚姻した月の翌月である同年12月分以降については、婚姻により避難終了したとして、東京電力から賠償を拒否された。申立人は、原発事故がなければ、むしろ夫とともに大熊町に居住して申立人の実家が営む大熊町内に所在する旅館（以下「本件旅館」という。）を手伝う予定であったから、婚姻によって避難が終了したと判断すべきではないとして、同月分以降の精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続と同様、婚姻時以降は夫の実家が申立人の生活の本拠となったため、婚姻により避難が終了したと主張して争った。パネルは、夫が正社員として勤務していた会社を平成23年2月に退職し、かつ退職前に転職先を探していなかったこと等の諸事情から、申立人及び夫は本件旅館を手伝う予定であったと推認することができるとし、和解案提示直前月である平成25年5月分まで月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 I ①は、原発事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされている者が、自宅以外での生活を長期間余儀

なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	546		
事案の概要	自主的避難等対象区域内に居住し、同区域内の水産会社で就労していたが、原発事故により同社が営業損害を被ったため退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、賠償終期を平成24年5月末とする東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.2.5	全部和解成立日	H25.6.26
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	560,000	H24.6~H25.1	※1

小計 560,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	560,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、自主的避難等対象区域内の水産会社で就労していたが、原発事故により同社が営業損害を被ったため退職を余儀なくされたとして、平成24年6月から平成25年1月までの期間、月額7万円の就労不能損害を求めた〔平成23年度町民税・県民税所得・非課税証明書、退職状況証明書(対象区域外勤務者用)〕。東京電力は、就労不能損害の終期に関し、申立人が原発事故以前からの住所に引き続き居住していること、福島県の求人倍率も増加傾向にあることに照らせば退職から約1年2か月が経過した平成24年5月31日以降は従来と同等の就労活動を営むことが可能な状態になったこと、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」における離職者補償期間が1年間であること及び雇用保険法に基づく失業等給付の受給期間も原則1年以内であることから、旧屋内退避区域の指定解除等(平成23年4月22日)から1年が経過した後である平成24年6月1日以降の就労不能損害は支払うことができないと主張して争った。パネルは、申立人が就労していた水産会社には申立人と同年齢(事故時年齢74歳)の従業員が3名おり、80歳を超える年齢の従業員も在籍していたこと、申立人の勤続年数が原発事故時点で約20年であったこと、現在も申立人の健康面に問題はなく再就職先も探していたため就労の意思も認められることからすると、申立人は原発事故がなければ同社での雇用が継続していた蓋然性が高いと認められるとし、申立人の請求どおり、平成24年6月から平成25年1月までの期間、月額7万円の就労不能損害合計56万円を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅳ②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、

そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	547		
事案の概要	自主的避難等対象区域内に居住していたが、就労先の同僚、関係者の反対などで決断が遅れ、退職して子供と共に避難を実行したのが平成24年8月となった申立人ら家族について、同月以降の避難費用、生活費増加費用、避難雑費及び就労不能損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H25.3.4	全部和解成立日	H25.6.27
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,120,267	H24.9~H25.2	※2
小計			1,200,267		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	80,900	H24.3～H24.8	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	70,000	H24.3～H24.8	※3
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	20,300	H24.3～H24.7	※3
全部和解	生活費増加費用	その他	5,260	H24.8～H24.12	※3
全部和解	避難雑費		90,000	H24.8～H24.12	※3

小計 266,460

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,146,727
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等対象者のうち原発事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については一人40万円を、原発事故発生当初の時期の損害として、子供及び妊婦以外については一人8万円を目安としているところ、これらのほか、平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準で東京電力が認めている子供及び妊婦一人について20万円の上乗せ金額を加算した和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人B(夫)は、自主的避難を実行したことにより就労先を退職せざるを得ず減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、就労不能損害と原発事故の間には相当因果関係があると判断し、月額2万7665円〔給与明細書〕を申立人Bが自主的避難を実行した翌月の平成24年9月分から平成25年2月分まで認める(ただし、その間に得た収入を控除した)和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは原発事故発生当時、郡山市に居住する夫婦及び子1人の家族であったが、就労先と同僚、関係者の反対等により決断が遅れ、退職して子とともに避難を実行した時期が平成24年8月となったものである。

申立人らは、避難費用、生活費増加費用を請求した。東京電力は、避難を開始した時期が平成24年になった理由は合理的ではなく、同年以降の避難費用、生活費増加費用については相当因果関係を認められないと主張して争った。パネルは、避難にかかった交通費、引越費用(家具搬出費用)〔領収書〕、宿泊費〔領収書〕、生活費増加費用(医療費)〔領収書〕及び避難雑費を認めた。なお、医療費については、申立人C(子)について事故時住所においては無料であったもの

が、避難先では有料となったことによるものであり、また、避難雑費については、月額2万円としつつ、平成24年8月については下旬に避難したことから1万円としたものである。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	548		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住しており、関東地方へ避難した後の平成23年10月に勤務先の退職を余儀なくされた申立人について、就労不能損害の賠償終期を同年12月末とする東京電力の主張を排斥し、申立人が南相馬市に帰還して間もない平成25年4月末日時点においては事故前と同様の求職・就労環境にあるとは認められないとして、同日までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.11.6	全部和解成立日	H25.6.28
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	4,420,008	H23.11~H25.4	※1
小計			4,420,008		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,420,008
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故後、関東地方へ避難した後の平成23年10月に勤務先の退職を余儀なくされたとして〔退職証明書〕、給与の減収分〔源泉徴収票・給与明細書〕の賠償を請求した。東京電力も一定の範囲ではこれを認めたが、東京電力は、賠償対象期間には一定の限度があり、公共用地の取得に伴う損失補償基準及び雇用保険法に基づく失業保険給付の期間が原則1年以内であることから、平成24年12月が賠償の終期であると主張して争った。パネルは、少なくとも和解案提示時期直近である平成25年4月までは、原発事故と減収との間に相当因果関係があると判断し、平成23年11月から平成25年4月までの就労不能損害として減収分全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	549		
事案の概要	県北地域でブルーベリー狩りの直売所を営む申立人について、風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.11.22	全部和解成立日	H25.6.30
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		975,000	H24.1~H24.12	※1
小計			975,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	975,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、福島市の農園にてブルーベリーを栽培し、園内の直売所で販売していたところ、原発事故後、風評被害によって売上げが減少したとして、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、逸失利益の賠償自体には応じるとしつつも、賠償金額の算定に当たって経費が全く考慮されていないと主張して争った。パネルは、申立人の請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第7の2）

申立人は、原発事故後に売れなかったブルーベリーに係る廃棄費用を請求したところ、東京電力は、直接請求手続において賠償済みであると主張した。パネルは、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）

申立人は、原発事故後、福島市の住居から避難したとして、自主的避難に係る損害（宿泊費、交通費及び精神的損害）を請求したところ、東京電力は、直接請求手続における賠償額を超える損害はないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	550		
事案の概要	旧警戒区域(檜葉町)から避難した申立人ら家族の避難慰謝料について、母(X2)につき、股関節手術後の入院中に避難したため、リハビリが不十分であり歩行困難な状態での避難生活を送った期間につき月6割の増額、また、祖父(X4)及び祖母(X5)につき、高齢の祖父が持病も悪化する中でアルツハイマー病の祖母を介護しながら避難生活を送った期間につきそれぞれ月6割の増額等が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.5.18	全部和解成立日	H25.7.1
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	270,000	H23.3~H24.3	※7
全部和解	避難費用	交通費	208,000	H23.3~H24.3	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	300,000	H23.3~H24.3	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	210,000	H23.3~H24.3	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,190,961	H23.3~H24.3	※5
小計			3,478,961		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	630,000	H23.3~H24.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	163,333	H23.3~H24.3	※6
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,250	H23.3~H24.3	※6
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	25,000	H23.3~H24.3	※6
小計			2,123,583		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	270,000	H23.3~H24.3	※7
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	378,218	H23.3~H24.3	※5
小計			1,948,218		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.3~H24.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	294,000	H23.3~H24.3	※6
全部和解	生命・身体的損害	その他	3,000	H23.3~H24.3	※6
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	45,000	H23.3~H24.3	※6
小計			2,182,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	700,000	H23.3~H24.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	130,666	H23.3~H24.3	※6
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,000	H23.3~H24.3	※6
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	20,000	H23.3~H24.3	※6
小計			2,155,666		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,888,428
	弁護士費用	300,071
	手続内で処理された既払金合計額	1,886,070

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（母）は、原発事故当時、人工股関節置換手術の経過観察とリハビリのために入院中であったが、原発事故により強制退院させられ、リハビリが不十分なままに松葉杖での歩行をせざるを得ないなど、日常的に介護を要する避難生活を余儀なくされた上、アルツハイマーが悪化した申立人E（祖母）を介護したことに基づき慰謝料の増額を請求し、申立人D（祖父）及びEは、申立人Dの持病が悪化する中、アルツハイマー病が悪化した申立人E（配偶者）を介護しなければならなかったなど、過酷な避難生活を余儀なくされたとして慰謝料の増額を請求した。東京電力も、申立人らが、総括基準（精神的損害の増額事由等について）に定める増額事由に複数該当することを認めた。パネルは、申立人Bについて、強制退院を強いられ避難中にリハビリが必要であった事情〔診断書、陳述〕に鑑み、平成23年3月の避難慰謝料を月額6割増額する和解案を、ともに高齢の老夫婦である申立人D及びEについて、家族の別離及び介護負担の事情

〔診断書、陳述〕に鑑み、平成23年3月から同年7月までの避難慰謝料を月額6割増額する和解案をそれぞれ提示した。(なお、それ以降の期間についても、それぞれ3割から5割までの範囲の増額がされている。)

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にあり、又は身体若しくは精神の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合等には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

避難慰謝料として月額10万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

避難費用として交通費及び宿泊謝礼金の支出を損害と認めたものである。

※4 中間指針第3の3

一時立入りに要した交通費の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2

避難費用として家財等購入費用の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の5

持病等健康状態の悪化を防止するための診断費等の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の6

申立人A及び申立人Cについて、避難生活中に申立人Bの介護を常時行ったこと等の事情に鑑み避難慰謝料の増額の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	551		
事案の概要	郡山市所在の申立人所有の自宅建物及びその敷地の除染費用(建物の高圧洗浄、敷地の表土入替、植木伐採剪定工事等)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.7.26	全部和解成立日	H25.7.1
事故時住所	郡山市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	600,000	H23.3~H23.5	※1

小計 600,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人らは、土地家屋のうち、外壁、屋根、土間コンクリートの高圧洗浄、敷地表土の入れ替え工事、庭木の剪定・伐採等の除染に係る費用として60万円の賠償を求めた〔請求書、領収書〕。東京電力は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国及び地方公共団体による計画的除染等を踏まえる必要があり、個別賠償によることは合理的でないと主張して争った。パネルは、申立人Aに対し、除染費用を全額認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用を賠償すべき損害としており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について))

申立人らは、避難費用、生活費増加費用、就労不能損害、営業損害、精神的損害及び自宅不動産の財物価値の減少について賠償を求めた。東京電力は、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害については、中間指針第一次追補第2に基づき、96万円を支払うとし、自宅不動産の財物賠償については否認、就労不能損害及び営業損害については認否を留保した。パネルは、申立人らから具体的な事情の説明及び資料の提出がされなかったことから和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	552		
事案の概要	栃木県で観光ホテル、観光施設等向けの業務用惣菜及び土産物の製造販売を営む申立会社について、風評被害により観光客が減少し、取引先との取引量が減少したことに伴う営業損害(間接損害)について、平成24年6月以降の分も賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.12.27	全部和解成立日	H25.7.2
事故時住所	栃木県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		20,832,364	H24.6~H24.8	※1
小計			20,832,364		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	20,832,364
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、原発事故時、栃木県で、観光施設等向けの業務用惣菜及び土産物の製造販売を営んでいたところ、原発事故による風評被害によって、観光客が減少し、その影響を受けた結果、取引先との取引量が減少したとして、営業損害(間接損害)の賠償を求めた。東京電力も損害があること自体は認めたが、その範囲について争った。パネルは、原発事故と取引先との取引量の減少による損害との相当因果関係を認め、損害の範囲に関する東京電力の主張を排斥した上で、申立人の請求金額を認めた。

中間指針第8は、原発事故により第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた減収分等の被害(間接損害)は、事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	553		
事案の概要	旧警戒区域で測量設計事務所を営む申立会社について、原発事故後、旧警戒区域内にあった取引先が廃業し連絡が取れなくなったため、回収できなくなった測量未収金相当額につき、債権は消滅していないので損害はないとする東京電力の主張を排斥し、賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)		

2 基本情報

申立日	H25.3.11	全部和解成立日	H25.7.2
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		315,000	H23.7～H24.6	※1

小計 315,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	315,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、富岡町で測量設計事務所を営んでいたところ、原発事故により避難した取引先と連絡がつかなくなり、売掛金を回収することができなくなったとして、売掛金相当額の賠償を求めた。これに対し、東京電力は、原発事故により売掛金債権が消滅したわけではなく損害がないと主張して争った。パネルは、原発事故の避難等により、取引先と事実上連絡が取れなくなっていることを踏まえ、当該売掛金は原発事故により回収不能となっていると判断し、請求金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（原発事故により負担を免れた費用）を控除した額としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	554		
事案の概要	旧警戒区域内に1店舗、それ以外の場所に2店舗の美容院を経営する申立会社について、原発事故により旧警戒区域内の1店舗のみが営業休止を余儀なくされたが、東京電力への直接請求では3店舗分を合算した数値で売上・利益の減少額が算出され、賠償された事案について、ADRでは旧警戒区域内の1店舗分の数値で売上・利益の減少額を算出し、賠償の不足分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)		

2 基本情報

申立日	H25.5.7	全部和解成立日	H25.7.2
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		3,537,218	H23.3~H24.3	※1

小計 3,537,218

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,537,218
	弁護士費用	110,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、旧警戒区域内に1店舗、それ以外の場所に2店舗の美容院を経営していたところ、原発事故後、旧警戒区域内の1店舗が休業を余儀なくされたとして、直接請求手続において、休業した当該1店舗に係る逸失利益を請求したが、3店舗分を合算した数値で売上げ・利益の減少額が算出されたことを不服として、申立人が算定した額と受領済みの賠償金との差額を請求した。東京電力は、本件手続においては申立人の請求額全額を認めた。パネルは、申立人の請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	555		
事案の概要	旧警戒区域(双葉町)から避難した申立人の避難慰謝料について、90歳前後の高齢単身者で左目の視力がなく右目も疾病を抱えていたことなどから、月6割の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.11.2	全部和解成立日	H25.7.3
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	30,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	734,700	H23.3~H24.8	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	110,000	H23.3~H25.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	270,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	65,550	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	2,520,000	H23.3~H25.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,512,000	H23.3~H25.3	※1

小計 5,242,250

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,242,250
	弁護士費用	157,268
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は原発事故発生当時、89歳の高齢単身者で、左目を失明、右目も疾病で0.6以下の視力で投薬を継続中であつたとの状況下で〔申立人の陳述書〕、過酷な避難を余儀なくされたとして日常生活阻害慰謝料及びその増額を請求した。東京電力は当初より基本部分については認めたものの、増額部分についての具体的な主張がないと主張して争った。パネルは、申立人の具体的な生活状況や避難状況を調査の上、慰謝料額について原発事故発生時から請求期間に至るまで月額6割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2、中間指針第3の3

申立人は、原発事故発生後、避難を余儀なくされ、避難に関する費用、家財・生活費増加費用、一時立入費用を支出し、食費増加費用が発生したとして、①一時立入費用（交通費）、②一時立入費用（宿泊費）、③避難費用（交通費）、④避難費用（宿泊費）、⑤家財・生活費増加分、⑥食費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、①及び③については請求額全額を認め、②については④と重複するとして否認し、④及び⑤については請求額の一部を認め、⑥については精神的損害の賠償額（月額10万円）に含まれるとして否認した。パネルは、②については和解案の対象外とし、④及び⑤については東京電力の認める額を上回る損害額を認め、⑥については一定の範囲で認める和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	556		
事案の概要	原発事故当時、旧警戒区域でアートスクールを開業準備中であった申立人について、開業の見込みが立たなくなったことによる逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)イ(カ)	第1の9(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H25.2.28	全部和解成立日	H25.7.3
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		1,800,000	H23.12~H25.5	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	324,150		※2
小計			2,124,150		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,124,150
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、新規事業を開始すべく、原発事故前から旧警戒区域内の駐車場用地を購入するなどの準備を進めていたところ、原発事故により同事業の開業が不可能になったとして、予想収入・経費〔事業計画書〕から算定される営業損害の賠償を求めた。東京電力は、未確定の予想逸失利益であり損害の立証がないと主張して争った。パネルは、申立人の主張する予想収入・経費の確実性を検討した上で、請求額の5割を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減少分を賠償すべき損害と認めており、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるとし、その合理的な算定方法の一つとして、営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値等を基に推定した額等を挙げ、このような例と遜色のない方法により計算された額である場合には、特段の事情がない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、開業準備段階の予想減収分についてこれらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、新規事業を開始すべく、原発事故前から旧警戒区域内の駐車場用地を購入するなどの準備を進めていたところ、原発事故により同事業の開業が不可能になったとして、上記駐車場用地を取得するために負担した手続費用(測量費用及び所有権移転登記費用等)の賠償を求めた。東京電力は、これらの費用は財物を取得するための経費であり、原発事故の発生の有無にかかわらず発生する費用であると主張して争った。パネルは、開業準備費用として賠償の必要性及び合理性が認められると判断し、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、開業準備費用についてこれに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	557		
事案の概要	会津地域で観光客向けの飲食店を経営する申立人について、事故前の店舗の来客が激減したため、事故後に県内の別の場所に店舗を移転したが、それでも事故前より減収減益であるとして、風評被害による逸失利益の請求があり、店舗移転を理由に賠償を拒否する東京電力の主張を排斥して賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.3.15	全部和解成立日	H25.7.4
事故時住所	北塩原村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		500,000	H24.10～H25.3	※1

小計 500,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、原発事故時、北塩原村で飲食業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により客が減少したことから店舗を郡山市に移転したが、移転後も減収が続いているとして逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、そもそも従前の場所での風評被害による損害の発生が明らかではないことや、店舗移転は申立人の経営判断によるものであり、原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認めた上で、基準年の売上げと対象年の売上げとの差額に貢献利益率を乗じ、さらに原発事故の影響割合を5割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、福島県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、申立人も観光客向けの飲食店であり観光業に該当するとして、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	558		
事案の概要	阿武隈山地の山林の立木伐採権が原発事故による放射能汚染により価値がなくなったとして、立木伐採権の賠償がなされた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H23.12.21	全部和解成立日	H25.7.5
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	1,691,667		※1

小計 1,691,667

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,691,667
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、浪江町にある山林の所有者から立木の伐採権を取得し、同町で立木の伐採・販売等の林業を営んでいたところ、原発事故により立木の商品価値が失われたとして、立木の価値減少分の財物損害の賠償を求めた〔不動産登記簿、公図、売買契約書、領収証及び時系列表等〕。東京電力は、答弁書において、財物価値の喪失・減少の有無についての具体的な法的評価、判断をすることが困難であるとして認否を留保した。パネルは、原発事故と相当因果関係が認められる財物価値の喪失があったと判断し、立木伐採権の売買代金のうち、原発事故時に伐採が未了であった立木の代金を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	559		
事案の概要	いわき市内の釣餌の卸売業者について、風評被害により廃業を余儀なくされたことに伴う営業損害(廃業損害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.3.19	全部和解成立日	H25.7.5
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	13,152,118	H23.12以降分	※1

小計 13,152,118

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,152,118
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立外個人事業主は、原発事故時、釣り餌の卸売業を営んでいたところ、風評被害による県外・県内の取引先からの注文の激減、県内の釣り客の減少、主要取引先のおわき市からの撤退等が原因となり廃業に追い込まれたとして、申立外個人事業主の破産管財人に選任された申立人が、廃業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立外個人事業主の原発事故前の営業等所得が減少傾向にあったことや、事故後は廃業月までの逸失利益の賠償が行われており損害が填補されていることを理由に、事業の廃止は自らの選択であり、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故と廃業との相当因果関係は認められると判断した上で、地震・津波による影響があったことも踏まえて原発事故の影響割合を8割とし、また、申立外個人事業主の営業利益が減少傾向にあったこと等を考慮して賠償期間を3年分とし、風評被害による廃業損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、一定期間の逸失利益等を賠償すべき損害としていっているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	560		
事案の概要	福島県中通りにおいて総合病院を経営する申立人について、患者のリハビリ等に使用される場所である庭園の除染費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H24.10.22	全部和解成立日	H25.7.5
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	除染費用	3,847,710	H23.3~H24.7	※1
小計			3,847,710		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,847,710
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、郡山市において総合病院を経営しているところ、リハビリ治療に利用していた病院敷地内の庭園が原発事故の放射性物質に汚染され、リハビリ再開のために除染せざるを得なかったとして7つの除染工事費用〔請求書、領収書〕の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、賠償すること自体は争わず、除染の必要性や金額等を確認するための更なる資料の提出を求め、損害の算定方法について意見を述べた。パネルは、全ての除染工事の必要性を認めた上で、7つの除染工事のうち、4つは原発事故の影響割合を10割、3つは8割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	561		
事案の概要	宮城県で堆肥飼料等の生産、販売を営む申立会社について、原発事故後の政府等による出荷制限指示等に伴う逸失利益、放射能汚染により廃棄を余儀なくされた堆肥等の財物損害、福島県の旧緊急時避難準備区域内の工事現場に原発事故前に納品したが避難のため放置された堆肥の梱包資材等の財物損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア	第3の2(1)イ
	第3の2(3)	第5の2(2)イ	第5の2(2)ウ

2 基本情報

申立日	H24.11.27	全部和解成立日	H25.7.5
事故時住所	宮城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,774,841	H23.4~H23.7	※1
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		1,844,531	H23.7~H23.8	※2
全部和解	風評被害・逸失利益		5,702,601	H23.9~H23.12	※3
全部和解	出荷制限指示・検査費用(物)		174,960	H23.3~H24.5	※4
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	1,742,004	H23.3~H23.8	※5
全部和解	財物損害	その他動産	4,081,000		※6
全部和解	財物損害	その他動産	60,286,671		※7

小計 75,606,608

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	75,606,608
	弁護士費用	1,424,127
	手続内で処理された既払金合計額	28,135,716

※1 中間指針第7の1

申立人は、原発事故時、宮城県で堆肥飼料等を生産、販売していたところ、原発事故により宮城県内の材料を原料とする堆肥飼料について消費者が買い控えたために売上げが減少したとして、特定の取引先に係る営業損害の賠償を求めた〔見積書、製造原価報告書、売上集計表〕。東京電力は、出荷自粛措置前の期間については減収と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、減収と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、立証の程度等を考慮し、一部の堆肥については請求金額の5割を、それ以外の堆肥については請求金額どおりの損害額と認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型 について、原発事故以降に現実生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の1

申立人は、原発事故時、宮城県で堆肥飼料等を生産・販売していたところ、高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等について、政府等により生産・流通の自粛等が発表されたことにより堆肥等の生産・販売ができなくなったとして、特定の取引先に係る営業損害の賠償を求めた〔取引台帳、見積書、製造原価報告書、売上集計表〕。東京電力は、特定の取引先について減収となっても会社全体で増収していた場合は営業損害の賠償は認められないと主張した。パネルは、当該取引先に対する減収と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、立証の程度等を考慮し、一部の堆肥については請求金額の5割を、それ以外の堆肥については請求金額どおりを損害額と認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅰは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため現実に減収があった場合には、その減収分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、原発事故時、宮城県で堆肥飼料等を生産・販売していたところ、原発事故により宮城県内の材料を原料とする堆肥飼料について消費者が買い控えたため売上げが減少したとして、特定の取引先に係る営業損害の賠償を求めた〔見積書、売上原価報告書、売上集計表等〕。東京電力は、損害額算定の基礎になる販売予定数について客観性がないと主張して争った。パネルは、当該取引先に対する減収と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、立証の程度等を考慮し、一部の堆肥については請求金額の5割を、それ以外の堆肥については請求金額どおりを損害額と認める和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2Ⅰ①viiは、農林漁業において、中間指針策定以降に現実生じた買い控え等による被害のうち、宮城県において産出された家畜排せつ物を原料とする堆肥については、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第5の3

申立人は、原発事故時、宮城県で堆肥飼料等を生産・販売していたところ、原発事故後、高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等について政府等により生産・流通の自粛及び放射性物質検査の指示等が発表され、同指示に基づいて実施した放射能検査にかかった人件費及び配送費について、検査費用の賠償を求めた〔日報、伝票〕。東京電力は、人件費については従業員を使用したため新たな人件費が発生していないと主張し、配送費については資料が不足していると主張した。パネルは、当該検査費用の支出と原発事故との相当因果関係を認め、申立人の請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第5の3は、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされた検査費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第5の1

申立人は、原発事故時、宮城県で堆肥飼料等を生産・販売していたところ、原発事故後、高濃度の放射性セシウムが含まれる可能性のある堆肥等について政府等により生産・流通の自粛等

が発表されたことにより、取引先に対応するために支出した交通費及び接待交際費等について、追加的費用の賠償を求めた〔精算書、領収書〕。東京電力は、費用の支出と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、当該費用の支出と原発事故との相当因果関係を認めたものの、一部疑義が残る支出が含まれていたため影響割合を5割として算出した和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の10

申立人は、原発事故時、宮城県で堆肥飼料等を生産・販売し、南相馬市原町区の工事現場に資材を置いていたところ、原発事故による避難指示等により当該資材が雨風に晒されて商品価値が失われたとして、資材の価値喪失分の財物賠償を求めた〔納品書、報告書、製品カタログ、仕入台帳〕。東京電力は、放置された資材の型番及び数量が不明であると主張して争った。パネルは、原発事故と相当因果関係が認められる財物価値の喪失があったと判断し、申立人の請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第5の1

申立人は、原発事故時、宮城県で堆肥飼料等を生産・販売していたところ、自社敷地内で製造・保管していた堆肥飼料及びその原材料が放射性物質に汚染されたことによって財物価値が失われたとして、価値喪失分の財物損害の賠償を求めた〔製造原価報告書、放射能検査結果報告書等〕。東京電力は、原材料の一部については既に賠償済みであると主張し、また、財物の単価の根拠資料が不足していると主張して争った。パネルは、原発事故と相当因果関係が認められる財物価値の喪失があったと判断したが、東京電力の単価についての主張も一部認め、申立人の請求額の7割を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	562		
事案の概要	県北地域の病院を経営する申立人について、原発事故による自主的避難に起因する医師の退職及び患者の減少(主に小児科患者の減少)により生じた逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.12.14	全部和解成立日	H25.7.5
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		69,000,000	H23.9~H24.2	※1
小計			69,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	69,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、県北地域で病院を営む組合であるところ、原発事故による自主的避難を理由に医師が退職したため受入れ入院患者数を減らさざるを得ず、その結果減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、医師の自主的避難に伴う退職は当該医師個人の自由意思に基づくものであり、減収と原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、医師の自主的避難に伴う減収と原発事故との相当因果関係を認め、実額方式で算定した金額を認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱ②は、事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難に伴って必然的に生じたものは、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	563		
事案の概要	福島県中通りで果樹の栽培加工を営んでいた農家について、原発事故による収穫・加工の自粛要請に伴い廃棄を余儀なくされた果実についての財物損害及び果実の廃棄処分費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(1)イ	

2 基本情報

申立日	H25.4.8	全部和解成立日	H25.7.5
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	432,857	H24.9～H24.12	※1
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	商品回収・廃棄費用	9,305	H24.9～H24.12	※1
全部和解	その他		700	H24.9～H24.12	※2

小計 442,862

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	442,862
	弁護士費用	22,144
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、福島市で果物加工品の原料となる果樹の栽培をする農業を営み、また、収穫した果実を原料とした果物加工品の製造販売を営んでいたところ、原発事故後の福島市及び福島県による収穫・加工自粛要請により、収穫予定の果実を廃棄せざるを得なくなったとして、廃棄した果実の販売価格相当額(①)及び廃棄費用(②)[領収書]の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において①について認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、財物廃棄と原発事故との相当因果関係を認め、①について申立人主張の販売価格から経費を差し引いた額を、②について全額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、農林漁業者その他の対象事業者において、政府等の出荷制限指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としており、また、中間指針第5の1 IIは、農林漁業者その他の対象事業者において、政府等の出荷制限指示等に伴い、その事業において支障が生じたために負担した廃棄費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としてい

るところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2

本和解仲介手続に先立つ直接請求手続において、東京電力に提出した住民票、農業委員会発行に係る農業基本台帳登載事項証明書の取得費用及びコピー代について賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	564		
事案の概要	旧警戒区域においてダンススクールを営んでおり原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、平成23年6月から緊急時避難準備区域において週3回程度開催予定の新教室が開設不可能になったことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.2.22	全部和解成立日	H25.7.8
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		912,000	H23.3~H23.11	※1
小計			912,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	912,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、富岡町でダンススクールを経営し、南相馬市（緊急時避難準備区域）で新教室開設の準備をしていたところ、原発事故後、富岡町が警戒区域に指定されて避難を余儀なくされたことで新教室の開設ができなくなったとして、新教室に係る営業損害の賠償を求めた。東京電力は、新教室での収入見込額の根拠が明確でないと主張して争った。パネルは、新教室の開設断念と原発事故との相当因果関係を認め、逸失利益の9か月分として、収入見込額（予定されていた入金金及び月謝の9か月分の合計に想定入会者数を乗じた金額）に貢献利益率60%を乗じた額を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、かつ総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるとし、その合理的な算定方法の一つとして、営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値等を基に推定した額を挙げ、このような例と遜色のない方法により計算された額である場合には、

特段の事情がない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	565		
事案の概要	福島市内の自宅兼店舗で飲食店を営む申立人について、自宅兼店舗の除染費用及び軒下に保管していた食材を外気から遮断する障壁設置工事費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.8.7	全部和解成立日	H25.7.8
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	120,750	H23.3~H24.4	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	514,080	H23.3~H24.4	※1
小計			634,830		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	634,830
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、自宅兼店舗で飲食店を営む事業者であるところ、食材を原発事故による放射性物質から防ぐために自宅兼店舗の軒先を波板で囲む工事を行ったことに伴い費用が発生したとして、また、原発事故による放射性物質を除去するために自宅兼店舗の屋根塗装工事及び駐車場整地工事を行ったことに伴い費用が発生したとして、営業損害(追加的費用)の賠償を求めた。東京電力は、各工事が除染ではない可能性があり、仮に除染であったとしても必要かつ合理的な範囲を超えるものと考えられ、また、工事による支出は申立人の営業資産価値として残るなどとして相当因果関係を争った。パネルは、いずれの費用についても相当因果関係を認め、申立人が各工事のため支出した費用全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	566		
事案の概要	茨城県で水産物の加工販売業を営む申立会社について、風評被害による売上減少に伴い、廃棄を余儀なくされた原料在庫の財物損害及び廃棄費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.3.19	全部和解成立日	H25.7.8
事故時住所	茨城県大洗町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	9,900,000	H23.12～H24.11	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	226,566	H23.12～H24.11	※1

小計 10,126,566

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,126,566
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第三次追補第2

申立人は、茨城県大洗町において、岩手県産わかめを主たる原材料とする食品を製造・販売していたところ、原発事故による風評被害の影響で取引を敬遠され、原材料が劣化し廃棄を余儀なくされたとして、財物損害(原材料の簿価相当額)及び追加的費用(廃棄費用)の賠償を求めた。東京電力は、原材料の廃棄の理由が放射能汚染ではなく原材料の劣化であるから、廃棄と原発事故との因果関係が認められないと主張した。パネルは、原材料の廃棄と原発事故との相当因果関係を認めて、申立人の請求額どおりの和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2のI②は、主たる原材料が岩手県産の水産物である食品に係る原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	567		
事案の概要	競走馬の育成事業を行っている申立人について、風評被害により福島県内(自主的避難等対象区域内)の牧場の閉鎖を余儀なくされたことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.11.16	全部和解成立日	H25.7.9
事故時住所	北海道		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		20,000,000	H23.9~H24.10	※1

小計 20,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	20,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、北海道に本店を置き、福島県内で牧場を運営して競走馬の育成事業を行っていたところ、原発事故の風評被害により当該牧場の閉鎖を余儀なくされたことに伴う営業損害の賠償を求めた〔確定申告書類〕。東京電力は、売上減少と原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、馬主の一部から当該牧場から馬を移動させてほしいとの要望があったこと、その結果当該牧場を閉鎖せざるを得なくなったことから〔電話聴取報告書〕、売上減少と原発事故との相当因果関係を認め、影響割合を約6割とする和解案を提示した。なお、申立て後に申立人が死亡したため、相続人らが申立人の地位を承継した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業、サービス業等において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害は、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	568		
事案の概要	大工である申立人について、計画的避難区域(飯舘村)内の作業場が原発事故により使用不能となったため新たに川俣町に作業場を設置したが、当該作業場設置費用の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)		

2 基本情報

申立日	H25.3.13	全部和解成立日	H25.7.9
事故時住所	川俣町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	25,000		※1
早期一部和解	その他		300		※2
全部和解	営業損害・追加的費用		850,000		※3
小計			875,300		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	875,300
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

事業拠点の移転費用として、作業場移転の手伝い費用の賠償を認めたものである。

※2

直接請求に伴う費用として、住民票取得費用の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人は、建築業(大工)を営む事業者であるところ、原発事故により飯舘村所在の作業場に入ることができなくなり、自宅の敷地に仮設の作業場を建設して営業を再開するための追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、追加的費用は申立人の事業用資産となるため賠償の対象にならないなどと主張して争った。パネルは、現金の支出が申立人の財務内容に与える経済的影響等を考慮し、作業場設置及びこれに関して生じた費用に関する損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用(従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	569		
事案の概要	県中地域で、完成品メーカーの下請として携帯電話部品の製造業を営む申立会社について、部品の製造や加工の一部が福島県内で実施されることを避けようとする完成品メーカーの行動による風評被害が原因で売上が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.7.30	全部和解成立日	H25.7.10
事故時住所	東京都墨田区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		31,686,373	H23.3~H23.11	※1

小計 31,686,373

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	31,686,373
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、郡山市の工場において大手メーカーの下請として携帯電話等の電子部品を製造していたところ、福島県内で製造された部品を避けようとする同メーカーから関東での部品製造を求められたが、申立人はこの要請に応えられず取引を停止され、その結果、売上が減少したため、平成23年3月から平成24年2月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、電子部品は放射性物質によって汚染される可能性が極めて低いため、風評被害が生じる可能性はほとんどなく、仮に風評被害が生じたとしても短期間で解消される旨を主張した。パネルは、平成23年3月から同年11月までの風評被害の発生を認めた上で、申立人の売上が原発事故前から減少傾向にあったこと等を考慮して申立人の請求額から一定の割合を減じた和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	570		
事案の概要	旧警戒区域(双葉町)から避難した申立人らについて、事故時80歳台半ばで、脳梗塞の既往症があり、寝たきり(要介護4)の父が避難中の平成23年3月末に死亡したことに伴う死亡慰謝料等につき、死亡の結果と原発事故との因果関係を認め、事故の寄与度を5割と認定した上で賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H25.7.11
事故時住所	双葉町		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	388,000	H23.3~H24.3	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,620,000	H23.3~H24.5	※3
全部和解	避難費用	交通費	10,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	690,000	H23.3~H24.3	※4
全部和解	一時立入費用	交通費	136,000	H23.3~H24.3	※5

小計 2,844,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	20,000	H23.3~H24.3	※2
一部和解	避難費用	宿泊費等	50,000	H23.3~H24.3	※6
一部和解	一時立入費用	交通費	20,000	H23.3~H24.3	※5
一部和解	精神的損害	基本部分	1,600,000	H23.3~H24.5	※3

小計 1,690,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	20,000	H23.3~H24.3	※2
一部和解	一時立入費用	交通費	20,000	H23.3~H24.3	※5
一部和解	就労不能損害	減収分	94,467	H23.3~H24.3	※7
一部和解	精神的損害	基本部分	1,600,000	H23.3~H24.5	※3
全部和解	避難費用	交通費	109,736	H23.3~H24.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	109,267	H23.3~H24.3	※4

小計 1,953,470

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	30,000	H23.3~H24.3	※2
一部和解	一時立入費用	交通費	10,000	H23.3~H24.3	※5
一部和解	就労不能損害	減収分	1,186,400	H23.3~H24.2	※8
一部和解	精神的損害	基本部分	1,600,000	H23.3~H24.5	※3
全部和解	避難費用	交通費	50,000	H23.3~H24.3	※2
小計			2,876,400		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	5,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	避難費用	交通費	22,700	H23.3~H24.3	※2
全部和解	精神的損害	その他	100,000	H23.3~H24.3	※3
小計			127,700		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	50,000	H23.3~H24.3	※4
全部和解	精神的損害	増額分	1,500,000	H23.3~H24.5	※3
全部和解	財物損害	家財	7,750,000		※9
小計			9,300,000		

申立人A、B、F共通(被相続人Gの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	5,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	7,000,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	2,475,713		※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	180,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	文書料	6,300		※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	350,000		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3	※3
小計			10,117,013		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	28,908,583
	弁護士費用	867,257
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立外亡G（申立人A及びF（追加申立て）の父、申立人Bの夫）は、体幹機能障害（介護度4）のために自宅で寝たきりの状態であったところ、平成23年3月12日、原発事故による避難中に多発性脳梗塞を発症したため伊達郡川俣町の病院にて入院治療を受けたが、入院中に肺炎を併発し、同月31日に同病院内で死亡した〔診断書〕。申立人らは、亡Gの入通院及び死亡に係る慰謝料及び逸失利益（老齢年金分）等の賠償を求めた。東京電力は、亡Gの死亡と原発事故との間に相当因果関係があることを前提に、亡G及び遺族固有分も合わせた慰謝料額は自賠責保険の支払基準によるべきであり、逸失利益（老齢年金分）からは6割の生活費控除をすべきであり、また、亡Gの既往症を踏まえた原発事故の影響割合は5割であると主張して争った。パネルは、原発事故当時の状況等を踏まえ、原発事故の影響割合を5割程度と認め、死亡慰謝料（遺族固有分を含む）を自賠責保険の支払基準によらずに700万円と算定し、また、逸失利益（老齢年金分）から5割の割合で生活費控除をした残額について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I①は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した対象区域から避難するために負担した交通費を賠償すべき損害と認めているところ、これに従って和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、慰謝料の目安を月額10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者が一時立入りに参加するために負担した交通費を、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の8

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の8

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示

されたものである。なお、対象期間は上記のとおりであり、和解契約書記載の対象期間は誤記である。

※9 中間指針第3の10

中間指針第3の10 Iは、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われた場合、その価値を喪失した部分を賠償すべき損害と認めているところ、東京電力は、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準に基づいて家財に関する定額賠償金775万円の賠償を認めたため、パネルは、同額について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	571		
事案の概要	避難中に旧警戒区域(富岡町)の自宅から自動車を盗まれた申立人らについて、自動車の中古車としての時価の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)カ	

2 基本情報

申立日	H24.3.29	全部和解成立日	H25.7.12
事故時住所	富岡町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	800,000		※1

小計 800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故により避難を強いられている間に、自宅(居住制限区域)から自家用車や家電製品等の家財を盗まれた〔押収品目録交付書、裁判結果通知書等〕として、被害相当額及び被害対応に係る心労について慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、窃盗被害と原発事故との間に相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、自家用車について、当時の被害発生場所が警戒区域に指定され、住民の避難により窃盗被害が生じやすかった状態に鑑み、購入額である120万円〔領収書〕を基礎額としつつ、第三者の行為が介在したことを考慮し80万円に減額して和解案を提示した。慰謝料については和解の対象とせず、家財についての損害は東京電力の直接請求手続にて賠償される見込みがあることから和解の対象としなかった。

中間指針第3の10Iは、避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	572		
事案の概要	岩手県において東北、関東地方向けに牛乳販売業を営む申立会社について、東北地方での売上げは原発事故前より増加しているものの、これは営業努力によるものとして控除せず、関東地方での風評被害による売上減少分の逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.12.5	全部和解成立日	H25.7.16
事故時住所	岩手県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		7,860,456	H23.4~H24.9	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		2,121,246	H23.4~H24.9	※2

小計 9,981,702

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,981,702
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、岩手県内で牛乳の製造販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により首都圏における売上げが減少したとして〔売上集計表〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、全社ベースでは売上高が増加しているため、原発事故に起因する風評被害は認められないとの意見を述べた。パネルは、首都圏における風評被害はあったこと、首都圏での販売は地方での販売に比べ利益率が高いことを認め、首都圏販売での逸失利益から地方販売での獲得利益を控除し、影響割合を若干減じた(結論的には9割5分)和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ① iv は、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、岩手県において産出された牛乳・乳製品については、原則として賠償すべき損害と認め、中間指針第7の1 IV ① は損害項目として取引数量の減少等による減収分を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、岩手県内で牛乳の製造販売業を営んでいたところ、風評被害払拭のために支出を余儀なくされた検査費用の賠償を求めた〔検査結果〕。東京電力は、申立人の取扱製品から放射性物質が検出される客観的可能性は極めて低い等として検査の必要性・相当性を欠くとの意見を

述べた。パネルは、消費者からの問合せがあったため検査を行わざるを得なかったことを認め〔メール〕、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ① ivは、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、岩手県において産出された牛乳・乳製品については、原則として賠償すべき損害と認め、中間指針第7の1 IV③は損害項目として取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	573		
事案の概要	旧警戒区域内に農場を設けて園芸用植物を生産していた申立会社について、逸失利益や移転先で営業を再開するための追加的費用(ビニールハウスの代金や作業場建築代金を含む。)が賠償されたほか、資産の取得に支出した費用は賠償の対象にならないという東京電力の主張を排斥して移転先の土地取得により生じた損害として土地購入代金の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)	第1の9(2)イ(イ)	

2 基本情報

申立日	H24.2.1	全部和解成立日	H25.7.17
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		42,743,384	H23.3～H24.5	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	36,919,030	H23.3～H24.5	※2

小計 79,662,414

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	79,662,414
	弁護士費用	2,389,872
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、警戒区域内に複数の生産農場を構え、園芸用の植物の生産を行う事業者であるところ、原発事故により平成23年3月11日以降の出荷が不可能となり減収が生じたとして、営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体は争わなかったが、賠償金額の算定方法及び平成23年6月から平成24年2月までの売上げについては、「特別の努力」に当たらず逸失利益の計算から控除すべきとの意見を述べた(原発事故の影響割合については意見を述べていない)。パネルは、対象期間における貢献利益に減収率を乗じて損害額を算定の上(原発事故の影響割合は明示されていないものの10割)、和解案を提示した。なお、上記和解金額のうち3000万円については、仮払和解が先行している。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故により警戒区域内の生産農場が使用できず、また、直ちに使用再開できる見込みがないことから、栃木県の移転先で営業を再開するための追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、追加的費用のうち、土地購入代金については、資産の取得に支出した費用は賠償の対象にならないと主張して争った。パネルは、東京電力の主張を排斥して、移転先の土地取得により生じた損害として土地購入代金の一部を認め、また、ビニールハウスの代金や作業場建築代金等の追加的費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	574		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域に自宅と勤務先工場があり、原発事故による工場の他県移転に伴い雇用確保のため他県に単身赴任した申立人について、工場移転は経営判断であり原発事故との因果関係を否定する東京電力の主張を排斥し、かつ、平成24年9月以降も単身赴任を継続する必要があると認めて避難費用及び日常生活阻害慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)

2 基本情報

申立日	H24.5.9	全部和解成立日	H25.7.17
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	300,000	H23.3~H25.5	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.3~H25.5	※2
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H23.3~H25.5	※3

小計 2,250,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,250,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、単身赴任先で購入した家財道具37万円の支出について、避難によるものとして賠償を求めた。東京電力は、申立人の異動は震災の影響ではなく、会社の経営判断に基づく配置転換であり、家財の購入と原発事故との相当因果関係が認められないとして全額否認した。パネルは、家財道具購入費用として30万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

申立人は、精神的損害として月額10万円の賠償を求めた。東京電力は、申立人の異動は震災の影響ではなく、会社の経営判断に基づく配置転換であり、精神的損害と原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、就労上の理由で帰宅できない特段の事情を認定し、精神的損害(日常生活阻害慰謝料)として、東京電力が支払を拒絶した平成24年6月分から和解案提示直近月である平成25年5月までの12か月間について、月額10万円の賠償を認めた。

中間指針第3の6は、避難等対象者の月額慰謝料の目安を10万円とし、その終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、家族の別離があったとして精神的損害の増額を求めた。東京電力は、※2同様に相当因果関係が認められないとして否認した。パネルは、精神的損害（日常生活阻害慰謝料増額分）として、家族の別離が生じた平成23年5月から和解案提示直近月である平成25年5月までの25か月間について、月額3万円の賠償を認めた。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、「家族の別離、二重生活等が生じたこと」があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた額よりも増額することができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	575		
事案の概要	旧警戒区域及び旧緊急時避難準備区域内の健康施設にコイン式フィットネス機器等を設置させてもらい、利用者の有償使用に供していた申立人に対して、原発事故による健康施設の営業休止に伴う逸失利益及び旧警戒区域内に設置したフィットネス機器等の財物損害(全額)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H24.4.2	全部和解成立日	H25.7.18
事故時住所	東京都台東区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		804,146	H23.3~H24.12	※1
全部和解	財物損害	動産	2,577,960		※2
小計			3,382,106		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,382,106
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、旧警戒区域及び緊急時避難準備区域において、コイン式フィットネス機器等の設置運営及びメンテナンス業を営んでいたところ、機器を設置していた施設が原発事故によって閉鎖等を余儀なくされ売上げが減少したとして営業損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故により負担を免れた費用を考慮すべきである旨を主張した。パネルは、原発事故により負担を免れた費用はほとんどないことから、申立人の平均月次収入を基に対象期間の損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、旧警戒区域及び緊急時避難準備区域において、コイン式フィットネス機器等の設置運営及びメンテナンス業を営んでいたところ、原発事故によって旧警戒区域及び緊急時避難準備区域に設置していた機器の価値が失われたとして財物損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後に持ち出せた機器は財物の価値が減少していないから賠償の対象とすべきでない旨を主

張した。パネルは、持ち出すことができなかつた機器のみを賠償の対象としたが、賠償対象の機器については利用者がその身体に密着した状態で使用する健康器具であることを考慮して全損と判断し、原発事故の約3か月前に取得したものであることを踏まえて取得価格の9割を損害額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	576		
事案の概要	旧警戒区域において貸家業を営んでいた申立人について、借家人の避難に伴う逸失利益の算定に当たり、東京電力の主張する減価償却費の取扱いや固定費と変動費の振分けの方法を採用せずに賠償額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の5(2)	第1の9(2)ア(オ)	

2 基本情報

申立日	H25.2.12	全部和解成立日	H25.7.18
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		4,070,579	H23.3~H24.9	※1
全部和解	一時立入費用		14,322	H23.12~H24.9	※2
小計			4,084,901		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,084,901
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、富岡町で不動産賃貸業を営んでいたところ、原発事故による住民避難により営業不能に陥ったとして、営業損害の賠償を求めた〔確定申告書類〕。東京電力は、賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について、修繕費は変動費であること及び減価償却費相当額を逸失利益から控除すべきであると主張した。パネルは、申立人の修繕費と売上高は比例的關係になるとの主張を考慮し、修繕費の半額を変動費とし、また、減価償却費相当額を逸失利益から控除しないで算定した金額の和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

申立人は、富岡町で不動産賃貸業を営んでいたところ、賃貸物件所在地への一時立入りに要したガソリン代金及び装備費用の賠償を求めた。東京電力は、これを認めた。パネルは、請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、一時立入りに参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	577		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(川内村)で植木栽培業を営む申立人らについて、原発事故の風評被害により植木が売れなくなったことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.3.4	全部和解成立日	H25.7.18
事故時住所	川内村		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,014,994	H23.3~H25.2	※1

小計 3,014,994

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,014,994
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人らは植木栽培業を営んでいたところ、原発事故により植木が売れなくなり、植木も放射能により価値が喪失したなどと主張して、逸失利益、植木の財物損害等の賠償を請求した。東京電力は、請求対象の樹木が存在する場所が緊急時避難準備区域に当たり、財物賠償の対象となっていないため、財産的価値が喪失したとは認められないなどと主張して争った。パネルは、原発事故により樹木の販売ができず、逸失利益は認められると判断して、過去の売上実績を基礎に請求対象年度の売上げを想定し、そこから実際に負担を免れた経費分を差し引いた金額での和解案を提示した。なお、財物損害については和解案の対象外とした。

中間指針第7の2 I ① v は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	578		
事案の概要	旧警戒区域からの避難中に妻が体調を崩し、平成24年3月末に妻の看病のために、いわき市の勤務先(派遣社員)を自主退職した申立人(事故時62歳、退職時63歳)について、自主退職と原発事故避難との間に因果関係を認め、将来分を含む自主退職後2年分の就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.4.3	全部和解成立日	H25.7.18
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	5,598,200	H24.4~H26.3	※1

小計 5,598,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,598,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故当時、定年後の派遣社員(1年ごとに契約更新)として勤務しており、原発事故後も勤務を続けていたが、避難生活により体調を崩し自らが適応障害と診断〔診断書〕されたこと及び妻も不眠症等で体調を崩したこと〔診断書〕から、契約更新を断念せざるを得なかったとして、退職後(平成24年4月以降)の減収分を請求した。東京電力は、申立人の退職理由が自己都合であると主張して争った。パネルは、原発事故がなければ契約更新が可能な限り申立人が就労する意思を有しており、申立人の勤務先も、申立人が契約更新を断念することがなければ更新可能な限度(平成26年3月末日)まで申立人を派遣社員として雇用継続することを予定していた〔勤務先からの電話聴取事項報告書〕ことから、原発事故と減収との間に相当因果関係を認め、同月までの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	579		
事案の概要	茨城県で果物の無農薬栽培・加工・販売を行っていた農家について、風評被害により栽培の断念を余儀なくされたことに伴う営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H24.8.3	全部和解成立日	H25.7.19
事故時住所	茨城県高萩市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	200,000	H23.4~H25.3	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	900,000		※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	570,000		※1

小計 1,670,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,670,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は茨城県高萩市所在の果物の栽培、加工販売業者であるところ、原発事故による風評被害のため果物の栽培を断念したとして、果物の栽培断念に係る損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人が全滅したと主張する苗の単価及び数量が不明であること、申立人の農地の賃貸借契約の内容に疑問点があること、風評被害の事実の有無が明らかでないこと等を主張して争った。パネルは、申立人が提出した資料及び口頭審理期日における申立人の陳述内容等を根拠に東京電力の主張を排斥し、果物の苗の滅失による損害（90万円）、平成23年度及び平成24年度の農地の賃借料に関する損害（20万円）、農地開墾に要した損害（57万円）について、原発事故との相当因果関係を認め、和解案を提示した。

中間指針第7の2Ⅱは、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害について、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合、原則として賠償すべき損害として認めており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	580		
事案の概要	旧警戒区域から避難した申立人らのうち1名が個人で経営する自営業について、営業損害(逸失利益)が請求額の満額賠償されたほか、事業用動産が全損であることを前提に賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(カ)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.9.5	全部和解成立日	H25.7.19
事故時住所	双葉町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	医療業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※3
一部和解	一時立入費用		50,000	H23.3~H24.8	※4

小計 1,850,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※3
一部和解	避難費用	交通費	35,000	H23.3~H24.8	※5
全部和解	避難費用	宿泊費等	23,200	H23.3~H24.8	※5
全部和解	営業損害・逸失利益		19,377,406	H23.3~H24.8	※1
全部和解	財物損害	その他動産	1,482,349	H23.3~H24.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	600,000	H23.3~H25.1	※6
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	100,000	H23.3~H25.1	※6

小計 23,417,955

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,250,000	H23.3~H25.1	※6
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	125,000	H23.3~H25.1	※6

小計 3,175,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※3
小計			1,800,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	7,150,000	H23.3~H24.8	※7
小計			7,150,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	37,392,955
	弁護士費用	1,121,789
	手続内で処理された既払金合計額	2,202,431

※1 中間指針第3の7

双葉町で歯科医院を経営していた申立人が、原発事故に伴い避難するために営業停止した歯科医院の営業損害を逸失利益として賠償請求した。東京電力は、事業経費の控除について意見を述べたが、パネルは、申立人の請求額を全額認めた。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、上記歯科医院で使用していた事業用動産の価値の全部が失われたとして財物損害の請求をした。東京電力は、全部の事業用動産を全損認定した上、一部の事業用動産について、原発事故直前である平成23年時点での未償却残高を控除した金額を認めた。パネルは、最終的に当事者間で争いがなくなった東京電力の算定した金額による和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めており、中間指針第二次追補第2の4 Iは、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により全損したものと推認することができるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6

中間指針第3の6 Iは、避難等対象者が受けた精神的苦痛のうち、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害と認めており、中間指針第3の6 III①は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立入りに参加するために負担した交通費等は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ①②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域から避難するために負担した交通費や対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の5

中間指針第3の5 I は、原発事故により避難を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化するなどしたことにより生じた逸失利益、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めており、中間指針第二次追補第2の4 I は、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により全損したものと推認することができるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	581		
事案の概要	旧警戒区域で流通関係業を営む申立会社が所有していた償却資産について、東京電力の主張する税務上の耐用年数等を用いる算定方法を採用せずに実際の効用持続年数を用いて算定した価格を賠償額とし、また、逸失利益の賠償が行われた後に財物(償却資産)の賠償を行う場合について東京電力の主張する減価償却費相当額の賠償額からの控除を行わなかった事例。		
紹介箇所	第1の12(2)イ(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.11.22	全部和解成立日	H25.7.23
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	14,880,000		※1
全部和解	財物損害	不動産	132,170,000		※1
全部和解	財物損害	動産	26,100,000		※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	14,100,000	H23.3~H25.3	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	1,590,000		※2

小計 188,840,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	2,570,000		※1
全部和解	財物損害	不動産	23,340,000		※1
全部和解	財物損害	動産	6,180,000		※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	3,610,000		※2

小計 35,700,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	不動産	33,990,000		※1
全部和解	避難費用		1,500,000	H23.3~H25.3	※3

小計 35,490,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	260,030,000
	弁護士費用	6,910,000
	手続内で処理された既払金合計額	266,940,000

※1 中間指針第3の10

申立人Aは浪江町所在の卸売業者、同Bは同町所在の小売販売業者、同Cは同町在住の者であるところ、原発事故による放射性物質に曝露されるなどして、申立人ら所有の不動産及び動産の財産価値が滅失したとして、価値減少分の賠償を請求した。東京電力は、財物の価値減少分の算定において、当該財物の帳簿価格を基準とする賠償額の算定方法を採用すべきであること、減価償却費を加味した逸失利益の賠償を行っている本件において、償却資産の財産価値の賠償を行うことは、実質的に二重賠償になることを主張して争った。パネルは、東京電力が主張する帳簿価格を基準とする算定方法を採用せず、実際の効用持続年数を基準として財物の価値減少分を算定した上、逸失利益の賠償と償却資産価値の賠償の二重賠償を否定して、減価償却費相当額の控除を行わず和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、「対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合」に価値喪失又は減少分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

また、中間指針第3の10備考5は、財産の価値は、「原則として、本件事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべき」と規定しているところ、本件は、財産価値の算定の際の耐用年数において、税務上の耐用年数を採用せず、実際の効用年数を基準とした持続年数を採用し、財産価値の算定を行ったものである。

※2 中間指針第3の7

事業に支障が生じたために設置した支店の開設費用、残リース料等の追加的費用等の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

避難のために生じた宿泊先の家賃分を避難費用として認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	582		
事案の概要	東日本各地に事業所を展開する申立会社について、旧緊急時避難準備区域内の工場が原発事故に伴い操業停止したため、当該工場勤務の従業員を他の事業所で勤務させた際に支払った賃金相当額について、賃金分の労務を得ていたので損害はないとする東京電力の主張を排斥し、従業員のために無理をして雇用を維持したものとして、支払賃金の8割について、賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の9(2)オ(イ)	

2 基本情報

申立日	H25.2.19	全部和解成立日	H25.7.23
事故時住所	東京都千代田区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		16,130,168	H23.9~H23.12	※1
全部和解	除染費用等	除染費用	39,800		※2
小計			16,169,968		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,169,968
	弁護士費用	485,099
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、中間指針第二次追補第2の2

申立人は、緊急時避難準備区域内に有していた工場が原発事故に伴い操業停止したため、当該工場勤務の従業員を他の事業所で勤務させたのは特別の努力に当たると主張して、当該従業員に支払った賃金相当額を逸失利益として賠償請求した。東京電力は、申立人が他の事業所において当該従業員の労務を得ていたことから損害がないと主張して争った。パネルは、申立人が当該従業員のために無理をして雇用を維持したものとして特別の努力に当たると判断し、支払賃金の8割について賠償を認めた。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、中間指針第二次追補第2の2 IIは、営業損害を被った事業者による転業や臨時の営業等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

除染のために必要な費用として、高圧洗浄機の購入費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	583		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の自宅敷地内除染費用について、樹木の枝葉打ちでは不十分であるとして、樹木伐採に要した費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H25.2.19	全部和解成立日	H25.7.23
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		2,000,000	H23.3~H24.12	※1
小計			2,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立人Aは、自宅敷地内にある樹木が原発事故に由来する放射性物質によって汚染され、申立人ら（特に申立人D及びE（両名は申立人Aの孫））の健康被害が懸念されたことから、自主的に業者に依頼して当該樹木を伐採、運搬及び処分してもらい、それにかかった費用200万円〔請求書等〕を請求した。東京電力は、除染は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」に基づいて、国及び地方公共団体を中心として実施されることとなっており、申立人らが居住する南相馬市では同市が定める除染実施計画に基づき実施されることとなっていること、環境省作成の除染ガイドラインによれば、生活圏の樹木については、伐採ではなく、落ち葉、枝葉の除去等の方法による除染が推奨されていること、福島県の定める除染対策事業実施要領によれば、戸建て住宅1軒当たりの草木除去に対する交付金額が10万円、生活圏隣接の森林の枝打ち・落ち葉除去に対する交付金額が1ヘクタール当たり60万円とされていること等を考慮すべきと主張して争った。パネルは、当該樹木の生育状況〔公図、写真等〕及び伐採により空間線量の低減が認められたこと〔空間線量を記した図及び線量計の数値を写した写真〕等から、当該樹木の枝葉打ちでは不十分であり、当該樹木の伐採が必要かつ合理的な範囲の除染であるとして、申立人の請求額全額（当該伐採に要した費用全額）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、避難指示等対象区域内にある財物について、一定の場合に、除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

なお、申立人B（申立人Aの子）、C（申立人Bの妻）、D及びEも、申立人Aと同じ請求を申し立てたが、当該除染費用を支出した者が申立人Aであったため、申立人B、C、D及びEは、いずれも各自の請求を取り下げた。

1 事案の概要

公表番号	584		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住していたが、子供の甲状腺検査でのう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成24年11月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、取りあえず、申立ての前の月である平成25年3月までに生じた避難費用、就労不能損害、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク	第10の2(4)	

2 基本情報

申立日	H25.4.9	全部和解成立日	H25.7.23
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	741,237	H24.12～H25.1	※1
小計			741,237		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	460,215	H24.12～H25.1	※1
小計			460,215		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	27,149	H24.11	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	23,800	H24.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	138,000	H23.3～H24.11	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	336,649	H24.11～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	教育費	85,195	H23.3～H24.12	※1
全部和解	避難雑費		80,000	H24.12～H25.3	※1
小計			690,793		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,892,245
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3、総括基準（自主的避難をした者がいる場合の細目について）

申立人らは、自主的避難の実行による避難費用、生活費増加費用、申立人A及びBの就労不能損害等の賠償を求めた。東京電力は、平成24年11月になってからの長期避難の開始について、避難の合理性が認められないと主張して争った。パネルは、未成年である申立人Cに甲状腺検査でう胞が発見されたこと〔甲状腺検査の結果についてのお知らせ〕によって長期避難を開始したことには合理性があるとして、申立ての前月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費及び請求があった3か月分の就労不能損害を認めて和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	585		
事案の概要	<p>旧警戒区域(帰還困難区域)から避難した申立人らについて、 ①住宅の間取り、家具の数及び高額な仏壇があったことを考慮して、家財についての東京電力の定額賠償額715万円から185万円増額した家財賠償が認められた事例(同世帯家族の別事件があり、それぞれ450万円ずつ賠償)。 ②避難中に死亡した被相続人の精神的損害につき、家族の別離及び要介護3であったことを考慮して、日常生活阻害慰謝料が月6割増額され、また、避難中にかんりに患したことで精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことを考慮して、一時金50万円が認められた事例。</p>		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.7.31	全部和解成立日	H25.7.24
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	26,000	H23.3~H24.6	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,620,000	H23.3~H24.6	※2
全部和解	精神的損害	増額分	186,000	H23.3~H24.6	※3
全部和解	財物損害	その他動産	428,400		※4
小計			2,260,400		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	26,000	H23.3~H23.8	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	620,000	H23.3~H23.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	372,000	H23.3~H23.8	※5
全部和解	精神的損害	その他	500,000	H23.3~H23.8	※5
全部和解	財物損害	家財	4,500,000		※6
小計			6,018,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,278,400
	弁護士費用	248,352
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人A及び亡妻（被相続人。申立人AないしDが相続した。）が帰還困難区域にある自宅から関東圏まで避難した際の平成23年3月から同年4月までの移動費用について賠償が認められたものである。申立人B、C及びD（いずれも追加申立て）は、申立人Aと亡妻の間の子らである。

※2 中間指針第3の6

申立人Aについては請求期間（平成23年3月分から平成24年6月分まで）どおりの、亡妻（申立人AないしDが相続）については平成23年3月分から死亡した平成23年8月分までの日常生活阻害慰謝料の基本部分について賠償が認められたものである。なお、避難所に避難していた平成23年3月分についてはそれぞれ2万円の増額がされている。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

子供夫婦との別離、背部褥瘡の発症、要介護3の認定を受け、かつ、がんを患った亡妻〔介護保険受給資格証明書、診断書、医療照会状〕の介護を行ったことを考慮して平成23年3月分から同年8月分まで日常生活阻害慰謝料の3割の増額が認められたものである。

※4 中間指針第3の10

自宅から持ち出せず廃車手続を行った自家用車について、時価相当額の賠償が認められたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、避難中に死亡した被相続人の相続人であるところ、被相続人が、原発事故後に認知症を発症して要介護3となりがんを発症して死亡したのは原発事故によるとして、日常生活阻害慰謝料、入院院慰謝料、死亡慰謝料及び死亡による逸失利益の賠償を求めた（入院院慰謝料については、日常生活阻害慰謝料と一体の判断を求めた）〔介護保険受給資格証明書、診断書、死亡診断書、医療照会状、弁護士法23条の2に基づく照会に対する病院の回答、陳述書〕。東京電力は、医療照会の上、死亡と原発事故との間に相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、死亡慰謝料及び逸失利益については和解案を提示しなかったが、息子と別離して避難したこと及び要介護3であったことを考慮して各月の日常生活阻害慰謝料を6割増額し、避難中にがんになり患ったことで精神的・肉体的苦痛を被り不自由な生活を強いられたことを考慮して、一時金50万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあることや、重度の持病があること、家族の別離を生じたといった事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができ、また、目安とされた月額とは別に一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故時に申立人A、その亡妻、申立人B及びその妻の4名で居住していた住宅の家財について、申立人A夫婦の家財は申立人B夫婦の家財からは独立しているとして大人2人世帯としての算定を求め、さらに、東京電力の大人2人世帯分の定額賠償額475万円を超える損害があるとして〔仏壇の写真等〕、財物賠償を求めた。東京電力は、東京電力の支払基準に基づく定額賠償を主張した。パネルは、申立人A夫婦の家財が申立人B夫婦の家財からは独立しているとは認めなかったものの、住宅の間取、家具数及び高級材を用いた仏壇の存在を考慮して、東京電力の大人4人世帯としての定額賠償額715万円から185万円（合計900万円）を増額する和解案を提示した（申立人B夫婦は別事件で家財賠償を求めていたため（公表番号586）、本件では申立人A及び亡妻の分として2分の1である450万円が賠償された）。

中間指針第3の10Iは、避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	586		
事案の概要	<p>旧警戒区域(帰還困難区域)から避難した夫婦について、 ①住宅の間取り、家具の数及び高額な仏壇があったことを考慮して、家財についての東京電力の定額賠償額715万円から185万円増額した家財賠償が認められた事例(同世帯家族の別事件があり、それぞれ450万円ずつ賠償)。 ②避難慰謝料につき、原発事故直後から平成23年8月までの避難中の家族の別離(単身生活)等を考慮して、夫に月3割の増額、また、同期間中の家族の別離及び祖母の介護を考慮して、妻に月6割の増額が認められた事例。</p>		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)オ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.7.31	全部和解成立日	H25.7.24
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	15,000	H23.3~H24.6	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	1,289,145	H23.3~H24.6	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	1,720,000	H23.3~H24.6	※3
全部和解	精神的損害	増額分	216,000	H23.3~H24.6	※4

小計 3,240,145

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	68,000	H23.3~H24.6	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	100,000	H23.3~H24.6	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,620,000	H23.3~H24.6	※3
全部和解	精神的損害	増額分	372,000	H23.3~H24.6	※5

小計 2,160,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,561,860	H23.3～H24.6	※1
全部和解	避難費用	通信費増加費用	126,624	H23.3～H24.6	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	160,000	H23.3～H24.6	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	66,000	H23.3～H24.6	※6
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	16,360	H23.3～H24.6	※6
全部和解	検査費用(人)		3,450	H23.3～H24.6	※7
全部和解	検査費用(物)		7,020	H23.3～H24.6	※7
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	147,360	H23.3～H24.6	※8
全部和解	財物損害	その他動産	373,385		※9
全部和解	財物損害	家財	4,500,000		※10
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	47,687	H23.3～H24.6	※11

小計 7,009,746

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,409,891
	弁護士費用	372,297
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

自宅から関東圏に避難した際の交通費、避難先での宿泊費、新たに購入せざるを得なかった衣料品や生活用品購入費、避難したことにより増加した通信費や食費等〔預金通帳、領収書、レシート〕が賠償されたものである。

※2 中間指針第3の8

原発事故前と同じ勤務先に勤めたものの減収となった9か月分の差額減収分〔給与支払明細書〕が賠償されたものである。

※3 中間指針第3の6

日常生活阻害慰謝料の基本部分について賠償が認められたものである。なお、避難所に滞在した期間は、申立人Aは6か月分、申立人Bは1か月分について2割増額された。

※4 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、実母が原発事故による避難後のがんを発症して死亡したこと、被曝不安があること、自己の仕事の都合上、妻(申立人B)及び両親と別れての避難となったこと等を理由に〔陳述書等〕日常生活阻害慰謝料の増額を求めた。東京電力は、中間指針の基準額を超える損害はないと主張して争った。パネルは、家族と別離して避難したこと等を考慮して、平成23年3月から別離が解消した同年8月までの6か月分について日常生活阻害慰謝料を3割増額する和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離を生じたといった事情があり、通常の避難者と比べてその精神

的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故後、夫（申立人A）と別れての避難となったこと、申立外子の祖母（申立人Bの義母）と一緒に避難したところ、同人が認知症を発症して要介護3となった上、がんも発症したため介護を行いながらの避難となったこと等を理由に〔陳述書等〕日常生活阻害慰謝料の増額を求めた。東京電力は、中間指針の基準額を超える損害はないと主張して争った。パネルは、夫と別離したこと及び恒常的に義母の介護を行ったことを考慮して、平成23年3月から義母が死亡しかつ家族別離が解消した同年8月までの6か月分について、日常生活阻害慰謝料を6割増額する和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあることや、家族の別離を生じたといった事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の3

平成23年9月から平成24年3月までの一時立ち入り交通費及び宿泊費用について、請求額どおり賠償が認められたものである。

※7 中間指針第3の1、中間指針第3の9

ガイガーカウンター購入費及び放射線検査のための移動費用について、請求額どおり賠償が認められたものである。

※8 中間指針第3の2

申立人らが遠方に避難したことにより、他県に住む子供2名の帰省費用が原発事故前より増加したとして、4回の帰省分について差額の賠償が認められたものである。

※9 中間指針第3の10

原発事故により廃車となってしまった自家用車の財物損害〔登録事項等証明書〕について東京電力の調査による推定時価により賠償され、また、車両の買い替えに必要な諸費用〔納品請求書〕について実費どおり賠償が認められたものである。

※10 中間指針第3の10

申立人A及びB（夫婦）は、原発事故時に申立人Aの両親と4名で居住していた住宅の家財について、夫婦の家財は両親の家財からは独立しているとして大人2人世帯としての算定を求め、さらに、東京電力の大人2人世帯分の定額賠償額を超える損害があるとして〔室内の写真等〕、財物賠償を求めた。東京電力は、東京電力の支払基準に基づく定額賠償を主張した。パネルは、住宅の間取、家具数及び高級材を用いた仏壇の存在を考慮して、東京電力の大人4人世帯としての定額賠償額715万円に185万円を増額する和解案を提示した（両親の分については別事件で家財賠償を求めていたため（公表番号585）、本件では夫婦の分として2分の1である450万円が賠償された）。

中間指針第3の10Iは、避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※11 中間指針第3の2

申立人Aの両親の介護に必要なベッド購入費の賠償が認められたものである（なお、和解契約書上は「財物損害」と表示されている）。

1 事案の概要

公表番号	587		
事案の概要	果樹の栽培を福島県浜通り(警戒区域外)で営む申立人について、風評被害により廃業することを余儀なくされたことに伴う損害(おおむね年間利益の5年分に相当)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.6.7	全部和解成立日	H25.7.25
事故時住所	相馬市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人ら共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	218,400	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	203,200	H23.3~H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	ホテル滞在に伴う増加分	7,960	H23.3~H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	360,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	廃業損害		6,459,400	H23.3~H28.2	※1
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.3~H23.12	※3

小計 7,908,960

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,908,960
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	920,000

※1 中間指針第7の2、中間指針第3の7

申立人らは相馬市において果樹栽培及び販売を行っていたところ、原発事故による風評被害により廃業を余儀なくされたとして、廃業損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人の果樹栽培の廃業は津波による被害が原因であり、避難区域外の相馬市においては、廃業するほどの風評被害は生じないとして、廃業と原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、申立人らが原発事故後に従前の取引先(出荷先)から取引の見合わせを伝えられたこと、農機具を失った以外に

津波の被害がなく、栽培すること自体は可能であったこと等から、同人らの事業の廃業と原発事故との相当因果関係を認め、損害額を年間利益の5年相当分と認定して和解案を提示した

中間指針第7の2Ⅱは、風評被害による買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、賠償すべき損害としており、中間指針第3の7備考8は、廃業したした場合は、一定期間の逸失利益を賠償すべき損害としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

自主的避難者の避難に係る生活費増加分及び精神的損害の賠償を認めたものである。

※3 総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

本件では未成年の自主的避難者がいたため避難費用及び精神的損害の増額を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	588		
事案の概要	福島県中通りで有機農業を営み、農協経由の販売と農協を経由しない販売の両方を行っていた農家について、農協を経由しない販売分についての風評被害による逸失利益及び検査費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.12.20	全部和解成立日	H25.7.25
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示及び風評被害・逸失利益		2,339,628	H23.3~H23.12	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		474,920	H23.3~H24.11	※2
小計			2,814,548		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,814,548
	弁護士費用	84,437
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第7の2

申立人らは、福島県で有機農業を営み、農協経由の販売と農協を経由しない販売の両方を行っていたところ、原発事故により一部の作物について出荷制限指示が出されたため出荷できなくなり、その他についても風評被害により売上げが減少したとして、農協を経由しない販売分についての逸失利益を請求した(農協経由の販売については別途団体賠償により賠償されていた)。東京電力は、賠償の対象となること自体は争わず、申立人主張の貢献利益率や賠償金額について争った。パネルは、平成23年の売上減少額全体から、農協経由の販売分(団体賠償による既払分)に係る逸失利益額を控除した額を損害額として和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林水産物の出荷に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、その事業に支障が生じたため現実に減収があった場合にその減収分の賠償を認めており、また、中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人らは、原発事故後全ての作物について放射性物質の検査を実施しており、その費用を請求した(領収証の宛名が一部B名義であったため、Bが申立人として追加された。)。東京電力も、放射性物質検査であることの資料が提出されれば支払うと認否した。パネルは、申立人から放射性物質検査であることを裏付ける資料が提出されたことから、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び中間指針第7の1 IV③は、福島県において産出された農産物に係る、取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	589		
事案の概要	旧計画的避難区域に居住し、脳梗塞の既往症のある90歳近い高齢者が、平成23年5月の避難開始直後より体調が悪化し、同年7月に死亡した事案について、死亡の結果と原発事故による避難との間に因果関係を認め、事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料800万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.3.4	全部和解成立日	H25.7.25
事故時住所	飯館村		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通(被相続人Eの損害を含む)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,000,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	240,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	514,893		※1
全部和解	避難費用	交通費	10,000	H23.3~H23.7	※2
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代・慰謝料	203,100	H23.3~H23.7	※1
全部和解	その他		2,215		※3

小計 8,970,208

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,970,208
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立外亡E(申立人Aの夫、原発事故時89歳、脳梗塞の既往症あり)は、原発事故により自宅から特別養護老人介護施設に避難したところ、避難期間中に気管支肺炎を発症して〔診断書〕、平成23年7月に死亡した。亡Eの相続人である申立人A、B、C(追加申立て)及びD(追加申立て)は、亡Eの死亡慰謝料、葬儀関連費用、医療費及び入院慰謝料等の賠償を求めた。東京電力は、医療費、入院慰謝料及び証明書取得費用については全額認めたが、死亡慰謝料、葬儀費用及び逸失利益については原発事故の影響割合について2割5分が妥当であると主張して争った。パネルは、原発事故の影響割合を5割と認定し、死亡慰謝料800万円、葬儀費用51万4893円、その他の生命・身体的損害20万3100円を含む和解案を提示し、逸失利益については東京電力自認額の24万円を提示した。

中間指針第3の5は、避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、薬代及び精神的損害の賠償をすべきと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ①は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した対象区域から避難するために負担した交通費を賠償すべき損害と認めているところ、これに従って和解案が提示されたものである。

※3

賠償請求に要した相続関係資料等に関する費用の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	590		
事案の概要	計画的避難の実行後も特例的に操業を継続していた旧計画的避難区域内の工場に勤務していたが、平成24年11月に妊娠が判明したため、会社の指示により、翌12月から休職せざるを得なくなった申立人の就労不能損害について、休職開始時期から本来の産休開始日前日までの間の減収分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(7)		

2 基本情報

申立日	H25.4.1	全部和解成立日	H25.7.27
事故時住所	川俣町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,016,118	H24.12~H25.4	※1
小計			1,016,118		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,016,118
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故発生当時、福島県内にある工場に勤務しており、同工場は計画的避難区域に指定された後も特例的に操業を継続していたところ、平成24年11月に妊娠が発覚し、放射線の胎児への影響等を懸念した会社から休職を命じられ〔休職証明書、電話聴取事項報告書〕、これによって減収が生じたとして就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、女性が妊娠により出産前に休職することは一般的に起こり得るものであり、原発事故と休職による減収の間には相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、同工場の所在地は高線量地域であり、原発事故と休職による減収の間には相当因果関係があるとして、休職開始日から本来の産休開始予定日の前日までの休職期間(約4か月半)の減収分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	591		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で家族と共に居住し、旧警戒区域の勤務先事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、新潟県の事業所に単身赴任した申立人について、帰省費用、二重生活で生じた生活費増加費用等のほか、単身赴任に加え劣悪な環境での生活を余儀なくされたことを考慮して精神的損害が増額されて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)イ	第10の2(3)ア	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	H24.11.27	全部和解成立日	H25.7.30
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	650,004	H23.6~H25.2	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	630,000	H23.6~H25.2	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用		40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.6~H25.2	※2
小計			1,570,004		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,570,004
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第3の8

申立人は、勤務先が旧警戒区域内にあったため、平成23年5月下旬以降、勤務先会社の他県の事業所への単身赴任を余儀なくされたとして、面会交通費、二重生活費用その他生活費増加費用の賠償を求めた〔出張旅費精算書、NEXCO東日本利用証明書〕。東京電力は、中間指針第一次追補第2に基づく金額が支払われていること、転勤可能性は存在していたこと等から原発事故と単身赴任に伴う面会交通費、二重生活費用等との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、勤務先が旧警戒区域内にあったため、単身赴任を余儀なくされたとして、申立てに係る避難費用及び生活費増加費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められており、同第3の8備考7は、当該追加的費用には、対象区域内にあった勤務先が原発事故により移転、休業等を余儀なくされたために勤労者が配

置転換、転職等を余儀なくされた場合に負担した転居費用、通勤費の増加分等及び対象区域内に係る避難等を余儀なくされた勤労者が負担した通勤費の増加分等も必要かつ合理的な範囲で含まれるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人は、原発事故のために単身赴任を余儀なくされたとして、家族と離れて暮らす精神的苦痛に対する慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補第2に基づく金額が支払われていること、単身赴任は会社の転勤命令によること、転勤可能性は存在していたことから原発事故と単身赴任に伴う諸費用との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、勤務先が旧警戒区域にあったため単身赴任を余儀なくされ、加えて単身赴任先では劣悪な環境で生活せざるを得なかったことを勘案し、21万円を増額する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	592		
事案の概要	新潟県でしいたけの生産販売等を営む申立会社について、しいたけ生産に用いるオガ粉を放射性物質による汚染を懸念して平成24年途中から他の産地のものに切り替えたことに伴うオガ粉購入費用増加分等の追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ	第6の2	

2 基本情報

申立日	H25.2.4	全部和解成立日	H25.7.30
事故時住所	新潟県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・追加的費用		736,000	H24.4~H24.11	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		63,000	H24.7	※2
小計			799,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	799,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、新潟県において菌床しいたけ栽培を行い、それに用いる種菌やおが粉等を特定の取引先会社から購入していたところ、当該取引先会社が仕入れていたおが粉で作られた菌床から林野庁の当面の指標値を超えるセシウムが検出されたこと等から、当該取引先会社の仕入れがそれまでとは異なる県産のおが粉へと切り替えられ、それに伴って申立人へのおが粉販売単価も上昇したため、追加的費用としておが粉購入費用増加分を請求した。東京電力は、他の取引先からおが粉を仕入れることが可能である、材料費増加分は販売単価に上乘せして吸収することができる」と主張して争った。パネルは、申立人購入のおが粉が当該取引先会社の栽培技術に即した特殊な形状であり他社からの購入は事実上不可能であるという事情や、申立人が販売していた新潟中央青果市場のしいたけ卸売価格において特段の上昇が見られないこと等を考慮して、おが粉購入費用増加分と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、申立人請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅰは、原発事故により中間指針第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害(第一次被害)が生じたことにより第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者の営業損害等を賠償すべき損害とし、また中間指針第8Ⅱは、間接被害については、間接被害を受けた者の事業の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には原発事故と相当因果

関係のある損害と認められるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1

申立人は、原発事故後、自社が生産して販売する生しいたけ及び乾燥しいたけの放射性物質検査結果の提出を求められるようになったとして、その費用を請求した。東京電力もこれを認め、パネルは、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV③は、取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	593		
事案の概要	旧警戒区域で建設業を営んでいた申立会社について、逸失利益、事業用の車両・機械器具等の財物損害及び原発事故後旧警戒区域からいわき市に営業拠点を移動して建設業の営業を再開するための追加的費用の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)	第1の9(2)イ(エ)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H24.12.18	全部和解成立日	H25.7.31
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		24,410,985	H23.3~H23.8	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	794,472	H23.3~H23.8	※2
全部和解	財物損害	動産	27,741,623		※3

小計 52,947,080

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	52,947,080
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第3の7

申立人は、旧警戒区域において建設業を営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされて減収が生じたことから、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、原発事故日までに工事完成した公共事業に係る売上げについて、入金が平成23年4月であることから、その入金分を対象期間の売上げに含めるべきと主張して金額を争った。パネルは、申立人の会計処理上、工事完成時点を基準として売上に計上されている事情を考慮して当該入金分は対象期間の売上げに含めず、申立人請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故に伴う避難後も、いわき市でプレハブや駐車場を賃借するなどして事業を継続しており、それに伴う賃借費・宿泊費等の追加的費用〔見積書、契約書、領収証、明細書の写し等〕の賠償を求めた。東京電力は、基本的には支払を認めるものの、燃料費や交通費等、通

常の経費と考えられるものについては争った。パネルは、通常の経費と考えられるものを除き、申立人請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、避難指示により避難を余儀なくされたことになったことに伴い、財物の管理が不能になったとして、事業用の車両・機械器具等の財物損害〔減価償却資産確認表等〕の賠償を求めた。東京電力もこれを認め、減価償却資産確認表等を基に賠償額を算定した。パネルは、申立人が提出した資料等に基づき算定した額を和解案として提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	594		
事案の概要	会津地域で地元農産物を加工して大手菓子メーカーに納入する事業を営む申立会社について、大手菓子メーカーからの継続的取引の停止措置に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.12.25	全部和解成立日	H25.7.31
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		24,200,000	H23.3~H24.4	※1
小計			24,200,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	24,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故当時、会津若松市にて食品の製造・加工・販売等を営み、大手菓子メーカーが製造する商品の原料となる会津若松市産の野菜を加工する事業を原発事故前から請け負っていたところ、平成23年度からは同メーカーとの間で上記原料の発注増加が合意されていたが〔仮発注書〕、原発事故により、会津若松市産の野菜について風評被害の危険が生じ当該事業が中止となったとして、同年度の予定受注量を前提とする逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人主張の合意を確認することができる資料がない、当該事業中止の事実及び理由を確認することができる資料がない、また仮に中止の事実があっても原発事故との間に相当因果関係があるかどうか疑問であるなどと主張して争った。パネルは、当該事業の中止と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、仮に原発事故がなかったとしても申立人が主張する発注量を受けられたかどうかは不確実性が残るとして、申立人が主張する平成23年度の予定受注量の5割について受注の蓋然性があると認め、請求金額の5割に当たる2420万円を逸失利益とする和解案を提示した。

中間指針第7の2 IIは、農産物加工業及び食品製造業において、福島県において産出された農産物を主な原材料とする加工品に係る、買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害は、かかる判断がやむを得な

いものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	595		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域でビジネスホテルを経営する申立会社について、原発事故直後の時期の風評被害による宿泊客の減少に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.1.10	全部和解成立日	H25.7.31
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,944,245	H23.3~H23.8	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	27,000	H23.3~H23.8	※1

小計 2,971,245

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,971,245
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第7の3

申立人は、原発事故時、南相馬市原町区においてビジネスホテルを経営していたところ、原発事故により顧客が減り売上げが減少したとして、逸失利益等の賠償を求めた。東京電力は、申立人の主張する固定費・変動費の振り分けを否認し、また、減収率の算出において、請求期間中の復興特需は控除せずに請求期間中の売上高全部と基準年度の同一期間の売上高を比較して算出すべきであると主張して争った。パネルは、申立人の売上げの減少と原発事故との間の相当因果関係を認め、復興特需のうち9割が地震・津波に起因するもの、1割が原発事故に起因するものであると認定して、逸失利益について申立人主張額の一部である294万4245円のほか、顧客用の傘や飲料水等の追加的費用2万7000円を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、福島県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	596		
事案の概要	福島県中通り所在の事業所で電池の設計・製造を営む申立会社について、海外取引先企業が製品の放射性物質汚染を危惧したことから売上げが大幅に減少したことに伴う風評被害による逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の5(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.3.1	全部和解成立日	H25.7.31
事故時住所	神奈川県川崎市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		24,400,000	H23.7~H24.6	※1
小計			24,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	24,400,000
	弁護士費用	732,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、原発事故当時、福島県中通り所在の事業所において、新素材の商品の評価及び設計等を営み、資金調達のため海外企業と提携する事業を展開していたところ、原発事故後、海外取引先企業が、日本企業の危機管理姿勢に対する危惧感、福島事業所に所属する従業員の退職等に伴う経営悪化により申立人が倒産するのではないかとの危惧感、郡山事業所で製造された機械が放射性物質に被曝しているとの懸念等から、取引を減らしたため、売上げが大幅に減少したとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、海外取引先企業が、福島県で製造された商品に対して放射性物質の汚染の危険性を懸念して取引を中止した推測は成り立たないこと、商品の売上げが減少した理由は為替相場の円高傾向等にあると考えられるなどと主張して争った。パネルは、申立人の売上減少と原発事故との間の相当因果関係を認め、申立人主張額の一部である2440万円を逸失利益とする和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	597		
事案の概要	父は仕事のため自主的避難等対象区域の自宅に残り、母と子供1名が関西地方に自主的避難を実行した申立人らについて、取りあえず、申立てのあった月である平成25年3月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加費用(月額3万円)及び避難雑費(子供1人当たり月額2万円)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H25.3.25	全部和解成立日	H25.7.31
事故時住所	本宮市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,318,614	H24.4~H24.9	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			1,518,614		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,200,000	H23.3~H25.3	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	600,000	H23.3~H25.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	720,000	H23.3~H25.3	※1
全部和解	避難雑費		300,000	H24.1~H25.3	※1
小計			2,820,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,578,614
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,280,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難をした者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人A（父）、申立人B（母、原発事故当時妊娠中、追加申立て。）及び申立人C（避難中に出生、追加申立て。）は、申立人Bの自主的避難に伴う生活費増加費用等の賠償を求めた。東京電力は、いつまで避難継続の合理性が認められるかについては認否を留保しつつも最終的に賠償すること自体は争わず、平成24年9月以降の避難継続について合理性が順次減少している旨の意見を述べた。パネルは、ひとまず申立て月である平成25年3月までの避難継続の合理性は認められるとして、生活費増加費用及び避難雑費等を認めて和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難をした者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人Bは、自主的避難の実行により育児休業終了後に復職できず退職せざるを得なかったとして、就労不能損害の賠償を求めた〔源泉徴収票、給与明細、雇用保険関係資料〕。東京電力は、避難しなかった場合の復職の蓋然性に言及しつつ認否を留保したが、最終的に賠償すること自体は争わなかった。パネルは、自主避難の継続により育児休業終了後に復職できなかったことによる減収について、6か月分を限度に原発事故との相当因果関係を認めて、和解案を提示した。

これも中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）及び中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	598		
事案の概要	旧警戒区域(居住制限区域)にあった申立人宅の家財とともに、旧警戒区域(帰還困難区域)にあった申立人の亡母(原発事故の数年前に死亡)宅の家財についても賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)才(7)		

2 基本情報

申立日	H25.5.13	全部和解成立日	H25.7.31
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	2,450,000		※1
全部和解	財物損害	家財	3,250,000		※1
全部和解	財物損害	家財	200,000		※1
小計			5,900,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,900,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、事故時住所の自宅における家財の賠償と、原発事故前に亡母から申立人が相続していた実家における家財の賠償を、直接請求における定額賠償の額で請求した。東京電力は、当初は実家分の定額賠償は困難であると否認し、その後に申立人から実家が生活の本拠となる予定であったとの主張がされてからは、実家における家財の定額賠償及び高額家財の賠償のみを認めるとした。パネルは、自宅・実家双方に生活できるだけの家財・家電等が揃っていたこと〔電話聴取事項報告書〕、実家にはもともと申立人とその父母が生活していたこと等から、自宅と実家双方における家財の定額賠償相当額及び実家の高額家財の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、財物について、避難等による管理不能等となったため、財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分等は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	599		
事案の概要	自主的避難等対象区域(本宮市)から新潟県へ避難した申立人ら(母と幼児)について、平成25年4月までの避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H25.3.26	全部和解成立日	H25.8.1
事故時住所	本宮市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	53,200	H25.4	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	147,200	H24.1～H25.4	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	87,000	H24.1～H25.4	※1
全部和解	避難雑費		320,000	H24.1～H25.4	※1
小計			607,400		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	607,400
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(母(A)及び子(B))は、原発事故時自主的避難等対象区域(本宮市)に居住していたところ、平成23年4月に新潟県(平成25年4月に福島県内に転居)に避難し、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等の損害の賠償を求めた〔領収証、家計簿、スケジュール帳〕。東京電力は、損害の発生及び原発事故との相当因果関係が明らかでないとし、また、平成25年1月以降の損害について賠償を認めるためには特段の事由が必要であると主張して争った。パネルは、損害の発生及び原発事故との相当因果関係並びに平成25年1月以降の避難継続の合理性を認め、和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために

自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）

申立人らは、家族全員分として月額80万円の慰謝料についても賠償を求めたところ、東京電力は、精神的損害に対する賠償は支払済みであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	600		
事案の概要	青森県の畜産農家である申立人について、出荷停止措置や風評被害による逸失利益の算定に当たり、東京電力と申立外の農協との間で合意された算定方法と異なる算定方法により賠償がなされた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.3.27	全部和解成立日	H25.8.1
事故時住所	青森県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		5,894,593	H24.8~H24.11	※1
小計			5,894,593		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,894,593
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、青森県で畜産業を営み、飼育する肉牛の飼料として宮城県登米地区で産出された稲わらを使用していたところ、原発事故後、申立人が出荷した牛肉からセシウムが検出されたことから牛肉の価格下落による損害を被ったとして賠償を求め、損害額の計算方法としては、当該請求期間について東京電力とJAとの合意で採用された価格下落方式ではなく、当該請求期間より前に採用されていた価格積み上げ方式によることを求めた〔家畜資産台帳、購買精算票、預託家畜引渡し通知書、畜産代金精算通知書等〕。東京電力は、価格積み上げ方式が過剰な賠償になるとして価格下落方式での単価を基準に計算すべきであることを理由に争った。パネルは、申立人の主張をいれ、価格積み上げ方式による損害額での和解案を提示した。

中間指針第7の2 I②は、農業において平成23年7月8日以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、青森において算出された牛肉に係るものは、原則として賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、パネルは、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	601		
事案の概要	土木業を営む申立会社について、下請企業として、南相馬市原町区(旧緊急時避難準備区域)内において施工中の公共用道路建設工事が原発事故により一時休止となったことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H25.4.1	全部和解成立日	H25.8.1
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		620,000	H23.3~H23.8	※1
小計			620,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	620,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、原発事故発生当時、南相馬市原町区において申立外事業者(元請け)の下請けとして高速道路の工事に従事していたところ、原発事故により当該工事が一時休止となったために損害を被ったとして、一日当たりの利益(元請けから支払われる売上金から作業員に支払うべき賃金を控除した金額)を基に、工事再開後に実際に工事が終了した平成23年11月までの日数を乗じて計算した金額を損害額として請求した[工程表、従業員の出勤表、元請けに対する請求、元請けからの入金を示す預金通帳の写し等]。東京電力は、申立人と元請けとの契約内容や請求期間中の申立人の他の工事の受注状況等が不明であるため申立人の損害を算定することが難しいことを理由に争った。パネルは、申立人の追加提出資料〔原発事故前後の確定申告書、原発事故前の売上帳〕や口頭審理の結果を踏まえ、原発事故直後から本来の工事終了予定であった平成23年8月までの期間について、申立人の主張する一日当たりの利益を元に算定した金額を損害額として和解案を提示した。

中間指針第8Ⅲ①は、第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分を原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従って申立人に間接被害が発生したことを認め、和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	602		
事案の概要	旧警戒区域でスポーツ関連事業を営んでいた申立会社の事業用動産について、取りあえず、1回目の和解では法定耐用年数等を用いて損害額が算定されたが、今回の和解において、取得価格を基に実際の効用持続年数を用いて算定した価格を損害額とし、1回目からの追加分が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.4.10	全部和解成立日	H25.8.1
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	9,874,959		※1
小計			9,874,959		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,874,959
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	6,586,730

※1 中間指針第3の10

申立人は、富岡町でスポーツ関連事業を営んでいたところ（原発事故時は休業中）、申立人所有の建物内に設置していた備品類が価値を失ったとして、本件に先立ち、当センターで法定耐用年数等を用いて算定された損害額による和解（全部和解）が成立したが、さらに財物賠償の不足分の追加賠償を請求した〔保有資産一覧〕。東京電力は前回の和解で支払済みであると主張して争った。パネルは、取得価格を基に実際の効用持続年数を用いて再算定した損害額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、富岡町でスポーツ関連事業を営んでいたところ（原発事故時は休業中）、申立人所有の建物が価値を失ったとして、本件に先立ち、当センターで和解（全部和解）が成立したが、さらに財物賠償の不足分の追加賠償を請求した〔固定資産評価証明書〕。東京電力は前回の和解で支払済みであると主張して争った。パネルは、建物に関する損害については和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	603		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で小売店舗を経営する申立会社について、一時休店を余儀なくされたことに伴う逸失利益、在庫移転費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の9(2)イ(オ)	第1の9(2)ウ(イ)

2 基本情報

申立日	H25.2.21	全部和解成立日	H25.8.2
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		4,920,656	H24.3	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	7,800	H24.3~H24.5	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	750,000	H23.5	※3
小計			5,678,456		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,678,456
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、宮城県仙台市に本店を有し、南相馬市原町区(緊急時避難準備区域)内に小売店舗の一つを有する会社であるところ、同店舗が原発事故により平成24年3月16日頃まで休業を余儀なくされ、同月において減収が生じた(同年2月分までの減収分が直接請求において賠償済みであることは当事者間に争いが無い。)として営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的には、同年3月分のうち前半の半月は営業の準備に費やされる比重が大きかった可能性があるとして、同月の減収分の半月分として請求金額の5割については認め、これを超える金額については争った。パネルは、営業再開直後の時期は再開準備業務と並行した営業形態であったことを考慮して、同月後半においても実質的な休業状態であったと評価し、同月分全体について減収と原発事故との間の相当因果関係があると判断し、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅲは、対象区域内で事業を営んでいる者において、避難指示等の解除後も、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、宮城県仙台市に本店を有し、南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）内に小売店舗の一つを有する会社であるところ、同店舗が原発事故により休業を余儀なくされ、平成24年3月16日頃に営業を再開したものの、申立外電力会社との間において原発事故当時に電力供給契約上適用されていた割引料金が、休業に伴う同契約の解約後、再開時に改めて締結した電力供給契約には適用されなくなったとして〔電力供給契約書等〕、これによって生じた差額電力代金分の賠償を求めた。東京電力は、営業再開時から、原発事故当時の電力供給契約の契約期間満了日までの2か月分について認め、パネルは、これに相当する金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅲは、避難指示等の解除後に、事業の再開のために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

また、申立人は、同店舗の休業時、同店舗内で使用していた機器類への放射能の影響の度合いが完全には把握できなかったため、再開後の継続使用は不可能となったと判断してこれらを廃棄処分し、同店舗の営業再開時にはこれらに相当する機器類を新規購入せざるを得なかったほか、床の塗り替え工事も実施したとして、これらに要した費用を請求した。東京電力は、原発事故との因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、かかる請求に対しては、和解案を提示していない。

※3 中間指針第3の7

申立人は、宮城県仙台市に本店を有し、南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）内に小売店舗の一つを有する会社であるところ、同店舗が原発事故直後から休業を余儀なくされたため、平成23年5月に同店舗の在庫商品を搬出して他の店舗に移転した際に要した費用の賠償を求めた。東京電力は、移転した商品の種類・数量、費用等に関する立証が不足すると主張して争った。パネルは、立証の程度を考慮して、請求額の5割について原発事故との相当因果関係を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の7Ⅲに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	604		
事案の概要	いわき市で車載部品製造業を営む申立会社について、風評被害による売上減少に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.2.5	全部和解成立日	H25.8.5
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		58,074,465	H24.3~H24.12	※1

小計 58,074,465

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	58,074,465
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、いわき市（自主的避難等対象区域）において車載用機器を製造する会社であるところ、申立人の製品が放射性物質に汚染されていることを取引先が懸念したことによる受注の減少に伴い、平成24年3月から同年12月までの期間について、原発事故前に比べて売上げが減少した〔決算書等〕ために生じた逸失利益の賠償を求めた（平成24年2月分までの減収分が直接請求において賠償済みであることは当事者間に争いが無い）。東京電力は、請求期間における申立人の売上減少には、原発事故以外の要因の影響が大きいとして、原発事故の影響割合は3割であると主張して争った。パネルは、請求期間に生じた売上減少と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、これに原発事故の影響割合を9割とした賠償額を算定した和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	605		
事案の概要	福島県中通りで食料品等を販売している申立人について、各事業所の線量を測定するために購入した線量計購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.5.7	全部和解成立日	H25.8.5
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	2,047,500	H23.9~H24.2	※1

小計 2,047,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,047,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は福島市において食料品等の販売業を営んでいたところ、配送業務に従事する従業員に個人線量計を配布するよう労働組合から要求された〔要求書〕ため、個人線量計20台の購入を余儀なくされた〔納品書、受領書〕として追加的費用を請求した。東京電力は、請求されたものとは別に同種商品27台の購入費用を既に賠償済みであること等を理由に争った。パネルは、20台のうち10台の個人線量計の購入を合理的とする和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV③は、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用の賠償を認めているところ、労働組合を取引先に準じて扱った上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	606		
事案の概要	旧警戒区域の介護施設に入所していた90歳近い高齢者が、原発事故直後の避難移動中に急性心筋梗塞により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を9割とした上で、相続人である申立人に1,620万円の死亡慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.9.24	全部和解成立日	H25.8.6
事故時住所	川内村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	16,200,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	769,090		※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	2,200,000		※3
全部和解	精神的損害	基本部分	120,000	H23.3	※4

小計 19,289,090

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	19,289,090
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	750,000

※1 中間指針第3の5

申立人の養母(被相続人)は、原発事故発生当時、88歳であり、旧警戒区域の介護施設に入所していたところ、原発事故発生3日後からバスに乗せられ、付添職員も医療関係者も同乗しない状態で17時間かけて避難所に到着したものの、暖房も毛布もない場所であったことから、さらに受入れ先を探してバスで移動中、原発事故発生5日後、バス内で急性心筋梗塞により死亡し、申立人は、その損害賠償請求権を相続したとして、死亡慰謝料2200万円を請求した。東京電力は、自賠償基準によるべきこと、また、影響割合については、被相続人が元々歩行困難で体力が弱っていた上に、県と自衛隊との連携不十分、避難者の受入れ体制不備、過酷な移動等の諸事情も原因であるから82.5%と評価すべきと主張して争った。パネルは、近親者固有の慰謝料を含め死亡慰謝料を1800万円とした上で影響割合を9割と認定し、1620万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた逸失利益、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

年金収入（国民年金）を算定の基礎とし、生活費控除率を50%、ライフニッツ係数を5.076（平均余命6年）として、逸失利益の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の5

葬儀費用・墓石工事費用について、葬儀未了であること、元の墓が地震で倒壊したことを考慮し、一部の限度で賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6

日常生活阻害慰謝料として、避難所等にいた期間について、月額12万円の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	607		
事案の概要	宮城県内の所有山林で栽培したきのこや収穫した山菜等を販売していた申立会社について、出荷制限等により生じた逸失利益、きのこ栽培用の原木及び植菌の財物損害、検査費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア	

2 基本情報

申立日	H24.9.28	全部和解成立日	H25.8.6
事故時住所	宮城県大崎市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		3,932,495	H24.1～H29.12	※1
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		2,582,816	H23.11～H24.10	※1
全部和解	財物損害	動産	2,717,940		※2
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	41,060	H23.11～H24.10	※3

小計 9,274,311

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,274,311
	弁護士費用	278,229
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は宮城県大崎市において原木しいたけ(露地栽培)を含むきのこ類及び山菜類を生産販売していたところ、原発事故により出荷自粛要請が出され、事業継続を断念せざるを得なくなったとして、将来分を含む逸失利益の賠償を求めた〔10か年収穫販売予測〕。東京電力は、損害の発生は争わないものの、損害額の計算方法を争った。パネルは、原木しいたけについては平成20年から平成24年までの間に植菌したほだ木を用いることで平成24年から平成29年までの間に得られるであろう収入の見込額を、山菜類については申立人の全体売上げ〔決算報告書〕からきのこ類の売上げを控除し残額に貢献利益率を掛ける方法で算出した金額を和解案として提示した。

中間指針第5の1 Iは、農林水産物の出荷に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等(地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む)の対象事業者において、同指示等に伴い、その事業に支障が生じたため現実に減収があった場合にその減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の1

申立人は、原発事故により保有するほだ木が価値を喪失したとして、財物賠償を求めた。東京電力は、損害の発生自体は争わないものの、自伐であることからほだ木1本の単価を99円とすべきと主張した。パネルは、減収分の賠償には、生産に用いることができなくなったほだ木の価値減少分も含まれるとして、原木及び種駒の価値をほだ木1本当たり291円として和解案を提示した。

これも中間指針第5の1Ⅰに従ったほか、中間指針第3の10Ⅱは、財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又は、これには該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われた場合には、現実に価値を損失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第5の1

申立人は宮城県大崎市において原木しいたけを含むきのこ類及びごみ等の山菜類を生産販売していたところ、原発事故により放射能測定器の購入を余儀なくされたとして、購入費用の賠償を求めた〔写真・ホームページ写し〕。東京電力はこれを争わず、パネルは購入費用相当額を和解案として提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、農林水産物の出荷に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等（地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む）の対象事業者において、その事業に支障が生じたために負担した追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	608		
事案の概要	会津地域で観光客向けの広告代理店を営む申立人の風評被害による逸失利益について、平成23年の年間売上げは前年よりも増収であるから賠償を否定すべきとの東京電力の主張を排斥し、同年3月及び4月の減収分の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H25.4.23	全部和解成立日	H25.8.6
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		156,612	H23.3~H23.4	※1
全部和解	その他		170	H23.3~H23.4	※2
小計			156,782		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	156,782
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は会津地方においてタウン誌発行業を営んでいたが、原発事故による風評被害の影響を受けた観光業者が申立人のタウン誌への広告掲載を断念したことから、広告料収入が減少したとして逸失利益の賠償を求めた〔所得税青色申告決算書〕。東京電力は、平成23年度の営業利益が前年度を上回っていること等を理由に争った。パネルは、原発事故直後の短期間に限って、広告収入の減少に対する原発事故の影響割合を8割5分と認定し、逸失利益にこれに乗じた金額の和解案を提示した。

中間指針第8は、原発事故の第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた減収分等の被害(間接損害)については、当該間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2

申立人は、直接請求手続時に東京電力に提出するために住民票を取得したとして、住民票取得費用の賠償を求め〔領収書〕、パネルはその一部を認める和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	609		
事案の概要	郡山市所在の申立人所有の自宅敷地の除染費用(外構工事及び除染代)、放射線測定器購入費用及び高圧洗浄機購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H25.5.17	全部和解成立日	H25.8.6
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	800,000	H23.8~H23.9	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	42,000	H23.6	※1
全部和解	除染費用等	その他	16,618	H23.7	※1
小計			858,618		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	858,618
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、申立外である同居している子らへの影響を心配し、放射線量測定のための線量計や自主除染のための高圧洗浄機を購入し〔納品書、購入明細〕、また、自宅の除染工事を業者に依頼したとして〔見積書、領収書〕、それらの費用の賠償を求めた。東京電力は、工事内容や公的除染に先立って自主除染を行った必要性等について説明を求めるなどして争った。パネルは、工事内容の詳細等を確認の上、原発事故と各費用発生との相当因果関係を認めて和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去等)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	610		
事案の概要	旧警戒区域でホテルを開業した直後に原発事故により廃業を余儀なくされた申立会社について、廃業に伴う逸失利益(4年分)、不動産の財物損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)	第1の9(2)エ	第1の12(2)エ(イ)
	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.3.7	全部和解成立日	H25.8.7
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害		61,490,032	H23.3~H24.2	※1
全部和解	廃業損害		60,892,378	H24.3~H25.2	※1
全部和解	廃業損害		68,001,680	H25.3~H26.2	※1
全部和解	廃業損害		68,372,987	H26.3~H27.2	※1
全部和解	財物損害	土地	46,495,500		※2
全部和解	財物損害	建物	304,551,082		※2
全部和解	財物損害	その他動産	12,023,286		※3
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	27,813,993	H23.3~H25.6	※4
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	14,636,011	H23.3~H25.4	※4
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	2,426,057	H23.3~H23.6	※4
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	3,109,111	H23.3~H24.6	※4
小計			669,812,117		

申立人B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	17,696,020		※2
小計			17,696,020		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	687,508,137
	弁護士費用	20,330,000
	手続内で処理された既払金合計額	707,838,137

※1 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人Aは、富岡町内にホテル（以下「本件ホテル」という。）を建設し、平成23年3月3日に営業を開始したところ、同月11日に発生した原発事故により廃業を余儀なくされたとして、廃業損害（逸失利益）の賠償を請求し、その額の算定に当たっては、本件ホテルは原発事故直前に営業を開始したため、過去の収支実績が存在しなかったことから、申立人Aの作成に係る原発事故がなかった場合における収支予測試算を用いるべきであると主張した。東京電力は、収支予測に関し、申立人Aは本件ホテルが新築であること等を主張して客室稼働率を80%と設定しているが、福島県の平均客室稼働率である62.3%とすべきであるなど、東京電力が主張する収支予測試算を用いるべきと主張して争った。パネルは、申立人Aの主張に合理性を認め、申立人が作成した収支予測試算を採用し、廃業損害として原発事故から4年間分の収支予測試算に基づく金額が相当と認定して和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、廃業した場合の一定期間の逸失利益の賠償を認めており、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、事業計画上の売上額その他売上見込みに関する資料を基に推定した額の合理性を認めているため、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

本件ホテルは、申立人Aの所有に係る土地及び建物のほか、申立人Aの代表者であった被相続人（その相続人が申立人B、C、D。いずれも追加申立て）が所有していた土地を用いて運営されているところ、申立人らは原発事故によって財物価値の全部が喪失したとして、その賠償を求め、具体的には、取得価額が賠償されるべきであると主張した。東京電力は、区域再編が定まっていないことから、賠償方針を示すことは困難であると主張した。パネルは、平成22年中の固定資産税や登記費用等一部の費用を差し引いた、取得価額全額を賠償すべき損害と認めた。

中間指針第3の10は、避難等を余儀なくされたことに伴い、財物の管理が不能等となったため、財物の価値が失われた場合等には、現実に価値を喪失した部分が賠償すべき損害と認めるべきであるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人Aは、本件ホテル内にエアコンその他の備品等の動産を設置したところ、少なくともその50%の価値が喪失したとして、取得価額の50%の賠償を求めた。東京電力は、不動産と同様、区域再編未了であり、賠償方針を示すことは困難であると主張した。パネルは、申立人Aの請求に係る動産のうち、エアコン等の有体物で転用不可のもののみを和解案の対象とし、これについては取得価額の全額を賠償するのが相当と認めた。

中間指針第3の10は、避難等を余儀なくされたことに伴い、財物の管理が不能等となったため、財物の価値が失われた場合等には、現実に価値を喪失した部分が賠償すべき損害と認めるべきであるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の7

原発事故により事業を停止するまで負担したリース料、支払利息、人件費及びその他の費用等が追加的費用として賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	611		
事案の概要	旧警戒区域の工場の操業停止に伴う外注費、工場移転費用、設備廃却費用、工場の土地建物の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(イ)	第1の9(2)イ(エ)	第1の9(2)イ(オ)
	第1の9(2)イ(カ)	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H24.7.2	全部和解成立日	H25.8.7
事故時住所	東京都江東区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	財物損害	不動産、動産	2,262,835,872		※1
一部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	240,104,507	H23.3～H24.3	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	20,841,108	H23.3～H24.5	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	商品調達等費用増加分	372,665,061	H23.3～H24.5	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産等廃棄・返品費用	15,866,120	H23.3～H24.5	※3

小計 2,912,312,668

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,912,312,668
	弁護士費用	31,500,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、南相馬市（避難指示解除準備区域）に工場を所有していたところ、避難等を余儀なくされたため同工場の操業が不可能となり、同工場の土地・建物及び同工場内の機械装置・工具器具備品・車両運搬具について財物価値の全部を喪失したとして〔全部事項証明書、資産台帳〕、その賠償を求めた。東京電力は、事業用資産の賠償基準が決まっていないため応じられないなどと主張して争った。パネルは、仮に賠償に応じるとしても全損ではないとの東京電力の主張を退け、原発事故によって同工場の土地・建物及び同工場内の各資産の財物価値全部が喪失したことを認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、

現実に価値を喪失した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市（避難指示解除準備区域）に工場を所有していたところ、避難等を余儀なくされたため同工場の操業が不可能となり、同工場から他工場への移管に伴う設備移動・工場立ち上げ等に係る支出について〔見積書、請求書、領収書〕、その賠償を求めた。東京電力は、一般社団法人日本自動車工業会が支払った費用については第三者が支出していることを理由に申立人に対しては賠償義務を負わないと主張して否認し、また、それ以外の支出については具体的な必要性及び合理性が明らかではないと主張して認否を留保した。パネルは、原発事故により従前の設備が使用不能となり、事業継続のために代替設備を購入する必要性が認められる場合には、新規設備の取得費用のうち一定額を原発事故と相当因果関係のある損害と考え、各支出と原発事故との相当因果関係が認められる範囲を詳細に認定し、それに基づく和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた者又は現に営んでいる者において、同指示等の避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少するなど、その事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等）も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市（避難指示解除準備区域）に工場を所有していたところ、避難等を余儀なくされたため同工場の操業が不可能となり、急遽行わざるを得なかった下請発注費用及びこれに伴う不良品の増加に関わる損害が発生したとして〔予実差異分析、廃却報告書、経営会議議案書〕、その賠償を求めた。東京電力は、正確かつ合理的な外注費の増加分を把握することができないなどとして認否を留保した。パネルは、平成23年4月以降はほとんど外注せざるを得ない状況であったと認定し、外注費はほぼ全額を賠償すべき損害と認め、また、廃棄費用及び不良品に係る支出についてはそれぞれ原発事故の影響割合を5割として賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の7Ⅱに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	612		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で農業を営んでいた申立人について、平成23年度に作付を断念した大根に係る逸失利益について、同年は前年よりも作付面積を拡大する予定であったことを考慮して、増加耕作地面積を基に算定した事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)	第1の9(2)イ(カ)	第1の9(2)オ(ウ)
	第1の12(2)イ(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア

2 基本情報

申立日	H24.12.4	全部和解成立日	H25.8.7
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		1,262,250	H23.3～H23.12	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		45,060	H23.3～H23.12	※2
全部和解	財物損害	動産	251,400		※3
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	23,886	H23.3～H23.12	※4
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	48,020	H23.3～H23.12	※5

小計 1,630,616

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,630,616
	弁護士費用	48,918
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、南相馬市原町区で農業を営んでいたが、原発事故により避難を強いられたため、平成23年の作付けを断念せざるを得なかったとして、申立人の増産計画を考慮した逸失利益の賠償を求めた〔農業経営改善計画認定申請書〕。東京電力は、逸失利益の賠償責任を負うこと自体は争わないものの、損害額の算定に当たっては前年実績値を用いるよう反論した。パネルは平成21年以前の作付面積と平成23年の作付予定面積が同等であったことから増産計画を考慮した和解案を提示した。

中間指針第3の7は、避難指示等に伴い、営業が不能になるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、申立人は同指示によって事業に支障が生じたものの、増産計画があったため現実に

生じた減収分の算定が困難であったことから、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）において原発事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法の選択は、仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとしていることに従い、平成21年以前と同等の面積に作付けを行った場合の売上額を原発事故がなければ得られたであろう収入額として減収分の額を算定し、和解案を提示したものである。

※2 中間指針第5の1

申立人は、南相馬市原町区で自ら生産した農産物を原料とする加工食品を製造販売していたところ、平成23年販売分の一部から規制値を超える放射性物質が検出されたことから売上げが減少したとして、逸失利益の賠償を求めた〔支払証明書〕。東京電力が申立人の請求を認め、パネルは申立人の請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅲは、出荷制限指示等の対象品目を既に加工した加工業者において、当該指示等に従い、その加工品の販売の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたために現実に生じた減収分も賠償すべき損害を認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、南相馬市原町区で農業を営んでいたところ、原発事故時、平成23年4月に使用するため保管していた肥料が放射能に汚染され使用不能になったとして財物損害の賠償を求めた〔領収書〕。東京電力が申立人の請求を認め、パネルは申立人の請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市原町区で農業を営んでいたところ、原発事故により避難を強いられ、平成23年4月から同年8月までにかけて、遠方から農地の草刈りに通う際に負担した交通費について、追加的費用として賠償を求めた。東京電力が申立人の請求を認め、パネルは申立人の請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、避難指示に伴いその事業に支障が生じたために負担した追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市原町区で農業を営んでいたところ、原発事故により農業収入を得られる見通しが立たなくなったため、農機具の購入代金の支払方法を分割手数料の発生する割賦払いにせざるを得なくなったとして、平成24年3月から平成26年3月までに発生した分割手数料について追加的費用としての賠償を求めた。東京電力が申立人の請求を認め、パネルは申立人の請求どおりの和解案を提示した。

これも中間指針第3の7Ⅱに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	613		
事案の概要	旧警戒区域に居住し、新聞販売店を営む申立人について、避難費用、避難慰謝料、営業損害及び営業再開に向けて支出された販管費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の9(2)イ(カ)	

2 基本情報

申立日	H25.2.28	全部和解成立日	H25.8.7
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		17,504,808	H23.9～H24.8	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	5,252,000	H23.9～H24.8	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	240,000	H23.9～H24.8	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	97,360	H23.9～H24.8	※4
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	155,822	H23.9～H24.8	※5
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	8,715	H23.9～H24.8	※6
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	120,000	H23.9～H24.8	※7
全部和解	営業損害・逸失利益		200,000	H23.9～H24.8	※8
全部和解	一時立入費用	交通費	134,000	H23.9～H24.8	※9
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	19,650	H23.9～H24.8	※9
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	308,236	H23.9～H24.8	※10
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	50,700	H23.9～H24.8	※10
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	437,864	H23.9～H24.8	※10
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	273,811	H23.9～H24.8	※10
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	10,500	H23.9～H24.8	※11
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	339,520	H23.9～H24.8	※11

全部和解	生命・身体的損害	その他	261,000	H23.9～H24.8	※11
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	730,800	H23.9～H24.8	※11
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.9～H24.8	※12
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.9～H24.8	※12

小計 27,704,786

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	245,132	H23.9～H24.8	※10
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	104,556	H23.9～H24.8	※10
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H23.9～H24.8	※13

小計 1,549,688

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	29,254,474
	弁護士費用	877,635
	手続内で処理された既払金合計額	2,300,000

※1 中間指針第3の7

申立人Aは、双葉町に居住し新聞販売店を営んでいたところ、原発事故により減収が生じたとして営業損害の賠償を求めた。東京電力はこれを認めた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人Aは、双葉町に居住し新聞販売店を営んでいたところ、原発事故により東京に避難したが、営業再開に向けて、従業員の雇用を継続したために支出した従業員給料〔預金通帳等〕の賠償を求めた。東京電力は認否を留保した。パネルは販管費として従業員給料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（従業員に係る追加的経費）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人Aは、双葉町に居住し新聞販売店を営んでいたところ、原発事故により東京に避難したが、営業再開に向けて、双葉町所在の事務所の賃貸借契約を継続し地代を支払い〔領収証〕、同時に、新聞販売店の関係書類及び事務機器を申立人Bが東京に所有するワンルームマンションの1室に運びこんだため、申立人Aは申立人Bに対して賃料を支払ったことから〔領収証等〕、申立人Aはこれら地代及び賃料の賠償を求めた。東京電力は地代については賠償を認めたが、賃料については前件和解でも賠償対象とされていないと主張して争った。パネルは、賃料について

事務所として使用しているとはいえないとして、地代についてのみ販管費として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業再開のための費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の7

新聞販売店の営業再開に向けた必要な費用として、仕入先・融資先・従業員の避難先を訪問するために支出した交通費〔預金通帳等〕の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の7

新聞販売店の営業再開に向けた必要な費用として、仕入先・融資先・従業員等と連絡をとるために支出した携帯電話料金〔預金通帳等〕の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の7

新聞販売店の営業再開に向けた必要な費用として、新聞購買者に対し前受金を返納した際の振込手数料の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の7

新聞販売店の営業再開に向けた必要な費用として、旅費交通費、接待交際費、車両修繕費、消耗品費、福利厚生費、車両保険料、駐車場代及びその他雑費の賠償を認めたものである。

※8 中間指針第3の7

申立人Aは、双葉町において新聞販売店を営んでいたところ、原発事故のため東京に避難したことにより回収不能となった長期未収金の賠償を請求した。東京電力は、原発事故に起因して回収が不可能になったことの確認ができないと主張して認否を留保した。パネルは、未払期間が10年以上と長期であることから、回収可能性を1割程度と判断して和解案を提示した。

これも中間指針第3の7Ⅰに従った和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の3

一時立入りの際の交通費、宿泊費の賠償を認めたものである。

※10 中間指針第3の2

申立人A及びBが避難先で支出した衣類購入費用、日用品購入費用、家財道具購入費用及び長期間放置された衣類のクリーニング代について、合理的な範囲で賠償を認めたものである。

※11 中間指針第3の5

申立人Aが原発事故後に発症した両側末期変形性膝関節症等について、合理的な範囲で治療費、通院交通費、付添費用及び慰謝料の賠償を認めたものである。

※12 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、避難中に両側末期変形性膝関節症等を発症したこと〔診断書〕を理由として月額3.5万円の慰謝料を請求した。東京電力はこれを争った。パネルは、月3割（3万円）の慰謝料の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※13 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、慰謝料の目安を月額10万円としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	614		
事案の概要	避難指示区域で獣医師業を営んでいた申立人について、医薬品の財物損害や原発事故後に事業維持のために購入した医療用動産の購入費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(オ)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H25.3.21	全部和解成立日	H25.8.7
事故時住所	飯館村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	310,000		※1
全部和解	財物損害	動産	515,565		※2
小計			825,565		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	825,565
	弁護士費用	25,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、計画的避難区域（飯館村）で獣医師業を営んでいたが、原発事故によって自主的避難等対象区域内に移転することを余儀なくされたところ、家畜の人工授精に関し、原発事故発生前の営業地域では畜産業者が自ら人工授精用精液を保有することが多く、獣医師において保有する必要はなかったが、移転先の営業地域では畜産業者による保有が一般的ではなく、獣医師である申立人において人工授精用精液を保有する必要があるとして、人工授精用精液及びこれを保管するための液体窒素入りポンペを購入した〔領収証〕ことから、購入費用について追加的費用として賠償を求めた。東京電力は、これらの購入は、申立人の経営判断に基づく通常の事業活動に係る支出であると主張して争った。パネルは、申立人が事業を継続するために人工授精用精液及び液体窒素入りポンペを購入したことは不合理な支出とはいえないとして、これらの購入と原発事故との間に相当因果関係を認め、申立人の請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（営業資産保管費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、計画的避難区域（飯舘村）で獣医業を営んでいたところ、原発事故によって自主的避難等対象区域内に移転して獣医業を継続していたが、従前の計画的避難区域内の診療所で保管したままであった医薬品については、立入りをすることが制限されたため他の獣医師等に売却できず、今後についても放射性物質による汚染のため売却の目途が立たず、財物としての価値を喪失したとして賠償を求めた〔医薬品写真、棚卸表、納品書〕。東京電力は、医薬品を廃棄した場合には、廃棄の事情の説明を受けてから認否するとして留保した。パネルは、申立人の主張する上記事情から、医薬品の財物価値は全て喪失されたものと認め、申立人の請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	615		
事案の概要	原発事故により旧警戒区域(浪江町)から関東地方に転勤したが、一緒に関東地方に避難し、避難により心身の状況が悪化した両親の介護等のために自主退職した申立人について、自主退職と原発事故避難との間の因果関係を認め、申立人が請求している平成25年3月までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.2.5	全部和解成立日	H25.8.8
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	8,838,010	H24.1~H25.3	※1

小計 8,838,010

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,838,010
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故当時は浪江町で勤務し、原発事故後は勤務地が栃木県に変更となったが、避難生活により体調が悪化した両親の介護等のため平成23年12月に退職し減収となったとして、就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人は自己の都合により退職したと主張し、原発事故と減収との相当因果関係を争った。パネルは、原発事故と退職との間に相当因果関係を認め、平成24年1月から平成25年3月までの減収分10割の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合の減収分の賠償を認め、中間指針第3の8備考1は、就労の不能等には原発事故と相当因果関係のある離職も含まれるとされているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	616		
事案の概要	岩手県で牧草販売業を営む申立人について、セシウムが検出された岩手県産牧草の出荷制限により販売中止を余儀なくされたことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H25.2.4	全部和解成立日	H25.8.9
事故時住所	岩手県盛岡市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		848,516	H23.3~H24.12	※1

小計 848,516

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	848,516
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、岩手県盛岡市において牧草を栽培し販売していたところ、岩手県からの原発事故を受けた牧草の出荷停止指示により、栽培した牧草を廃棄せざる得なくなったとして、廃棄に係る営業損害（逸失利益）の賠償を請求した。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、原発事故による出荷制限指示と牧草の廃棄に相当因果関係を認め、売却が見込まれた売上金額から免れた経費分の金額を差し引いた金額を和解案として提示した。

中間指針第5の1 Iは、地方公共団体が行った出荷制限指示によって事業に支障が生じたため減収した場合には、その減収分が賠償すべき損害と認めており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	617		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)で保育園を経営する申立人について、自主的避難により入所児童数が減少したことに伴う逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H25.2.26	全部和解成立日	H25.8.9
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		978,690	H23.3～H24.9	※1

小計 978,690

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	978,690
	弁護士費用	29,361
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、郡山市内で保育園を運営していたところ、原発事故により一部の園児が退園・休園した〔園児の父母らの陳述書〕ために当該園児に係る保育料を得られなかったとして、逸失利益の賠償を求めた〔保育委託契約書、計算書〕。東京電力は、年間ベースでは園児数は原発事故後増加しており、また、売上高全体も増加しているため損害の発生を認めることができないと主張して争った。パネルは、東京電力の主張を排斥し、退園等した園児に係る保育料から免れた給食費用を控除した金額を損害額と認定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	618		
事案の概要	県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた逸失利益、保管費用等の追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(ア)	第3の2(1)ア	第3の2(1)イ
	第3の2(3)	第11の1(2)イ	

2 基本情報

申立日	H24.2.14	全部和解成立日	H25.8.12
事故時住所	埴町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		2,499,120	H23.3～H23.12	※1
全部和解	出荷制限指示・検査費用(物)		1,110,498	H23.3～H23.12	※2
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	1,695,721	H23.3～H23.12	※3
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	74,770,500	H23.3～H23.12	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	2,562,851	H23.3～H23.12	※4
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	商品回収・廃棄費用	77,546,293	H23.3～H23.12	※3
小計			160,184,983		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	160,184,983
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていたところ、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされた〔林野庁通知、農水省通知〕として、平成23年7月から同年12月までの逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、認否を留保し事情の確認等を求めた。パネルは、現実に販売不能となった樹皮について、平成22年度の販売価格を基礎とした賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅰは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴いその事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の3

申立人は、県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていたところ、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引が制限された〔林野庁通知、農水省通知〕ことから、樹皮の放射能検査をせざるを得なくなった〔領収書〕として、平成23年3月から同年12月までの検査費用の賠償を請求した。東京電力は、認否を留保し事情の確認等を求めた。パネルは、放射能検査のために実際に支出した費用について賠償を認める和解を提示した。

中間指針第5の3は、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に基づき行われた検査に関し、事業者が負担を余儀なくされた検査費用は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第5の1

申立人は、県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていたところ、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされた〔林野庁通知、農水省通知〕ため、樹皮の除染、保管及び処分の費用が生じた〔注文書、請求書〕として、平成23年3月から同年12月までの上記追加的費用の賠償を請求した。東京電力は、認否を留保し事情の確認等を求めた。パネルは、樹皮の除染、保管及び処分のために実際に支出した費用について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において事業に支障が生じたために負担した追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の7

申立人は、県南地域で木材加工の過程で生じる樹皮の販売を行っていたところ、原発事故の影響が懸念された〔防災行政無線通信依頼書〕ことから平成23年3月15日及び同月19日に延べ1.5日間の休業を余儀なくされたものの、その間も従業員の給与を支出したため、当該給与額について追加的費用として賠償を請求した。東京電力は、認否を留保し事情の確認等を求めた。パネルは、申立人の主張を認め、平成23年3月の給与総支給額を同月の出勤日数で除した金額の1.5倍の金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、避難指示等に伴い事業に支障が生じたために負担した追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	619		
事案の概要	旧警戒区域(帰還困難区域)で弁当製造業を営んでいた申立人所有の調理器具等の事業用動産について、取得価格に実際の使用可能年数(50年)を考慮して損害額を算定し、また、経過使用年数が短期間の資産は減価修正せずに取得価格に基づき損害額を算定し、東京電力が認める金額から400万円余り増額して約547万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H25.3.5	全部和解成立日	H25.8.12
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	5,466,907		※1
小計			5,466,907		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,466,907
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故時、大熊町において仕出し弁当製造業を営んでいたところ、申立人の店舗所在地が警戒区域(後に帰還困難区域)に指定されたため、当該店舗内の弁当製造用調理機器一式及び容器等の備品類〔写真、見積書、カタログ〕が、管理不能となり価値を喪失したとして、財物損害の賠償を求めた(なお、申立人は、直接請求手続においても同内容の請求をしたが、東京電力は、原発事故当時、既に上記調理機器等の減価償却期間が経過していること等を理由にそのほとんどの賠償を拒否した。)。東京電力は、損害の発生自体は争わなかったものの、上記調理機器等には減価償却期間を経過した什器備品が多いこと及び実際の取得価格を証する資料等が申立人から提出されていないこと等を理由に損害額について争い、最終的には約120万円の限度で賠償する旨の回答をした。パネルは、損害額について、いずれの機器等についても申立人主張の取得価格を基に、①事故前3年以内に購入した機器等については、取得価格から減価をせずに取得価格相当額を、②その他の機器等については、開業時に取得したものとみなした上で、実際の使用可能年数を50年、残価を零として、原発事故時までの経過年数に応じて減価償却した額を、それぞれ損害額と算定した結果、東京電力が認める上記金額から400万円余り増額した約547万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	620		
事案の概要	自宅が特定避難勧奨地点に指定され、近隣で農業及び林業を営む申立人について、精神的損害及び営業損害等が賠償された事例(平成24年5月分までの精神的損害165万円を別途受領済み)。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の9(2)ア(ア)	

2 基本情報

申立日	H25.3.19	全部和解成立日	H25.8.12
事故時住所	南相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	90,372	H24.6～H25.5	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	373,698	H24.6～H25.5	※3
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3～H24.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,560,000	H24.6～H25.5	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		3,479,749	H24.6～H25.5	※2
小計			5,803,819		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,803,819
	弁護士費用	174,115
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、南相馬市において妻、3人の子及び79歳の母と6人で暮らしていたところ、原発事故によって茨城県に避難することになったが、母は避難先の生活に耐えられず一人で南相馬市に戻ることになり家族の別離が生じたとして、精神的損害の増額を主張した。東京電力は、原発事故による家族の別離は認めたものの、別離による増額分は月1万円が相当であると主張した。パネルは、家族の別離による増額分は月3万円が相当として、原発事故発生時である平成23年3月から精神的損害の増額分を認めた和解案を提示した。

中間指針第3の6は、避難者の精神的損害を認め、総括基準(精神的損害の増額事由等について)の1は、家族の別離が生じた場合の精神的損害の増額を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

逸失利益として、基準年度の売上金額から変動費を控除した金額の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

避難費用として、一時帰宅費用及びスタッドレスタイヤ等の購入費用を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	621		
事案の概要	福島県中通りで建築用鉄骨等の加工販売業を営む申立会社について、風評被害により関東地方を中心とする取引先から受注が喪失・減少したことに伴う逸失利益の算定に当たり、基準年度を直近年度とする東京電力の主張を排斥し、基準年度を平成19年度から平成21年度の3年間の平均値とした上で賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の4(2)ア	

2 基本情報

申立日	H25.4.18	全部和解成立日	H25.8.12
事故時住所	石川町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		21,590,000	H23.3～H24.2	※1

小計 21,590,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	21,590,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、福島県内において鉄筋建築物の加工業を営んでいたところ、原発事故後、風評被害により関東地方からの注文がなくなり、更に県内取引先からの注文も減少したとして営業損害の賠償を求め〔決算書〕、損害額の計算において基準期間売上高を平成19年度から平成21年度までの3年間の平均値とすべきであると主張した。東京電力は、直近年度である平成22年度以外を基準期間とすべき特別な事情がないと主張して争った。パネルは、平成22年度には大型公共工事があり製品に対し想定以上の基準の高い全品検査を要請されたことから平成22年度以外を基準期間とすべき特別な事情があると考えて東京電力の主張を排斥し、申立人の主張どおりの基準期間売上高を前提に損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、主たる争点である基準期間売上高については、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるとし、その合理的な算定方法の一つとして、平成20年度から22年

度までの各年度の収入額に変動が大きい等の事情がある場合には、平成22年度以前の5年度分の平均値を用いる方法を挙げ、このような例と遜色のない方法により計算された額である場合には、特段の事情がない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	622		
事案の概要	自主的避難等対象区域(須賀川市)から避難した申立人ら(大人2名、子供2名)について、避難を行っていた平成25年3月までに生じた避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)キ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H24.7.20	全部和解成立日	H25.8.13
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	325,776	H23.3~H25.3	※3
小計			365,776		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	220,800	H23.3～H25.3	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	153,000	H23.3～H25.3	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	220,800	H23.3～H25.3	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	600,000	H23.3～H25.3	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H25.3	※2
全部和解	避難雑費		600,000	H24.1～H25.3	※2

小計 1,944,600

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,750,376
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(18歳以下の子については40万円、本和解外で東京電力により支払済み。)のうち4万円(18歳以下の子については20万円)を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(父(A)、母(B)及び18歳以下の子(C及びD))は、原発事故時、自主的避難等対象区域に居住していたものであるが、申立人らのうちB、C及びDが平成23年7月から平成25年3月まで県外に避難し、①避難に伴い負担した移動費用〔領収証、ゆうパック伝票〕、②宿泊費、③AがB、C及びDに面会するために負担した交通費、④避難元と避難先で二重にかかった生活費の増加費用〔領収証〕、⑤避難先で購入した家財道具購入費用の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準に基づく支払を超えて賠償すべき事情はなく、また平成25年1月以降は避難を継続する合理的事情がないとして、同月以降の二重生活増加費用等について賠償することを争った。パネルは、上記①から⑤までの各費用について、平成25年3月までに発生した費用のうち相当額の賠償を認めたことに加え、18歳以下の子供2人について平成24年1月から平成25年3月まで一人当たり月額2万円の避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Bは原発事故、業務委託を受け手数料収入を得ていたところ〔業務手数料請求書〕、平成23年7月に自主的避難したことにより就労不能となったため、退職後から申立日までの就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補及び平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準に基づく賠償以上の損害は発生していないと主張して争った。パネルは、Bの月額平均給与の6か月分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	623		
事案の概要	旧警戒区域で畜産サービス業を営んでいたが、原発事故により千葉県内への事業移転を余儀なくされた申立人について、事故後に購入した輸送用中古トラック(ディーゼル車)の購入費用の一部が賠償されたほか、条例により車への設置を義務付けられたフィルターの購入・装着費用の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H25.4.9	全部和解成立日	H25.8.13
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	300,000	H23.5、H24.10	※1

小計 300,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市小高区において畜産サービス業を営んでいたが、原発事故により千葉県内への事業移転を余儀なくされ、移転後に購入した輸送用中古トラック(ディーゼル車)の購入費用及び当該中古トラックを千葉県の条例が定めるディーゼル車運行規制に適合させるための改良費用の支出を余儀なくされた〔納品請求書〕として、追加的費用の賠償を請求した。東京電力は、原発事故と上記購入費用及び改良費用の支出の間に相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、割合的に相当因果関係を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	624		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域で総菜や弁当を製造販売しており、原発事故により長期休業を余儀なくされたが、平成24年12月に元の店舗で事業を再開した申立人について、事業再開のための店舗の修繕工事費用のほか、長期休業後に再開のために購入した備品類の購入費用につき、支出に見合った財産を取得しているため賠償の対象にならないという東京電力の主張を排斥して賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H25.4.24	全部和解成立日	H25.8.13
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	6,000,000	H24.10~H24.12	※1
小計			6,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

緊急時避難準備区域において総菜や弁当を製造販売していた申立人は、原発事故により長期休業を余儀なくされ、平成24年12月に元の店舗で事業を再開したが、事業再開のために、店舗の修繕工事費用及びいったん破棄せざるを得なかった什器備品類を新調するために要した購入費用について、追加的費用として賠償を請求した。東京電力は、主に備品類の購入費用について、支出に見合った財産を取得しているため賠償の対象にならないなどと主張して争った。パネルは、東京電力の主張をいずれも排斥し、修繕工事費用の大部分について原発事故により長期休業したことに起因するとし、また備品類の購入費用については事業再開に必須のものとして相当因果関係を認めた上で、工事代金350万円のうち8割及び什器備品の購入費用約360万のうちの9割を損害と認め、端数を処理し600万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業に支障が生じたために生じた追加的費用(事業再開のための費用)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	625		
事案の概要	父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母(避難中に妊娠・出産)と子供2名が自主的避難を実行した申立人らについて、取りあえず、申立人らが請求している期間である平成25年3月までに生じた避難費用、二重生活に伴う生活費増加分(月額3万円)及び避難雑費(子供・妊婦1人当たり月額2万円)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)オ
	第10の2(3)キ	第10の2(3)ク	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H24.6.4	全部和解成立日	H25.8.14
事故時住所	二本松市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	747,834	H23.3~H23.10	※2
小計			947,834		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	22,400	H23.3～H25.3	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	75,800	H23.3～H25.3	※3
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,030,400	H23.3～H25.3	※3
全部和解	生活費増加費用	住居費	269,150	H23.3～H25.3	※3
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3～H25.3	※3
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	690,000	H23.3～H25.3	※3
全部和解	除染費用等	線量計購入費	41,800	H23.3～H23.7	※3
全部和解	除染費用等	その他	21,780	H23.3～H25.3	※4
全部和解	避難雑費		900,000	H23.3～H25.3	※3

小計 3,351,330

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,739,164
	弁護士費用	142,175
	手続内で処理された既払金合計額	1,880,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(妊婦(申立人A)・子供(申立人C及びD)については40万円、本和解外で東京電力により支払済み。)のうち4万円(妊婦・子供については20万円)を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人Aは、自主的避難を実行したことにより減収が生じたとして、就労不能損害〔源泉徴収票、給与明細書〕の賠償を求めた。東京電力は、他の項目と同様に中間指針第一次追補第2に基づく賠償分に含まれると主張して争った。パネルは、就労不能損害と原発事故の間に相当因果関係があると判断した上で、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分には含まれないとし、和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(申立人Eは追加申立て)は自主的避難の実行により生じた避難費用(避難交通費、引越費用)、生活費増加費用(面会交通費、住居費、家財道具購入費用)及び線量計購入費用の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分に含まれると主張して争った。避難費用等の損害と原発事故との間には相当因果関係があると判断し、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分を超えた部分について和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2

申立人らは、除染作業のために購入した高圧洗浄機及びレインコートの購入費用について賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分に含まれると主張して争った。パネルは、高圧洗浄機及びレインコートの購入費用について、原発事故との相当因果関係ある損害と認定する和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）

申立人らは、自主的避難の避難先で支出した申立人C及びDの医療費について賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分に含まれると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	626		
事案の概要	旧警戒区域(南相馬市小高区)から避難した申立人らのうち、90歳を超える高齢で、要介護1の認定を受けている者及びその介護を行った者の日常生活阻害慰謝料について、月額10割の増額分がそれぞれ追加賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.9.24	全部和解成立日	H25.8.14
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	8	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	28,000	H23.3~H24.4	※1
一部和解	避難費用	宿泊費等	240,000	H23.3~H24.4	※1
一部和解	一時立入費用	交通費	236,000	H23.3~H24.4	※1
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	134,400	H23.3~H24.4	※2
一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	80,000	H23.3~H24.4	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H23.3~H24.4	※3
一部和解	就労不能損害	減収分	3,542,045	H23.3~H24.4	※4
一部和解	財物損害	家財	6,850,000		※5
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,045,020	H23.3~H24.4	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	854,750	H23.3~H24.4	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	56,000	H23.3~H24.4	※1
全部和解	避難費用	通信費増加費用	11,675	H23.3~H24.4	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	25,600	H23.3~H24.4	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	56,760	H23.3~H24.4	※4
全部和解	精神的損害	増額分	1,400,000	H23.3~H24.4	※6
全部和解	検査費用(人)		5,000	H23.3~H24.4	※7

小計 15,965,250

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	16,800	H23.3～H24.4	※2
一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	10,000	H23.3～H24.4	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H23.3～H24.4	※3
一部和解	就労不能損害	減収分	255,600	H23.3～H24.4	※8
全部和解	避難費用	通信費増加費用	1,800	H23.3～H24.4	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	3,200	H23.3～H24.4	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,400,000	H23.3～H24.4	※6
全部和解	検査費用(人)		5,000	H23.3～H24.4	※7
小計			3,092,400		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	50,400	H23.3～H24.4	※2
一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	30,000	H23.3～H24.4	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H23.3～H24.4	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	9,600	H23.3～H24.4	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,400,000	H23.3～H24.4	※9
小計			2,890,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	92,400	H23.3～H24.4	※2
一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	55,000	H23.3～H24.4	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H23.3～H24.4	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	17,600	H23.3～H24.4	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,400,000	H23.3～H24.4	※10
小計			2,965,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	28,000	H23.3～H24.4	※1
一部和解	避難費用	宿泊費等	378,800	H23.3～H24.4	※1
一部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H23.3～H24.4	※3
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	454,261	H23.3～H24.4	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	150,000	H23.3～H24.4	※1
全部和解	精神的損害	増額分	840,000	H23.3～H24.4	※11
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	248,120	H23.3～H24.4	※12

小計 3,499,181

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	19,000	H23.3～H24.4	※1
一部和解	避難費用	宿泊費等	540,000	H23.3～H24.4	※1
一部和解	一時立入費用	交通費	112,000	H23.3～H24.4	※1
一部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H23.3～H24.4	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	90,000	H23.3～H24.4	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	28,000	H23.3～H24.4	※1
全部和解	精神的損害	増額分	840,000	H23.3～H24.4	※11

小計 3,029,000

申立人G

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H23.3～H24.4	※3
全部和解	精神的損害	増額分	840,000	H23.3～H24.4	※11
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	70,000	H23.3～H24.4	※13
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	35,000	H23.3～H24.4	※13

小計 2,345,000

申立人H

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H23.3～H24.4	※3
全部和解	精神的損害	増額分	840,000	H23.3～H24.4	※11
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	50,000	H23.3～H24.4	※14
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	25,000	H23.3～H24.4	※14

小計 2,315,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	36,100,831
	弁護士費用	1,083,025
	手続内で処理された既払金合計額	3,400,000

※1 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により南相馬市小高区の自宅から避難を余儀なくされ、申立人A、B、C及びDは神奈川県の子親戚宅、申立人Eはいわき市、申立人F、G及びHは新潟県へ避難し、それぞれ交通費やホテルの宿泊費及び親戚宅への宿泊謝礼〔領収証〕等の費用が発生したほか、避難及び家族の別離により通信費等の生活費が増加したとして、避難費用の賠償を請求した。東京電力は、一定の範囲で賠償を認めた。パネルは、申立人の請求する交通費、宿泊費及び生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した交通費、宿泊費及び避難等による生活費の増加費用等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人A、B、C及びDは、原発事故によりそれぞれ不眠症、胃食道逆流症等の疾病を発症したとして〔診断書〕、慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、通院1日当たり8400円に相当する額の賠償を認めた。パネルは、通院1日当たりの賠償額を1万円とする和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害を賠償すべきものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6

精神的損害として、申立人らそれぞれについて、平成23年3月から平成24年4月まで、月額10万円の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の8

申立人Aは、南相馬市小高区所在の会社に勤務していたところ、避難により就労ができなくなったとして、就労不能損害を請求した。東京電力は、認否の一部を留保したが、最終的に、平成23年4月以降についての支払義務を認めた。パネルは、同期間について賠償を認める和解案を提示した。

※5 中間指針第3の10

南相馬市小高区所在の家財の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及び申立人B（申立人Aの妻）は、申立人C（申立人Aの父）及び申立人D（申立人Aの母）の介護を行っていたこと等を理由に、慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、増額分の賠償を否認した。パネルは、申立人Cが原発事故時95歳、申立人Dが原発事故時93歳と高齢であり、いずれも平成23年11月1日に要介護1の認定を受けたこと〔介護保険被保険者証〕等を考慮して、申立人A及びBそれぞれについて、同年3月から平成24年5月まで月額10万円を増額する和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の1

内部被曝の測定検査のために要した交通費の賠償が認められたものである。

※8 中間指針第3の8

申立人Bは、南相馬市小高区所在の組合に勤務していたところ、避難により就労ができなくなったとして、就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、平成23年4月以降についての支払義務を認めた。パネルは、同期間について賠償を認める和解案を提示した。

※9 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、原発事故時95歳と高齢であったこと、平成23年11月1日に要介護1の認定を受けたこと等を理由に、慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、増額分の賠償を否認した。パネルは、平成23年3月から平成24年5月までについて月額10万円を増額分として賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあった者について、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※10 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Dは、原発事故時93歳と高齢であったこと、平成23年11月1日に要介護1の認定を受けたこと等を理由に、慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、増額分の賠償を否認した。パネルは、同年3月から平成24年5月までについて月額10万円を増額分として賠償すべき旨の和解案を提示した。

※11 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人E（申立人Aの子）、申立人F（申立人Eの妻）、申立人G及び申立人H（申立人EとFの子）は、原発事故により申立人Eは福島県いわき市、申立人F、G及びHは新潟県に避難することとなり家族が別離したこと、申立人G及びHには持病があったこと等を理由に、慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、増額分の賠償を争った。パネルは、家族が別離したこと、持病があったこと等を考慮して、平成23年3月から平成24年5月まで、それぞれ月額6万円を増額分として賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じた者や重度又は中程度の持病があった者について、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※12 中間指針第3の2

申立人Eは、原発事故により避難を余儀なくされたことによって、申立人H（申立人Eの子）を通園させる施設を変更せざるを得なくなり、保育料等の費用が増加したとして〔貯金通帳の写し〕、かかる増加費用の賠償を請求した。東京電力は、費用増加は幼稚園から保育園という保育形態の変更によるものであり原発事故との間に因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、請求額の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2備考3は、避難等対象者が特段の事情により負担した特に高額の生活費増加費用のうち必要かつ合理的な範囲の実費を賠償すべき損害として認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※13 中間指針第3の5

申立人Gは、原発事故により川崎病等を発症したとして〔診断書〕、慰謝料及び通院交通費の賠償を請求した。東京電力は、疾病と原発事故との因果関係を争った。パネルは、慰謝料につい

て通院1日当たり1万円、通院交通費について1回当たり5000円を賠償額とする和解案を提示した。

※14 中間指針第3の5

申立人Hは、原発事故により蕁麻疹等を発症したとして〔診断書〕、慰謝料及び通院交通費の賠償を請求した。東京電力は、疾病と原発事故との因果関係を争った。パネルは、慰謝料について通院1日当たり1万円、通院交通費について1回当たり5000円を賠償額とする和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	627		
事案の概要	中間指針第二次追補の第2の1(1)所定の第3期の精神的損害のうち帰還困難区域の600万円は、避難指示区域の見直しの時からの月額10万円の5年間分であって、富岡町については平成25年4月から平成30年3月までの分に当たる(平成25年3月分までの月額10万円は第2期の賠償金である。)と解された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.2.12	全部和解成立日	H25.8.14
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6~H30.3	※1
小計			1,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第2の1

申立人は、富岡町に居住していたが、帰還困難区域に指定されたことから、帰還することができなくなったとして、その精神的苦痛に対する賠償を求めた。東京電力は、中間指針第二次追補が、帰還困難区域について今後5年間は帰還できない状態が続くと見込まれるとしているのは、中間指針第二次追補が策定された平成24年3月からを想定しているとして、平成24年3月から平成29年5月までの直接請求(包括請求)によって日常生活阻害慰謝料の賠償はし尽くされていると主張して争った。パネルは、中間指針第二次追補が定める帰還困難区域の日常生活阻害慰謝料の対象期間は、帰還困難区域と指定されたときから5年間であると判断し、富岡町について避難指示区域の見直しがされたのは平成25年3月であることから、平成25年4月から平成30年3月までの期間が、中間指針第二次追補の第2の1(1)に定める第3期に当たるとして、平成25年4月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料合計600万円を認め、そのうち、申立人の既受領分(月額10万円について平成25年4月から平成29年5月までの50か月分に当たる500万円500万円)を控除した100万円を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第2の1(1)Iは、避難指示区域内に住居があった者については、中間指針第3〔損害項目〕の6の「第2期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」とすると定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	628		
事案の概要	県南地域で酪農業を営む申立人について、風評被害による売上減少のために廃業を余儀なくされたとして、乳牛の売却損や廃業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H25.3.22	全部和解成立日	H25.8.14
事故時住所	矢吹町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	営業資産減価分	2,600,000		※1
全部和解	廃業損害	逸失利益	2,250,000		※1
小計			4,850,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,850,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、矢吹町において乳牛を所有し酪農業を営んでいたが、原発事故に起因する風評被害等により売上げが減少したため、平成24年9月に全ての乳牛を売却し廃業したところ、①乳牛の売却額が農業共済組合の用いている基準における福島県の平均額を下回ったことから、その差額を売却損として賠償を求めるとともに、②廃業による逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、上記①については、申立人が売却した乳牛のうち、6歳を超えるものについては乳牛としての価値が償却しており、肥育転用牛（乳牛から肉牛に転用する間の牛）の価値と同様として、転用時の残価を算出する方法（転用時残価法）を準用すべきと主張し、上記②については、申立人の年齢や健康上の問題が廃業の決断の要因となったこと、公共用地の取得に伴う損失補填基準等では公共用地の取得に伴う損失補償における転業等に必要となる期間について農業は3年以内とされていること等から、申立人の原発事故前4年間の平均所得の3年分が廃業損害額として相当であると主張して争った。パネルは、上記①の乳牛の売却損については、申立人の主張どおり、上記共済組合が用いている基準による評価額と実際の売却金額との差額を、また廃業による逸失利益については、申立人の原発事故前3年間の平均所得の4年分に相当する額（ただし、直接請求による既払額は控除する。）を、それぞれ和解案として提示した。

中間指針第7の2は、福島県で算出された農林水産物について原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害について原則として賠償すべき損害と認め、中間指針第7の1備考6が引用する第3の7備考8は、廃業等した場合は、営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）、一定期間の逸失利益等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	629		
事案の概要	福島県(避難指示区域外)で歯科医院を営む申立人が、原発事故後の平成23年3月から同年5月までの間は住民の避難に伴う患者の減少等により損害が生じたとして賠償請求したところ、平成23年3月から同年8月までの6か月間を通算すると減収は発生していないという東京電力の主張を排斥して、平成23年3月から同年5月までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(カ)	第1の9(2)オ(イ)	第6の2

2 基本情報

申立日	H25.4.5	全部和解成立日	H25.8.14
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		2,407,975	H23.3~H23.5	※1
小計			2,407,975		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,407,975
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、中間指針第二次追補第2の2

申立人は、原発事故発生当時、南相馬市で歯科医院を営んでいたところ、原発事故後の平成23年3月から同年5月までの間は住民の避難に伴う患者の減少等により損害が生じたとして、営業損害の賠償を求めた〔確定申告書〕。東京電力は、平成23年3月から同年8月までの6か月間を通算すると減収は発生していないと主張して争った。パネルは、東京電力の主張を排斥し、平成23年5月の売上げの一部は特別の努力によるものとして損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第2の2 IIは、営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	630		
事案の概要	富岡町の居住制限区域所在の不動産(第三者に貸していた宅地)について、宅地の評価額のうち借地権相当分として2割を控除した後の残額(評価額の8割)を賠償すべきとする東京電力の主張を排斥し、当該地域においては借地権は発生していないとして、宅地評価額の10割が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(ウ)

2 基本情報

申立日	H25.5.16	全部和解成立日	H25.8.14
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	37,751,860		※1
小計			37,751,860		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	37,751,860
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故当時、福島市に居住し〔住民票〕、所有する富岡町所在の宅地3筆〔土地全部事項証明書〕を第三者に賃貸していたところ〔確定申告書、念書、通帳〕、原発事故により当該宅地の価値が損なわれたとして、借地権割合を控除せず時価相当額全額での財物賠償を求めた。東京電力は、時価相当額に避難指示期間割合(72か月分の60か月)を乗じ、さらに借地権が設定された底地の場合、借地権相当分として2割相当額を控除すべきであると主張した。パネルは、近隣地域では借地権の取引事例がないことを理由に、時価相当額の算出に当たっては借地権割合による控除は行わず、宅地3筆について合計金3775万1860円の和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難を余儀なくされたことにより避難区域内の財物の管理が不能となり、財物の価値の全部又は一部が喪失したと認められる場合には現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	631		
事案の概要	宮城県に本店を置き、建設機械器具のリース業を営む申立会社について、取引先にリースして旧警戒区域(南相馬市小高区)の工事現場で使用されていた申立人所有の敷鉄板が放射能汚染のために使用できなくなったとして、財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.3.21	全部和解成立日	H25.8.15
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	1,359,600		※1

小計 1,359,600

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,359,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、宮城県で建設機械器具のリース業を営んでいたところ、申立人が取引先にリースして旧警戒区域(南相馬市小高区)の工事現場で使用されていた申立人所有の敷鉄板が原発事故の影響で価値を失ったとして、その財物価値の賠償を請求した〔写真、伝票、電話聴取事項報告書、見積書等〕。東京電力は、敷鉄板の財物価値の算定方法について争った。パネルは、申立人の主張する取得価格を基に、敷鉄板の効用持続年数を50年として経年による減価分を差し引いて算定した損害額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、対象区域内の財物について、価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	632		
事案の概要	自主的避難等対象区域所在の申立会社所有のテニスコートの除染費用について、実際に支出された砂の入れ替え費用、人工芝の張り替え費用等の全部又は一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)才	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H25.5.14	全部和解成立日	H25.8.15
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	4,124,135	H24.4	※1

小計 4,124,135

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,124,135
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、いわき市内においてテニスコートを管理、運営していたところ、当該施設において高線量（最大毎時3.791マイクロシーベルト）の放射線が検出された〔放射能線量測定報告書〕ことから、除染のために、一部のコートについては砂のみを入れ替える工事を、また、別のコートについては砂入り人工芝を張り替える工事をそれぞれ行ったとして、工事費用の賠償を求めた〔見積書、注文書、注文請書、領収証、物件引渡証〕。東京電力は、申立人施設の周辺では高線量が検出されていないなどと主張して除染の必要性について争い、また工事内容についても実質的な改修工事であること等を主張して争った。パネルは、除染の必要性を認めた上で、砂のみを入れ替える工事に係る費用については全額の、砂入り人工芝を張り替える工事については老朽化に伴う改修という側面もあることを考慮して原発事故の影響割合を5割とした金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	633		
事案の概要	旧警戒区域で化粧品の販売代理店を営んでいた申立人について、原発事故後、営業拠点を避難先の関東地方に移転したことにより生じた交通費(配達費)、商品発送費用及び電話代の増加分につき、直接請求において拒否された平成24年8月分以降についても賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H25.5.15	全部和解成立日	H25.8.15
事故時住所	双葉郡		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	商品調達等費用増加分	188,353	H24.8～H25.1	※1

小計 188,353

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	188,353
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、双葉郡(避難指示解除準備区域)において化粧品の販売代理店を営んでいたところ、原発事故によって営業拠点を避難先の関東地方に移したことに伴い、交通費(配達費)、商品発送費用及び電話代が増加したため、その増加分に相当する額の賠償を求めた。東京電力は、原発事故前の営業に係るこれらの費用の支出額が明らかでないとして、これらを示す資料を求めた。パネルは、直接請求手続において提出された資料及び審理の結果に基づいて、これらの費用について申立人の請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者等において、避難指示等に伴い事業に支障が生じたために生じた追加的費用(商品調達等費用の増加等)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	634		
事案の概要	静岡県産茶葉生産農家の風評被害による逸失利益について、平成23年は前年よりも出荷量が上回っているため損害がないという東京電力の主張を排斥し、平成22年の単価から平成23年の単価を控除した差額に、平成23年の出荷量を乗じる算定方法により賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.6.3	全部和解成立日	H25.8.15
事故時住所	静岡県沼津市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		425,320	H23.3～H23.12	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	300	H25.4	※2
小計			425,620		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	425,620
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、静岡県内において茶葉を生産・販売していたところ、原発事故後、風評被害により茶葉の販売単価が落ち込んだため、増加した出荷量に見合う収入を得られなかったとして、営業損害の賠償を求めた〔決算書、支払明細書〕。東京電力は、平成23年の売上げは平成22年の売上げを上回っており損害は認められないと主張して争った。パネルは、平成22年は特別に出荷量が少なく例外的に売上げが少なかったと判断して東京電力の主張を排斥し、平成22年の単価から平成23年の単価を控除した差額に、平成23年の出荷量を乗じて損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① ii は、静岡県において産出された茶に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1

追加的費用として、東京電力に対する直接請求手続で負担した証明書類の取得費用の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	635		
事案の概要	宮城県のキュウリ栽培農家について、風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.4.12	全部和解成立日	H25.8.16
事故時住所	宮城県伊具郡丸森町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		180,067	H23.7～H24.10	※1
小計			180,067		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	180,067
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、原発事故時、宮城県丸森町でキュウリ（加工用を含む）を栽培・販売していたところ、原発事故により売上げが減少した〔清算書、売買仕切書〕として、風評被害による損害賠償を請求した。東京電力は、事故直近年度の売上げに関する資料の提出がないことを理由に認否を留保した。パネルは、売上減少と事故との相当因果関係を認めた上で、原発事故前の平成20年と平成21年の販売価格の平均値を基準価格とし、原発事故後の販売価格との差額を基に月単位で損害額を算定し合算した金額の和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ①及び中間指針第三次追補第2Ⅰ①iは、宮城県の農産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）については、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害としているところ、これに従って申立人に営業損害が発生したことを認め、また損害額の算定に当たっては、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に従って合理的な算定方法を選択して和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人は、家族の介護を理由に精神的損害の賠償を求めたところ、東京電力は、賠償対象外と

主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	636		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で廃品回収業を営む申立人について、風評被害による買いたたき等により廃業を余儀なくされたことに伴う廃業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第5の4(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.12.27	全部和解成立日	H25.8.17
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	13,120,000		※1

小計 13,120,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,120,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第3の7

申立人は、いわき市において廃品回収業を営み、回収した廃品を宮城県の廃品買取業者に売却していたところ、原発事故の影響で国道6号線が遮断されたことによって営業効率が下がり、また、買取業者からは廃品の放射性物質による汚染の懸念を理由として、買取価格を下げられたり出入りを断られたりするなどし、営業利益が減少したことにより平成23年6月に廃業に追い込まれたとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後の売上げは回復傾向にあったなどとして原発事故と廃業との間の相当因果関係を否定し、仮に認められるとしても賠償すべき金額は同年12月までに得られたであろう利益相当額に限られるなどと主張して争った。パネルは、原発事故と廃業との間に相当因果関係があるとした上で、実利益3年分に原発事故の影響割合7割を乗じた額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、同第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実には生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、上記のとおり認定をし、また、中間指針第7の1備考6は、中間指針第3の7備考8を準用し、廃業した場合は、一定期間の逸失利益等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	637		
事案の概要	自主的避難等対象区域内から父母と子供1名が関東地方へ自主的避難を実行し、平成24年5月に父が先に同区域内へ戻り、さらに平成25年3月に母子も戻った申立人らについて、平成25年3月までに生じた避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例(平成24年7月分までは、前回の和解で賠償済み)。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)オ	第10の2(3)ク	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H25.4.1	全部和解成立日	H25.8.17
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	その他	80,000	H24.1～H24.8	※2

小計 80,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	480,000	H24.8～H25.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	252,000	H24.8～H25.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	16,810	H24.8～H25.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	104,000	H24.8～H25.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	240,000	H24.8～H25.3	※1
全部和解	避難雑費		160,000	H24.8～H25.3	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	35,600	H24.2	※3

小計 1,288,410

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,368,410
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(父(A)、母(B)及び18歳以下の子(C))は、原発事故時自主的避難等対象区

域に居住していたものであるが、平成23年8月に関東地方へ自主的避難を実行し、平成24年5月に申立人Aが先に同区域内へ帰還し、さらに平成25年3月に申立人B及びCも帰還したものであるところ、①避難先で支払った家賃〔家賃の預り証〕、②帰還のために負担した引越費〔領収証〕、③帰還のための移動交通費、④世帯分離が生じた期間中に申立人Aが申立人B及びCに面会するために負担した交通費〔高速道路利用明細〕及び⑤二重にかかった生活費の増加費用の賠償を求めた（なお、平成24年7月分までの損害は、前回の和解で賠償済み。）。東京電力は、中間指針第二次追補で緊急時避難準備区域の賠償終期の目安が平成24年8月までとされていることに照らし、自主的避難等対象区域に居住していた申立人らについては平成25年3月までの避難の合理性を認めることはできないと主張して争った。パネルは、上記①ないし⑤について平成25年3月までに発生した費用のうち相当額の賠償を認めたことに加え、申立人Cについて平成24年8月から平成25年3月まで月額2万円の避難雑費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ追加賠償を精神的損害等に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人らは、帰還先の自主的避難等対象区域内の線量を計測するため、平成24年2月に購入した線量計の費用の賠償を求めた〔領収証〕。東京電力は、認否を留保し実際の支払を示す証拠を求めた。パネルは、線量計購入費用と原発事故との間に相当因果関係を認め、申立人らから提出された線量計購入の領収証記載の金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	638		
事案の概要	申立人が旧警戒区域(帰還困難区域)に所有する不動産のうち原発事故の7か月前の平成22年8月に新築された建物について、経年減価がないものとして新築時価格が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.7.11	全部和解成立日	H25.8.19
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	66,000	H23.3~H24.6	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	24,000	H23.3~H24.6	※1
全部和解	その他		214,155	H23.3~H24.6	※2
全部和解	検査費用(物)		50,778	H23.3~H24.6	※3
全部和解	避難費用	その他	3,000	H23.3~H24.6	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	800,000	H23.3~H24.6	※5
全部和解	財物損害	家財	6,750,000		※6
全部和解	財物損害	土地	9,760,802		※7
全部和解	財物損害	建物	31,407,072		※8

小計 49,075,807

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	218,000	H23.3~H24.6	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	26,000	H23.3~H24.6	※9
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	64,428	H23.3~H24.6	※10
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	105,696	H23.3~H24.6	※11
全部和解	一時立入費用	交通費	29,512	H23.3~H24.6	※12
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	20,000	H23.3~H24.6	※13
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	130,667	H23.3~H24.6	※13
全部和解	精神的損害	基本部分	1,620,000	H23.3~H24.6	※14
全部和解	就労不能損害		2,981,091	H23.3~H24.6	※15

小計 5,195,394

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,620,000	H23.3~H24.6	※14
全部和解	就労不能損害		1,360,000	H23.3~H24.6	※15

小計 2,980,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	57,251,201
	弁護士費用	1,717,536
	手続内で処理された既払金合計額	6,750,000

※1 中間指針第3の2

避難費用のうち交通費や宿泊費について、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することで賠償を認めたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の9

安全を確認するために必要な費用として、土壌検査費用等について賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の2

避難後必要となった土地改良区会議のための交通費について賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としているところ、原発事故当時避難対象区域外に単身赴任中であつた申立人の帰宅頻度等の生活実態に照らし、通常の避難等対象者に対する慰謝料の5割について賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の10

管理不能等により家財の価値全部が失われたとして、当該家財の価値喪失部分について賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の10

管理不能等により土地の価値全部が失われたとして、当該土地の価値喪失部分について賠償を認めたものである。

※8 中間指針第3の10

申立人Aは、平成22年8月新築の浪江町(帰還困難区域)所在建物について、新築時の取引価格〔建築工事請負契約書〕を基に財物損害の賠償を請求した。東京電力も一定の範囲ではこれを認めたが、新築から原発事故発生までに7か月が経過していることから、7か月分の減価償却相当分を差し引くべきと主張して争った。パネルは、わずか7か月間では経年減価はないと判断し、当該建物の財物損害について請求額全額である新築時の取引価格相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iでは、財物について、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の廃棄費用、修理費用等)は、賠償すべき損害と認められており、これに従った和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の2

避難により必要となった駐車場代について賠償を認めたものである。

※10 中間指針第3の2

避難により必要となった仮設住宅の水道料について賠償を認めたものである。

※11 中間指針第3の2

避難により必要かつ合理的な範囲で負担した日用品等購入費について賠償を認めたものである。

※12 中間指針第3の3

月2回「一時立入り」に参加するために負担した交通費について賠償を認めたものである。

※13 中間指針第3の5

避難により頸肩腕症候群等の傷害を負ったことに対し、通院交通費や精神的損害について賠償を認めたものである。

※14 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※15 中間指針第3の8

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が、避難指示等により就労が不能等となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	639		
事案の概要	自主的避難等対象区域に居住し、同区域内で勤務していたが、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、賠償終期を平成24年5月末として直接請求による賠償を打ち切った東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)	第10の2(3)エ	

2 基本情報

申立日	H25.3.27	全部和解成立日	H25.8.19
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	2,107,830	H24.6~H25.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	H23.8~H25.3	※2
小計			2,307,830		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,307,830
	弁護士費用	69,235
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、いわき市にある工場に勤務していたが、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇されたため、原発事故により減収が生じたとして、平成24年6月以降の就労不能損害〔源泉徴収票〕の賠償を求めた。東京電力は、賠償の終期を平成24年5月末であると主張して争った。パネルは、平成24年6月から平成25年3月までの就労不能損害として210万7830円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が、事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合、給与等の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人は、いわき市にある工場に勤務していたところ、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇され、復職できないことによる不安によりうつ病の症状が悪化したとして〔診断書〕、身体的損害及び精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故とうつ病の悪化との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人は原発事故により勤務先が操業停止となり解雇されたが、原発事故前に白血病を再発させ服薬治療中であること、うつ病の悪化により就労が困難な状況にあることから復職が困難となり精神的苦痛を被ったとして、精神的損害として20万円を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	640		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域から東京都へ避難した申立人について、原発事故前より平成23年3月末に飯舘村に転居予定であり計画的避難区域指定前の同年4月前半に飯舘村に現実に転居したこと等により計画的避難区域からの避難者と同視して、平成25年7月までの避難費用、避難慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の4(2)ウ	第1の5(2)
	第1の8(2)エ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.2.22	全部和解成立日	H25.8.20
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	1,433,000	H24.3～H25.7	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	102,475	H24.9～H25.7	※2
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	12,500	H24.9～H25.7	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	44,690	H24.9～H25.7	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,100,000	H24.9～H25.7	※3

小計 2,692,665

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,692,665
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の2

申立人は、避難費用として、避難先のアパートの賃料及び新たに購入した家財の賠償を請求した。東京電力は、申立人の事故時住所が緊急時避難準備区域に該当するため、平成24年8月以降に支出した費用については相当因果関係を有する損害とはいえないと主張して争った。パネルは、申立人が平成23年3月末に飯舘村に転居予定であり、計画的避難区域指定前の同年4月上旬に飯舘村に現実に転居したことを理由として、計画的避難区域からの避難者と同視して相当因果関係があると判断し、申立人の請求全額を認めた。

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した対象区域外に滞在するための宿泊費等及び生活費増加費用等の避難費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

申立人は、一時立入費用として交通費及び宿泊費の賠償を請求した。東京電力は、申立人の事故時住所が緊急時避難準備区域に該当するため、平成24年8月以降に支出した費用について

は、相当因果関係を有する損害とはいえないと主張して争った。パネルは、申立人が平成23年3月末に飯舘村に転居予定であり、計画的避難区域指定前の同年4月上旬に飯舘村に現実に転居したことを理由として、計画的避難区域からの避難者と同視して、相当因果関係があると判断し、申立人の請求全額を認めた。

中間指針第3の3は、一時立入に関する交通費の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6

申立人は、月額慰謝料として月10万円の賠償を請求した。東京電力は、申立人の事故時住所が緊急時避難準備区域に該当するため、平成24年8月以降の月額慰謝料については、相当因果関係を有する損害とはいえないと主張して争った。パネルは、申立人が平成23年3月末に飯舘村に転居予定であり、計画的避難区域指定前である同年4月上旬に飯舘村に現実に転居したことを理由に、計画的避難区域からの避難者と同視して、相当因果関係があると判断し、申立人の請求全額を認めた。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、本件申立てのために支出した費用として、コピー代金の支払を求めたところ、東京電力は、相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	641		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で建築業を営む申立会社が、旧警戒区域を建築場所として請け負っていた建築工事について、原発事故により中断を余儀なくされたことに伴う営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(イ)	第1の9(2)イ(オ)	第1の9(2)イ(カ)

2 基本情報

申立日	H25.3.7	全部和解成立日	H25.8.21
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	3,023,950	H23.3～H24.12	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産等廃棄・返品費用	530,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	561,456	H23.3～H24.12	※1
小計			4,115,406		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,115,406
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針

申立人は、いわき市で建築業を営んでおり、広野町における建築工事を請け負って〔工事請負契約書〕着工したものの、原発事故により工事中断を余儀なくされ、最終的に施工主が工事中止を決定したため、それまでに進行していた工事費用、商品等の廃棄費用及び工事中断時以降の現場の維持・管理費用〔領収証、請求書、見積書〕の損害を受けたとして、その賠償を求めた。東京電力は、施工主に負担義務があるとすれば施工主が東京電力に対して損害賠償を請求する可能性があるため、二重請求の防止策について意見を述べた。パネルは、施工主から東京電力に請求しない旨の誓約書の提出を受けた上で、審理の結果に基づいて、工事費用については請求額と同額を、廃棄費用及び維持・管理費用については相当額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために生じた追加的費用(商品や営業資産の廃棄費用等)や、事業への支障を避けるために生じた追加的費用(営業資産の移動・保管費用等)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	642		
事案の概要	群馬県で酪農業を営む申立人について、風評被害による生乳廃棄に係る逸失利益、生乳廃棄処理費用及び放射性物質の検査費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.4.24	全部和解成立日	H25.8.21
事故時住所	群馬県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,776,656	H24.8～H25.2	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	2,260,644	H24.8～H25.2	※2
全部和解	風評被害・検査費用(物)		328,300	H24.8～H25.2	※3
小計			7,365,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,365,600
	弁護士費用	220,968
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第三次追補、中間指針第7の1

申立人は、群馬県で酪農業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により生乳を廃棄したことで売上げが減少したとして〔廃乳表、支払単価比較表〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人は生乳の出荷に要した費用の支出を免れているとし、請求額から5%を控除した限度でこれを認めた。パネルは、東京電力の主張も踏まえて損害額を算定の上、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第三次追補 I ④iv は、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、群馬県において産出された牛乳・乳製品については、原則として賠償すべき損害と認め、また、中間指針第7の1 IV①は、損害項目として取引数量の減少による減収分を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第三次追補、中間指針第7の1

申立人は、群馬県で酪農業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により生乳を廃棄したことで廃棄費用を支出したとして〔請求書、振込票〕、当該費用の賠償を求めた。東京電力は、当

該請求を認め、パネルも、申立人の請求どおりの賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第三次追補 I ① iv のほか、中間指針第 7 の 1 IV ① は、損害項目として必要かつ合理的な範囲の追加的費用を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※ 3 中間指針第三次追補、中間指針第 7 の 1

申立人は、群馬県で酪農業を営んでいたところ、風評被害払拭のために支出を余儀なくされた検査費用及び検体物の送料の賠償を求めた〔測定結果報告書、振込票〕。東京電力は、賠償すること自体は争わず、検査費用については申立人が検査費用を最終的に負担したことを裏付ける資料の提出を求め、検体物の送料については送料を負担したことを裏付ける資料の提出を求めた。パネルは、申立人の追加の主張・立証を踏まえ、申立人の請求どおりの賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第三次追補 I ① iv のほか、中間指針第 7 の 1 IV ③ は損害項目として取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

公表番号	643		
事案の概要	旧警戒区域(帰還困難区域・双葉町)で農業を営んでいた申立人ら所有の農機具等について、取得価格に実際の使用可能年数を考慮して損害額を算定し、東京電力が認める金額から約1,600万円増額し、約3,000万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.2.27	全部和解成立日	H25.8.22
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,820,000	H23.3~H24.8	※2
一部和解	避難費用	宿泊費等	470,856	H23.3~H23.9	※3
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	300,000	H23.3~H24.10	※3
一部和解	避難費用	食費増加費用	120,000	H23.3~H24.2	※3
一部和解	避難費用	通信費増加費用	15,000	H23.3~H24.2	※3
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	100,000	H23.3~H24.2	※3
一部和解	一時立入費用	家財移動費用	176,000	H23.9~H24.1	※4
全部和解	財物損害	その他動産	30,718,393		※1

小計 33,720,249

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	33,720,249
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時、旧警戒区域(帰還困難区域)内で農業を営んでいたところ、原発事故により、農機具が使用不能となったとして、財物損害の賠償を請求した。東京電力は独自の賠償方針に基づく限度のみ賠償に応じるが、これを超える部分については賠償に応じることができないと主張して争った。パネルは、申立人主張の償却資産の使用可能年数に基づき、当該償却資産の時価相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、

これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

日常生活阻害慰謝料として、月額10万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

避難費用として、宿泊費・避難先の賃料の他、家財道具購入費、食費増加費用、通信費増加費用、被服費増加費用について賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の3

一時立入費用として、家財道具移動費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	644		
事案の概要	旧警戒区域(双葉町)から避難した高齢の申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料について、夫が平成24年1月から寝たきりとなってからの期間について、夫月額5割、妻月額3割の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.6.1	全部和解成立日	H25.8.26
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	200,000	H23.3~H24.11	※7
全部和解	精神的損害	基本部分	2,120,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	940,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	財物損害	その他動産	292,100		※8
小計			3,552,100		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	180,000	H23.3~H24.11	※6
全部和解	精神的損害	基本部分	2,120,000	H23.3~H24.11	※1
全部和解	精神的損害	増額分	450,000	H23.3~H24.11	※1
小計			2,750,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	10,000	H23.3~H24.11	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	540,000	H23.3~H24.11	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	10,000	H23.3~H24.11	※4
全部和解	避難費用	食費増加費用	105,000	H23.3~H24.11	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	149,800	H23.3~H24.11	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	418,968	H23.3~H24.11	※5
全部和解	財物損害	家財	5,950,000		※8
小計			7,183,768		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,485,868
	弁護士費用	405,000
	手続内で処理された既払金合計額	1,600,000

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及びBは、原発事故発生当時、高齢であったことや持病が悪化したこと等により避難生活への適合が困難であったとして、慰謝料（増額を含む）を請求した。東京電力は、避難所に滞在した平成23年3月は12万円、同年4月から平成24年5月までは月額10万円の範囲でこれを認めたが、中間指針で定められた金額を上回る部分については争った。パネルは、原発事故と申立人A及びBの避難生活への適合が困難であったこと等の間に相当因果関係があると判断し、原発事故直後である平成23年3月は申立人A及びBのいずれもについて月額24万円（10割増額）、同年4月から同年12月までは、申立人Aについては月額13万円（3割増額）、申立人Bについては月額10万円を認め、平成24年1月から同年11月までは、申立人Aについては寝たきり生活となったことを踏まえ月額15万円（5割増額）を、申立人Bについては持病が悪化したこと等を踏まえ月額13万円（3割増額）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I①は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に避難するための交通費等を賠償の対象とすることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことによる宿泊費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域内に一時立ち入りしたことによる交通費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことによる生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、自家消費ができなくなったことを理由とする食費（野菜）、テレビ、ストーブ、衣料品等の物品購入費、扇風機、エアコンセット等その他生活費増加費用を認めた和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の8

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の5

中間指針第3の5 Iは、避難等対象者が原発事故により避難等を余儀なくされ、生命・身体的

損害を被った場合には、逸失利益のほか被った治療費、薬代相当額、精神的損害を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の10

中間指針第3の10Iは、避難を余儀なくされたことにより避難区域内の財物の管理が不能となり、財物の価値の全部又は一部が喪失したと認められる場合には現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、車両、家財一式を認めた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	645		
事案の概要	旧警戒区域で防災設備等の販売・施工業を営む申立人について、平成23年度が例年に比して大きな売上げが見込まれていたという事情を考慮して営業損害が算定・賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H25.3.13	全部和解成立日	H25.8.26
事故時住所	双葉郡		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		800,000	H23.3～H23.12	※1

小計 800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、原発事故時、双葉郡内で防災設備等の販売・施工業を営んでいたところ、平成23年度は、法律により平成23年5月末までに全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられ、地方公共団体からの補助金支給体制も整い、契約締結に向けた交渉も進んでいたことから、例年に比して大きな売上げが見込まれていた〔折衝記録書、電話録取書〕が、原発事故の影響により成約に至らなかったとして逸失利益の賠償を求め、損害額の計算方法としては原発事故前の実際の売上高ではなく原発事故がなければ成約していたであろう取引に基づく売上高を基準に算定することを求めた。東京電力は、平成23年度の例年のない取引が特殊な案件であり、当該取引の成約が確実であったと確認できないことを理由に争った。パネルは、申立人からの電話録取等により平成23年度における例年のない取引の成約を前提に、当該取引による防災設備の販売利益を合算して損害額を算定〔仕入れ価格等に関する回答書〕した和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとし、平成23

年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には適宜の金額を足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額としたとしても、特段の事情がない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	646		
事案の概要	千葉県で産業廃棄物最終処分場の運営を行っている申立会社について、原発事故により廃棄物への即日覆土に伴う埋立容量減少によって生じた逸失利益、放流水のセシウム除去のための設備設置費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第4の2		

2 基本情報

申立日	H24.11.27	全部和解成立日	H25.8.27
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他の政府指示等・逸失利益		71,456,000	H23.10~H24.1	※1
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用	検査費用	2,707,586	H23.8~H24.3	※2
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用	除染費用	1,694,150	H24.2~H24.7	※3
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用	除染費用	421,344	H23.10~H24.1	※4
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用	検査費用	2,205,000	H23.8~H23.9	※5
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用	検査費用	2,748,658	H23.8~H24.7	※6
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用	除染費用	20,500,000	H24.6	※7
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用	その他	605,825	H23.10~H24.7	※8

小計 102,338,563

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	102,338,563
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第6の1

申立人は、千葉県において産業廃棄物最終処分場を運営する法人であるところ、原発事故後に放射性物質が検出された廃棄物について、政府の通知に基づいた自治体の指導により、その飛散を防止するための措置が必要となり、申立人において当日の作業終了後における覆土（以下「即日覆土」という。）を行うこととしたため、これにより処分場の埋立可能容量が減少し受入可能

な廃棄物の量が減ったとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、汚染廃棄物の飛散防止策は即日覆土の方法に限られず、他の方法によれば埋立可能容量の減少は生じないと主張してその必要性を争うとともに、予備的に、逸失利益の算定に用いる処分単価について、その基準時及び金額を争った。パネルは、即日覆土の必要性及び合理性を認めた上で、埋立可能容量の減少分に埋立時の処分単価を乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第6の1 Iは、政府が原発事故に関し行う指示等の対象事業者において、同指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第6の3

受入廃棄物の放射能濃度の測定管理のための費用について、人件費を除く部分（分析費及び分析容器購入費）の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第6の1

ばいじん埋立管理のための費用のうち、人件費を除く部分（材料費及び機材の燃料費）の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第6の1

覆土を実施するために使用したバックホー及びダンプ車の燃料代について、申立人の請求金額どおりの賠償が認められたものである。

※5 中間指針第6の3

放射線測定機器の購入費について、申立人の請求金額どおりの賠償が認められたものである。

※6 中間指針第6の3

放流水の水質管理のための分析費について、申立人の請求金額どおりの賠償が認められたものである。

※7 中間指針第6の1

放流水のセシウム除去のための設備の設置費用のうち、設備工事費の一部について、原発事故と相当因果関係のある損害として賠償が認められたものである。

※8 中間指針第6の1

申立人が住民に対する情報開示・説明会等を実施するために要した費用（広告費、人件費等）について、申立人の請求のうち、東京電力がその支払義務を認めた金額での賠償が認められたものである。

※9 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第6の1）

申立人は、放射性物質に係る廃棄物の取扱いについての自主管理規程の策定のために要した人件費、処分場内の放射線量の測定管理のために要した人件費及び即日覆土を施工するために要した人件費についても追加的費用として賠償を求めたが、パネルは、和解の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	647		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、いわき市の勤務先に通勤していたが、原発事故後、勤務先のあるいわき市に避難している申立人について、いわき市と原町区とを結ぶ道路及び鉄道が復旧されていないこと等から平成24年9月以降も避難継続の必要性があると判断して、避難慰謝料及び避難費用の賠償終期を平成24年8月末とする東京電力の主張を排斥し、同年9月以降も避難慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H25.3.13	全部和解成立日	H25.8.27
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H24.6~H25.7	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.9~H25.3	※2
全部和解	避難費用	交通費	117,000	H24.6~H24.8	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	101,178	H23.10~H25.7	※2
小計			1,818,178		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H24.6~H25.7	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	950,000	H24.6~H25.3	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.9~H25.3	※2
全部和解	避難費用	交通費	117,000	H24.6~H25.7	※2
小計			2,667,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,485,178
	弁護士費用	134,556
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人Aは、原発事故当時は南相馬市原町区に居住し、原発事故前からの勤務先であるいわき市に避難していたところ、いわき市と原町区とを結ぶ道路及び鉄道が復旧されていないこと等から帰還できていないとして、避難継続による日常生活阻害慰謝料を請求した。東京電力は、平

成24年9月以降の避難の合理性はないと主張して争った。パネルは、申立人らには避難継続を認める特段の事情があるとして、同月から和解案提示月である平成25年7月までの精神的損害の賠償を認めた。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難費用(その他生活費増加費用)各20万円は、「通院交通費等の生活費増加分」として、また、避難費用(交通費)は、「避難・帰宅に係る費用相当額」として、東京電力が直接請求における基準に従って認めたため、これに従った和解案が提示されたものである。

申立人Aの避難費用(その他生活費増加費用)10万1178円は、電気代、水道代の増加分について、生活費増加費用として、賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人Bは、原発事故に伴う避難により失業し、月5万円の減収が生じたところ、東京電力もこれを就労不能損害と認めた。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合に減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	648		
事案の概要	旧警戒区域で観光牧場を営んでいた申立会社について、原発事故により営業できなくなったことによる逸失利益、飼育していた動物の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(キ)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.7.24	全部和解成立日	H25.8.28
事故時住所	双葉郡		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		14,664,000	H23.3～H27.2	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	1,171,890	H23.3～H24.5	※2
全部和解	財物損害	動産	6,232,000		※3
全部和解	営業損害・逸失利益		300,000	H23.3～H24.5	※1
小計			22,367,890		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	22,367,890
	弁護士費用	671,100
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故当時、双葉郡（警戒区域）で観光牧場を営んでいたところ、原発事故の避難指示により営業ができなくなり、さらに商品を納品した売掛先が避難したため売掛金の回収ができなくなったとして、逸失利益及び売掛金相当額の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、賠償すること自体は争わず、申立人の事業が赤字であることを指摘するなどして賠償金額の算定方法等について意見を述べた。パネルは減収と原発事故との相当因果関係を認め、逸失利益については休業期間を平成27年2月までと認定した上、基準年の売上高に平均利益率6割を乗じた金額の4年分に相当する額を、売掛金については申立人請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいる者において、避難指示に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

事業の支障により生じた追加的費用として、従業員に係る追加的経費、検査費用、営業資産の保管・廃棄費用、一時立入費用等について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時、双葉郡（警戒区域）で観光牧場を営んでいたところ、原発事故の避難指示により飼育していた動物が管理不能になり財物価値が失われたとして、喪失価値相当額の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について、当該動物から生じる利益が逸失利益として賠償されるので、かかる部分については控除されるべきなどの意見を述べた。パネルは財物価値喪失と原発事故との相当因果関係を認め、申立人請求額（動物の年齢、用途を加味して算出した取引価格）から申立人請求額に平均利益率6割を乗じた金額を差し引いて損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、その喪失分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	649		
事案の概要	製造業を営む申立会社について、旧警戒区域(避難指示解除準備区域)にある所有不動産について全損と評価して賠償額を算定し、また、仕掛製品、完成製品等の財物賠償、逸失利益の賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H24.2.16	全部和解成立日	H25.8.29
事故時住所	東京都大田区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・追加的費用	商品調達等費用増加分	1,146,448	H23.3～H23.10	※1
一部和解	財物損害	追加的費用	1,816,296	H23.10～H23.11	※2
一部和解	財物損害	その他動産	12,668,526		※3
一部和解	風評被害・逸失利益		24,339,859	H23.7～H25.4	※4
全部和解	財物損害	土地	8,669,128		※5
全部和解	財物損害	建物	23,787,272		※5
全部和解	財物損害	その他動産	590,028		※6
小計			73,017,557		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	73,017,557
	弁護士費用	2,190,526
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

追加的費用として、避難区域内にあった委託加工先の工場が稼働停止したために支出を余儀なくされた、自社工場で代替加工を行ったことによって発生した臨時の運送費、代替品の購入費用等の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の10

財物に係る追加的費用として、避難区域内に長期間放置されていた申立人所有の機械に係る修理費用の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、精密機械の製造業を営んでいたところ、原発事故当時、避難区域内にあった委託加工先の工場に存在した仕掛製品及び完成製品の管理が不能となり、同製品の財産価値の全部を喪失したとして、その賠償を求めた〔買掛金計上通知書等〕。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的には請求額全額を賠償することを認めた。パネルは、申立人請求額どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第7の4

申立人は、精密機械の製造業を営んでいたところ、原発事故後、茨城県の工場で製造した製品について風評被害が生じた結果、減収が生じたとして〔検収明細書、原価計算書〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、茨城県において製造された精密機械について風評被害が生じているとは考えにくいとして相当因果関係を争いつつ、予備的に、損害額について意見を述べた。パネルは、風評被害の発生を認め、損害額については申立人及び東京電力の各主張を踏まえて検討の上、和解案を提示した。

中間指針第7の4Ⅰ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時、南相馬市小高区内に土地及び建物を所有していたところ、同区が避難指示区域に指定されたことによって、これらの不動産の使用・処分が不可能あるいは著しく困難になった結果、財産価値の全部を喪失したとして、その賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体は認めつつ、算定方法や価値減少率について意見を述べるなどして、損害額を争った。パネルは、原発事故によってこれらの不動産の財産価値の全部が喪失したことを認め、損害額については申立人及び東京電力の各主張を踏まえて検討の上、和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物が、その価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合、又は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の10Ⅱ

財物損害として、申立人が原発事故時に小高区の工場内に保有していた償却資産の賠償を求めたものである。

1 事案の概要

公表番号	650		
事案の概要	旧警戒区域でクリーニング店を営んでいた申立人について、原発事故後、配送等のために避難先の埼玉県から福島県内への車での行き来を余儀なくされたことにより生じたタイヤ損耗費が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H25.5.23	全部和解成立日	H25.8.29
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	商品調達等費用増加分	36,000	H23.3～H25.4	※1
小計			36,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	36,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

旧警戒区域でクリーニング店を営んでいた申立人が、原発事故後、配送等のために避難先の埼玉県から福島県内への車での行き来を余儀なくされたことにより、タイヤが損耗したためタイヤを購入したとして、その購入費用の賠償を求めた〔領収証〕。東京電力は、タイヤ購入価格の41%の限度で損害を認めた。パネルは、原発事故の影響割合を9割として、タイヤ購入価格の9割を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴いその事業に支障が生じたために負担した追加的費用（商品調達等費用の増加）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	651		
事案の概要	旧警戒区域に居住し、原発事故当時癌の治療を受けていたが、避難のため十分な治療が受けられなくなったため癌の転移が進行して平成23年9月に死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故による避難との間の因果関係(寄与度5割)を認め、死亡慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)

2 基本情報

申立日	H24.12.18	全部和解成立日	H25.8.30
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	その他	750,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	1,249,486		※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,000,000		※3
全部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H23.3~H23.9	※4
小計			10,699,486		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,699,486
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人の父は、平成23年1月13日に肛門管がんに係る手術を受け、同年3月5日に退院したばかりであり、同月14日から再入院して転移を防ぐための放射線治療を開始する予定であったが、原発事故により自宅が避難指示解除準備区域に指定されたため、避難を余儀なくされ、放射線治療の開始が23日間にわたって遅れ、体力も低下した。その後、申立人の父は、転移したがんにより、同年9月8日に死亡した。申立人は、父が原発事故により死亡したとして、父の葬儀費用に係る損害賠償を請求した。東京電力も一定額の賠償を認めたが、その金額は、申立人の父の死亡に対する原発事故の影響割合を1割程度と評価した金額にとどまっていた。パネルは、申立人の父の死亡に対する原発事故の影響割合を5割、葬儀費用の相当額を150万円と判断して、75万円を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、死亡したことにより生じた損害を賠償すべきものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人は、父が原発事故により死亡し、同人の東京電力に対する損害賠償請求権を単独相続したとして、父の年金収入に係る逸失利益の損害賠償を請求した。東京電力も一定額の賠償を認めたが、その金額は、申立人の父の死亡に対する原発事故の影響割合を1割程度と評価した金額にとどまっていた。パネルは、申立人の父の死亡に対する原発事故の影響割合を5割と判断し、年金収入に係る逸失利益の額の5割を賠償すべき旨の和解案を提示した。

これも中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人は、父が原発事故により死亡し、同人の東京電力に対する損害賠償請求権を単独相続したとして、死亡慰謝料(申立人の父の死亡慰謝料及び遺族固有の死亡慰謝料)の賠償を請求した。東京電力も一定額の賠償を認めたが、その金額は、申立人の父の死亡に対する原発事故の影響割合を1割程度と評価した金額にとどまっていた。パネルは、申立人の父の死亡に対する原発事故の影響割合を5割と判断し、申立人の父の死亡慰謝料と遺族固有の死亡慰謝料の合計額として800万円を賠償すべき旨の和解案を提示した。

これも中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6

申立人は、原発事故後に死亡した父の東京電力に対する損害賠償請求権を単独相続したとして、精神的損害の基本部分の賠償を請求した。東京電力はこれを争わず、パネルは月額10万円を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、精神的損害の目安を一人月額10万円としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	652		
事案の概要	長期間の自主的避難は実行せず自主的避難等対象区域(福島市)に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末などに山形県への短期の避難を実行した申立人ら家族(大人2名、子供2名)に、平成24年分の短期の避難に要した移動交通費の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)オ	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.8.30	全部和解成立日	H25.6.19
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		880,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	35,200	H24.1~H24.8	※2
全部和解	除染費用等	除染費用	105,525	H23.3~H24.12	※3
小計			1,020,725		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,500,725
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づいて本和解外で東京電力により支払済みである賠償分40万円(18歳以下の子供及び妊婦)及び8万円(子供及び妊婦以外)のうち、それぞれ20万円及び4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、長期間の自主的避難は実行せず、子供の長期休みや週末に実行した避難に係る交通費及び家財道具購入費用等〔領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、既払金136万円から精神的損害に相当する48万円を控除した88万円が生活費増加の実費分となるとして、実費分88万円を超える支出について具体的な説明を求めた上、避難時期及び支出した費用についての必要性及び合理性を確認できた場合には、平成23年12月末までの限度で賠償を検討すると主張した。パネルは、同年3月から同年12月までの期間について、避難関連費用として88万円を認め、平成24年1月から同年8月までの期間について、短期又は週末に実行した避難の移動交通費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人らは、福島市に所在する自宅庭の芝部分について、芝の除去及びコンクリート舗装工事の除染費用〔注文請書、振込金受取書兼手数料受取書、工事完了写真、電話聴取報告書〕の賠償を求めた。東京電力は、福島市が「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき環境大臣により汚染状況重点調査地域に指定され、福島市ふるさと除染実施計画に基づき除染等の措置を実施することとされているため、申立人らは同除染実施計画等に基づき福島市から除染費用の支払を受けるのが適切であるとした上で、申立人らの行った自主的な除染の必要性、緊急性、除染工事の内容、除染の効果(除染前後の各線量)等の説明及び工事の内容を確認することができる写真の提出を求め、福島市が行う除染作業との関係等を考慮して、自主的な除染の合理性が認められる場合には賠償する方向で検討すると主張した。パネルは、除染費用を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去、汚染の拡散の防止の措置)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	653		
事案の概要	長期間の自主的避難の実行を終了した後に自主的避難等対象区域(福島市)に滞在中の申立人ら家族(大人2名、子供2名)に、放射能から少しでも逃れるために週末などに山形県への短期の避難を実行するのに要した平成24年分の避難費用の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア		

2 基本情報

申立日	H24.9.24	全部和解成立日	H25.7.15
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		880,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	除染費用等	除染費用	13,000	H23.3~H23.12	※3
全部和解	除染費用等	線量計購入費	30,262	H23.3~H23.12	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	14,014	H24.1~H24.7	※4
小計			937,276		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,417,276
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づき直接請求手続において東京電力により支払済みである賠償分8万円(妊婦・子供については40万円)のうち4万円(妊婦・子供については20万円)を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、平成23年中の自主的避難の実行により被った生活費増加費用及び移動費用の賠償を求めた。パネルは、申立人らに対して、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち生活増加費用及び移動費用に相当する額の賠償を認める和解案を提示した。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人らは、福島市の自宅において申立人らが行った除染作業に係る費用(①)及び線量計・線量計用電池の購入費用(②)について賠償を求めた。東京電力は、認否を留保又は原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料〔領収書〕及び申立人の説明に基づいて、①について相当な金額、②について請求額全額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは平成24年以降の自主的避難の実行により生じた移動費用について賠償を求めた。東京電力は、平成24年以降に生じた避難費用は原発事故との相当因果関係を認めることができないと主張して争った。パネルは、避難費用と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、移動費用を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第3の10)

申立人らは、自主的避難の移動時における自家用車の破損に係る修理費用及び原発事故により価値が減少した自宅財産の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、いずれの損害も原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	654		
事案の概要	長期間の自主的避難は実行せず自主的避難等対象区域(福島市)に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末などに関東地方などへの短期避難を実行した申立人ら家族(大人2名、子供2名)に、平成24年及び同25年の短期の避難に要した移動交通費、宿泊費の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	

2 基本情報

申立日	H24.7.31	全部和解成立日	H25.8.10
事故時住所	福島市		
申立人人数	7	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	48,000	H24.3~H24.4、 H24.11、H25.1	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	32,000	H24.3~H24.4、 H24.11、H25.1	※1
小計			80,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	80,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、長期間の自主的避難は実行せず、短期週末避難を実行したことに係る交通費〔高速代領収証、ガソリン代領収証、飲食店代領収証、生活用品代領収証〕及び宿泊費〔ホテル代領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、既払金152万円から精神的損害に相当する76万円を控除した76万円が実費相当額となるどころ、実費相当額76万円を超える損害を被っているとは認められないと主張し、加えて、2、3泊を限度とした短い期間の移動を原発事故と因果関係のある合理的な避難と考えることは困難であると主張した。さらに、平成25年1月以降の移動交通費及び宿泊費は、原発事故との因果関係のある合理的な避難であるとは極めて困難であると主張して争った。パネルは、①平成24年3月から同年4月まで、②平成24年11月及び③平成25年1月の各期間について、月1回2万円の範囲で、移動交通費及び宿泊費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る

損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3）

申立人らは、原発事故時18歳以下の子供3名について、平成24年分の精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、既払金152万円のうち精神的損害に相当する76万円を支払済みであると主張して争つた。パネルは、和解案の対象外とした。

事案の概要

公表番号	655		
事案の概要	いわき市で花卉を栽培していたが、避難により管理を行えず商品の花卉が全て枯れたとして営業損害の賠償を求めた申立人について、次期以降出荷用培養鉢の財物損害の額を帳簿等の資料は無かったが、売上額から推定した事例。		
紹介箇所	第10の2(3)カ	第10の2(3)ケ	

基本情報

申立日	H24.10.4	全部和解成立日	H25.9.8
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		935,183	H23.3~H24.2	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		935,183	H23.3~H24.2	※1
小計			1,870,366		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,870,366
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人は、公務員として勤務しつつ、申立外の妻とともにいわき市において観賞用植物の生産、販売業を営んでいたが、原発事故直後に妻が自主的避難を実行したことにより水撒き等の十分な管理が困難となり商品が全て枯死したとして、①平成23年出荷予定分（申立人が保有していた商品の半数）の営業損害（逸失利益）、②平成24年以降出荷予定分（①を除く残部）の営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。東京電力は、妻の自主的避難後も申立人が水撒きをすることによって商品の枯死を防止することができた可能性があること、津波や地震によるライフラインの喪失によって枯死したとも考えられること等も考慮すべきであると主張して争った。パネルは、妻の自主的避難には合理性があること、申立人は自主的避難を実行しなかったが原発事故直後に水撒き等の商品管理をできる状況にはなかったと考えられることを考慮し、原発事故と損害発生との間に相当因果関係を認め、また、申立人が水撒きや球根の栽培に井戸水を使用しており、水道の断水等の自主的避難の実行以外の要因が損害の発生に影響したとは考えられない

こと等から、①及び②それぞれについて、原発事故の影響割合を10割とした上で、平成22年分の営業収入を基準とし、支出を免れた経費分（一般的統計を用いて売上げの4割相当額とした。）を控除した額を損害額と認める内容の和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難対象者が自己又は家族の自主的避難実行に伴って被った営業損害を賠償の対象となるべき損害として挙げ、その判断については、1）自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、2）自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期等の要素を総合的に考慮するものとしており、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

なお、上記②の損害については、平成24年3月以降の営業損害（逸失利益）であるものの、あくまで原発事故直後に枯死した財物である培養鉢の価値を喪失したことによる商品自体の財物価値を含めた営業損害（逸失利益）の賠償に限定され、仮に申立人が事業を再開するも風評等により同月以降に損害が発生した場合には別途賠償の対象となり得ることから、契約書上、上記②については項目名を「営業損害（次期以降出荷用培養鉢に係る損害）」としつつも、期間については特に上記①と区別せず原因の発生期間を示す趣旨で「平成23年3月11日から平成24年2月29日」としている。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人は、備品（培養土、ポット、出荷用トレー）の財物損害の賠償を請求したが、東京電力は、培養土及び出荷用トレーについては、雨水が袋に入るなどの保管方法の不備が原因であることから原発事故との因果関係を否定し、ポットについては使用可能な状態にあると主張して、争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	656		
事案の概要	旧警戒区域でスナックを営んでいたが、原発事故により店舗を同区域外に移転させた申立人について、旧店舗内の申立人所有の営業用動産につき取得価格に実際の使用可能年数(20~40年)を基礎とする減価をして、損害額を算定し、また、新店舗の新規設備取得費用につき取得価格の4割が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H25.2.12	全部和解成立日	H25.9.9
事故時住所	双葉郡		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	3,915,200		※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	2,307,100		※2
小計			6,222,300		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,222,300
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時、旧警戒区域でスナックを営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされ店舗を移転せざるを得なくなったとして、移転先の新店舗の改修工事費及び設備費〔領収証等〕の賠償を求めた。東京電力は、新店舗に関する改修工事費用等は新規資産の取得に当たり、原発事故との間の相当因果関係はないと主張して争うものの、旧警戒区域内の旧店舗の資産については賠償の対象となるとして、その算定方法について意見を述べた。申立人はこれを受けて、旧店舗の資産について財物賠償の請求を追加した。パネルは、旧店舗の営業用動産の価値喪失と原発事故との相当因果関係を認め、各資産ごとに取得価格に実際の使用可能年数(20年から40年までの範囲で資産ごとに認定した。)を基礎とする減価をして算定した和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故当時、旧警戒区域でスナックを営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされ店舗を移転せざるを得なくなったとして、移転先の新店舗の改修工事費及び設備費〔領収証等〕の賠償を求めた。東京電力は、新店舗に関する改修工事費用等は新規資産の取得に当たり、原発事故との間の相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、新店舗の改修工事費等と原発事故との相当因果関係を認め、各費用の4割を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	657		
事案の概要	原発事故当時、自主的避難等対象区域の実家に住民票を置き、帰還困難区域(双葉町)の勤務先に住み込みで働いており、事故直後に実家へ避難した申立人について、帰還困難区域からの避難者とした上で、実家へ戻った後もその避難が継続しているものと認定し、精神的損害及び就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)エ(イ)	第1の10(2)ア(ウ)
	第1の10(2)ウ(エ)		

2 基本情報

申立日	H25.4.16	全部和解成立日	H25.9.9
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,400,000	H24.6~H25.7	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	2,149,154	H24.6~H25.7	※2
小計			3,549,154		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,549,154
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故当時、自主的避難等対象区域内の実家に住民票上の住所を残したままであったが、実際には20年ほど前から帰還困難区域(双葉町)の勤務先に住込みで働いていたところ、原発事故直後に実家への避難を余儀なくされたとし、帰還困難区域からの避難者として日常生活阻害慰謝料の支払を求めた。東京電力は、申立人の住民票上の現住所が実家であったこと、実家で高齢の母親が一人暮らしをしていることからいずれ実家に戻る予定であり、生活の本拠地が実家であったと主張し、実家に戻った時点で避難生活は終了したと主張して争った。パネルは、申立人が勤務先に住込みで働き始めた時期が20年以上前であることや、実家への帰省頻度等[口頭審理における申立人の発言]の事情から、生活の本拠地が勤務先所在地であったとして、帰還困難区域からの避難者と認定し日常生活阻害慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者]では、原発事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のために立退きを余儀なくされた者が賠償の対象者とされているところ、申立人の生活実態に即して申立人を避難等対象者と認定した上で、中間指針第3の6 Iに基づき、原発事故において、避難等対象者が受けた精神的苦痛について賠償する和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)

申立人は、帰還困難区域内にあった内装事業者の下で勤務していたが、原発事故に伴い事業所が閉鎖され休業になったとして給与相当額の賠償を求めた。東京電力は、申立人が事故前収入より30万円ほど多い収入を得ていることから就労不能損害の支払は困難であると主張して争った。パネルは、経営者に事業再開の意思があり申立人も再開されれば復職する意思が認められることから〔口頭審理における申立人の発言〕就労不能損害が発生しているとした上で、申立人が事故前収入より多額の収入を得ているのは、震災復興のための特需であり〔口頭審理における申立人の発言〕安定性・継続性のある収入とはいえないことから控除すべきでないとして、申立人の請求額全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合には、給与等の減収分は賠償すべき損害として認められるとしており、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、当該営業・就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情のない限り、損害額から算定期間中の利益を控除しないものとするとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	658		
事案の概要	伊達市で桃の栽培を行っていたが、放射性物質汚染を危惧し、平成24年10月ごろに他所へ移り桃の栽培を開始した申立人について、従前の住居等の売却により生じた不動産譲渡損失、従前の農地(借地)と移転先の代替農地(借地)の地代の差額分及び従前農地返還に伴う整地費用等の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.4.19	全部和解成立日	H25.9.10
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	不動産	6,191,246		※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	454,828	H24.10~H25.1	※2
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	869,275	H24.12~H34.12	※3
小計			7,515,349		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,515,349
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人は、伊達市で桃の生産及び販売を行っていたところ、原発事故後、風評被害によって桃が売れなくなったため、農地を移転することとなり、それに伴って住居も移転することとなった結果、伊達市の住居(土地建物)を売却せざるを得なかったとして、当該住居の譲渡損失分について財物損害の賠償を求めた〔譲渡所得の内訳書、不動産契約書、土地売買証明書、工事請負契約書、領収証、全部事項証明書等〕。東京電力は、住居の移転が原発事故に起因するやむを得ない行動であると考えすることは困難であり、住居の売却によって発生した不動産譲渡損失と原発事故との間に相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、不動産譲渡損失と原発事故との間に相当因果関係を認め、住居の原発事故時の時価と売却価格の差額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第7の1 IV ①は、損害項目として必要かつ合理的な範囲の追加的費用を認めているところ、これら

に準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2、中間指針第7の1

福島県において産出された農産物を取り扱っていた申立人に係る風評被害について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用として、農地の移転に伴う住居の移転によって発生した費用（従前の住居の売却に係る諸費用及び住居移転費用）の一部の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人は、伊達市で桃の生産及び販売を行っていたところ、原発事故後、風評被害によって桃が売れなくなったため、農地を移転せざるを得なくなったとして、従前の借用農地の返還に伴う整地費用〔請求書〕、従前の農地と移転先の農地の地代差額分〔明細書、損益計算書、農用地利用集積計画〕等の賠償を求めた。東京電力は、農地の移転と原発事故との間に相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、農地の移転と原発事故との間に相当因果関係を認めた上で、原発事故の影響割合を考慮して、請求額の5割相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第7の1 IV ① は、損害項目として必要かつ合理的な範囲の追加的費用を認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2）

申立人は、原発事故後、伊達市の住居から避難したとして、自主的避難に係る精神的損害の賠償を請求したところ、東京電力は、直接請求手続における既払額を超える損害は認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	659		
事案の概要	いわき市で歯科技工士を営む申立人について、放射性物質汚染を危惧する取引先からの要請により買い換えた歯科技工用の機械等の取得費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.2.26	全部和解成立日	H25.9.11
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	1,800,000		※1

小計 1,800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、原発事故時、いわき市において歯科技工士業を営んでいたところ、放射性物質汚染を危惧する取引先からの要請により歯科技工用の機械等の買い替えを余儀なくされたとして、その取得費用（取得予定分も含む。）の賠償を求めた〔見積書〕。東京電力は、この買い替えは地震・津波等に起因するものであるとか、申立人の自主的な経営判断に基づくものであると主張して、原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、原発事故との相当因果関係を認めた上で、実際に買い替えのために支出した同機械等取得費用のうち、津波被害等を考慮し、原発事故の影響割合を約7割として損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業、サービス業等において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人は、原発事故当時いわき市（自主的避難等対象区域）に居住し自己所有の金の板（300グラム、150万円相当）を管理していたところ、避難している間に当該金の板が盗難に遭っ

たことから、その財物損害の賠償を求めた。東京電力は原発事故との相当因果関係を争い、パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	660		
事案の概要	山形県でレンタルスキー業を営む申立会社について、原発事故により修学旅行等のスキー客が減少したことに伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H25.3.1	全部和解成立日	H25.9.11
事故時住所	山形県山形市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,711,561	H23.3～H24.3	※1
小計			2,711,561		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,711,561
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（観光業の風評被害について）

申立人は、山形県内のスキー場にてレンタルスキー業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により、それまで顧客の大部分を占めていた修学旅行等の未成年者主体の団体スキー客が大幅に減少したことから減収が生じたとして〔決算書、事故前団体客取扱状況報告書、事故後予約キャンセル状況報告書〕、平成23年3月から平成24年3月までの逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、上記期間について相当因果関係のある損害があることは認めたものの、損害額の算定に当たっては、原発事故前の申立人の売上げが減少傾向にあったことや、原発事故以外の要因、県外からの客の来訪率等を考慮すべきと主張した上、上記期間の逸失利益合計117万9374円のみを認め、これを上回る金額については争った。パネルは、原発事故がなければ得られたであろう売上げについて、平成23年3月については平成22年3月の実績を、同年4月から平成24年3月までについては平成21年4月から平成22年3月までの実績を基準に算定し、これと原発事故後の実際の売上げとの差額に貢献利益率を乗じ、さらに、減収が主に未成年者主体の団体旅行によるものであることから、総括基準（観光業の風評被害について）を踏まえて原発事故の影響割合を9割として、上記期間の逸失利益271万1561円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であって

も、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実には生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしている。そして、総括基準（観光業の風評被害について）は、山形県に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその7割（未成年者主体の団体旅行に関する減収等の損害については、その全部）が上記の心理によるものであり、かつ、上記の合理性を有しているものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	661		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)で稲作を営み、稲作の副産物(藁・粃殻)を使用して馬の飼育もしていた申立人について、原発事故による稲作中止のため、藁や粃殻の代わりに購入せざるを得なかったおが屑代相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.5.31	全部和解成立日	H25.9.11
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		562,000	H23.3~H25.5	※1

小計 562,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	562,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、原発事故当時、南相馬市原町区で稲作を営み、稲作の副産物である藁・粃殻を使用して馬を飼育していたところ、原発事故による稲作の作付制限により副産物である藁や粃殻を使用できなくなり、おが屑を購入せざるを得なかったとして、購入費用〔領収証〕を請求した。東京電力は、申立人の居住地ではおが屑の作付制限は課せられていないこと、おが屑購入費用は生活費増加費用を含む精神的損害として支払済みであると主張して争った。パネルは、おが屑購入費用は日常生活阻害慰謝料に含まれないと判断した上で、申立人の居住地は米の作付制限が課せられていることに鑑み、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	662		
事案の概要	旧警戒区域(南相馬市小高区)で土木建築請負業を営む申立会社の逸失利益について、東京電力が主張する算定方式を採らず、請求額どおりの営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)		

2 基本情報

申立日	H25.7.11	全部和解成立日	H25.9.11
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		3,733,618	H23.12~H24.2	※1
小計			3,733,618		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,733,618
	弁護士費用	112,008
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市小高区で土木建築請負業を営んでいたところ、原発事故後、小高区が警戒区域に指定されたことによって本店所在地の移転等を余儀なくされた結果、減収が生じたとして、前件における和解の方法に倣い、原発事故の発生月を含む平成23年5月期の売上げを用いて基礎額を算出した上で、原発事故前の決算期3期分の平均売上げと請求期間を含む決算期の売上げを比較して算出した減収率によって算定した逸失利益の賠償を求めた〔決算報告書、月次損益計算書〕。東京電力は、賠償自体には応じるとしつつ、損害額の算定に当たっては、基礎額は原発事故の発生月を含まない平成22年5月を用いて、また減収率は対象期間の売上げと原発事故前直近の同月売上げの比較によってそれぞれ算出すべきと主張した。パネルは、前件和解と算定方法を別にする理由はないとして、申立人の請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	663		
事案の概要	福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営む申立会社について、風評被害による逸失利益、検査費用及び除染機器購入費用(追加的費用)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(1)イ	第3の2(3)
	第5の2(2)ア	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H23.12.26	全部和解成立日	H25.9.12
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		4,736	H23.9～H23.11	※1
全部和解	風評被害及び出荷制限指示・追加的費用		878,964	H23.3～H23.11	※2
全部和解	風評被害及び出荷制限指示・検査費用(物)		1,005,810	H23.4～H23.11	※2
小計			1,889,510		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,889,510
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営んでいたところ、原発事故前は、木材チップの製造に当たり発生する樹皮を、燃料、敷料ないし堆肥の原料として有償で譲渡していたが〔領収書控え〕、原発事故後に、林野庁が樹皮の譲渡を制限する指示をしたため譲渡ができなくなったとして、その逸失利益を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係は争わなかったが、貢献利益率として福島県内の製造業の平均利益率である32%を用いることについて争った。パネルは、申立人の主張を採用し、基準期間の売上げと請求対象期間の売上げの差額に32%を乗じた額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林水産物の製造及び流通に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等に伴い、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の1、中間指針第5の3、中間指針第7の1

申立人は、福島県中通りで木材チップの製造・販売業を営んでいたところ、①原発事故により、

林野庁が木材チップの製造に当たり発生する樹皮の譲渡制限を指示したため、申立人において発生した樹皮の検査に係る費用〔請求書〕、②上記検査に係る人件費、③原材料の除染に係る機器の購入費用〔領収書〕、④上記除染に係る人件費、⑤従業員の健康への配慮及び取引先からの問合せから工場内や製品の放射線量測定が必要として購入した検査機器費用〔振込金受取書〕、⑥その他の交通費等〔利用明細書等〕を請求した。東京電力は、当初認否を留保し、原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、双方の主張を考慮し、和解仲介を進めた結果、①、③及び⑤については申立人の請求額全額を、⑥についてはその一部を認める和解案を提示した。②及び④については、和解案の対象外とした。

中間指針第5の1Ⅱ及び中間指針第5の3は、農林水産物の製造及び流通に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等に伴い、その事業に支障が生じたために負担した追加的費用及び事業への支障を避けるために生じた追加的費用並びに同指示等に基づき負担を余儀なくされた検査費用について、また、中間指針第7の1Ⅳ①は、風評被害による追加的費用について、それぞれ必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	664		
事案の概要	伊達市に居住する申立人が、旧警戒区域内の勤務先工場が原発事故により閉鎖され、勤務先の指示により県外の別の工場への転勤及びそれに伴う単身赴任を余儀なくされたとして、住居費、生活費増加費用等の就労不能等に伴う追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.2.13	全部和解成立日	H25.9.12
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	追加的費用	1,319,094	H23.3~H24.7	※1
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	追加的費用	2,983	H23.3~H24.5	※1
小計			1,322,077		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,322,077
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故時、南相馬市小高区内にあった事業所で勤務していたが、同事業所所在地が避難区域であったことから〔就労状況証明書等〕自宅待機となり、平成23年6月から単身赴任を命じられた〔給与明細等〕として、平成24年7月に退職するまでの住居費、生活費増加費用等〔給与明細、領収書等〕の賠償を請求した。東京電力は、申立人の転勤は必ずしも原発事故により余儀なくされたものと評価できないと主張しつつも、申立人の転勤に至った事情の説明によって再度検討すると主張した。パネルは、申立人の転勤と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、就労不能等に伴う追加的費用として、住居費、生活費増加費用、面会交通費、帰宅費用、引越費用、一時立入費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の必要かつ合理的な範囲の追加的費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	665		
事案の概要	旧警戒区域(帰還困難区域・双葉町)で農業を営んでいた申立人について、申立人所有の農機具につき取得価格に実際の使用可能年数(15年・30年など)を基礎とする減価をして損害額を算定し、また、経過使用年数が約1年以内の農機具は減価せずに取得価格に基づき損害額を算定して賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.6.1	全部和解成立日	H25.9.13
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	15,000	H23.3~H24.5	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	100,000	H23.3~H24.5	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	14,344	H23.3~H24.5	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	72,755	H23.3~H24.5	※2
全部和解	避難費用	その他	206,410	H23.3~H24.5	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	118,350	H23.3~H24.5	※3
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	10,800	H23.3~H24.5	※3
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	50,000	H23.3~H24.5	※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	4,725	H23.3~H24.5	※4
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,125,000	H23.3~H24.5	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	1,620,000	H23.3~H24.5	※5
全部和解	財物損害	その他動産	170,000		※6
全部和解	財物損害	家財	3,250,000		※6
全部和解	財物損害	その他動産	5,264,555		※1

小計 12,021,939

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,021,939
	弁護士費用	360,659
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故により、自己所有のトラクター2台〔写真〕やロータリー1台等の農機具を警戒区域内の自宅に置いたまま避難したため、これら農機具の取得価格相当額〔平成22年収支内訳書〕を賠償するよう求めた。東京電力は、当該農機具を減価償却資産と一括償却資産に分類し、減価償却資産は税務上の耐用年数を元に算出された帳簿価格を基本としつつ、一定の補正をした上で損害額を算出し、一括償却資産は帳簿価格の5分が損害額であると主張して争った。パネルは、当該農機具の内、原発事故前から約1年以内に購入した農機具については取得価格相当額を、他の農機具については、合理的に予想される使用可能年数（実際上の効用持続年数）を認定し（トラクターは30年、草刈機は7年、高圧洗浄機は15年）、取得価格相当額に、使用可能年数と使用年数の差に使用可能年数を除した値を乗じて損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分は、賠償すべき損害としてしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難の際の交通費、宿泊謝礼、扇風機や食器等の購入費、自家消費野菜相当分、親族との面会交通費、葬儀出席のための交通費等を避難費用として認めたものである。

※3 中間指針第3の3

自宅への一時立入りに必要な費用として交通費及び宿泊費の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の5

申立人は、避難生活により、肺炎等〔診断書〕を発症したとして、通院交通費、診断書作成費用及び入通院慰謝料の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づく精神的損害の基本部分10万円（ただし、平成23年3月から同年8月までについては避難所へ避難していたため月額12万円とする。）の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の10

警戒区域内の自宅に残置された車両について申立人が主張する時価相当額、一般家財について直接請求における帰還困難区域の単身世帯と同額の賠償を認めたものである。

※7 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第3の7）

申立人は、精神的損害の増額及び営業損害の賠償を求めたところ、東京電力は、精神的損害の加算増額事由はなく、営業損害については賠償済みであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	666		
事案の概要	長期の自主的避難は実行せず自主的避難等対象区域(福島市)に滞在を続けたが、放射性物質から少しでも逃れるために夏休みや週末に山形県への短期避難を実行した申立人ら家族(大人2名、子供3名)に、平成24年に発生した避難費用(福島・山形間のガソリン代)の一部等が賠償された事例(なお、和解契約書中の①生活費増加費用と④精神的損害は、いわゆる定額賠償金に相当する部分である。)		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)オ	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H24.11.12	全部和解成立日	H25.9.13
事故時住所	福島市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用		40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用		40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			80,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用		400,000	H23.3~H23.12	※2
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用		400,000	H23.3~H23.12	※2
小計			600,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用		400,000	H23.3～H23.12	※2
小計			600,000		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	107,691	H24.1～H24.10	※2
全部和解	除染費用等	除染費用	376,635	H23.3～H23.12	※3
全部和解	除染費用等	線量計購入費	9,800	H23.3～H23.12	※4
小計			494,126		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,454,126
	弁護士費用	73,624
	手続内で処理された既払金合計額	1,960,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づき直接請求手続において東京電力により支払済みである賠償分40万円(18歳以下の子供)及び8万円(大人)のうち、それぞれ20万円及び4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、長期間の自主的避難は実行せず、短期週末避難を実行したことに係る交通費(ガソリン代)[借上げ住宅入居許可通知書、領収証、陳述書]、食費[領収証]、家財道具購入費用[領収証]、避難先施設利用料[領収証]及び光熱費等[領収証]の賠償を求めた。東京電力は、原発事故の発生から一定期間が経過し、生活圏内の空間放射線量や放射線被曝による影響等に関する情報がある程度入手することができるような状況下において、週末のみ福島県外に移動することについては特段の事由がない限り合理性を認めることは困難であると主張して原発事故と損害の相当因果関係を争った。パネルは、平成23年3月から同年12月までの期間について生活費増加費用を認めたことに加え、平成24年1月から同年10月までの期間について移動交通費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人らは、福島市に所在する自宅の庭を除染のために撤去した際の費用[領収証、写真、報

告書、陳述書]の賠償を求めた。東京電力は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき除染が進められており、福島市においては、福島市ふるさと除染実施計画により優先度の高い地域から、「除染等の措置に係るガイドライン」等を遵守して除染を実施しているところ、地方公共団体が実施した除染費用は、国がいったん負担した上で、東京電力が国から求償を受けることとされているため、公平かつ適正に対応する観点から同枠組みを通じて除染費用の賠償を行うべきと主張した上で、申立人らが同枠組みを利用できなかった事情及び除染工事の内容・効果等について具体的な説明を求めて認否を留保した。パネルは、除染費用を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第二次追補第4）

申立人らは、内部被曝防護対策費用として、飲料水及び県外産食材等購入費用の賠償を求めた。東京電力は、原発事故と損害の相当因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	667		
事案の概要	旧警戒区域でピアノ教室を営んでいたが、原発事故により避難を余儀なくされた申立人について、逸失利益並びに避難先でピアノ講師としてのスキルを保持するために購入した電子ピアノ及び電子ピアノ用椅子の購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)イ(カ)	第1の9(2)オ(イ)

2 基本情報

申立日	H25.3.29	全部和解成立日	H25.9.13
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		2,767,658	H23.3～H25.8	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		1,660,594	H25.9～H27.2	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	59,800		※2
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	9,382	H23.8	※2
小計			4,497,434		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,497,434
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	800,000

※1 中間指針第3の7

申立人は、旧警戒区域においてピアノ教室を営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされ減収が生じたとして、減収分の逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、減収額を算定する際に控除する経費について、水道光熱費及び通信費の全額や地代家賃を変動費とすべきである意見を述べ、1年間の所得は51万6520円(月額4万3043円)となると主張しつつも、直接請求手続において個人事業主の営業損害について認めている包括請求(月額5万円)により平成24年6月分までは支払済みであるとした上で、同年7月分から平成27年2月分まで上記包括請求と同額の月額5万円(合計160万円)は賠償すると述べた。パネルは、損害額算定において、減収額から控除すべき経費額について地代家賃の全額や水道光熱費及び通信費の半額を固定費として控除しなかったほか、平成25年9月分以降の将来分まで含めて東京電力が賠償を認めた平成27年2月分までについて、特別の努力を適用して原発事故後の収入を控除せず、和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅰは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従い、東京電力が賠償を認めた平成27年2月分までの将来分も含めた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、旧警戒区域でピアノ教室を営んでいたが、原発事故により避難を余儀なくされ、避難の際にピアノを持ち出せず、避難先でピアノ講師としてのスキルを保つために購入した電子ピアノ及び電子ピアノ用椅子の購入費用を請求した。東京電力はこの点について特段争わず、パネルはこれを事業への支障を避けるために生じた追加的費用として、請求金額どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業再開のための費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	668		
事案の概要	旧警戒区域(南相馬市小高区)の所有地上に建築予定の集合住宅を建設会社に一括借上してもらう計画を有していたが、原発事故により建設中止となった申立人について、建設会社に支払った請負代金のうち返還されなかった金額、借入金利息等が営業損害として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H24.8.31	全部和解成立日	H25.9.17
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	3,288,818	H23.3~H25.8	※1

小計 3,288,818

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,288,818
	弁護士費用	98,665
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7Ⅱ

申立人は、南相馬市小高区に所有する土地に集合住宅を建設の上、これをサブリースして賃料収入を得ることを計画し、建設資金を金融機関から借り入れ、建物建築請負契約及びサブリース契約の予約契約を締結していた〔契約書〕ところ、原発事故により当該土地の所在地が警戒区域に指定されたことから工事が中止されたものの、中止までの工事費用等の負担が生じたため、その賠償を求めた。東京電力は、賠償自体は争わないとした上で、損害額を確定させるための資料の追加提出を求めた。パネルは、本件審理中に建物建築請負契約が合意解除されたこと〔合意解約書〕及び申立人の意向を受け、合意解除前に支出した費用として返還を受けられなかった金銭相当額〔合意解約書〕、申立人が支払った借入金に対する利息相当額〔預金通帳〕及び当該借入金に係る抵当権抹消登記手続費用〔司法書士の請求書〕について、原発事故と相当因果関係のある損害と認め、和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいたものについて、避難指示等に伴い、事業を変更したために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	669		
事案の概要	茨城県に居住し、定年後に移住するために平成14年に旧警戒区域(帰還困難区域)内の土地を購入し、原発事故までに整地・井戸設置などの移住の準備をしていた申立人について、その土地の購入時価格、造成費用及び井戸設置費用の合計額にほぼ相当する金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)イ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H25.4.19	全部和解成立日	H25.9.17
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	3,000,000		※1
小計			3,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、定年後に家を建てて移住する計画で平成14年に購入していた土地(帰還困難区域内)について、原発事故により使用できなくなったなどとして、代替地を購入するため、妥当な額の支払を求めた。東京電力は、当該土地の地目が原野とされており、算定基準がないため、現時点では賠償額を提示できないなどとして、これを認めなかった。パネルは、申立人が当該土地に実際に住むつもりで原発事故までに宅地造成工事や井戸設置工事等の各準備を行っていたこと、代替地を購入するためには相当な費用がかかること等の事情を考慮し、当該土地の財物損害として、同土地の購入代金や各工事費用等を参考に相当額を原発事故と相当因果関係のある損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、当該財物が対象区域内にあり、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	670		
事案の概要	① 原発事故当時、南相馬市の病院に誤嚥性肺炎で入院していた高齢者が、原発事故により病院で不衛生な状況に置かれ、さらに転院のために長距離移動を余儀なくされたことから、肺炎が悪化して平成23年5月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人に死亡慰謝料800万円が賠償された事例。 ② 避難を余儀なくされたため津波にさらわれた親族(X1の妻・X2の母)を捜索できなかったことによる損害について、申立人それぞれに各60万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)カ	

2 基本情報

申立日	H25.3.22	全部和解成立日	H25.9.18
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	600,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	505,000	H23.3~H23.5	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	45,750	H23.3~H23.5	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	16,800		※3
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	1,515,324		※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,000,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	44,900		※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	70,000	H23.5	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	36,000	H23.4~H23.5	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H23.3~H23.5	※4
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H23.3~H23.5	※4

小計 11,313,774

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	600,000		※1

小計 600,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,913,774
	弁護士費用	357,413
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人らは、原発事故により避難を余儀なくされ、津波にさらわれた親族（申立人Aの妻・申立人Bの母）を捜索することができなかったことにより精神的苦痛を被ったとして〔陳述書〕、捜索不能に係る精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、認否について明らかにせず、また、特に反論を行わなかった。パネルは、津波にさらわれた親族を捜索することができなかったことを理由に、申立人らそれぞれについて60万円の遺体捜索不能に係る精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6備考11は、日常生活が阻害されたために生じた精神的苦痛以外の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Aは、原発事故当時、高齢者であった申立人Aの父が南相馬市の病院に誤嚥性肺炎で入院していたところ、原発事故により入院先の病院で不衛生な状況に置かれ、さらに転院のために長距離移動を余儀なくされたことから、肺炎が悪化して平成23年5月に死亡したことについて〔診断書、医療照会書〕、相続人として死亡慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aの父の死亡と原発事故との相当因果関係が不明であるとして、認否を留保した。パネルは、申立人Aの父の死亡に対する原発事故の影響割合を5割とした上で、800万円の死亡慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた精神的損害の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人Aの父に係る生命・身体的損害として、入通院慰謝料50万5000円、入院雑費4万5750円、診断書取得費1万6800円、死亡逸失利益151万5324円、葬儀費用4万4900円、葬儀宿泊費7万円、見舞・葬儀交通費3万6000円の賠償を認めた。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aの父に係る精神的損害について、基本部分として月10万円の賠償を認めるとともに、要介護状態にあったことを理由に月額6万円の増額分の賠償を認めた。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6）

申立人Aは、申立人Aの父が、津波にさらわれた親族（申立人Aの妻・申立人Bの母）を捜索することができなかったことにより精神的苦痛を被ったとして、申立人Aの父の相続人として、捜索不能に係る申立人Aの父の精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aの父は、平成22年11月2日以降入院しており、平成23年3月11日当時も入院中であつたから、捜索活動に携わることは現実的ではなく、遺体捜索不能による精神的損害が発生する余地はないと主張して争つた。パネルは、この請求については和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	671		
事案の概要	長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域(郡山市)に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末などに福島県外への短期の避難を実行した申立人ら(子供1名を含む。)に、短期の避難に要した移動交通費等の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	

2 基本情報

申立日	H24.9.7	全部和解成立日	H25.9.19
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	52,800	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	21,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
小計			113,800		

申立人B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	69,278	H24.3~H24.8 H24.12	※3
小計			69,278		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	183,078
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人A(追加申立て)は、原発事故発生当初の時期に、知人宅に自主的避難を実行したことに関する避難費用、宿泊謝礼や自家消費野菜を栽培できなくなったこと等による生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、自家消費野菜については家庭菜園の面積の小ささ等から定額賠償で支払済みであると主張して争い、財物賠償については相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、避難費用、宿泊謝礼について相当額を認める和解案を提示し、自家消費野菜に関する生活費増加費用については和解案を提示していない。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人B及びCは、自主的避難等対象区域に居住していることを理由に、平成24年1月以降に短期週末避難を行った際の避難費用〔領収書〕、精神的損害について賠償を求めた。東京電力は、避難費用については平成24年1月以降の支出であり賠償の対象外であると主張して争い、精神的損害については、平成23年12月までの精神的損害は支払済みであり、平成24年1月以降の精神的損害は賠償の対象外であると主張して争った。パネルは、避難費用については一部を認めて和解案を提示し、精神的損害については和解案を提示していない。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、自宅土地の価格下落分について財物損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	672		
事案の概要	会津地域で農業資材等の卸小売業を営む申立会社について、平成23年3月から8月までの売上高が基準年より増加したのは冬期の大雪によりビニールハウスが損壊したことに伴う特需という特殊事情によるものとして、直接請求では支払を拒否された平成23年3月から同24年3月までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H24.12.11	全部和解成立日	H25.9.19
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		4,512,568	H23.3～H24.3	※1
小計			4,512,568		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,512,568
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第8

申立人は、会津地域で種苗及び農業資材の卸小売業を営んでいたところ、原発事故による顧客の避難や取引会社の休業等により売上げが減少し、間接損害を被ったとして〔決算書・請求書・原発事故前後の販売状況・試算表等〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては、申立人の売上減少が間接被害ではなく風評被害として賠償の必要性は認める一方、平成23年3月から同年8月までの期間は売上高が基準年より増収であるため損害がないなどと主張して争ったが、最終的には、賠償額の算定方法について意見を述べるにとどめた。パネルは、申立人の事業範囲が東北一円に及んでいることが取引の代替性を補うものではないとし、また、同年3月から同年8月までの増収は冬季の大雪によりビニールハウスが損壊したことに伴う特需という特殊事情によるものとして、申立人の被った損害が原発事故との間に相当因果関係のある間接被害であると認め、第一次被害者に対する減収分から売上減少額を算定し、直接請求では支払を拒否された期間を含む同年3月から平成24年3月までの逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業、サービス業等において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等によ

る損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、また、中間指針第8Ⅱ①は、原発事故の第一次被害者と一定の経済的關係にあった第三者に生じた被害については、当該間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果關係のある損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	673		
事案の概要	旧警戒区域で曳家業を営んでいた申立人所有の工具等について、財産を記録した帳簿等は存在しないが写真等によりその実在を認定し、取得価格を直接証明する契約書等の書証や帳簿は存在しないが、同種品の現在価格から取得価格を推定し、実際の使用可能年数(50年、一部は30年)を考慮した減価を行って損害額を算定し、東電の認める額を大きく上回る約300万円の賠償がなされた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)	第1の9(2)オ(ウ)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H25.3.12	全部和解成立日	H25.9.19
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	3,068,000		※1
全部和解	営業損害・逸失利益		480,000	H23.3~H27.2	※2
小計			3,548,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,548,000
	弁護士費用	106,440
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、旧警戒区域で曳家業を営んでいたところ、原発事故により、申立人が自宅に保有する曳家業の道具及び材料の財物価値が失われたとして財物損害〔写真及び見積書等〕の賠償を請求した。東京電力は、申立人の主張する上記財物の存在、数量、価値が不明であるとし、また、事業用資産については定額賠償がされていると主張してこれを争った。パネルは、上記財物を記録した帳簿等は存在しないが写真等により上記財物が実在することを認定し、取得価格を直接証明する契約書等の書証や帳簿は存在しないが、同種品の現在価格から取得価格を推定し、実際の使用可能年数(50年、一部は30年)を考慮した減価を行って損害額を算定し、また、直接請求における定額賠償は農業の事業用資産についてのものであるとして、これを控除せずに和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、旧警戒区域で曳家業を営んでいたところ、原発事故による避難により営業が不能になったとして、原発事故前9年間の売上高〔請求書控え及び領収書控え〕の平均額を基準にその逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係は争わなかったものの、原発事故前3年間の売上高の平均額を基準とすべきであると主張し、損害額を争った。パネルは、損害額の算定について双方の主張を踏まえた上で、申立人の曳家業について、原発事故がなければ得られたであろう収入額を毎年15万円とし、原発事故により負担を免れた費用を毎年3万円として、和解案提示月までの30か月間と東京電力の認める平成27年2月までの将来分18か月間の合計4年分の損害額を算出して和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（原発事故により負担を免れた費用）を控除した額とし、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、唯一の合理的な算定方法しか存在しないという場合は稀であり、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるところ、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	674		
事案の概要	観光地(自主的避難等対象区域)で小売店を営む申立人が、平成24年までは売上減少がなかったが、平成25年以降売上げが減少したとして逸失利益の賠償を請求したところ、原発事故後1年半以上の間売上減少がなかったのは、事故の復旧作業員が利用したという特殊事情によるものとして、直接請求では支払を拒否された風評被害に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.5.27	全部和解成立日	H25.9.19
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		835,246	H25.1～H25.6	※1
小計			835,246		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	835,246
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、いわき市内の観光地(温泉地)でコンビニエンスストアを営んでいたところ、原発事故を理由とする観光客の減少により売上げが減少したとして、平成25年1月以降の営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後の平成23年及び平成24年の申立人の売上げが原発事故前より増加していること等を理由に、平成25年以降の売上減少と原発事故との間の相当因果関係を争った。パネルは、原発事故直後の売上げの増加は復旧作業員の利用という特殊事情によるものであり、風評被害の存在を否定する事情には当たらないとして、平成25年以降の売上減少と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、請求期間である同年1月から同年6月までについて、原発事故がなければ得られたであろう売上げを原発事故前3年間の1月から6月までの売上げの平均値を用いて算定した上、これに売上減少率及び貢献利益率を乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3備考1①は、いわゆる観光業については、観光地での飲食業や小売業等までも含み得るとしているところ、中間指針第7の3Iは、福島県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、

原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	675		
事案の概要	旧警戒区域(帰還困難区域)から避難した申立人らについて、高額な家財を保有するとともに、所有する建物の一つで収容人員20名以上の下宿屋を営み営業用動産も保有していたことから、それら動産の賠償額として1800万円が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.3.1	全部和解成立日	H25.9.20
事故時住所	双葉郡		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,920,000	H23.3~H24.9	※1
一部和解	精神的損害	増額分	540,000	H23.4~H24.9	※1
一部和解	避難費用	家財移動費用	40,000	H23.3~H23.12	※2
一部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	100,000	H23.3~H23.12	※3
一部和解	避難費用	通信費増加費用	95,373	H23.3~H24.9	※2
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	570,713	H23.3~H24.9	※2
一部和解	財物損害	土地	10,407,990		※4
一部和解	財物損害	建物	41,583,672		※4
全部和解	財物損害	その他動産	18,000,000		※5

小計 73,257,748

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,920,000	H23.3~H24.9	※1
一部和解	検査費用(人)		5,000	H23.3~H23.12	※6
一部和解	避難費用	交通費	72,000	H23.3~H23.12	※2
一部和解	避難費用	宿泊費等	1,540,000	H23.3~H24.9	※2
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,582,248	H23.3~H24.9	※2
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	93,304	H23.3~H24.9	※7

小計 5,212,552

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,920,000	H23.3~H24.9	※1
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	41,120	H24.1~H24.9	※2

小計 1,961,120

申立人B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.4~H24.9	※1

小計 900,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	81,331,420
	弁護士費用	2,439,250
	手続内で処理された既払金合計額	2,650,000

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

日常生活阻害慰謝料の基本部分（月額10万円又は12万円）及び家族の別離等の事情があり通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいことに基づく増額分について賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の2

避難により生じた交通費、家財道具の移動費用、宿泊費（居住費）及び生活費の増加費用のうち、必要かつ合理的と認められる部分について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の5

避難生活による体調不良によって必要となった漢方薬の購入代金の一部について賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の10

土地及び建物について現実に価値を喪失し又は減少した部分の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の10

申立人Aは下宿屋を経営していたが、原発事故により、当該下宿屋の残置物品がいずれも放射性物質に曝露し財物としての価値を喪失したと主張して、各物品の購入価格の賠償を求めた。東京電力も一定の範囲ではこれを認めたが、賠償額は各物品の原発事故時の時価に基づき算定されるべきこと、残置物品には下宿屋の営業用資産だけではなく時価の算定が困難な申立人Aの個人資産も含まれていること等を主張して賠償額を争った。パネルは、申立人Aの説明及び領収証等の各証拠に基づき、本件にあらわれた一切の事情を考慮して、原発事故の時点において購入から3年以内の動産及び仏壇については取得価格を、それ以外の動産については経年劣化等を考慮し取得価格の約3割から4割までの額（ただし着物については使用可能年数を考慮して約6割）をそれぞれ時価として認め、これを賠償額として認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ①は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合のほか、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、財物について、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の1

大学病院で放射線検査を受けた際の交通費について賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の2

避難の際に悪路を走行したため故障した自家用車の修理代金について、生活費増加費用として賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	676		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から岐阜県に避難した申立人ら(父、妊婦である母、幼児)について、平成25年6月までの避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)エ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H25.3.28	全部和解成立日	H25.9.20
事故時住所	福島市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H24.4~H24.12	※2

小計 40,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H24.4~H24.12	※2
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	46,820	H24.4~H25.6	※1
全部和解	避難雑費		200,000	H24.4~H25.6	※1

小計 286,820

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H24.4~H24.12	※2
全部和解	その他		80,000	H24.4~H24.12	※3
全部和解	避難雑費		300,000	H24.4~H25.6	※1

小計 420,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	自治会費・共益費・駐車場使用料	95,100	H24.4~H25.6	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	29,596	H25.1~H25.6	※1

小計 124,696

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	871,516
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

て)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、平成23年8月に岐阜県岐阜市に自主的避難したことに伴い負担した避難費用、精神的損害、検査費用及び面会交通費について賠償を求めた。なお、前件で平成24年3月までの和解が成立しており、本件はその後の賠償請求である。東京電力は平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準を超える部分の賠償義務を争った上、平成25年4月以降の自主的避難について、避難継続の合理性を認めることは原則として困難であると主張した。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて、避難費用、検査費用及び面会交通費について請求額全額を損害と認め、平成24年9月から妊娠していた申立人Bに対し、同年4月から平成25年6月までの期間のうち10か月分について月額2万円の避難雑費を、幼児であった申立人Cに対し平成24年4月から平成25年6月までの期間について月額2万円の避難雑費を認め、さらに平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえた賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ、追加賠償を追加的費用等に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ、追加賠償を精神的損害等に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	677		
事案の概要	県北地域で下請として電子部品の組立加工を営む申立会社について、原発事故後、海外輸出用の電子部品の依頼がなくなったことで売上減少が認められるとして、風評被害に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.4.3	全部和解成立日	H25.9.20
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		18,000,478	H23.12~H24.11	※1

小計 18,000,478

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	18,000,478
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、伊達市において電子部品の組立・加工業を営んでいたところ、原発事故後、風評被害対策のために取引先が移転したこと等により売上げが減少したとして、平成23年12月から平成24年11月までの逸失利益の賠償を求めた〔決算報告書〕。東京電力は、原発事故直前1年の売上高と直後1年の売上高を比較するとほぼ同額であるとして、損害の発生を争った。パネルは、原発事故前の申立人売上高には変動幅があることを踏まえ、原発事故直前2年間の売上高の平均を基準売上高とした上で損害の発生を認め、売上減少額に貢献利益率を乗じて賠償を認めた。

中間指針第7の4 I ①は、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において発生した買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	678		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)居住の申立人が家庭菜園用に所有していたショベルカーを、管理不能による財物価値の減少を予防するため、平成24年に自宅から旧警戒区域外に持ち出したことで生じた持出費用、保管場所構築費用、交通費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H25.6.11	全部和解成立日	H25.9.20
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	追加的費用	75,249	H24.3～H24.5	※1
全部和解	財物損害	追加的費用	47,592	H25.5～H25.8	※1
小計			122,841		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	122,841
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、避難指示区域内に居住して家庭菜園用にショベルカーを所有していたところ、避難に伴う管理不能により当該ショベルカーの財物価値が減少することを防ぐため、平成24年に自宅からショベルカーを持ち出し、その際に支出したショベルカーの再起動費用、持出費用、保管場所構築費用及び保管場所までの往復に要した交通費の賠償を求めた〔搬出したショベルカーに係る写真、領収書、利用明細書等〕。東京電力は、答弁書において、支出を確認することができる持出費用等の賠償は認め、最終的には、交通費を除く請求額の賠償は認めたものの、交通費については避難後の転居に伴い新たに発生した費用であり、原発事故との間に相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、争いのない持出費用等については請求額どおりの賠償を認め、交通費についても、避難先からの転居に合理性を認めるとともに、本件ショベルカーは生活必需品に準じるため、それに関して支出した交通費も必要かつ相当であるとして、請求額全額の和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅲは、対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用は、必要かつ合理的な範囲において賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	679		
事案の概要	栃木県で産業廃棄物(焼却灰等)の収集及び再生資源化を営む申立会社について、原発事故が原因で放射性物質汚染された焼却灰の収集停止を余儀なくされたことによる逸失利益、再生資源化の過程で生じる煤塵が放射性物質汚染のため処理委託先から受入停止されて処理単価の高い処理委託先に変更したことに伴う追加的費用及び検査費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第4の2		

2 基本情報

申立日	H24.7.20	全部和解成立日	H25.9.24
事故時住所	栃木県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他の政府指示等・逸失利益		4,464,266	H23.3~H25.8	※1
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用	その他	89,448,156	H23.3~H25.8	※2
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用	検査費用	8,836,000	H23.3~H25.8	※3
小計			102,748,422		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	102,748,422
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第6の1

申立人は、栃木県において、委託料を得て産業廃棄物(焼却灰等)の収集をしていたところ、原発事故により焼却灰が放射性物質に汚染されたため、法令の基準を超えた一部の取引先からの収集停止を余儀なくされたとして逸失利益を請求し〔委託契約書、月次試算表等〕、原発事故後の新規取引先と収集停止となった取引先とは売上げが両立するため、原発事故がなければ得られたであろう売上高は、請求対象期間(平成23年9月から平成24年3月まで)の前年の同期間の売上高より高額になると主張した。東京電力は、当初、請求対象期間と前年の同期間の会社全体の売上高を比較し、前者が後者を上回ったため賠償を拒否したが、その後、平成23年9月及び同年10月については、前年の同月を下回っているため、その期間の逸失利益の賠償を認めた。パネルは、原発事故がなければ得られたであろう売上高について申立人の上記主張を採用せず、東京電力の認める平成23年9月及び同年10月の逸失利益を認める和解案を提示した。

中間指針第6の1 Iは、中間指針第3ないし第5に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が原発事故に関し行う指示等に伴い、その事業に支障が生じ

たため、現実に減収が生じた場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第6の1

申立人は、栃木県で産業廃棄物（焼却灰等）の収集及び再生資源化を営んでいたところ、原発事故により、再生資源化の過程で生じる煤塵が放射性物質に汚染し、煤塵の処理委託先が自治体の指示により申立人からの煤塵の受入を停止したため、処理単価の高い別の処理委託先に変更せざるを得なくなったとして、その処理費用の差額を、また、これに伴い煤塵の在庫が増えたため、保管場所を増やす必要が生じたとしてその整備費用を、それぞれ追加的費用として請求した〔委託契約書、請求書等〕。東京電力は、当初認否を留保したものの、その後、処理費用の差額については請求額の一部を、整備費用については請求額全額を損害として認めた。パネルは、双方の主張を考慮し、和解仲介を進めた結果、処理費用の差額については平成23年10月から平成24年6月までの損害額を、整備費用については当事者に争いのない損害額をそれぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第6の1Ⅱは、中間指針第3ないし第5に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が原発事故に関し行う指示等に伴い、その事業に支障が生じたため又は支障を避けるために負担した追加的費用について必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第6の3

申立人は、栃木県で産業廃棄物（焼却灰等）の収集及び再生資源化を営んでいたところ、原発事故により、受け入れた焼却灰や再生資源化の過程で生じる煤塵等について、放射性物質の濃度が法令による基準を超えないか分析する必要があるが生じたとして、その検査費用（平成23年9月から平成24年6月まで）の賠償を請求した〔請求書等〕。東京電力は、当初認否を留保したものの、その後相当因果関係を認めた。パネルは、損害について当事者間に争いがなくなったため、申立人の請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第6の3は、中間指針第3ないし第5に掲げられた政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が原発事故に関し行う指示等に基づき負担を余儀なくされた検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	680		
事案の概要	旧警戒区域の借地に選果場を設置して生産者より野菜を購入し、全国の小売店へ野菜を販売していた申立会社について、原発事故により当該選果場の廃止を余儀なくされたとして、逸失利益、財物損害(使用開始後1年半のパイプハウスにつき損害額を取得価格と同額と算定)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ウ)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.8.7	全部和解成立日	H25.9.24
事故時住所	静岡県浜松市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		13,310,000	H23.3~H25.2	※1
全部和解	財物損害	その他動産	38,063,802		※2
全部和解	財物損害	その他動産	2,225,776		※3
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	221,550	H23.3~H25.2	※4

小計 53,821,128

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	53,821,128
	弁護士費用	1,614,700
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市小高区(旧警戒区域)内の借地に選果場を設置して同区(旧警戒区域)内の生産者から野菜を購入し、全国の小売店へ野菜を販売していたところ、主たる仕入先を始めとして、各生産者による野菜の生産が原発事故により不能となり、野菜を入荷することができなくなったため上記選果場による営業を廃止せざるを得なくなったとして、平成23年3月から2年間分の営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、主に逸失利益の算出方法(基準年度の対象期間の売上高×貢献利益率)について意見を述べ、具体的には、貢献利益率は上記選果場に係る基準期間(平成22年3月から平成23年2月まで)の売上高及び経費等から8%とすべきと主張し、その前提として、申立人全体の仕入額(申立人は日本国内に8か所の選果場を有している)に占める上記選果場に係る仕入額の割合に応じて申立人の変動費を割り付けるべきと主張した。これに対し、申立人は、上記選果場に係る経費のうち発送配達費は東京電力の上記

計算よりも安くなると反論した。パネルは、この点について東京電力の主張が合理的であると認め、これを前提に算定した和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、平成21年2月に南相馬市小高区（旧警戒区域）においてパイプハウスをローンで購入したところ、パイプハウスは移設に多額の費用がかかるため、選果場廃止に伴って廃棄せざるを得なくなったとして、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故時の財物価値と帰還時点における財物価値の差額が賠償対象となるとして、損害額の算出方法を争うなどした。パネルは、パイプハウスの購入から2年程度、使用開始から1年半程度にすぎないことから、購入価格をもって損害額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

なお、申立人は、上記パイプハウスを第三者に賃貸していたことから、申立て当初、その賃貸収入を得られなくなったとして平成23年3月から平成28年3月分までの賃料相当額の賠償を求めたが、パネルは上記※1の逸失利益に含まれるとして和解の対象としなかった。

※3 中間指針第3の10

申立人は、南相馬市小高区（旧警戒区域）の選果場において、リース契約により冷却器を使用していたところ、当該冷却器はプレハブに直接取り付けのものであって、移設に適さないことから廃棄せざるを得ず、放射線の汚染もあるとして、リース料の残金相当額全額の賠償を求めた。東京電力は、所有者である賃貸人に賠償すべき損害であると主張して争ったが、申立人が当該冷蔵庫をリース料残金とほぼ同額で賃貸人から買い取り、賃貸人に所有権はないとする確認書が提出されたことから、パネルは、賃貸人からの買取額相当額を損害として認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の10に従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市小高区（旧警戒区域）において野菜を選別するための選果機を所有していたところ、原発事故により選果場の廃止を余儀なくされ、それに伴って移設の必要が生じたとして、その費用の賠償を求めたところ、事業廃止に伴う追加的費用として賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	681		
事案の概要	宮城県で漁業を営んでいた申立人について、原発事故による魚の水揚げの禁止・自粛等のために廃業を余儀なくされたことによる廃業損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.3.25	全部和解成立日	H25.9.24
事故時住所	宮城県石巻市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	6,400,000		※1
小計			6,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,400,000
	弁護士費用	200,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第三次追補第2

申立人は、原発事故時、宮城県石巻市において漁業を営んでいたところ、津波で漁船が流失する被害を受け、助成金の支給等を受けて漁業を再開しようとしたが、原発事故により宮城県沖のスズキ、クロダイ、マダラ等の魚の水揚げが禁止・自粛されたことや風評被害の影響も懸念されたことから再開することができなくなったとして、廃業損害の賠償を請求した。東京電力は、津波で漁船を流失したことが廃業の原因であり、原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、原発事故と廃業との間に相当因果関係を認め、平成21年の所得金額に減価償却費を加算した額の6年分に相当する額に原発事故の影響割合2割5分を乗じて損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ①v は、宮城県において産出された水産物について、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	682		
事案の概要	二本松市(自主的避難等対象区域)から父が同市内のアパート(自宅より大幅に放射線量が低いエリアに所在)、妻と子供が北海道へ避難し、平成25年5月に避難を終了した申立人らについて、同月までの生活費増加費用(二重生活によるもの)及び避難雑費並びに二本松市内のアパート賃借に要した費用の一部等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H25.5.14	全部和解成立日	H25.9.25
事故時住所	二本松市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	4,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	4,000	H24.1~H25.5	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	72,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			120,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※3
小計			200,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	752,900	H23.3～H25.5	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	43,500	H24.1～H25.5	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	780,000	H23.3～H25.5	※1
全部和解	避難雑費		340,000	H24.1～H25.5	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	18,800	H25.4	※4

小計 1,935,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,295,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人Aが二本松市の自宅より大幅に線量の低い同市内の別地域のアパートに自主的避難を実行し〔賃貸借契約書、領収証〕、申立人B及びCが北海道に自主的避難を実行したことによる避難費用〔搭乗履歴〕、生活費増加費用について賠償を求めた。東京電力は、申立人Aの避難費用等について、避難の合理性が認められないと主張し、申立人らの生活費増加費用について、申立人B及びCが申立人Bの実家に避難していた事情から生活費の増加はないと主張して争った。また、平成25年4月以降の避難費用、生活費増加費用については、避難継続の合理性を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、申立人Aの避難の合理性を認め、申立人らの平成25年4月以降も含めた避難費用、生活費増加費用、避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償部分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償部分40万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※4 中間指針第二次追補第4

申立人らは、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として放射線測定器の購入費用〔領収証〕について賠償を求めた。東京電力は、既に原発事故から2年以上が経過し、国や自治体等による放射線量のリアルデータが公表されているため、本件購入費用に合理性は認められないと主張して争った。パネルは、放射線測定器の購入費用について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	683		
事案の概要	宮城県南部で山林を所有する申立人について、平成23年9月ころ山林の立木をしいたけ原木用として売却したものの、その後立木の放射能汚染が発覚して契約を解除されたとして、売買代金相当額の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.6.28	全部和解成立日	H25.9.25
事故時住所	宮城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		638,540	H23.12	※1

小計 638,540

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	638,540
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第三次追補第2

申立人は、宮城県南部の山林を所有していたところ、平成23年9月頃、山林の立木をしいたけ原木用として売却したものの〔立木売買契約書、住民票、計算書等〕、その後立木の放射能汚染が発覚して契約を解除されたとして〔通知文（平成23年度しいたけ原木の取扱いについて）等〕、売買代金相当額の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的には請求額の半額については原発事故との相当因果関係を認めた。パネルは、立木の放射能汚染の事実や本件売買契約の解除に至る経緯について申立人の主張を採用し〔電話聴取事項報告書、森林組合作成に係る通達〕、原発事故と本件売買契約の解除との間に相当因果関係を認め、請求額どおりの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2IV、中間指針第三次追補第2I①iiiは、宮城県において産出された林産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認められているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	684		
事案の概要	県中地域で味噌の加工、製造及び販売をしていた申立人について、基準年度を直前年度とする東京電力の主張を排斥し、基準年度を平成20年度から平成22年度の3年間の平均値とした上で、風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H24.8.8	全部和解成立日	H25.9.26
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	48,000	H23.3	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	73,350	H23.3	※2
全部和解	風評被害・逸失利益		2,420,770	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	120,000	原発事故発生当初の時期	※2

小計 2,662,120

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,662,120
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	240,000

※1 中間指針第7の2、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人ら（家族3名中2名は追加申立て）は、県中地域で味噌の加工、製造及び販売を行っていたところ、原発事故による風評被害により売上げが減少したとして逸失利益の賠償を求め、基準年度は平成20年度又は21年度とすべきであり、また売上増加傾向を考慮すべきと主張した。東京電力は、原発事故直前の平成22年度を基準年度とすべきであり、また申立人らの主張する売上増加傾向は認められないなどと主張して、損害額の算定方法を争った。パネルは、平成20年度から平成22年度までの3年間における主たる経営者の所得金額〔確定申告書〕の平均額を基準額とし、これと平成23年の主たる経営者の所得金額との差額を損害額とする和解案を提示した。なお、追加的費用、財物損害についても請求があったが、東京電力は原発事故との

相当因果関係を争い、パネルは和解案を提示しなかった。

中間指針第7の2 I ③ i は、農林水産物の加工業及び食品製造業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在する産品等に係るものは賠償すべき損害に当たると定めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、その合理的な算定方法の一つとして、平成20年度から平成22年度までの3年度分の平均値を用いる方法を挙げているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、自主的避難に伴う交通費、宿泊費、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、避難交通費が必要となった事情は震災によるものであるとして原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、一定範囲で原発事故との相当因果関係を認めて和解案を提示した。なお、生活費増加費用、就労不能損害についても請求があったが、パネルは和解案を提示しなかった。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難により生じた避難費用（交通費、宿泊費）及び自主的避難により正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛について、一定の範囲で賠償すべきともものとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	685		
事案の概要	旧警戒区域(浪江町)から避難した申立人らに対し、原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたことを考慮し、月額1万5000円の生活費増加分が賠償され、また、農機具については、申立人らの主張に係る中古農機具販売業者の立会調査に基づく本件事故時の推定市場価格による賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の12(2)ア(7)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H24.10.9	全部和解成立日	H25.9.26
事故時住所	浪江町		
申立人人数	7	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	8,124,115		※1
全部和解	財物損害	建物	29,475,063		※1
全部和解	財物損害	建物	3,780,000		※1
全部和解	営業損害・逸失利益		8,833,755	H24.6~H26.2	※2
小計			50,212,933		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	4,900,000		※1
小計			4,900,000		

申立人A、B、C、D、E、F、G共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	3,080,000		※1
全部和解	財物損害	その他動産	6,064,000		※3
全部和解	避難費用	食費増加費用	435,000	H23.3~H25.7	※4
小計			9,579,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	64,691,933
	弁護士費用	970,379
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人Aの土地、建物及びビニールハウス並びに申立人らの家財一式等について賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の8

農業に従事していた申立人Aの休業損害として賠償を認めたものである（平成24年6月から平成26年2月まで）。

※3 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故当時浪江町（居住制限区域）に居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、事故時住所に農機具、土木機械等を放置せざるを得なくなり、それらが管理不能により財産的価値を喪失したものとして、中古農機具販売業者の立会調査に基づく原発事故時の推定市場価格により金額を算定して、財物賠償を求めた。東京電力は、既に支払済みの賠償金額に含まれると主張して争った。パネルは、原発事故と農機具の財物損害との間に相当因果関係があると認めた上で、申立人らの主張する損害額の算定方法を妥当と認め、申立人らの請求金額について和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合に、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故当時浪江町（居住制限区域）に居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、原発事故前には自家栽培していた米・野菜を事故後は購入せざるを得なくなったことにより食費が増加したとして、平成23年3月から平成25年7月までの29か月間の生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、既に生活費増加費用として賠償済みの金額に含まれると主張して争った。パネルは原発事故と申立人らが主張する損害との間に相当因果関係があると判断し、上記について月額1万5000円とする和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	686		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)で牛の飼育を行っていた申立人について、自給飼料の使用割合が通常の畜産農家よりも高いことから利益率も通常の畜産農家よりも高いと判断し、農協を通じての直接請求における賠償額を上回る金額の逸失利益があると認定された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(7)		

2 基本情報

申立日	H24.12.11	全部和解成立日	H25.9.26
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		937,497	H23.9～H25.6	※1

小計 937,497

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	937,497
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、富岡町(帰還困難区域)において牛の飼育業を営んでおり、原発事故により避難を余儀なくされたために発生した逸失利益について、農協を通じた直接請求手続により東京電力から賠償を受けたが、その金額を不服として追加の賠償を求めた。パネルが申立人の主張を整理したところ、申立ての理由は、申立人においては100%自給飼料を使用しており、外部から飼料を購入している通常の畜産農家よりも経費がかからず利益率が高いため、外部飼料の使用も前提とした利益率を採用する直接請求手続の基準による賠償では不足があるとのことであった。東京電力は、①飼料には一般に自給率の高い飼料(牧草等のいわゆる粗飼料)と、自給率の低い飼料(いわゆる混合飼料)があるところ、申立人が自給飼料しか使用していないとの事実が確認できないこと、②自給飼料の使用割合が高ければそれに応じ自給飼料生産分の労働費が発生するはずであること等を主張し、賠償金額の不足分の有無及び金額を争った。パネルは、申立人からの聴取等を通じ、①申立人は、粗飼料のみならず、混合飼料についても全て原料から自給していた、②自給飼料の生産のため人件費が年間1万円ほど発生するがこれは直接請求手続において考慮された労働費をはるかに下回ると認定した上で、自給飼料の使用により圧縮されている飼料費〔第57次福島県農林水産統計年報〕に相当する額を、既に賠償済みの逸失利益の不足分として賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、原発事故により自給飼料である牧草等を生産できなくなったとして、その期待所得としての逸失利益を請求したが、パネルは、それ自体として販売して対価を得る予定がない自給飼料については、逸失利益を観念できないとして和解案を提示せず、申立人に取下げを勧告した。これを受けて、申立人は、請求内容を畜産業の逸失利益（※1記載の内容）に変更した。

1 事案の概要

公表番号	687		
事案の概要	旧警戒区域(南相馬市小高区)から避難した際に自宅に自動車を放置せざるを得ず、その後、メンテナンスができずにタイヤがパンクしたため避難先に持ち出せず、平成24年9月にレッカー移動をし、車両足回りのさび付き等の修理を行った申立人について、タイヤ交換代、車両修理代及び車検代が、原発事故避難に伴う管理不能による損害として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H24.12.25	全部和解成立日	H25.9.26
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	追加的費用	625,308		※1

小計 625,308

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	625,308
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、南相馬市小高区(警戒区域)内に自動車を所有していたが、原発事故による避難の際に持ち出すことができなかった。平成23年9月の一時立入りの際に荷物運搬目的で同自動車を使用したところ、タイヤがパンクしていたため応急処置を行い、南相馬市原町区(緊急時避難準備区域)まで移動させた上で同所に平成24年9月まで放置した。その結果、同自動車に錆びつき等が生じたため、修理が必要となった。申立人は、平成24年10月、新しいタイヤと交換し、上記の錆びつき等に係る修理を実施し、また、当初は平成23年12月に予定されていた車検を実施したことから、これらの費用の賠償を求めた。

東京電力は、タイヤ交換費用については、タイヤのパンクと原発事故との間に相当因果関係が認められないし、修理費用については、平成24年4月25日付け東京電力プレスリリースの基準によれば、自動車が賠償の対象となるのは原発事故の発生以降継続して警戒区域内にあり管理不能となったため故障して使用できなくなったなどの一定の条件に該当する場合であるところ、申立人は自動車を警戒区域外に持ち出しているため賠償の対象とならないし、車検費用については、車検に伴う諸費用の負担は法律上の要請に基づき発生するものであり、原発事故との間に相当因果関係が認められないと主張して争った。

パネルは、タイヤ交換費用及び修理費用については原発事故との間に相当因果関係を認めて請求金額全額を賠償対象とし、車検費用については、費用のうち法定費用を除いた残額に対して、

原発事故により自動車を使用できなかった期間に相当する割合を乗じて、請求額の一部を賠償対象とする和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、韓国に在住していた申立人の子が、平成23年5月に出産のために自宅のある南相馬市小高区に戻って来る予定であったが、原発事故のために戻って来られなくなったため、申立人及びその妻が娘の出産の世話をするために韓国に渡航し、また、娘が産んだ子供の1歳の誕生日の際も原発事故のために日本に来られないため、申立人と申立人の妻が韓国に会いに行ったことによる海外渡航費用を請求したところ、東京電力は、原発事故との間に因果関係がないと主張して争った。パネルは、原発事故との間に相当因果関係は認められないと判断して、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	688		
事案の概要	旧警戒区域で歯科医院を営んでいたが、原発事故により避難先で新たに開業した申立人について、旧院内の申立人所有の営業用動産につき取得価格に実質耐用年数(30年)を基礎とする減価をして損害額を算定し、また、新医院における診療機器リース代金の3割、医院移転のための新装工事費用(追加的費用)の5割が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H25.2.20	全部和解成立日	H25.9.26
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	14,373,000		※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	4,858,000		※2
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	7,508,000		※2
小計			26,739,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,739,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、富岡町で歯科医院を営んでいたところ、原発事故により歯科医院所在地が避難指示区域に指定され、歯科医院内で保有していた営業用動産〔平成22年度償却資産申告書〕について、管理ができなくなり価値を喪失したとして、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体は争わず、税務上の耐用年数を基礎とする減価をして損害額を算定すべきと主張した。パネルは、営業用動産の価値喪失と原発事故との相当因果関係を認めた上で、取得価格に実質耐用年数(30年)を基礎とする減価をして損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、富岡町で歯科医院を営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、避難

先で歯科医院を新たに開業するに当たり支出した診療機器リース代金と新装工事費用の賠償を求めた。東京電力は、診療機器のリース契約は新規資産の取得に近い実態があるため、財物賠償との関係で二重賠償に当たる可能性があり、新装工事費用も財物の新規取得費用と変わらないと主張して争った。パネルは、これらの費用と原発事故との相当因果関係を認め、診療機器リース代金の3割と新装工事費用の5割を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	689		
事案の概要	原発事故前から認知症で要介護2であり、旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から新潟県に避難したが、避難中の平成24年7月に脳梗塞を発症した高齢者の日常生活阻害慰謝料について、脳梗塞発症前は要介護状態を考慮して月6割、発症後は更に脳梗塞も考慮して月10割の増額がなされたほか、避難先での治療及び近親者付添の継続の必要性を肯定して、東京電力が賠償の打ち切りを主張した平成24年9月以降も賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H25.3.8	全部和解成立日	H25.9.26
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,100,000	H24.9~H25.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,350,000	H23.3~H25.7	※1
小計			2,450,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,100,000	H24.9~H25.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,300,000	H23.3~H25.7	※1
小計			3,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,850,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故前から要介護2の認知症であった申立人B(Aの母)が平成24年6月に避難生活による心身の疲労の蓄積により脳梗塞を生じ寝たきりとなったこと、申立人Bの介護ないし看護のために申立人AはC(Aの妻)との別離生活を余儀なくされたこと等を理由として、申立人らが被った精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Bの脳梗塞と原発事故との間の因果関係に疑問がある、緊急時避難準備区域の指定が解除されてから約1年が経過した平成24年9月の時点では南相馬市においても医療、福祉体制が相当程度整備されているなどと主張して、申立人らの請求を争った。パネルは、脳梗塞で寝たきりとなった申立人Bを避難先

から南相馬市に戻すことは困難であると判断し、申立人Bの、認知症や原発事故後に生じた脳梗塞による精神的苦痛の増加及び申立人Aの、申立人Bが脳梗塞により入院するまでの介護の負担やこれに伴う申立人Cとの別離生活による精神的苦痛の増加と原発事故との間には相当因果関係があるとして、申立人Aの精神的損害については、平成23年3月から平成24年6月までの期間について月額6万円、同年7月から平成25年7月までの期間について月額3万円の増額を、申立人Bの精神的損害については、平成23年3月から平成24年5月までの期間について月額6万円、同年6月から平成25年7月までの期間について月額10万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある、重度又は中程度の持病がある、これらの者の介護を恒常的に行った、家族の別離が生じたなどの理由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものであり、また、中間指針第二次追補第2の1は、中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている避難指示等の解除等からの相当期間経過後の相当期間は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とするとしているところ、特段の事情がある場合として、平成24年8月末後の期間に係る精神的損害についても和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	690		
事案の概要	自主的避難等対象区域から原発事故直後に避難した申立人ら(父母、幼児、新生児)について、母親が帝王切開により出産した直後に新生児と共に避難せざるを得なかったこと、幼児が両足の障害のために自力で歩くことができない状態であったこと、父親がこれらの家族を連れて避難したことを考慮し、定額賠償金とは別に、精神的損害として全員に各10万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ		

2 基本情報

申立日	H25.3.13	全部和解成立日	H25.9.26
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.12	※1
小計			100,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.12	※1
小計			100,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.12	※1
小計			100,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H23.12	※1
小計			100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	400,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人らは、原発事故により避難を余儀なくされたところ、申立人A(父、追加申立て)及び申立人B(母)は、申立人Bが帝王切開により申立人Cを出産した翌日に、新生児である申立人

C及び両下肢の重い移動機能障害を持つ幼児である申立人D（追加申立て）を連れての避難となったこと〔母子手帳及び電話聴取報告書〕、申立人Cは生まれた翌日に避難せざるを得なかったこと〔母子手帳及び電話聴取報告書〕、申立人Dは重い障害の状態での避難せざるを得なかったこと〔身体障害者手帳〕による精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、中間指針一次追補に記載された賠償額で支払済みであるが、申立人Bについては担当医師との詳細なやりとり等の詳しい事情の説明を求めたいと主張して争った。パネルは、申立人らの事情を踏まえ、支払済みである中間指針第一次追補第2記載の損害額に加え、精神的損害として、申立人ら各人に対し各10万円を増額する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	691		
事案の概要	会津若松市で飲食店を営んでいる申立人について、平成23年は営業努力によって売上げを維持したが、平成24年に入りその営業努力による効果が限界に至って同年6月以降の売上げが減少したと認定され、原発事故から1年3か月経ってからの売上減少であるから因果関係がないという東京電力の主張を排斥し、逸失利益の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.4.19	全部和解成立日	H25.9.26
事故時住所	耶麻郡		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		220,520	H24.6～H24.12	※1

小計 220,520

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	220,520
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、会津若松市内で飲食店を営んでいたところ、原発事故の風評被害により観光客が減少し、平成24年6月以降の売上げが減少したとして〔確定申告書、月別総括集計表〕、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、原発事故から1年3か月経ってからの売上減少であるから、原発事故と損害との間に相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、申立人が平成23年は営業努力によって売上げを維持したが、平成24年に入りその営業努力による効果が限界に至って同年6月以降の売上げが減少したものと認めて東京電力の主張を排斥し、減収と原発事故との間に相当因果関係があると判断して、損害額については申立人及び東京電力の各主張を踏まえて検討の上、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	692		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)に住宅を新築(平成23年3月着工)予定であったが、原発事故により建築できなくなった申立人について、請求どおり、着工予定建物に対する投下費用(土地の造成工事代金、図面作成費用、設計変更費用等)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H25.6.13	全部和解成立日	H25.9.26
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	1,194,000		※1

小計 1,194,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,194,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、平成23年3月16日頃から着工予定であった住宅について、原発事故前、予定地(他人所有)に造成工事を施したところ、原発事故により予定地が警戒区域に指定され、着工できなくなったことにより、造成費用及び図面作成費用等が無駄になったとして、賠償を求めた。東京電力は、土地に対する損害として賠償を行う予定であり、造成費用は土地の評価に含まれ、また、土地の賠償は所有者に対しされるべきであると主張して争った。パネルは、申立人の請求全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10備考6は、不動産関連契約の途中破棄等に係る損害については、原発事故がなければ当該契約が成立又は継続していたとの確実性が認められる場合は、合理的な範囲で賠償すべき損害であると認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	693		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域の山林の分収造林事業を営む造林組合の組合員である申立人らについて、分収造林契約に基づき平成24年に伐採を予定していた分の逸失利益が、同契約の収益分収割合で算定・賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.9.28	全部和解成立日	H25.9.27
事故時住所	福島県		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,377,024	平成24年伐採予定分	※1
小計			3,377,024		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,377,024
	弁護士費用	101,311
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人らは、緊急時避難準備区域内の山林（以下「本件分収林」という。）で分収造林事業（国以外の者（造林者）が契約により国有林に木を植えて一定期間育て、成林後に分収木を販売し、その収益を国と造林者とであらかじめ契約した一定の割合で分収する事業。）を営む分収造林組合の全組合員であり、本件分収林を平成24年に伐採してしいたけ原木として出荷販売する予定であったところ〔分収造林契約書〕、原発事故による放射性物質への曝露や風評被害のためにそれができなくなったことによる損害及び伐採後の萌芽更新（樹木の伐採後に残された根株の休眠芽の生育により森林の再生を図る方法。）により生長する分収木を2回目の伐採予定時期（平成44年）に伐採して出荷販売することができなくなったことによる損害（いずれも分収造林契約による申立人らの収益分収割合相当分。）の賠償を求めた。東京電力は、平成24年の伐採予定に係る損害については、出荷可能な立木の推定本数、立木1本当たりの原木の本数、利益率、原発事故の影響割合等について申立人の主張に反論して損害額を争い、2回目の伐採予定に係る損害については、将来の伐採予定時点における分収木の生育状況や放射線量が不明であって伐採や出荷販売の可否も不明であり、損害発生の蓋然性が認められないと主張して争った。パネルは、平成24年の伐採予定に係る損害について、当事者双方の主張を勘案して出荷可能な立木

の推定本数や立木1本当たりの原木本数を認定し〔現地調査の報告書〕、原発事故前の福島県の原木単価〔農林水産省の特用林産基礎資料〕、きのこ原木生産者の平均利益率〔直接請求基準〕に基づき、山林の状況や原発事故の影響割合も考慮して、分収造林契約による申立人らの収益分収割合6割5分によって損害額を算定して和解案を提示した。2回目の伐採予定に係る将来分の損害については和解案の対象外とした。

中間指針第7の2Ⅱは、農林漁業等において、中間指針第7の2Ⅰの買い控え等による被害を懸念して事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	694		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)から避難した申立人らのうち、知的障害を持ち常時介護が必要となる者(X1)の日常生活阻害慰謝料について、月10割の増額が認められた事例(増額分のうち24万円は別途受領済み)。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.2.7	全部和解成立日	H25.9.27
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,120,000	H23.3~H24.11	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,880,000	H23.3~H24.11	※1
小計			4,000,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	138,824	H23.3~H24.11	※3
全部和解	精神的損害	その他	260,000	H23.3~H24.11	※4
小計			398,824		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	260,000	H23.3~H24.11	※4
小計			260,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	260,000	H23.3~H24.11	※4
小計			260,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,918,824
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,472,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故当時、知的障害を持ち、福祉施設にて24時間介護を受けていた者であり〔社会福祉施設の在園証明書、ご質問書〕、過酷な避難生活を余儀なくされたとして平成24年3月分から同年11月分までの精神的損害の増額を請求した。東京電力は、パネルが平成23年3月分に遡った和解案を検討していることに対し、前件申立て（以下「前件」という。）においても申立人Aの精神的損害の増額について和解をしているところ、申立人Aの事情が前件から変化していないと思われることから、前件の和解対象期間に遡って前件を超える精神的損害の増額を認めることは妥当でないと主張して争った。パネルは、申立人Aが24時間介護を要する者であることを理由に平成23年3月分から平成24年11月分まで10割の増額を認め、前件における精神的損害の増額分である24万円を控除した金額を和解金額とした。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づく精神的損害の基本部分（ただし、平成23年3月については避難所へ避難していたため12万円とする。）の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人Aを自宅で24時間介護したために増加した電気代・石油代〔当座性取引履歴明細表〕の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B、C及びD（いずれも追加申立て）は、いずれも避難者には該当しないが、持病を抱えながら自宅にて交代で申立人Aを24時間介護したこと〔「ご質問書」〕について、一時金として一人当たり50万円の賠償を認め、前件申立てにおいて申立人Aに対し賠償された介護に伴う費用の一部が実質的には申立人B、C及びDの精神的損害に対する賠償と見られるとして、一人当たり24万円を控除した金額を和解金額とした。

1 事案の概要

公表番号	695		
事案の概要	会津地域(福島県耶麻郡)のしいたけ栽培農家が平成23年の風評被害による減収により栽培用材料が購入できなかったため平成24年の栽培も断念したが、同年6月以降の逸失利益の賠償を東電に拒否されたところ、原発事故との因果関係を認めて賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H25.3.6	全部和解成立日	H25.9.27
事故時住所	北塩原村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		1,866,043	H24.6～H25.4	※1

小計 1,866,043

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,866,043
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	76,725

※1 中間指針第5の1

申立人は、会津地域(耶麻郡北塩原村)でおがくずを菌床とするしいたけの栽培及び販売業を営み、原発事故後も、従前どおり自主的避難等対象区域である相馬市所在の仕入先から菌床を仕入れてしいたけの栽培を継続したが、収穫したしいたけから規制基準値を超過する放射性物質が検出され、福島県からしいたけや菌床を廃棄するよう指示されたため、以後しいたけの栽培及び販売を自粛せざるを得なかったとして、直接請求手続で認められなかった平成24年6月以降の営業損害(逸失利益)の賠償を求めた(直接請求手続により、平成24年5月分までの営業損害(逸失利益)は賠償済みである。)。東京電力は、当初、請求期間が原発事故から1年以上経過した後の期間であること、北塩原村には菌床しいたけの出荷制限指示や作付制限指示が出されていないこと、おがくずの仕入先の変更によりしいたけの栽培を継続できたこと等に照らせば、営業の再開は可能であるから平成24年6月分以降に生じた減収は、申立人の経営判断によるものであり、原発事故との相当因果関係はないと主張したが、口頭審理期日等を経た後、申立人の請求について一部は相当因果関係が認められることを前提に、終期は平成24年12月ないし平成25年2月頃までであり、原発事故の影響割合についても6割が相当であると主張を変更して争った。パネルは、上記申立人の主張のほか、申立人の経営規模及び経営状況〔口頭審理期日における申立人の陳述〕に鑑みれば、申立人がおがくずの仕入先を変更するには一定の時

間を要することから、平成24年6月から新たなおがくずを購入できるようになった平成25年4月までの間に生じた減収分も原発事故との間の相当因果関係が認められるとし、また、原発事故の影響割合についても10割とした上で、申立人がしいたけ栽培事業を自粛していた期間に得た給与の一部を控除する内容の和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等（地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）の対象事業者において、事業に支障が生じたために現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	696		
事案の概要	旧警戒区域に居住し、高血圧、不眠症等の既往症のある80歳台半ばの高齢者が、原発事故直後に公民館や体育館への避難を強いられ、避難開始から約1週間後に急性心不全により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料850万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.5.29	全部和解成立日	H25.9.27
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,500,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	1,440,950		※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	300,000		※2
全部和解	精神的損害	基本部分	120,000	H23.3	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	52,160		※2
小計			10,413,110		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,413,110
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人A、B（追加申立て）及びC（追加申立て。いずれも被相続人の相続人らである。）は、原発事故当時80歳台半ばの被相続人が、原発事故直後に公民館や体育館への避難を強いられたため、避難開始から約1週間後に急性心不全により死亡したとして、被相続人の死亡慰謝料及び遺族である申立人ら固有の慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、被相続人が高齢であり、高血圧・不眠症等の既往症があったことから、死亡に対する原発事故の影響割合については5割であると主張し、自賠責基準に基づき被相続人及び申立人らの慰謝料の総額として550万円の賠償が妥当であると主張した。パネルは、影響割合を5割とした上で、慰謝料の総額として850万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため死亡した場合には、これにより生じた精神的損害を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示され

たものである。

※2 中間指針第3の5

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため死亡した場合には、これにより生じた逸失利益、治療費、薬代等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、避難所等において避難生活をした期間の月額慰謝料の目安を12万円としており、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人らは、被相続人に係る敬老祝金及び100歳祝い金の賠償を請求し、東京電力は、原発事故との因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	697		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域から避難し、避難生活が原因で心身に異常が発生し、避難指示解除後の平成23年9月に帰宅した申立人について、直接請求では支払を拒否された平成24年6月以降に発生した生命身体的損害(医療費・通院交通費など)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(イ)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)

2 基本情報

申立日	H25.5.24	全部和解成立日	H25.9.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	25,680	H24.6~H24.8	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	340,000	H24.6~H24.8	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	18,260	H24.9~H24.12	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	38,940	H24.6~H24.8	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	13,500	H25.1~H25.4	※1
小計			436,380		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	436,380
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、平成23年3月に南相馬市原町区の自宅から避難し、緊急時避難準備区域の指定が解除された同年9月に帰宅したが、同年夏頃から避難生活によって体調不良となり、その後、うつ病、不安障害、逆流性食道炎、アレルギー性鼻炎に罹患したとして〔診断書等〕、①うつ病に係る平成24年6月から同年8月までの医療費、通院慰謝料及び通院交通費、②不安障害に係る同期間の通院慰謝料及び通院交通費、③逆流性食道炎に係る同期間の通院慰謝料及び通院交通費、④アレルギー性鼻炎に係る同期間の通院慰謝料及び通院交通費、⑤証明書取得費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人の請求のうち、②の不安障害及び③の逆流性食道炎に係る請求については、通院慰謝料(日額4200円として通院日数分を乗じた額)及び通院交通費を、⑤の請求については全額を認めたが、①のうつ病に係る請求については、診断書等の記載内容が不十分であるだけでなく、その記載内容の信憑性に疑義が存在すること、平成23年9月に帰宅してから平成24年6月に通院を開始するまで約9か月が経過しており、避難生活との関連性を認め難いこと等を理由に、また、④のアレルギー性鼻炎に係る請求については、疾患自体が申立人

のアレルギー体質に由来するものであること等を理由に、それぞれ申立人の疾患と原発事故との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、④のアレルギー性鼻炎に関しては和解案を提示しなかったものの、①のうつ病に係る請求については原発事故との間の相当因果関係を認め、請求期間における医療費、通院慰謝料（日額5000円として通院日数分を乗じた額）及び通院交通費を、また、②の不安障害及び③の逆流性食道炎に係る請求についても原発事故との間の相当因果関係を認め、通院慰謝料（日額1万円として通院日数分を乗じた額）及び通院交通費を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた治療費、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人がかかりつけの精神科医の指示により内臓疾患の検査を行った際に支出した通院交通費について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	698		
事案の概要	自宅付近が警戒区域に指定されたために津波にさらわれた親族らの捜索を継続できなかったことによる精神的損害が賠償された事例(本集団申立ての和解案提示理由書(掲載番号20)において、賠償が認められる主体の範囲、損害である慰謝料の算定方法及び慰謝料の具体的金額等を提示)。		
紹介箇所	第1の8(2)カ	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H24.8.9	全部和解成立日	H25.10.1
事故時住所	矢祭町 ほか		
申立人人数	333	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 本件集団事件の審理経過

(1) 申立概要

本件は、東日本大震災で被災し津波等で死亡した被災者の遺族333人が、原発事故による避難指示によって行方不明者の捜索活動や遺体の収容作業が震災から1か月遅れ、その結果、故人らの遺体の損傷が激しく、適切に葬ることができず、故人の尊厳が損なわれることとなったことから、東京電力により遺族の故人に対する哀惜・追慕の念に対する違法な侵害がされ、多大な精神的苦痛を被ったとして、慰謝料を請求した案件である。

(2) 審理経過

東京電力は、当初は①賠償の範囲は民法711条に鑑み、被害者の父母、配偶者及び子に限る、②賠償は遺族1名ごとについてされるものであり、金額は1名当たり25万円とする、③賠償額の上限は一世帯当たり100万円とするという旨の和解条件を提示した。これに対し申立人らは、①賠償の範囲は父母、配偶者及び子に限られるものではない、②賠償は遺族1名当たりではなく、遺族1名について関係する故人1名ごとにするものであり、また1名当たりの賠償額が低廉である、③一世帯当たりの賠償額の上限を定めることは妥当ではないと主張し、東京電力の主張を争った。

パネルは、平成25年2月に口頭審理を開催し、申立人2名から直接陳述を聴取し、また、同審理に出席した他の6名の申立人からも意見陳述を聴取した。

その後、同年4月3日に開催された口頭審理期日において、パネルから和解案の提示がされ、同年10月1日に申立人ら、東京電力ともに受諾した。

審理期間は、申立てが平成24年8月にされ、平成25年10月に和解が成立したため、1年2か月であった。審理期間中に新たに申立人が追加されたり、一部の申立人の死亡によって相続人が新たに申立人となったりしたことから申立人の人数に変動が生じ、最終的な申立人の人数は374名となった。

(3) 和解案の内容及び金額

パネルは、口頭審理期日における申立人らの陳述及び意見陳述の内容、申立人ら作成の陳述書の内容、その他の証拠に照らし、申立人らの主張する精神的損害に係る請求の根拠の主眼にあるものは、④故人に対する敬愛・追慕の情を侵害されたために生じた精神的苦痛であり、これに加え、⑤自ら又は適切な捜索機関に求めるなどして迅速に故人らを検索する権利又は利

益及び③適切な時期・方法により故人が発見・収容されることにより尊厳を保つ形で故人を葬ることができるよう求める権利又は利益が侵害されたことに対する精神的苦痛であり、申立人らがこうした精神的苦痛を被ったのは、ひとえに、本件原発事故により、避難指示が出され約1か月間故人らの捜索・収容活動が制限されたことが要因であると認めた。

そして、上記のとおり精神的苦痛を捉える以上、賠償対象者は民法711条に規定する者に限られないと判断し、①賠償対象者を1親等の血族及び配偶者（内縁関係を含む）、同居の2親等の血族（祖父母、孫、兄弟姉妹）、これ以外の同居の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）とし、②賠償は申立人1名について関係する故人1名ごとに認め、金額は1親等内の血族及び配偶者は故人1名について60万円、同居の2親等の血族は故人1名について40万円、これ以外の同居の親族は故人1名について20万円とする、③故人1名について遺族の人数にかかわらず300万円を上限とする、④清算条項は設けず、また、仮払補償金との清算も行わないとする和解案を提示した。

以上の内容のもと、精神的損害として2億8291万円余、弁護士費用848万円余、合計2億9139万円余の賠償がされた。

1 事案の概要

公表番号	699		
事案の概要	旧警戒区域の介護施設に入所していた被相続人が、避難開始から間もなく避難先で心不全により死亡した事案について、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.10.26	全部和解成立日	H25.10.1
事故時住所	広野町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,840,000	H23.3~H24.8	※2
一部和解	精神的損害	増額分	390,000	H23.3~H24.3	※2
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	9,000,000		※1
一部和解	生命・身体的損害	逸失利益	11,019,056		※1
小計			22,249,056		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	就労不能損害	減収分	900,000	H23.3~H24.8	※4
一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※2
一部和解	精神的損害	増額分	460,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	300,000	H24.9~H26.2	※4
小計			3,460,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	43,000	H23.3～H24.8	※5
一部和解	避難費用	宿泊費等	330,793	H23.3～H24.8	※5
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	355,715	H23.3～H24.8	※5
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	225,000	H23.3～H24.8	※5
一部和解	避難費用	食費増加費用	60,000	H23.3～H24.8	※5
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	176,770	H23.3～H24.8	※5
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	15,000	H23.3～H24.8	※5
一部和解	一時立入費用	交通費	196,328	H23.3～H24.8	※6
一部和解	検査費用(人)		14,000	H23.3～H24.8	※7
一部和解	生命・身体的損害	その他	486,420	H23.3～H24.8	※3

小計 1,903,026

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	27,612,082
	弁護士費用	828,362
	手続内で処理された既払金合計額	2,350,000

※1 中間指針第3の5

亡C(申立人Aの父)は、原発事故時に入所していた介護老人保健施設から避難をしたが、平成23年3月15日に死亡したことから、申立人Aは、亡Cの死亡慰謝料及び逸失利益を請求した。東京電力は、申立人らが提出した日常生活確認書及び医療照会状を確認し、原発事故が亡Cの死亡に与えた影響割合は7割5分であるとし、死亡慰謝料は東京電力の基準(亡C分350万円、申立人A分550万円)に前記影響割合を掛けた金額(亡C分262万5000円、申立人A分412万5000円)、逸失利益は年金受給年額〔年金額算定明細書〕に62歳男性の平均余命年数のライフニッツ係数及び前記影響割合を掛けた金額(1101万9056円)となると主張した。パネルは、死亡慰謝料については亡C分及び申立人A分の合計900万円を認め、逸失利益については東京電力が自認する範囲で1101万9056円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた精神的損害及び逸失利益を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離、二重生活等が生じたこと、懐妊中であることその他避難生活に適応が困難な客観的事情により、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増加することができることを認めているところ、申立人B(申立人Aの妻)に対し、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

生命・身体的損害として、葬儀費用の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の8

就労不能損害として、給与等の減収分の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2

避難費用として、交通費、宿泊費、家財等購入費、家族間移動交通費、食費増加費用、被服購入費及び引越費用について、実費又は概算額での賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の3

一時立入費用として、概算額での賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の1

検査費用として、概算額での賠償を認めたものである。

※8 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の2、同第3の5、同第3の10）

申立人Aは、避難費用としてアパートの敷金、財物損害として盗難された貴金属の被害相当額を、申立人Bは、生命・身体的損害として医療費の増加分を請求したところ、東京電力は因果関係を争つた。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	700		
事案の概要	旧警戒区域で非破壊検査業を営んでいたが、原発事故により事業拠点の移転を余儀なくされた申立会社について、事業用資産につき、実際の使用状況を考慮し、帳簿上除却処分された資産についても財物損害が賠償されたほか、逸失利益、事業拠点の移転に係る追加的費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)イ(ア)	第1の9(2)イ(エ)
	第1の9(2)イ(カ)	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H25.3.13	全部和解成立日	H25.10.1
事故時住所	双葉郡		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	財物損害	不動産	22,118,033		※1
全部和解	財物損害	不動産	4,423,605		※1
一部和解	財物損害	動産	23,433,246		※1
全部和解	財物損害	動産	12,588,040		※1
全部和解	営業損害・逸失利益		321,819,225	H23.3～H24.11	※2
一部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	9,419,169	H23.3～H23.11	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	9,760,747	H23.3～H24.3	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	検査費用	632,625	H23.3～H24.3	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	1,000,000	H23.3～H24.3	※3
一部和解	営業損害・追加的費用	その他	986,768	H23.3～H23.12	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	2,733,720	H23.3～H24.3	※3

小計 408,915,178

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	408,915,178
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第3の10

申立人は、双葉郡で非破壊検査業を営んでいたところ、原発事故により事業所所在地が避難指示区域に指定され、敷地（土地）及び構築物並びに事業所内で保有していた検査機器等の営業用動産〔固定資産台帳兼減価償却費明細書、校正証明書及び点検結果表〕について、管理ができなくなり、価値が喪失したとして、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体は争わず、損害額の算定方法について意見を述べた。パネルは、これらの財物の価値喪失と原発事故との相当因果関係を認めた上で、帳簿上除却処分されている償却資産や少額資産についても取得価格や取得時期を考慮した上で損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、双葉郡で非破壊検査業を営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされたために減収が生じたとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、賠償すること自体は争わず、損害額の算定方法について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、対象期間の売上高のうち、原発事故後に新規に受注した業務の売上高の半額については「特別の努力」によるものとして控除した修正売上高を基礎として損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人は、双葉郡で非破壊検査業を営んでいたところ、原発事故により事業所所在地が避難指示区域に指定され、事業拠点の移転費用、放射線測定器購入費用、従業員移動費用、複合機購入費用、公共一時立入関連費用、交通費増加分、車両リース代等の負担を余儀なくされたとして、その賠償を求めた。東京電力は、答弁書において一部否認したものの、最終的に賠償すること自体は認め、損害額について意見を述べた。パネルは、これらの追加的費用と原発事故との相当因果関係を認め、損害額については双方の主張を踏まえて検討の上、和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたため、又は事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用、従業員に係る追加的な経費等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	701		
事案の概要	自主的避難等対象区域で貨物自動車運送業を営む申立会社について、福島ナンバー車両での納入・搬送の拒否が重なったため、他県ナンバーの車両を備車として用いたことで生じた備車費増加費用(追加的費用)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.5.31	全部和解成立日	H25.10.1
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	3,620,000	H23.3～H24.2	※1

小計 3,620,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,620,000
	弁護士費用	110,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第7の1

申立人は、自主的避難等対象区域において貨物自動車運送業等を営んでいたところ、原発事故の風評被害により、福島ナンバー車両での納入・搬送の拒否が重なったため、他県ナンバーの車両を備車として用いたことで生じた備車費増加費用(追加的費用)の賠償を求めた。東京電力は、認否を留保して、風評被害の実態及び損害の説明を求めるにとどめた。パネルは、申立人の損害と原発事故との間に相当因果関係があることを前提に、原発事故前5年間の平均備車費と対象年の備車費との差額を損害額と認めて〔決算書、月次損益計算書〕、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①及び中間指針第7の1 IV①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関する風評被害について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	702		
事案の概要	東海地方において地元産の魚類の買取り、受託販売及び加工販売を行っている事業者について、魚類の外部検査費用及び放射能測定器購入費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H25.7.1	全部和解成立日	H25.10.1
事故時住所	三重県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)		1,100,400	H23.10~H24.3	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		6,362,500	H23.12~H24.3	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		650,000	H24.3	※1
小計			8,112,900		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,112,900
	弁護士費用	243,387
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、三重県で地元産の魚類の買取り、受託販売及び加工販売を行っている事業者であるところ、取引先や一般消費者から同県産品の安全性に関する問合せが殺到したことや、取引先から放射能検査を求められたことから、外部機関に依頼して放射能検査を実施せざるを得なくなり、また、その検査費用が多額に上るため放射能測定器を導入せざるを得なくなったとして、検査費用、放射能測定器2台の購入費用及び設置工事費用の賠償を求めた〔請求書、領収証〕。東京電力は、三重県産及び隣接県産の魚類等について出荷制限指示が出されたことはなく、三重県産の魚類等や同県において魚類等と同種の産品が政府の検査指示等の対象になったこともないから、本件検査費用や放射能測定器購入費用等は中間指針上の賠償対象ではなく、また高性能機器や2台目の測定器の購入には必要性、合理性がないと主張して、原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、双方の主張を検討して和解仲介を進めた結果、原発事故と検査費用及び放射能測定器購入・設置費用との相当因果関係を認めて請求額どおりの和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害のうち一定類型以外のものについては、原発事故後に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証して原発事故との相当因果関係を判断するものとしており、また、中間指針第7の2Ⅳは、農林漁業等に係る風評被害のうち一定類型以外のものについて、個々の事例又は類型ごとに取り引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴等を考慮して原発事故との相当因果関係を判断するものとしているところ、検査費用（物）について、その趣旨に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	703		
事案の概要	福島県(避難指示区域外)できのこ類を原料とする製品の製造販売業を営む申立人について、原発事故後の売上増加見込みを考慮した算出額で営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H25.1.22	全部和解成立日	H25.10.2
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,800,000	H23.3～H25.6	※1

小計 4,800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、福島県(避難指示区域外)において、なめこを栽培し缶詰に製造加工して販売していたところ、原発事故の風評被害により減収分が発生したとして、平成24年7月分以降の逸失利益の賠償を直接請求手続において求めたものの、東京電力より提示された賠償額の算定(増産見込みが考慮されなかったこと及び貢献利益率の見直しが行われたこと等)に不服があるとして、平成24年7月分以降の逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、申立人が平成24年度になめこ缶詰の仕込みをしていなかったことを理由に、直接請求手続における増産見込み分及び貢献利益率の見直しは妥当であると主張して争った。パネルは、申立人の陳述等から、申立人が原発事故前はしいたけ栽培を主流としていたが、平成23年度以降なめこ栽培を主流に事業転換をする計画でなめこを増産する予定であったこと、実際に平成23年2月下旬頃から従前より多量のなめこの仕込みを行っていたこと等を認定した上で、平成23年度販売用に製造したものの売れ残った数量に、平成23年度の平均売上単価を乗じ、その額から経費相当額及び直接請求での既払額247万7462円を差し引いた概算額である480万円を、平成23年3月から平成25年6月までの逸失利益として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び同 vii は、福島県において産出された農産物及びこれを主な原材料とする加工品に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、基準年度の額に適宜の金額を足した額等、複数の合理的な算定方法の中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	704		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、同区域内で勤務していた申立人について、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇を余儀なくされたことに伴う就労不能損害が平成25年8月分まで賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.3.29	全部和解成立日	H25.10.2
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	1,512,000	H24.6～H25.8	※1
小計			1,512,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,512,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、いわき市に事業所を持つ会社に有期契約労働者として雇用されていたが、原発事故により勤務先が操業停止となり解雇を余儀なくされたとして、就労不能損害〔退職状況証明書、労働契約書〕の賠償を請求した。東京電力は、申立人の再就職が困難という事情に鑑みても就労不能損害が認められる期間は平成25年5月末までであると主張して、これを超える部分については争った。パネルは、東京電力が申立人に対して就労不能損害を認めて支払った平成23年3月分から平成24年5月分までの後の同年6月分から平成25年8月分までの就労不能損害として月額10万0800円の15か月分として151万2000円を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害による営業損害により事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	705		
事案の概要	福島市所在の申立人所有の自宅建物の除染費用(屋根の葺き替え工事費用の約半分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)オ	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H25.6.25	全部和解成立日	H25.10.2
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	51,810	H23.3~H23.12	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
小計			91,810		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	719,300	H25.3~H25.4	※3
小計			719,300		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	891,110
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
 申立人Aは、自主的避難の実行により生じた避難費用等の賠償を求めた。東京電力は、定額賠償により支払済みであると主張して争った。パネルは、相当額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Bは、自主的避難の実行により生じた避難費用等の賠償を求めた。東京電力は、定額賠償にて支払済みであると主張して争った。パネルは、相当額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人らは、自宅の除染のために、屋根瓦葺き替え工事（以下「本件除染工事」という。）を業者に委託したことから、その除染委託費用〔領収書〕の賠償を請求した。東京電力は、除染は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づいて、国及び地方公共団体を中心に実施される予定であること、屋根の葺き替えについては、環境省の「除染関係ガイドライン」及び「福島市除染マニュアル」で示されている除染方法に該当しないため、除染作業としての必要性相当性を認めることが困難であること、仮に、通常考えられる全ての除染方法によっても除染の効果が得られなかったとすれば、その屋根瓦はいわゆる「経済的全損」の状態と思われ、賠償すべき損害額は、原発事故当時の屋根瓦の時価相当額にとどまると主張して争った。パネルは、本件除染工事に関する除染委託費用を損害と認定し、ただし、従前使用していた屋根から新しい屋根に葺き替えたことによって、建物の資産価値が増加したことを考慮して、除染委託費用の約半分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、汚染の拡散の防止等の措置）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	706		
事案の概要	旧警戒区域に居住し、白血病等により患っていた70歳近い被相続人が、避難により適切な治療を受けられず、不十分な避難生活環境により体力を低下させ、平成23年10月に原病により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.7.17	全部和解成立日	H25.10.3
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	家財移動費用	116,080	H23.3～H24.3	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	200,000	H23.3～H24.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	467,377	H23.3～H24.3	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	56,000	H23.3～H24.3	※2
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	59,800	H23.3～H24.3	※2
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	3,059,016	H23.3～H24.3	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,178,900	H23.3～H24.3	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	1,736,796	H23.3～H24.3	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.9～H24.5	※5
全部和解	精神的損害	増額分	800,000	H23.3～H23.10	※5
全部和解	精神的損害	基本部分	800,000	H23.3～H23.10	※5
全部和解	精神的損害	増額分	800,000	H23.3～H23.10	※5
全部和解	就労不能損害	減収分	567,375	H23.3～H24.3	※6
全部和解	財物損害	その他動産	1,439,000		※7

小計 12,180,344

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	9,000,000	H23.3～H24.3	※8
小計			9,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	21,180,344
	弁護士費用	635,410
	手続内で処理された既払金合計額	870,000

※1 中間指針第3の2

避難先への移動にかかった引越費用〔領収証〕、知人宅へ宿泊した際に支払った謝礼金〔証明書〕のうち相当額及び避難先で必要な家財道具の購入費用〔領収証・写真〕等について、それらの賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の3

避難先から一時立入りをする際に要した交通費・宿泊費等の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人Aは、亡妻が、原発事故による避難によって、慢性白血病等の通院治療・薬の服用ができず、避難先の病院に入院し、その後通院を余儀なくされた〔診断書〕として、亡妻の請求権の単独相続人として〔遺産分割協議証明書〕、入通院慰謝料、通院交通費、診断書取得費用及び逸失利益を請求した。東京電力は、自動車損害賠償責任保険の基準を引用して請求の一部を認めた。パネルは、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準(いわゆる赤い本)を引用して損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の5 I は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の5

避難生活を原因とした病気により死亡した亡妻の葬儀費用等を認めたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、闘病中の亡妻の介護を理由とする精神的損害の増額の請求及び亡妻の要介護を理由とする精神的損害の増額の請求権を単独相続したとして〔遺産分割協議証明書〕賠償を請求した。東京電力は、増額事由についてはパネルの見解を踏まえて検討するとして留保した。パネルは、申立人Aに対し、介護及び妻の要介護を理由として、それぞれ精神的損害の10割増額(10割増額×2人分)を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、「要介護状態にあること」や「介護を恒常的に行ったこと」があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた額よりも増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の8

申立人Aは、毎年秋から冬にかけて漁業のアルバイト作業に従事していたところ、原発事故により平成23年秋冬のアルバイトが不可能になったため、減収分の賠償を請求した。東京電力も

平成22年度の本アルバイト収入と同額の賠償を認めた。パネルは、東京電力自認額の賠償を認めた。

※7 中間指針第3の10

申立人は、所有自動車が放射能汚染で使用できない状態になり廃車にせざるを得なかったとして、自動車の時価相当額の賠償を求めた。東京電力は、原発事故時の時価相当額〔推定価格証明書〕を支払うとした。パネルは、東京電力自認額の賠償を認めた。

中間指針第3の10Ⅱ①は、対象区域内にある財物が、価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合、現実価値を喪失し又は減少した部分について賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の5

申立人Aは、亡妻が避難生活を原因とした病気により死亡したことについて、亡妻の慰謝料請求権の単独相続人として〔遺産分割協議証明書〕、死亡慰謝料を請求した。加えて、申立人A、B（追加申立て）及びC（追加申立て）は、遺族固有の慰謝料を請求した。東京電力は、原発事故の影響割合を2割5分程度と主張した。パネルは、原発事故の影響割合を5割とする和解案を提示した。

中間指針第3の5Ⅰは、原発事故により避難等を余儀なくされたため死亡したことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	707		
事案の概要	旧警戒区域でビルの清掃業を営んでいた申立会社の清掃用機械の財物賠償について、償却資産台帳に記載がないがその存在を認定した上で、税務上の耐用年数による減価を基準とする東京電力の主張を排斥し、新品価格の50～80%の金額で賠償額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H25.5.23	全部和解成立日	H25.10.3
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	3,500,000		※1

小計 3,500,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、双葉町において、清掃等のビルメンテナンス業を営んでいたところ、原発事故により業務に使用する機器が管理不能になったとして、財物損害の賠償を求めた〔写真〕。東京電力は、償却資産の内容、価額が判然としないと主張して認否を留保し、また、固定資産台帳に記載がないこと等から、耐用年数を超えている可能性がある旨を主張した。パネルは、申立人が賠償を請求している資産を再取得した場合に要する費用の見積書を基に、資産の取得時期等に応じて一定の割合を乗じた金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	708		
事案の概要	県南地域(白河市)に居住する申立人らについて、原発事故直後から半月余り他県の親戚宅に避難した申立人(X2・子供)に生活費増加費用及び移動費用等が賠償されたほか、白河市所在の自宅敷地の除染費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)才	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H24.12.5	全部和解成立日	H25.10.4
事故時住所	白河市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	除染費用	115,500	H24.7	※2
小計			115,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	715,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、白河市も自主的避難等対象区域と同等程度の線量があり、同等の賠償がされるべきであるとして、避難費用、生活費増加費用、精神的損害及び売却予定であった自宅が売却できなくなったとして土地建物の財物損害の賠償を求めた。東京電力は、避難費用、生活費増加費用及び精神的損害の一部を認めて支払ったが、財物損害は売買契約の進展状況等が不明であり、土地建物は県南地域にあり原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、原発事故直後に避難を開始した未成年者である申立人Aに対して、東京電力の支払った避難費用、生活費増加費用及び精神的損害の金額を超えて、自主的避難等対象区域と同等の賠償を認める和解案を提示し、申立人B及びCに対してはこの点について和解案を提示しなかった。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人らは、白河市にある自宅庭の除染作業費用〔領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、除染前後の線量が不明であり、除染の必要性、相当性が確認できないと認否を留保した。パネルは、除染作業の必要性、相当性を認め、申立人A及びBに対し、除染費用全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、除去土壌の収集、運搬、保管等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	709		
事案の概要	自主的避難等対象区域において産婦人科等を経営する医療法人が、平成24年3月から同年11月までの間の分娩者数の減少に伴う逸失利益を請求した事案について、当該期間は増収しているため損害はないとする東京電力の主張を排斥し、増収は夜間診療等の特別の努力によるものとして控除せず、逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(イ)	第5の4(2)ア	第6の2

2 基本情報

申立日	H25.4.8	全部和解成立日	H25.10.4
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		15,059,094	H24.3～H24.11	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	12,600	H24.3～H24.11	※2
小計			15,071,694		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,071,694
	弁護士費用	452,151
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第二次追補第2の2

申立人は、自主的避難等対象区域において産婦人科等のある病院を経営していたところ、原発事故後、風評被害によって福島県内における出産が敬遠され、分娩数が減少したことにより減収が生じ〔出生数推移表、病棟日誌、診療報酬等支払額決定通知書、妊婦健康診査委託料請求書〕、全体の売上高が増収となっている点〔決算報告書〕については、夜間診療を行った特別の努力によるものであると主張して逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、夜間診療の内実が不明であるなどの理由から、増収が特別の努力によるものとは認められないと主張して争った。パネルは、分娩数の減少による減収と原発事故との相当因果関係を認めた上、申立人の増収は夜間診療等の特別の努力によるものであるとし、また立証の程度を8割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、福島県に所在する拠点でサービス等を提供する事業者に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、また、中間指針第二次追補第2の2 II は、避難等対象区域において営業損害を被った事業者による臨時の営業等が特別の努力と認められる場合には、

かかる努力により得た利益等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしているところ、この趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の4

入院患者に対して放射能検査済みの飲料水を購入して提供する必要性が生じたことから、当該飲料水購入費用の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	710		
事案の概要	原発事故の約1年前から旧警戒区域内の借り上げ社宅に居住していたが住民票は同所に移転しないまま、福島第一、第二原発に派遣されて就労していた申立人について、旧警戒区域内(社宅)に生活の本拠があったと認定して、精神的損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	

2 基本情報

申立日	H25.5.15	全部和解成立日	H25.10.4
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.3~H25.7	※1

小計 2,800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,800,000
	弁護士費用	84,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故時、福島第一、第二原発での作業に従事するため、申立人の勤務先会社が社宅として借り上げていた富岡町内の宿泊施設に居住していたところ〔陳述書、宿泊施設の宿泊代金請求書、勤務先会社発行の居住証明書、富岡町発行の被災証明書〕、原発事故により、同施設からの避難を余儀なくされたとして、避難慰謝料を請求した。東京電力は、原発事故当時、申立人の住民票上の住所及び実家(申立人母が居住)が福島県外にあったこと、申立人の宿泊していた施設は一時滞在者用の旅館下宿であったこと及び申立人は平成22年3月頃まで福島県外の実家から福島第一、第二原発へ通勤していたことをもって、原発事故時の申立人の住居地は富岡町ではなく、福島県外の実家であると主張して、申立人の請求を争った。パネルは、申立人が、少なくとも原発事故発生前1年間は富岡町に住んでいたこと、富岡町から被災証明書も発行されていることから、原発事故時の申立人の住居は富岡町にあったと認められると判断し、平成23年3月から平成25年7月までの期間について合計280万円の避難慰謝料(月額10万円で算定、ただし直接請求手続で既払いの避難慰謝料10万円を控除する。)を認める和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者] 1は、原発事故が発生した後に、政府による避難等の指示等があった対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者を、避難等対象者とした上で、中間指針第3の6で、避難等対象者が、自宅以外で

の生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第二次追補第2の1(1))

申立人は、原発事故時、帰還困難区域内に住居があったとして、避難指示区域見直し時点から終期までの避難慰謝料600万円を請求したところ、東京電力は、申立人は避難等対象者ではないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	711		
事案の概要	山形県のスキー場でリフト輸送事業を営む申立会社について、風評被害による利用客の減少に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H25.5.23	全部和解成立日	H25.10.4
事故時住所	山形県山形市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		38,000,000	H23.3～H24.2	※1

小計 38,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	38,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（観光業の風評被害について）

山形県のスキー場でリフト輸送事業を運営する申立人が、原発事故の風評被害によりスキー客が減少したとして、平成23年3月から平成24年2月までの逸失利益の損害賠償を請求した〔決算書、月次損益計算書等〕。東京電力は、平成23年3月と同年4月の減収は東日本大震災による営業休止によるもので原発事故と関係がないこと及びその後の同年5月から同年8月までは営業利益の減少が見られず損害がないことを主張し、同年9月から平成24年2月までの期間について約1500万円の一部賠償を認めた。パネルは、平成23年3月及び同年4月については原発事故との相当因果関係を認めた上で地震による交通網の寸断等を考慮して原発事故の影響割合を5割とし、同年5月から平成24年2月までの期間については、事故前より増収のあった月は「特別の努力」によるものとして当該増収分を損害額から控除せず、事故前より減収のあった月の減収分のみを対象とし、原発事故の影響割合を8割として、貢献利益率方式により損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実には生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、

原発事故との相当因果関係が認められるとしている。そして、総括基準（観光業の風評被害について）は、山形県に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその7割（未成年者主体の団体旅行に関する減収等の損害については、その全部）が上記の心理によるものであり、かつ、上記の合理性を有しているものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	712		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域に居住し、糖尿病の既往症があった70歳台後半の高齢者が、避難開始後に過酷な避難所生活のために食欲不振等になり、帰宅をしたが症状は改善せず、十分な医療も受けられず、原発事故の数か月後に全身衰弱により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料800万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.2.8	全部和解成立日	H25.10.7
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		20,000	H23.6～H23.9	※2
小計			20,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3～H23.4	※2
全部和解	財物損害	追加的費用	300,000		※3
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	5,435	H23.6～H23.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	32,500	H23.4～H23.6	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,800,000	H23.4～H23.9	※1、2
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	5,253,459		※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	638,850	H23.6～H24.8	※2
小計			15,770,244		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,790,244
	弁護士費用	473,707
	手続内で処理された既払金合計額	1,100,000

※1 中間指針第3の5

申立人Aの夫で、申立人B及びC（いずれも追加申立て）の父であるXは、原発事故前から糖尿病に罹患し、病院に通院し治療を受けていたところ、原発事故後の避難所での生活が過酷であったため食欲不振や不眠等の症状が現れ、帰宅後も病院機能の低下により十分な治療が受けられないまま次第に衰弱し、その後に入院した病院で平成23年9月に全身衰弱により死亡したが〔診療情報提供書、診療録、死亡診断書、顧問医相談票等〕、Xの相続人である申立人A、B及びCは、Xが原発事故に伴う過酷な避難生活によるストレスで食欲不振等になり、その結果、全身衰弱により死亡したのであり、さらに、原発事故により医療機関の機能が低下し十分な治療を受けることができなかったこともXが死亡した原因の一つであるとして、死亡慰謝料（申立人ら固有の慰謝料を含む。）の賠償を求めた。東京電力は、最終的に賠償すること自体は争わず、Xの死亡に対する原発事故の影響割合は2割5分であるとの意見を述べた。パネルは、Xの死亡に対する原発事故の影響割合を5割と判断し、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（いわゆる赤い本）における死亡慰謝料に関する「配偶者」の基準額を参考に算定した額の5割を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため死亡したことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5、中間指針第3の6

申立人らの夫又は父であるXは、原発事故前から糖尿病に罹患し、病院に通院し治療を受けていたところ、原発事故後の避難所での生活が過酷であったため食欲不振や不眠等の症状が現れ、病院への入通院後に全身衰弱により死亡したとして、Xの相続人である申立人らが、Xに関する損害として、①日常生活阻害慰謝料、②治療関連費用、③通院交通費、④入院雑費、⑤入院慰謝料、⑥死亡による逸失利益、⑦文書取得費及び⑧葬儀関連費用の賠償を求め、さらに、申立人Aが、入院中のXを見舞うために交通費の支出を余儀なくされ、また、自宅でのXの介護中につきまづき左足関節捻挫等の傷害を負ったとして、⑨見舞いのための交通費並びに⑩申立人A自身の通院慰謝料及び通院交通費の賠償を請求した。東京電力は、①及び⑦は認め、②から⑥まで、⑧及び⑨はXの死亡に対する原発事故の影響割合を考慮し2割5分の限度で認め、⑩は認めないと回答した。パネルは、①及び⑦は認め、②から⑥まで、⑧及び⑨は原発事故の影響割合を考慮し5割の限度で認める和解案を提示し、⑩については和解案を提示しなかった。

※3 中間指針第3の10

申立人らの夫又は父であるXが所有する自宅建物について、東日本大震災により損壊した後にXが避難を余儀なくされたため雨漏りの影響を受けたことにより支出した自宅建物修繕費用について、賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	713		
事案の概要	宮城県南部の木炭製造販売業者について、原料木に放射性物質が付着していることから売上げが減少したことによる営業損害(逸失利益)が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.6.24	全部和解成立日	H25.10.7
事故時住所	宮城県白石市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		425,150	H25.2～H25.8	※1
小計			425,150		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	425,150
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第三次追補第2

申立人は、宮城県白石市で木炭を製造販売していたが、原発事故により原料木に放射性物質が付着し売上げが減少したとして、申立時においては、平成25年2月分から同年4月分までの営業損害(逸失利益)の賠償を請求した。東京電力は、申立人に対し、平成24年分の営業損害は賠償済みであったところ、その際、平成24年に実際には売上げがあったにもかかわらず、この点が控除されていなかったとして、本件申立てにおいてはこれを控除すべきであると主張し、申立人は、特別の努力に当たるとして、東京電力の主張を争った。パネルは、本件には特別の努力は適用されないとし、基準期間の売上額から平成24年の売上額を差し引いた額に貢献利益率を乗じて、本件における賠償額を算定し、和解案を提示したが、その際、対象期間を、和解案提示の前月である平成25年8月までとした。

中間指針第三次追補第2 I ①viは、宮城県において産出された木炭について、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害も、風評被害の一類型として、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	714		
事案の概要	旧警戒区域(南相馬市小高区)で農業を営んでいた申立人らについて、直接賠償における東京電力の書式で適用される同業の利益率基準を用いず、申立人らの高い利益率を基礎として算出した営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H25.1.7	全部和解成立日	H25.10.8
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		7,741,013	H24.1～H24.12	※1

小計 7,741,013

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,741,013
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人らは、南相馬市小高区において農業を営んでいたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、営業を継続することができなくなったことに基づく逸失利益が生じたとして、平成24年分について売上予定額から売上手数料及び生産経費を引いた額の賠償を求めた。なお、平成21年に増設し平成23年3月頃から収穫が可能になるはずであった区画分についても、平成21年の売上額及び生産経費の数字を基準に、増設した区画の比率を乗じて算定して賠償を求めた。東京電力は、申立人らの主張する損害額の算定方法は妥当ではなく、直接請求手続における損害額の算定方法(標準期待所得率等を用いる方法)を採用すべきであると主張して争った。パネルは、申立人らが詳細に経理記録を残してきたことから申立人らの算定方法が信頼できるとして請求どおりの和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるとし、そ

の中の一つの合理的な算定方法を選択した仲介委員の判断は、特段の事情のない限り合理的なものと推定されるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	715		
事案の概要	いわき市を拠点に運輸業を営んでいた申立会社が原発事故前に福島第一原発敷地に派遣し、原発事故により同敷地内に残置せざるを得なかったクレーン車の財物損害について、実際の使用可能期間を想定して法定耐用年数よりも長い償却期間を前提に損害額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.5.11	全部和解成立日	H25.10.9
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	17,329,544		※1

小計 17,329,544

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	17,329,544
	弁護士費用	519,887
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、自主的避難等対象区域（いわき市）で運輸業を営んでいたところ、原発事故前に福島第一原子力発電所に派遣し、原発事故により同敷地内に残置せざるを得なかった自社所有クレーン車〔自動車検査証、移動式クレーン検査証、入場予定車両表、クレーン車作業日報〕の財物価値を全て喪失したとして、当該クレーン車の平成23年3月末時点の帳簿価格〔元帳〕の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において、財物損害については補償基準を策定中であることを理由に認否を留保した上で、最終的には財物賠償の算定基準時について、和解合意成立時とすべきであると主張して争った。パネルは、財物賠償の算定基準時を原発事故時とし、法定耐用年数ではなく経済的耐用年数〔建設機械損料表〕を前提に損害額を算定して和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、自主的避難等対象区域（いわき市）で運輸業を営んでいたところ、原発事故前に福島第一原子力発電所に派遣し、原発事故により同敷地内に残置せざるを得なかった自社所有ク

レーン車の使用利益の喪失に係る逸失利益の賠償を求めたが、東京電力は、直接請求手続において支払った逸失利益と内容が重複すると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	716		
事案の概要	旧計画的避難区域の山林で立木の伐採、販売等の林業を営む申立会社について、立木伐採権に関する財物損害及び立木伐採権を行使できないことによる逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(7)	第1の12(2)エ(エ)	

2 基本情報

申立日	H23.12.21	全部和解成立日	H25.10.10
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他	4,497,252		※1

小計 4,497,252

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,497,252
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、中間指針第3の10

申立人は、山林の立木を買い取り伐採して販売する事業者であるところ、伐採契約をしていた旧計画的避難区域の山林が原発事故により立入りができなくなり立木の伐採搬出が困難となったことから、その立木伐採権が価値を喪失し、また取引先が避難を余儀なくされたことにより立木の販売ができなくなったことによる逸失利益の賠償を請求した〔立木売買契約書等〕。東京電力は、財物損害と逸失利益については別々に算定するべきことを主張して、両者を一体として算定する方式には反対した。パネルは、損害算定方式について対象となる山林の残材積数に全国平均販売単価を乗じた金額を、立木伐採権の価値喪失による財物損害とそれに伴って生じた営業損害の合計額とする方式を取り、和解の対象期間は平成23年3月1日から各立木伐採権取得契約の終期までとする和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の7Ⅰは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	717		
事案の概要	クリーニング業を営む申立会社について、旧警戒区域内の営業所等における逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)		

2 基本情報

申立日	H24.12.17	全部和解成立日	H25.10.10
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		76,000,000	H23.3～H23.12	※1

小計 76,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	76,000,000
	弁護士費用	2,280,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、福島県内を中心にクリーニング業及びリネン類のリース業等を営んでいたところ、原発事故により一部店舗は閉鎖を余儀なくされ、閉鎖を免れた店舗も風評被害による損害を受けたとして営業損害の賠償を求めた。東京電力は、避難指示区域内の店舗については損害の発生を争わなかったが、避難指示区域外の店舗については風評被害の発生を争った。パネルは、避難指示区域外の店舗の損害は申立人により十分な立証がされなかったことを理由として和解の対象とはせず、避難指示区域内の店舗に関する損害のみを認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	718		
事案の概要	県北地域で衣料品製造業を営む申立会社について、主要取引先の県外移転に伴う売上減少による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H25.3.5	全部和解成立日	H25.10.10
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		2,415,557	H23.9～H24.2	※1

小計 2,415,557

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,415,557
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、伊達市で制服・婦人服等のニット製品の製造・販売業を営んでいたところ、原発事故の風評被害により主要取引先が県外に移転し〔電話聴取事項報告書〕、これにより申立人に減収が生じたとして〔決算報告書・残高試算表〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、主要取引先が県外に移転した理由が原発事故に基づくものであるか明らかでないとして、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人の減収と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を6割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、原発事故の第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害については、当該間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	719		
事案の概要	旧警戒区域(南相馬市原町区)から避難し、避難中に脳出血で倒れ後遺障害を負った申立人について、脳出血及び後遺障害に対する原発事故の寄与度を5割として、後遺症慰謝料、逸失利益及び将来介護費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H25.10.11
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	その他	72,000	H23.3～H23.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	161,144	H23.3～H23.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	7,000,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	10,998,582		※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	2,623,474		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H23.3～H24.5	※2
全部和解	精神的損害	増額分	720,000	H23.6～H24.5	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	15,750	H23.3～H24.5	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	184,000	H23.3～H24.5	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	300,000		※4

小計 22,674,950

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	22,674,950
	弁護士費用	680,249
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、原発事故による避難中の平成23年3月に、避難先の体育館で倒れて救急搬送され、脳内出血により左片麻痺の障害を負い〔診断書〕、同年11月に症状固定となったとして、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準(いわゆる赤い本)の基準に基づき算定した後遺症慰謝料、逸失利益及び将来介護費等を請求した。東京電力は、医療機関照会の回答等に基づき、申立人が高血圧症の素因を有していたこと等を考慮し、原発事故の影響割合を5割として脳内出血と原発

事故との相当因果関係を認めたが、後遺障害等級については症状固定の判断が早すぎる、賠償額算定基準については赤い本を基準とする算定は相当性を欠く、将来介護費用については介護を要する後遺障害には相当しないと主張して、いずれも争った。パネルは、申立人の後遺障害は、原発事故に起因して負った生命・身体的損害であると評価して、原発事故の影響割合を5割と認め、赤い本を参考に、後遺障害等級を5級2号として後遺症慰謝料及び逸失利益を算定した金額を、将来介護費として日額1000円として平均余命年数に対する費用に影響割合5割を乗じた金額を、差額ベッド代及び入院雑費について影響割合5割を考慮して算定した金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化（精神的障害を含む。）し、疾病にかかったことにより生じた逸失利益、治療費、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、原発事故により身体障害等級2級に相当する障害を負いながら、避難生活を続けなければならなかったこと、原発事故時同居していた夫と離れ離れの生活になったこと等を理由に、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、中間指針による基本部分のみの賠償を認めた。パネルは、退院後の夫との別離及び後遺症を伴う避難生活を考慮し、退院後である平成23年6月から平成24年5月までの期間について月額6万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

申立人が自宅に一時立入した際の費用の請求に対し、その一部を認める和解案を提示した。

※4 中間指針第3の2

原発事故により障害を負った申立人の介護のために、申立人の子が、申立人を乗降させることができる自家用車を購入した費用は申立人のために生じた費用であるとして、その購入費用が請求されたところ、パネルはこれを一部認める和解案を提示した。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人は、入通院慰謝料及び入通院交通費の請求も行ったが、直接請求手続において支払済みであるとして、和解案の対象とはならなかった。

1 事案の概要

公表番号	720		
事案の概要	県南地域でしいたけ原木販売業及び伐出請負業を営む申立人について、しいたけ原木販売部門の売上減を補うため企業努力で伐出請負業の売上を増加させたところ、全体の売上増のため損害はないとする東京電力の主張を排斥して、しいたけの出荷制限や風評被害に伴うしいたけ原木販売部門の逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.5.22	全部和解成立日	H25.10.11
事故時住所	白河市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		886,050	H24.6～H25.2	※1
小計			886,050		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	886,050
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、白河市でしいたけ原木販売業を営む事業者であるところ、原発事故後、しいたけ原木となる木の放射線量が高く、販売先に拒否され販売ができなくなったとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が営む伐出請負業も併せて一つの業種であり全体として増収となっているため損害は発生していないとし、また仮に損害が発生しているとしても貢献利益率の計算において給与賃金と専従者控除を変動費とすべきと主張して争った。パネルは、しいたけ原木販売業の減収と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、貢献利益率の計算において事故前の給与を控除して、損害額を算定し和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ①viは、福島県において産出された農林水産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	721		
事案の概要	旧計画的避難区域(飯舘村)で個別家庭向けに無農薬・有機栽培野菜の生産・販売業を営む申立人について、原発事故前の収穫・販売実績がなく、野菜増産計画についても客観的資料が乏しいとして支払を拒否する東京電力の主張を排斥し、申立人の陳述等を根拠に、野菜増産計画に基づく逸失利益及びアスパラガス生産に係る逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(7)	第1の9(2)オ(ウ)	第11の4(2)

2 基本情報

申立日	H25.6.3	全部和解成立日	H25.10.11
事故時住所	飯舘村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		190,000	H23.3～H24.12	※1

小計 190,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	190,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)、中間指針第2の5

申立人は、原発事故当時、飯舘村(旧計画的避難区域)で個別家庭向けに無農薬・有機栽培野菜の生産・販売業を営んでいたところ、原発事故に伴い避難を余儀なくされたことで、野菜の生産・販売ができなかったことによる逸失利益及び野菜増産計画に基づく逸失利益を請求した。東京電力は、請求対象の野菜について、原発事故前の収穫・販売実績がなく、野菜増産計画についても客観的資料が乏しいため、原発事故と相当因果関係のある損害はないと主張して争った。パネルは、いずれの請求についても、申立人の陳述等を根拠に、原発事故と相当因果関係を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額の算定方法の選択は、仲介委員の合理的な裁量に委ねられるとしており、さらに、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	722		
事案の概要	東京都に居住し、将来移住するために平成19年に富岡町(居住制限区域)内の土地を購入して原発事故時も所有していた申立人について、その土地の損害額を平成19年の売買価格と同額とした事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.6.7	全部和解成立日	H25.10.15
事故時住所	東京都墨田区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	4,000,000		※1

小計 4,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、東京都に在住していたが、実家のある富岡町に老後に移住することを予定して、平成19年に地目原野の土地を400万円で購入し、原発事故時まで畑として利用していた。しかし、原発事故のため、移住の予定がなくなり、同土地の取得費用の賠償を求めた。これに対し、東京電力は、宅地以外の土地の財物賠償の考え方については現在検討中であるとして認否を留保した。パネルは、取得価額と同額の400万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	723		
事案の概要	会津地域でしいたけを栽培・販売していたが、原木を廃棄した申立人について、売買契約書、領収書等の客観的証拠がない限り損害を認めることは困難との東京電力の主張を排斥し、申立人の陳述等に基づき、当該原木が産み出したはずの将来の利益として平成29年12月分までの逸失利益が賠償された事例(廃棄原木は賠償済み)。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H25.7.26	全部和解成立日	H25.10.15
事故時住所	喜多方市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		1,576,900	H23.3～H29.12	※1
小計			1,576,900		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,576,900
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第2の5

申立人は、会津地域でしいたけを栽培・販売していたところ、原発事故により原木を廃棄せざるを得なくなって、しいたけを販売できなくなり減収が生じたとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において、原発事故以前に生産しいたけを実際に販売していたと確認することができる客観的資料(原発事故前の取引先との売買契約書、販売に係る領収証、売買仕切書等)が提出されれば、原木1本当たりのしいたけ発生想定量が植菌後5年間で完全償却されることを前提に、植菌後4年目までの当該廃棄原木から生産されたであろうしいたけの販売に係る利益分の賠償に応じるなどと主張した。パネルは、申立人の陳述を基礎とし、原木〔原発事故後に東京電力の社員が撮影したしいたけの写真等〕1本当たりの発生想定量を逡減させずに、平成29年12月分までの逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Iは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため現実に減収があった場合には、その減収分は賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することが考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	724		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)からの避難に伴い、飼育して野馬追いにも参加していた馬一頭の処分を余儀なくされた申立人について、馬の処分費用、処分した馬の財物損害及び馬を処分した精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ	第1の12(2)ア(イ)	第1の12(2)オ(イ)

2 基本情報

申立日	H25.6.3	全部和解成立日	H25.10.16
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	追加的費用	15,000		※1
全部和解	財物損害	その他動産	180,000		※2
全部和解	精神的損害	その他	150,000		※3
小計			345,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	345,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、避難指示等により遠方への避難を余儀なくされたことに伴って、自宅で飼育して野馬追い(祭り)にも参加していた馬1頭(元競走馬、サラブレッド種)の世話をすることが不能になり、やむなく馬を有償で引き取ってもらわざるを得なくなったとして、引取りの際に支払った運搬費用を請求した。東京電力は、処分の事実を裏付ける証憑が不足しており、また処分費用を実際に支払ったのが申立人の親族であったことから申立人に損害は生じていないと主張して争った。パネルは、処分の事実については申立人の説明が客観的資料〔家畜共済加入証〕と整合することから認め、親族が立て替えた費用でも申立人が債務を負担しているとして損害の発生を認めたが、処分費用の金額を裏付ける客観的資料がないことを考慮に入れて、申立人請求額の5割の限度で認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、対象区域内の財物の管理が不能となり、その価値を喪失した場合に生じた必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認められるとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、避難を余儀なくされたことに伴い飼育していた馬1頭(元競走馬、サラブレッド種)

の世話をすることが不能になり、やむなく馬を引き取ってもらわざるを得なかったが、時間的余裕があれば有償で売却可能であったとして、原発事故発生時点における時価相当額として18万円を請求した。東京電力は、申立人の居住区域が立入りを制限された地域ではないので財物損害は発生しておらず、また、申立人の主張する時価相当額の根拠が不明であり、高額であるなどと主張して争った。パネルは、申立人が避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能になったことにより現実に損害が発生したと認めた上で、元競走馬の取引は相対取引で行われることが多く客観的統計に乏しいこと〔電話聴取報告書〕や、同馬が元競走馬であり調教されていたこと〔馬の証明手帳〕等を考慮して、申立人の主張する金額が時価相当額として妥当であると判断し、申立人の請求金額を財物損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能になったため、財物価値が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分を賠償すべき損害と認めており、また、同備考5は、損害の基準となる財物価値は、原則として、原発事故発生時点における時価相当額とすべきとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、飼育していた馬を駆って野馬追い（祭り）に出場することが生きがいであり、原発事故により馬を処分せざるを得なかったことによって精神的苦痛を受けたとして精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人の居住区域が立入りを制限された地域ではなく、警戒区域と同様の賠償は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人が自宅を改装して厩舎を設け、野馬追いにも出場していた事実〔写真〕等から、馬を家族同様に飼育していたと判断し、15万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛の発生が認定できる場合には別途賠償の対象とすることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	725		
事案の概要	旧警戒区域で建設業及び不動産業を営んでいたが、原発事故後、両事業の営業休止を余儀なくされ、建設業は平成23年6月から事業再開して復興需要により増収増益となったものの、不動産業は営業損害が継続していた申立会社について、法人全体の売上・利益を合算し、かつ原発事故後の賠償対象期間を1年単位で算出して減収減益がないとする東京電力の主張を排斥して、部門別に損害発生の有無を検討し、建設業は平成23年3月から5月までの逸失利益が賠償されたほか、本社の移転費用、支店の開設費用等の追加的費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(エ)	第1の9(2)ア(オ)	第1の9(2)イ(ア)
	第1の9(2)イ(エ)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H25.3.18	全部和解成立日	H25.10.17
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業・不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		3,525,138	H23.3～H23.5	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		79,774,744	H23.3～H24.2	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	4,713,434	H23.3～H24.2	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	4,171,168	H23.3～H24.2	※4
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	382,561	H23.3～H24.2	※4
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	19,419,196	H23.3～H24.2	※5

小計 111,986,241

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	111,986,241
	弁護士費用	3,200,000
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、浪江町で建設業及び不動産業を営む事業者であるところ、原発事故後、建設業について、顧客の避難、警戒区域等における建設工事等が不可能になったこと等により、減収が生じたとして、平成23年3月から平成24年2月までの営業損害の賠償を求めた(申立人は平成23年6月から建設業を再開しているが、特別の努力として利益を損害額から控除すべきでないと主張した。)。東京電力は、月ごとの売上変動が激しい業種においては、長期間の売上げの比較

による算定が合理的であるから、原発事故前後の利益を1年単位等で比較すべきであり、また、平成23年6月に再開した申立人の事業活動は臨時とはいえないことから特別の努力には該当せず、当該事業から得られた利益は損害額から控除すべきであるところ、本件では増収増益になっているため逸失利益はないとし、仮に逸失利益の賠償義務を負う場合でも、固定費・変動費の振り分けに異議があると主張して争った。パネルは、対象期間を同年5月までとして逸失利益の発生を認め、申立人主張の固定費を一部変動費と認定して、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、浪江町で建設業及び不動産業を営む事業者であるところ、原発事故後、不動産業について、顧客の避難、取引の対象不動産が取引不可能になったこと等により、減収が生じたとして、平成23年3月から平成24年2月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が建設業と不動産業とをそれぞれ独立採算で行っていた事情は見受けられず両事業は一体であり、また、月ごとの売上変動が激しい業種においては、長期間の売上げの比較による算定が合理的であり、原発事故前後の利益を1年単位等で比較すべきところ、本件では両事業を一体としてみると事故後増収増益になっているため逸失利益はないし、仮に逸失利益の賠償義務を負う場合でも、固定費・変動費の振り分けに異議があると主張して争った。パネルは、申立人の主張を認めた上で、申立人主張の固定費を一部変動費と認定して、和解案を提示した。

これも中間指針第3の7 I及び総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人は、浪江町で建設業及び不動産業を営む事業者であるところ、原発事故後、事業再開のために本店を福島市に移した費用（修繕費、地代家賃等）を請求した。東京電力は、請求の一部を認め、残部は申立人の事業拡大に伴う費用の増加であると主張して争った。パネルは、申立人の請求の一部を原発事故と相当因果関係がある損害として認め、和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用（事業拠点移転費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の7

申立人は、浪江町で建設業及び不動産業を営む事業者であるところ、原発事故後、事業再開のために仙台市及びいわき市に支店を開設した費用（修繕費、地代家賃等）を請求した。東京電力は、支店の開設は本店所在地の移転等に伴い必要不可欠ではないと主張して争った。パネルは、申立人の請求の一部を原発事故と相当因果関係がある損害として認め、和解案を提示した。

これも中間指針第3の7 IIに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の7

申立人は、浪江町で建設業及び不動産業を営む事業者であるところ、原発事故後、顧客との取引関係の維持等のために支出した費用（人件費、厚生費、保険料、ガソリン代、販売員旅費、通信交通費、企画・コンサルタント顧問費用）を請求した。東京電力は、申立人の事業拡大に伴う

費用の増加であるなどと主張して争った。パネルは、申立人の請求の一部を原発事故と相当因果関係がある損害として認め、和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的経費）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	726		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料について、避難開始直後に認知症等を発症した高齢の要介護者(X1)に月10割の増額、股関節症等が悪化した高齢の要介護者(X2)に月3割の増額、両名の主たる介護者(X4)に月10割の増額、従たる介護者(X3)に月3割の増額がそれぞれ認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.3.19	全部和解成立日	H25.10.17
事故時住所	富岡町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	631,200	H23.3～H24.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	9,900	H24.6～H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	6,120,000	H23.3～H28.3	※1
小計			6,761,100		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	847,200	H23.3～H24.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	92,400	H24.6～H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,836,000	H23.3～H28.3	※1
小計			2,775,600		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,600,000	H23.3～H28.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,830,000	H23.3～H28.3	※1
全部和解	その他		22,000	H24.12～H25.2	※3
全部和解	その他		19,950	H24.12～H25.2	※3
小計			6,471,950		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,600,000	H23.3～H28.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	6,120,000	H23.3～H28.3	※1

小計 10,720,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,728,650
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは原発事故による避難の直後に認知症を発症して要介護3となったこと（なお、後には要介護2となっている。）、高血圧症が避難により悪化したこと及び肺がん、咽頭がんを発症し摘出手術を受けて身体障害等級3級となったこと等〔診断書、介護保険被保険者証、身体障害者手帳〕、申立人Bは避難により股関節症が悪化し、人工関節手術を受け身体障害等級4級となったこと及び高血圧症が悪化したこと等〔診断書、介護保険被保険者証、身体障害者手帳〕、申立人C及びDは申立人A及びBを恒常的に介護していること等を理由として日常生活阻害慰謝料の基本部分に加え、その増額を請求した。東京電力は、基本部分の未払分について認め、また増額分についてはパネルの判断を待つと回答した。パネルは、いずれの請求についても、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められるとして将来分を含む増額（申立人Aについて月額10割、申立人Bについて月額3割、申立人Cについて従たる介護者として月額3割及び申立人Dについて主たる介護者として月額10割）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、又は、これらの者の介護を恒常的に行ったなどの事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人A及びBについて中間指針第3の5に基づく賠償として、通院慰謝料及び付添費用（その他）について認めたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人Cが、避難の際に置き去りにされていた申立人らの飼い猫について、避難先から、保護されていた県の動物保護施設に引取りに行った際の交通費及び飼い猫の血液検査等の診療費について、中間指針第3の2に基づく賠償として認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	727		
事案の概要	宮城県で魚介類の販売、水産物の加工品製造販売を行っている申立会社について、主要取引先である東北6県及び栃木県の観光ホテル・旅館等が風評被害で来客数が減少したため、申立会社の売上げが減少したことによる逸失利益(間接損害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H25.5.13	全部和解成立日	H25.10.17
事故時住所	宮城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		25,901,343	H23.3～H24.2	※1

小計 25,901,343

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	25,901,343
	弁護士費用	777,040
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、宮城県において魚介類の販売、水産物の加工品製造販売等を行う会社であるところ、主要取引先である東北6県及び栃木県の観光ホテル・旅館等の宿泊客数が原発事故による風評被害により減少したことで、申立人に減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、当該事業について取引の代替性があることや第一次被害者の損害の存否等について主張して争った。パネルは、第一次被害者の風評被害による損害を認定した上で、取引の代替性を否定して、主要取引先に対する魚介類等の販売金額が減ったことと原発事故との間に相当因果関係があると判断し、福島県以外の東北5県の観光ホテル等に対する減収については原発事故の影響割合7割を乗じた上で、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱ①及び同Ⅲ①は、間接被害を受けた者の事業の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認められるとしており、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じた減収分の賠償を認めているところ、これに基づいた和解案が提示されたものである。

事案の概要

公表番号	728		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域で建設業を営む申立会社について、原発事故により避難した後に事業を再開しようとしたところ、元請業者から、原発事故後に旧緊急時避難準備区域内で保管を継続していた在庫（建築部材・窓枠など）の使用禁止を言い渡され、自ら廃棄した事業用部材・資材一式につき、その総量・総額を申立人代表者の陳述により概算で認定した上、その7割(840万円)を賠償すべき損害と認定した事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)	第11の4(2)	

基本情報

申立日	H25.5.31	全部和解成立日	H25.10.21
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	9,287,714		※1
全部和解	財物損害	その他	1,280,275		※2
小計			10,567,989		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,567,989
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第2の5

申立人は、緊急時避難準備区域（広野町）で建設業を営み、原発事故当時は福島第一原子力発電所構内でも作業を実施していたが、原発事故により避難し、その後帰還して事業を再開しようとしたところ、元請業者から、原発事故後に緊急時避難準備区域内で保管を継続していた在庫（建築部材・窓枠等の事業用部材・資材一式）の使用禁止を言い渡され、自ら廃棄せざるを得ず、また、福島第一原子力発電所構内に残置した道具や事務所内の備品も同様に廃棄せざるを得なかったとして、それらの財物賠償を求めた。東京電力は、在庫・道具・備品等が原発事故当時に存在していたこと、その種類・数量・取得時期等に関する事、それが廃棄を要するほどに放射能に汚染されたこと及び廃棄したことに関する資料がないことを理由に賠償には応じられないと主張して争った。パネルは、在庫・道具・備品等の総量・総額（取得価格）を申立人代表者の陳述により概算で認定した上、在庫についてはその7割を賠償すべき損害と認定するなどして損害額を算定し、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ①及び同②は、財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少さ

せる程度の量の放射性物質に曝露した場合や、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することが考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

天井の一部張替え及び建物の防水塗装の費用について、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたことに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用として賠償が認められ、また、セメント瓦の除染のための屋根瓦の葺替費用について、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合や、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたことによる必要かつ合理的な範囲の追加的費用として、賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	729		
事案の概要	旧警戒区域からの避難により疾病が発症・悪化した申立人の身体的損害(慰謝料)について、通院が長期かつ不規則であったことから、実通院日数の3.5倍を通院日数とみなして交通事故による賠償基準を参考に損害額を算定した上で、原発事故の寄与度を5割として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.10.25	全部和解成立日	H25.10.22
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	22,442	H23.3～H24.8	※1
一部和解	避難費用	宿泊費等	35,000	H23.3～H24.9	※1
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	253,710	H23.3～H24.8	※1
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	294,000	H23.3～H24.8	※2
一部和解	生命・身体的損害	その他	16,250	H23.3～H24.8	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,820,000	H23.3～H24.8	※3
一部和解	就労不能損害	減収分	2,149,701	H23.3～H24.9	※4
全部和解	避難費用	交通費	15,558	H23.3～H24.8	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	611,350	H23.3～H24.9	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	319,887	H23.3～H24.8	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	21,900	H23.3～H24.8	※5
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	179,750	H23.3～H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H24.2～H24.8	※3
全部和解	財物損害	家財	4,450,000		※6

小計 10,399,548

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,399,548
	弁護士費用	311,986
	手続内で処理された既払金合計額	300,000

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、①対象区域から避難するために負担した交通費、②対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等、③避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人は、避難により洞不全症候群、急性膀胱炎、めまい発作、両白内障、歯周病等の疾病が発症・悪化したとして、16か月の通院期間を基準として通院慰謝料等を請求した。東京電力は、37日の実通院日数を基準として通院慰謝料を認めた。パネルは、通院慰謝料について、原発事故と申立人主張の疾病のうち洞不全症候群、急性膀胱炎、めまい発作等の一部の疾病の発症・悪化の間に5割程度の相当因果関係があると判断し、通院が長期かつ不規則であったことから、実通院日数の3.5倍を通院日数とみなして民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（いわゆる赤い本）を参考に損害額を算定した5割の額の慰謝料と診断書取得費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったこと等により生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は原発事故後要介護3となった。中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の8

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合の給与等の減収分等を賠償すべき損害と認めているところ、申立人請求額を超える額を東京電力が認めたため、これに従い和解案を提示したものである。

※5 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、警戒区域内に住居を有する避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した一時立入費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の10

申立人は原発事故当時長男と同居しており、長男からは申立人が長男分を含む家財賠償を受けることについて同意書が提出された。中間指針第3の10は、対象区域内の財物の価値喪失又は減少等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	730		
事案の概要	旧警戒区域に居住し、既往症があった80歳台半ばの高齢者が、避難開始から約2週間後に多臓器不全により死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.6.1	全部和解成立日	H25.10.23
事故時住所	双葉町		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	45,000	H23.3～H24.3	※1
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	411,321	H23.3～H24.3	※2
一部和解	一時立入費用	交通費	100,000	H23.3～H24.3	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.3～H24.3	※5
全部和解	避難費用	食費増加費用	86,667	H23.3～H24.3	※7
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	679,079	H23.3～H24.3	※8
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	38,000	H23.3～H24.3	※9
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	9,000,000	H23.3～H24.3	※11
全部和解	生命・身体的損害	その他	354,624	H23.3～H24.3	※12
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	1,012,405	H23.3～H24.3	※13
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H24.3	※14
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3～H24.3	※15
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23.3～H24.3	※16
全部和解	就労不能損害	減収分	3,547,087	H23.3～H24.3	※17

小計 16,924,183

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	9,600	H23.3～H24.3	※4
一部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.3～H24.3	※5
一部和解	就労不能損害	減収分	1,248,540	H23.3～H24.3	※6
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	250,000	H23.3～H24.3	※10
全部和解	精神的損害	増額分	50,000	H23.3～H24.3	※16

小計 2,858,140

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H23.3～H24.3	※5
全部和解	精神的損害	増額分	50,000	H23.3～H24.3	※16

小計 1,350,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		80,000	H23.3～H24.3	※18

小計 80,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		80,000	H23.3～H24.3	※18

小計 80,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	7,150,000		※19
全部和解	財物損害	その他動産	1,452,442		※20

小計 8,602,442

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	29,894,765
	弁護士費用	896,843
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人A、B及びCが双葉町の自宅からそれぞれの避難先まで避難するために負担した交通費について、東京電力も賠償を認めたため、パネルは双方に争いが無い限度で一部和解案を提示したものである。

※2 中間指針第3の2

避難によって新しい家財道具や被服等を購入せざるを得なくなり生活費が増加した費用のう

ち、東京電力が賠償を認めた家財道具購入費、被服購入費、スタッドレスタイヤ購入費について、パネルは双方に争いが無い限度で一部和解案を提示したものである。

※3 中間指針第3の3

申立人らが一時立入りを5回行った際に負担した交通費について、東京電力も賠償を認めたため、パネルは双方に争いが無い限度で一部和解案を提示したものである。

※4 中間指針第3の2

避難によって原発事故時の勤務先を退職した申立人Bがハローワークに通うために負担した交通費について、東京電力も賠償を認めたため、パネルは双方に争いが無い限度で一部和解案を提示したものである。

※5 中間指針第3の6

申立人A、B及びCはそれぞれ月額35万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を求めたところ、東京電力は月額10万円の範囲で賠償を認めたため、パネルは双方に争いが無い限度で一部和解案を提示したものである。

※6 中間指針第3の8

申立人Bは平成23年1月から同年3月までの収入額を基準に原発事故時の1か月当たりの収入額を算出し、その13か月分(平成23年3月から平成24年3月まで)の減収分の賠償を求めたのに対し、東京電力は申立人Bの平成22年の収入額〔確定申告書〕から1か月当たりの収入額を算出し、その12か月分(平成23年3月は給与が支給されていたため賠償対象外とする。)の賠償を認めたため、パネルは双方に争いが無い限度で一部和解案を提示したものである。

※7 中間指針第3の2

原発事故前は自給自足をしていた米と野菜を、避難後は購入しなければならなくなったことによる生活費の増加費用の請求について、東京電力は精神的損害の賠償に含まれるとして賠償を認めなかったが、パネルは野菜の購入費用について賠償を認める和解案を提示した。米についてはJAを通じて補償されていたため認めなかった。

中間指針第3の2 II②は、避難費用のうち生活費の増加費用について、原則として、中間指針第3の6 I①又は②(日常生活阻害慰謝料)の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認めているが、中間指針第3の2備考3ただし書は、特に高額な生活費の増加費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の2

避難によって新しい家財道具や被服を購入した費用、携帯電話を使用するようになったことによる通話料金、離れて暮らすようになった家族と会うための交通費等及び被相続人(申立人Aの父)の医療費等の生活費増加費用のうち、必要かつ合理的な範囲の費用として概算で算出した金額から一部和解額を控除した額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 II②は、避難費用のうち生活費の増加費用について、原則として、中間指針第3の6 I①又は②(日常生活阻害慰謝料)の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認めているが、中間指針第3の2備考3ただし書は、特に高額な生活費の増加費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の5

申立人Aが避難のために持病が悪化して治療を要したことによる精神的損害の賠償の請求に

対して、既往症の治療であったことから、原発事故の影響割合を5割として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、死亡し又は疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※10 中間指針第3の5

申立人Bが避難のために持病が悪化して治療を要したことによる精神的損害の賠償の請求に対して、既往症の治療であったこと及びリハビリのための通院も含まれていたことから、原発事故の影響割合を3割として賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

※11 中間指針第3の5

被相続人(申立人Aの父)は、原発事故時86歳で、認知症や歩行の支障はあったが日常生活に障害はなく(要介護1)〔診断書〕、申立人A、B及びCと自宅で生活していたところ、原発事故により避難を余儀なくされた後に健康状態が悪化し、避難開始から約2週間後に死亡した〔死亡診断書〕として、相続人である申立人Aが被相続人に係る死亡慰謝料を請求した。東京電力は、被相続人には原発事故前から既往症があり特に原発事故直前には体調が悪化していたこと等から原発事故の影響割合は2割が相当と主張した〔顧問医相談票〕。パネルは、提出された診断書や申立人らの陳述等を基に、原発事故の影響割合を5割と判断し、死亡慰謝料として900万円の賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

※12 中間指針第3の5

被相続人(申立人Aの父)の葬儀費用のうち、※11と同様に原発事故の影響割合を5割として算出した金額の賠償を認める和解案を提示したものである。

※13 中間指針第3の5

被相続人(申立人Aの父)の死亡による逸失利益として、被相続人の国民老齢年金及び農業者年金について生活費控除率5割、ライプニッツ係数4.3295を乗じた金額に、※11と同様に原発事故の影響割合を5割として算出した金額の賠償を認める和解案を提示したものである。

※14 中間指針第3の6

被相続人(申立人Aの父)について、平成23年3月分の日常生活阻害慰謝料10万円の賠償を認める和解案を提示したものである。

※15 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

被相続人(申立人Aの父)について、高齢で持病があり通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかったことから、平成23年3月分の日常生活阻害慰謝料の増額分10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、重度又は中程度の持病や、その他避難生活に適応が困難な客観的事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※16 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A、B及びCについて、被相続人(申立人Aの父)の介護により通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかったことから、被相続人が死亡した平成23年3月分の日常生活阻害慰謝料の増額分としてそれぞれ5万円、また、申立人Aについては原発事故時に飼っていた犬が避難中に行方不明になってしまったことによる精神的苦痛に対して日常生活阻害慰謝料の増額分1

0万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病がある者の介護を恒常的に行ったことや、その他避難生活に適応が困難な客観的事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※17 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人Aが避難により原発事故時の勤務先での就労が不能になったことによる給与の減収分について、事故後の給与の金額を月額50万円までは控除せずに賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第2の3Ⅱは、就労不能損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしており、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、避難先等における就労によって得た給与等は、月額30万円（なお、平成24年6月26日付け総括委員会決定で月額50万円に引き上げられている。）までは損害額から控除せずに賠償することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※18 中間指針第一次追補第2

原発事故時、福島市に居住していた申立人D及びEの精神的苦痛について、それぞれ8万円を賠償する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象区域の居住者に係る原発事故発生当初の時期の損害について避難の有無を問わず1人8万円（子供及び妊婦は除く。）としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※19 中間指針第3の10

申立人A、B、C及び被相続人（申立人Aの父）が、原発事故時自宅に所有していた家財の価値が、避難に伴う管理不能等により喪失又は減少したことによる損害について、東京電力が平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースの基準に基づいて認めた715万円（帰還困難区域、大人4名）の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、対象区域内の財物の価値喪失・減少部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※20 中間指針第3の10

申立人らが原発事故時所有していた太陽光発電機の価値が、避難に伴う管理不能等により喪失又は減少したことによる損害について、初期費用額〔領収書〕を基に耐用年数を17年として減価償却して算出した額（原発事故時の時価相当額）の賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の10Ⅰに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	731		
事案の概要	旧警戒区域に居住し、既往症があった80歳台半ばの高齢者が、体育館等への避難から間もなく誤嚥性肺炎により入院し、平成23年5月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人らに死亡慰謝料900万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.6.1	全部和解成立日	H25.10.23
事故時住所	双葉町		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,320,000	H23.3～H24.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	250,000	H23.3～H24.3	※2

小計 1,570,000

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	250,000	H23.3～H24.3	※3
全部和解	避難費用	交通費	40,000	H23.3～H24.3	※4
全部和解	一時立入費用	交通費	20,000	H23.3～H24.3	※5
全部和解	避難費用	食費増加費用	130,000	H23.3～H24.3	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	250,000	H23.3～H24.3	※7
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	226,000	H23.3～H23.5	※8
全部和解	精神的損害	基本部分	320,000	H23.3～H23.5	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	380,000	H23.3～H23.5	※9
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	9,000,000	H23.3～H24.3	※10
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	3,729,972	H23.3～H24.3	※11
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	411,339	H23.3～H24.3	※11

小計 14,757,311

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,327,311
	弁護士費用	489,819
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としているところ、申立人A及び被相続人(申立人Aの夫)について、これに従った和解案が提示されたものである。平成23年3月のみ月額12万円とされた。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護、重度の持病、家族の別離等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと認めているところ、申立人Aについて、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I①は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域から避難するために負担した交通費を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち警戒区域内に住居を有する者が、必要かつ合理的な範囲で負担した、一時立入りのために負担した交通費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従い、食費増加費用について和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従い、物品購入費について和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の5

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的障害を含む。)し、疾病にかかったことにより生じた治療費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従い、被相続人(申立人Aの夫)の医療費について、原発事故の影響割合を5割として、和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の5

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的障害を含む。)し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従い、被相続人(申立人Aの夫)の入

院慰謝料について和解案が提示されたものである。

※10 中間指針第3の5

申立人らは、80歳台半ばの高齢の被相続人（申立人Aの夫）が、体育館等への避難から間もなく誤嚥性肺炎により入院し、平成23年5月に死亡したとして、被相続人の死亡慰謝料を請求した。東京電力も、原発事故と被相続人の死亡との相当因果関係を一定の範囲では認めたが、被相続人には慢性閉塞性肺疾患の治療歴があり、かかる既往症も死亡に影響しているとして、原発事故の影響割合について争った。パネルは、原発事故と被相続人の死亡との相当因果関係を認め、死亡慰謝料として、基礎額1800万円に原発事故の影響割合として5割を乗じた900万円の賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

※11 中間指針第3の5

被相続人（申立人Aの夫）の逸失利益について、原発事故の影響割合を5割として、中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	732		
事案の概要	千葉県で主に有機野菜を栽培していた農家について、風評被害による営業損害の算定に当たり、原発事故の寄与度を1割とする東京電力の主張を排斥し、寄与度を10割として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.5.9	全部和解成立日	H25.10.23
事故時住所	千葉県山武市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		3,188,257	H23.3～H23.12	※1

小計 3,188,257

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,188,257
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、千葉県山武市で農業を営む事業者であるところ、原発事故後、風評被害により出荷先から事故前同様の出荷量が保てないと通告され、圃場廃棄・廃業したことから減収が生じたとして、平成23年3月から同年12月までの営業損害の賠償を求めた。東京電力は、発生した損害と原発事故との因果関係が皆無ではないものの、申立人自身が自主的に圃場廃棄・廃業等をした事情を勘案すべきとし、原発事故の影響割合は1割程度であると主張して争い、また、原発事故後の収入を控除すべきと主張して争った。パネルは、申立人が農作業をする土壌から放射性物質が検出されたことや、申立人の農作物は有機野菜を扱う店に直接卸していたこと等を勘案し、申立人の判断は一般人を基準として合理的であったとして、原発事故の影響割合を10割とし、また、原発事故後の収入は非控除として、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、千葉県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	733		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で家族と共に居住し、旧警戒区域の勤務先事業所に勤務していたが、原発事故による事業所閉鎖に伴い転勤となり、新潟県の事業所に単身赴任した申立人について、二重生活で生じた生活費増加費用のほか、上記勤務地の移転により二重生活を余儀なくされたことを考慮して精神的損害が増額されて賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ	

2 基本情報

申立日	H25.7.9	全部和解成立日	H25.10.24
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	191,934	H23.8～H25.6	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.8～H25.6	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	690,000	H23.8～H25.6	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	230,000	H23.8～H25.6	※1
小計			1,451,934		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,451,934
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	80,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人は、檜葉町の事業所(旧警戒区域内)に勤務していたところ、原発事故によって同事業所が閉鎖され、新潟県内に所在する事業所へ異動となったため、家族との別離による精神的損害等の賠償を求めた。東京電力は、配置転換の可能性や、自主的避難等に係る定額賠償金に精神的苦痛及び交通費増加費用分等の損害は含まれていることを主張したほか、事故後に檜葉町から茨城県笠間市へ事業所が移転したことで同事業所への自宅からの通勤が可能となったと主張して賠償期間の終期を争った。パネルは、東京電力の各主張を排斥し、面会交通費、家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加費用を認めたほか、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、勤務地が警戒区域にあり移転したため申立人が二重生活にならざるを得なくなったという事情から月額1万円の精神的損害の

増額（23か月分）を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	734		
事案の概要	旧警戒区域で機械部品の製造等を営み、避難先で事業を継続している申立会社について、直接請求で逸失利益算定の基礎とされた基準年度(21. 8～22. 7)を変更して、新たな基準年度(22. 3～23. 2)を基礎として賠償額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.9.6	全部和解成立日	H25.10.25
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		97,237,639	H23.9～H24.5	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	2,250,000	H23.9～H24.5	※2

小計 99,487,639

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	99,487,639
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、原発事故当時、南相馬市小高区(旧警戒区域)で機械部品の製造等を営んでおり、原発事故に伴い避難を余儀なくされたことに伴い生じた逸失利益について直接請求において基準年度を平成21年8月から平成22年7月までとして賠償を受けていたところ、この期間はリーマンショックによる売上げの低迷期が含まれているとして、基準年度の期間の変更を求めた。東京電力は、基準年度について既に当事者間において合意していることや申立人の主張に係る期間の選択は申立人の会計年度に従った期間と異なるなどと主張して争った。パネルは、申立人の主張する基準年度を採用し、原発事故と相当因果関係を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、仲介委員は、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるところ、これ

に従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市内に移転して営業を継続していたところ、必要となった賃料について賠償されたものである。

1 事案の概要

公表番号	735		
事案の概要	県北地域で農作物を栽培し市場に販売していた申立人について、作付面積、予定出荷量等の客観的資料が不足していることを考慮して賠償額を減額すべきとの東京電力の主張を排斥して、出荷不能による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H25.3.4	全部和解成立日	H25.10.25
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		537,831	H23.3～H24.3	※1
全部和解	財物損害	動産	30,000		※2
小計			567,831		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	567,831
	弁護士費用	17,035
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第2の5

申立人は、県北地域で農業を営んでいたが、原発事故後、野菜・果実の出荷制限指示や加工自粛の要請により、その出荷の断念を余儀なくされるなどして減収が生じたとして、出荷見込量を基礎として算定した逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、作付面積、予定出荷量等の客観的資料が不足していることを考慮して賠償額を減額すべきであると主張して争った。パネルは、客観的資料が不足していることを理由とする賠償額の減額はせずに、農林水産統計を参考とした想定収穫量に作付面積及び単価を乗じ、流通手数料を差し引いて算定された賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1は、農林漁業者において、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実には減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としており、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することが考えられるとしているところ、これらに従った又は準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

原発事故当時申立人が所有していたワラ堆肥について、その価値を喪失・減少させる程度の量の放射性物質に曝露したとして、価値を喪失・減少した部分の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	736		
事案の概要	原発事故当時、自主的避難等対象区域内の病院に認知症により入院し、誤嚥性肺炎を発症したため栄養管理状態になっていた90歳近い高齢者が、原発事故による病院閉鎖のため転院を余儀なくされ、その後、元の入院先に戻ったものの平成23年6月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人に死亡慰謝料800万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)エ		

2 基本情報

申立日	H25.5.15	全部和解成立日	H25.10.28
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	8,000,000	H23.3～H23.6	※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	1,396,427	H23.3～H23.6	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	797,000	H23.3～H23.6	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	650,000	H23.3～H23.6	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	18,750	H23.3～H23.6	※3
全部和解	生命・身体的損害	その他	3,000	H23.3～H23.6	※3

小計 10,865,177

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,865,177
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	300,000

※1 中間指針第一次追補第1の2、中間指針第3の5

申立人は、原発事故当時、自主的避難等対象区域であるいわき市内の病院に認知症により入院し、誤嚥性肺炎を発症したため栄養管理状態になっていた90歳近い実父が、原発事故による病院閉鎖のため水戸市の病院への転院を余儀なくされ、その後、元のいわき市の病院に戻ったものの平成23年6月に肺炎により死亡した〔死亡診断書、診断書、医療照会状〕として死亡慰謝料を請求した。東京電力は、転院数回後の肺炎発症、死亡に関して多くは患者自身の素因によるものであり、原発事故による影響割合は2割であると主張して争った。パネルは、原発事故と実父の死亡との間に相当因果関係があり、原発事故による影響割合は5割であると判断し、800万円の死亡慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第1の2は、原発事故当時、自主的避難等対象区域内に住居があった者の

損害について、中間指針第一次追補で対象とされなかったものについても、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとしており、中間指針第3の5 I は、原発事故により避難を余儀なくされたため死亡したことによって生じた精神的損害を賠償すべき損害と認め、同備考1は、当該精神的損害の額について生命・身体の損害の程度等に従って個別に算定されるべきとしており、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第1の2

申立人の実父が上記事情により死亡したことによって生じた葬儀費用〔領収書〕、死亡までの入院慰謝料〔診断書〕及び死亡逸失利益〔年金額改定通知書〕について、上記原発事故による影響割合によって賠償を認めたものである。

※3 中間指針第一次追補第1の2

申立人が支出した医療証明書、死亡診断書及び戸籍謄本〔領収書〕の各取得費用の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	737		
事案の概要	旧警戒区域で左官業を営んでいた申立会社について、避難先で営業を継続するために建築した仮設事務所兼倉庫及び付属設備の設置費用(追加的費用)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)		

2 基本情報

申立日	H25.7.1	全部和解成立日	H25.10.28
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	1,919,646	H24.4～H24.7	※1

小計 1,919,646

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,919,646
	弁護士費用	57,590
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、富岡町において、左官業を営む事業者であるところ、原発事故により避難を余儀なくされ、避難先において平成24年4月から同年7月までの間に仮設事務所兼倉庫を建設したため、その建設費用及び内部設備費用について追加的費用として賠償を求めた。東京電力は、仮設事務所兼倉庫及び内部設備は新規取得財産であるとして、損害の発生を争った。パネルは、仮設事務所兼倉庫及び内部設備の市場価値はほぼないと判断により、損害の発生を認め、仮設事務所兼倉庫の建設費用の全部及び内部設備費用の一部を追加的費用として認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用(事業拠点の移転費用等)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	738		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、旧警戒区域(居住制限区域)内の勤務先で就労していたが、原発事故により勤務先が宮城県へ事業所を移転したことに伴い、同県に避難して就労を続けている申立人らの精神的損害について、元事務所の事業再開が困難であり帰還しても就労が困難であること等を考慮し、平成24年9月以降も賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H24.11.2	全部和解成立日	H25.10.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H24.3~H25.8	※1
小計			1,800,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H24.3~H25.8	※1
小計			1,800,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人Aは、原発事故発生当時、緊急時避難準備区域に居住し、居住制限区域(南相馬市小高区)所在の勤務先で就労していたが、原発事故後、勤務先が宮城県内の事業所において営業を再開し、平成24年9月以降も同事業所において営業を継続したため、申立人A及びその妻である申立人Bも宮城県内にとどまらざるを得なくなったとして、同月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、中間指針上、旧緊急時避難準備区域からの避難者に対する日常生活阻害慰謝料の賠償期間は、「特段の事情」がある場合を除き、同年8月末までとされているところ、申立人Aの勤務先が原発事故が原因で宮城県での営業を余儀なくされたという事情は、中間指針上の「特段の事情」には該当しないとして、賠償を拒否した。パネルは、原発事故前の住居から宮城県内の事業所まで自動車ですら片道1時間30分以上かかること、申立人Aは午前7時30分には出勤し、午後10時過ぎに退社することもあること等から、原発事故前の住居からの通

勤は困難であることに鑑み、本件においては上記「特段の事情」があるものと認め、平成24年9月から和解案提示時まで、申立人A及びBについて、それぞれ月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	739		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域から避難している申立人ら一家について、原発事故前に通っていた医院が閉院となり、帰還しても子らのアトピーの症状に合った治療を受ける施設がないこと等から、避難継続の必要性を肯定して、平成24年9月以降の避難慰謝料及び一時立入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の5(2)	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)

2 基本情報

申立日	H24.11.8	全部和解成立日	H25.10.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.9～H25.9	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	50,880	H24.9～H25.9	※2
小計			1,350,880		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.9～H25.9	※1
全部和解	精神的損害	増額分	930,000	H23.3～H25.9	※3
小計			2,230,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.9～H25.9	※1
小計			1,300,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.9～H25.9	※1
小計			1,300,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.9～H25.9	※1
小計			1,300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,480,880
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,050,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

原発事故当時、緊急時避難準備区域に住んでいた申立人らは、自宅周辺の線量が高いこと〔放射線測定の記録〕や、幼稚園や病院が閉鎖した〔申立人陳述及び当該施設のHP〕ために避難指示が解除された後も避難を余儀なくされたと主張して、平成24年9月以降の精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲによれば、旧緊急時避難準備区域に住居があった者の精神的損害の終期の目安は同年8月末までとされており、本件は、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当とされている「特段の事情がある場合」に当たらないと主張して争った。パネルは、申立人C(原発事故時6歳)及びD(原発事故時3歳)が原発事故前に通院していた医院が閉院したため、帰還しても症状に適した治療を受けられる医療機関がないこと等から、特段の事情があると判断し、同年9月以降の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

原発事故当時、緊急時避難準備区域に住んでいた申立人らは、避難指示が解除された後も避難を余儀なくされたと主張して、平成24年9月以降に生じた一時立入費用の賠償を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域においては立入りが禁止されていたわけではなく、避難指示解除から1年近く経っていることから、同月以降の一時立入費用は原発事故と相当因果関係のある損害とはいえないと主張して争った。パネルは、※1記載のとおり、本件については「特段の事情がある」と判断して、避難継続を認め、同月以降の一時立入費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する一時立入りのための交通費等の費用について必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めており、本件では緊急時避難準備区域に居住する申立人の自主的な一時立入りであるところ、上記中間指針に準じて和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Bは、申立人C(原発事故時6歳)、申立人D(原発事故時3歳)、申立人E(原発事故時0歳)の世話をいながら避難をしたとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、平成25年2月4日付け東京電力プレスリリースの基準及び同月13日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき支払済みであると主張して争った。パネルは、申立人Bが避難生活中に乳幼児である申立人C、D及びEの世話を恒常的に行ったことを理由に、平成23年3月から、避難継続を認めた平成24年9月以降も引き続き平成25年9月まで、月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べて

その精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	740		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難している申立人らについて、子供が避難先から近い高等学校に進学し、帰還すれば通学が困難となることから、避難継続の必要性を肯定して、平成24年9月以降の避難慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.1.10	全部和解成立日	H25.10.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,100,000	H24.9～H25.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	330,000	H24.9～H25.7	※1
小計			1,430,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,100,000	H24.9～H25.7	※1
小計			1,100,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	750,000	H24.9～H25.7	※1
小計			750,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	750,000	H24.9～H25.7	※1
小計			750,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,030,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1(2)、総括基準(精神的損害の増額事

由等について)

申立人らは、原発事故発生当時、南相馬市原町区の店舗兼自宅で生活していたところ、店舗経営にかかわらない申立人A(母)、B(第一子)、C(第二子、原発事故当時中学2年生)及びD(第三子)のみが原発事故により郡山市に避難し、平成24年4月に申立人Cが避難先で高校に進学したこと〔電話発信記録〕等から、避難指示等の解除(平成23年9月30日)等から相当期間(平成24年8月末)経過後の精神的損害が賠償対象となる特段の事情があるとして精神的損害の賠償を請求し、家族別離により過酷な避難生活を強いられたとして精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人Cが平成24年4月に避難先で進学したことは自己判断によるところが大きく、特段の事情を認めることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人Cが避難先で進学したこと等により特段の事情があったと判断して、申立人A、B、C及びDのそれぞれに相当期間経過後の精神的損害として月額10万円を認め(申立人C及びDについては、それぞれ直接請求において東京電力が支払った35万円を控除する。)、さらに、家族別離による困難があったと判断して、申立人Aに月額3万円の精神的損害の増額分を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしており、また、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、家族の別離が生じ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた金額を増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

申立人E(申立人Aの夫)は、原発事故後、申立人A、B、C及びDと別々に生活せざるを得なかったことを理由に精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人Eに賠償すべき精神的損害は全て賠償済みであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	741		
事案の概要	南相馬市鹿島区で情報関連事業を営む申立会社について、原発事故による従業員らの避難等を原因とする売上減少があったことを認め、事故時から平成25年5月分までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ケ)		

2 基本情報

申立日	H25.5.8	全部和解成立日	H25.10.30
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		87,149,000	H23.3～H25.5	※1
小計			87,149,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	87,149,000
	弁護士費用	2,615,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市鹿島区に本社を置く情報関連事業者であるところ、熟練従業員の避難による離職に伴う生産能力の減少等による逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人が営業再開できなかったのは、本社社屋が地震により倒壊したことや全国的な資材不足が生じていたこと等の原発事故以外の要因によるものであるとして、平成23年3月から同年12月までについては原発事故との相当因果関係を否定し、平成24年1月以降についても原発事故の影響割合の判断において考慮されるべきであると主張した。パネルは、審理の結果、平成23年3月から同年12月までの原発事故の影響割合を7割、平成24年1月から平成25年5月までの同影響割合を10割とする和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅰ及び同Ⅲは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合及び避難指示等の解除後も、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	742		
事案の概要	福島県(避難指示区域外)で呉服等を販売している申立会社について、直接請求では原発事故後の店舗の移転(距離は数百メートル)を理由に支払を拒否された風評被害に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H25.5.27	全部和解成立日	H25.10.30
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,448,099	H24.7～H25.1	※1

小計 1,448,099

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,448,099
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第8

申立人は、福島県内(避難指示区域外)で呉服等販売業を営んでいたが、原発事故後、店舗を数百メートル移転したことを理由に直接請求の賠償が打ち切られたことを不服として、風評被害の買い控えによる減収分〔決算報告書、準売上高推移グラフ、元帳等〕に係る逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、純売上高が増収しており損害が発生していないと主張して争うとともに、申立人の販売商品について放射能の影響は低く、むしろ顧客自身が減収したことで買い控えが生じたのであり、風評被害ではなく間接被害に該当することからすると、第一次被害者の被害の内容も含めて慎重に判断すべきであると主張して争った。パネルは、従前直接請求手続において申立人が賠償を受けていた期間と同様の被害が継続していると認め、直接請求手続における賠償と同様の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害は、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、また、中間指針第8 II は、原発事故の第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害については、当該間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	743		
事案の概要	<p>①大手完成品メーカーの要求に応じられる我が国で数少ない技術を有し、唯一の工場を旧緊急時避難準備区域内に有して産業用機械部品の製造を営んでいた申立会社について、原発事故後、従業員確保の観点から平成23年4月に隣県に新工場を設置したが、生産ラインの一部の移転に過大な費用がかかり、福島県内との2工場体制による非効率な経営を余儀なくされていたところ、当該生産ラインの新工場への移設費用(新規取得にかかる金額の5割)が、費用を現実に支出する前に賠償された事例。</p> <p>②旧緊急時避難準備区域の工場内にあった棚卸資産(全損)などが賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)	第1の12(2)オ(ウ)	第11の4(2)

2 基本情報

申立日	H24.10.1	全部和解成立日	H25.10.31
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	財物損害	動産	242,299,228		※1
全部和解	営業損害・逸失利益		234,701,742	H23.3~H25.5	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	1,858,167	H23.3~H24.7	※3
全部和解	財物損害		34,370,000		※4
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	140,000,000		※5

小計 653,229,137

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	653,229,137
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第2の5

申立人は、広野町において機械製造を営む事業者であるところ、原発事故により棚卸資産が使用不可能となったため、決算資料から金額を算出して財物損害の賠償を求めた。東京電力は、棚卸資産の金額算出のために個別の内訳を求めた。パネルは、決算資料の金額には信用性があり、10万点以上の棚卸資産の内訳を提出させることは申立人に過度の立証の負担を負わせるもので妥当でないとして、決算資料から算出した金額で財物損害を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、対象区域内の財物について、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認

めており、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

中間指針第3の7Ⅰは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に従い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従い、平成23年3月から平成25年5月までの申立人の逸失利益（直接請求手続における既払分を除く。）の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3の7

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従い、申立人が原発事故直後の資金繰りのために金融機関から借入れをした際の利息相当額の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第3の10

中間指針第3の10Ⅱ②は、対象区域内の財物について、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従い、申立人が原発事故当時に所有していた事業用資産について財物損害の賠償が認められたものである。

※5 中間指針第3の7

申立人は、広野町において機械製造を営む事業者であり、原発事故後、従業員確保のために隣県に新工場を建設したが、一部生産ラインの移設に莫大なコストを要したため、暫定的に福島県と隣県の非効率的な2工場体制を強いられていたところ、当該2工場体制では経営状態の回復は望めないとして、隣県の新工場に福島県工場と同様の設備を新設するための追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、新設工事がまだ行われておらず追加的費用が未発生であると主張して争った。パネルは、実際にはまだ支出していない費用であることに鑑みて、新設工事費用のおよそ5割を移設費用相当額として追加的費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	744		
事案の概要	旧警戒区域内の養蜂場で養蜂業を営んでいた申立人について、逸失利益、養蜂場内に残置したミツバチ・養蜂具の財物損害、新しくミツバチの越冬場所を確保するために要した追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)	第1の9(2)イ(オ)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H25.3.18	全部和解成立日	H25.10.31
事故時住所	秋田県鹿角市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		4,668,791	H23.3～H23.12	※1
一部和解	財物損害	動産	4,527,810		※2
一部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	31,750	H24.9	※3
全部和解	営業損害・逸失利益		3,284,718	H24.1～H24.12	※1

小計 12,513,069

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,513,069
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、浪江町の養蜂場で養蜂業を営んでいたところ、避難指示により養蜂場内に残置したミツバチの死滅に基づく逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人が主張する原発事故当時のミツバチの飼育数や得られたであろう売上高を示す客観的な証拠がないため、立証の程度を勘案し、原発事故の影響割合を5割にすべきであると主張した。パネルは、審理の結果、平成22年の飼育数を大幅に上回るミツバチを申立人が保有していたことや従前の営業実績等を考慮し、平成22年の売上高の6割増しの売上高が見込めたと想定して得られたであろう売上高を認定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、浪江町の養蜂場で養蜂業を営んでいたところ、避難指示により養蜂場で飼育していたミツバチ及び養蜂具の財産的価値を喪失したとして財物損害（事業用動産）の賠償を求めた。東京電力は、逸失利益の賠償と重複しない範囲において賠償すると述べた上で、ミツバチ及び養蜂具の取得に要した費用に関する客観的資料の提出を求めた。パネルは、審理の結果、申立人の説明やパンフレット等を参考に損害額を認定し、和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われた場合には、現実に価値を喪失した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人は、浪江町の養蜂場で養蜂業を営んでいたところ、避難指示により蜜蜂が越冬するための場所を新たに確保することを余儀なくされたとして、越冬先を探すための交通費、宿泊費等の賠償を求めた。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（営業資産の移動・保管費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	745		
事案の概要	自主的避難等対象区域(須賀川市)に居住し、同区域内の建設会社で就労していたが、原発事故により同社が営業損害を被ったため退職を余儀なくされた申立人の就労不能損害について、賠償終期を平成24年5月末とする東京電力の主張を排斥し、同年6月以降の賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.7.16	全部和解成立日	H25.10.31
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	4,405,303	H24.6～H25.7	※1
小計			4,405,303		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,405,303
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、自主的避難等対象区域内の建設会社に雇用されていたが、原発事故により勤務先が避難指示区域内の現場の業務が不能等となったため営業損害が生じ、業務縮小により解雇を余儀なくされたとして、就労不能損害〔退職状況証明書、源泉徴収票、給料支払明細書〕の賠償を請求した。東京電力は、就労不能損害が認められる期間は平成24年5月末までであると主張して争った。パネルは、東京電力が申立人に対して就労不能損害を認めて支払った同月以降の同年6月から平成25年7月までの就労不能損害として、事故前給与平均額の14か月分から再就職後の平成25年6月及び同年7月の給与額(中間収入)を控除した440万5303円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内で事業の全部又は一部を営んでいた事業者に営業損害が生じたことにより、当該事業者に雇用されていた勤労者の就労が不能等となった場合、給与等の減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	746		
事案の概要	旧警戒区域(帰還困難区域)に工場Aがあった各種機械・金属製品の製造業者について、原発事故直後より別の工場Bでの製造活動再開の必要に迫られたが、原発事故による工場A立入困難により取引先から貸与を受けていた金型が使用できなくなり、その代替品を製造せざるを得なかったことによる製造費用等が賠償された事例(一部和解のみ掲載)。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H23.11.30	全部和解成立日	H25.11.21
事故時住所	双葉町ほか		
申立人人数	8	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		211,432,599	H23.3~H24.1	※2
一部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	529,037,262		※1
一部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	6,690,600		※1
一部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	6,785,100		※1
一部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	2,362,500		※1
一部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	7,276,500		※1
一部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	5,862,553		※1
一部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	1,701,000		※1
一部和解	財物損害	その他	386,521,778		※2

小計 1,157,669,892

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,157,669,892
	弁護士費用	30,000,000
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第3の7

申立人Aは、双葉町所在の工場で各取引先から借用した金型を用い、同取引先のための金属製品等の製造販売を行っていたところ、原発事故に伴う同工場への立入制限により移転先の工場へ金型を持ち出せなかったため、同金型に代替する新たな金型を製造せざるを得なかったとし

て、その製造に要した費用の賠償を求めた〔請求書〕。東京電力は、原発事故後も金型の搬出は可能であったとして、原発事故との相当因果関係等について争った。パネルは、移転先の工場で製造を行うには新たな金型が必要であったとして原発事故との相当因果関係を認めた上で、原発事故の影響割合等を考慮した賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

なお、申立人8名中7名（申立人A以外）は金型所有者であるところ、東京電力の支払義務は申立人Aに対してのみ認められている。

※2 中間指針第3の7

申立人Aは、双葉町所在の工場で金属製品等の製造販売を行っていたところ、原発事故により同工場を閉鎖・移転せざるを得なくなり、移転先の工場での製造を余儀なくされたことに伴って損害が生じたとして、逸失利益、追加的費用及び財物損害の賠償を求めた。パネルは、原発事故の影響割合等を考慮した賠償額を認める和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	747		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、旧警戒区域(南相馬市小高区)の事業所で会社を経営する申立人らについて、旧警戒区域から県外への事業所移転には一応の合理性があり、これに伴う旧緊急時避難準備区域からの住居の移転(避難)及びその継続にも一応の合理性があるとして、平成25年8月までの1人月額10万円の避難慰謝料(日常生活阻害慰謝料)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H24.11.2	全部和解成立日	H25.11.1
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	7	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F、G共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	8,540,000	H24.9～H25.8	※1
小計			8,540,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,540,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、原発事故当時、緊急時避難準備区域に居住し、旧警戒区域内の事業所で会社を経営していたところ、原発事故後事業所を移転せざるを得ず、また、申立人ら家族に持病を抱えた者がいるという事情が継続しており、平成24年9月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償の継続を求めた。東京電力は、賠償の対象期間は同年8月までであると主張して争った。パネルは、申立人らに持病をもつ者があり、避難先でも通院していること、避難先に事業所を移転して営業しており、避難を継続せざるを得ない特段の事情があると判断し、同年9月から平成25年8月までの日常生活阻害慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2) IIIは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件においては上記のとおりの特段の事情があると判断され、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	748		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から子を避難させている申立人について、子の就労上の都合等から避難継続の合理性を認め、平成25年6月までの避難費用(子の避難先の家賃)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H25.6.12	全部和解成立日	H25.11.1
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	600,000	H24.9～H25.6	※1
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人は、緊急時避難準備区域に居住していた申立人の子が、避難指示が解除された後も避難を余儀なくされたとして、平成24年9月以降の避難先の家賃を請求した。東京電力は、中間指針において避難費用が賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については同年8月末までを目安とすると主張して争った。パネルは、子の就労上の都合等を考慮して避難継続の合理性を認め、同年9月から平成25年6月までの家賃相当額を避難費用として認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認めており、中間指針第二次追補第2の1(2) IIIは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件では申立人について就労上の都合から特段の事情を認め、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の8)

緊急時避難準備区域に居住していた申立人は、就労不能損害の賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	749		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域から避難した申立人らについて、旧警戒区域内で経営していた植物関連会社を風評被害を避けるため県外に移転させていること、会社の移転先の近くに新たな住居(避難先)があること、同居の子(申立人C、D)が幼少であること等から避難継続の必要があると判断して、平成24年9月以降も精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H24.10.26	全部和解成立日	H25.11.5
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3~H25.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.3~H25.8	※2

小計 2,400,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H23.3~H25.8	※1

小計 1,500,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,150,000	H23.3~H25.8	※1

小計 1,150,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,150,000	H23.3~H25.8	※1

小計 1,150,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	300,000	H24.6~H24.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.9~H25.3	※3

小計 500,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,700,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A、B、C及びDは、申立人Aの勤務先が原発事故による風評被害を忌避して旧警戒区域内から県外に移転したため〔被災証明書、履歴事項全部証明書〕、それに伴い申立人E以外の全員で県外に転居して避難生活を継続していたが、緊急時避難準備区域の自宅に帰還すると申立人Aが通勤できなくなることから、平成24年9月以降も県外での避難生活を継続せざるを得ず〔電話聴取書〕、相当期間経過後の避難継続を認める特段の事情があるとして、同月以降を含む期間について精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、勤務先の移転は特段の事情には当たらないと主張して争った。パネルは、申立人A、B、C及びDが自宅に帰還するためには申立人Aが勤務先を辞する必要があること等を考慮し、特段の事情が存すると判断して、平成24年9月以降の精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。なお、損害額算定に当たっては、1人当たり平成23年3月から和解案提示前月の平成25年8月までの300万円(月額10万円)から、直接請求手続で支払済みの平成23年3月から平成24年5月までの150万円(月額10万円)を控除し、さらに、中学生以下の申立人C及びDについては同じく直接請求手続で支払済みの同年9月から平成25年3月までの35万円(月額5万円)も控除した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、乳幼児の世話を恒常的に行ったこと、家族の別離等が生じたこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、申立人Aについて、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第3の2

申立人Eについて、平成24年6月から同年8月までの精神的損害(計30万円)及び同年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき旧緊急時避難準備区域の住民に対する同年9月1日から平成25年3月31日までの通院交通費等の増加分として20万円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	750		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域内の涼しい山間部(エアコン不要)で機械部品の製造業を営んでいた申立会社について、避難先の工場が市街地にあり、高温で窓を開放すると土埃が室内に入るなどの事情のために新たに導入したエアコンの購入代金・設置費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)		

2 基本情報

申立日	H25.8.28	全部和解成立日	H25.11.5
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	330,750	H23.9	※1
小計			330,750		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	330,750
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、福島県内の山間部（緊急時避難準備区域）において、機械製造業を営む事業者であるところ、原発事故後、大口取引先から同エリアにて生産された製品の取引中止を申し渡されたことにより標高の低い市街地（緊急時避難準備区域外）に移転を余儀なくされ、移転先の気温が高く、また、市街地で窓等を開放できないことから高温となるため、エアコンの購入及び設置が必要となったとして、同購入及び設置費用について追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、エアコンの購入は新規財産の取得であるとして損害の発生を、また、エアコン購入が必要な移転先を選択したのは経営判断であるとして原発事故との相当因果関係を争った。パネルは、原発事故直後の早期事業再開のためには移転先の選択肢は限られていたとして、エアコンの購入及び設置費用全額を追加的費用として認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	751		
事案の概要	<p>原発事故後、旧警戒区域内にあった勤務先工場が閉鎖となり、勤務先会社から退職か、同じ会社の九州の工場への転勤かの選択を求められて、当時東京電力からの賠償等がどうなるかも不明であったことから、単身で九州の工場に異動したが、長期にわたる家族との別離と二重生活苦のために自主退職した申立人について、退職の形態が自主退職であることを考慮に入れても、原発事故と自主退職後の収入の減少との間に因果関係があると判断し、就労不能損害が賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.5.10	全部和解成立日	H25.11.6
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	4,050,000	H24.7～H25.9	※1
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H23.6～H24.6	※2

小計 4,440,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,440,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故後、旧警戒区域内にあった勤務先工場が閉鎖となり、勤務先会社から退職するか、同じ会社の九州の工場へ転勤するかを選択を求められて、当時東京電力からの賠償等がどうなるかも不明であったことから、家族と離れて単身で九州の工場に異動したが、長期にわたる家族との別離と二重生活苦のために平成24年6月に自主退職し、減収が生じたとして就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が就労不能状態となったのは、直接的には申立人自身が退職を判断したことに基づくものであり、原発事故により退職を余儀なくされたという関係にあるとはいえないとして、原発事故と相当因果関係のある就労不能損害は認められないと主張して争った。パネルは、申立人が九州への転勤を経て退職に至った経緯、申立人の家族構成と家族の避難状況等の事情に鑑みれば、申立人が自主退職したことを考慮しても、損害の発生に対する原発事故の影響割合は10割とみるべきであるとして、退職時の翌月である同年7月から和解案提示直前月である平成25年9月までの減収分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労不能等となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認めており、また、同備考1は、

就労の不能等には、原発事故と相当因果関係のある離職も含まれるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

家族の別離、二重生活等が生じたという事情を考慮して、日常生活阻害慰謝料について月額3万円の増額を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	752		
事案の概要	東北地方(福島県外)で薪、木炭、しいたけ等の生産販売をしている申立人について、風評被害による薪・木炭の逸失利益、出荷制限指示による薪返品に伴う返金相当額、不要となったしいたけの梱包資材に関する棚卸相当額の損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(1)イ	第3の2(3)
	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.6.19	全部和解成立日	H25.11.6
事故時住所	宮城県登米市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示及び風評被害・逸失利益		671,879	H23.8～H24.12	※1
全部和解	出荷制限指示及び風評被害・逸失利益		50,042	H24.1～H24.12	※1
全部和解	出荷制限指示及び風評被害・逸失利益		52,500	H24.1～H24.5	※1
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	560,449	H24.1～H24.5	※2
全部和解	出荷制限指示・検査費用(物)		164,250	H24.1～H24.5	※3

小計 1,499,120

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,499,120
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、宮城県登米市にて薪・木炭の製造販売等を行っていたところ、政府からの原発事故による放射性物質の影響を踏まえた薪・木炭の譲渡自粛等の要請及び風評被害により減収(薪の返金相当額を含む。)が生じたとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力が中間指針第三次追補第2に基づき全額を認めたため、パネルは申立人の請求金額どおり賠償を認める和解案を提示したものである。

中間指針第5の1 I は、農林水産物の出荷制限指示の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第三次追補第2 I ①vi は、宮城県において産出された薪・木炭に係る、中間指針策定以降に現実に生じた買い控

え等による損害は、中間指針第7の1Ⅲ①の類型として、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の1

申立人は、宮城県登米市にて原木しいたけの生産販売等を行っていたところ、政府の原木しいたけの出荷制限指示等によりしいたけが販売不能となったため不要となった梱包資材について、追加的費用（棚卸処分費用）として棚卸相当額の賠償を求めた。東京電力は、同梱包資材の価値下落又は喪失を認めることができないと主張して争った。パネルは、同梱包資材が他に流用できないこと等を理由に請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、農林水産物の出荷制限指示の対象事業者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第5の3

申立人は、宮城県登米市にて乾しいたけの加工品製造販売等を行っていたところ、政府の原木しいたけの出荷制限指示等を受け、原材料及び加工品について実施した放射線量測定検査の費用について賠償を求めた。東京電力は、原材料である乾しいたけの検査のみで足り、加工品の検査まで実施することは重複であって不要であるなどと主張して、検査費用の一部について争った。パネルは、熊本県産の乾しいたけについては、同乾しいたけを原材料とする加工品の検査のみ実施すれば足りるとして検査の必要性を認めなかったが、それ以外の検査については必要性があったとして、検査費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の3は、農林水産物の出荷制限指示に基づき行われた検査に関し、農林漁業者が負担を余儀なくされた検査費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	753		
事案の概要	自主的避難等対象区域で米穀類の集荷・販売業等を営む申立会社について、県の指導により実施した放射能測定機器設置場所の間仕切り、壁面補強工事等の追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.6.24	全部和解成立日	H25.11.6
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	5,545,772	H23.3～H25.11	※1

小計 5,545,772

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,545,772
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、郡山市内で米穀類の集荷・販売業等を営んでいたところ、原発事故により、平成24年度産の福島県産米については、短期間のうちに全量全袋について放射能測定を行うよう福島県から通達があった。取引先からも、同通達に従うよう要望があった一方で、全量測定を理由とした納品の遅滞を避けるようにとの強い要望も受けたことから、申立人は短期間のうちに大量の米の放射能検査を行う必要が生じた。また、食品に関する暫定規制基準が引き下げられたことから、検査が完了するまでの間、米の保管場所が必要になるとともに、精緻な検査が可能な放射能測定機器が必要になったとして、①仮置場の増設費用、②倉庫使用料増加費用、③放射能測定機器の購入費用、④放射能測定機器の間仕切り工事費用の追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、これらの費用については、申立人が受領済みの、ふくしまの恵み安全対策協議会からの放射能検査に係る補助金及び福島県からの補助金で補填されていると主張して争ったところ、申立人は、上記①及び②の請求を取り下げた。パネルは、上記③及び④について、ふくしまの恵み安全対策協議会からの補助金では補填されていない部分であり、申立人が受領した福島県からの補助金を考慮し、上記④の費用相当額の和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ④、中間指針第7の2 I ① i 及び中間指針第7の1 IV ③は、農林水産物の流通業において、福島県において産出された農産物を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れ

た当該産品等に係る風評被害について、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	754		
事案の概要	過去に当センターの和解仲介手続で和解した経験のある申立人が再度の申立てをしたところ、直接請求における包括請求の請求書用紙の交付を再度の手続において一部和解したことを理由に東京電力から拒否された事例について、被災者による当センターの利用の妨害行為であって審理の不当遅延に準じるものとして、遅延損害金を付した和解案が提示され、遅延損害金を付した和解が成立した事例。		
紹介箇所	第11の3(2)		

2 基本情報

申立日	H24.12.25	全部和解成立日	H25.11.7
事故時住所	大熊町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H24.6～H29.5	※1
一部和解	精神的損害	増額分	900,000	H24.6～H25.8	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	5,472,873	H24.6～H26.2	※2
全部和解	その他		48,482	H25.8～H25.11	※3
小計			12,421,355		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H24.6～H29.5	※1
一部和解	精神的損害	増額分	6,000,000	H24.6～H29.5	※1
小計			12,000,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	1,584,000	H24.6～H29.5	※4
小計			1,584,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,005,355
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料の目安を月額10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があること、又はその者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と定めているところ、全盲とそれに伴う生活上の支障は将来緩和する可能性はほとんどないことから、全盲の申立人Bについては将来分である平成29年5月分まで月額10万円の、同人の介護者である申立人Aについては和解案提示時期まで月額6万円の、各増額分の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

原発事故及び避難によって生じた申立人Aの就労不能損害（給与等の減収分）について、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、平成26年2月分までの包括的な賠償を認めたものである。

※3 総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）

申立人らは、日常生活阻害慰謝料の基本部分及び増額分について当センターにおいて和解が成立した前回の申立てに引き続いて、その後の期間について当センターに申立てをしたところ、平成24年6月から平成29年5月までの日常生活阻害慰謝料の基本部分（月額10万円）については東京電力が包括的に支払を認めたため、総括基準（早期一部支払の実施について）に基づく一部和解をし、増額分について審理を継続することになった。申立人Aは、他の被害者には送付されている直接請求手続の包括請求書が東京電力から送付されてこないことから、和解仲介手続が係属中の平成25年6月から同年8月までの間、東京電力の直接請求窓口に対し、他の被災者と同様に包括請求書の送付をするよう求めた。これに対し、東京電力は、当初はすぐに送る旨回答していたが、同月12日になって初めて、当センターを通して日常生活阻害慰謝料の包括分の賠償をしていることから包括請求書は送付できないと回答し、送付を拒否した。申立人らは、当センターを利用するから包括請求ができなくなり生活再建も遅れると言われていたように納得できないとして、就労不能損害（包括請求分）及び「避難・帰宅等に係る費用相当額」の請求を追加した。東京電力は、請求どおりの支払を認めた上で、本件は、発送のシステムの仕組み上、包括請求書の送付ができない場合に該当しており、送付を拒否した事実はなく従来方式（3か月ごと）の請求書による請求を依頼したにすぎないと主張した。パネルは、東京電力の対応は当センターを利用したことによる包括請求書の送付拒否にほかならず、当センターが東京電力に対し、当センターへの申立てを理由とする直接請求での支払拒否等の差別的取扱いを行わないようたびたび要請していることにも鑑みると、被害者による当センターの利用の妨害行為であって審理の不当遅延に準じるものといわざるを得ないと判断し、損害額の一部について、遅延損害金を付した和解案を提示した。

総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）は、和解仲介手続において、東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には、和解案に遅延損害金を付することができる」としているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の1、中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の9

平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準及び同年9月25日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、「避難・帰宅等に係る費用相当額」について、平成29年5月分までの包括的な賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	755		
事案の概要	宮城県の養豚業者について、原発事故により堆肥の出荷先から取引の停止を余儀なくされたことに伴う堆肥の一時保管費用、堆肥の自社処理を実施したことによる電気代増加分、新規堆肥処理施設の設置工事費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H25.5.15	全部和解成立日	H25.11.7
事故時住所	宮城県伊具郡丸森町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・追加的費用		334,764	H23.8～H23.10	※1
全部和解	間接被害・追加的費用		617,000	H23.8～H23.10	※1
全部和解	間接被害・追加的費用		360,000	H23.8～H23.10	※1
全部和解	間接被害・追加的費用		17,600,000		※1

小計 18,911,764

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	18,911,764
	弁護士費用	570,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

宮城県において養豚業を営む会社である申立人は、平成23年6月に豚舎を増設したことによる自社内で処理可能な量を超える堆肥については、公的施設に無料で処理をする了解を得ていたところ、原発事故後、同施設で処理された堆肥から放射性物質が検出されたことから、同施設が同年7月から同年10月までの間、堆肥の受入れを停止したため、同施設に搬入する予定であった堆肥を申立人社内で一時保管するために必要となったおが粉とブルーシートを購入した費用(①)、一時保管した堆肥の処理を別の業者に委託した費用(②)、既存の自社処理機器の稼働時間を増やしたために増加した電気代相当額(③)及び上記施設の受入停止の長期化を懸念して堆肥処理機器を自社内に新規に設置した工事費用(④)の賠償を求めた。東京電力は、①、②及び③については認めたものの、④については任意の経営判断による支出であるなどと主張して争った。パネルは、①、②及び③のほか、④の支出についても原発事故との間に相当因果関係があると判断し、④については原発事故の影響割合を8割として賠償額を算定し、和解案を提示

した。

中間指針第 8 II は、原発事故により第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害（間接被害）について、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

なお、申立人は、既存の自社処理機器の稼働時間を増やしたことに伴い増加した労賃分等についても請求し、東京電力はこれを争ったが、パネルは、かかる請求に対しては、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	756		
事案の概要	福島県(避難指示区域外)の製造業者について、受注減・売上減の原因は業界の構造的不況にあるとして原発事故との因果関係を否定する東京電力の主張を排斥し、受注減・売上減には風評被害が一定程度寄与していると認定して逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H24.12.11	全部和解成立日	H25.11.8
事故時住所	喜多方市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		7,399,032	H23.3～H24.9	※1
小計			7,399,032		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,399,032
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、喜多方市において、半導体装置の製造加工事業を営んでいたところ、原発事故による風評被害により売上げが減少したとして、逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後10か月間は申立人の売上げが増加し、その後減少に転じていること、また、受注減・売上減の原因は世界経済の低迷による半導体業界の構造的不況にあり、原発事故による買い控え等を原因としているものではないと思われることから、申立人の売上減少と原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人の受注減・売上減には原発事故による風評被害が一定程度寄与していると認め、原発事故の影響割合を一定程度認めて損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	757		
事案の概要	旧計画的避難区域の塗装業者について、避難先で事業を再開した後の売上げが原発事故前より増加していたが、原発事故がなければ通常行わないような特別の努力により売上げが増加したものであるから、原発事故後の売上高の半分と原発事故前の対応する期間の売上高の全額の差額を原発事故による売上高の減少額とみて営業損害の額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)オ(イ)	

2 基本情報

申立日	H25.3.12	全部和解成立日	H25.11.8
事故時住所	飯館村		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		6,165,386	H23.3～H24.2	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	688,012	H23.3～H24.5	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	350,642	H23.3～H24.5	※2
小計			7,204,040		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,204,040
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,227,440

※1 中間指針第3の7、中間指針第二次追補第2の2

飯館村で塗装業を営んでいた申立人は、原発事故に伴い避難し、避難先で新たな分野の業務も行うなどして事業を継続したところ、避難後の売上げは原発事故前の売上げを上回ったものの、その理由は申立人の特別の努力によるものであると主張して、営業損害の賠償を求めた〔決算書〕。東京電力は、答弁書において認否を留保して、原発事故後から営業再開までの具体的事情等について説明を求めた。パネルは、申立人の主張を踏まえ、原発事故がなければ通常行わないような申立人による特別の努力があったことを認め、請求期間の売上げを、実際の売上げの半分とみなして損害を算定し、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第2の2 II は、営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたもので

ある。

※2 中間指針第3の7

申立人が原発事故に伴い避難し、避難先で業務を行うに当たり必要となった追加的費用等について、パネルは、原発事故の影響割合を考慮の上、賠償を認めた。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人のうち1名は取下げで終了しているが、請求の概要等については一件記録より明らかでない。

1 事案の概要

公表番号	758		
事案の概要	福島市内に学校を設置する申立人について、避難のために学生が休学・退学したことによる逸失利益、放射能検査機器等購入費用、除染費用、その他学生等の安全確保のための諸費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H25.7.1	全部和解成立日	H25.11.8
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		11,251,800		※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		70,000,000	H23.3～H25.3	※2
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	47,000,000	H23.3～H25.3	※2
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	10,700,000	H23.3～H25.3	※2

小計 138,951,800

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	138,951,800
	弁護士費用	3,000,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第8

福島市において学校を設置している申立人が、原発事故による避難のために平成24年9月までに10名の学生が休学・退学したことによる納付金収入の減少に伴う逸失利益〔休学願・退学願〕の賠償を求めた。東京電力は、休学・退学した学生の割合や休学・退学の時期等を踏まえると原発事故との間の相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、請求に係る学生全員の休学・退学と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による減収分については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、また、中間指針第8 II ①は、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難に伴って必然的に生じたものは、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているとこ

ろ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の4

福島市において学校を設置している申立人が、敷地内の施設等について、原発事故に由来する放射性物質に汚染された土壌等の除去等の除染費用のほか、検査機器等購入費用、その他学生等の安全確保のための情報収集費用、情報周知費用、被曝防止対策費用、代替施設利用等費用等の追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、その一部の費用について必要性や合理性を争った。パネルは、請求に係る費用のうち相当額について原発事故との間に相当因果関係があると判断し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等により負担した必要かつ合理的な範囲の追加的費用については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	759		
事案の概要	福島県浜通り地方の勤務先で就労していた原発事故時50歳台の申立人が、原発事故に起因する人員整理で定年前に退職せざるを得なくなったとして、将来にわたる就労不能損害の賠償を申し立てたのに対し、今後の賠償可能性を排除せず、和解案提示の直近月である平成25年9月までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.8.23	全部和解成立日	H25.11.8
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	2,066,148	H25.6～H25.9	※1
小計			2,066,148		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,066,148
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、原発事故に起因する人員整理で退職せざるを得なくなったとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、①公共用地の取得に伴う損失補償基準で離職者補償期間が1年間とされていること、②雇用保険法の失業給付(基本手当)の受給期間が原則1年間であることを参考として区域の指定解除(平成23年4月22日)から1年が経過していること及び第4期の直接請求対象期間(平成24年3月から同年5月まで)を考慮し、避難等対象区域外の居住者に対する支払は原則として平成24年5月31日までとしていること、さらに③個別事情を踏まえて平成24年6月から1年分の追加賠償もしていることからこれ以上の支払は困難であると主張して争った。パネルは、東京電力の各主張を排斥し、和解案提示前月分までの就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害に基づく営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	760		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していたが、旧警戒区域内の勤務先工場が原発事故により閉鎖され、県外工場に異動となり単身赴任をしている申立人について、避難継続の合理性を認め、平成25年7月までに生じた帰省・通院費用、生活費増加費用、精神的損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)イ	第10の2(3)ウ	

2 基本情報

申立日	H25.8.27	全部和解成立日	H25.11.8
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	348,519	H24.9～H25.7	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	330,000	H24.9～H25.7	※1
全部和解	精神的損害	増額分	110,000	H24.9～H25.7	※2

小計 788,519

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	788,519
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

原発事故時、いわき市に居住し、旧警戒区域内の工場で就労していた申立人が、原発事故後、旧警戒区域内の工場が閉鎖したため、福島県外の工場へ単身赴任をしたことによる帰省・通院費用及び生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、原発事故の有無にかかわらず転勤の可能性は存在すると主張して、原発事故と損害との相当因果関係を争った。パネルは、原発事故と損害との相当因果関係を認め、平成24年9月から平成25年7月までの帰省・通院費用及び生活費増加費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、原発事故による営業損害を被った事業者には雇用されていた勤労者が、当該事業者の営業損害によりその就労が不能等となった場合には、必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人は、病気を抱えながら単身赴任を余儀なくされたことによる精神的損害の賠償を求め

たところ、パネルは原発事故と損害との相当因果関係を認め、平成24年9月から平成25年7月まで11か月間の精神的損害として11万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	761		
事案の概要	主たる事務所を自主的避難等対象区域内に置き工場等の電気設備の保安管理を行っていた申立人について、顧客であった警戒区域内の工場等が閉鎖されたことで減収が生じたことによる逸失利益(間接損害)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H25.5.29	全部和解成立日	H25.11.11
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		1,676,600	H23.12~H25.5	※1
小計			1,676,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,676,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	65,550

※1 中間指針第8、中間指針第二次追補第2の2

申立人は、いわき市において、自家用電気工作物の保安管理事業を営んでいるところ、原発事故により避難等対象区域内の得意先5社が避難を余儀なくされ、その結果、同得意先から保安管理業務に係る報酬を得られなくなったとして、同得意先5社を第一次被害者とする間接被害に基づく逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、間接被害における取引の代替性の有無は申立人の事業全体で判断すべきであり、申立人の事業全体でみると、得意先5社の事業全体に占める売上高の割合は9%程度にすぎず、取引の代替性がないということとはできないと主張して争った。パネルは、申立人と第一次被害者との取引に代替性がないことを認め、避難等対象区域内の得意先5社の売上高を基礎とし、事故後獲得した新規顧客からの売上げについては一定程度特別の努力として認めた上で逸失利益を算定し、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めており、また、中間指針第二次追補第2の2Ⅱは、営業損害を被った事業者による臨時的営業等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	762		
事案の概要	会津地域で無農薬無化学肥料栽培米を栽培し、消費者に直接販売していた稲作農家について、風評被害により販売できなかった平成23年度産米につき、他に販売することも可能であるとする東京電力の主張を排斥し、くず米としての販路はあるが、無農薬無化学肥料栽培米としての販路はないと判断して、くず米販売価格相当額を控除した逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.6.20	全部和解成立日	H25.11.11
事故時住所	喜多方市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		443,536	H23.11~H24.10	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		15,000	H23.9	※2
全部和解	その他		250	H25.3	※3
全部和解	その他		13,763		※4

小計 472,549

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	472,549
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故当時、会津地域で無農薬無化学肥料栽培米を栽培し、消費者に直接販売していた稲作農家であるところ、原発事故の風評被害により受注が減少し、減収が生じたとして〔決算書、農地基本台帳〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、販売できた米の一部である平成23年度産米に係る値下げ相当額については賠償を認めつつも、販売できなかった米について、他に販売することも可能であったとして、原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人の原発事故前の販売方法を検討し、くず米としての販路はあるものの、無農薬無化学肥料栽培米としての販路はないと判断して、くず米販売価格相当額を控除した逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った

和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1

販売促進を目的として行った放射線検査費用について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第7の1

直接請求手続において提出した住民票の取得費用について賠償を認めたものである。

※4 中間指針第7の1

本件が140万円以下の申立てであり、司法書士が代理人となっていたところ（書面作成代理ではない。）、和解仲介に関する司法書士費用の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	763		
事案の概要	県北地域の包装用資材製造販売業者について、原発事故による第一次産業や食品製造業などを中心とする取引先の不振・廃業に基づく減収分(間接損害)及び加工自肅要請のあった福島県産農作物の出荷用に作成していた専用段ボール原紙等の在庫廃棄損が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H25.7.1	全部和解成立日	H25.11.11
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		56,818,000	H24.4～H25.3	※1
全部和解	間接被害・追加的費用		1,037,885		※1
小計			57,855,885		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	57,855,885
	弁護士費用	1,736,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

県北地域の包装用資材製造販売業者である申立人が、①第一次産業や食品製造業等を中心とする取引先が原発事故により不振又は廃業となったことに伴い減収が生じたことを理由とする営業損害(間接被害)及び②原発事故により加工自肅要請のあった福島県産農作物の出荷用に作成していた専用段ボール原紙等の在庫廃棄損の賠償を求めた。東京電力は、②については特に争わず、①については、一部の取引先についての第一次被害者性や取引の非代替性を否認し、さらに原発事故の影響割合は5割が相当であると主張して争った。パネルは、②については請求額全額を認め、①については、間接被害が生じたと申立人が主張する全ての取引先の第一次被害者性及び取引の非代替性を認め、原発事故の影響割合は請求期間の前年分(平成23年3月から平成24年3月まで)の賠償の際に用いられた割合である8割5分を維持して損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、原発事故により第一次被害を受けた者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた被害(間接被害)について、間接被害者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が

提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	764		
事案の概要	原発事故により、旧警戒区域内の工場を閉鎖し、他県の工場に生産設備を移設した申立会社の新規資産購入代金、生産設備移設費用が賠償され、また旧警戒区域内工場についての不動産損害、動産損害について帳簿価格ではなく時価を基に賠償額を算定し、東京電力の認容額を大きく超える賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(イ)	第1の9(2)イ(エ)	第1の12(2)エ(イ)
	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H25.11.12
事故時住所	茨城県日立市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		152,000,000	H23.3～H24.2	※1
全部和解	財物損害	建物	52,771,398		※2
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	22,160,541		※2
小計			226,931,939		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	226,931,939
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第3の7

申立人は、南相馬市小高区において、自動車・電機部品の製造工場を有していたところ、原発事故により同工場を閉鎖せざるを得なくなったため、工場の移設が完了する平成24年2月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、最終的に賠償すること自体は争わなかったが、逸失利益の算定方法について意見を述べた。パネルは、平成23年3月から平成24年2月までの期間について、損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7、中間指針第3の10

申立人は、小高工場の設備・建物除却損失部分の賠償及び同工場の機能移転に伴うインフラ整備費用の賠償を求めた。東京電力は、小高工場の設備・建物の減却額と新規設備取得費用の両方を賠償することは、申立人が二重の利益を得ることになり不当であること、また、新規設備取得

費用のみを認める場合でも、原発事故当時の財産価値(経年当時の事情により劣化した営業資産)を超える利得を与えることになるため不当であるとして、小高工場の減却分のみを賠償を検討すべきと主張した。パネルは、小高工場の設備・建物除却損失部分及び事業拠点移転費用の双方についての賠償を認めた上で、設備・建物除却損失分については帳簿価格ではなく時価を基に損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7備考9は、既に対象区域内の拠点を閉鎖し、事業拠点を移転した事業者について、営業資産の減価分、事業拠点の移転に至るまでの期間における逸失利益、移転に伴う追加的費用等を賠償すべき損害と認めていること、また、中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合は、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	765		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域からの避難を平成23年3月に開始した申立人らについて、ADHD(注意欠陥・多動性障害)に罹患しながら避難先の合宿所で生活を送った児童に月6割、同児童の介護と幼児の世話を一人で見ざるを得なかった母親に月6割などの精神的損害の増額がなされ、また、ADHDの児童にとって帰還による環境変化は望ましくないことから避難を継続する必要があると判断して、平成24年9月以降も賠償が継続された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.10.25	全部和解成立日	H25.11.12
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,120,000	H23.3~H25.9	※1、2
小計			3,120,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,120,000	H23.3~H25.9	※1、2
全部和解	精神的損害	増額分	1,182,000	H23.3~H25.9	※3
小計			4,302,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,120,000	H23.3~H25.9	※1、2
全部和解	精神的損害	増額分	1,182,000	H23.3~H25.9	※3
小計			4,302,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,120,000	H23.3~H25.9	※1、2
小計			3,120,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,844,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、緊急時避難準備区域に居住していたが、申立人CがADHD（注意欠陥・多動性障害）に罹患しており、環境の変化に敏感で精神的に不安定になりやすいため避難指示が解除された後も避難を余儀なくされたと主張して平成24年9月以降分を含む精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、中間指針において精神的損害が賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については、「平成24年8月末までを目安とする」と定められており、本件も原則として平成24年8月末までを賠償の期間とすべきであると主張して争った。パネルは、ADHD（注意欠陥・多動性障害）に罹患している申立人Cにとって、帰還による環境変化は望ましくないと判断し、平成23年3月から平成25年9月までの精神的損害の賠償を認めた。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、本件では申立人Cについて特段の事情を認め、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

平成23年3月分の精神的損害（基本部分）について、申立人らが避難所等における避難生活を送ったとして12万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、申立人CがADHD（注意欠陥・多動性障害）に罹患しつつ避難生活を送ったこと〔自立支援医療受給者証〕を理由として精神的損害の増額を請求した。東京電力は、これを争った。パネルは、申立人Cについて、借上げ住宅に移るまで避難所等で避難生活を送った期間について、平成23年3月は月額7万2000円、同年4月から同年10月までは月額6万円、借上げ住宅に移った以降の同年11月から平成25年9月までは月額3万円の増額を認め、申立人Bについては、申立人Cの世話をしつつ避難生活を送ったと認定し、借上げ住宅に移るまでの期間について、平成23年3月は7万2000円、同年4月から同年10月までは月額6万円、借上げ住宅に移った以降の同年11月から平成25年9月までは月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、精神の障害があるという事情や、精神の障害がある者の介護を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	766		
事案の概要	自主的避難等対象区域(田村郡)で農業を営む申立人らの風評被害を理由とする作付断念について、出荷制限対象でない農作物であり、原発事故から一定期間経過後に作付けを断念したのは申立人らの自主的な判断であるから相当因果関係がないという東京電力の主張を排斥し、直接請求では支払われなかった部分の逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.6.7	全部和解成立日	H25.11.12
事故時住所	田村郡		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		8,785,853	H23.12~H24.11	※1

小計 8,785,853

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,785,853
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人ら(追加申立てのCを含む。)は、田村郡で農業を営んでいたところ、原発事故に伴う風評被害が甚大であったために農作物の作付けを断念せざるを得なくなったとして、作付けをすることができなかった期間に係る逸失利益の賠償を求めた〔ビニールハウスの写真、仕切書、支払明細書等〕。東京電力は、申立人らが作付けを断念したのは出荷制限の対象となっていない農作物であり、原発事故から一定期間経過後に作付けを断念したのは申立人らの自主的な判断にすぎず、損害と原発事故との間に相当因果関係がないと主張して争った(なお、申立人らは、本件と同一の内容の逸失利益の賠償を直接請求手続において求めたが、東京電力から同様の理由により賠償を拒否されていた。)。パネルは、上記の理由により逸失利益と原発事故との相当因果関係を否定する東京電力の主張には理由がないと判断した上で、申立人らの農作物の作付けの断念と原発事故との相当因果関係を肯定し、原発事故の影響割合を9割として算定した賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	767		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していたが、原発事故後、妻子のみ岩手県に避難し二重生活となり、平成24年4月に夫が郡山市の勤務先を自主退職して岩手県に移った申立人ら(大人2名、子供1名)について、平成25年7月現在も避難継続中として、避難費用、生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)キ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H25.7.3	全部和解成立日	H25.11.14
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	移動交通費	40,800	H23.3～H25.7	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	716,800	H23.3～H25.7	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	460,000	H23.3～H24.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	390,000	H23.3～H24.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	152,236	H24.1～H25.7	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H24.1～H25.7	※1
全部和解	検査費用(人)	移動交通費	7,040	H24.1～H25.7	※1
全部和解	避難雑費		380,000	H24.1～H25.7	※1

小計 2,446,876

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	就労不能損害・避難実行		727,190	H24.4～H24.9	※1

小計 767,190

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2

小計 40,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※3

小計 200,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,454,066
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（申立人Aの妻子である申立人B及びCは追加申立て）は、自主的避難の実行による①精神的損害、②避難費用、③生活費増加費用、④申立人Aの就労不能損害（転職後の減収分）及び⑤避難雑費の賠償を求めた。東京電力は、定額賠償及び平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準による賠償で損害は賠償済みであること、申立人Aによる平成24年4月の自主的避難の実行は合理性に乏しいことや、平成25年4月以降における自主的避難に係る支出の相当性・合理性を認めることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人Aが平成24年4月に実行した妻子の避難先への自主的避難が合理性を有することを前提に、東京電力の各主張を排斥して上記①から⑤までの各損害について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると思われる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力より支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円（本和解外で東京電力より支払済み。）のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	768		
事案の概要	自主的避難等対象区域でしいたけの生産販売を行っていた申立人について、生産施設の増設計画に基づく想定売上高を基礎として、風評被害による売上減少に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H25.7.12	全部和解成立日	H25.11.14
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		57,720,671	H23.3～H25.3	※1
小計			57,720,671		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	57,720,671
	弁護士費用	1,731,620
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

自主的避難等対象区域でしいたけの生産販売を行っていた申立人が、原発事故を原因とする風評被害により約3分の2の取引先から取引拒絶ないし縮小を通告され減収が生じたとして、平成23年3月から平成25年3月までの営業損害の賠償を求めた。損害の算定に関し、申立人は、①直接請求で変動費として計算した材料費を固定費と評価すべきであり、また、②原発事故前から開発が計画されており平成24年4月に稼働を開始した増設施設の減収分についても、原発事故と相当因果関係があると主張し〔増設計画書〕、想定売上高を基準とする営業損害の賠償を求めた。東京電力は、①について争い、②についても原発事故時増設計画が一定程度具体化していたことは申立人の追加立証により認めるが、想定売上高の十分な立証がされていないと主張して争った。パネルは、①については認めない一方、②については申立人の主張する想定売上高を基準とした増設施設の減収分についても原発事故との相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を9割とする和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、さらに、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事

故がなければ得られたであろう収入額については、仲介委員は複数の合理的な算定方法の中の一つを選択すれば足り、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、さらに適宜の金額を足した額により算定したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	769		
事案の概要	旧警戒区域(檜葉町)から避難した申立人らのうち、うつ病等の悪化した2名についてそれぞれ月6割、月3割、二人を支えた他の3名について全体として月3割増額をした精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H25.6.12	全部和解成立日	H25.11.15
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,800,000	H23.3~H25.8	※1
小計			1,800,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.3~H25.8	※1
小計			900,000		

申立人C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.3~H25.8	※1
小計			900,000		

申立人B、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	3,550,000		※2
小計			3,550,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,150,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、申立人A及びBについて避難によりうつ病等が悪化し、また、これに伴い申立人

C、D及びEの負担が増大し〔電話聴取事項報告書〕、過酷な避難生活を余儀なくされたとして慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人らの主張する事情はいずれも増額事由に該当しないと主張して争った。パネルは、上記うつ病等の悪化を理由に、申立人Aに対し月6割、申立人Bに対し月3割の増額を認める和解案を提示し、また、申立人A及びBのサポートを余儀なくされたことを理由に、申立人C、D及びEに対し全体として月3割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

中間指針第3の10 Iは、対象区域内の財物の価値喪失部分又は価値減少部分を賠償すべき損害と認めているところ、申立人B及びEの家財について、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	770		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住していたが、原発事故後、妻子のみ宮城県に避難し二重生活となり、平成25年7月に夫が宮城県に転勤となり、宮城県の社宅で同居を再開することができた申立人ら(大人2名、子供2名)について、平成25年9月現在も避難継続中として、宮城県での住居費、面会交通費等の一部、二重生活に基づく生活費増加費用及び避難雑費の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H25.6.10	全部和解成立日	H25.11.19
事故時住所	福島市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	912,000	H24.1～H25.7	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	729,600	H24.1～H25.7	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	570,000	H24.1～H25.7	※1
全部和解	避難雑費		840,000	H24.1～H25.9	※1
小計			3,051,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,051,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難の実行及び継続により負担した避難費用及び生活費増加費用について賠償を求めた。東京電力は、認否を留保した。パネルは、申立人らが二重生活を解消した平成25年7月以降の避難継続の合理性を認め、同年9月現在も避難を継続しているものとして、平成24年1月から平成25年7月までの期間について、相当額の避難費用及び生活費増加費用を認め、平成24年1月から平成25年9月までの期間について、子供一人当たり月額2万円の避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る

損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	771		
事案の概要	避難中に旧警戒区域(南相馬市小高区)の自宅から食品を盗まれた申立人らについて、被害品の価格の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(イ)	第1の12(2)カ

2 基本情報

申立日	H24.2.28	全部和解成立日	H25.11.20
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	31,000		※1
全部和解	避難費用	交通費	7,228	H23.3～H25.1	※2
小計			38,228		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	38,228
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人らは、避難を余儀なくされたことにより南相馬市小高区(避難指示解除準備区域)に所在する自宅内動産の管理が不能となっていたところ、平成23年7月の一時立ち入りの際に、自宅内にあった12万4000円相当の食品が何者かによって窃取されていたことが判明したとして、当該食品について財物賠償を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係を欠くと主張して争った。パネルは、申立人らが避難していなければ窃盗被害は防止できたといえ、原発事故と窃盗被害との間に相当因果関係があると判断し、損害額を12万4000円と認定の上、直接請求手続において支払済みの家財賠償の一部を充当し、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難費用として交通費の支出を損害と認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	772		
事案の概要	平成14年に帰還困難区域内の土地を購入し、翌年に建物を新築して居住していた申立人について、土地については購入時価格と造成費用を考慮して損害額を算定し、また、建物については購入時価格に実際の使用可能年数(100年)を基礎とする減価をして損害額を算定して賠償されたほか、各種の動産が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.6.8	全部和解成立日	H25.11.20
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	財物損害	土地	1,808,950		※1
一部和解	財物損害	建物	21,985,500		※2
全部和解	財物損害	土地	6,532,050		※1
全部和解	財物損害	土地	1,300,000		※1
全部和解	財物損害	建物	19,198,500		※2
全部和解	財物損害	建物	3,870,787		※2
全部和解	財物損害	その他	1,465,533		※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	164,353	H23.11	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H23.3~H24.5	※3
全部和解	財物損害	その他動産	2,604,206		※4

小計 59,129,879

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	59,129,879
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人ら夫婦は、原発事故前、退職後の自給自足の暮らしを計画して、浪江町の土地を数筆購入し、宅地や畑を整地し、進入路、池、田を造成するなどして居住を開始したが、原発事故により避難を余儀なくされ、これらの不動産を使用できなくなったとして、上記不動産の財物損害(土地の購入代金及び造成工事費用相当額、池・田・進入路等の工事費用相当額)の賠償を請求

した。東京電力は、平成24年当時、上記不動産の財物損害については政府による新たな避難指示区域の設定を踏まえて賠償方針を策定の上、賠償する予定であるとして認否を留保した。パネルは、造成工事等がされた宅地及びその周辺の土地については売買代金に造成工事費用を加えた金額に近傍地価の下落率（8割）を乗じた金額を、池、芝生や植栽、進入路等の工事費用については請求額全額をそれぞれ損害額と認め、いずれも全損と評価して和解案を提示した。なお、一部和解においても、当時は避難指示区域の再編前であったが、上記不動産の所在地周辺の年間積算線量からして帰還困難区域に指定されることがほぼ確実であるという事情を踏まえ、全損と認める和解案を提示している。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第2の4Iは、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により100パーセント減少（全損）したものと推認することができるというところ、これらに従った又は準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人ら夫婦は、退職後の自給自足の暮らしの計画の一環として、構造や材料にも工夫を凝らした「100年でも使える」居宅及び作業所を設計・建築し、居住を開始したが、原発事故により避難を余儀なくされ、これらの不動産を使用できなくなったとして、居宅及び作業所の財物損害（購入費用相当額）の賠償を請求した。東京電力は、平成24年当時、上記不動産の財物損害については政府による新たな避難指示区域の設定を踏まえて賠償方針を策定の上、賠償する予定であるとして認否を留保した。パネルは、上記不動産について、申立人らの移住計画等から、使用可能年数を100年、残存価値を2割として、新築時の取得価格を減価償却した金額が原発事故当時の価格であると認定し、これが全損となったと評価して、和解案を提示した。なお、一部和解においても、当時は避難指示区域の再編前であったが、上記不動産の所在地周辺の年間積算線量からして帰還困難区域に指定されることがほぼ確実であるという事情を踏まえ、全損と認める和解案を提示している。

これも中間指針第3の10I及び中間指針第二次追補第2の4Iに従った又は準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人ら夫婦は、退職後に自給自足での暮らしを計画しており、浪江町に土地を数筆購入し、居宅、作業所、鳥小屋、太陽光発電装置等を建築・設置し、農機具等を購入して、居住を開始したが、原発事故により避難を余儀なくされ、原発事故当時飼育していた鳥を避難させるために、避難先に鳥小屋を造り、防風ネット等を設置したとして当該設置費用の賠償を請求した。東京電力は、これらの損害を財物損害と位置づけた上で、平成24年当時、財物損害については政府による新たな避難指示区域の設定を踏まえて賠償方針を策定の上、賠償する予定であるとして認否を留保した。パネルは、避難先での鳥小屋・防風ネット等の設置費用を避難費用（生活費増加費用）と位置づけた上で、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人ら夫婦は、退職後に自給自足での暮らしを計画しており、浪江町に土地を数筆購入し、居宅、作業所、鳥小屋、太陽光発電装置等を建築・設置し、農機具等を購入して、居住を開始し

たが、原発事故により避難を余儀なくされ、農機具・太陽光発電装置等が使用できなくなったとして、これらの財物損害（購入費用相当額）の賠償を請求した。東京電力は、平成24年当時、財物損害については政府による新たな避難指示区域の設定を踏まえて賠償方針を策定の上、賠償する予定であるとして認否を留保した。パネルは、農機具・太陽光発電装置等の財物損害の損害額について、購入金額を基礎として耐用年数に対する事故時経過年数に応じて減価償却する計算方法を採用し、購入金額や耐用年数について客観的な資料がないものについては申立人の陳述を基礎として算定した金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人ら夫婦は、退職後に自給自足での暮らしを計画しており、浪江町に土地を数筆購入し、居宅等にも特注の家具を設置して平成19年から移住し、鳥小屋を設置し、ブルーベリー等を栽培して生活していたが、原発事故により避難を余儀なくされたことにより、家具等の財物の価値が失われ、収穫したブルーベリー等も食べられなくなったとして、特注の家具や事故時住所に設置した鳥小屋の購入代金相当額、ブルーベリー流通価格相当額（市場価格より推計）について賠償を求めたところ、東京電力はいずれも財物損害と位置づけた上で、平成24年当時、財物損害については政府による新たな避難指示区域の設定を踏まえて賠償方針を策定の上、賠償する予定であるとして認否を留保した。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	773		
事案の概要	南相馬市鹿島区から避難した申立人らについて、原発事故により自家栽培の干し柿・野菜を知人へ譲ることができなくなり、謝礼の受取りが減少したことによる休業損害、農機具の財物損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)	第1の12(2)ア(イ)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H25.4.12	全部和解成立日	H25.11.20
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	317,278	H23.3～H25.2	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	財物損害	動産	600,000		※3
全部和解	財物損害	動産	420,000		※3
全部和解	財物損害	追加的費用	103,933		※3

小計 2,141,211

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H23.3～H23.9	※2

小計 700,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H23.3～H23.9	※2

小計 700,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	78,000	H23.3～H25.2	※4
全部和解	避難費用	宿泊費等	110,370	H23.3～H25.2	※4
全部和解	避難費用	食費増加費用	240,000	H23.3～H25.2	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	274,877	H23.3～H25.2	※4
全部和解	営業損害・逸失利益	減収分	100,000	H23.3～H25.2	※5
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	H23.3～H23.9	※6

小計 1,003,247

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,544,458
	弁護士費用	136,334
	手続内で処理された既払金合計額	1,900,000

※1 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故による避難に伴い、平成23年3月から同年5月までの2か月間、勤務する会社を休業することを余儀なくされたとして〔就労状況証明書〕、平成22年12月から平成23年2月までの手取り給与〔給与支払明細書〕の月額平均2か月分に相当する額の賠償を請求した。東京電力は、請求額について認めた。パネルは、請求額の支払を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等によりその就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

申立人らは、原発事故により放射能被曝への不安や恐怖等から著しい精神的苦痛を受けたとして、平成23年3月から同年9月までの期間について、一人月額10万円の慰謝料を請求した。東京電力は、請求額について認めた。パネルは、請求額の支払を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人Aは、所有する農機具について、原発事故により除染完了まで耕作ができなくなったため、農機具が活用できず無駄になる一方、メンテナンス費用がかかるとして、財物損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故と相当因果関係のある損害ではないと主張して争った。パネルは、事業用動産としてその価値・効用を一定程度失ったものと評価し、請求額の約5割相当額の賠償を認める和解案を提示した。

また、申立人Aは、自宅敷地内の石蔵に保管していた桐箆筒や着物等の財物について、地震で石蔵に穴が開いた〔写真〕にもかかわらず原発事故による避難を余儀なくされたことにより雨風を防ぐ管理ができずに価値を喪失したとして、財物損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故と相当因果関係のある損害ではないと主張して争った。パネルは、申立人の立証の程度に鑑みて、請求額の約3割相当額の賠償を認める和解案を提示した。

さらに、申立人Aは、所有する除草機について、原発事故により田に水を張れず雑草が生育しやすい状況であったことから、事故前よりも頻繁に除草機を使用する必要が生じたため、修理代と噴霧器代がかかったとして、財物損害（追加的費用）の賠償を請求した。東京電力は、原発事故と相当因果関係のある損害ではないと主張して争った。パネルは、必要かつ合理的な範囲の追加的費用と認め、請求額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故による避難に伴い、交通費、宿泊費、生活費増加費用（食費、薪代及び運搬料、休耕農地の除草費等）の負担を余儀なくされたとして、平成23年3月から平成25年2月までの期間について上記避難費用を請求した。東京電力は、交通費及び宿泊費〔領収書〕については争わず請求額を認めたが、生活費増加費用については一部を除き原発事故との相当因果関係が認められないと主張して争った。パネルは、交通費及び宿泊費については請求額を認め、食費増加分については計24万円（月額1万円相当）を認め、その他の生活費増加費用については薪代及び運搬料〔領収書〕と除草費（除草機燃料代、除草剤）〔領収書〕について請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した交通費、宿泊費、生活費増加費用等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の7

申立人らは、原発事故により自家栽培の干し柿・野菜を知人へ譲ることができなくなったとして、謝礼の受取りが減少したことによる逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、原発事故と相当因果関係のある損害ではないと主張して争った。パネルは、申立人による具体的な謝礼の受取り状況の説明に基づいて、平成23年3月から平成25年2月までの期間について10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い、営業が不能になるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故発生当時、高血圧症及び高齢による足腰の変形に伴う痛み等の症状を抱えていたところ（要介護2）〔診療費明細書〕、避難時は主治医に面会できずに服用すべき薬が不足して過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、慰謝料増額に値する事由はないと主張して争った。パネルは、避難時における申立人ら世帯の状況を考慮し、平成23年3月から同年9月までの期間について、世帯全体に対して20万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にあること、身体又は精神の障害があること、重度又は中程度の持病があること、上記の者の介護を恒常的に行ったこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	774		
事案の概要	旧警戒区域(居住制限区域・富岡町)から避難した申立人らについて、家財、土地、墓地等のほか、農業の事業性はなく農業収入の営業損害はないものの、農業機械を全損として財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(エ)
	第1の12(2)オ(ア)	第1の12(2)オ(イ)	

2 基本情報

申立日	H25.5.2	全部和解成立日	H25.11.20
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	3,965,506		※1
全部和解	財物損害	墓	1,220,800		※2
全部和解	精神的損害	基本部分	3,000,000	H23.12~H26.5	※5
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.12~H26.5	※5
小計			9,086,306		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,000,000	H23.12~H26.5	※5
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H23.12~H26.5	※5
小計			3,900,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	80,373	H23.12~H24.2	※6
全部和解	避難費用	交通費	15,450	H23.12~H24.2	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	53,253	H23.12~H24.2	※6
全部和解	一時立入費用	交通費	22,000	H24.3	※7
全部和解	避難費用	食費増加費用	160,000	H23.12~H25.3	※6
全部和解	財物損害	家財	5,950,000		※3
全部和解	財物損害	その他動産	1,938,487		※4
全部和解	その他	避難・帰宅等費用	874,000	H24.6~H26.5	※8
小計			9,093,563		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	22,079,869
	弁護士費用	662,397
	手続内で処理された既払金合計額	600,000

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、原発事故により、富岡町及び大熊町所在の自己所有の宅地、田、畑及び山林の価値が失われたと主張し、宅地に関しては、全国の土地付き注文住宅利用者の土地取得価額の平均値を基準とした価額による損害賠償を請求した。東京電力は、賠償することは認めつつ、土地の固定資産税評価額を基準として損害額を算定すべきであるなどと主張して争った。パネルは、田、畑及び山林は固定資産税評価額相当額を、宅地は立地の特殊性から地価の上昇等を考慮して固定資産税評価額に5%を上乗せした金額を基準として、これに1.43を乗じた金額を賠償額と算定し、いずれも全損として和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第2の4IIは、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については避難指示解除までの期間等を考慮して原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、震災により富岡町所在の墓地の墓石が倒壊した後、原発事故による避難のため修復ができなかったことから、墓石等の価値が失われたと主張し、墓石の取得価額〔領収書〕分の損害賠償を請求した。東京電力は、賠償することは認めつつ、震災による価値の減少分を控除すべきであると主張して争った。パネルは、墓地の写真、墓石の領収書、平成26年7月23日付け東京電力プレスリリースの基準の前身となる東京電力の墓地に関する賠償基準を参考にしつつ、震災による損壊分を控除した和解案を提示した。

これも中間指針第3の10Iに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、原発事故により自宅の家財の価値が失われたと主張し、損害保険会社の家財保険における賠償基準等による損害賠償を請求した。東京電力は、平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースの基準に基づいて、居住制限区域の避難者に対する賠償額を認める旨を主張した。パネルは、申立人らの住居、生活環境等を考慮し、帰還困難区域における賠償と同等の基準による賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人は、原発事故により自宅で使用していた農業機械の価値が失われたと主張し、その取得価額相当分の損害賠償を請求した。東京電力は、農業機械が自家用であれば家財の一部として包括賠償に含めて賠償し、事業用であれば事業用資産として賠償を検討するとした上、使用に伴う価値の減少等を考慮して賠償金額を算定すべきと主張して争った。パネルは、原発事故により農業機械の価値の全てが失われたことを認定した上、申立人が農業を営んでいた事実は認められないものの、一般家財とは別に賠償すべきと考え、農業機械の写真や販売店の販売証明書、中古

取引相場に関する資料、耐用年数に関する資料等に基づいて原発事故時の農業機械の価額を算定し、和解案を提示した。

これも中間指針第3の10Iに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があること等により通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、申立人Bの身体障害（両膝関節機能全廃・身体障害3級）及びこれに対する申立人Aの介護、家族別離等を考慮し、申立人A及びBそれぞれについて基本部分の月額10万円に3割の増額を認めた和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2

中間指針第3の2I①及び③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域から避難するために負担した交通費及び避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、自宅等への一時立入りのために負担した交通費について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の1、中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の4、中間指針第3の9

申立人らは、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準に従い、避難・帰宅等に係る費用相当額として1人当たり79万2000円の賠償を求めたところ、東京電力が争わなかったため、その賠償を認めたものである。

※9 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人Aは、農業収入の逸失利益について賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故前の農業収入の存在を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	775		
事案の概要	旧警戒区域で平成23年4月から自然庭園の営業を開始する予定であったが、原発事故により開園の断念を余儀なくされた申立人について、原発事故前の営業実績はないものの、予想売上高及び予想費用等を認定して平成27年2月末までの逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(キ)	第1の9(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H25.6.21	全部和解成立日	H25.11.20
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		28,680,000	H23.3～H27.2	※1

小計 28,680,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	28,680,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,268,800

※1 中間指針第3の7、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

申立人は、旧警戒区域で平成22年に自然庭園を期間限定で営業し、平成23年4月から本格的な営業を開始する予定であったが、原発事故により開園の断念を余儀なくされたため、予想された営業利益が得られなくなった〔新聞記事、雑誌記事、来場者名簿、写真、平成22年分の確定申告書等〕として、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、予想売上高や予想利益率等を含む賠償金額について意見を述べた。パネルは、原発事故前に本格的な営業実績はないものの、原発事故前における一定期間の営業状況等〔新聞記事、雑誌記事、来場者名簿、写真、平成22年分の確定申告書等〕を踏まえて予想売上高及び予想費用等を認定し、平成23年3月から平成27年2月末までの営業損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については複数の合理的な算定方法が存在するところ、仲介委員はその中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとし、営業開始直後で前年同期の実

績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料等を
基に推定した額という算定方法を選択しても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は合理的
なものと推定されるとしているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	776		
事案の概要	会津地域で木材加工製品の製造・販売業を営む申立会社について、風評被害による逸失利益、検査費用、製造過程で発生する粉塵による放射性物質汚染を懸念して工場内に設置したダストブロー・ミスト発生機の購入費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H23.12.26	全部和解成立日	H25.11.21
事故時住所	南会津町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		427,392	H23.8	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		1,109,793	H23.9～H23.11	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		100,430	H23.7	※2
全部和解	風評被害・検査費用(物)		361,110	H23.7～H23.10	※2
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	400,000	H23.10	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	452,500	H23.9	※1

小計 2,851,225

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,851,225
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は会津地域で木材加工製品の製造・販売業を営んでいたところ、風評被害による取引先からの契約解除及び売上減少に基づく逸失利益並びに製造過程で発生する粉塵による放射性物質汚染を懸念して工場内に設置した集塵機その他機器類の購入費用等の追加的費用の賠償を請求した。東京電力は、逸失利益の計算において、利益率として製造業の東京電力平均利益率32%ではなく申立人の決算書類等から個別に計算することが適切であると主張した。パネルは、逸失利益について契約解除と売上減少のいずれについても原発事故との相当因果関係を認めた上で、東京電力平均利益率を用いて計算し、追加的費用についても原発事故との相当因果関係を

認め、逸失利益及び追加的費用について申立人の請求を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1、中間指針第7の4

中間指針第7の1 IV③及び中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に係る風評被害について、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	777		
事案の概要	長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域(桑折町)に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために休日に山形県や岩手県への短期の避難を実行した申立人ら家族(大人3名、子供3名)に、平成24年の短期の避難に要した移動費用の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)エ	

2 基本情報

申立日	H25.6.11	全部和解成立日	H25.11.21
事故時住所	桑折町		
申立人人数	6	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	16,605	H24.4～H24.5	※1

小計 16,605

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	6,000	H24.12	※1

小計 6,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	22,605
	弁護士費用	678
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、週末に短期の避難をしたことにより生じた避難費用〔ETC記録〕、内部被曝対策費用(食材や水の購入費用、マスク代)、医療費(原発事故のストレスによる難聴)〔診断書〕、検査費用(ホールボディカウンタ)〔領収書、測定結果〕、自宅の不動産価値の下落分〔土地家屋名寄帳、不動産評価証明書〕、慰謝料〔陳述書〕を請求した。東京電力は、週末の短期避難について、休日ごとに避難する合理性はないこと、定額の賠償に含まれていることを主張し、その他の費用についても必要性・合理性を欠き、原発事故との相当因果関係を有する損害といえない(あるいは、定額賠償を超える損害は認められない)と主張して争った。パネルは、東京電力から支払済みの定額賠償と重複しない損害として、短期避難費用の一部(証拠の裏付けがあるもの)及び検査費用を認めた(その他の請求については認めなかった)。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	778		
事案の概要	会津地域で地場の繊維製品を製造していた申立会社について、風評被害の払拭を目的として各地で開催したイベントの開催費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.8.12	全部和解成立日	H25.11.21
事故時住所	昭和村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	300,000	H23.3～H23.12	※1
小計			300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は会津地域で地場の繊維製品を製造していたところ、原発事故の風評被害により福島県産品に対する忌避が生じ、風評被害払拭のために各地で復興イベント等を開催せざるを得なかったとして、イベント開催に要した費用の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において、基準年度と比較して増加した旅費交通費及び事務消耗品費の増加分の限度で認めたものの、原則として原発事故との相当因果関係は認めることができないと主張して争った。パネルは、当該復興イベントは平成23年度に限って開催されたものであり、申立人が通常行っている業務（広告・宣伝・催事等）とは異なるものであるとして、当該復興イベントの開催費用について原発事故との相当因果関係を認め、請求額〔領収書〕の約5割相当額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	779		
事案の概要	福島県の阿武隈山地において林業を営んでいた申立人について、風評被害による薪売買契約の解除に係る逸失利益のほか、いまだ支出していない薪の処分費用が見積額に基づき賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.2.7	全部和解成立日	H25.11.22
事故時住所	南相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		850,000	H23.12	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	1,967,700		※2
小計			2,817,700		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,817,700
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、福島県の阿武隈山地で林業を営んでいたところ、原発事故に伴う風評被害により薪の売買契約が解除されたため〔売買契約の契約破棄通告書、商品売買契約書〕、得られるはずであった売却代金が得られなくなったとして逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の事故後の売上高が事故前の売上高を上回っており、損害が認められないなどと主張して争った。パネルは、薪の売買契約の解除を風評被害によるものと認め、得られるはずであった売却代金から、売買契約解除により行われなくなった作業に要したであろう費用を控除した上で損害額を算定し、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ①viは、福島県において産出された農林水産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2

申立人は、福島県の阿武隈山地で林業を営んでいたところ、原発事故に伴う風評被害により在庫である木材を売却できなくなったとして、いまだ支出していない在庫木材の処分費用〔見積書〕の賠償を求めた。東京電力は、風評被害による在庫の木材の処分費用を損害と認定するため

には、木材売却に係る販売努力の有無や木材を廃棄せざるを得ない理由等を確認する必要があるとして、認否を明らかにしなかった。パネルは、申立人は風評被害により在庫の木材を処分せざるを得なくなった〔測定結果、写真〕と認定し、当該木材の処分費用に係る見積書記載の見積金額を賠償額と認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ①viは、福島県において産出された農林水産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、福島県の阿武隈山地で林業を営んでいたところ、原発事故によって山に立ち入れなくなり林業の継続が困難となったため、林業に使用していた重機を災害復旧の業務に使用した結果、当該重機に損傷等が生じ修理代が発生したため、当該修理代相当額を損害として賠償を求めた。東京電力は、損害と原発事故との相当因果関係がないと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	780		
事案の概要	会津地域で土木建設業を営む申立会社について、原発事故に起因する公共工事の工事期間延長のために負担した追加的費用(人件費やリース費用)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(ア)	第1の9(2)イ(カ)	

2 基本情報

申立日	H25.7.17	全部和解成立日	H25.11.27
事故時住所	喜多方市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	1,999,408	H23.4～H23.8	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	47,250	H23.4～H23.8	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	105,574	H23.5	※1
小計			2,152,232		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,152,232
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第1、中間指針第3の7

申立人は会津地域で土木建設業を営んでいたところ、原発事故に起因する公共工事の工事期間延長のために負担した追加的費用(人件費、工事中用設備・機械等のリース費用)を請求した。東京電力は、申立人が対象区域外に所在すること等を指摘し、申立人主張の損害と原発事故との間の相当因果関係等について争った。パネルは、追加的費用がかかった原因は原発事故だけではなく地震の影響もあること等を理由に、原発事故の影響割合を5割として申立人の請求を認めた。

中間指針第1の4は、中間指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというのではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得るとしているところ、本件は、対象区域外であるものの、中間指針第3の7Ⅱが、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用(従業員に係る追加的な経費等)は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めている趣旨を踏まえて和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	781		
事案の概要	福島県浜通りでレース鳩を飼育していた申立人について、原発事故直後に避難したことによる管理不能が原因で死亡したレース鳩(80羽)の財物損害として230万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H25.7.29	全部和解成立日	H25.11.27
事故時住所	南相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	2,300,000		※1
小計			2,300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は原発事故発生当時、南相馬市内に居住し趣味としてレース鳩の飼育をしていたが、原発事故により避難するに際し飼育していたレース鳩(種鳩30羽、選手鳩50羽)を管理できなくなりやむなく死亡させたとして、その財物損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人が飼育していた鳩の数を争った。パネルは、口頭審理期日における申立人の説明及び飼育施設の写真から相当な飼育規模であったことがうかがわれることから、申立人の主張を認め、その上で、損害額の算定手法に関しては先行の同種案件を踏襲し、種鳩については資料から各種鳩の概算の取得額を推定してこれに脚環番号に応じた指数を乗じて原発事故当時の各種鳩の価格とし、これを積算する方法を基本とし、選手鳩については上記の方法により算定した種鳩の1羽当たり平均額に10分の1を乗じた金額を選手鳩1羽の金額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値が失われた場合には、価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	782		
事案の概要	宮城県で家畜飼料用の牧草の生産・販売業を営む申立人らについて、牧草地の除染費用(除染資材購入費及び除染作業費)が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H25.8.9	全部和解成立日	H25.11.27
事故時住所	宮城県宮城郡利府町ほか		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		3,504,087	H23.3～H25.7	※1

小計 3,504,087

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,504,087
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人らは、宮城県で家畜飼料用の牧草の生産・販売業を営んでいたところ、原発事故により牧草地の除染を余儀なくされたとして、除染費用(除染資材購入費及び除染作業費)を請求した。東京電力は、農業公社及び農協等を介さない個人農家による請求であることから、除染の必要性及び合理性を認めることが困難であると主張して争った。パネルは、宮城県内全域で可能な限り平成24年中に除染を実施するよう要請がされていたこと〔保健所説明会資料〕、農協組合員でなくとも市町村に除染申出書を提出することにより除染作業ができるとされていたこと〔保健所説明会資料〕、その他資料〔証明願、許可証等の面積特定資料、除染作業の記録、除染草地の写真、除染費用の請求書及び領収書等〕から、除染の必要性及び合理性を認め、請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 I は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	783		
事案の概要	いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされた申立人について、約9年分の逸失利益に相当する金額及び廃業費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第3の2(1)ア	第3の2(1)イ
	第3の2(1)エ		

2 基本情報

申立日	H25.4.1	全部和解成立日	H25.11.29
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		10,661,700	H23.3～H31.12	※1
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	商品回収・廃棄費用	324,000	H23.3～H31.12	※2
全部和解	除染費用等	その他	367,500	H23.3～H31.12	※3
小計			11,353,200		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,353,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	7,562,616

※1 中間指針第5の1、中間指針第3の7

申立人は、いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされたとして、妥当な金額の逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続における賠償額が過払いであったなどと主張して争った。パネルは、原発事故と減収との間に相当因果関係を認め、申立人のしいたけ栽培業の年間期待利益の9年分から中間利息を控除した額を逸失利益として認める内容の和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、農林水産物及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等（地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第5の1 IVは、同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合

には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めており、さらに、中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、一定期間の逸失利益等を賠償すべき損害としているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の1

申立人は、いわき市でしいたけ栽培業を営んでいたが、原発事故により事業の断念を余儀なくされ、しいたけ原木を廃棄せざるを得なくなったとして、しいたけ原木の廃棄費用〔作業日誌、写真〕の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続における逸失利益の賠償額に含まれるなどと主張して争った。パネルは、原発事故としいたけ原木の廃棄との間に相当因果関係を認め、しいたけ栽培業の逸失利益とは別に、請求額の5割相当額をしいたけ原木の廃棄に係る損害として認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、農林水産物及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等（地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。）の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたために負担した追加的費用（廃棄費用等）について、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

原発事故によって放射性物質に汚染されたため庭木を伐採したとして、除染費用として当該庭木の財物価値喪失分に相当する額の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	784		
事案の概要	自主的避難等対象区域でペットのブリーダー業を営んでいたが、原発事故により廃業を余儀なくされた申立人について、5年分の年間収入に原発事故による寄与度を8割として算定した金額の廃業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第5の4(2)ア	

2 基本情報

申立日	H25.7.8	全部和解成立日	H25.11.29
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	7,300,000		※1

小計 7,300,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第3の7

申立人は、自主的避難等対象区域でペットを繁殖させて販売するブリーダー業を営んでいたところ、原発事故により、福島県にトラックが入らなくなって餌がなくなったことや、それまで販売していた市場や取引先で買手がつかなくなったこと等から、廃業を余儀なくされたとして、廃業損害として逸失利益〔市場売上げに関する資料、ペットの台帳及び写真〕の賠償を求めた。東京電力は、当初、トラックが入らなくなったことは震災の影響もあるなど主張して認否を留保していたが、口頭審理期日において申立人の陳述を聴取した後、市場売上げに関する資料を前提として、市場外売上げの分も勘案し、一定の金額を賠償額として認めた。パネルは、原発事故と廃業との相当因果関係を認めた上で、ペットの頭数に応じた年間収入額を計算し、5年分の年間収入額に原発事故による影響割合を8割として算定した金額を廃業損害(逸失利益)の賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、また、中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、一定期間の逸失利益等を賠償すべき損害としているところ、これらに従った又は準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	785		
事案の概要	宮城県で家畜ふん発酵処理施設の共同利用等を目的とする申立人について、平成25年4月に購入した牧草地除染のための機械の購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H25.7.9	全部和解成立日	H25.11.29
事故時住所	宮城県伊具郡丸森町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	1,610,437	H25.4	※1
小計			1,610,437		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,610,437
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、宮城県伊具郡丸森町の畜産農家を組合員とする組合であるところ、原発事故後、牧草から許容値を超える放射性物質が検出されたことに伴い宮城県から牧草を飼料として与えることを自粛するよう要請された〔粗飼料等の放射性物質検査結果に基づく給与自粛要請書〕ことを受けて、牧草地の除染を実施することにしたが、除染後の牧草地を効果的に整地するのに必要な機械を購入したとして、当該購入費用〔販売証明書、支払明細書〕の賠償を求めた。東京電力は、購入した機械の価値相当分が申立人の財産となること、機械の性能上、その使用方法が牧草地の除染に限定されるものではなく、今後の申立人の事業に利用することが十分可能と考えられることから、申立人には損害が生じていないと主張して争った。パネルは、機械購入の必要性や除染作業の内容等について事情を確認した上で、東京電力の上記主張をいずれも退け、請求金額の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 I は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認められるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人は、直接請求手続において、機械の購入費用の賠償を拒絶されたことにより精神的苦痛

を受けたとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、原子力損害に該当しないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	786		
事案の概要	福島県中通り地方で小児科クリニックを経営する申立人について、原発事故による自主的避難に起因する患者(子供)の減少により生じた逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H25.9.10	全部和解成立日	H25.11.29
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		6,763,605	H23.3～H23.11	※1

小計 6,763,605

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,763,605
	弁護士費用	202,909
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、自主的避難等対象区域(郡山市)において小児科クリニックを経営していたところ、原発事故により子供が避難し患者数が減少したため保険診療収入が減少したとして、逸失利益の賠償を求めた〔決算報告書、月次推移損益計算書等〕。東京電力は、申立人の自費診療収入は原発事故後増額しており、医療業全体の売上高でみると増収しているため損害の発生を認めることができないと主張して争った。パネルは、保険診療収入の減収額を基礎に損害額を算定するとの判断をし、原発事故の影響割合を9割5分として算定した賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業等において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	787		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(乳児を含む親子)について、家族別離や、育児を恒常的に一人で行わなければならない事情等を考慮して、母親について月額6万円を増額するなど精神的損害が増額して賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H25.5.31	全部和解成立日	H25.12.1
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,092,723	H23.3～H24.8	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	90,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	60,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H23.3～H24.8	※2

小計 1,422,723

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,110,000	H23.3～H24.8	※3

小計 1,110,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,532,723
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従い、交通費増加費用、食費増加費用及びミネラルウォーター購入費用の賠償を認める和解案が提示されたものである(なお、和解契約書上は一律の対象期間が記載されているが、交通費増加費用の対象期間は平成23年4月から平成24年5月まで、ミネラルウォーター購入費用の対象期間は平成23年9月から平成24年8月までである。)

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、原発事故により、申立人B（申立人Aの妻）及びC（申立人A及びBの子、原発事故時生後5か月）と別々に避難せざるを得なくなったとして、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人Aに賠償すべき精神的損害は全て賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人Aが、就労継続の必要上、申立人B及びCと離れて避難せざるを得なかった〔就労状況証明書〕ことを理由に、精神的損害の増額分として月額3万円の賠償を認める和解案を提示した（なお、和解契約書上は一律の対象期間が記載されているが、申立人Aの精神的損害の増額分についての対象期間は、平成23年3月から同年8月までである。）。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故により、申立人Aと別々に避難せざるを得なくなったこと及びこれにより申立人Bが避難先において一人で乳児（申立人C）の世話をしなければならなくなったことを理由に、精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人Bに賠償すべき精神的損害は全て賠償済みであると主張して争った。パネルは、申立人Bが一人で乳幼児を恒常的に世話しなければならなくなったことを理由に、平成23年3月から平成24年8月までの精神的損害の増額分として月額6万円（ただし、平成23年3月分については、乳児を連れて多数回移動したことを考慮し更に3万円を増額する。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人Cは、原発事故により父である申立人Aと別々に避難せざるを得なくなったことを理由に精神的損害の増額を請求した。東京電力は、申立人Cに賠償すべき精神的損害は全て賠償済みであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人Aは、平成22年秋に購入した自動車の財物価値の減少分について賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故により財物価値が減少したとはいえないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	788		
事案の概要	旧警戒区域(避難指示解除準備区域)から避難した申立人らについて、定年後に農業生活を送るために都会から旧警戒区域内に移住してきた点、自宅近隣に放射性廃棄物の仮置場が設置される点を考慮して、自宅土地建物の財物損害が全損と評価されて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.12.5	全部和解成立日	H25.12.2
事故時住所	田村市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	検査費用(人)		10,000	H24.3	※1
早期一部和解	避難費用	家財移動費用	1,300	H23.4	※2
一部和解	避難費用	家財移動費用	8,420	H23.3～H24.10	※2
一部和解	避難費用	食費増加費用	200,000	H23.3～H24.10	※2
一部和解	避難費用	通信費増加費用	22,530	H23.3～H23.4	※2
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	61,110	H23.4～H24.11	※2
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	500,000	H23.3～H24.10	※2
早期一部和解	一時立入費用	宿泊費用	56,881	H24.1～H24.8	※3
早期一部和解	一時立入費用	交通費	224,000	H24.1～H24.5	※3
一部和解	一時立入費用	交通費	203,600	H24.1～H24.10	※3
早期一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.12～H24.8	※4
一部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H24.9～H25.6	※4
一部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3～H23.12	※4
早期一部和解	検査費用(物)		10,500	H24.10	※5
一部和解	検査費用(物)		6,500	H24.10	※5
早期一部和解	財物損害	建物	3,436,306		※6
全部和解	財物損害	建物	11,673,839		※6
全部和解	財物損害	土地	1,246,847		※6
早期一部和解	財物損害	家財	4,450,000		※7

小計 24,311,833

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.12～H24.8	※4
一部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H24.9～H25.6	※4
一部和解	精神的損害	増額分	120,000	H23.3～H23.6	※4
一部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	14,875	H23.6～H24.10	※8
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	390,000	H23.6～H24.10	※8
一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	70,000	H23.6～H24.10	※8

小計 2,494,875

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	26,806,708
	弁護士費用	804,202
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の1

中間指針第3の1は、避難をした避難等対象者が、放射線への曝露の有無又はそれが健康に及ぼす影響を確認する目的で必要かつ合理的な範囲で検査を受けた場合には、検査費用(検査のための交通費等の付随費用を含む。)を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ①及び③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域から避難するために負担した家財道具の移動費用及び避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち警戒区域内に住居を有する者が、一時立入りするために負担した交通費等(前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む。)は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、重度又は中程度の持病があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、申立人A及びBについて、それぞれこれに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の9

中間指針第3の9は、対象区域内にあった財物について、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合には、所有者等の負担した検査費用は必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人らは、原発事故前、避難指示解除準備区域内(田村市)に土地を借り自宅建物を建てて生活していたところ、定年後に農業を営むために都会から同区域内に移住してきたという経緯

があること、申立人らが作る農作物は地元で有名であったこと、仮に自宅に帰還したとしても、申立人らの年齢及び体調不良に鑑みて原発事故前と同様の生活ができないこと、自宅周辺では野菜の出荷制限等もあることから原発事故前と同様の無農薬野菜の栽培が難しい状況にあること、自宅近隣に放射性廃棄物の仮置場が設置されたこと等〔申立人の陳述等〕から、自宅土地（借地権）及び建物の財物損害について、全損評価での賠償を求めた。東京電力は、政府より公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」を踏まえて、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償すれば足りると主張して争った。パネルは、申立人らの主張する事実を考慮し、上記財物損害について全損と評価して賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第2の4 II は、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとし、同備考2は、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分を賠償対象とすることができるとしているところ、これらの趣旨を踏まえた和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の10

申立人らの家財について、中間指針第3の10 I に従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の5

中間指針第3の5 I は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより生じた治療費、薬代、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、申立人Bについて、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	789		
事案の概要	宮城県を拠点に産業廃棄物処理事業を営む申立会社が搬入物の放射線量を測定するために設置した測定器(設置型放射線測定器等)購入費用等について、原発事故後、申立会社は増収増益であり、上記費用は申立会社に廃棄物処理を依頼した取引先に転嫁されているため損害がない、仮に損害があるとしても損益相殺の対象となるという東京電力の主張につき、追加的費用であることを理由に排斥し、賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H25.7.22	全部和解成立日	H25.12.2
事故時住所	宮城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用	線量計購入費	13,996,500	H23.3～H25.2	※1
全部和解	除染費用	検査費用	2,366,700	H23.3～H25.2	※2
小計			16,363,200		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,363,200
	弁護士費用	490,896
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、宮城県を拠点に産業廃棄物処理事業を営んでいるところ、原発事故の発生に伴い、搬入物等の放射線量を測定するための設置型測定器の購入費用(申立人は、申立人の関連会社を経由して販売先から購入した。)、設置工事費用及び校正費用の支出を余儀なくされたとして、それらの賠償を求めた。東京電力は、原発事故により上記費用を要するに至ったことは認めたものの、申立人は原発事故後増収増益となっていることからすると、上記費用は、原発事故により申立人に廃棄物処理を依頼した取引先に対する代金に転嫁されているため申立人には損害がなく、もし仮に損害があるとしても原発事故により廃棄物処理の依頼を受けて増収となっている以上、損益相殺の対象となると主張して争った。パネルは、上記費用が追加的費用に当たることから損益相殺の対象とはならないとして東京電力の主張を排斥した上で、測定器購入費用から申立人関連会社の利益分を控除した額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 Iは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人は、放射線物質汚染対策特措法に基づき水質検査等が必要になり、浸出水が約2週間滞留することや近隣住民への安全のプレスリリースの基準の観点から月2回検査しているとして、当該検査費用を請求した。東京電力も検査を要すること自体は認めつつ、規則で求められている検査回数は月1回であると主張し、月1回分の検査費用のみを認め、それ以上の検査費用については検査の必要性がないと主張して争った。パネルは、規則は月1回以上の検査を要求していることや、申立人主張の上記事情等から、月2回分の検査費用（申立人関連会社の利益分を控除した額）を認める和解案を提示した。

これも中間指針第二次追補第4 I に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	790		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町・避難指示解除準備区域)に土地を所有する首都圏居住の申立人について、近々、当該土地に移住する予定であったが、原発事故後の当該地区の客観的状況などから申立人が少なくとも原発事故後6年間は当該地区で生活することが困難であると認定し、同土地の財物損害が全損と評価されて賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.8.29	全部和解成立日	H25.12.2
事故時住所	埼玉県川口市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	1,906,010		※1
全部和解	財物損害	その他	10,000		※2
小計			1,916,010		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,916,010
	弁護士費用	57,481
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時、避難区域外に居住していたが、所有する富岡町（避難指示解除準備区域）所在の宅地〔土地全部事項証明書〕について、原発事故により価値を喪失したとして、原発事故時の時価相当額全額での財物賠償を求めた。東京電力は、時価相当額に避難指示期間割合（72か月分の60か月）を乗じた金額のみを認めた。パネルは、当該宅地は原発事故時更地であるが申立人が移住を予定して準備していたこと、当該宅地近隣の放射線量及び周辺地域のインフラの復興状況等を考慮し、申立人が少なくとも原発事故後6年間は当該宅地の利用ができないと認定し、当該宅地は全損となったと評価して、時価相当額全額での和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

当該宅地の証明書取得等の諸費用について、賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	791		
事案の概要	福島県内の契約農家から原材料を仕入れ、食品製造事業を営む申立会社について、原発事故の影響により契約農家との平成23年度の契約を見合わせざるを得ず、その代償として契約農家に対し支援金を支払ったことが、原発事故との間に相当因果関係が認められる損害であるとして、支払った支援金の8割が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.5.10	全部和解成立日	H25.12.3
事故時住所	群馬県沼田市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	15,523,200		※1

小計 15,523,200

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,523,200
	弁護士費用	465,696
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、群馬県において、福島県内の契約農家から調達した農産物を用いて食品加工業を営んでいたところ、原発事故後、放射性物質による汚染を懸念する消費者等からの問合せが急増した〔放射能関連問合せ件数に関する資料〕ことを受けて、食品の風評被害を避けるために平成23年度の契約栽培を見合わせるとともに、翌年度以降の栽培再開に向けた環境整備及び風評被害拡大防止のために契約農家に対する支援金の支払が不可欠となったとして、支出した支援金相当額〔振込完了書〕の賠償を求めた。東京電力は、農産物から国の暫定基準値を超える放射性物質は検出されておらず契約栽培の実施に支障がない状況であったこと、支援金の支払はもともとの契約の条件ではなく原発事故の発生を受けて行った交渉の結果に基づくもので申立人の経営判断による対応であり原発事故との相当因果関係が認められないこと、支援金の額の相当性についても合理的根拠が明らかにされていないことを主張して争った。パネルは、申立人の主張の一部を容れ、支援金の支払と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を8割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の2 IIは、福島県産の農産物を原材料として用いる食品製造業において、買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠

償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	792		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の農村部から避難した申立人について、避難中に自宅の中を猪等に荒らされたことによる自宅建物、家財等の損壊と原発事故との間の因果関係を認め、修繕費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(イ)	第1の12(2)エ(エ)	第1の12(2)オ(ア)

2 基本情報

申立日	H25.4.1	全部和解成立日	H25.12.4
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	財物損害	建物	1,504,780		※1
早期一部和解	財物損害	家財	550,000		※2
全部和解	財物損害	建物	8,217,220		※3
全部和解	財物損害	その他動産	390,000		※3
全部和解	財物損害	家財	783,333		※3
全部和解	財物損害	その他動産	26,000		※3

小計 11,471,333

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,471,333
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人の請求した自宅の畳、床、壁及び天井等の建物の修繕費用のうち、申立人と東京電力との間で争いのない部分について、中間指針第3の10 Iに基づき、和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人の請求した仏壇の修繕費用のうち、申立人と東京電力との間で争いのない部分について、中間指針第3の10 Iに基づき、和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、原発事故により約10か月に渡り避難生活をしてきたため自宅が管理不能になり、畳、床、壁、天井及び仏壇等が雨漏りやねずみ等によって被害を受け、深井戸ポンプや屋外トイレの便器が凍結により使用できなくなったとしてそれらの修繕費用を、また、畑の盆栽が枯れた

としてその財物損害の賠償を請求した。東京電力も一定の範囲でこれを認めたが、震災や経年劣化等の原発事故以外の原因も考えられるとし、申立人主張の損害全てが原発事故と相当因果関係があるものとはいえないと主張して争った。パネルは、原発事故と申立人主張の損害との相当因果関係を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（修理費用等）を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人は、自宅のサッシ下及び外壁部分に雨水が入り込まないように板金工事をしたとして、当該工事費用の賠償を請求した。東京電力は、原発事故との相当因果関係が明らかではなく、詳細を確認することができる資料もないため、賠償は認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	793		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、同じ食品製造会社に勤務していた申立人らについて、原発事故後1年以上経過後に生じた勤務先会社の廃業と原発事故との因果関係は、当該会社が東京電力から営業損害の賠償を受けていたことを考慮しても、肯定できるとして、平成24年3月又は4月末日の整理解雇により生じた平成25年9月(和解提案日の前月)までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)	第1の10(2)ア(ウ)	

2 基本情報

申立日	H25.6.3	全部和解成立日	H25.12.4
事故時住所	いわき市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	2,223,858	H24.3～H25.9	※1
小計			2,223,858		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	2,146,850	H24.3～H25.4	※1
小計			2,146,850		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	2,028,516	H24.3～H25.9	※1
小計			2,028,516		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	2,640,669	H24.3～H25.9	※1
小計			2,640,669		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	3,987,720	H24.4～H25.9	※1
小計			3,987,720		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,027,613
	弁護士費用	336,448
	手続内で処理された既払金合計額	1,812,665

※1 中間指針第7の1

申立人らは、原発事故時、いわき市に居住し、同市内の同じ食品製造会社に勤務していたところ、工場閉鎖に伴って整理解雇されたことを理由として、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、勤務先会社が東京電力から営業損害の賠償を受けていること、勤務先会社が原発事故後1年以上経過した後に廃業したこと等から、原発事故と勤務先会社の廃業との間の相当因果関係、ひいては原発事故と申立人らの整理解雇との間の相当因果関係を認めることができないと主張して争った。パネルは、原発事故と勤務先会社の廃業との相当因果関係を認め、平成24年3月又は同年4月末日の整理解雇により生じた平成25年9月までの就労不能損害（再就職による収入がある申立人については、当該収入額を控除する。）を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害による営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	794		
事案の概要	県南地域(白河市)から妻子が愛知県に避難したため夫と二重生活になった申立人らについて、白河市の居住地の線量が自主的避難等対象区域の主要な都市と同程度以上あることを理由に、平成25年3月末までの避難費用及び避難雑費が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ウ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H25.5.7	全部和解成立日	H25.12.5
事故時住所	白河市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	63,211	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	243,822	H23.3~H24.2	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	30,000	H23.3	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	191,842	H23.3~H25.3	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	302,200	H23.3~H25.3	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	660,000	H23.3~H25.3	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3~H24.3	※1
全部和解	避難雑費		300,000	H24.1~H25.3	※1

小計 2,091,075

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1

小計 200,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3~H23.12	※1

小計 40,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3～H23.12	※1

小計 40,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,371,075
	弁護士費用	71,132
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故当時、白河市（県南地域）に居住していたが、申立人らの居住地域の線量に鑑みると自主的避難に相当の理由があり、自主的避難等対象区域外であっても自主的避難に伴う損害の賠償が認められるべきであるとして、避難費用〔領収書〕、生活費増加費用〔領収書〕、医療費〔診療明細書、領収書〕、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らの原発事故当時の住所が県南地域であり自主的避難等対象区域外であること、県南地域の被害者に対しても既に定額の賠償を支払っていること、仮に申立人らの自主的避難に合理性を認めるとしても平成24年9月以降は原発事故との相当因果関係を認めることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人らの居住地域の線量等に鑑みて、自主的避難等対象区域と同様に扱い、避難費用、生活費増加費用、避難雑費（18歳以下の申立人Aについて月額2万円）、精神的損害（全体的に自主的避難等対象区域と同水準。精神的損害については、県南地域の被害者に対する平成24年6月11日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえた基本部分に加えて、中間指針第一次追補第2を踏まえた定額分（増額分。）を認めた。なお、医療費については原発事故との相当因果関係が不明として認めなかった。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認め、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、さらに、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	795		
事案の概要	福島県の採取業者から原材料を仕入れ、漢方生薬剤原料の加工、販売業を営む申立会社について、原発事故後、厚生労働省の通達を受けた取引先から生薬洗浄を指示され、高性能生薬洗浄機の開発・購入を余儀なくされたとして、高性能生薬洗浄機の取得費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第4の2	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H25.8.9	全部和解成立日	H25.12.5
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他の政府指示等・追加的費用	除染費用	7,950,366		※1
		小計	7,950,366		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,950,366
	弁護士費用	238,510
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第6の1

申立人は、福島県等の採取業者から漢方生薬の原料生薬を仕入れ、加工して取引先に販売していたところ、当該原料生薬に関し厚生労働省から放射性物質の検査・洗浄の徹底を指示する旨の通達が出され、取引先からも原料生薬洗浄を要求されたことから、高性能生薬洗浄機の開発・購入を余儀なくされたとして、高性能生薬洗浄機の取得費用を請求した。東京電力は、購入先を変更することで損害回避可能である、独自に洗浄機を開発した合理性が不明であるなどと主張して争った。パネルは、取引先の厳格な生産者管理やコストの観点からすると新規業者からの購入は事実上困難であること、当該原料生薬の形状からは高压洗浄等には適さないこと等の事情から、高性能生薬洗浄機の開発・購入と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、申立人請求の取得費用全額を認める和解案を提示した。

中間指針第6の1 IIは、中間指針第3ないし第5の政府指示等のほか、政府が原発事故に関し行う指示等の対象事業者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	796		
事案の概要	長期間の自主的避難は実行せずに自主的避難等対象区域(郡山市)に滞在し続けたが、放射能から少しでも逃れるために週末などに福島県外(新潟県)への短期の避難を実行した申立人らについて、短期の避難に要した移動交通費等の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア		

2 基本情報

申立日	H25.4.9	全部和解成立日	H25.12.6
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		120,000	H23.3～H24.8	※1
小計			120,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		120,000	H23.3～H24.8	※1
小計			120,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	40,357	H24.3～H25.1	※2
小計			40,357		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	320,357
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

パネルは、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ、申立人Aに対しては追加的費用等として、申立人B及びCに対しては追加的費用等及び精神的損害等に対する賠償として追加賠償を認めたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、長期間の自主的避難は実行しなかったものの、数回にわたり短期の避難を実行したため、短期の避難に要した移動交通費の賠償を請求した。東京電力は、短期の避難を続ける必要性、合理性が確認できれば支払を検討すると主張した。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて短期避難の必要性を認め、移動距離1km当たり22円で計算した金額を、平成24年について3回分、平成25年について1回分認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	797		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(双葉郡川内村)に居住しており、原発事故による避難のために同区域内の職場を退職せざるを得なかった申立人について、就労不能損害の賠償終期を平成24年12月末とする東京電力の主張を排斥し、和解提案日の前月である平成25年10月末までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H25.7.31	全部和解成立日	H25.12.6
事故時住所	川内村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,575,480	H25.1~H25.10	※1
小計			2,575,480		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,575,480
	弁護士費用	77,265
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)

申立人は、勤務していた原発関連企業を原発事故によって離職し、その後除染の仕事に就き減収が生じたにもかかわらず、直接請求では就労不能損害が平成24年12月分までしか認められなかったため、平成25年1月分以降について賠償を請求した。東京電力は、離職は申立人の自己判断によるものである、緊急時避難準備区域の就労不能損害の終期は平成24年12月である、平成25年9月には原発事故前よりも増収しているため損害が発生していないなどと主張して争った。パネルは、申立人が原発関連企業への復職を回避する心理は十分理解可能であり、また、原発事故後に就いた除染の仕事は雨の日や冬の間は仕事ができず収入がなくなるため申立人の収入は不安定であって、対象期間を通してみれば損害がいまだに発生していると判断し、平成25年1月から和解案提示の前月である同年10月までの期間について、原発事故後の除染の仕事による収入額を控除せずに、就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合には、給与等の減収分は賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追補第2の3Iは、就労不能損害の終期については個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとしており、総括基準(営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について)は、避難者が避難先等における就労によって得た給与等は、当該就労が従来と同等の内容及び安

定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情のない限り、損害額から控除しないものとするとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1）

申立人は、平成24年9月から平成25年5月までの精神的損害の賠償を求めたところ、東京電力は、精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とならないとされている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	798		
事案の概要	旧警戒区域の宗教法人について、収入額の認定に現金出納帳や経験則上発生が見込まれる収入については陳述書を利用し、客観的資料の不足を補った上で、営業損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ケ)	第1の9(2)イ(ウ)	第1の9(2)イ(カ)
	第11の1(2)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H25.3.18	全部和解成立日	H25.12.10
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		3,350,000	H23.3～H24.9	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	795,000		※1
全部和解	営業損害・追加的費用	除染費用	927,500	H24.6、H24.9	※1
小計			5,072,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,072,500
	弁護士費用	152,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、中間指針第2の5

申立人は、福島県内の旧警戒区域において、古くからの歴史を有する神社であるところ、原発事故により参拝者がほぼいなくなり、事故前のような神社経営ができず減収が生じたとして営業損害(逸失利益)の賠償を、また、地震の影響により石灯籠が台座から落下するなどしたまま1年3か月近く放置されたため、接着面の劣化が進み、修理費用が増加したとして石灯籠修理費用の増加分の賠償を、さらに、神社の本殿等を高圧洗浄機で洗浄するなどした除染費用の賠償をそれぞれ求めた。東京電力は、原発事故前の収入等に関する決算資料を確認しないと賠償額の算定ができないなどと主張して争った。パネルは、逸失利益については陳述書等の代替資料を根拠として損害額を算定し、また、石灯籠修理費用の増加分及び除染費用についても認め、和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、同IIは、事業に支障が生じたために負担した追加的費用(除染費用等)や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めており、さら

に、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	799		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していたが、原発事故後に埼玉県に避難した家族3名(うち2名は高校生と中学生)について、子供2名が避難先の高校・中学校に通学していること等の事情を考慮し、平成24年9月以降の避難費用、日常生活阻害慰謝料などの賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)

2 基本情報

申立日	H25.4.30	全部和解成立日	H25.12.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	交通費	32,000	H23.3～H25.3	※1
早期一部和解	一時立入費用	交通費	331,860	H23.3～H25.3	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,820,000	H23.3～H24.8	※1
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	25,200	H23.3～H25.3	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H24.9～H25.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,000,000	H23.3～H25.3	※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	107,766	H23.3～H23.5	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	121,967	H23.3～H25.3	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	150,000	H23.3～H25.3	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	23,040	H23.3～H24.3	※3
全部和解	帰宅費用	交通費	65,440	H23.3～H25.3	※4
全部和解	その他		94,400	H23.4～H24.5	※5
全部和解	その他		2,697	H23.5	※5
全部和解	その他		28,862	H23.8～H24.5	※5
全部和解	就労不能損害	減収分	2,133,000	H23.3～H25.2	※6
全部和解	営業損害・逸失利益		1,391,852	H23.3～H25.2	※7

小計 8,028,084

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,820,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H24.9～H25.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H23.3～H25.3	※2
小計			3,270,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,170,000	H23.3～H25.3	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	350,000	H24.9～H25.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H23.3～H25.3	※2
小計			3,270,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,568,084
	弁護士費用	437,042
	手続内で処理された既払金合計額	1,900,000

※1 中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（早期一部支払の実施について）

東京電力が争わなかった避難費用（移動交通費）、生活費増加費用（家財購入費）、一時立入費用（移動交通費）及び平成24年8月までの日常生活阻害慰謝料を早期一部支払としたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1（2）、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、子である申立人B及びCが避難先で通学しているなどの状況から平成24年9月以降も避難を継続せざるを得ない特段の事情があったと主張して、同月以降の精神的損害の賠償を請求するとともに、母である申立人Aが避難生活により適応障害となり、そのため就労ができず生活が困窮し、やむを得ず申立人Bを遠方の祖父母宅（福島県外）に預けざるを得なくなり、申立人らを含む家族に別離が生じたなどとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域についての避難費用及び精神的損害の終期は平成24年8月末を目安とされているなどと主張して争った。パネルは、申立人Aが原発事故前と同様に就労し生計を維持することが困難であること、そのため申立人Bが県外の祖父母宅で生活せざるを得ないこと、また申立人Cが避難先の高校に入学したこと等から、各申立人について同年9月以降平成25年3月末まで避難を継続せざるを得ない特段の事情があるとして同期間の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるとともに、一家の家庭状況、申立人Aの避難による身体的精神的状態を考慮し、平成23年3月分から平成25年3月分まで、申立人Aについては月額4万円、申立人B及びCについてはそれぞれ月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2） IIIは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年

8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしている。また、中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体又は精神の障害があることや、家族の別離、二重生活等が生じたこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1(2)

申立人らは、申立人B及びCが避難先で通学している等の状況から平成24年9月以降も避難を継続せざるを得ない特段の事情があったと主張し、避難中に滞在したアパートの家賃、生活費増加費用(家財等購入費)、申立人B及びCの転校に伴う生活費増加費用(制服代等)、申立人Bの生活費増加費用(通学交通費増加分)を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域についての避難費用及び精神的損害の終期は平成24年8月末を目安とされているなどと主張して争った。パネルは、申立人Aが原発事故前と同様に就労し生計を維持することが困難であること、そのため申立人Bが県外の祖父母宅で生活せざるを得ないこと、また申立人Cが避難先の高校に入学したこと等から、各申立人について平成24年9月以降平成25年3月末まで避難を継続せざるを得ない特段の事情を認め、平成23年3月から平成25年3月までの上記費用(証拠資料が不足する場合はその一部を限度とする。)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②及び③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等及び避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の2 IIIは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2) IIIは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の3、中間指針第3の4

平成24年9月以降の一時立入費用及び帰宅費用(交通費)を一定限度で認めたものである。

※5 中間指針第3の2

南相馬市の自宅の家賃、電気料金及び水道料金の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の8

申立人Aが避難により勤務先の学習塾での収入を得られなくなったことによる就労不能損害の賠償が認められたものである。

※7 中間指針第3の7

申立人Aが自宅で営業していた学習塾について、避難指示等に伴い営業不能となったことによる営業損害の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	800		
事案の概要	平成19年に取得した旧警戒区域(帰還困難区域・大熊町)所在の土地及び平成20年に同土地上新築した建物の財物賠償について、土地については平成19年の売買代金額と同額、建物については平成20年の建物新築請負代金額と同額(経年減価を伴わない)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.6.24	全部和解成立日	H25.12.10
事故時住所	大熊町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	5,905,130		※1
全部和解	財物損害	建物	29,171,748		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	500,000	H25.6~H25.10	※2
全部和解	精神的損害	増額分	960,000	H23.3~H25.10	※2

小計 36,536,878

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	500,000	H25.6~H25.10	※2
全部和解	精神的損害	増額分	960,000	H23.3~H25.10	※2

1,460,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	960,000	H23.3~H25.10	※2

960,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	32,600	H25.5	※3

小計 32,600

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	38,989,478
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人Aは、平成19年3月に大熊町に取得した土地〔不動産売買契約書〕について取得費用（土地代金〔不動産売買契約書〕、土地購入申込金〔領収証〕、土地媒介手数料〔領収証〕、土地登記費用〔領収書〕）による賠償を求め、平成20年2月に同土地上に竣工した建物〔工事監理報告書〕について取得費用（工事請負代金額〔建築工事請負契約書〕、追加工事請負代金額〔特別工事請負契約書、振込明細、注文書、見積明細書〕、建物関連手続費用〔預り金精算明細及び御返金額のお知らせ〕）による賠償を求めた。東京電力は、自己の基準に基づき算出した金額での賠償を認め、土地の取得費用による賠償について地価変動率を考慮すべきであること、建物の取得費用による賠償について減価償却を行うべきであることを主張した。パネルは、土地について、取得時期が原発事故の4年前であること〔不動産売買契約書〕から、地価変動率を考慮することなく取得費用による賠償を認め、建物について、注文住宅であり竣工時期が原発事故の3年前であること〔建築工事請負契約書〕、耐用年数の長い施工方法が用いられていること〔設計図面、標準仕様書〕、高耐震・高耐久の基礎が採用されていること〔設計図面、標準仕様書〕、手入れ・保存の状態がよいこと〔陳述書〕から、減価償却を行わず工事請負代金額に基づく賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められると定めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の3

一時立ち入りの際の宿泊費の賠償を認めたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人らは、本件手続に要したコピー費用の賠償を求めたところ、東京電力は争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	801		
事案の概要	地目は畑だが宅地への転用許可を得ている旧警戒区域(帰還困難区域・双葉町)所在の土地を宅地並みの価格で取得していた申立人について、その取得価格全額相当額が財物損害として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H25.6.28	全部和解成立日	H25.12.20
事故時住所	埼玉県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	10,242,266		※1
小計			10,242,266		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,242,266
	弁護士費用	307,268
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、定年後に故郷である双葉町へ戻り生活したいと考え、平成20年に帰還困難区域内に土地を購入したが、原発事故により当該土地に家を建てて住むことは不可能になったなどとして、当該土地の代金相当額、建築準備に要した諸費用、弁護士費用及び遅延損害金等の支払を求めた。東京電力は、当該土地の登記上の地目が畑とされており、田畑の賠償基準は未確定であるため、現時点では賠償額を提示できないなどとして、これを認めなかった。パネルは、申立人が当該土地の取得に際し、農地転用許可申請や道路造成工事を行っていたこと等の事情を考慮し、当該土地は居住用に取得されたものであったとして、当該土地の取得費用のほか家の建築準備に要した諸費用に相当する全額を、原発事故と相当因果関係のある損害として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失又は減少した部分は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	802		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)から東京都の4LDKの共同住宅(家賃月額18万円)に避難した家族4名について、息子2名が精神疾患を患っており個室を必要としていたから家賃が高くても広い住宅に居住する必要があったなどの事情を考慮し、家賃、仲介手数料及び事務手数料の全額並びに敷金の2割が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)イ(ア)	

2 基本情報

申立日	H25.9.18	全部和解成立日	H25.12.10
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	1,871,880	H25.1~H25.10	※1

小計 1,871,880

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,871,880
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、妻、長男、二男(子は、いずれも成人)の4人家族であり、事故後、転々避難した後、平成23年4月に東京都所在の借上アパートに居住していたが、2LDKの間取りで各自の自室を確保することができず、また、交通量の多い幹線道路に面した部屋であったことから、24時間激しい騒音に悩まされ、長男及び二男の持病である精神疾患が悪化するなどしたため、同じく東京都所在の4LDKの借家に転居せざるを得なくなったとして、転居先の賃料(月額18万円)のほか、敷金及び礼金(いずれも賃料の1か月分)並びに事務手数料(1050円)の賠償を請求した。東京電力は、東京都の4人家族の平均家賃額について、平成20年の住宅・土地統計調査の結果を根拠に、東京都において4人家族が居住するのに必要かつ合理的な居宅の賃料の上限額は10万5000円であると主張して、その範囲内で賃料及び礼金の請求について一部支払に応じる旨述べたが、敷金については、申立人が返還請求権を有している以上、申立人に損害はないと主張して、請求の全部を否認した。パネルは、子らに精神障害があるなどの申立人家族の具体的事情を勘案すれば、本件賃料は、必要かつ合理的な範囲で負担した費用と認められると判断し、賃料及び礼金並びに事務手数料の全額と敷金の2割を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	803		
事案の概要	旧警戒区域所在の海水浴場で監視業務を行っていた申立会社について、原発事故により海水浴場が閉鎖され業務が受託できなくなったことで生じた営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H25.8.19	全部和解成立日	H25.12.11
事故時住所	静岡県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		1,504,017	H23.3～H25.8	※1

小計 1,504,017

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,504,017
	弁護士費用	45,121
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、静岡県内において、各地の海水浴場等における水泳等、水辺の監視・安全管理に関する事業等を営む法人であるところ、原発事故により、旧警戒区域内の海水浴場が閉鎖され、海水浴場の監視業務を受託できなくなったため減収が生じたとして営業損害の賠償を求めた。東京電力は、平成23年以降も監視業務を受託できたとはいえないため、減収と原発事故との因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、第一次被害者である海水浴場運営会社との取引の代替性の有無を考慮すると、予想利益全額を損害と認定することはできないが、平成23年は9割、平成24年は6割、平成25年は3割の範囲内で原発事故との相当因果関係を認め、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱは、「間接被害」については、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	804		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から新潟県に避難している申立人らについて、幼児を郡山市に帰宅させて通園させることに不安を感じていることから、避難継続の合理性を認め、平成25年10月末(和解提案日の前月末)までの避難費用、避難雑費等が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H25.8.29	全部和解成立日	H25.12.11
事故時住所	郡山市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	985,600	H24.1～H25.10	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	660,000	H24.1～H25.10	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H24.1～H24.12	※1
全部和解	避難雑費		880,000	H24.1～H25.10	※1
小計			2,825,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,825,600
	弁護士費用	84,768
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、平成24年1月以降における面会交通費、引越費用、二重生活に伴う生活費増加費用、家財道具購入費用、避難雑費及び慰謝料を請求した。東京電力は、避難開始時期が平成23年10月と遅いこと、損害を裏付ける資料が提出されていないこと、中間指針等に定められた基準を超えて支払う特別の事情はないこと、また、平成24年9月以降における請求については、避難継続の合理性を認めるだけの特段の事情がないことから、申立人らの請求を認めないと主張して争った。パネルは、東京電力の主張を排斥し、平成24年1月以降における面会交通費、避難雑費(18歳以下の子供1人につき月額2万円)等の賠償を認める和解案を提示した(ただし、慰謝料の賠償は認めなかった。)

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認め

られる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	805		
事案の概要	茨城県内で有機野菜を生産販売する申立人について、決算書等の提出はなかったが、所在場所、業種等に照らし、申立人の請求に近い額の営業損害及び追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H25.9.27	全部和解成立日	H25.12.11
事故時住所	茨城県つくば市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,500,000	H24.10~H25.6	※1

小計 1,500,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第2の5

申立人は、原発事故当時、茨城県つくば市において有機野菜を生産・販売していたところ、原発事故による風評被害により有機人参の売上げが減少し減収が生じたとして逸失利益の賠償及び売れ残った人参の廃棄に係る費用や保管費用等の追加的費用の賠償を請求した。東京電力は、基準年度及び対象年度の売上げ・収益が分かる客観資料の提出がないため損害額を算定できないなどと主張して争った。パネルは、申立人の所在場所や業種等に照らし、原発事故と風評被害とは相当因果関係があるものと認め、また、申立人から決算書等の提出はなかったが、売上明細表等から原発事故前の販売価格と原発事故後の販売単価の差額を認定するなどして損害額を概括的に算出し、平成24年10月から平成25年6月までの営業損害として、申立人の請求金額に近い額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、農林産物（茶及び畜産物を除き、食用に限る。）については、福島、茨城、栃木、群馬、千葉及び埼玉の各県において産出されたものについては、原則として賠償すべき損害と認められるとしており、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、合理的に算定した一定額の賠償を認めるなどの方法も考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	806		
事案の概要	帰還困難区域(富岡町)に事務所があった申立人について、償却資産について事故発生時価格で賠償し、事故後の逸失利益も賠償すると、償却資産についての税務上の減価償却費相当額が二重賠償となるという東京電力の主張を二重賠償額の具体的な立証がないとして排斥した上で損害額を算定し、また帳簿上記載のない動産についても陳述から損害額を認定し賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H24.3.29	全部和解成立日	H25.12.12
事故時住所	富岡町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	建設業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	営業損害・逸失利益		44,887,922	H23.3～H27.2	※1
一部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	1,600,000	H23.3～H24.6	※2
全部和解	財物損害	建物	30,500,000		※3
全部和解	財物損害	その他動産	7,000,000		※3
小計			83,987,922		

申立人B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	4,000,000		※4
小計			4,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	87,987,922
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	23,897,581

※1 中間指針第3の7

申立人Aは帰還困難区域においてアパート経営等を行っている法人であるところ、中間指針第3の7Iに基づく逸失利益として、その経営するアパートの入居者が避難したことによる賃料収入の減収分について賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の7

中間指針第3の7IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障を避けるために又は事業を変更したために生じた追加的費用(事業拠点の移転費用等)を必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従って、申立人Aが帰還困難区域に所在していた事務所を移転したために新たに生じることとなった事務所の賃料の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の10

帰還困難区域に事務所を持つ申立人Aが、当該事務所建物及び建物内の動産について原発事故発生時点における価額の財物賠償を求めた。東京電力は、原発事故発生時点以降の逸失利益（※1）の賠償額の算定に当たって償却資産の減価償却費相当分を固定費として賠償しつつ、同時に、原発事故発生時点における当該償却資産の財物価値全額の賠償を行うことは、減価償却費相当額について二重に賠償しているおそれがあり、認められないと反論した。パネルは、二重賠償額の具体的な立証がないとして東京電力の主張を排斥した上で、償却資産について、帳簿上記載のない動産も含め、陳述等からその損害額を認定するなどして、原発事故発生時点における時価相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失又は減少した部分は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人B、Cが帰還困難区域内に個人で所有していた動産について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	807		
事案の概要	県南地域でプラスチック加工業を営む申立人会社について、平成24年9月以降についても、取引の減少は、原発事故の風評被害や間接損害によって生じたものとして、営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.6.18	全部和解成立日	H25.12.12
事故時住所	白河市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		15,144,795	H24.9～H25.1	※1
小計			15,144,795		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,144,795
	弁護士費用	454,344
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

県南地域でプラスチック製品加工業を営んでいる申立人は、原発事故により、消費者や取引先から製品の製造・加工・発送の各過程において放射性物質による汚染の恐れを理由に取引を停止されて風評被害を受けたとして売上減少分の賠償を請求した。東京電力は、申立人の売上減少について、原発事故との間に因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、売上減少と原発事故との間の相当因果関係を認め、基準年度の売上高に、対象期間における売上減少率を乗じ、製造業における貢献利益率を32%、原発事故の影響割合を8割として、逸失利益を算定した和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	808		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)で、津波で被災した大型重機の引き上げ・修理を行おうとしていたところ、原発事故により修理などが遅滞したことで発生した追加の修理費用等について、賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H25.7.1	全部和解成立日	H25.12.10
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	商品調達等費用増加分	2,958,000		※1

小計 2,958,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,958,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、土木・建築工事を営む事業者であるところ、原発事故により、発電所新設工事の現場から重機を搬出することができず、放射能の影響により搬出及び修理が遅れたことにより発生した修理費用の増加分の賠償を求めた。東京電力は、期間の経過による損害の拡大は原発事故に基づく損害とはいえないこと及び重機が全損となったのは津波が原因であることを理由として、原発事故との因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、修理費用の増加分と原発事故との間の相当因果関係を認め、請求額を増額修正しその4割を追加的費用としての損害と認めて和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業に支障が生じたために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	809		
事案の概要	岩手県でしいたけ栽培の事業を始めたが、出荷自粛要請によって製品の出荷を行えなかった申立会社について、販売実績がないことから賠償できないとの東京電力の主張を排斥し、逸失利益の賠償を認めた事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第1の12(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア
	第3の2(3)		

2 基本情報

申立日	H25.8.20	全部和解成立日	H25.12.12
事故時住所	岩手県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		6,627,221	H23.3～H29.12	※1
全部和解	財物損害	動産	2,373,400		※2
全部和解	出荷制限指示・検査費用(物)		2,800		※3
全部和解	その他		1,102		※4

小計 9,004,523

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,004,523
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、原木しいたけの販売を営もうとしていた事業者であるところ、原発事故により、原木しいたけ用のほだ木から基準値を超える放射性物質が検出されたことにより、原木しいたけの販売を断念せざるを得なかったとして、原木しいたけを販売した場合に得られたであろう逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において、申立人に原発事故以前における販売実績がないため逸失利益が発生したとの蓋然性を認めることは難しいと主張して、申立人に逸失利益が発生したことを否認したが、最終的には、申立人が所有する原木について、直接請求における基準(想定販売額に期待所得率を乗じた金額)により賠償することを認め、662万7221円の賠償を提案した。パネルは、同金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林漁業者その他の政府が原発事故に関し行う指示等の対象事業者

において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるとし、その合理的な算定方法の一つとして、営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値等を基に推定した額等を挙げ、このような例と遜色のない方法により計算された額である場合には、特段の事情がない限り仲介委員の判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、原発事故による原木しいたけ用のほだ木の価値喪失分の賠償を求めた。東京電力は、賠償することを争わず、耐用年数を5年として算出した金額である237万3400円を賠償金額として提案した。パネルは、同金額を和解案として提示した。

中間指針第3の10Ⅱ①は、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失させる程度の量の放射性物質に曝露した場合、現実に価値を喪失した部分を賠償すべき損害と認めているところ、当該財物が対象区域外にある場合にも同中間指針の趣旨を踏まえ、和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第5の3

申立人は、原発事故により、原木しいたけ用のほだ木の放射線検査等に要した費用の賠償を求めた。東京電力は、賠償を争わなかった。パネルは、中間指針第5の3の検査費用を認める和解案を提示した。

中間指針第5の3は、政府が原発事故に関し行う指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされた検査費用を、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 東京電力への直接請求の際に要したコピー代の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	810		
事案の概要	旧警戒区域内の高校に進学し、同高校の近所の寮で生活していたが、原発事故後に会津地域の実家へ避難し、会津地域の高校への転校を余儀なくされた高校生について、実家への避難・転校の時点で避難終了との東京電力の主張を排斥し、高校卒業時までの避難継続を認めて、避難慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.6.3	全部和解成立日	H25.12.13
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H23.3~H25.2	※1
全部和解	避難費用	交通費	27,000	H23.3~H23.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	41,485	H23.3~H23.11	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	208,494	H23.3.~H23.11	※4
小計			2,676,979		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,676,979
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,050,000

※1 中間指針第3の6

申立人は、原発事故当時、警戒区域内の高校に通学するため、その高校の寮で生活していたが、原発事故により、実家のある会津地域に避難し、実家近くの高校への転校を余儀なくされたことから、平成23年4月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、申立人が実家に転居した平成23年4月以降は、避難が終了していると主張して争った。パネルは、申立人の生活の本拠地が富岡町であることを前提に、転校先の高校の卒業式が行われる平成25年2月末までは避難が継続していることを認めて、平成23年4月から平成25年2月までの日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 I ①は、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべきと定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

車で避難先を移動するために必要となった交通費の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3の5

避難生活中の疾病について生命・身体的損害（慰謝料）の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第3の2

転校先の制服代、自転車、通学カバン、教科書等の生活費増加費用の賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	811		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域所在の荷造資材製造業者について、平成23年3月から8月分までの逸失利益が賠償された前回の和解以降も風評被害の影響を認め、同年9月以降の逸失利益及び追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.6.4	全部和解成立日	H25.12.13
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		146,049,340	H23.9～H23.12	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	18,589,315	H23.9～H24.2	※1
全部和解	財物損害	その他	4,996,107		※2
小計			169,634,762		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	169,634,762
	弁護士費用	3,392,695
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は原発事故当時、緊急時避難準備区域内で荷造資材の製造業を営んでいたところ、原発事故により申立人の工場や製品が放射性物質で汚染されているのではないかと風評被害によって製品の注引量が減少した結果、売上げが減少し、原発事故により工場を長期間操業停止とせざるを得なくなり工場設備が故障したためその修繕費用が発生した、本社機能を移設し移設費用や従業員の出張費用が発生した、操業に当たり全従業員の放射線検査を行ったなどと主張して、逸失利益及び追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、追加的費用の一部について、原発事故だけではなく東日本大震災に起因するものであり割合的に賠償すべきである、また、支出の必要性がないなどと主張して争った。パネルは、逸失利益については、既に申立人に対して賠償された既払分の計算方法を踏襲して風評被害を認め、追加的費用については、放射線検査の必要性がないとはいえないなどとして、その一部を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害について

は、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

対象区域内にある財物について、その価値の一部が失われたとして財物損害の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	812		
事案の概要	福島県下の商工組合について、原発事故により旧警戒区域内に所在していた組合員である事業者から賦課金の徴収ができなくなったことで生じた逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H25.6.13	全部和解成立日	H25.12.13
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		4,641,434	H23.3～H25.3	※1
全部和解	間接被害・逸失利益		212,604	H24.1～H25.12	※1
全部和解	間接被害・追加的費用		698,053	H23.3～H25.3	※1
小計			5,552,091		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,552,091
	弁護士費用	166,563
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、福島県内の商工組合であり、その組合員である県内の事業者の改善発達を図るための事業を営んでいたところ、原発事故により、避難区域内で事業を営んでいた組合員が避難したほか、それ以外の組合員についても、営業収入が大幅に減少した結果、組合員から支払われる賦課金が徴収できなくなったとして、逸失利益の賠償を求め、また組合員が原発事故によって被った損害について適切な賠償を受けられるようにすることを目的とした法律相談会等を開催した際に発生した費用や調査費用等の追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、逸失利益については、避難区域外の組合員の売上減少に伴う賦課金の減少分については対象外とすべきであるなどと主張し、追加的費用については、申立人による自主的な活動にすぎないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と賦課金の減少との間の相当因果関係を認め、逸失利益については請求額の95%相当額の賠償を認め、追加的費用についてもその一部について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8Ⅱ①及び同Ⅲ①は、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害

であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	813		
事案の概要	父は自主的避難等対象区域の自宅に残り、母(妊婦・避難中に出産)と幼児3名、新生児が新潟県に避難している申立人らについて、請求のあった平成25年12月末までの面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用及び避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H25.9.4	全部和解成立日	H25.12.13
事故時住所	二本松市		
申立人人数	6	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	33,600	H24.1～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	40,875	H24.1～H24.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	44,800	H24.1～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	940,800	H24.1～H25.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	630,000	H24.1～H25.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H24.1～H24.12	※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	136,500	H24.1～H25.12	※1
全部和解	避難雑費		1,700,000	H24.4～H25.12	※1

小計 3,826,575

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,826,575
	弁護士費用	114,797
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、申立人Aが自主的避難等対象区域の自宅に残り、申立人B(妊婦・避難中にFを出産。)、C、D及びEが新潟県へ自主的避難を実行し、避難の実行による避難費用、二重生活に伴う生活費増加分等の生活費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、支払を拒否した上、特に平成25年4月以降の避難に係る損害については慎重な検討が必要であると主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて、請求のあった同年12月まで避難の必

要性を認め、請求額のうち相当な金額を損害と認めた。また、申立人B、C、D、E及びFに対し、平成24年4月から平成25年12月までの期間について、合計170万円の避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	814		
事案の概要	長期間の自主的避難の実行を終了した後に自主的避難等対象区域(郡山市)に滞在中の申立人ら家族(大人2名、子供1名)に、放射能から少しでも逃れるために週末などに会津、仙台、宇都宮等への短期の避難を実行するのに要した平成24年及び同25年の移動交通費の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)エ	第10の2(3)オ	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H25.5.28	全部和解成立日	H25.12.16
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	6,000	H24.8	※4
小計			46,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	17,600	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	50,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	352,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	80,308	H24.1～H25.5	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	300,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	68,050	H23.6	※3
全部和解	除染費用等	除染費用	120,000	H23.8～H25.3	※3
全部和解	除染費用等	除染費用	155,400	H25.3～5	※3

小計 1,443,358

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,729,358
	弁護士費用	51,881
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人B及びCは平成23年3月から同年12月まで自主的避難し、これにより申立人Aとの間で二重生活となったことを理由に、①避難交通費、②宿泊謝礼、③面会交通費、④家財道具購入費用、⑤二重生活増加費用及び⑥精神的損害の増額賠償を求めた。東京電力は③及び⑤については一部認めるとしつつ、その他については既に支払済みであると主張して争った。パネルは上記①から⑤までの各費用について賠償を認め、⑥については東京電力による定額賠償から増額すべき事情を認めるには足りないとして、認めなかった。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人B及びCは長期避難から帰還後、県内外に短期週末避難を行った。これに対して東京電力は、基本的には既払金に内包されていると主張して争った。パネルは月1回を限度として17か月分の移動交通費の賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたもので

ある。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人A、B及びCは、線量計を購入の上〔納品書〕、平成23年8月から平成25年3月まで自主除染を行い〔道具購入費用領収書〕、また、同月から同年5月まで業者による除染を行った〔見積書〕。東京電力は、除染活動は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき国又は地方公共団体が実施することになっていること、除染として必要性、相当性の範疇を越えていると主張して争った。パネルは、自主除染の労賃相当額、業者による除染費用、線量計のいずれについても相当額の賠償を認めた。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた除染等は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人Bは、平成24年8月にホールボディカウンターによる検査を受けたことを理由に検査費用の賠償を請求した〔検査料金請求書兼領収書〕。東京電力は、事故から1年5か月を経過しての検査費用について因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、全額の賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、所有している土地建物の価値が下がったことの賠償を求めたところ、東京電力は、因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	815		
事案の概要	福島県中通りで廃棄物の収集運搬業を営んでいる申立会社について、会社全体の売上高は増加しているため損害はないとの東京電力の主張を排斥し、部門別に算定して風評被害により売上げが減少した資源物販売部門に係る逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第1の12(2)オ(ウ)	第5の4(2)ア

2 基本情報

申立日	H25.6.17	全部和解成立日	H25.12.16
事故時住所	福島県二本松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,031,736	H24.7～H24.12	※1
全部和解	財物損害	動産	314,577		※2

小計 1,346,313

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,346,313
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、福島県二本松市において一般廃棄物の収集運搬事業、資源物の販売業等を営んでいたところ、原発事故により、資源物の放射能汚染が懸念されたことから販売単価が下がり、当該事業について売上げが減少したとして、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、逸失利益の賠償について、複数の事業活動を行っている会社は、会社全体として減収ではない場合には損害は生じておらず、また原発事故に起因しない資源物単価下落も売上減少の原因であるなどと主張して争った。パネルは、原発事故と売上減少との間の相当因果関係を認め、売上減少の認められた資源物販売部門等について部門別に逸失利益を算定（原発事故の影響割合についても、部門別に7割から10割までの間で勘案する。）し、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I①は、サービス業等において福島県に所在する拠点で販売を行う物品に関し、当該拠点において、原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の4

申立人が工事現場等に設置していたダストコンテナから、処分場の受入可能基準値を超える放射線量が検出されたために当該ダストコンテナを使用することができなくなり廃棄せざるを得なかったとして、当該ダストコンテナについて、原発事故当時の時価相当額の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	816		
事案の概要	旧警戒区域から避難した複数の母子家庭世帯について、母子家庭で就労する母親や保育を要する子らに関して、原発事故前には親族、社会から得られていた周囲のサポート環境や就労環境の原発事故後の悪化等の事情に応じて、精神的損害の月額3割から9割の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H24.11.13	全部和解成立日	H25.12.17
事故時住所	富岡町など		
申立人人数	18	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

816-1

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,060,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,900,000	H23.3~H23.12	※1

小計 4,960,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,960,000
	弁護士費用	57,000
	手続内で処理された既払金合計額	3,060,000

816-2

申立人D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,080,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,380,000	H23.3~H23.12	※2

小計 3,460,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,460,000
	弁護士費用	42,000
	手続内で処理された既払金合計額	2,080,000

816-3

申立人F、G共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,040,000	H23.3~H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	1,800,000	H23.3~H23.12	※3

小計 3,840,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,840,000
	弁護士費用	54,000
	手続内で処理された既払金合計額	2,040,000

816-4

申立人H、I共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H23.3~H23.12	※4
全部和解	精神的損害	増額分	2,100,000	H23.3~H23.12	※4

小計 4,100,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,100,000
	弁護士費用	63,000
	手続内で処理された既払金合計額	

816-5

申立人J、K共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,040,000	H23.3~H23.12	※5
全部和解	精神的損害	増額分	1,440,000	H23.3~H23.12	※5

小計 3,480,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,480,000
	弁護士費用	44,000
	手続内で処理された既払金合計額	2,040,000

816-6

申立人L、M、N、O共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,080,000	H23.3~H23.12	※6
全部和解	精神的損害	増額分	2,400,000	H23.3~H23.12	※6
小計			6,480,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,480,000
	弁護士費用	72,000
	手続内で処理された既払金合計額	4,080,000

816-7

申立人P、Q、R共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,300,000	H23.3~H23.12	※7
全部和解	精神的損害	増額分	2,000,000	H23.3~H23.12	※7
小計			5,300,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,300,000
	弁護士費用	60,000
	手続内で処理された既払金合計額	3,300,000

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故当時、1人で申立人Aの子である申立人B（15歳）及びC（13歳）を育てていたところ、原発事故に伴い、母子家庭であったことからより過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料及びその増額を請求した。東京電力は、個別事情を明らかにするよう求め、母子家庭であることのみをもって増額事由にはならないと主張して争った。パネルは、慰謝料の基本額を月額10万円（ないし月額12万円）とした上で、避難によって母子家庭に必要な周囲のサポート環境を喪失したことを認め、申立人Aの就労条件の悪化や申立人Bが合格していた高校への入学を断念したことも考慮して、申立人Aについては月額7万円、申立人Bについては月額9万円、申立人Cについては月額3万円の各増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、避難生活に適応が困難な客観的事実があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Dは、原発事故当時、1人で申立人Dの子である申立人E（17歳）を育てていたところ、原発事故に伴い、母子家庭であったことからより過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料及びその増額を請求した。東京電力は、個別事情を明らかにするよう求め、母子家庭であることのみをもって増額事由にはならないと主張して争った。パネルは、慰謝料の基本額を月額10万円（ないし月額12万円）とした上で、避難によって母子家庭に必要な周囲のサポート環境を喪失したことを認め、平成23年3月から同年4月までの申立人らの避難回数が多いことも考慮して、申立人D及びEについて同年3月から同年4月までの2か月間は月額10万5000円、同年5月から同年12月までは月額6万円の各増額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Fは、原発事故当時、1人で申立人Fの子である申立人G（5歳）を育てていたところ、原発事故に伴い、母子家庭であったことからより過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料及びその増額を請求した。東京電力は、個別事情を明らかにするよう求め、母子家庭であることのみをもって増額事由にはならないと主張して争った。パネルは、慰謝料の基本額を月額10万円（ないし月額12万円）とした上で、避難によって母子家庭に必要な周囲のサポート環境を喪失したことを認め、申立人Fの母が保育士であったことも考慮して、申立人F及びGについて月額9万円の各増額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6に従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Hは、原発事故当時、1人で申立人Hの子である申立人I（14歳）を育てていたところ、原発事故に伴い、母子家庭であったことからより過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料及びその増額を請求した。東京電力は、個別事情を明らかにするよう求め、母子家庭であることのみをもって増額事由にはならないと主張して争った。パネルは、慰謝料の基本額を月額10万円（ないし月額12万円）とした上で、避難によって母子家庭に必要な周囲のサポート環境を喪失したことを認め、平成23年3月から同年7月までの申立人らの避難回数が多いこと、申立人Iが精神的に不安定であったことも考慮して、同年3月から同年7月までの期間は申立人Hについては月額12万円、申立人Iについては月額15万円、同年8月から同年12月までの期間は申立人Hについては月額6万円、申立人Iについては月額9万円の各増額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6に従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Jは、原発事故当時、1人で申立人Jの子である申立人K（11歳）を育てていたところ、原発事故に伴い、母子家庭であったことからより過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料及びその増額を請求した。東京電力は、個別事情を明らかにするよう求め、母子家庭であることのみをもって増額事由にはならないと主張して争った。パネルは、慰謝料の基本額を月額10万円（ないし月額12万円）とした上で、避難によって母子家庭に必要な周囲のサポート環境を喪失したことを認め、平成23年3月から同年6月までの申立人ら避難回数が多いことも考慮して、申立人J及びKについて同年3月から同年6月までは月額は月額9万円、同年7月から同年12月までは月額6万円の各増額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6に従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Lは、原発事故当時、1人で申立人Lの子である申立人M（14歳）、N（12歳）及びO（10歳）を育てていたところ、原発事故に伴い、母子家庭であったことからより過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料及びその増額を請求した。東京電力は、個別事情を明らかにするよう求め、母子家庭であることのみをもって増額事由にはならないと主張して争った。パネルは、慰謝料の基本額を月額10万円（ないし月額12万円）とした上で、避難によって母子家庭に必要な周囲のサポート環境を喪失したことを認め、申立人らに家族別離が生じたことも考慮して、申立人L、M、N及びOについて月額6万円の各増額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6に従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Pは、原発事故当時、1人で申立人Pの子である申立人Q（17歳）及びR（11歳）を育てていたところ、原発事故に伴い、母子家庭であったことからより過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料及びその増額を請求した。東京電力は、個別事情を明らかにするよう求め、母子家庭であることのみをもって増額事由にはならないと主張して争った。パネルは、慰謝料の基本額を月額10万円（ないし月額12万円）とした上で、避難によって母子家庭に必要な周囲のサポート環境を喪失したことを認め、申立人らに家族別離が生じたことも考慮して、申立人P及びQについては月額7万円、申立人Rについては月額6万円の各増額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の6に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	817		
事案の概要	会津地域で山菜等の採取・販売を営む申立人らの風評被害による売上減少による営業損害について、手書帳簿や預金通帳等の間接的な資料と本人の陳述から一定の金額を算定し、賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H25.6.6	全部和解成立日	H25.12.17
事故時住所	福島県喜多方市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,000,000	H23.3～H25.10	※1

小計 1,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第2

申立人らは会津地域で山菜等の採取・販売を営んでいたところ、原発事故による風評被害で売上げが減少し、また、出荷に当たり放射線のモニタリングが必要であったことから出荷を自粛したと主張して、逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、営業実績や風評被害の具体的状況について裏付けが不十分であると主張して争った。パネルは、手書帳簿や預金通帳等の間接的な資料と本人の陳述から、風評被害を認定した上で損害額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めるとともに、同第7の2 II は、農産物の買い控え等による被害を懸念して、事前に自ら出荷を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては必要かつ合理的な範囲で証明の程度を緩和して賠償することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	818		
事案の概要	茨城県内で加工食品を製造し、栃木県内の観光ホテルに卸していたが、原発事故により観光ホテルから取引を打ち切られて廃業を余儀なくされた申立人について、5年分の年間利益に原発事故による寄与度5割を乗じて算定した金額が、廃業損害として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.6.21	全部和解成立日	H25.12.19
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	3,500,000		※1
全部和解	財物損害	動産	100,000		※2
小計			3,600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,600,000
	弁護士費用	108,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人は、原発事故時、茨城県内の工場において福島県産の原材料等を使用した加工食品を製造し、栃木県内の観光ホテルに卸していたところ、原発事故による風評被害により取引を打ち切られ廃業せざるを得なかったとして、廃業損害の賠償を請求した。東京電力は、取引中止には取引先の経営判断や申立人の個人的事情が介在しており、廃業と原発事故との間には因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、廃業と原発事故との間に相当因果関係があると判断した上で、廃業損害として年間利益の5年分に相当する額に原発事故の影響割合5割を乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③、中間指針第7の2 I ① i 及び中間指針第7の1 IVは、農林水産物の加工業及び製造業において、主たる原材料が福島県産の農産物であるものについて、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また中間指針第7の1備考6が減収分の算定方法について参照する中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、一定期間の逸失利益を賠償することが考えられるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2、中間指針第7の1

廃業した場合の営業資産の価値が喪失又は減少した部分として、食品製造業用機械及び冷暖房設備に係る財物損害の一部について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	819		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から原発事故直後に避難した申立人ら(父母、幼児、乳児)について、請求のあった平成25年9月分までの避難雑費、二重生活に伴う生活費増加費用、避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H25.6.18	全部和解成立日	H25.12.24
事故時住所	郡山市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	68,991	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	189,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	835,200	H23.3～H25.9	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	56,220	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	94,500	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	900,000	H23.3～H25.9	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	教育費	117,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	避難雑費		840,000	H24.1～H25.9	※2

小計 3,400,911

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,880,911
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人A及びBについては、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円分(本和解外で東京電力により支払済み。)のうちの4万円を精神的損害に対する賠償として扱い、申立人C及びDについては、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円分(本和解外で東京電力により支払済み。)のうちの20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故直後に自主的避難を実行し、避難の実行により発生した避難費用、生活費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、否認ないし認否を留保すると主張して争った。パネルは、申立人らが提出した資料及び説明に基づいて、請求額のうち相当な金額を損害と認め、生活費増加費用のうち面会交通費と二重生活に伴う増加分については請求のあった平成25年9月までの損害を認めた。また、申立人C及びDに対し、平成24年1月から平成25年9月までの期間について、それぞれ月額2万円の避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	820		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した夫婦とその母親について、南相馬市における介護従事者の人手不足等の事情のため、認知症で要介護4の母親が平成25年1月まで同市内の介護福祉施設に入所できなかったこと、夫婦も避難先で受注した仕事を処理するまで帰還できなかったことなどを考慮し、避難慰謝料につき、平成24年9月以降現実に原町区に帰還するまでの賠償継続と増額(母親及び主たる介護者の妻については月10割、従たる介護者の夫については月8割の増額。)が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H24.9.6	全部和解成立日	H25.12.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H24.9~H25.5	※1
一部和解	精神的損害	増額分	1,440,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	400,000	H24.9~H25.1	※2
一部和解	避難費用	通信費増加費用	76,480	H23.3~H23.10	※3
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	125,000	H23.3~H23.10	※3

小計 2,941,480

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H24.9~H25.5	※1
一部和解	精神的損害	増額分	1,800,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	500,000	H24.9~H25.1	※2

小計 3,200,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	500,000	H24.9~H25.1	※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,300,000	H23.3~H25.1	※4

小計 2,800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,941,480
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人Cは認知症で要介護度4であり、平成25年1月まで南相馬市内の介護福祉施設に入所できなかった。申立人A及びBは申立人Cの子とその配偶者であるところ、平成25年1月当時、避難先で受注した仕事を処理していたため、同年5月まで帰還できなかった。パネルは、申立人らには、避難継続を認める特段の事情があるとして、平成24年9月以降の精神的損害の賠償を認めた。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Cは、認知症で要介護度4であり、申立人A及びBによる介護が必要な状態であり、過酷な避難生活を余儀なくされたとして慰謝料の増額を求めた。東京電力は、総括基準(精神的損害の増額事由等について)を踏まえて、パネルの意見を尊重して検討する旨を主張した。パネルは、主たる介護者である申立人Bについては月10割、従たる介護者である申立人Aについては月8割の精神的損害の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にある者の介護を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところこれに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

生活費増加費用として、通信費増加費用及び家電の賃貸の対価について、賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

認知症で要介護度4である申立人Cに月10割の精神的損害の増額の賠償を認めた。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、要介護状態にあり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、申立人Cに、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	821		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難している申立人らについて、申立人X2に係る避難に伴う環境変化による自閉症の症状悪化、申立人X1(X2の主たる介護者であり唯一の家族)に係る鬱病罹患のため家事もできないほどの精神状態、X2の施設入所による家族別離等の事情から、平成24年9月以降の避難費用、就労不能損害、日常生活阻害慰謝料(6割増額)及び入通院慰謝料(いわゆる赤本基準・素因減額なし)等が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)
	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	第1の9(2)ア(ク)

2 基本情報

申立日	H25.5.29	全部和解成立日	H25.12.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人X1

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	1,080,000	H23.3~H24.8	※2
一部和解	営業損害・逸失利益		30,000	H24.12	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	387,000	H24.9~H25.5	※1、4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	39,593	H23.3~H25.5	※1、4
全部和解	営業損害・逸失利益		240,000	H25.1~H25.8	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H24.9~H25.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	720,000	H24.9~H25.8	※1、2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	1,879,600	H23.3~H25.8	※5
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	29,040	H23.3~H25.8	※5
全部和解	生命・身体的損害	その他	72,817	H23.3~H25.8	※5

小計 5,678,050

申立人X2

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	1,080,000	H23.3~H24.8	※1、6
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H24.9~H25.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	720,000	H24.9~H25.8	※1、6
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	793,500	H23.3~H25.8	※7

小計 3,793,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,471,550
	弁護士費用	284,147
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2、中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人X1及びX2（申立人X1の子であり、未成年である。）は、原発事故当時、南相馬市原町区（緊急時準備区域）内に居住していたが、原発事故により避難をし、平成24年9月以降も避難を継続していたが、同市の住宅不足が継続していること、申立人X1が避難生活によるストレス等でうつ病等が悪化しており、避難先での医療措置を継続する必要があること、申立人X2が避難生活により広汎性発達障害等の状態が悪化しており、避難先での医療措置・福祉的措置を継続する必要があることを理由として、平成24年9月以降の宿泊費等、生活費増加費用及び精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、緊急時避難準備区域の区域指定は平成23年9月に解除されており、特段の事情がある場合を除き平成24年9月以降は賠償の対象とならないとしているところ、申立人らには特段の事情が認められないと主張して、平成24年9月以降の請求について争った。パネルは、避難先における一定の医療・介護の継続の必要性があり、特段の事由が認められるとして、申立人らの主張する宿泊費等、生活費増加費用及び精神的損害のうち、宿泊費等及び生活費増加費用については請求の一部を、精神的損害については平成24年9月から平成25年8月まで月額10万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲ及び中間指針第3の6Ⅳ②は、避難指示の解除から相当期間経過後に生じた避難費用及び精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、旧緊急時避難準備区域における相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、それ以後の賠償が認められる特段の事情として、一定の医療・介護等が必要な場合を挙げているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人X1は、原発事故前からうつ病に罹患しており、原発事故により当該うつ病が悪化したこと〔診断書等〕、広汎性発達障害等を有する申立人X2を養育していたこと〔陳述書〕、うつ病の悪化を原因として申立人X2の養育が困難になり、同人が施設に入居したため、家族別離が生じたこと〔在園証明書、陳述書等〕を理由として、平成23年3月から和解成立日までの精神的損害として増額分を含む月額35万円の賠償を求めた。東京電力は、平成23年3月から平成24年8月までについては特段認否を示さず、平成24年9月以後については特段の事由が認められないとして、これを否認した。パネルは、※1で述べた理由により、平成25年8月まで特

段の事由が認められるとした上で、うつ病の悪化、障害を有する未成年の養育及び家族別離を理由として、増額分として平成23年3月から平成25年8月まで月額6万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、避難所の移動回数が多かったことや、避難生活に適応が困難な客観的事情であって、総括基準（精神的損害の増額事由等について）1記載の事情と同程度以上の困難さがあったこと等の事由により、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、月額慰謝料の増額を認めており、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、旧緊急時避難準備区域における相当期間は平成24年8月末までを目安とし、それ以後の賠償が認められる特段の事情として、一定の医療・介護等が必要な場合を挙げているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

申立人X1は、原発事故以前において、南相馬市原町区に営業所のある会社から内職を請け負い稼働していたが、原発事故によりうつ病が悪化したため、従前のように稼働できなくなったこと〔診断書〕及び原発事故により就労先の規模が縮小されたため営業が不能になったとして、平成24年12月から和解案提示月まで、月額4万1666円の逸失利益の損害を請求した。東京電力は、平成25年1月以降については、原発事故との因果関係が認められないとして請求の一部を否認した。パネルは、営業不能と原発事故との相当因果関係を認め、平成24年12月から平成25年8月まで月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅰは、対象区域内で事業を営んでいた者が避難指示等に伴い営業が不能になるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合にはその減収分を賠償すべき損害と認めており、中間指針第3の7Ⅲは、避難指示等解除後においても、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合には、その減収分も合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人X1は、※1記載の理由に基づいて、平成24年9月以降についても避難先の賃料及び生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、避難先の賃料については、特段の事由が認められないこと、生活費増加費用については、そもそも原発事故との因果関係が認められないこと及び月額慰謝料10万円に含まれていることを理由として否認した。パネルは、※1記載の理由に基づいて特段の事由が認められることを前提に、避難先の賃料の全額を認め、生活費増加費用については、一部について相当因果関係が認められないとして当該分を除いた賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難費用等の賠償を認めており、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、旧緊急時避難準備区域における相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、それ以後の賠償が認められる特段の事情として、一定の医療・介護等が必要な場合を挙げているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の5

申立人X1は、原発事故によりうつ病が悪化したとして〔診断書等〕、生命・身体的損害として、平成23年3月から平成25年8月までの入通院慰謝料、診断書発行費用、通院交通費及び布団の購入費用等の雑費の賠償を請求した。東京電力は、一部については既に直接請求にて賠償済みであり、直接請求において賠償したもの以外については因果関係が認められないとして否認した。パネルは、診断書発行費用、通院交通費及び雑費について相当因果関係を認めた上で請求額全額の賠償を認め、入通院慰謝料について民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準（いわゆる

赤い本)を参考に、通院期間12か月・入院期間6か月として合計298万円とした上で、直接請求にて賠償済みであった110万0400円を控除した187万9600円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかったことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人X2は、広汎性発達障害等により患っており、避難生活によりこれが悪化したこと〔陳述書〕、原発事故による避難により同人の母親である申立人X1がうつ病を悪化させてしまい、X2の養育が困難となってしまったため、X2が施設に入居することとなり、家族別離が生じたこと〔在園証明書、陳述書等〕を理由として、平成23年3月から和解成立日までの精神的損害として月額35万円の賠償を求めた。東京電力は、平成23年3月から平成24年8月までについては特段認否を示さず、平成24年9月以後については特段の事由が認められないとして、これを否認した。パネルは、※1で述べた理由により、平成25年8月まで特段の事由が認められるとした上で、障害を有する未成年であり、避難により状態が悪化したこと及び家族別離を理由として、増額分として平成23年3月から平成25年8月まで月額6万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、避難所の移動回数が多かったことや、避難生活に適応が困難な客観的事情であって、総括基準(精神的損害の増額事由等について)1記載の事情と同程度以上の困難さがあったこと等の事由により、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、月額慰謝料の増額を認めており、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域における相当期間は平成24年8月末までを目安とし、それ以後の賠償が認められる特段の事情として、一定の医療・介護等が必要な場合を挙げているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の5

申立人X2は、避難生活により広汎性発達障害等の状態が悪化したとして〔診断書等〕、生命・身体的損害として、平成23年3月から平成25年8月までの入通院慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、申立人X2が入所したのは施設であり病院ではないとして、そもそも入院慰謝料が発生しないこと及び一部の通院慰謝料については、既に直接請求にて賠償済みであり、直接請求にて賠償したもの以外については因果関係が認められないとして否認した。パネルは、入通院慰謝料について、赤い本を参考に、実通院日数39日の3.5倍を通院日数として算定し、合計98万2500円とした上で、直接請求にて賠償済みであった18万9000円を控除した79万3500円を認める和解案を提示した。

これも中間指針第3の5 Iに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	822		
事案の概要	避難指示区域を含む福島県浜通りで林業を営んでいた申立会社について、原発事故後、売上げ確保のため、従業員の通勤負担の大きい会津地域や県外の現場作業も受注していたことを特別の努力として考慮し、逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(7)	第1の9(2)オ(1)	

2 基本情報

申立日	H25.2.19	全部和解成立日	H25.12.26
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		41,680,000	H23.4～H24.3	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	検査費用	180,600	H23.8	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	除染費用	150,000	H23.10	※3
全部和解	営業損害・追加的費用	除染費用	37,000	H23.6～H24.3	※3

小計 42,047,600

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	42,047,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、中間指針第二次追補第2の2

申立人は、避難指示区域を含む福島県浜通りで林業を営んでいたが、原発事故により作業場所の多くが避難対象区域となり作業ができなくなったため、従業員の通勤負担の大きい遠距離での事業展開を行い、その営業努力により他県、他市の林業関係者の協力を得て下請け、孫請けの仕事を確保したことは特別の努力に当たると主張して、この特別の努力分を対象年度の売上高から全額控除して逸失利益を請求した。東京電力は、申立人の新規顧客獲得行為は特別の努力に当たらないと主張して争った。パネルは、申立人が主張する営業努力による売上げ増加は、非経常的な売上げであり、特別の努力に当たると判断し、申立人が主張する金額の半額を対象年度の売上高から控除して逸失利益の賠償を認めた。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、中間指針第二次追補第2の2 IIは、営業損害を被った事業者による転業や臨時的営業等が特別の努力と認められる場合に

は、かかる努力により得た利益を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとされているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、ガイガーカウンターの購入費用について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の7、中間指針第二次追補第4

除染のために必要な費用として、エンジン式ジェット洗浄機、除染に係る燃料の購入費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	823		
事案の概要	福島県中通りのしいたけ栽培業者が、原発事故後、ほだ木の放射性物質汚染を防止するために井戸がある別の土地を借り、パイプハウスを設置して人工ほだ場とし、人工ほだ場の散水に必要なポンプを設置した事案について、申立人の資産となるから賠償できないとか、水道施設の有無の確認義務を果たしていないという東京電力の主張を排斥し、ポンプ設置費用全額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.9.18	全部和解成立日	H25.12.26
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	198,000	H25.4	※1

小計 198,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	198,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、原発事故時、福島県で原木しいたけを栽培していたが、事故によってしいたけのほだ木が汚染されたため、損害の拡大を予防するために、井戸がある別の土地を借りてパイプハウスを設置して人工ほだ場とし、さらに人工ほだ場の散水に必要な井戸ポンプを設置し、その井戸ポンプの設置費用の賠償を求めた（パイプハウスは請求外）。東京電力は、井戸ポンプ設置費用について、井戸ポンプが申立人の資産になること、パイプハウス設置場所に水道施設が敷設されているか否かを予め確認していないことを根拠に、原発事故との因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故と井戸ポンプ設置費用支出との間に相当因果関係を認め、申立人の請求金額どおりの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i 及び第7の1 IV ①は、福島県において産出された農林産物に係る風評被害について、必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	824		
事案の概要	福島県中通りで放し飼いの養鶏業を営んでいた申立人について、養鶏場敷地の除染費用(表土除染工事)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H25.10.15	全部和解成立日	H25.12.26
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	除染費用	455,128	H24.3～H24.4	※1
全部和解	その他	放射性物質検査費用等	2,400	H24.4～H25.1	※2
小計			457,528		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	457,528
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

申立人は、福島県中通り（自主的避難等対象区域）において、養鶏業を営んでいたところ、放し飼いの農場の土壌から放射能物質が検出されたために、除染作業（表土除染工事）を行ったとして、その費用を請求した。東京電力は、原則として、市が除染作業を実施することになっており、自主的な判断でされた除染措置について個別に応じることは困難と主張して争った。パネルは、除染と原発事故との間に相当因果関係を認め、申立人の主張どおりの金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人は、福島県中通り（自主的避難等対象区域）において、養鶏業を営んでいたところ、原発事故により農場土壌の放射性物質の検査をするための費用（交通費）を要したとして、これを請求した。東京電力は、自主的避難に係る賠償金を支払っており、これを超える賠償に応じるこ

とはできないと主張して争った。パネルは、検査機関への交通費については、原発事故と相当因果関係を認め、訪問回数に相当する損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	825		
事案の概要	旧警戒区域内の事業所で勤務していたが、原発事故により県外の関連会社への転籍を余儀なくされた後、うつ病を発症して自主退職をした申立人について、休職等の対応も考えられたのに自主退職をしているため、原発事故の寄与度は5割を超えるものではないという東京電力の主張を排斥し、転籍先で畑違いの専門知識や高度な語学力を求められたことなどの影響でうつ病を発症したことを考慮し、自主退職と原発事故との因果関係を認めて就労不能損害(寄与度10割)及び慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.3.1	全部和解成立日	H25.12.27
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H25.9～H26.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	930,000	H23.4～H25.10	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	840,000	H23.7～H25.10	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	13,210,204	H24.6～H25.10	※3
全部和解	就労不能損害	その他	500,000		※3
小計			16,380,204		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,380,204
	弁護士費用	491,407
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、避難に伴って家族別離が生じたとして、日常生活阻害慰謝料及びその増額の賠償を求めた。東京電力は、パネルの意向を尊重すると回答し認否を留保した。パネルは、申立人が居住制限区域からの避難であったことから東京電力の平成24年9月25日付けプレスリリースの基準に基づく直接請求で認められている期間(基本部分)と家族の別離が生じた期間(増額分)についてそれぞれ賠償を認める和解案を提示した。

※2 中間指針第3の5

申立人は、職場環境の急激な変化及び生活環境の変化が誘因となり、平成23年7月頃にうつ病に罹患したとして〔診断書〕、交通事故損害賠償算定基準に基づき算定した通院慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、精神疾患は事故による外傷とは性格を異にするので交通事故損害賠償算定基準を用いた算定は適切でなく、通院1日当たり4200円で算定するべきであり、同額は既

に賠償済みであると主張して争った。パネルは、慰謝料の金額について月額3万円を相当と認める和解案を提示した。

※3 中間指針第3の8、中間指針第3の5

申立人は、原発事故後に就労場所が避難指示区域内にあり勤務が難しいとして転籍を命じられたが、転籍先では英語による業務が必須であったため、慣れない英語対応によって精神的に追い詰められた申立人がうつ病を発症〔診断書〕し退職に追い込まれたとして、就労不能損害及び慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、事業再編が原発事故以前からの決定事項であり転籍に伴い社内で英語利用の必要性は高かったことや休業による対応も可能であったとして、原発事故と就労不能との因果関係は多くとも5割を超えるものではないと主張して争った。パネルは、原発事故の影響割合を10割と認定し、事故前収入との差額〔給与明細書〕及び退職に追い込まれたことに対する慰謝料として一時金50万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合には、給与の減収分が賠償すべき損害と認め、また、中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、精神的障害を含み健康状態が悪化したことにより生じた逸失利益は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	826		
事案の概要	原発事故当時、会津地域においてペンションの開業準備中であり、平成23年2月にペンション用建物を購入したものの、原発事故により開業を断念した申立会社について、建物購入費用相当額の7割が開業準備費用相当額の損害として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.5.8	全部和解成立日	H25.12.26
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		2,324,000		※1
小計			2,324,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,324,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3

申立人は、原発事故当時、会津地域において既に建物の購入を終えるなどペンションの開業準備を進めていた〔競売の代金納付期限通知書、領収証〕が、原発事故による風評被害でペンションの新規経営は難しくなりペンションの開業を断念し、購入した建物も解体したとして、建物の購入費用や解体費用の賠償を受ける権利があると主張した。東京電力は、会津地域は避難指示の対象区域外であるから、ペンション開業を断念したことと原発事故には因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、原発事故とペンション開業の断念には相当因果関係が認められるとし〔旅館業の新規許可件数及び廃止届出件数に関する照会について(回答)〕、開業準備費用の7割の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、福島県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、本件でも、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	827		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)から避難した要介護4の夫とその介護をしていた妻について、夫婦の避難生活の困難さや妻が精神的・身体的に変調を来したことを考慮し、精神的損害をそれぞれ6万円増額した事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)エ		

2 基本情報

申立日	H25.8.2	全部和解成立日	H26.1.6
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	76,800	H23.3~H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	38,400	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	50,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	962,048	H23.3~H25.7	※1

小計 1,127,248

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H23.3~H23.12	※2

小計 100,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H23.3~H23.12	※2

小計 100,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,327,248
	弁護士費用	39,817
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第一次追補第3

申立人A（夫）は原発事故前から要介護状態であったところ、訪問のリハビリテーションを併用するなどして申立人B（妻）が介護していた。しかし原発事故により申立人Bが精神的に変調をきたし、申立人Aの介護が困難となったため、平成23年6月7日、申立人Bの実姉が住む中部地方圏に移り住み、避難後、申立人Aは特別養護老人ホームに入居し、申立人Bはアパートに単身で住むことになった。申立人らは①避難交通費、②引越関連費用、③一時帰宅交通費等、④家財道具購入費用、⑤介護費用の増加分、⑥介護施設への通所費用、⑦不動産損害の賠償を求めた。東京電力は①から④までについては既に賠償済みであること、⑤及び⑥については、ショートステイは原発事故前から利用していることから因果関係がないこと、⑦については自主的避難等対象区域の不動産等の財物については賠償の対象外であると主張して争った。パネルは、①、③、④、⑤及び⑥について原発事故と申立人らの負担した費用との間に相当因果関係があると判断し相当額を認める判断をした（介護費用の増加については原発事故の影響割合を5割とした。）一方、②及び⑦については和解の対象外とした。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、避難による環境の激変による申立人Aの身体能力の悪化や申立人Bの心身の疲弊等を理由に精神的損害として1015万円（月額35万円×29か月）の賠償を東京電力に求めた。東京電力は、申立人Bにうつ病的な症状になる素因があったこと等から申立人Bの体調不良と原発事故との因果関係は認められないか、又は原発事故以外の影響割合が相当高いと主張して争った。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、申立人Bの体調不良等と原発事故との間に一定の相当因果関係があるとして、申立人らそれぞれについて精神的損害6万円を増額する和解案を提示した。

これも中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	828		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、いわき市のゴルフ場でキャディーとして働いていたが、原発事故後に解雇され、平成24年4月に勤務先に再雇用されたものの減収が生じた申立人について、同年6月から平成25年5月までの間の減収分につき就労不能損害が認められた事例(被申立人は、同減収は勤務先の経営判断によりキャディー付きプレーが廃止されたためであるとして、原発事故との相当因果関係は認められない旨主張。)		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.8.7	全部和解成立日	H26.1.6
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	695,888	H24.6~H25.5	※1

小計 695,888

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	695,888
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、いわき市のゴルフ場でキャディーとして働いていたが、原発事故後に解雇され、平成24年4月に勤務先に再雇用されたものの減収が生じたとして、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、同減収分は勤務先の経営判断によりキャディー付きプレーが廃止されたためであるとして、原発事故との因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、同減収分と原発事故との相当因果関係は認められるとして、申立人の就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害による減収等の営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の減収分を賠償すべき損害としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	829		
事案の概要	祖母等が県南地域(西郷村)の自宅に残り、母親と子供が埼玉県に避難をした申立人らについて、平成24年1月以降の面会交通費、避難雑費が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)イ	第10の2(3)ク

2 基本情報

申立日	H25.4.5	全部和解成立日	H26.1.7
事故時住所	西郷村		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	264,600	H24.1~H25.5	※1、2
小計			264,600		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	168,000	H24.1~H25.5	※1、3
小計			168,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		340,000	H24.1~H25.5	※1、4
小計			340,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	772,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(申立人D(原発事故発生時満1歳、追加申立て)を含む。以下同じ。)は、避難等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者であるところ、申立人C及びDの避難の実行により生じた平成24年1月以降に生じた損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人らは自主的避難等対象区域外に居住しており、かかる区域については避難指示等がなく、申立人C及びDが平成24年1月以降も避難を継続しているのは申立人Cの判断によるもので原発事故との間には因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人

らの原発事故発生時の住居の所在場所は、発電所からの距離、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

生活費増加費用として、申立人A及びBが、避難先の申立人C及びDに面会するために負担した面会交通費について賠償を認めたものである。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

生活費増加費用として、自主的避難を実行した申立人Cが、避難元の申立人A及びBに面会するために負担した面会交通費について賠償を認めたものである。

これも中間指針第一次追補第2及び中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

月額2万円の避難雑費を17か月分(平成24年1月から平成25年5月まで)認めたものである。

これも中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)及び中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3)

申立人Cは、平成24年1月から現在に至るまでの就労不能損害について賠償を求めたところ、東京電力は、因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	830		
事案の概要	宮城県で自ら栽培したブルーベリーを親戚・知人に贈り、返礼品を受け取っていた申立人が、地域のブルーベリーから基準値を超えるセシウムが検出されたため、自ら栽培したブルーベリーを親戚・知人への贈答品とすることができなくなった事例について、逸失利益が賠償された事案。		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H25.10.4	全部和解成立日	H26.1.8
事故時住所	宮城県栗原市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		63,000	H24.1～H24.12	※1
小計			63,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	63,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、宮城県でブルーベリー等を栽培する農家であるところ、原発事故によりブルーベリーが出荷自粛措置となったことにより、ブルーベリーを贈答用として知人に送ることができなくなり、その結果、同知人から同贈答用ブルーベリーと同等の価値の返礼品を得られなかったとして、営業損害の賠償を求めた〔当該果物の小売価格についての証明書〕。東京電力は、申立人にブルーベリーの販売実績がないと主張して争った。パネルは、ブルーベリーが営利目的で栽培されていることを認め、請求金額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	831		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)の病院に長期入院しながら透析治療を受けていた申立人(身体障害1級)について、原発事故直後に同病院が閉鎖されて避難を余儀なくされた上、各地の病院を転々とさせられ、十分な透析治療を受けられなかったことなどを考慮し、精神的損害等が中間指針第一次追補において示された額よりも20万円増額された事例。		
紹介箇所	第10の2(2)	第10の2(3)ウ	

2 基本情報

申立日	H25.5.30	全部和解成立日	H26.1.8
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	H23.3~H23.12	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※3
全部和解	その他		40,000	H23.3~H24.8	※4
小計			320,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	320,000
	弁護士費用	9,600
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)
申立人は、福島県内に住民票がなかったが、生活の本拠が自主的避難等対象区域内(いわき市)であることを前提に、原発事故当時、腎機能障害(身体障害等級1級)により透析治療を受けていたところ〔障害者手帳、診断書等〕、原発事故の影響により透析治療に支障が生じ、長距離移動による転院を余儀なくされるなどしたことによって、体調が著しく悪化し死の恐怖を感じたとして、精神的損害の増額賠償を求めた。東京電力は、透析治療に支障が生じたのは地震の影響によるものであると主張して争った。パネルは、申立人の生活の本拠がいわき市にあることを認定し、申立人が原発事故により過酷な避難を強いられたものと認め、精神的損害の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、個別具体的な事情に応じて、異なる賠償額を算定される場合が認められるものとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円のうち4万円を、避難及び帰宅に要した移動費用と生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。

※4 中間指針第二次追補第3

中間指針第二次追補第3に基づき、東京電力が、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準において認めた追加賠償4万円について、未払であったことから、和解案として提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	832		
事案の概要	旧警戒区域から避難した役場職員について、子や家族と離れて避難生活を送りながら勤務を続けていたものの、避難者対応等の激務、避難長期化のため子と同居して世話をする必要が生じたことなどにより、退職を余儀なくされたとして、就労不能損害として、給与相当額のほか退職金減額分の7割が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ア)	第1の10(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	H25.6.11	全部和解成立日	H26.1.8
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,311,170	H25.4~H25.10	※1
全部和解	就労不能損害	その他	3,406,256		※1
小計			5,717,426		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,717,426
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故当時に旧警戒区域内で役場職員を務めており、原発事故後も子や家族と離れて避難生活を送りながら勤務を続けていたものの、避難長期化のため子と同居して世話をする必要が生じたこと等により、退職を余儀なくされたとして、退職後の平成25年4月〔辞令書〕から定年に至るまでの就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、仮役場での勤務は可能なはずであり、申立人の退職の判断は自発的なものであると主張して争った。パネルは、原発事故と申立人の退職との間に相当因果関係があると判断し、退職後7か月分の就労不能損害231万1170円及び賃金センサスにおける高卒・女性・事務技術労働者の勤続42年平均の退職金2148万5000円から勤続30年平均の退職金1364万1000円を差し引いた784万4000円から、更に既払退職金額〔退職手当支給通知書〕を差し引いた金額に対し、原発事故の影響割合を7割としてこれを乗じた340万6256円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が、避難指示等に伴い就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	833		
事案の概要	申立人らが川内村(旧緊急時避難準備区域)の自宅屋外に放置したままで避難を余儀なくされ、不具合の生じた重機について、不具合と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故の寄与度を8割として修理代金が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.9.9	全部和解成立日	H26.1.8
事故時住所	川内村		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	追加的費用	198,694		※1
小計			198,694		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	198,694
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人らは、避難に伴い所有していた農機具を屋外に放置した結果、同農機具が故障したことから、同故障に対する修理代金〔領収証〕を請求した。東京電力は、一時立入りの際に上記農機具を屋根のある倉庫に移動できたはずであるから、同農機具の不具合と原発事故との因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、同農機具の不具合と原発事故の相当因果関係を認めた上、その影響割合を8割とする和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iでは、財物について、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用(当該財物の廃棄費用、修理費用等)は、賠償すべき損害と認められており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の10)

申立人らは、申立人らが所有する緊急時避難準備区域内に所在する不動産の財物価値が減少したと主張して同価値減少部分の賠償を請求した。東京電力は、原発事故により同価値減少があったと考えることは困難であると主張して争った。パネルは、同価値減少部分に対しては、和解案を提示していない。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の8)

申立人らは、対象区域内に勤務先があり、避難指示等により就労が不能となったと主張して給与等の減収分の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続で既に支払済みであると主張して争った。パネルは、同給与等の減収分に対しては、和解案を提示していない。

1 事案の概要

公表番号	834		
事案の概要	自主的避難等対象区域(川俣町)に居住し、福島市内の勤務先に、定年退職後、平成23年3月末までの有期契約で再雇用されていたが、原発事故に伴い同年3月下旬に解雇された申立人について、原発事故がなければ雇用契約が更新されていた可能性が高かったことを考慮し、平成25年6月1日以降の就労不能損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.9.17	全部和解成立日	H26.1.8
事故時住所	川俣町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	1,205,445	H25.6~H25.11	※1

小計 1,205,445

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,205,445
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、勤務先会社において定年退職後に再雇用され原発事故当時嘱託社員として勤務していた者である。原発事故により地域住民が避難するので仕事の量が減少したことを理由に勤務先会社から嘱託社員は退職を命じられ平成23年3月末に退職するに至ったとして、東京電力に対し就労不能損害の賠償を求めたところ、直接請求手続においては平成25年5月までの期間について認められるにとどまったことから、本件において同年6月以降の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、旧屋内退避区域における就労不能損害の賠償期間が平成24年5月までとされていること等を踏まえ同月を賠償の終期としていること、もっとも申立人が高齢であることを考慮し賠償期間を1年間延長して平成25年5月までの就労不能損害を直接請求手続において賠償済みであること、申立人は同年6月以降の就労不能損害の賠償を求めているところ定年後の再雇用は経営判断によるものであること及び平成24年1月以降の雇用の継続性に現実性が認められないこと等からすれば、平成25年6月以降についての就労不能損害については原発事故との間に因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、平成25年6月から同年11月までの期間について就労不能損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1 IV②は、風評被害に基づく営業損害により、事業者の経営状態が悪化し、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	835		
事案の概要	双葉町(帰還困難区域)に居住し、過去に平成24年8月31日までの精神的損害についてセンターで和解をした後、同年9月1日以降の精神的損害の包括的賠償を求め、直接請求手続の包括請求用紙の交付を依頼したところ、被申立人から包括請求の始期は一律同年6月1日とする運用であるとして、用紙の交付を拒否されていた申立人らについて、遅延損害金を付した一部和解が成立した事例。		
紹介箇所	第11の3(2)		

2 基本情報

申立日	H25.4.4	全部和解成立日	H26.1.9
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H24.9~H25.5	※1
一部和解	その他		—	H25.3~	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	4,800,000	H25.6~H29.5	※3
一部和解	就労不能損害	減収分	4,144,770	H24.6~H26.2	※4
一部和解	避難費用	その他	792,000	H24.6~H29.5	※5
一部和解	避難費用	宿泊費等	1,187,696	H24.7~H26.3	※6
全部和解	避難費用	宿泊費等	198,102	H24.7~H26.7	※7

小計 12,022,568

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H24.9~H25.5	※1
一部和解	その他		—	H25.3~	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	4,800,000	H25.6~H29.5	※3
一部和解	避難費用	その他	792,000	H24.6~H29.5	※5

小計 6,492,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	宿泊費等	220,000	H24.6～H26.3	※6
全部和解	避難費用	宿泊費等	75,000	H24.6～H25.8	※8
全部和解	精神的損害	増額分	120,000	H23.9～H24.8	※9
小計			415,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H23.3～H23.5	※10
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H23.7～H23.8	※10
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H24.9～H25.9	※10
小計			540,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	19,469,568
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	70,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）

申立人A及びB（申立人Aの母）は、避難を余儀なくされたことに伴う精神的損害の賠償を請求した。東京電力はこれを争わず、パネルは月額10万円を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛に関して、原発事故発生後7か月目から6か月間（第2期）について一人月額5万円を目安とする額を賠償すべき損害として認めており、総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）は、今後の生活の見通しへの不安に対する慰謝料として、原発事故発生後7か月目から6か月間について一人月額5万円を目安とする額を賠償すべき損害として認めており、中間指針第二次追補第2の1（1）は、第2期の終期を避難指示区域の見直し時点までに見直した上、避難指示区域の見直しに伴い避難指示解除準備区域に設定された地域からの避難者が被った精神的損害に関して、避難指示区域の見直し時点から賠償の終期まで（第3期）について一人月額10万円を目安とする額を賠償すべき損害として認めているところ、第2期についてはこれに従った和解案が提示されたものであり、第3期については申立人A及びBは帰還困難区域に設定された地域からの避難者であるものの、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第1、総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）

申立人A及びBは、直接請求手続において、平成24年9月25日付け東京電力プレスリリースの基準に係る包括賠償の請求を行うため東京電力に請求用紙の交付を依頼したが、これを拒否されたため、遅延損害金の賠償を請求した。東京電力は、請求用紙の交付を拒否したのは申立人A及びBが包括賠償の対象期間と重複する期間について重複する内容の賠償を受けていたためであると主張して争ったが、パネルは、平成24年9月から平成25年2月までに生じた精神的損害について、東京電力が請求用紙の交付依頼を拒否した日の翌日から支払済みまでの遅延損害金を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第1の4は、中間指針に記載がなくとも原発事故との相当因果関係が認められる場合には賠償対象となり得ることを認めており、総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）は、東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には、和解案に遅延損害金を付することができるものとしているところ、請求用紙の交付依頼の拒否は本件申立て前に行われた行為ではあるものの、被害者が賠償金を受領することをいわずに遅滞させた点において共通しているため、これに準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第2の1

申立人A及びBは、避難を余儀なくされたことに伴う精神的損害の賠償を請求した。東京電力はこれを争わず、パネルは将来分を含む平成29年5月までについて月額10万円を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第二次追補第2の1（1）Ⅲは、避難指示区域の見直しに伴い帰還困難区域に設定された地域からの避難者が被った精神的損害に関して、避難指示区域の見直し時点から賠償の終期まで（第3期）について一人600万円を目安とする額を賠償すべき損害として認めているところ、東京電力は平成24年9月25日付け東京電力プレスリリースの基準において平成29年5月までの精神的損害を包括賠償することを認めており、これに則った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の8

申立人Aは、避難指示により退職せざるを得なくなったとして就労不能損害の賠償を請求した。東京電力がこれを認めたため、パネルは請求額どおり和解案を提示した。

※5 中間指針第3の2

申立人A及びBは、避難を余儀なくされたことに伴う避難費用の賠償を請求した。東京電力はこれを争わず、パネルは東京電力が平成24年9月25日付け東京電力プレスリリースの基準において避難・帰宅等に係る費用相当額として認めている金額を賠償すべき旨の和解案を提示した。

平成24年9月25日付け東京電力プレスリリースの基準に則った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2

申立人A及びC（追加申立て。申立人Aの父。）は、避難を余儀なくされ避難先住居に係る費用を負担せざるを得なくなったとして、かかる費用の賠償を請求した。東京電力がこれを認めたため、パネルは請求額どおり和解案を提示した。

※7 中間指針第3の2

申立人Aは、避難先住居の賃貸借契約を締結する際に支出した、敷金、仲介手数料、自治会費及び避難先住居附属駐車場の契約手数料・月額使用料〔「ご契約に必要な費用のご案内」と題する書面、建物賃貸借契約書及び火災保険証券〕の賠償を請求した。東京電力は仲介手数料以外の費用について争ったが、パネルは全ての費用と原発事故との間の相当因果関係を認め、駐車場代、

仲介手数料、駐車場契約手数料及び火災保険料については請求額全額、自治会費については原発事故前との差額相当額、敷金については2割相当額を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が、避難等対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等について、必要かつ合理的な範囲で負担した費用を賠償すべき損害と認めており、中間指針第3の2 II ①本文は、宿泊費等の損害額の算定方法として実費を用いるのが合理的であると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の2

申立人Cは、避難先住居附属駐車場の月額使用料について賠償を請求した。東京電力はこれを認めなかったが、パネルは駐車場を借りたことと原発事故との間の相当因果関係を認め、月額5000円〔福島県借上げ住宅賃貸借契約の締結に伴う賃料差額分の別途お支払い発生に関して〕を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が、避難等対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等について、必要かつ合理的な範囲で負担した費用を賠償すべき損害と認めており、中間指針第3の2 II ①本文は、宿泊費等の損害額の算定方法として実費を用いるのが合理的であると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、申立人A及びBと別離したことを理由に、慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力はこれを認めなかったが、パネルは、家族が別離したことを考慮して、平成23年9月から平成24年8月までについて月額1万円を増額分として賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じた者について、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※10 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A、B及びCは、家族が別離したことを理由に、慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力はこれを認めなかったが、パネルは、家族が別離したことを考慮して、平成23年3月から同年5月まで、同年7月及び同年8月、平成24年9月から平成25年9月までについて月額3万円を増額分として賠償すべき旨の和解案を提示した。

これも中間指針第3の6及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	836		
事案の概要	旧警戒区域に母親や妻と居住し、原発事故後、仕事の関係で福島県に残ったものの、平成24年3月に予定されていた定年退職前に自己都合退職をした申立人について、茨城県に避難した母親等との別離を余儀なくされていた間に、介護を要する母親の状態が悪化し、母親の介護を巡って家庭不和が生じたこと、母親の介護を行うために申立人が退職したことなどを考慮し、定年退職の場合との退職金差額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.9.18	全部和解成立日	H26.1.9
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	4,335,392		※1

小計 4,335,392

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,335,392
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人Aは、旧警戒区域において母親及び妻である申立人B等とともに居住していたが、原発事故後、茨城県に避難した母親等との別離を余儀なくされていた間に、介護を要する母親の状態が悪化し、母親の介護を巡って家庭不和が生じたことから、母親の介護を自ら行うため、平成24年3月に予定されていた定年退職を目前に、平成23年6月に自己都合退職を余儀なくされたとして、定年退職した場合に得られた退職手当と実際に得られた退職手当との差額の賠償を求めた。東京電力は、原発事故と自己都合退職との因果関係及び定年退職した場合の退職手当の金額等が必ずしも明らかでないとして、請求額の5割の限度で認容し残余を争った。パネルは、原発事故後の避難生活による母親の状態の悪化と母親の介護を巡る家庭不和の結果、申立人Aが仕事を優先するか、家庭を優先するか悩んだ末、家庭を優先して退職した経緯に鑑みれば、原発事故と自己都合退職との間には相当因果関係が認められ、また、公共団体の職員であった申立人Aが定年退職した場合の退職手当の金額は条例等から算定できることから、申立人Aが定年退職した場合の条例等の定めによる退職手当と申立人Aが実際に得た退職手当との差額の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	837		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人について、旧警戒区域の歯科医院にて歯列矯正及び虫歯治療を継続受診中に避難を余儀なくされた上、帰還後も原発事故により同医院が閉鎖していたため、治療の中断等で症状が悪化し、他院への通院回数が増加したことを考慮し、通院交通費増加分、通院慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)	

2 基本情報

申立日	H25.10.2	全部和解成立日	H26.1.9
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	250,000	H23.5~H24.11	※1
早期一部和解	生命・身体的損害	その他	8,250	H23.5~H24.11	※1
早期一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	273,000	H23.5~H24.11	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※4
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H23.3~H25.3	※5
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	117,000	H23.3~H25.3	※6
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	227,000	H23.3~H24.8	※1

小計 2,875,250

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	生命・身体的損害	その他	5,250	H24.7	※2
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※4
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.6~H25.3	※5
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	117,000	H24.6~H25.3	※6

小計 2,122,250

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	交通費	36,000	H23.3~H23.5	※3
早期一部和解	避難費用	宿泊費等	180,000	H23.3~H25.3	※3
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	118,970	H23.3~H25.3	※3
早期一部和解	除染費用		100,000	H23.3~H25.3	※7
全部和解	避難費用	宿泊費等	120,000	H23.3~H24.8	※3
全部和解	除染費用		227,200	H23.3~H24.8	※7

小計 782,170

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,779,670
	弁護士費用	173,390
	手続内で処理された既払金合計額	1,600,000

※1 中間指針第3の5

申立人Aは、原発事故前より歯列矯正及び虫歯治療を継続受診をしていた中、原発事故により避難を余儀なくされた上、帰還後も原発事故により従前通院していた歯科医院が閉鎖していたため、治療の中断等で症状が悪化し治療期間が増加した〔診断書〕として、通院交通費増加分、通院慰謝料及び診断書取得費用の賠償を求めた。東京電力は、通院交通費増加分及び診断書取得費用の賠償請求については全額を認めるが、通院慰謝料についてはその額を争った。パネルは、通院交通費増加分及び診断書取得費用については全額、通院慰謝料については概算額での賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化したことによる生じた治療費、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Bにおける、避難生活による高血圧〔診断書〕の悪化に関して、診断書取得費用の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

避難の際の交通費、宿泊謝礼、スタッドレスタイヤやベッド、敷布団の購入費を避難費用として認めたものである。

※4 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づく精神的損害の基本部分の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の2

平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき通院交通費等の生活費の増加分として、一人当たり20万円の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の2

平成24年9月25日付け東京電力プレスリリースの基準に基づきその他実費として、一人当たり11万7000円の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第二次追補第4

中間指針第二次追補第4 Iに基づき線量計購入費用の一部、除染費用の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	838		
事案の概要	自主的避難等対象区域で温泉施設の開業準備をしていたが、本件事故の影響により開業を断念した申立会社について、開業準備の費用の一部が本件事故と相当因果関係がある損害として賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.6.11	全部和解成立日	H26.1.10
事故時住所	国見町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	5,000,000		※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	651,624		※1
小計			5,651,624		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,651,624
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の3

申立人は、原発事故前から、伊達郡国見町において温泉調査を行い、温泉に付随する観光施設の開業を準備中であったものの、原発事故により開業予定地の放射線量が高くなったため、観光客の集客が見込めなくなり建設工事の中止を余儀なくされたとして、当初の開業予定時期以降の逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、不確定な計画値を元に逸失利益を算定することは不可能であり、また工事中止は申立人の経営判断によるものであるなどと主張して争った。パネルは、計画に基づく逸失利益の賠償は認めなかったものの、原発事故と工事中止との相当因果関係を認め、開業準備費用のうち、温泉調査費用500万円のほか工事中止により無駄となった費用65万円余りの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、福島県に営業拠点がある観光業について、原発事故後に減収等が生じていた場合には、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めることとし、同指針第7の1 IV①は、減収分だけでなく必要かつ合理的な追加的費用も損害項目として認めているところ、原発事故当時に開業準備段階にあった者が既に支出した費用について、指針の趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	839		
事案の概要	檜葉町(避難指示解除準備区域)の不動産(自宅土地建物)について、自宅周辺は田畑で防風林に囲まれていたこと、申立人らは農業と年金で生計を立てているが、作付けが制限されていることなどを考慮し、全損と判断し、移住先での不動産取得を考慮した額での賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H23.11.16	全部和解成立日	H26.1.15
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	38,000	H23.3~H24.2	※1
一部和解	一時立入費用	交通費	84,000	H23.3~H24.2	※2
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	34,650	H23.3~H24.2	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	1,220,000	H23.3~H24.2	※4
一部和解	財物損害	その他動産	263,000		※5
一部和解	避難費用	食費増加費用	96,363	H23.3~H24.2	※6
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	409,534	H23.3~H24.2	※7
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H24.3~H25.5	※4

小計 3,645,547

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	25,000	H23.3~H24.2	※1
一部和解	一時立入費用	交通費	28,000	H23.3~H24.2	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,220,000	H23.3~H24.2	※4
一部和解	精神的損害	増額分	250,000	H23.3~H24.2	※4

小計 1,523,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	48,000	H23.3~H24.2	※1
一部和解	精神的損害	基本部分	1,220,000	H23.3~H24.2	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H24.3~H25.5	※4
小計			2,768,000		

申立人A、C、被相続人B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	700,000	H24.3~H25.2	※2
全部和解	財物損害	土地	9,210,757		※8
全部和解	財物損害	建物	30,917,286		※8
全部和解	財物損害	家財	10,200,000		※9
全部和解	財物損害	その他動産	800,000		※10
小計			51,828,043		

申立人A、D、E、F共通(被相続人Bの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H24.3~H25.2	※4
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H24.3~H25.2	※4
小計			1,440,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	61,204,590
	弁護士費用	1,836,137
	手続内で処理された既払金合計額	1,900,000

※1 中間指針第3の2

申立人らが対象区域から避難するために負担した交通費の賠償が認められたものである。

※2 中間指針第3の3

申立人らが一時立入りの際に負担した交通費の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人Aが避難生活による心因性疲労が原因で発症した便秘症〔診断書〕について、原発事故との相当因果関係を認め、入通院慰謝料及び診断書作成費用の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、精神的損害の基本部分を請求したのに加え、申立人Bが、原発事故前からがんを患っており、それによって過酷な避難生活を余儀なくされた〔陳述書〕として精神的損害の増額を請求した。パネルは申立人らの主張を認め、精神的損害の基本部分に加え、申立人Bに対し、一時金として合計49万円の増額を認める和解案を提示した。

総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、重度又は中程度の持病があるという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合の増額方法について、一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

なお、一部和解後に申立人Bが死亡し、相続人であるD、E及びFが申立人に追加された。

※5 中間指針第3の10

自宅敷地に残置した自家用車について、当該財物の価値の全部が失われたとして、東京電力側が実施した査定による推定評価額〔推定価格証明書〕が損害として認められたものである。

※6 中間指針第3の2

事故前は自分たちで作っていた米、野菜が避難のため作れなくなり〔写真撮影報告書〕、事故後購入せざるを得なかったとして、食費増加費用の賠償が認められたものである。

※7 中間指針第3の2

避難に伴い、申立人Aが負担した農協理事会等に出席するための交通費〔証明書〕、親族会議のための宿泊費、家財等購入費、廃車証明書作成費用等の賠償が認められたものである。

※8 中間指針第3の10、中間指針第一次追補第2の4

申立人らは、所有する不動産（土地建物）について、申立人らが従前の居住地の近傍に適切な代替不動産を確保することは不可能であり、他の地域で不動産を購入するなどして新たな土地を生活の本拠とせざるを得ないとして、申立人らが新居を構えたい意思を有しているいわき市の不動産価格を基準にして不動産損害額を算定し、全損であることを前提として財物賠償を請求した。東京電力側は、不法行為（滅失毀損）当時の物の交換価値（時価）が賠償の対象となる損害と考えるべきであり、再取得価格は損害額の評価として相当ではないと主張し、また、檜葉町は避難指示解除準備区域に指定されているから、全損及び帰還が不可能であることを前提とすることは相当でないと主張して争った。パネルは、再取得価格に基づく算定方法は採用しなかったが、当該不動産の立地状況は田畑と防風林に囲まれており、申立人らはもともと自宅で農業と年金で生活していたところ、除染が進まず作付制限もされていることから、戻ったとしても従前の生活を営むことができないと考えられ、全損と評価することが相当であるとして和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害と認められるとしており、財物価値の喪失又は減少について、中間指針第二次追補第2の4備考2は、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値についても、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推認することによって、当該減少分をその賠償対象とすることができるものとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

なお、一部和解後、申立人Bが死亡し、相続人であるD、E及びFが申立人に追加された。

※9 中間指針第3の10

申立人らが所有していた家財一式〔写真撮影報告書〕について、財物価値を喪失したとして賠償が認められたものである。

※10 中間指針第3の10

申立人らが所有していた農機具〔写真撮影報告書〕について、財物価値を喪失したとして賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	840		
事案の概要	福島県外で運送業を営む申立会社について、原発事故時に旧警戒区域(大熊町)で運行していた営業用車両(ダンプカー)を置き去りにせざるを得なかったとして、当該車両に係る財物損害に加え、代替車納入までの間の使用不能に伴う営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.12.5	全部和解成立日	H26.1.15
事故時住所	山形県最上郡舟形町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	4,362,750		※1
全部和解	営業損害・逸失利益		4,719,636	H23.3~H23.11	※2
小計			9,082,386		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,082,386
	弁護士費用	272,472
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時、山形県において運送業を営んでいたところ、原発事故により、積荷を運送中であったダンプカー（以下「当該車両」という。）を帰還困難区域（大熊町）内に置き去りにせざるを得なくなったところ、原発事故から1年以上経過してなお、一度もエンジンをかけることなく当該車両を放置したままとせざるを得ず、当該車両の自動車検査証の有効期間も経過したことから、当該車両の価値を超える修理等の費用が必要であって、経済的全損である、また当該車両は、ダンプ機構（荷台を持ち上げることで、重機等を使用せず荷下ろしができる仕組み）という特殊な機構を追加した特注品であるとして、当該車両の財物賠償を求めた。東京電力は、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について意見を述べた。パネルは、原発事故により、帰還困難区域に置き去りにした当該車両の管理が不能となり、その価値の全部が喪失されたとし、推定市場価格により算出された価格に基づいて和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる

場合には、現実に価値を喪失した部分は、賠償すべき損害と認められるとするところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故により、積荷を運送中であったダンプカー（当該車両）を帰還困難区域（大熊町）内に置き去りにせざるを得なかったところ、当該車両の代わりとなるダンプカーを確保するまでの間、当該車両を利用できなかったことによる営業損害（休車損害）の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法と原発事故の影響割合について意見を述べた。パネルは、当該車両を利用できなかったことによる減収と原発事故との相当因果関係を認め、当該車両を利用できたのであれば得られた利益と実際の利益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額を控除した金額を和解案として提示した。

中間指針第3の7 I は、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（原発事故により負担を免れた費用）を控除した額としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	841		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人らについて、子が避難先で高校に入学したことから、子が高校を卒業するまで子及び母親に避難継続の必要性を認め、平成26年3月までの避難慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.3.14	全部和解成立日	H26.1.15
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,720,000	H23.3~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,050,000	H23.3~H26.3	※1
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3~H26.3	※1
小計			4,870,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,820,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	186,000	H23.3~H24.8	※2
小計			2,006,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,720,000	H23.3~H26.3	※3
小計			3,720,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,596,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	5,810,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aは、南相馬市で事業所を営んでおり、また、うつ病であった夫が平成23年5月頃に南相馬市の自宅に戻っていたため、埼玉県(申立人Aの子である申立人B及びCの避難先)と

南相馬市の自宅との間を頻繁に行き来する生活を送っていたこと等を理由に、精神的損害の賠償を請求した（請求期間がいつまでなのか、増額分の請求なのか否かなどについては明示せずに請求した。）。東京電力は、パネルの意見及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）を踏まえて検討をする旨述べて、認否を留保した。パネルは、平成23年4月に避難先である埼玉県の高校に入学した申立人Cに埼玉県の高校への通学を継続しなければならない事情があり、避難指示等の解除（平成23年9月30日）から相当期間（平成24年8月末）経過後に生じた精神的損害が賠償対象となる特段の事情があると判断し、保護者である申立人Aについても、平成24年9月以降も申立人Cが高校を卒業する平成26年3月までの精神的損害（月額10万円）の賠償を認める和解案を提示した。また、パネルは、南相馬市の自宅に戻っていた夫との間の家族別離による困難があったことを理由に、平成23年5月から平成26年3月まで1か月当たり3万円の精神的損害の増額を認めるとともに、埼玉県と南相馬市の自宅との間を頻繁に行き来する生活を送っていたこと等を理由に、一時金として精神的損害の増額分10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第二次追補第2の1（2）備考3が引用する中間指針第二次追補第2の1（1）備考7は避難指示等の解除等から相当期間経過後の精神的損害が賠償対象となる特段の事情がある場合について、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮するなど、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。また、中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた月額より増額できること、避難生活に適応が困難な客観的事情であって、同基準列挙事由と同程度以上の困難さが認められる者について、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額に一時金として適切な金額の賠償額を加算することを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。なお、上記の精神的損害の和解額の総額は487万円になるところ、直接請求において182万円（平成23年3月分12万円及び同年4月分から平成24年8月分までの各月分10万円の合計額）が既払いであったため、東京電力が上記487万円から182万円を控除した残金305万円の支払義務を負う形の和解案になっている。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bに係る精神的損害について、平成23年3月から平成24年8月までの月額10万円（又は12万円）に加え、避難先の新しい環境等になじめず、うつ症状を発症したことを理由に、平成23年3月について月額3万6000円の増額分（基本部分12万円に対して3割増額）、同年4月から同年8月までについて月額3万円の増額分（基本部分10万円に対して3割増額）の賠償を認めた。なお、上記の精神的損害の和解額の総額は200万6000円になるところ、直接請求において182万円（平成23年3月分12万円及び同年4月分から平成24年8月分までの各月分10万円の合計額）が既払いであったため、東京電力が上記200万6000円から182万円を控除した残金118万6000円の支払義務を負う形の和解案になっている。

※3 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人Cは、原発事故がなければ平成23年4月に入学をするはずであった相馬市の高校に入学することができなくなったこと等を理由に、精神的損害の賠償を請求した（請求期間がいつまでであるか、増額分の請求であるか否かなどについては明示せずに請求した。）。東京電力は、パネルの意見及び総括基準（精神的損害の増額事由等について）を踏まえて検討をする旨述べて、

認否を留保した。パネルは、申立人Cが平成23年4月に避難先である埼玉県の高校に入学しており、当該高校への通学を継続しなければならない事情があり、避難指示等の解除（平成23年9月30日）から相当期間（平成24年8月末）経過後に生じた精神的損害が賠償対象となる特段の事情があると判断し、平成24年9月以降も申立人Cが高校を卒業する平成26年3月までの精神的損害（月額10万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第二次追補第2の1（2）備考3が引用する中間指針第二次追補第2の1（1）備考7は避難指示等の解除等から相当期間経過後の精神的損害が賠償対象となる特段の事情がある場合について、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮するなど、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。なお、上記の精神的損害の和解額の総額は372万円になるところ、直接請求において217万円（平成23年3月分の12万円及び同年4月分から平成24年8月分までの各月分10万円の合計額に東京電力の平成25年2月4日付けプレスリリースの基準に係る賠償35万円を加えた額。）が既払いであったため、東京電力が上記372万円から217万円を控除した残金155万円の支払義務を負う形の和解案になっている。

※4 中間指針第3の6

申立人Dは、うつ病を発症したこと等を理由に、精神的損害の賠償を請求した（請求期間がいつまでであるか、増額分の請求であるか否かなどについては明示せずに請求した。）。申立人Dは、直接請求において精神的損害182万円（平成23年3月分12万円及び同年4月分から平成24年8月分までの各月分10万円の合計額）が支払われていたことを踏まえて、申立てを取り下げた。

1 事案の概要

公表番号	842		
事案の概要	双葉町(帰還困難区域)から避難し、埼玉県内に土地建物を購入した申立人らの双葉町の自宅土地建物について、土地につき、その購入金額に福島県の平均地価変動率を乗じて原発事故前の地価を算定した上、250㎡の範囲で郡山市の平均地価を参考に損害額を増額し、建物につき移住先での建物取得を考慮して損害額を増額を認めた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(オ)		

2 基本情報

申立日	H25.3.26	全部和解成立日	H26.1.16
事故時住所	双葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	就労不能損害	減収分	8,430,190	H24.4~H26.2	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H24.6~H29.5	※2
小計			14,430,190		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	就労不能損害	減収分	393,013	H24.4~H26.2	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H24.6~H29.5	※2
小計			6,393,013		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H24.6~H29.5	※2
小計			6,000,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	148,545	H24.3~H25.3	※3
一部和解	避難費用	その他	2,376,000	H24.6~H29.5	※4
一部和解	財物損害	家財	1,170,000		※5
小計			3,694,545		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	財物損害	土地	2,506,665		※6
全部和解	財物損害	土地	8,810,637		※6
一部和解	財物損害	建物	17,436,623		※7
全部和解	財物損害	建物	3,620,374		※7
小計			32,374,299		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	62,892,047
	弁護士費用	1,886,762
	手続内で処理された既払金合計額	1,900,000

※1 中間指針第3の8

申立人A及びBが避難指示により就労不能となった減収分の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の6

避難を余儀なくされたことに対する日常生活阻害慰謝料として、一人月額10万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

生活費増加費用として、避難生活のための衣類の購入費、自宅の庭の管理のための除草剤の購入費、自宅の庭に埋葬できなかったペットの火葬費用、避難先での駐車場代等について賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の1、中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の4、中間指針第3の9

平成24年9月25日付け東京電力プレスリリースの基準に示された避難・帰宅等に係る費用相当額の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の10

避難に伴い管理が不能となり、価値を喪失したピアノ、電気給湯器等について賠償を認めたものである。

※6 中間指針第四次追補第2の2

申立人A及びBは、所有していた宅地について、避難先での再取得価額が損害であると主張した。東京電力は、物の滅失時における損害賠償額とは、不法行為時における物の客観的価値(時価)であり、これを超える再調達価格は賠償の対象とならないと主張した。パネルは、申立人A及びBが取得した土地のうち250㎡を超える面積については原発事故時の時価を、250㎡については郡山市の土地単価を乗じた金額を算定し、それらの合計金額を和解案として提示した。

中間指針第四次追補第2の2 I ②は、帰還困難区域に住居のあった避難者で従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難のために負担した宅地取得のために実際に発生した費用と事故時に所有していた宅地の事故前価値との差額を賠償すべき損害と認めているところ、和解案提示時に策定中であった中間指針第四次追補第2の2 I ②を参考にした和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第四次追補第2の2

申立人A及びBは、所有していた住宅について、避難先での再取得価額が損害であると主張した。東京電力は、物の滅失時における損害賠償額とは、不法行為時における物の客観的価値（時価）であり、これを超える再調達価格は賠償の対象とならないと主張した。パネルは、新築時の建物価額の60%が48年経過時の残存価値であるとして、築年数に応じて原発事故時の住宅の価額を算定し、和解案として提示した。

中間指針第四次追補第2の2 I ①は、帰還困難区域に住居のあった避難者で従前の住居が持ち家であった者が、移住又は長期避難のために負担した住宅取得のために実際に発生した費用と原発事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額を賠償すべき損害と認めているところ、和解案提示当時、原子力損害賠償紛争審査会が策定中であった中間指針第四次追補第2の2 I ①を参考にした和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	843		
事案の概要	自主的避難等対象区域で半導体製品組立業を営む申立会社について、原発事故による風評被害が売上減少の唯一の原因であるとはいえないが、風評被害が完全に終息したともいえないとして、寄与度を5割として営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.3.19	全部和解成立日	H26.1.17
事故時住所	本宮市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		315,094,897	H23.12~H24.11	※1
全部和解	風評被害・追加的費用		151,600	H23.12	※1

小計 315,246,497

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	315,246,497
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、本宮市において、半導体製品組立業を営んでいたが、原発事故により、一部の取引先からの注文がなくなり、それにより減収が生じたとして、逸失利益及び追加的費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人の減収は、半導体業界全体の不況、韓国や台湾等のメーカーの台頭による日本の半導体業界の不況及び円高の影響等が原因である可能性が高く、申立人の減収と原発事故との間に因果関係は認められないと主張して、賠償義務を争った。パネルは、取引先から事故後に他の場所へ移転させて生産するかなどの問合せが申立人であったこと等から、原発事故と申立人の減収との間の相当因果関係を認める一方、申立人の減収が生じた原因は、半導体業界の不況等、原発事故以外の要因にもあるとし、申立人の減収に対する原発事故の影響割合を5割として、逸失利益及び追加的費用の賠償を認めた。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品に関し、当該拠点において原発事故以降に現実生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	844		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していた申立人らについて、自宅付近に比べて放射線量が著しく低い同一市内の地域への転居を避難と認めて、避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	H25.7.23	全部和解成立日	H26.1.17
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1、2
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	2,222,556	H23.6~H23.11	※1

小計 2,262,556

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1、3
全部和解	避難雑費		100,000	H24.1~H24.5	※1

小計 300,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	60,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	48,000	H23.3~H24.5	※1
全部和解	生活費増加費用	その他	382,110	H23.3~H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	除染費用等	線量計購入費	36,000	H23.3~H23.12	※1、4

小計 676,110

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,238,666
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	680,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難等対象区域である郡山市内に居住していたところ、平成23年5月頃まで那須町その他に自主的避難を実行し、福島県に戻る際に、郡山市内のアパートに避難をしたとして、平成24年5月までの避難費用等の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を留保し、詳しい事情の説明等を求めた。パネルは、避難の放射線量が自宅付近の放射線量より著しく低いこと等の事情を確認し〔電話聴取事項報告書〕、合理性のある避難であることを認め、申立人らに対し、個別具体的な事情に応じた避難費用（移動交通費、引越費用）、生活費増加費用（宿泊費、住居費、家財道具購入費）の賠償を認め、申立人Bに対し、平成24年1月から同年5月までの期間について月額2万円の限度で避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく60万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※4 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	845		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域で教育施設を運営していた申立人について、原発事故により廃止を余儀なくされたとして、廃止に伴う施設や借地権等の財物損害、職員の解雇に伴う人件費(退職金を含む。)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)エ		

2 基本情報

申立日	H25.3.22	全部和解成立日	H26.1.20
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	追加的費用	9,588,821	H23.3～H23.10	※1
全部和解	廃業損害	営業資産減価分	518,780,991		※2
全部和解	廃業損害	その他	112,095,925	H23.3～H26.3	※3
小計			640,465,737		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	640,465,737
	弁護士費用	12,809,315
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

別の教育施設への教育設備移転費用及び生徒の転校先での指定購買品を生徒の代わりに支払ったことによる支出分を追加的費用として認める和解案を提示したものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、学校法人であり福島県内に複数の学校を開校して教育事業を行っていたところ、そのうち緊急時避難準備区域内に所在する学校が、原発事故により、教育施設の被曝及び生徒数減少が原因で廃校になったため、借地、建物、建物付属設備等の価値を喪失したと主張して当該喪失分の賠償を求めた。東京電力は、本件学校が緊急時避難準備区域内にあることから、被曝及び廃校と原発事故との間に因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、本件学校が旧警戒区域に隣接すること、志望者・通学者の多くは相双地区出身であったこと、原発事故前は本件学校の生徒数が増えていたこと、原発事故前に申立人が本件学校の廃校を検討したことはなかったこと等から、原発事故と廃校との間に相当因果関係を認め、学校校舎施設の効用喪失については平成23年3月時点の固定資産明細表に記載の差引期末残高の賠償を認め、借地権の効用

喪失については平成22年度の固定資産税評価額から算定した時価に借地権割合3割を乗じた金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減少した部分（減価分）を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の7

原発事故により廃業となっても負担を免れなかった費用として、契約期間満了までの借地料、一般教職員の人件費及び退職金、並びに校長・教頭の人件費を認める和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	846		
事案の概要	旧警戒区域等の小中学生用体操着の製造・販売を行っていた申立会社について、原発事故による卸売先及び小中学生の避難に伴い売上げが減少したとして、逸失利益及び在庫品の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H25.3.22	全部和解成立日	H26.1.21
事故時住所	群馬県館林市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		593,000	H23.3～H24.12	※1
全部和解	間接被害・逸失利益		1,100,440		※2
小計			1,693,440		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,693,440
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

原発事故発生当時、宮城県仙台市内の事業所において、小中学生用体操着の製造・販売を行っていた申立人が、旧警戒区域内の小売店（第一次被害者）及び小中学校の児童が避難したことにより売上げが減少したとして逸失利益を請求し、貢献利益率を28.39%であると主張した。東京電力は、取扱商品は汎用品であるため第一次被害者との取引には代替性があること、地震及び津波被害の影響が相当程度あること等を理由に争い、予備的に、貢献利益率を19%（後に16%に変更）、原発事故との影響割合を4割であると主張して争った。パネルは、事故後申立人の売上げが減少した販売先に限定し、当該販売先との関係で生じた減収と原発事故との相当因果関係を認め、貢献利益率を19%、原発事故との影響割合を8割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第8は、間接被害者（原発事故による第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者）の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合、第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じた営業損害を、賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第8

申立人は、秋田県の倉庫に保管していた在庫品の小中学生用体操着は、学校ごとにデザイン、カラー等が異なり、校章をプリントしているものもあるから転売不能であるとして、原発事故後無償譲渡した分の在庫品を含め、賠償を請求した。東京電力は、在庫品は転用可能であり、無償譲渡分については経営判断であると主張して争った。パネルは、在庫品が転売不能であることを認めた上で、在庫品のうち、原発事故後無償譲渡した分については、原発事故との影響割合を5割として、その余の分については、原発事故との影響割合を10割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

これも中間指針第8に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	847		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)から避難した申立人ら(乳幼児を含む。)について、自宅付近の放射線量及び乳幼児4人の避難先での進学・入園状況などから、避難継続の必要性を認め、平成25年10月までの就労不能損害、精神的損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)エ(ア)	第1の10(2)ア(イ)

2 基本情報

申立日	H25.8.9	全部和解成立日	H26.1.23
事故時住所	広野町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	4,816,678	H24.6~H25.10	※1
小計			4,816,678		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,420,350	H24.6~H25.10	※2
小計			1,420,350		

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,000,000	H24.9~H25.3	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	585,000	H24.6~H24.8	※6
小計			1,585,000		

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	10,100,000	H24.6~H25.10	※3
全部和解	精神的損害	増額分	960,000	H23.3~H25.10	※4
小計			11,060,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	18,882,028
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人Aは、緊急時避難準備区域内に居住し、同区域内において勤務していたが、主として警戒区域内で業務を行っていたところ、原発事故の影響で失職したため、従前の給与額に基づき、平成24年6月から平成26年2月までの就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aの住所、勤務先が、警戒区域外であることから、平成24年6月から同年12月までの期間について就労不能損害の賠償を認めるが、平成25年1月以降の期間については争った。パネルは、申立人Aの主な勤務場所が警戒区域内であったとして、平成24年6月から和解案検討時点である平成25年10月までの就労不能損害の賠償を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

申立人Bは、緊急時避難準備区域内に居住し、同区域内において勤務していたが、原発事故の影響で勤務先が撤退したことで退職したため、従前の給与額[雇用保険受給資格者証]に基づき、平成24年6月から平成26年2月までの就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人Bの住所、勤務先が、警戒区域外であることから、平成24年6月から同年12月までの期間について就労不能損害の賠償を認めるが、平成25年1月以降の期間については争った。パネルは、申立人Bの勤務先が原発事故により撤退したため失職したことを認め、平成24年6月から和解案検討時点である平成25年10月までの就労不能損害の賠償を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

緊急時避難準備区域に居住していた申立人ら（申立人C、D、E及びFは追加申立て）は、夫婦、子供4人（事故時3歳、5歳、8歳、平成24年生まれ1人）の6人で避難したところ、避難先で子供たちが学校になじんだばかりであること、1歳の子供がいること、申立人Bが平成25年に手術をしたばかりであること、広野町の線量が高いこと等から、避難を継続する必要があるとし、平成24年6月から平成26年2月まで月額10万円の精神的損害を請求した。東京電力は、申立人らの住所が緊急時避難準備区域であったことから、月額10万円の精神的損害については、避難指示等の解除等から相当期間経過後である平成24年8月分までを認め、同年9月分以降については否認した。パネルは、申立人らの主張する避難継続理由を合理的なもの認め、平成24年6月分から（ただし、申立人Fは出生した平成24年7月分から）平成25年10月分まで、月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情（通学先の学校の状況を考慮するなど）に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

緊急時避難準備区域に居住していた申立人ら（申立人C、D、E及びFは追加申立て）は、夫婦、子供4人（事故時3歳、5歳、8歳、平成24年生まれ1人）の6人で避難したところ、妊

婦であったこと、小さい子供を抱えた避難であることから慰謝料の増額を請求した。東京電力は、増額について争った。パネルは、申立人らが小さい子供を連れて避難したことは通常の避難者と比べ精神的苦痛が大きいとして、申立人らに対し月額3割の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行ったことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額できると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき通院交通費等の生活費の増加分として、一人当たり20万円が賠償されたものである。

※6 中間指針第3の2

平成24年9月25日付け東京電力プレスリリースの基準に基づきその他実費等として、一人当たり11万7000円が賠償されたものである。

1 事案の概要

公表番号	848		
事案の概要	福島県外(東京都)で修学旅行生や学生の各種大会時の団体宿泊等を主な顧客とする旅館を経営する申立会社について、原発事故以降、予約されていた修学旅行客の宿泊がキャンセルされたことに伴う営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H25.9.12	全部和解成立日	H26.1.24
事故時住所	東京都		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,826,962	H23.3～H23.6	※1
小計			1,826,962		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,826,962
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（観光業の風評被害について）

申立人は修学旅行生や学生の各種大会時の団体宿泊等を主な顧客とする東京都内の旅館であるところ、原発事故後に修学旅行客の宿泊予約のキャンセルが相次いだことから〔修学旅行予約取消確認書等〕、当該キャンセルによって生じた営業損害（逸失利益）の賠償を請求した。東京電力は、東京での修学旅行の定番の訪問先である東京ディズニーリゾートが休園したこと、計画停電が実施されたこと等が修学旅行客の宿泊予約のキャンセルの原因であると主張し、原発事故との因果関係を否定して争った。パネルは、原発事故と修学旅行客の宿泊予約のキャンセルとの間に相当因果関係があると判断し、当該キャンセル分について逸失利益の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針第7の1に定める福島県、茨城県、栃木県及び群馬県以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実生じた解約・予約控え等による被害について、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしている。そして、総括基準（観光業の風評被害について）は、青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県及び千葉県に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生した減収等の損害については、少

なくともその7割（未成年者主体の団体旅行に関する減収等の損害については、その全部）が上記の心理によるものであり、かつ、上記の合理性を有しているものと認めているところ、これを参考とした和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	849		
事案の概要	原発事故当時、自主的避難等対象区域(福島市)でしいたけ等の栽培・販売を開始しようとしていた申立人らについて、準備したほだ木に関する費用及び植菌した原木しいたけに関する平成27年12月末日までの営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(エ)	第1の12(2)オ(ウ)	第3の2(1)ア

2 基本情報

申立日	H25.10.25	全部和解成立日	H26.1.24
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		126,311	H23.3～H27.12	※1
全部和解	財物損害	動産	110,000		※2
全部和解	出荷制限指示・検査費用(物)		12,600	H25.9	※3
小計			248,911		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	248,911
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人らは、きのこを販売する目的で、平成22年11月から平成23年2月までの間に山林から原木1000本を切り出し、これに植菌し平成23年以降の販売に向けて準備をしていたところ、原発事故による食品(きのこ)の出荷制限指示があったこと、平成25年10月初め頃に産出したしいたけの放射線測定結果が食品衛生法に基づく一般食品の規格基準(1キログラム当たり100ベクレル)を超えたこと〔放射性物質測定結果〕等からきのこの販売ができなくなったと主張し、営業損害の賠償を求めた〔陳述書、写真〕。東京電力は、申立人らに原発事故前しいたけの販売実績がないこと、販路の確保等の具体的な計画が不明であること等から申立人らに逸失利益は観念できないと主張して争った。パネルは、きのこの販売ができなくなったことと原発事故との間に相当因果関係を認め、また損害額の算定に当たっては東京電力が直接請

求におけるしいたけの賠償に関して利用している損害算定方法を合理的なものとして採用し、それに基づき原木が1000本あったことを前提に算定した損害額の3割を認めた。

中間指針第5の1Ⅰは、農林漁業者その他の政府等が原発事故に関し行う指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、原発事故前に販売実績のない申立人らについても、同中間指針の趣旨を踏まえ、和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人らは、きのこを販売するため山林から切り出した原木1000本を譲り受けた際に謝礼金として5万円を支払ったこと〔陳述書〕、原木1000本に植えた種駒（木片等にきのこの菌糸を培養したもの）の購入に約6万円を要したこと〔電話聴取報告書〕、平成25年10月初め頃に産出したしいたけの放射線測定結果が食品衛生法に基づく一般食品の規格基準（1キログラム当たり100ベクレル）を超えたこと〔放射性物質測定結果〕等を主張し、これらの費用相当額が原発事故により無駄になったとして賠償を求めた。東京電力は、食品衛生法に基づく一般食品の規格基準を超える放射性セシウムが測定されたことから原木としての財物価値が喪失したことを認めつつも、その財物価値相当額については領収書等の客観的資料がないことから5万円を限度として賠償するとして一部否認した。パネルは、原木及びそれらに植えた種駒の財物価値の喪失を認め、財物損害として11万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ①は、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失させる程度の量の放射性物質に曝露した場合には、現実に価値を喪失した部分が賠償すべき損害と認めているところ、当該財物が自主的避難等対象区域にある場合にも同中間指針の趣旨を踏まえ、和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第5の3

申立人らは、平成25年に産出したしいたけの放射線測定結果が食品衛生法に基づく一般食品の規格基準（1キログラム当たり100ベクレル）を超えたこと〔放射性物質測定結果〕等を主張し、同年9月に実施した放射線検査費用〔領収書〕の賠償を求めた。東京電力は、合理的な追加的費用に当たるとしてこれを認めた。パネルは、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の3は、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者等が負担を余儀なくされた検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	850		
事案の概要	帰還困難区域(富岡町)から避難し、平成25年に移住のため東京郊外に土地建物を購入した申立人の富岡町の自宅土地建物について、土地につき平成25年の郡山市平均地価に自宅土地面積を乗じた金額を、建物につき昭和58年の新築以降複数回行ったリフォーム工事費用を加味した金額を、それぞれ損害額と認めた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)	第1の12(2)エ(エ)	第1の12(2)エ(オ)

2 基本情報

申立日	H25.7.10	全部和解成立日	H26.1.28
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	財物損害	土地	7,284,003		※1
一部和解	財物損害	建物	24,762,993		※1
全部和解	財物損害	土地	1,762,833		※1

小計 33,809,829

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	33,809,829
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時の富岡町の自宅土地建物について、被害前と同等の住宅を再取得することが可能な賠償がされるべきなどとして、当該自宅土地建物、平成16年から平成22年までの間に行った当該建物に係る各リフォーム工事代及び倉庫・塀・植木等に係る価値減少相当分の支払を求めた。東京電力は、同社の算定基準の限度で支払うなどとして、一部を認めなかったが、パネルは、申立人の事故時住居が帰還困難区域に指定され帰還の具体的な目途が立たないこと、申立人の子が現在の居住地に近いこと、居住先は首都圏内であり買換価格そのものは賠償できないものの、同等の不動産を福島県内で購入した場合に不動産価格が加算されることとの均衡等の事情を考慮し、結論として、自宅土地について、郡山市の平均土地価格に自宅土地面積を乗じた金額を、自宅建物について、当事者間で争いのない賠償金額に上記の各リフォーム工事代の一部を加算した金額を原発事故と相当因果関係のある損害として賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、当該財物が対象区域内にあり、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分等の必要かつ合理的

な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

なお、本件和解案の提示後、原子力損害賠償紛争審査会が、住宅確保に係る損害の考え方を示した中間指針第四次追補案を発表していたことから、東京電力は、同指針の正式な発表を待って損害額を確定させるべきと主張して和解案の諾否の回答を留保していたところ、パネルは、同指針において、「本指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない」と規定されていたこと等を根拠に和解案を堅持したものである。

1 事案の概要

公表番号	851		
事案の概要	県南地域で畜産業(和牛繁殖)を営む申立人について、原発事故で出荷できない間に死亡してしまった繁殖牛の市場に出荷できなかったことによる逸失利益及び出荷していれば負担する必要がなかった追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(1)イ	

2 基本情報

申立日	H25.10.15	全部和解成立日	H26.1.28
事故時住所	西郷村		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		316,581	H24.11~H25.7	※1
全部和解	出荷制限指示・追加的費用	その他	137,543	H24.11~H25.7	※1
小計			454,124		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	454,124
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、西郷村で畜産業を営んでいたところ、平成24年11月頃に出荷予定であった繁殖雌牛(本件牛)について、当時は原発事故の影響で市場が休場していたこと及び本件牛には基準値を超える放射性物質を含む飼料を与えており県から一定期間の出荷自粛を求められていたこと等から出荷できず、その後、本件牛は平成25年6月に病死したため、本件牛を出荷すれば得られたはずの利益〔家畜共済死亡共済金明細〕及び出荷すれば負担する必要がなかった人工授精費用〔領収書〕等の追加的費用を請求した。東京電力は、本件牛を出荷しなかったことで免れた費用を控除した限度で逸失利益は認め、人工授精費用は通常の営農の一環であるなどとして追加的費用の一部は争った。パネルは、免れた費用を控除した逸失利益を認め、また人工授精費用も本件牛を出荷していれば負担する必要がなかった費用であると認めて和解案を提示した。

中間指針第5の1 Iは、政府等による出荷制限や出荷自粛要請等に伴い、当該指示に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、同IIは、事業に支障が生じたために負担した追加的費

用を、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	852		
事案の概要	富岡町(居住制限区域)に居住していた申立人らの不動産(自宅土地建物)について、帰還困難区域に近接していること、インフラの復旧状況、除染実施状況等から全損と評価し、土地の賠償額を、300㎡までは移住先であるいわき市の平均地価を乗じた額とし、300㎡を超える部分は本件事故前の地価を乗じた額とした事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(オ)	

2 基本情報

申立日	H24.8.31	全部和解成立日	H26.1.29
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	宿泊費等	1,184,945	H23.3~H24.8	※1
一部和解	避難費用	交通費	78,000	H23.3~H24.8	※1
一部和解	避難費用	家財移動費用	175,935	H23.3~H24.8	※1
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,566,964	H23.3~H24.8	※1
一部和解	一時立入費用	交通費	78,000	H23.3~H24.8	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※3
一部和解	精神的損害	増額分	180,000	H23.3~H24.8	※3
一部和解	財物損害	家財	4,450,000		※4
一部和解	財物損害	土地	3,420,186		※5
一部和解	財物損害	建物	17,657,983		※5

小計 30,592,013

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	222,202	H23.3~H24.8	※6
一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※3
一部和解	精神的損害	増額分	420,000	H23.3~H24.8	※3

小計 2,442,202

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	2,100,000		※4
全部和解	財物損害	土地	5,780,618		※5
全部和解	財物損害	建物	7,936,665		※5
小計			15,817,283		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	48,851,498
	弁護士費用	1,465,545
	手続内で処理された既払金合計額	1,600,000

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域内から避難するための交通費、家財道具の移動費用、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことによる宿泊費、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたこと、重度又は中程度の持病があることという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害であると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである（なお、家財賠償額は、申立人Aの一部和解に係る445万円及び申立人A、B共通の全部和解に係る210万円の合計655万円である。）。

※5 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4、中間指針第四次追補第2の2

申立人らは、居住制限区域に土地及び建物を所有しているところ、これら不動産の価値が避難指示による管理不能や放射性物質への曝露等により全て喪失した、土地の賠償額は土地付注文住宅融資利用者の土地取得費用全国平均値を下回らないなどと主張して、財物価値喪失分の賠償を求めた。東京電力は、これら不動産が居住制限区域に所在すること等を理由として財物価値の全部が失われたとはいえない、土地の賠償額は当該土地の原発事故時の時価によるべきであるなどと主張して、申立人らの請求の一部を争った。パネルは、帰還困難区域に近接していること、インフラの復旧状況、除染実施状況等を踏まえてこれら不動産の価値は原発事故によって全て失われたと判断し、申立人らが所有していた土地の面積のうち、300㎡までについて移住先であるいわき市の平均地価を参照して損害額を算定し、残りの部分については、原発事故時の時価に基づき損害額を算定した上で和解案を提示した。

※6 中間指針第3の5

中間指針第3の5 Iは、原発事故により避難等を余儀なくされたため治療を要する程度に健康状態が悪化したことにより生じた治療費、薬代、精神的損害等について賠償すべき損害と認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	853		
事案の概要	自主的避難等対象区域(二本松市)で稲作をしていたが、原発事故により平成23年度の作付けを自主的に見合わせた申立人について、申立人が稲作を行う地域では出荷制限の指示がなかったが、申立人の水田の土壌から相当の放射性物質が検出されたことや近隣の集落において出荷制限の指示があったことなどを考慮し、作付けの自主制限による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア	第10の2(3)オ	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H25.8.1	全部和解成立日	H26.1.29
事故時住所	二本松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		131,734	H23.10~H24.9	※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	171,500	H23.4~H25.6	※2
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	96,000	H23.3~H24.5	※3
全部和解	風評被害・追加的費用	除染費用	315,000		※3

小計 714,234

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	714,234
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、二本松市で稲作をしていたが、原発事故後の平成23年度の作付けを自主的に見合わせたことによって生じた逸失利益〔農業経営状況証明、営農計画書等〕の賠償を請求した。東京電力は、申立人の水田の所在地に対して作付制限等の指示等が出されておらず、作付けの見合わせは自主的な判断によるものであると主張して争った。パネルは、申立人の水田の土壌から作付制限の基準値に迫る程度の放射性物質が検出されたことや近隣の集落において出荷制限の指示があったこと等を考慮して、逸失利益の請求を一部認める和解案を提示した。

中間指針第7の2Ⅱは、福島県産の農林産物について、買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら作付けを断念したことによって生じた被害も、かかる判断をやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人は、二本松市で自家消費用の米及び野菜を栽培していたが、原発事故後に作付けを自主的に見合わせたこと等によって自家消費用の米及び野菜を購入しなければならなかった生活費増加費用〔領収書〕の賠償を請求した。東京電力は、申立人の水田の所在地に対して作付制限等の指示等が出されておらず、作付けの見合わせ等は自主的な判断によるものであると主張して争った。パネルは、申立人の水田の土壌から作付制限の基準値に迫る程度の放射性物質が検出されたことや近隣の集落において米の出荷制限の指示があったこと等を考慮して、米については平成23年10月から平成24年9月までの12か月、野菜については平成23年4月から平成25年6月までの27か月の期間について、請求を認める和解案を提示した（直接請求で受領済みの平成23年分の4万円を控除）。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の2、中間指針第二次追補第4

申立人は、自ら水田の除染作業（稲わらの除去、草刈り等）を行った作業労賃及び深耕作業に適した中古トラクターへの買替え費用の一部の賠償を求めた〔領収書、カタログ等〕。東京電力は、草刈り等は通常業務であって除染作業とは認められないこと、中古トラクターには資産価値が認められること等を主張して争った。パネルは、申立人からの聴き取り等を踏まえて、申立人が実施した草刈り等は必ずしも通常業務とは認められないこと、中古トラクターの購入は福島県の除染マニュアルに対応するものであり除染作業との関連性が認められること等を認定して、請求を一部認める和解案を提示した。

中間指針第7の2Ⅱは、福島県産の農林産物について、買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら作付けを断念したことによって生じた被害も、かかる判断をやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害としており、中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去等）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	854		
事案の概要	県南地域(白河市)から平成23年3月13日に避難を開始した申立人らについて、自宅付近の原発事故後の放射線量、自宅が自主的避難等対象区域に近接していること等を考慮して、同年12月31日までの期間における避難費用及び精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	H25.9.10	全部和解成立日	H26.1.29
事故時住所	白河市		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1、2
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1、3
小計			200,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		440,000	H23.3~H23.12	※1、4
小計			440,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	680,000
	弁護士費用	20,400
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、避難等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者であるところ、自主的避難の実行により生じた避難費用、生活費増加費用、慰謝料等の賠償を求めた〔光熱費使用料のお知らせ、領収証、預金通帳写し〕。東京電力は、申立人らは原発事故発生時県南地域に生活の本拠としての住居があったもので、県南地域は自主的避難等対象区域には指定されていないところ、原発事故当時自主的避難等対象区域外に住んでいた申立人らの自主的避難等により生じた損害については原発事故との間に因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの原発事故発生時の住居の所在場所は、放射線量に関

する情報、自主的避難等対象区域との近接性及び避難開始時期等に鑑み、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※4 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づき申立人Aについて認められる賠償分8万円のうち4万円及び同第2に基づき申立人Bについて認められる賠償分40万円のうち20万円並びに平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ、自主的避難をした申立人Bについて認められる賠償分20万円を、移動費用及び生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。

1 事案の概要

公表番号	855		
事案の概要	工所用資機材のリース業等を営む申立会社について、資機材のリース先が旧警戒区域内(双葉町)の工事現場であり、原発事故後、資機材が利用できなくなったことで、リース先が支払を拒み、未収となっていたリース料相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)		

2 基本情報

申立日	H25.10.7	全部和解成立日	H26.1.29
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		7,926,002	H23.4～H24.4	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		528,549	H23.4～H23.6	※1

小計 8,454,551

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,454,551
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、工場用資機材のリース業を営む株式会社であるところ、レンタル資機材の貸し出し先であった株式会社Aが旧警戒区域内で行っていた工事が中断したこと、工事現場が避難区域に指定されたことから、レンタル資機材の回収ができなくなったこと等を営業損害として主張した。東京電力は、未回収の工所用機材のレンタル料相当額を損害として支払うことを認めた。パネルは、未回収レンタル料全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	856		
事案の概要	旧警戒区域内の勤務先工場の閉鎖に伴い、他県のグループ会社に出向したが、適応することができず、精神的疾患に罹患した後、出向先を退職した申立人について、原発事故と相当因果関係を有する損害として、退職による就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.11.25	全部和解成立日	H26.1.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,400,000	H23.3~H25.12	※2
全部和解	避難費用	交通費	83,000	H23.3~H23.11	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,771,468	H23.3~H24.4	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	65,000	H23.3~H23.11	※4
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	4,340	H23.3~H23.11	※4
全部和解	就労不能損害	減収分	13,405,001	H23.3~H25.12	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	90,000	H23.6~H23.9	※5
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	45,000	H23.6~H23.9	※5
全部和解	生命・身体的損害	その他	16,800	H23.6~H23.9	※5
全部和解	財物損害	家財	2,450,000		※6

小計 21,330,609

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	21,330,609
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	3,079,438

※1 中間指針第3の8

申立人は原発事故によって勤務先工場が閉鎖となり、他県のグループ会社に出向させられたが、平成23年6月より適応障害によって休職となった。その後会社から退職勧奨され、同年11月に退職することとなったため、原発事故発生からの就労不能損害を請求した。東京電力は、申立人の退職は会社との話し合いを踏まえて、申立人自身の意思に基づきされたことであるので、退職と原発事故との因果関係はないと主張して争った。パネルは、適応障害は原発事故によって発症したものであること、退職は会社からの強い退職勧奨によるものであり申立人の自由

意思でされたものではないことを理由に退職と原発事故との間に相当因果関係を認め、平成23年3月から和解案提示時までの期間について就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8備考1は、就労の不能等には、原発事故と相当因果関係のある解雇その他の離職も含まれるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づき月額10万円の日常生活阻害慰謝料が支払われたものである。

※3 中間指針第3の2

中間指針第3の2に基づき避難に伴う交通費及び家賃等の増加した生活費が支払われたものである。

※4 中間指針第3の3

中間指針第3の3に基づき一時立入りに伴う交通費及び宿泊費が支払われたものである。

※5 中間指針第3の5

中間指針第3の5に基づき通院慰謝料、通院交通費、診断書取得費用が支払われたものである。

※6 中間指針第3の10

中間指針第3の10に基づき、平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースの基準の基準で家財の賠償が支払われたものである。

1 事案の概要

公表番号	857		
事案の概要	双葉町(帰還困難区域)に居住していた70歳台半ばの被相続人が、避難所生活中に体調を悪化させ、平成23年7月に肺炎により死亡した事案について、相続人である申立人らに対し、死亡慰謝料、財物損害(被相続人の自宅建物についてリフォーム代金を加味して賠償額を算定した。)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の12(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H24.5.1	全部和解成立日	H26.1.30
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	宿泊費等	271,896	H23.3~H24.4	※6
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	264,549	H23.3~H24.4	※6
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	240,000	H23.3~H24.4	※7
一部和解	避難費用	通信費増加費用	66,696	H23.3~H24.4	※6
一部和解	避難費用	食費増加費用	2,500	H23.3~H24.4	※7
一部和解	避難費用	交通費	42,000	H23.3~H24.4	※6
一部和解	一時立入費用	交通費	22,000	H23.3~H24.4	※8
一部和解	精神的損害	基本部分	1,340,000	H23.3~H24.2	※9
一部和解	精神的損害	増額分	144,000	H23.3~H24.2	※10
一部和解	財物損害	追加的費用	1,980		※5

小計 2,395,621

申立人A、B、C共通(被相続人Dの損害を含む)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	60,000	H23.3~H23.8	※7
一部和解	財物損害	その他動産	150,000		※5
一部和解	財物損害	その他動産	1,618,921		※5
一部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	13,048	H23.3~H23.8	※2
一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	59,794	H23.3~H23.8	※2
一部和解	生命・身体的損害	その他	4,800	H23.3~H23.8	※2
一部和解	生命・身体的損害	その他	63,000	H23.3~H23.8	※2
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	737,000	H23.3~H23.8	※2
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	10,000,000	H23.3~H23.8	※1
一部和解	生命・身体的損害	逸失利益	3,177,858	H23.3~H23.8	※2
一部和解	生命・身体的損害	その他	615,694	H23.3~H23.8	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H23.3~H23.8	※9
一部和解	精神的損害	増額分	144,000	H23.3~H23.8	※10
全部和解	財物損害	土地	10,647,900		※4
全部和解	財物損害	建物	26,288,000		※3
全部和解	財物損害	家財	6,247,500		※4

小計 60,427,515

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	62,823,136
	弁護士費用	1,884,694
	手続内で処理された既払金合計額	1,800,000

※1 中間指針第3の5

被相続人D(申立人Aの夫、申立人B及びC(いずれも追加申立て)の父)は、避難により持病の軽度の喘息及び軽度の肺気腫が悪化し呼吸困難となり、平成23年7月に嚥下性肺炎により死亡した[死亡届]ところ、被相続人Dの死亡と原発事故との間に相当因果関係があるとして、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準(いわゆる赤い本)を基準に基準額を2800万円とし、影響割合を10割とする死亡慰謝料を請求した。東京電力は、被相続人Dの死亡と原発事故との相当因果関係があることは認めたものの、自賠償保険を基準に基準額を1100万円とし、影響割合を2割5分[顧問医相談票]とすべきであると主張して争った。パネルは、被相続人Dが事故時77歳と高齢であり一家の大黒柱とはいえないこと、持病を有していたことから、基準額を2000万円とし、影響割合を5割として、被相続人Dの死亡慰謝料を認めた。

中間指針第3の5は、避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた精神的損害は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

被相続人Dが、①持病の肺気腫が悪化し入院したことによる入院費用〔入院領収書〕及び入院雑費、並びに、被相続人Dの入院期間中に申立人らが病院を訪問した際に支出した交通費〔領収書〕及び宿泊費〔領収証〕について、②通院（16日）及び入院（84日）について赤い本の別表Iに則り算定した入院慰謝料について、③死亡した被相続人Dの逸失利益について、④死亡した故Dの葬儀費用〔葬儀請求書、斎場使用料金納入通知書兼領収書（一般用）、領収証〕について、いずれも影響割合を死亡慰謝料と同様に5割として、賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人A、B及びCは、被相続人Dが事故時に所有していた建物〔全部事項証明書〕について、建物のリフォームを複数回行っており、平成21年から平成22年までにかけてもリフォームをしていることも考慮に入れて賠償額を算定すべきと主張した。東京電力は、建物の固定資産税評価額を基礎に算定した金額（構築物・庭木を含め1511万5733円）は認めた。パネルは、建物の残価を6割とするとともにリフォーム金額による価値増加部分を別途考慮し、財物賠償を認めた。

中間指針第3の10及び中間指針第二次追補第2の4は、建物の財物価値について、賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、事前に概算で請求することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

原発事故当時、①被相続人Dが所有していた自宅敷地〔全部事項証明書〕について、②申立人Aと被相続人Dが所有していた家財〔写真〕について、それぞれ賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の10

原発事故当時、①被相続人Dが所有していた自動車〔登録事項等証明書 現在記録〕の登録を抹消した際の費用及び当該自動車の原発事故時の時価〔オートガイド自動車価格月報〕について、②被相続人Dは、婦人服販売業を営んでいたところ、在庫商品〔平成22年分所得税青色申告決算書（一般用）〕について、それぞれ賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の2

申立人Aが避難したことにより、①宿泊したアパートの家賃〔家賃入金証明書〕、契約金、保証金〔請求書、領収証〕及び保険料〔保険料領収証、保険証券〕の全額並びに敷金の2割について、②購入した家財道具〔領収書〕について、③原発事故前と比較し増加した電話料金〔通帳、払込受領証〕について、④増加した交通費について、それぞれ賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の2

申立人A及び被相続人Dが①避難により支出した被服費を各人について月額2万円と算定し、申立人Aは1年分の、被相続人Dは3か月分の、被服費について、②原発事故前と比較し増加した申立人A及び被相続人Dの食費（米代）について、それぞれ賠償を認めたものである。

※8 中間指針第3の3

中間指針第3の3に基づく一時立入費用〔納品書（領収書）〕の賠償を認めたものである。

※9 中間指針第3の6

中間指針第3の6に基づく精神的損害の基本部分（ただし、申立人Aについては平成23年3月から同年9月までについては避難所に避難していたため月額12万円とする。）の賠償を認めたものである。

※10 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及び被相続人Dの避難所の移動回数が多かったことから、3割の増額（平成23年3月から同年9月までは月額3万6000円、同年10月から平成24年2月までは月額3万円）の賠償を認めたものである。

※1 1 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人Aは、原発事故の避難先で白内障が悪化し、また、緑内障にり患したために眼鏡を購入せざるを得なくなったとして、生命・身体的損害として眼鏡購入費用を請求した。東京電力は、申立人に対し因果関係を明らかにする証拠の提出を求め、認否を留保した。パネルは、和解案の対象外とした。

※1 2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人Aは、被相続人Dの葬儀を避難先（福島県外）にて行ったが、火葬料が避難先県の県外人であることを理由に増加したとして増加分を請求した。東京電力は、葬儀費用の賠償に含まれると主張して火葬料増加費用について別途賠償することは争った。パネルは和解案の対象外とした。

※1 3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の5）

申立人らは、被相続人Dが入院中に難聴となったとして購入した補聴器の費用を請求した。東京電力は、原発事故前から被相続人Dは耳が聞こえにくい状況であったので、因果関係は認められないと主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	858		
事案の概要	避難指示解除準備区域で造園業を営んでいた申立人が仕入れた植木等について、申立人作成の目録、写真、原発事故直前の造園工事に関する受注伝票等から植木等を仕入れていたことを認め、財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.4.10	全部和解成立日	H26.1.30
事故時住所	避難指示解除準備区域		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用		280,000	H23.3～H24.3	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		850,000	H23.3～H24.3	※2
全部和解	財物損害	動産	5,700,000		※3
小計			6,830,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,830,000
	弁護士費用	204,900
	手続内で処理された既払金合計額	512,001

※1 中間指針第3の7

造園に用いる樹木の商品価値を落とさないため、一時立入りをして手入れを行った際の交通費等が認められたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人の従業員らが県外に避難したため、事実上休業状態となってしまったとして、平成23年3月から平成24年3月までの減収分が認められたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、造園業における商品として育てていた植木等が避難により手入れを行うことができなくなり、商品価値がなくなったとして財物賠償を請求した。東京電力は、法人である申立人の財物損害は、貸借対照表に流動資産「商品」として記載された金額であるとして一部損害を認めたが、それ以外の植木等の資産については、個人が所有する資産であり財物損害に当たらないと主張して争った。パネルは、申立人作成の目録、写真、原発事故直前の造園工事に関する受注伝票等から植木等を仕入れていたことを認め、数量からみても個人でなく法人所有とみるのが

相当であるとしつつ、申立人主張の植木等の全てを商品と同視し得るか不明であり、また申立人主張の単価は売却する際の単価であるとして、申立人作成の目録記載の植木等の半数について、その価格の8割を損害として認め、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合に現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認められるとしており、同備考1は、財物が商品である場合には、これを財物価値（客観的価値）の喪失又は減少等と評価するか、あるいは、営業損害としてその減収分（逸失利益）と評価するかは、個別の事情に応じて判断されるべきと認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	859		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)の不動産(自宅土地建物)について、放射線量、除染の見通し、近隣の状況、建物の状況、申立人の今後の生活設計等を考慮し、全損と評価して財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.6.6	全部和解成立日	H26.1.30
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	607,445	H23.3~H24.12	※1
全部和解	財物損害	土地	9,272,406		※2
全部和解	財物損害	建物	21,876,123		※3

小計 31,755,974

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	31,755,974
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,607,200

※1 中間指針第3の5

申立人は、原発事故後、避難生活により糖尿病を発症・高血圧が悪化し、さらに避難生活によるストレスで狭心症〔診断書〕を発症したと主張して、慰謝料を請求した。東京電力は、原発事故との因果関係が認められないとして否認した。パネルは、原発事故との相当因果関係を認め、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、原発事故により避難等を余儀なくされたため、生命・身体的損害を被った場合には、精神的損害の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、自宅の土地に関し全損を前提に財物賠償を請求した。東京電力は、固定資産評価額の1.43倍を基準額とし、さらに72分の60(南相馬市における避難指示解除準備区域の解除予定時期までの60か月分)を乗じた金額の賠償を認めた。パネルは、自宅が除染を要する程度の放射線量であることや本格的な除染が平成26年度以降の着手になる見通しであること、近隣施設の復旧状況、建物は大修繕が必要である状況、申立人の今後の生活設計等を考慮し、全損と評価する和解案を提示した。

中間指針第3の10は、不動産について、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、自宅の建物に関し全損を前提に財物賠償を請求した。東京電力は、固定資産評価額に建築物係数を乗じた金額を基準額とし、さらに72分の60（避難指示解除準備区域）を乗じた金額の賠償を認めた。パネルは、自宅が除染を要する程度の放射線量であることや、本格的な除染が平成26年度以降の着手になる見通しであること、近隣施設の復旧状況、建物は大修繕が必要である状況、申立人の今後の生活設計等を考慮し、全損と評価する和解案を提示した。

これも中間指針第3の10に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	860		
事案の概要	会津地域で木材加工販売業を営んでいるが、原発事故の影響により薪の加工販売ができなくなった申立人について、原発事故後の主力商品であるチップ用材の売上高が原発事故前より増加しているものの、利益率は薪の加工販売より相当低いことを考慮し、逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.6.11	全部和解成立日	H26.1.31
事故時住所	喜多方市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,768,175	H24.8～H25.6	※1

小計 2,768,175

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,768,175
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第7の1

申立人は、喜多方市の調理用の薪及び製紙用チップ材の加工販売業者であるところ、原発事故の風評被害により、事故時に主力としていた〔電話聴取事項報告書〕調理用の薪の加工販売をすることができなくなったとして、営業損害の賠償を求めた。申立人の原発事故前後の売上高は、原発事故前の平成22年度が約1680万円（調理用の薪について約730万円、製紙用チップ材について約950万円）、原発事故後の平成24年度が約1860万円（調理用の薪について0円、製紙用チップ材について約1860万円）であって〔平成22年分及び平成24年分の各収支内訳書〕、原発事故後の売上高が事故前の売上高よりも増加していることから、東京電力は、原発事故と因果関係のある損害は認められないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と調理用の薪の加工販売停止との間に相当因果関係を認めた上で、調理用の薪は手作業によって加工することで付加価値がつく商品であり、また、製紙用チップ材に比べ伐採・搬出する木の数が6分の1程度で足りることから利益率がよいこと〔電話聴取事項報告書〕等から損害を認め、さらに原発事故の影響割合を8割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業において、原発事故以降に現実に生じた取引停止等による損害のうち、福島県に所在する拠点で製造、販売する物品等に関し、当該拠点において発生したものについては、原則として原発事故との相当因果関係を認め、中間指針第7の1 IV ①は、取引先

により取引停止等をされたために生じた減収分を営業損害と認めており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	861		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)の居宅内の家財について、地震・津波により1階部分が倒壊流出したが、2階部分が残存していたことを考慮し、直接請求における被申立人の回答額を超える額の賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)	第1の12(2)カ	

2 基本情報

申立日	H25.7.25	全部和解成立日	H26.1.31
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	2,450,000		※1
小計			2,450,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,450,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人A、B（申立人Aの妻、追加申立て）及び申立人Aの父（被相続人）は、避難指示解除準備区域に指定された南相馬市小高区の自宅において3名で生活していたところ、平成23年3月11日に発生した地震・津波によって自宅の1階部分は倒壊流出し、2階部分は流出せずに残存した〔写真〕。被相続人は平成23年3月11日に死亡し、その法定相続人である申立人A及びC（申立人Aの妹、追加申立て）が被相続人の東京電力に対する損害賠償請求権を承継取得し、申立人らは、自宅の2階部分が残存していることを理由に、平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースの基準における帰還困難区域における大人3名の世帯の家財の賠償として655万円の賠償を求めた。東京電力も、請求額の2割に相当する131万円を損害として認めたものの、残部については原発事故との因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、上記東京電力プレスリリースの基準における避難指示解除準備区域における大人3名の世帯の家財の賠償額490万円の5割を損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害と認められるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	862		
事案の概要	自主的避難等対象区域の病院について、原発事故後、地域の子供や女性が避難しており、東京電力が直接請求で支払を拒否した期間(平成24年4月1日から平成25年3月末日まで)についても、小児科及び産婦人科の収入の減少には、原発事故との因果関係が認められるとして、逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の6(2)ア	第1の9(2)オ(ウ)	第6の2

2 基本情報

申立日	H25.9.3	全部和解成立日	H26.1.31
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	医療業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		99,262,830	H24.4～H25.3	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	1,640	H24.11～H25.4	※2

小計 99,264,470

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	99,264,470
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、郡山市において、小児科及び産婦人科を含む総合病院を経営していたところ、原発事故後、郡山市周辺の子供を持つ世帯や妊婦が避難したことにより、小児科及び産婦人科についてそれぞれ外来患者数及び入院患者数が減少した〔診療会計稼働額表〕として、平成24年4月から平成25年3月までの逸失利益の賠償を求め、入院患者数減少に係る逸失利益の算定方法として、震災等による病床の減少を加味するため、貢献利益率方式により算定した入院患者数の減少に係る逸失利益に原発事故の影響割合(10割から病床減少率を差し引いた割合)を乗じる算定方法を主張した。東京電力は、①申立人の医療圏における小児科及び産婦人科での診療・入院を必要とする層の人口がどの程度減少したかが不明であること、原発事故後の出生率低下と申立人の収入減少との関係が不明であること等からすると因果関係は認められない、②損害算定の基礎となるべき資料に記載された収入の額に補助金収入の額が含まれているのかどうか不明であること、震災による建物損壊の収入への影響が不明であること、申立人の組織形態の変更による収入への影響が不明であること、診療報酬改定の収入への影響が不明であること等からすると原発事故前後の収入を単純に比較しても正確な収入減少額を確認することができない

などと主張して争うとともに、予備的に、入院患者減少に係る逸失利益の算定方法として、基準となる売上げに病床数の減少率を乗じる方法を主張した。パネルは、事情を聴取した上で風評被害の影響を認め、入院患者減少に係る逸失利益については、地震による建物損壊等の本件原発以外の要因により病床数が減少していることから、請求期間各月の売上高を各月の病床稼働率で除した金額を基準売上げとして算定する方法を採用し、人口の自然減を考慮して原発事故の影響割合を9割5分として損害を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I は、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害については、原則として原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1

必要かつ合理的な範囲の追加的費用として直接請求手続のためのコピー代等の実費の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	863		
事案の概要	旧計画的避難区域(飯舘村)に居住し、近隣の山林で採取したキノコを販売していた申立人について、平成24年1月1日から平成25年12月31日までの期間の逸失利益についても賠償された事例(平成23年の逸失利益は、過去に当センターで和解し賠償されていた。)		
紹介箇所	第3の2(1)ア		

2 基本情報

申立日	H25.9.26	全部和解成立日	H26.1.31
事故時住所	飯舘村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		407,768	H24.1～H25.12	※1
小計			407,768		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	407,768
	弁護士費用	12,232
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、飯舘村に居住し、毎年9月及び10月に近隣の山林においてきのこ類を収穫し、それを市場において販売してきたところ、原発事故により飯舘村が旧計画的避難区域に指定されたことに伴い、原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限として、野生のきのこ類の出荷制限措置が取られそれが継続したため、きのこ類の収穫、販売ができなくなり、平成24年、平成25年中にきのこ類の販売に係る損害が発生したとして、前回の申立てで認められた平成23年中の逸失利益と同じ割合による金額の賠償を請求した。東京電力は、平成25年12月31日まで出荷制限措置が継続するか否かは不確定であるとの意見を述べた。パネルは、同月経過後の平成26年1月、平成24年1月から平成25年12月までの逸失利益として前回の申立てで認められた金額と同じ割合の金額を賠償額とする和解案を提示した。

中間指針第5は、農林水産物及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等に伴う損害を対象とするとし、中間指針第5の1 Iは当該指示により現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	864		
事案の概要	帰還困難区域から避難し、過去に当センターで平成24年8月分までの精神的損害等につき和解をしていた申立人らについて、上記和解後、直接請求で平成24年9月分以降の精神的損害につき包括請求方式による賠償を求めたところ、被申立人から、直接請求の包括請求方式では賠償対象期間の始期が一律に平成24年6月とされていることを理由に同方式による取扱いを断られ、再度の申立てに至ったことを考慮して、遅延損害金を付することとした和解が成立した事例。		
紹介箇所	第11の3(2)		

2 基本情報

申立日	H25.6.6	全部和解成立日	H25.9.13
事故時住所	大熊町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	330,000	H24.6～H26.3	※1
全部和解	避難費用	その他	792,000	H24.6～H29.5	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	7,998,900	H24.6～H26.2	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	5,700,000	H24.9～H29.5	※4
全部和解	その他		—	H25.5～	※4
小計			14,820,900		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	792,000	H24.6～H29.5	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	4,033,008	H24.6～H26.2	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	5,700,000	H24.9～H29.5	※4
全部和解	その他		—	H25.5～	※4
小計			10,525,008		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	792,000	H24.6～H29.5	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	5,700,000	H24.9～H29.5	※4
全部和解	その他		—	H25.5～	※4

小計 6,492,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	792,000	H24.6～H29.5	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	5,700,000	H24.9～H29.5	※4
全部和解	その他		—	H25.5～	※4

小計 6,492,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	792,000	H24.6～H29.5	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	5,700,000	H24.9～H29.5	※4
全部和解	その他		—	H25.5～	※4

小計 6,492,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	44,821,908
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、避難先の家賃相当額の賠償を求めたところ、東京電力が争わなかったため、その賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の1、中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の4、中間指針第3の9

申立人らは、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準に従い、避難・帰宅等に係る費用相当額として1人当たり79万2000円の賠償を求めたところ、東京電力が争わなかったため、その賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の8

申立人A及びBは、避難により就労不能となったことを理由に減収分の損害を求めたところ、東京電力は申立人Aについて退職状況の資料の提出や再就職後の資料の提出を求めたが、パネルは申立人に対して特に追加の資料提出を求めず、直接請求における平成24年5月分までの金額を基礎とした賠償が認められたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）

申立人らは、本件以前に終局した和解仲介手続きに基づき、平成24年8月分までの精神的損害の賠償を受領していたところ、東京電力が、同年6月から平成29年5月までの5年分の精神的損害について包括賠償の方法による取扱いを開始したことから、東京電力に対し、直接請求手続において、平成24年9月分から平成29年5月分までの精神的損害を包括して賠償するよう求めたが、これを拒否されたとして、本和解仲介手続において、平成24年9月から平成29年5月まで57か月分の賠償及びこうした拒否する事態の再発防止を求めた。東京電力は、本和解仲介手続においては、上記賠償請求には応じる意思を示した。パネルは、東京電力が直接請求手続において先行する和解仲介手続を理由に不当に賠償を遅延させたとして、請求金額全額に加え、同金額に対する申立人らが直接請求をした日の翌日である平成25年5月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の賠償を認める和解案を提示した。

総括基準（加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について）は、和解の仲介の手続において、東京電力が審理を不当に遅延させる態度をとった場合には、和解案に遅延損害金を付することができるとしているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	865		
事案の概要	住民避難により区費の集金ができなくなった旧警戒区域内の行政区について、原発事故時点で支出があった平成23年度の費用相当額(区費回収不能に伴う損害)、平成24年度以降の会議開催のための交通費増加費用等(原発事故に伴う追加的費用)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ケ)	第1の9(2)イ(カ)	第1の9(2)オ(エ)

2 基本情報

申立日	H25.4.1	全部和解成立日	H26.2.3
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		267,935	H23.3~H25.5	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	1,014,017	H23.3~H25.5	※2

小計 1,281,952

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,281,952
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、避難指示等対象区域(帰還困難区域)に所在する行政区の一つであり、区民から区費を徴収した上、区内の神社の維持管理や盆踊り大会の開催等、地域住民の連携と福祉の増進に係る活動をしていたものであるところ、原発事故により区内の住民が避難し離散したことで区費の徴収が不可能になったとして、平成23年度分として納入される見込みであった区費相当額等の賠償を求めた。東京電力は、行政区の活動や区費の支出の具体的な用途が不明であるなどと主張して認否を留保した。パネルは、回収不能となった平成23年度の区費納入見込額約155万円のうち、平成23年度予算分として原発事故前に既に支出されていた費用相当額26万7925円について、原発事故との間に相当因果関係があると判断し、その賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、申立人は、営利を目的とする事業を営んでいた者ではないものの、既に支出した費用の回収可能性がなくなった点について現実の減収が存在することを踏まえ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故により区内の住民が避難し離散したことで、平成24年度以降、役員会や総会を区外で開催せざるを得なくなったために旅費交通費等の増加費用が発生したほか、避難している区民を集めて平成25年度に慰労会を行ったとしてその費用の賠償を求めた。東京電力は、旅費交通費等については領収書の確認をすることができる範囲で認めたが、慰労会については原発事故との因果関係が認められないと主張して、一部を争った。パネルは、東京電力が認める部分のほか、申立人が負担した慰労会の開催費その他の増加費用の一部についても、原発事故との相当因果関係を認め、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために生じた追加的費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、申立人は、営利を目的とする事業を営んでいた者ではないものの、原発事故により発生した追加的費用が存在することを踏まえ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	866		
事案の概要	自主的避難等対象区域(小野町)に居住していたが、夫が福島市渡利地区に転勤することになったため、妻子が平成23年10月に福島県外に避難し、夫が同地区に単身赴任をした事案において、平成25年12月末までの避難費用、二重生活に伴う面会交通費及び生活費増加費用並びに避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H25.10.9	全部和解成立日	H26.2.3
事故時住所	小野町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※3
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※3
小計			600,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※3
小計			600,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※3
小計			80,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	1,200,000	H24.1～H25.12	※3
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,075,200	H24.1～H25.12	※3
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	720,000	H24.1～H25.12	※3
全部和解	避難雑費		960,000	H24.1～H25.12	※3
小計			3,955,200		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,315,200
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち、4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦に対する賠償分40万円のうち、20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故当時、小野町に居住していたが、事故後に申立人Dが福島市渡利へ転勤することが決まり、平成23年秋に転勤先へ引越したところ、A、B、CらはDの転勤には同行せず、県外へ避難し、その際に支出した宿泊謝礼、面会交通費、二重生活に伴う増加費用を請求した。東京電力は、平成23年9月30日には福島市よりもより原発に近い緊急時避難準備区域の解除があったこと、同年12月には福島県で被曝可能性についての評価とそれについての情報公開が着実に行われていたことを理由に、平成24年9月以降の避難継続に伴う支出は原発事故との因果関係は認められないとして否認した。パネルは、申立人らが、渡利地区が当時福島市の中で最も線量が高いと報道されていたと聞いて、子供が小学校低学年で、放射線の影響が強いことを懸念し〔電話聴取書〕、平成25年12月現在も避難を継続していることは合理性があるとして、同月までの、宿泊謝礼、面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用、避難雑費を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	867		
事案の概要	自主的避難等対象区域から避難した申立人らの精神的損害について、右上下肢機能全廃(身体障害1級)の身体障害がある姉につき20万円、姉に付き添って避難した母と弟にそれぞれ10万円の各増額がされた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ

2 基本情報

申立日	H25.10.22	全部和解成立日	H26.2.3
事故時住所	相馬市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			240,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			140,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※1
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	本件事故発生当初の時期	※1
小計			140,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	58,400	H23.3~H23.7	※2
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	390,052	H23.3~H23.7	※2
小計			448,452		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	968,452
	弁護士費用	29,054
	手続内で処理された既払金合計額	240,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、申立人Aが身体障害等級1級〔身体障害手帳〕であり、高血圧、糖尿病の持病〔申立人Bの陳述書〕もあったところ、原発事故後、事故時住所においては薬の確保が困難となったため避難をせざるを得なくなったとして、申立人Aについて50万円(月額10万円×5か月)、申立人Aに付き添うため一緒に避難した申立人Aの母親である申立人B及び申立人Aの弟である申立人Cについて各20万円(月額10万円×2か月)の精神的損害の増額を求めた。東京電力は、中間指針等に定められた基準を超えて賠償すべき事情はないと主張して争った。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、申立人Aについて20万円、申立人B及びCについて各10万円の精神的損害の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、自主的避難の実行により要した避難交通費(①)及び避難宿泊費(②)について賠償を求めたが、東京電力は、中間指針等に定められた基準を超えて賠償すべき事情はないと主張して争った。パネルは①について相当額、②について全額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	868		
事案の概要	浪江町(避難指示解除準備区域)の不動産(自宅土地建物)について、自宅の位置、付近の放射線量、周辺施設の状況、申立人らの生活状況、水道の復旧状況等を考慮して全損と評価し、平成10年の購入時価格(造成費用として申立人らが支払った額を含む。)を土地の事故前価値として、財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	H24.11.12	全部和解成立日	H26.2.5
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	財物損害	土地	6,207,125		※1
一部和解	財物損害	建物	21,081,031		※1
全部和解	財物損害	土地	6,392,875		※1
全部和解	財物損害	建物	7,561,940		※1
小計			41,242,971		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	41,242,971
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人ら(不動産の共有持分を有する申立人Bが追加申立て)は、原発事故発生当時、浪江町(避難指示解除準備区域)に土地(宅地及び公衆用道路)及び建物(居宅)を所有しそこに居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされこれらの不動産を使用できなくなったとして、上記土地及び建物の取得価格(土地は平成10年に購入し、建物は平成11年に建築。土地は造成費用、建物は庭造園費用をそれぞれ含む。)の賠償を請求した。東京電力は、土地については購入時期以降の地価の下落を、建物については建築時期以降の経年減価を、それぞれ考慮しなければならず、また、平成25年当時においては避難指示解除準備区域の解除時期が未定であるため全損と評価すべきではないとして、土地については平成22年度の固定資産税評価額に宅地係数(1.43)及び避難指示期間割合(72分の60)を乗じた額の限度で、建物については平成22年度の固定資産税評価額に建築物係数及び避難指示期間割合(72分の60)を乗じた額の限度で、それぞれ賠償すると回答した。パネルは、全損か否かの判断をするに当たり、自宅の位置、付近の放射線量、周辺施設の状況、申立人らの生活状況、水道の復旧状況等を考慮

し、原発事故後6年間は帰還が困難であるため全損と評価するのが相当と判断した上で、土地については、取得時期がバブル経済崩壊後の平成10年であり、和解金額の算定に当たりバブル景気による地価高騰の影響を考慮する必要はないことや、申立人らが原発事故後により地価の高い地域への移住を決断することを余儀なくされたという事情等を考慮し、平成10年の購入時価格（造成費用を含む。）の賠償を認め、建物については、その仕様や修繕状況等を考慮し、建築費用に経年減価率（耐用年数60年、残価率6割）を乗じた額に庭造園費用（構築物及び庭木）を加えた額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と定め、中間指針第二次追補第2の4Ⅱは、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物損害について、避難指示解除までの期間等を考慮して原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により一定程度減少したものと推認することができることと定めるところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	869		
事案の概要	避難指示解除準備区域で学習塾を営んでいた申立人の事務用品、事務機器等について、実際の使用可能年数を基礎に減価をして損害額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.11.13	全部和解成立日	H26.2.5
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	1,110,277		※1
小計			1,110,277		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,110,277
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、浪江町等において個人で学習塾を営んでいたところ、浪江町所在の教室内の事業用動産である事務用品、事務機器等について、原発事故によって住民が避難し、避難指示解除及び事業再開の見込みもないことから効用を喪失したとして、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、平成24年12月26日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、償却資産として算定し、ほとんどの動産が取得価格10万円未満であること等から、エアコンのみ相当額を賠償する旨を主張した。パネルは、価値減少率について、浪江町所在の教室に残存している動産についてはその社会的効用を喪失したとして全損と、同教室から持ち出した上使用していない動産については2分の1と判断し、賠償額について、原発事故時の価値＝取得価格×(実際の使用可能年数－事故時経過年数)÷実際の使用可能年数という数式により算定した金額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	870		
事案の概要	岩手県の国有林においてきのこ、山菜類を採取し、販売していた申立人について、出荷制限等に伴う逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.10.28	全部和解成立日	H26.2.5
事故時住所	岩手県奥州市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示及び風評被害・逸失利益		464,884	H23.5～H24.11	※1
小計			464,884		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	464,884
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は原発事故発生当時、岩手県の国有林できのこ・山菜類を採取し出荷していた業者〔会員証明書〕であったが、原発事故後、政府による出荷制限指示及び岩手県による出荷・採取の自粛要請が行われた結果、きのこ・山菜類の出荷ができなくなり、また、風評被害による産直での販売不振により減収が生じたとして、平成23年5月から平成24年11月までの期間について、営農計画に基づく減収額〔売上額集計表、売上台帳、通帳〕の賠償を請求した。東京電力は、入林許可に関する資料の提出がないとして認否を留保した。パネルは、請求額の9割を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に伴い、出荷行為等の断念を余儀なくされるなど、事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第三次追補第2 I ① iii は、岩手県で産出された林産物について、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害についても、中間指針第7の1 III ①の類型として、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った又は準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	871			
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人ら(大人2名、子供3名)について、末子が幼児であること、他の子供も避難先で定着していること、夫が避難先で自営業を始めていることなどを考慮し、平成24年12月末までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例(被申立人は、平成24年1月以降の避難に基づく賠償には合理性がないと主張していた。)			
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)オ	第10の2(3)キ	第10の2(3)ク	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H24.6.4	全部和解成立日	H26.2.6
事故時住所	いわき市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,838,030	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※7

小計 1,958,030

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H23.3～H23.12	※5
全部和解	その他		40,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※7

小計 180,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	精神的損害	その他	80,000	H24.1～H24.8	※7
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※7

小計 720,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	精神的損害	その他	80,000	H24.1～H24.8	※7
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※7

小計 720,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	精神的損害	その他	80,000	H24.1～H24.8	※7
全部和解	その他		40,000	H23.3～H24.8	※7

小計 720,000

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	線量計購入費	80,000	H23.3～H23.5	※8
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	44,800	H24.1～H24.12	※6
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	114,000	H24.1～H24.12	※6
全部和解	避難雑費		720,000	H24.1～H24.12	※6

小計 958,800

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,256,830
	弁護士費用	157,705
	手続内で処理された既払金合計額	1,960,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難等を実行した者がいる場合の細目について)

申立人ら（夫婦及び子供3人）は、自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、原発事故直後に短期避難をし、平成23年3月末、長期避難の準備のためいったん自宅に戻り、同年8月から一家全員で県外へ避難をし、平成24年1月以降も避難を継続した。申立人Aは、原発事故発生当時の勤務先を平成23年6月に退職し、同年9月から避難先で自営業を興した。申立人らは、これら一連の避難行為に伴って支出した移動費用、滞在費、一時帰宅費、家財道具等購入費及び引越費用等のほか、申立人Aの避難先での開業準備のために必要であったとして、車両購入費、機械等購入費等、開業にこぎ着けるまでの間の就労不能損害等の損害の賠償を請求し、平成23年分の就労不能損害については、世帯合算された既払金相当額が控除されるべきではないことを主張した。東京電力は、申立人Aの退職は自身の判断によるものである、既払金相当額は控除すべきなどと主張して争った。パネルは、就労不能損害における控除については、原則は定額賠償の範囲内で、かつ生計を同一にする世帯で賠償額を合算計算することは合理性があるが、避難によって就労環境が大きく変わったような場合は合算計算しないことが許されるところ、末子が原発事故時新生児であり避難継続は合理性があること、他の2人の子供は未就学年齢であったところ、避難先で就学し、ようやくなじみ始めたところであること、申立人Aの避難先での自営業が定着し、いわき市で同様の状態に戻るのが困難であること〔口頭審理の結果〕等から、合算計算の例外に当たると認め、平成23年分の就労不能損害については、中間指針第一次追補第2に基づく損害とは別に賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づく子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱い、子供及び妊婦に対する賠償分40万円のうち20万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた生活費増加等の損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、子供及び妊婦以外の者に対する賠償分8万円のうち、4万円をこれらの損害に対する賠償として扱ったものである。

※4 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた生活費増加等の損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、子供及び妊婦に対する賠償分40万円のうち、20万円をこれらの損害に対する賠償として扱い、さらに平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえて、一人当たり20万円を追加賠償する和解案を提示した。

※5 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難等を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、3人の子供を伴っての避難行為は困難を極めるものであったとして精神的損害の増額事由に当たるとし、これらの損害の賠償を請求した。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めることに加え、申立人Bが、末子を出産してまだ間もないときに避難を開始せざるを得なかったこと、ほかの子供2人も低年齢であったという事情から、6万円を増額する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となる場合や異なる損害額が算定される場合があると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難等を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人ら（夫婦及び子供3人）は、いわき市から、平成23年8月に一家全員で県外へ避難をし、平成24年1月以降も避難を継続した。申立人Aは、原発事故発生当時の勤務先を平成23年6月に退職し、同年9月から避難先で自営業を興した。申立人は、平成24年1月以降の避難継続中の損害を認めないのは不合理であることを主張し、避難行為に伴って支出した一時帰宅費、自家消費野菜・米相当分の生活費増加費用、避難雑費を請求したところ、東京電力は、そもそも、申立人Aが自営業を再開したことで、避難先に定着し、避難は終了していること、いわき市からの避難については、平成24年1月以降避難継続の合理性はなく、損害との因果関係はないと主張して争った。パネルは、いわき市からの避難であっても、線量が高い地域であるとの主張立証があった場合や、線量は高くなくとも、避難者の就労の状況、就学の状況、医療や介護の措置について、避難先と戻った場合との比較、その他諸々の事情を総合判断して、平成24年以降の損害と原発事故との相当因果関係が認められる余地があることを前提に、ア 末子が原発事故時新生児であり避難継続は合理性があること、イ 他の2人の子供も未就学年齢であったところ、避難先で就学し、ようやくなじみ始めたところであること、ウ 申立人Aの避難先での自営業が定着し、いわき市で同様の状態に戻るのが困難であること〔口頭審理の結果〕等から、平成24年1月から同年12月までの損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ、追加賠償を追加的費用等及び精神的損害等に対する賠償として認めたものである。

※8 中間指針第二次追補第4

除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	872		
事案の概要	群馬県においてほうれんそう、ねぎを栽培し、農協を経由せず卸業者に納入していた申立人らについて、ほうれんそうの出荷制限、ねぎの風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.9.30	全部和解成立日	H26.2.10
事故時住所	群馬県伊勢崎市		
申立人人数	13	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		2,100,000	H23.3～H23.4	※1

小計 2,100,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		686,000	H23.3～H23.4	※1

小計 686,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		782,000	H23.3～H23.4	※1

小計 782,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		1,365,000	H23.3～H23.4	※1

小計 1,365,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		387,000	H23.3～H23.4	※1

小計 387,000

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		806,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		263,000	H23.3～H23.4	※2
小計			1,069,000		

申立人G

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		1,200,000	H23.3～H23.4	※1
小計			1,200,000		

申立人H

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		1,390,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		322,000	H23.3～H23.4	※2
小計			1,712,000		

申立人I

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		2,011,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		29,000	H23.3～H23.4	※2
小計			2,040,000		

申立人J

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		2,704,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		845,000	H23.3～H23.4	※2
小計			3,549,000		

申立人K

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		4,757,000	H23.3～H23.5	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		1,943,000	H23.3～H23.5	※2
小計			6,700,000		

申立人L

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		2,473,000	H23.3～H23.7	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		181,000	H23.3～H23.7	※2
小計			2,654,000		

申立人M

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		2,107,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		689,000	H23.3～H23.4	※2
小計			2,796,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	27,040,000
	弁護士費用	816,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人らは群馬県においてほうれんそう、ねぎを栽培し、農協を経由せず卸業者に納入していたところ、原発事故により同県産のほうれんそうは平成23年3月21日から同年4月8日までの間、出荷停止となった。この出荷停止により申立人らの栽培していたほうれんそうも出荷できなくなり、申立人らは作付けしていたほうれんそうを廃棄処分にした。申立人らは、作付面積(a)×収穫量180kg×単価626円を基準として損害賠償を請求した。東京電力は、各農家で栽培方法の違い等により市場に出荷可能なほうれんそうの収穫量が異なる中で、単位面積当たりの収穫量として1a当たり一律180kgを乗じる計算方法は妥当でない、申立人が主張する単価626円については、各農家の損害を当該農家の取引先等である第三者が取りまとめて賠償請求する、いわゆる「団体請求」の場合の単価を示しているのであれば個人による請求の場合とは異なる事情に基づいて作られているため本件での適用は合理性を欠くなどと主張して争った。パネルは、申立人らの主張する計算方法で算出した額から既払金を控除した額に、9割を乗じ、端数を切り上げた額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Iは、政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について、政府や地方公共団体による出荷制限等の指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2

申立人らは群馬県においてほうれんそう、ねぎを栽培し、農協を経由せず卸業者に納入していたところ、ほうれんそうの出荷停止を受けて群馬県産の農産物に風評被害が及び、ねぎの価格が前年同期より値下がりして損害を被ったとして、対象となっている月ごと、サイズごとに単価をまとめて損害賠償を請求した。東京電力は、出荷箱数、売上額、想定売上げのいずれについても根拠資料がない、計算方法においても支出を免れた金額が差し引かれていない点で合理性を欠くなどと主張して争った。パネルは、対象となる期間と前年同期の売上額を比較して、その差額を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第7の2I①iは、群馬県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	873		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)で美容院を営むなどしていた申立人らについて、住民の帰還状況から少なくとも原発事故後4年間は美容院再開が困難であることなどを踏まえ店舗建物につき6分の4の価値減少、店舗内の事業用動産につき管理不能によるカビ発生等も考慮して全損とそれぞれ評価した財物損害が賠償されるとともに、原発事故当時に美容院の開業から1年が経過しておらず、増収増益が続いていたことから、将来の増収増益見込みを考慮して営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)ウ(イ)	第1の9(2)オ(ウ)
	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H25.3.1	全部和解成立日	H26.2.12
事故時住所	広野町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	検査費用(人)		20,000	H23.3~H23.11	※1
早期一部和解	避難費用	交通費	53,000	H23.3~H24.8	※1
早期一部和解	避難費用	家財移動費用	42,000	H23.3~H24.8	※1
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	21,000	H23.3~H24.8	※1
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	226,975	H23.3~H24.8	※1
早期一部和解	一時立入費用	交通費	406,000	H23.3~H24.8	※1
早期一部和解	生命・身体的損害	その他	2,100	H23.3~H23.10	※2
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	250,000	H23.3~H24.10	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	78,000	H23.3~H24.10	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	30,800	H23.3~H23.10	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H24.9~H25.6	※3
全部和解	営業損害・逸失利益		8,897,663	H23.3~H24.12	※4
全部和解	財物損害	動産	10,304,536		※5

小計 23,132,074

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	交通費	5,000	H23.3	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3～H24.8	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H24.9～H25.6	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	6,747,048	H23.3～H24.12	※6
全部和解	財物損害	不動産	3,670,486		※5

小計 13,222,534

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	交通費	5,000	H23.3	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,150,000	H23.3～H25.3	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	650,000	H24.9～H25.6	※3

小計 2,805,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	交通費	5,000	H23.3	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,150,000	H23.3～H25.3	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	650,000	H24.9～H25.6	※3

小計 2,805,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	41,964,608
	弁護士費用	1,258,940
	手続内で処理された既払金合計額	2,782,147

※1 中間指針第3の1、中間指針第3の2、中間指針第3の3

緊急時避難準備区域から避難した申立人らの検査費用(人)、避難費用及び一時立入費用について、賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の5

申立人Aの通院に伴う慰謝料等について、賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、原発事故発生当時自宅があった広野町は帰宅することが現実的な状況ではなく、慣れない避難先での生活を余儀なくされ続けているとして、平成25年6月までの日常生活障害慰謝料を請求した。東京電力は、成人である申立人A及びBについては、中間指針第二次追補が旧緊急時避難準備区域の「相当期間」として目安とする平成24年8月末の経過後も賠償すべき特段の事情は認められないとして、同月まで月額10万円の賠償を認め、中学生以下である申立人C及びDについては、同月まで月額10万円、同年9月から平成25年3月まで月額5万円

の賠償を認め、その余は争った。パネルは、申立人ら全員について、避難継続の合理性を認め、平成25年6月まで月額10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、旧緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人Aは、広野町にて美容院を営んでいたところ、原発事故により避難したため減収が生じたとして逸失利益の賠償を求めたが、原発事故発生当時、開業から1年を経過しておらず、月ごとの1日売上げは対前月比平均5分の伸びを示しており、以後も同様の率で売上げが伸びていたはずであると主張し、損害額算定に当たっては上記の売上増加傾向を前提とした算定をするよう求めた。東京電力は、賠償することは認めたものの、申立人Aの主張するような事実は確認できないとして、平成22年の売上高を基準として損害額を算定すべきであると主張し損害額について争った。パネルは、平成23年3月の売上げを参考にした金額を基準とすべき月額の売上高として逸失利益額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅰは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、仲介委員は合理的な算定方法を選択すれば足り、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には、さらに適宜の金額を足した額により算定したとしても、特段の事情のない限り、仲介委員の判断は合理的なものとして推定されるところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の10

申立人Aは、美容院の営業に係る事業用動産について、避難生活において放置したまま管理できておらず、錆びつき、カビ等が生じており無価値であるなどと主張して附属設備等の価値喪失分の賠償を求め、申立人Bは、美容院建物について、所在地の広野町は線量が高く現実的に帰還が困難な区域であって管理不能である上に、避難した周辺住民の帰還が進んでおらず、営業を再開できる見込みもないとして価値喪失分の賠償を求めた。東京電力は、これらの財物の所在地である緊急時避難準備区域は、既に平成23年9月に避難指示等が解除されており、立入りの制限もなく居住も可能な地域である上、原子力安全委員会の基準からみても安全性に疑義があるとはいえず、管理不能によって財物の価値が失われたということはできないと主張して争った。パネルは、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認め、事業用動産については取得価額での賠償を認める和解案を提示し、美容院建物については取得価額の6分の4の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の8

申立人Aの経営する美容院で店長として勤務していた申立人Bについて、就労不能損害（減収分）の賠償を認めたものである。

※7 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、土地、自宅建物及び自宅内財物の価値喪失分について賠償を求めたところ、東京電力は、対象区域外であると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	874		
事案の概要	富岡町(居住制限区域)から関東地方に避難し、子供が避難先で就職や進学をして定着しているため、避難先への移住を予定している申立人の自宅土地建物について、全損と評価し、建物につき原発事故時の残価率を8割とし、土地につき郡山市の平均地価を参考にして、損害額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(オ)	

2 基本情報

申立日	H25.3.26	全部和解成立日	H26.2.12
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	10,077,051		※1
全部和解	財物損害	建物	20,728,305		※1
小計			30,805,356		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	30,805,356
	弁護士費用	924,161
	手続内で処理された既払金合計額	1,300,000

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4、中間指針第四次追補第1の2、中間指針第四次追補第2の2

申立人は、居住していた富岡町所在の土地及び建物について、申立人家族が富岡町の自宅に戻ることは不可能であり、移住先で原発事故前と同等の生活を再建するためには再取得価格による賠償がされるべきであるとして、土地については土地付き注文住宅利用者の土地取得費の全国平均額である1368万8000円、建物については建設費の全国平均額である2238万円の賠償請求をした。東京電力は、財物賠償は原発事故発生時の時価によって算定すべきものであり、その計算方法は平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースの基準によるべきこと、避難指示解除見込時期が原発事故時から5年と指定されたことにより、価値減少率は72分の60にとどまると主張して争った。パネルは、申立人の子が避難先において就職や進学をするなど、避難先で生活基盤が形成されていることから移住の選択も合理的な判断の一つと認め、価値減少率を全損と評価した上で、建物については原発事故時の残価率を想定新築価格の8割として2072万8305円、土地については郡山市の平均地価を参考にして1007万7051円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる

場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認められると定め、中間指針第二次追補第2の4Ⅱは居住制限区域内の不動産等に係る財物価値については避難指示解除までの期間等を考慮して原発事故発生直前の価値を基準として一定程度減少したものと推認することができるとし、中間指針第四次追補第1の2は、第四次追補で示す算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではないと定め、さらに中間指針第四次追補第2の2は、移住等の蓋然性が高いと客観的に認められる場合については、移住先での住居の取得費用が実際に発生していなくても、事前に住居確保に係る損害を賠償することが認められると定めるところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	875		
事案の概要	浪江町(避難指示解除準備区域)に居住していた申立人らの財物損害について、申立人らが農業を営んでいたこと、原発事故の5年後に避難指示が解除されたとしても従前どおり農業を営むのは困難であること、申立人らの年齢等を考慮して、自宅土地建物等の不動産を全損と評価し、農業用機具につき、実際の使用可能年数を基礎に減価をして損害額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(カ)	第1の12(2)オ(ア)
	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H24.10.31	全部和解成立日	H26.2.13
事故時住所	浪江町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	59,600	H23.3~H24.8	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	102,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	避難費用	家財移動費用	15,542	H23.3~H24.8	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	119,230	H23.3~H24.8	※4
全部和解	財物損害	土地	102,370,997	H23.3~H24.8	※5
全部和解	財物損害	建物	18,059,130	H23.3~H24.8	※6
全部和解	財物損害	家財	5,950,000	H23.3~H24.8	※7
全部和解	財物損害	その他動産	10,000,000	H23.3~H24.8	※8
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	2,750	H23.3~H24.8	※9
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	2,037,966	H23.3~H24.8	※10
全部和解	精神的損害	基本部分	3,400,000	H23.3~H25.12	※11

小計 142,117,215

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	59,500	H23.3~H24.8	※12
全部和解	精神的損害	基本部分	3,400,000	H23.3~H25.12	※11

小計 3,459,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	145,576,715
	弁護士費用	3,600,000
	手続内で処理された既払金合計額	149,176,715

※1 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により県外への避難を強いられたとして、避難交通費について東京電力の基準に基づき算定された賠償額を請求した。東京電力は、請求額全額の賠償に応じたため、パネルは同額を認め和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が負担した交通費の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により県外への避難を強いられたとして、知人・親族宅等への宿泊費用について、東京電力の平成24年3月5日付けプレスリリースの基準に基づき請求した。東京電力は、申立人の息子名義で購入した自宅宿泊日数を除く日数(51泊)の賠償に応じ、パネルも同額を認め和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が負担した宿泊費の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により県外への避難を強いられたとして、自宅から新居へ家財を輸送するための高速代金〔ETCカードの領収書〕及び知人等へ引越先を案内するための郵便代金〔領収書〕の賠償を請求した。東京電力は全額の賠償に応じ、パネルも同額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が負担した家財道具の移動費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の3

申立人らは、原発事故により県外への避難を強いられ、申立人らは、平成24年8月までに、合計5回、一時帰宅を行った〔陳述書、領収書〕として、交通費の賠償を請求した〔領収書〕。東京電力は、レンタカーの領収書が提出された立入りについては実費分、他の4回については、東京電力の基準に基づいた金額の賠償を認めた。パネルは、上記の東京電力の自認額を妥当と考え、和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者が一時立入りのために負担した交通費等の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の10

原発事故により、県外への避難を強いられたとして、申立人らは、自宅の土地及び農地に関し、全損を前提に財物賠償を請求した〔平成22年度 土地・家屋名寄台帳〕。東京電力は、固定資産評価額の1.43倍を基準額とし、72分の60(避難指示期間割合)を乗じた金額の賠償を認めた。これに対し、パネルは、申立人夫婦が75歳前後と高齢であること、農業の再開が困難であること等を考慮し、全損相当額の賠償を認め和解案を提示した。

中間指針第3の10は、不動産について、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故により、県外への避難を強いられたとして、自宅の建物に関し、全損を前提に財物賠償を請求した〔平成22年度 土地・家屋名寄台帳〕。東京電力は、固定資産評価額に建物係数を乗じた金額を基準額とし、さらに、72分の60（避難指示期間割合）を乗じた金額の賠償を認めた。これに対し、パネルは、申立人夫婦が75歳前後と高齢であること、元住所での農業再開が困難であること等を考慮し、全損相当の和解案を提示した。

これも中間指針第3の10に従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故により県外への避難を強いられたとして、自宅家財について、国税局の資料〔東日本大震災により被害を受けた方へ〕の基準に基づいた金額の賠償を請求した。東京電力は、自社の家財賠償基準に基づいた避難指示解除準備区域に係る金額の賠償を認めた。これに対し、パネルは、申立人夫婦が高齢であること、元住所での農業再開が困難であること等を考慮し、帰還困難区域の家財賠償基準に基づく金額の和解案を提示した。

これも中間指針第3の10に従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故により県外への避難を強いられたとして、農機具等について再調達価格を基準に算定した金額の賠償を請求した〔減価償却一覧表、写真〕。東京電力は、簿価等に基づく金額の賠償を主張した。これに対し、パネルは、申立人夫婦が75歳前後と高齢であること、元住所での農業再開が困難であること等を考慮し、実際の耐用年数を基準とした和解案を提示した。

これも中間指針第3の10に従った和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により県外への避難を強いられたとして、申立人らは、高速代金や駐車場代金等の賠償を請求した〔領収書〕。これに対し、東京電力は、現避難先引越し日までの高速代金及び駐車場代金を認めた。パネルは、当該避難と相当因果関係が認められる費用として、現在の避難先引越し日までの費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が負担した交通費及び生活費増加費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※10 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により県外への避難を強いられたとして、平成23年3月から平成24年3月までに購入した電化製品・家具及び食料品の購入費用の賠償を請求した〔領収書〕。東京電力は、申立人請求額から、消耗品等の購入費用を控除した金額の賠償を認めた。パネルは、上記東京電力自認額を妥当と認め、和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者が負担した生活費増加費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※11 中間指針第3の6

申立人らは、原発事故により県外への避難を強いられたとして、請求時まで月額10万円の避難慰謝料を請求した。東京電力は同請求を認め、パネルは、精神的損害（日常生活阻害慰謝料）として、月額10万円の賠償を認めた。

中間指針第3の6は、避難等対象者の月額慰謝料の目安を10万円としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※12 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故により県外への避難を強いられたとして、原発事故前に手術を受けた会津若松の病院において検診を受けるために要した増加費用（交通費・宿泊費）及び通院慰謝料の

賠償を請求した〔領収書〕。東京電力は、慰謝料を除く5万9500円の賠償を認めた。パネルは、上記東京電力自認額を妥当と認め、和解案を提示した。

これも上記※10と同様、中間指針第3の2に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	876		
事案の概要	南相馬市小高区(避難指示解除準備区域)に居住していた申立人夫婦の財物損害(自宅土地建物)について、息子夫婦と発達障害を有する孫が既に県南地域に避難しており、孫の世話などのため、息子らと同居する必要があること、自宅付近の除染状況等の事情を考慮して、全損と評価し、また、県南地域(白河市周辺)への移住の合理性を認め、自宅土地のうち300㎡につき白河市の平均地価を参考に損害額が算定されるなどした事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(オ)	

2 基本情報

申立日	H25.11.5	全部和解成立日	H26.2.13
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	財物損害	土地	3,886,358		※1、2
一部和解	財物損害	建物	12,414,350		※1、2
一部和解	財物損害	建物	911,690		※1
全部和解	財物損害	土地	7,304,557		※1、2
全部和解	財物損害	建物	24,137,533		※1、2
全部和解	財物損害	建物	438,745		※1
全部和解	財物損害	その他	4,373,051		※1
全部和解	財物損害	その他	472,944		※1
全部和解	財物損害	その他	243,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	2,610,000	H23.3~H26.1	※3

小計 56,792,228

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,560,000	H23.3~H26.1	※3

小計 1,560,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	350,000	H23.3~H26.1	※4

小計 350,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	58,702,228
	弁護士費用	1,761,067
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人Aは、南相馬市小高区内に、不動産(㉞)居住用建物(申立人A及び申立人Aの妻であるBのほか、申立人AとBとの間の子の家族の自宅で、二世帯住宅となっていた。)、(㉟)非居住用建物(土蔵)及び(㊱)これらの建物の敷地)を所有していたところ[不動産全部事項証明書、土地家屋名寄帳、固定資産評価証明書]、原発事故により小高区への帰還が不可能となり、これらの不動産の価値の全部が失われたとして、全損であることを前提とした財物損害の賠償を求めた。東京電力は、上記不動産の所在地は、平成24年4月16日、避難指示解除準備区域に指定されて、原発事故時点から6年(72か月)以内に避難指示が解除される予定となっていることから、原発事故時点から6年内での帰還は可能であり、上記不動産の価値の逸失割合は、避難指示期間相当分(36か月)に限られると主張して争った。パネルは、息子夫婦と発達障害を有する孫が既に白河市に避難しており、申立人らは、孫の世話等のため、息子家族の避難先で同家族と同居する必要があることや、上記不動産付近の除染状況等を考慮して、上記不動産と、上記不動産のうち(㉞)、(㉟)に付随する構築物・庭木、(㊱)に付随する井戸及び井戸に係る構築物・庭木について、全損であることを前提とした和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分について賠償すべき損害と認め、かつ、中間指針第二次追補第2の4IIは、避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮し、原発事故発生直前の価値を基準として、原発事故により一定程度減少したものと推認することができるとしているところ、これらを踏まえて和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第四次追補第2の2

上記不動産(㉞)及び(㉟)の賠償を求める際、申立人Aは、息子家族の避難先である白河市又はその周辺で、新たな居住用不動産を取得することを予定しているとして、(㉞)及び(㉟)に対する賠償金額は、原発事故時点の価値ではなく、居住用不動産の取得が可能となるよう、住宅金融支援機構が公表している全国平均値での住宅取得費用を基準として算定されるべきであると主張した[平成23年度フラット35利用者調査報告書、陳述書、不動産会社広告、住宅建築見積書]。東京電力は、不動産の賠償金額の算定に当たっては、その不動産の原発事故時点での交換価値(宅地については固定資産評価額×1.43。建物については、築年数が48年を経過しているため、新築時点相当の価値の20%)が前提とされるべきであると主張して争った。パネルは、申立人A及びBの、白河市周辺への移住の合理性を認めた上で、(1)不動産(㉞)(自宅建物)のうち、昭和36年新築部分については、新築時点相当の価値の70%相当の金額を、(2)不動産(㉟)の

うち、平成元年増築部分については、増築時点相当の価値の約87%相当の金額を、(3) 不動産㉔(自宅敷地)については、原発事故時点での時価相当額(1522.99㎡について、平成22年度固定資産評価額×1.43で算定)に、白河市の1㎡当たりの平均地価(1万6400円)と㉕の1㎡当たりの地価(5006円)の差額に、不動産㉖の床面積相当面積(300㎡)を乗じた金額を加算した金額を、和解金額とする和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の2 I IIは、帰還困難区域及びそれに準じる区域(以下「帰還困難区域等」という。)に居住していた者並びに帰還困難区域等以外の避難指示区域に居住していた者の内、移住等を行うことが合理的と認められる者の中で、従前の住居が持ち家であった者が、移住等を行うために負担した費用は、賠償すべき損害と認められるとした上で、①居住用建物については、住宅取得のために実際に発生した費用と原発事故時に所有し居住していた住宅の事故前価値との差額であって、事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額、②宅地については、居住用宅地の購入にかかった費用と事故時に所有していた宅地の事故前価値との差額(なお、帰還困難区域等以外の者については、その75%に相当する費用)、ただし、所有していた宅地面積が400㎡以上の場合には当該宅地の400㎡相当分の価値を有していた宅地の事故前価値とし、また、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積(当面積250㎡とされている。)以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積とする、さらに、同指針Vは、同指針I、IIで賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとするとしているところ、本件では、原発事故時、避難指示解除準備区域に居住していた申立人らについて、発達障害を有する孫の世話等を理由として、白河市への移住の合理性及び移住に伴う費用発生の蓋然性をいずれも認めた上で、移住用不動産の取得はまだされていなかったものの、建物の賠償額算定においては、上記①記載のとおり、また、宅地の賠償額算定においては、上記②の記載との関係で、本件の個別具体的な事情に基づいて、取得した宅地面積については、中間指針の目安を超える300㎡とし、また、所有していた宅地面積については、中間指針の定める400㎡を超える部分についても賠償の対象とし、さらに、帰還困難区域等以外の者については、その75%に相当する費用を賠償対象と定める中間指針の定めを超えて、100%の賠償額がそれぞれ算定されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人A及びBは、原発事故当時、申立人A及びBの息子夫婦及び孫らと同居しており、原発事故直後も避難生活をともにしていたが、平成23年4月、息子家族が白河市に転居したことから、同月以降、息子家族との別離を余儀なくされ〔陳述書〕、加えて、申立人A及びBは、それぞれが原発事故前から持病を有していたところ、過酷な避難生活によって症状が悪化し、それによって避難生活がより困難なものとなった〔陳述書、診断書、入院証明書、通院証明書〕として、慰謝料の増額を請求した。東京電力は、答弁書において、総括基準(精神的損害の増額事由等について)及びパネルの意見を踏まえて検討するとして認否を留保したものの、最終的には賠償することを争わなかった。パネルは、申立人A及びBと息子家族との別離と、申立人A及びBの持病の悪化のいずれについても、原発事故との相当因果関係を認め、慰謝料額として、(1) Aには、平成23年3月分について6万円、別離が開始された平成23年4月以降について月額7万5000円の増額を、(2) Bには、平成23年3月分について3万円、それ以降については月額4万5000円の増額を認める和解案を、提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、重度又は中程度の持病があることや、家族との別離、二重生活等が生じた

ことがあり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人A及びBは、原発事故前、自宅で自家消費用として野菜や米を栽培していたが、原発事故後の避難によってこれが不可能となり、野菜や米を購入しなくてはならなくなったため、避難生活中の食費が、原発事故前と比べて高額になったとして、原発事故前と原発事故後それぞれの食費の差額相当額について、賠償を求めた。東京電力は、食費を含む避難生活中の生活費に対する賠償は避難に対する慰謝料の中に含まれていると主張して争ったが、パネルは、申立人らの主張する食費の差額は、避難に対する慰謝料には含まれず、別個に賠償されるべき損害であるとして、賠償を認めた。

中間指針第3の2備考3は、避難費用のうち生活費の増加費用は原則として精神的損害に対する賠償に含まれ得るものの、例外として特に高額な生活費を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、必要かつ合理的な範囲において賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	877		
事案の概要	居住制限区域から関西地方に避難した申立人らの自宅土地建物について、複数名の家族が精神障害を抱えており、避難先で医療体制や、就学先、就労先を整えたにもかかわらず、帰還により環境を変化させることは医療上の見地から好ましくないこと、申立人らが移住のため避難先の関西地方で宅地建物を購入したことなどを考慮し、価値減少率を全損と評価し、また、避難先である関西地方への移住の合理性を肯定し、避難先で購入した土地の地価と居住制限区域内の自宅土地の地価との差額分も賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	第1の12(2)エ(オ)

2 基本情報

申立日	H25.6.21	全部和解成立日	H26.2.14
事故時住所	浪江町		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	334,850	H24.6~H25.11	※3
全部和解	避難費用	通信費増加費用	132,664	H23.3~H25.6	※3
全部和解	避難費用	通信費増加費用	126,609	H23.5~H25.6	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	303,620	H23.5~H25.6	※3
全部和解	避難費用	その他	25,080	H24.7~H25.6	※3
全部和解	財物損害	土地	15,534,195		※2
全部和解	財物損害	建物	15,670,370		※2
全部和解	財物損害	その他	2,255,647		※2
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.6~H25.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,662,000	H23.3~H25.6	※1

小計 37,345,035

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.6~H25.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,662,000	H23.3~H25.6	※1

小計 2,962,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.6～H25.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	846,000	H23.3～H25.6	※1

小計 2,146,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.6～H25.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	882,000	H23.3～H25.6	※1

小計 2,182,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,300,000	H24.6～H25.6	※1
全部和解	精神的損害	増額分	882,000	H23.3～H25.6	※1

小計 2,182,000

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	316,400		※3
全部和解	財物損害	家財	7,350,000		※2

小計 7,666,400

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	54,483,435
	弁護士費用	1,634,504
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6 総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、日常生活阻害慰謝料の基本部分に加え、精神障害を負っており〔障害者手帳〕、同障害を負いながら過酷な避難を余儀なくされたとして慰謝料の増額を請求し、さらに申立人Aが他の家族と別離していたことから申立人全員の慰謝料の増額を請求した。東京電力は基本部分については認め、増額部分についてもパネルの意見を聞いて判断するとして認否を留保した。パネルは精神障害を負いながら避難した点についてそれぞれに慰謝料の増額を認め、また別離が生じていた点について申立人らを代表して申立人Bの慰謝料の増額を認めた。

中間指針第3の6は、慰謝料の目安を月額10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10、中間指針第四次追補第2の2

申立人Aは、避難先の関西地方で購入した住居及び宅地の購入費用全額を損害として請求した。東京電力は、損害は浪江町の所有していた不動産の価値に限られるとして、原発事故当時の

時価を算定して避難指示期間割合（居住制限区域72分の60）を乗じた額を賠償額とすべきであると主張して争った。パネルは、申立人らが精神障害を有し医療上の見地から生活環境を変えることが好ましくなく、避難先で築いた生活基盤を重視し、浪江町の所有建物について全損と評価して賠償を認め、また土地については浪江町の土地の地価と、新たに購入した関西地方の土地の地価との差額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の2は、移住又は長期避難のための住宅及び宅地取得のために実際に発生した費用の算定方法を記載するが、同指針第1の2では、同指針で示す損害額の算定方法が他の合理的な算定方法の採用を排除するものではない旨記載しているところ、合理的な算定方法により算定した和解案を提示したものである。

※3 中間指針第3の2

避難に伴い必要かつ合理的な範囲で負担した費用として、家族間移動交通費、通信費増加費用、その他生活費増加費用（光熱費増加費用、家電用品購入費用）、その他（借上げ住宅費用）について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	878		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から関東地方に避難したが、同区域の解除後、夫のみ仕事のために南相馬市に戻り、妻子との別離が生じていた申立人らについて、原発事故から1年9か月余り経過した平成24年12月に妻子との別離を解消するために夫が自主退職したと原発事故との間の相当因果関係を認め、寄与度を5割とした上で、平成25年1月以降の就労不能損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.7.22	全部和解成立日	H26.2.14
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3~H24.8	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	1,079,433	H25.1~H25.6	※1
小計			1,379,433		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3~H24.8	※2
小計			300,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	430,000	H23.3~H25.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3~H25.3	※2
小計			640,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	430,000	H23.3~H25.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3~H25.3	※2
小計			640,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	家財移動費用	50,000	H23.3~H24.8	※3
小計			50,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,009,433
	弁護士費用	90,283
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人Aは、原発事故時、南相馬市原町区（緊急時避難準備区域）に居住し、同市内で正社員として勤務していたが、原発事故後、家族とともに関東地域に避難し、避難指示解除後は、家族を避難先に置いて一人南相馬市に戻り勤務を続けたものの、家族との別離を解消するために平成24年12月に会社を退職せざるを得なかったとして〔雇用保険受給資格者証〕、退職後の減収分は、原発事故を原因とする就労不能損害であるとして、当該減収分の賠償を求めた。東京電力は、原発事故後1年9か月余りが経過した段階での退職は原発事故との因果関係を認め難いと主張して争った。パネルは、原発事故の影響割合を5割として相当因果関係を認め、退職後半年間について、退職する前年の源泉徴収票より算出した月額給与平均の5割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及びBについては、家族別離を理由に別離期間（平成23年11月から平成24年8月まで）について3割の増額を認め、申立人C及びDについては、東京電力が認容した平成24年9月1日時点で中学生以下の避難者に対して支払われる月額5万円の7か月分の賠償と自主的避難等に係る損害に対する追加賠償8万円を合計した金額43万円（平成24年7月14日付け及び同年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準参照）に加えて、避難後入園先が決まらず、幼稚園に通えなかった期間（平成23年4月から同年10月まで）について〔陳述書〕、3割の増額分の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故後、自宅から避難先に家財の運搬を行うに当たり、業者に頼むことができず、やむを得ず家族の協力の下、自ら運搬を行ったとして、引越費用相当の金額〔お見積書〕に危険手当を含めた金額を支払うよう請求したが、パネルは、レンタカー代及び家財道具移動費用が賠償されている点を考慮し、5万円の賠償を認める和解案を提示した。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、原発事故により、新たにスタッドレスタイヤの購入を余儀なくされたとしてその代金を損害として請求し〔領収証〕、また、親族宅に20日間避難したとして親族に支払うべき宿泊費用を請求したが、和解案の対象外とされた。

1 事案の概要

公表番号	879		
事案の概要	浪江町(居住制限区域)から避難した申立人の自宅土地建物について、周辺施設の状況、インフラ復旧状況、原発事故当時の勤務先の状況等を考慮し、全損と評価された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.7.1	全部和解成立日	H26.2.17
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,800,000	H24.4~H28.3	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	2,003,415	H24.4~H26.2	※2
全部和解	財物損害	土地	10,129,857		※3
全部和解	財物損害	建物	31,294,508		※4
全部和解	財物損害	家財	2,450,000		※5
全部和解	避難費用	食費増加費用	50,000	H24.4~H25.3	※6
全部和解	一時立入費用		78,500	H24.6~H25.4	※7
全部和解	検査費用(人)		11,440	H24.8	※8
小計			50,817,720		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	50,817,720
	弁護士費用	1,524,532
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

平成24年4月から平成28年3月までの期間について、中間指針第二次追補第2の1(1)が第3期における中間指針第3の6の月額慰謝料の目安としている月10万円の賠償を認める和解案を提示したものである。

※2 中間指針第3の8

平成24年4月から平成26年2月までの期間について、避難指示により就労が不能となったことによる給与等の減収分を賠償する和解案を提示したものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、原発事故時に所有していた自宅土地2筆（地目は宅地及び田）〔全部事項証明書〕について、住宅金融支援機構「平成23年度フラット35利用者調査報告」における土地付き注文住宅利用者の土地取得費の全国平均額の賠償を求めた。東京電力は固定資産税評価額に土地係数1.43と避難指示期間割合72分の60を乗じた金額の範囲で賠償を認め、これを超える部分について争った（避難指示解除見込時期を原発事故から5年、避難指示期間割合を72分の60とした。なお、地目が田の土地についても現況を踏まえて宅地と評価しての賠償を認めた）。パネルは、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準及び平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースの基準に基づいて原発事故時の土地の時価相当額を算定した上で、自宅周辺のインフラの復旧が不十分であること、放射線量、元の職場で職を得ることが困難であること、申立人の原発事故前の生活状況と今後の生活の見通し等〔申立人の陳述書〕を踏まえ、少なくとも原発事故から6年間は土地の利用価値が失われた全損と評価し、避難指示期間割合を72分の72として算定した金額を賠償する和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用（当該財物の廃棄費用、修理費用等）は、賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

申立人が原発事故時に所有していた建物〔全部事項証明書〕について、申立人は住宅金融支援機構「平成23年度フラット35利用者調査報告」における土地付き注文住宅利用者の住宅建設費の全国平均額の賠償を求めたのに対し、東京電力は固定資産税評価額に建物係数6.82と※3と同様に避難指示期間割合である72分の60を乗じた金額の賠償を認めた。パネルは、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準及び平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースの基準に基づいて固定資産税評価額に建物係数6.82を乗じて算出した原発事故当時の建物の時価相当額を基にして現在の物価水準の下で想定される建物の新築単価を計算し、この金額を耐用年数経過後の建物の残存価値を6割として減価償却して平成23年時点での建物の価値相当額を算出し、この金額に対して※3と同様に避難指示期間割合を72分の72として（全損と評価して）算定した金額を賠償する和解案を提示した。また、構築物・庭木についても賠償する和解案を提示した。

これも中間指針第3の10Iに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の10

原発事故当時に所有していた家財について、避難に伴い管理が不能となったために価値の全部又は一部が喪失又は減少したことによる損害を賠償する和解案を提示したものである。

※6 中間指針第3の2

原発事故前は自給自足をしていた野菜を避難後は購入しなくなることによる生活費の増加費用を賠償する和解案を提示したものである。

※7 中間指針第3の3

申立人らが一時立入りを4回行ったために負担した交通費、宿泊費、衣服移動費のうち、必要かつ合理的な範囲で負担した費用の賠償を認める和解案を提示したものである。

※8 中間指針第3の1

平成24年8月に福島県が実施した内部被曝検査を受診するために負担した交通費を賠償する和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	880		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(広野町)から避難し、平成25年8月に帰還した申立人につき、長期間の不在により、家財等にカビが発生するなどしていたため、帰還の際に支出した家財買替費用、家屋補修・清掃費用及び除染費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)	第1の12(2)オ(ア)	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H25.9.9	全部和解成立日	H26.2.17
事故時住所	広野町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	1,608,519	H23.3~H25.8	※1
全部和解	財物損害	追加的費用	377,825	H23.3~H25.8	※2
全部和解	除染費用		73,500	H23.3~H25.8	※3

小計 2,059,844

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,059,844
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	300,000

※1 中間指針第3の10

申立人は、緊急時避難準備区域に指定された広野町にあった自宅からの長期間の避難によって、給湯器・エアコン等の設備や冷蔵庫等の家電が故障し、買い替えを余儀なくされたとして、これらの設備・家電の買い替え費用を請求した。東京電力は、修理不能で買い替えざるを得なかった事情について証明がなく、修理又は清掃をすれば対応可能であったと考えられるから、買い替え費用の賠償までは認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人が原発事故発生から2年以上、避難を継続していたことを考慮し、設備・家具等が社会通念上、使用不能になったといえるから買い替え対応は相当であると判断し、原発事故と設備・家電等の買い替えとの間の相当因果関係を認め、賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難を余儀なくされたことに伴う財物の管理不能によって財物価値が失われた場合に、価値を喪失した部分及びこれに伴って生じた必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、この趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、長期間の避難の間に、畳にカビが発生してしまったなどと主張して、畳交換やハウスクリーニングにかかった費用を請求した。東京電力は、既に支払った定額のハウスクリーニン

グ費用と重複するなど主張して争った。パネルは、原発事故による避難と住宅の補修・清掃費用との間の相当因果関係を認めつつ、費用について客観的資料がないこと等を考慮して、請求額の一部を認める和解案を提案した。

これも中間指針第3の10Ⅰに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故により放出された放射性物質に汚染された樹木の伐採を業者に依頼したとして、除染費用を請求した。東京電力は、自主的な判断による除染については個別に賠償に応じることは困難であるなどと主張して、認否を留保した。パネルは、自治体による除染作業とは別に自主的除染を行ったことに合理性があったと認め、除染費用の賠償を認めた。

中間指針第3の10Ⅱ及び中間指針第二次追補第4Ⅰは、原発事故に由来する放射性物質に関し、除染等のための必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	881		
事案の概要	宮城県において水産加工業を営み、平成24年9月に事業を再開した申立会社について、同月から平成25年5月末までの風評被害による逸失利益(寄与度4割)等が賠償された事例(被申立人は、売上減少は津波及びそれに伴う長期間の事業停止による顧客離れなどが原因であり、原発事故との相当因果関係はないと主張していた。)		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.9.20	全部和解成立日	H26.2.18
事故時住所	宮城県石巻市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		58,870,961	H24.9～H25.5	※1
小計			58,870,961		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	58,870,961
	弁護士費用	1,177,419
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、宮城県石巻市において、主に宮城県で産出された水産物を加工して販売する水産加工業を営んでいたところ、震災の影響で停止していた設備を平成24年9月から完全復旧させて事業を本格再開したものの、風評被害により売上げが減少したこと等〔決算書、月次試算表等〕による逸失利益等の賠償を求めた(請求期間平成24年9月から平成25年5月まで)。東京電力は、申立人の売上げが減少した原因は、震災の影響による事業停止期間があることや、石巻漁港が津波被害を受け、その復旧工事に時間がかかっていること等にあるなどと主張して争った。パネルは、原発事故と売上減少との相当因果関係を認めた上で一定の貢献利益率を認定し、また震災の影響も考慮して原発事故の影響割合は4割として、逸失利益を賠償する和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2 I ②及び中間指針第三次追補第2 I ① v は、農林水産物の加工業について、宮城県で産出された水産物を主たる原材料とするものに係る現実に生じた買い控え等の風評被害は、中間指針第7の1 III ①の類型として、原則として賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人は、申立人の取り扱う製品・商品が放射性物質により汚染されている、あるいは汚染されている可能性があるという情報が取引先を中心に広まったことで信用毀損が生じたとして、原発事故前の売上高の約1%を慰謝料として請求した。東京電力は、損害が発生していないか、仮に損害が発生していたとしても逸失利益に包含されているとして否認した。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	882		
事案の概要	自主的避難等対象区域で畜産業を営み、原発事故当時、放牧による繁殖和牛飼養の計画を進めていたが、原発事故によって未更新草地の牧草を和牛に給与することができなくなり、用意していた草地が傾斜地で除染も困難であったため、原発事故の約2年後に廃業した申立人につき、放牧地・牧草地工事費用、牛小屋解体費用、廃業による逸失利益等が賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(1)イ	

2 基本情報

申立日	H25.8.21	全部和解成立日	H26.2.19
事故時住所	三春町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	営業資産減価分	577,500		※1
全部和解	廃業損害	営業資産減価分	31,350		※1
全部和解	廃業損害	追加的費用	5,830	H23.3～H25.8	※2
全部和解	廃業損害	追加的費用	254,000	H25.7、H25.11	※2
全部和解	廃業損害	逸失利益	1,684,831		※3

小計 2,553,511

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,553,511
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1、中間指針第3の7

申立人は、原発事故前から放牧による繁殖和牛飼養の計画を進めていたが、原発事故によって未更新地の牧草を和牛に給与することができなくなり〔農業協同組合畜産センター作成に係る文書〕、用意していた草地が傾斜地で除染も困難であったため、原発事故の約2年後に廃業したことにより、原発事故前に支出していた①種子代、牧草地工事費用〔平成22年5月13日付け領収証〕等及び②原発事故後に作製し、現在自宅保管している乾草〔写真〕の代金相当額の損害を被ったとして請求した。東京電力は、①については、牧草地工事完了から原発事故発生までの間及び原発事故後約2年間は事業を継続できていたことから、原発事故との因果関係が認められないか、又は割合的なものであると主張して、また、②については、当該乾草は一時保管場所に集積予定であるところ、実際の集積がされるまでは損害の発生が確定しないとして主張して

争った。パネルは、牧草地工事費用について請求額を、乾草代金相当額について請求額のうち相当と認める金額を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1は、農林水産物の生産に関する制限について、政府が原発事故に関し行う指示等（生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で原発事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む）に伴う損害を対象とする旨認め、同第5の1備考3が引用する同第3の7備考8は、廃業した場合は営業資産の価値が喪失又は減少した部分等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の1、中間指針第3の7

申立人は、①和牛飼養農家説明会へ赴いた際の交通費相当額等及び②畜産業の廃業に伴い牛小屋の解体を余儀なくされたとして、解体工事費用相当額の損害〔見積書、領収証〕を請求した。東京電力は、①説明会に出席するか否かは自身の判断によるものとして、また、②放牧による飼養ではなく乾草を用いることで畜産業を継続することも可能であったにもかかわらず廃業したことは申立人の自由な意思決定によるものであるとして、いずれも否認した。パネルは、いずれについても申立人の主張を認め、金額については①に関しては相当な範囲で、②に関しては全額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第5の1のほか、同第5の1備考3が引用する同第3の7備考8は、廃業した場合は廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第5の1、中間指針第3の7

申立人は、原発事故による廃業に伴う逸失利益として、①原発事故時に飼養していた繁殖牛2頭〔黒毛和種基本登録、平成22年度から平成24年度までの各申告記録書〕のほか、②購入予定であった新たな繁殖牛3頭及び③①の更新牛により得られるはずであった利益分を請求した。東京電力は、原則として因果関係は認められないとして否認し、仮に原発事故と廃業との相当因果関係を認めたとしても、実際に繁殖牛の平均生涯産出数どおりに算出するとは限らないこと、事業としてのリスクを考慮すべきであると主張し、ある程度減額されるべきとした。パネルは、①②に限り、統計資料等に基づき生涯産出数及び必要となる経費を定めた上で、町の助成金も考慮し合理的な損害額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第5の1のほか、同第5の1備考3が引用する同第3の7備考8は、廃業した場合、一定期間の逸失利益を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	883		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していたが、平成23年3月に妻子が避難し、夫も平成24年5月に妻子の避難先へ避難した事案について、平成24年分の避難費用、夫の避難開始までの二重生活に伴う生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H25.10.10	全部和解成立日	H26.2.20
事故時住所	いわき市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	163,788	H24.6	※2
小計			203,788		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		880,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	13,920	H23.6	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	21,600	H24.5	※4
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	108,000	H24.1、H24.4、H24.5	※4
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	178,500	H24.6	※4
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	150,000	H24.1～H24.5	※4
全部和解	避難雑費		320,000	H24.1～H24.8	※4

小計 1,672,020

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,315,808
	弁護士費用	69,475
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、コミュニティーを喪失したこと、避難生活において苦痛を被っていること、放射線被曝による将来の健康不安等を理由に、1人月額40万円の慰謝料を請求した。東京電力は、自主的避難等対象区域では事故後も避難をしていない者がほとんどであること、低線量被曝の危険については科学的に証明されておらず、自主的避難等対象区域の住民に慰謝料を増額する根拠となる健康被害は生じていないと主張し、中間指針第一次追補に基づく既払金を超える慰謝料の支払は困難であると主張して争った。パネルは、申立人A及び申立人Bについては、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち4万円を精神的損害に対する賠償として認め、申立人C及び申立人Dについては、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分40万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち20万円を精神的損害に対する賠償として認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を執行した者がいる場合の細目について)

申立人Aは、避難実行のため、事故時勤めていた勤務先から避難先での勤務先へ転職したことにより生じた減収分を損害として求めた〔所得税の申告内容確認票〕。東京電力は、中間指針等に定められた基準を超えて賠償すべき事情はないと主張して争った。パネルは、申立人Aについて自主的避難実行により生じた相当額の減収分を損害として認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を執行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2に基づき申立人A及びBについて認められる賠償分各8万円（本和解外で東京電力により支払済み。）のうち各4万円、申立人C及びDについて認められる賠償分各40万円のうち各20万円並びに平成24年2月28日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ申立人C及びDについて認められる賠償分各20万円を、移動費用及び生活費増加費用に対する賠償として扱ったものである。

※4 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、自主的避難の実行によりかかった①避難費用等〔カード利用明細書〕、②家財道具購入費、③二重生活による生活費増加分〔通帳写し〕、④宿泊謝礼、⑤本件原発事故直後に受けた外部被曝検査費用〔外来診療費領収書〕について賠償を求めた。東京電力は、①及び⑤については認め、②から④までについては実際にかかった費用の額等が明らかでないと主張して争った。パネルは④については認めず、②及び③について相当額、①及び⑤について請求全額を認める和解案を提示した。

これも中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	884		
事案の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)で兼業農家を営んでいた申立人らについて、持病、身体障害及び家族の別離等を理由に避難慰謝料が月3割から6割増額されるとともに、自宅土地建物等につき、周辺の放射線量の高さ、周辺施設やインフラの復旧状況に加え、除染状況・農業用水源の汚染・申立人らの年齢等から、申立人らの農業再開は不可能であることを考慮して全損と評価された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)エ(カ)	

2 基本情報

申立日	H25.4.5	全部和解成立日	H26.2.21
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H24.6~H26.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,980,000	H23.3~H25.11	※1
早期一部和解	一時立入費用	交通費	437,000	H24.6~H26.5	※2
全部和解	財物損害	土地	6,269,695		※3
全部和解	財物損害	建物	13,771,723		※3
全部和解	財物損害	墓	50,000		※4
早期一部和解	財物損害	家財	4,900,000		※4
全部和解	財物損害	家財	1,650,000		※4
早期一部和解	財物損害	その他動産	110,000		※4
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※5

小計 31,668,418

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H24.6~H26.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,980,000	H23.3~H25.11	※1
早期一部和解	一時立入費用	交通費	437,000	H24.6~H26.5	※2

小計 4,817,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H24.6～H26.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	660,000	H23.3～H24.12	※1
早期一部和解	一時立入費用	交通費	437,000	H24.6～H26.5	※2
全部和解	避難費用	通信費増加費用	44,116	H23.3～H23.7	※6
全部和解	財物損害	建物	3,575,113		※3
全部和解	財物損害	その他動産	954,985		※4
早期一部和解	就労不能損害	減収分	2,940,000	H24.6～H26.2	※7

小計 11,011,214

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	47,496,632
	弁護士費用	1,424,899
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故時、脳梗塞の後遺症により言語や歩行に関する障害があり、また申立人Aの妻であるBは、膝の障害のために車椅子での生活であったため、申立人A及びBは、いずれも、兩名の子である申立人Cから日常生活上の補助を受けていたが、原発事故後、A及びBはCとは別の避難先に避難し、Cの補助を受けられなくなり日常生活上様々な不自由が生じるとともに、Cとの家族の別離が生じたことを理由に、日常生活阻害慰謝料の増額を求め、Cは、避難生活中にめまいや肩こり等の体調不良を生じたこと、A及びBとの家族の別離が生じたことを理由に、日常生活阻害慰謝料の増額を求めた。東京電力は、一定程度の増額を認めたものの、申立人A、B及びCに対する増額の金額は、いずれも月3万円が相当であるとし、また、Cに対する増額の期間は、Cが婚姻をした時期までであると主張して争った。パネルは、A及びBについては、いずれも避難生活において日常生活上の困難が多数存在すること及びCとの家族の別離が生じたことを理由に、和解案提示時まで月額6万円の増額を認める和解案を提示した。一方、Cについては、A及びBとの家族の別離が生じたことによりを理由に、Cが婚姻をした月まで、月額3万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、慰謝料の目安を月額10万円（又は月額12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体の障害があること、家族の別離が生じたことにより、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる」と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費を必要かつ合理的な範囲内で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人A及びCは、旧警戒区域（南相馬市小高区）に不動産（土地及び建物）を所有し、申立人A、B及びCがこれに居住していたところ、申立人らの居住地は、小高区の中でも山沿いの地

域にあり線量が高いこと、申立人らが通っていた病院が原発事故後閉鎖となり再開の見込みがないこと、申立人Aは原発事故時70歳台であり、今後帰還して農業を再開することは困難であること等を理由に、本件不動産について、全損とする評価額の賠償を求めた。東京電力は、近い将来環境省による除染が行われる計画があること等を理由に、本件不動産の価値相当額の72分の48に当たる金額を当面の賠償額とすべきであると主張して争った。パネルは、申立人の主張する事実から、本件不動産について、全損とする評価額の賠償を認める和解案を提示した。

※4 中間指針第3の10

中間指針第3の10Iは、避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物管理が不能等となったために、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故によりペットとして飼っていた犬及び猫が行方不明になったことを理由に、精神的損害の賠償を求めたところ、パネルは、10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、慰謝料の目安を月額10万円（又は月額12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外に、原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、別途賠償の対象とすることができると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2

中間指針第3の2I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の8

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	885		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)から家族のうち1名(大人)が平成24年1月に避難を開始した申立人らについて、自宅近隣に特定避難勧奨地点があり、自宅の放射線量も高かったこと等を考慮し、請求のあった平成25年1月までの避難費用、生活費増加費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ

2 基本情報

申立日	H25.6.4	全部和解成立日	H26.2.21
事故時住所	伊達市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	8,739	H24.1~H25.1	※1
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	139,044	H24.1~H25.1	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	27,524	H24.1~H25.1	※1
小計			175,307		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	390,000	H24.1~H25.1	※1
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	84,500	H24.1~H25.1	※1
小計			474,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	649,807
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人ら(全員成人)は、原発事故当時、伊達市に住居があり、近隣で特定避難勧奨地点が設定されたところ、申立人Aは、平成24年1月に県外へ避難したことによって生じた避難費用〔領収証〕、生活費増加費用〔領収証、畑の写真、電話聴取書等〕の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aが、原発事故から約10か月以上経過した平成24年1月になって避難したことについて、具体的事情が判明するまで認否を留保した。パネルは、平成23年夏頃の申立人Aの自宅の部屋の空間線量測定値、当時の勤務先は平成23年年内までは忙しく途中で退職することは

できなかったこと〔電話聴取書〕等から、避難の合理性を認め、申立人Aの避難開始時である平成24年1月から、和解案提示時である平成25年1月までに発生した避難費用や申立人らの生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	886		
事案の概要	<p>原発事故当時、すでに婚約しており、旧警戒区域(浪江町)で同居していた夫婦(原発事故後婚姻)と子について、</p> <p>1. 夫が、平成23年4月から同年8月までの間、原発事故直後に退職した勤務先に再就職し、単身で、避難先を転々としながら県外の勤務地等で働いていたことを考慮し、東京電力に対する直接請求で就労不能損害の算定から控除されていた上記期間の中間収入相当額につき、賠償が認められた事例。</p> <p>2. 平成24年7月に生まれた子に対しても、精神的損害が賠償された事例。</p>		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	第1の10(2)ア(ウ)
	第1の10(2)ウ(エ)		

2 基本情報

申立日	H25.10.9	全部和解成立日	H26.2.21
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	127,000	H23.3~H24.6	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	201,000	H23.3~H24.6	※4
全部和解	避難費用	家財移動費用	120,000	H23.10~H24.6	※4
全部和解	避難費用	その他	499,000	H24.3~H26.5	※5
全部和解	一時立入費用	交通費	38,000	H24.11	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	2,700,000	H23.3~H26.5	※2
全部和解	精神的損害	増額分	480,000	H23.3~H26.5	※3
全部和解	就労不能損害	減収分	9,396,525	H23.3~H26.2	※1
全部和解	就労不能損害	追加的費用	198,000	H23.3~H24.6	※1
小計			13,759,525		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,400,000	H23.3~H26.5	※2
全部和解	精神的損害	増額分	480,000	H23.3~H26.5	※3
全部和解	避難費用	その他	437,000	H24.6~H26.5	※5
小計			3,317,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,300,000	H24.7～H26.5	※2
全部和解	避難費用	その他	437,000	H24.7～H26.5	※5
小計			2,737,000		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	4,450,000		※6
小計			4,450,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	880,000	H23.3～H25.5	※4
小計			880,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	25,143,525
	弁護士費用	754,306
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人Aは、旧警戒区域（浪江町）に居住していたが、避難により減収が生じたとして、平成23年3月分から平成26年2月分までについて、原発事故前の給与を基礎として就労不能損害の賠償を請求した。東京電力は、平成23年3月分から同年8月分までは雇用主に支払済みであるとしつつ、同年3月分から同年10月分までについては、給与差額の賠償を認め、同年10月分から平成26年2月分までについては否認した。パネルは、申立人Aが、平成23年4月から同年8月までの間、原発事故直後に退職した勤務先に再就職し、単身で、避難先を転々としながら県外の勤務地等で働いていたこと等を考慮し、中間収入相当額を含め、平成23年3月分から平成26年2月分までの就労不能損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、その就労が不能等となった場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認め、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、就労不能損害の算定期間中の就労によって得た利益や給与等は、原則として就労不能損害の損害額から控除しないとしているところ、これに従い和解案を提示したものである。

※2 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人らは、旧警戒区域（浪江町）に居住していたが、避難したことから申立人A及びBの精神的損害に加え、申立人C（平成24年7月出生）については、出生以降の精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人A及びBの精神的損害は認めたが、原発事故から1年以上経過した後に出産した申立人Cの精神的損害と原発事故との因果関係はないと主張して争うとともに、

仮に申立人Cの精神的損害が認められた場合の賠償上限額を主張した。パネルは、申立人A及びBの精神的損害（申立人Aについては既払期間を除いた平成24年3月以降分、申立人Bについては既払期間を除いた平成24年6月以降分）に加え、原発事故から1年以上経過した後に出生した申立人Cの精神的損害についても、原発事故との相当因果関係があると判断し、それぞれ賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としているところ、A及びBに対してこれに従った和解案が提示されたものである。また、原発事故後に出生した申立人Cについても、直接的には中間指針第3の[避難等対象者]に該当しないとしても、中間指針第3の6備考11が、月額慰謝料以外の精神的苦痛についても個別の事情によって賠償の対象として認められ得ることを定め、Cには避難等対象者の両親（申立人A及びB）と同様に避難生活を送り、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されている個別の事情が認められることに鑑み、出生以降、同第3の6に従った月額10万円の慰謝料を認める和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及びBは、旧警戒区域（浪江町）に居住し、原発事故後平成23年4月から同年10月までの間、別々の場所に避難し、申立人Bは、平成24年7月に申立人Cを出産した後、申立人Aとともに申立人Cの世話をを行ったことから、申立人A及びBに対し、平成23年4月から平成26年5月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ48万円が賠償された。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離が生じたこと、懐妊中であること、乳幼児の世話を恒常的に行った等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的損害が大きい場合には、この金額を増額することができるかと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

中間指針第3の2Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、①対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具移動費用、②対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等、③避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の1、中間指針第3の2、中間指針第3の3、中間指針第3の4、中間指針第3の9

申立人A及びBは、平成24年7月24日付け東京電力プレスリリースの基準に従い、避難・帰宅等に係る費用相当額の賠償を求めたところ、東京電力が一定の範囲で認めたため、その賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の10

中間指針第3の10は、対象区域内の財物の価値喪失又は減少等を賠償すべき損害と認めているところ、東京電力が445万円の範囲で請求を認めたため、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	887		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で飲食業を営んでいたが、原発事故に伴う顧客減少等により廃業した申立人について、廃業についての原発事故の寄与度を5割とし、廃業損害(逸失利益6年分の50%に相当する額であり、廃業に伴う財物損害を含む。)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.3.21	全部和解成立日	H26.2.24
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・避難実行	逸失利益	771,657	H23.3～H23.5	※1
全部和解	営業損害・避難実行	追加的費用	66,150	H23.3～H23.5	※1
全部和解	営業損害・避難実行	その他	2,516,733	H23.5	※1
小計			3,354,540		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,354,540
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	837,807

※1 中間指針第7の4

申立人は、いわき市で飲食店を営んでいたところ、原発事故に伴う顧客減少等及び申立人とその家族の避難により、店舗閉鎖を余儀なくされ、平成23年5月に廃業をしたことから、廃業前の逸失利益、追加的費用(避難先と店舗との往復交通費)、廃業に伴う損害(廃業に伴う財物損害を含む)の賠償を求めた。東京電力は、申立人の住所地及び店舗のいずれもが、いわき市の自主的避難等対象区域に該当する地域に所在することから、自主的避難に伴う減収による営業損害は、東京電力が直接請求手続において認めたものを除き、因果関係がないと主張して争った。パネルは、廃業と原発事故との間に相当因果関係があると判断し、廃業についての原発事故の影響割合を5割とし、廃業損害(逸失利益6年分の50%に相当する額であり、廃業に伴う財物損害を含む)等の賠償を認める和解案を提示した。なお、逸失利益と追加的費用は、直接請求手続で申立人と東京電力が合意した金額を既払金として賠償を認めたものである。

中間指針第7の4は、福島県に所在する拠点で提供するサービス等について、現実に生じた買い控え等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	888		
事案の概要	茨城県において金属スクラップ片の卸売業を営む申立人が、取引先からの要望により購入した大型(ゲート型)の放射線検知器について、購入設置費用全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.10.7	全部和解成立日	H26.2.24
事故時住所	茨城県古河市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)		8,537,025	H24.6	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	1,575	H24.6	※1
小計			8,538,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,538,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の5

申立人は、茨城県において、リサイクル業者からスクラップを買い取り、取引先に転売する事業を行っていたところ、原発事故以降、中国にスクラップを輸出している大手の取引先から、スクラップの放射線量測定について大型検知器によって実施するよう要求されたため〔取引先からの依頼文書〕、大型検知器の購入を余儀なくされたとして、その購入及び設置に係る費用の賠償を求めた。東京電力は、中国の放射線に係る輸出規制は原発事故前から行われていたものであり、大型検知器を導入する必要性・合理性は慎重に判断されるべきであると主張し、5割の限度で割合的解決がされるべきであると主張して争った。パネルは、原発事故がなければ大型検知器を導入する必要がなかったと判断した上で、設置費用(送金手数料1575円を含む。)の全額について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の5 I は、輸出品について、原発事故以降に輸出先国の取引先からの要求によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の追加的費用について原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	889		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域から宮城県に避難した申立人ら(母と幼児2名)について、生計維持のため、母が就労しなければならないこと、母が就労を続けるためには、申立外の祖母らに子の世話をしてもらう必要があるが、祖母らも宮城県に避難をしていることなどを考慮し、避難継続の必要性を認め、平成25年11月までの避難費用、精神的損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.5.30	全部和解成立日	H26.2.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	96,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	254,466	H24.5~H24.8	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	90,750	H24.4~H24.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	300,000	H23.3~H24.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	240,000	H23.3~H24.8	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	20,000	H23.3~H24.8	※9
全部和解	精神的損害	基本部分	3,320,000	H23.3~H25.11	※4
全部和解	精神的損害	増額分	1,992,000	H23.3~H25.11	※5
全部和解	就労不能損害	減収分	240,000	H23.3~H24.8	※6
全部和解	避難費用	その他	117,000	H24.6~H24.8	※7

小計 6,670,216

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,320,000	H23.3~H25.11	※4
全部和解	精神的損害	その他	400,000	H23.4~H23.12	※8
全部和解	避難費用	その他	117,000	H24.6~H24.8	※7

小計 3,837,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,320,000	H23.3～H25.11	※4
全部和解	精神的損害	その他	400,000	H23.4～H23.12	※8
全部和解	避難費用	その他	117,000	H24.6～H24.8	※7
小計			3,837,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,344,216
	弁護士費用	430,327
	手続内で処理された既払金合計額	1,280,000

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 II①ただし書は、避難費用のうち交通費について、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

中間指針第3の2 II②は、避難費用のうち生活費の増加費用について、原則として、中間指針第3の6 I①又は②(日常生活阻害慰謝料)の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認めているが、特に高額の生活費の増加費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められており(中間指針第3の2備考3ただし書)、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、平成24年9月以降も宮城県内の町に避難していたところ、生計維持のため申立人Aが就労しなければならないこと、申立人Aが就労を続けるためには申立外の祖母らに申立人B及びC(申立人Aの子)の世話をしてもらう必要があるが、祖母らも同町に避難をしていること等から避難を継続する特段の事情があるものとして、平成23年3月から平成25年11月までの精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、同町に居住していることは正常な日常生活の維持・継続が阻害されているものとはいえないなどと主張して争ったが、パネルは、申立人らそれぞれに対し332万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)とし、中間指針第二次追補第2の1(2)は、原発事故時に緊急時避難準備区域に住居があった者の精神的損害の賠償の終期については避難指示等の解除から相当期間経過後である平成24年8月までを原則として、前記相当期間経過後に生じた精神的損害であっても特段の事情がある場合には賠償の対象となり得ることを認めているところ、本件では、パネルは、申立人らの主張する避難継続の必要性を認め、車中泊が含まれる平成23年3月については月額12万円、同年4月から平成25年11

月までについては月額10万円、これらを合計してそれぞれ332万円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することを認めているところ、これに従って月額慰謝料を6割増額し、199万2000円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の8

中間指針第3の8は勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の2

中間指針第3の2Ⅱ①ただし書は、避難費用について、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することを認めており、平成24年9月25日付け東京電力プレスリリースの基準は、原発事故時に旧緊急時避難準備区域に住居があった者の避難・帰宅等に係る費用相当額として11万7000円の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2及び平成24年3月5日付け東京電力プレスリリースの基準は、子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については原発事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の3

中間指針第3の3は、警戒区域内に住居を有する者の一時立入りのために負担した交通費等の賠償を認めているところ、これに準じて、避難先から自宅への一時帰宅に必要な交通費の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	890		
事案の概要	双葉町(帰還困難区域)から避難した申立人ら(夫婦と成人の子)の自宅土地建物について、子が既に仙台市に避難していること、夫が病気を抱えていること、夫婦の現在の避難先住居は手狭であり、申立人らは仙台市内の宅地建物を購入する予定であることを考慮し、移住の合理性を認め、双葉町の自宅土地のうち200㎡につき、移住予定地付近の公示地価と自宅土地の地価との差額分を上乗せした額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(オ)		

2 基本情報

申立日	H24.7.2	全部和解成立日	H26.2.26
事故時住所	双葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	69,000	H23.3~H24.3	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,820,000	H23.3~H24.8	※3
一部和解	避難費用	宿泊費等	294,000	H23.3~H24.3	※2
一部和解	避難費用	宿泊費等	233,485	H23.3~H24.3	※2
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	106,500	H23.3~H24.3	※2
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	31,132	H23.3~H24.3	※2
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	454,055	H23.3~H24.3	※2
一部和解	避難費用	食費増加費用	130,000	H23.3~H24.3	※2
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	21,600	H23.3~H24.3	※2
一部和解	一時立入費用	交通費	180,054	H23.3~H24.3	※4
一部和解	一時立入費用	宿泊費用	39,000	H23.3~H24.3	※4
一部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3~H24.8	※3
一部和解	財物損害	家財	6,550,000		※5
一部和解	財物損害	建物	22,863,726		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	5,700,000	H24.9~H29.5	※3
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H24.9~H29.5	※3
全部和解	財物損害	土地	15,613,094		※1
全部和解	財物損害	建物	1,736,707		※1
全部和解	財物損害	建物	372,015		※1

全部和解	財物損害	建物	465,018		※1
全部和解	財物損害	建物	346,655		※1
全部和解	財物損害	その他	3,429,559		※1

小計 61,055,600

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	1,820,000	H23.3~H24.8	※3
一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	5,300	H23.3~H24.3	※6
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	33,600	H23.3~H24.3	※6
一部和解	就労不能損害	減収分	1,266,915	H23.3~H24.3	※7
全部和解	精神的損害	基本部分	5,700,000	H24.9~H29.5	※3

小計 8,825,815

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	27,000	H23.3~H24.3	※2
一部和解	精神的損害	基本部分	1,820,000	H23.3~H24.8	※3
一部和解	避難費用	宿泊費等	164,710	H23.3~H24.3	※2
一部和解	就労不能損害	減収分	3,345,186	H23.3~H24.3	※7
一部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3~H24.8	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	5,700,000	H24.9~H29.5	※3
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H24.9~H29.5	※3

小計 11,656,896

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	81,538,311
	弁護士費用	2,446,149
	手続内で処理された既払金合計額	1,900,000

※1 中間指針第3の10、中間指針第四次追補第2の2

双葉町(帰還困難区域)に居住していた申立人A、B(Aの妻)及びC(A及びBの成年の子)は、仙台市へ移住するとして、申立人A名義の自宅土地建物について、再調達価格での賠償を請求した。東京電力は、一定の範囲で賠償を認めたものの、損害の基準となる財物の価値は原則として、原発事故時点における財物の価値であり(全損については実質的な争いなし)、これを超えて賠償することは実質的に再調達価格での賠償を認めることとなり、損害賠償の枠を超えるなどと主張して争った。パネルは、申立人の事故時自宅は帰還困難区域にあること、申立人A及びBの子二人(申立人Cを除く)が仙台市に居住していること、申立人Aが水頭症を患い申立人Bによる介護が必要であること、申立人A及びBの当時の避難先が手狭であること、申立人Aが仙台市内の宅地建物を購入予定であること等から移住の合理性を認め、双葉町の自宅土地については、原発事故時点の時価相当額(平成22年度固定資産評価額×1.43で算定)に、申立

人Aの購入予定地至近の平成25年地価公示額1㎡当たり3万8500円と原発事故時の自宅土地の1㎡当たりの単価7366円との差額1㎡当たり3万1064円に200㎡を乗じた額を加算した金額を和解金額とする和解案を提示した。

中間指針第四次追補第2の2Iは、帰還困難区域及びそれに準じる区域（以下「帰還困難区域等」という。）に居住していた者のうち、従前の住居が持ち家であった者が移住等をするために負担した費用、具体的には、宅地（居住部分に限る、以下同じ。）取得のために実際に発生した費用と事故時所有していた宅地の事故前価値（中間指針第二次追補第2の4の財物価値）との差額を賠償すべき損害と認める（ただし、所有していた宅地面積が400㎡以上の場合には当該宅地の400㎡相当分の価値を所有していた宅地の事故前価値とし、取得した宅地価格が高額な場合には福島県都市部の平均宅地面積に福島県都市部の平均宅地単価を乗じた額を取得した宅地価格として算定し、福島県都市部の平均宅地面積及び福島県都市部の平均宅地単価を平成25年12月26日当時、当面は250㎡及び1㎡当たり3万8000円を目安とする。）とし、さらに同指針Vは、同指針Iで賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとするところ、本件では、上記のとおり仙台市への移住の合理性及び移住に伴う費用発生の蓋然性をいずれも認めた上で、未だ移住用不動産の取得はされていなかったものの、上記のとおり宅地賠償について個別具体的な事情に基づき、中間指針の目安と近似する200㎡及び1㎡当たり3万8500円として算定した上、所有していた宅地面積については、中間指針の定める400㎡を超える部分についても賠償の対象とし、これらの指針の趣旨に準じた和解案が提示されたものである。なお、建物については、原発事故時点での時価相当額が、外構については概算額が、それぞれ賠償された。

※2 中間指針第3の2

避難に伴う交通費、宿泊費等、物品購入費、ペット関連費用、自家消費米・野菜等の避難費用が立証の程度に応じて賠償されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6に基づく日常生活阻害慰謝料及び避難により家族別離が生じたことに基づく増額分が、立証の程度に応じ賠償されたものである。

※4 中間指針第3の3

中間指針第3の3に基づく一時立入費用が、立証の程度に応じ賠償されたものである。

※5 中間指針第3の10

中間指針第3の10に基づく財物（家財）が、東京電力の直接請求における基準により賠償されたものである。

※6 中間指針第3の5

中間指針第3の5に基づく生命・身体的損害（通院慰謝料及び交通費）について概算額の賠償がされたものである。

※7 中間指針第3の8

中間指針第3の8に基づく就労不能等の損害が賠償されたものである。

1 事案の概要

公表番号	891		
事案の概要	旧警戒区域にて美容院を営んでいた申立人について、事業再開に向けて行った店舗清掃費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(カ)		

2 基本情報

申立日	H25.11.11	全部和解成立日	H26.2.26
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	68,250	H25.5	※1
小計			68,250		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	68,250
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、原発事故当時、旧警戒区域内において美容院を経営していたが、原発事故により休業を余儀なくされていたところ、事業再開に向け、店舗内の清掃（害虫処理を含む。）を業者に依頼した際に支出した費用の賠償を求めた〔請求明細書及び領収証〕。東京電力は、原発事故と当該清掃費用の支出との間に相当因果関係があることは否定できず、支出の相当性が担保できないなどと主張して認否を留保した。パネルは、当該清掃費用の支出の相当性を認め、実際の費用相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴って事業に支障が生じたために生じた追加的費用（商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、実費（清掃に同行した際のガソリン代、東京電力への資料郵送費等）等の賠償を求めたところ、東京電力は、手続費用は申立人負担であるなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	892		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域から避難した申立人ら(夫婦と幼児)について、幼児に障害があるが、帰還先には障害児の受入可能な保育園がないため、母子が避難先に留まっていることなどを考慮し、母子につき避難継続の必要性を認め、和解提案時において障害児の受入先のないことが確認できていた平成25年8月までの避難費用、避難慰謝料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ	第1の8(2)エ(ア)	

2 基本情報

申立日	H25.5.14	全部和解成立日	H26.2.27
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	交通費	81,000	H23.3~H24.8	※3
早期一部和解	避難費用	宿泊費等	120,000	H23.3~H24.8	※3
早期一部和解	一時立入費用	交通費	90,000	H23.3~H23.4	※4
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	避難費用	交通費	225,000	H23.10~H25.8	※3
全部和解	避難費用	宿泊費等	420,000	H23.6~H25.8	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	85,094	H23.3~H24.8	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	228,000	H23.4~H23.10	※4
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H24.9~H25.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	870,000	H23.4~H25.8	※2

小計 5,119,094

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※1

小計 1,800,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3～H24.8	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	1,200,000	H24.9～H25.8	※1
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H24.1～H25.8	※2
小計			3,600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,519,094
	弁護士費用	315,573
	手続内で処理された既払金合計額	1,900,000

※1 中間指針第3の6

申立人C（申立人A及びBの子）には自閉症の障害があるところ、帰還先において障害のある児童を受け入れてきた代表的な保育園が原発事故の影響で職員不足に陥っており、新規に受入可能な保育園がないため避難先にとどまらざるを得ないとして、申立人A、B及びCは平成24年9月以降についても日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、避難継続の理由は申立人Aの就労状況によるものであるとし、原発事故との間に因果関係はないと主張して争った。パネルは、申立人の主張する事情が特段の事情に当たるとして避難継続の必要性を認め、実際に避難を続けている申立人A及びCに対し、和解案提案時において障害児の受入先のないことが確認できた平成25年8月まで日常生活阻害慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害も、特段の事情がある場合には賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

申立人Aについて、避難先で家族分離を余儀なくされた中で障害のある幼児（申立人C）を世話したことを理由として3割の増額を、申立人Cについて、障害の診断がされた時期以降3割の日常生活阻害慰謝料の増額をそれぞれ認める和解案を提示したものである。

※3 中間指針第3の2

申立人C（申立人A及びBの子）には自閉症の障害があるところ、帰還先において障害のある児童を受け入れてきた代表的な保育園が原発事故の影響で職員不足に陥っており、新規に受入可能な保育園がないため避難先にとどまらざるを得ないとして、申立人A、B及びCは平成24年9月以降についても生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、避難継続の理由は申立人Aの就労状況によるものであるとし、原発事故との間に因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人の主張する事情が特段の事情に当たるとして避難継続の必要性を認め、和解案提案時において障害児の受入先のないことが確認できた平成25年8月分までの避難に伴う交通費・宿泊費及び生活費増加費用として衣服、日用品及び家財購入費用を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 Iは、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した生活費増加費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の3

一時帰宅及び家財道具の持ち出しに伴う交通費を認める和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	893		
事案の概要	東京都において全国の出荷業者から水産物を買付け卸売している申立会社について、申立会社全体の営業利益は減少していないが、福島、茨城、千葉、栃木及び群馬の各県産水産物の売上推移に着目して営業損害を認定した事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	第5の2(2)イ

2 基本情報

申立日	H25.8.19	全部和解成立日	H26.2.28
事故時住所	東京都足立区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		25,825,000	H24.4～H25.3	※1
小計			25,825,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	25,825,000
	弁護士費用	775,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、東京都足立区において、全国の出荷業者から水産物を買付けて卸売りをしている会社であるが、原発事故後の平成24年に別会社の一支社に属する業務全部（申立人の従来からの業務と同種業務である。）を譲り受けることが、原発事故前から決定されており、これに従って事業譲渡を受けた。申立人は、東京電力に対し、申立人の取引先（従来からの業務と譲受けに係る業務のいずれも含む。）にはいずれも福島、茨城、千葉、栃木及び群馬の各県（以下「対象5県」という。）が含まれており、原発事故の影響によって、対象5県で水揚げされた商品の注文が減少し、減収が生じたとして、営業損害（逸失利益）の賠償を求め、その前提として、平成21年はリーマンショックの影響があるので基準年度の売上高として採用するのは適切ではないと主張した。東京電力は、請求期間における申立人全体の営業利益は、原発事故前の申立人及び譲り受けた事業の営業利益の合計額に比して増加しており、損害は生じていないし、原発事故前から生じていた申立人及び譲り受けた事業の売上減少傾向を考慮すべきであると主張して争った。パネルは、まず、申立人と譲受事業それぞれについて、平成17年度（年度は当年4月1日から翌年3月31日まで）から平成20年度まで売上高前年比を算定し、申立人と譲受事業それぞれの平均対前年売上比を、それぞれ、94.71%、95.81%と算定した。その上で、基準年度の売上高については、当事者双方の主張を踏まえ、申立人分と譲受事業分それぞれにつ

いて、平成20年度の対象5県に係る売上高に上記平均対前年売上比を乗じたものを算定し、これを合算したものとすることとした。その上で、売上減少額を算定するに当たっては、対象年度の売上高について、既に事業譲渡を受けていることによって、原発事故前からの申立人の事業に係る部分の売上げか譲受事業に係る部分の売上げかが判然としないことから、申立人全体の対象年度の対象5県に係る売上高を、対象5県に係る売上高についての平成21年当時の申立人と譲受事業との比率によって按分算出し、その上で申立人と譲受事業それぞれについて、前記のとおり算出した基準年度の売上額との差額によって減少額を算定し、これに貢献利益率と原発事故の影響割合を乗じた額を算定し、これらの合計を損害とする和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ①は、福島県、茨城県、千葉県、栃木県及び群馬県において産出された水産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	894		
事案の概要	福島市在住の申立人が不動産競売の特別売却により原野の状態を取得し、自ら畑に造成した飯舘村の土地(避難指示解除準備区域)について、造成に要した労力を金銭的に評価し、その金額を特別売却価格に上乗せした金額が原発事故当時の時価とされた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H25.6.6	全部和解成立日	H26.3.10
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害		1,894,166		※1
全部和解	除染費用等	除染費用	63,000	H23.3~H24.7	※2

小計 1,957,166

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,957,166
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人Aは原発事故発生当時、飯舘村に原野を所有しており〔登記簿謄本、通知書〕、事故前は小屋を作り、畑や果樹園にしていたが原発事故により価値が減少したとして、財物賠償を請求した。東京電力は、宅地以外の土地について賠償基準を策定中であるとして認否を留保した。パネルは、不動産の取得価格に、原野を造成するのにかかった労力分を金銭価格に評価して加算し、価値減少率を6分の5とする和解案を提示した。

中間指針第3の10 Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を減少した部分は、賠償すべき損害と認められているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第4

申立人Aは原発事故発生当時、自主的避難等対象区域に居住していたが、放射線量が高いとして〔蓬萊地区内の環境放射線測定結果（地区集会所）、除染結果報告書〕、宅地について行った自主除染費用を請求した。東京電力は、除染の必要性及び効果を示す資料の提出がないと主張して争った。パネルは、測定結果から除染の必要性を認め除染費用全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

申立人A及びBは、飯舘村に出入りができなくなったとして精神的損害を請求したところ、東京電力は飯舘村に生活の本拠があったものではなく避難者等対象者には該当しない、既に自主的避難等対象者に対する賠償について支払済みであると主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	895		
事案の概要	葛尾村(避難指示解除準備区域)にある山林内の立木について、樹種ごとに、総材積に利用率を乗じた上、その値を素材換算立木価格(トラック積込地点まで集材した素材1立方メートル当たりの購入単価)に乗じて、財物損害の損害額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)イ(ア)	第1の12(2)エ(エ)

2 基本情報

申立日	H25.3.1	全部和解成立日	H26.3.11
事故時住所	葛尾村		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	立木(庭木を除く。)	13,120,000		※1
小計			13,120,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	13,120,000
	弁護士費用	393,600
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は原発事故発生当時、葛尾村内に山林及びその土地の立木を所有していたが、原発事故により当該立木が高線量及び管理不能により無価値になり売却が困難になったとして、当該立木の価額を森林国営保険の面積当たり普通標準金額に準拠して算出した上で、財物賠償を請求した。東京電力は、一時は本件請求時における損害額の不確定さを問題にしたが、最終的には当該立木の価額を争い、山元立木単価を基礎とした算定額を主張した。パネルは、両者の主張のいずれも採用せず、素材換算立木価格を基礎に当該立木の価額を算定し、和解案を提示した。山元立木単価と素材換算立木価格の相違は、伐採後の経費を控除するか否かといった点が影響を及ぼしているが、パネルは諸般の事情から後者を採用した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い対象区域内の財物の管理が不能となったため当該財物の価値が失われた場合について、また、中間指針第3の10Ⅱは、対象区域内にある財物が、その価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合、又は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失又は減少した部分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	896		
事案の概要	自主的避難等対象区域内の自治体による水道事業について、平成23年4月から平成24年3月までの間の逸失利益として、前年度と比較した平成23年度の営業利益の減少額に、原発事故の寄与度として8割(震災の影響等を考慮。)を乗じた額が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2	第9の2(2)	

2 基本情報

申立日	H25.10.30	全部和解成立日	H26.3.11
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	自治体		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	民間企業と同様の立場で行う事業に関する損害	逸失利益	168,000,000	H23.4~H24.3	※1

小計 168,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	168,000,000
	弁護士費用	4,000,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第10の2

申立人は、福島県の自主的避難等対象区域内の地方公共団体として水道事業を行っていたところ、原発事故により、販売先である市民が避難したことにより減収が生じたとして〔水道事業損益計算書、水道料金及び有収水量集計等〕、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、答弁書において認否を保留したものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法について営業利益の差額によるべきであり、基準期間については事故前5年の平均値とするべきであり、また、原発事故の影響割合は3割から4割までが相当であるとの意見を述べた。パネルは、水道事業の減収と原発事故との相当因果関係を認め、基準年とした平成22年と対象年の営業利益の差額に、原発事故の影響割合を8割と考慮して算定した損害額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第10の2は、地方公共団体等が民間事業者と同等の立場で行う事業に関する損害については、この中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、原発事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	897		
事案の概要	南相馬市原町区(旧緊急時避難準備区域)の勤務先が原発事故のため経営難に陥り、人員整理の対象となって退職を余儀なくされた50歳台後半の申立人について、勤務期間が長く、原発事故がなければ定年まで就労継続の蓋然性があったこと、申立人の年齢からして再就職が困難であることなどを考慮し、退職の4年後である平成28年7月末までの就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.10.25	全部和解成立日	H26.3.11
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	103,558	H24.6~H24.7	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	12,514,700	H24.8~H28.7	※1
全部和解	就労不能損害	追加的費用	228,248	H24.6~H24.7	※1

小計 12,846,506

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,846,506
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、中間指針第二次追補第2の2

申立人Aは、原発事故の影響で経営難に陥った南相馬市原町区の勤務先で人員整理の対象となって退職を余儀なくされた〔就労状況証明書、雇用保険受給資格者証〕ために減収が生じたなどとして、退職の6年2か月後までの就労不能損害の賠償のほか、未払〔通勤交通費不支給証明書〕の追加的費用(通勤交通費)の賠償を求めた。東京電力は、就労不能損害の終期については、中間指針第二次追補第2の3において「公共用地の取得に伴う損失補償基準」を参考にすることも考えられると記載されているところ、「公共用地の取得に伴う損失補償基準」における離職者保証期間は1年であるなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの勤務期間〔就労状況証明書〕が長く、原発事故がなければ定年まで就労継続の蓋然性があったこと、申立人Aの年齢からして再就職が困難であること等を考慮した上で、就労不能損害の終期については、中間指針第二次追補第2の3が準用する中間指針第二次追補第2の2は1年を超える賠償を容認する趣旨であるとして、退職の4年後までの就労不能損害を認めたほか、未払の追加的費用(通勤交通費)の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、避難指示等により営業損害を被った事業者に雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合には、かかる勤労者について、給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用の賠償を認めており、就労不能等に伴う損害の終期について、中間指針第二次追補第2の3備考1が準用する中間指針第二次追補第2の2備考2は、具体的な終期の判断に当たっては、原発事故には土地収用等と異なる特殊性があることにも留意する必要があるとしており、これを踏まえた和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人Bは、申立人になっていたものの、具体的な損害賠償請求がなかったため、パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	898		
事案の概要	大熊町(帰還困難区域)で一人暮らしをしていた申立人の家財について、原発事故前は亡夫(平成22年11月死亡)も申立人宅で暮らしており、その死後に家財が処分されたとも認められないこと、申立人が高価な着物等を保有していたこと、申立人宅の間取りなどを考慮し、直接請求手続における単身世帯・一般家財の定額賠償額(325万円)を290万円上回る賠償がされた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.11.12	全部和解成立日	H26.3.12
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	家財	6,150,000		※1
小計			6,150,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,150,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人A、B(追加申立て)及びC(追加申立て)は、原発事故当時大熊町に居住していた申立人Aの財物賠償について、対象区域に居住していたのは申立人Aとその亡夫(申立人B及びCの父)の2人であったことから、複数人世帯としての家財賠償及び高額家財の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aの夫は平成22年11月に死亡しており、事故当時の世帯人数は申立人Aの1名であって、家財賠償は世帯人数に基づき定額で賠償されるべきであると主張して、単身世帯としての賠償を提案するにとどまった。パネルは、原発事故当時の財物の価値は、実質的には申立人Aとその亡夫2名分の価値を有しており、それが喪失又は減少したとして、2人世帯を基準とする賠償額を認めた。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害であると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	899		
事案の概要	旧警戒区域(富岡町)から避難した申立人らが仮設住宅から現在の住居に移った際に購入した物置・カーテン・暖房器具について、仮設住宅入居時に同一品目の生活用品を購入するなどしており、その費用は既に賠償がなされていたが、再度購入した事情等を踏まえ、新たに購入する必要があったとして、その購入代金相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.11.15	全部和解成立日	H26.3.12
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	378,063	H24.9,H24.10,H25.2	※1
小計			378,063		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	378,063
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、仮設住宅から、避難先の住宅に転居する当たり、カーテン、物置及び暖房器具を新たに購入することを余儀なくされた〔領収証〕として、それらの購入費用の請求をした。東京電力は、それら品目の購入費用については、仮設住宅入居に際しての購入費用として既に直接請求において支払済みであり、再度の購入については避難生活によって余儀なくされた支出とはいえないなどと主張して争った。パネルは、直接請求で一度支払われた品目であっても、それが毀損するなどして、再度購入することが不可欠となった場合においても原発事故との相当因果関係は認められるとして、再購入費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が、必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	900		
事案の概要	宮城県で衣料品製造業を営む申立会社が、売上の9割を占める取引先(有名ファッションブランド)からの要求により実施している製品の放射線検査費用について、被申立人が直接請求手続で賠償を拒否した平成25年7月から平成26年1月までの検査費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.11.6	全部和解成立日	H26.3.19
事故時住所	宮城県白石市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用(物)		339,600	H25.7~H26.1	※1
小計			339,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	339,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、宮城県で衣料品製造業を営んでいるところ、取引先からの要求により申立人の製品の放射線検査の実施を余儀なくされたとして、東京電力が直接請求手続で賠償を拒否した平成25年7月以降の検査費用の賠償を求めた。東京電力は、当該製品が福島県内で製造されたものではないから、消費者・取引先がその買い控えを行うことは平均的・一般的な人を基準として合理性があるとはいえないこと、検査開始の当初から2年以上経過した現在まで、当該製品からは自然環境における放射線量とほぼ同等の放射線量しか検出されていないこと、今後当該製品に放射性物質が付着する可能性が極めて低く、引き続き検査を実施する具体的理由があるとはいえないこと等から、平成25年7月以降の検査費用について原発事故との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、申立人に検査を要求した取引先との取引が申立人の売上の9割を占めていること、当該取引先から平成23年5月に放射線検査を実施するよう要望があり、平成25年4月頃にも放射線検査の継続の必要があると指示されたこと等を考慮して、平成25年7月から和解提案示月の前月である平成26年1月までの検査費用を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4は製造業の風評被害について、福島県内で製造を行う物品等に限っている

ものの、中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとし、中間指針第7の1Ⅳ③は、取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用を賠償すべき損害と認めているところ、上記のとおり認定をした上で、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	901		
事案の概要	自宅近隣の住宅が特定避難勧奨地点とされ、自宅の放射線量も高かったため、自主的避難等対象区域（伊達市霊山町）から平成23年10月に大人のみで避難を開始した申立人らについて、平成25年2月末までの避難費用、生活費増加費用などが賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	H25.2.7	全部和解成立日	H26.3.19
事故時住所	伊達市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	631,750	H23.10～H25.2	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H23.10～H25.2	※1
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	510,000	H23.10～H25.2	※1

小計 1,441,750

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,441,750
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	120,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、大人のみ世帯であり、平成23年10月に自主的避難を実行し、これによりかかった①住居費、②家財道具購入費〔領収書〕、③生活費増加費用の賠償を求めた。東京電力は、中間指針等に定められた基準を超えて賠償すべき事情はないと主張して争った。パネルは申立人らの自宅近隣の住宅が特定避難勧奨地点に指定されていたこと、申立人宅の放射線量等を考慮して、上記①から③までについて相当額の賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	902		
事案の概要	<p>檜葉町(避難指示解除準備区域)から東京都に避難した申立人夫婦の自宅建物及びその敷地の借地権について、夫(申立人A)が、避難中の食生活やストレスなどにより糖尿病を発症し、週3日の透析治療に加え、糖尿病網膜症による視力低下のため日常生活全般に介助が必要になり、東京都内の複数の病院に通院していること、そのため、申立人らは帰還を断念し、東京近郊(千葉県)への移住を希望していること等を考慮して、価値減少率を全損と評価し、借地権の一部(250㎡)の借地権割合を、千葉県内の東京通勤圏のそれを参考に6割として損害額が算定された事例。</p>		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.12.18	全部和解成立日	H26.3.19
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	宿泊費等	120,000	H23.3~H23.4	※1
一部和解	避難費用	宿泊費等	75,000	H23.3~H23.4	※1
一部和解	避難費用	その他	7,000	H23.3	※1
早期一部和解	一時立入費用	交通費	26,000	H24.3~H24.9	※2
早期一部和解	一時立入費用	宿泊費用	23,799	H24.3~H24.9	※2
一部和解	一時立入費用	交通費・宿泊費用	45,199	H24.3~H24.9	※2
早期一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	55,000	H24.4~H24.5	※3
早期一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	159,600	H24.6~H24.9	※3
早期一部和解	生命・身体的損害	その他	5,250	H24.6~H24.11	※3
一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	8,400	H24.4~H24.11	※3
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	438,667	H24.4~H24.11	※3
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H23.12~H24.9	※4
一部和解	精神的損害	基本部分	800,000	H24.10~H25.5	※4
一部和解	精神的損害	増額分	480,000	H24.4~H25.5	※4
早期一部和解	財物損害	建物	3,027,360		※5

早期一部和解	財物損害	家財	4,450,000		※5
全部和解	財物損害	建物	36,640,000		※5
全部和解	財物損害	その他	16,260,000		※5
一部和解	就労不能損害	減収分	8,050,000	H24.4～H26.2	※6
早期一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	51,874	H23.11～H24.3	※7

小計 71,723,149

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	宿泊費等	195,000	H23.3～H23.4	※1
早期一部和解	一時立入費用	宿泊費用	23,799	H24.3～H24.9	※2
一部和解	一時立入費用	宿泊費用	10,235	H24.3～H24.6	※2
早期一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	65,000	H23.12～H24.5	※3
早期一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	151,200	H23.12～H24.9	※3
早期一部和解	生命・身体的損害	その他	7,250	H24.1～H24.9	※3
一部和解	生命・身体的損害	通院交通費	4,800	H23.12～H24.9	※3
一部和解	生命・身体的損害	慰謝料	287,467	H23.12～H24.9	※3
早期一部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H23.12～H24.9	※4
一部和解	精神的損害	基本部分	800,000	H24.10～H25.5	※4
早期一部和解	就労不能損害	減収分	1,077,388	H23.12～H24.2	※6
一部和解	就労不能損害	減収分	6,194,981	H23.12～H26.2	※6

小計 9,817,120

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	財物損害	家財	1,000,000		※5
一部和解	避難費用	食費増加費用	150,000	H23.6～H24.9	※7
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	166,635	H23.6～H24.9	※7

小計 1,316,635

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	82,856,904
	弁護士費用	2,483,429
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

避難費用として、避難の際の宿泊費や駐車場代について、中間指針第3の2 I ②に従い賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の3

一時立入費用として、避難先から自宅に一時帰宅した際の交通費や宿泊費について、賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人Aについて糖尿病等、申立人Bについて脂質異常症等を避難中に発症したとして、通院交通費及び通院慰謝料の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

精神的損害について、平成23年12月から平成25年5月まで月10万円の基本額（平成23年3月から同年4月までは月額12万円）、申立人Aが糖尿病網膜症を発症した平成24年4月から平成25年5月まで月3万円の増額及びペット喪失による6万円の増額の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の10

申立人らは、檜葉町の自宅の家財及び自宅建物とその敷地の借地権に関し、財物価値の喪失及びそれに伴う修復費用について賠償を求めた。東京電力は、家財及び建物修復費用については申立人主張の損害を認め、一部和解に応じたが、自宅建物については、価値減少率を避難指示解除見込時期までの期間に応じた割合（本件では72分の24）で計算すべきであると主張し、敷地の借地権については借地権割合を20%にすべきであると主張して損害額を争った。パネルは、申立人Aが避難生活中に発症した糖尿病網膜症により日常生活全般に介助が必要となり、東京都内の病院に通院しているため檜葉町への帰還を断念し東京近郊（千葉県）への移住を希望していることを考慮し、自宅建物については価値減少率を全損と評価し、借地権の一部（250㎡）の借地権割合について千葉県の東京通勤圏の借地権割合である6割とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値が全部又は一部失われたと認められる場合に現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の8

申立人Aについては避難生活により糖尿病網膜症を発症したことで退職を余儀なくされ、申立人Bについては勤務先が警戒区域にあり就労不能となったことによる就労不能損害の賠償を認めたものである。

※7 中間指針第3の2

日用品等や食費、食料品買い出し交通費等の生活費増加費用について、中間指針第3の2I③に従い賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	903		
事案の概要	南相馬市原町区(旧緊急時避難準備区域)に居住し、南相馬市鹿島区(地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域)の勤務先が原発事故のために閉鎖され、退職を余儀なくされた申立人について、申立人に身体障害(4級)があり、就職活動にも関わらず未だ就職できていないことを考慮して、平成26年1月末までの期間につき就労不能損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.11.12	全部和解成立日	H26.3.20
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	570,011	H25.1~H26.1	※1
小計			570,011		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	570,011
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は原発事故当時、南相馬市原町区に居住し、身体障害等級4級であり〔身体障害者手帳〕、股関節に障害があるため、勤務先（南相馬市鹿島区）の配慮により身体に負担の少ない作業で、勤務時間も一日4時間程度の勤務をしていたところ、原発事故のため勤務先が閉鎖し退職を余儀なくされたとして、平成25年1月以降の減収分を請求した。東京電力は、遅くとも平成24年12月までには申立人が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが可能となったと主張し、申立人が従来と同じ又は同等の就労活動を営むことが困難であることについての特段の事情について説明を求め、認否を留保した。パネルは、申立人が身体障害者であること、南相馬市の状況、申立人が就職活動に努力していること等を考慮して、平成25年1月分から和解提案月の直近の月である平成26年1月分までの減収分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により、あるいは、勤務先の営業損害により、就労が不能等となった場合の減収分の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	904		
事案の概要	父が仕事のため避難先からいわき市(自主的避難等対象区域)に戻り、母と子供が福島県外に避難を続けている家族について、母が避難開始後に甲状腺がんと診断され、子供は乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成25年12月末日までの避難継続の必要性を認め、同期間につき避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(7)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ク		

2 基本情報

申立日	H24.10.25	全部和解成立日	H26.3.20
事故時住所	いわき市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・勤務先業績悪化等	減収分	375,444	H23.3~H23.12	※1

小計 375,444

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	5,470	H24.1~H24.5	※2

小計 5,470

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	10,000	H23.3~H23.12	※2

小計 10,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	76,400	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	1,228,800	H23.3～H25.12	※2
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	12,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	107,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	870,000	H23.3～H25.12	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	400,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	その他	18,600	H23.3～H25.12	※2
全部和解	除染費用等	除染費用	1,247,035	H23.3～H24.3	※3
全部和解	除染費用等	線量計購入費	104,480	H23.3～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	280,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	避難雑費		420,000	H24.1～H25.12	※2

小計 4,764,315

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,155,229
	弁護士費用	154,657
	手続内で処理された既払金合計額	760,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人Aは、原発事故によって勤務先の従業員が多数自主避難したことから勤務先に逸失利益が発生したために平成23年夏季賞与が減額された〔平成22年及び平成23年の賞与明細書、源泉徴収票、申立人A勤務先代表者の陳述書〕として、当該賞与の減額分の賠償を求めた。東京電力は、賞与は人事評価等にも基づいて決定されるものであるし、申立人Aの平成23年の所得額は前年とほぼ同額であり損害が発生していないと主張して争った。パネルは、申立人Aが提出した資料及び説明に基づいて、夏季賞与減額分として相当な金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、原発事故時、自主的避難等対象区域（いわき市）に住居があり、いったんは一家で自主的避難を実行したが、申立人Aは仕事のため避難先からいわき市に戻り、申立人B及びCが福島県外に避難を続けていたところ、申立人Bが避難開始後に甲状腺がんと診断された〔診断所見入院証明書等〕こともあり、避難継続したことに伴い負担していたところ、移動費用（①）及び生活費増加費用（②）のほか、申立人A及びBのホールボディカウンター検査費用〔領収証〕及び申立人Cの甲状腺検査費用〔領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補定

額等に定められた大人1人当たり4万円、子供1人当たり40万円を上回る賠償については、必要性・合理性がないと主張して争った。パネルは、申立人Bが避難開始後に甲状腺がんと診断され、申立人Cは乳児であったこと等を考慮し、請求期間である平成25年12月末日までの避難継続の必要性を認め、同期間について避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の相当な金額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第4

申立人らは、自宅の表土除染作業〔請求書、請求内訳書、領収証等〕①及びガイガーカウンター購入費用〔インターネットショッピング購入履歴〕②の賠償を求めた。東京電力は、①について、除染費用は国が負担し東京電力に費用負担を求めるものであるため個別の賠償については検討するとして留保し、②について、申立人らの購入時期（平成23年12月）には既に自宅付近の放射線量は低かったと主張して争った。パネルは、①について提出された証拠に基づき合理的な範囲で賠償を認める和解案、②について全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去及び汚染の拡散の防止の措置）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難等により被った精神的損害の賠償を求めた。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額の賠償を認めた。

1 事案の概要

公表番号	905		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)に居住し、工務店を営んでいた申立人らについて、 1 精神的損害の増額分として、家族別離も考慮し、要介護者に月額6万円、介護者2名にそれぞれ月額3万円から6万円が賠償された事例。 2 事業用の工具等につき、法定耐用年数ではなく、実際の使用可能年数を基礎に経年減価をして損害額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	H24.11.1	全部和解成立日	H26.3.25
事故時住所	双葉町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	建設業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H23.3~H24.9	※1
全部和解	財物損害	その他動産	6,400,000		※2
全部和解	財物損害	その他動産	650,187		※2
全部和解	その他		210,432		※3

小計 7,960,619

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H23.3~H24.9	※1

小計 700,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	700,000	H23.3~H24.9	※1
一部和解	精神的損害	増額分	1,164,000	H23.3~H24.9	※1

小計 1,864,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	960,000	H23.3~H24.9	※1

960,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	5,632	H23.3～H24.9	※3
一部和解	避難費用	食費増加費用	22,857	H23.3～H24.9	※3
一部和解	避難費用	交通費	5,000	H23.3～H24.9	※3
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	22,798	H23.3～H24.9	※3
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	30,550	H23.3～H24.9	※3
一部和解	避難費用	宿泊費等	66,000	H23.3～H24.9	※3
一部和解	その他		23,575	H23.3～H24.9	※3

小計 176,412

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,661,031
	弁護士費用	343,831
	手続内で処理された既払金合計額	200,000

※1 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、原発事故時90歳台で要支援の介護認定を受けていたところ、原発事故後は介護度が上昇し寝たきりに近い状態になり、それに伴って介護者である申立人A及びBの介護負担も激増し、介護のために他の家族とも別に暮らすことを余儀なくされたことから、日常生活阻害慰謝料の増額の賠償を求めた。東京電力は、日常生活阻害慰謝料の基本部分については認めたものの、申立書等記載の事情のみでは増額事情を認めることは困難であると主張した。パネルは、要介護状態による本件の避難生活は通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合に当たると判断し、要介護状態である申立人Cについて平成23年3月から平成24年9月まで月額6万円の増額分の賠償を認め、同人の介護者である申立人A及びBについて平成23年3月から同年8月まで月額3万円、同年9月から平成24年9月まで6万円の増額分の賠償（申立人A及びBの両名分）を認めた。

中間指針第3の6は、日常生活阻害慰謝料の目安を月額10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、要介護状態にある、その者の介護を恒常的に行った又は家族の別離が生じたこと等の事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができるかと定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人Aは、個人で工務店を経営していたところ、事業用動産である工具等及び木材について、原発事故によって放射能で汚染され、避難先で事業再開の見込みもないことから効用を喪失したとして、財物損害の賠償を求めた。東京電力は、損害額算定の基礎となる証拠が不足しているとして、認否を留保した。パネルは、帰還困難区域の事業用動産についてその社会的効用は喪失し全損として扱うべきと判断し、工具等については、原発事故時の価値＝取得価格×（実質耐用年数－経過年数）÷実質耐用年数という数式により、法定耐用年数は用いず実質耐用年数は一律35年、未使用の工具は取得額をそのまま認めるものとし、木材については見積書の内容と決算書の在庫の内容と相違がないことから請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域の財物の管理が不能となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らが避難中に負担した家財道具等の購入費用、食費増加分、交通費・通信費、一時帰宅費用等について、東京電力が争わなかった又は合理性のある範囲について、パネルが賠償を認める和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	906		
事案の概要	旧警戒区域(大熊町)に宅地を造成し、分譲する計画が原発事故により頓挫した不動産業者である申立人について、宅地分譲事業計画に関する営業損害として、申立人が事業計画のために負担した経費1450万円、分譲できなかったことによる逸失利益400万円(原発事故時の事業計画の進捗度合も考慮して算定されたもの。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(オ)	第1の9(2)オ(ウ)	第1の9(2)オ(エ)

2 基本情報

申立日	H25.5.21	全部和解成立日	H26.3.27
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		14,500,000	不明	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		4,000,000	不明	※1
全部和解	営業損害・逸失利益		1,635,283	H23.3~H23.4	※2
小計			20,135,283		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	20,135,283
	弁護士費用	600,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の本件事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、いわき市において不動産業を営んでいるところ、予定していた大熊町における宅地分譲計画事業〔覚書、農地転用等の通知書〕が原発事故により停止に追い込まれたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、原発事故がなければ申立人が宅地を分譲できたとの確実性が認められないと主張してその相当因果関係を争った。パネルは、原発事故前の国土交通省不動産取引価格情報等から算出した予測売上高と、原発事故時点における事業の進捗状況が3分の1程度であったこと及び申立人における不動産事業における利益率から、分譲ができなかったことによる逸失利益を400万円と算定し、これに加え事業計画のために負担した経費1450万円の合計1850万円の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Iは、対象区域内で事業を営んでいる者が、避難指示等に伴い、営業が不能になるなど、その事業に支障が生じたため、現実には減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としており、また、総括基準(営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう

う収入額の認定方法について) は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるとし、その合理的な算定方法の一つとして、営業開始直後で前年同期の実績等がない場合には、直近の売上額、事業計画上の売上額その他の売上げ見込みに関する資料、同種事業者の例、統計値等を基に推定した額等を挙げ、このような例と遜色のない方法により計算された額である場合には、特段の事情がない限りパネルの判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

原発事故直後の業務停止による不動産仲介業務に係る営業損害について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	907		
事案の概要	特定避難勧奨地点が多数設定されている南相馬市原町区大原地区に居住していた申立人らについて、和解提示時である平成26年1月まで一人当たり月額10万円の精神的損害等が賠償された事例(上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書(掲載番号23)に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。)		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の4(2)ウ
	第1の8(2)エ(ア)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H25.9.17	全部和解成立日	H26.3.28
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 申立て概要及び審理方針

申立人らは、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域である南相馬市原町区大原地区(以下「大原地区」という。)に居住し平成23年9月までに発生した精神的苦痛に対する慰謝料については受領していたところ、申立人らを含む同地区に居住する住民39世帯126名は、同地区には特定避難勧奨地点に設定された住居が多数存在し、平成23年10月以降も放射線量が高く、正常な日常生活の阻害は継続されていると主張し、精神的損害(平成23年10月以降)の賠償及び生活費増加費用の賠償を求めた。

パネルは、代理人弁護士が選任されていないことを踏まえ、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして、原発事故によって生じた大原地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査した上で、申立人らの精神的苦痛が継続していること等を認め、平成23年10月以降の精神的損害の賠償及び生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

以下、上記集団申立てを構成する申立人らに係る和解の概要を説明する。

4 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.10~H26.1	※1

小計 2,800,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.10~H26.1	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	2,700,000	H23.10~H25.12	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	233,334	H23.3~H26.1	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	8,000	H23.3~H26.1	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	133,000	H23.11~H25.5	※2

小計 5,874,334

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H23.10~H26.1	※1

小計 2,800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,474,334
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1(2)

申立人らは、大原地区のうち「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」(中間指針第3〔対象区域〕(6))に居住する住民であったところ、同地区には特定避難勧奨地点に設定された住居が多数存在し、避難指示解除のあった平成23年4月22日以降も放射線量が高いこと等を主張し、同年10月以降の精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第3の6IV②が、避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き賠償の対象とならないとし、同備考8において引用される中間指針第3の2備考4は、当該区域における「相当期間」を平成23年7月末までを目安としていること等を主張し、申立人らの請求を争った。パネルは、大原地区は、全世帯の40%以上の世帯の住居が特定避難勧奨地点に指定されていること(全120世帯中51世帯が特定避難勧奨地点に指定されていること)、周囲を山林に囲まれているなどの風土の特性があること、生活実態として従前から地産地消・自給自足の生活を送る世帯が多かったこと等を考慮し、申立人らの精神的苦痛が継続していることを認め、特定避難勧奨地点の世帯に準じて、平成23年10月から和解案提示月である平成26年1月までの期間について、月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示した。なお、本件の審理係属中に申立人Dが死亡し、同人の慰謝料請求権を申立人Bが単独で相続したため、パネルは申立人Bに対し、2名分の精神的損害を認めた。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、南相馬市原町区大原地区(以下「大原地区」という。)のうち「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」(中間指針第3〔対象区域〕(6))に居住する住民であったところ、同地区には特定避難勧奨地点に設定された住居が多数存在し、避難指示解除のあった平成23年4月22日以降も放射線量が高く、農作物の栽培や地下水の飲用ができなくなったこと等を主張し、同年10月以降の生活費増加費用(米・野菜、ミネラルウォーターの購入代金等)を請求した。東京電力は、中間指針第3の2備考4が、当該区域の避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた避難費用は賠償の対象とならないとし、かつ、当該区域における「相当期間」を同年7月末までを目安としていること等を主張し、申立人らの請求を争った。パネルは、大原地区は、全世帯の40%以上の世帯の住居が特定避難勧奨地点に指定されていること(全120

世帯中51世帯が特定避難勧奨地点に指定されていること)、周囲を山林に囲まれているなどの風土の特性があること、生活実態として従前から地産地消・自給自足の生活を送る世帯が多かったこと等を考慮し、平成23年8月以降も、申立人らの各避難費用の支出と原発事故との相当因果関係があることを認め、特定避難勧奨地点の世帯に準じて、平成23年3月から和解案提示月である平成26年1月までの期間について、避難費用の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き賠償の対象はならないとしているところ、申立人らについて特段の事情が認められ、相当期間経過後に生じた避難費用の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の5)

申立人らは、亡D(申立人Aの夫であり、同B及びCの父。申立時は申立人であったが、平成25年12月18日に死亡。申立人Bが、亡Dの全ての遺産を相続した。)の肺気腫に係る入院治療に要した費用について賠償を求めたところ、東京電力は、原発事故と当該入院との相当因果関係を争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	908		
事案の概要	南相馬市原町区(旧緊急時避難準備区域)に居住し、夫に身体障害(1級)があり、原発事故時50歳前半の妻の収入により生計を立てていた申立人夫婦について、原町区にあった妻の勤務先(チェーン店)は現在に至るまで閉鎖されており、妻の年齢等を考慮すると、帰還したとしても、事故前と同水準の収入を確保する就労先を得られる可能性は低いこと、生計維持のためには、妻が上記チェーン店の避難先別店舗で勤務を継続する必要があることから、避難継続の必要性を認め、平成26年2月までの精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.11.29	全部和解成立日	H26.3.29
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H24.12~H26.2	※1、2
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H24.12~H26.2	※1、2
小計			2,400,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,500,000	H24.12~H26.2	※1、3
全部和解	精神的損害	増額分	900,000	H24.12~H26.2	※1、3
小計			2,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A及びB(申立人Aの妻)は、原発事故により、南相馬市原町区にあった申立人Bの勤務先(チェーン店)が避難指示解除後も営業再開しないため、帰還できずに避難を継続しているとして平成24年12月分以降の慰謝料及び慰謝料の増額を請求した。東京電力も一定の範囲ではこれを認めたが、東京電力は、緊急時避難準備区域の賠償期間は原則として平成24年8月までであり、さらに1年の猶予を見ても終期は平成25年8月であると主張して争った。パネルは、申立人Bの勤務先は現在に至るまで閉鎖されており、申立人Bの年齢等を考慮すると、帰還したとしても、原発事故前と同水準の収入を確保する就労先を得られる可能性は低いこと、申立

人Aが身体障害等級1級の障害（視覚障害）〔身体障害者手帳〕を有する中、生計維持のためには、申立人Bが上記チェーン店の避難先別店舗で勤務を継続する必要があることから、避難継続の必要性を認め、平成26年2月までの精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、「相当期間」は緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とするとしているところ、中間指針第二次追補第2の1（2）備考3が参照する中間指針第二次追補第2の1（1）備考7は、相当期間経過後の「特段の事情がある場合」については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、原発事故後、身体障害等級1級の障害（視覚障害）〔身体障害者手帳〕を有しながらの過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料及び慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人Aが2年近くにわたる避難生活の中で避難先住所での間取りや家具の配置を把握してきているはずであり、精神的損害の程度は低減していると主張して争った。パネルは、基本部分150万円のほか、6割の増額（90万円）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故後、身体障害等級1級の障害（視覚障害）〔身体障害者手帳〕を有する夫（申立人A）の介護を行っており、過酷な避難生活を余儀なくされたとして、慰謝料及び慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人Bの介護生活は原発事故以前の状況と変わりなく、仮に帰還しても介護生活が変化することはないことから、精神的損害の程度は低減していると主張して争った。パネルは、申立人の主張〔電話聴取事項報告書〕を認め、基本部分150万円のほか、6割の増額（90万円）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害がある者の介護を恒常的に行ったという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	909		
事案の概要	旧警戒区域内にある学校の卒業生等を会員とし、生徒の卒業時に入会金を集めて活動していた同窓会組織について、原発事故に伴う生徒減少等による入会金減少分(平成23年度から平成25年度の卒業生分)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ケ)	第1の9(2)オ(ウ)	第6の2

2 基本情報

申立日	H25.10.29	全部和解成立日	H26.3.31
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		608,000	H23.3~H26.2	※1
全部和解	その他		260,000	H23.3~H26.2	※1

小計 868,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	868,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、旧警戒区域内にある学校の同窓会組織であるところ、原発事故により生徒が避難して減少したため、卒業時に集める入会金収入が減少し、また、平成24年3月時点の卒業生からは徴収が不能になったとして、これらによる入会金収入の減少分の賠償を求めた。東京電力は、申立人は営利を目的としておらず、将来得べかりし利益を損害として観念することはできないため賠償対象とはならない、仮に逸失利益を観念できるとしても、平成23年度は増益(次年度繰越金の増加)となっており損害が発生していない、会則によれば歳入金額を上限として経費を支出して事業運営を行うこととなっているため、仮に歳入が減少したとしてもこれに伴う歳出も減少することになるので損害は発生しないなどと主張して争った。パネルは、平成23年度から平成25年度までに卒業予定であった生徒数から実際の卒業生数を控除した生徒減少数に1人当たりの入会金の額を乗じた金額を損害と認めるとともに、入会金の徴収が不能となった平成24年3月時点の卒業生数に1人当たりの入会金の額を乗じた金額も合わせて損害と認める和解案を提示した〔同窓会会計決算書〕。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、パネルは、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとしているところ、これらの趣旨に鑑みた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	910		
事案の概要	旧警戒区域(南相馬市小高区)から避難した住民による集団申立てにおいて、先行して和解案が提示されたいわゆるチャンピオン案件の申立人らについて、避難費用、一時立入費用、営業損害、就労不能損害、生命・身体的損害、精神的損害等が賠償された事例(上記集団申立ての連絡書において、申立人らについての避難費用、一時立入費用、生命・身体的損害、就労不能損害の解決基準が示されている。)		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)
	第1の5(2)	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(イ)
	第1の7(2)ア(ウ)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H24.7.31	全部和解成立日	H26.4.22
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	183	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 申立概要及び審理方針

本件は、南相馬市小高区の旧警戒区域（避難指示解除準備区域及び居住制限区域）から避難した住民のなかから、一定数（本件ほか3件合計600人超）の集団申立てがされた案件である（以下、本件ほか3件を含む説明である。）。

パネルは、和解仲介手続を進めるに当たり、双方に争いのない避難慰謝料について審理に先行して一部和解を成立させるとともに、①申立世帯の中から十数世帯の代表世帯（通称チャンピオン世帯）の審理を先行させ、②各チャンピオン世帯における審理を通じて、多数の申立人に共通する損害項目について解決方針ないし基準を定め、③非チャンピオン世帯の検討に同解決基準を用いて迅速な解決を図るという審理計画を示し、申立人ら及び東京電力へ協力を求めたところ、申立人ら及び東京電力は、迅速な解決を目指し、パネルが示した審理計画に同意した。

パネルは、チャンピオン世帯の審理結果を踏まえ、審理計画に従いチャンピオン世帯の和解案を提示するとともに、解決基準が記載された「連絡書」を提示した。

その後、非チャンピオン世帯は同解決基準に従って審理がされた。

以上の枠組みに従って、本件集団申立ては審理され、平成26年5月に、申立から約1年10か月の審理期間をもって終結した。

4 解決基準の概要

平成25年6月28日付け「連絡書」に示された解決基準は、次のとおり12項目の損害項目（大分類）に及ぶものである。また、基準以上の損害を主張する際には申立人において別途客観資料の提出が必要になることや、陳述内容の信用性を疑わせる特段の事情がない限りは解決基準を尊重すること等といった解決基準の運用方針が、パネルから申立人ら及び東京電力へ要望された。

① 避難交通費について

(1) 東京電力基準（賠償の額に関する部分に限る。）を適用する。ただし、平成24年6月1日以降についても、同年12月31日までに支出した避難交通費については、平成23年8月30日付け東京電力プレスリリースの基準による。

- (2) 上記東京電力基準の適用回数については、上限を設けない。
 - (3) 次に掲げる場合を除き、負担した実費に係る疎明資料の提出は、不要とする。
 - ア 同一県内の移動の場合であって、1回について5000円を超える請求をする場合
 - イ 都道府県を超える移動の場合であって、標準金額を超える請求をする場合
 - ウ タクシーを使用した場合
 - (4) 上記(3)ア及びイに掲げる場合において、領収書等による疎明がある場合は、その記載金額を賠償額とする。
- ② 宿泊費用・謝礼、賃料等について
- 原発事故後に支出した宿泊費用(親族・知人宅に宿泊した場合の謝礼(以下「宿泊謝礼」という。)を含む。)、借家に係る賃料等について、次の基準によって賠償額を算定する。(1) 宿泊費用については、次の基準によって賠償額を算定する。
- ア 実際に支出した実費を基準とし、次に掲げる支出に係る期間の区分に応じ、それぞれの①及び②に定める方法及び額の範囲で算定する。
 - (ア) 平成23年3月11日から同年9月30日まで
 - ① 領収証等があれば、原則として、その記載金額とする。ただし、宿泊謝礼は、1人1日6000円を上限とする。
 - ② 申立人の陳述のみによる場合は、1人1日3000円を上限とする。
 - (イ) 平成23年10月1日以降
 - ① 領収証等があれば、原則として、その記載金額とする。ただし、宿泊謝礼は、1人1日3000円を上限とする。
 - ② 申立人の陳述のみによる場合は、1人1日1500円を上限とする。
 - イ 日数に上限を設けず、全ての宿泊に係る宿泊費用の賠償額を算定する。
 - ウ 次に掲げる宿泊謝礼は、賠償の対象としない。
 - (ア) 実際に支出していないもの
 - (イ) 支出先の親族・知人の氏名及び住所が特定されていないもの
- (2) 親族・知人宅に宿泊した場合に交付した謝礼品の購入に係る費用についても、当該宿泊について上記(1)により算定される宿泊謝礼の額の範囲内で賠償額を算定する。
- (3) 避難先で借家を借りた場合の賃料等については、次の基準によって賠償額を算定する。
- ア 実際に支出した実費を基準とし、賃料、礼金、仲介手数料及び火災保険等に係る保険料の全額並びに敷金の2割に相当する額を賠償額として算定する。
 - イ 上記アに係る損害(賃料を除く。)の疎明は、賃貸借契約書及び火災保険に係る契約書面の提出により行う。
 - ウ 上記アに係る賃料の疎明は、賃貸借契約書及び賃料の支払を証する資料の提出により行うものとする。ただし、賃料の支払を証する資料については、直近の賃料(請求に係る期間の最後の月以降の賃料をいう。)の支払を証するもののみで足り、これらの資料の提出があった場合は、請求期間について継続して賃料が支払われたものとみなす。
 - エ 上記イ及びウにかかわらず、上記アに係る損害は、上記イ及びウに定める資料の提出がない場合であっても、陳述その他の相当と認める資料により個別に認定することを妨げない。
- ③ 家財購入費、被服費及び日用品費用について
- 原発事故後に支出した家財、被服及び日用品購入費用(8(1)の教育関係費用を除く。以下「家財購入費等」という。)について、次の基準によって賠償額を算定する。

- (1) 個別の家財購入費等の疎明の如何にかかわらず、避難前に申立人が同居していた家族ごとに、次に掲げるその同居人数の区分に応じ、それぞれに定める額を最低賠償額とする。
- ア 1人 60万円
- イ 2人 90万円
- ウ 3人 100万円
- エ 4人以上 10万円に3人を超える人数の数を乗じて得た額を100万円に加えた額
- (2) 避難を継続する過程において申立人の家族に分離した世帯が生じたときは、上記(1)で算定される金額のほか、新たに生じた分離世帯ごとに10万円を加算する。
- (3) 上記(1)及び(2)により算定されるのは最低賠償額であって、これを上回る金額について個別の主張・疎明をすることを妨げない。また、個別の主張・疎明の結果上記(1)及び(2)で算定される金額を上回らなかった場合は、上記(1)及び(2)で算定される金額を賠償額とする。
- (4) 東京電力の直接請求手続において賠償済みの金額は、上記(1)及び(2)により算定される最低賠償額の賠償の場合であっても、当該最低賠償額から差し引くものとする。

④ 通信費増加費用について

通信費（固定電話及び携帯電話の料金に限る。以下同じ。）増加費用について、次の基準によって賠償額を算定する。

- (1) 通信費増加費用の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 次の計算式による月ごとの増加費用を、請求月ごとに積算する。

月ごとの増加費用＝（原発事故後の携帯電話月額料金＋原発事故後の固定電話月額料金）－（原発事故前の携帯電話月額料金＋原発事故前の固定電話月額料金）

イ 上記アの計算式における原発事故前の携帯電話月額料金は、3か月以上の月額使用料の実額の平均額とする。

ウ 上記アの計算式における原発事故前の固定電話月額料金は、3か月以上の月額使用料の実額の平均額とし、その疎明がない場合は、一律に2000円とする。

エ 上記アの計算式における原発事故後の携帯電話月額料金及び原発事故後の固定電話月額料金は、実額とする。

- (2) 平成24年8月31日までの間の通信費増加費用について、申立人が避難前に同居していた家族各人の請求額（上記(1)アによって算定される金額）を合計したときに、その合計額が8万4000円以下となる部分については、上記(1)イ及びエの実額の疎明資料がない場合であっても、申立人の陳述によって当該部分に係る損害額を認定して、当該家族ごとの賠償額とすることができる。

⑤ 食費増加費用について

生産農家に係る食費増加費用について、次の基準によって賠償額を算定する。

- (1) 専業農家、兼業農家及び自家用生産者である生産農家について、原発事故前に米又は野菜を自家製品の消費、交換等により調達し、小売店等で購入していなかった場合の賠償額は、申立人が避難前に同居していた家族ごとに、その同居人数及び生産品目の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。

	【米・野菜】	【米のみ】	【野菜のみ】
4人以下の同居家族	年12万円	年4万円	年8万円
5人以上の同居家族	年18万円	年6万円	年12万円

- (2) 上記(1)の生産農家に該当するか否かは、陳述により認定する。

- (3) 米又は野菜を第三者（近隣に住む親族を含む）から譲り受けていた者については、上

記（１）による賠償を認めない。

⑥ ミネラルウォーター購入費用について

南相馬市原町区に避難して購入されたミネラルウォーター購入費用について、次の基準によって賠償額を算定する。

（１） 南相馬市原町区へ避難し、当該避難先でミネラルウォーターを購入した場合の賠償額は、申立人が避難前に同居していた家族ごとに、次に掲げるその同居人数の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

ア ４人以下の同居家族 月額５０００円

イ ５人以上の同居家族 月額８０００円

（２） 上記（１）の避難者に該当する者か否かは、陳述により認定する。

⑦ 水道光熱費について

避難後に負担することとなった水道料金及び世帯分離後の水道光熱費基本料金増加費用について、次の基準によって賠償額を算定する。

（１） 原発事故前に家庭で水道を使用していなかった者が、避難後に水道料金を負担するに至った場合については、次の基準によって１人当たりの賠償額を算定する。

ア 賠償額は、水道料金を負担した期間について、１人月額１５００円とする。

イ 原発事故前に水道を使用していなかったこと並びに避難後に水道料金を負担したこと及びその期間については、陳述により認定する。

（２） 避難前に同居していた家族が、避難により離散し、異なる場所での避難生活を継続したことにより、分離した世帯ごとに独自に水道光熱費に係る基本料金（水道料金、ガス料金及び電気料金に係るものに限る。）を負担することとなった場合については、次の基準によって１分離世帯当たりの賠償額を算定する。

ア 賠償額は、分離した世帯が独自に水道光熱費基本料金を負担した期間について、１分離世帯当たり月額５０００円とする。

イ 避難後に世帯が分離したこと、分離した世帯ごとに独自に水道光熱費基本料金を負担したこと及びその期間等については、陳述により認定する。

⑧ 教育関係費用について

避難による転校に伴う教育関係費用（学納金、制服類、高額の学用品等に係る費用 をいう。以下同じ。）について、次の基準によって賠償額を算定する。

（１） 避難による転校に伴う教育関係費用を追加的に支出した場合の最低賠償額は、次に掲げる転校の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

ア 高校の転校 １０万円

イ 小・中学校の転校 ５万円

（２） 上記（１）を超える教育関係費用の追加的支出については、領収証等による疎明がある場合は、その記載金額を賠償額とする。

⑨ 交通費増加費用について

交通費（通勤交通費及び通学交通費を含む。）の増加費用について、次の基準によって賠償額を算定する。

（１） 避難に伴い、避難前よりも役所、病院、買物先が遠くなったり、家族が分離して家族の相互訪問が生じたりするなどの事情により、交通費の増加（下記（２）及び（３）の通勤交通費及び通学交通費の増加を除く。以下この（１）において同じ。）を余儀なくされた場合は、申立人が避難先において同居する家族ごとに、次の基準によって賠償額を算定する。

ア 最低賠償額は、次のとおりとする。

- (ア) 1家族当たり月額1万円とする。
- (イ) 交通費の増加を余儀なくされたことその他上記(ア)の賠償の対象となるか否かについては、陳述により認定する。
- イ 上記アを超える交通費増加費用は、次に掲げる基準による。
- (ア) 上記ア(イ)の陳述のほか、移動の目的、年月日、目的地、交通手段及び費用を詳細な一覧表にし、領収証等を添付する方法による疎明を必要とする。
- (イ) 算定に当たり、「福島県内5000円」というような、いわゆる東京電力基準は適用しない。
- (ウ) 自家用車を使用した場合の交通費増加費用の実額は、次の計算式で算定する。
- ・増加した移動距離(km単位。移動元及び移動先の各地点の直線距離を1.5倍した距離を移動距離とみなして増加分を算定することができる。) × 18.9円
- (2) 通勤交通費が増加した場合は、次のとおり増加分の実額を賠償対象とし、個別の疎明を必要とする。
- ア 通勤交通費増加費用は、次の計算式で算定する。
- ・通勤交通費増加費用 = { (原発事故後の月額通勤交通費 - 勤務先からの月額交通費支給額) - (原発事故前の月額通勤交通費 - 勤務先からの月額交通費支給額) } × 請求月数
- イ 勤務先からの通勤交通費支給の有無を疎明する資料として、勤務先ごとに1か月分の給与明細を提出する。
- ウ 自家用車を使用した場合の上記アの計算式における月額通勤交通費は、次の計算式で算定する。
- ・通勤移動距離(km単位。移動元及び移動先の各地点の直線距離を1.5倍した距離とみなすことができる。) × 18.9円 × 31日
- (3) 通学交通費が増加した場合は、次のとおり増加分の実額を賠償対象とし、個別の疎明を必要とする。
- ア 通学交通費増加費用は、次の計算式で計算する。
- ・通学交通費増加費用 = (原発事故後の月額通学交通費 - 原発事故前の月額通学交通費) × 請求月数
- イ 自家用車を使用した場合の上記アの計算式における月額通学交通費は、次の計算式で算定する。
- ・通学移動距離(km単位。移動元及び移動先の各地点の直線距離を1.5倍した距離とみなすことができる。) × 18.9円 × 20日
- ⑩ 一時立入交通費について
- 一時立入交通費(一時立入制限の有無にかかわらず一時帰宅する場合の費用を含む。)について、次の基準によって賠償額を算定する。
- (1) 一時立入制限解除前(平成24年4月15日まで)については、次の基準によって賠償額を算定する。
- ア 立入りの目的及び回数にかかわらず、東京電力基準(賠償の額に関する部分に限る。)を適用する。
- イ 申立人は、立入りの年月日及び交通手段(自家用車又は公共交通機関の別及び公共交通機関にあってはその種類)を特定して主張すれば足り、次に掲げる場合を除き、負担した実費に係る疎明資料の提出は、不要とする。
- (ア) 同一県内の移動の場合であって、1回について片道5000円を超える請求を

する場合

(イ) 都道府県を超える移動の場合であって、標準金額を超える請求をする場合

(ウ) タクシーを使用した場合

ウ 上記イ(ア)及び(イ)に掲げる場合において、領収書等による疎明がある場合は、その記載金額を賠償額とする。

(2) 一時立入制限解除後(平成24年4月16日以降)については、次の基準によって賠償額を算定する。

ア 自家用車を使用した場合は、次の基準による。

(ア) 月1回目までは、東京電力基準(賠償の額に関する部分に限る。)を適用する。ただし、平成24年6月1日以降についても、平成24年12月31日までに支出した避難交通費については、平成23年8月30日付け東京電力プレスリリースの基準による。

(イ) 同じ月内の2回目以降15回目までの移動については、次の基準による。

i 同一県内の移動 車1台について片道3000円

ii 県外からの移動 車1台について片道5000円

(ウ) 同じ月内の16回目以降の移動については、次の基準による。

i 同一県内の移動 車1台について片道1500円

ii 県外からの移動 車1台について片道2500円

(エ) 避難を継続する過程において申立人の家族に分離した世帯が生じたときは、分離した世帯ごとの移動回数により上記基準を適用する。

(オ) 申立人は、立入りの年月日を特定して主張すれば足り、上記(ア)から(エ)までの基準による金額を超える請求をする場合を除き、負担した実費に係る疎明資料の提出は、不要とする。

(カ) 上記(ア)から(エ)までの基準による金額を超える請求をする場合において、領収書等による疎明がある場合は、その記載金額を賠償額とする。

イ 自家用車以外の公共交通機関等を使用した場合は、次の基準による。

(ア) 実費を損害額とする。

(イ) 申立人は、立入りの年月日、使用した公共交通機関の種類及び経路並びに負担した実費の額を特定して主張すれば足り、負担した実費に係る疎明資料の提出は、不要とする。

⑪ 生命・身体的損害について

通院慰謝料及び通院交通費について、次の基準によって賠償額を算定する。

(1) 通院慰謝料については、次の基準によって賠償額を算定する。

ア 原発事故により避難を余儀なくされたため発症したこと、又は症状が悪化したことが診断書によって認められる傷病・疾病については、通院慰謝料は、通院1回について1万円とする。

イ 原発事故により避難を余儀なくされたため発症したこと、又は症状が悪化したことが診断書によって認められないもの及び上記アの基準で解決することが不相当であるものについては、個別に検討する。

ウ 上記アの基準で解決が見込まれる傷害・疾病の例として、次のものが考えられる。(ア)

重篤でない高血圧、高脂血症、糖尿病等の生活習慣病・慢性疾患

(イ) 「腰痛」等、診断書に疼痛があることの記載しかないもの

(ウ) 症状が重篤でないうつ病、不眠症等の精神疾患

(2) 通院交通費については、次の基準によって賠償額を算定する。

ア 東京電力基準（賠償の額に関する部分に限る。）を適用する。ただし、平成24年6月1日以降についても、平成24年12月31日までに支出した通院交通費については、平成23年8月30日付け東京電力プレスリリースの基準による。

イ 申立人は、通院の年月日、通院先及び交通手段（自家用車か又は公共交通機関かの別及び公共交通機関にあってはその種類）を特定して主張すれば足り、次に掲げる場合を除き、負担した実費に係る疎明資料の提出は、不要とする。

(ア) 同一県内の移動の場合であって、1回について5000円を超える請求をする場合

(イ) 都道府県を超える移動の場合であって、標準金額を超える請求をする場合

(ウ) タクシーを使用した場合

ウ 上記イ（ア）及び（イ）に掲げる場合において、領収書等による疎明がある場合は、その記載金額を損害賠償額とする。

⑫ 就労不能損害について

原発事故後に就労が不能等となったことによる減収分に係る損害について、次の基準によって賠償額を算定する。

(1) 就労不能等となる以前の給与等は、原発事故前の収入金額を明らかにする資料（確定申告書、源泉徴収票、数か月分の給与明細、給与振込口座の通帳等）に基づき算定する。

(2) 就労不能等となった後に給与等がある場合であっても、原則として、平成24年4月19日付け総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）及び平成24年6月26日付け総括委員会決定（中間収入の非控除について。以下、これらを併せて「総括基準8」という。）により、上記（1）によって算定される損害額から控除しない。

(3) 総括基準8が適用されないものについては、申立人がその旨を申告する。

(4) 総括基準8が適用されない例としては、以下のものが考えられる。

ア 総括基準8で示されている特段の事情がある場合

イ 転勤による減収にとどまる場合（原発事故前後を通じて勤務先法人等に変更がなく、単に事業所等勤務地の変更や給与等支給額の減少があったにとどまるような場合を含む。）

以下、一部の世帯について和解の概要を説明する。

5 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	34,000	H23.3～H24.7	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	2,500	H23.3～H24.7	※2
全部和解	避難費用	家財・被服・日用品購入費用	1,500,000	H23.3～H24.7	※3
全部和解	避難費用	通信費増加費用	84,000	H23.3～H24.7	※4
全部和解	避難費用	食費増加費用	255,000	H23.3～H24.7	※5
全部和解	避難費用	水道光熱費増加費用	90,500	H23.3～H24.7	※6
全部和解	避難費用	交通費増加費用	170,000	H23.3～H24.7	※7
全部和解	避難費用	その他	7,030	H23.3～H24.7	※8
全部和解	一時立入費用	交通費	610,000	H23.3～H24.7	※9
全部和解	一時立入費用	家財移動費用	10,500	H23.3～H24.7	※9
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	20,000	H23.3～H24.7	※10
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	10,000	H23.3～H24.7	※10
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,250	H23.3～H24.7	※10
一部和解	精神的損害	基本部分	2,740,000	H23.3～H25.5	※11
全部和解	精神的損害	増額分	522,000	H23.3～H24.7	※12

小計 6,060,780

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	34,000	H23.3～H24.7	※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	20,000	H23.3～H24.7	※10
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	10,000	H23.3～H24.7	※10
全部和解	生命・身体的損害	その他	5,250	H23.3～H24.7	※10
一部和解	精神的損害	基本部分	2,740,000	H23.3～H25.5	※11
全部和解	営業損害・逸失利益		711,168	H23.3～H24.7	※13

小計 3,520,418

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	62,000	H23.3～H24.7	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	15,000	H23.3～H24.7	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	83,179	H23.3～H24.7	※8
全部和解	避難費用	教育関連費用	52,050	H23.3～H24.7	※8
全部和解	避難費用	交通費増加費用	170,000	H23.3～H24.7	※7
全部和解	避難費用	その他	6,629	H23.3～H24.7	※8
全部和解	一時立入費用	交通費	244,000	H23.3～H24.7	※9
全部和解	就労不能損害	減収分	90,880	H23.3～H24.7	※14
一部和解	精神的損害	基本部分	2,720,000	H23.3～H25.5	※11
全部和解	精神的損害	増額分	516,000	H23.3～H24.7	※12

小計 3,959,738

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	107,000	H23.3～H24.7	※1
全部和解	就労不能損害	減収分	3,068,592	H23.3～H24.7	※14
一部和解	精神的損害	基本部分	2,740,000	H23.3～H25.5	※11
全部和解	精神的損害	増額分	804,000	H23.3～H24.3	※12

小計 6,719,592

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	2,740,000	H23.3～H25.5	※11

小計 2,740,000

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	2,740,000	H23.3~H25.5	※11
小計			2,740,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	25,740,528
	弁護士費用	772,216
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2 I ①

申立人A、B、C及びDに生じた避難交通費について、それぞれの避難履歴・避難手段を陳述により認定した上、解決基準①に基づき和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2 I ②

申立人Aについて、親戚宅に避難した際に謝礼2500円を支出したことが、申立人Aの陳述により確認できたことから、解決基準②に基づき和解案が提示されたものである。

申立人Cについて、知人宅に避難した際に謝礼各5000円を支出したとの証拠があったことから、解決基準②に基づき和解案が提示されたものである(5000円×3カ所分)。

※3 中間指針第3の2 I ③

申立人らに生じた家財購入費・被服費・日用品購入費について、申立人らの世帯構成が6名であることから、解決基準③(1)エに基づき130万円とした上、世帯分離が生じていることを考慮し解決基準③(2)に基づきこれに20万円加算した150万円の和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2 I ③

避難により家族間での電話が増えたことによる申立人らの通信費増加費用について、申立人らの陳述書により通信費の増加が確認できたことから、解決基準④に基づき8万4000円の和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2 I ③

避難により増加した申立人らの食費増加費用について、申立人らの陳述により、米及び野菜の購入費が増加したことが確認できたことから、解決基準⑤に基づき、25万5000円(5人以上の同居家族、米・野菜の増加費用は18万円であるところ、17か月分を算定したもの)の和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2 I ③

水道料金増加費用について、原発事故前は水道と自家用水を併用していたものの、避難により自家用水が利用できなくなったことが申立人らの陳述により確認できたことから、解決基準⑦(1)に基づきこれを11万円と算定した上(一人当たり月額1500円)、申立人らが原発事故前も水道水を利用していたことを踏まえ、この半額の5万5000円を認める和解案が提示されたものである。

また、申立人らについて、平成24年1月から平成24年7月までの7か月の間世帯分離が発生していたことが申立人らの陳述により確認できたことから、解決基準⑦(2)に基づき、世帯分離による基本料金利用料増加費用3万5000円(5000円/月×7か月)を認める和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の2 I ③

避難により増加した申立人らの交通費増加費用について、役場へ行く機会が増加したこと、また、避難に伴い世帯分離が生じ、家族間の相互訪問が生じたことが申立人らの陳述により確認できたことから、解決基準⑨に基づき、申立人A及び申立人Cにそれぞれ17万円(1万円/月×17か月)を認める和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の2 I ③

申立人Aが負担した自動車修理費用(4030円)及びコインランドリー費用(3000円)並びに申立人Cが負担した子の幼稚園入園費用等(5万2050円)駐車場賃借費用(8万3179円)及びクリーニング代(6629円)について、原発事故との相当因果関係があるとして、これを認める和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の3

申立人Aの一時帰宅費用について、警戒区域解除前に一時立入りを実施したことが陳述により確認できたことから、解決基準⑩(1)に基づき合計18万8000円を、警戒区域解除後の一時帰宅費用についても一時立入りを頻回に実施したことが陳述により確認できたことから解決基準⑩(2)に基づき42万2000円を認める和解案(合計61万円)並びにこれに伴う家財移動費用1万0500円を認める和解案が提示されたものである。

申立人Cの一時帰宅費用についても、警戒区域解除前に一時立入りを実施したことが陳述により確認できたことから、解決基準⑩(1)に基づき合計13万8000円を、警戒区域解除後についても一時立入りを実施したことが陳述により確認できたことから解決基準⑩(2)に基づき10万6000円を認める和解案(合計24万4000円)が提示されたものである。

※10 中間指針第3の5

申立人Aの生命・身体的損害について、頸椎症を理由に2日間通院した事実が通院証明書により確認できたことから、解決基準⑪アに基づき通院交通費1万円、解決基準⑪イに基づき通院慰謝料2万円を認める和解案が提示され、また診断書取得費用5000円についても原発事故との相当因果関係が認められることからこれを認める和解案が提示されたものである。

申立人Bの生命・身体的損害について、脳梗塞を理由に2日間通院した事実が通院証明書により確認できたことから、解決基準⑪アに基づき通院交通費1万円、解決基準⑪イに基づき通院慰謝料2万円を認める和解案が提示され、また診断書取得費用5000円についても原発事故との相当因果関係が認められることからこれを認める和解案が提示されたものである。

※11 中間指針第3の6

申立人らについて、中間指針第3の6に定める避難慰謝料月額10万円(ただし、避難所への避難期間中は月額12万円とする。)を認める和解案が提示されたものである。

※12 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Aについて家族別離を理由とする慰謝料増額52万2000円(基本部分174万円×30%)、申立人Cについて家族別離を理由とする慰謝料増額51万6000円(基本部分172万円×30%)、申立人Dについて家族別離及び幼児の世話を理由とする慰謝料増額80万4000円(基本部分134万円×60%)を認める和解案が提示されたものである。

※13 中間指針第3の7

自家栽培した野菜を市場に卸していた申立人Bについて、中間指針第3の7 Iに基づいた和解案が提示されたものである。

※14 中間指針第3の8

避難指示区域内の事業者において雇用されていた申立人C及びDに生じた減収分について、中間指針第3の8に基づいた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	911		
事案の概要	県北地域で養豚業を営む申立会社について、風評被害に伴う肉豚価格下落による損害として、原発事故前の肉豚1頭の販売価格(過去5年間の販売価格のうち最高価格と最低価格を除外した3か年の平均値)と平成23年における肉豚1頭の販売価格との差額を基準価格差とした上、基準価格差に平成23年度の販売頭数を乗じた額に、原発事故の寄与度として85%を乗じた額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)ア	

2 基本情報

申立日	H25.4.23	全部和解成立日	H26.4.2
事故時住所	福島県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		5,100,000	H23.3~H24.2	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		110,000	H23.3~H24.2	※2

小計 5,210,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,210,000
	弁護士費用	156,300
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準(営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、県北地域で養豚業を主に営んでいた会社であるところ、原発事故による風評被害により営業損害(肉豚販売価格の下落)を被ったとして、平成23年3月から平成24年3月までの営業損害の賠償を求めた〔確定申告書、決算報告書、年度別売上明細(税込)等〕。東京電力は、逸失利益の算定に貢献利益率を用いることを前提に、平成21年度を基準年度とすべきこと、平成21年度の売上高より平成23年度の売上高の方が高いこと等を主張し、逸失利益は生じていないと主張して争った。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認めたが、逸失利益の算定に貢献利益率を用いず、原発事故前の肉豚1頭の販売価格(過去5年間の販売価格のうち最高価格と最低価格を除外した3か年の平均値)と平成23年における肉豚1頭の販売価格との差額に、平成23年度の肉豚販売実績頭数を乗じ、さらに原発事故の影響割合を8割5分として算出した金額を和解案として提示した。

中間指針第7の2 I ①iiiは、福島県において産出された畜産物（食用に限る。）について原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害と認めており、総括基準（営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法については、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であるとし、その合理的な算定方法の一つとして、平成22年度（又は平成21年度、平成20年度）の同期の額のいずれかの2年度分又は3年度分の平均値や、平成20年度から平成22年度までの各年度の収入額に変動が大きい等の事情がある場合には平成22年度以前の5年度分の平均値等を挙げ、このような例と遜色のない方法により計算された額である場合には、特段の事情のない限り、パネルの判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の2

申立人は、県北地域で養豚業及び種豚・堆肥の販売業等を営んでいたところ、原発事故による風評被害により営業損害（堆肥売上減少による損害）を被ったとして、平成23年3月から平成24年3月までの営業損害の賠償を求めた〔年度別売上明細（税込）等〕。東京電力は、逸失利益の算定に貢献利益率を用いることを前提に、平成21年度を基準年度とすべきこと、平成21年度の売上高より平成23年度の売上高の方が高いこと等を主張し、逸失利益は生じていないと主張して争った。パネルは、平成22年度の堆肥売上額と平成23年度の堆肥売上額の差額に、平成22年度を基準年度として算定した貢献利益率を乗じた金額を、堆肥売上減少による損害として認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ①iiiは、福島県において産出された畜産物（食用に限る。）について原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、福島県において産出された畜産物（食用に限る。）の排泄物から製造した堆肥についても、同中間指針の趣旨を踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	912		
事案の概要	南相馬市原町区(旧緊急時避難準備区域)から避難した申立人ら(母親と小学生の子供2名)について、子供2名にそれぞれ重度、中度の知的障害があり、避難中の環境変化のため情緒不安定になって問題行動を繰り返したこと、母親が、一人で子供の世話をしながら避難せざるを得なかったことを考慮し、避難慰謝料の増額として、母親と子供2名にそれぞれ月額10万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(7)		

2 基本情報

申立日	H25.7.24	全部和解成立日	H26.4.8
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	検査費用(人)		5,000	H23.11~H24.2	※1
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	5,000	H23.11~H24.2	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.9~H25.3	※3
全部和解	避難費用	交通費	81,250	H23.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	117,000	H23.3~H24.3	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.12~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,300,000	H23.3~H24.3	※2

小計 3,508,250

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	検査費用(人)		23,000	H23.8~H23.12	※1
全部和解	検査費用(人)		10,000	H23.8~H23.12	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.9~H25.3	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.12~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,300,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	避難費用	その他	400,000	H23.4~H23.12	※4
全部和解	精神的損害	その他	430,000	H23.4~H25.3	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	117,000	H23.3~H24.3	※3

小計 4,280,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	検査費用(人)		23,000	H23.8~H23.12	※1
全部和解	検査費用(人)		10,000	H23.8~H23.12	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	200,000	H24.9~H25.3	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.3~H23.11	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	900,000	H23.12~H24.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,300,000	H23.3~H24.3	※2
全部和解	避難費用	その他	400,000	H23.4~H23.12	※4
全部和解	精神的損害	その他	430,000	H23.4~H25.3	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	117,000	H23.3~H24.3	※3

小計 4,280,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	交通費	363,100	H23.3~H24.3	※1
全部和解	避難費用	交通費	15,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	避難費用	宿泊費等	10,000	H23.3~H24.3	※1
全部和解	避難費用	家財移動費用	130,700	H23.3	※1
一部和解	一時立入費用	交通費	80,000	H23.4~H24.3	※1
全部和解	一時立入費用	交通費	280,000	H23.4~H24.3	※1
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	414,420	H23.4~H24.12	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	148,350	H23.4~H24.12	※1
全部和解	避難費用	その他	500	H23.4	※1
全部和解	避難費用	その他	4,740	H23.3	※1
全部和解	避難費用	その他	470	H23.8	※1
全部和解	その他		594,745	H23.4~H24.4	※1

小計 2,042,025

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,110,275
	弁護士費用	423,308
	手続内で処理された既払金合計額	1,900,000

※1 中間指針第3の1、中間指針第3の2、中間指針第3の3

申立人Aは、原発事故時、小学生の子供2名(申立人B及びCであって、それぞれ重度、中度の知的障害を有する。〔2名分の療育手帳〕)とともに南相馬市原町区に居住していたが、原発事故の発生により避難を余儀なくされ、被曝検査のための費用、避難・宿泊費用、避難先での生活費増加費用、一時立入費用、療育施設への通所に関する交通費の増額分、障害者に対する日中の一時支援利用料等を支出し、その賠償を求めた。東京電力は、原発事故と関連性が明確と考えられるものについてのみ認めると回答した。パネルは、東京電力が否認又は留保した費用について詳しい事情を調査し、関連性が客観的に認められる範囲での賠償を認める和解案を提示した(なお、全部和解案に記載された金額には、一部和解で認められた金額も含まれる。)

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、原発事故の発生により避難を余儀なくされ、避難中の環境の変化に申立人B及びCが適応できず情緒不安定になって問題行動を繰り返したこと、母親である申立人Aのみで子供の世話をしながら避難せざるを得なかったこと、避難期間中の療育の中断によって従前の療養の成果が失われたことを理由に、日常生活阻害慰謝料について、月額35万円及び1人当たり100万円の増額を主張した。東京電力は、平成23年11月までの日常生活阻害慰謝料基本部分(月額10万円)については認めつつ、増額についてはパネルの判断を待つと回答した。パネルは、申立人A及びBの問題行動の内容や申立人らの状況等を調査した上、東京電力が自認している増額とは別に、申立人らが原町区に帰還した平成24年3月までの期間について、申立人らについて一人当たり月額10万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 I及びIVでは、避難による日常生活阻害慰謝料の目安を月額10万円としており、また、総括基準（精神的損害の増額事由等について）では、具体的事情に応じた増額を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人らに対し、平成24年7月14日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、通院交通費等の生活費増加分として1人当たり20万円が、同年9月25日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、避難に係る実費分の賠償として1人当たり11万7000円がそれぞれ賠償されたものである。

※4 中間指針第3の2、中間指針第3の6

18歳以下の子供である申立人B及びCに対し、平成24年3月5日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、避難費用等の賠償分として1人当たり40万円、同年7月14日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、平成24年9月分から平成25年3月分までの精神的損害として1人当たり35万円（月額5万円の7か月分）が、平成25年2月13日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき、平成24年1月から同年8月までの精神的損害として1人当たり8万円がそれぞれ賠償されたものである。

1 事案の概要

公表番号	913		
事案の概要	伊達市内で水田用水路の管理等を行っている水利組合が、用水路に土砂が堆積したものの、放射性物質を含む土砂の処理が困難であるため、土砂の堀上げを断念し、通水のために揚水ポンプを設置した事案において、上記水利組合に揚水ポンプ一式の購入費用及びポンプ設置費用相当額が賠償された事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H26.1.24	全部和解成立日	H26.4.10
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用等	その他	269,000	H25.5～H25.9	※1
小計			269,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	269,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第4

伊達市内で水田用水路の管理等を行う水利組合である申立人が、用水路に土砂が堆積したものの、当該土砂が放射性物質を含むことから、土砂の堀上げを断念し、通水のために揚水ポンプを設置した〔写真〕ところ、その際に支出した、①揚水ポンプ一式の購入費用〔領収証〕及び②ポンプ設置費用相当額〔通帳〕が原発事故による損害であるとして賠償を求めた。東京電力は、②については認めるが、①については新たな資産の取得となること等を理由に争った。パネルは、申立人の主張を認め、請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第4 I は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染の拡散の防止の措置）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	914		
事案の概要	大熊町(帰還困難区域)の墓地について、祭祀承継者である申立人に対し、財物価値喪失分及び追加的費用として150万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(エ)		

2 基本情報

申立日	H25.6.11	全部和解成立日	H26.4.14
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	墓	1,500,000		※1
小計			1,500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時、対象区域外に居住していたが、大熊町(帰還困難区域)内に所在する先祖代々の墓〔住職の証明書〕への立入りをすること等ができず、仙台市に当該墓を移転せざるを得なくなったとして、その移転・新築費用の賠償を求めた。東京電力は、原発事故との相当因果関係は認めるものの、当該墓の建立時の費用が100万円程度で購入から十数年が経過していることを考慮し、当該墓の財産的価値が100万円を大きく下回することは明らかであること、東日本大震災の影響が大きいと主張し、金額について争った。パネルは、原発事故により当該墓の価値が喪失したと認定し、その財産的価値の喪失及び追加的費用を150万円とする和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難を余儀なくされたことに伴い避難区域内の財物の管理が不能となったため、財物の価値の全部又は一部が喪失したと認められる場合には現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	915		
事案の概要	特定避難勧奨地点の設定を受けた申立人の自宅土地建物について、申立人の家族(父母と未就学児を含む子供3名)が設定の解除まで事実上自宅に居住できなかったとして、特定避難勧奨地点の設定期間を踏まえた一定の価値減少を認め、財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H25.10.11	全部和解成立日	H26.4.14
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	1,125,000		※1
全部和解	財物損害	建物	7,061,000		※1
小計			8,186,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,186,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、特定避難勧奨地点に指定された区域に所有する土地建物が放射能汚染により著しく価値が低下したとして当該土地建物の価値減少分等を損害として賠償を求めた。これに対して東京電力は、特定避難勧奨地点に所在する土地建物については政府が財物損害の対象としていないなどと主張して争った。パネルは、特定避難勧奨地点に指定された平成23年6月から平成24年12月までに解除されるまでは居住することが事実上困難であったとして、当該土地建物のそれぞれの購入価格を基礎とし、避難指示区域における不動産賠償に準じて、損害を一部認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現に価値を喪失し又は減少した部分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	916		
事案の概要	飯館村の父親が仮設住宅(相馬市)での避難生活中に認知症を悪化させて要介護状態となり、南相馬市原町区(旧緊急時避難準備区域)に居住している娘が、平成23年7月から平成24年2月までは上記仮設住宅に通って、その後は自宅に引き取って父親の介護を続けている事案において、申立人である娘の滞 在者慰謝料の増額分として、平成23年7月から平成24年8月まで月額4万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)オ	

2 基本情報

申立日	H25.10.29	全部和解成立日	H26.4.15
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,028,384	H25.1~H26.2	※2
全部和解	精神的損害	増額分	560,000	H23.7~H24.8	※1

小計 1,588,384

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,588,384
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準(旧緊急時避難準備区域の滞
在者慰謝料等について)、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故前は両親と別々に暮らしていたが、原発事故により、アルツハイマー病と
診断され要介護1の認定〔介護保険被保険者証〕を受けた実父及び難聴を抱える実母の避難先
(仮設住宅)に通いながら、後に申立人宅に両親を引き取り同居しながら、両親の面倒をみなけ
ればならず、申立人の負担が心身ともに増大したとして、精神的損害の増額を請求した。東京電
力は、介護を必要とする事情(両親の病状)と原発事故との間に相当因果関係が認められない以
上、申立人による両親の介護の大変さと原発事故との間の相当因果関係も認められないと主張
して争った。パネルは、申立人が、両親の介護に伴うストレスを抱えながらの生活を強いられた
ことを理由に、月額4万円の精神的損害の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1(2)及び総括基準(旧緊急時避難準備区域
の滞
在者慰謝料等について)は、緊急時避難準備区域に住居があった者の月額慰謝料の目安を1
0万円としており、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、避難等対象者が要介護状
態にある者及び重度又は中程度の持病がある者の介護を恒常的に行ったという事情があり、通
常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができる
と認
めているところ、滞
在者であり、避難等対象者には該当しない申立人についても、これに準じる

ものとして和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の8

原発事故後、避難を余儀なくされたことにより仕事を失い、その後就職もできなかったため減収が生じたとして、平成25年1月から平成26年2月までの減収分について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	917		
事案の概要	工場が津波被害を受け、平成23年9月に事業を再開した宮城県の水産加工業者の風評被害による逸失利益(請求期間である平成23年8月から平成25年9月までの分)について、原発事故前の売上変動が大きいため、事故前直近2年度分の売上高の平均値を原発事故がなければ得られたであろう収入額とし、工場再建前から外部業者への製造委託等によって生産量を維持する努力をしていたことを考慮し、原発事故の寄与度を8割とする和解が成立した事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.8.14	全部和解成立日	H26.4.15
事故時住所	宮城県石巻市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		286,601,000	H23.8~H25.9	※1
全部和解	風評被害・検査費用(物)		158,500	H24.12~H25.6	※2
小計			286,759,500		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	286,759,500
	弁護士費用	8,029,300
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2、総括基準(営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

工場が津波被害を受け、平成23年9月に事業を再開した宮城県の水産加工業者である申立人が、原発事故に基づく風評被害による逸失利益(平成23年8月から平成25年9月までの分)を請求し[確定申告書類]、その算定に当たっては、平成22年が例年になく不漁であったことを理由に、原発事故の直近1年分ではなく2年分の平均売上高を基準とすべきと主張した。東京電力は、申立人の営業損害は、基本的には津波被害によるものであり、生産体制を再生した後の減収も、津波被害による長期の製造停止による顧客離れを主な原因とするものであって[被災地域における水産加工業の課題についてまとめた独立行政法人中小企業基盤整備機構によるレポート]、風評被害によるものではないと主張して争った。パネルは、直近2年の平均売上高を基準とし、原発事故の影響割合を8割とする和解案を提示した。

中間指針第三次追補第2のI②、①vは、農林水産物の加工業及び食品製造業において、中間指針策定以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、主たる原材料が宮城県において産

出された農林水産物及び食品に係るものについては、中間指針第7の1Ⅲ①の類型として、原則として賠償すべき損害と認められると定めており、総括基準（営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、その合理的な算定方法の一つとして、原発事故前数年度分の収入額の平均値を用いた算定方法を挙げているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、水産加工物の原料となる水産物の放射能検査費用を請求した〔請求書及び領収書〕。東京電力は、請求を認める旨答弁した。パネルは、申立人の請求金額を認める和解案を提示した。

これについても中間指針第三次追補第2のⅠ②、①v及び中間指針第7の1Ⅲ①に従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人は、創業以来、知名度が高く、数々の賞を受賞した商品の生産を手掛けるなどして築き上げた社会的信用を風評被害によって毀損されたとして慰謝料を請求した。東京電力は、同慰謝料は風評被害による営業損害と重複するものであって、それ以上に金銭的に評価し得る程度の無形の損害が生じた事実は認められないなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	918		
事案の概要	南相馬市原町区(旧緊急時避難準備区域)に所在する理容業者である申立人らの所有に係る帳簿に記載されていない理容道具について、避難中の管理不能により、ねずみによる被害が生じたり、金属製品がさび付いたりしたことを考慮して価値が喪失したと評価し、所有していた理容道具の品目や使用年数に関する申立人の陳述、事業再開に要する理容道具(中古品)の購入費見積り等を参考に算定された損害額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H25.11.5	全部和解成立日	H26.4.17
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	1,000,000		※1
小計			1,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人A及びBは、原発事故当時、緊急時避難準備区域を住所地とする理容室を経営していたところ、原発事故によって同理容室の管理ができなくなったことにより、理容室内で使用していた理容道具が使用できなくなったとして、その財物損害の賠償を請求した〔申立人の陳述、事業再開に係る見積書〕。東京電力は、理容室の住所は政府による避難等の指示の対象区域には含まれておらず、中間指針の定めでも賠償の対象外となっていること、理容室の住所は緊急時避難準備区域であり立入りは禁止されておらず、理容道具が使用できなくなったのは損害の回避を怠ったことが原因であること、一定の支払を考えるにしても、償却資産の賠償は原発事故時点から避難指示解除までの価値減少分とすべきであって、固定資産台帳に記載のない理容道具は償却済みと考えるべきこと等を主張し、10万円を超える部分について争った。パネルは、原発事故と理容室内にあった理容道具に関する財物損害との相当因果関係があると判断し、所有していた理容道具の品目や使用年数に関する申立人の陳述、事業再開に要する理容道具(中古品)の購入費見積り等を参考に、100万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能

等になったため、当該財物の価値が失われたと認められる場合、現実に価値を喪失し又は減少した部分等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	919		
事案の概要	宮城県で稲わら販売業を営む申立人について、放射性物質で汚染された稲わらを事業用倉庫に一時保管せざるを得ず、倉庫が事実上使用できなくなっていること、一時保管中の汚染稲わらの処分のめどが立っていないこと、そのため、申立人が、自己所有地上記倉庫と同規模の代替倉庫を建設する計画を立て、業者から建設費用の見積りを取得していること、その見積りの妥当性等を踏まえ、未建設ではあるが、代替倉庫建設費用が営業損害の追加的費用として賠償された事例。		
紹介箇所	第3の2(1)ア	第3の2(1)イ	

2 基本情報

申立日	H25.10.22	全部和解成立日	H26.4.18
事故時住所	宮城県遠田郡涌谷町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	出荷制限指示・逸失利益		1,381,082	H24.9～H25.8	※1
全部和解	出荷制限指示・追加的費用		8,610,000	H24.9～H25.8	※2
全部和解	出荷制限指示・検査費用(物)		2,940	H24.4	※3

小計 9,994,022

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,994,022
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第5の1

申立人は、宮城県において稲わらの販売業を営んでいるところ、原発事故の影響により売上げが減少したとして、当初平成24年9月から平成25年2月まで(後に請求期間を拡張して平成25年8月まで。)の逸失利益を請求した。東京電力は、平成24年12月以降については、原発事故前を上回る売上げが認められる販売月があり、相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、平成22年9月から平成23年8月までの1年間の売上げと平成24年9月から平成25年8月までの1年間の売上げとを比較をすると、前者の売上げよりも後者の売上げが減少していると認められること、同年10月に解除されるまでは宮城県による稲わらについての給与等利用の自粛要請があったことから、同年8月までの逸失利益の賠償を認める提案をした。

中間指針第5の1 I は、地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行う出荷自粛要請等により、農林漁業者等の事業に支障が生じたため、現実に減収が認められた場合には、その

減収分が賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第5の1

申立人は、放射性物質で汚染された稲わらを一時保管せざるを得なくなったところ、既存の事業用倉庫では当該稲わらを保存できなくなり、同規模の代替倉庫が必要となったとして、その建設予定費用として861万円の賠償を求めた。東京電力は、代替倉庫建設費用の支出の事実を確認することができる資料の提出がないとして認否を留保し、和解案提示後には見積り段階であることを理由に3割の減額を主張した。パネルは、既存の事業用倉庫内における当該稲わらの処分が目処が立たないこと等から代替倉庫建設の必要性を認め、また、見積り段階での賠償と、その金額の相当性をいずれも認めて、申立人の請求どおりの金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1Ⅱは、地方公共団体が原発事故に関し合理的理由に基づき行う出荷自粛要請等により、農林漁業者等の事業に支障が生じたために負担した追加的費用や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用も、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第5の3

検査費用として、稲わらの放射能分析費用の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	920		
事案の概要	申立会社が所有する浪江町(避難指示解除準備区域)の土地の財物損害について、登記上の地目は農地等となっていたが、申立会社が上記土地を取得した不動産競売手続における評価書で現況宅地との評価がされていたことに鑑み、上記評価書における評価額(宅地並み)に基づき算定された賠償額の和解が成立した事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H25.12.11	全部和解成立日	H26.4.23
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	建設業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	不動産	4,765,600		※1

小計 4,765,600

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,765,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、避難指示解除準備区域(浪江町)内に所有している土地の財物賠償について、上記土地を取得した不動産競売手続における評価額〔評価書〕と同額の賠償を求めた。東京電力は、上記土地の固定資産課税情報の「課税地目」の記載が農地等であることから、それに従った評価をすべきとして、平成25年11月29日付け東京電力プレスリリースの基準に沿う範囲で賠償を認めた。パネルは、上記土地が上記評価書で現況が「宅地」と評価されていたことに鑑み、上記評価書における評価額(宅地並み)に基づき算定した額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10備考5は、損害の基準となる財物の価値は、原則として、原発事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	921		
事案の概要	福島県浜通りの市町村(旧警戒区域・旧計画的避難区域を含む。)における消防、看護専門学校の管理運営、地域振興事業等の共同処理を行う一部事務組合について、一般会計及び特別会計の各損害に係る和解が成立した事例。		
紹介箇所	第9の2(4)イ	第9の2(4)エ	第9の2(4)オ
	第9の2(4)カ	第9の2(4)キ	

2 基本情報

申立日	H26.1.17	全部和解成立日	H26.7.9
事故時住所	相馬市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	自治体		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	その他	2,390,000	H23.3～H24.7	※1
全部和解	その他	人件費	14,450,000	H23.3～H25.3	※1
全部和解	その他	機器購入費	4,180,000	H23.3～H25.3	※1
全部和解	その他	広告費用	110,000	H23.3～H25.3	※1
全部和解	その他	旅費・交通費	70,000	H23.3～H25.3	※1
全部和解	その他	その他	300,000	H23.3～H24.7	※2
全部和解	民間企業と同様の立場で行う事業に関する損害	追加的費用	1,540,000	H23.3～H25.3	※3
全部和解	民間企業と同様の立場で行う事業に関する損害	追加的費用	100,000	H23.3～H24.7	※3
全部和解	財物損害		370,000		※3
全部和解	民間企業と同様の立場で行う事業に関する損害	逸失利益	5,280,000	H23.3～H25.3	※3
小計			28,790,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	28,790,000
	弁護士費用	863,700
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第10の2

申立人は、福島県浜通りの市町村における消防に関する事務を共同処理する一部事務組合で

あるところ、原発事故により、原発事故災害対応等に関する費用（補助金及び人件費）、放射線対策に係る経費（放射線測定器購入費用等）、広報広聴に係る経費（広報誌増刷経費）、原発事故に起因する対応費用（旅費交通費）が追加的に生じたとして、それらの賠償を求めた〔支出負担行為兼支出命令書等〕。東京電力は、中間指針第10の2に例示されている損害以外の損害に関しては、原発事故との相当因果関係の有無に加え、原発事故に関する法令や政府指示等に基づいて裁量の余地なく負担した費用であること及び追加的な負担が現実に発生していることという2つの要件を満たす場合にのみ賠償対象となると主張して争った。パネルは、中間指針第10の2は賠償対象を「裁量の余地なく負担した費用」に限定しておらず、民法及び原子力損害の賠償に関する法律上、請求主体が地方公共団体の場合についてのみこのような要件が加重される理由は見いだせないとして、各費用と原発事故との相当因果関係の有無のみを判断して和解案を提示した。

中間指針第10の2備考1は、同指針に記載されている損害以外の損害についても個別具体的な事情に応じて賠償すべきと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第10の2

申立人は、福島県浜通りの市町村における消防に関する事務を共同処理する一部事務組合であるところ、原発事故により警戒区域内の事業所が閉鎖されたため手数料等に係る収入が減少したとして、その逸失利益の賠償を求めた〔一般会計歳入予算等〕。東京電力は、収入等の減少に係る損害については、中間指針第10の2に記載されている「民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害」についてのみ賠償対象となり、具体的には、サービス等の受益者から使用料等を得ていること、一事業体として他の事業と明確に区分されていること、事業に係る経費を当該事業に係る収入等で賄うものとされていることという3つの要件を全て満たす必要があると主張して争った。パネルは、中間指針第10の2は例示列举であり、「民間事業者と同様の立場で行う事業」以外の事業で生じた減収分を賠償対象から除外すべき理由はないとして、当該減収分と原発事故との相当因果関係の有無を判断の上、和解案を提示した。

これも中間指針第10の2備考1に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第10の2

申立人は、福島県浜通りの市町村における看護専門学校の設置及び運営管理に関する事務を共同処理する一部事務組合であるところ、原発事故により生じた、①原発事故による実習施設変更等に係る経費（旅費交通費）及び看護学生の健康不安解消に係る経費（講演会費用）等の追加的費用、②財物損害（図書及びロッカー等）、③原発事故に伴う逸失利益（授業料の減収等）の合計766万6556円の賠償を求め〔支出負担行為兼支出命令書、特別会計歳入予算看護専門学校費等〕、パネルは双方の主張を考慮した上、729万円の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	922		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(田村市)で有機農業等を営んでおり、避難先(会津地方)においても有機農業を再開していた申立人について、帰還してすぐに避難先における事業と同程度の事業を再開することは困難であるとして、平成24年9月以降の避難継続の必要性を認め、平成26年2月までの避難慰謝料が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.11.19	全部和解成立日	H26.5.1
事故時住所	田村市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H24.9~H26.2	※1
小計			1,800,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H24.9~H26.2	※1
			1,800,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人A及びBは、原発事故時、緊急時避難準備区域(田村市都路町)に居住し、有機農業及び鶏卵生産業を営んでいたところ、原発事故後、会津若松市に避難し、平成24年9月以降も避難を継続したことから、同月分から和解成立時までの精神的損害を請求した。東京電力は、緊急時避難準備区域居住者に関する精神的損害の賠償は、同年8月までであると主張して争った。パネルは、申立人A及びBは避難先において、有機農業及び鶏卵生産業を営んでいるが、都路町周辺の農家で帰還して農業を再開した世帯が半分以下であり、申立人A及びBが原発事故前と同程度の有機農業及び鶏卵生産業を再開することは困難であって、平成24年9月以降の精神的損害が賠償対象となる特段の事情があるものと認め、同月から平成26年2月まで月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間

指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について))

申立人A及びBは、老齢であること等を理由として、平成23年3月以降和解成立時までの精神的損害慰謝料の増額を請求したところ、東京電力は争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目(中間指針第3の10)

申立人A及びBは、田村市都路町に所有する土地、建物及び太陽光発電システムの賠償を請求したところ、東京電力は争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	923		
事案の概要	特定避難勧奨地点が多数設定されていた地域である伊達市霊山町や月館町(自主的避難等対象区域)に居住していたものの、特定避難勧奨地点には設定されなかった申立人らについて、同地域の特定避難勧奨地点が設定された平成23年6月30日から、特定避難勧奨地点の解除後相当期間を経過した平成25年3月までを賠償期間として、一人当たり月額7万円の精神的損害等が賠償された事例(和解案提示理由書(掲載番号25)に賠償期間、和解案の理由等が示されている。)		
紹介箇所	第10の2(3)ウ	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H25.2.5	全部和解成立日	H26.5.9
事故時住所	伊達市霊山町及び月館町		
申立人人数	991	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 申立て、審理、解決基準

本件は、自主的避難等対象区域である伊達市霊山町及び月館町(以下「本件地域」という。)に居住していたが、その住居が特定避難勧奨地点には設定されなかった申立人らによる集団申立てである(申立人人数は最終的には1006名)。申立人らは、特定避難勧奨地点の設定を受けた住居の住民と同等又はそれ以上の精神的苦痛を受けたとして、月額10万円の慰謝料の支払を求めて申し立てた。

パネルは、申立人らが選定した代表9世帯(本件地域内を4つの区域に分類した上、各区域から少なくとも1世帯の代表世帯を選出した。)の申立人らから本件地域の地理的状況、本件地域に特定避難勧奨地点が設定される前後の状況、除染の実施状況、生活実態等を口頭審理期日において直接聴取するなどして審理を行い、本件地域の特定避難勧奨地点が設定された平成23年6月30日から、特定避難勧奨地点の解除後相当期間を経過した平成25年3月31日までについて、自主的避難等に係る損害としての慰謝料とは別に、一人当たり月額7万円の増額分の賠償を認め、本件の解決基準とした。なお、対象期間内において相続が発生した場合に加え、原発事故と無関係な転出があった場合については賠償対象期間を短縮した。

4 和解の概要

(1) 申立人ら955名共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	1,470,700,000	H23.6～H25.3	※1

小計 1,470,700,000

(2) 原発事故後に転出した申立人ら39名共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	60,060,000	H23.6～H25.3	※2

小計 60,060,000

(3) 平成25年3月31日までに発生した相続にかかる申立人ら共通

ア 被相続人14名についての申立人ら

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	12,040,000	H23.6～H25.3	※3

小計 12,040,000

イ 被相続人7名についての申立人ら

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	5,670,000	H23.6～H24.9	※3

小計 5,670,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,548,470,000
	弁護士費用	30,000,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3、中間指針第2の5

申立人らは、自主的避難等対象区域である本件地域（伊達市霊山町及び月館町）に居住しており、本件地域には特定避難勧奨地点が多数設定されていたが、申立人らの住居は同地点の設定を受けなかった。申立人らは、本件地域が原発事故により高濃度の放射能汚染を受けたため、特定避難勧奨地点の設定を受けた住民と同等又はそれ以上の甚大な精神的苦痛を受けた〔除染業者による測定結果、聴き取り報告書等〕と主張して、月額10万円の賠償を求めた。東京電力は、中間指針等に定められた基準を超えて賠償すべき事情はないと主張して争った。

パネルは、平成23年6月当時、申立人らの住居近辺には、特定避難勧奨地点と同程度の線量の地点が相当数存在したことに照らすと、放射線被曝への恐怖や不安は、通常の自主的避難等対象者が抱いているものよりも現実的かつ具体的であり、格段に大きいものと認定し、さらに、申立人らとその住居近辺の特定避難勧奨地点の居住者とが日常的にその生活圏を同じくしていることから、特定避難勧奨地点の居住者に準じた実生活上の様々な制限・制約が生じていると認定し、申立人らの精神的苦痛は、自主的避難等対象者としての精神的苦痛とは異なるものであって、特定避難勧奨地点の居住者に準じて賠償されるべき損害と考えることが相当であると判断し、本件地域に特定避難勧奨地点が設定された平成23年6月から、特定避難勧奨地点の解除後相当期間を経過した平成25年3月末まで（同日以前に相続が発生した案件については、相続発生

月まで)を賠償期間として、中間指針第一次追補第2に規定された慰謝料とは別に、一人当たり月額7万円の精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。なお、審理に当たっては、本件の申立人が多数に及ぶことから迅速な救済を図るべく、代表的な世帯の申立人らから生活実態等を聴取するなどして審理を行い、一定額の賠償を認めた。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めており、さらに、中間指針第2の5は、損害の算定に当たっては、個別に損害の有無及び損害額の証明をもとに相当な範囲で賠償をすることが原則であるが、大量の請求を迅速に処理するために、損害項目によっては合理的に算定した一定額の賠償を認める方法も認められているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3、中間指針第2の5

申立人らは、原発事故後に本件地域から転出した申立人らについても、避難者として賠償が認められるべきであると主張した〔住民票等〕。パネルは、原発事故後に転出した申立人らも含めて、上記※1と同様に一人当たり月額7万円の精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3、中間指針第2の5

平成25年3月末までに発生した相続案件についても、平成23年6月から各相続発生月までの期間について、被相続人1人当たり月額7万円の賠償を認めたものである。このうち一部和解の手續内で和解契約を締結した件数は被相続人の人数で14名分であり(賠償終期(被相続人の死亡日が属する月)は平成23年7月が1名、同年10月が2名、平成24年2月及び同年7月が各2名、同年8月、同年10月及び同年11月が各1名、平成25年2月及び同年3月が各2名である。)、全部和解の手續内で和解契約を締結した件数は被相続人の人数で7名分である(賠償終期(被相続人の死亡日が属する月)は平成23年11月及び同年12月が各1名、平成24年5月及び同年7月が各2名、同年9月が1名である。))。

1 事案の概要

公表番号	924		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、自宅近隣の田畑で自家消費用の米の作付や野菜の栽培をしていた申立人について、原発事故後、居住地の放射線量の高さなどから、放射性物質による汚染の危険性を懸念して米の作付や野菜の栽培をやめ、商店から米や野菜を購入したことに合理性を認め、平成26年3月までの米や野菜の購入費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H25.8.12	全部和解成立日	H26.5.15
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	123,333	H23.3～H26.3	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	61,667	H23.3～H26.3	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	60,000	H23.9～H24.8	※3

小計 245,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	245,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、従来より自宅近辺の田畑で米・野菜を作りその一部を自家消費していたところ、原発事故を原因とする汚染によりこれが不可能となり、自家消費用の米を購入せざるを得なくなったとして、その購入費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人の稲作に関する損害についてはJAによる団体請求を通じて賠償済みであると主張して争った。パネルは、JAによる団体請求を通じた賠償と自家消費米の購入費用の賠償は趣旨が異なるものと判断し、1年当たり4万円平成23年3月から平成26年3月までの賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難等対象者の生活費増加費用を賠償するものと定め、その備考3は、避難等対象者の中で、特に高額な生活費の増加費用の負担をした者がいた場合には、そのような高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費が賠償すべき損害と認められるとしており、また、中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては放射線量の高さ等を考慮し特段の事情があると判断され、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人は、※1と同様の理由から、自家消費野菜の購入費用の賠償を請求した。東京電力は、申立人の畑作に関する損害については直接請求手続において賠償済みであると主張して争った。パネルは、直接請求手続で支払を受けたのは耕作地の一部のみであると判断し、集団案件の取扱いに倣い、1年当たり8万円を基準とし、その4分の1の限度で平成23年3月から平成26年3月までの賠償を認める和解案を提示した。

準拠した中間指針は※1と同じである。

※3 中間指針第3の2

申立人は、従来より井戸水を利用して生活していたところ、原発事故に基づく放射性物質による汚染を懸念して、ミネラルウォーターを購入せざるを得なくなったとして、その購入費用の賠償を請求した。東京電力は、水の購入費は通常的生活費増加分として既に直接請求手続において賠償済みの精神的損害に対する慰謝料に含まれると主張して争った。パネルは、平成24年8月までは水に関するそうした懸念を合理的なものと認め、同居家族4人以下の本件世帯について、1か月当たり5000円で、自宅での滞在を開始した平成23年9月から平成24年8月までの賠償を認める和解案を提示した。

準拠した中間指針は、中間指針第3の2Ⅲに係る部分を除き※1と同じである。

1 事案の概要

公表番号	925		
事案の概要	宮城県で石窯によるパン等の製造・販売を営んでいる申立人について、原発事故後、石窯の灰から高濃度の放射性物質が検出されたとして、石窯が使用できなくなったことによる逸失利益や、石窯の代わりにガスオーブンの使用を余儀なくされたことにより生じた追加的費用のほか、石窯の財物損害として石窯製作に要した費用の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.12.9	全部和解成立日	H26.5.15
事故時住所	宮城県伊具郡丸森町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	686,440		※1
全部和解	風評被害・逸失利益		200,000	H25.1～H25.12	※2
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	96,000	H24.1～H25.12	※3
小計			982,440		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	982,440
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、宮城県で石窯によるパン等の製造・販売を営んでいたところ、原発事故後、石窯の灰から高濃度の放射性物質が検出されたとして〔検査報告書〕、財物損害として、平成23年の原発事故前に製作した石窯の製作費用相当額の賠償を求めた。東京電力は、石窯自体が損傷しているのではなく使用は可能であると主張して争った。パネルは、石窯製作に要した領収書等に記載の金額の合計額を原発事故時の石窯の時価とし、財物賠償としてその全額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、対象区域内の財物について、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分が賠償すべき損害と認められると定めているところ、これに準じた和解案が示されたものである。

※2 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

申立人は、平成23年3月、かねてよりの事業拠点から丸森町に事業拠点を移転させたが、旧

事業拠点当時の顧客も購入に来る予定であったとして、営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。パネルは、申立人の主張を認め、売上減少額に貢献利益率37%を乗じた金額（ただし、移転の事実を考慮し、1万円未満は切捨て）を損害額とする和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ①が、風評被害に関し、各業種ごとに示す一定の範囲の類型については、原発事故以降に現実生じた買い控え等による被害は原則として原発事故と相当因果関係にある損害と認められるとしていること、中間指針第三次追補第2Ⅰ②が、食品製造業において、主たる原材料が農産物である場合は宮城県において算出されたものを原則として賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに準じて、現実に売上げの落ちた取引先に関する逸失利益の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第7の1、中間指針第三次追補第2

石窯を使用することができなくなったことにより、事業への支障を避けるためガスオーブンを使用したことによる費用について、中間指針第7の1Ⅳ①の追加的費用として請求金額全額を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	926		
事案の概要	宮城県内で遊漁船業を営む申立人らについて、売上の減少に原発事故が一定程度寄与していることを認め、逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H25.10.29	全部和解成立日	H26.5.22
事故時住所	宮城県大崎市ほか		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		637,012	H24.4～H25.3	※1
小計			637,012		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		239,171	H24.4～H25.3	※1
小計			239,171		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	876,183
	弁護士費用	26,285
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の3、総括基準（観光業の風評被害について）

申立人A及びBは、原発事故時、宮城県内で遊漁船業を営んでいたが、原発事故の風評被害により、遊漁船業により減収を余儀なくされた〔遊漁船の乗客名簿、乗船名簿〕として、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人A及びBの収支を確認する客観的資料が不足しており、減収の事実が確認できないと主張して争った。パネルは、減収と原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、申立人A及びBが提出した資料から、本来得られるはずであった売上高を算定し、これに貢献利益率を乗じ逸失利益を算定し、原発事故の影響割合を7割として和解案を提示した。

中間指針第7の3備考3は、中間指針に定める地域以外に営業の拠点がある観光業であっても、観光業者における個別具体的な事情に鑑み、現実には生じた解約・予約控え等による被害につ

いて、地域等を問わず個別に、原発事故により放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められるとしている。そして、総括基準（観光業の風評被害について）は、宮城県に営業の拠点がある観光業において原発事故後に発生した減収等の損害については、少なくともその7割が上記の心理によるものであり、かつ、上記の合理性を有しているものと認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	927		
事案の概要	茨城県日立市の海水浴場で海の家を経営する申立人について、原発事故による風評被害が継続しているとして、平成25年夏季の営業損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の3(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.10.28	全部和解成立日	H26.5.23
事故時住所	茨城県日立市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	観光業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,166,261	H25.6～H25.8	※1

小計 1,166,261

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,166,261
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	0

※1 中間指針第7の3

申立人は、関東地方の海水浴場で海の家を経営していたところ、原発事故による風評被害が継続しているとして、平成25年夏季の営業損害の賠償を求めた〔確定申告書等〕。東京電力は、答弁書において減収の事実を確認できないなどと主張して争ったものの、最終的に賠償すること自体は争わず、賠償金額の算定方法と原発事故の影響割合について意見を述べた。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、基準年とした平成22年と対象年の売上高の差額に貢献利益率を乗じ、さらに原発事故の影響割合を10割として損害を算定した上、立証の程度を勘案して算定額の8割を認める和解案を提示した。

中間指針第7の3 Iは、茨城県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が原発事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、原発事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	928		
事案の概要	茨城県で外国人実習生受入事業を行い、受入先企業から管理費を徴収していた申立組合について、原発事故により実習期間途中で外国人実習生が帰国したことにより生じた管理費収入の減少額に、貢献利益率、外国人実習生の期間満了までの平均在籍率、原発事故の寄与度(6割)を乗じた額が逸失利益として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の4(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.10.30	全部和解成立日	H26.5.26
事故時住所	茨城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		10,638,544	H23.3～H26.1	※1

小計 10,638,544

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,638,544
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、総括基準(営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、茨城県で外国人実習生受入事業を行い、受入先企業から管理費を徴収していたところ、原発事故により実習期間途中で外国人実習生が帰国したことにより管理費収入が減少したとして、その減少分に係る逸失利益の賠償を求めた〔決算報告書、途中帰国報告書、技能実習生帰国者名簿、技能実習生に関する管理委託契約書〕。東京電力は、申立人の主張や提出証拠に照らして、賠償すべき個別具体的な事情はなく、申立人の請求には応じられないと主張して争った。パネルは、原発事故と管理費収入の減少との間に相当因果関係を認めた上で、外国人実習生の帰国には地震や津波も影響していることを考慮して、平成23年3月から平成26年1月までの逸失利益として、実習期間途中で外国人実習生が帰国したことにより生じた管理費収入の減少額に、貢献利益率9.3%、外国人実習生の期間満了までの平均在籍率93.5%、さらに原発事故の影響割合として6割を乗じた額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4IIは、海外に在住する外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関しては、我が国に存在する拠点において発生した被害のうち、原発事故の前に既に契約がされた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに解約が行われたことにより発生し

た減収分について、原則として原発事故と相当因果関係のある損害と認めており、また、総括基準（営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、パネルは、その中の一つの合理的な算定方法を選択すれば足りるとしているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	929		
事案の概要	宮城県仙台市の水産物加工販売業者である申立会社について、原発事故後、会社全体の売上は増加していたが、この売上増加は、申立会社が社員を東京の市場に派遣し、新規物流ネットワークを構築するなどの「特別の努力」を行った結果であり、福島県産の水産物等については原発事故による風評被害が認められるとして、売上減少額の一部が逸失利益として賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(イ)	第6の2	

2 基本情報

申立日	H25.12.18	全部和解成立日	H26.5.28
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		4,500,000	H23.4～H24.3	※1

小計 4,500,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,500,000
	弁護士費用	0
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8、中間指針第5の1、中間指針第7の2、中間指針第二次追補第2の2、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人は、仙台市の卸売市場において水産物の卸売りを業務とする会社であったところ、原発事故により、福島県産の生鮮水産物等が出荷停止となったり、仕入先である水産物製造会社の所在地が警戒区域に指定されたりして、福島県産の水産物等の販売ができなくなったとして、間接被害（逸失利益）の賠償を請求した。東京電力は、原発事故前よりも原発事故後の方が申立人全体の売上げが増加しており〔決算報告書〕、申立人に損害が発生していないなどと主張して争った。パネルは、申立人全体の売上げが増加したのは、原発事故後関東近郊での物流ネットワークを新たに構築するという申立人の企業努力の結果、福島県産の水産物以外の売上げ増加が寄与したことによるものにほかならず、福島県産の水産物については、なお申立人の逸失利益を観念し得るとして、原発事故の影響割合を加味した逸失利益を認める和解案を提示した。

中間指針第5の1 I は、農林漁業者が政府による出荷制限指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされるなど、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めており、中間指針第7の2 I ①iv は、福島県において産出された水産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、原則として賠償すべき損害と認めており、中間指針第8 I、中間指針第8 II ②及び中間指針第8 III ①は、第一次被害

が生じたために間接被害者に生じた減収分は、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、原発事故と相当因果関係のある損害と認め、また中間指針第二次追補第2の2Ⅱは、中間指針第5の1備考3及び同7の1備考6が参照する同第3の7の営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であると定め、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、避難者が営業損害や就労不能損害の算定期間中に避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等は、その額が多額であったり損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	930		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)に居住し、同地域の漁港を拠点とする漁船の乗組員をしていた申立人について、休漁期間中の給与相当額から、船主から一部支払を受けた額を控除した額の就労不能損害が賠償された事例(東京電力は、船主に対して乗組員の給与を含む休漁損害を賠償済みであると主張。)		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.2.24	全部和解成立日	H26.5.30
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	6,100,000	H23.3~H26.1	※1
小計			6,100,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,100,000
	弁護士費用	183,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は原発事故発生当時、浪江町内の漁港を拠点とする漁船に乗り組み、船主から給料の支払を受けていたが、原発事故により当該拠点での漁業が困難になり申立人も就労不能になったとして、その損害の賠償を請求した。東京電力は、船主に対する漁業団体補償の中に従業員分の給与も含めて支払っているため二重払いになるとして、直接請求の段階から一貫して申立人に対する支払を拒否していた。パネルは、東京電力が漁業団体補償を実行しているとしても、船主を申立人の損害賠償請求権の弁済受領権者とみる理由はないことから、申立人が実際に船主から回収した金額を控除した上で、申立人の請求を認めた。

中間指針第3の8は、対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等による避難等を余儀なくされ、あるいは、対象区域内で事業を営み営業損害を被った使用者に雇用されていた勤労者がその営業損害により、いずれも就労不能となった場合には、給与等の減少した部分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	931		
事案の概要	帰還困難区域(富岡町)所在の建物を所有している申立人について、同建物が平成23年1月に完成し、同年3月4日に建物保存登記を完了したという事情に鑑み、建物の請負代金及び諸費用の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.2.24	全部和解成立日	H26.5.30
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	902,698		※2
全部和解	財物損害	土地	7,368,533		※2
全部和解	財物損害	建物	28,222,355		※1
全部和解	財物損害	その他	3,685,836		※2

小計 40,179,422

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	40,179,422
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、帰還困難区域(富岡町)に所有する建物について、請負工事代・諸費用(火災保険料・登記料・ローン諸費用・設計業務委託料等、合計217万2790円)の全額を請求した。東京電力は、請負工事代については消費税分等を否認し、また、諸費用については1万円の限度で認めたが、その余の部分については争った。パネルは、建物の引渡日が平成23年1月であること〔精算書〕、所有権保存登記がされたのが同年3月4日であること〔登記完了証〕から、消費税分を含む請負工事代及び諸費用について、全額が損害であると認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、不動産を含む財物について、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第2の4Iは、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により10割減少(全損)したものと推認することができるものとするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、帰還困難区域（富岡町）に所有する土地・構築物・庭木について、直接請求における東京電力の提示額（全損が前提）を損害として申立てをし、東京電力もこれを認めたため、パネルは請求額のとおり損害を認めて和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	932		
事案の概要	申立人が別荘として所有する居住制限区域(富岡町)の不動産(土地建物)について、原発事故により別荘としての価値は失われているとして全損と評価して、土地建物の財物損害の賠償を認めた上で、土地の上に設置されていた土留めのためのコンクリート擁壁の工事費用(一部)についても賠償を認めた事例(被申立人は、コンクリート擁壁の工事費用は、土地の評価額に含まれると主張していた。)		
紹介箇所	第1の12(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H25.12.3	全部和解成立日	H26.6.2
事故時住所	埼玉県さいたま市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	5,501,496		※1
全部和解	財物損害	建物	3,721,368		※1
全部和解	財物損害	その他	2,749,313		※1
全部和解	財物損害	その他	1,000,000		※1
小計			12,972,177		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,972,177
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	9,986,815

※1 中間指針第3の10

申立人Aは(本件は財物損害が問題となっているところ、対象物の所有者は申立人Aであり、申立人Bの持分はない。)、対象物である不動産(居住制限区域内にある別荘)について既に東京電力に対する直接請求により賠償を受けていたが、原発事故の4年前に本件土地に施した土留め工事により設置されたコンクリート擁壁部分の評価が賠償に含まれておらず、また、もはや同別荘を使用できなくなったのであるから全損と評価すべきであるとして、賠償額の増額を請求した。東京電力は、コンクリート擁壁部分の評価は直接請求による賠償の宅地賠償額に含まれており、また、本件不動産の所在地を帰還困難区域と同視すべき特段の個別事情も確認できないと主張して争った。パネルは、原発事故前の本件不動産の使用状況、本件不動産の現状、土留め工事の前後における本件不動産への課税の状況等、諸般の事情を考慮し、本件不動産について全損と認めるとともに、土留め工事費用の一部をコンクリート擁壁部分と評価し賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、当該財物が対象区域内にあり、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合に、現実に価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用が賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	933		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)の複数の土地(登記上の地目は山林、雑種地)について、いずれも現況を宅地と認定した上で、東京電力が実施した「現地評価」(東京電力のホームページ参照)の結果や、不動産鑑定士が机上において固定資産税評価における標準宅地との比較によって行った評価の結果ではなく、近隣公示価格を参考にして損害額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.1.15	全部和解成立日	H26.6.4
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	8,685,900		※1
小計			8,685,900		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,685,900
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、大熊町に所在する山林及び雑種地二筆の合計三筆の土地について、いずれも1㎡当たりの単価を3万5000円として、これに各地積を乗じた合計1688万9250円を請求した。東京電力は、直接請求手続にていずれの土地も宅地認定されていることを前提に、申立人立会いの下で実施した「現地評価」に基づき、1㎡当たりの単価を1万5300円として、合計738万3015円と主張して争った〔現地評価結果報告書(宅地・借地権)〕。パネルは、平成23年1月1日時点の近隣宅地の地価公示価格〔国土交通省地価公示〕を参考に、1㎡当たりの単価を1万8000円として、三筆合計868万5900円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、合理的な範囲で賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の10備考5は、損害の基準となる財物の価値は、原則として、原発事故発生時点における財物の時価に相当する額とすべきであるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	934		
事案の概要	旧屋内退避区域(いわき市)で研修等の事業を営み、事業地に居住していた申立人らについて、原発事故により同地において事業を継続することができなくなったとして、同地での事業断念に伴う逸失利益や事業用償却資産の財物損害等が賠償されたほか、平成23年9月以降の避難継続を認め、新たな事業地を購入した平成25年8月までの精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)オ	第1の9(2)イ(カ)	第1の9(2)エ
	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(カ)	

2 基本情報

申立日	H24.7.9	全部和解成立日	H26.6.5
事故時住所	いわき市		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	108,545,673		※1
全部和解	精神的損害	その他	2,400,000	H23.9~H25.8	※2
小計			110,945,673		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	廃業損害	逸失利益	12,794,040		※1
全部和解	精神的損害	その他	2,400,000	H23.9~H25.8	※2
小計			15,194,040		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	2,400,000	H23.9~H25.8	※2
小計			2,400,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	その他	389,195	H23.4~H24.5	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	1,610,544	H24.1~H24.12	※1
全部和解	廃業損害	営業資産減価分	17,266,592	不明	※1
小計			19,266,331		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	147,806,044
	弁護士費用	4,000,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人らは、いわき市内の屋内退避区域に居住し、マクロビオティック（自然環境に合わせた食生活により健康維持等を目指すという考え方）に関する事業（以下「本件事業」という。）を営んでいたが、原発事故により事業用施設が全損になり同地での本件事業を継続することが不可能となったため、新事業地での事業再開のために必要な費用及び新事業開始までの期間に支出した追加的費用等を請求した。口頭審理等を経て、争点は、廃業により事業価値を喪失したことによる①申立人A及びBの逸失利益、②廃業に至るまでに支出を余儀なくされた追加的費用（借入利息の増加分、赤字補填）、③事業用償却資産（建物）の原発事故による本件事業としての価値喪失分の各賠償の可否となったところ、東京電力は、①について、逸失利益算定の基準時を原発事故発生時とすべきであること、申立人Aにおいて転職・転業、事業再開が可能である以上、逸失利益算定期間は限定すべきであること、②について、直接請求手続で支払済みであること、③について、事業用償却資産に価値喪失はないことを主張した。パネルは、本件事業の特殊性（自然環境が極めて重要であり、旧事業地での事業継続はほぼ不可能であること）、紛争の一回的解決の要請に鑑み、①については、直接請求が拒否された平成25年5月に本件事業が廃業したものと捉えて、これを逸失利益算定基準時とし、交通事故の損害賠償基準を用いて算定した額を認める和解案、②のうち、借入利息増加分については、事業収益がなく返済を凍結したため借入金の元本が減少しなかったことにより生じた借入利息の増加分から、直接請求手続における既払金を控除した額を認める和解案、②のうち、赤字の補填のために要した費用分については、基準年度分と平成24年分との収益差額から既払金を控除した額を認める和解案、③については、他の事業の用に転用できないために財産的価値を喪失した事業用償却資産（土地を除く。）について償却期間を48年、償却後の残存価値を取得価額の8割とするなどして算定した額〔固定資産台帳〕を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7備考8は、廃業した場合は、営業資産の価値が喪失又は減償した部分（減価分）、一定期間の逸失利益及び廃業に伴う追加的費用等を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

申立人らは、ライフワークと位置付けて展開してきた本件事業を原発事故によって廃業せざるを得なかったとして、精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、屋内退避区域指定の解除から相当期間のうち直接請求手続において既に賠償済みの期間を除いた残期間分のみは支払うとして一部認めた。パネルは、避難先の土地を購入した月〔不動産売買契約書〕である平成25年8月までを避難継続の合理性のある期間と認め、旧屋内退避区域の精神的損害の賠償の基準額である1人当たり月額10万円に当該期間を乗じた金額の賠償を認めた。

中間指針第3の6備考11は、月額慰謝料の目安を10万円としており、その他の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	935		
事案の概要	居住制限区域(富岡町)から避難した申立人らの自宅土地建物について、いずれも全損と評価し、土地につき、移住先である会津若松市の平均公示地価を参考に損害額が算定されるなどした事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(オ)	

2 基本情報

申立日	H25.2.6	全部和解成立日	H26.6.5
事故時住所	会津坂下町ほか		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	避難費用	宿泊費等	688,450	H23.7～H25.7	※1
一部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H23.3～H24.12	※2
一部和解	精神的損害	増額分	630,000	H23.3～H24.12	※3
小計			3,418,450		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	16,168,000		※4
全部和解	財物損害	建物	30,414,000		※4
全部和解	財物損害	建物	7,900,000		※4
小計			54,482,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	57,900,450
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6

申立人Aは、原発事故時には福島県内の避難指示区域外に在住であったが、平成23年4月に自宅がある富岡町に戻ることが確実であったことから、平成23年4月には避難者になると認

定された。中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 総括基準（精神的損害の増額事由等について）

総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、家族の別離、二重生活等が生じたこと通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10、中間指針第四次追補第2の2

申立人A及び申立人B（追加申立て）は、避難のために住宅を新築する必要が生じたことから、その費用の賠償を求め、東京電力は、居住制限区域からの避難者であることを念頭に、支払金額を提示した。パネルは、富岡町の避難指示解除の見通しや、ライフラインの復旧状況、申立人らの年齢等を考慮して土地建物について全損と評価した上、土地について、移住先である会津若松市の平均公示地価を参考に、住居確保損害を含める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱ②は、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失した部分が賠償すべき損害と認め、中間指針第四次追補第2の2Ⅱは、大熊町及び双葉町以外の居住制限区域・避難指示解除準備区域からの避難者にも、従前の住居が持ち家であった者で、移住等をすることが合理的であると認められる者には移住等のために負担した費用を大熊町・双葉町の場合の75%に相当する額について賠償すべきことを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	936		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)の自宅を建て替える予定であったが、原発事故により建替えの断念を余儀なくされた申立人らについて、原発事故前に完成していた設計図書が移住予定先の土地では流用できないことなどの事情を考慮し、設計会社に対して支払済みの設計料相当額の全額が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)カ		

2 基本情報

申立日	H26.1.8	全部和解成立日	H26.6.5
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		3,799,950		※1
全部和解	その他		300,000		※1
小計			4,099,950		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,099,950
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第1

申立人A及びB(申立人Aの子)は、申立人Aの家族及び申立人Bの家族が二世帯同居するための居宅並びに趣味の集まりに供するための建物を建築するため、平成21年11月16日に申立人Aと建物の設計・建築監理を行う会社間において締結された設計・監理業務委託契約に基づき、同月18日に着手金30万円を、平成23年2月28日及び同年3月4日に設計料合計379万9950円を支払ったところ〔請求書、預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書、キャッシュサービスご利用明細書〕、原発事故により、上記契約に基づき作成された設計図書に基づく建物の建築が不可能となり、着手金及び設計料相当額の損害を被ったとして、同損害の賠償を請求した。東京電力は、上記着手金及び設計料は、原発事故前に支払われたものであり、原発事故との間に相当因果関係は認められない旨、また、申立人らが上記会社に対する着手金及び設計料の返還請求権を有している旨を主張して争った。パネルは、建物の建築予定地が帰還困難区域に指定されたこと、避難により申立人Aの家族及び申立人Bの家族の同居が困難となり、二世帯住宅を建築する理由が失われたこと、避難により、共通の趣味を有していた知人達と離れ離れになり、趣味の集まりに供するための建物を建築する理由が失われたこと等の事情から、上記設計図書が事実上利用不可能となったと認定した上で、申立人らに着手金及び設計料の返還請

求権は認められず、着手金及び設計料相当額の損害が生じており、同損害と原発事故との間には相当因果関係が認められると判断して、請求額全額を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第1の4は、中間指針で対象とされなかった損害についても個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められることがあり得る旨を認めているところ、本件損害は中間指針において明記されている損害には当たらないが、これを踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	937		
事案の概要	自主的避難等対象区域(福島市)の申立人ら(父母と未就学児を含む3名の子)のうち、3名の子を連れて同区域から避難した母と、3名の子のうち重度の身体障害及び知的障害を有している子1名について、母が避難先で3名の子を一人で養育せざるを得なかったこと、障害を有する子が避難中の環境変化によるストレスで問題行動を起こしたことなどの事情を考慮し、平成23年分の慰謝料につき、それぞれ14万円の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ	第10の2(3)エ
	第10の2(3)オ	第10の2(3)ク	第11の1(2)

2 基本情報

申立日	H25.10.18	全部和解成立日	H26.6.6
事故時住所	福島市		
申立人人数	5	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			80,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	140,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		40,000	H23.3~H23.12	※1
小計			220,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	140,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			740,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3~H23.12	※1
小計			600,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		400,000	H23.3～H23.12	※1

小計 600,000

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	998,400	H24.1～H25.12	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	720,000	H24.1～H25.12	※2
全部和解	生活費増加費用	教育費	16,000	H24.1～H24.12	※2
全部和解	生命・身体的損害	検査費用	5,160	H25.1～H25.8	※2
全部和解	避難雑費		1,440,000	H24.1～H25.12	※2
全部和解	除染費用等	その他	20,000	H23.3～H23.5	※2
全部和解	除染費用等	線量計購入費	5,250	H25.1	※2

小計 3,204,810

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,444,810
	弁護士費用	163,344
	手続内で処理された既払金合計額	1,960,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難等対象区域から母子で避難したことに伴い負担した平成23年分の移動費用(①)、避難先と避難元で二重に負担していた水道光熱費その他平成23年分の生活費増加分〔家財道具の写真等〕(②)、自主的避難に伴い申立人らが精神的苦痛を受けたことによる慰謝料(③)並びに母が障害を有する子を含む3名の子を1人で養育せざるを得なくなったことにより、通常の避難者を上回る精神的苦痛を受けたことによる慰謝料〔身体障害者手帳等〕(④)の増額を求めた。東京電力は、中間指針等に定められた基準を超えて賠償すべき事情はないと主張して争った。パネルは、①及び②について、申立人A及びBに各4万円並びにいずれも子である申立人C、D及びEらに各40万円を認め、③について、申立人A及びBに各4万円並びに申立人C、D及びEらに各20万円を認めたことに加え、④について、申立人らの主張を認め、母及び障害を有する子のそれぞれに14万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については原発事故発生から平成23年12月末までの損害として1人40万円を、その他の自主的避難等対象者については原発事故発生当初の時期の損害として1人8万円を目安としつつ、個別具体的な事情に応じて異なる賠償額が算定される場合が認められ得るところ、これに従った和解案が提示されたものである。また、中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円(本和解外で東京電力により支払済み。)のうち4万円を精神的損害に対する賠償として扱ったものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3、中間指針第二次追補第4

申立人らは、自主的避難の実行により、申立人Aがその他の申立人らに面会するための交通費(①)、申立人らが避難先と避難元で二重に負担していた水道光熱費その他生活費の増加分(②)、避難先で、子が転校等する必要が生じたため負担した教育費〔領収書等〕(③)、母が申立人C、D及びEを伴って避難したことにより負担した雑費(④)、申立人A及びBが原発事故により負担した放射線検査費用〔領収書〕(⑤)並びに除染のための高圧洗浄機購入費その他費用〔写真〕(⑥)について賠償を求めた。東京電力は、平成24年9月以降の避難費用等が認められるためには特段の事情が必要であり、平成25年4月以降は、特段の事情があっても極めて慎重な検討を要するとして、中間指針等に定められた基準を超えて賠償すべき事情はないと主張して争った。パネルは、請求期間である同年12月までを対象期間とし、①について月2往復、②について月額3万円、③について請求額の8割、④について子1人当たり月額2万円並びに⑤及び⑥について全額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、中間指針第二次追補第3は、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。また、中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	938		
事案の概要	申立人が老後の移住先とする目的で所有していた避難指示解除準備区域(葛尾村)の土地(登記上の地目は原野)について、帰還困難区域と近接していることや除染が困難な山林に囲まれた土地であることなどから老後の移住先としての効用は喪失しているとして全損と評価した上で、同土地の取得価格と整地費用等を考慮して賠償額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H25.10.15	全部和解成立日	H26.6.12
事故時住所	茨城県龍ヶ崎市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	8,000,000		※1
全部和解	財物損害	建物	250,000		※2
全部和解	財物損害	その他動産	300,000		※3
小計			8,550,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,550,000
	弁護士費用	256,500
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第二次追補第2の4

申立人は、原発事故の約7年前に整地費用約50万円を含む総額800万円で購入した避難指示解除準備区域(葛尾村)の土地(登記簿及び課税証明書上の地目は原野である。)について、リタイヤ後の余生を送るための居住地としての利用が不可能となったことを主張して、同等の土地を再取得するための賠償を求めた。東京電力は、土地の賠償金額は原野としての価値を基準とすべきであること、価値減少率を避難指示解除準備区域内の72分の60とすべきであることを主張して争った。パネルは、本件土地の整地後の状態〔写真〕から、本件土地の取得金額〔領収書〕を基準に価値を算定すべきであるとした上で、本件土地は、避難指示解除準備区域ではあるが、山中の土地であり除染が困難であること、帰還困難区域にほぼ隣接していること等の周囲の状況に鑑みると、居住することは困難であると認定し、全損と評価して平成16年当時の土地取得価格の全額を認める和解案を提示した。

中間指針第二次追補第2の4備考3は、原発事故発生直前の財物価値について、個別具体的な事情に応じて合理的に評価すべきことを定めており、また、中間指針第二次追補第2の4備考2は、居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物損害についても、帰還困難区域内の不動産に準じ、一定期間使用ができないこと等を踏まえ、その価値減少分を客観的に推

認することによって、当該減少分を賠償対象とすることができるものとする」と定めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第二次追補第2の4

本件土地内に建てられたフォークリフト小屋について、建物としての不完全性を考慮し、東京電力の直接請求の基準を参考に損害額を算定し、和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第二次追補第2の4

フォークリフトについて、申立人陳述の取得価格から使用年数に応じた減価分を考慮して損害額を算定し和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	939		
事案の概要	特定避難勧奨地点が設定されている南相馬市原町区高倉地区に居住していた申立人らについて、和解提示時である平成26年4月まで一人当たり月額10万円の精神的損害等が賠償された事例(上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書(掲載番号26)に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。)		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の4(2)ウ
	第1の8(2)エ(ア)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H25.12.16	全部和解成立日	H26.6.16
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 申立て概要及び審理方針

申立人らは、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区高倉地区に居住し中間指針第二次追補が賠償対象の目安とする平成24年8月までに発生した精神的苦痛に対する慰謝料については受領していたところ、申立人らを含む同地区に居住する住民36世帯105名は、同地区には特定避難勧奨地点に設定された住居が多数存在し、同月末以降も放射線量が高く、正常な日常生活の障害は継続されていると主張し、精神的損害の賠償(同年9月以降)及び生活費増加費用の賠償を求めた。

パネルは、代理人弁護士が選任されていないことを踏まえ、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして、原発事故によって生じた高倉地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査した上で、申立人らの精神的苦痛が継続していること等を認め、平成24年9月以降の精神的損害の賠償及び生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

以下、上記集団申立てを構成する申立人らに係る和解の概要を説明する。

4 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H24.9~H26.4	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	168,000	H23.3~H26.4	※2

小計 2,168,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H24.9~H26.4	※1

小計 2,000,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H24.9~H26.4	※1
小計			2,000,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H24.9~H26.4	※1
小計			2,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,168,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、申立人らの住居近隣に特定避難勧奨地点が多数存在することから、申立人らについても特定避難勧奨地点に設定された世帯と同等の期間について精神的損害の賠償がされるべきであると主張して精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第二次追補によると緊急時避難準備区域における精神的損害の賠償期間は平成24年8月末とされていること、特定避難勧奨地点は住居単位で指定される面的な広がりがないものであり、特定避難勧奨地点の指定を受けている者と受けていない者とは基礎となる事情が異なり、同列に考えることができないことを主張して争った。パネルは、特定避難勧奨地点の解除が未了であること、申立人らの居住する行政区の地理的状況及び特定避難勧奨地点の設定状況（全85世帯中35世帯に係る住居が同地点に設定されていること）、放射線量、除染作業の進捗状況、インフラの復旧状況及び申立人らの実生活上の制限・制約等を考慮し、申立人らの精神的苦痛は改善されていないとして、平成24年9月から和解案提示時点である平成26年4月まで月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、パネルは申立人らが自宅にいた期間（平成23年3月、同年5月から平成24年12月まで）のミネラルウォーター購入費用を概算額で算出し、生活費増加費用として認めて和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	940		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から郡山市に避難した申立人について、原発事故前から双葉町で居住していた男性と結婚する予定であり、現に原発事故後に結婚したこと、原発事故前から結婚後の新居を双葉町で建築する予定であったことなどから、原発事故がなければ双葉町で居住していた蓋然性が高いとして、同町からの避難者と同様に平成29年5月までの精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	

2 基本情報

申立日	H25.12.27	全部和解成立日	H26.6.18
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	5,700,000	H24.9~H29.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H24.4~H26.4	※2
小計			6,450,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,450,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故時は南相馬市原町区の住民であったが、原発事故前から、双葉町の住民である男性と結婚することが決まっていた、実際に平成23年9月にその男性と結婚したことから、平成24年9月以降も避難等対象者に当たると主張し、避難慰謝料として月額10万円を受けると主張した。東京電力は、申立人の原発事故時住所は南相馬市原町区であるから、帰還困難区域からの避難者と同列に扱うことはできないと主張して争った。パネルは申立人が戸籍謄本、原発事故前に締結された建築予定新居の請負契約書、原発事故前にされた同契約の着手金の振込み記録を提出したこと等を受けて申立人の主張を認め、平成24年9月から平成29年5月まで、申立人が双葉町からの避難者に当たるとして月額10万円の慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者] は、原発事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者としており、中間指針第3の6は、原発事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長時間余儀なくされた者が、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害としているところ、これらの趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、乳幼児の世話を恒常的に行い、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額することができることを認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	941		
事案の概要	特定避難勧奨地点が設定されている南相馬市原町区馬場地区に居住していた申立人について、和解提示時である平成26年4月まで一人当たり月額10万円の精神的損害等が賠償された事例(上記申立人を含む集団申立ての和解案提示理由書(掲載番号27)に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。)		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の4(2)ウ
	第1の8(2)エ(ア)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H26.1.6	全部和解成立日	H26.6.18
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 申立て概要及び審理方針

申立人は、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区馬場地区に居住し中間指針第二次追補が賠償対象の目安とする平成24年8月までに発生した精神的苦痛に対する慰謝料については受領していたところ、申立人を含む同地区に居住する住民5世帯13名は、同地区には特定避難勧奨地点に設定された住居が多数存在し、同月末以降も放射線量が高く、正常な日常生活の阻害は継続されていると主張し、精神的損害(同年9月以降)の賠償及び生活費増加費用の賠償を求めた。

パネルは、代理人弁護士が選任されていないことを踏まえ、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして、原発事故によって生じた馬場地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査した上で、申立人らの精神的苦痛が継続していること等を認め、平成24年9月以降の精神的損害の賠償及び生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

なお、上記5世帯13名からの申立て後、同地区から234世帯800名からの同種申立てがあり、別パネルにおいて審理された後、精神的損害の賠償について同内容の和解が成立している。

以下、上記5世帯13名からの申立てを構成する申立人に係る和解の概要を説明する。

4 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	2,000,000	H24.9~H26.4	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	380,000	H23.3~H26.4	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	216,000	H23.3~H26.4	※2

小計 2,596,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,596,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人は、緊急時避難準備区域に居住していた者として、平成24年8月まで月額慰謝料10万円の賠償を受けていたものの、申立人の居住する南相馬市原町区馬場地区においては特定避難勧奨地点に設定された住居が多数存在し、これらの住居に居住する住民については特定避難勧奨地点の設定が解除されてから相当期間経過するまでは上記慰謝料の賠償が継続されることから、自身も同等の賠償が認められるべきであると主張し、同年9月以降、精神的損害として月額10万円の賠償を請求した。東京電力は、申立人の住居は特定避難勧奨地点に指定されていないため、同指定を受けた者と同様の賠償を行うことはできないと主張して争った。パネルは、馬場地区の地理的状況及び特定避難勧奨地点の設定状況（全326世帯中、39世帯の住居が同地点に設定されている）、申立人が現実的かつ具体的な放射線被曝への懸念や不安を抱えていること及び申立人が生活上の制限・制約を被っていることから、申立人の被る精神的苦痛について特定避難勧奨地点に指定された世帯の住民に準じて賠償されるべきであることを理由として、平成24年9月から和解案提示日である平成26年4月までの期間について月額10万円の賠償を認めた。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

特定避難勧奨地点に指定された世帯の住民に準じて、中間指針第3の2によって認められている避難費用として、食費増加費用及びミネラルウォーター購入費用について賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	942		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の申立人ら(夫婦と幼児3名)について、避難先の相馬市内の住居が手狭であったことから平成24年1月に自宅に戻ったものの、発達障害のある幼児1名が避難中に入所した相馬市内の育児支援センターに引き続き通うため、日中は相馬市の住居の使用を継続していたことなどの事情を考慮し、避難継続の必要性を認め、平成24年1月以降の生活費増加費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H25.11.18	全部和解成立日	H26.6.20
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,706,744	H25.4~H26.4	※1
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H24.1~H24.8	※2
全部和解	避難費用	交通費	554,400	H24.1~H26.4	※3
小計			2,501,144		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,501,144
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

中間指針第3の8に基づき、減収分の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)に基づき、家族間別離により、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1

申立人A(母)は、原発事故後に避難した後、平成24年1月に自宅に戻ったが、発達障害のある申立人Bを避難先の相馬市にある育児支援センターに通わせる必要があったため、相馬市の避難先住居の使用を続ける必要があったとして、相馬市の避難先住居までの交通費を請求した。東京電力は相馬市の育児支援センターに引き続き通う理由がないと主張して争った。パネルは、育児支援センターが発達障害のある幼児を対象としていること、発達障害のある幼児については環境を変えることが好ましくないことを考慮し、育児支援センターへの交通費を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2は、避難者が避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用

について、必要かつ合理的な範囲で負担した費用は、賠償すべき損害と認められるとしており、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、緊急時解除準備区域については平成24年8月末までを目安とし、中間指針第二次追補第2の1(2)備考3、中間指針第二次追補第2の1(1)備考7は、「特段の事情がある場合」については、例えば一定の医療・介護等が必要な者に関しては解除後の地域の医療・福祉体制等を考慮し、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮するなど、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6）

申立人B（父）、申立人C（子）、申立人D（子）及び申立人E（子）は、日常生活障害慰謝料の増額分の賠償を請求したところ、東京電力は、増額分の損害はないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	943		
事案の概要	栃木県那須町で不動産販売業等を営む申立会社について、風評被害による解約分を含めた逸失利益の算定に当たり、東京電力が業界団体との間で合意した賠償基準によらずに、より高い寄与度(10割)を認定して営業損害の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の4(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.11.11	全部和解成立日	H26.6.23
事故時住所	栃木県那須郡那須町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		5,300,000	H23.3～H24.7	※1

小計 5,300,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1

申立人は、那須高原の別荘地等の不動産を販売・媒介していた会社であるが、原発事故後、放射線量が高いという理由で大幅な値引きを要求されたり〔土地売買契約書〕、売買契約を解除されたり〔契約解除承諾書〕したなどとして営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、那須高原が震度6弱で多数の建物の損壊が生じた地域であり、原発事故以外の要因によって相当程度の売上減少が生じたと考えられるなどとして、業界団体との間で合意をした算出方法(原発事故の影響割合を低減したもの)による損害賠償額の限度でしか賠償に応じられないと主張して争った(なお、申立人は、業界団体には加入していなかった)。パネルは、東京電力が業界団体との間で合意した算出方法を採用せず、原発事故がなければ得られたであろう売上高を見積もり、原発事故の影響割合を10割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の1 III②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	944		
事案の概要	特定避難勧奨地点が設定されている南相馬市原町区大谷地区に居住していた申立人らについて、和解提示時である平成26年4月まで一人当たり月額10万円の精神的損害等が賠償された事例(上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書(掲載番号28)に賠償の対象者、賠償期間、和解案の理由等が示されている。)		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の4(2)ウ
	第1の8(2)エ(ア)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H25.12.25	全部和解成立日	H26.6.23
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 申立て概要及び審理方針

申立人らは、緊急時避難準備区域である南相馬市原町区大谷地区に居住し中間指針第二次追補が賠償対象の目安とする平成24年8月までに発生した精神的苦痛に対する慰謝料については受領していたところ、申立人らを含む同地区に居住する住民14世帯40名は、同地区には特定避難勧奨地点に設定された住居が多数存在し、同月末以降も放射線量が高く、正常な日常生活の阻害は継続されていると主張し、精神的損害(同年9月以降)の賠償及び生活費増加費用の賠償を求めた。

パネルは、代理人弁護士が選任されていないことを踏まえ、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして、原発事故によって生じた大谷地区住民の生活状況の変化、避難状況、放射線に関する情報を調査した上で、申立人らの精神的苦痛が継続していること等を認め、平成24年9月以降の精神的損害の賠償及び生活費増加費用の賠償を認める和解案を提示した。

以下、上記集団申立てを構成する申立人らに係る和解の概要を説明する。

4 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H24.9~H26.4	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	380,000	H23.3~H26.4	※2
全部和解	避難費用	食費増加費用	228,000	H23.3~H26.4	※2
小計			2,608,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H24.9~H26.4	※1
小計			2,000,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,000,000	H24.9～H26.4	※1

小計 2,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,608,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	6,608,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、申立人らの住居近隣に特定避難勧奨地点が多数存在することから、申立人らについても特定避難勧奨地点に設定された世帯と同等の期間について精神的損害の賠償がされるべきであると主張して精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第二次追補によると緊急時避難準備区域における精神的損害の賠償期間は平成24年8月末とされていること、特定避難勧奨地点は住居単位で指定される面的な広がりがないものであり、特定避難勧奨地点の指定を受けている者と受けていない者とは基礎となる事情が異なり、同列に考えることができないことを主張して否認した。パネルは、①大谷地区の5割超の世帯に係る住居が特定避難勧奨地点に設定されていること（全33世帯中17世帯の住居が同地点に指定されていること）、②同地区内のモニタリングポストの線量の値が高いこと等を理由に、和解案提示時点までの賠償継続を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故後の食費増加費用（自家消費米・野菜、ミネラルウォーター購入費用）を請求した。東京電力は、食費増加費用は、精神的損害の賠償に含まれると主張して争ったが、パネルは、原発事故から和解案提示時である平成26年4月末までの食費増加費用を認めた。

中間指針第3の2は、原発事故と相当因果関係を有する生活費増加費用について、必要かつ合理的な範囲での賠償を認めており、これに従った和解案を提示したものである。

1 事案の概要

公表番号	945		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から福島市に避難した申立人ら(夫婦と子3名)について、次女が福島市内の高校に入学したことから、避難継続の必要性を認め、次女が高校を卒業した平成26年3月までの精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(7)		

2 基本情報

申立日	H26.1.7	全部和解成立日	H26.6.23
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
小計			1,900,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,020,000	H23.6~H26.3	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.9~H26.3	※1
小計			2,920,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,550,000	H24.9~H26.3	※1
小計			1,550,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,550,000	H24.9~H26.3	※1
小計			1,550,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,550,000	H24.9~H26.3	※1
小計			1,550,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,470,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

申立人らは、南相馬市原町区に居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされたことから、直接請求により東京電力から平成23年3月から平成24年8月までの慰謝料の賠償を受けていたが、申立人Cが就職試験、申立人Eが高校入試を控えていたこと、申立人Dが避難先の高校に進学していたこと等を理由に帰還することができず、同年9月以降も避難継続せざるを得なかったとして、慰謝料を請求した。東京電力は、申立人C、D及びEに関する詳細の事情が分からないとして、認否を留保した。パネルは、平成23年4月から進学が決まっていた私立高校が原発事故により休校となり、やむを得ず避難先の高校に進学した申立人Dが同校を卒業するまでの間、申立人らは避難を継続せざるを得なかったと判断し、同月から平成26年3月まで月額10万円の慰謝料をそれぞれ認めた。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、子供に関しては通学先の学校の状況を考慮するなど、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人Bは、申立人C及びEが養護学校に通学するに当たり恒常的に付き添っていたことから、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きかったと判断し、月額3万円の慰謝料増額を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	946		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)で椎茸の栽培・販売をしている申立人について、椎茸栽培に使用する機具が食品生産のために使用されるものであること、機具の保管場所付近や機具自体から検出された放射線量の高さ、椎茸原木から基準値以上のセシウムが検出されたことなどの事情を考慮して、上記機具の財物価値の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)オ(ウ)		

2 基本情報

申立日	H26.1.27	全部和解成立日	H26.6.25
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	350,000		※1

小計 350,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	350,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、自主的避難等対象区域(郡山市)でしいたけの栽培・販売をしている者であるが、同市において所有していたしいたけ乾燥機等のしいたけ栽培に使用する機具について、原発事故によりその価値が喪失したとして財物損害の賠償を求めた。東京電力は、上記機具の所在地が郡山市であり、避難等対象区域ではなく、避難等対象区域内の財物について賠償を認めた中間指針第3の10が適用されないこと、また、同市においてはしいたけの出荷制限もされておらず、将来的に事業を再開することが可能であること等を主張して争った。パネルは、上記機具が食品生産のために使用されるものであること、上記機具の保管場所付近や上記機具自体から検出された放射線量の高さ、しいたけ原木から基準値以上のセシウムが検出されたこと等の事情を考慮して、上記機具の財物価値の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10は、当該財物が避難指示等対象区域内にあり、①財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又は②上記①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取引態様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、原発事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分が賠償すべき損害と認めているところ、上記機具は避難等対象区域内にある財物には該当

しないものの、当該財物が一定量の放射性物質に曝露した場合等について賠償を認める中間指針第3の10の趣旨を踏まえ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	947		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人ら(父母と子2名)について、避難先で再就職しており、直ちに再就職先を退職することが困難な状況にあったこと、避難元に住居を残していたものの、同居居を親族に貸与していたため直ちに居住を再開できる状況ではなかったことなどの個別事情を考慮し、平成25年3月までの避難費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)キ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H25.12.27	全部和解成立日	H26.6.30
事故時住所	いわき市		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	追加的費用	146,000	H24.1~H25.1	※1
小計			146,000		

申立人C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		600,000	H24.1~H25.3	※2
小計			600,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	480,000	H23.3~H23.12	※3
全部和解	その他		880,000	H23.3~H23.12	※3
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	67,200	H24.1~H25.3	※2
全部和解	生活費増加費用	その他	17,400	H24.4~H25.3	※2
小計			1,444,600		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,190,600
	弁護士費用	65,718
	手続内で処理された既払金合計額	1,360,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人Aは、原発事故時、自主的避難等対象区域(いわき市)に住居があり、自主的避難の実

行により、原発事故前の勤務先を退職し避難先で新たに就職したところ、避難先での勤務地が避難当初一定期間は遠方にあり電車通勤せざるを得なかったため、原発事故前にはかからなかった通勤交通費が新たにかかるようになったことから、当該期間における通勤定期代〔通勤定期券〕について賠償を求めた。東京電力は、そのような通勤費増額分は定額賠償分に含まれると主張して争った。パネルは、申立人Aが避難先での勤務先から支給されている通勤手当額〔給与明細書〕を控除した上で、平成24年1月以降の通勤費の増加分として合理的に認められる額を、追加的費用として賠償すべき損害と認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難の実行により平成26年4月末日までに発生した避難費用（①）及び生活費増加費用（②）について、賠償を求めた。東京電力は、いわき市からの避難について、平成24年1月以降の避難の合理性がなく、全て定額賠償分に含まれると主張して争った。パネルは、申立人Aが再就職先を直ちに退職することが困難であったこと、避難元の住居を浪江町から避難していた親族らに貸与していたため、帰還しても直ちに居住再開ができなかったこと〔口頭審理の結果〕等から、平成24年1月以降の避難の合理性を認め、①について同月以降の一時帰宅費用を認める和解案、②について同月から平成25年3月までの期間に係る避難先での町内会費〔町内会費領収証明書〕及び月額4万円の避難雑費を認める和解案を提示した。

これも中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）及び中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等対象者のうち原発事故発生から平成23年12月末までの損害として、子供及び妊婦については一人40万円を、原発事故発生当初の時期の損害として、子供及び妊婦以外については一人8万円を目安としており、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	948		
事案の概要	宮城県で福島県産の鶏肉を使用した食品の製造・販売業を営む申立人について、福島県産の鶏肉を使用していることが明らかな屋号で営業していたことなどを考慮し、風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.12.12	全部和解成立日	H26.7.1
事故時住所	宮城県白石市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		4,000,000	H23.3～H25.8	※1

小計 4,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,000,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2

申立人は、福島県産の鶏肉を使用した食品販売チェーンのフランチャイズ店を営む個人事業主であり、その産地が店名の一部になっていることから、原発事故に基づく風評被害により客足が途絶え〔陳述書等〕、売上げが減少したとして〔損益計算書、月次売上表等〕、風評被害に基づく営業損害の賠償を請求した。東京電力は、いわゆるサービス業等についての風評被害に係る営業損害の賠償は、事業の拠点が福島県にあることが必要とされること及び本件産地の鶏肉の安全性が確認されていることを理由に原発事故と減収との間の相当因果関係を否認し、請求を争った。パネルは、店名に福島県産の鶏肉を使用していることが明示されている以上、消費者が同店の食品の購入を敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合であるとして、原発事故と減収との間の相当因果関係を認め、貢献利益率を52%として損害額を算定した上で、決算書と月次資料との整合性等を勘案し、算定額のおよそ8割に当たる金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実には生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしており、中間指針第7の2Ⅰ①iiiは、福島県等において産出された畜産物（食用に限る。）について、中間指針第7の1Ⅲ①の類型として、原則とし

て賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	949		
事案の概要	自主的避難等対象区域(相馬市)に居住している申立人ら(両親と子1名)のうち、旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の専門学校に通っていた子について、原発事故により同校が会津地方に移転したため、自宅を離れ、同校の寮に入ることを余儀なくされたことなどによる精神的損害及び生活費増加費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	H26.3.10	全部和解成立日	H26.7.1
事故時住所	相馬市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	住居費	275,000	H23.5~H24.3	※1
小計			275,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	220,000	H23.5~H24.3	※2
小計			220,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	その他	33,915	H23.5~H24.3	※3
小計			33,915		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	220,000	H23.5~H24.3	※4
全部和解	生活費増加費用	その他	52,800	H23.5~H24.3	※5
全部和解	生活費増加費用	その他	10,000	H23.5~H24.3	※5
小計			282,800		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	811,715
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、自主的避難等対象区域（相馬市）に居住していたが、申立人Aは、申立人B（申立人A及びCの子）の通っていた専門学校（原発事故時、南相馬市原町区に所在）が、原発事故により会津地方に移転してしまったため〔専門学校の移転を通知する書面〕、自宅からの通学が困難となり、入寮せざるを得なくなったとして、平成23年5月から平成24年3月までの寮費〔貯金通帳〕の賠償を請求した。東京電力は支払義務を争った。パネルは、上記寮費が、放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等を行ったことにより負担したものではないものの、個別具体的な事情の斟酌により、寮費の負担と原発事故との間の相当因果関係を認め、中間指針第一次追補第2〔損害項目〕Ⅲで認められる損害額とは別に、請求額全額を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2〔損害項目〕備考6は、原発事故時、自主的避難等対象区域内に住居があった者の損害について、中間指針第一次追補第2〔損害項目〕ⅠないしⅣ以外の損害項目についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となる場合が認められ得るところ、これを踏まえた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2

申立人Bは、通っていた専門学校が、原発事故により会津地方に移転してしまったため、自宅からの通学が困難となり、入寮せざるを得なくなったとして、精神的損害の賠償を請求した。東京電力はこれを認めなかった。パネルは、上記精神的損害は、申立人Bが放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等を行ったことにより負担したものではないが、個別具体的な事情の斟酌により、精神的損害の発生と原発事故との間の相当因果関係を認め、中間指針第一次追補第2〔損害項目〕Ⅲで認められる損害額とは別に、平成23年5月から平成24年3月までの間について月当たり2万円を賠償すべき旨の和解案を提示した。

これも中間指針第一次追補第2〔損害項目〕備考6を踏まえた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2

申立人C（追加申立て）は、申立人Bが原発事故により会津地方に転居せざるを得なくなり、休日に実家に帰省する際の送迎等のため新しいタイヤが必要になったとして、夏用タイヤ及び冬用タイヤの購入費用〔領収書〕の賠償を請求した。東京電力は、タイヤ購入の必要性に疑問があると主張して争った。パネルは、冬用タイヤの購入について原発事故との間の相当因果関係を認め、中間指針第一次追補第2〔損害項目〕Ⅲで認められる損害額とは別に、冬用タイヤの購入費用を賠償すべき旨の和解案を提示した。

これも中間指針第一次追補第2〔損害項目〕備考6を踏まえた和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第一次追補第2

申立人A、B及びCは、申立人Bが原発事故により会津地方に転居せざるを得なくなったとして、休日における実家への帰省費用の賠償を請求した。東京電力はこれを認めなかったが、パネルは、個別具体的な事情の斟酌により、帰省費用の負担と原発事故との間の相当因果関係を認め、中間指針第一次追補第2〔損害項目〕Ⅲで認められる損害額とは別に、平成23年5月から平成24年3月までの間について月当たり2万円を賠償すべき旨の和解案を提示した。

これも中間指針第一次追補第2〔損害項目〕備考6を踏まえた和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第一次追補第2

申立人A、B及びCは、申立人Bが原発事故により会津地方に転居せざるを得なくなったとして、転居先におけるコインランドリー利用代金及び生活雑貨等の購入費用〔レシート〕の賠償を請求した。東京電力は、コインランドリーの利用及び生活雑貨等購入の必要性に疑問があると主張して争った。パネルは、個別具体的な事情の斟酌により、請求の一部と原発事故との間の相当

因果関係を認め、中間指針第一次追補第2〔損害項目〕Ⅲで認められる損害額とは別に、平成23年5月から平成24年3月までの間、コインランドリー利用代金については、月額4800円を、生活雑貨等購入費用については、合計1万円を賠償すべき旨の和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2〔損害項目〕備考6を踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	950		
事案の概要	関西地方で家庭用品の輸出業等を営んでいる申立会社について、原発事故の風評被害により中止となった外国法人との間の輸出取引に関する契約交渉につき、交渉の進捗状況等から既に契約成立と同視しうる状況に至っていたとして、逸失利益及び追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	H25.12.18	全部和解成立日	H26.7.4
事故時住所	兵庫県神戸市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		1,302,139	H23.3～H23.11	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	商品返品・廃棄費用	188,199	H23.3～H25.12	※2

小計 1,490,338

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,490,338
	弁護士費用	44,710
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の5、中間指針第7の1

申立人は、関西地方において、真珠と家庭用品の輸出及び国内販売を主たる業としている会社であるところ、輸出取引のあった会社から原発事故による放射能汚染による風評被害のために取引を取り消されたことにより代金を受領できず減収が生じたとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、取引先が取引を取り消したのは、契約を締結するか否かを自由に選択した結果であると考えられ、中間指針に定める「輸出拒否」には該当しないと主張して争った。パネルは、売買代金から仕入原価を差し引いた金額のうち、原発事故の影響割合を7割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の5備考4は、輸入拒否については、基本的に日本人の消費者又は取引先を想定した場合と同じ範囲でのみ原則として原発事故と相当因果関係のある「風評被害」と認められるとしており、また、中間指針第7の1備考3は、風評被害については原発事故と相当因果関係があることが立証された場合には賠償の対象となるとされているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第7の1

中間指針第7の1に基づき、追加的費用の賠償として商品の保管費用及び廃棄処理費用の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	951		
事案の概要	避難指示解除準備区域(檜葉町)で観賞用の錦鯉を飼育していた申立人について、原発事故後の避難に伴う管理不能が原因で死滅した錦鯉(45匹)の財物損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)ア(ア)		

2 基本情報

申立日	H26.2.14	全部和解成立日	H26.7.4
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	4,500,000		※1
小計			4,500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、避難指示解除準備区域(檜葉町)で観賞用の錦鯉を飼育していたが、原発事故後の避難に伴う管理不能が原因で死滅した錦鯉(45匹)の賠償を求めた。東京電力は、一般的にペットは財物(家財)賠償に含めて賠償するが、申立てに係る錦鯉が品評会で入賞したなどの事情があることから、パネルから提案があれば賠償を検討すると回答し認否を留保した。パネルは、本件錦鯉の購入価格〔領収書〕や、品評会で入賞したなどの実績〔賞状等〕を考慮し、1匹当たり10万円で算定した金額を賠償として認めた。

中間指針第3の10Iは、避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物管理が不能となったために、当該財物の価値の全部が失われた場合には、現実に喪失した価値を賠償すべき損害と認めるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	952		
事案の概要	平成23年1月に開業し、帰還困難区域(大熊町)で不動産販売業等を営んでいたが、原発事故後に営業停止となった申立会社について、申立会社の代表者が開業前10年以上にわたり不動産会社に勤務した中で得たノウハウや人脈を駆使して開業した会社であり、少なくとも融資を受けた金融機関への返済金程度の利益を上げることは可能であったとして、4年分の返済金相当額が逸失利益の額であるとした申立会社の主張を認め、逸失利益及び追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(オ)	第1の9(2)イ(ア)	第1の9(2)イ(オ)
	第1の9(2)オ(ウ)	第1の11(2)	

2 基本情報

申立日	H25.9.20	全部和解成立日	H26.7.4
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	不動産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		5,920,000	H23.3～H27.2	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費	34,000	H23.6～H23.8	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	営業資産移動・保管費用	4,449	H23.6～H23.8	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	検査費用	189,000	H23.10	※3
小計			6,147,449		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,147,449
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,400,000

※1 中間指針第3の7、総括基準(営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について)

申立人は、平成23年1月末(本格的な営業は同年3月)から、帰還困難区域(大熊町)で不動産販売業等を営んでいた会社であるが、原発事故により営業することができなくなったとし、原発事故がなければ少なくとも金融機関からの融資に対する返済金相当額の利益を上げることができたと主張して、平成23年3月から平成27年2月までの営業損害として、4年分の上記返済金相当額の賠償を請求した。東京電力は、営業実績がないことから逸失利益を算定できないと主張して争った。パネルは、申立人の代表者が開業前10年以上にわたって中古住宅販売に携わってきたこと、浜通り周辺に人脈・地縁があったこと、開業直後から具体的な依頼があったこと〔申立人代表者の陳述書〕等から、少なくとも、金融機関からの融資に対する返済金程度の利

益を上げることは可能であったとして、平成23年3月から平成27年2月までの逸失利益として、4年分の上記返済金相当額から既払金240万円を控除した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅰは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（原発事故により負担を免れた費用）を控除した額としており、総括基準（営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）は、原発事故がなければ得られたであろう収入額について、パネルは合理的な算定方法を選択すれば足りるところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費）や、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（営業資産の移動・保管費用）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、事業所内の不動産に関する資料等を持ち出すために立ち入った際に使用した防護服、ゴム手袋及び持ち出し作業に従事した従業員の日当について当該費用に該当するとして、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の9

中間指針第3の9は、対象区域内にあった財物について、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認するための費用は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、事業所から資料を持ち出す際の従業員の安全を確認するため及び取引不動産の放射線量を計測するため放射線測定器を購入した費用について、当該費用に該当するとして、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	953		
事案の概要	自主的避難等対象区域(伊達市)の自宅から避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に単身赴任していたが、原発事故後、勤務先の閉鎖により県外の関連会社に転籍した申立人について、生活の本拠を単身赴任先とした上で、県外の関連会社に転籍した後も避難が継続しているものと認め、精神的損害及び転籍により増加した家族間移動費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(ア)
	第1の8(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.2.28	全部和解成立日	H26.7.7
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,900,000	H24.11~H26.5	※1
全部和解	避難費用	交通費	580,544	H24.11~H26.5	※2
小計			2,480,544		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,480,544
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、住民票上の住所を自主的避難等対象区域内に置きつつも、原発事故当時、単身赴任先の避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住し、同区域内の会社に勤務していたが、平成24年10月、転籍先の会社がある山形県に避難し、同年11月以降の期間について月額10万円の精神的損害を請求した。東京電力は、申立人の生活の本拠地が単身赴任先の避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)であることは認めた上で、申立人が山形県の転籍先の新たな会社に就職し、同県に居住することになった平成24年10月をもって避難は終了したと主張し、同年11月以降の月額10万円の精神的損害について否認した。パネルは、原発事故前に比べて申立人の給与が大幅に減額されていること、業務内容・勤務体系が大幅に変更されていること、申立人が家族の居住する自宅近くで就職先を探していること等から避難は継続しているとし、月額10万円の精神的損害を同月から和解案検討時点である平成26年5月まで認める和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者] は、原発事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者としており、中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の2

申立人は、申立人の避難先である山形県と、申立人家族の居住する福島県伊達市との間の移動費用が、原発事故前の交通費（南相馬市・伊達市間）に比べ増加したとして、増加交通費〔利用証明書〕を請求した。東京電力は、申立人が山形県の転籍先の新たな会社に就職し、同県に居住することになった平成24年10月をもって避難は終了したと主張し、同年11月以降の増加交通費の賠償について否認した。パネルは、原発事故前に比べ申立人の給与が大幅に減額されていること、業務内容・勤務体系が大幅に変更されていること、申立人が家族の居住する自宅近くで就職先を探していること等から避難は継続しているとし、ガソリン代、高速料金等の増加分の交通費を認める和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者] は、原発事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者としており、中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した生活費増加費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	954		
事案の概要	避難指示解除準備区域（浪江町）で飲食店を営んでいたが、原発事故による避難に伴い、避難先で新たに店舗を賃借し、焼肉店を始めた申立人について、新旧店舗の地理的状況及び規模、事業変更の必要性、新旧事業用設備・備品の状況等を総合的に考慮して、新店舗における備品・機器リース料の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(エ)	第1の9(2)イ(カ)	

2 基本情報

申立日	H26.3.19	全部和解成立日	H26.7.9
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業再開のための費用	7,200,000		※1

小計 7,200,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、浪江町で飲食店（居酒屋）を営んでいたが、原発事故により避難し、避難先で新たに店舗を賃借して飲食店（焼肉店）を始めたとして、新店舗における備品・機器のリース料の賠償を求めた〔リース契約書〕。東京電力は、原発事故前後で申立人の事業内容・規模が変更されており、備品・機器のリース料の支出は経営判断によるものであるため原発事故との相当因果関係がないこと、各リース契約の性質上、リース料の支出と引き換えに新規資産を取得したといえるため申立人の損害がないこと等を主張して争った。パネルは、新旧店舗の地理的状況及び規模、事業変更の必要性、新旧事業用設備・備品の状況等を総合的に考慮して、新店舗における備品・機器リース料の一部について賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 IIは、対象区域内で事業を営んでいた者において、事業を変更したために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	955		
事案の概要	南相馬市小高区が警戒区域に指定されたために津波にさらわれた親族の搜索を継続できなかったことによる精神的損害として、家族3名に各60万円合計180万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)カ		

2 基本情報

申立日	H25.12.6	全部和解成立日	H26.7.10
事故時住所	相馬市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	混合		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	600,000		※1
小計			600,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	600,000		※1
小計			600,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	600,000		※1
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,800,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,800,000

※1 中間指針第2の1、中間指針第3の6

申立人らは、南相馬市小高区が警戒区域に指定されたため、同区で津波にさらわれ行方不明となった親族を平成23年3月13日以降は搜索することができず、遺体の発見が約2か月後になったことによる精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人1人当たり25万円、合計75万円の賠償を認めた。パネルは、①故人に対する敬愛・追慕の情、②自ら又は適切な搜索機関に求めるなどして迅速に故人らを搜索する権利又は利益及び③適切な時期・方法により故人が発見・収容されることにより尊厳を保つ形で故人を葬ることができるよう求める権利又は利益が侵害されたために生じた精神的苦痛として、申立人1人当たり60万円、合計180万円の

賠償を認めた。

中間指針第2の1は、政府の指示等に伴う損害について一定の範囲で賠償の対象となることを認めており、また、中間指針第3の6備考11は、指針に明示されていない事情に基づく原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情に事情によっては賠償の対象と認め得るところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	956		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)から東京都に避難した申立人の自宅建物及びその敷地の借地権について、身寄りには関東に住む子らのみであること、申立人は帰還を断念し、東京都内への移住を希望していることなどを考慮して、自宅建物につき、原発事故時の残価率を8割とし、借地権の一部(250平方メートル)につき、郡山市の平均地価を参考に損害額が算定されるなどした事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ウ)	第1の12(2)エ(オ)	

2 基本情報

申立日	H25.11.27	全部和解成立日	H26.7.11
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	2,735,073		※1
全部和解	財物損害	建物	27,551,872		※2
全部和解	財物損害	家財	6,250,000		※3

小計 36,536,945

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	36,536,945
	弁護士費用	1,096,109
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4、中間指針第四次追補第2の2

申立人は、原発事故時申立人の夫が有していた双葉町所在の宅地(以下「本件宅地」という。)についての借地権(以下「本件借地権」という。)を、原発事故後死去した夫から相続したところ、申立人が移住を希望している東京都下で原発事故時居住していた自宅(床面積118.02㎡)と同程度の広さの土地を確保し得る借地権の価格は、1770万3000円であるとして、1770万3000円の賠償を請求した。東京電力は、借地権の賠償額は、原発事故時点での本件借地権の時価相当額である125万5468円(本件宅地の固定資産税評価額×1.43×20%(借地権割合))にとどまるべきと主張して争った。パネルは、原発事故時点での本件借地権の時価相当額(原発事故により本件借地権の価値が100%減少したことを前提として算定した金額)である125万5468円に、郡山市の1㎡当たりの平均借地権価格(郡山市の平均地価4万6297円×20%(借地権割合))と1㎡当たりの本件借地権の価格(本件宅地の1㎡当たりの地価1万6706円×20%)との差額に250㎡を乗じた額を加算した金額を、和解金額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10は対象区域内の財物について価値減少分を賠償すべき損害と認めており、

中間指針第二次追補第2の4 Iは、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、原発事故により100%減少(全損)したものと推定することができるものとしている。そして、中間指針第四次追補第2の2 I及び同IIは、帰還困難区域及びそれに準じる区域(以下「帰還困難区域等」という。)に居住していた者並びに帰還困難区域等以外の避難指示区域に居住していた者の内、移住等を行うことが合理的と認められる者の中で、従前の住居が持ち家であった者が、移住等を行うために負担した費用は、賠償すべき損害と認められるとし、宅地については、居住用宅地の購入にかかった費用と原発事故時に所有していた宅地の原発事故前価値との差額(なお、帰還困難区域等以外の者については、その75%に相当する費用)が賠償すべき損害と認められるとした上で、所有していた宅地面積が400㎡以上の場合には当該宅地の400㎡相当分の価値を有していた宅地の原発事故前価値とし、取得した宅地面積が福島県都市部の平均宅地面積(当面250㎡とされている。)以上である場合には福島県都市部の平均宅地面積とし、取得した宅地の価格が福島県都市部の平均地価単価(当面1㎡当たり3万8000円とされている。)を超える場合には賠償額は福島県都市部の平均地価単価を基準として算定されるとしている。さらに、同指針Vは、同指針I及び同IIで賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとするとしているところ、本件では、申立人の身寄りが関東に住む子らのみであること等を理由に、東京都下への移住の合理性及び移住に伴う費用発生の蓋然性をいずれも認めた上で、未だ移住用不動産の取得はされていなかったものの、中間指針第四次追補第2の2記載の目安である福島県都市部の平均地価単価よりも高額である郡山市の平均地価単価を基準とした算定がされたものである。

※2 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4、中間指針第四次追補第2の2

申立人は、原発事故時申立人及び申立人の夫が居住しており、申立人の夫が有していた本件宅地上の居住用建物(以下「本件建物」という。)を、原発事故後死去した夫から相続したところ、本件建物と同程度の価値を有する建物を建てるためには、1985万0296円の費用がかかるとして、1985万0296円の賠償を請求した。東京電力は、本件建物の賠償額は、原発事故時点での交換価値相当額(新築時点相当の価値が、経年による価値減少に伴い新築時点から48年経過した時点で20%まで減価することを前提として算定した交換価値相当額)にとどまると主張して争った。パネルは、本件建物のうちの構築物・庭木の部分については原発事故時点での交換価値相当額(原発事故により本件建物のうちの構築物・庭木の価値が100%減少したことを前提として算定した金額)を、本件建物のうちの建物本体部分については新築時点相当の価値の80%相当の金額を、平成19年に本件宅地上に93万0300円の費用をかけて設置された本件建物本体部分とは独立したカーポート(以下「本件カーポート」という。)については60万円を、それぞれ和解金額とする和解案を提示した。

中間指針第3の10は対象区域内の財物について価値減少分を賠償すべき損害と認めており、中間指針第二次追補第2の4 Iは、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、原発事故により100%減少(全損)したものと推定することができるものとしている。そして、中間指針第四次追補第2の2 I及び同IIは、帰還困難区域及びそれに準じる区域に居住していた者並びに帰還困難区域等以外の避難指示区域に居住していた者のうち、移住等を行うことが合理的と認められる者の中で、従前の住居が持ち家であった者が、移住等を行うために負担した費用は、賠償すべき損害と認められるとし、居住用建物については、住宅取得のために実際に発生した費用と原発事故時に所有し居住していた住宅の原発事故前価値との差額であって、原発事故前価値と当該住宅の新築時点相当の価値との差額の75%を超えない額(財物賠償と合わせると、元の住宅の新築時点相当の価値の8割から10割までの範囲内の金額。)が賠償すべき損害

と認められるとしている。さらに、同指針Ⅴは、同指針Ⅰ及び同Ⅱで賠償の対象となる費用の発生の蓋然性が高いと客観的に認められる場合には、これらの費用を事前に概算で請求することができるものとするとしているところ、本件では、申立人の身寄りが関東に住む子らのみであること等を理由に、東京都下への移住の合理性及び移住に伴う費用発生の蓋然性をいずれも認めたと上で、未だ移住用不動産の取得はされていなかったものの、本件建物の本体部分の賠償額について、上記のとおり算定がされたものである。本件カーポートについては、経年による価値減少等を理由に、60万円の賠償を認めた。

※3 中間指針第3の10

家財賠償について、申立人が多数の高価な着物を所有していたこと〔陳述書、写真〕等を理由に、東京電力の直接請求における賠償基準額595万円（帰還困難区域、大人2名世帯の場合の直接請求基準額）に30万円を加算した625万円の賠償を認めた。

1 事案の概要

公表番号	957		
事案の概要	自主的避難等対象区域(田村郡三春町)から避難した身体障害1級の子(成人)及びその介護をしていた両親について、定額賠償金よりそれぞれ16万円増額された精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ
	第10の2(3)キ		

2 基本情報

申立日	H25.10.21	全部和解成立日	H26.7.14
事故時住所	三春町		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	337,050	H23.3~H23.8	※1
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
全部和解	精神的損害	増額分	160,000	本件事故発生当初の時期	※2
小計			537,050		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
全部和解	精神的損害	増額分	160,000	本件事故発生当初の時期	※2
小計			200,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	本件事故発生当初の時期	※2
全部和解	精神的損害	増額分	160,000	本件事故発生当初の時期	※2
小計			200,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	102,400	H23.3～H23.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	288,000	H23.3～H23.8	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	20,950	H23.3～H23.8	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	39,780	H23.3～H23.8	※1
全部和解	その他		120,000	H23.3～H24.8	※3

小計 571,130

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,508,180
	弁護士費用	45,245
	手続内で処理された既払金合計額	240,000

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、①自主的避難の実行により負担した移動交通費、②一時帰宅費用、③引越費用及び④宿泊費〔①から④までについて領収証〕並びに⑤自主的避難に伴い従前の勤務先を退職せざるを得なくなり減収が生じたことによる就労不能損害〔確定申告書等〕について、いずれも平成23年3月から平成24年12月末までの期間に係る賠償を求めた。東京電力は、中間指針等に定められた基準を超えて賠償すべき事情はないと主張して争った。パネルは、①から⑤までについて、平成23年3月から同年8月末までの期間に係る損害として、①及び②に関し交通費の相当額、③及び④に関し同期間に係る費用の全額、⑤に関し原発事故前年の給与を基準として6か月分に相当する額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)

申立人らは、身体障害を有する子及びその介護をしていた両親が通常の避難者を上回る精神的苦痛を受けたとして、慰謝料〔身体障害者手帳〕の増額の賠償を求めた。東京電力は、申立人らについて避難等対象者と同じ取扱いをし、又は自主的避難を実行した他の方と異なる取扱いをすることは公平かつ合理的ではないと主張して争った。パネルは、中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めたことに加え、身体障害等級1級の子を伴っての避難及び避難の継続に多大の苦痛が生じていることを勘案し、16万円を増額する和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2

平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ、追加賠償を追加的費用等に対する賠償として扱ったものである。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、所有している家財の財産価値の減少の損害についても賠償を求めたところ、東京電力は、賠償の合理性・相当性が認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	958		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)で一人暮らしをしていたが、原発事故による避難により体調を悪化させ、仮設住宅等での一人暮らしが困難な状況となったため、栃木県の長男宅に滞在し、長男に対し月額約6万円の宿泊謝礼を支払っていた申立人について、体調が回復した平成25年4月まで月額6万円の宿泊謝礼等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.4.8	全部和解成立日	H26.7.22
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	1,020,000	H23.12~H25.4	※1
全部和解	財物損害	その他動産	95,000		※2
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	20,370	H25.1~H25.4	※3
小計			1,135,370		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,135,370
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、避難生活により体調を崩し、一人で通院や借上げ住宅での生活ができない状態であったため、申立外長男宅に平成23年3月から平成25年4月末まで避難し、宿泊謝礼として月額6万円を支払ったとして、直接請求で賠償済みの平成23年3月から同年11月までの期間を控除した17か月分である102万円〔領収証〕を請求した。東京電力は、知人・親戚宅への宿泊謝礼に関する賠償期間は原発事故後の混乱が落ち着き一時的な避難が終了するであろう平成23年11月までとしていると主張して争った。パネルは、申立人が連日通院しており〔通院証明書〕、単身での生活は困難であると認められることから、平成23年12月から平成25年4月まで月額6万円の宿泊謝礼(合計102万円)を認めた。

中間指針第3の2 I ②は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人が避難の際に自宅から持ち出しが禁止された玄米(30キログラム×10袋)〔写真〕について、カビ等が発生し、廃棄したことから、賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の5

申立人は避難により口内炎となったところ、治療のため購入した薬の費用について、賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	959		
事案の概要	宮城県で飼料販売業を営んでいる申立会社について、原発事故による売上減少を回避するために十分な営業努力を行っていることなどの事情を考慮し、原発事故の寄与度を100%として逸失利益が算定された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H26.3.17	全部和解成立日	H26.7.30
事故時住所	宮城県		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	間接被害・逸失利益		9,366,473	H25.1～H25.12	※1
全部和解	間接被害・逸失利益		15,402,460	H25.1～H25.12	※1

小計 24,768,933

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	24,768,933
	弁護士費用	743,068
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、飼料販売業を営む宮城県内所在の株式会社であるところ、原発事故により、避難等対象区域内の取引先（全顧客の一部）が避難等をした結果、売上げが減少したとして、貢献利益率方式により原発事故の影響割合を10割として算出した減収分の賠償を求めた〔確定申告書、決算報告書〕。東京電力は、原発事故の影響割合に関する申立人主張を否認し、請求対象期間の人件費が大幅に減少していることから、逸失利益の算定方式は貢献利益率方式ではなく基準年度と対象年度の差額で計算すべきこと、避難等対象区域外の取引先を新たに開拓すべきことから原発事故の影響割合は7割とすべきことを主張し、申立人の請求を一部に限り認めた（早期一部和解が成立している）。パネルは、申立人において、避難等対象区域内取引先の売上げのみを基礎として算定することはせず、同区域外の取引先対象売上額を含む全体売上額を基礎として損害額を算定するなど、実質的に控えめな請求をしていたことを斟酌の上、貢献利益率方式を採用するとともに、原発事故から約2年前後しか経過していない時期において、他の取引先を開拓することは困難であるとして、原発事故の影響割合は10割が相当であるとして、申立人の請求額を認める和解案を提示した。

中間指針第 8 Ⅲ①は、第一次被害が生じたため間接被害者において生じた減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	960		
事案の概要	帰還困難区域（飯館村長泥地区）の申立人らについて、放射線被ばくへの恐怖や不安に係る精神的損害のほか、不動産等の財物損害、避難費用等が賠償された事例（上記申立人らを含む集団申立ての連絡書において、一部の損害項目についての和解方針が示されている。）。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ア)	第1の4(2)ア(イ)	第1の4(2)ア(ウ)
	第1の5(2)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)
	第1の8(2)ウ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	第1の12(2)エ(オ)
	第1の12(2)オ(ア)	第1の12(2)オ(ウ)	第11の4(2)

2 基本情報

申立日	H24.7.13	全部和解成立日	H26.8.4
事故時住所	飯館村		
申立人人数	156	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 申立て概要及び審理方針

本件は、帰還困難区域（飯館村長泥地区）から避難した住民のうち156名による集団申立てがされた案件である（なお、申立人の追加等を経て、最終的には51世帯197名について審理がされた。）。

請求された損害項目は世帯ごとに差異はあるものの、精神的損害（日常生活阻害慰謝料の他、放射線被曝への恐怖や不安に係る精神的損害を含む。）、避難費用（避難交通費、避難宿泊費、一時立入費用等）、生活費増加分（食料品、水道光熱費、家財等購入費、交通費、教育関係費用、衣類日用品等）、財物損害（家財、農機具、土地、建物、墓石等）、生命・身体的損害（通院交通費、入通院慰謝料、医療費、証明書取得費用等）、就労不能損害等である。

パネルは、本件集団申立てにおける損害項目のうち一部の損害項目については損害項目ごとに和解方針（内容は後記のとおり。）を策定した上で、各世帯の審理を行うという審理計画を示したところ、申立人ら及び東京電力も、迅速な解決を目指すという観点から、パネルが示した審理計画に同意した。

上記の和解方針の策定に当たっては、双方から提出された主張書面及び証拠のほか、上記51世帯のうち申立人らの希望も踏まえて選定された6世帯及びその余の世帯からさらに選定された10世帯の合計16世帯について、世帯ごとに原則として1名を対象として実施された口頭審理の結果も踏まえて検討された。

なお、東京電力において支払うことを争わない請求内容については、本件申立係属中の平成24年11月及び平成25年2月の2回にわたり成立した一部和解契約に基づき、早期に賠償がされた。

本件集団事件は平成26年8月に、申立てから約2年1か月の審理期間で終結した。

4 解決基準

平成25年5月24日付け「和解方針に関する連絡書」に示された和解方針は、①精神的損害、

②家財、③避難交通費関係、④避難宿泊費関係、⑤生活費増加分、⑥生命・身体的損害及び⑦弁護士費用の7項目について方針を示したものである。詳細は、公表番号960-4（和解方針に関する連絡書）に記載のとおりであるが、概要は以下のとおりである。

①精神的損害については、長泥地区の住民には放射線被曝への恐怖や不安があると認められ、これについては、中間指針に規定する慰謝料の目安額では評価し尽くされておらず、妊婦又は子供については一人100万円、それ以外の者は50万円を、中間指針に規定する精神的苦痛に対する慰謝料に増額する。

②家財については、平成25年3月29日付け東京電力プレスリリースの基準によりつつ、個別事情によっては増額することとする。

③避難交通費関係のうち、避難に要する交通費については、平成24年5月以前の東京電力の基準によることとする。また、一時立入りに要する交通費については、月1回の場合は東京電力の基準によることとし、月2回以上の場合は、回数に制限を設けず、1回目は東京電力の基準により、2回目以降は、福島県内を避難先とする場合には車1台について片道1回3000円として、福島県外を避難先とする場合には車1台について片道1回5000円として、賠償額を算定し、これを超える金額を示す領収証がある場合には実費全額とする。

④避難宿泊費については実費を賠償するものとし、領収証がある場合には原則、記載金額を実費とするが、親族や知人宅の宿泊謝礼については1名当たり1泊6000円を上限とし、領収証がなく申立人の陳述のみによる場合には1名当たり1泊3000円を上限とする。

⑤生活費増加分のうち、ア.食料品については、原発事故前に米又は野菜について自家産品の使用又は交換等で調達をし、小売店で購入していなかった世帯について、同居家族4人以下の場合には、世帯当たり、米については年額4万円を、野菜については年額8万円を、同居家族5人以上の場合には、世帯当たり、米については年額6万円を、野菜については年額12万円を、それぞれ賠償することとする。

イ.水道代増加分については、長泥地区に上下水道が整備されていなかったことから、賠償額を一人当たり月額1500円又はこれを超える金額を示す領収証等による実額全額とする。

ウ.光熱費増加分及び通信費増加分については、領収証等によりこれを超える増加分が証明できる場合には、増加分の実額全額とする。

エ.役所若しくは病院への訪問又は家族間の相互訪問等のための交通費の出費を余儀なくされた場合には、一家族当たり月額1万円又は領収証等によりこれを超える増加分が証明できる場合には増加分の実額全額とする。

オ.避難により購入せざるを得なかった家財等購入費については賠償額を一家族当たり30万円又は領収証等によりこれを超える増加分が証明できる場合には実額全額とする。

カ.避難により購入せざるを得なかった衣類日用品の購入費については賠償額を一家族当たり月額2万円又は領収証等によりこれを超える増加分が証明できる場合には実額全額とする。

⑥生命・身体的損害のうち、通院慰謝料については、原発事故により避難を余儀なくされたために発症し、又は症状が悪化したことが診断書によって認められる傷害・疾病は、通院1回について1万円とし、上記以外の傷害・疾病及び上記基準で解決することが不相当なものについては個別に検討することとし、通院交通費は東京電力の基準による。

⑦弁護士費用については、その他の賠償額の合計の3%とする。

以下、一部の世帯について和解の概要を説明する。

5 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用		672,000	H23.5～H25.9	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	465,000	H23.3～H25.9	※2
全部和解	避難費用	水道代	261,000	H23.5～H25.9	※3
全部和解	避難費用	灯油代	65,250	H23.5～H25.9	※4
全部和解	避難費用	通信費増加費用	89,744	H23.4～H24.5	※5
全部和解	避難費用	交通費増加費用	320,000	H23.5～H25.9	※6
全部和解	避難費用	家財・被服・日用品購入費	765,408	H23.3～H25.9	※7
一部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H23.3～H29.5	※8
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H23.3～H29.5	※9
全部和解	財物損害	その他動産	3,808,426		※10
全部和解	財物損害	家財	8,150,000		※11
全部和解	財物損害	建物	43,568,449		※12
全部和解	財物損害	墓	2,400,000		※13
全部和解	財物損害	追加的費用	10,000		※14
全部和解	帰宅費用		792,000	H24.6～H29.5	※15

小計 67,967,277

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H23.3～H29.5	※8
全部和解	精神的損害	増額分	2,050,000	H23.3～H29.5	※9
全部和解	帰宅費用		792,000	H24.6～H29.5	※15

小計 8,842,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H23.3～H29.5	※8
全部和解	精神的損害	増額分	500,000	H23.3～H29.5	※9
全部和解	帰宅費用		792,000	H24.6～H29.5	※15

小計 7,292,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H23.3～H29.5	※8
全部和解	精神的損害	増額分	500,000	H23.3～H29.5	※9
全部和解	帰宅費用		792,000	H24.6～H29.5	※15

小計 7,292,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H23.3～H29.5	※8
全部和解	精神的損害	増額分	1,000,000	H23.3～H29.5	※9
全部和解	帰宅費用		692,000	H24.6～H29.5	※15

小計 7,692,000

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	基本部分	6,000,000	H23.3～H29.5	※8
全部和解	精神的損害	増額分	1,430,000	H23.3～H29.5	※9
全部和解	財物損害	土地	12,791,076		※16
全部和解	財物損害	建物	22,734,725		※12
全部和解	財物損害	その他	400,000		※17
全部和解	帰宅費用		792,000	H24.6～H29.5	※15

小計 44,147,801

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	143,233,078
	弁護士費用	3,504,551
	手続内で処理された既払金合計額	50,000

※1 中間指針第3の3

上記対象期間である29か月間中、申立人A及びBは、避難先の福島市から自動車ですら毎月少な

くとも1回は一時帰宅をしているところ、その一時帰宅費用について、解決基準③に基づき合計71万2000円（各月1回目の立ち入りについては、一人当たり1回1万円であり、1万円×29か月×2人＝58万円となる。各月2回目以降は片道3000円であり、22回分の一時帰宅費用は3000円×2（往復分）×22回＝13万2000円となる。）と算定した上、既払金4万円を控除した67万2000円を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難により米及び野菜の自家栽培ができなくなり、これにより増加した申立人らの食費増加費用について、解決基準⑤アに基づき46万5000円（5人以上の同居家族、米・野菜の増加費用は18万円であるところ、31か月分を算定したもの）を認める和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

水道料金増加費用について、解決基準⑤イに基づき26万1000円（月額1500円×6人×29か月）円を認める和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

避難前は薪で風呂を焚いていたが避難後は灯油を用いらざるを得なくなったことにより増加した灯油代増加費用について、6万5250円（1か月当たりの増加費用を2250円とした上、29か月分を算定したもの）を認める和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

避難により携帯電話の利用が増加したことによる通信費増加費用について、原発事故前3か月の携帯電話利用料金の平均を用いて1か月当たりの基準額とし、同金額と原発事故後平成24年5月までの各月の実費の差額の合計額である8万9744円を認める和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2

申立人Fが避難先で通っていた小学校において平成23年5月からスクールバスの送迎がなくなったため、申立人Aが送迎する必要があるために増加した交通費として4万円を、更に平成23年6月以降の交通費増加費用として解決基準⑤エに基づき28万円（1か月1万円の28か月分）を認める和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の2

申立人らが避難中に購入した家財・衣類・日用品を購入した費用について、①領収書により購入した事実を確認することができる家財の購入費用として55万5776円、②領収書はないものの写真により購入の事実を確認することができる家財の購入費として10万円、③衣類・日用品購入費用として、解決基準⑤カに基づく24万円（2万円×12か月）と領収書により基準額を超える増加分の証明があった被服費について11万円の合計35万円と算定し、この合計額の100万5776円から既払金24万0368円を控除した76万5408円を認める和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の6

申立人らについて、中間指針第3の6に定める避難慰謝料月額10万円（平成24年6月から平成29年5月までの60か月分）を認める和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らについて、解決基準①に基づき50万円ないし100万円（申立人Eは未成年者であるため100万円となる。）が提示されたものである。

また、申立人Aについては上記50万円とは別にペット喪失に伴う慰謝料10万円の増額（ただし、申立人ら全員に発生した慰謝料を便宜的にAに支払うもの）が、申立人Bについては申立

人Fを介護していたことを理由に平成23年3月から平成25年8月末までの31か月分の慰謝料について月額5万円の合計155万円の増額が、申立人Fについては原発事故前は要支援2の認定を、原発事故後は要介護3の認定を受けていたことを理由に平成23年3月から平成25年8月末までの31か月分の慰謝料について月額3万円の合計93万円の増額が認められたものである。

※10 中間指針第3の10

申立人Aの所有していた農機具に係る財物損害について、農機具の種類に応じ耐用年数及び最終原価率を設定した上、原発事故までの使用年数を認定し原発事故時点の減価率を算定し、購入価格にこれに乗じることによって算出される金額を当該農機具の原発事故時価値とし、この価値が原発事故によって失われたとする和解案が提示されたものである。

※11 中間指針第3の10

申立人らの所有していた家財に係る財物損害について、東京電力が認める損害額を認める和解案が提示されたものである。

※12 中間指針第3の10

申立人Aが所有していた不動産（建物6棟）及び申立人Fが所有していた不動産（建物5棟）に係る財物損害について、居住建物について耐用年数を48年とし同期間経過後も80%の残存価値が残存すると評価する和解案が提示されたものである。

※13 中間指針第3の10

申立人Aが平成18年に240万円をかけて取得した墓に係る財物損害について、取得価格全額を損害額とする和解案が提示されたものである。

※14 中間指針第3の10

申立人Aが財物損害請求をするために要した費用について、直接請求手続で定型的に認められる金額を認める和解案が提示されたものである。

※15

申立人らの避難・帰宅等に係る費用として、平成24年9月25日付け東京電力プレスリリースの基準に基づき算定される金額が賠償されたものである。

※16 中間指針第3の10

申立人Fが所有していた不動産（土地2筆）に係る財物損害について、居住部分の宅地749.69㎡のうち241㎡については移転予定先である福島市における平均宅地価格を踏まえ財物価値の算定を行うなどした和解案が提示されたものである。

※17 中間指針第3の10

申立人Fが所有していた井戸に係る財物損害について、40万円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	961		
事案の概要	原発事故後、避難指示解除準備区域(檜葉町)の雇用主から事業再開の見込みが立たないことを理由に解雇されたが、いわき市で新たな事業を開始した同じ雇用主に再就職した申立人について、解雇通知の存在や再就職の経緯等から失職の事実を認めた上で、再就職後の就労が原発事故前と同等の内容及び安定性・継続性を有するものとはいえないとして、就労不能損害の算定において再就職後の収入が控除されずに賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H26.3.12	全部和解成立日	H26.8.6
事故時住所	檜葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	1,784,889	H23.6~H24.2	※1

小計 1,784,889

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,784,889
	弁護士費用	53,547
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人は、原発事故の影響により事業再開の見込みが立たなくなった勤務先に解雇され、解雇後同じ勤務先に再雇用されているが、解雇前に再雇用を約束されていた訳ではなく、申立人自ら求人情報を入手し面接試験を受けて原発事故前と異なる条件で採用されているのであるから、従前の雇用が継続している訳ではないなどと主張して、原発事故前の給与相当額の賠償を求めた。東京電力は、申立人は原発事故後から間断なく同じ勤務先に勤務しており、原発事故前以上の給与収入を得ているなどと主張して争った。パネルは、申立人は解雇され失職した後再就職したものであり、再就職後の就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものとはいえないと判断し、請求額全額の和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が、避難指示等により、あるいは、勤務先の営業損害により、就労が不能等となった場合には、その給与等の減収分は賠償すべき損害であると認めており、中間指針第二次追補第2の3Ⅱは、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしており、また、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、政府指示による避難者が、就労不能損害の算定期間中に、避難先等における就労によって得た給与等は、特段の事情のない限り、就労不能損害の損

害額から控除しないものとするを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	962		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)から関西地方に避難し、単身でマンションに居住していたが、結婚や子どもの出生等を契機として従前より床面積が広く賃料も高いマンションに転居した申立人について、申立人の転居には合理性が認められるとして、和解案提示時までの賃料増額分や引越費用等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.5.7	全部和解成立日	H26.8.12
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	宿泊費等	2,357,468	H25.6~H28.2	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	45,975	H26.3	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	278,700	H25.6~H26.7	※2
小計			2,682,143		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,682,143
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は、原発事故当時、家賃の負担なく戸建て住宅に居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、当初の避難先では避難者に対する誹謗中傷を受けたことから、平成26年3月に転居し避難先を変更したとして、家賃、仲介手数料、礼金及び引越費用について賠償を求めた。東京電力は、同月以降の避難先の住宅面積は、当初の避難先の住宅面積よりも広く、転居の必要性及び合理性が明らかでないとして、同月以降の増加した家賃、仲介手数料、礼金及び引越費用については否認して争った。パネルは、和解案提示月(平成26年7月)までの家賃については、転居後の家賃について、転居前の当初の避難先の家賃の範囲にとどまらず、それを超える金額についても賠償を認めて全額を、将来分の家賃については当初の避難先の家賃と同額を、仲介手数料、礼金及び引越費用については請求額の3割相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ②及び同③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担

した費用や、その他避難等によって生じた生活費増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

生活費増加費用として、避難先で負担した駐車場代及び駐車場事務手数料と、福島県内の家族に面会するための避難先からの交通費の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	963		
事案の概要	自主的避難等対象区域内の地方公共団体である申立人の下水道事業について、原発事故の寄与度を8割として、平成23年4月から平成24年3月までの間の逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2	第9の2(2)	

2 基本情報

申立日	H26.2.24	全部和解成立日	H26.8.13
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	自治体		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	民間企業と同様の立場で行う事業に関する損害	逸失利益	75,000,000	H23.4～H24.3	※1
小計			75,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	75,000,000
	弁護士費用	2,250,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第10の2

自主的避難等対象区域内の地方公共団体である申立人が、下水道事業について、原発事故に伴って住民が自主避難したこと等により下水道使用料の収入が減少したとして、これによって生じた平成23年4月から平成24年3月までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、相当因果関係自体は争わなかったが、震災の影響等、原発事故以外の要因が大きく影響しているとして、算定方法について意見を述べた。パネルは、原発事故がなければ平成23年度に得られたであろう収入(平成22年度収入〔決算事項別明細書〕に平成23年度における平成22年度比下水道普及率増加分〔公共下水道整備状況と題する資料〕相当額の売上げを加算して算出)と実際の収入〔決算事項別明細書〕の差額から、原発事故がなければ平成23年度にかかったであろう費用(平成22年度費用〔施設及び業務概況に関する調と題する資料〕に平成23年度における平成22年度比下水道普及率増加分〔公共下水道整備状況と題する資料〕相当額の費用を加算して算出)と実際の費用〔施設及び業務概況に関する調と題する資料〕の差額を控除した額について、原発事故の影響割合としておおむね8割を乗じて損害額とし、和解案を提示した。

中間指針第10の2は、地方公共団体が民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、中間指針で示された事業者等に関する基準に照らし、本件原発事故と相当因果関係が

認められる限り、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	964		
事案の概要	特定避難勧奨地点が多数設定されている南相馬市原町区大原地区に居住する申立人らについて、和解案提示時である平成26年7月まで一人当たり月額10万円の精神的損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の4(2)ウ
	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	H26.5.22	全部和解成立日	H26.8.20
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H26.2~H26.7	※1
全部和解	避難費用	食費増加費用	60,000	H26.2~H26.7	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	36,000	H26.2~H26.7	※2
小計			696,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H26.2~H26.7	※1
小計			600,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,296,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1

特定避難勧奨地点が多数存在する南相馬市原町区大原地区に居住する申立人らと東京電力の間で、申立人らの住居は特定避難勧奨地点に設定されていないものの、申立人らの正常な日常生活が阻害されていることを理由に平成23年10月から平成26年1月までを対象とする精神的損害及び生活費増加費用の賠償を認める和解が成立しているところ（公表番号907）、申立人らは、同年2月以降も上記和解で示された理由は継続しているとして、精神的損害及び生活費増加費用の賠償を請求した。東京電力は、中間指針第二次追補によると緊急時避難準備区域における精神的損害の賠償期間は平成24年8月末までを目安とするとされていること、特定避難勧奨地点は住居単位で設定される面的広がりがないものであり、特定避難勧奨地点の設定を受けている者と受けていない者とは基礎となる事情が異なり、同列に考えることはできないこと、前回和解仲介手続で示された和解案を受諾したのは解決金的性格を有するものとの理解であつ

たことを主張して争った。パネルは、南相馬市原町区大原地区の特定避難勧奨地点の指定が解除されていないこと、特定避難勧奨地点近隣で生活する申立人らが不安を感じたり、農作業等のために屋外へ出ることを躊躇したりするといった精神的苦痛は改善されていないことから、申立人の主張を合理的であると判断し、平成26年2月から和解案提示時点である同年7月まで月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6Ⅳ②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1(2)Ⅲは、緊急時避難準備区域についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、同備考3が参照する同(1)の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難費用として、食費増加費用、飲料水購入費用について、概算額での賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	965		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)で居住・勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先の要請に応じて自主的避難等対象区域(いわき市)での勤務を始め、そこでの就労を続けながら、週末には家族の避難先である埼玉県に通うという生活を約2年間にわたり送っていたが、体力的、精神的に限界を感じて平成25年5月に勤務先を退職したことなどを考慮し、退職と原発事故との間の因果関係を認め、就労不能損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.3.10	全部和解成立日	H26.8.21
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	3,829,077	H25.6~H26.2	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	286,000	H24.3~H24.5	※2

小計 4,115,077

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,115,077
	弁護士費用	123,453
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故当時、主に福島県内の原子力発電所構内における計測器のメンテナンス作業に従事するとともに、双葉町において妻、長男及び長女の家族4名で生活していたところ、原発事故後、勤務先の要請に応じて、妻子を避難先の埼玉県内に残し、いわき市に単身赴任して福島第一原子力発電所の原発事故処理作業に従事することとなった。申立人は、その後約2年間にわたり、週末に埼玉県に移動して妻子と生活を送るといった二重生活を送っていたが、体力的、精神的に限界を感じ、平成25年5月に勤務先を退職し、以後就労することができずにいたことから、原発事故によって減収が生じたとして就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、申立人が原発事故後も約2年間にわたって就労を継続し、その後自己都合で会社を退職していることから、避難指示等により就労ができなくなった場合には当たらず、また、原発事故と申立人の退職との間に相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、原発事故前後の申立人の生活状況及び勤務状況等、本件にあらわれた一切の事実を総合的に考慮し、原発事故と申立人の退職との間に相当因果関係を認め、申立人の請求を全て認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合には、給与等の減収分を賠償すべき損害と認め、また、同指針備考1は、就労の不能等には原発事故と相当因果関係のある離職も含まれるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

二重生活に係る家族間の移動費について、賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	966		
事案の概要	茨城県で魚を原料とする食品添加物を製造し、外国に輸出していた申立会社について、当該外国政府による水産物の輸入禁止措置の影響で輸出先の当該外国の企業から取引を停止されたことによって生じた営業損害等が賠償された事例(和解提示理由書あり・掲載番号29)。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	H26.1.22	全部和解成立日	H26.8.26
事故時住所	東京都		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		37,266,579	H25.9～H25.11	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	421,315	H25.9～H25.10	※1

小計 37,687,894

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	37,687,894
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2、中間指針第7の5

申立人は、南太平洋産及びインド洋産の魚を原料として茨城県内の工場で製造された食品添加物を仕入れて、乳児用食品を製造する外国企業に輸出していたところ、東京電力が福島第一原発から汚染水を海へ漏えいしていたことが表面化したのを契機として、当該外国企業が所在する国において、日本製食品に対する放射性物質による汚染の懸念が増大し、政府による茨城県等を産地とする水産物の輸入禁止がとられるなどの状況下で、当該外国企業から一時的に取引を停止されたとして、取引停止による逸失利益及び当該外国企業と交渉するための出張費の賠償を請求した。東京電力は、当該食品添加物の原料は南太平洋産及びインド洋産の魚であるので、当該外国企業は当該食品添加物が日本産であることのみを理由として輸入を一時停止しており、そのように日本からの輸出品全般について輸入を拒否する心理については、平均的・一般的な人を基準として合理性があるとはいえず、風評被害には当たらないなどと主張して争った。パネルは、当該外国の企業や消費者と日本人との間に情報格差が存在すること、当該食品添加物が、原発事故及び汚染水の海洋流出が発生した福島県の隣県において、汚染水との関連のイメージが強い魚を原料として製造されたものであることから、当該食品添加物を敬遠し、日本産の成分を

含まない他の乳児用食品を購入したくなる当該外国の消費者心理を踏まえ、申立人による科学的資料が提示されていない段階で、長期間の在庫保管が困難な当該食品添加物の輸入取引を一時停止したくなる当該外国企業の心理は合理性を有しているとして、当該外国政府の輸入禁止の発表後3か月間に発生した逸失利益及び出張費と原発事故との相当因果関係を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、中間指針第7の2Ⅰ（農林漁業・食品産業の風評被害）及び中間指針第7の5Ⅱ（輸出に係る風評被害）の趣旨を踏まえた上で、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	967		
事案の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)の学校法人である申立人について、風評被害により留学生を含む生徒数が減少し、授業料免除措置を余儀なくされたことなどを考慮し、平成24年度の逸失利益につき、原発事故の寄与度を8割とする和解が成立した事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第6の2	

2 基本情報

申立日	H26.2.7	全部和解成立日	H26.8.27
事故時住所	郡山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		16,527,558	H24.4～H25.3	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		2,781,598	H24.4～H25.3	※1
全部和解	風評被害・逸失利益		3,697,834	H24.4～H25.3	※1
小計			23,006,990		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	23,006,990
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、原発事故時、郡山市で複数の専門学校等を営んでいた学校法人であるが、そのうち3校において原発事故による風評被害により生徒数が減少し、授業料免除措置を余儀なくされたなどとして、平成24年度の逸失利益を請求した〔計算書類、入学者推移表〕。東京電力は、生徒数の減少は平成22年度に多かった生徒が卒業したことによる反動であり風評被害との主張の根拠が欠ける、学校全体としては風評被害による大きな減少はみられない、入学金等の学費免除措置は申立人の経営判断である、対象者には震災被災者も含んでおり原因の全てが原発事故にあると考えるのは合理的でない〔入学金免除制度案内、特待生制度のお知らせ、福島県民経済計算の概要〕などと主張し、減収分と原発事故との相当因果関係を認めることは困難であると主張して争った。パネルは、原発事故以前において申立人の業績が右肩上がりであったことも考慮し、原発事故の影響割合を8割として3校それぞれに損害額を算定した和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害につい

ては、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	968		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)で釣舟業を営んでいる申立人について、原発事故の影響により売上がなかった期間中に申立人が支出した費用のうち、東京電力の本賠償手続において変動費に振り分けられたものを固定費に分類し直すなどして貢献利益率を再計算し、広告宣伝費や船の維持費等の追加的費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H25.10.31	全部和解成立日	H26.8.28
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	24,255	H23.3～H25.8	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	139,577	H23.3～H25.8	※1
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	3,364,926	H23.3～H25.8	※1
小計			3,528,758		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,528,758
	弁護士費用	105,863
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の4

申立人は、いわき市で釣舟業を営んでいるところ、原発事故に伴う風評被害により客が減少したが、営業継続のため支出せざるを得なかった追加的費用として、①広告宣伝費〔領収証〕、②釣り餌の購入費〔納品書、請求書、領収書〕、③釣り船のガソリン代〔領収書〕、無線電波利用料〔請求書、領収証〕及び釣り船の維持費〔請求書、領収証〕等の賠償を請求した。東京電力は、①広告宣伝費については原発事故との間に相当因果関係がないと主張して否認し、②釣り餌の購入費、③釣り船のガソリン代、無線電波利用料及び釣り船の維持費についても、東京電力に対する直接請求において営業損害の賠償として支払済みであると主張して争った。パネルは、①広告宣伝費については原発事故との相当因果関係を認め、②釣り餌の購入費、③釣り船のガソリン代、無線電波利用料及び釣り船の維持費についても、申立人が支出した費用を再検討し、東京電力における直接請求手続において変動費に分類されているが固定費に分類すべき費用を見直すなどして貢献利益率を再計算し、算定された賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①及び中間指針第7の1 IV①は、サービス業等において、福島県に所在す

る拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害のうち、必要かつ合理的な範囲の追加的費用については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第7の1、第7の4）

申立人は、釣り餌の保管のためにかかった電気代、船舶の定期検査費用、小型船舶操縦士免許及び無線局免許の各更新費用の賠償を求めた。東京電力は、直接請求手続における営業損害の賠償として支払済みであると主張して争った。パネルは和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	969		
事案の概要	居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人ら(父母とその娘)のうち、父が経営する会社で稼働し、原発事故前から父が経営する会社を継ぐ予定であった娘について、避難先で知り合った夫と結婚した後も避難慰謝料の賠償継続が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.2.3	全部和解成立日	H26.8.28
事故時住所	浪江町 ほか		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	混合		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,245,544	H24.9~H26.3	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	144,396	H24.9~H25.12	※3
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	390,541	H24.9~H25.12	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H24.9~H26.5	※1
全部和解	財物損害	その他	140,000		※4
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	7,500,006	H24.9~H26.2	※5

小計 11,520,487

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H24.9~H26.5	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	2,059,686	H24.9~H26.2	※5

小計 4,159,686

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H24.9~H26.5	※1
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	2,430,000	H24.9~H26.2	※5

小計 4,530,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		13,281,330	H24.9～H27.2	※6
全部和解	一時立入費用	交通費	37,884	H25.5～H25.12	※3
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	30,750	H25.12	※3
小計			13,349,964		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	33,560,137
	弁護士費用	1,006,804
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人Cは原発事故により避難を余儀なくされたとして申立時までの日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、申立人Cが平成25年11月に結婚して東京に移住したことから、これにより避難生活は終了したとし、同年12月以降の日常生活阻害慰謝料は発生しないと主張して争った。パネルは、申立人Cが将来自宅に戻り家業を継ぐ意向があること等の事情から結婚後も避難生活は継続していると判断し、結婚後の同月以降の日常生活阻害慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者に対し、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

避難に伴う転居に伴う転居先の賃料、駐車場代、礼服等の費用について、生活費増加費用として賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の3

申立人Aが、自宅へ一時立入りをした際に支出した交通費及び宿泊費並びに自身の経営する申立人Dの施設管理のためにDの所在地に一時立入りをした際に支出した交通費及び宿泊費について、一時立入費用の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の10

財物賠償として、自宅にあった浄化槽の価値下落分の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の8

申立人A、B及びCが避難により失職して生じた就労不能損害について、減収分の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の7

申立人Aが経営する申立人Dについて、申立人Aが避難したため事業を停止したことにより発生した営業損害（逸失利益）の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	970		
事案の概要	中部地方に居住している申立人について、平成23年4月には旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の実家に戻り、同区内の会社に就職する予定であったが、原発事故により内定が取り消され、実家での生活も断念せざるを得なかったことなどを考慮し、旧緊急時避難準備区域からの避難者と同視して、平成24年8月までの精神的損害が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	

2 基本情報

申立日	H26.2.6	全部和解成立日	H26.9.2
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,800,000	H23.3~H24.8	※1
小計			1,800,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,800,000
	弁護士費用	54,000
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故当時、住民票上の住所地は南相馬市内に置きつつも、中部地方に居住し、平成23年4月には緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の実家に戻り、同区内の会社に就職して新生活をする予定であったが〔内定先会社担当者陳述書〕、原発事故により内定が取り消され〔内定先会社担当者陳述書〕、実家での生活も断念せざるを得なかったとして、緊急時避難準備区域からの他の避難者と同様の平成24年8月までの日常生活阻害慰謝料を請求した。東京電力は、申立人が、原発事故当時、中部地方で就職して生活しており、「避難指示等により避難等を余儀なくされた」避難等対象者に当たらないこと及び内定したことや内定が取消しになった事実も不明であるとし、仮に認めるとしても、割合的解決として5割であると主張して争った。パネルは、申立人が平成23年4月から南相馬に戻ることは確実であったと判断し、緊急時避難準備区域からの避難者と同じ、平成24年8月までの精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3 [避難等対象者] は、原発事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者としており、中間指針第3の6 I ①は、避難指示等により避難等を余儀なくされた対象者(避難等対象者)が受けた精神的苦痛のうち、原発事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく

阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべき損害と認めているところ、これらの趣旨に沿った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	971		
事案の概要	申立人が所有する帰還困難区域(大熊町)の土地の財物損害について、登記上の地目は山林となっていたが、航空写真や公図等の客観的資料のほか、購入当時の別荘販売の情報誌に当該土地を含む地域を別荘地として販売している旨の記載があることなどの事情を考慮し、現況宅地と認定して賠償額が算定された事例。		
紹介箇所	第1の12(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.2.27	全部和解成立日	H26.9.4
事故時住所	福島市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	混合		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	1,476,580		※1

小計 1,476,580

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,476,580
	弁護士費用	44,297
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人は、昭和51年、大熊町に別荘建築用の土地（登記上の地目は山林。以下「本件土地」という。）を購入し、それ以来所有し続けていたものの〔契約書、登記済権利証、固定資産評価証明書〕、原発事故により本件土地所在地が帰還困難区域に指定されたことから、本件土地を使用することが不可能になり、それによって本件土地の価値の全部が失われたとして、財物損害の賠償を求めた。なお申立人は、本件土地について、登記上の地目は山林であるが、別荘地として分譲販売されていたものであること〔地積図、別荘地のパンフレット〕や、電気・水道等の生活インフラは既に整っていること〔物件説明書〕からすれば、和解金額の算定に当たっては、山林ではなく、宅地と評価されるべきであると主張した。東京電力は、本件土地の宅地造成又は整地工事の実施の有無が不明であることから、同土地を宅地と評価することはできないと主張して争った。パネルは、航空写真及び住宅地図から、本件土地の周辺に数軒の住宅が建っていることが確認でき、また、申立人提出資料から、本件土地は電気・ガス・水道の利用が可能な状態であることや、本件土地の販売の際、同時に複数の区画が販売されていたことが認められるとして、本件土地が、別荘地として販売されていたことは明らかであり、宅地であることを前提とした賠償が適当であるとした上で、本件土地の最寄り（本件土地から約2km）である地価調査基準地の平成22年度価格を参考として和解金額を算定し、和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる

場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分について賠償すべき損害であるとした上で、同備考5で、損害の基準となる財物の価値は、原発事故時点における財物の時価に相当する額とすべきであるとしており、かつ、中間指針第二次追補第2の4 Iは、帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、原発事故発生直前の価値を基準として原発事故により100%減少(全損)したものと推認することができるとしているところ、登記上の地目が山林である本件土地を、周辺状況等から、宅地に準じる土地であると認定した上で、宅地であることを前提とした原発事故時点における時価に相当する額を、和解金額としたものである。

1 事案の概要

公表番号	972		
事案の概要	宮城県で海産物を原料とする肥料等を製造販売している申立会社について、津波被害の影響等も考慮した上で原発事故の寄与度を6割と認定し、風評被害による逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)イ		

2 基本情報

申立日	H26.3.5	全部和解成立日	H26.9.4
事故時住所	宮城県気仙沼市		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		650,760	H23.3～H25.2	※1

小計 650,760

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	650,760
	弁護士費用	19,523
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の1、中間指針第7の2、中間指針第三次追補第2

申立人は、宮城県気仙沼市で採れた養殖かきの殻を原料とする農業用有機石灰肥料（以下「かき殻石灰肥料」という。）の製造・販売等を行う会社であるところ、原発事故に基づく風評被害により三陸産のかきを使用したかき殻石灰肥料の使用が控えられ、売上げが減少したとして〔陳述書等〕、風評被害に基づく営業損害の賠償を請求した。東京電力は、宮城県におけるかきの養殖が津波で大きな影響を受けたことがかき殻石灰肥料の売上減少に影響しているなどと主張して争った。パネルは、原発事故とかき殻石灰肥料の売上減少との間に一定の相当因果関係があると認めたものの、津波による影響も否定できないとして、原発事故の影響割合を6割と認定して算定した賠償額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の1Ⅲ②は、風評被害について、同第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するものとしており、これを受けて、中間指針第7の2Ⅰ①ivは福島県等において産出された水産物（食用及び飼料用。以下同じ）について原発事故との相当因果関係が原則として認められる類型であるとした上で、中間指針第三次追補第2Ⅰ①vは宮城県産の水産物について、原発事故との相当因果関係が原則として認められる類型に該当するとしており、また、中間指針第7の1備考4は、原発事故と他原因との双方の影響が認めら

れる場合には、原発事故と相当因果関係のある範囲で賠償すべき損害と認められるとしているところ、パネルが宮城県産の水産物が原発事故との相当因果関係が原則として認められる類型であるとされていることを踏まえた上で、中間指針第7の1に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	973		
事案の概要	群馬県で食肉の流通業を営んでいる申立会社について、原発事故の風評被害により食肉の取扱量が減少したとして、平成25年9月以降の逸失利益につき、原発事故の寄与度を7割とする和解が成立した事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ウ		

2 基本情報

申立日	H26.3.10	全部和解成立日	H26.9.5
事故時住所	群馬県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		90,056,219	H25.9～H25.12	※1

小計 90,056,219

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	90,056,219
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

申立人は、群馬県内において食肉の流通業を営む会社であるところ、原発事故の風評被害により買い控えや外国の輸入制限が生じ、本件請求期間（平成25年9月から同年12月まで）においてもいまだ売上高が原発事故前の水準に戻らないこと等を主張して、1億2365万1741円の営業損害（逸失利益）の賠償を求めた。東京電力は、答弁書においては原発事故との相当因果関係を否認したものの、口頭審理期日を経た結果、賠償すること自体は認め、ただし、輸出について口蹄疫の影響があること、肉牛についてO157等の価格下落要素もあること、今回の請求期間が原発事故から2年半経過した後のものであること等から、原発事故の影響割合を7割と主張し、申立人の請求金額に7割を乗じた9005万6219円の賠償を提案した。パネルは、本件に顕れた一切の事情を総合的に考慮し、原発事故の影響割合を7割と判断して損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の2IVは、農林水産物・食品の流通業において、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、消費者又は取引先が、当該産品等について、原発事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、原発事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	974		
事案の概要	南相馬市鹿島区にある自宅敷地の除染を自主的に行った申立人について、業者の請求書や領収書、除染作業の状況や除染作業中における放射線量の測定結果を撮影した写真、業者の作業日報等の証拠に基づき、請求額と同額の除染費用(木材伐採、枝葉処理、木の根おこし、整地、庭の除染に係る費用)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第11の1(2)		

2 基本情報

申立日	H26.5.7	全部和解成立日	H26.9.5
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	除染費用		1,627,000	H25.12~H26.2	※1
小計			1,627,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,627,000
	弁護士費用	48,810
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故の影響により、平成26年1月時点において、自宅敷地内で毎時1マイクロシーベルトを超える放射線が計測されたため、業者に依頼し、自宅敷地内の除染(樹木伐採、枝葉処理、木の根おこし、庭石の洗浄、庭土の入替え処理)を実施し、その費用の支出を余儀なくされたと主張した。東京電力は、南相馬市が「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく汚染状況重点調査地域に指定され、国及び地方公共団体等の調整の下に除染が実施される地域とされているため、原則として個人が実施した除染費用を賠償することはできないこと、上記作業が原発事故から3年程度経過した時期に行われており、当該作業の必要性、有用性や除染との関連性に疑問があること等を主張しながらも、申立人の主張を基礎づける資料の提出を待った上でパネルの見解も踏まえて判断する旨回答した。パネルは、申立人から提出された業者の請求書や領収書、除染作業の状況や除染作業中における放射線量の測定結果を撮影した写真、業者の作業日報等の資料に基づき、申立人が当該作業のために支出した費用全額について原発事故との相当因果関係があると判断した上で、申立人が前記除染の際に業者から取得した領収証を東京電力に交付すること、また、申立人が東京電力に対して同一内容の除染費用の重複請求を行わない誓約をすること等により、東京電力が二重払いの危険を負わないように配慮しつつ、同費用相当額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅱは、対象区域内の財物が放射性物質に曝露した場合等に生じた除染等の必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第二次追

補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	975		
事案の概要	帰還困難区域で稲刈り等の農作業を手伝い、手間賃を得ていた高齢の申立人について、原発事故がなければ平成25年も農作業を手伝い、従前と同水準の手間賃を得た蓋然性が高いとして、同年分の逸失利益の賠償が認められた事例(なお、平成23年分及び平成24年分の逸失利益については、既に当センターで和解が成立し、本件と同水準の賠償が認められている。)		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ア)		

2 基本情報

申立日	H26.5.28	全部和解成立日	H26.9.5
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		700,000	H25.1～H25.12	※1
小計			700,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	700,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は帰還困難区域内の複数の農林業者から、稲刈り・刈り取ったモミの運搬等を毎年継続的に依頼され、稲刈り等の量に応じた出来高払いで手間賃として収入を得ていた〔当該農林業者5名の自署のある証明書〕が、原発事故により収入を得られなくなったとして逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、証拠である上記証明書の証明力が低いことを理由に争ったが、仮に一定の損害が生じていることを認めるのであれば、証拠の証明力が低いこと、確定申告を行えば一定の経費が存すること、そして申立人が高齢であり原発事故の有無を問わず事業を継続できていたかどうか疑問が残ること等を考慮し、大幅に減額されれば賠償を認めると留保した。パネルは、諸般の事情を考慮して70万円の和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	976		
事案の概要	帰還困難区域から避難した申立人ら(夫婦とその子1名)のうち夫婦の避難慰謝料について、夫婦がともに重度の身体障害を有し、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きく、その状況は将来においても継続することが見込まれるとして、平成29年5月まで月10割の増額が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)		

2 基本情報

申立日	H26.1.20	全部和解成立日	H26.9.11
事故時住所	福島県		
申立人人数	3	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	7,500,000	H23.3~H29.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	7,500,000	H23.3~H29.5	※1
小計			15,000,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	7,500,000	H23.3~H29.5	※1
全部和解	精神的損害	増額分	7,500,000	H23.3~H29.5	※1
小計			15,000,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,200,000	H23.3~H26.8	※2
全部和解	精神的損害	増額分	4,200,000	H23.3~H26.8	※2
小計			8,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	38,400,000
	弁護士費用	567,000
	手続内で処理された既払金合計額	19,500,000

※1 中間指針第3の6、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

視覚障害があり全盲〔身体障害者手帳〕の申立人A及びBは、原発事故により避難生活を余儀なくされ苦痛を受けたとして、精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人A及びBにつ

いて一人当たり月額2万円を増額した月額12万円の賠償を認めた。パネルは、平成23年3月から将来分も含めた平成29年5月（直接請求手続において支払われていた期間）まで一人当たり月額10万円（避難所等において避難生活をしてきた平成23年3月分から同年7月分までは8万円）を増額した月額20万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（避難所等において避難生活をした期間は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた額よりも増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cは、申立人A及びBの付添介護を行ったとして、精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、当初は、恒常的に介護を行ったわけではないとして増額を否認したが、後に、介護者として月額2万円を増額した月額12万円の賠償を認めた。パネルは、平成23年3月から和解案提示月の平成26年8月まで月額10万円（避難所等において避難生活をしてきた平成23年3月分から同年7月分までは8万円）を増額した月額20万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（避難所等において避難生活をした期間は12万円）としており、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、身体又は精神の障害のある者の介護を恒常的に行い、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、目安とされた額よりも増額することができることを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	977		
事案の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から東京都に避難した申立人ら(夫婦とその子2名の世帯)について、持病をもつ妻と子1名のために良好な環境を求めていわき市に移転したという経緯や、原発事故により家族が持病を抱えた状態で避難生活を送っていることなどの原発事故後の状況等を考慮し、精神的損害が中間指針第一次追補において示された額よりも世帯全体として40万円増額された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H26.3.17	全部和解成立日	H26.9.11
事故時住所	いわき市		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3~H24.8	※1
小計			40,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3~H24.8	※1
小計			40,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		40,000	H23.3~H24.8	※1
小計			40,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難雑費		440,000	H24.1~H25.10	※2
全部和解	その他		40,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	その他		80,000	H24.1~H24.8	※1
小計			560,000		

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	400,000	H23.3~H26.3	※3
小計			400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,080,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準を踏まえ、追加的費用等として一人4万円、精神的損害等として子供一人8万円の追加賠償を認めたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

持病〔診断書、医療券等〕をもつ妻と子1名のために原発事故前に良好な環境を求めていわき市に移転していたという経緯や、原発事故により家族が持病を抱えた状態で避難生活を送っていること等の原発事故後の状況等を考慮し、避難雑費の賠償対象期間を申立人Dが19歳となる平成25年10月までとする和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第一次追補第2、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主的避難により被った精神的損害の賠償を求めた。東京電力は、平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースの基準に基づく賠償金の限度で支払う旨を主張した。パネルは、賠償済みである中間指針第一次追補第2記載の損害額のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額に加え、持病〔診断書、医療券等〕をもつ妻と子1名のために原発事故前に良好な環境を求めていわき市に移転していたという経緯や、原発事故により家族が持病を抱えた状態で避難生活を送っていること等の原発事故後の状況等を考慮し、精神的損害について、世帯全体として40万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第一次追補第2及び中間指針第二次追補第3に従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	978		
事案の概要	外壁のない工場で食品加工を行っていたが、放射能汚染を懸念した複数の取引先からの要請を受けて上記工場を解体し、新たな工場を再築した自主的避難等対象区域(伊達市)にある申立会社について、工場に外壁のみを設置する工事が困難であったことなどの事情を考慮し、工場の建て直し費用(解体及び再築の費用)の8割が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	H26.4.15	全部和解成立日	H26.9.12
事故時住所	伊達市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用	その他	22,192,800		※1

小計 22,192,800

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	22,192,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2

伊達市で外壁のない工場にて食品加工業を営んでいた申立人が、原発事故による放射能汚染を懸念した取引先より外壁を備えた工場での食品加工ができない場合には、取引を中止するとの通知を受けた〔取引先からの確認書〕ので、上記工場の解体費用及び新たな工場の建築費用〔工事請負契約書、見積書〕の賠償を求めた。東京電力は、当初、営業損害を支払済みであること、震災による損壊を契機としていること、新規事業資産の取得、解体・新設の必要性・合理性について疑問があること及び除染・防染目的を超える付加価値が生じていることを理由にして原発事故との相当因果関係自体を争ったが、後にパネルの意見を尊重し、従前の工場の解体及び新たな工場の建築と原発事故との相当因果関係は認めた上で、原発事故の影響割合は3割を超えては認められるべきではないと主張して争った。パネルは、原発事故の影響割合を8割と認定し、請求金額の8割の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ③ i 及びIVは、食品製造業において、加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するものについて、消費者又は取引先より商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた取引数量の減少又は取引価格の低下による必要かつ合理的な範囲の追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	979		
事案の概要	千葉県で大根の生産販売をしている申立人について、売上は原発事故前より増加していたが、売上の増加は作付面積の拡大により生じたのであり、原発事故の風評被害がなければ更に売上が増加していた蓋然性が高いとして、出荷できなかった大根の廃棄費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(ウ)	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H25.12.12	全部和解成立日	H26.9.18
事故時住所	千葉県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		2,184,000	H23.5～H23.6	※1

小計 2,184,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,184,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、総括基準（営業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について）

千葉県で大根の生産販売をしている申立人が、風評被害による売上減少〔買取販売代金精算書、確定申告書、単位面積当たり収量、作付場所、面積等に関する申立人作成資料、写真、千葉県内のJAからの電話聴取書〕に伴い発生した大根廃棄費用等の賠償を求めた。東京電力は、千葉県の農家に対し既に一定の賠償をしていること、千葉県の大根について出荷制限指示が出ていないこと、千葉県が実施した放射性物質検査において、申立人の栽培エリアで基準値を超える放射性物質が検出されていないこと、申立人の原発事故後の売上げが原発事故前より増加していることから風評被害による損害はないと主張し、また、原発事故後の出荷不能、圃場廃棄に関する客観的資料の提出がなければ、損害の発生を確認できないと主張して争った。パネルは、売上げの増加は作付面積の拡大に伴うものであり、原発事故の風評被害がなければ更に売上げが増加していた蓋然性が高いと認定した上で、出荷できずに廃棄した大根に係る逸失利益の賠償を認め、他方、廃棄量に関する客観的資料がないことから、請求額に対し3割の減額調整をした金額で、和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① i は、千葉県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また、総括基準（営

業損害算定の際の原発事故がなければ得られたであろう収入額の認定方法について) は、原発事故がなければ得られたであろう収入額については、複数の合理的な算定方法が存在するのが通常であり、その算定方法の選択はパネルの合理的な裁量に委ねられるとし、平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合には適宜の金額を足した額を原発事故がなければ得られたであろう収入額として選択しても、特段の事情のない限りパネルの判断は合理的なものと推定されるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	980		
事案の概要	帰還困難区域(双葉町)から避難した申立人ら(夫婦)のうち、原発事故後に避難先で新たな仕事を始め、収入を得ている夫について、避難先における就労が従前と同等の内容を有するものではないとして、原発事故後の収入を控除せずに請求のあった平成26年3月までの就労不能損害が算定された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H26.5.2	全部和解成立日	H26.9.18
事故時住所	双葉町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	7,000,000		※2
全部和解	就労不能損害	減収分	1,285,200	H25.6～H26.3	※1
小計			8,285,200		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	7,000,000		※2
全部和解	就労不能損害	減収分	961,530	H25.6～H26.3	※3
小計			7,961,530		

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	119,877	H25.6～H26.3	※4
全部和解	避難費用	交通費	51,546	H25.6～H26.3	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	157,960	H25.6～H26.3	※4
全部和解	避難費用	その他	54,396	H24.10～H26.3	※4
全部和解	一時立入費用	交通費	100,000	H25.6～H26.3	※5
全部和解	財物損害	家財	3,448,000		※6
小計			3,931,779		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	20,178,509
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人Aは、原発事故当時双葉町に居住し、南相馬市の勤務先で就労していたところ、原発事故により避難を強いられたことで勤務先の退職を余儀なくされた〔就労状況証明書〕として、就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、平成26年3月は原発事故から3年が経過して雇用環境が原発事故直後に比べ改善していること及び申立人Aが避難後の再就職先で原発事故当時よりも高額収入を得ていること〔平成23年分源泉徴収票、平成25年分源泉徴収票〕等から、平成26年3月分の損害について争った。パネルは、申立人Aの職務内容が変わった上に夜勤になり、原発事故後の方が負担が増えていること等を考慮し、平成26年3月分も含め、請求どおりの損害を認めた。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認め、中間指針第二次追補第2の3Ⅱは、勤労者による就労が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしており、また、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、就労不能損害の算定期間中に、避難先等における就労（転職や臨時的就労を含む）によって得た利益や給与等は、当該就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情のない限り、就労不能損害の損害額から控除しないものとするとしており、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第四次追補第2の1

中間指針第四次追補第2の1Ⅰに基づき、帰還困難区域に住居があった者に対する精神的賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3

申立人Bの就労不能損害（減収分）について、特別の努力を考慮して請求どおりの賠償が認められたものである。

※4 中間指針第3の2

避難生活に伴う生活費増加費用等について、必要かつ合理的な範囲で賠償が認められたものである。

※5 中間指針第3の3

一時立ち入りのために負担した費用について、必要かつ合理的な範囲で賠償が認められたものである。

※6 中間指針第3の10

避難指示に伴い管理不能となったため価値が全部失われた家財（仏壇）について、現実に価値を喪失した部分及び必要かつ合理的な範囲の追加費用が賠償が認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	981		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の申立人について、帰還困難区域から避難した高齢の母を受け入れ、同居することとなったが、持病が悪化した母の介護を行うため、平成24年8月に勤務先を退職せざるを得なくなったことなどの事情を考慮し、請求のあった平成25年9月までの就労不能損害として給与相当額の7割が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(イ)	第1の10(2)ウ(オ)	

2 基本情報

申立日	H25.11.15	全部和解成立日	H26.9.19
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	就労不能損害	減収分	2,695,542	H24.9～H25.9	※1
小計			2,695,542		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,695,542
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8

申立人は、原発事故により避難を余儀なくされた両親を受け入れ、平成23年5月頃から同居することとなったが、母が難病を患っていたことから、母の介護に専念するため、平成24年8月に退職を余儀なくされたとして、就労不能損害を請求した。東京電力は、母の持病は原発事故前から生じていたものであり、原発事故により持病が悪化したとの事情が見受けられず、同居及び退職も申立人の自らの意思によるものであり、損害と原発事故との相当因果関係はないと主張して争った。パネルは、原発事故の影響割合を7割として損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能等となった場合の減収分の賠償を認めているところ、その趣旨を踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	982		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、障害を持つ子を同市内の施設に通わせていた申立人について、避難先から戻り、再び同じ施設を利用することとなったものの、原発事故の影響で施設の利用に係る費用が値上がりし、または新たな費用を負担せざるを得なくなり、他の施設を利用することも子の障害の状況等からすれば困難であったとして、増加した費用の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)イ(イ)	第1の4(2)ウ

2 基本情報

申立日	H26.3.31	全部和解成立日	H26.9.19
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	436,830	H24.12~H26.2	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,080,000	H23.3~H24.8	※2
小計			1,516,830		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,516,830
	弁護士費用	45,505
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人は原発事故時、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、障害を持つ子〔療育手帳〕を同市内の施設に通わせていたが〔利用規定、陳述書、運営規程〕、原発事故後、避難先から戻り、再び同じ施設を利用することとなったものの、原発事故の影響で施設の職員数が減少したために国から施設への給付け金が減少したことから、施設の利用に係る費用(①施設利用料、②食費増加分、③ショートステイ代、④送迎代)が値上がりし〔利用規定、陳述書〕、さらに新たな費用(⑤旅行代〔ちらし〕、⑥送迎費用〔ネット地図〕、⑦物品購入費〔写真〕)を負担せざるを得なくなったとして、増加した費用の賠償を請求した。東京電力は、答弁書において、原発事故と費用増加の相当因果関係が認められないなど主張として上記①から⑦の各費用の賠償義務を争ったが、最終的に①、③、④及び⑦については賠償することを認め、⑥については移動距離1kmについて22円の計算により算出された金額を賠償することを認めた。パネルは、申立人の子の状況等から、他の施設を利用することは困難であると判断し、①、③、④及び⑦について申立人請求金額どおりの賠償を認め、②については弁当持参日を除いた範囲で賠償を認め、⑤については申立人請求金額の5割の割合で賠償を認め、⑥については移動距離1kmについて22円の計算により算出された金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が、避難等によって生活費が増加した部分があれば、その増加費用が賠償すべき損害と定めており、また、中間指針第3の2 IIIは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記のとおり申立人の子の状況等から特段の事情があると判断され、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	983		
事案の概要	父が仕事のために県南地域(西白河郡西郷村)の自宅に残り、母と子供4名が平成23年3月に関西地方に避難したため、二重生活となった申立人らについて、自宅付近の線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上あることなどを考慮し、申立ての前月である平成25年10月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(1)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ウ	第10の2(3)ク	

2 基本情報

申立日	H25.11.15	全部和解成立日	H26.9.26
事故時住所	西郷村		
申立人人数	6	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1

小計 40,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	40,000	H23.3~H23.12	※1

小計 40,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1

小計 200,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1

小計 200,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3~H23.12	※1

小計 200,000

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			200,000		

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	106,150	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	面会交通費	628,630	H23.3～H25.10	※2
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	800,000	H23.3～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	304,000	H23.3～H25.10	※2
全部和解	生活費増加費用	教育費	40,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	生活費増加費用	住居費	880,000	H24.1～H25.10	※2
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	300,000	H24.1～H24.12	※2
全部和解	生活費増加費用	二重生活に伴う増加分	450,000	H24.1～H25.10	※2
全部和解	避難雑費		1,760,000	H24.1～H25.10	※2
小計			5,268,780		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,148,780
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	800,000

※1 中間指針第一次追補第2

申立人らは、原発事故当時、自主的避難等対象区域以外の地域に居住していたが、パネルは、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、中間指針第一次追補第2記載の損害のうち精神的苦痛に対する慰謝料に相当する額を認めた。

中間指針第一次追補第2は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第一次追補第2、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）、中間指針第二次追補第3

申立人らは、自主避難の実行により負担した、避難費用、生活費増加費用等について賠償を求めた。東京電力は、県南地域については、平成24年6月11日付け東京電力プレスリリースの基準に基づく妊婦・子供一人20万円、平成25年2月13日付けプレスリリースの基準に基づく大人一人4万円を超える請求について争った。パネルは、避難前住居の原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報等の要素を総合的に考慮して、自主

的避難等対象区域に住居があった者と同等であるとして、申立ての前月である平成25年10月までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目については、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認められるとしており、さらに、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	984		
事案の概要	工事現場用設備等のリース業を営んでいる申立会社について、原発事故前に旧警戒区域内の工事現場に設置した設備が回収不能となったことによる財物損害と当該設備のリース料を売上減少分とする逸失利益が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の12(2)ア(ア)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H26.1.6	全部和解成立日	H26.9.26
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	その他動産	1,390,220		※1
全部和解	営業損害・逸失利益		372,360	H23.3～H24.3	※2
小計			1,762,580		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,762,580
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の10

申立人は、原発事故当時、仙台市で工事現場用設備等のリース業を営んでいたところ、旧警戒区域内を現場とする取引先にリースした仮設トイレ、安全備品セット、看板セット、敷鉄板の回収が不能となったとして財物損害の賠償を求めた〔設備のパンフレット、納品書、返却確認書、工期確認書〕。東京電力は、仮設トイレについては、リース契約の存否及び内容が不明でありリースされたものか、販売されたものかが判然としないこと、安全備品セットについては、申立人が主張する金額の妥当性が不明であること、看板セットについては、金額の妥当性が不明であること、鉄板については、大きさや重さ等が分からず価値が不明であること等を主張し、東京電力に対する直接請求手続上の賠償基準における、少額資産の最低保証額である10万円の賠償にとどまると主張して争った。パネルは、証拠及び双方の主張を考慮して取得価格の5割を残存価格として損害賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これ

に従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、原発事故当時、仙台市で工事現場用設備等のリース業を営んでいたところ、旧警戒区域内の取引先が営業できなくなったことから、原発事故がなければ原発事故後1年間は固定的に仕事の受注があったはずであるとして、原発事故後1年間の当該設備のリース料を売上減少分とする営業損害の賠償を求めた〔解体受注元帳票、工事下請基本契約書、注文明細、決算報告書、勘定科目内訳明細書〕。東京電力は、取引先とのリース契約の存否や内容が確認できないこと、地震の影響も考えられるため原発事故がなければ原発事故後1年間現場の工事が継続していた蓋然性が高いといえるか定かではないこと、申立人は原発事故後増収となっており減少率から損害額を検討することは妥当でないこと、貢献利益率は42%が妥当であることを主張して争った。パネルは、証拠及び双方の主張を考慮して貢献利益率を58%として損害賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7 I は、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害とし、上記減収分は、原則として、原発事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、原発事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額（原発事故により負担を免れた費用）を控除した額としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	985		
事案の概要	葛尾村に居住していた申立人らの所有する不動産、家財、農機具等の財物について、いずれも原発事故後6年間は使用することができないとして価値減少率を全損と評価した上で、財物損害が賠償された事例(上記申立人らを含む集団申立ての和解案提示理由書(掲載番号30)に和解案の理由(財物損害の価値減少率について)が示されている。)		
紹介箇所	第1の12(2)エ(ア)	第1の12(2)エ(イ)	第1の12(2)オ(ア)
	第1の12(2)オ(ウ)	第11の4(2)	

2 基本情報

申立日	H25.9.11	全部和解成立日	H26.10.21
事故時住所	葛尾村		
申立人人数	101	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 申立て概要及び審理方針

本件は、葛尾村に居住していた住民のうち101名による集団申立てがされた事案であり、同種の3件の申立てと併せて合計207名について審理がされた。

申立内容は、申立人らが所有する不動産、家財、農機具等の財物損害であり、これらについて帰還困難区域と同等の賠償を求めるものである。

パネルは、申立初期の段階から審理方針を当事者に示すとともに、申立人らに対して個別の釈明のほか、一律次の釈明を求めた。

すなわち、①土地及び建物について、取得経緯、原発事故当時の使用状況、修繕履歴等を明らかにするよう求めるとともに、登記簿謄本、固定資産評価証明書、公図、写真等の疎明資料を求め、②住居確保損害に関連して、避難指示解除後の帰還可能性(帰還意思)について、原発事故前の生活状況、原発事故による生活状況の変化の内容、現在の避難先を選択した理由等を明らかにした上で回答するよう求め、③家財について、高額家財の有無、一般的な家庭よりも多くの家財が存在するか否かなどを明らかにするよう求め、④農機具について、種類、商品名、型番、台数、購入時期、購入金額、原発事故時を起算点とする使用可能見込年数を明らかにするよう求めるとともに、当該農機具の写真、購入契約書、領収証等の疎明資料の提出を求めるなどした。

以上の審理を経て、パネルは平成26年8月6日に、葛尾村に所在する申立人らの所有する不動産は、仮に「かつらお再生戦略プラン」において想定されている平成28年4月に避難指示解除がされたとしても従前の生活基盤を取り戻すには時間を要すること、住民の多くが積極的な帰還の意思を示していないこと等から、平成29年3月末までに帰還することは困難というべきであり、価値減少率については全損と評価する和解案を、和解案提示理由書(掲載番号30)とともに提示した。

その他、パネルの示した和解案の基本的な考え方は次のとおりである。

①宅地については、原則として、当該土地の平成22年度固定資産税評価額に1.43を乗じることによって算出し、更に移住の選択も合理的な判断の一つと認められる場合は、移住先の土地単価と当該土地単価の差額に250(250㎡分に相当)を乗じることにより算出される金額

を加算する。

②主たる居住用建物については、原則として、(ア) 対象となる建物について、直接請求基準による算定額を基にして、当該建物の新築相当価格を算定(固定資産税評価ベースの場合は割り戻し計算を行い、平均新築単価ベースの場合は158,800円に床面積を乗じる方法)し、(イ)次に上記(ア)で算定される各新築相当価格を基に、同価格が48年間で、最終残価率4割まで下落するという設定で、当該建物の原発事故時価格を算定し、(ウ)その上で、それぞれ算定した当該建物の原発事故時価格を比較し、より高い金額を賠償額とする。ただし、申立人において移住の選択も合理的な判断の一つと認められる場合は、上記(イ)において、最終残価率を8割としてそれぞれ算定し、より高い金額を賠償額とする。

③主たる居住用建物以外の居住用建物及び非居住用建物については、直接請求基準における二種の算定方法(平均新築単価ベース又は固定資産税評価ベース)を比較し、より高い金額を賠償額とする。

④構築物・庭木については、直接請求基準による算定額(平均新築単価ベース)と直接請求基準による算定額(固定資産税評価ベース)とを比較し、より高額となる方を賠償額とする。

⑤井戸については、写真で存在が確認できた場合、1基40万円(構築物・庭木分含む。)とする。

⑥合併浄化槽については、直接請求基準を採用する。

⑦農機具については、(ア)写真及び購入資料がある場合は、耐用年数を原則30年(ただし、トラクターについては40年とする。)、最終残価率を原則2割(ただし、購入価格が10万円未満のものは7割とする。)として定額法を用いて算定(ただし、原発事故時点で購入から3年を経過していないものについては、購入価格を賠償額として減価させない。)し、(イ)写真はあるものの購入資料のない場合は、申立人主張の購入価格を基に上記(ア)の算定方式によって算出した金額の7割を賠償額とする。

本件は、平成26年10月に、実質的な審理開始(パネルの指名)から約7か月の審理期間で終結した。

以下、一部の世帯について和解の概要を説明する。

4 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	財物損害	土地	4,236,931		※1
全部和解	財物損害	土地	2,118,463		※2
全部和解	財物損害	建物	26,358,203		※2
全部和解	財物損害	その他動産	5,559,487		※2
全部和解	財物損害	家財	5,950,000		※3
全部和解	財物損害	その他動産	1,000,000		※4
全部和解	財物損害	その他動産	243,000		※4
全部和解	財物損害	その他動産	400,000		※4
全部和解	財物損害	その他動産	550,904		※5

小計 46,416,988

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	46,416,988
	弁護士費用	1,259,010
	手続内で処理された既払金合計額	4,450,000

※1 中間指針第3の10、中間指針第二次追補第2の4

申立人A及びBの所有する土地について、東京電力が答弁書において、経済産業省の平成24年7月20日付け「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」に基づいて賠償することを認めたため、早期一部和解が成立したものである。

※2 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故発生当時、葛尾村に土地及び建物を所有し生活していたところ、原発事故によって、土地及び建物が汚染され除染の見通しがたっていないこと、コミュニティーが崩壊し通常の社会生活を村で再開するのは長期にわたり困難であること等を理由に、土地、建物等の財物損害の賠償を請求し、それらの価値減少率については帰還困難区域同様に全損とした上で、土地は申立人らのほとんどが郡山市に避難していること又は郡山市に移住する予定であることを前提に郡山市の公示価格での賠償を、建物及び構築物・庭木は損失補償基準を基にした金額での賠償を請求した。東京電力は、土地、建物及び構築物・庭木の価値減少率については経済産業省の平成24年7月20日付け「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」に基づく範囲でのみ賠償を認め、移住に伴う加算は原則として現実に費用が発生しない限りは賠償の対象外である旨を主張した。

パネルは、上記3記載の基本的な考え方に基づき、申立人A及びBについて、移住の合理性について判断できないとして中間指針第四次追補に基づく賠償は和解対象外とし、土地及び構築物・庭木については東京電力の直接請求の基準で、現に居住に用いていた建物については最終残価率4割で計算した和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償

すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人らは、原発事故により家財の価値が失われたとして、財団法人損害保険料率算出機構作成に係る調査を基に算定した金額について損害賠償を請求した。東京電力は、直接請求の基準に基づいて、避難区域に応じた賠償額を認める旨を主張した。パネルは、申立人らの生活環境等を考慮し、帰還困難区域における賠償と同等の金額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10 I は、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は、賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の10

トイレ、合併浄化槽及び井戸について、避難に伴い管理が不能になり価値を喪失したとして価値減少率を全損とした上で、上記3記載の基本的な考え方にに基づき、トイレ及び合併浄化槽については申立人A、Bの請求額どおりの金額で、井戸2基については、1基を40万円とし、もう1基は東京電力の直接請求の基準で賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の10

農機具について、避難に伴い管理が不能になり価値を喪失したとして価値減少率を全損とした上で、上記3記載の基本的な考え方にに基づき賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	986		
事案の概要	会津地域で幼稚園を運営する申立法人について、砂場の入換え工事、園庭の除草作業の委託、外壁の洗浄や再塗装等の園舎除染工事に係る費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア	第11の1(2)	

2 基本情報

申立日	H26.3.31	全部和解成立日	H26.10.1
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・追加的費用		3,141,780	H23.6～H23.12	※1

小計 3,141,780

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,141,780
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4、中間指針第二次追補第4

申立人は、原発事故時、会津若松市で幼稚園を営んでいたところ、平成23年中に実施した砂場の砂の入れ替え費用、園庭の除草作業費用及び園舎除染工事費用（屋根、外壁、軒天放射能除染、塗装工事部分のみ）を請求した〔見積書、請求書、振込依頼書等〕。東京電力は、申立人が経営する幼稚園が避難指示区域にも自主的避難等対象区域にも指定されていない会津若松市に所在すること、同市が汚染状況重点調査地域の指定も受けていないこと、砂の入れ替えや除草時の具体的な放射線量が明らかではないこと、屋根や壁の除染のために塗装まで行う必要はないこと等を理由に、これらの工事を行う必要性合理性を認めることはできないと主張して争った。パネルは、当時の状況等を考慮して必要性合理性を認め、請求額全額を認める和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、サービス業において、福島県に所在する拠点で提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めており、中間指針第二次追補第4は、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去、汚染の拡散の防止の措置）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は、賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目

申立人は、本件和解仲介手続に関する申立書の作成を司法書士に依頼した費用を請求したが、東京電力は争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	987		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人の平成23年3月から平成24年8月までの間の日常生活阻害慰謝料につき、持病により透析治療を受けていたこと及び家族との別離を余儀なくされたことなどを考慮し、平成23年8月までは月額10割、同年9月以降は月額2割の増額が認められ、さらに、避難先の医療体制の不備により精神的・肉体的苦痛を被り、不自由な生活を強いられたことについての慰謝料として、一時金20万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(ア)	第1の8(2)オ	第1の8(2)カ

2 基本情報

申立日	H26.4.4	全部和解成立日	H26.10.1
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	940,000	H23.3~H24.8	※1
全部和解	精神的損害	その他	200,000		※2

小計 1,140,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,140,000
	弁護士費用	34,200
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人は、原発事故当時に透析治療を要する持病を有していたことや同居していた家族と離れ離れに避難したこと等を理由に、平成23年3月から平成26年1月までの精神的損害(増額分を含む)の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第二次追補等を踏まえ、精神的損害の終期は平成24年8月末とするのが合理的であり、増額分については東京電力プレスリリースの基準に基づき月額2万円を支払うなどと主張して、一部を認めなかった。パネルは、提出された診断書や陳述書等の内容を踏まえ、申立人が透析治療を要する持病を抱えながら避難所等を含む過酷な避難生活を余儀なくされたことや避難に伴い家族と別離せざるを得なかった事情等を考慮し、日常生活阻害慰謝料として、避難期間である平成23年3月から同年8月まで月額10割、帰還後の同年9月から平成24年8月まで月額2割の増額分をそれぞれ認めた。

中間指針第3の6は、精神的損害の具体的な損害額の目安を月額10万円とし、同指針第二次追補第2の1(2)は、第2期において帰還した場合は個別具体的な事情に応じて賠償の対象となり得るとしており、また、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、身体の障害、重

度又は中程度の持病、家族の別離等の事由があり、かつ通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において目安とされた額よりも増額することができるとしており、これらを踏まえた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、精神的損害の賠償請求の理由として、避難先における医療体制の不備等も主張した。東京電力は、前記※1のとおり主張して争った。パネルは、提出された陳述書等の内容を踏まえ、申立人が避難先で十分な治療を受けることができなかったことや長距離の通院を強いられたこと等の事情を考慮し、前記※1の日常生活阻害慰謝料増額分とは別途、慰謝料として一時金20万円の賠償を認めた。

中間指針第3の6の備考11は、中間指針に明記されていないその他の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外に原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6の備考11を適用して、別途賠償の対象とすることができるとしているところ、これらを踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	988		
事案の概要	会津地域で光学部品を仕入れ、光学機器メーカーに納入していた申立会社について、仕入先が主に福島県内の業者であること、唯一の納入先が外資系メーカーであること、納入していた部品は主に輸出向けの製品に使用されるものであることなどを考慮し、納入先からの受注減少により生じた平成24年12月から平成25年7月までの間の逸失利益につき、原発事故の寄与度を9割として算定した賠償額の和解が成立した事例。		
紹介箇所	第5の4(2)ア		

2 基本情報

申立日	H26.4.22	全部和解成立日	H26.10.6
事故時住所	会津若松市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益	逸失利益	8,200,000	H24.12~H25.7	※1

小計 8,200,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,200,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の4

申立人は、会津地域で光学部品を仕入れ、光学機器メーカーに納入していた専門商社であるところ、風評被害により納入先からの受注が減少したとして、平成24年12月から平成25年7月までの間の営業損害(逸失利益)の賠償を求めた。東京電力は、減収は取引先の経営判断に基づくもので、風評被害による減収ではないと主張して争った。パネルは、申立人の仕入先が主に福島県内の業者であること、唯一の納入先が外資系メーカーであること、納入していた部品は主に輸出向けの製品に使用されるものであること等から、減収と原発事故との相当因果関係を認め、原発事故の影響割合を9割として算定の上、和解案を提示した。

中間指針第7の4 I ①は、製造業、サービス業等において、福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において原発事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による損害については、原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	989		
事案の概要	栃木県北部で観光ホテル等の取引先に酒類や調味料を販売する申立会社について、申立会社の規模や原発事故前の取引状況等に照らし、他の地域で代替取引先を開拓することは困難であったとして、平成23年3月から平成24年3月までの間の営業損害として、風評被害による観光客等の減少により取引先の売上が減少したことに伴う逸失利益(間接損害)の8割(原発事故の寄与度)が賠償された事例。		
紹介箇所	第6の2		

2 基本情報

申立日	H26.5.12	全部和解成立日	H26.10.6
事故時住所	栃木県大田原市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	間接被害・逸失利益		2,159,817	H23.3~H24.3	※1

小計 2,159,817

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,159,817
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8

申立人は、ホテル等に酒類や調味料等の卸売販売をする事業を行っていたところ、原発事故の影響のために栃木県北部及び福島県所在の取引先（以下「本件取引先」という。）の来客数が減少したことにより、申立人と本件取引先との間の取引量も減少して営業損害（間接被害）が生じたとして、売上減少に係る逸失利益〔原発事故前後の決算報告書、本件取引先に係る取引先別売上比較表等〕の賠償を請求した。東京電力は、申立人の事業は、特定の地域のみを販売地域とする性格の事業ではなく、また、販売先が限定される性格の事業ではない上に、申立人の経済的基盤が本件取引先のみによって成り立っていたことも確認することができないことから、申立人の事業について、本件取引先との取引に代替性がないとはいえ、営業損害（間接被害）には当たらないと主張して争った。パネルは、申立人の経済的基盤が主に本件取引先に依拠していると判断し、本件取引先を第一次被害者と認定した上で、代替性を否定して、営業損害（間接被害）を認め、貢献利益率を14%、原発事故の影響割合を8割として、平成23年3月から平成24年3月までの営業損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第8のⅡは、間接被害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、間接被害についても原発事故との相当因果関係のある損害と認められるとし、

また、事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたものと認められる場合には、上記場合に該当すると規定しているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	990		
事案の概要	関東地方においてパン等の製造販売業を営む申立人について、中国及び韓国の輸入制限措置によりパン製品を輸出できなくなったことに伴う平成23年4月から同年12月までの間の逸失利益の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	H26.3.11	全部和解成立日	H26.10.7
事故時住所	群馬県高崎市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	製造業・加工業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		12,916,800	H23.4～H23.12	※1
小計			12,916,800		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,916,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の5、中間指針第7の1

申立人は群馬県内でパンの輸出業を営んでいたところ、輸出先である中国及び韓国で日本産の食品が輸入禁止となり、平成23年3月以降出荷停止となったため、風評被害による逸失利益の賠償を請求した。東京電力は、申立人の売上が原発事故前より増加していること、原発事故前中国及び韓国に輸出していた製品を原発事故後国内又は他国に販売していた可能性もあること等から、損害の発生及び原発事故との間の相当因果関係を争った。パネルは、損害の発生及び原発事故との間に相当因果関係があると判断し、平成23年4月から同年12月までの間の逸失利益について、原発事故前の輸出実績(数量、単価等)を踏まえて算定した損害額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の5 IIは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた減収分について原則として原発事故との相当因果関係を認めるとしているが、他方、中間指針第7の1 III②においては、風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型についても、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、上記のとおり認定をした上で、これに

従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	991		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域に居住する申立人ら(親子)のうち、原発事故後に郡山市内の学校に進学した子について、帰還困難区域を迂回する経路で通学することは困難であり、郡山市にアパートを借りざるを得なくなったとして、新たに購入した家財の購入費やアパートの家賃等の生活費増加費用が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	

2 基本情報

申立日	H26.5.2	全部和解成立日	H26.10.8
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	800,000	H26.1～H26.9	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	218,308	H26.1～H26.9	※2

小計 1,018,308

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,018,308
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、郡山市内の学校に進学した申立人C(子)について、自宅から同校へは帰還困難区域を迂回する経路で通学する必要があるところ、当該経路で通学するには片道数時間を要することから、当該経路で通学することを断念し、郡山市にアパートを借りて通学せざるを得なくなったなどと主張して、アパートの家賃等賃借費用や新たに購入した家財の購入費用に係る賠償を求めた。東京電力は、仮に帰還困難区域を迂回せずに通学するとしても、通学に長時間を要することに変わりはないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの主張を認め、家賃等賃借費用と家財購入費用の合計額から郡山市への転居によって免れた交通費相当額を控除した残額を損害額として認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めており、また、中間指針第3の2 IIIは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては上記の申立人Cの状況等から特段の事情があると判断され、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

中間指針第3の2は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに準じて、自宅のバルコニー修繕費用相当額を損害として認める和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、第3の10）

申立人らは、平成24年9月以降の期間に係る精神的損害の発生を主張してその賠償を求めたところ、東京電力は避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないところ、申立人らについては特段の事情がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

※4 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の10）

申立人らは、垣根等の財物損害の発生を主張してその賠償を求めたところ、東京電力は、相当因果関係がないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	992		
事案の概要	腎臓移植後の経過観察等のために定期的に仙台市内の病院に通院していた自主的避難等対象区域(いわき市)の申立人について、原発事故の影響により仙台市までの交通路の変更を余儀なくされ、移動距離が従来よりも往復で約100キロメートル増加したとして、平成26年8月までの通院交通費の増加分(ガソリン代と高速道路料金)が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)イ		

2 基本情報

申立日	H26.7.30	全部和解成立日	H26.10.8
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	その他	105,000	H23.3~H26.8	※1

小計 105,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	105,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第一次追補第2、総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)、中間指針第二次追補第3

申立人は、原発事故前、腎臓移植後の経過観察等のために定期的に仙台市内の病院に通院していたところ〔診療費請求書兼領収書〕、原発事故の影響により仙台市までの交通路の変更を余儀なくされたとして、通院交通費の増加分(ガソリン代と高速道路料金)の賠償を求めた。東京電力は、中間指針第一次追補に示された額を上回る賠償については、個別に事情を確認の上別途検討するとして認否を留保した。パネルは、原発事故の影響により通院のための交通路の変更を余儀なくされ、移動距離が従来よりも往復で約100キロメートル増加したとして、平成26年8月までの通院交通費の増加分(ガソリン代と高速道路料金)として合理的と認められる額を認める和解案を提示した。

中間指針第一次追補第2及び総括基準(自主的避難を実行した者がいる場合の細目について)は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められるとしており、また、中間指針第二次追補第3は平成24年1月以降に関する自主的避難等による損害について平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	993		
事案の概要	帰還困難区域で各種催事の運営等を行うとともに原発事故の数か月前から整体院を経営していた申立会社について、原発事故によりすべての事業を停止したことに伴う逸失利益のほか、整体院の開業準備費用(資格取得費用、建物の内装工事費用、ベッド代金等)等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)ア(ク)	第1の9(2)オ(エ)	第1の12(2)オ(ウ)

2 基本情報

申立日	H26.4.1	全部和解成立日	H26.10.17
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・逸失利益		3,070,206	H23.3~H26.9	※1
全部和解	財物損害	その他	3,679,186		※2
小計			6,749,392		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,749,392
	弁護士費用	202,482
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、双葉町において催事運営等の事業を行っていた法人であり、平成22年6月に申立人の代表者らが整体療術師の資格を取得して、同年11月からは整体院も始めたところ、原発事故により整体院の営業ができなくなったとして、営業損害の賠償を求めた。東京電力は、平成22年3月期決算の売上高を基準とすると申立人に減収は生じていないと主張して争った。パネルは、減収と原発事故との相当因果関係を認め、平成23年3月期決算〔決算報告書〕を基準として、売上高から経費等を差し引き、1年分の営業利益と減価償却費を算出して、これに対象期間を乗じて損害額を算定の上、和解案を提示した。

中間指針第3の7 Iは、対象区域内で事業を営んでいた者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、双葉町において催事運営等の事業を行っていた法人であるが、平成22年6月に申立人の代表者らが整体療術師の資格を取得し、同年11月からは整体院も始めたところ、原発事

故により整体院の営業の停止を余儀なくされ、再開の見込みもないとして、整体院を始めた際の開業準備費用（①車両代〔登録事項等証明書、自動車価格月報〕、②内装工事代金〔見積書、領収書〕、③書籍・テキスト代〔決算報告書〕、④整体ベッド代〔領収書〕、⑤整体療術受講料認定料〔領収書〕）の賠償を求めた。東京電力は、①及び④の賠償は認めたが、②については賠償金額の算定方法を争い、③及び⑤は損害の発生を否認した。パネルは、損害の発生を認めた上で、①③④⑤は請求額のとおり、②については、建物の修繕・メンテナンス工事に相当する工事代金を控除した額を損害と認めて和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難を余儀なくされたことにより避難区域内の財物の管理が不能となり、財物の価値の全部又は一部が喪失したと認められる場合には現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	994		
事案の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難し、失職した申立人について、避難先での仕事は知人の仕事を手伝う程度であり、就職活動を継続して行っているものの安定した職を見つけることができずにいることなどの事情を考慮し、平成26年3月以降の就労不能損害の算定において中間収入の全部が控除されずに賠償された事例。		
紹介箇所	第1の10(2)ア(ウ)	第1の10(2)ウ(エ)	

2 基本情報

申立日	H26.6.5	全部和解成立日	H26.10.22
事故時住所	大熊町		
申立人人数	4	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	7,000,000		※2
全部和解	避難費用	宿泊費等	3,450,000		※2
全部和解	就労不能損害	減収分	945,208	H26.3～H26.5	※1
小計			11,395,208		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	7,000,000		※2
全部和解	就労不能損害	減収分	300,000	H26.3～H26.5	※2
小計			7,300,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	7,000,000		※2
全部和解	その他		400,000	H23.4～H23.12	※2
小計			7,400,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	7,000,000		※2
全部和解	その他		400,000	H23.4～H23.12	※2
小計			7,400,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	33,495,208
	弁護士費用	1,004,857
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人Aは、原発事故当時大熊町所在の会社に勤務していたが、原発事故により同社の継続が不可能となったため失職し減収が生じたとして、平成26年3月から同年5月までの期間の就労不能損害の賠償を求めた。東京電力は、同期間の就労不能損害の発生自体は認めるものの、損害額については、申立人Aが同期間に勤務して得た収入は控除されるべきであると主張して争った。パネルは、申立人Aが避難先でハローワークや知人等を通じて就職活動を継続したもののなかなか就職先を見つけることができず、平成26年4月から知人が請け負っている仕事を日雇いで手伝い始めたものの、社会保険等も未加入で、現場が終われば収入も途絶えるという状況であったこと等を考慮し、申立人Aの上記就労は特別の努力によるものと認められるとして、同期間に申立人Aが得た収入を控除することなく原発事故当時の収入全額を就労不能損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の8は、勤労者が避難指示等により就労が不能となった場合の減収分の賠償を認め、中間指針第二次追補第2の3Ⅱは、就労不能等に伴う損害を被った勤労者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しないなどの合理的かつ柔軟な対応が必要であると定め、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、政府指示による避難者が、就労不能損害の算定期間中に、避難先等における就労によって得た給与等は、原発事故がなくても当該就労が実行されたことが見込まれるとか、当該就労が従来と同等の内容及び安定性・継続性を有するものであるなどの特段の事情のない限り、就労不能損害の損害額から控除しないものとするところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2、中間指針第3の8、中間指針第一次追補第2、中間指針第四次追補第2の1、同第2の2

申立人らは、原発事故当時大熊町に居住していたが、原発事故により避難及び移住を余儀なくされ、申立人Bは、原発事故当時大熊町でパートとして勤務していたが、原発事故により勤務が不可能となったため失職し減収が生じたとして、①申立人ら全員について中間指針第四次追補第2の1Ⅰ①に基づく精神的損害、②申立人Aについて借家に係る住居確保損害、③申立人C及びDについて自主的避難等対象区域に避難して滞在していたことに基づく精神的損害（平成23年4月から同年12月まで）、④申立人Bについて就労不能損害（平成26年3月から同年5月まで）の賠償を請求した。東京電力は、これらの請求を争わず、パネルは、請求を全て認める和解案を提示した。

1 事案の概要

公表番号	995		
事案の概要	旧緊急時避難準備区域(南相馬市)で美容用品の販売等を営み、原発事故後、福島県内に営業所を増設した申立会社について、営業所の増設は、避難による従業員の退職、避難先からの遠距離通勤による従業員の負担の増大等といった状況の中で事業を維持していくために必要な措置であったとして、増設した営業所の開設費用等の一部が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の9(2)イ(ア)	第1の9(2)イ(イ)	

2 基本情報

申立日	H26.6.12	全部和解成立日	H26.10.24
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用	4,500,000		※1
全部和解	営業損害・追加的費用	事業拠点移転費用		H25.4～H26.7	※1
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費		H25.3～H26.7	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費		H24.8～H26.7	※2
全部和解	営業損害・追加的費用	従業員に係る追加的経費		H25.3～H26.7	※2
小計			4,500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の7

申立人は、宮城県仙台市に本店を置き、緊急時避難準備区域(南相馬市)の営業所で美容用品の販売等を営んでいたところ、原発事故により避難した従業員の遠距離通勤による負担が増大するなどした状況の中で、事業を維持していくために必要な措置であるとして、郡山市に営業所を増設し、増設費用〔領収証〕及び運営費用(家賃)〔賃貸借契約書、領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、営業所の増設は申立人の経営判断によるものであり原発事故との間に相当因果関係がなく、また、従業員の原発事故時住所があった緊急時避難準備区域は平成23年9月30日に解除されているため避難継続の合理性がないと主張して争った。パネルは、従業員の避難継続

の合理性を認めた上で、事業継続のために郡山市で営業所を増設する必要性を認め、請求金額の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業への支障を避けるために生じた追加的費用（事業拠点の移転費用等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の7

申立人は、宮城県仙台市に本店を置き、緊急時避難準備区域（南相馬市）の営業所で美容用品の販売等を営んでいたところ、原発事故により避難した従業員の通勤費増加費用〔ガソリン代請求書、振替口座通帳の写し〕、早出や残業の際の宿泊費〔領収証〕、通勤距離増加に伴うタイヤ摩耗によるタイヤ交換費用〔領収証〕の賠償を求めた。東京電力は、従業員の避難継続の必要性が不明であり、また、宿泊の必要性がないなどと主張して争った。パネルは、従業員の避難継続の合理性及び宿泊の必要性を認め、請求金額の一部を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅱは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用（従業員に係る追加的な経費等）は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	996		
事案の概要	千葉県で漁業等を営む申立人について、平成23年の事業全体の売上高は原発事故前である平成22年より増加しているものの、それは風評被害による漁業の売上減少に直面した申立人が他の事業を本格的に開始したことによるものであるとして、平成23年5月までの漁業の売上減少に伴う逸失利益について、原発事故の寄与度を7割として算出された損害額での和解が成立した事例。		
紹介箇所	第1の9(2)オ(イ)	第5の2(2)イ	

2 基本情報

申立日	H26.5.22	全部和解成立日	H26.10.27
事故時住所	千葉県館山市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		296,434	H23.3～H23.5	※1

小計 296,434

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	296,434
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第7の2、中間指針第二次追補第2の2、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人は漁業等を行っており、毎年11月から翌年5月まで漁に出ているところ、原発事故後に販売先から千葉県産の魚の買い取りを拒否されたため漁に出ることができなかったとして、平成23年3月分から同年5月分までの逸失利益の賠償を求めた。東京電力は、申立人の漁業について風評被害を認めることは困難であり、また、申立人は原発事故後に特段の資本を投下せずにテングサ漁を開始して平成23年度は原発事故前よりも高い売上げがあったことから損害がないと主張して争った。パネルは、申立人の平成23年の事業全体の売上高は原発事故前である平成22年より増加しているものの、それは風評被害による漁業の売上減少に直面した申立人が他の事業を本格的に開始したことによるものであるとして、原発事故と漁業に係る減収との相当因果関係を認め、平成23年3月分から同年5月分までの漁業の売上減少に伴う逸失利益について、基準年とした平成22年の3月分から5月分までと平成23年の同期間の売上げとの差額〔通帳の売上入金記録〕から経費（基準年の経費率から算出）を差し引き、さらに原発事故の影響割合を7割として和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ④ivは、千葉県において産出された水産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めており、また中間指針第二次追補第2の2 IIは、中間指針第3の7の営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要であると定め、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、避難者が営業損害や就労不能損害の算定期間中に避難先等における営業・就労によって得た利益や給与等は、その額が多額であったり損害額を上回ったりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとしているところ、これらに従い、またその趣旨を踏まえた和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	997		
事案の概要	原発事故当時、親元を離れて旧警戒区域内の中学に通い、同区域内の高校に進学する予定であったが、原発事故後、いったんはその高校に進学したものの、避難先の実家に近い高校への転校を余儀なくされた高校生について、高校卒業時までの避難継続を認めて精神的損害等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(イ)		

2 基本情報

申立日	H26.5.1	全部和解成立日	H26.10.28
事故時住所	富岡町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	3,720,000	H23.3～H26.3	※1
全部和解	財物損害	家財	400,000		※2
小計			4,120,000		

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	20,000	H23.3	※3
全部和解	一時立入費用	交通費	100,000	H23.6～H23.11	※3
全部和解	一時立入費用	宿泊費用	5,000	H23.6	※3
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	567,918	H23.3～H26.3	※3
全部和解	その他		62,850		※4
小計			755,768		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,875,768
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,050,000

※1 中間指針第3の6

原発事故当時、福島県外の実家を離れて旧警戒区域内のスポーツの強豪校である中高一貫の中学校に通い、平成23年4月から同高校に進学する予定であった申立人Aは、原発事故後、実家に避難し、いったんは進学予定であった高校に入学したものの、平成23年4月には避難先の実家に近い高校への転校を余儀なくされたため、平成23年3月から高校を卒業した平成26

年3月まで月額10万円（ただし、平成23年3月は避難所等への避難があったため月額12万円とする。）の精神的損害を請求した。東京電力は、申立人Aが、実家に避難し、実家に近い高校への転校をした平成23年4月をもって避難は終了したと主張し、同年5月以降の精神的損害に係る請求について争った。パネルは、申立人Aがかねてからスポーツを継続するため進学を希望していた同高校に、原発事故後いったん進学したが転校を余儀なくされたこと、福島県教育委員会から元の高校が通学可能となり戻りたい場合は、再度転校することが可能との説明を受け、実際に再度転校することへの期待を持ち続けていたこと等から避難は継続しているとし、月額10万円の精神的損害を高校卒業時点である平成26年3月まで認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 I ④は、対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を賠償すべきと定めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

旧警戒区域の学生寮に存在した申立人Aの家財一式について賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2、中間指針第3の3

申立人ら（申立人B及びCは申立人Aの両親）の避難費用として、避難交通費、交通費増加分（学校説明会のための交通費、通学費増加分等）の賠償を、一時立入費用として、交通費、宿泊費の賠償を認めたものである。

※4

司法書士に本申立ての書面作成を依頼した際に、民事法律扶助を利用した費用を賠償したものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2）

申立人らは、新規購入した自家用車の購入費用の賠償を請求したところ、東京電力は争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	998		
事案の概要	コンサルタント業を営む申立人について、外国人が発注したヨットの建造を中国地方で行う事業についてのコンサルタント契約が原発事故の影響により解消されたとして、契約解消に伴う逸失利益の賠償が認められた事例(和解案提示理由書あり。掲載番号31)。		
紹介箇所	第5の4(2)イ	第6の2	

2 基本情報

申立日	H25.10.11	全部和解成立日	H26.10.29
事故時住所	神奈川県三浦郡葉山町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		30,240,000	H23.7～H25.6	※1

小計 30,240,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	30,240,000
	弁護士費用	907,200
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第8、中間指針第7の1

申立人Aは、日本国内で高級ヨットを建造する外国企業の日本法人であるクライアントに対し、ビジネス上の助言や広報等のコンサルタント業務を行って報酬を得ていたところ、原発事故により、外国人発注者が放射能汚染を恐れて日本国内でのヨット建造に反対して日本でのヨット建造が中止となったことにより、クライアントからコンサルタント契約を解消されたとして、3.9か月分のコンサルタント報酬の逸失利益の賠償を求めた〔コンサルタント契約書、通帳の報酬入金記録、税務申告書類等〕。東京電力は、クライアントのヨット建造場所が原発事故発生地から離れた中国地方であったことから、日本でのヨット建造中止の判断に合理性はなく原発事故とコンサルタント契約解消との間に相当因果関係はなく、もし仮に相当因果関係が認められるとしても、申立人のクライアントとのコンサルタント契約が更新により継続された蓋然性が高かったといえる事情は特に認められず、賠償期間は1.2か月程度が相当であるなどと主張して争った。パネルは、海外在住の発注者が放射能汚染を懸念して日本でのヨット建造の中止を申し入れたことはやむを得ない行動であったとして、コンサルタント契約の解消に伴う逸失利益について原発事故との間の相当因果関係を認めた上で、貢献利益率を70%とし、契約継続の蓋然性の程度等を考慮して賠償期間を契約解消から2年間とし、原発事故の影響割合を考慮し(契

約解消後から1年間については7割、その後の1年間については5割とする。)、賠償を認める和解案を提示した(ただし、コンサルタント契約の当事者は、申立人Aではなく、申立人Aが代表を務める会社である申立人B(追加申立て)であったため、申立人Bを当事者とする和解案を提示した)。

中間指針第8は原発事故による第一次被害者と一定の経済的関係にあった第三者に生じた間接損害について、間接損害を受けた者の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合の間接損害の賠償を認めており、また、中間指針第7の1Ⅲ②は風評被害について、第7の2以降で各業種ごとに示す一定の範囲の類型以外の類型について、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、原発事故との相当因果関係を判断するとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	999		
事案の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦と子1名)について、平成23年4月に南相馬市小高区の実家の両親に子を預けて共働きを始める予定であったが、原発事故後、両親と離れて避難生活を送ることになったため、避難先での就労に当たり、子を保育園に預けざるを得ない状況となったことなどを考慮し、子が4歳になる平成24年度までの保育料等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	H26.1.29	全部和解成立日	H26.11.7
事故時住所	浪江町		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	避難費用	交通費	127,000	H23.3～H23.11	※1
早期一部和解	精神的損害	基本部分	3,620,000	H23.3～H26.2	※2
早期一部和解	就労不能損害	減収分	616,670	H23.5～H23.11	※3
早期一部和解	就労不能損害	追加的費用	106,638	H23.5～H23.11	※4
早期一部和解	財物損害	家財	4,750,000		※5
全部和解	就労不能損害	減収分	12,123,358	H23.3～H26.8	※3
全部和解	就労不能損害	追加的費用	380,849	H23.5～H25.12	※4

小計 21,724,515

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	3,620,000	H23.3～H26.2	※2

小計 3,620,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	基本部分	3,620,000	H23.3～H26.2	※2

小計 3,620,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	402,000	H23.10～H25.3	※6
小計			402,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	29,366,515
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	1,323,308

※1 中間指針第3の2

申立人らが対象区域から避難するために負担した交通費や家財道具移動費用が認められたものである。

※2 中間指針第3の6

正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛の賠償として、申立人らそれぞれに、月額10万円の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）

申立人Aが避難のため就労が不能になった期間の減収について、避難先における就労によって得た給与を特別の努力として、損害額から控除することなく、就労不能損害を認めたものである。

※4 中間指針第3の8

原発事故前は負担していなかった通勤交通費を負担せざるを得なくなったとして、必要かつ合理的な範囲の追加的費用として通勤交通費の賠償が認められたものである。

※5 中間指針第3の10

申立人らが所有していた家財について財物損害の賠償が認められたものである。

※6 中間指針第3の2

申立人A及びBは、平成23年4月から南相馬市小高区の申立人Aの実家に引っ越し、両親に申立人C（申立人A及びBの子）の面倒を見てもらいながら共働きを開始する予定であったが、原発事故により避難を余儀なくされ、両親との同居がかなわず申立人Cを保育園に預けざるを得なくなったとして、保育料相当額の賠償を請求した。東京電力は、平成23年4月に引っ越し予定であったのであれば、アパートの解約や引っ越し業者の見積等客観的に把握できる具体的事実及び資料があるはずであるが、それが無いことから、そもそも両親との同居が実現したか疑わしいと主張し、また仮に両親との同居が確実であることが確認できた場合であっても、就学まで幼稚園ないし保育園に通園しないということは通常でないから、原発事故がなくても支出していたであろう費用との差額で検討されるべきであると主張して争った。パネルは、小高区の実家に2棟の建物があること等から、原発事故がなければ両親と同居して申立人Cを預かってもらえた蓋然性は極めて高いとして、申立人Cが4歳になる平成24年度まで（平成25年3月まで）の保育料を損害として認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。